

6月25日付質問に対する回答

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月2日 15:41

宛先:

添付ファイル: 回答送付(6.25付質問).jtd (27 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 ■■■様、■■■様、■■■様

いつも大変お世話になっております。

先日いただきました、6月25日付質問に対する回答を添付しておりますので、よろしくご査収願います。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

■■■■■■■■■■
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: ■■■■■)

E-Mail: ■■■■■
.....

防衛省 担当者 殿

事務連絡
平成24年7月2日
内閣情報調査室

防衛省からの意見等（平成24年6月25日付け）に対する回答

標記について、貴省からの6月25日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

→ 記

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第36回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月6日 16:08

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (1 MB)

外務省 大臣官房総務課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第36回)を7月9日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第36回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月6日 16:08

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (1 MB)

防衛省 防衛政策局調査課 ■■■様、■■■様、■■■様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第36回)を7月9日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:.....)

E-Mail:.....
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第36回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月6日 16:07

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (1 MB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第36回)を7月9日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室
[REDACTED]

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:[REDACTED])

E-Mail:[REDACTED]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第36回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月6日 16:07

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (1 MB)

内閣官房副長官室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第36回)を7月9日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくご願ひ申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第36回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月6日 16:07

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (1 MB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第36回)を7月9日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第36回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月6日 16:07

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (1 MB)

内閣副長官補室(外政) 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第36回)を7月9日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第36回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月6日 16:06

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (1 MB)

内閣副長官補室(安危) 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第36回)を7月9日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第36回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月6日 16:06

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (1 MB)

警察庁 警備局警備企画課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第36回)を7月9日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第36回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月6日 16:06

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (1 MB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様、長谷川様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第36回)を7月9日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第36回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月6日 16:06

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (1 MB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第36回)を7月9日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:)
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第36回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月6日 16:04

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (25 KB); 条文案.jtd (67 KB); 読替表.jtd (185 KB); 三段表.jtd (318 KB); 逐条解説案.jtd (341 KB); 法案概要一枚紙案.doc (50 KB); 法案概要三枚紙案.jtd (45 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第36回)を7月9日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

引き続き

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月6日 16:05

宛先:

添付ファイル: 用例集案.jtd (769 KB); 参照条文集案.jtd (378 KB); (複数シートあり).jtd (93 KB); (参考資料).pdf (1013 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

先ほどに引き続きまして第36回法制局持込み資料を送りますので、よろしくご査収願います。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成24年7月9日

- 条文案
- 読替表（法律案）
- 三段表
- 逐条解説案
- XXXXXXXXXX
- 法案概要一枚紙案
- 法案概要三枚紙案
- 用例集案
- 参照条文集案

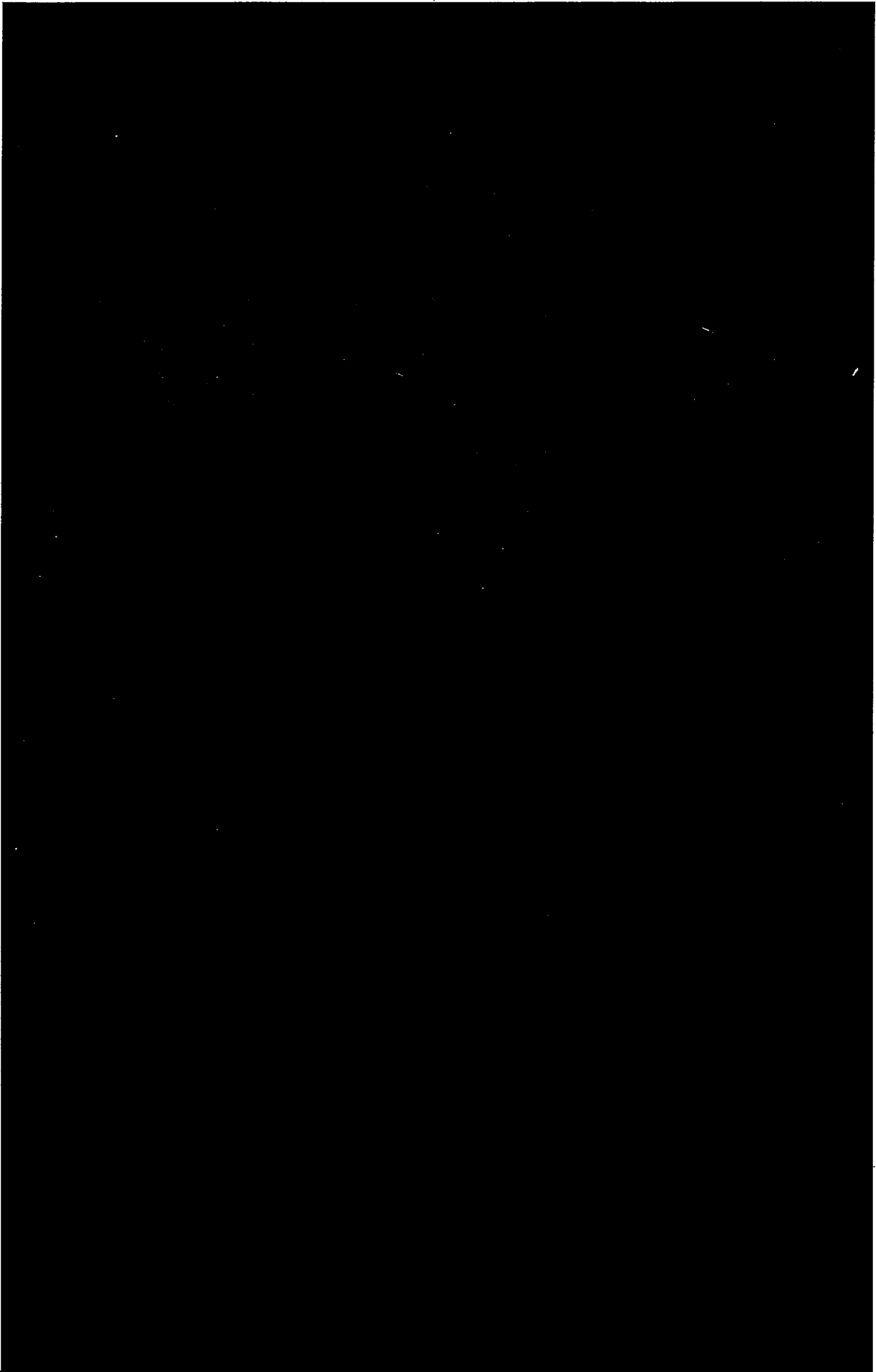
目次

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

12/07/06内調内検討済み



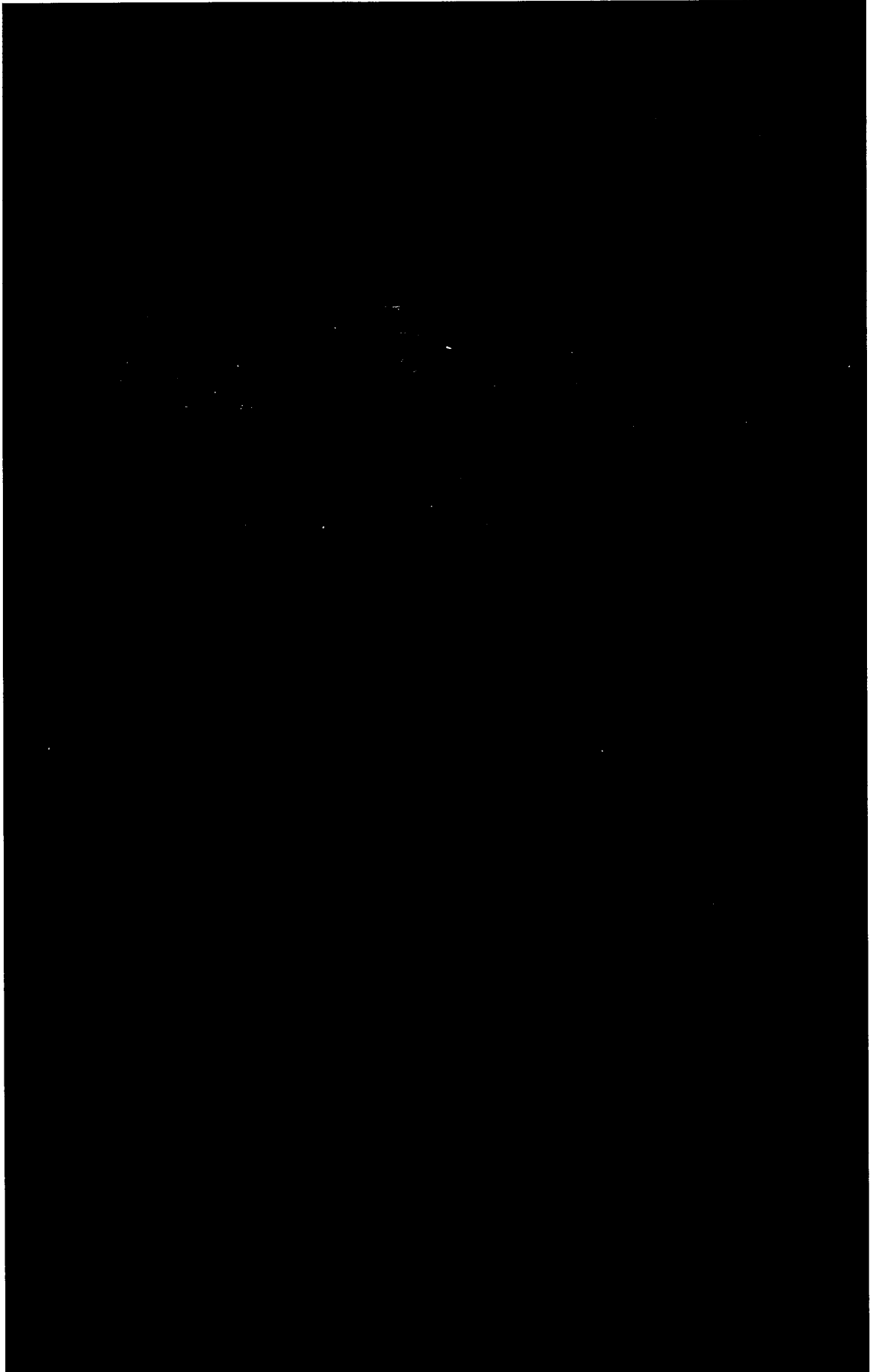
12/07/06内調内検討済み



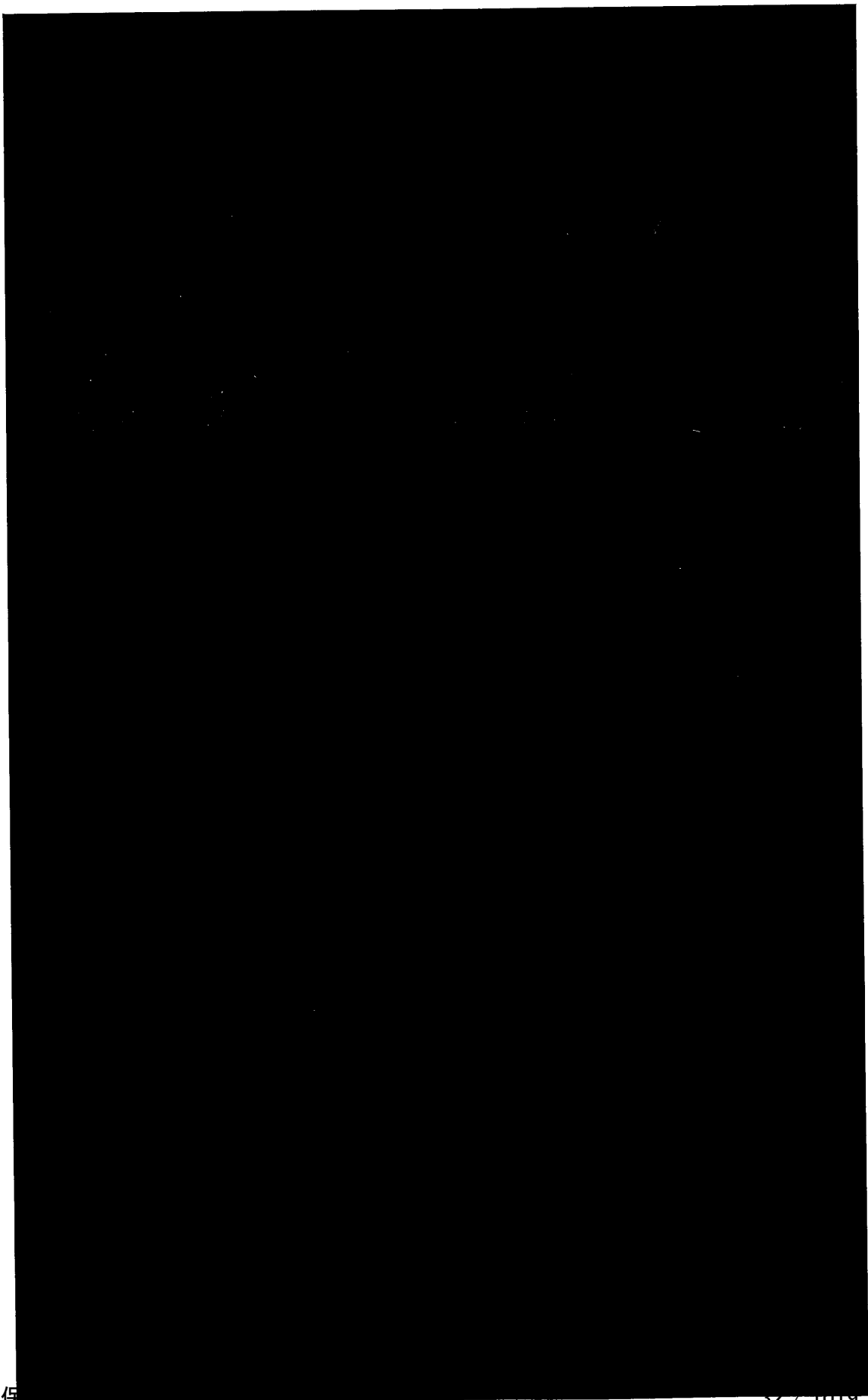
12/07/06内調内検討済み



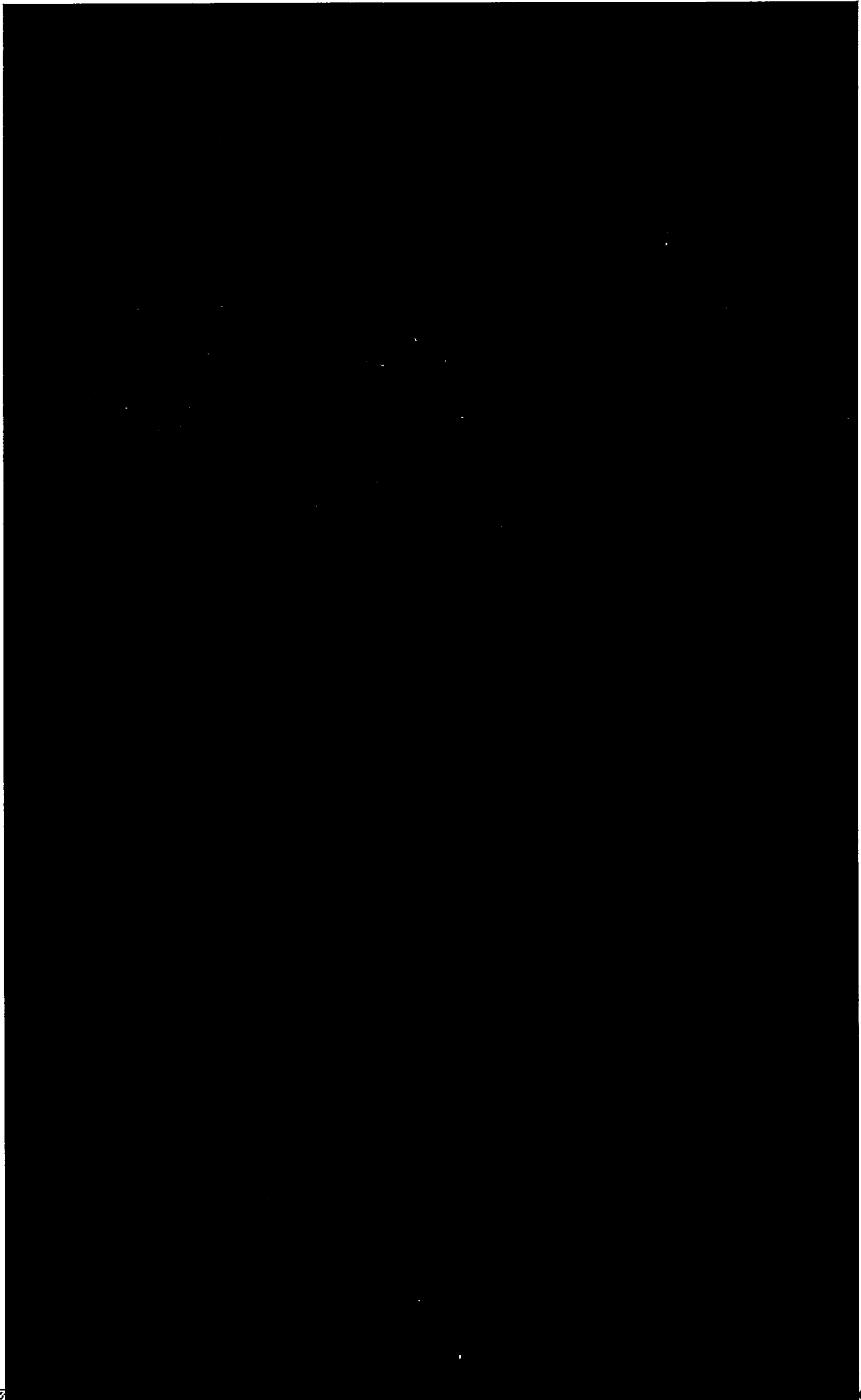
12/07/06内調内検討済み



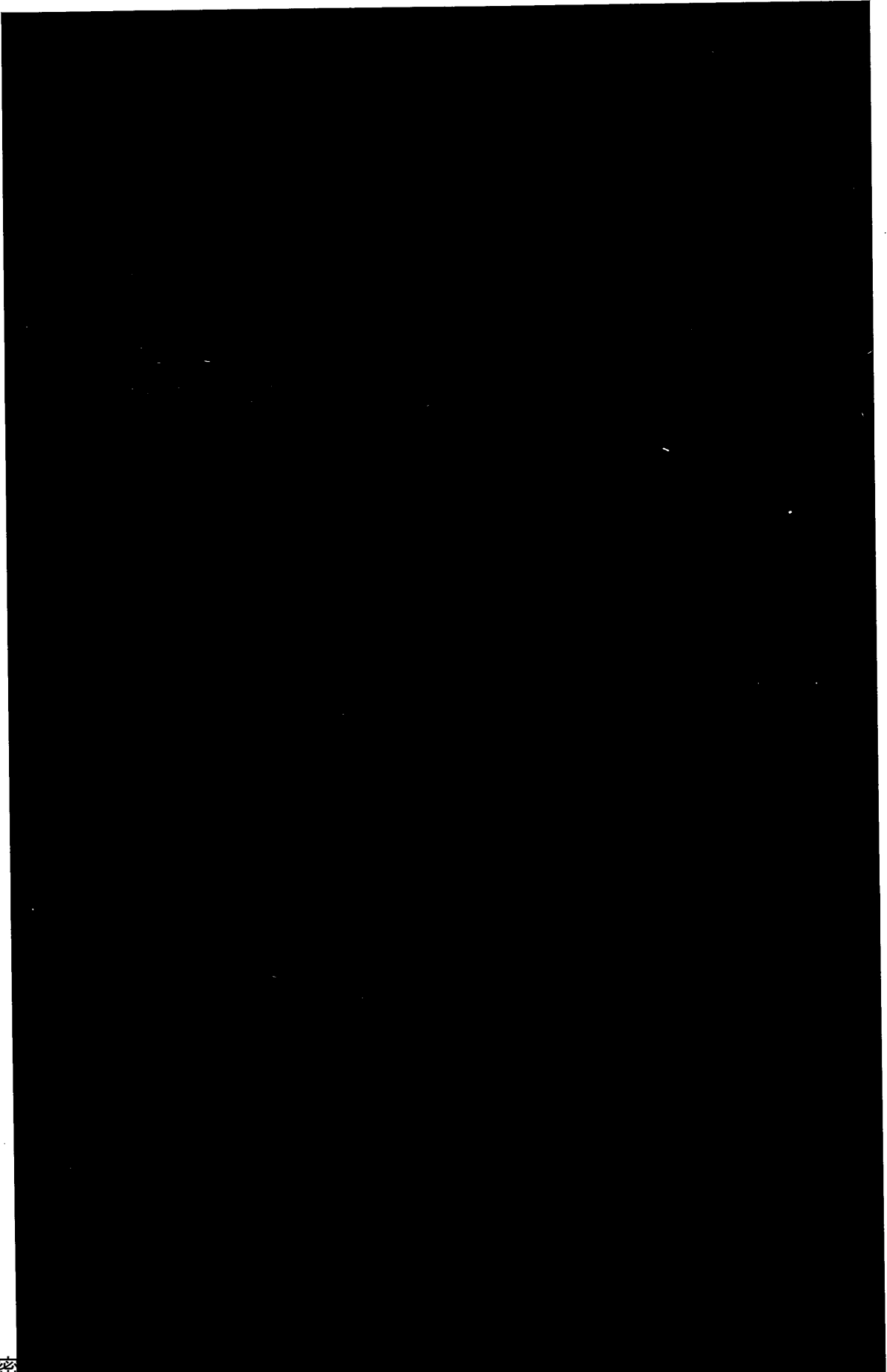
12/07/06内調内検討済み



12/07/06内調内検討済み

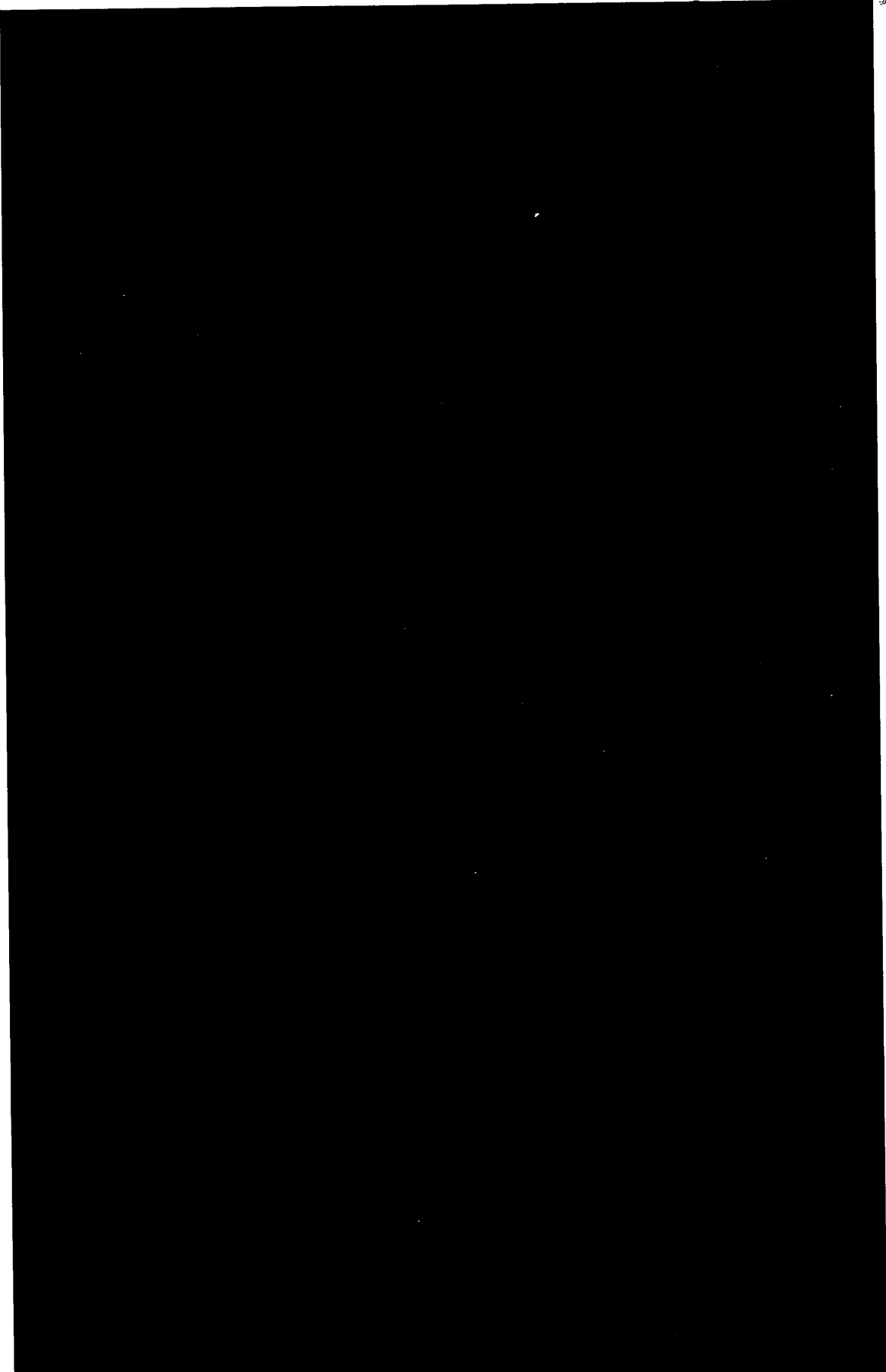


12/07/06内調内検討済み

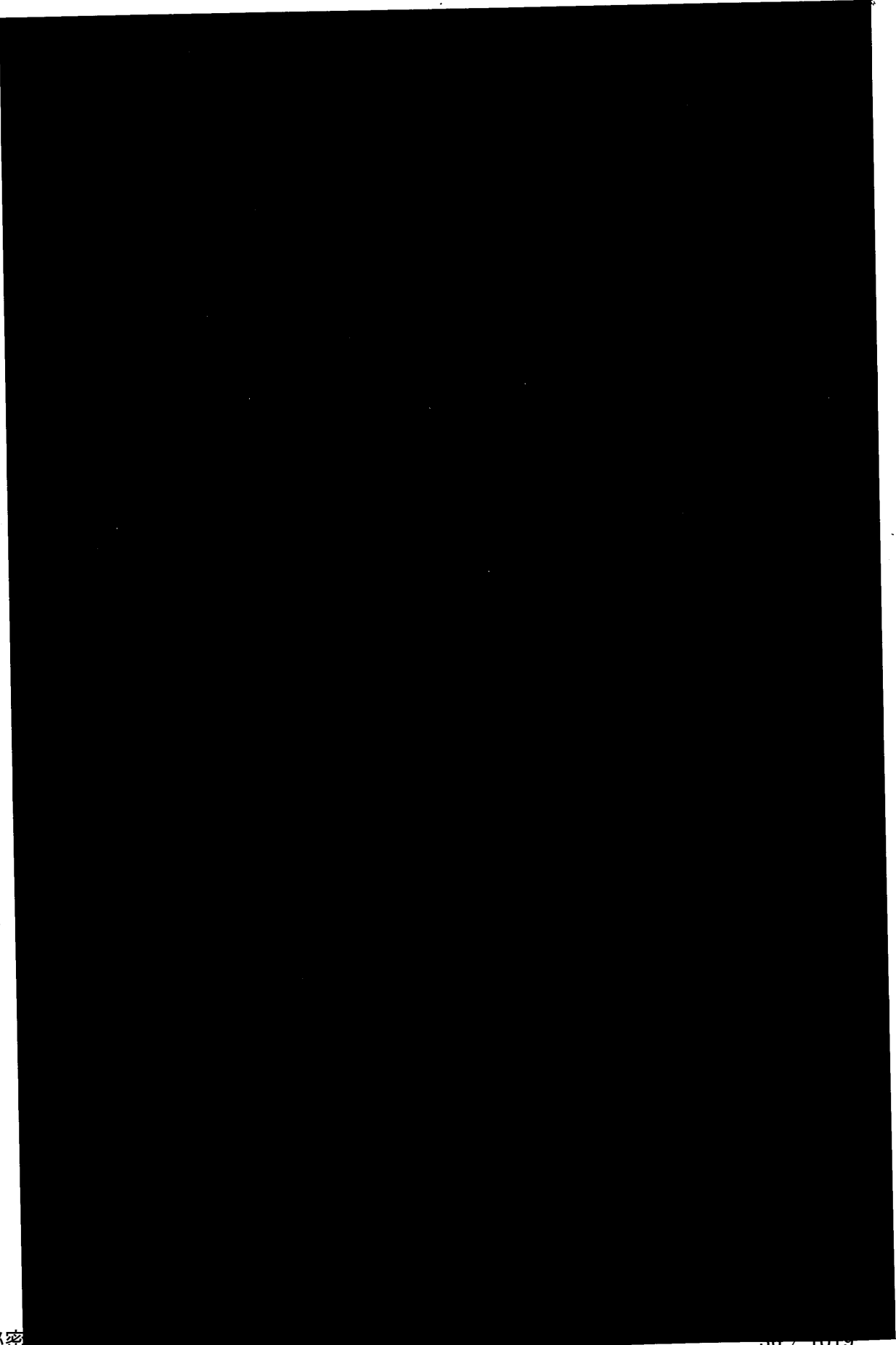


秘密

12/07/06内調内検討済み



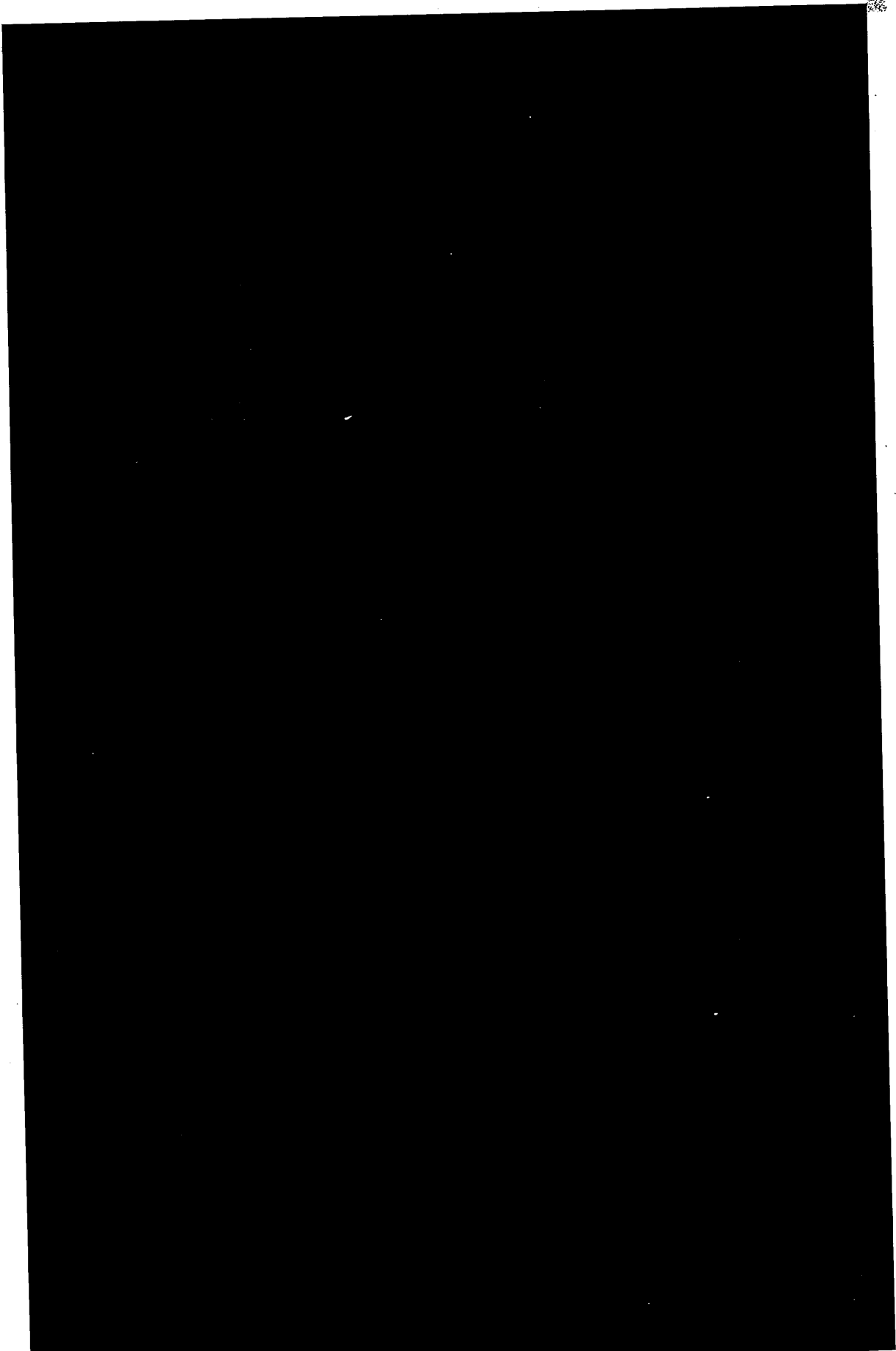
12/07/06内調内検討済み



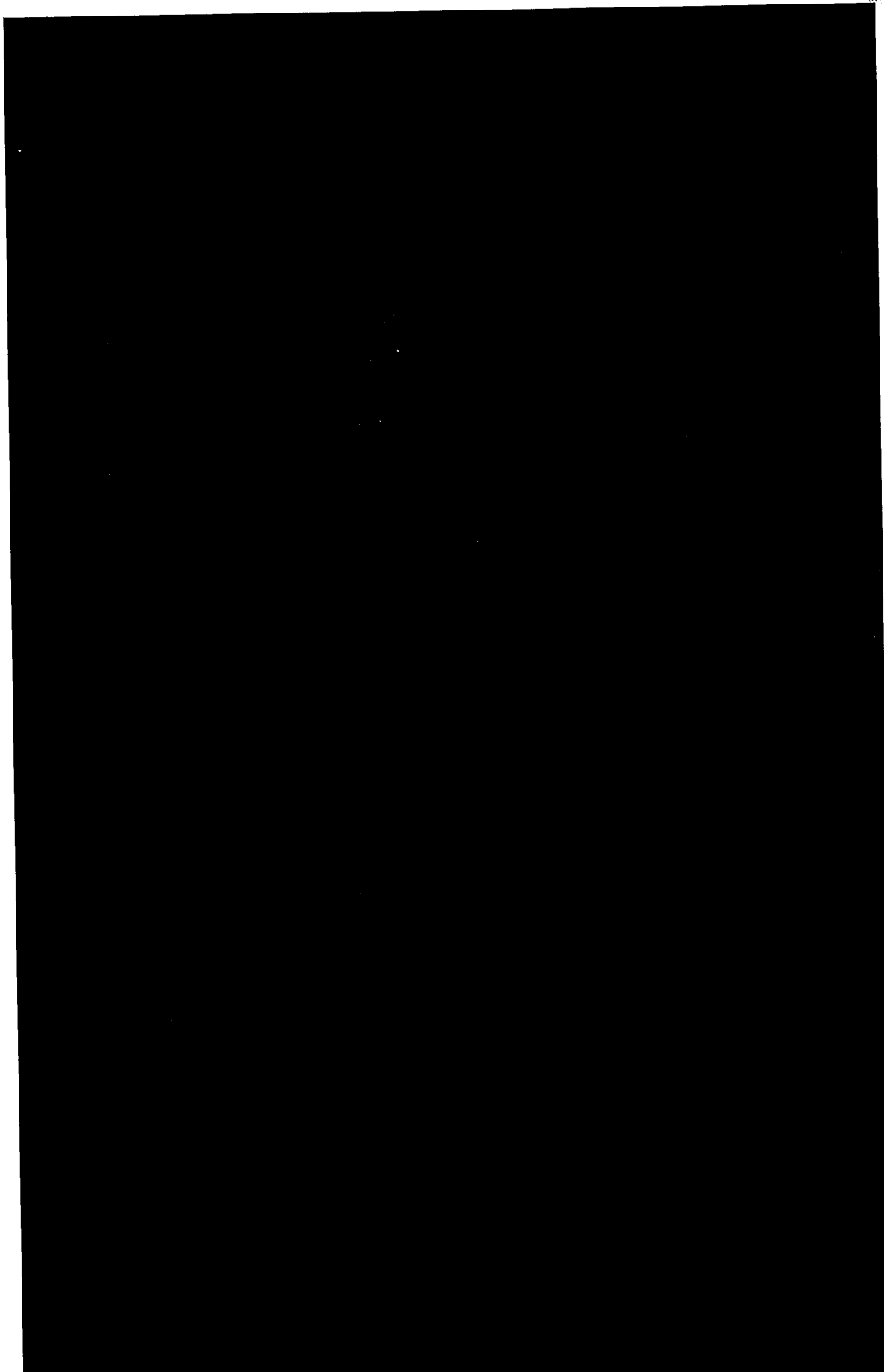
秘密

38 / 1019

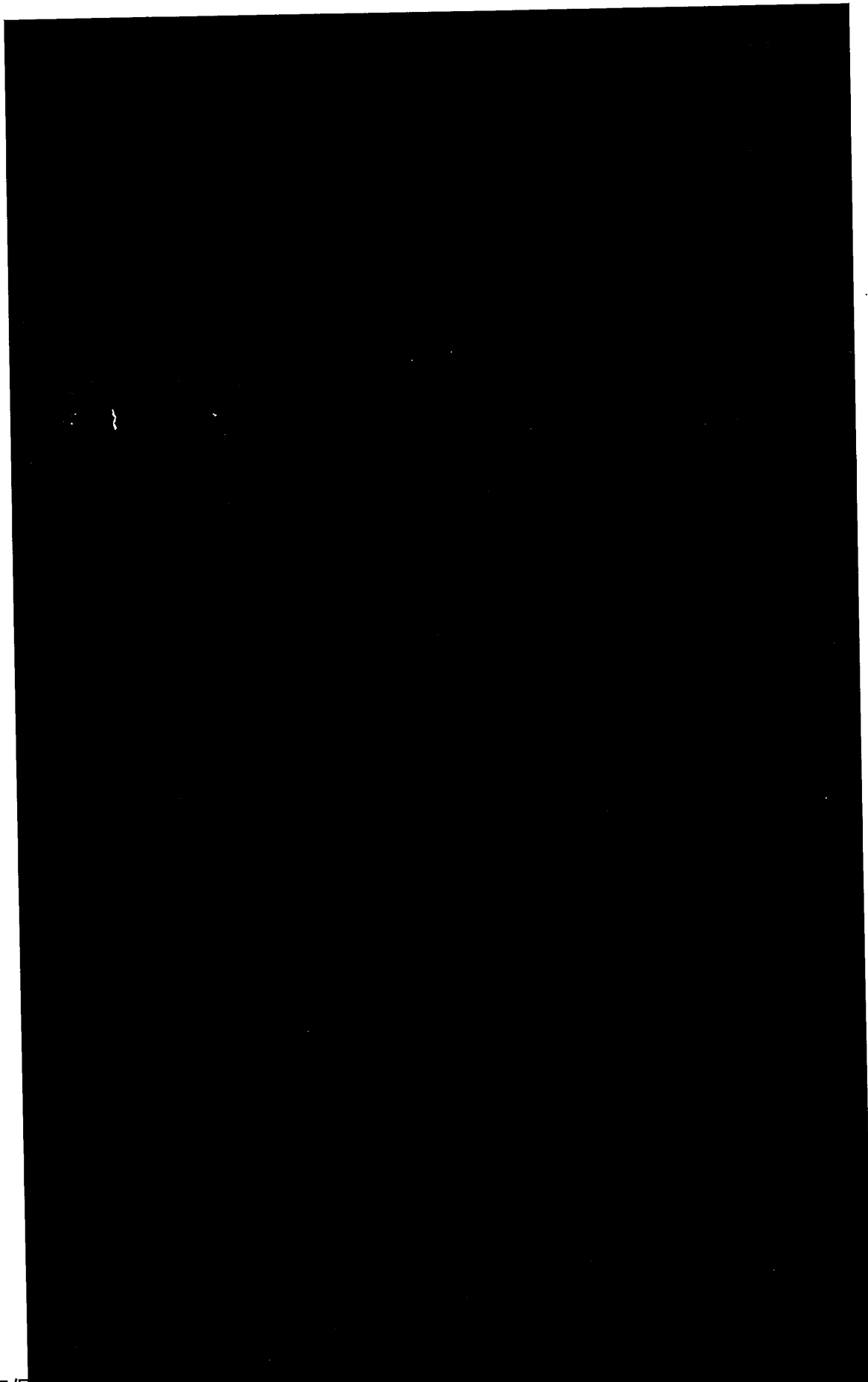
12/07/06内調内検討済み



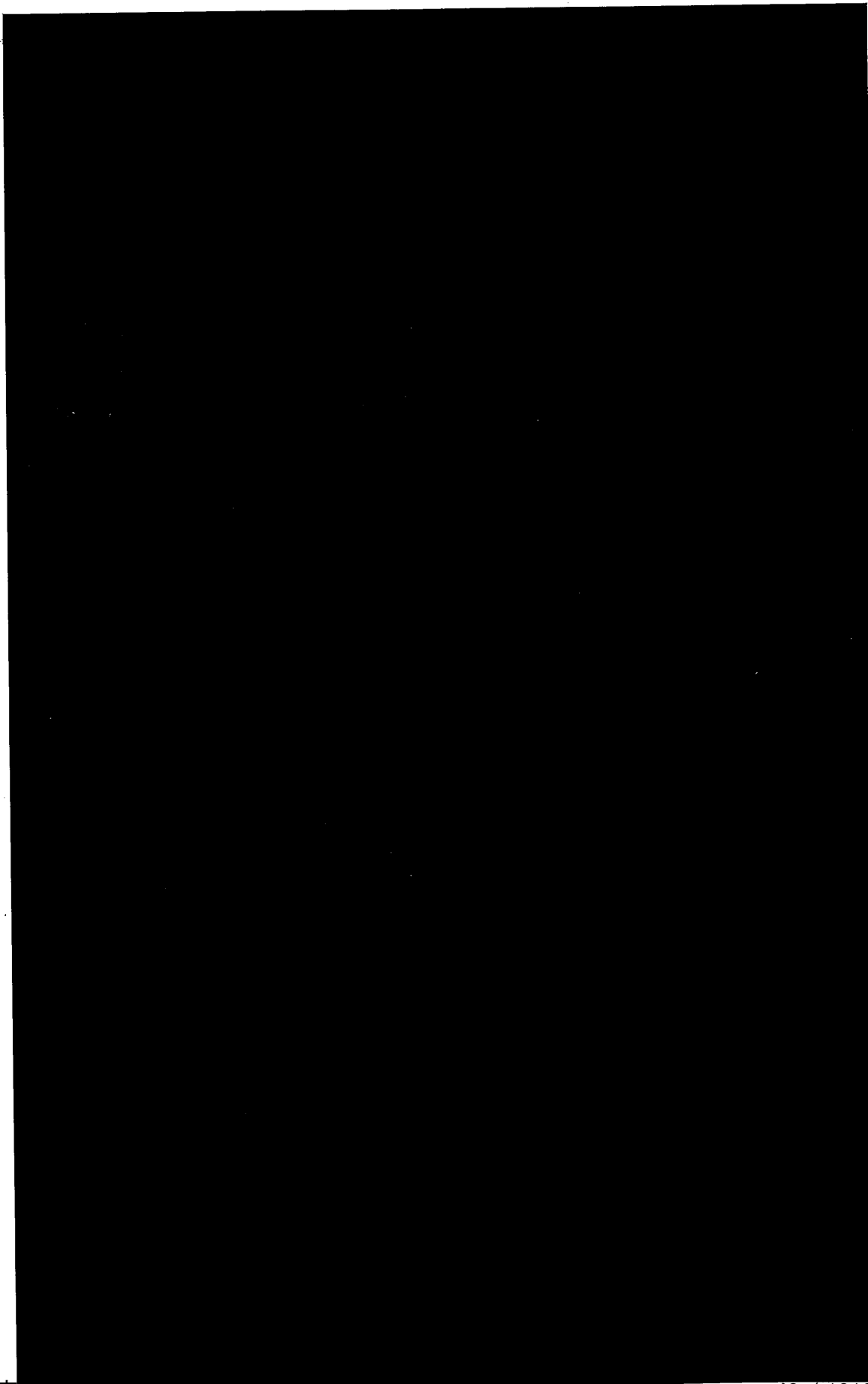
12/07/06内調内検討済み



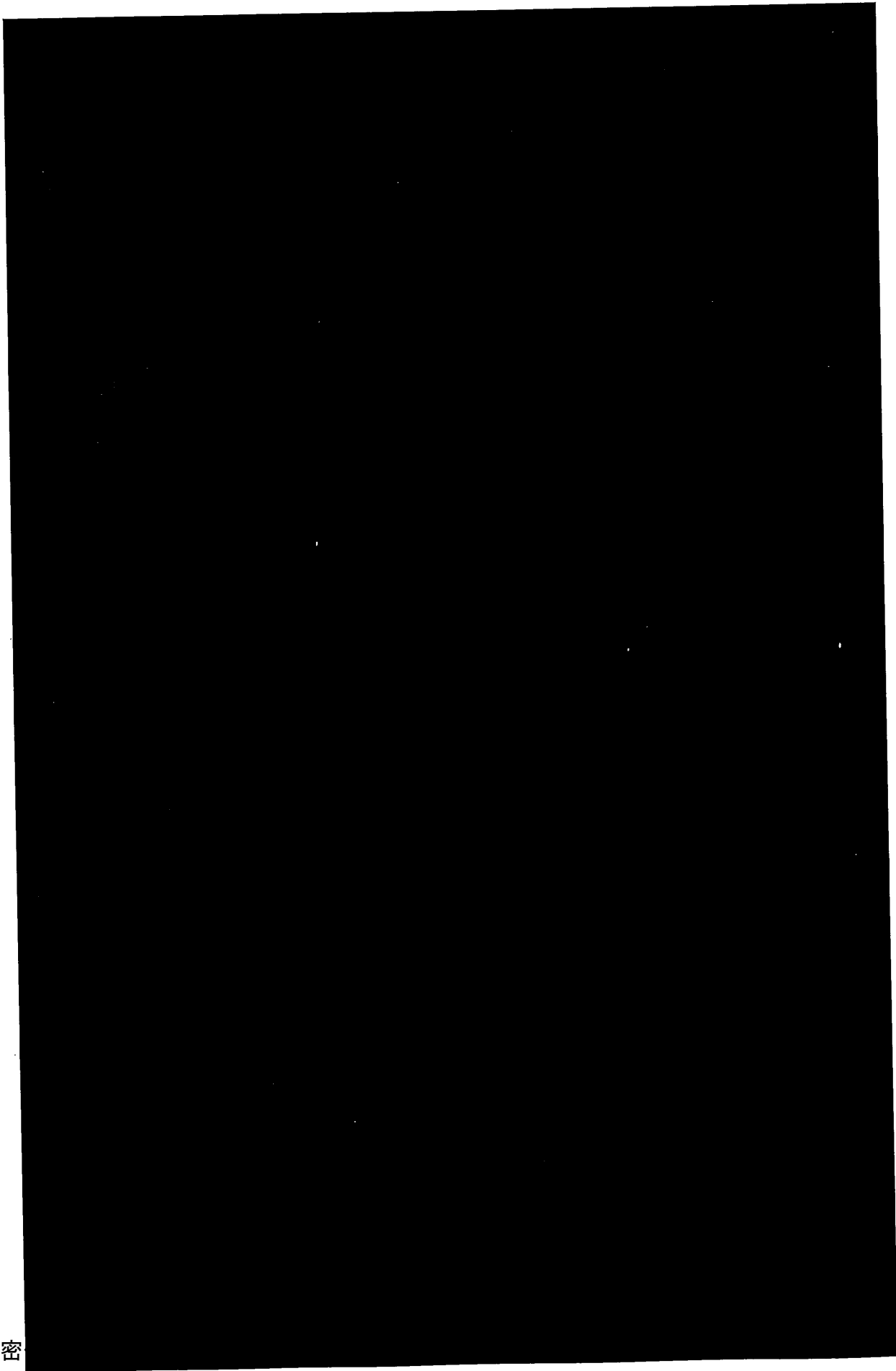
12/07/06内調内検討済み



12/07/06内調内検討済み



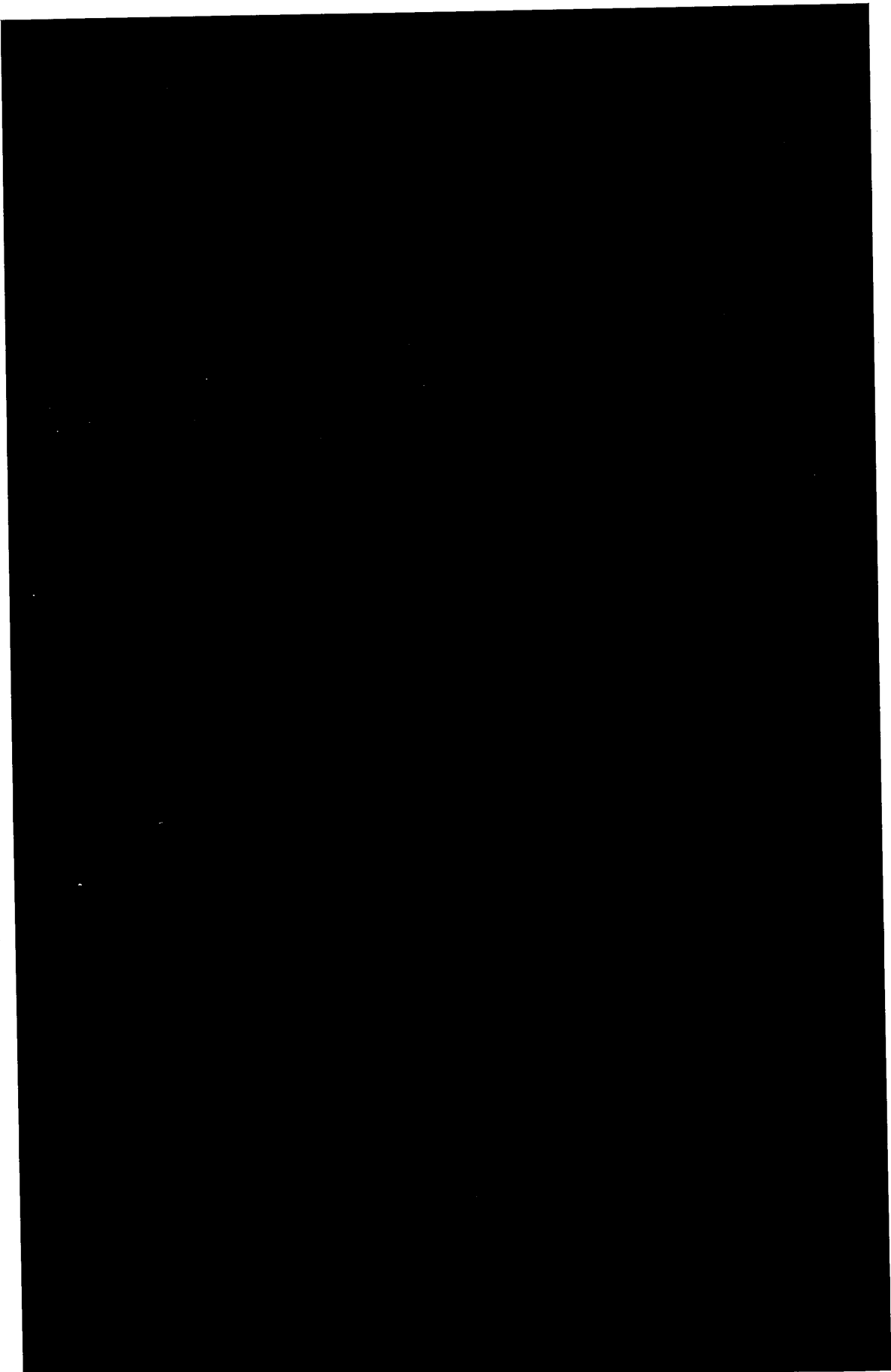
12/07/06内調内検討済み



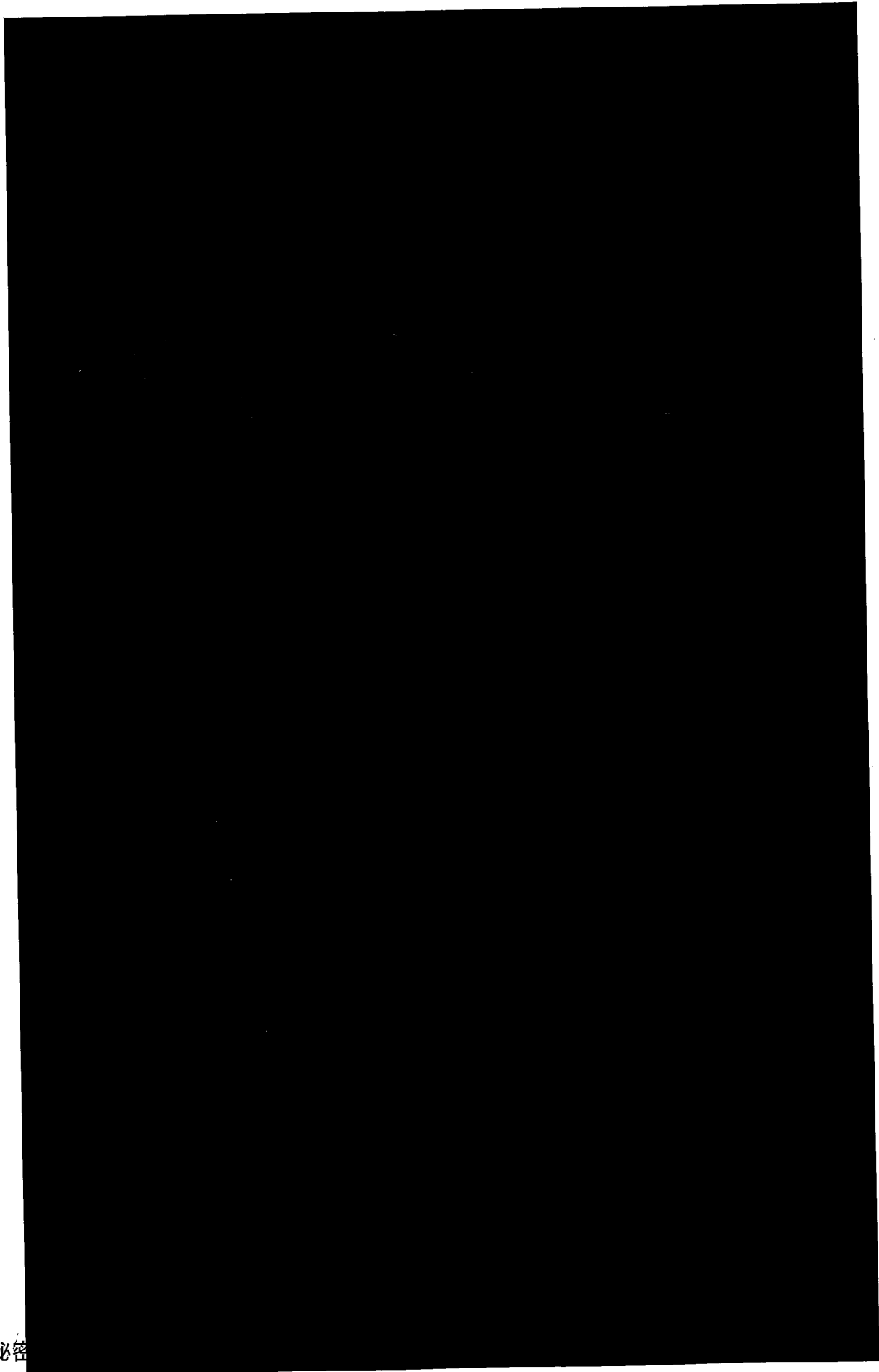
秘密

12/07/06内調内検討済み

7/2



12/07/06内調内検討済み

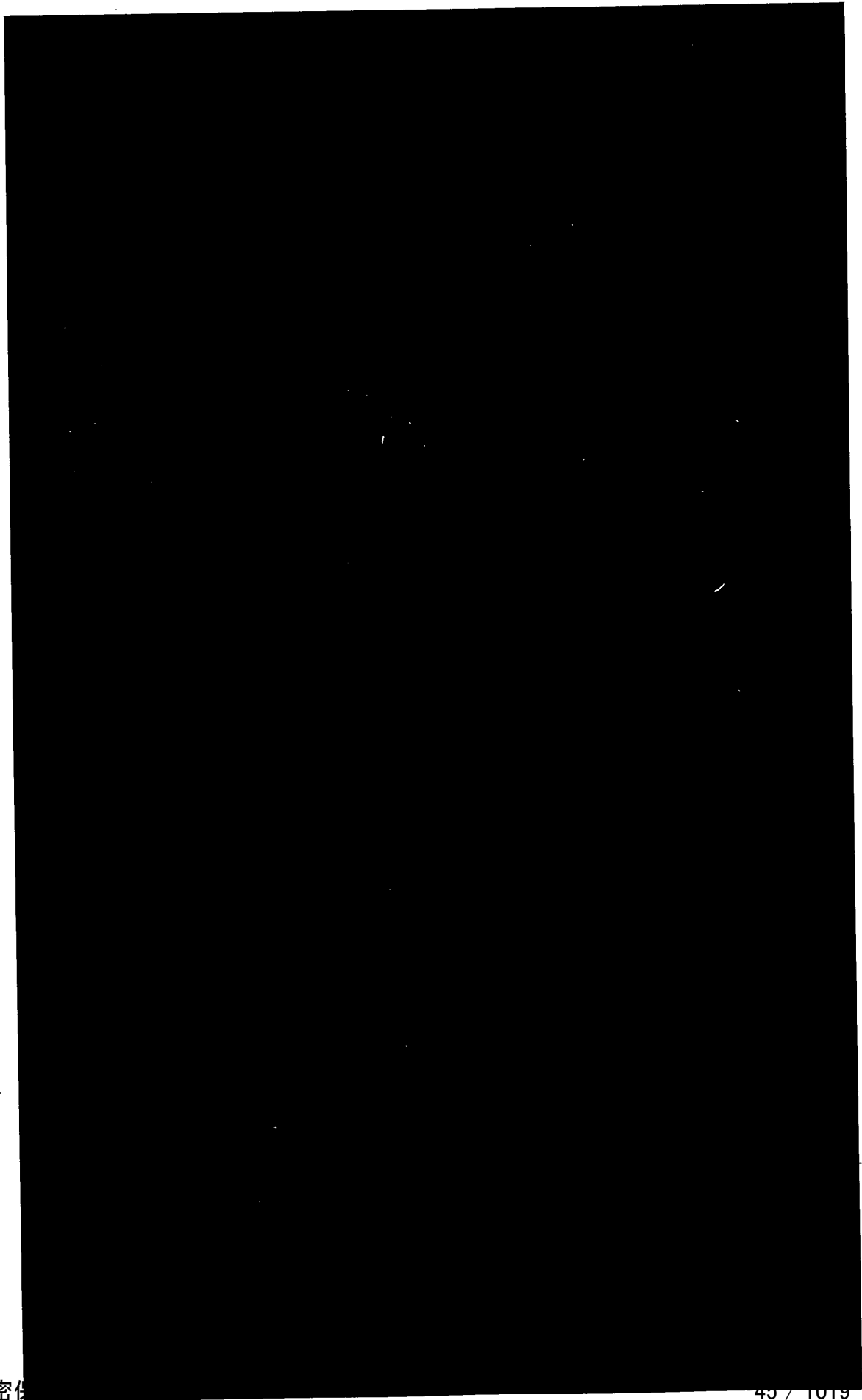


秘密

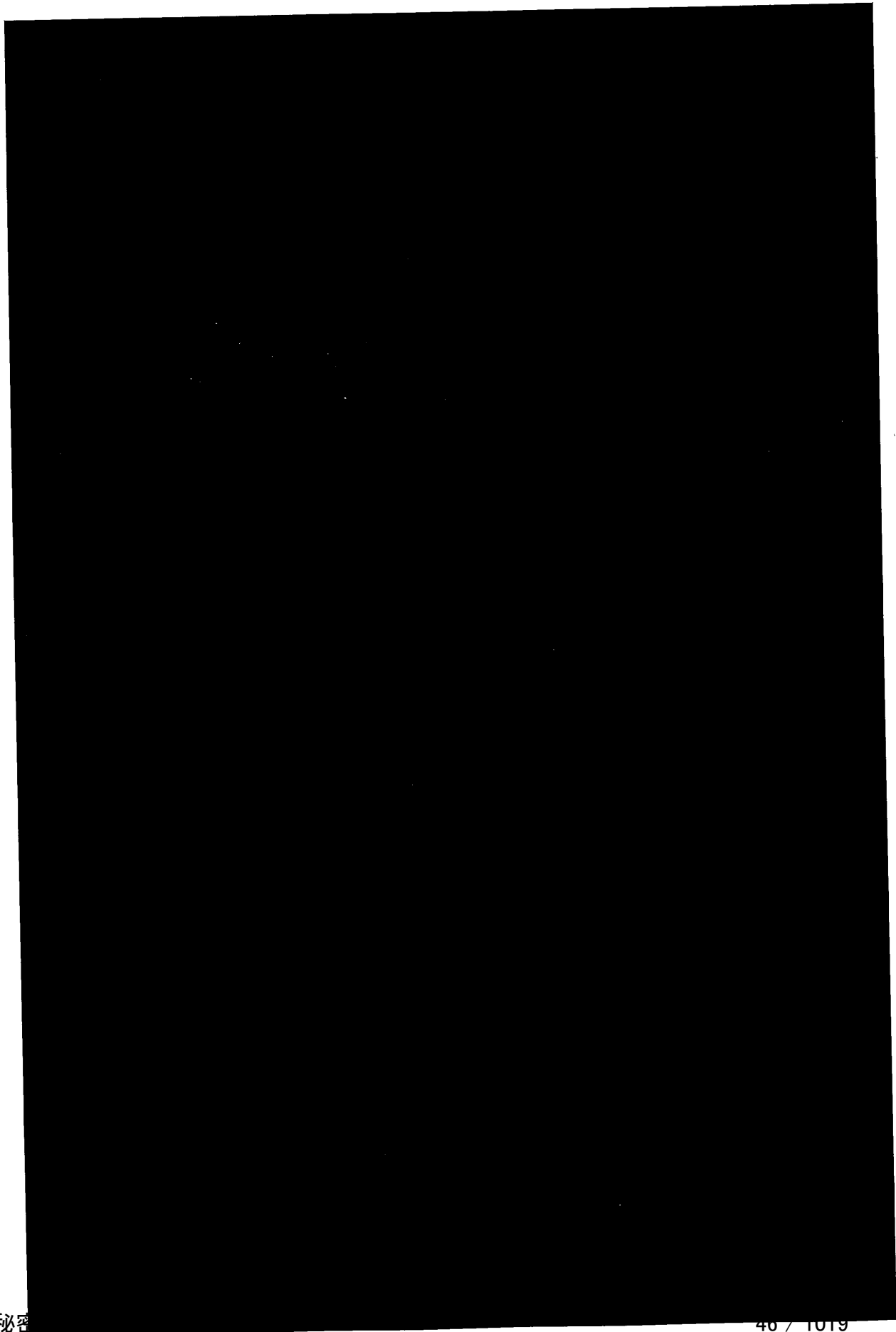
12/07/06内調内検討済み

秘密

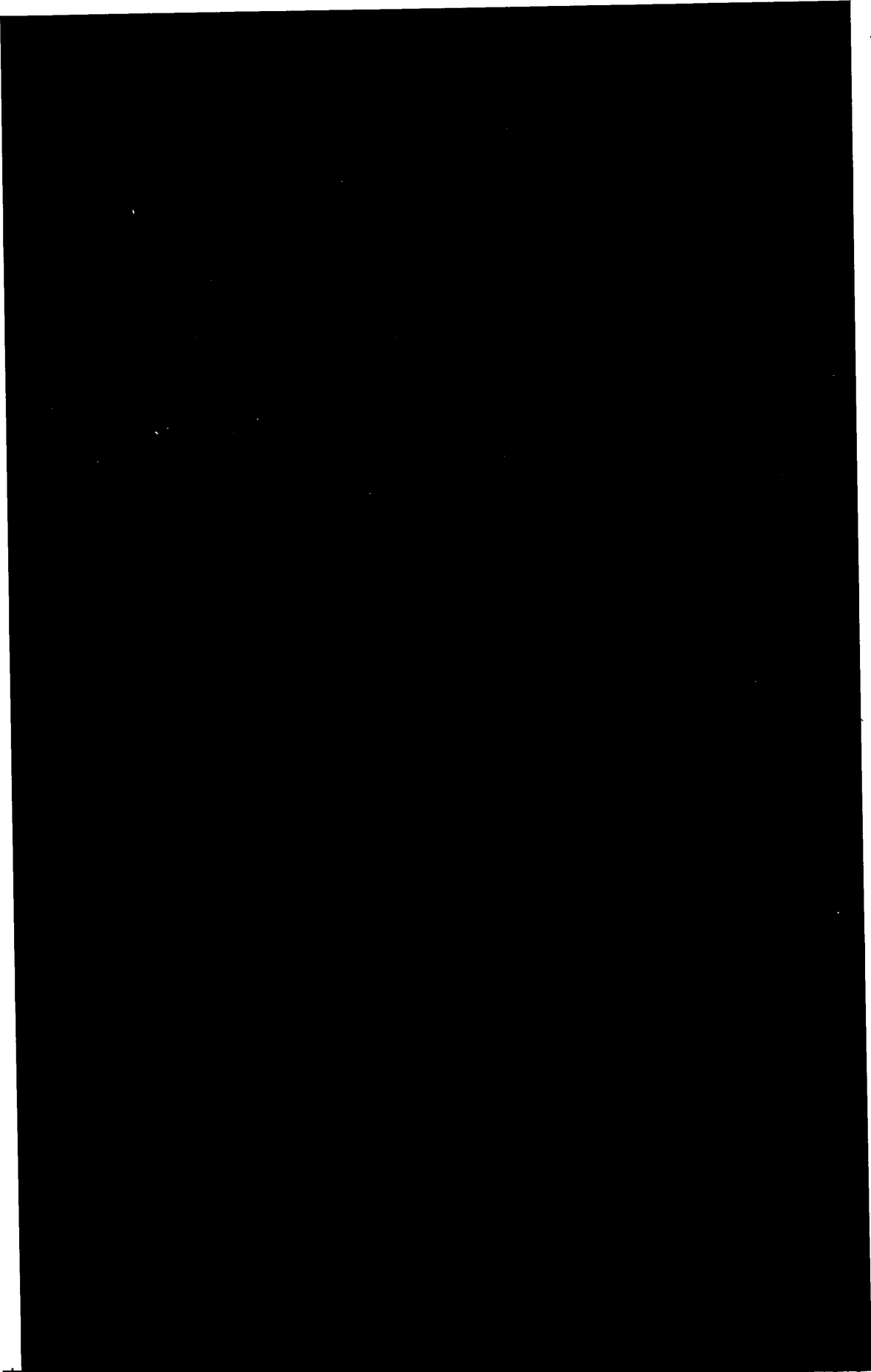
12/07/06内調内検討済み



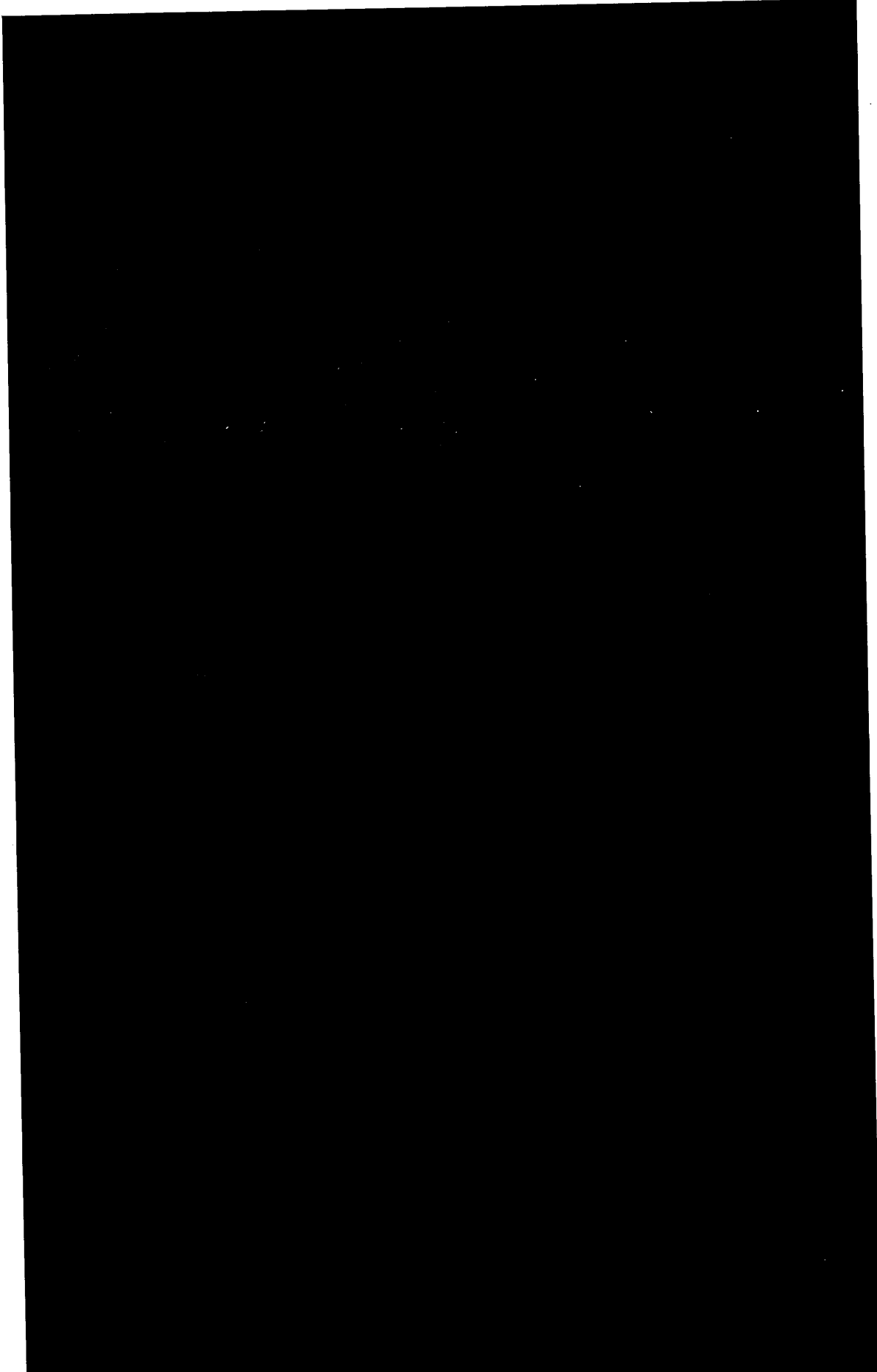
12/07/06内調内検討済み



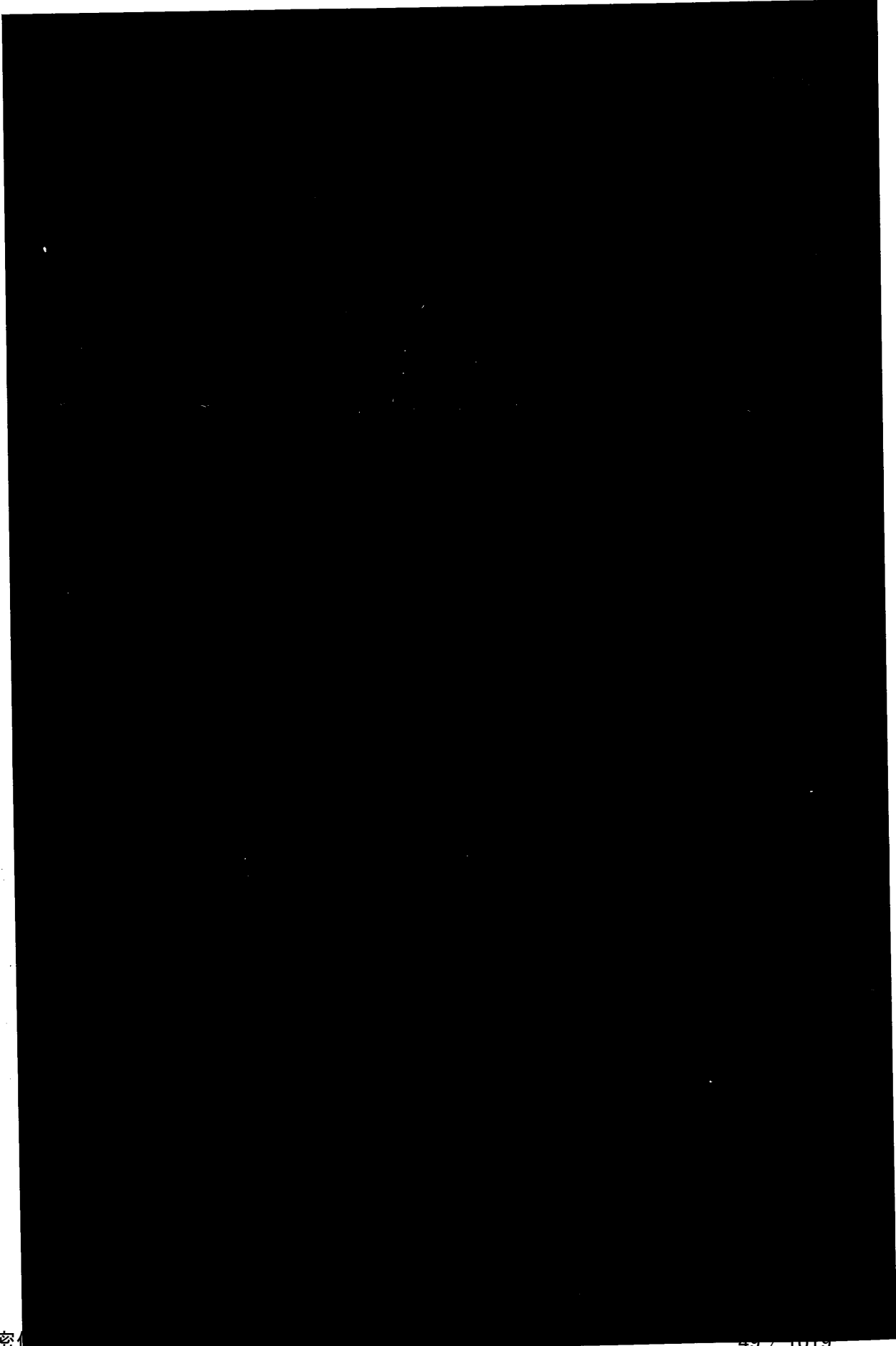
12/07/06内調内検討済み



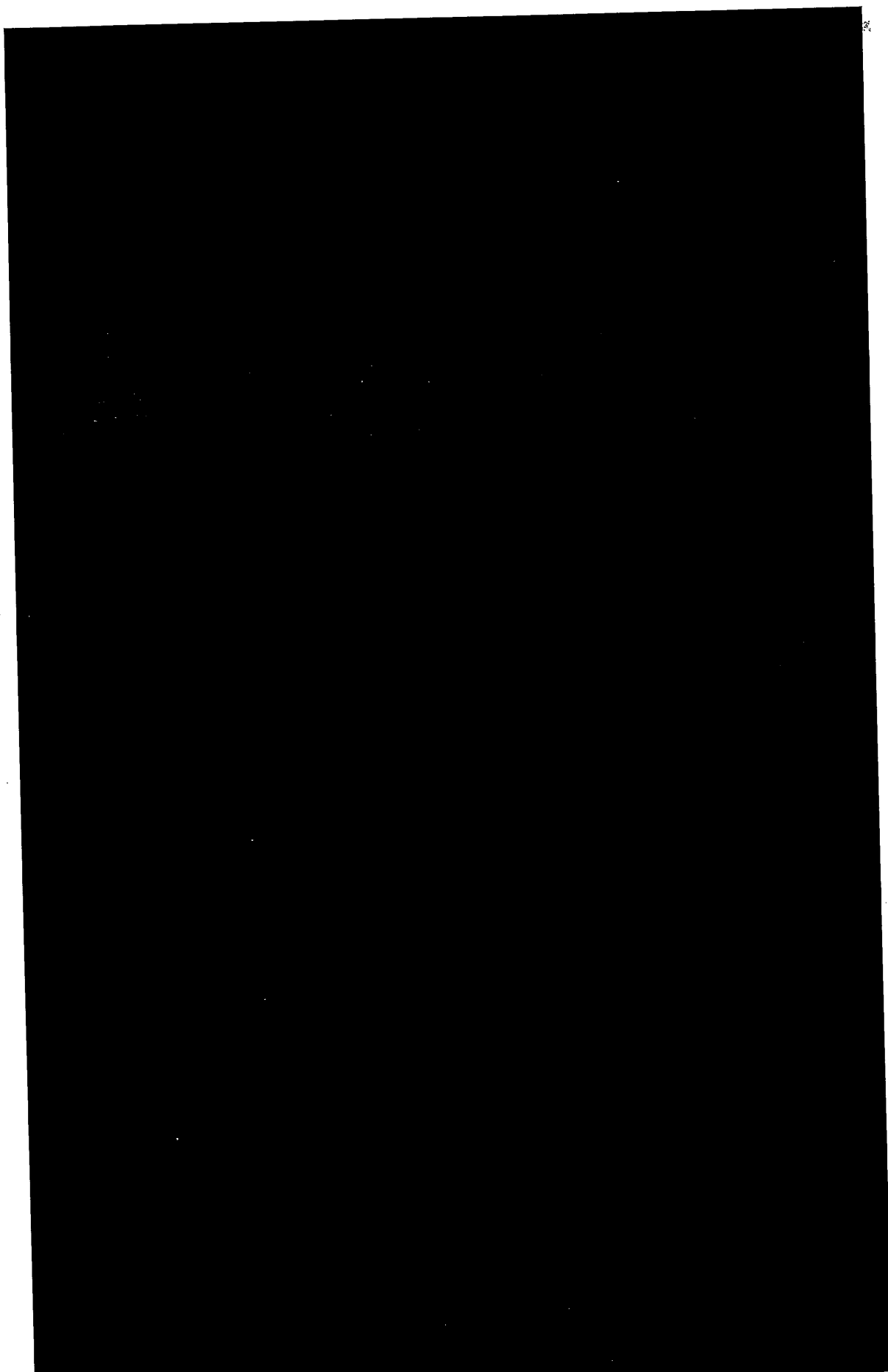
12/07/06内調内検討済み



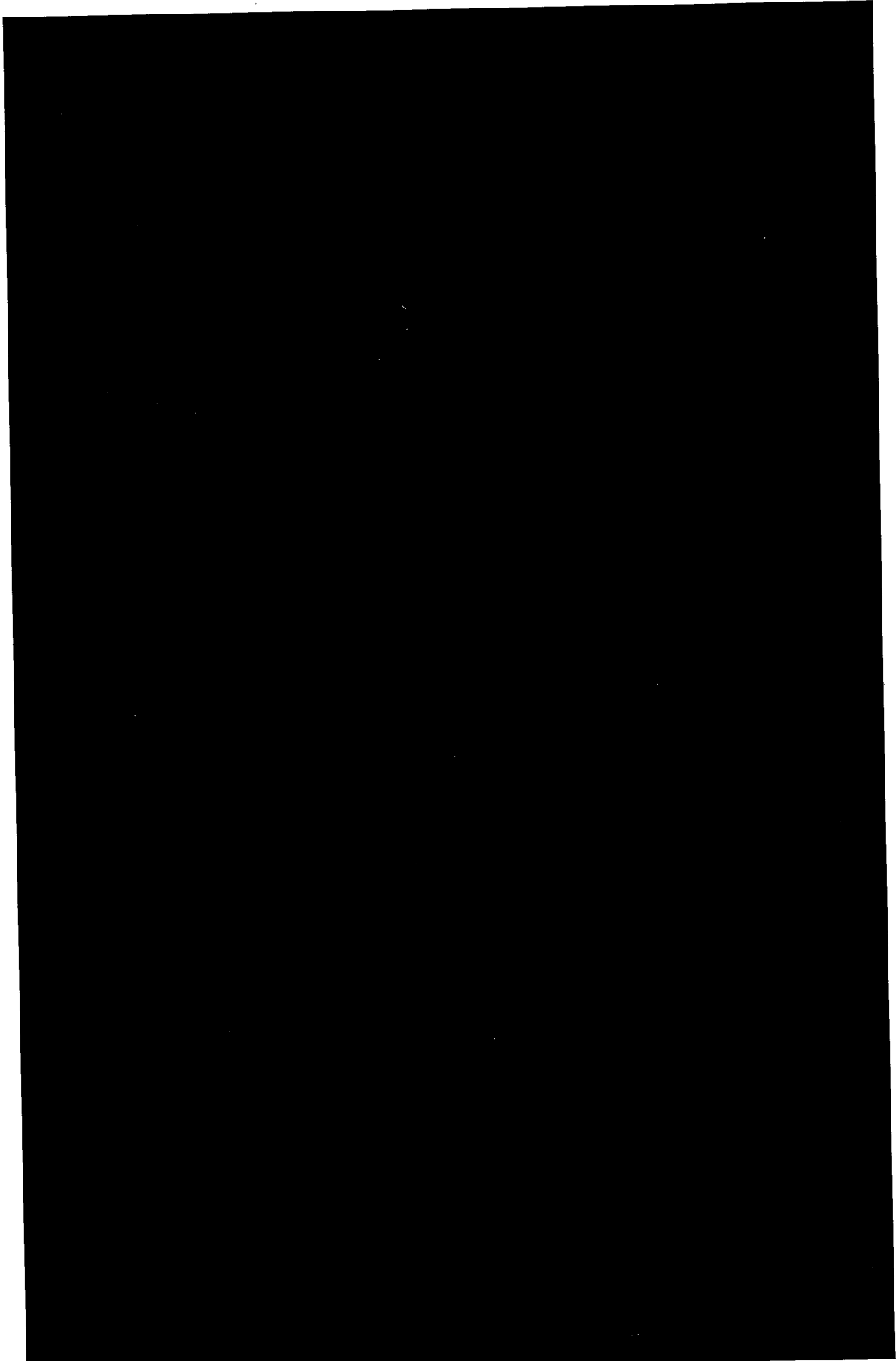
12/07/06内調内検討済み



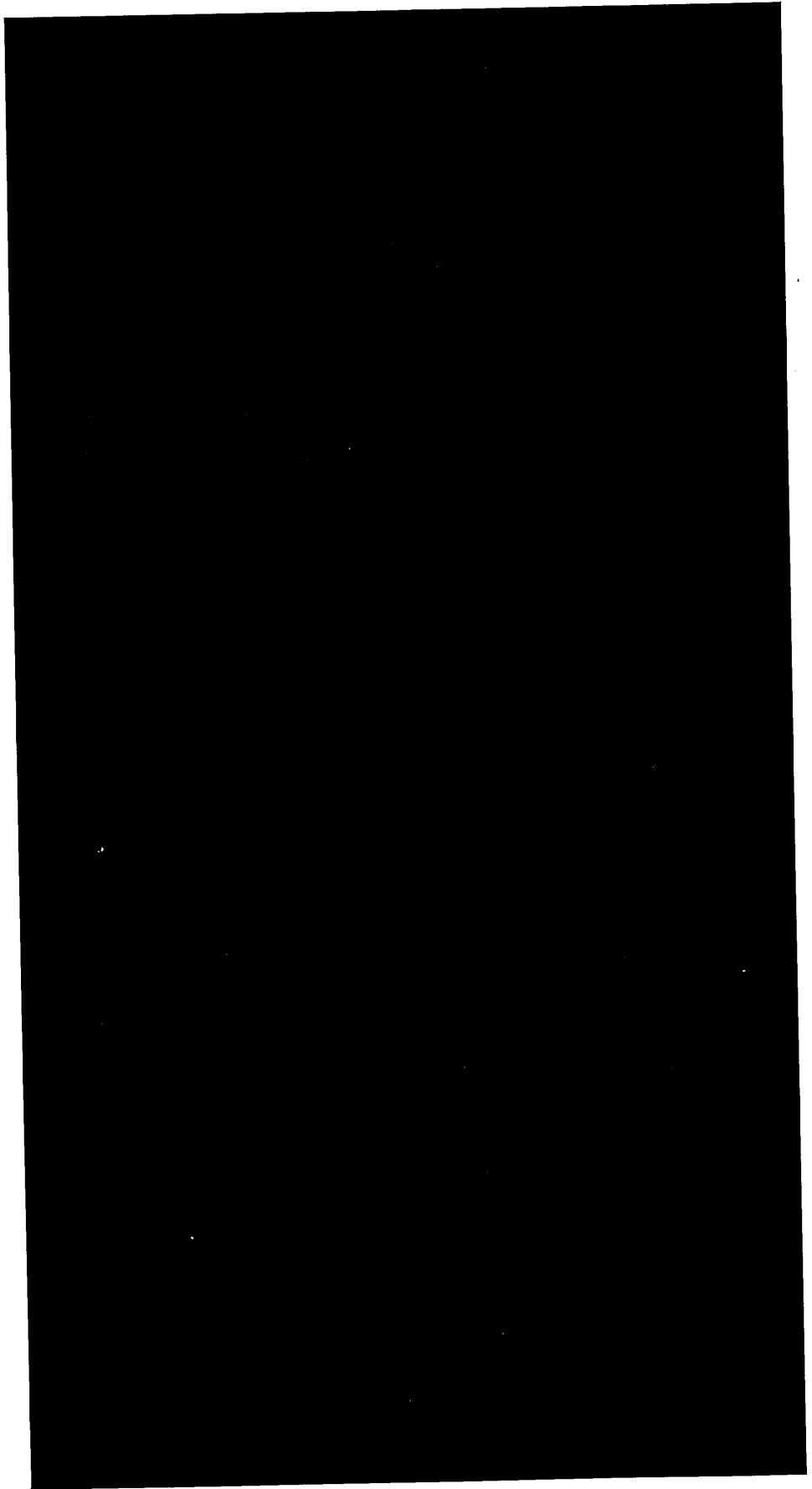
12/07/06内調内検討済み

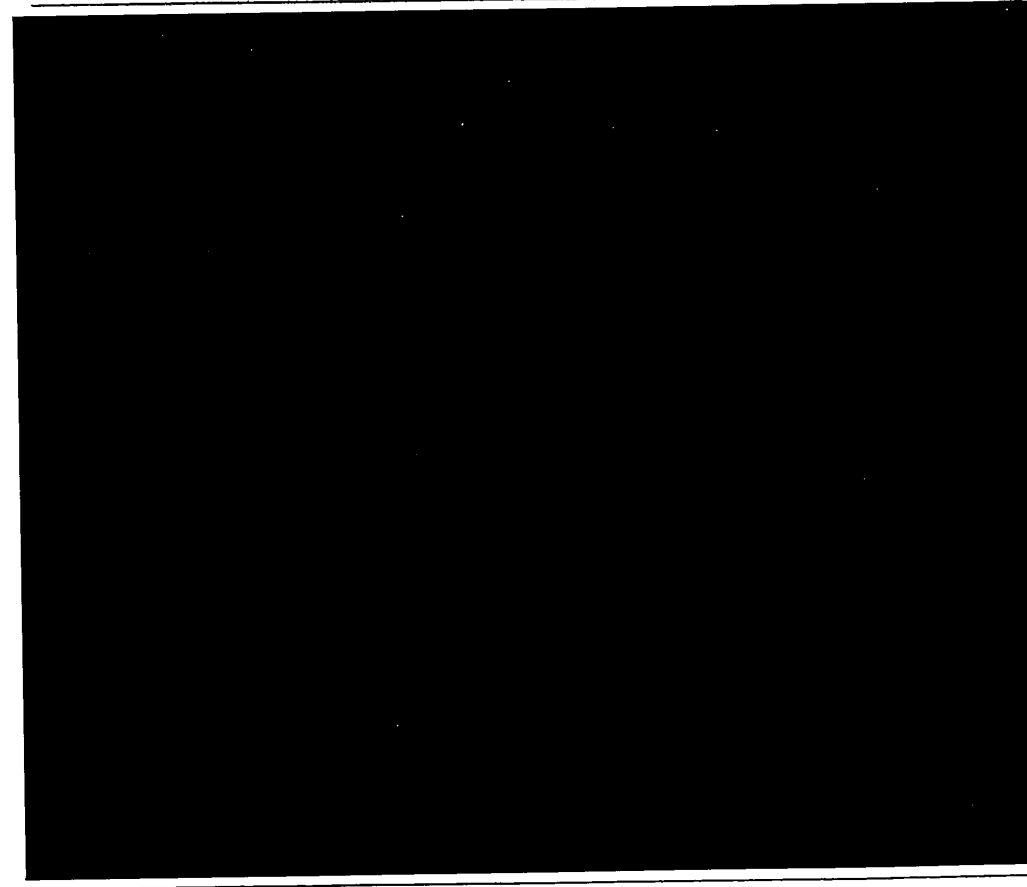


12/07/06内調内検討済み





12/07/06内調内検討済み





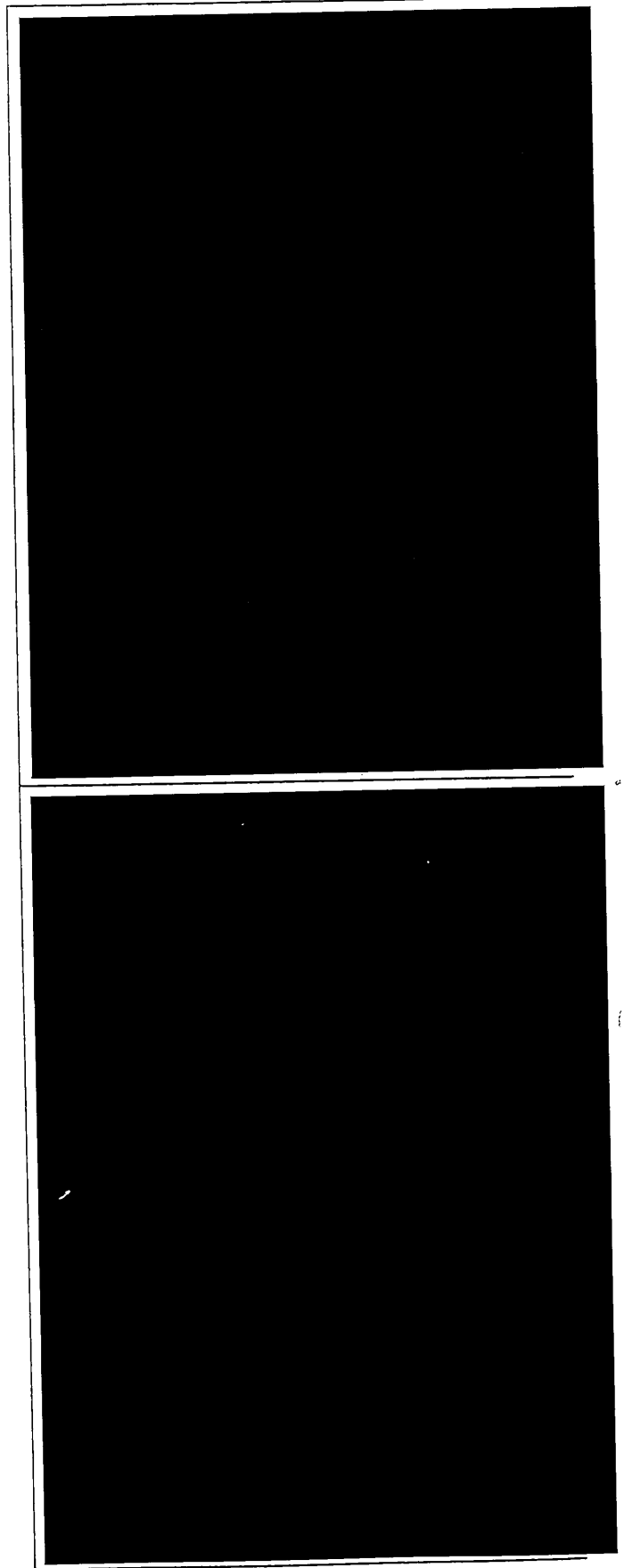
読替表（法律案）

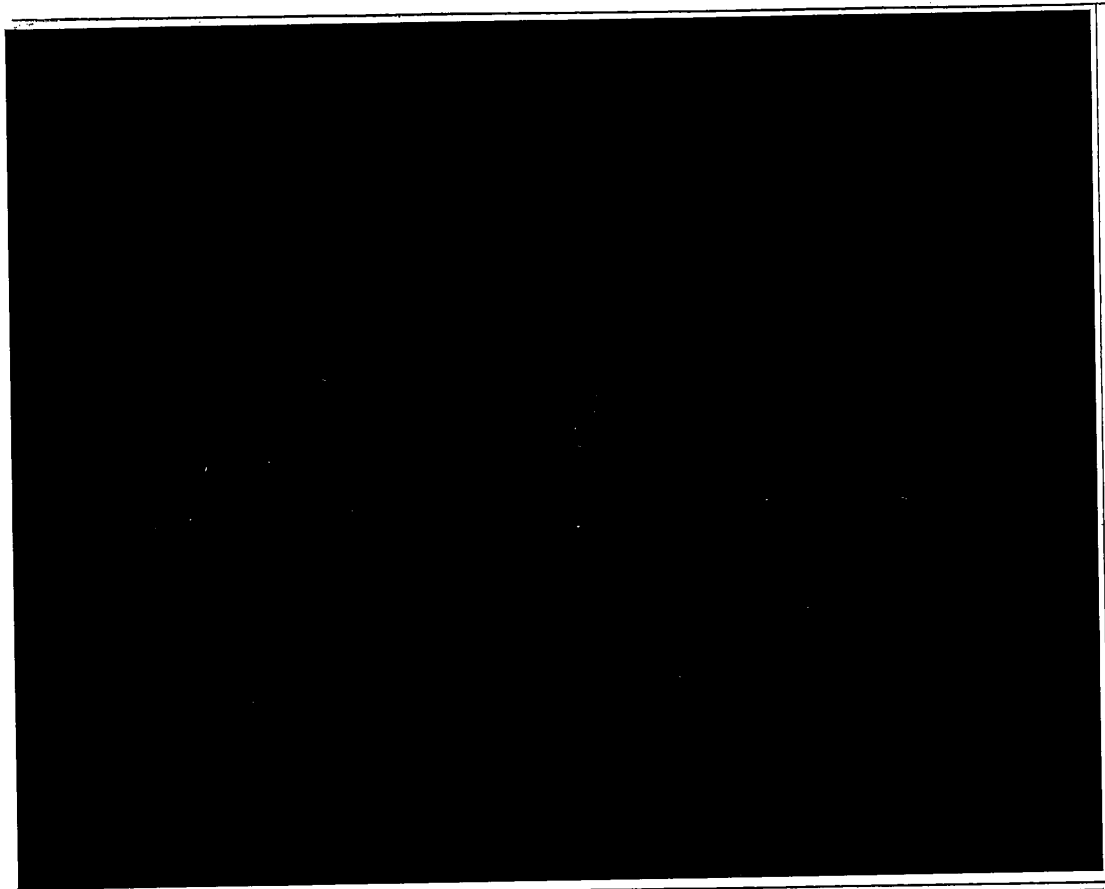
○
特別秘密の取扱者等（関係）


（読替之前）


（読替之後）

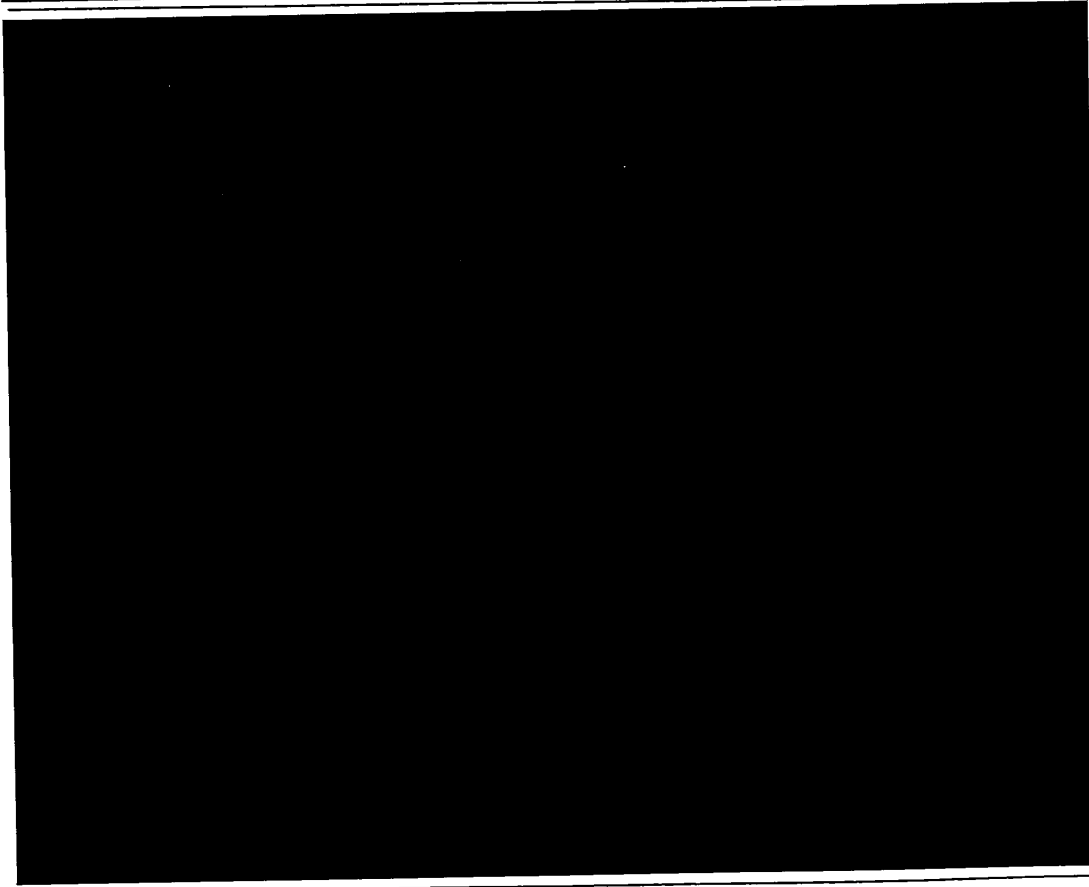
12/07/06内調内検討済み





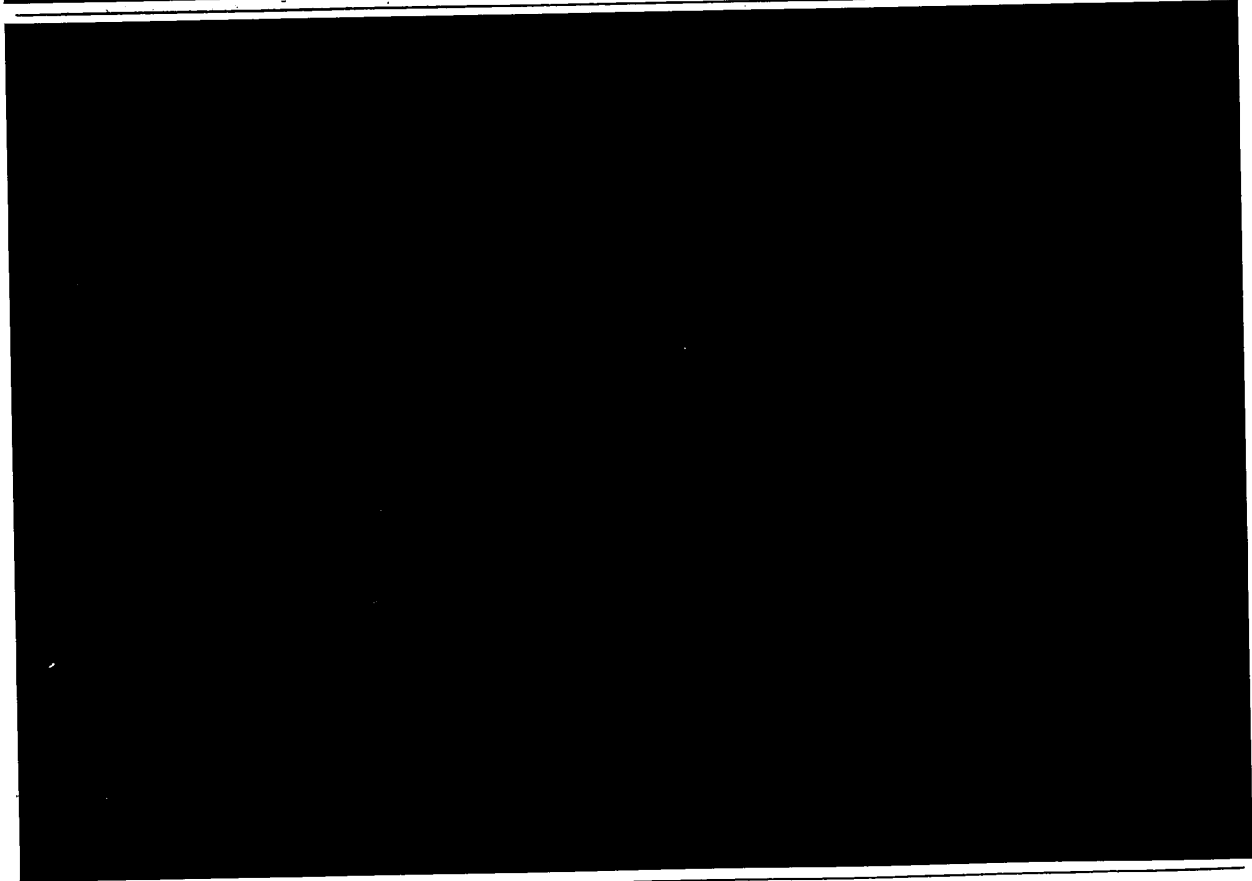
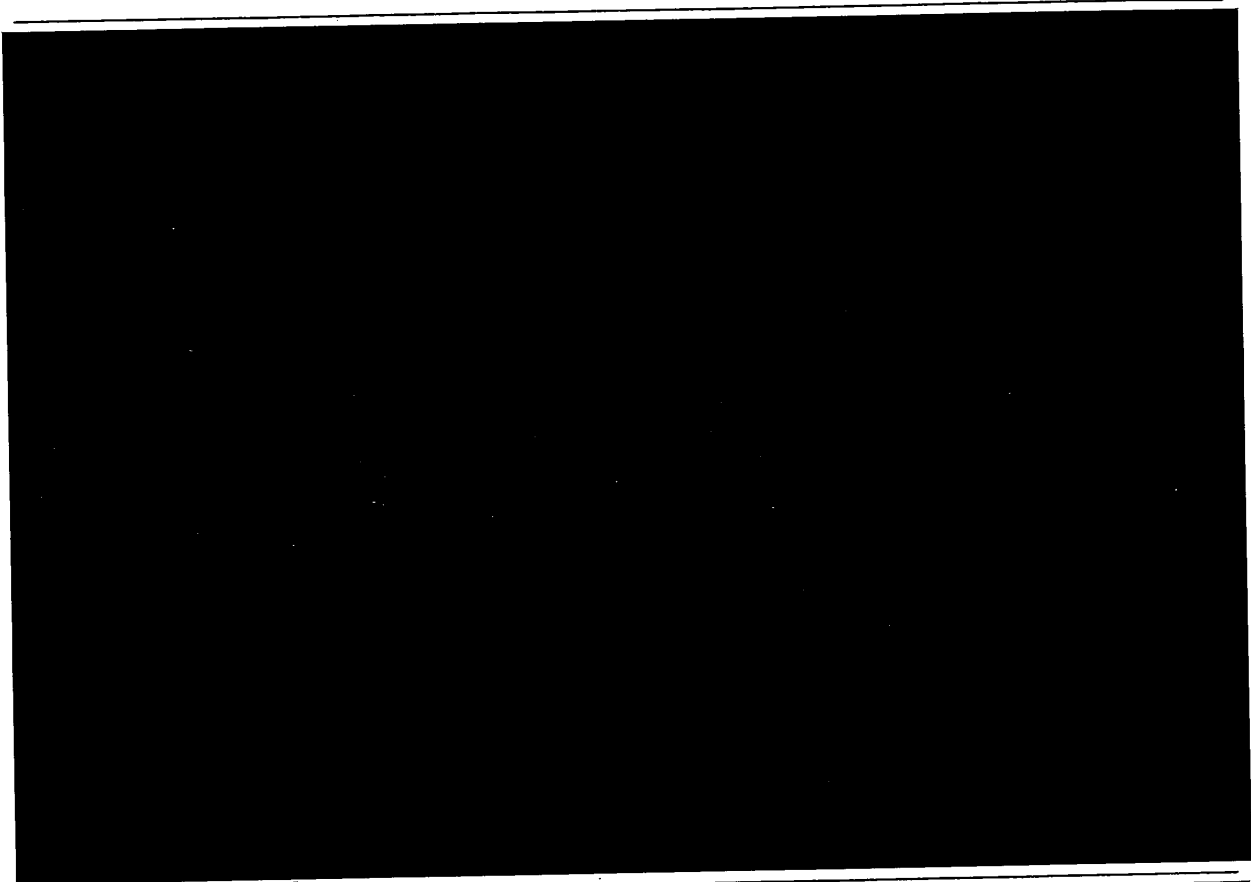
■■■■
(読替之前)

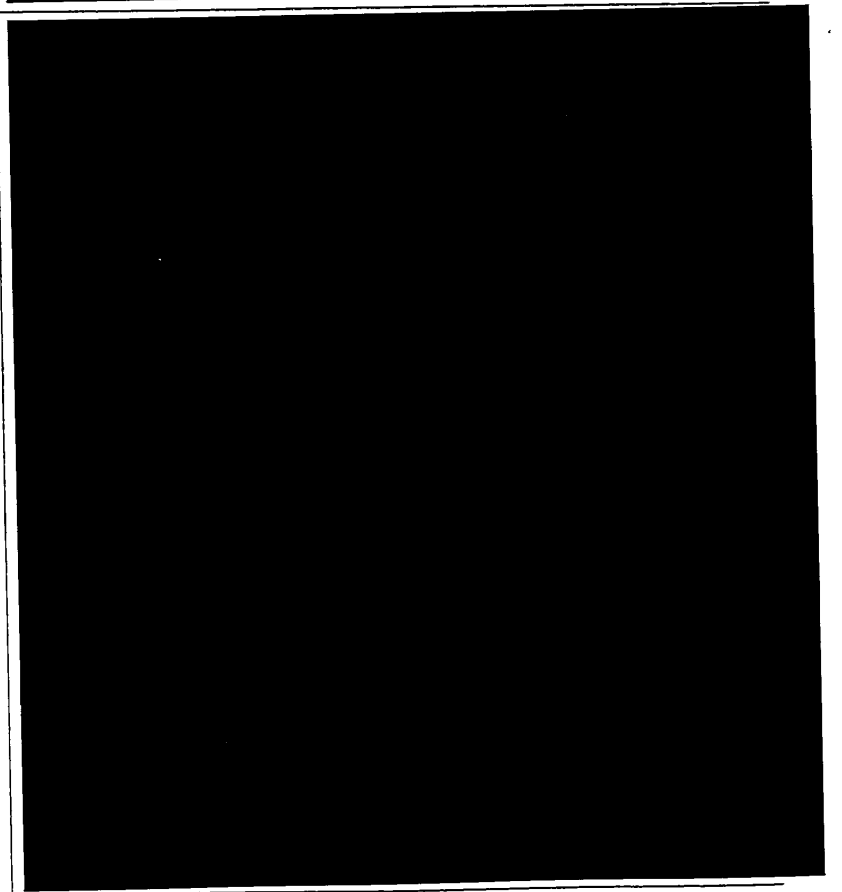
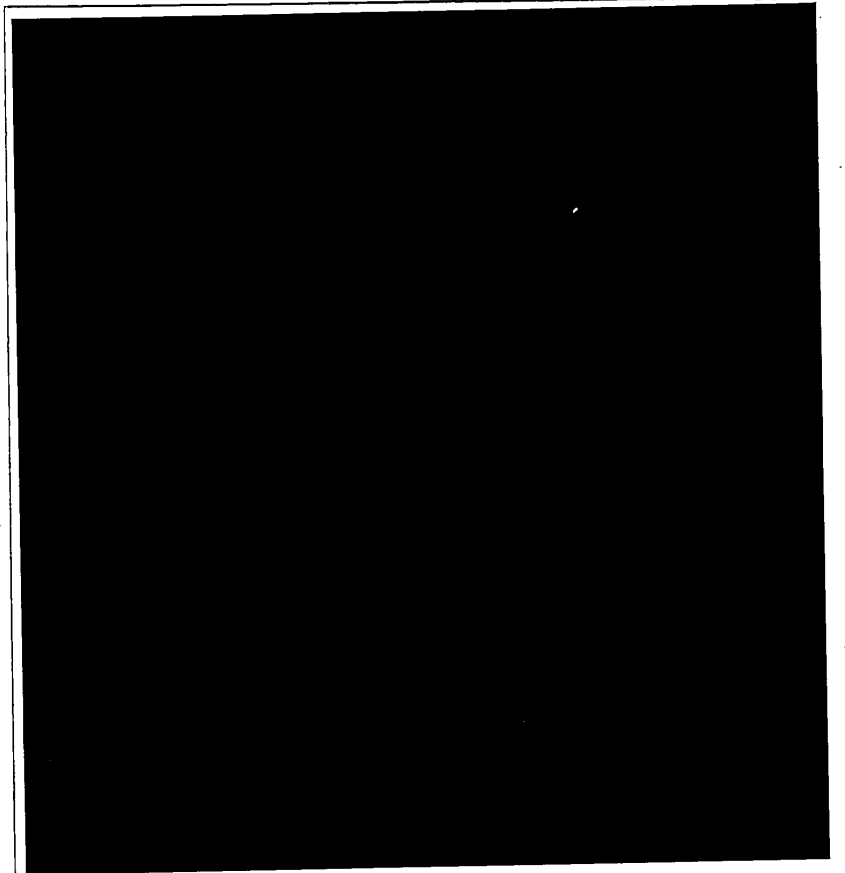
○
■■■■
に係る適性評価 (■■■■ 関係)

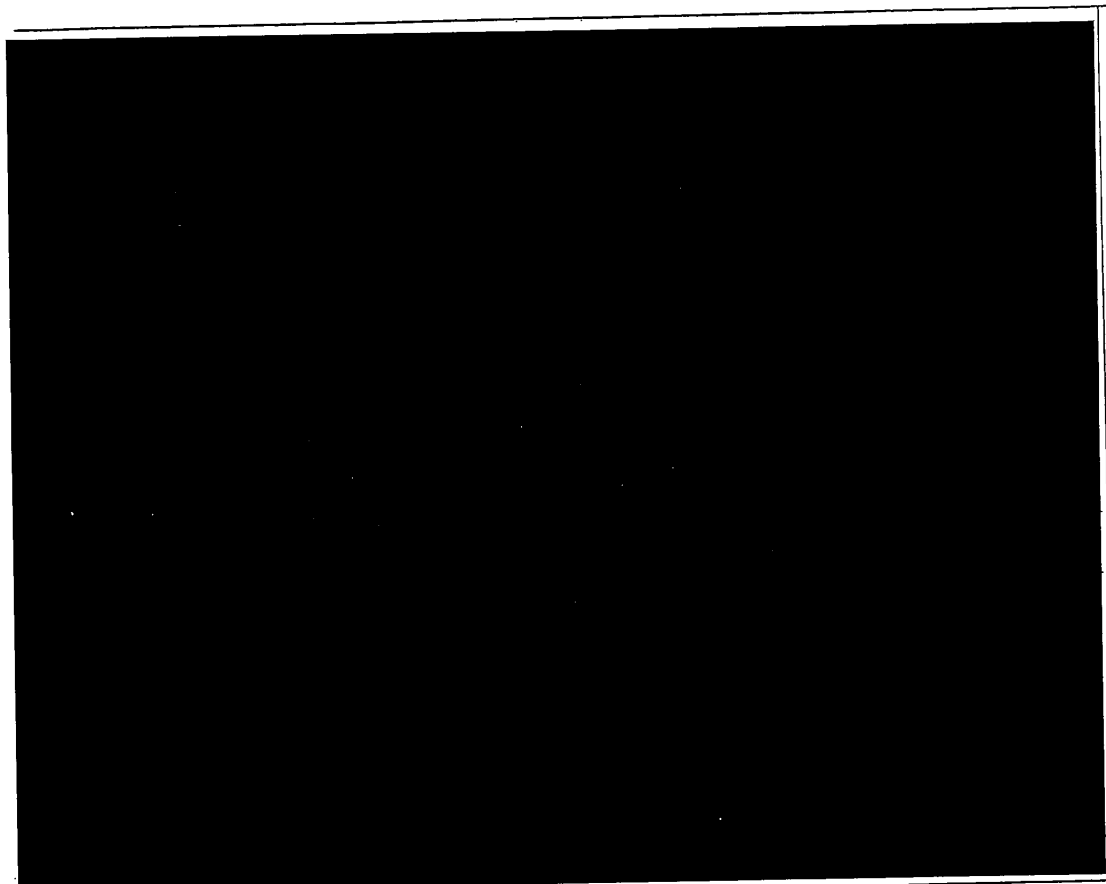


■■■■
(読替之後)

12/07/06内調内検討済み

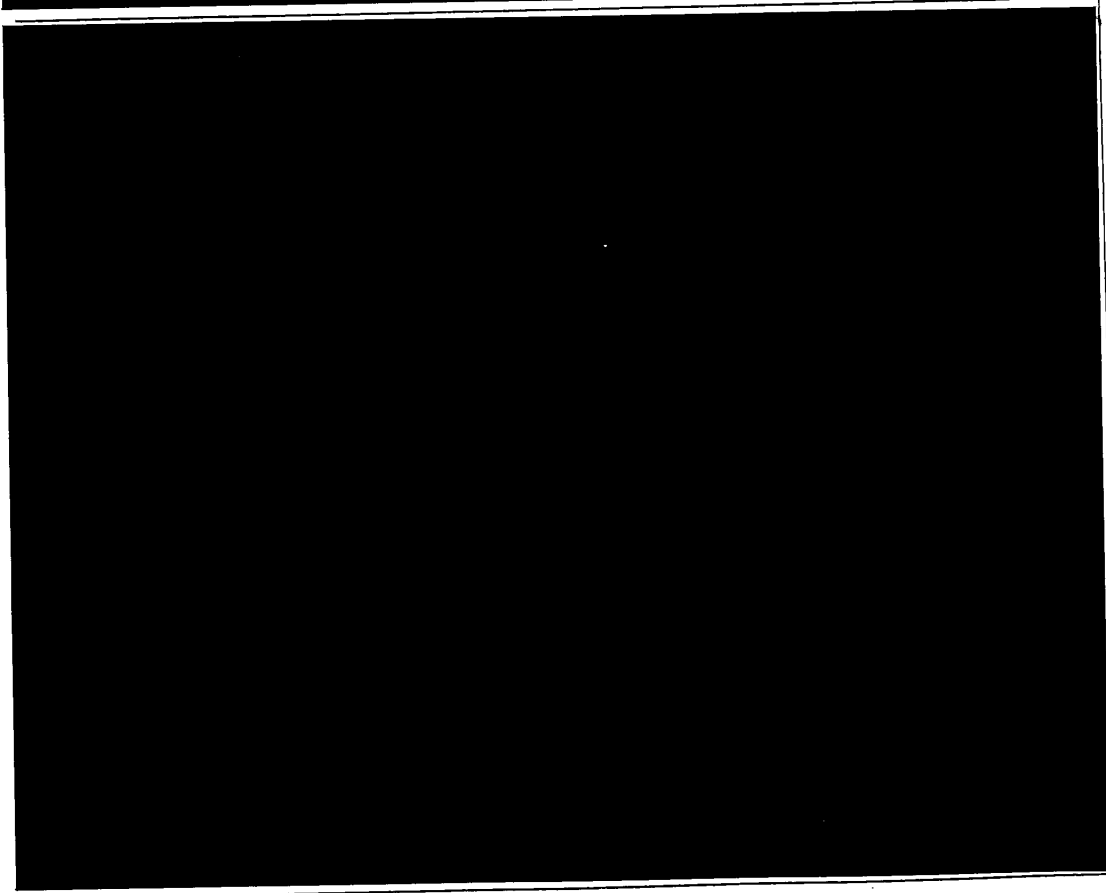




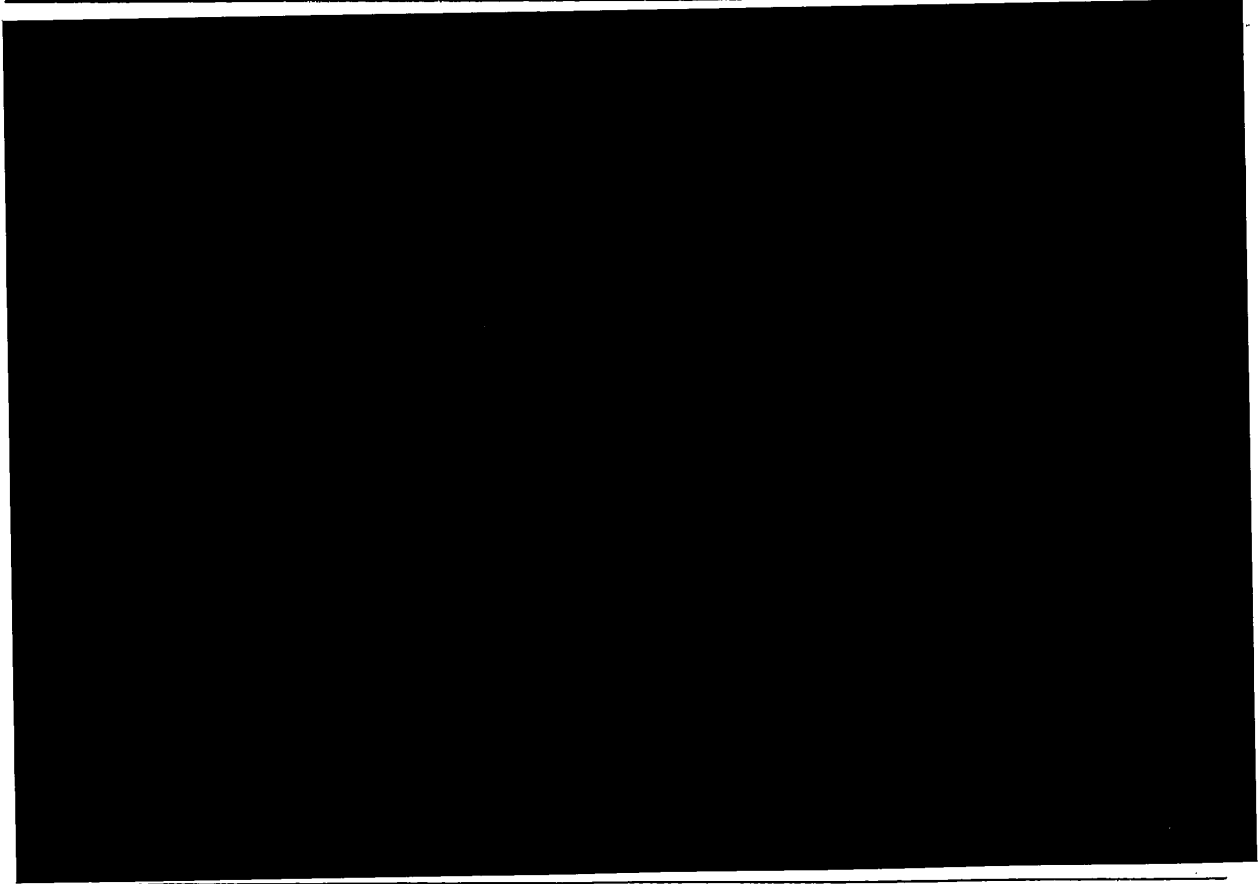
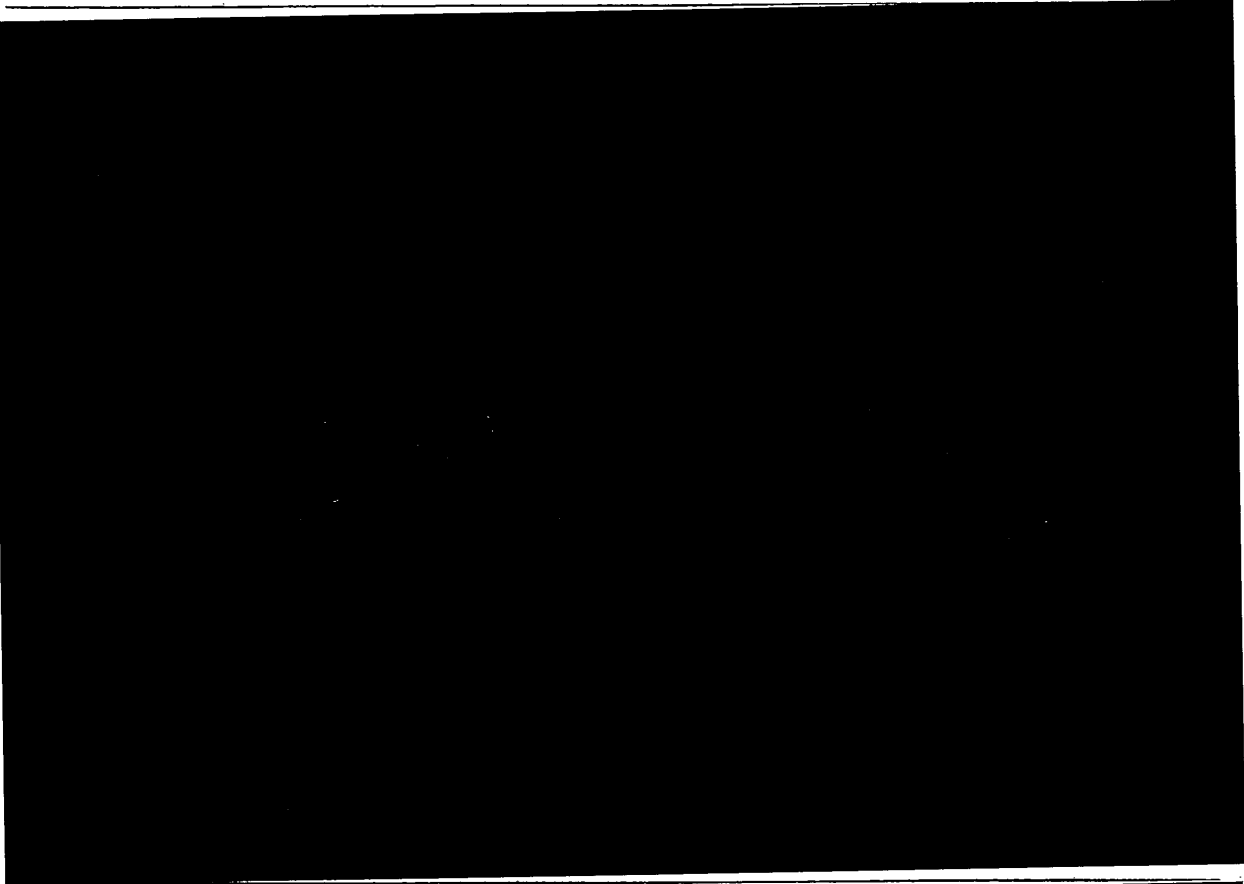


■■■■
(読替之前)

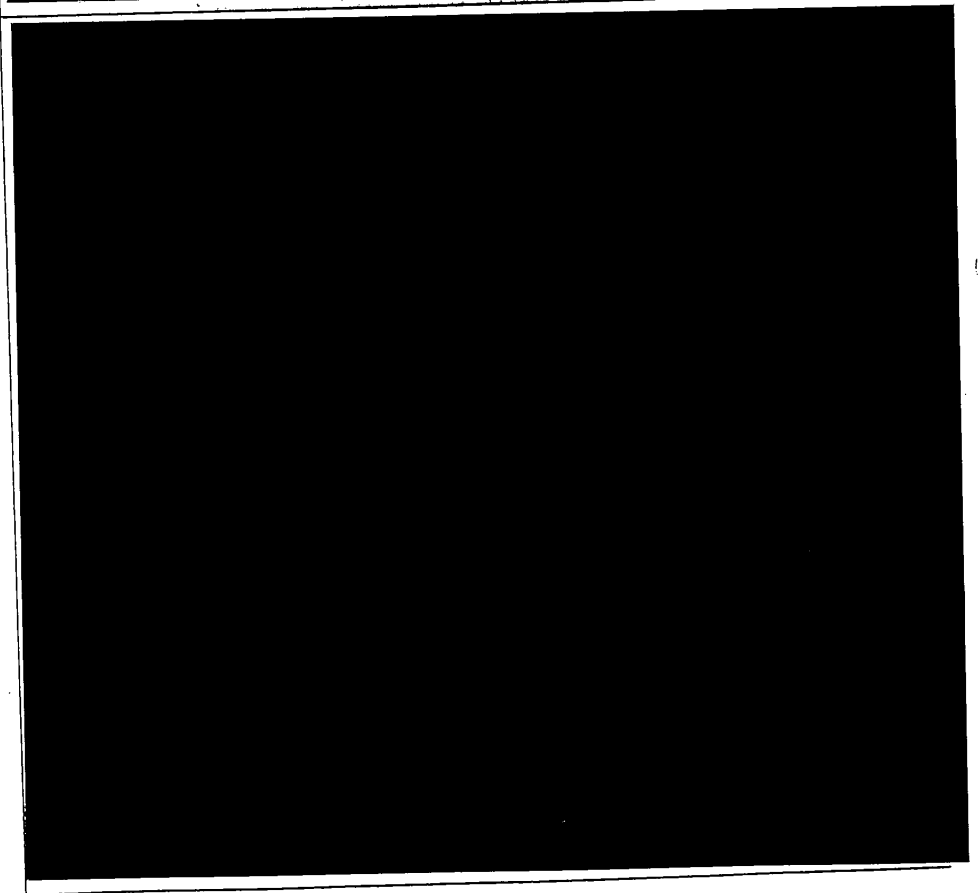
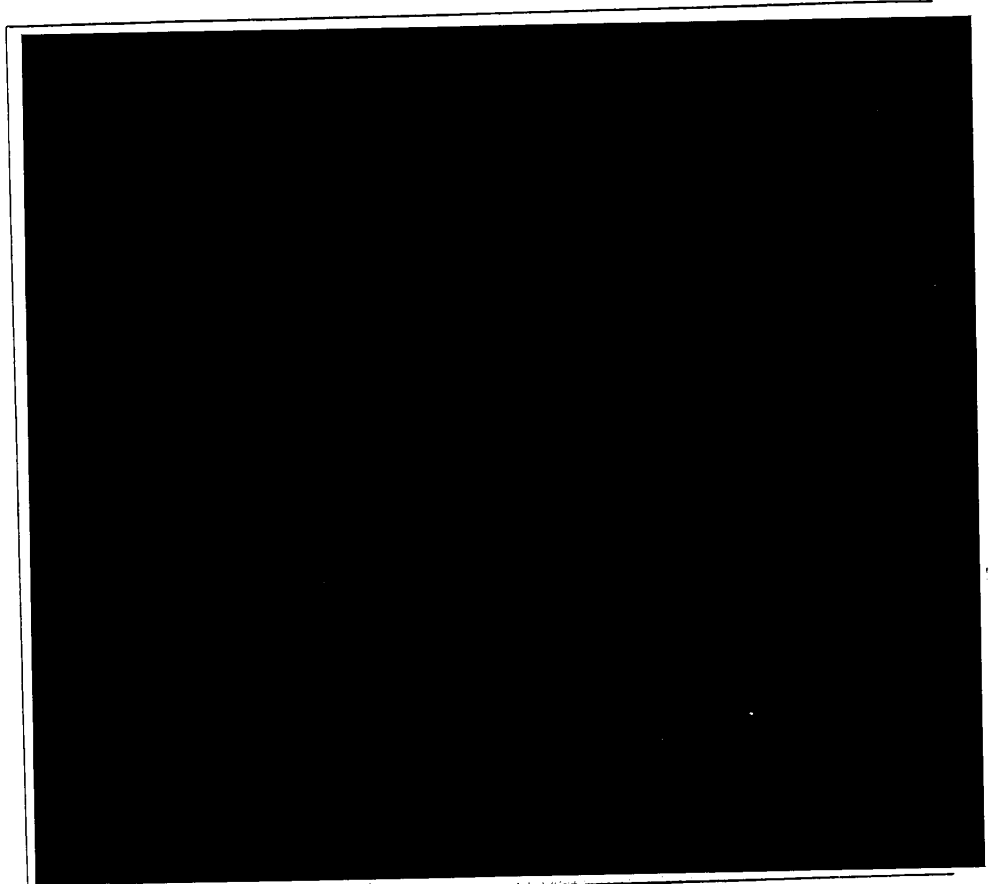
○
■■■■
に係る適性評価(■■■■)関係

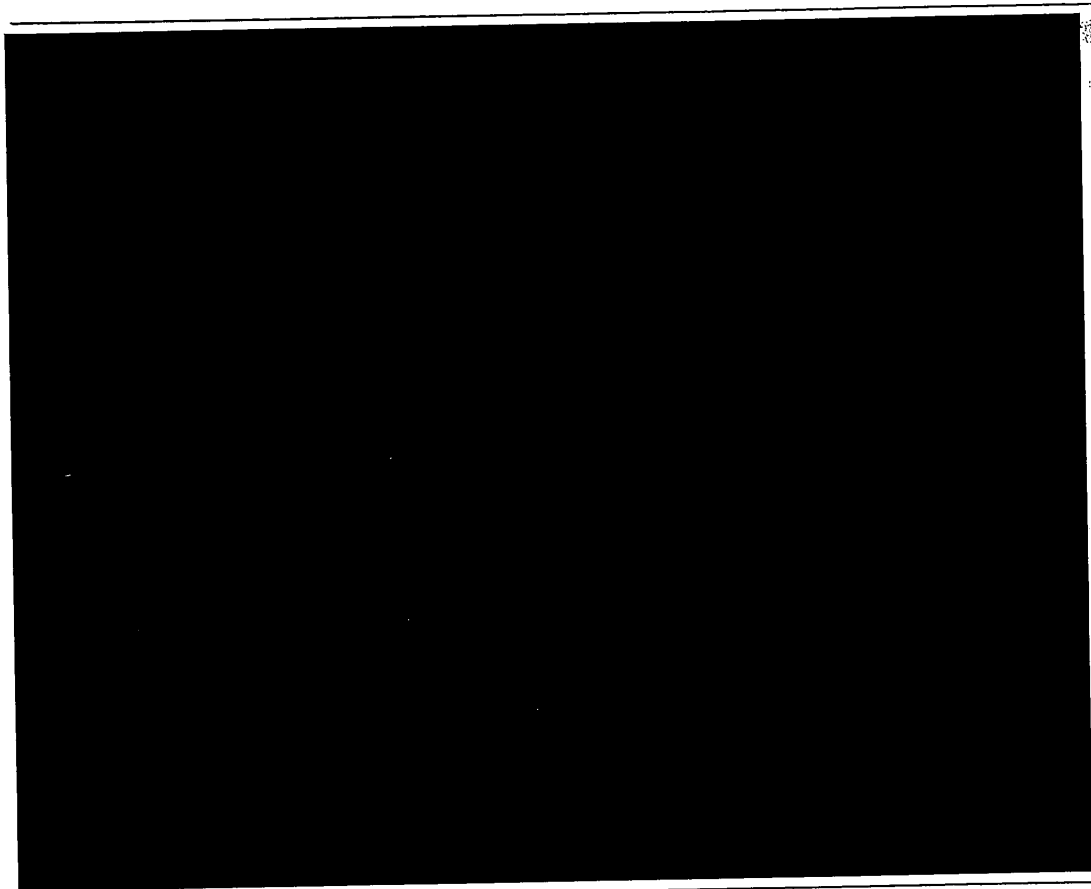


■■■■
(読替之後)

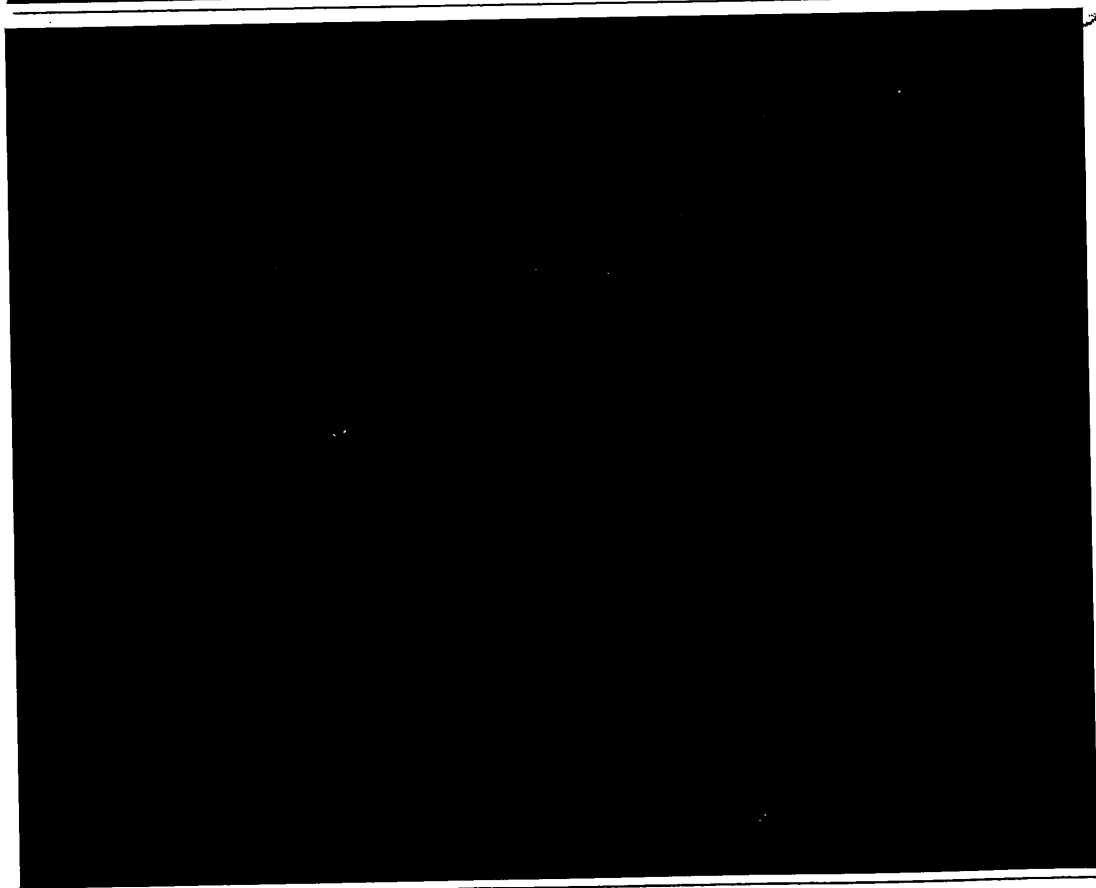


12/07/06内調内検討済み





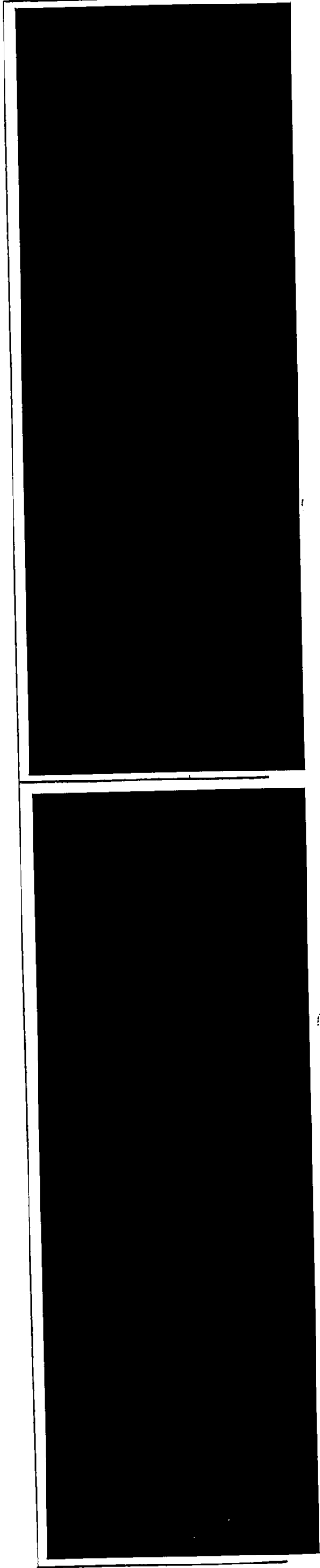
■■■■
(読替之前)



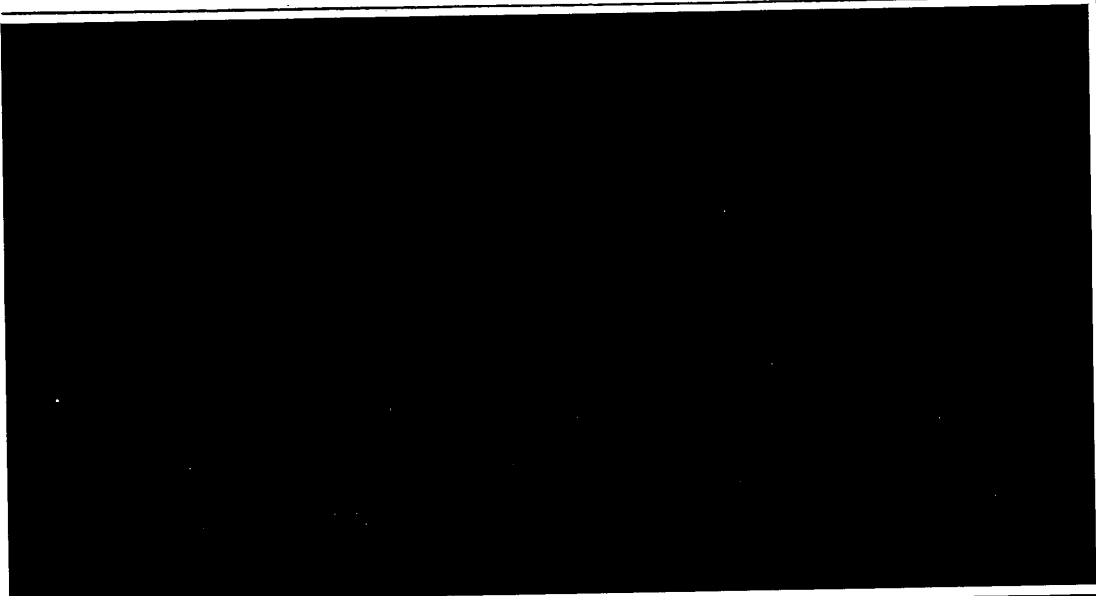
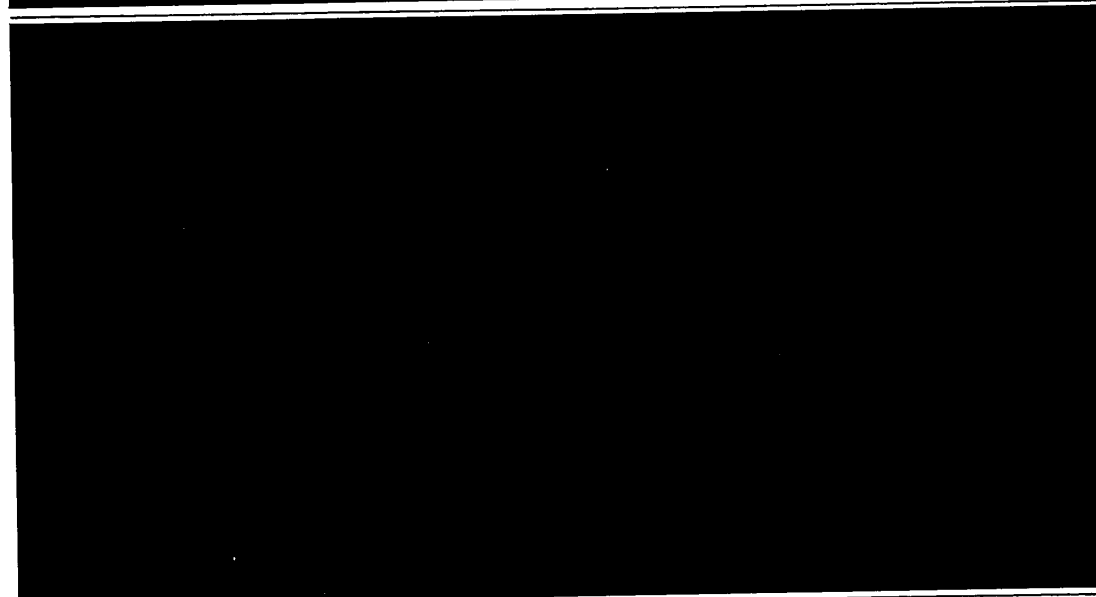

■■■■
(読替之後)

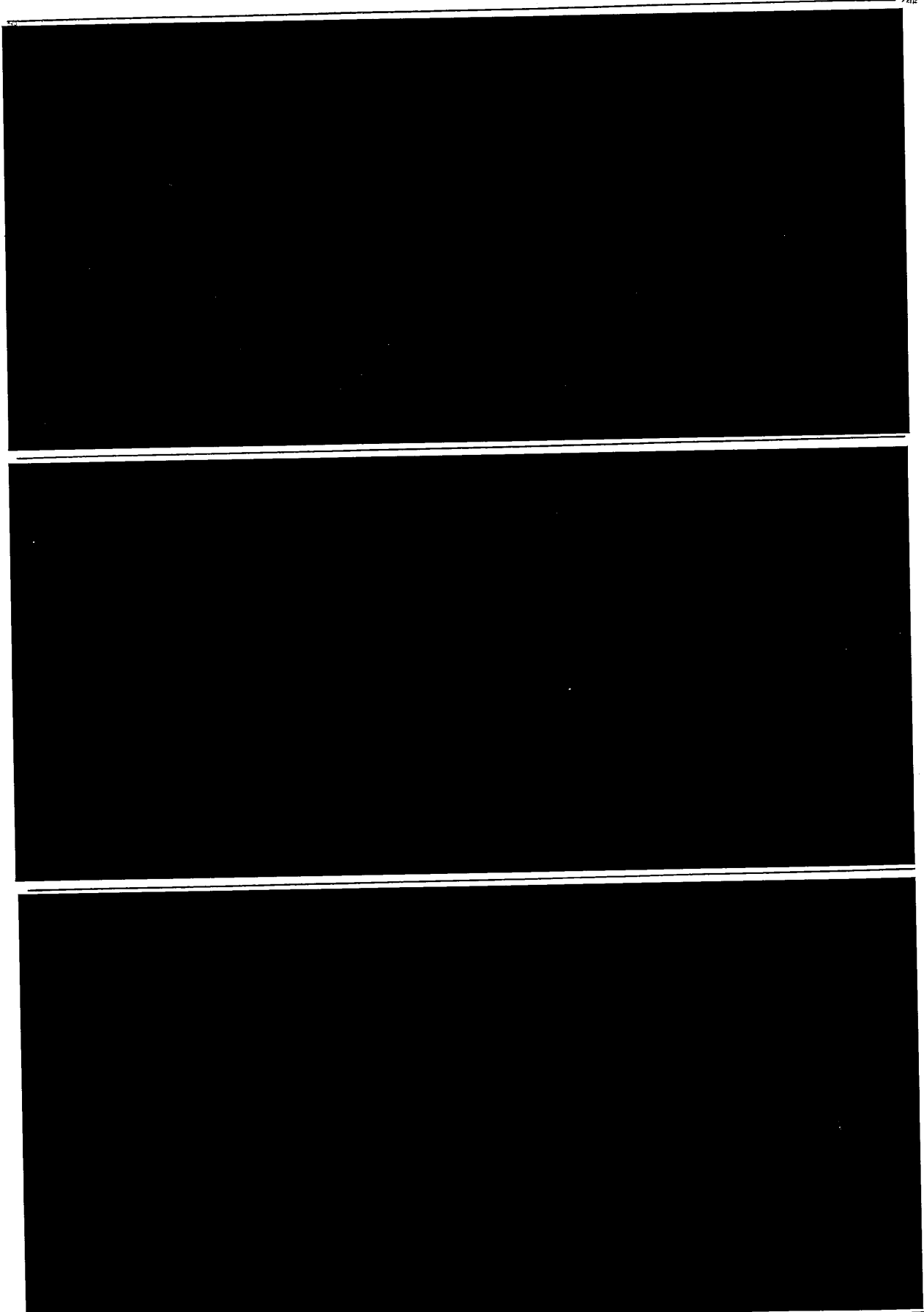
■■■■
(関係)

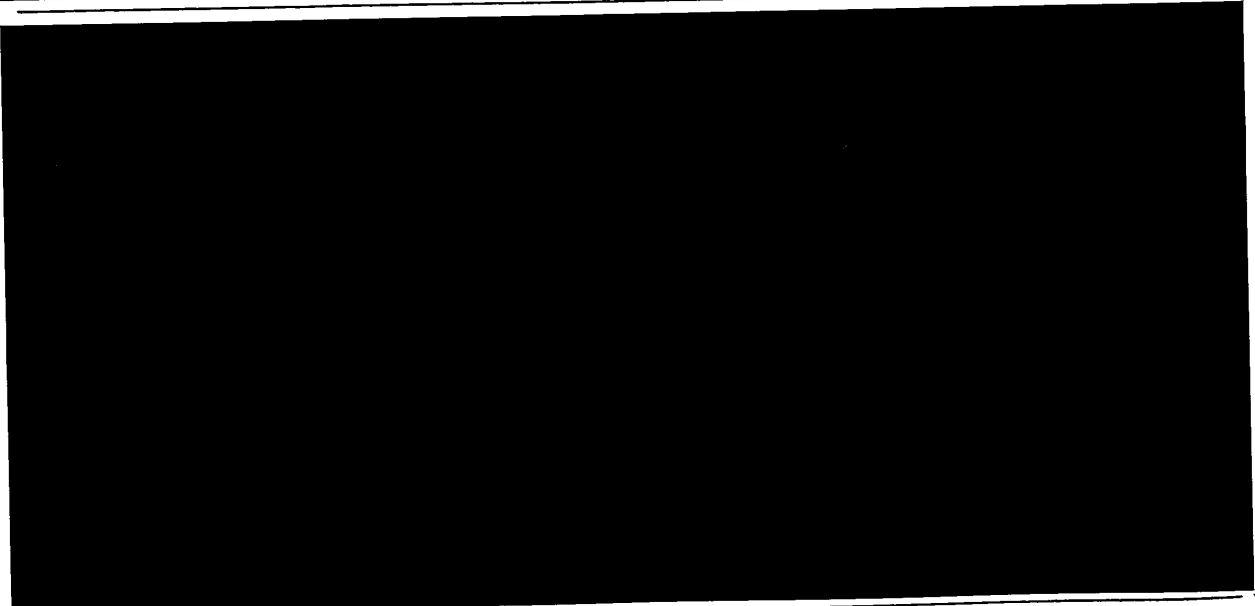
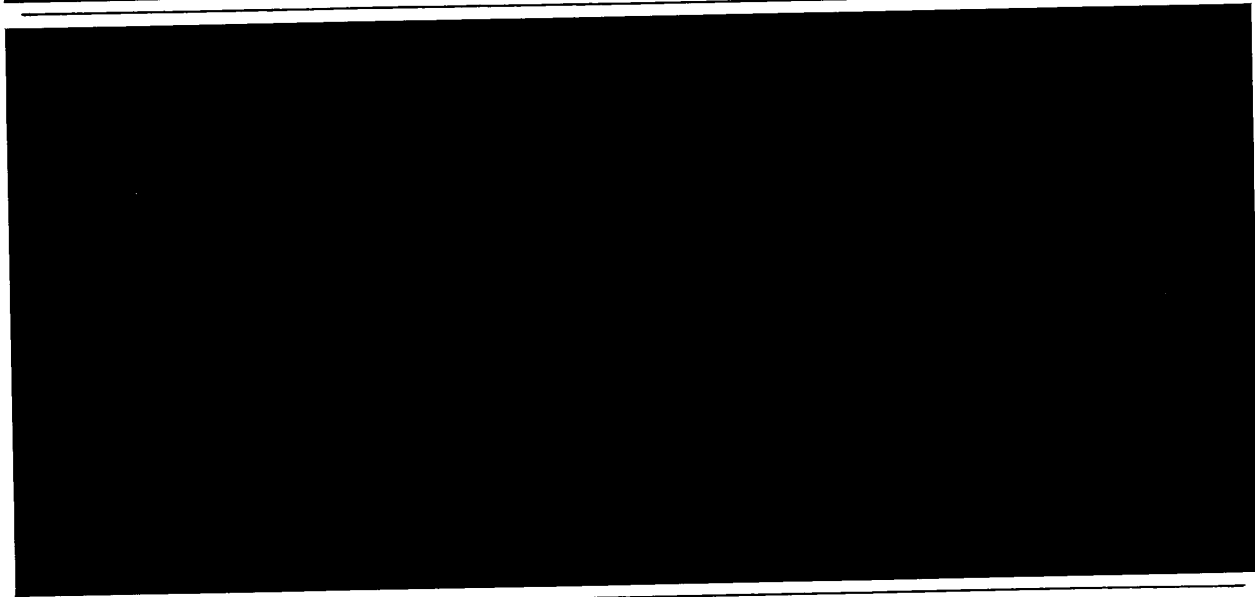
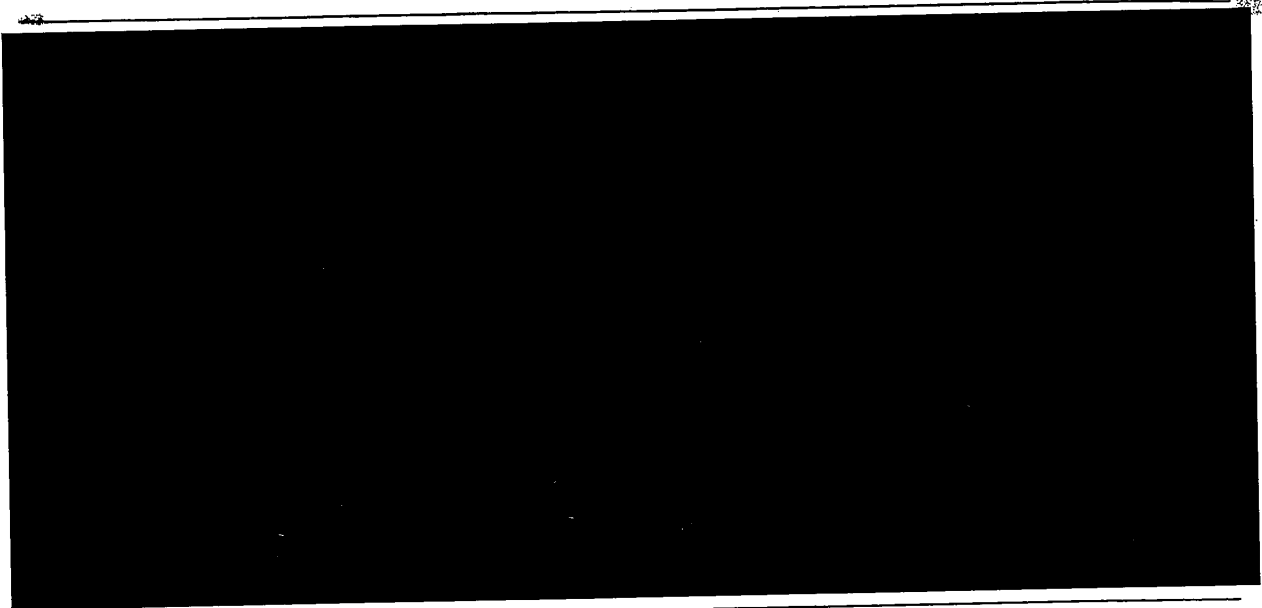
12/07/06内調内検討済み

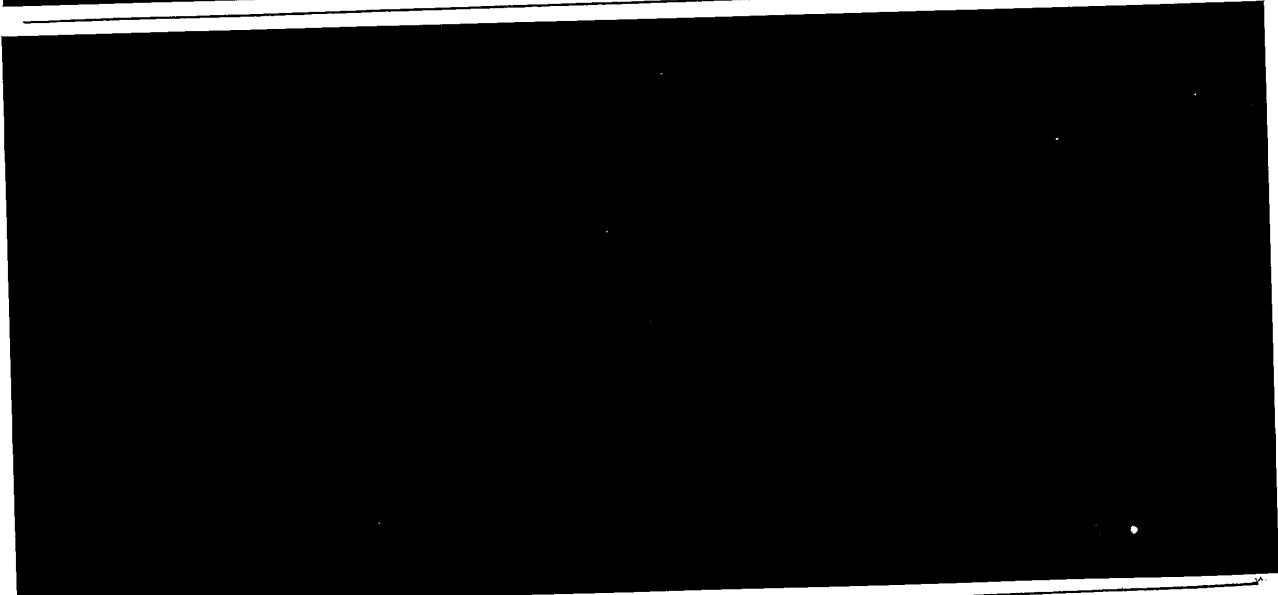


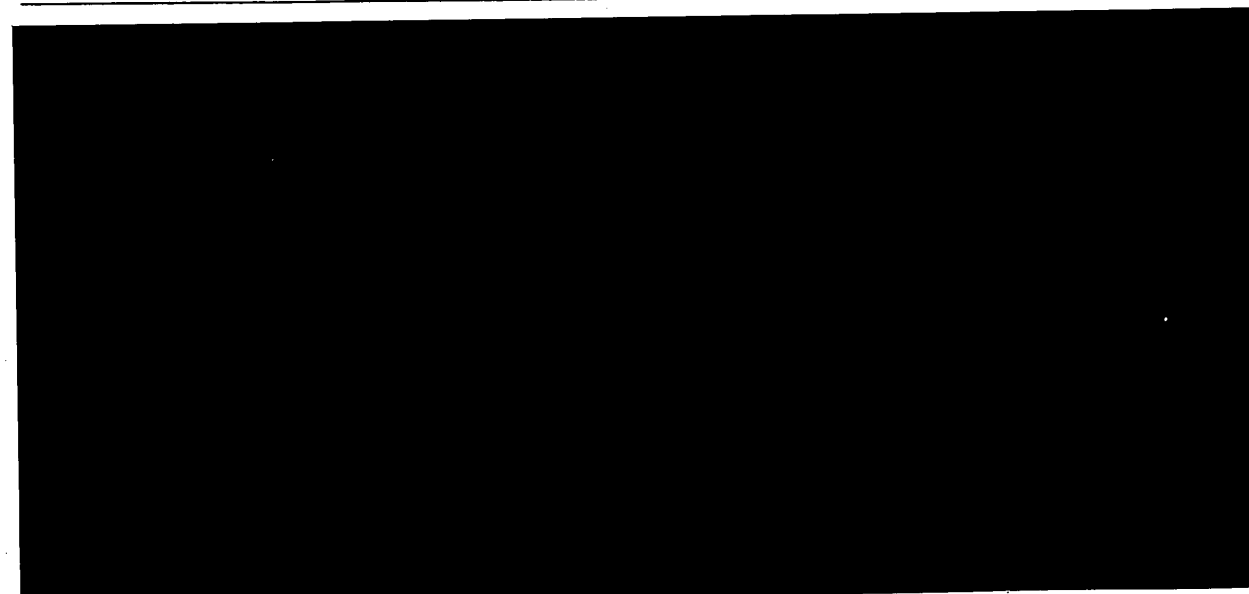
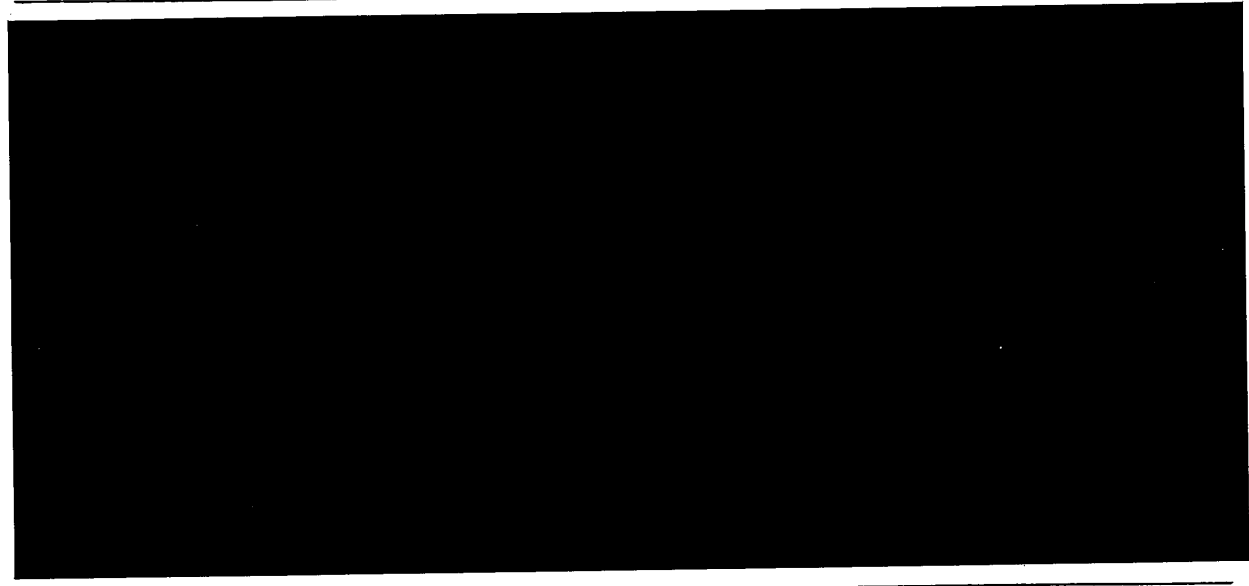
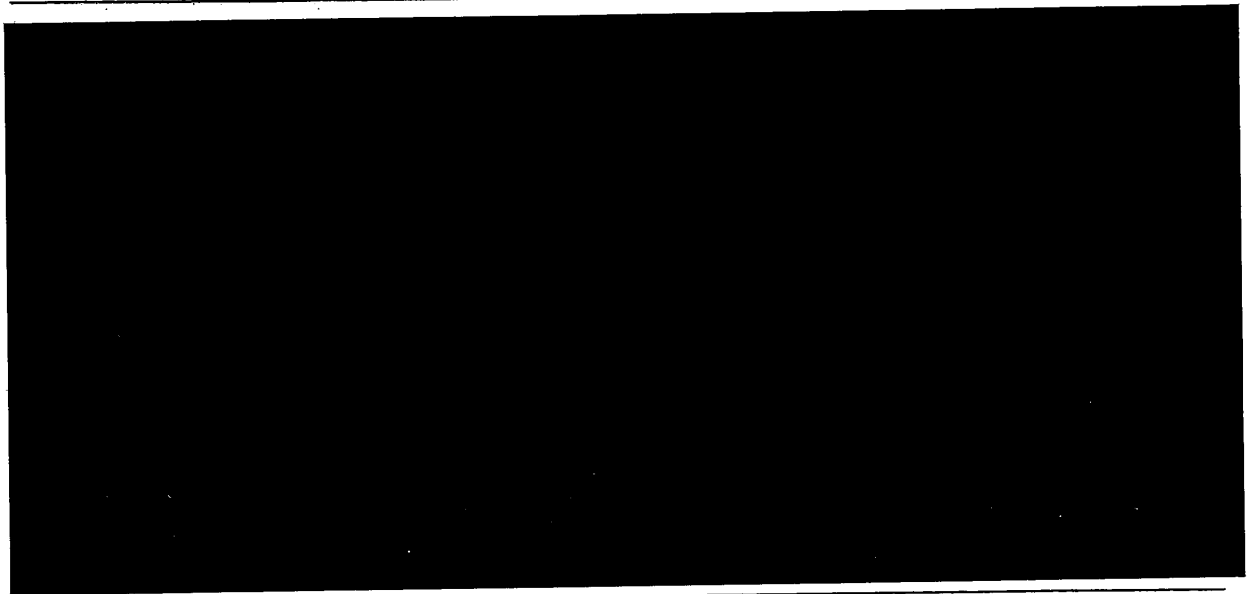
〇三段表

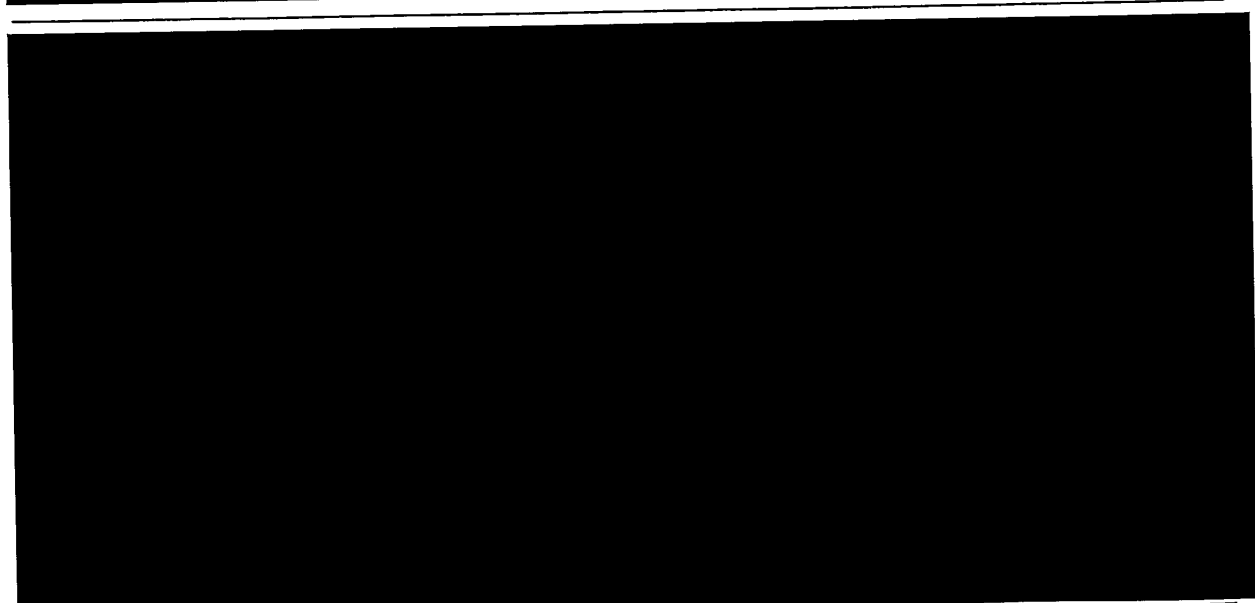
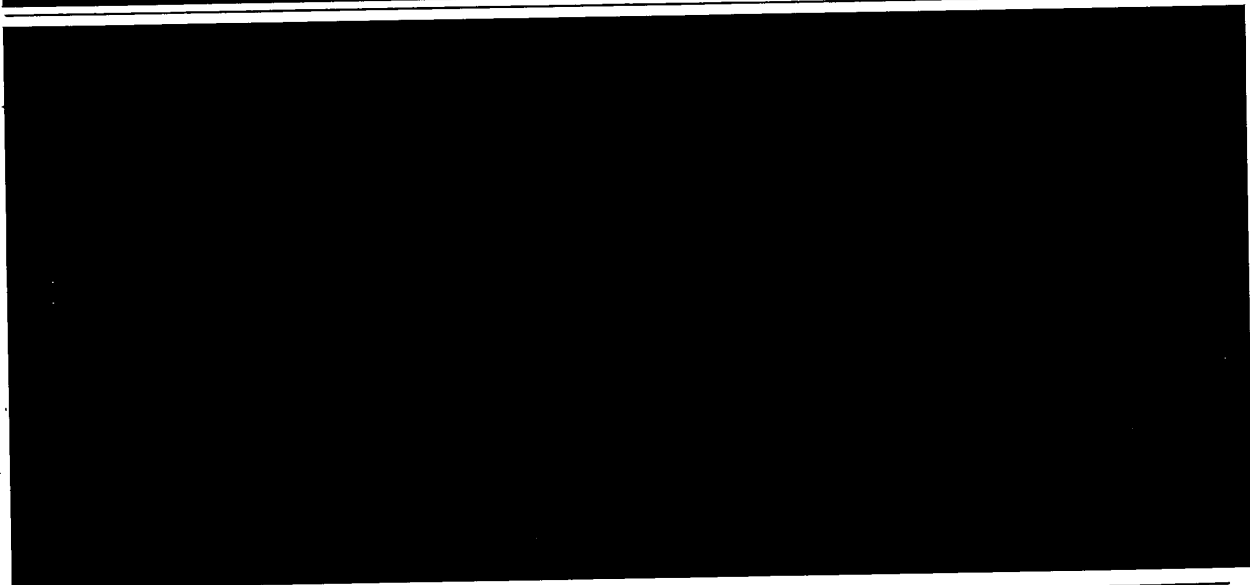
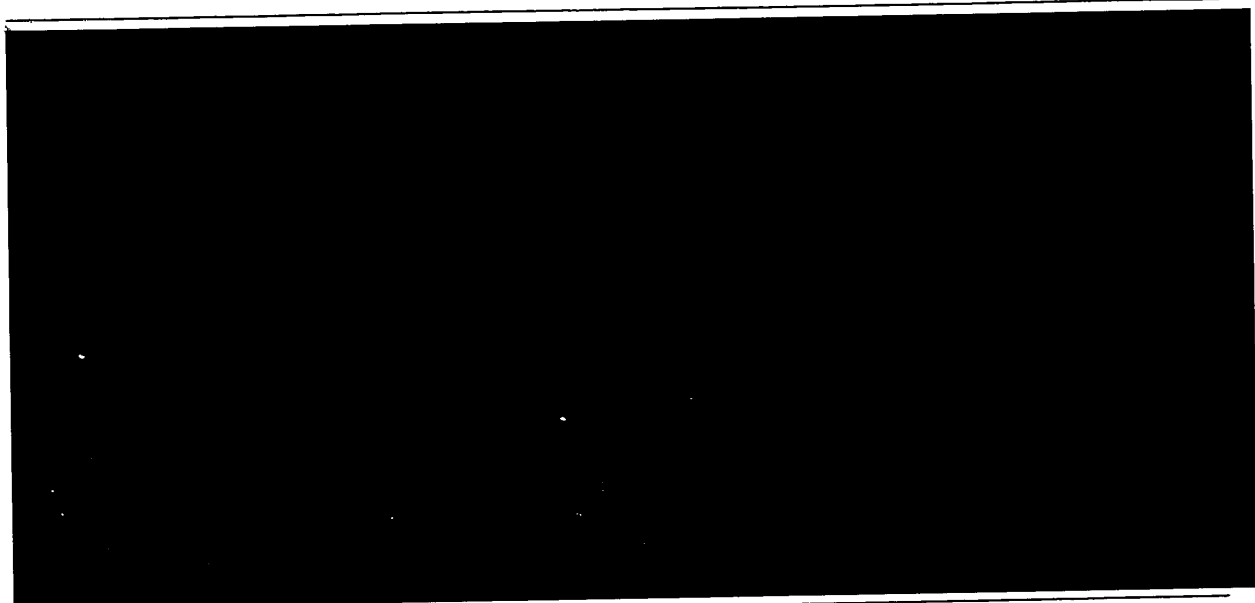
	法律(案)
	政令(素案)
	自衛隊法施行令

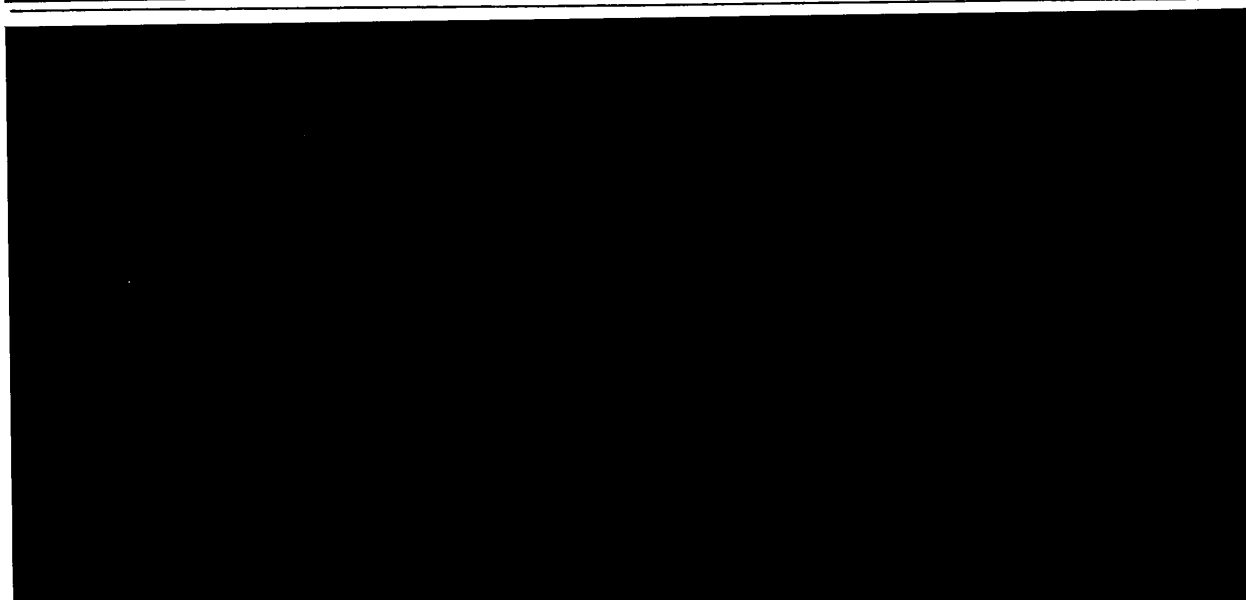
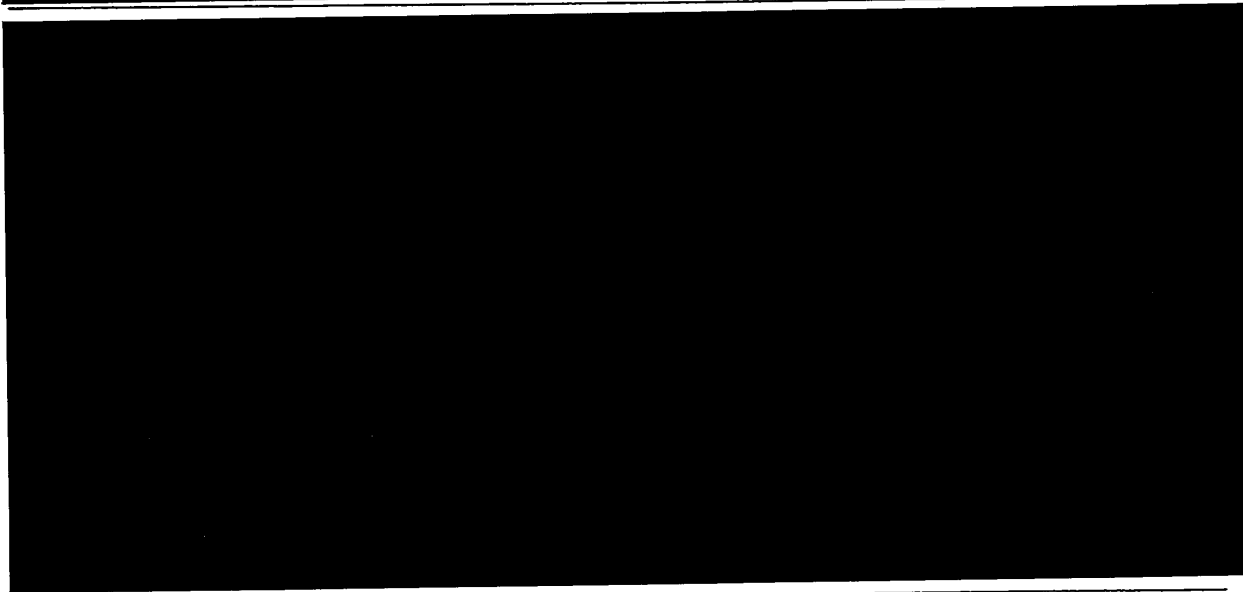
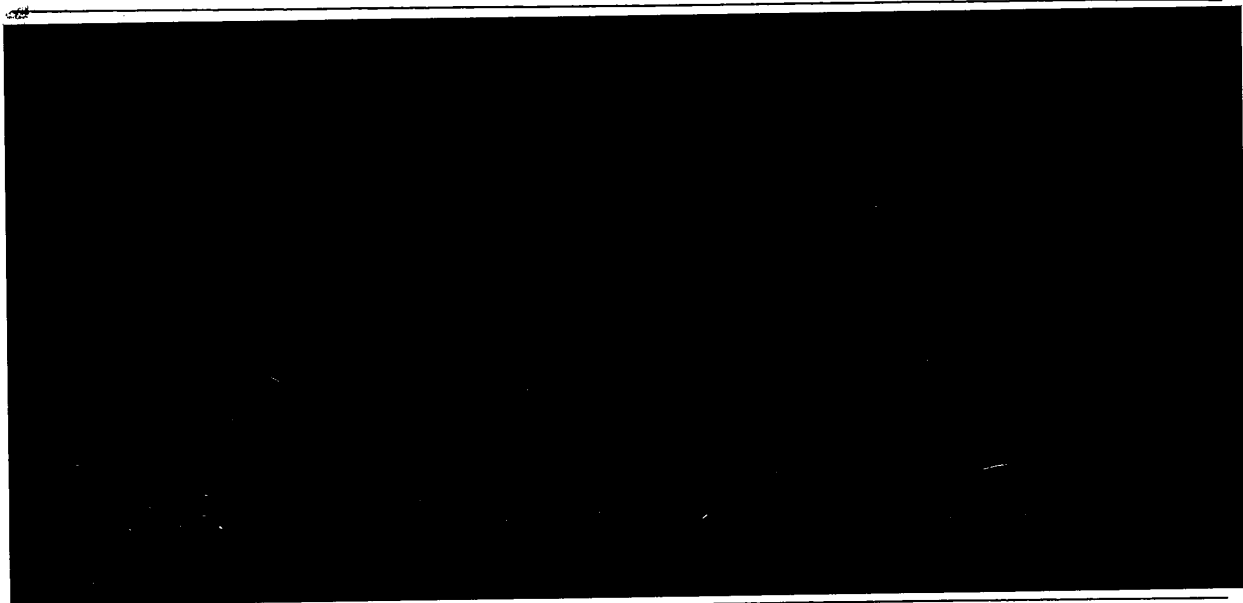


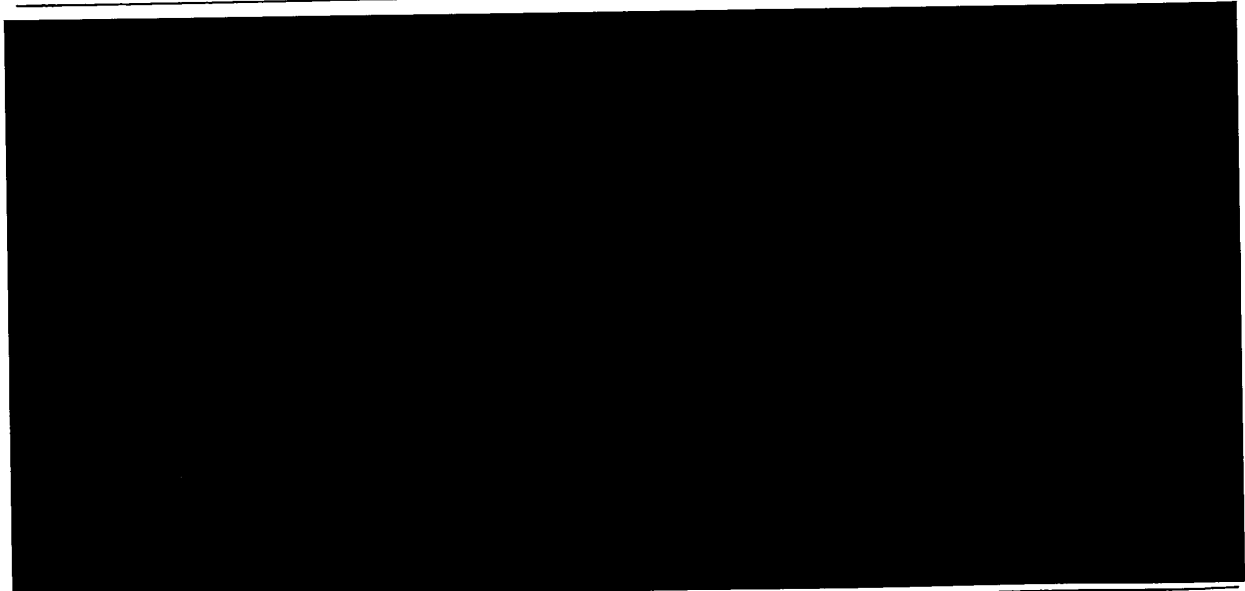
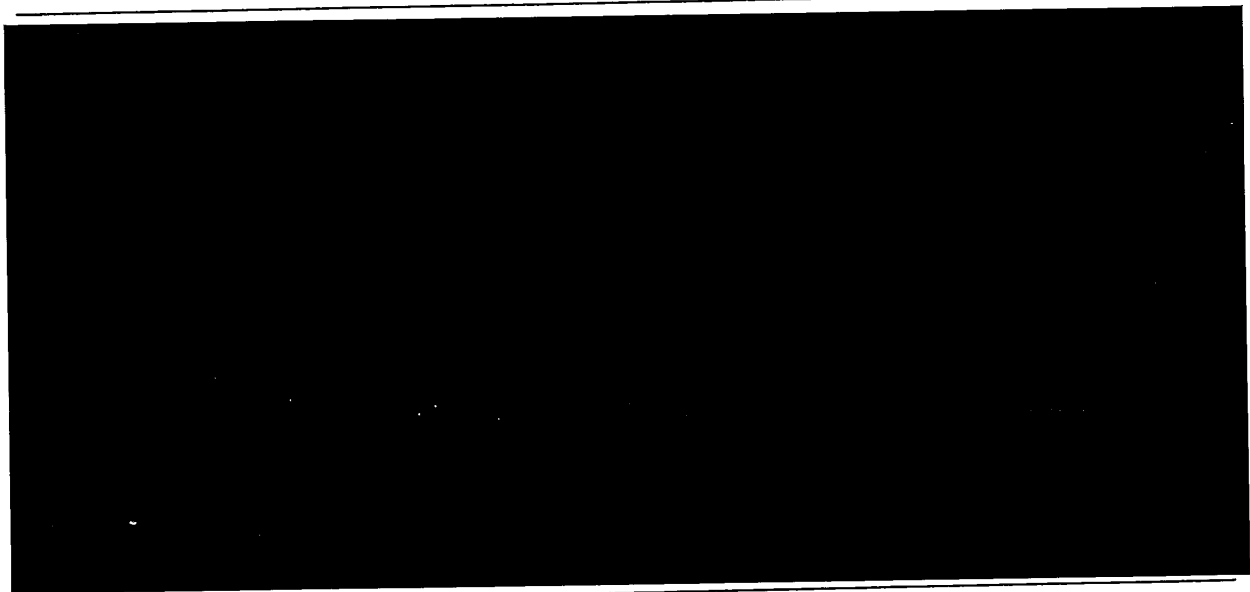
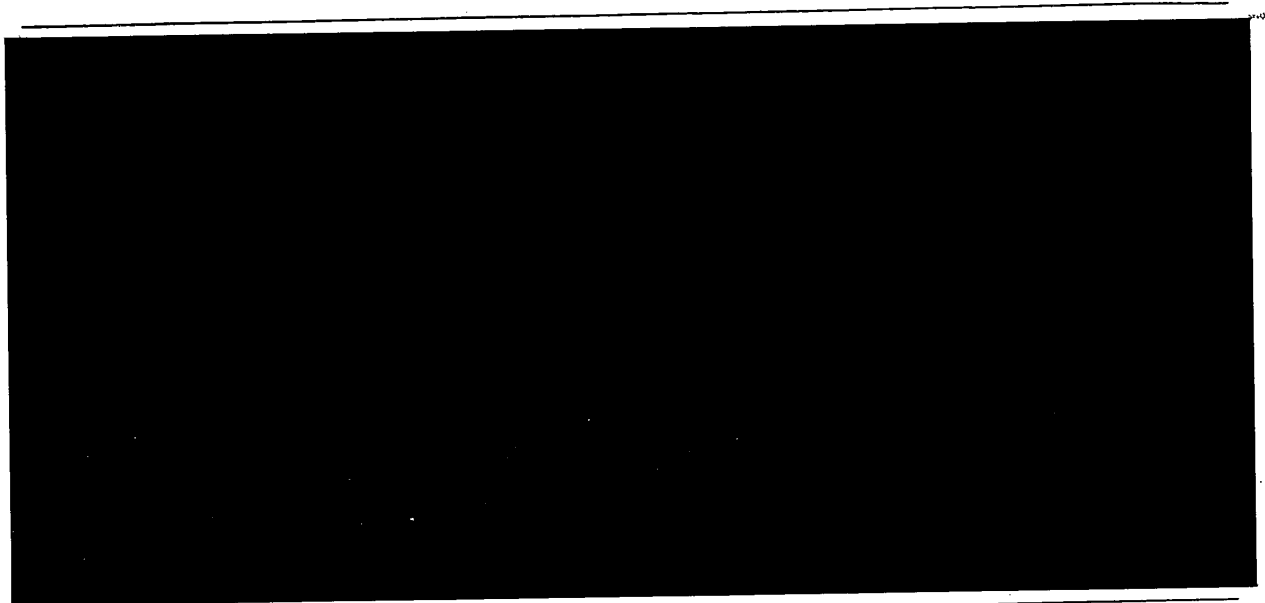


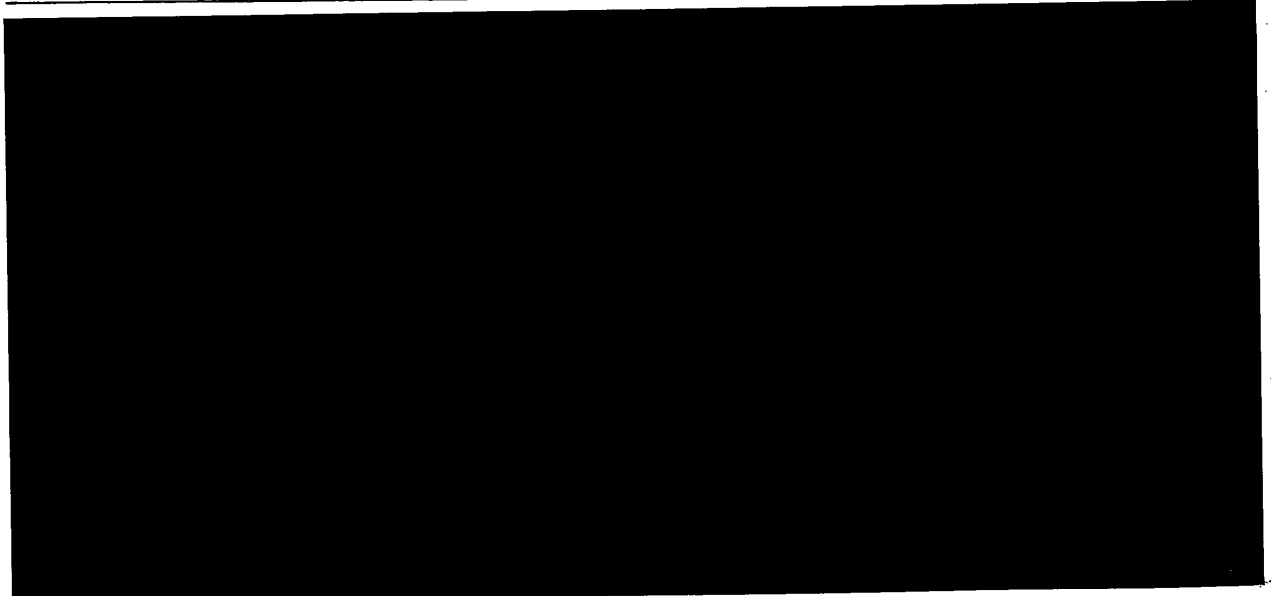
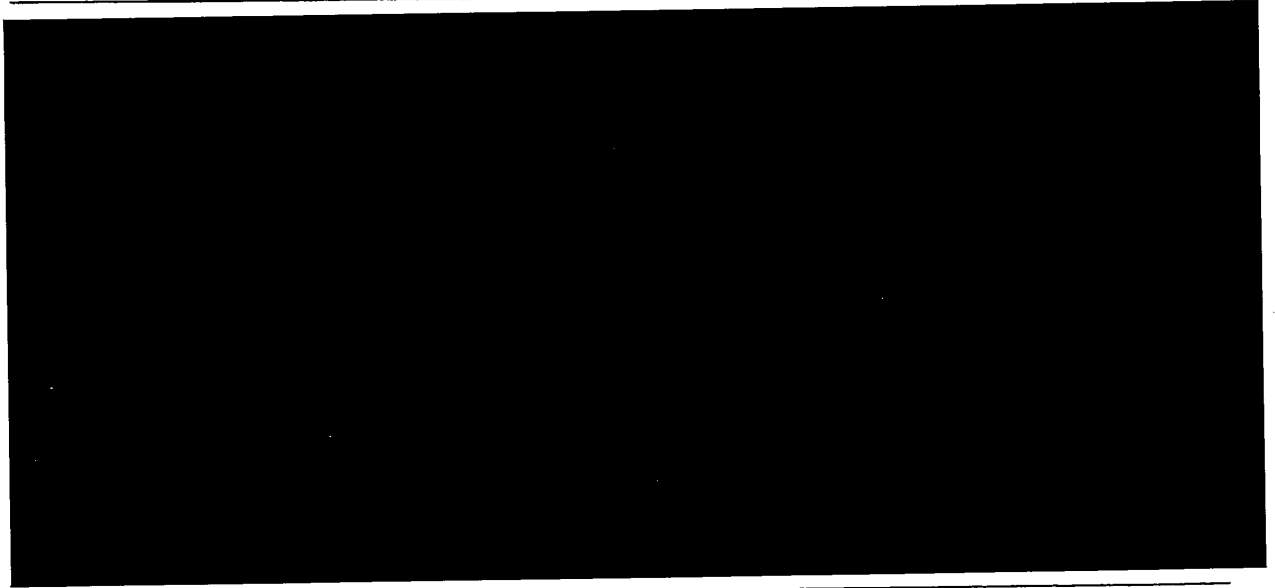
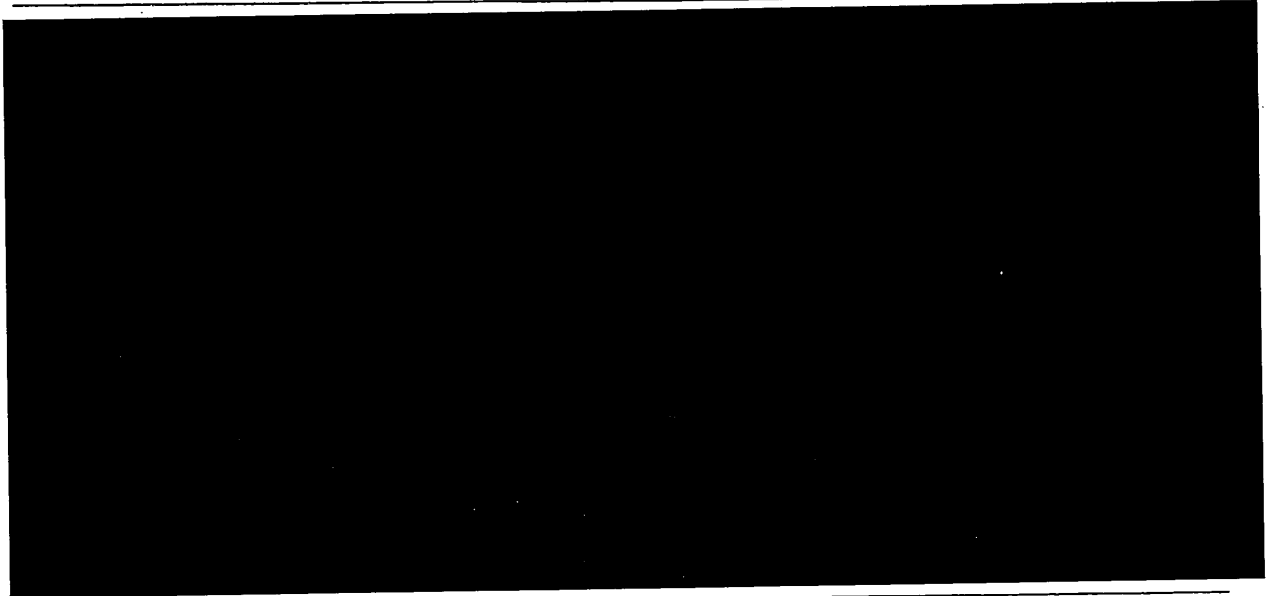


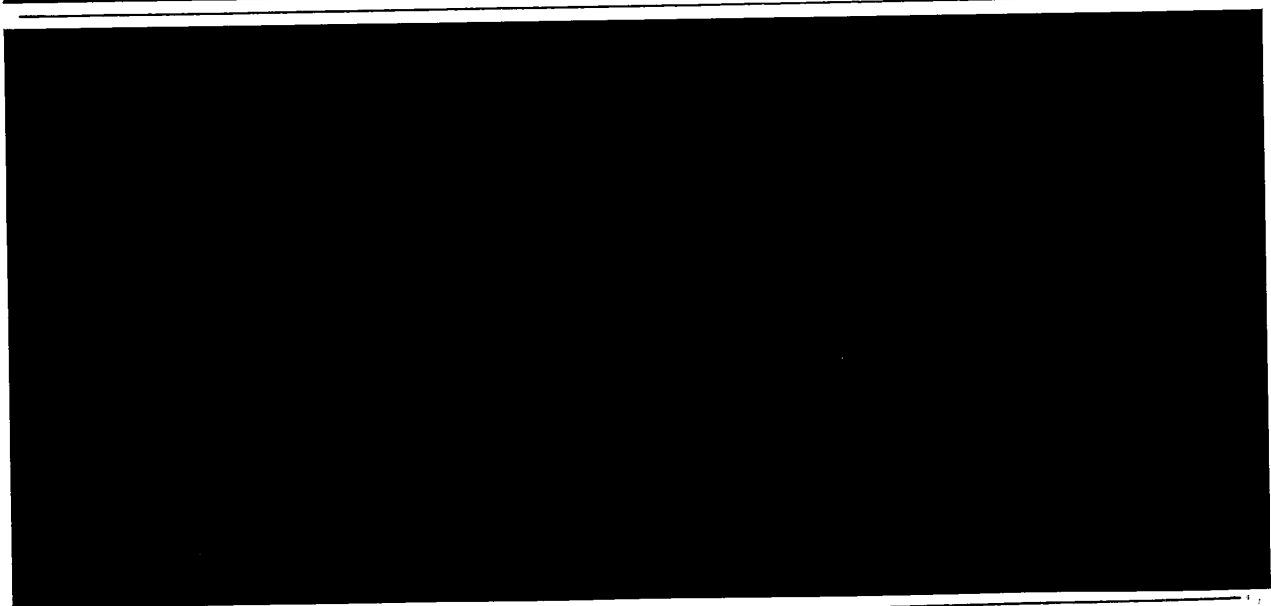
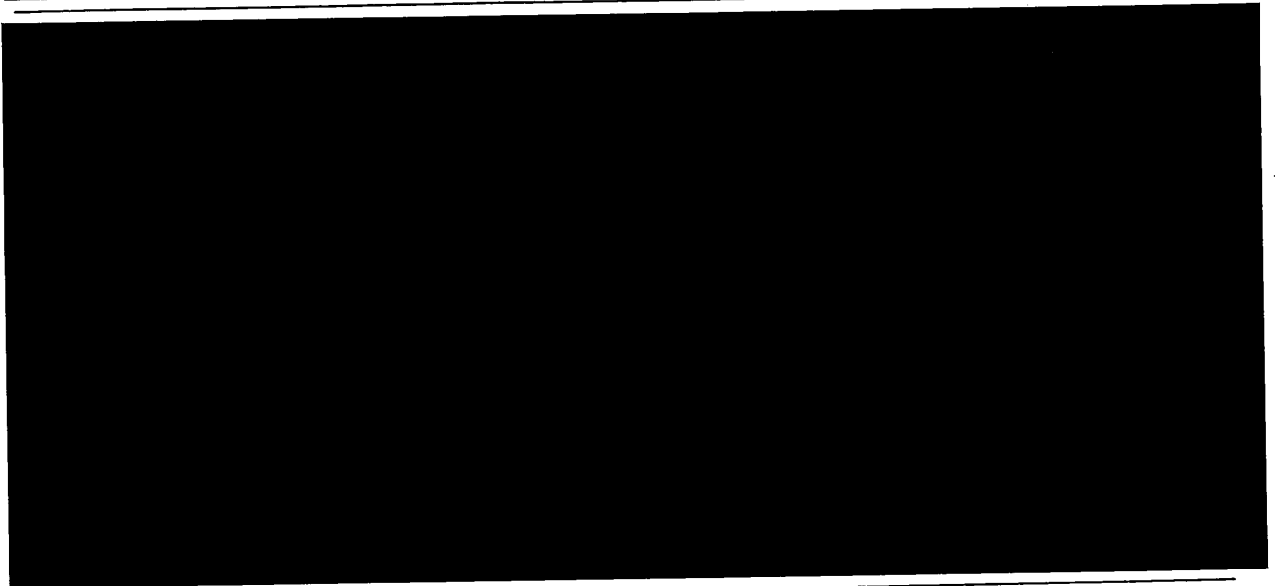
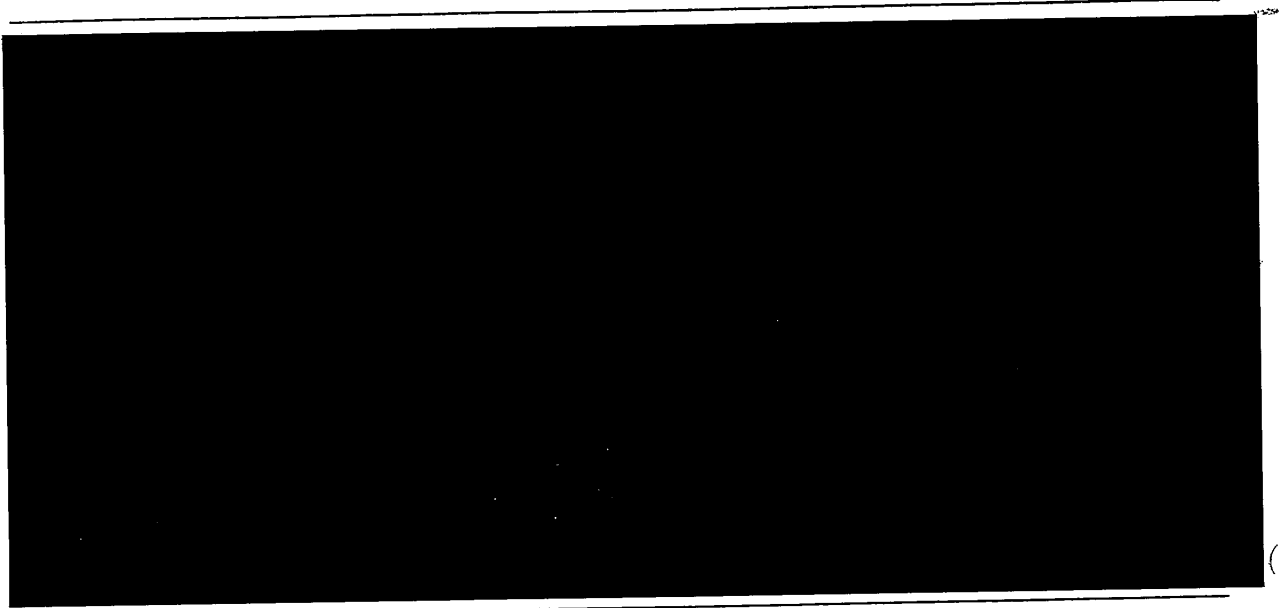


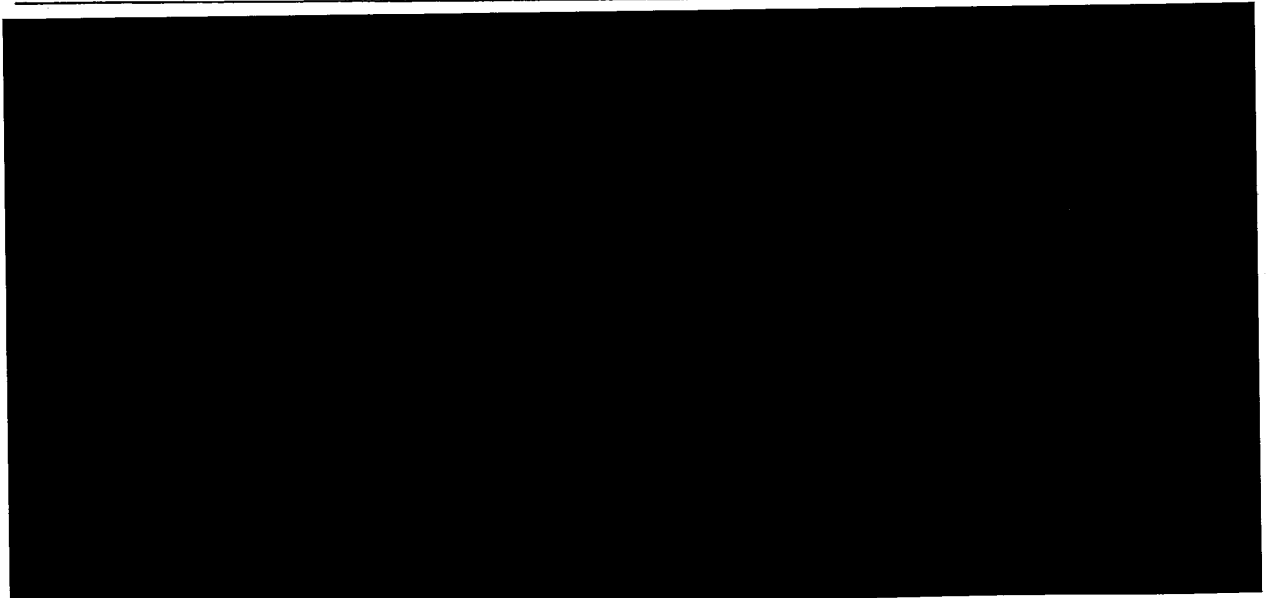
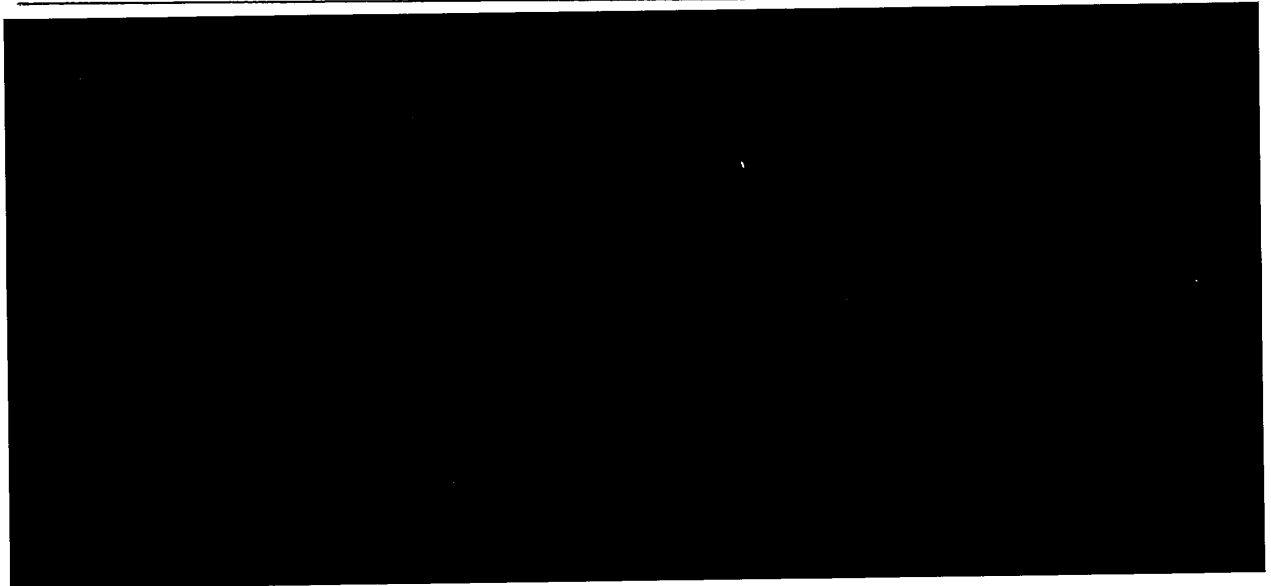
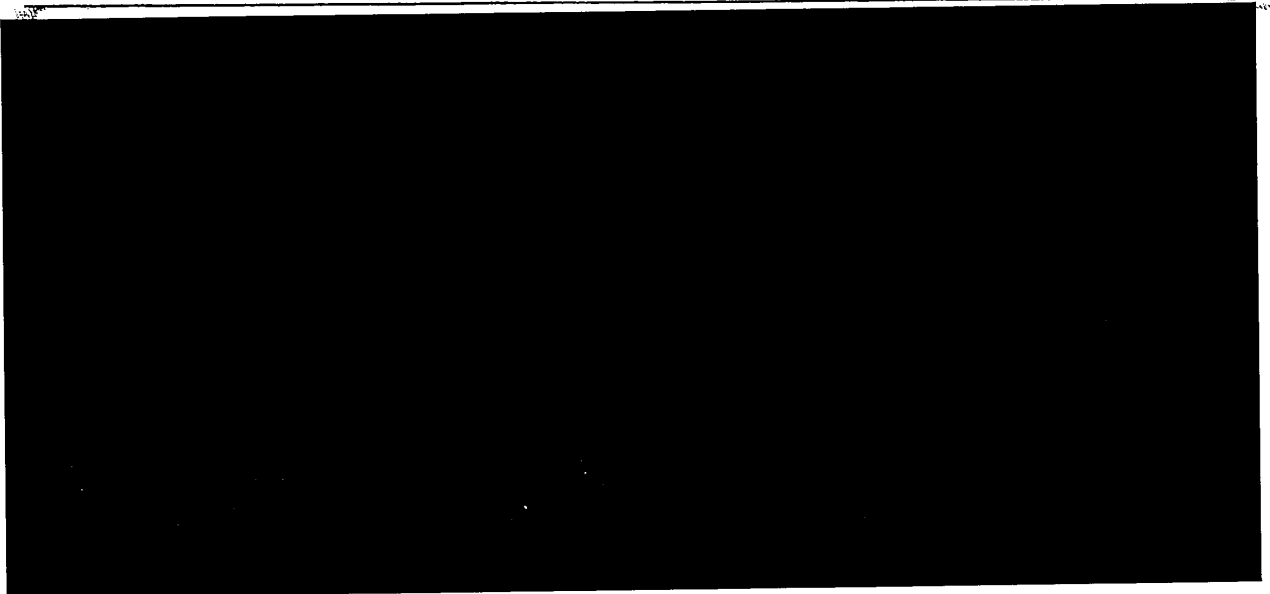


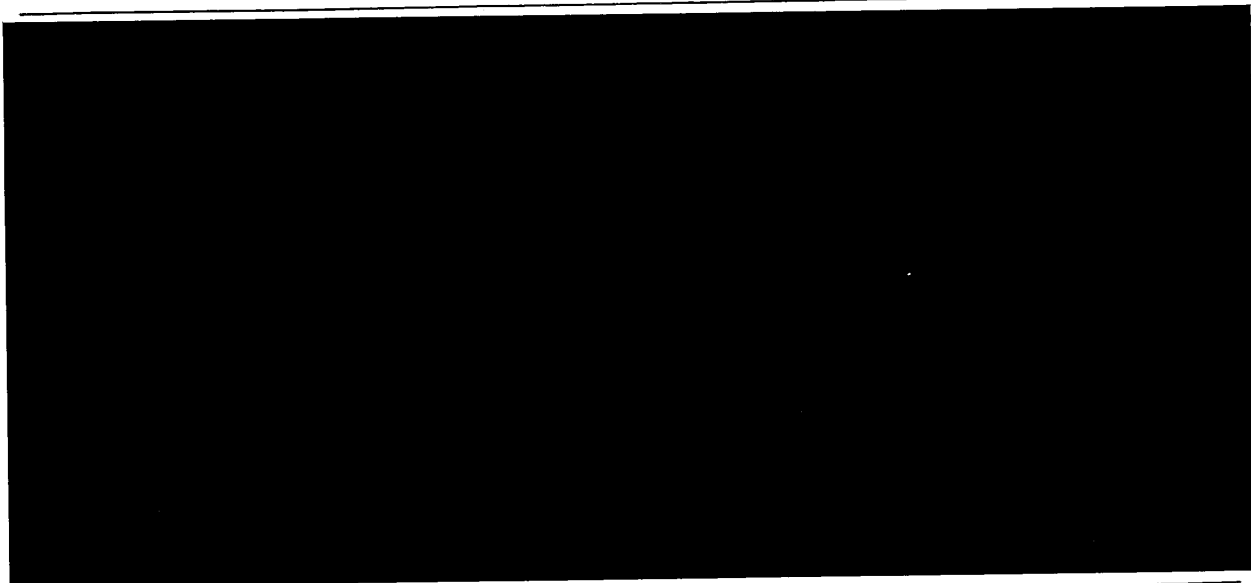
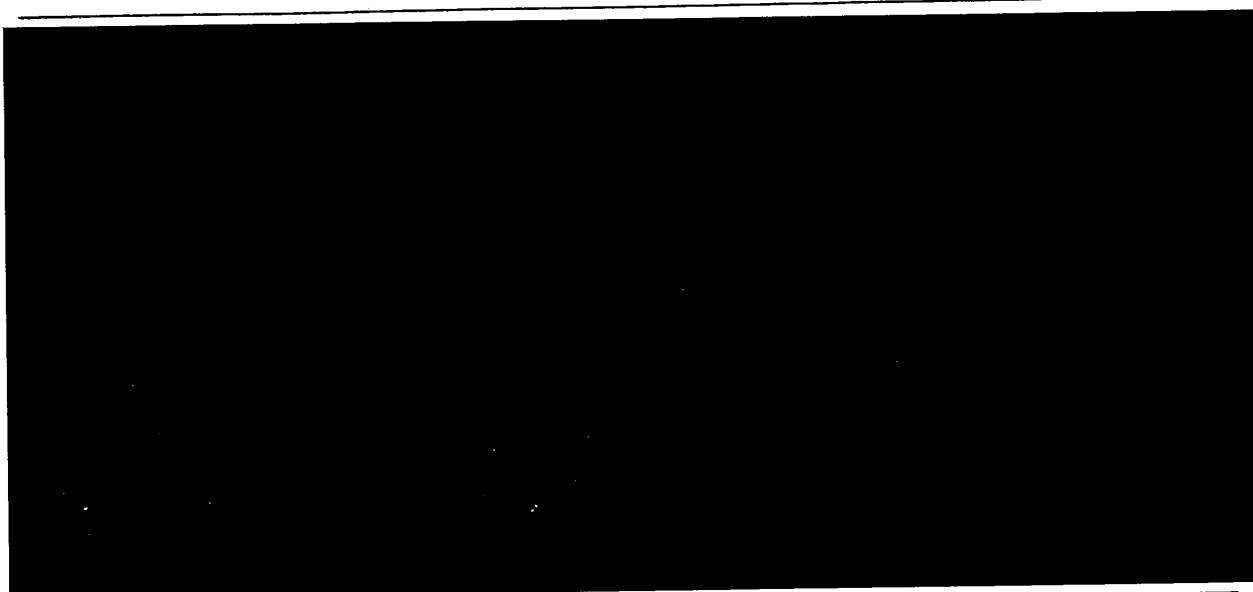


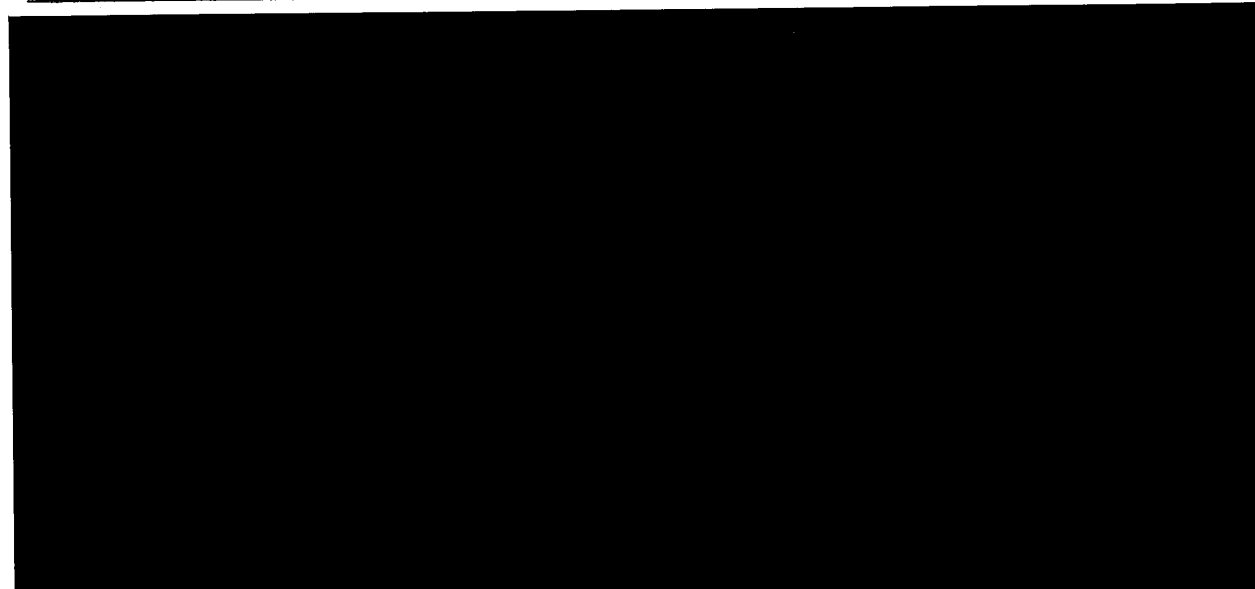
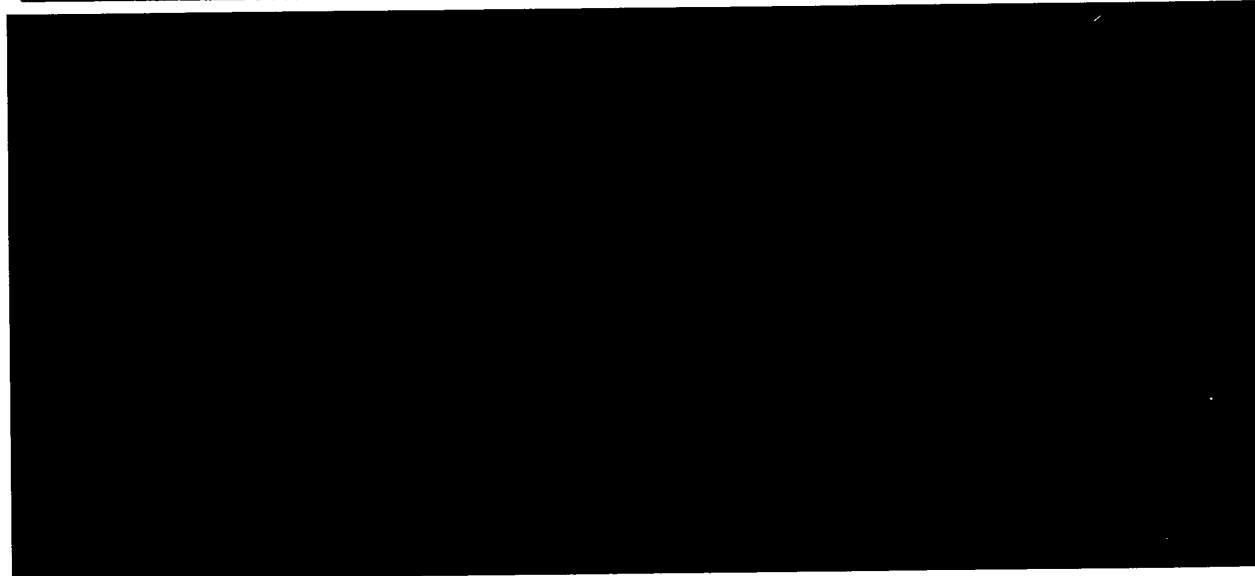
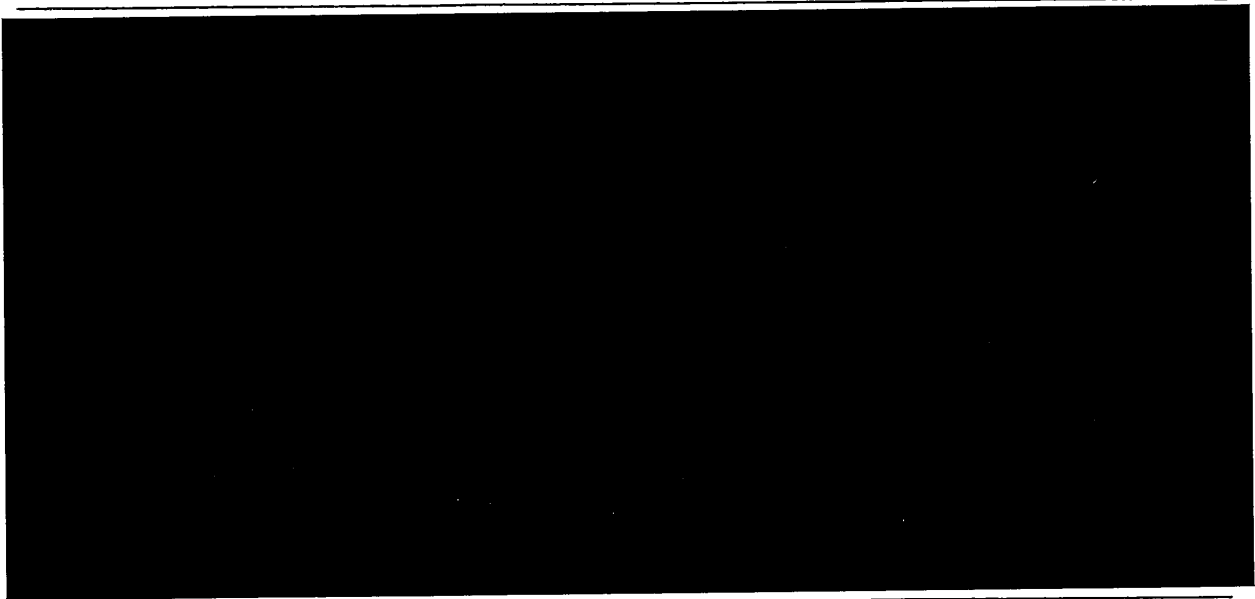


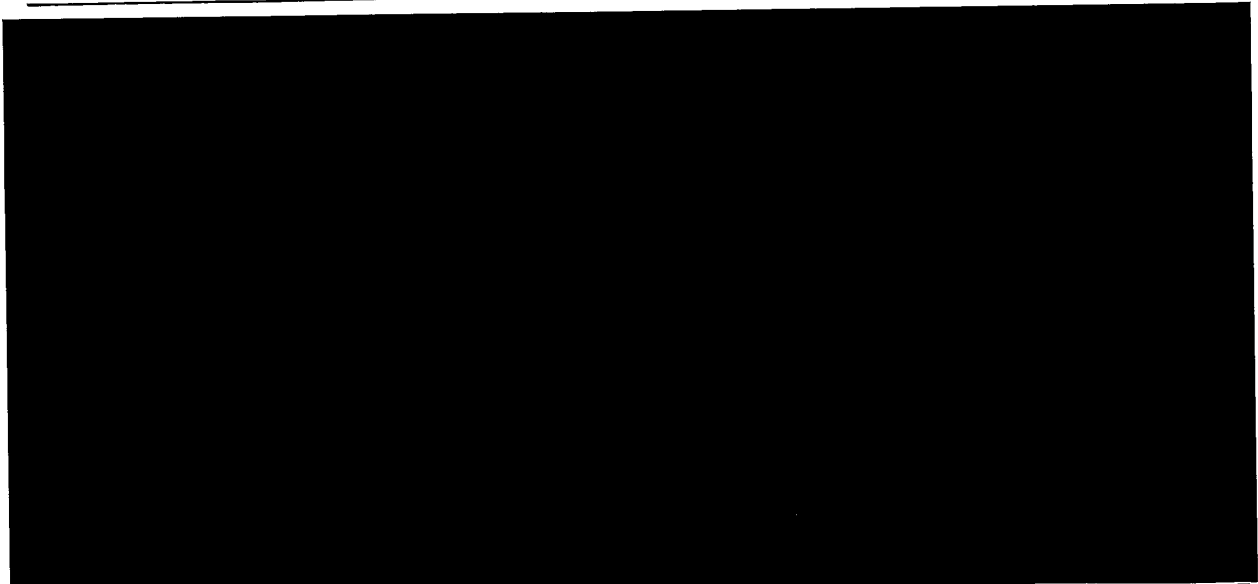
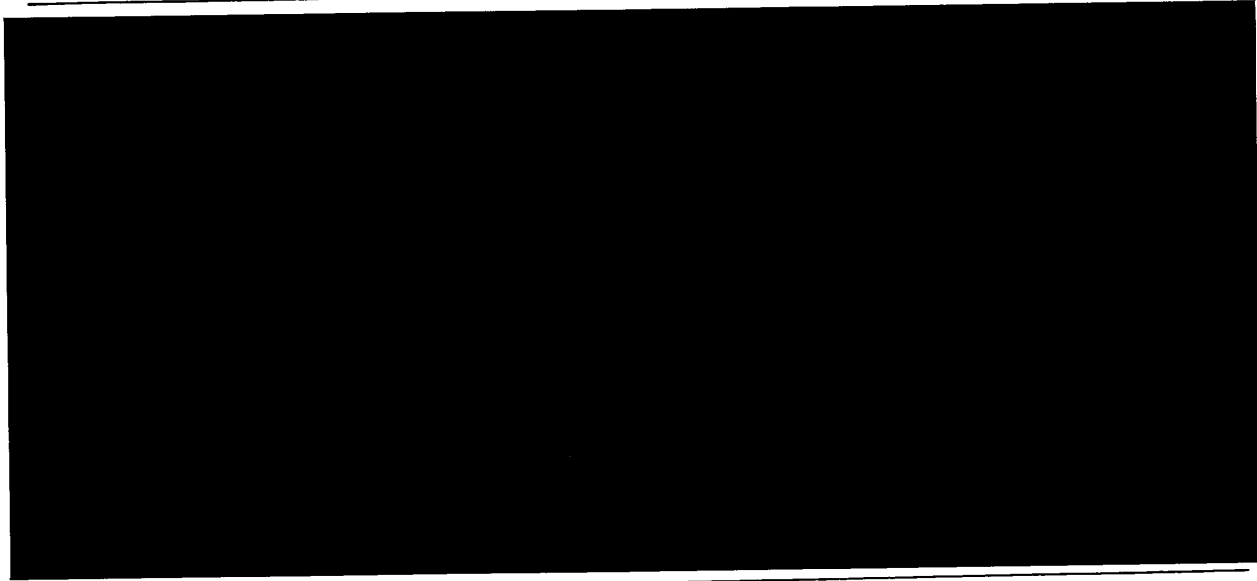
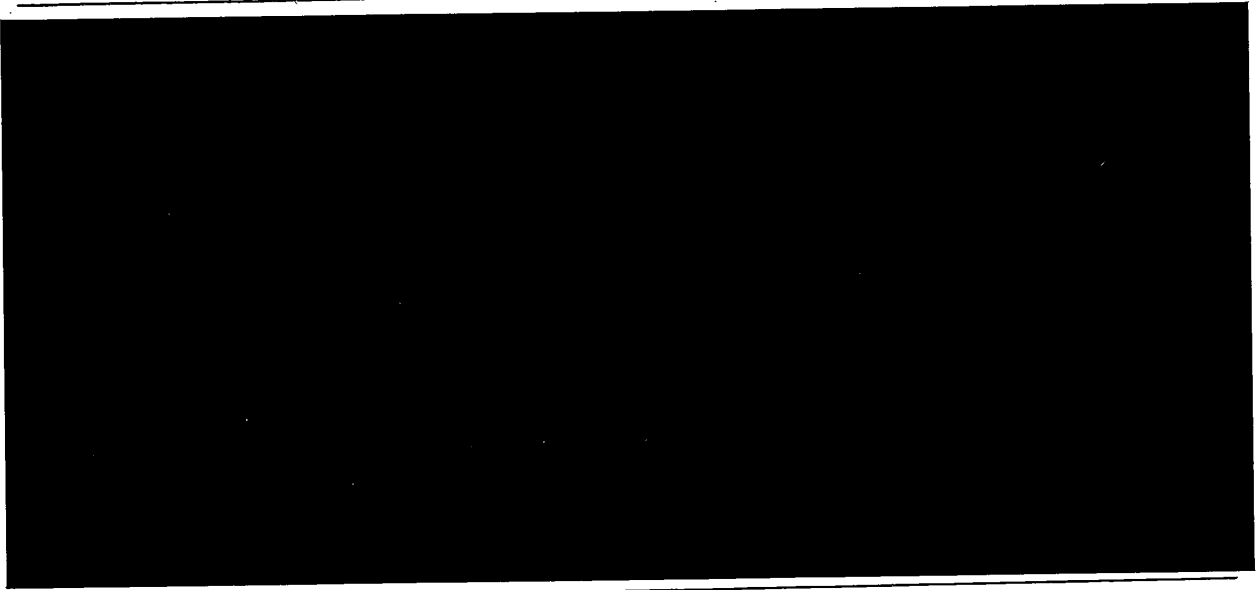


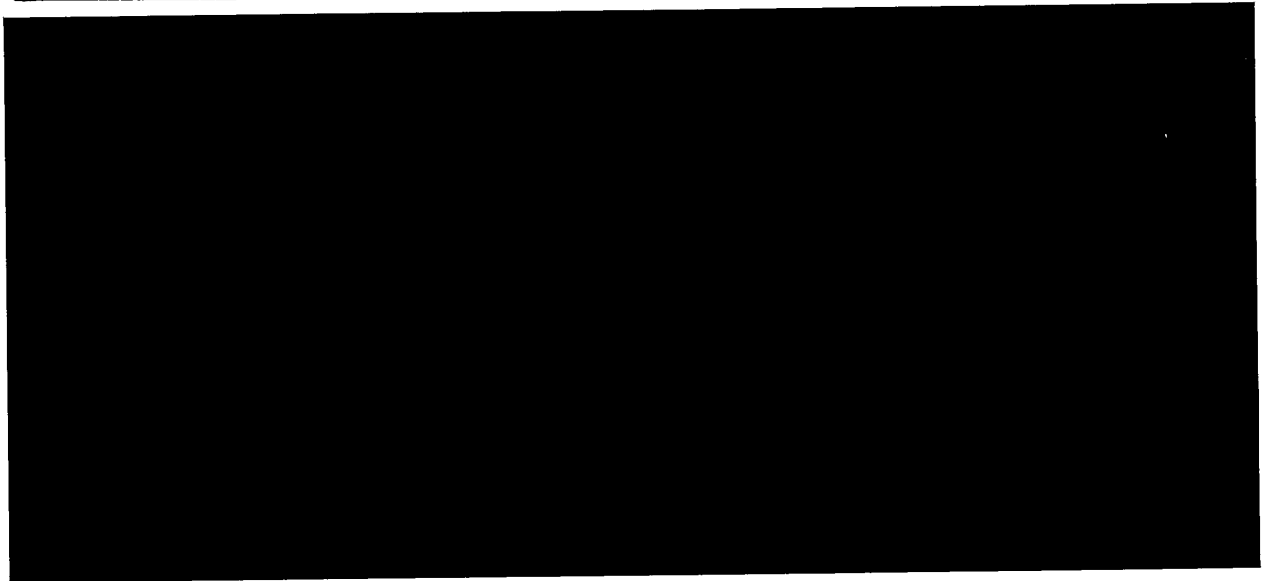
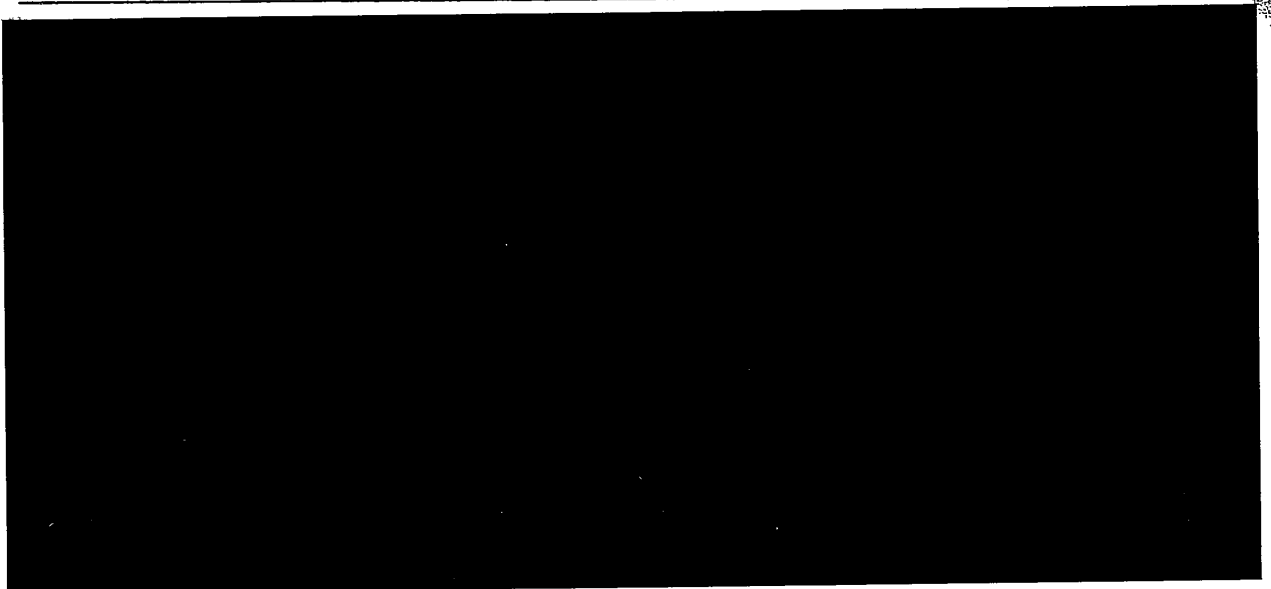


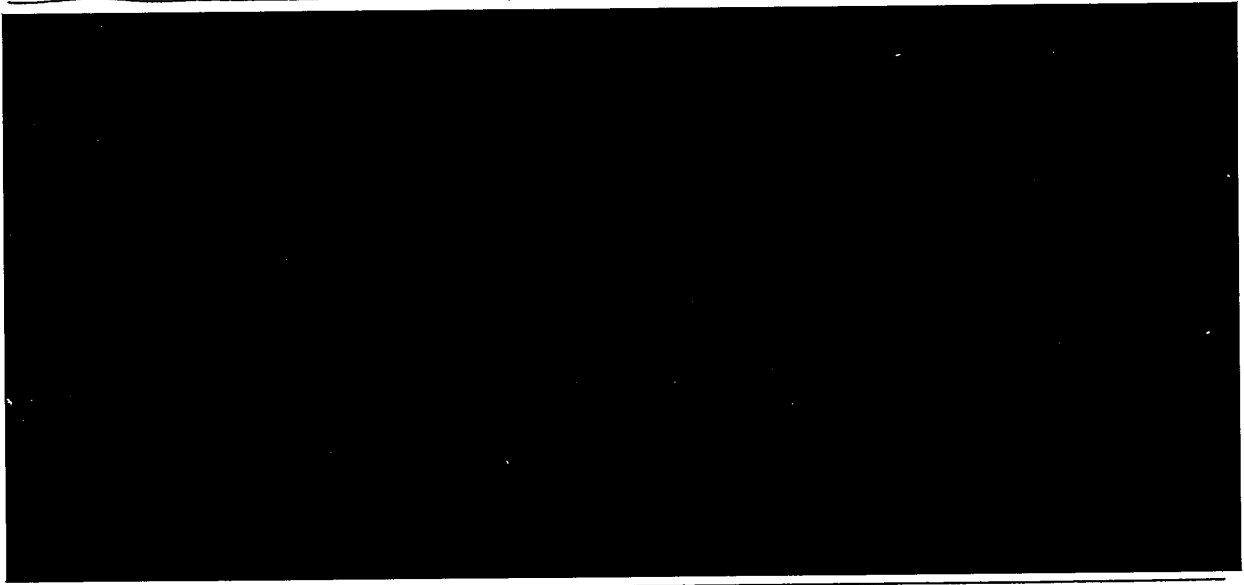
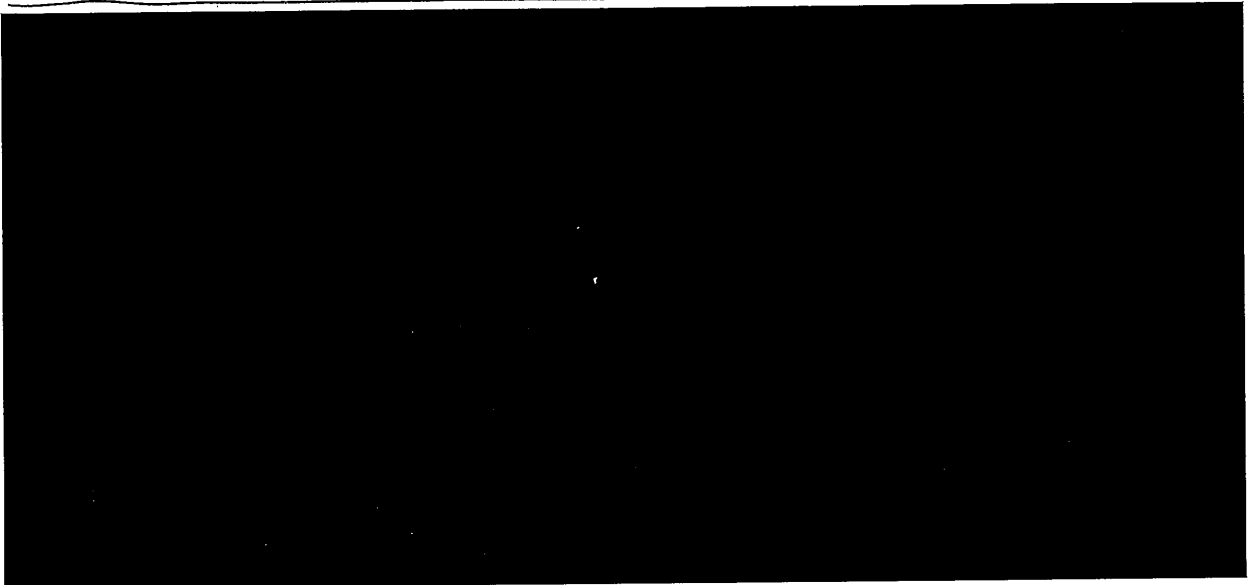


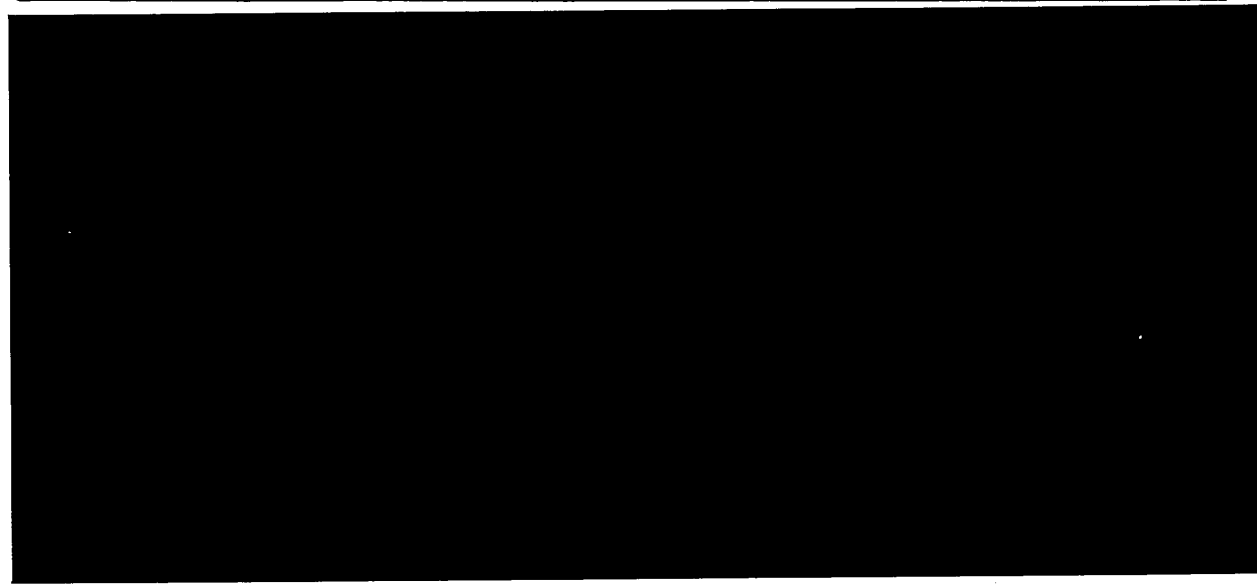
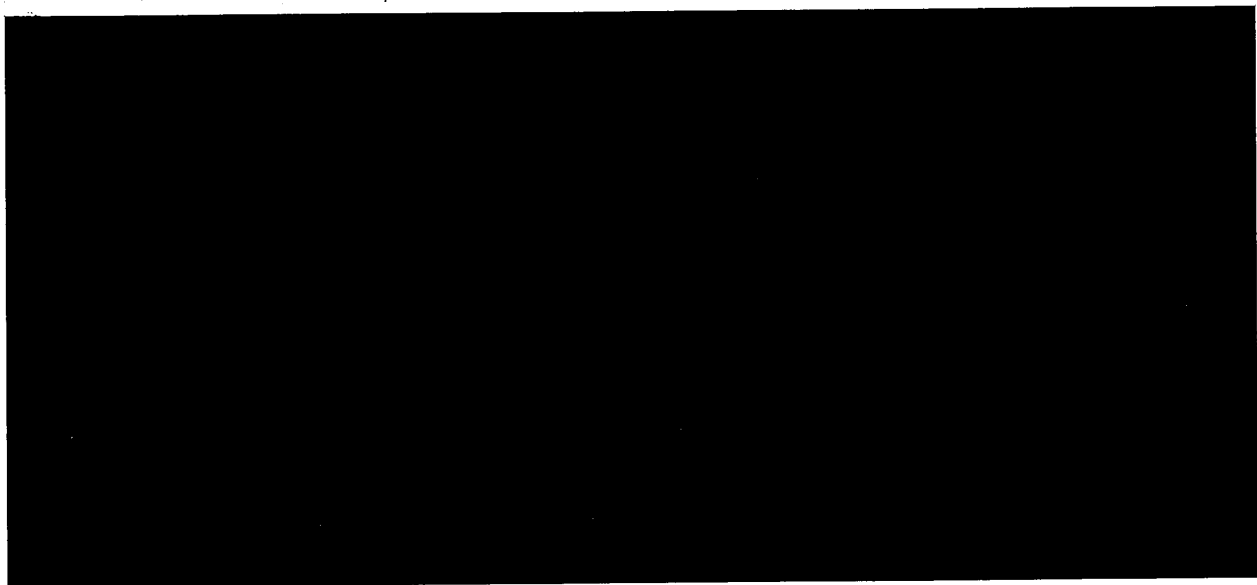


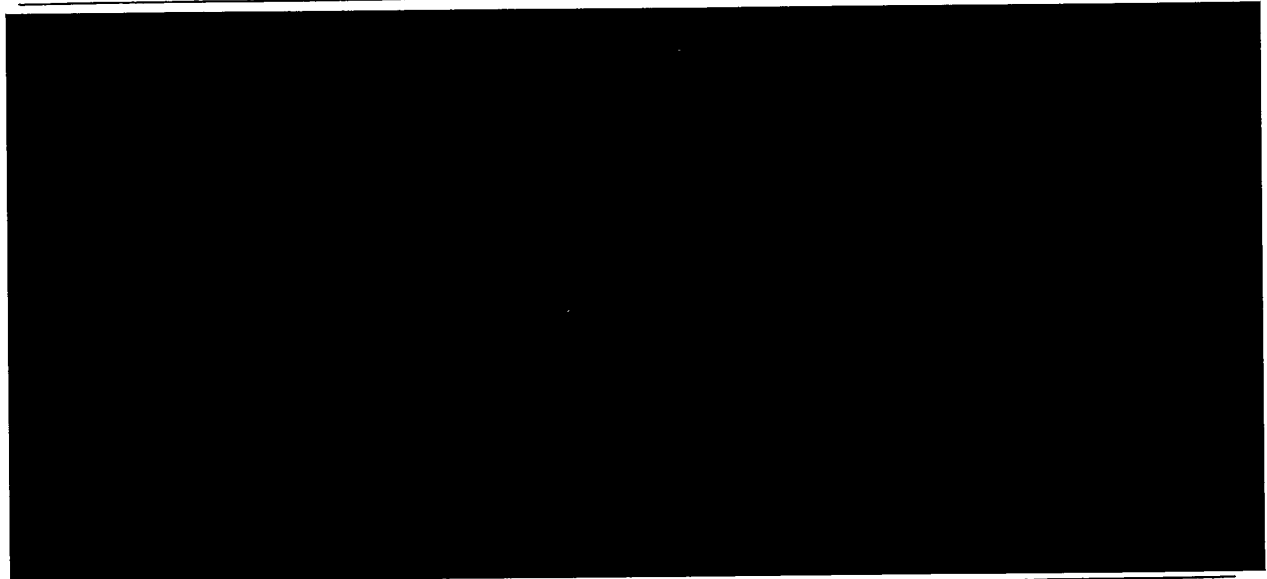
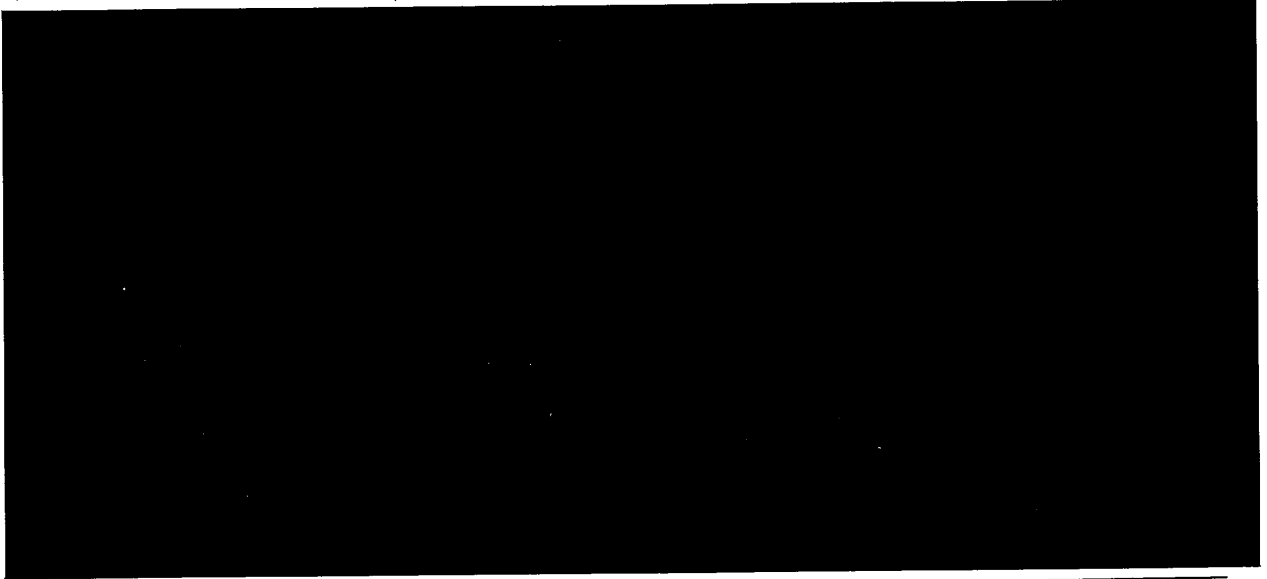


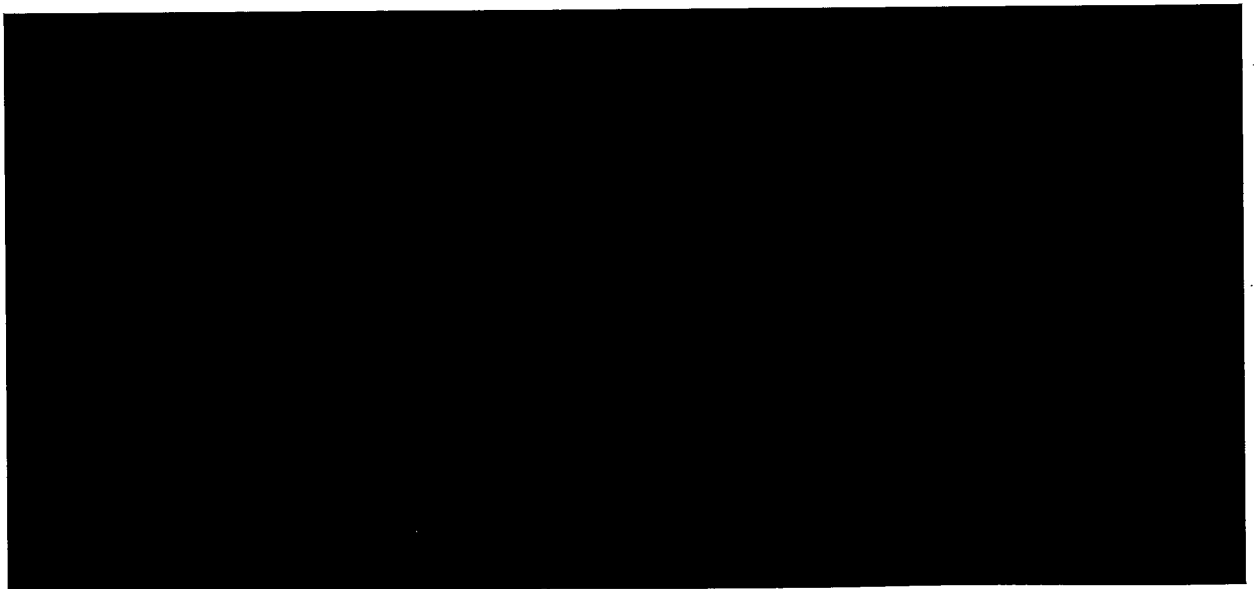
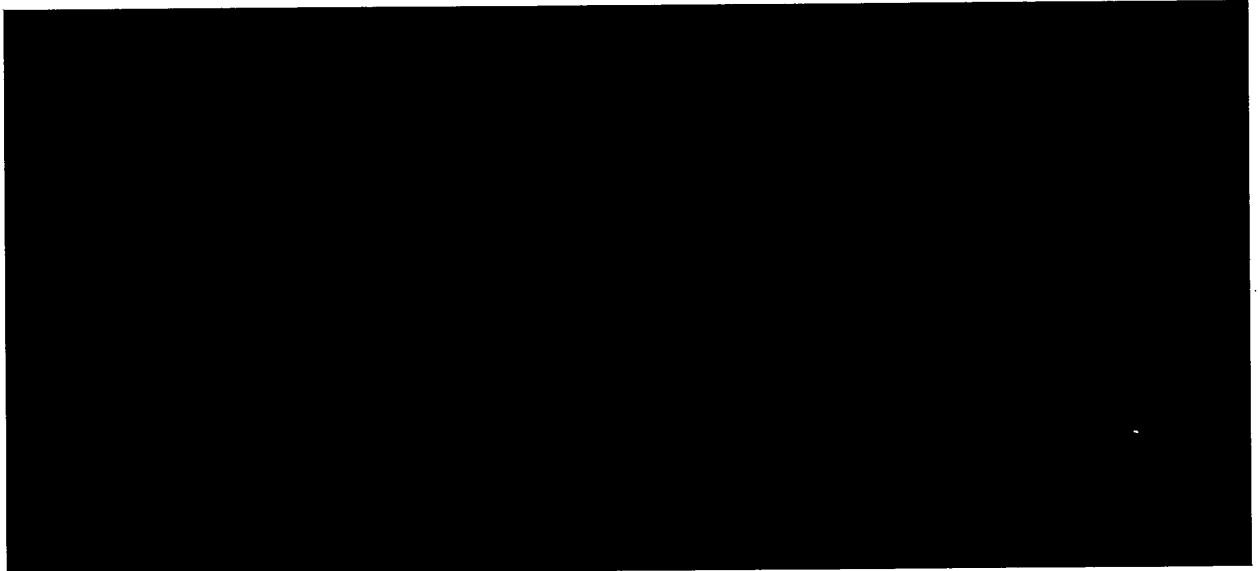
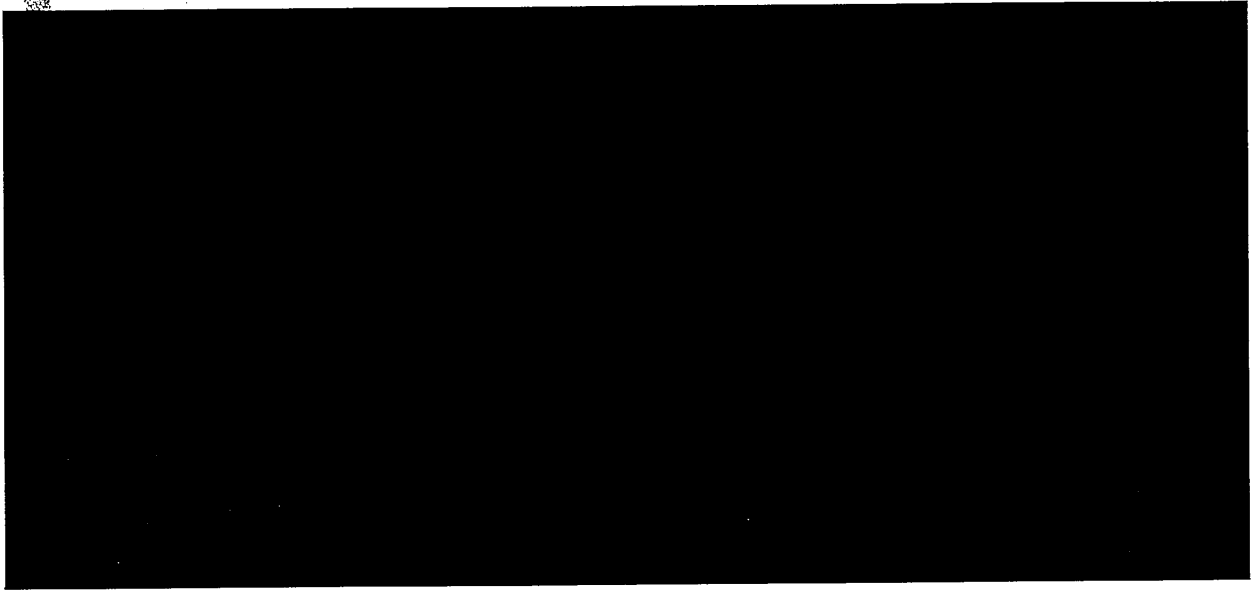


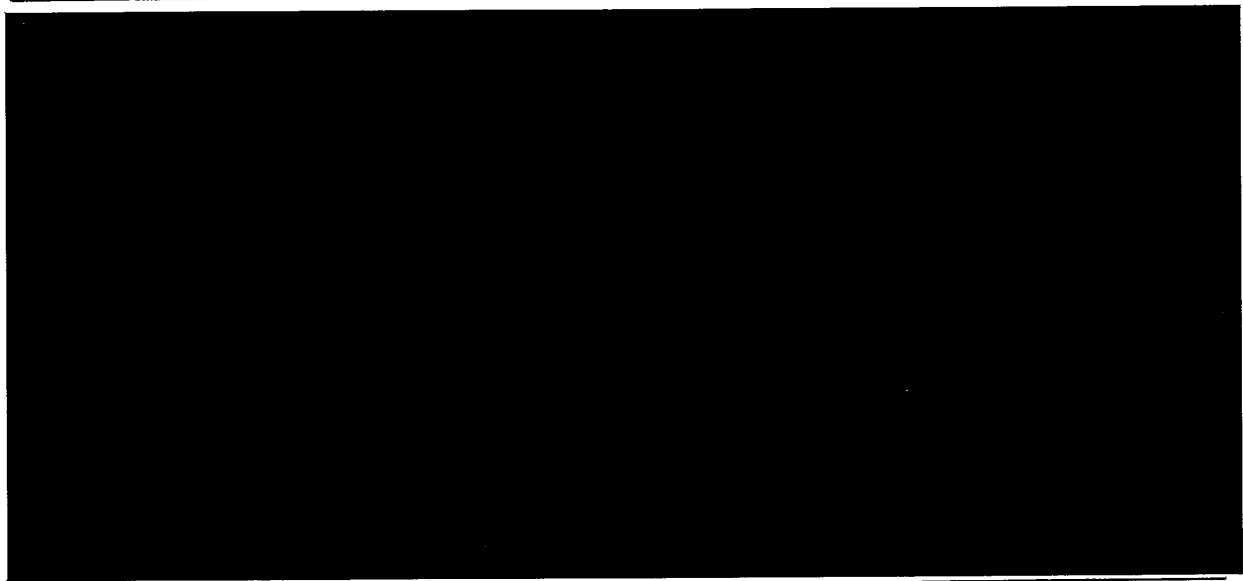
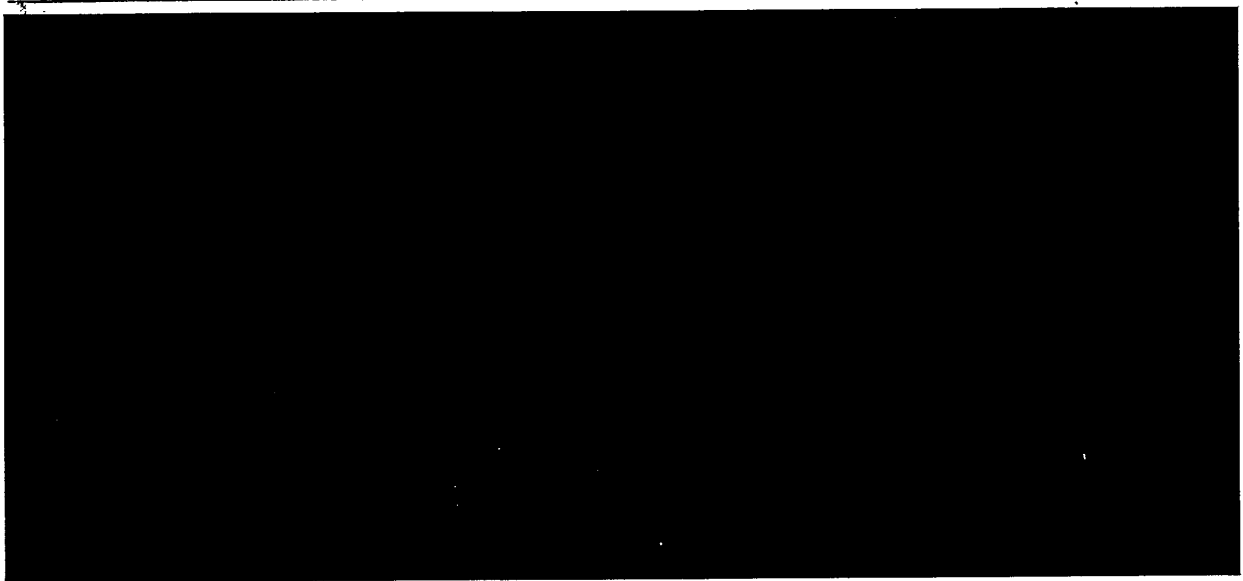


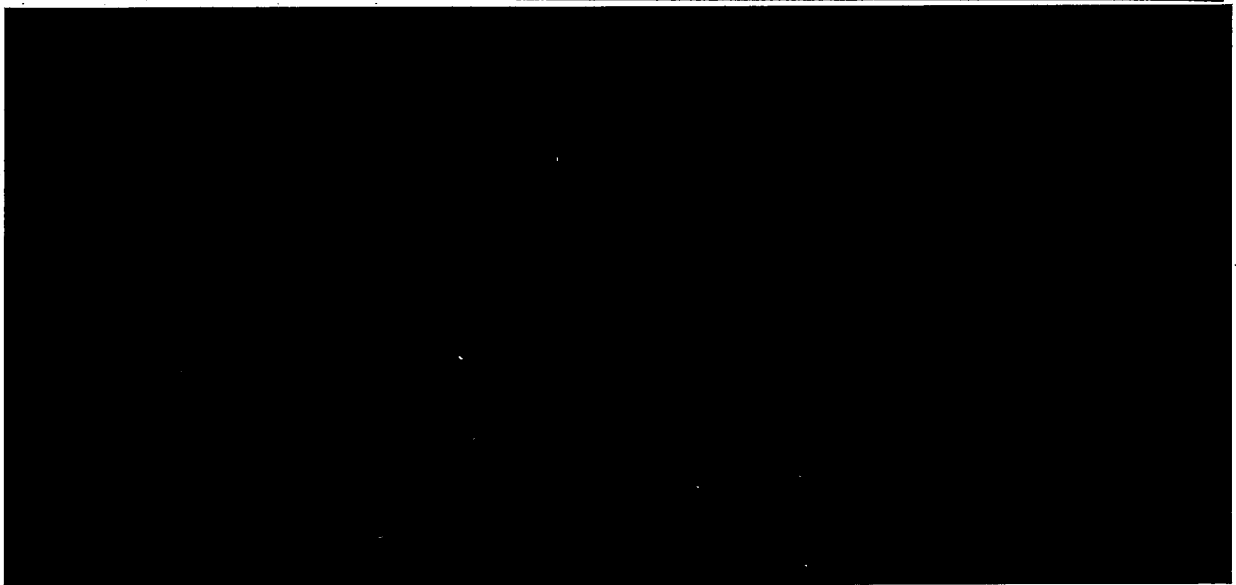


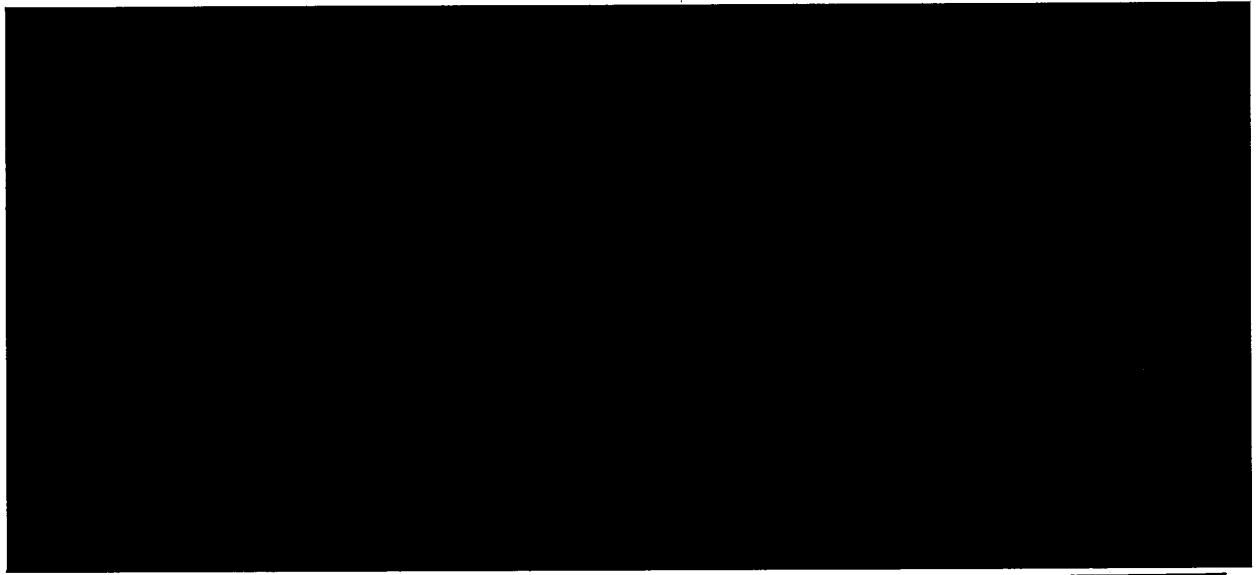
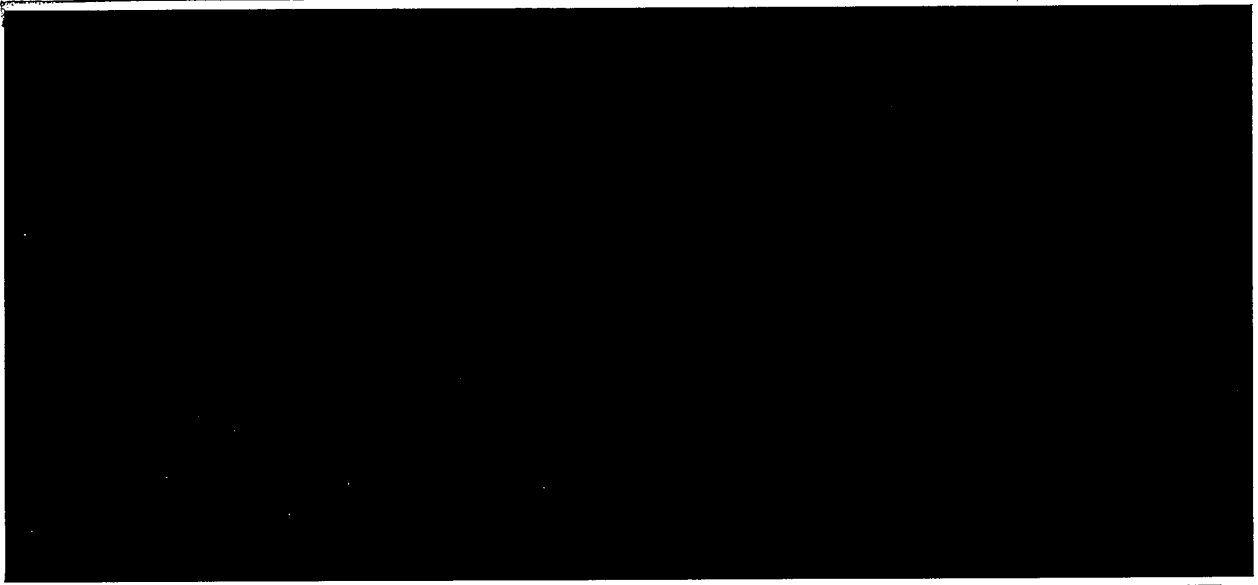


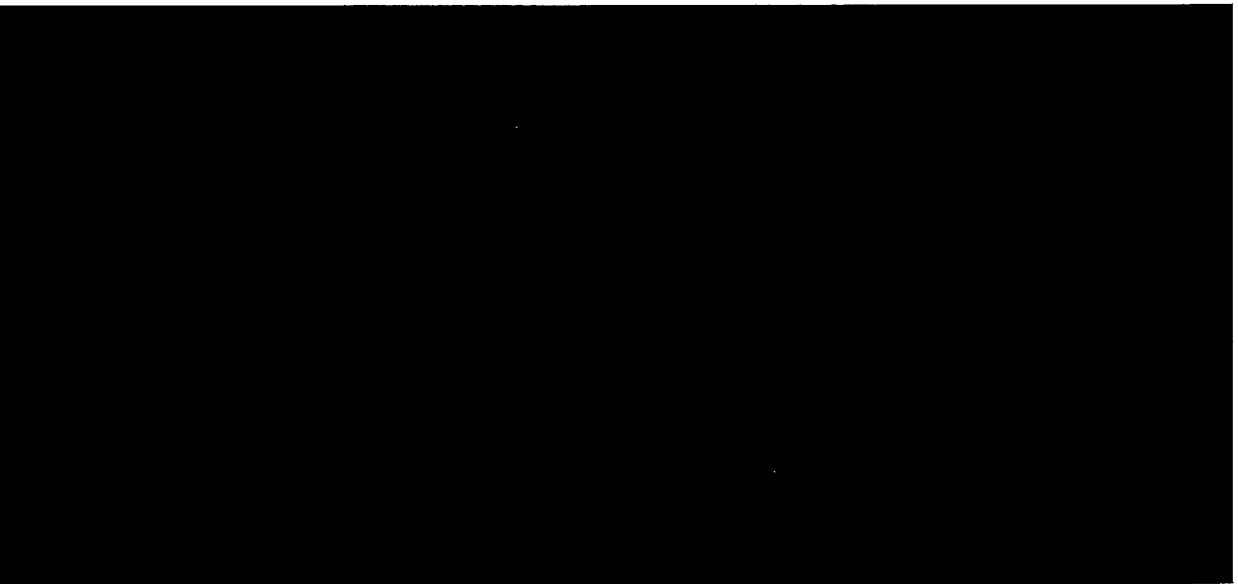
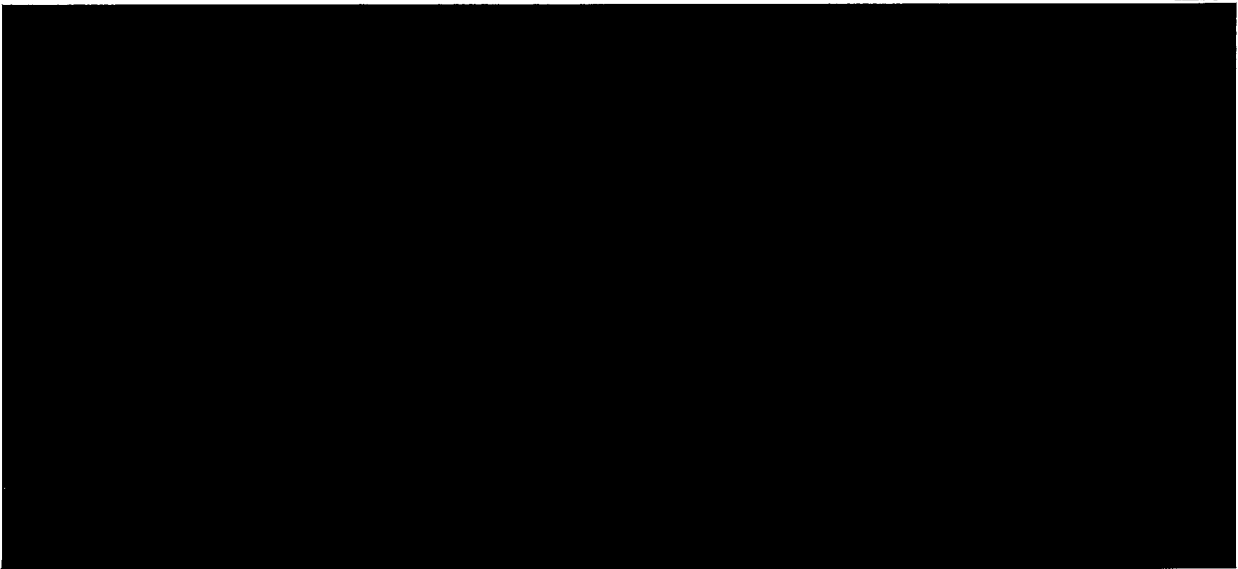
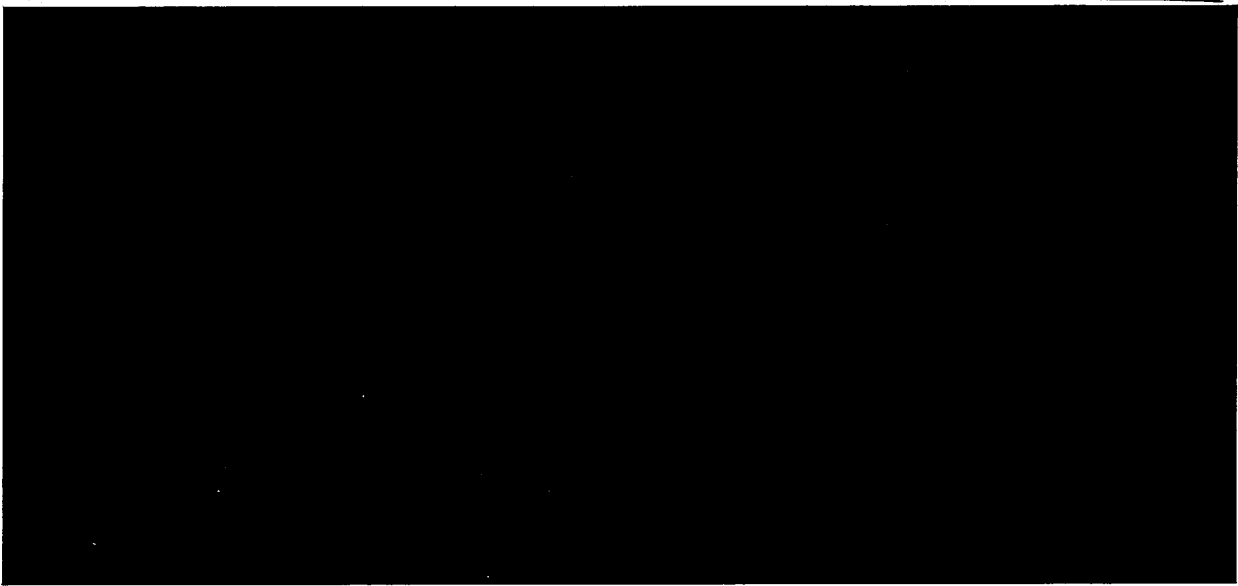


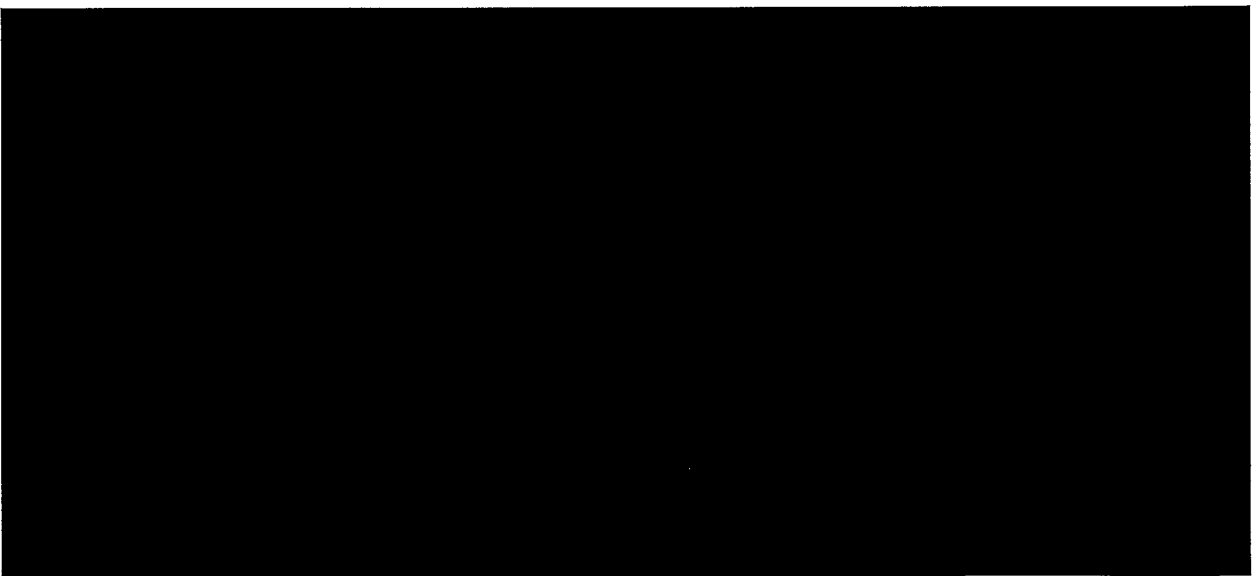
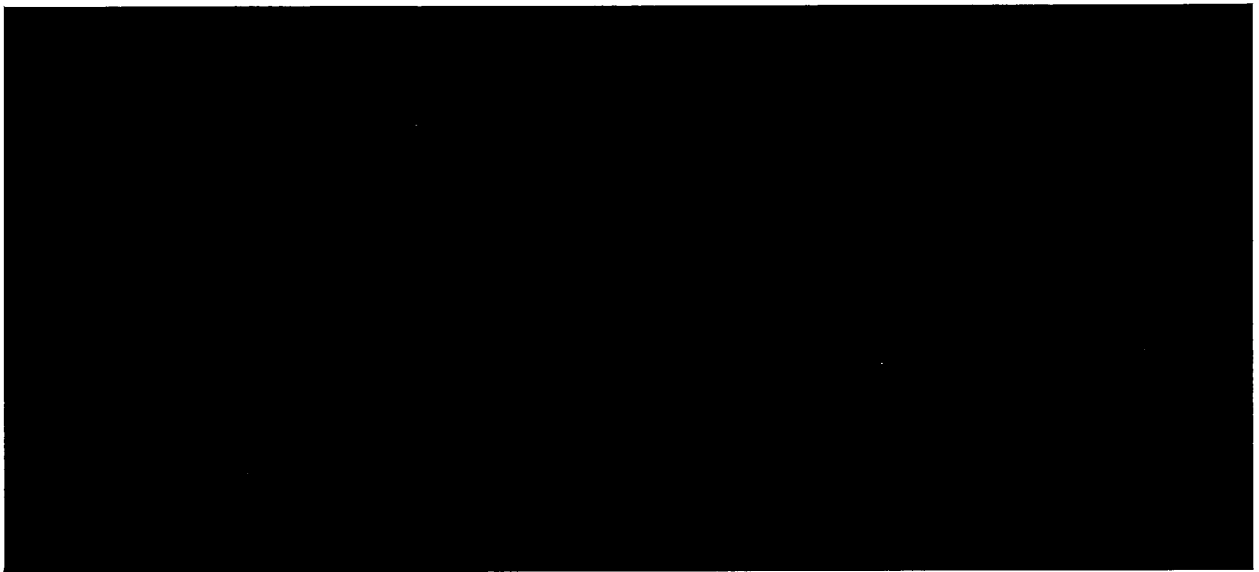
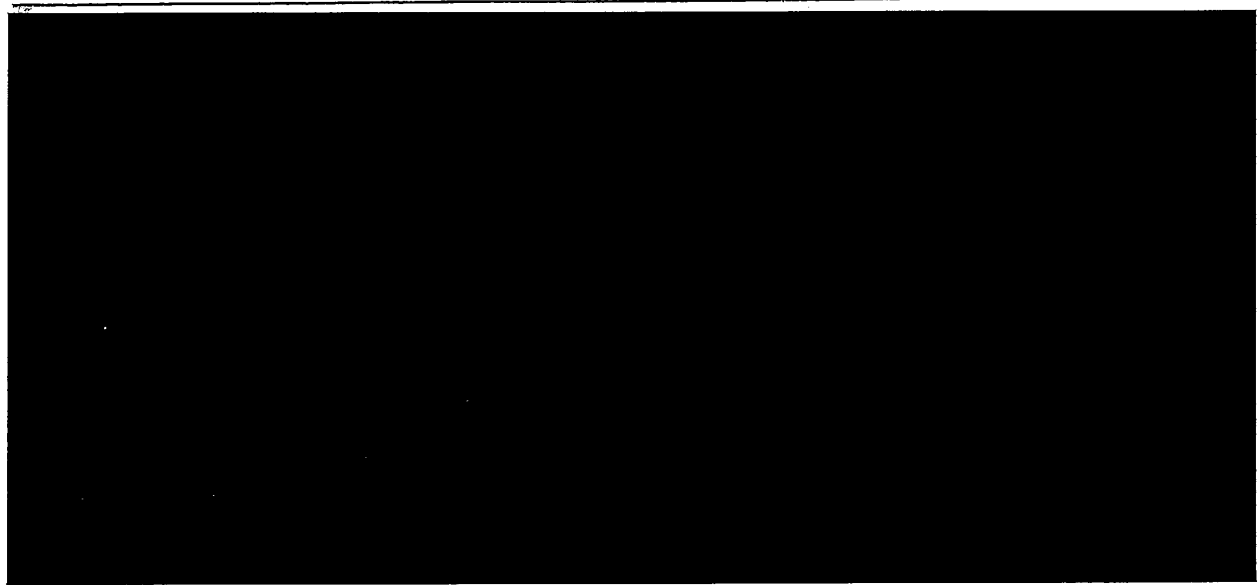


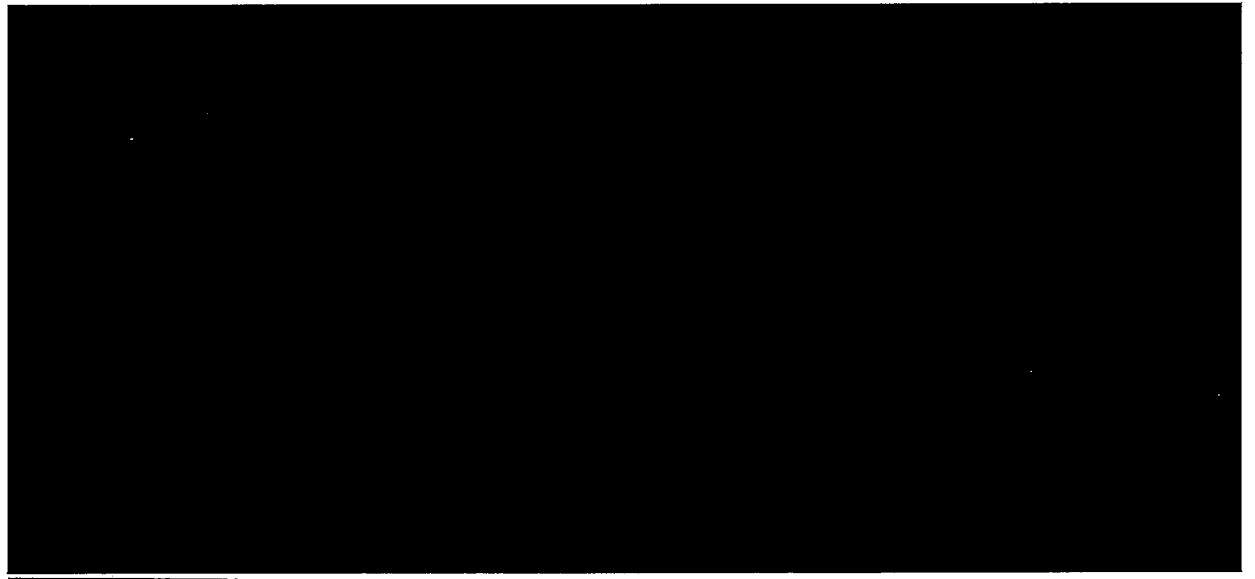
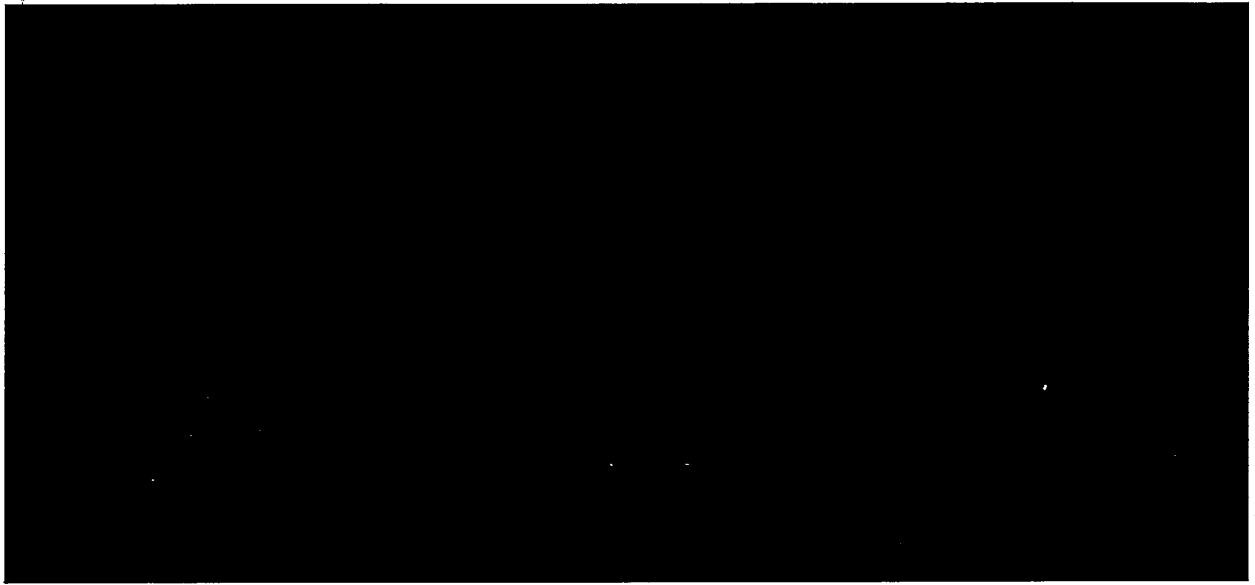


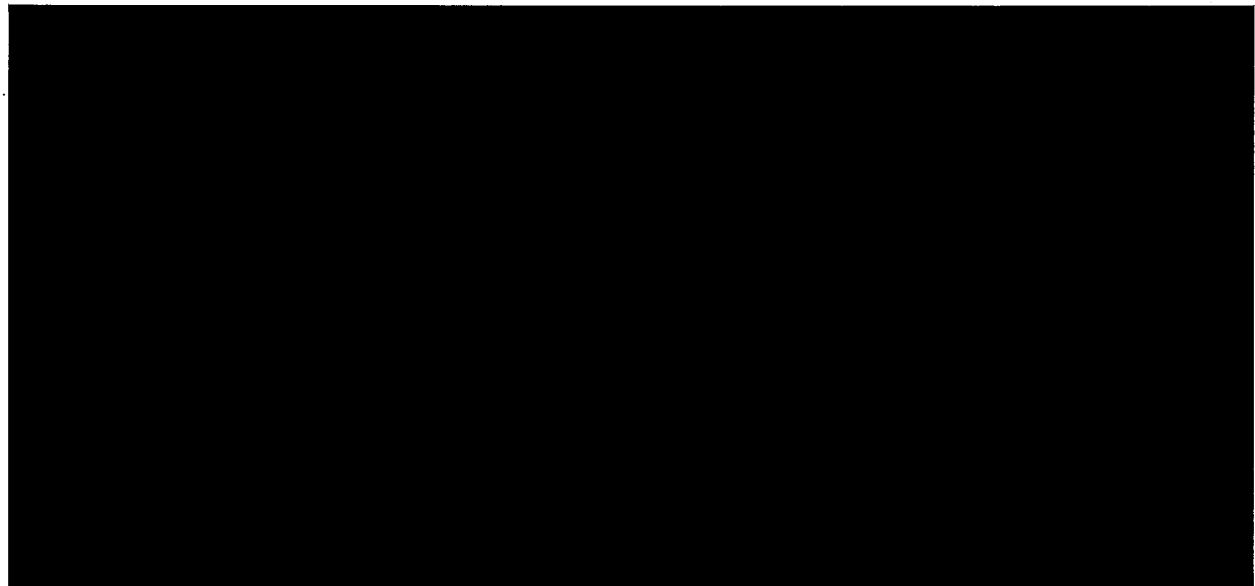


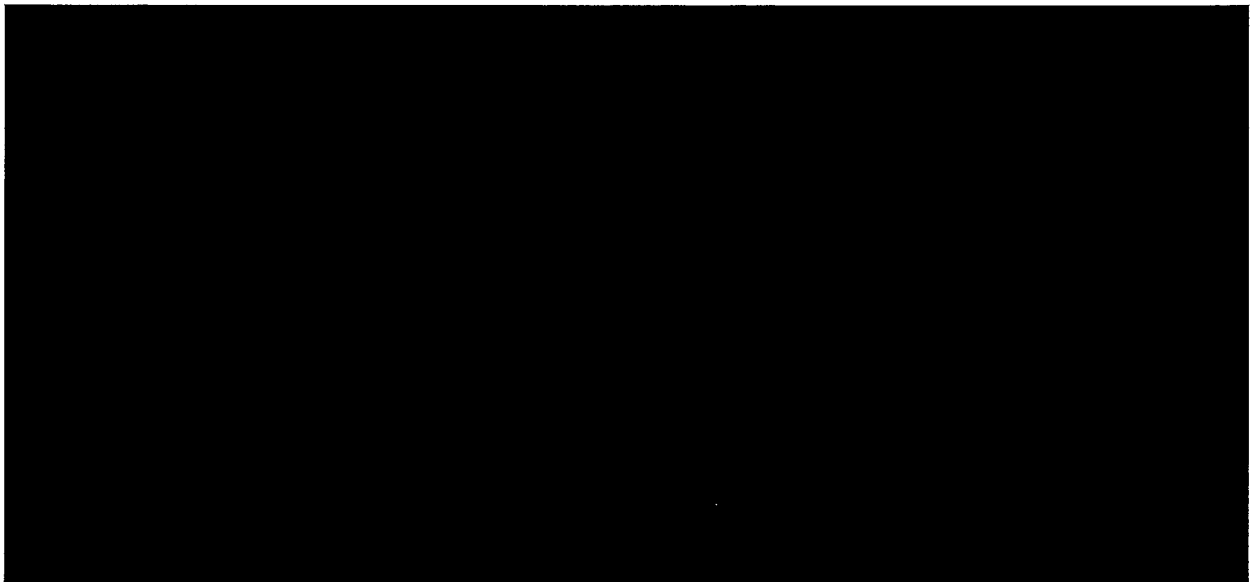
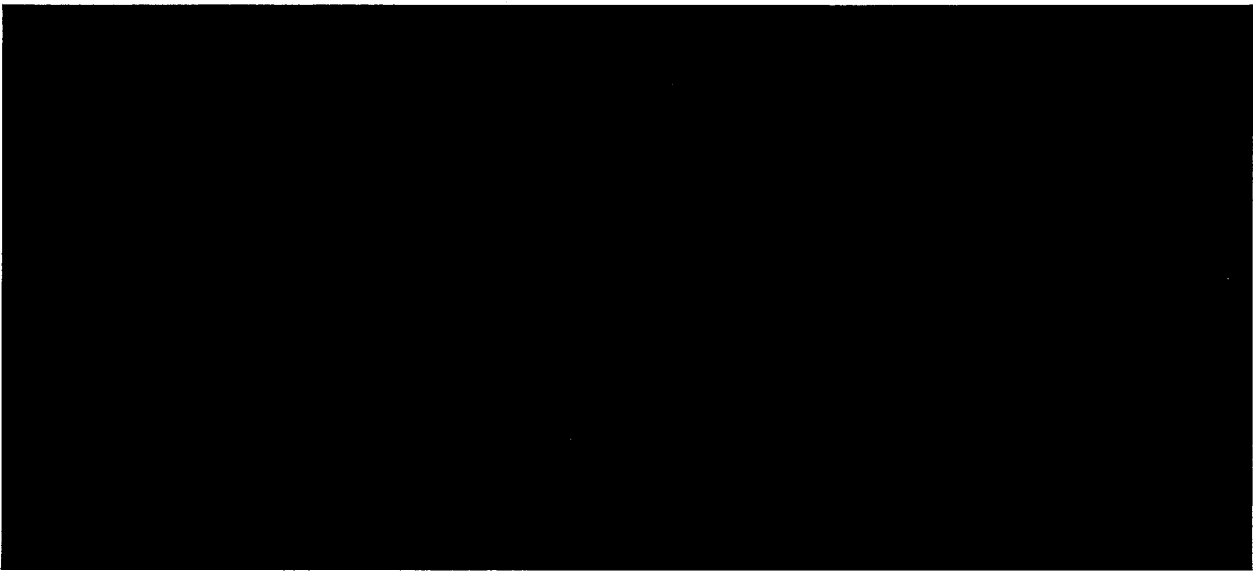
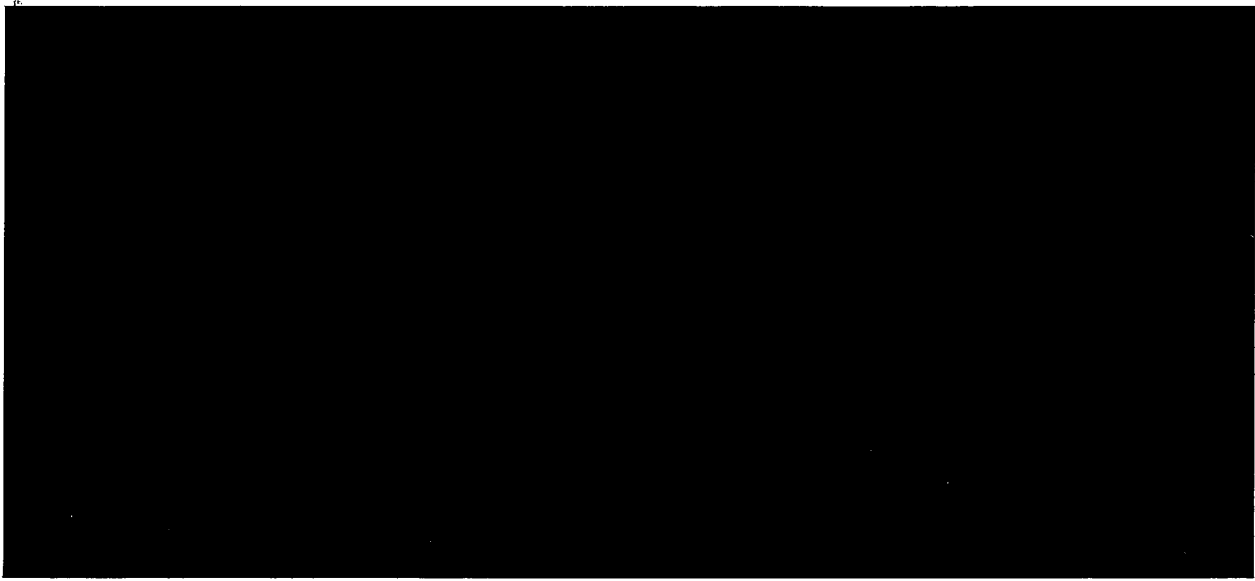


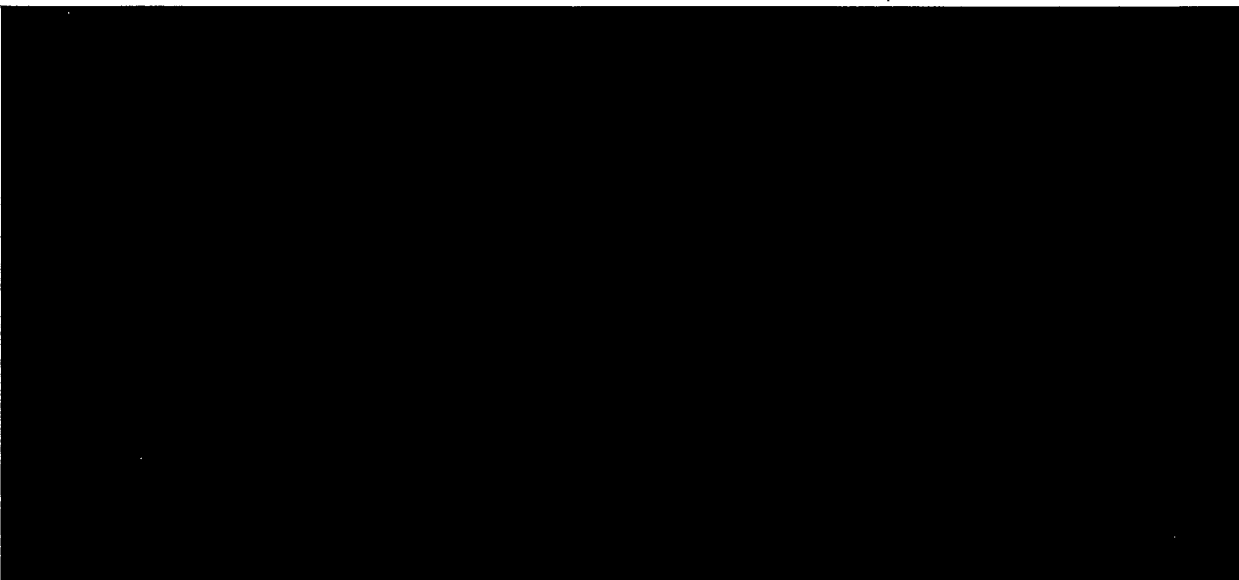
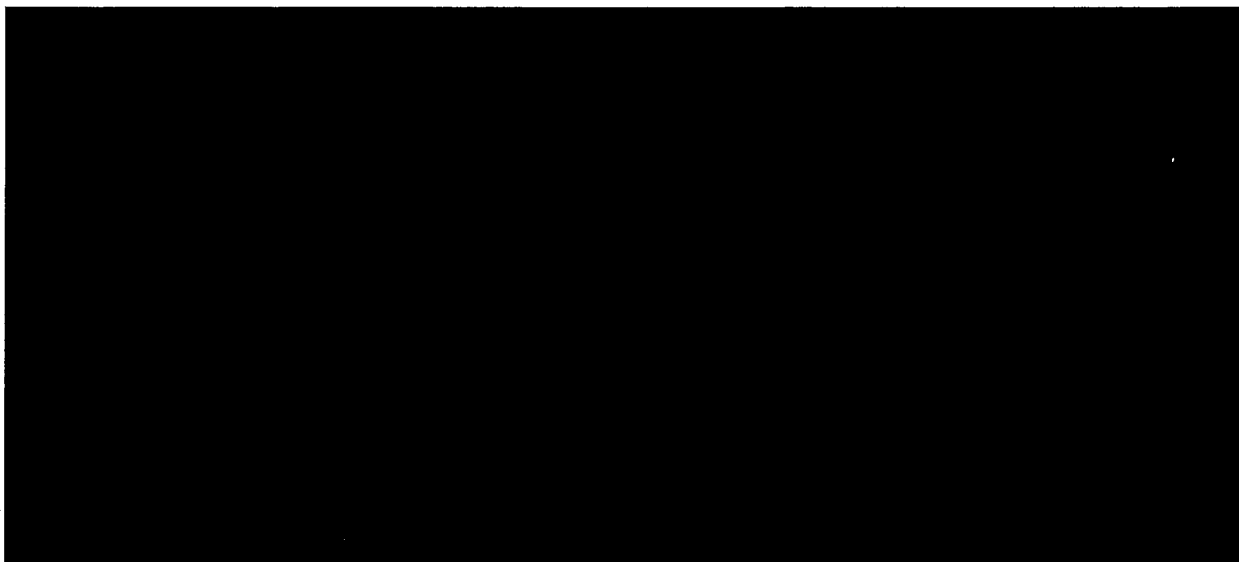
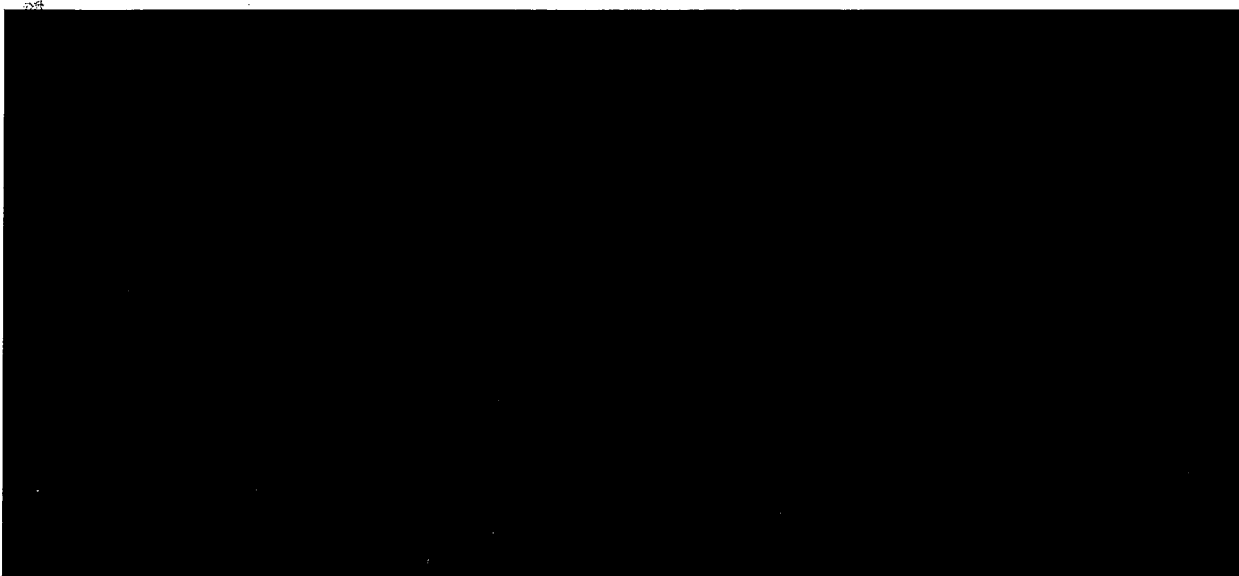


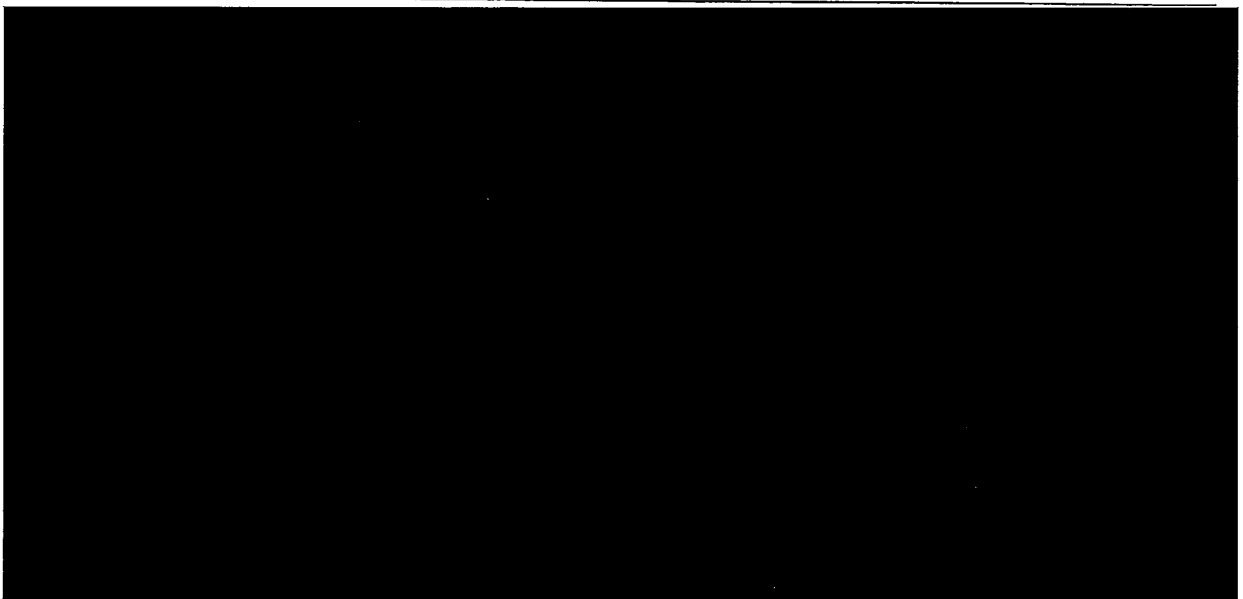
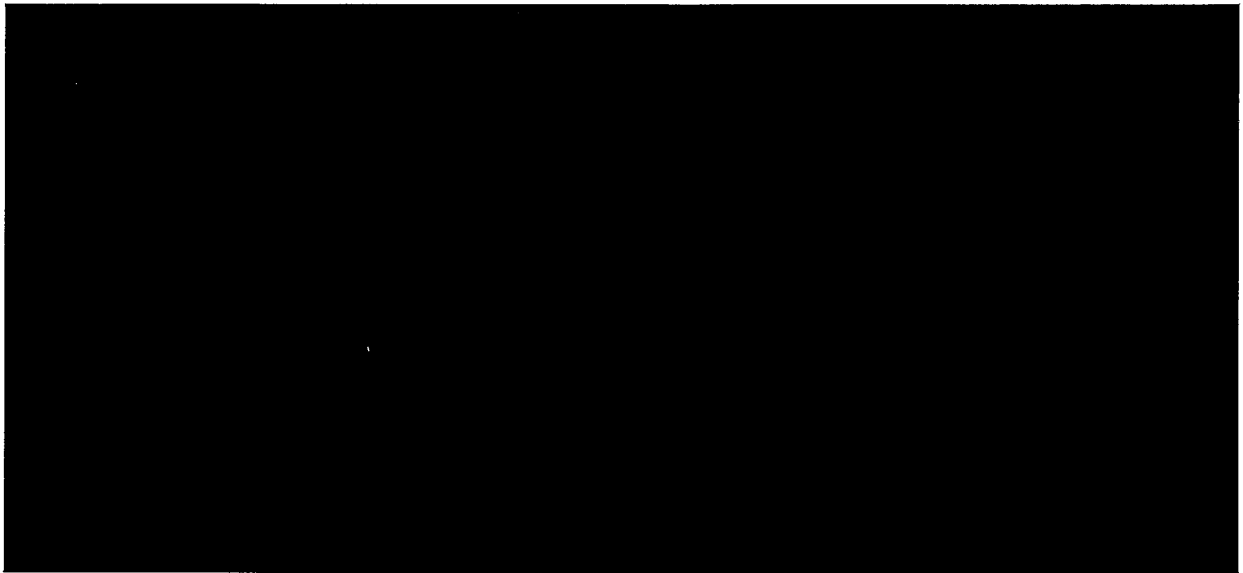
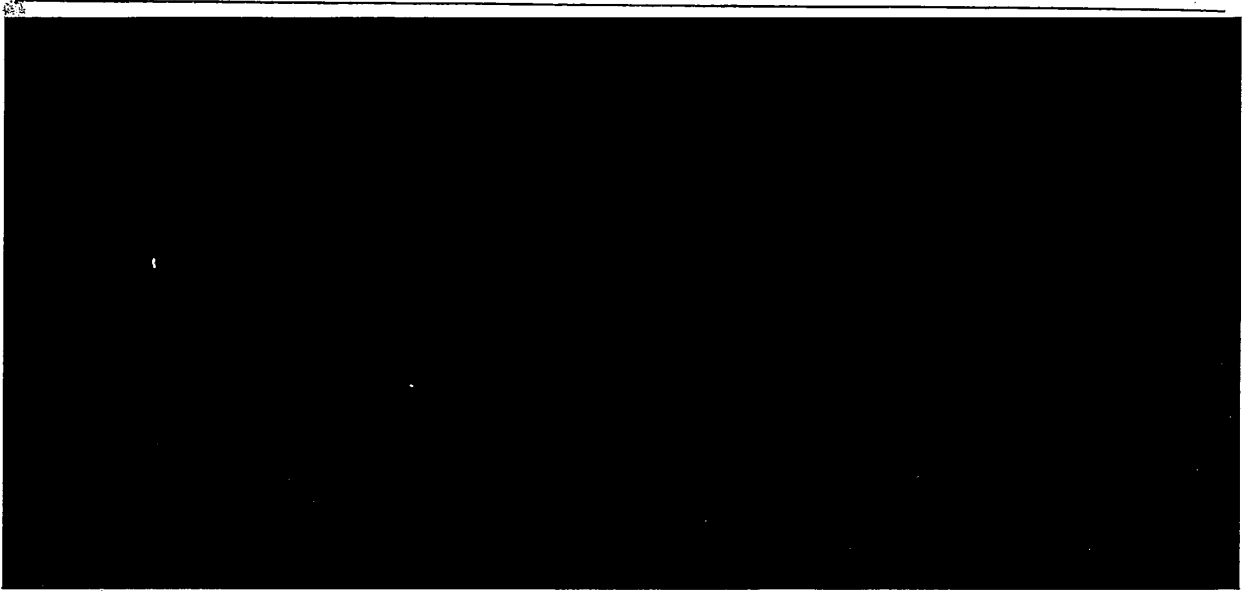




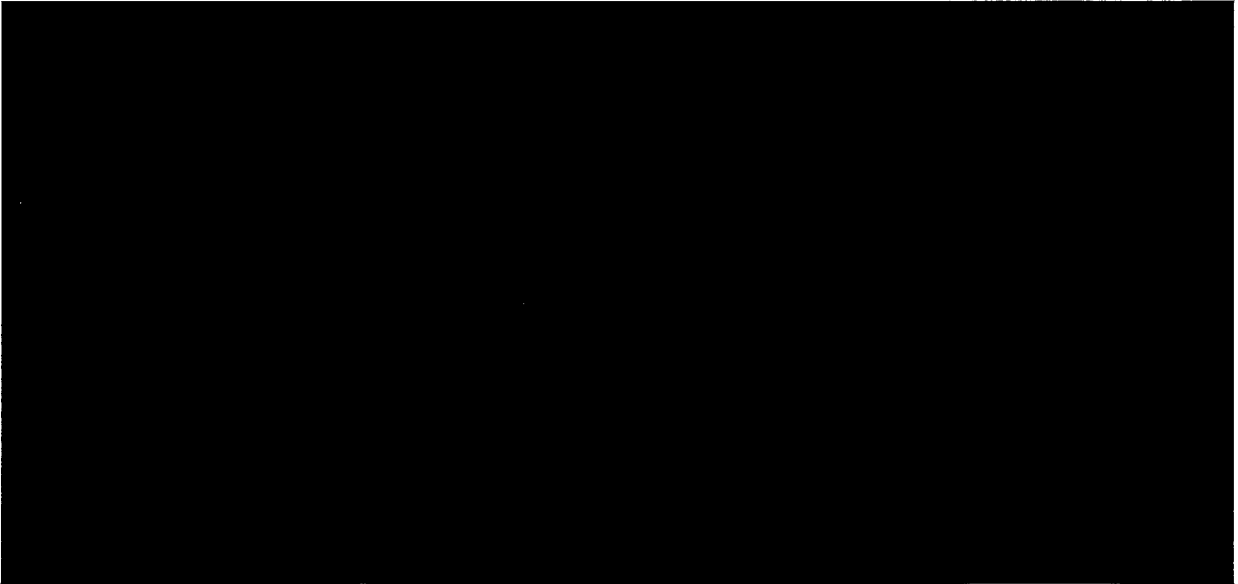
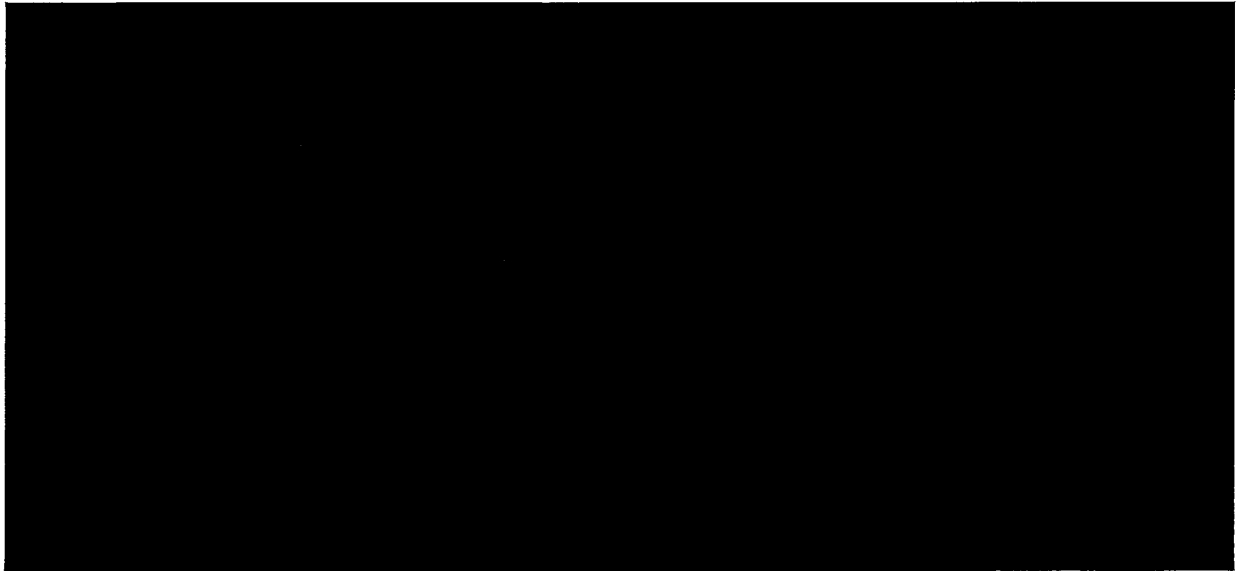








22



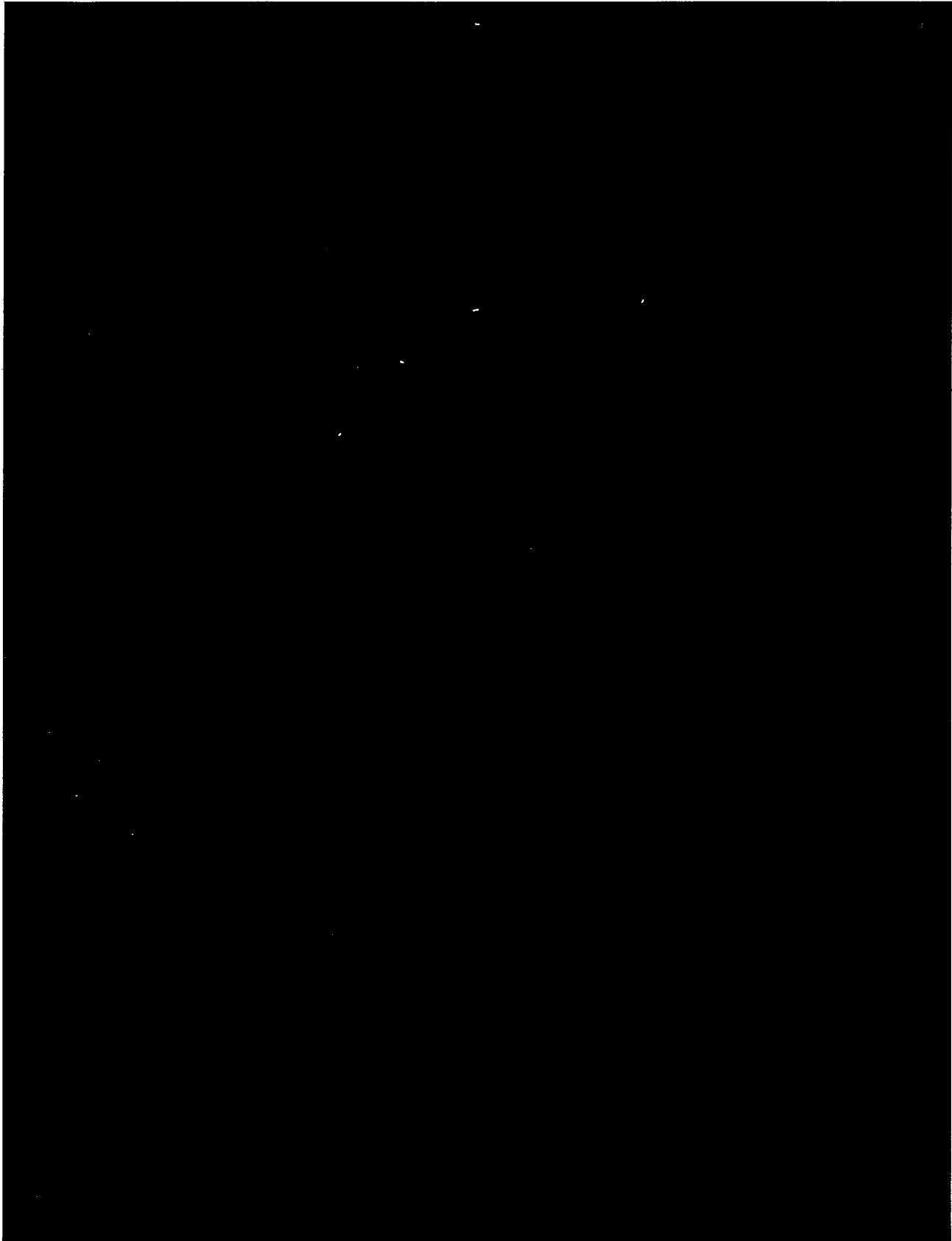
特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【逐条解説】

（案）

平成24年〇月
内閣官房

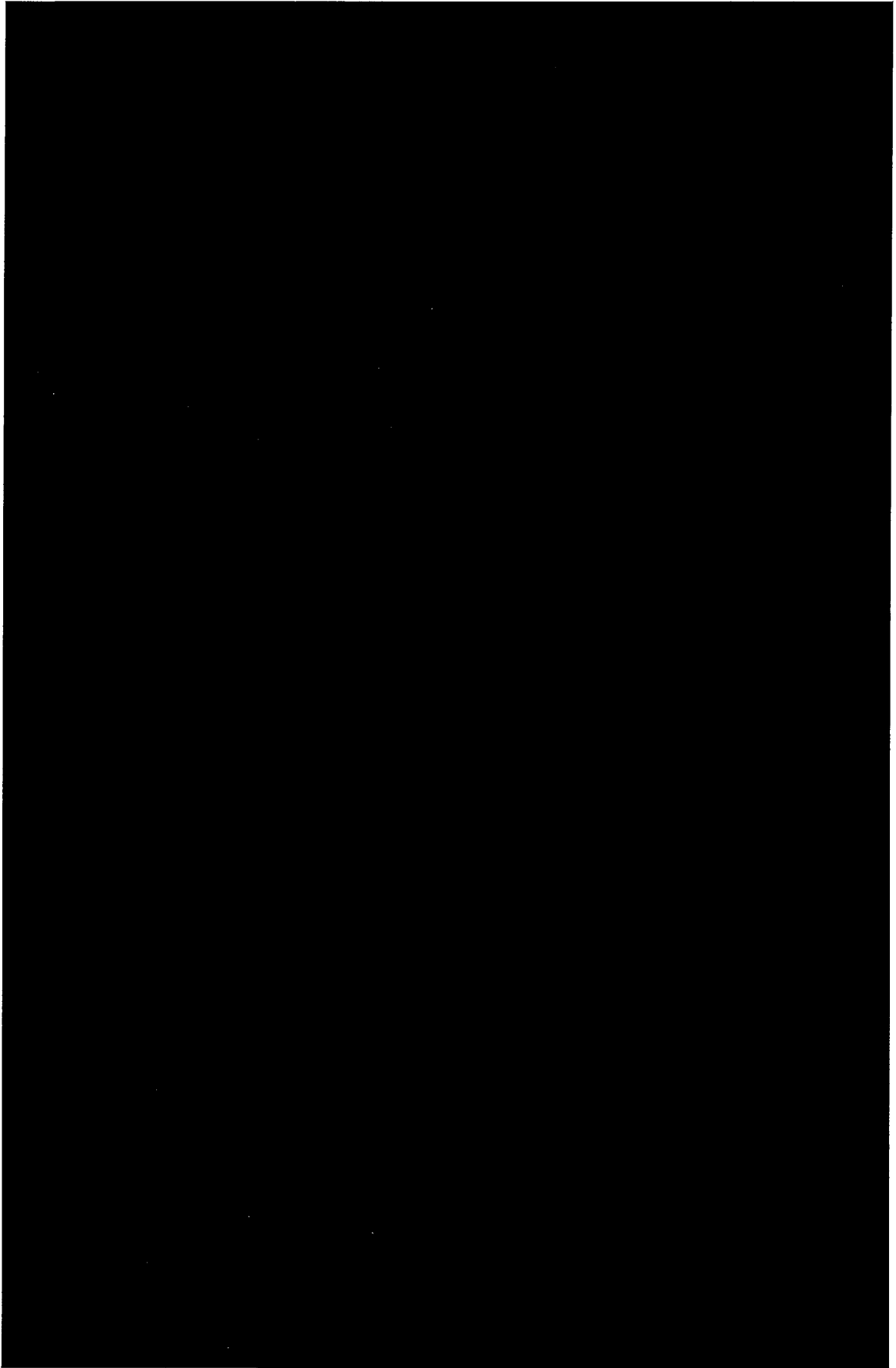
目次



12/07/06内調内検討済み



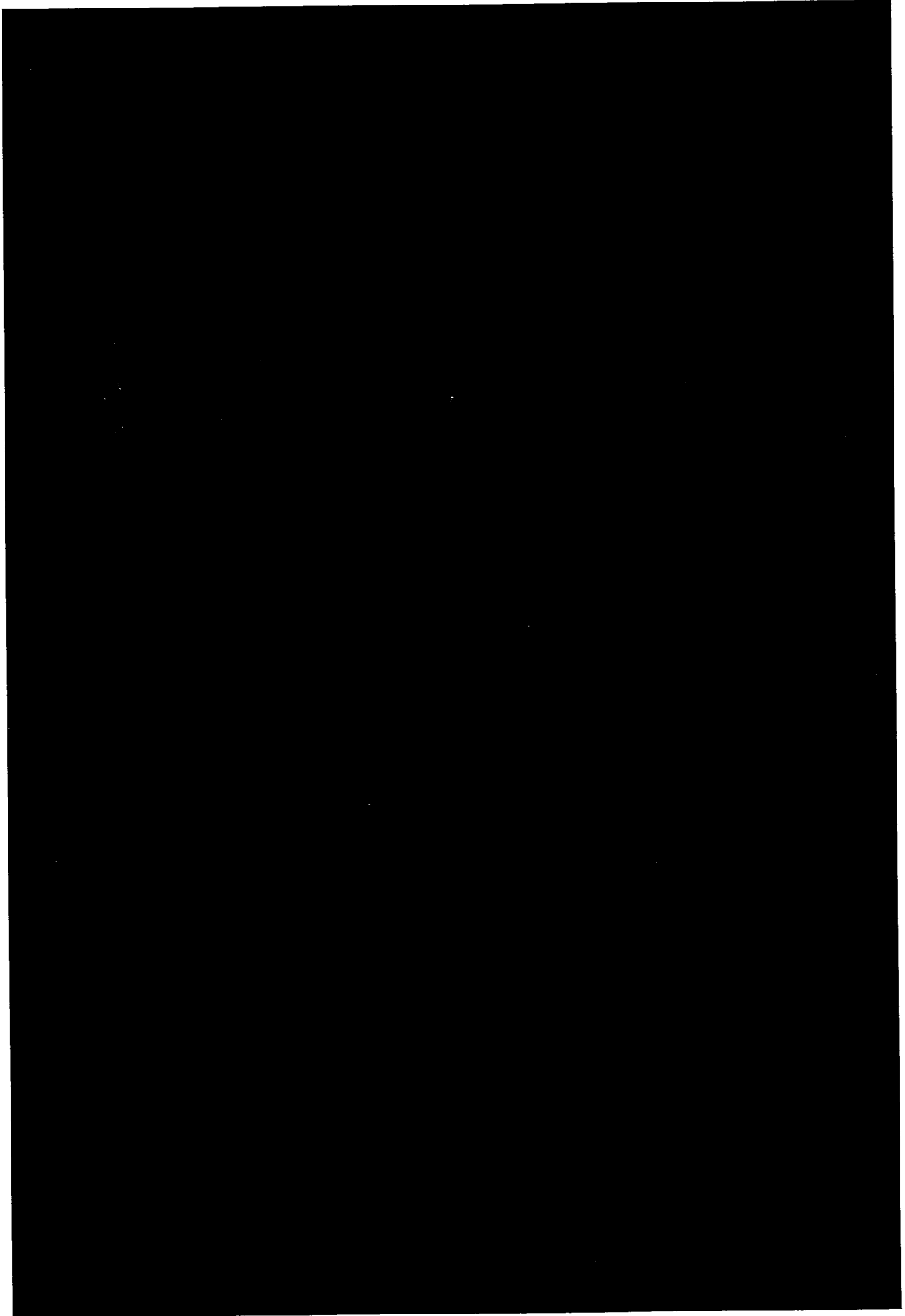
12/07/06内調内検討済み



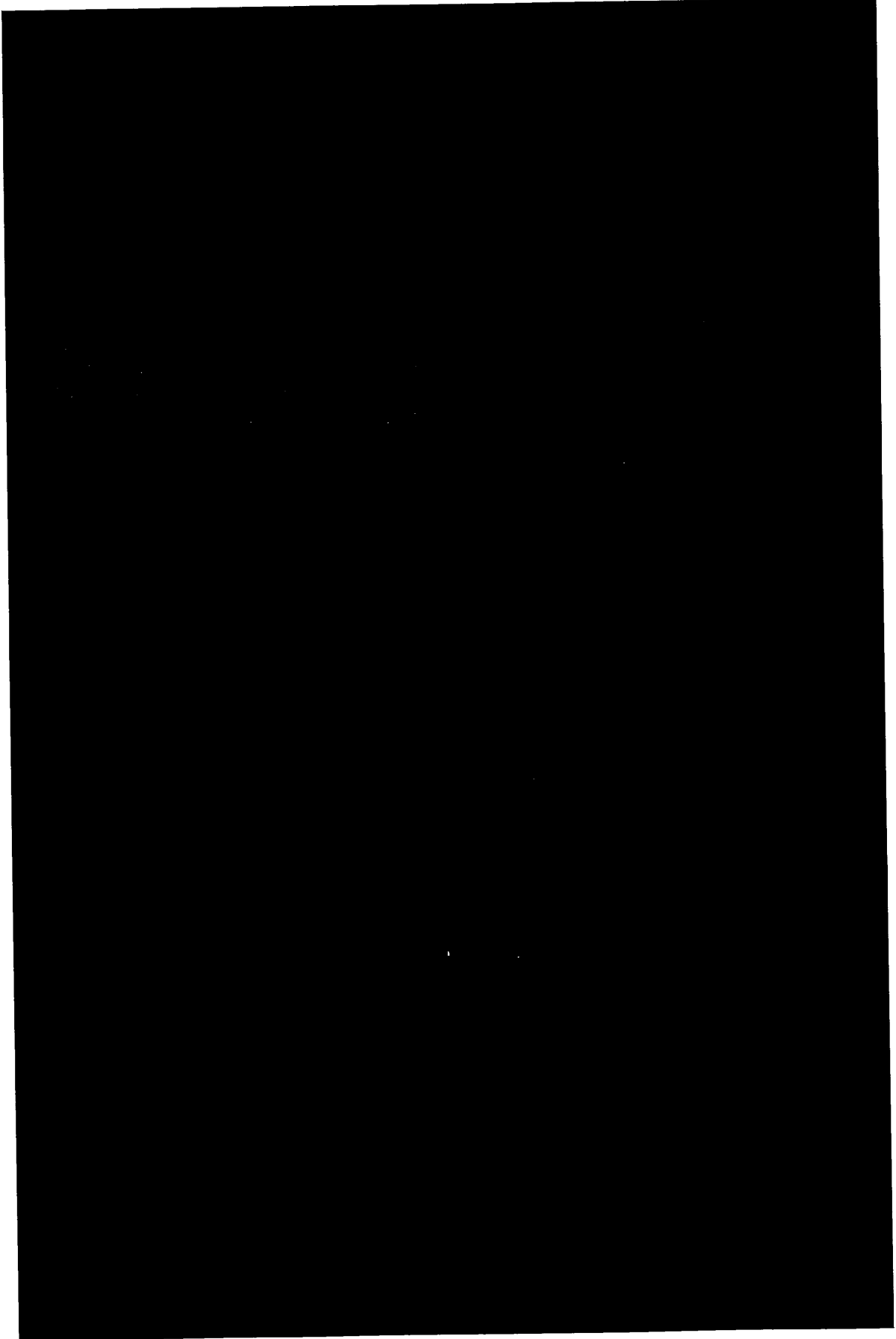
12/07/06内調内検討済み



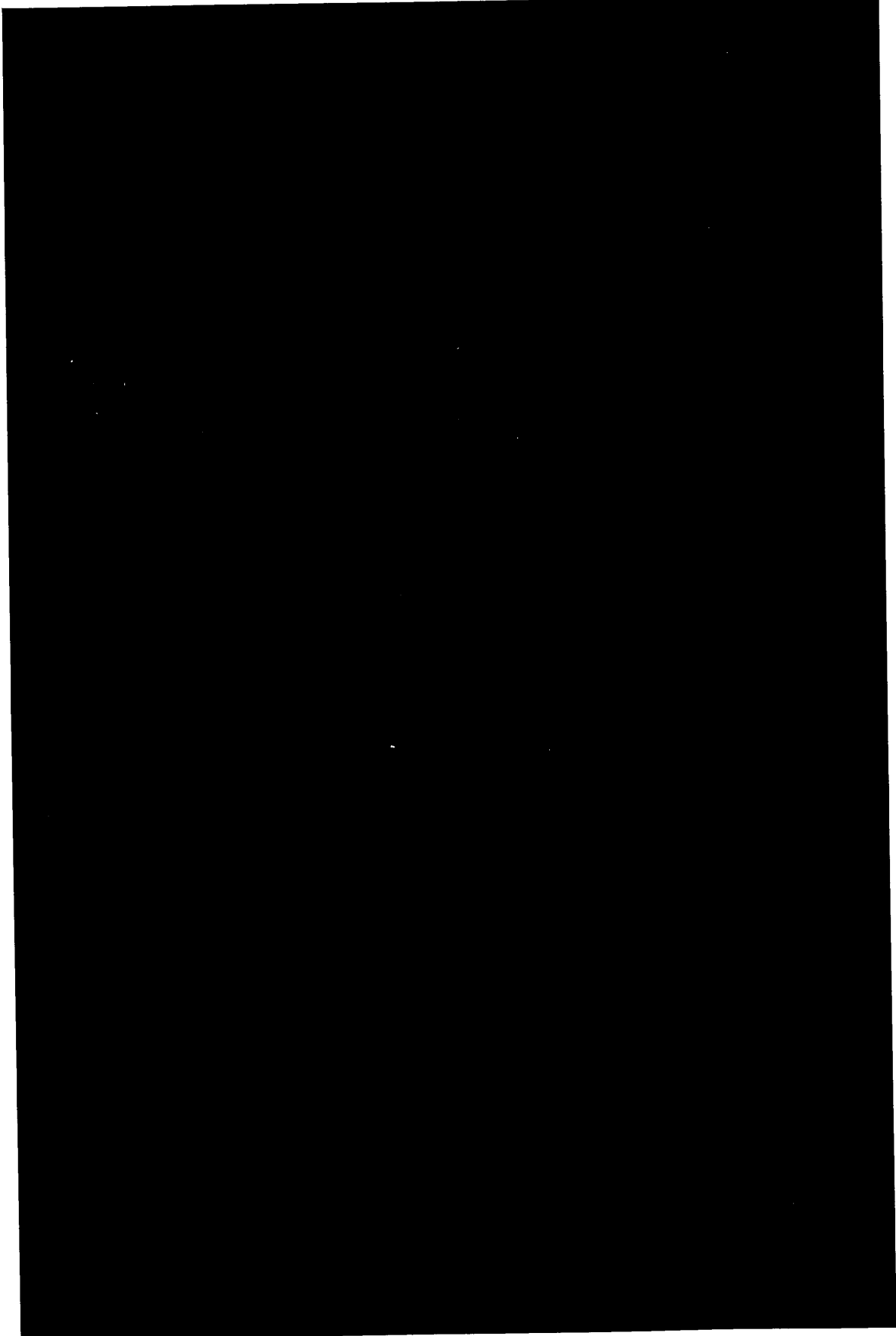
12/07/06内調内検討済み

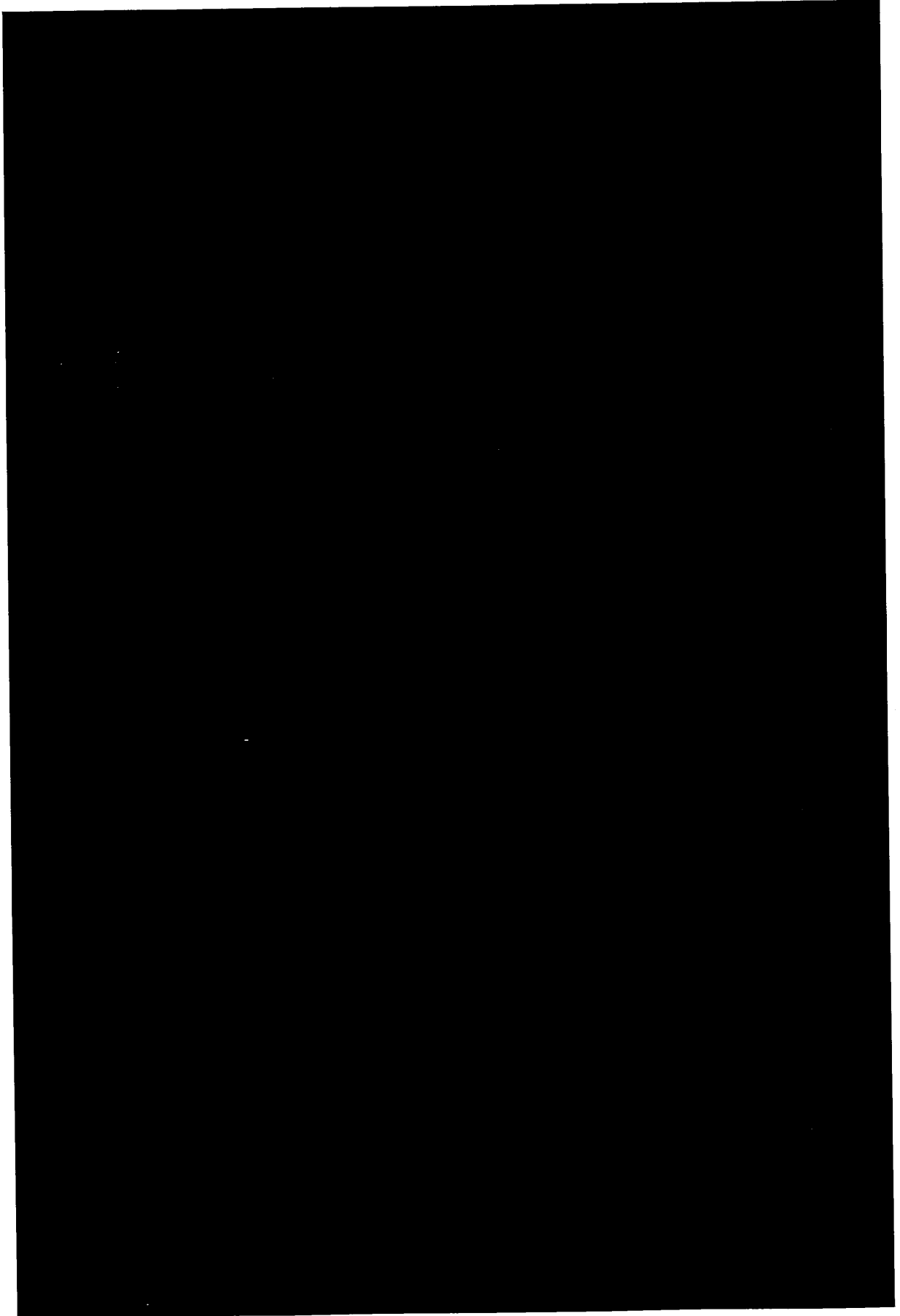


12/07/06内調内検討済み

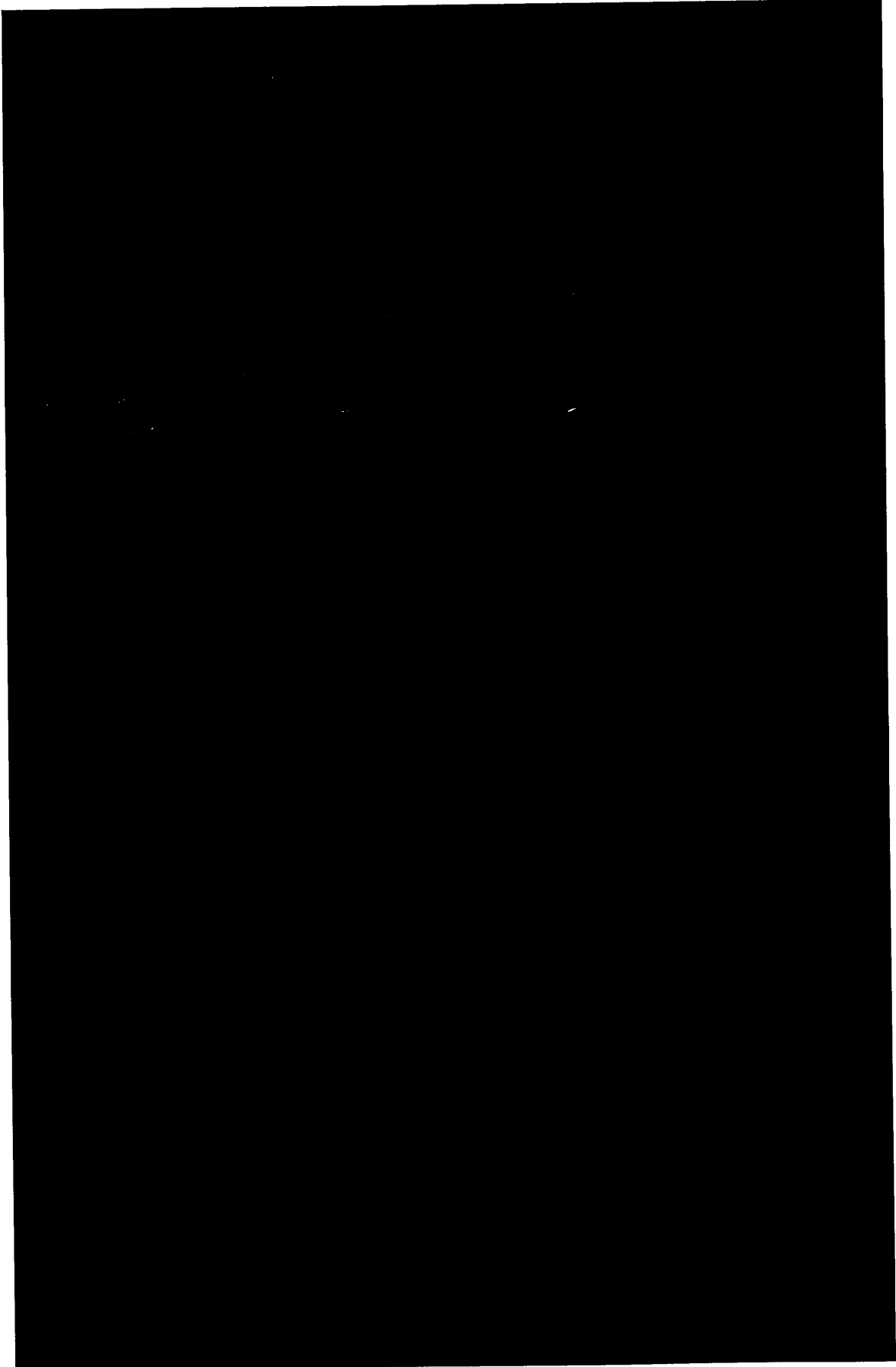


12/07/06内調内検討済み

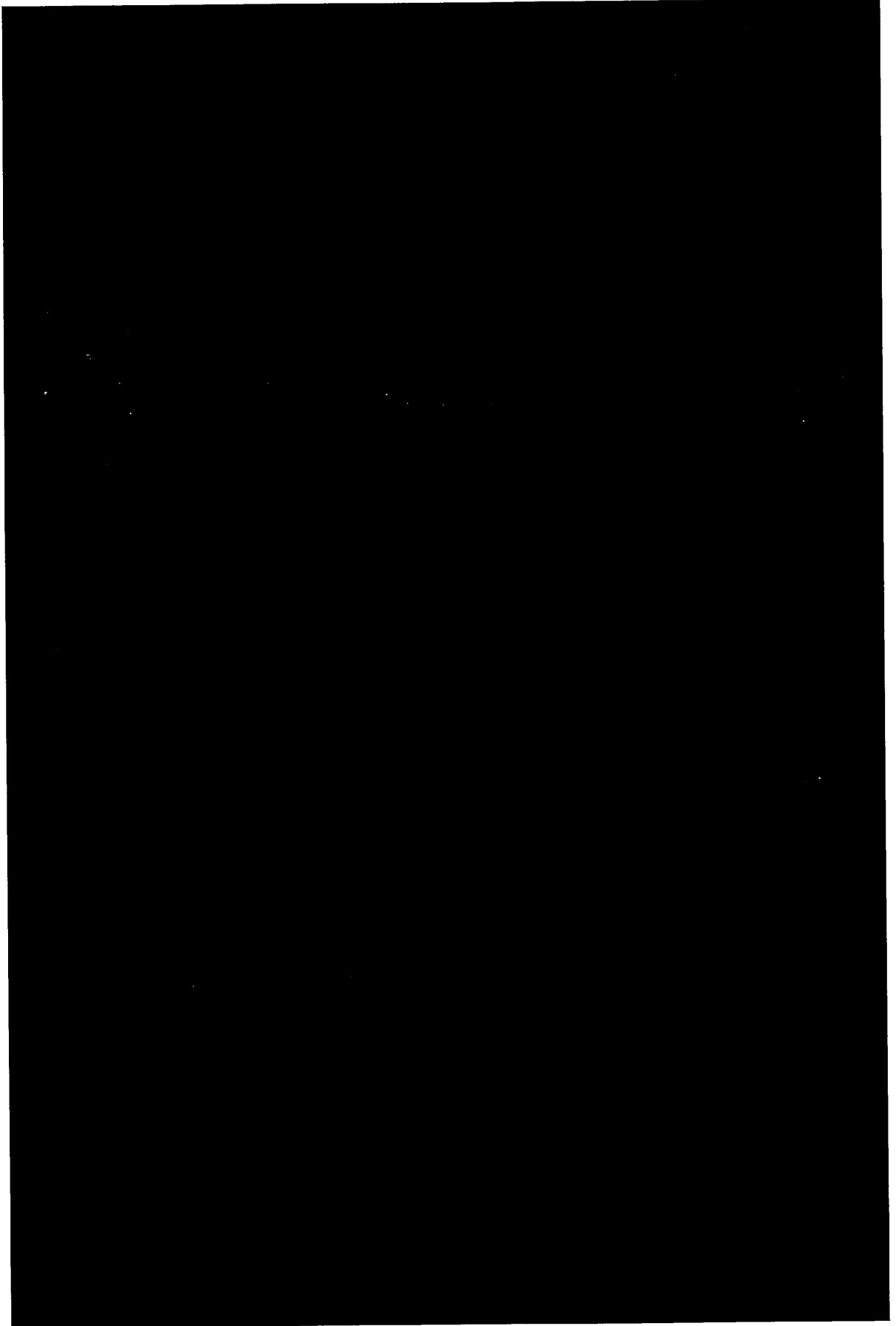




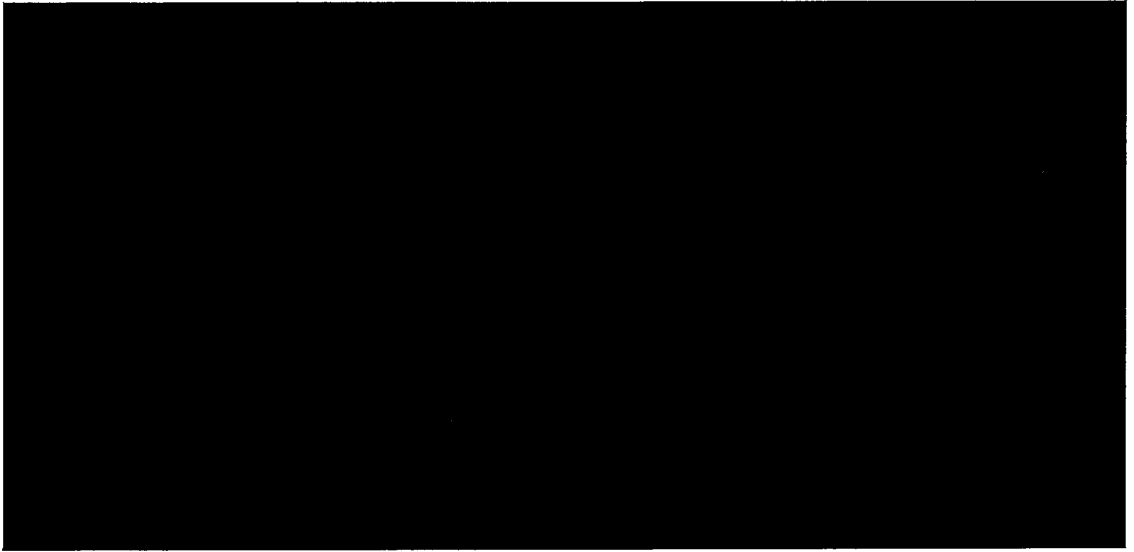
12/07/06内調内検討済み



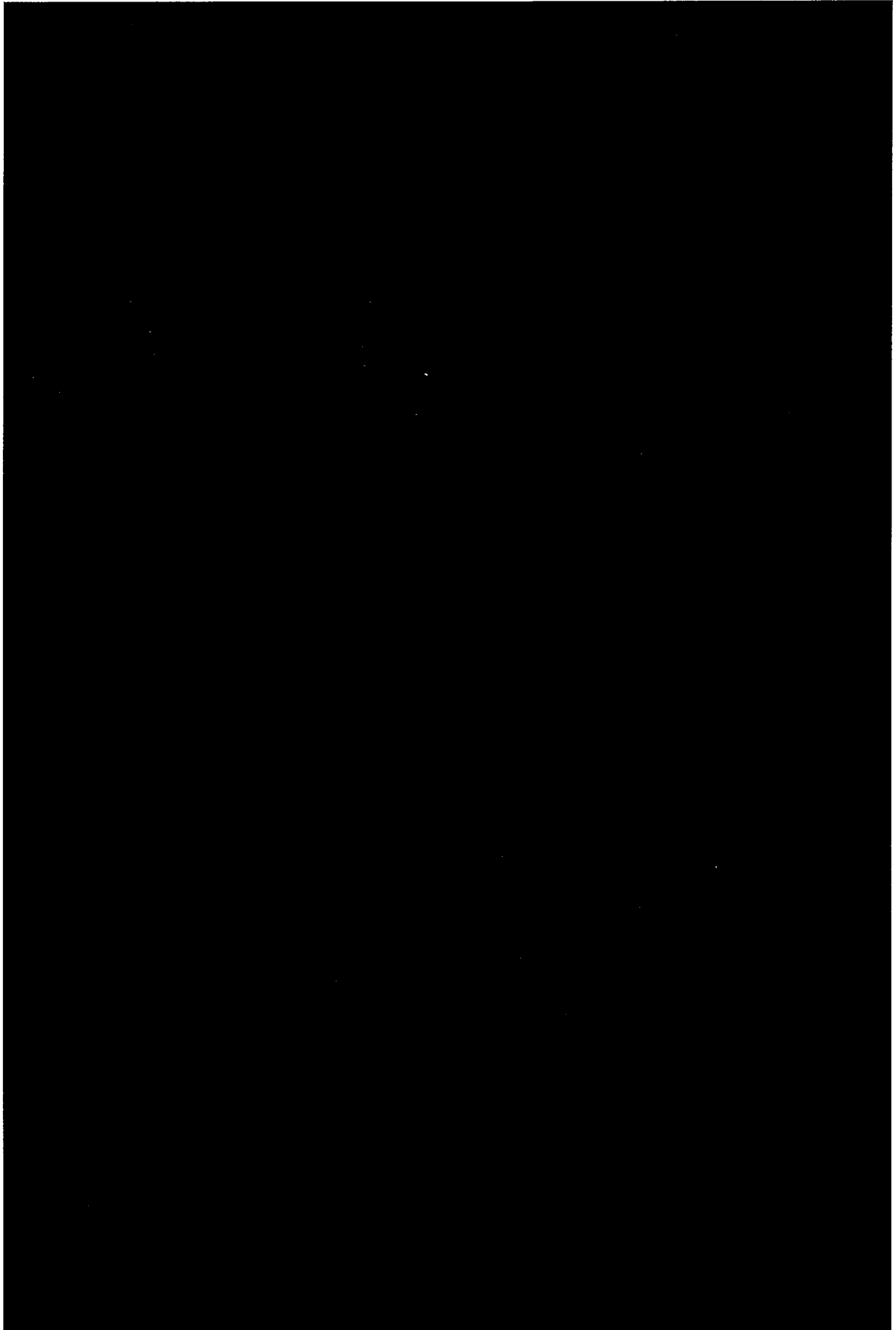
12/07/06内調内検討済み



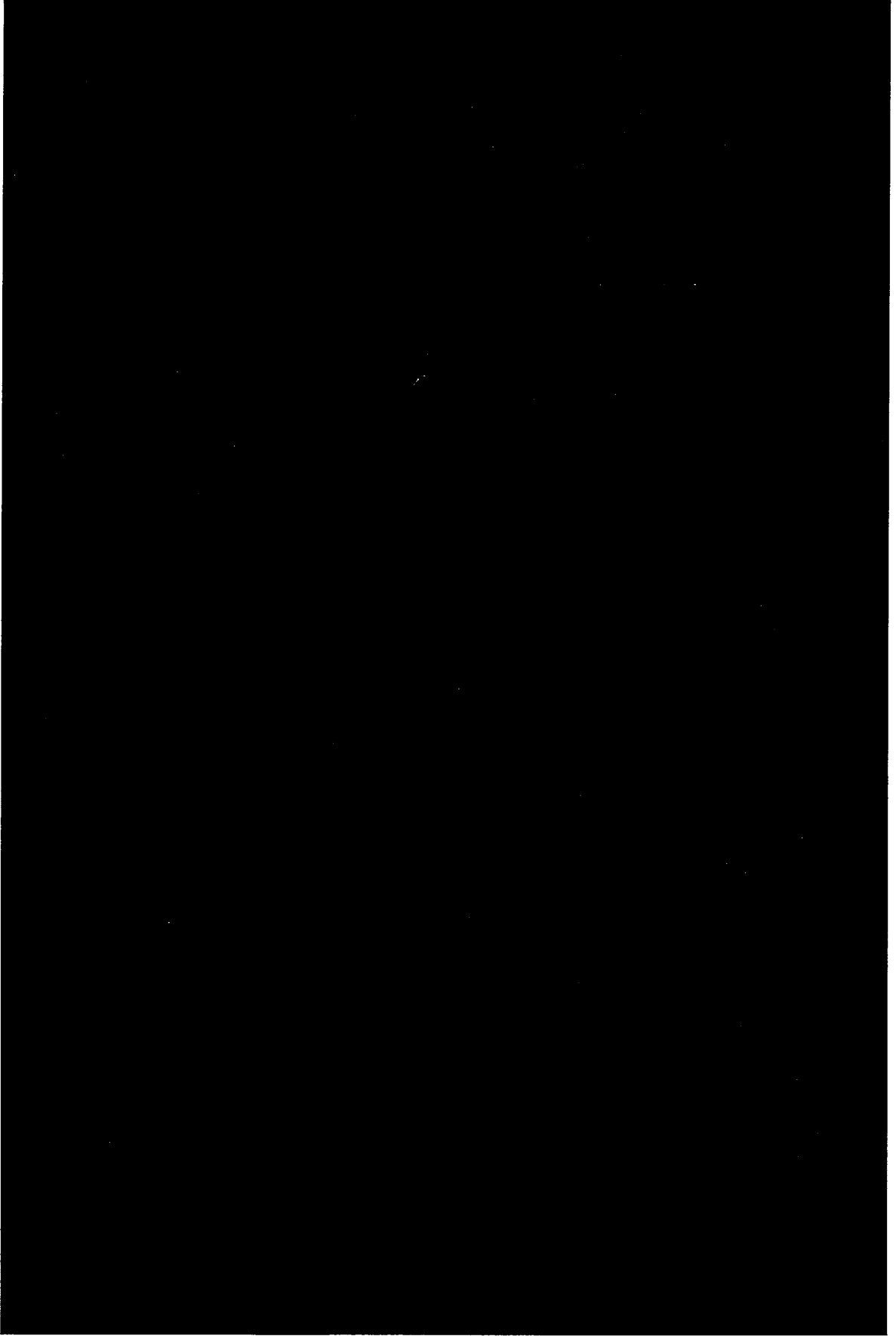
12/07/06内調内検討済み



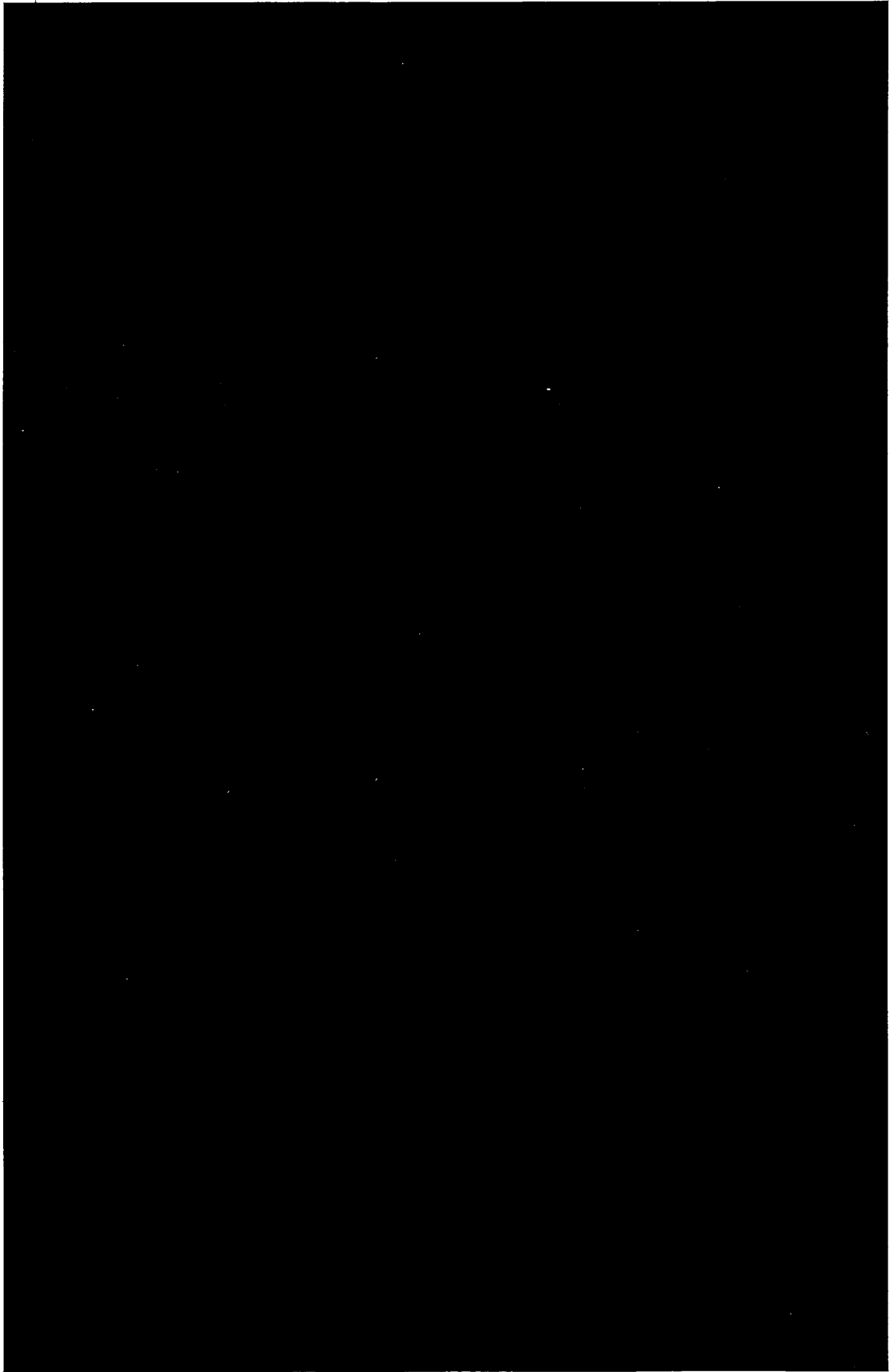
12/07/06内調内検討済み



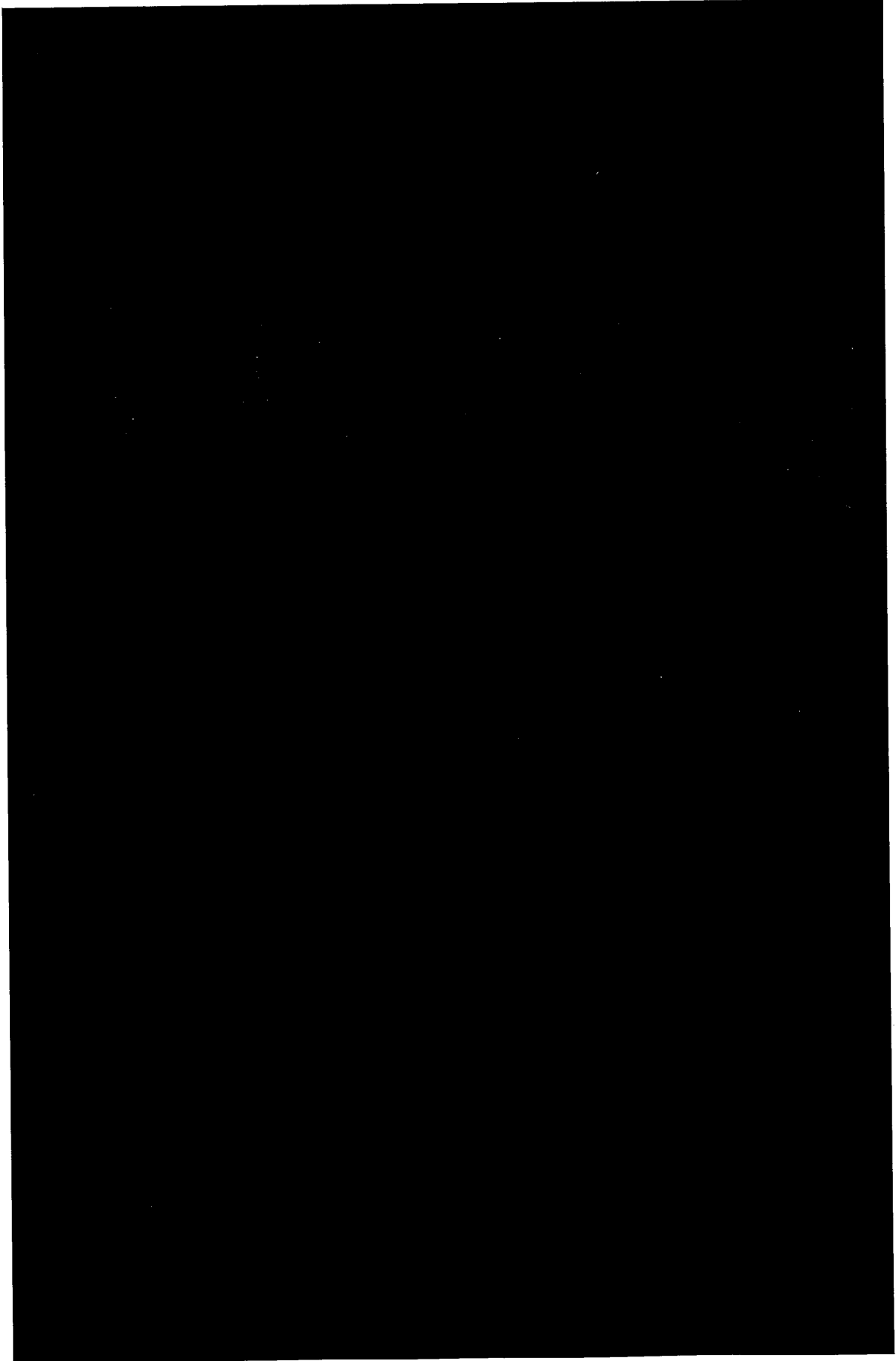
12/07/06内調内検討済み



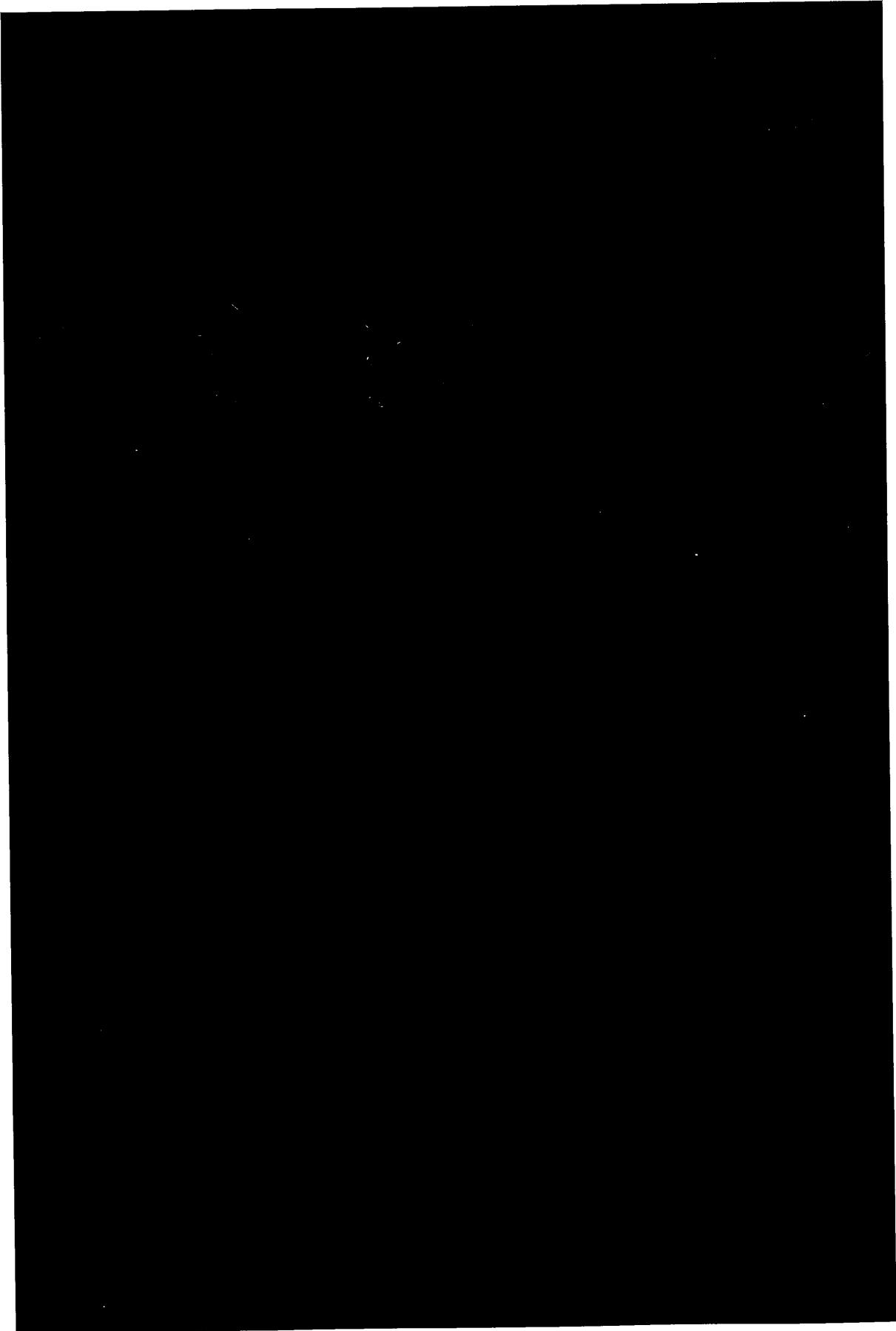
12/07/06内調内検討済み



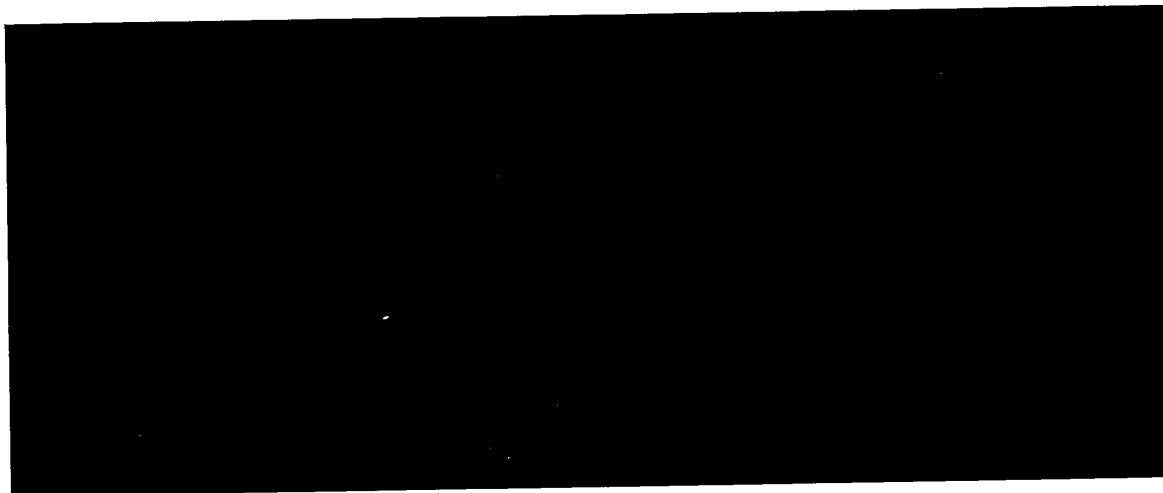
12/07/06内調内検討済み



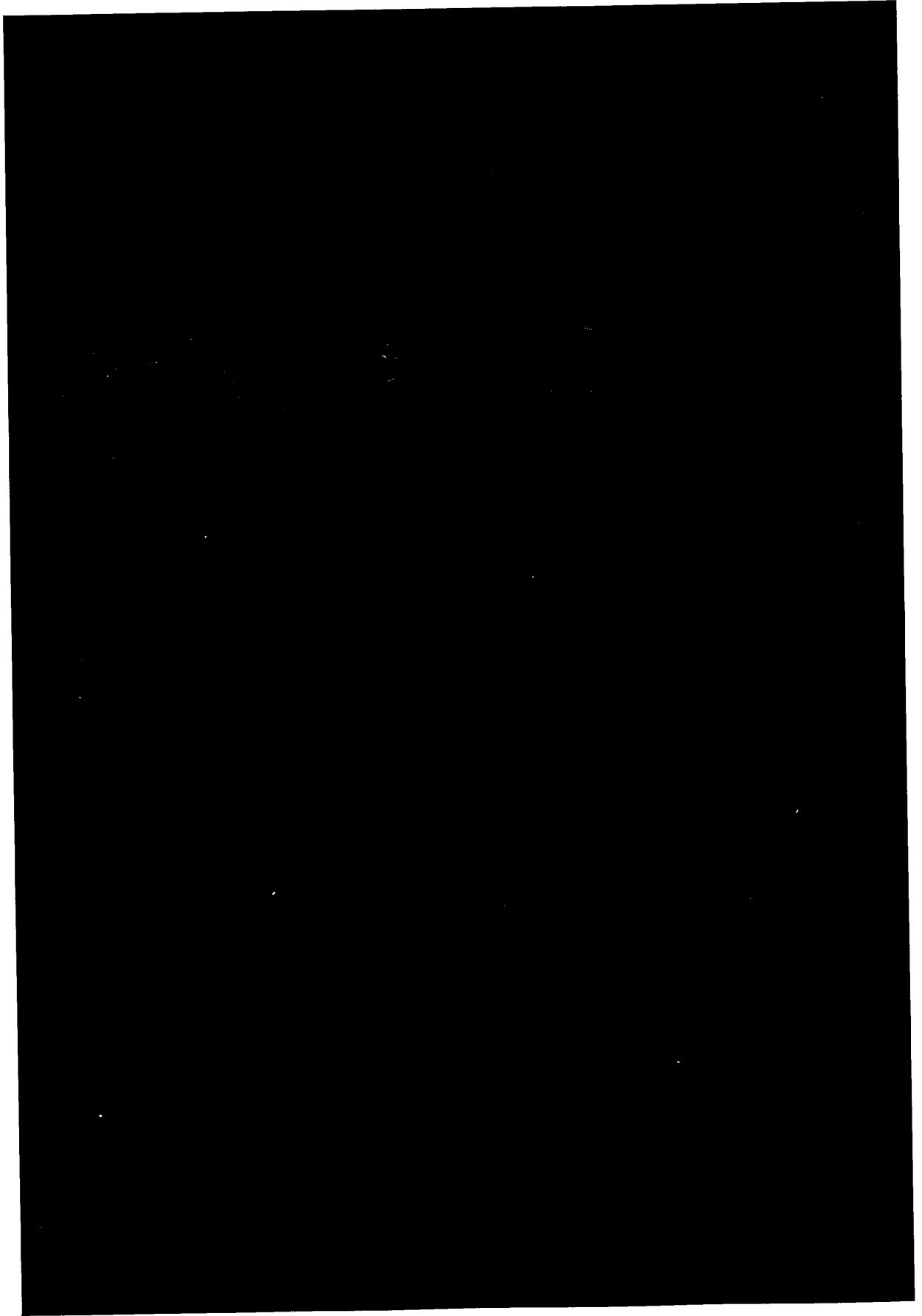
12/07/06内調内検討済み



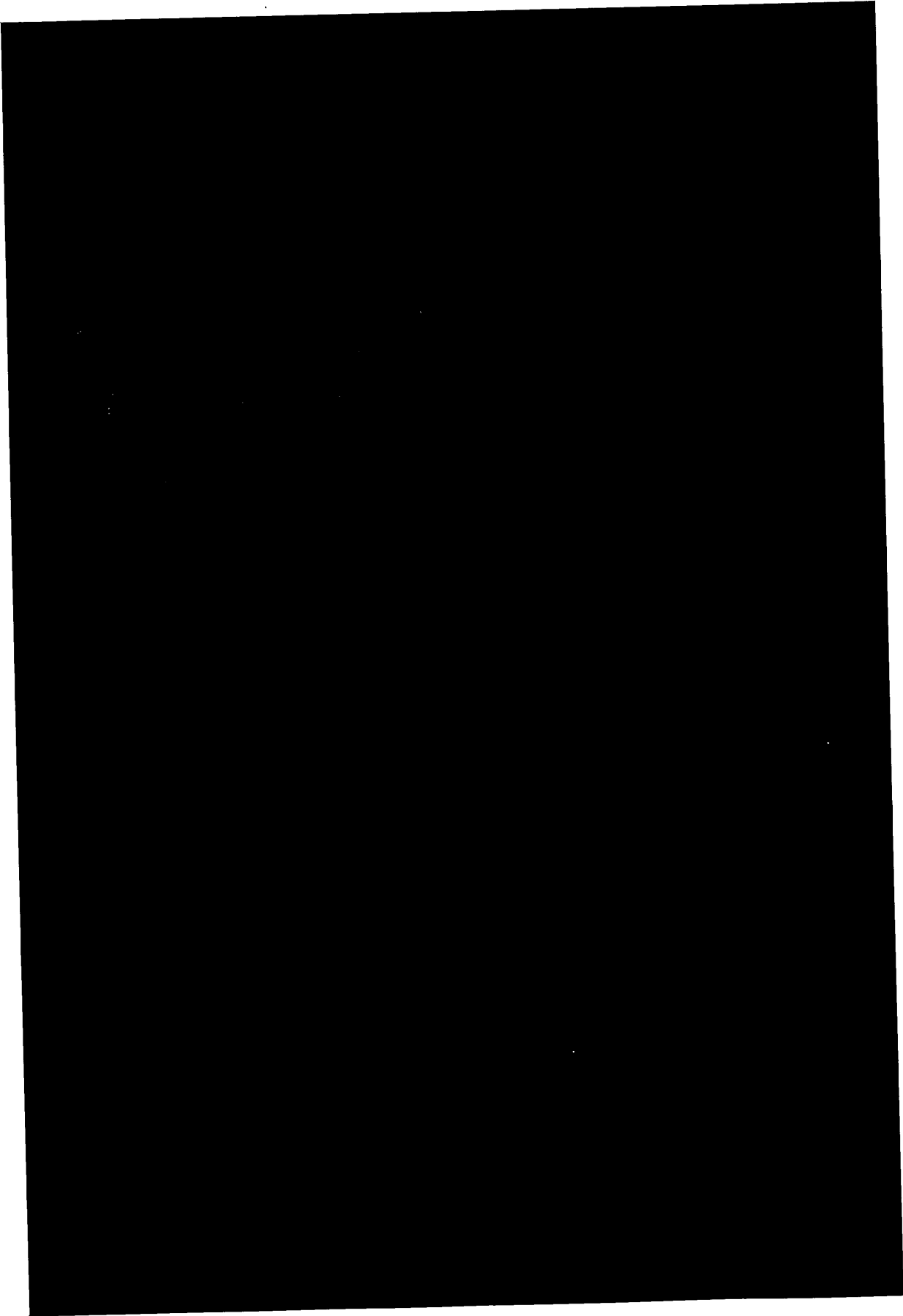
12/07/06内調内検討済み



12/07/06内調内検討済み



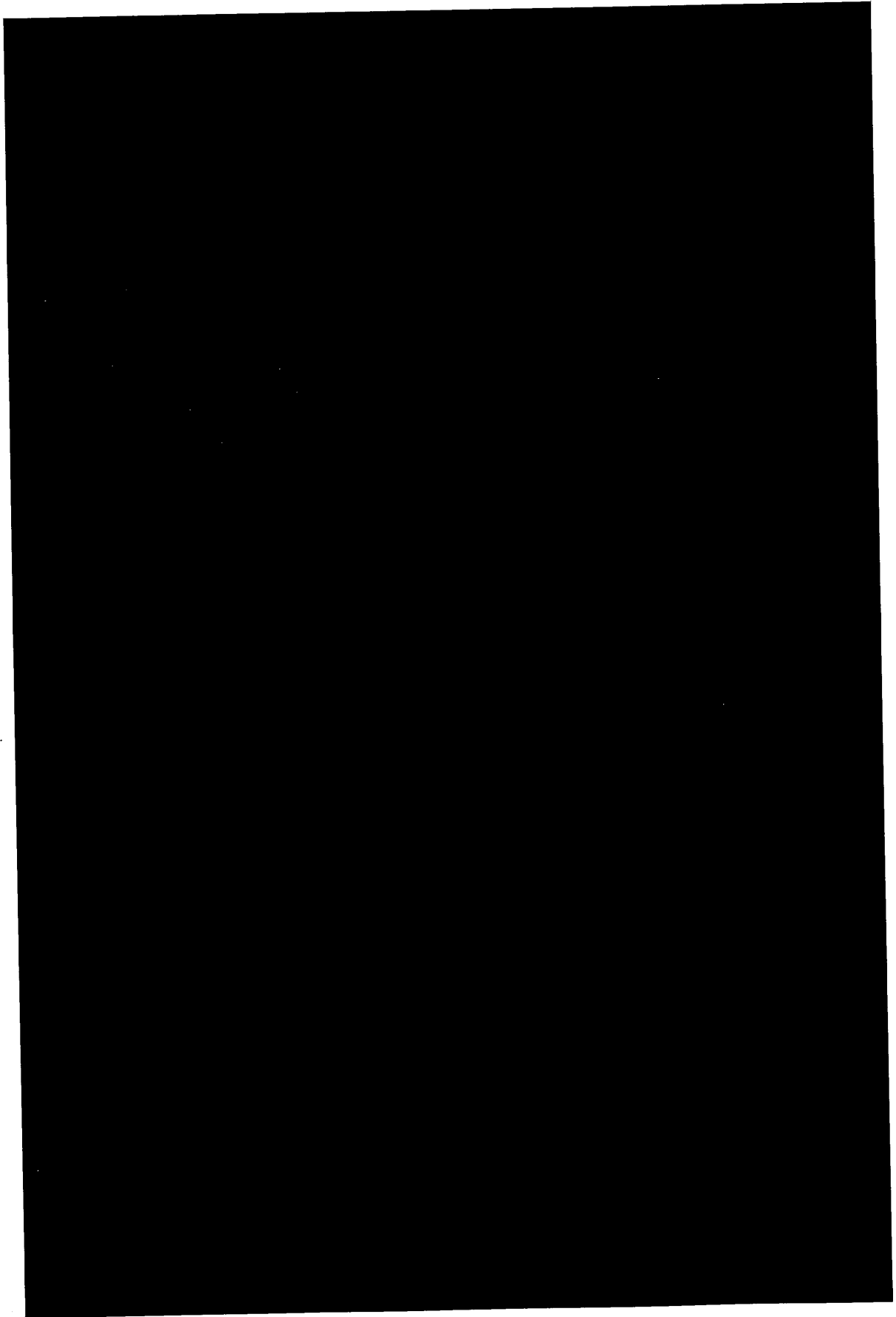
12/07/06内調内検討済み



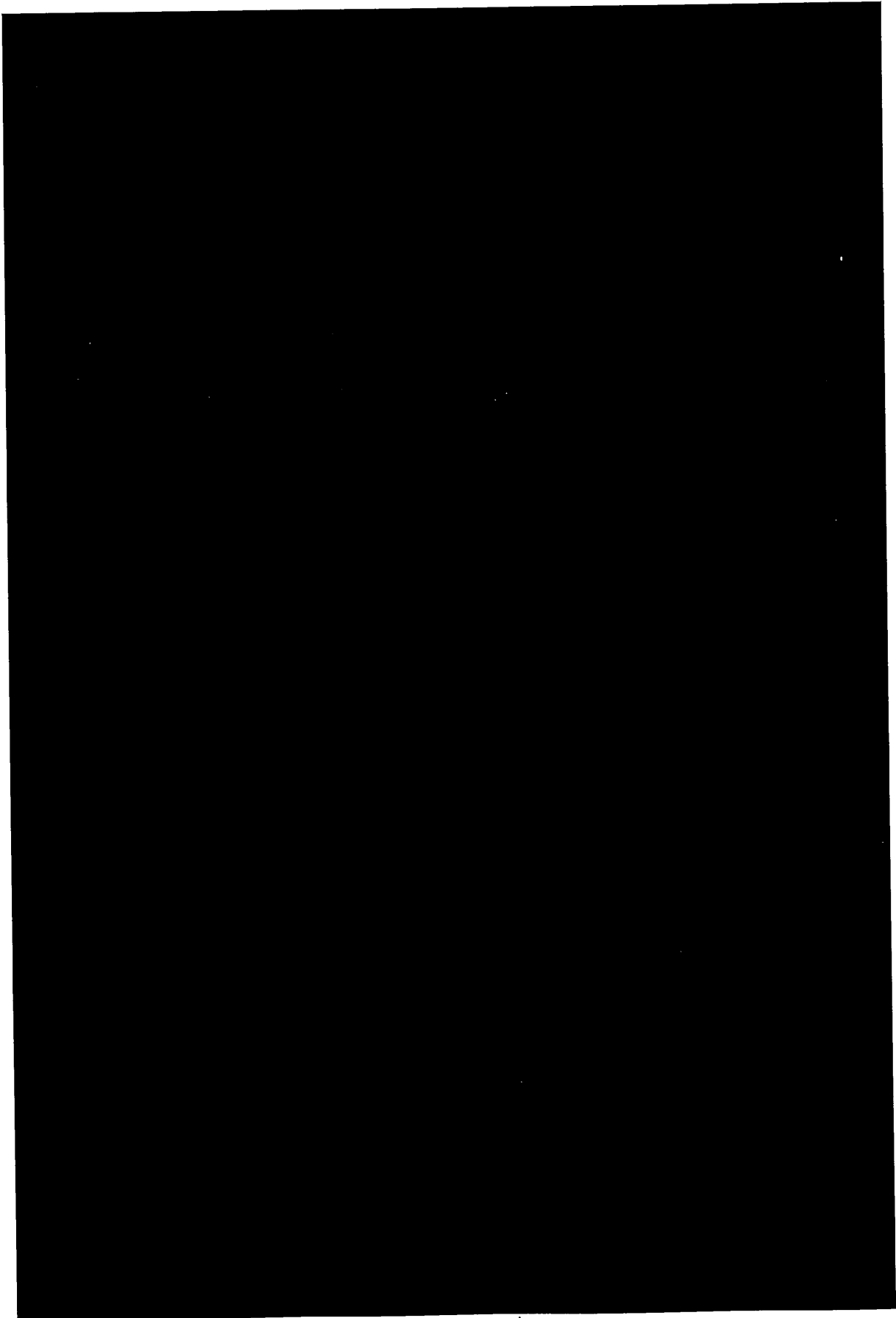
12/07/06内調内検討済み



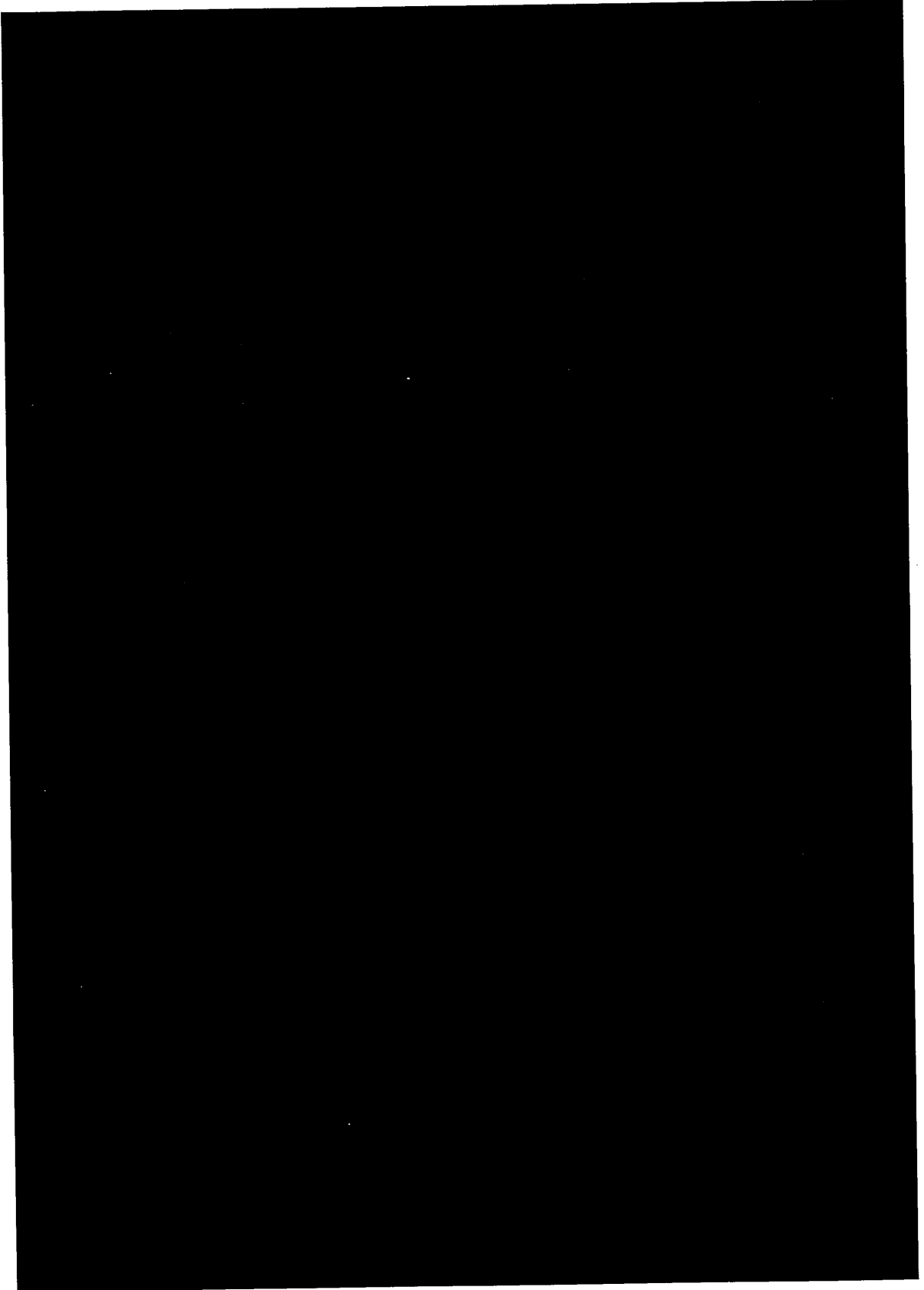
12/07/06内調内検討済み



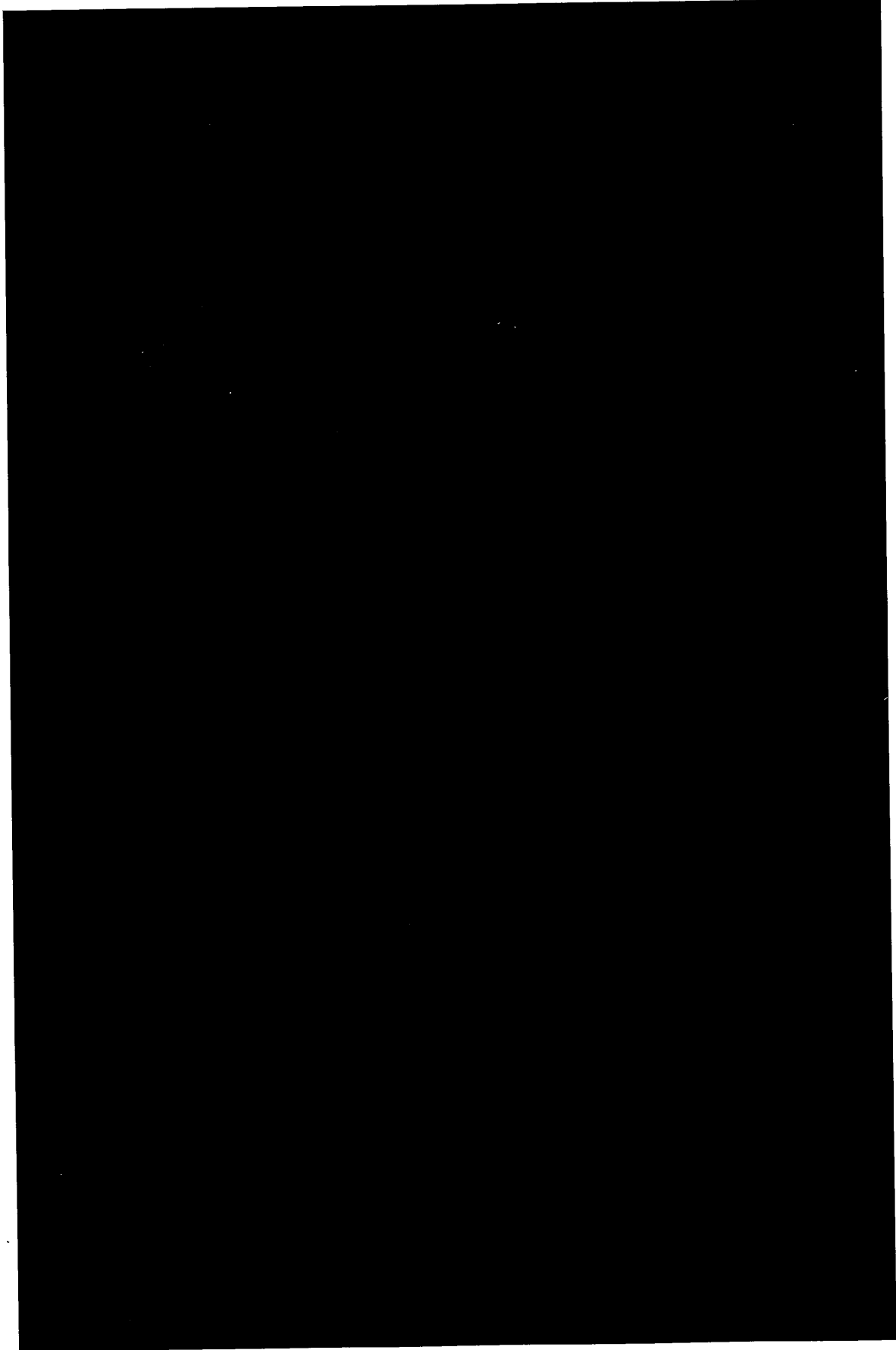
12/07/06内調内検討済み



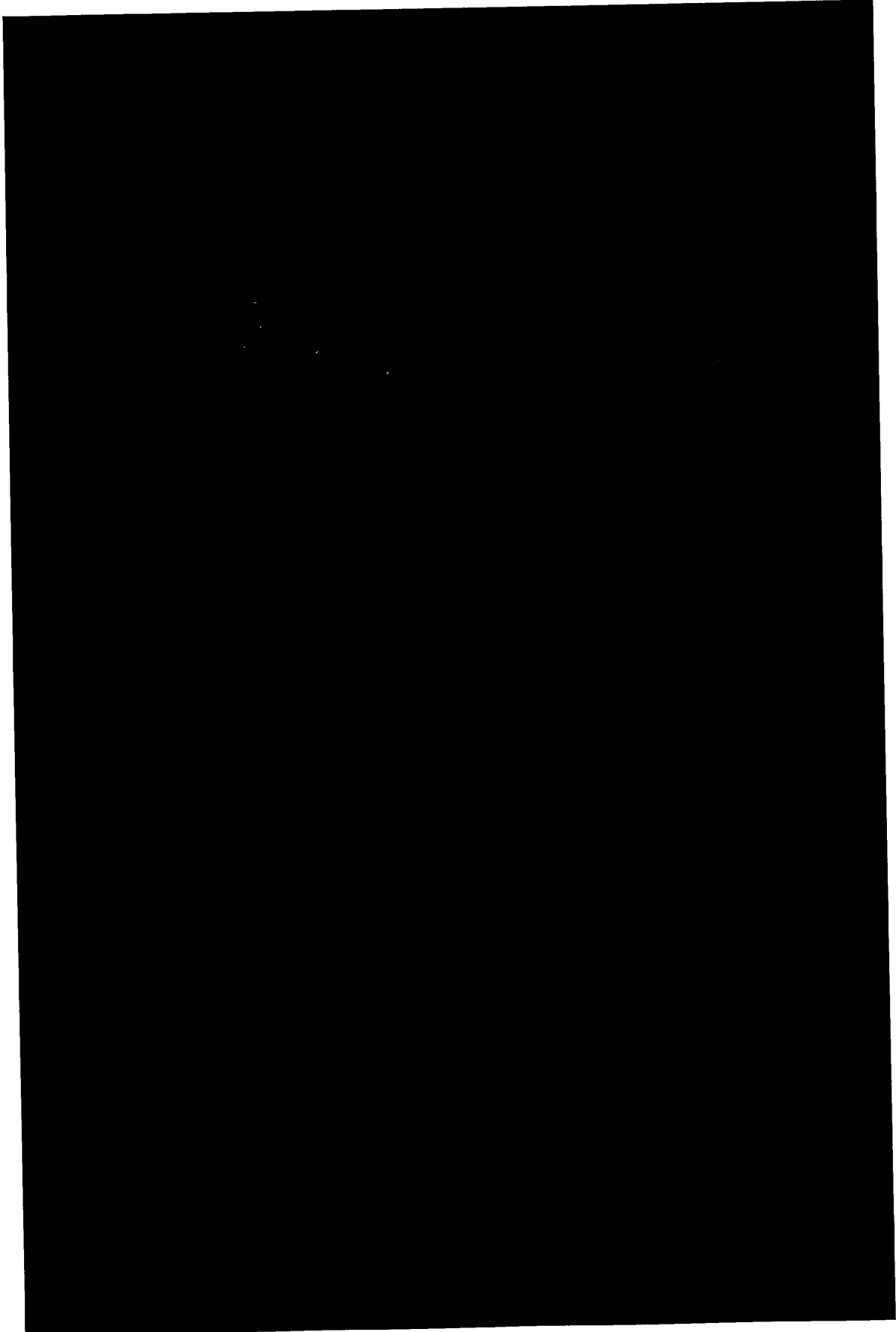
12/07/06内調内検討済み



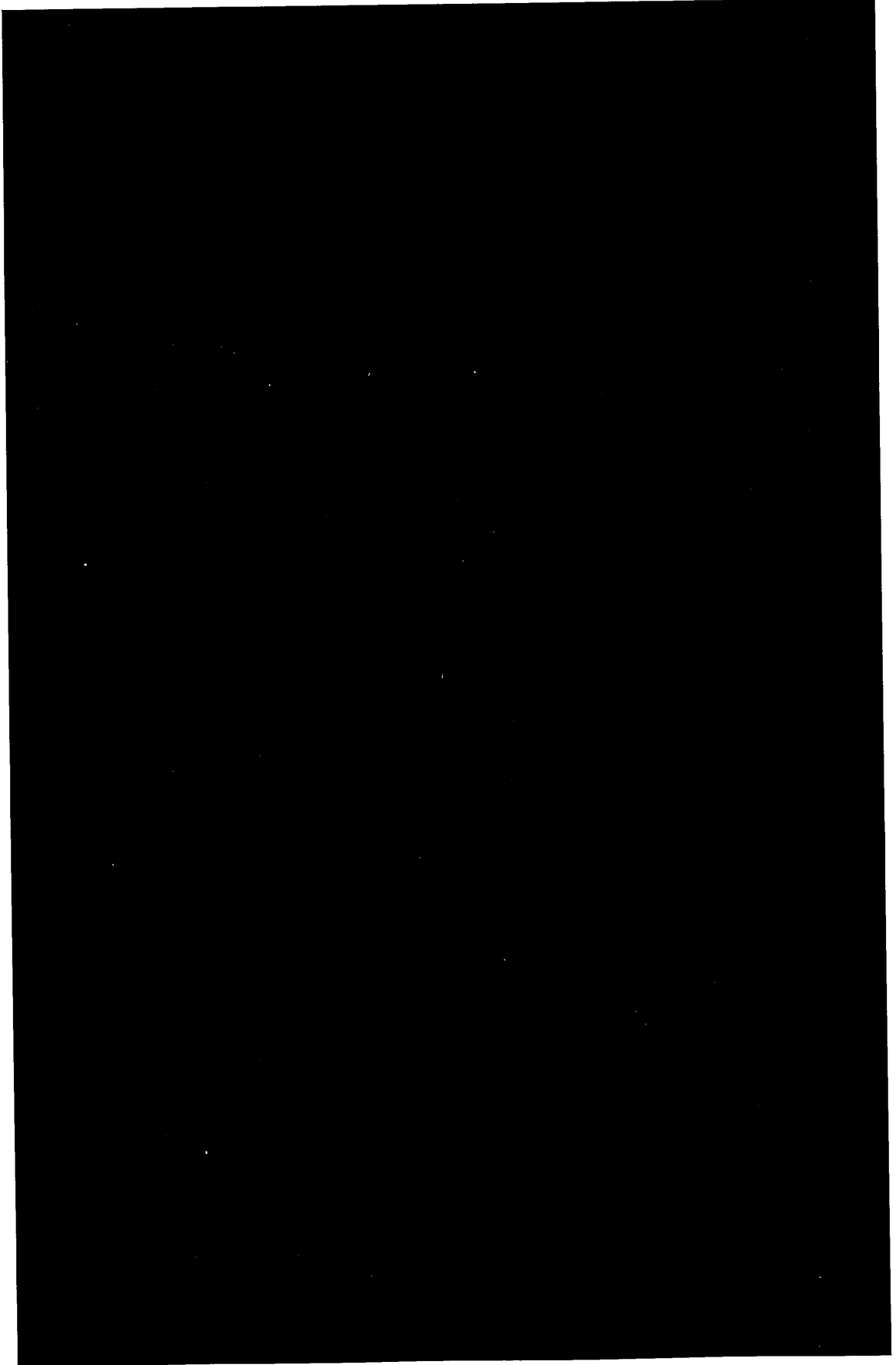
12/07/06内調内検討済み



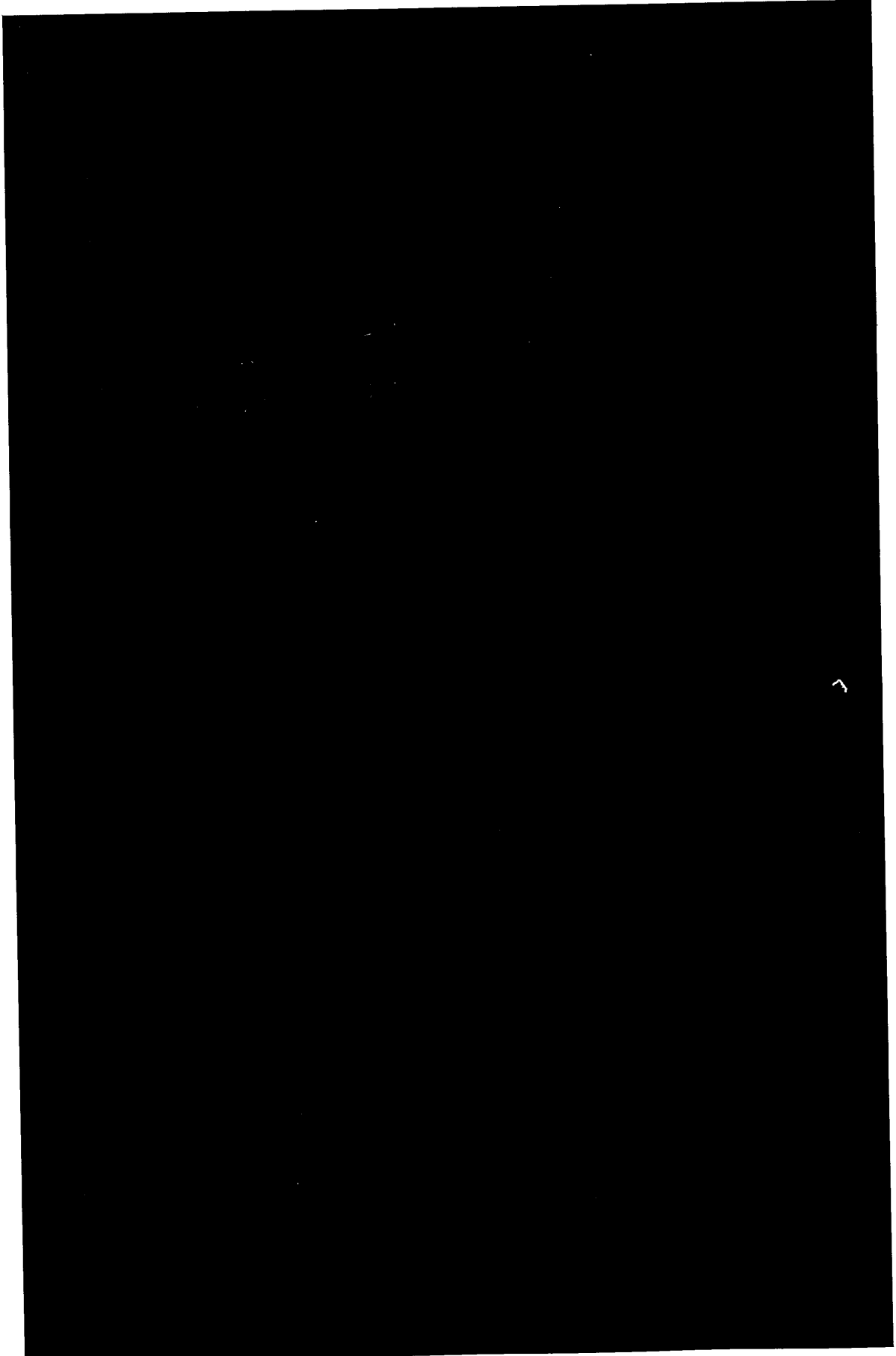
12/07/06内調内検討済み



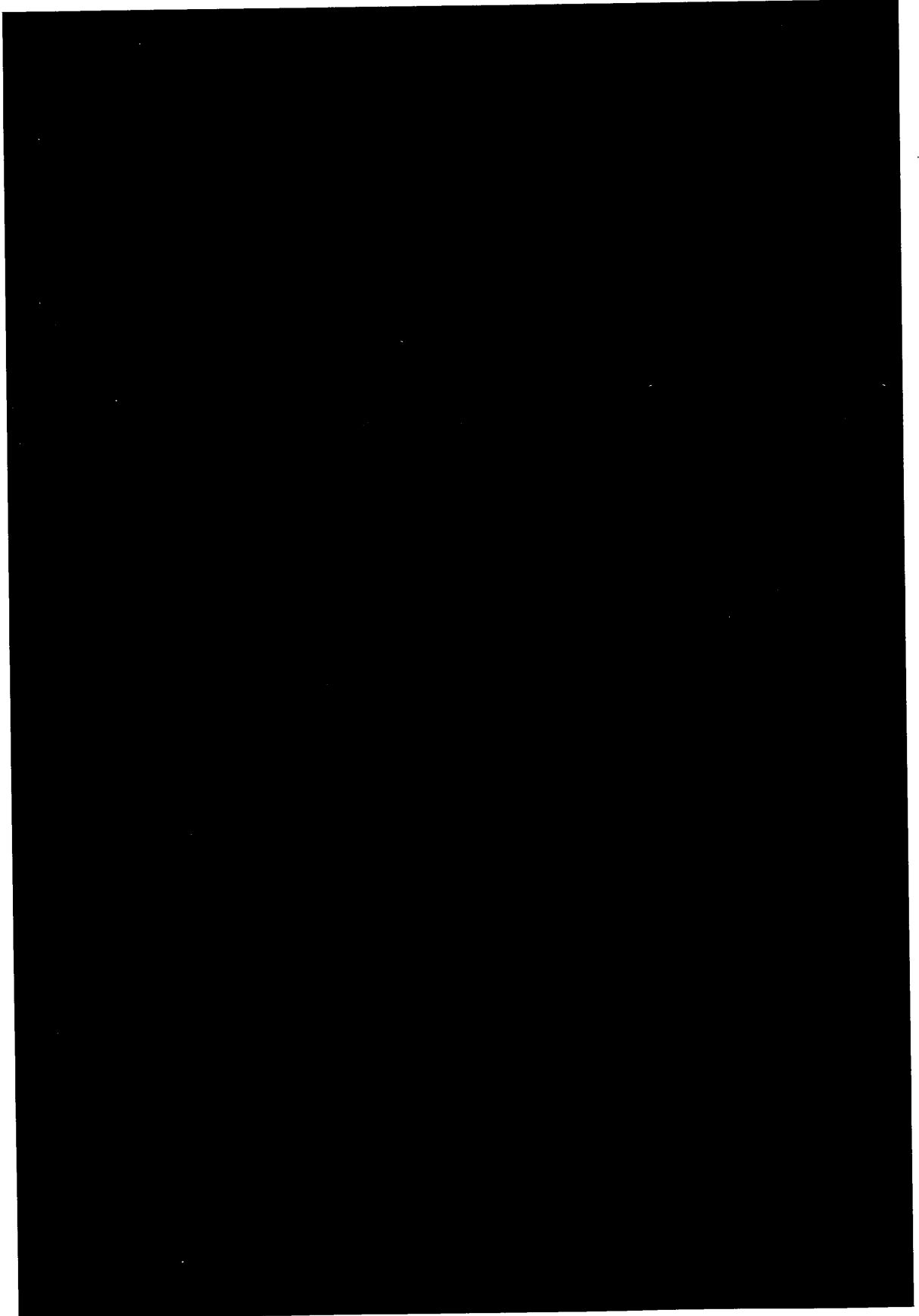
12/07/06内調内検討済み



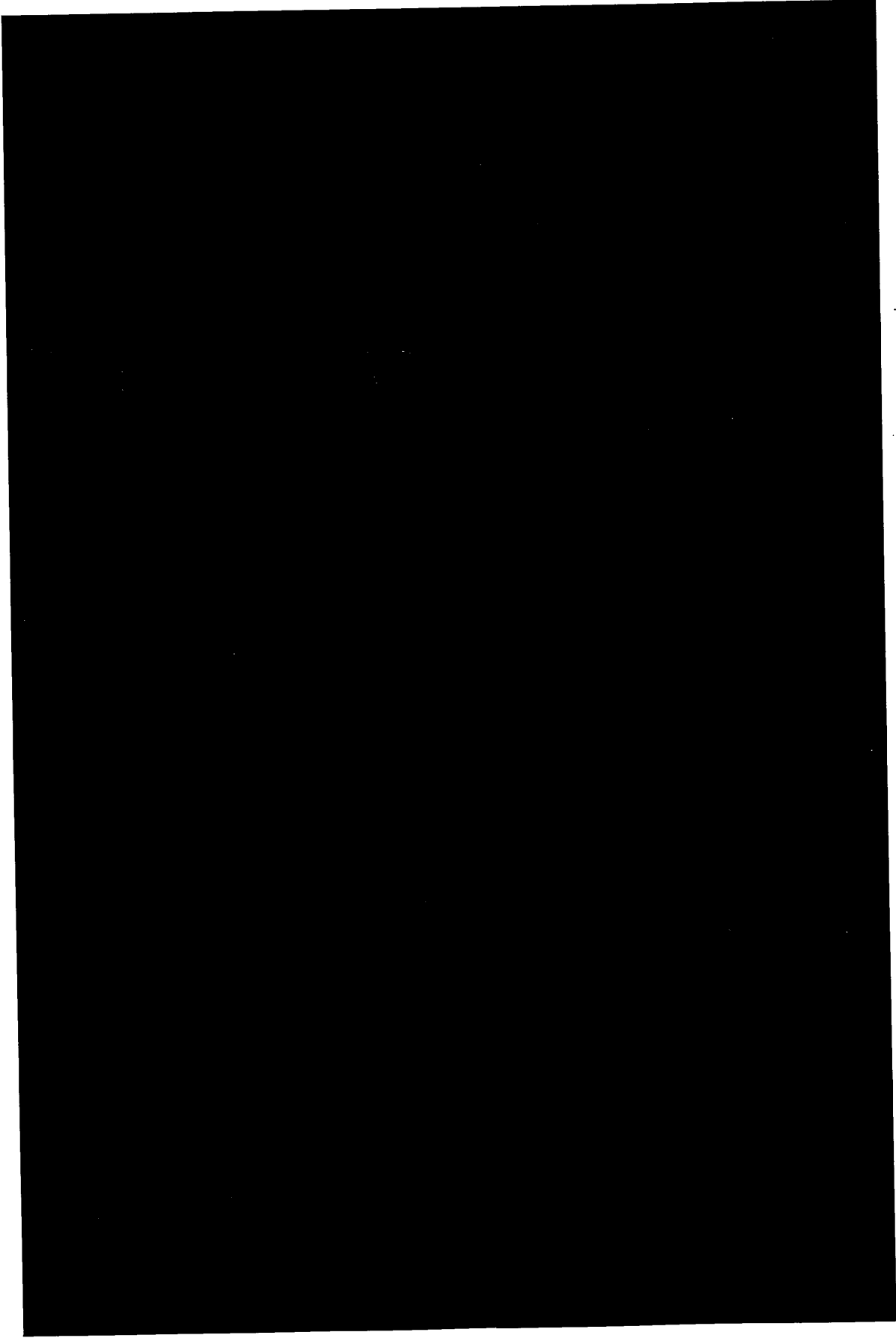
12/07/06内調内検討済み



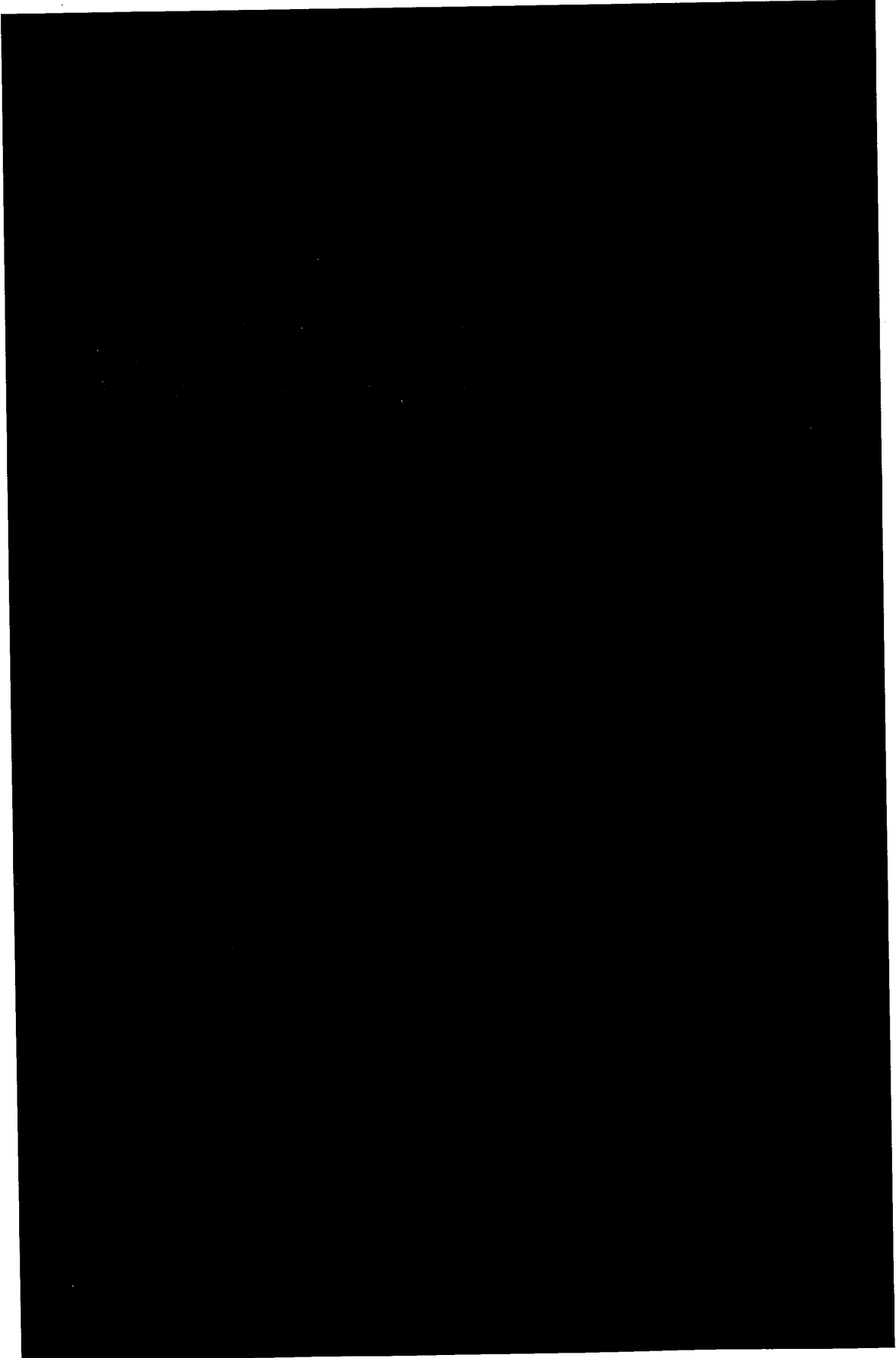
12/07/06内調内検討済み



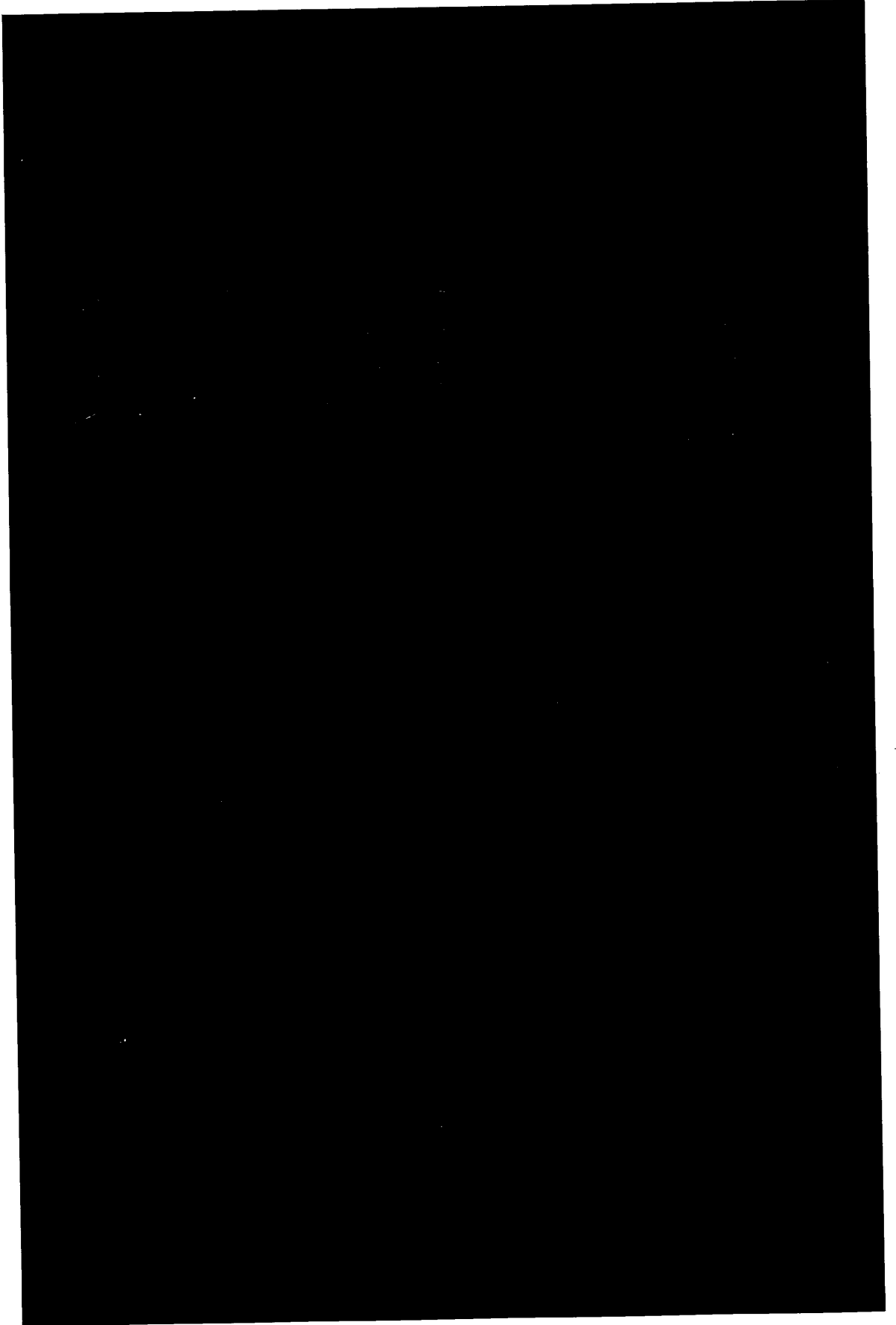
12/07/06内調内検討済み



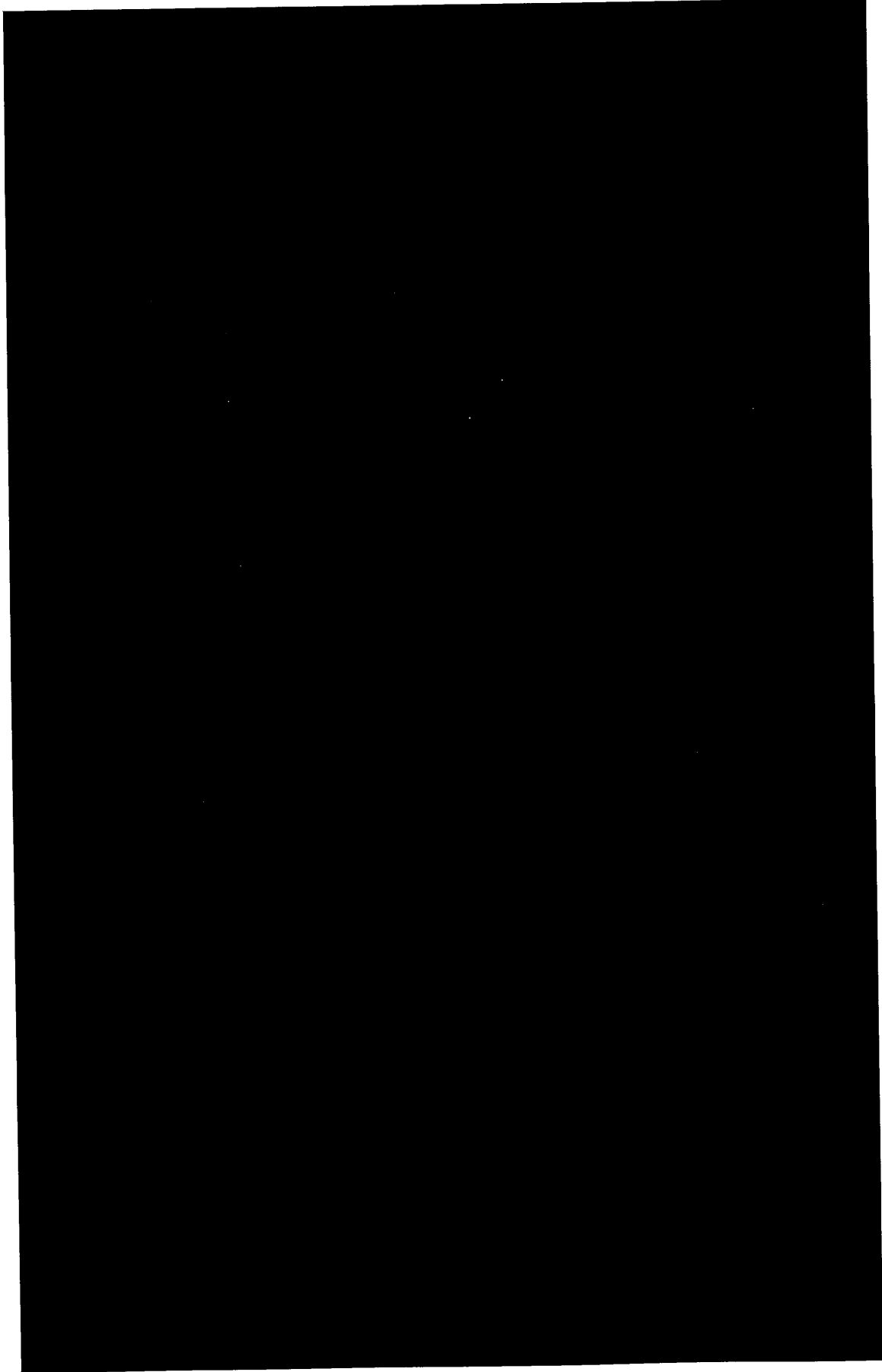
12/07/06内調内検討済み



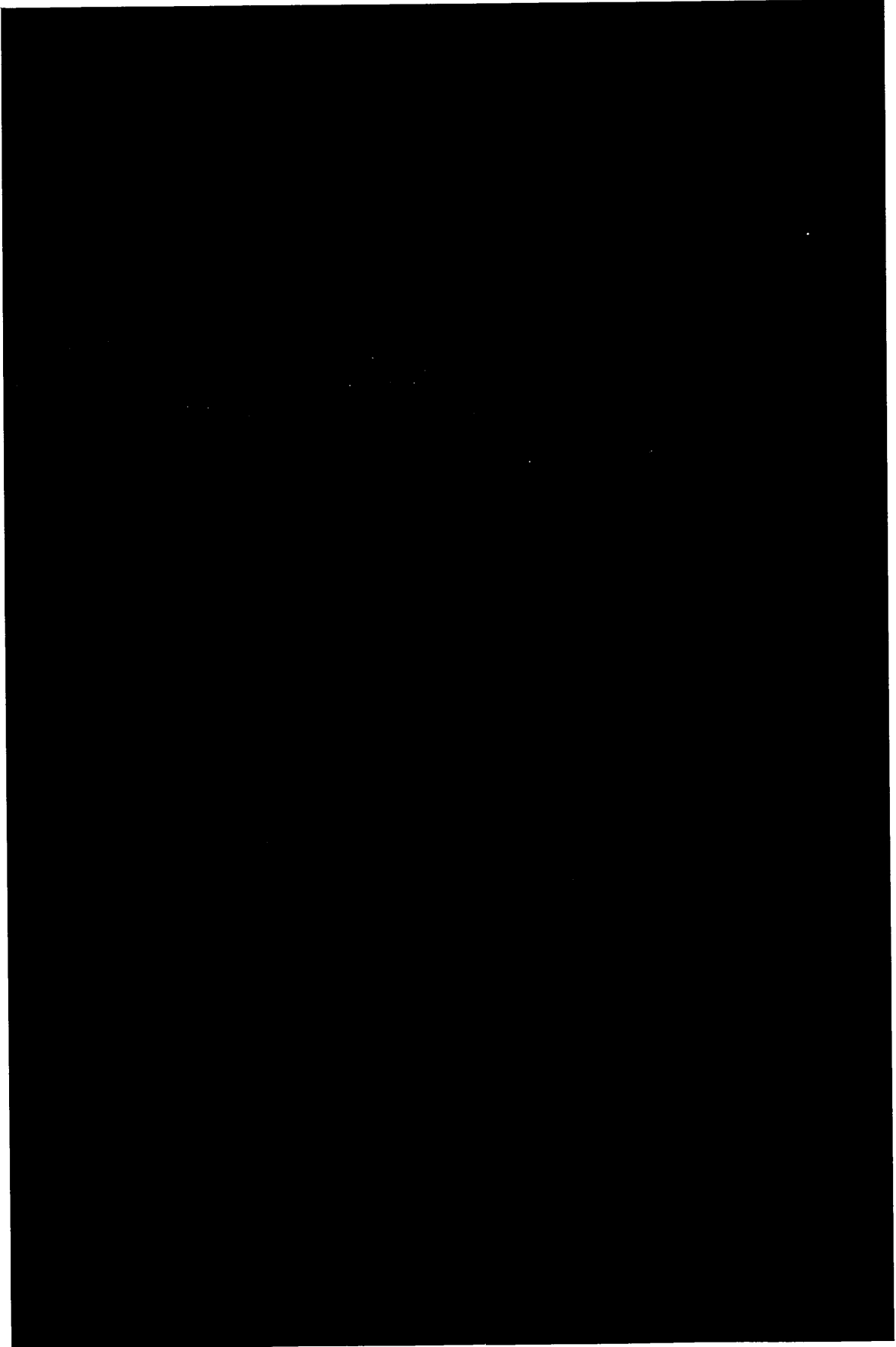
12/07/06内調内検討済み



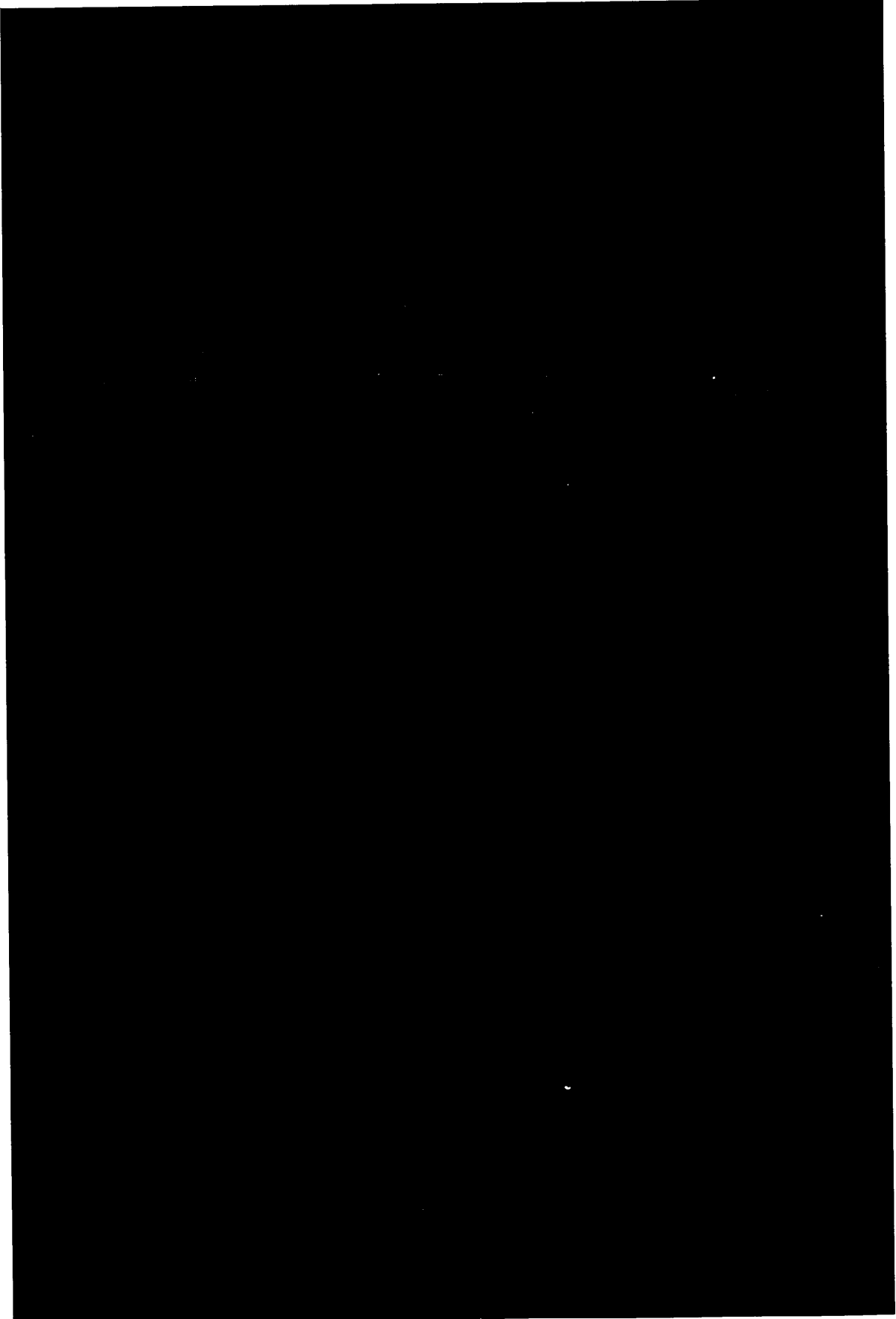
12/07/06内調内検討済み



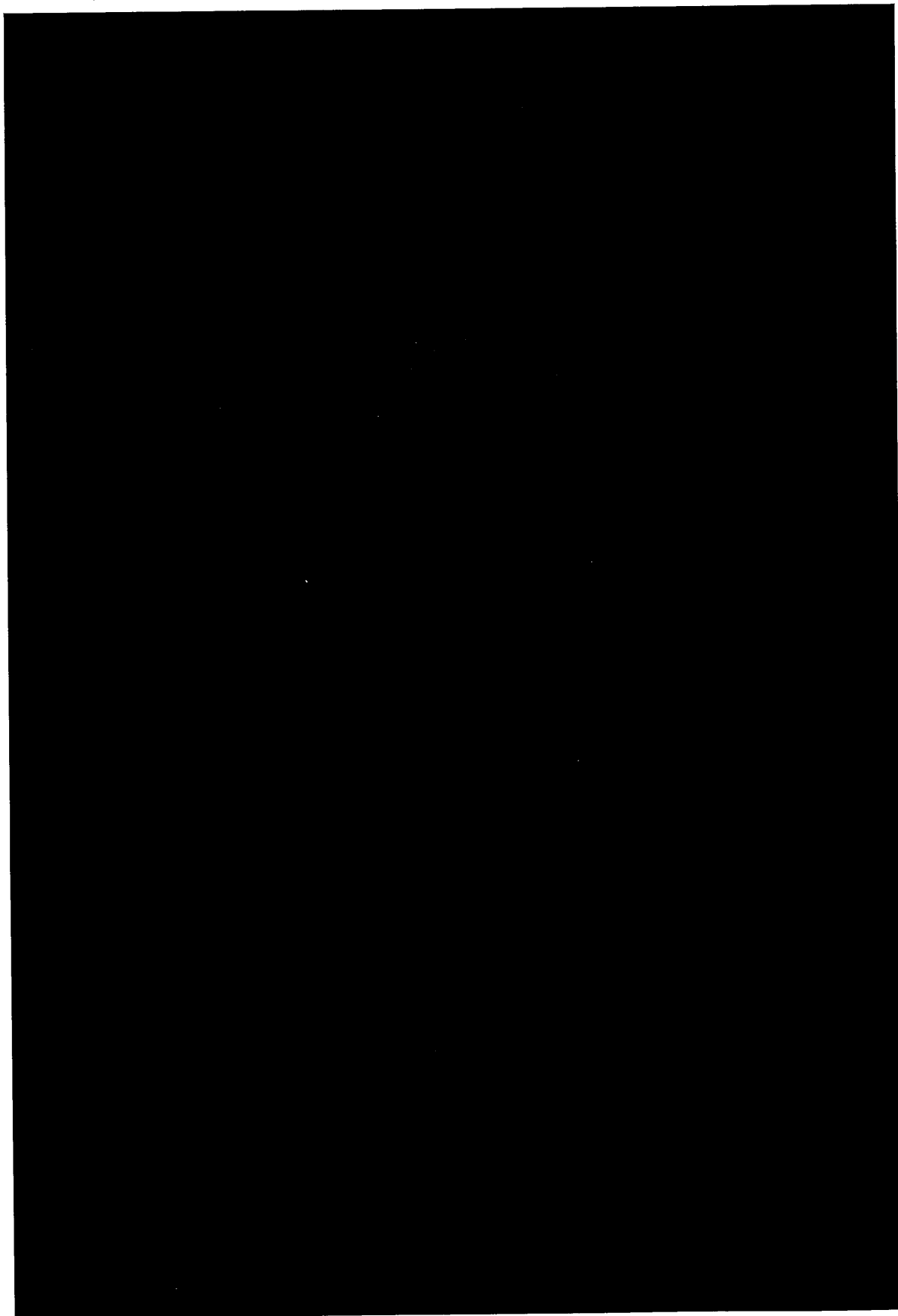
12/07/06内調内検討済み



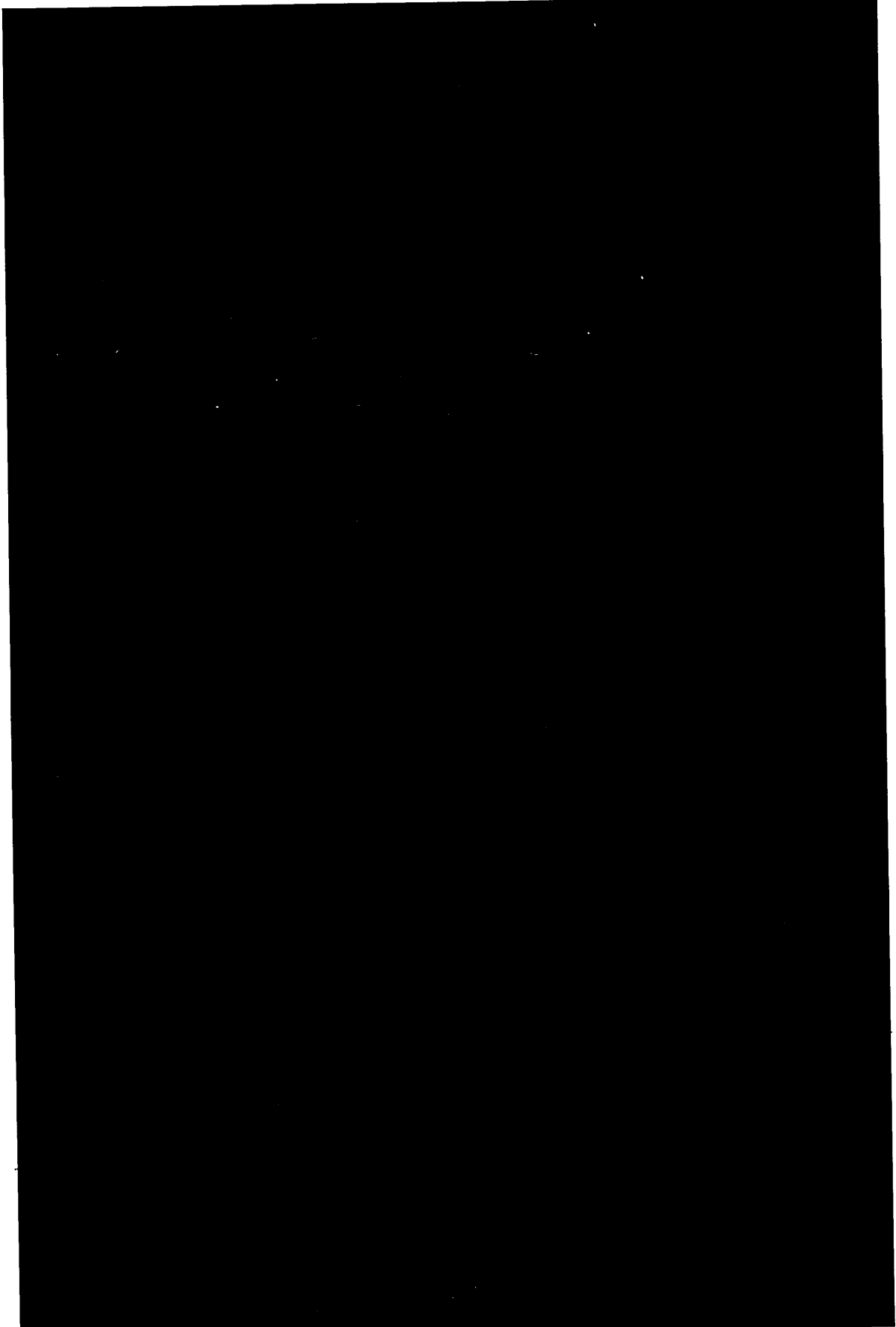
12/07/06内調内検討済み



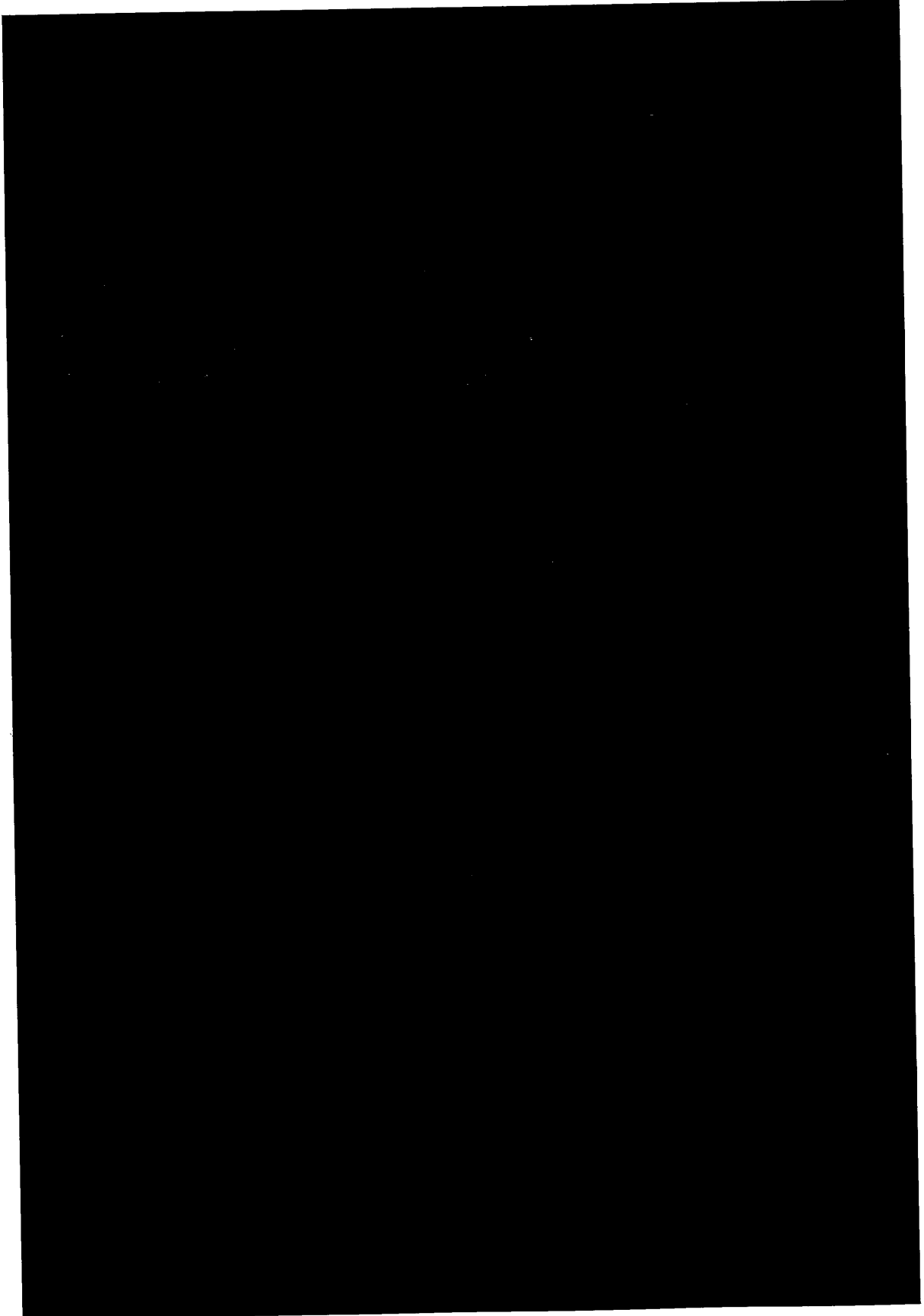
12/07/06内調内検討済み



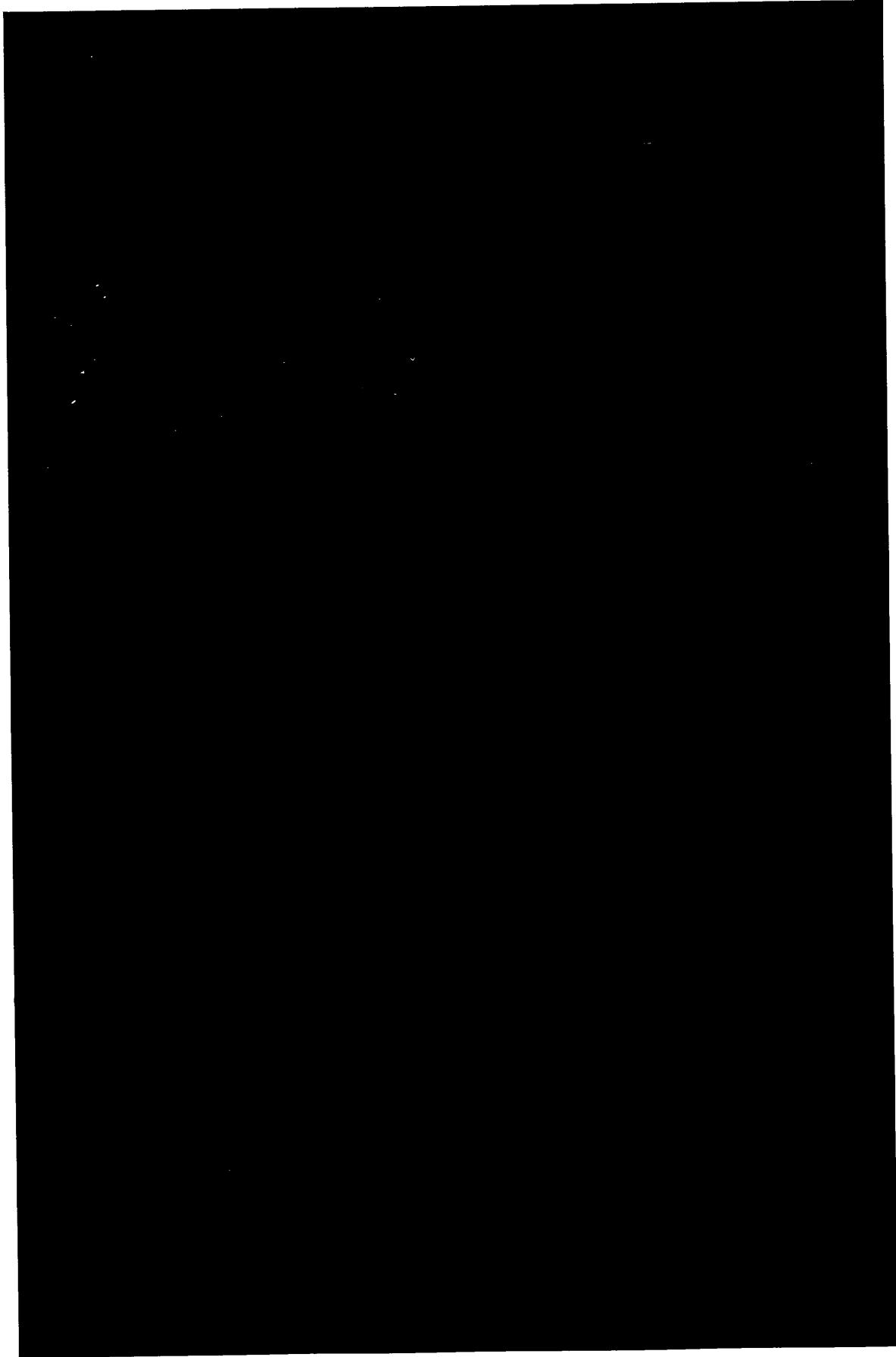
12/07/06内調内検討済み



12/07/06内調内検討済み



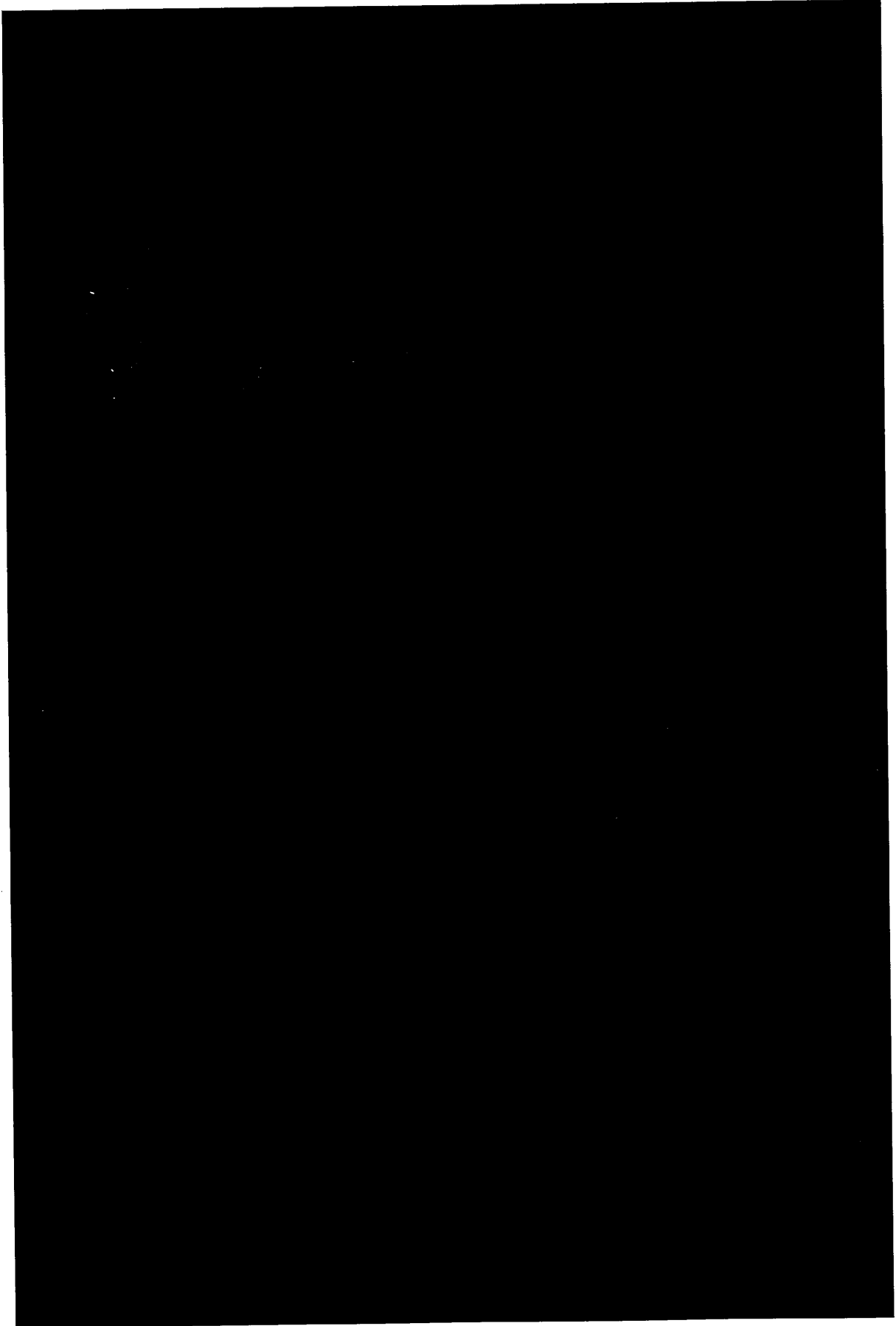
12/07/06内調内検討済み



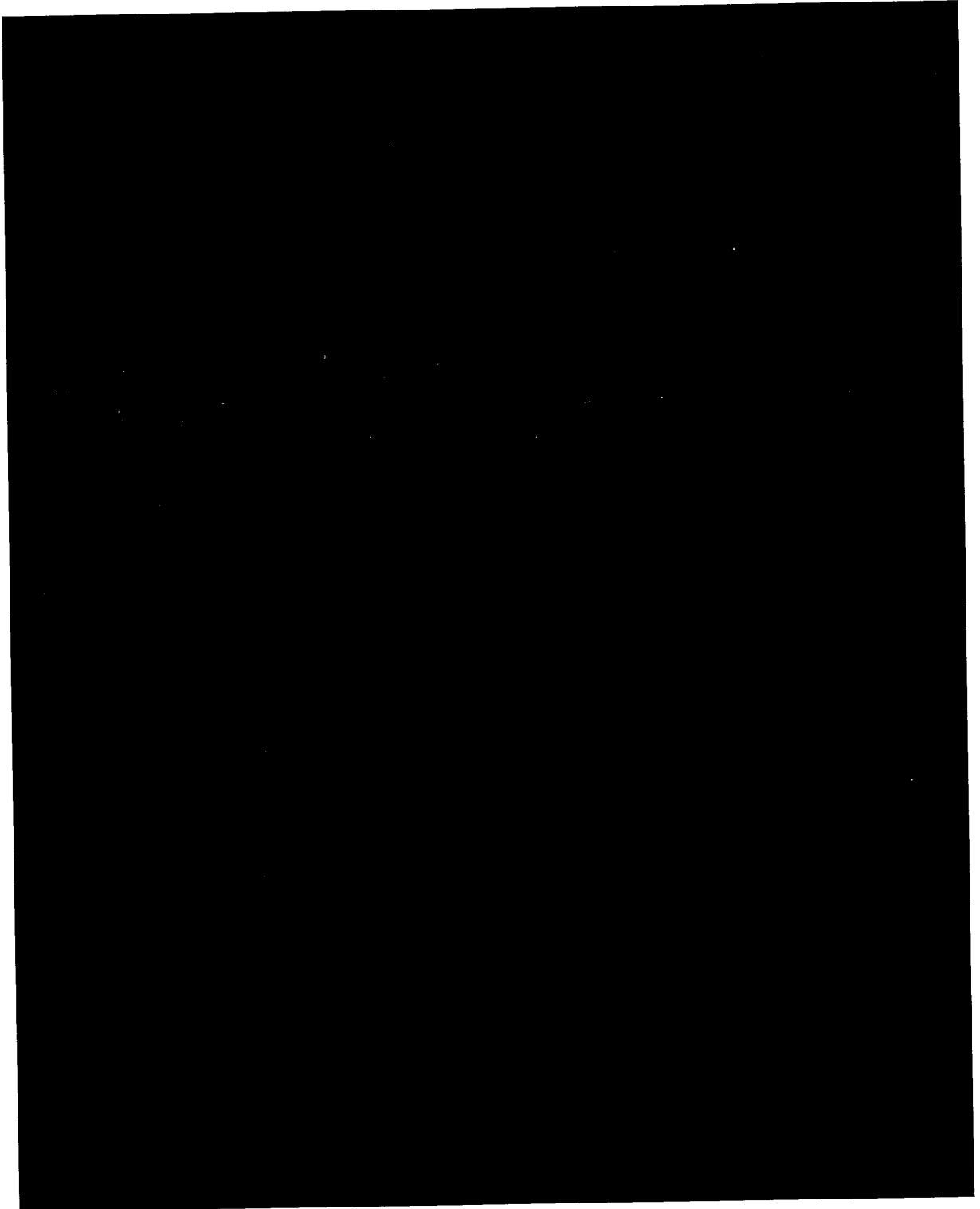
12/07/06内調内検討済み



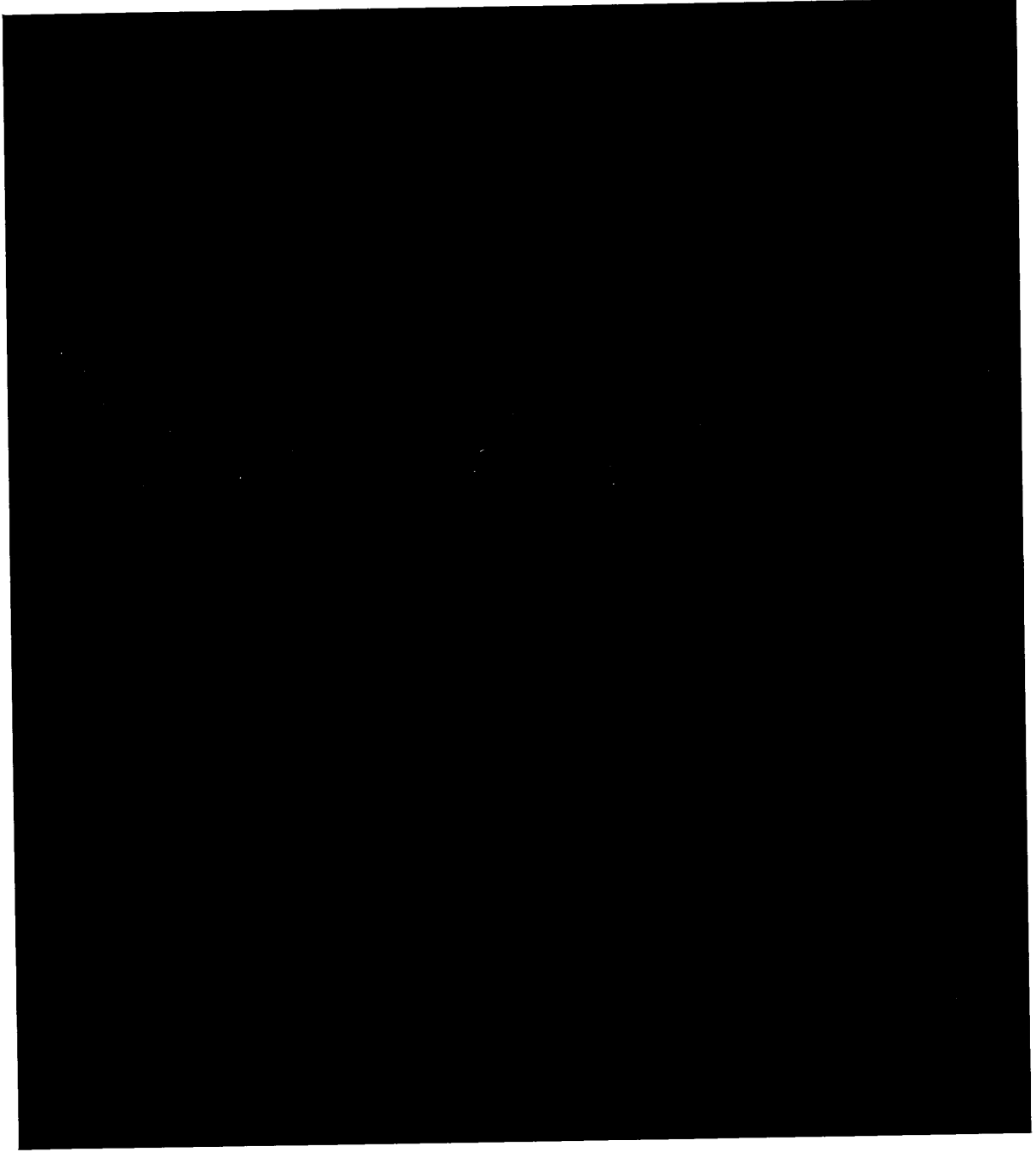
12/07/06内調内検討済み



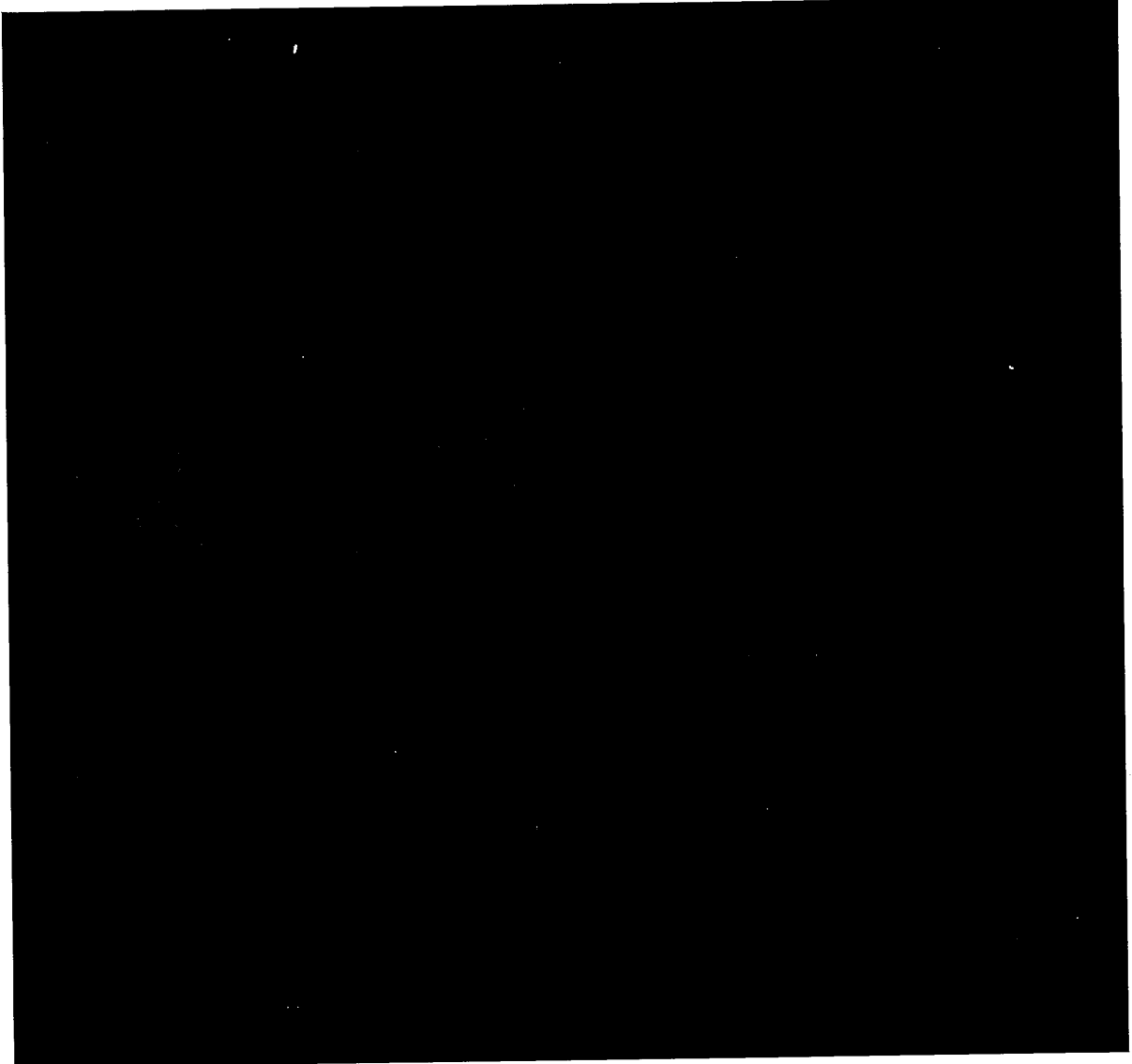
12/07/06内調内検討済み



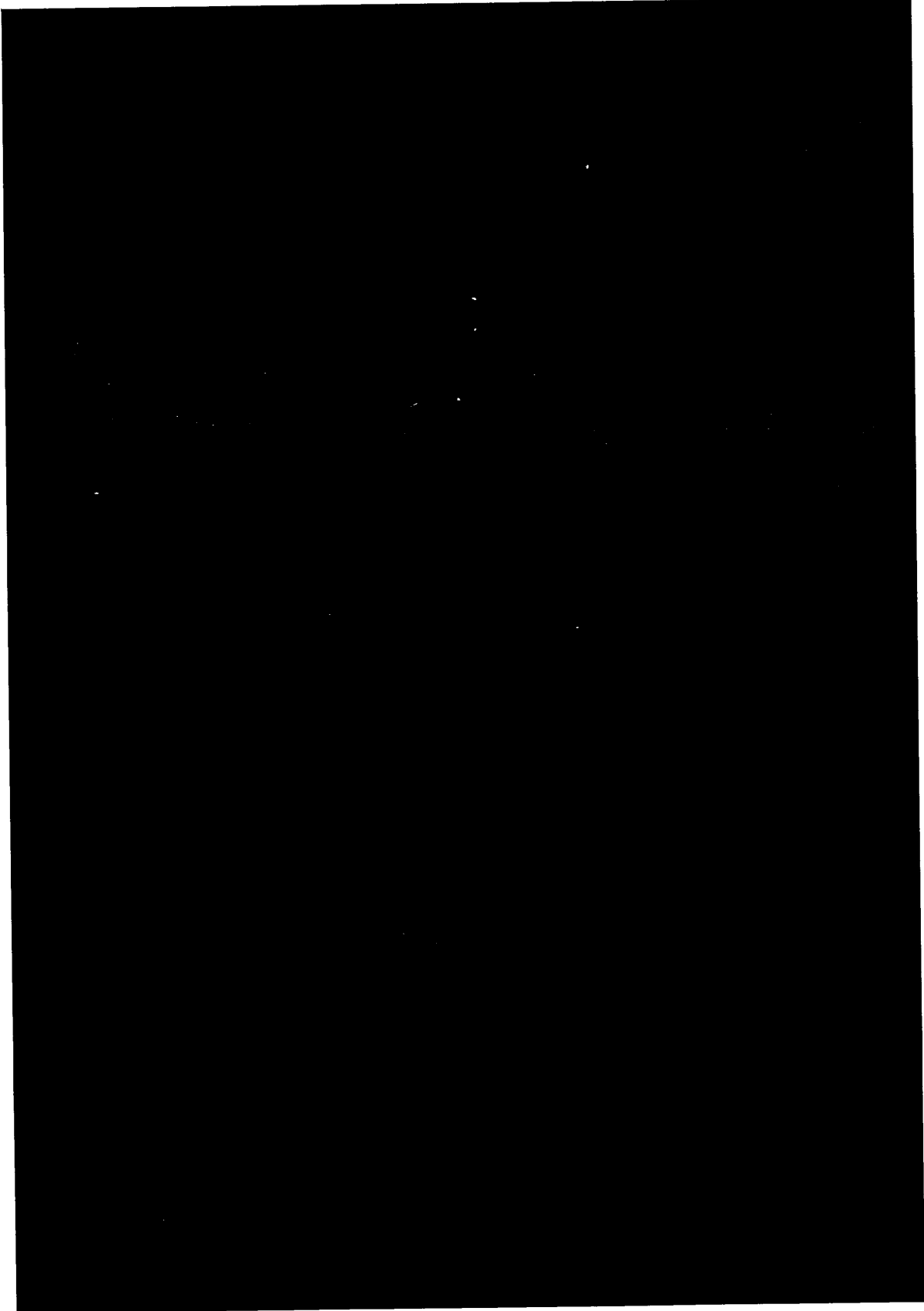
12/07/06内調内検討済み



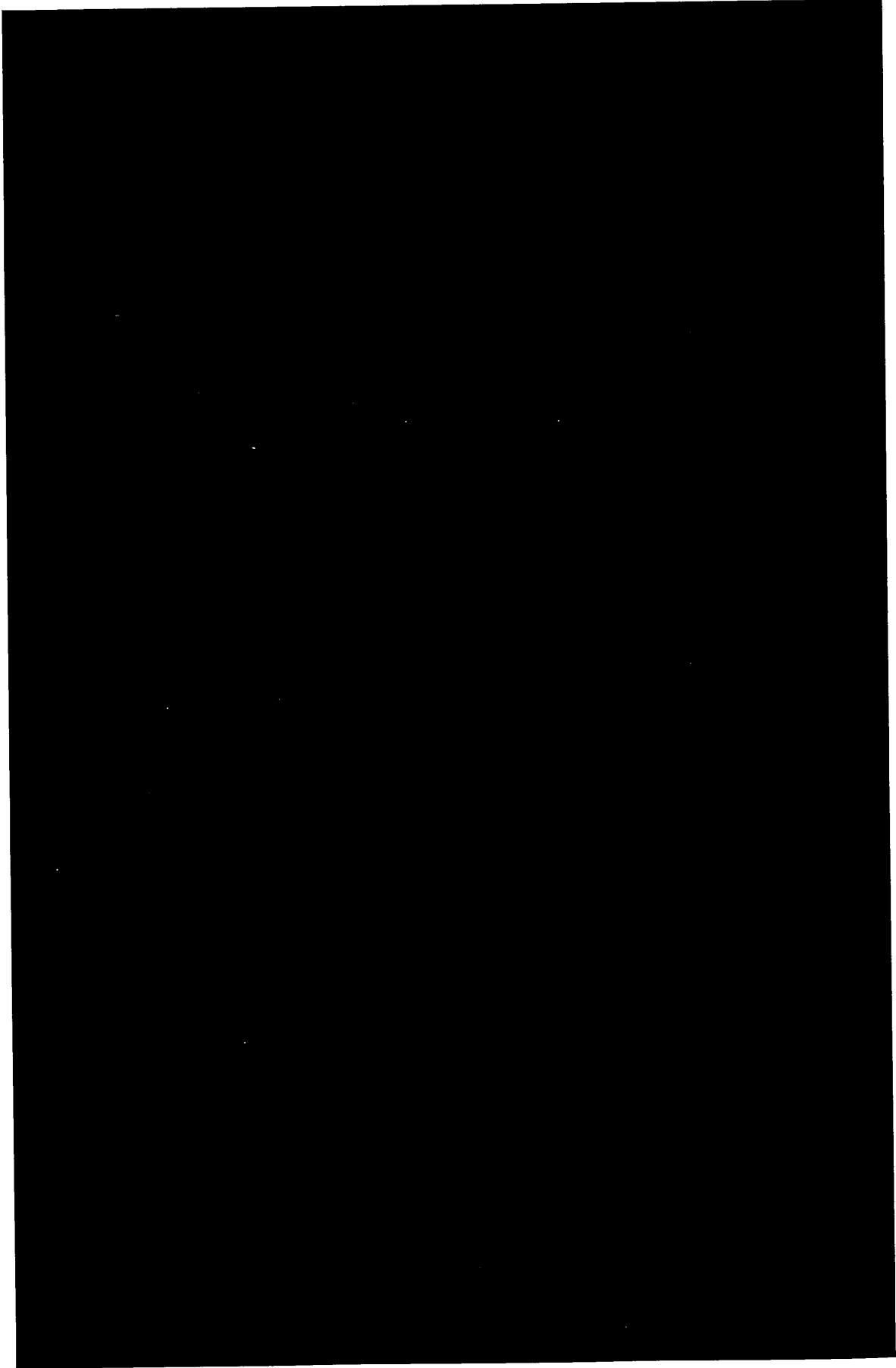
12/07/06内調内検討済み



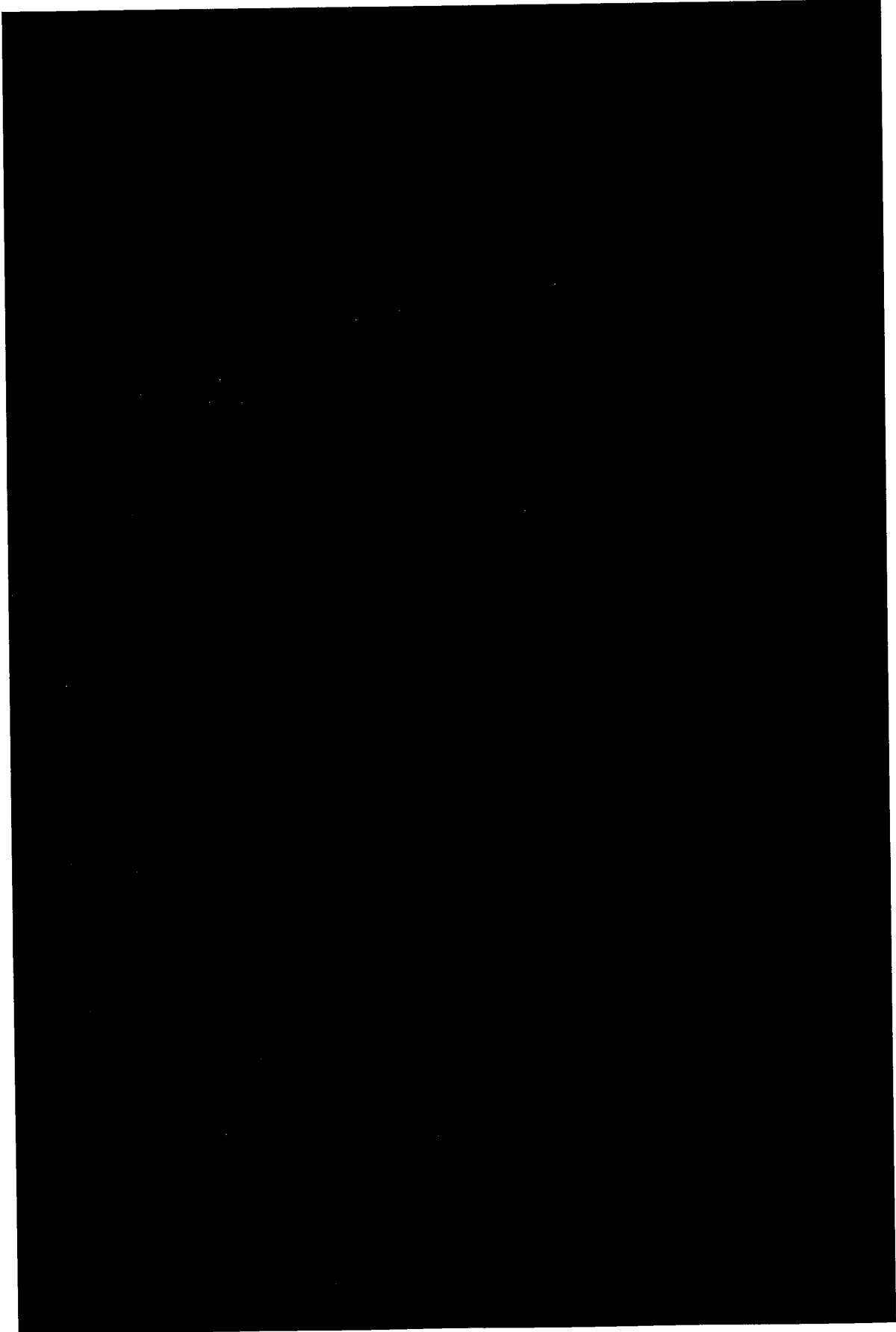
12/07/06内調内検討済み



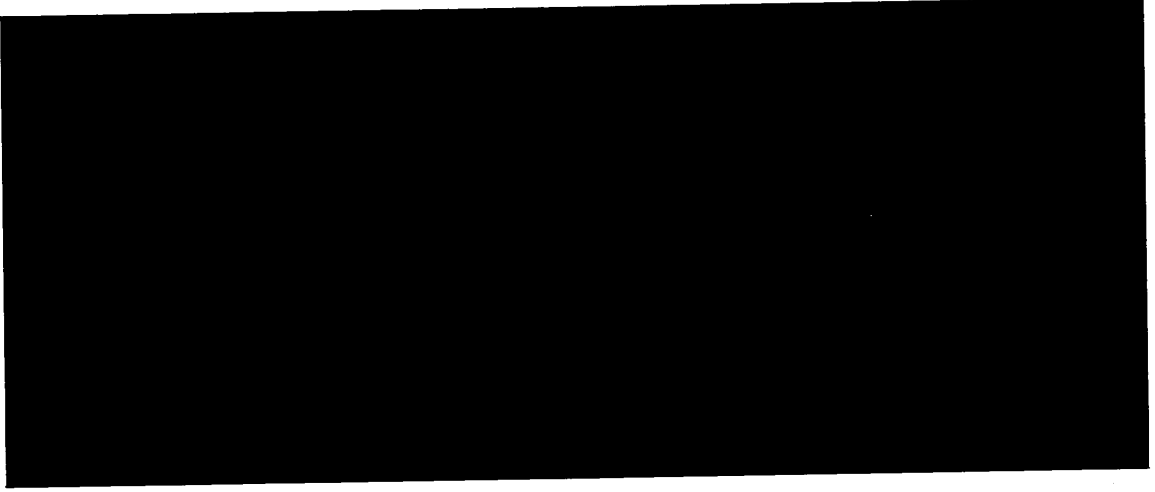
12/07/06内調内検討済み



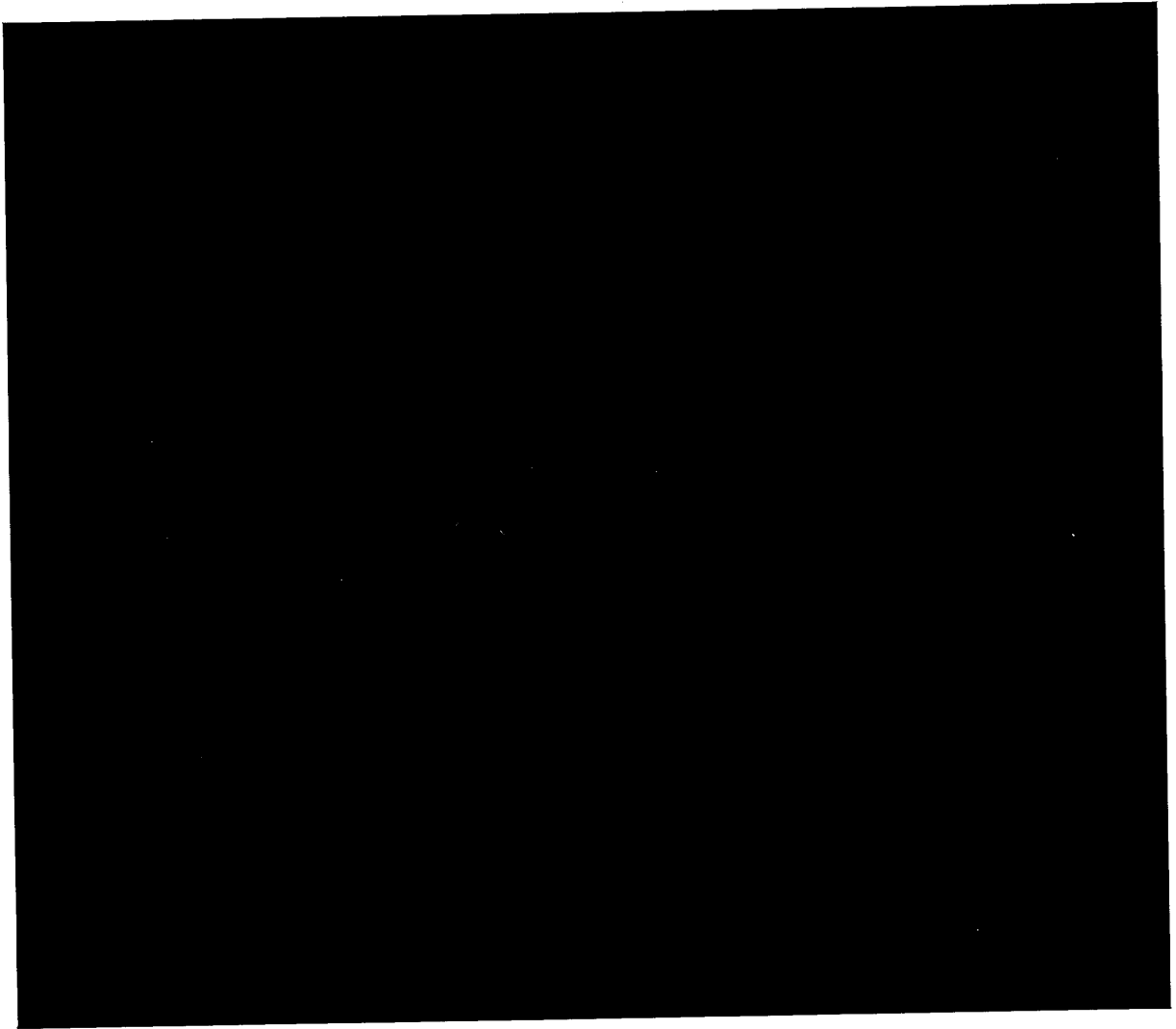
12/07/06内調内検討済み



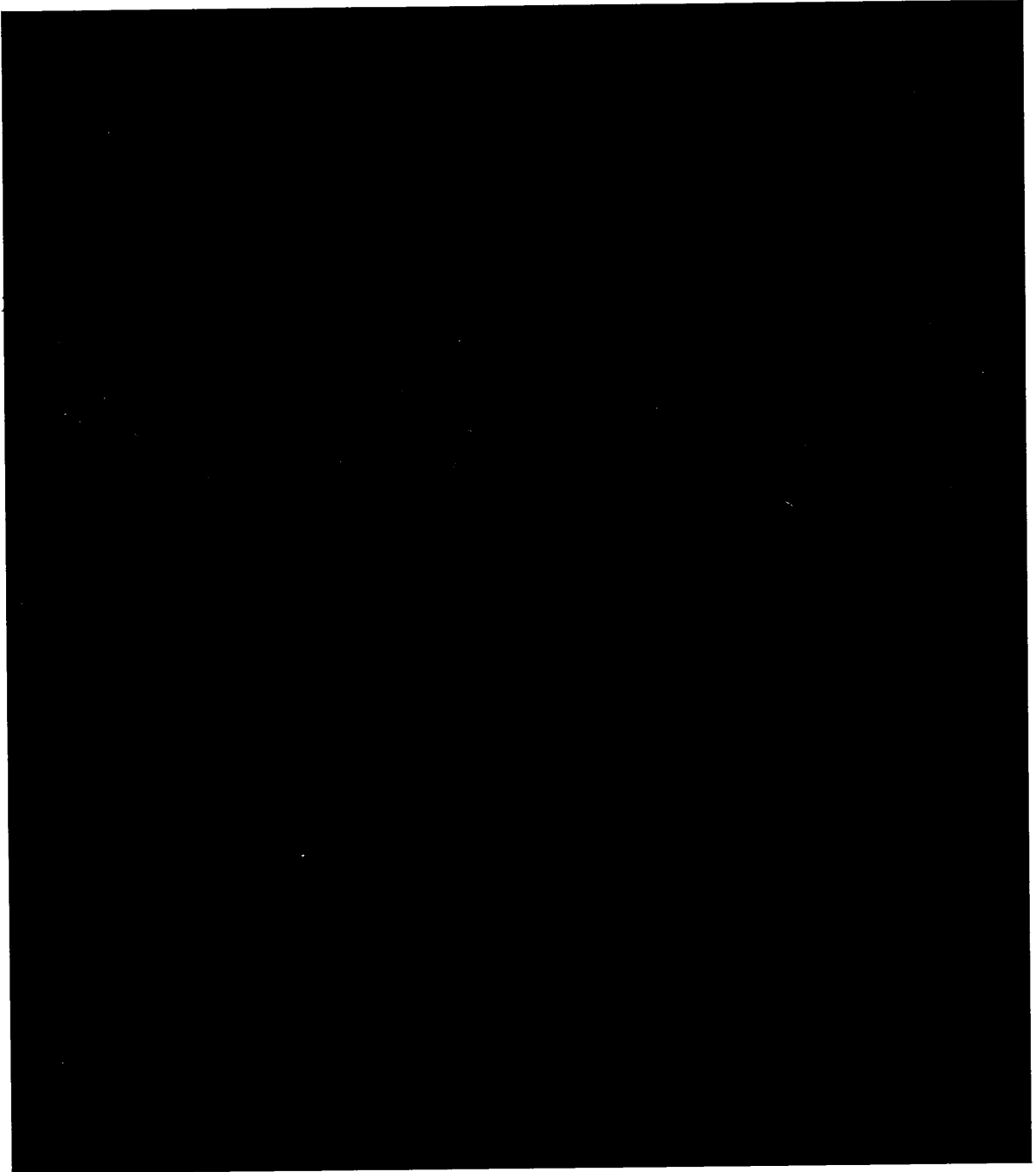
12/07/06内調内検討済み



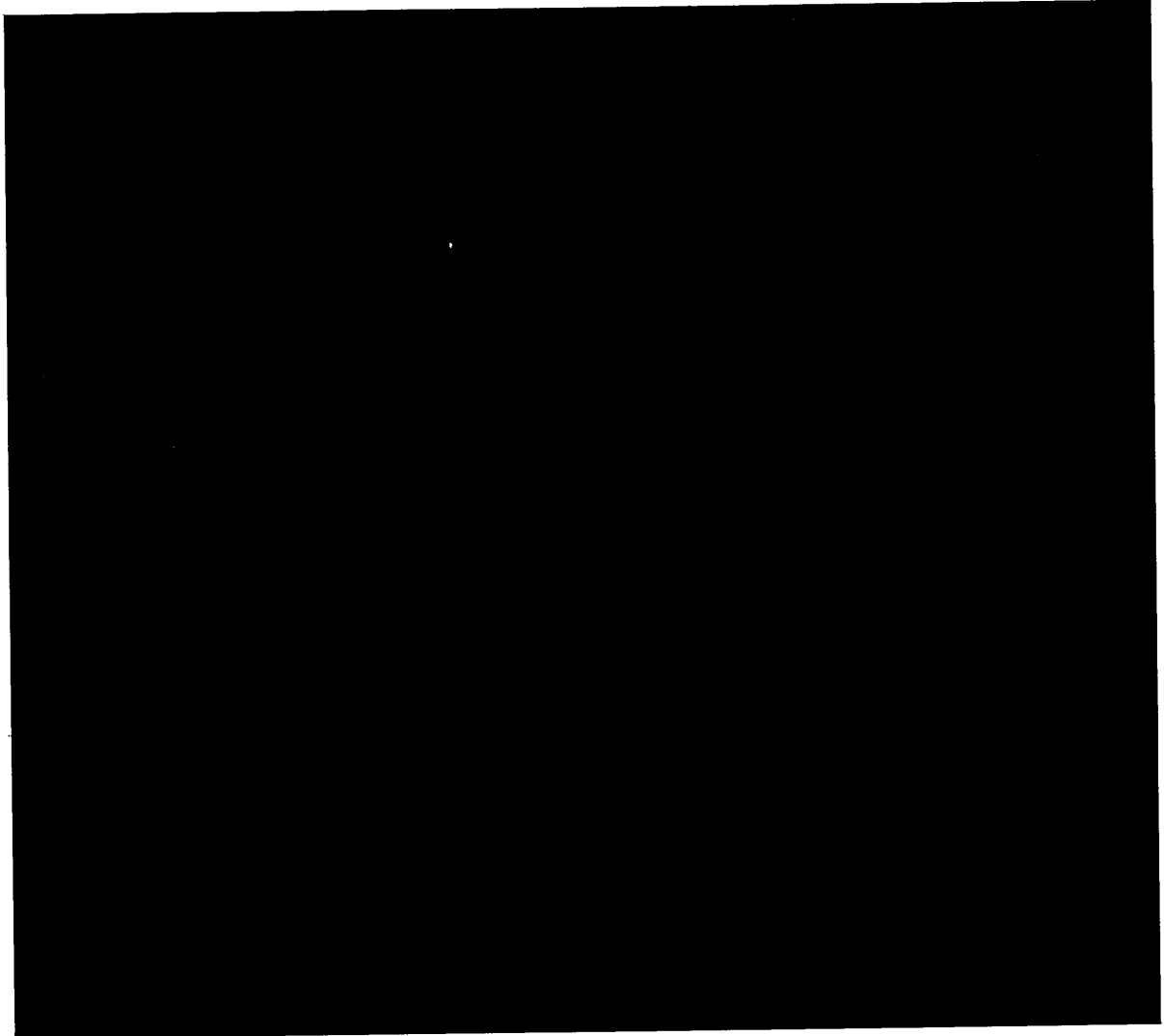
12/07/06内調内検討済み



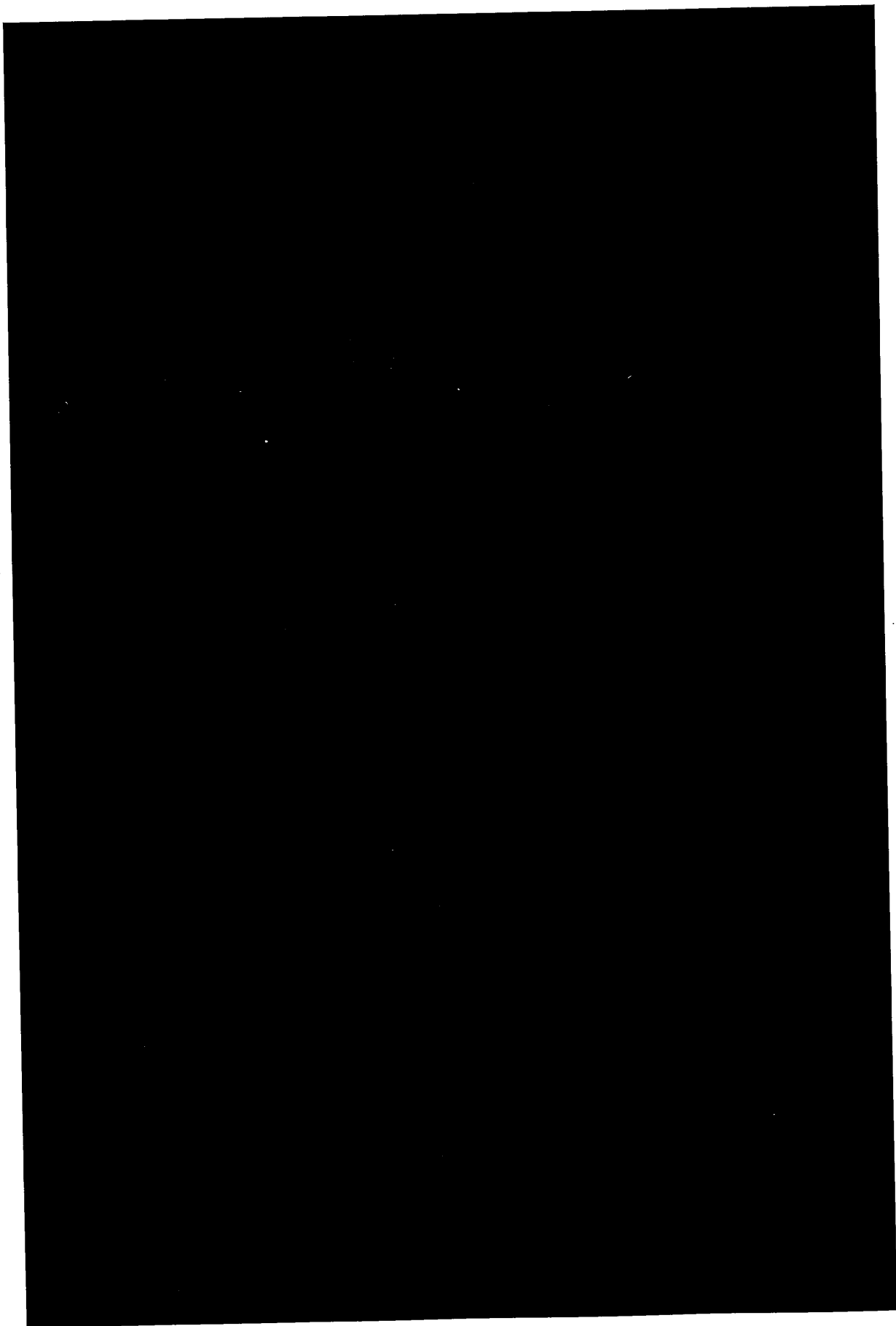
12/07/06内調内検討済み



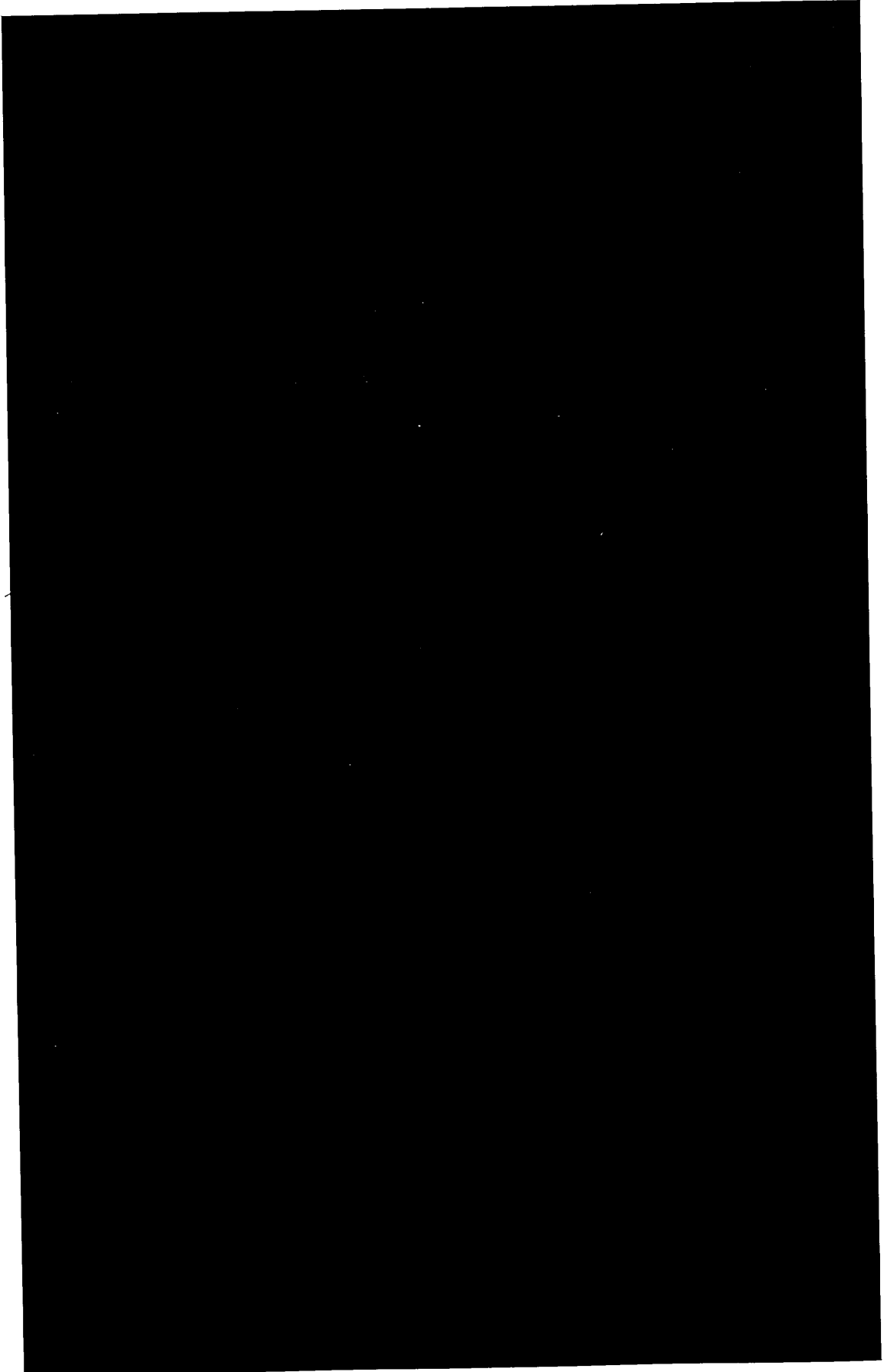
12/07/06内調内検討済み



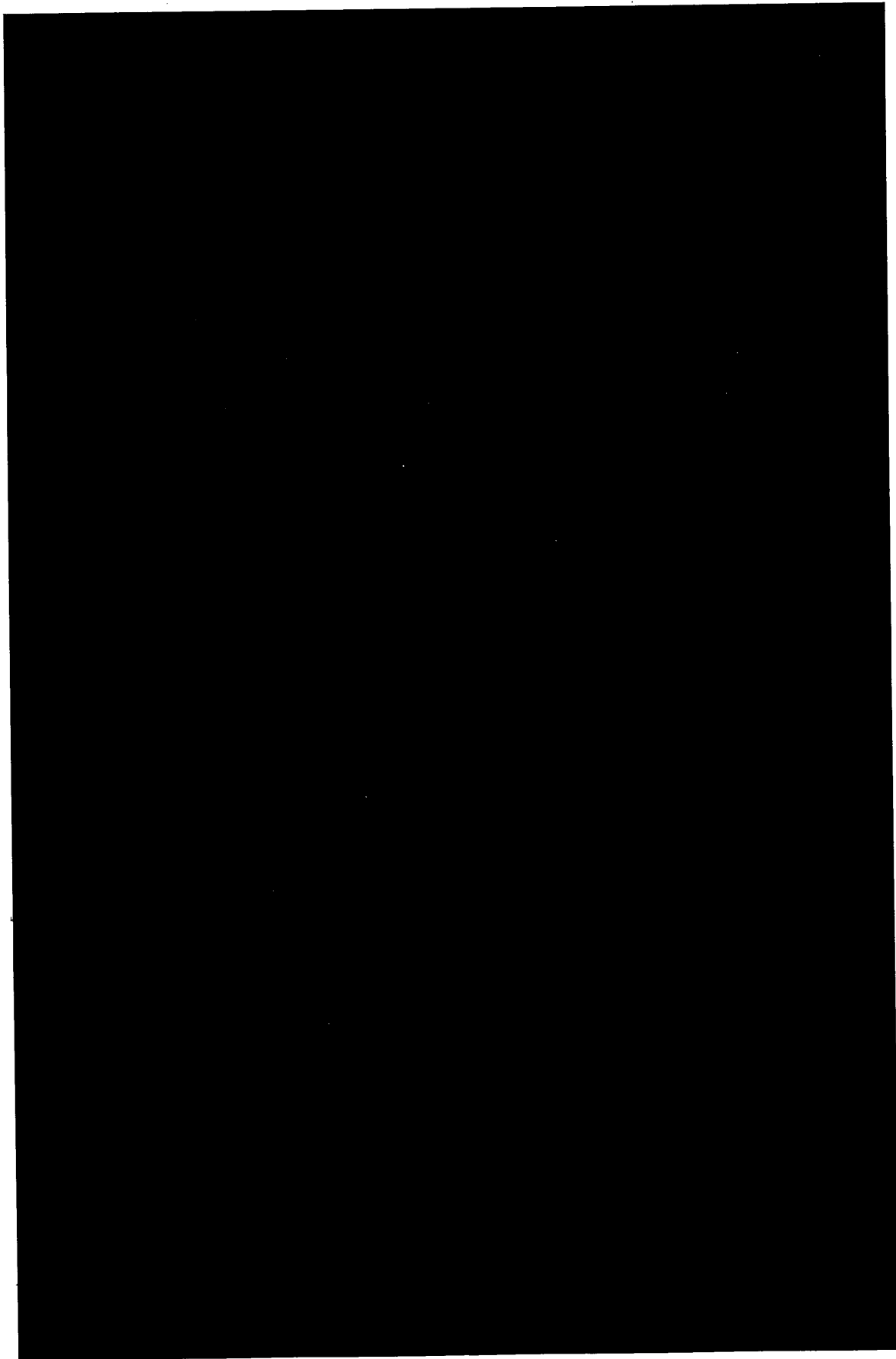
12/07/06内調内検討済み



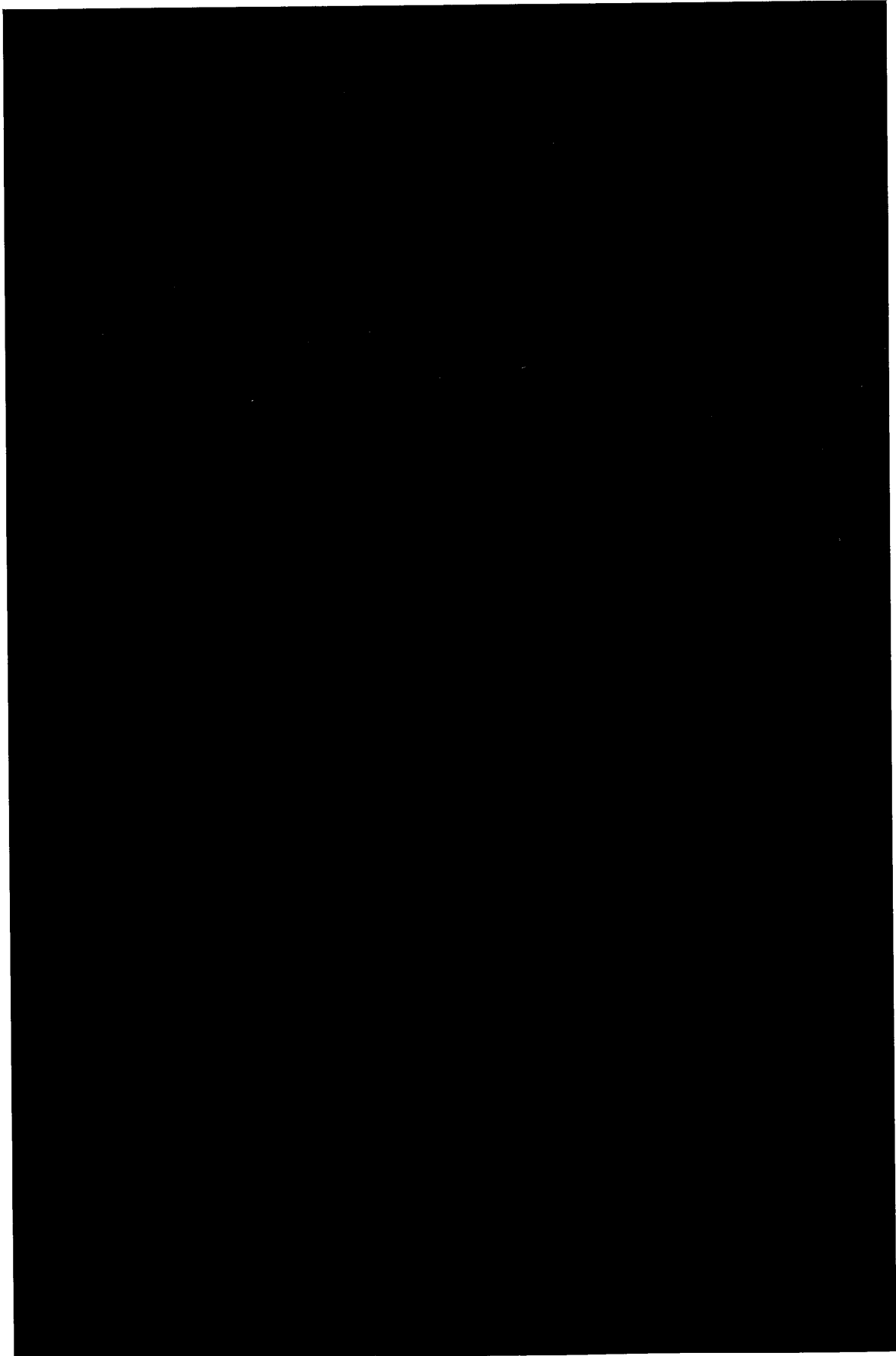
12/07/06内調内検討済み



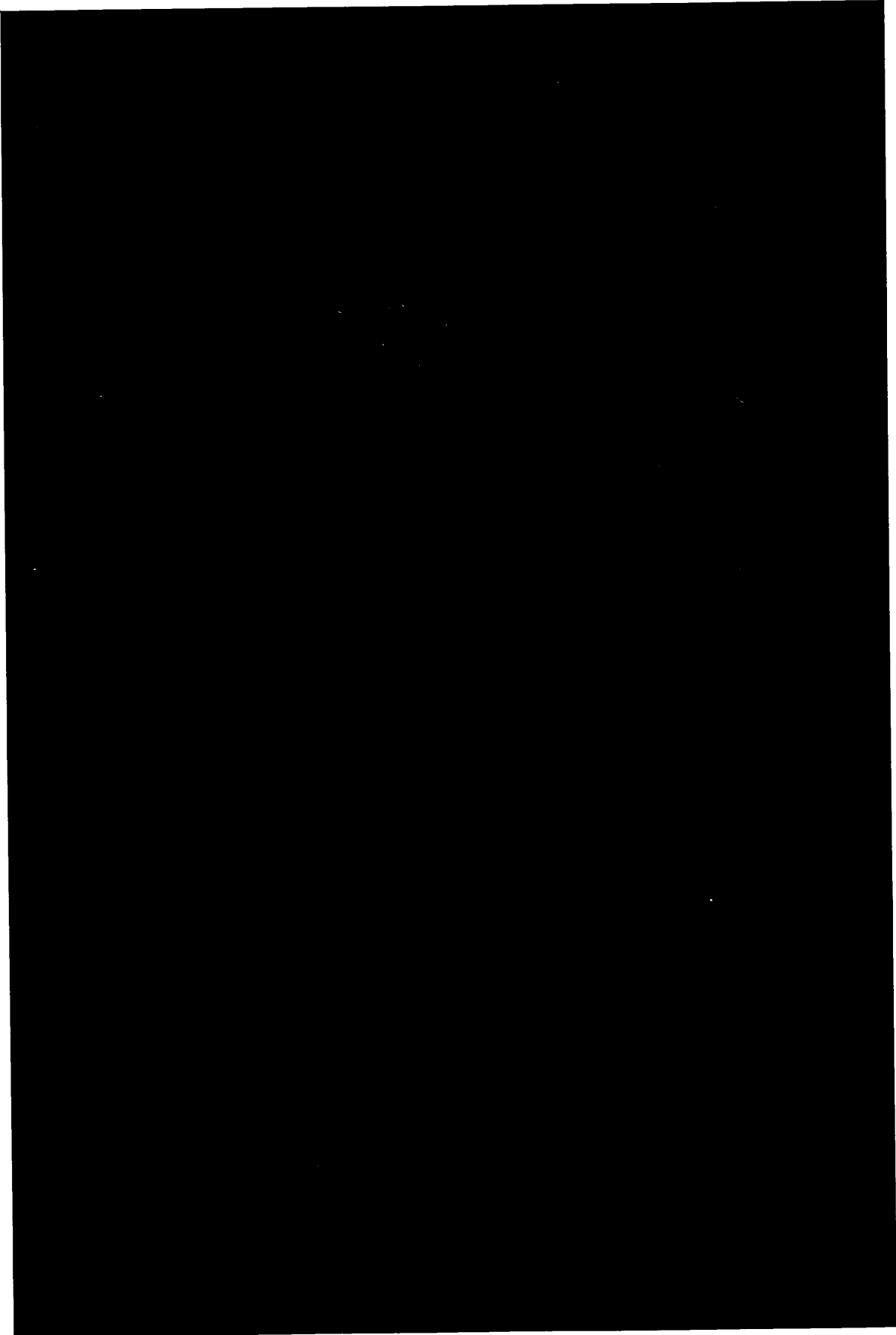
12/07/06内調内検討済み



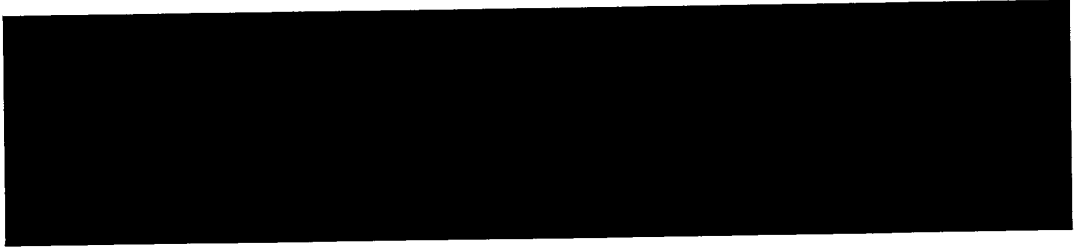
12/07/06内調内検討済み



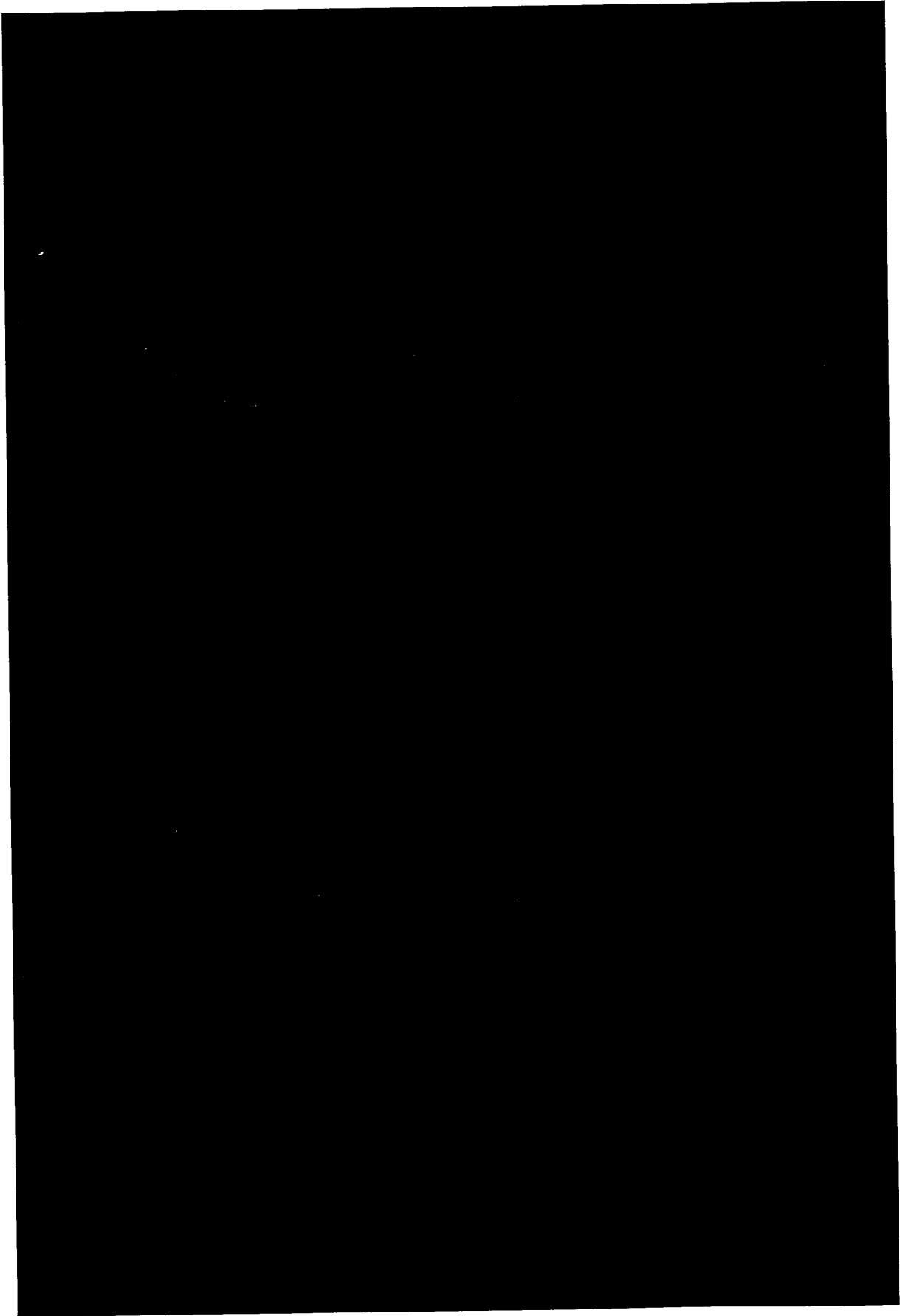
12/07/06内調内検討済み



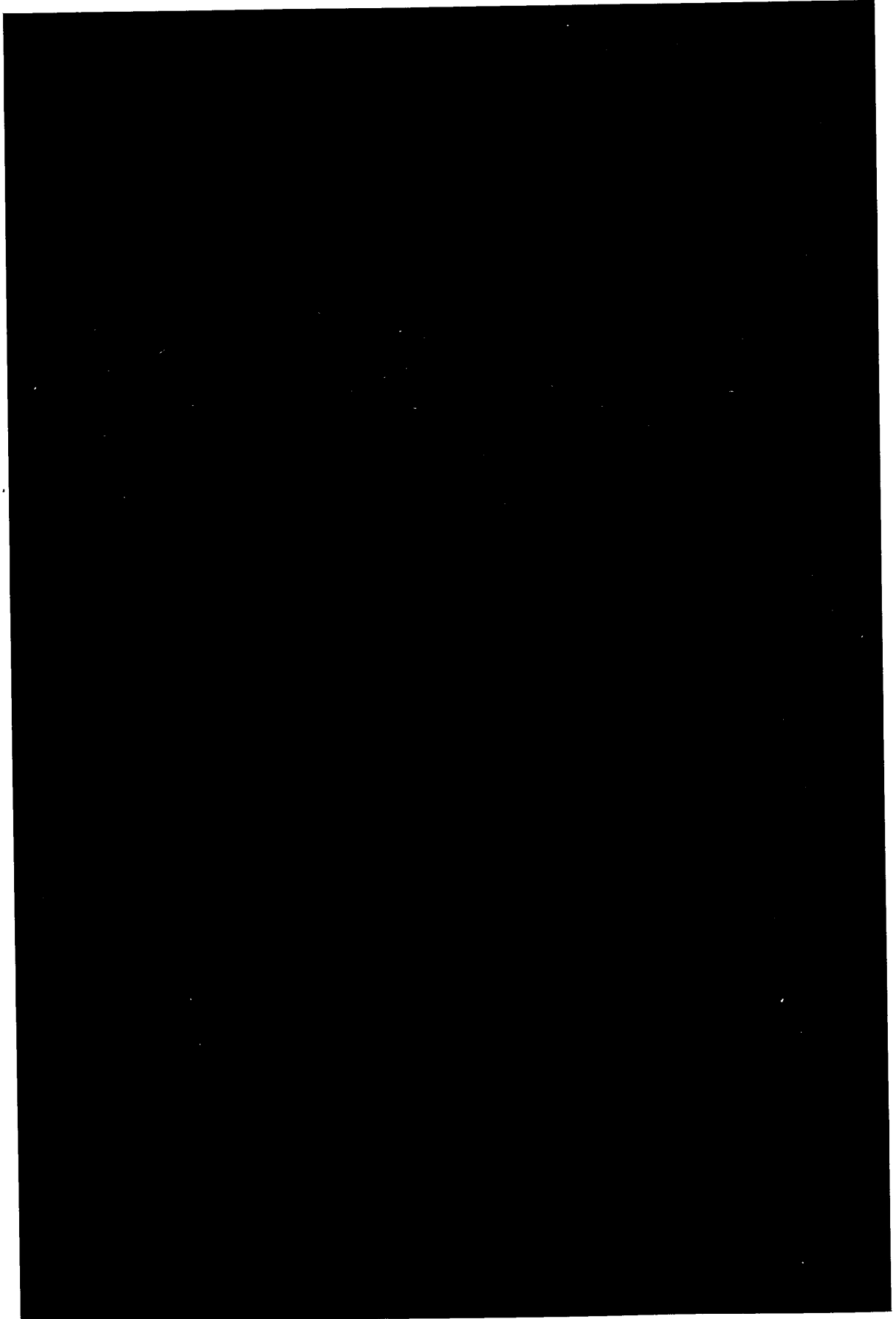
12/07/06内調内検討済み



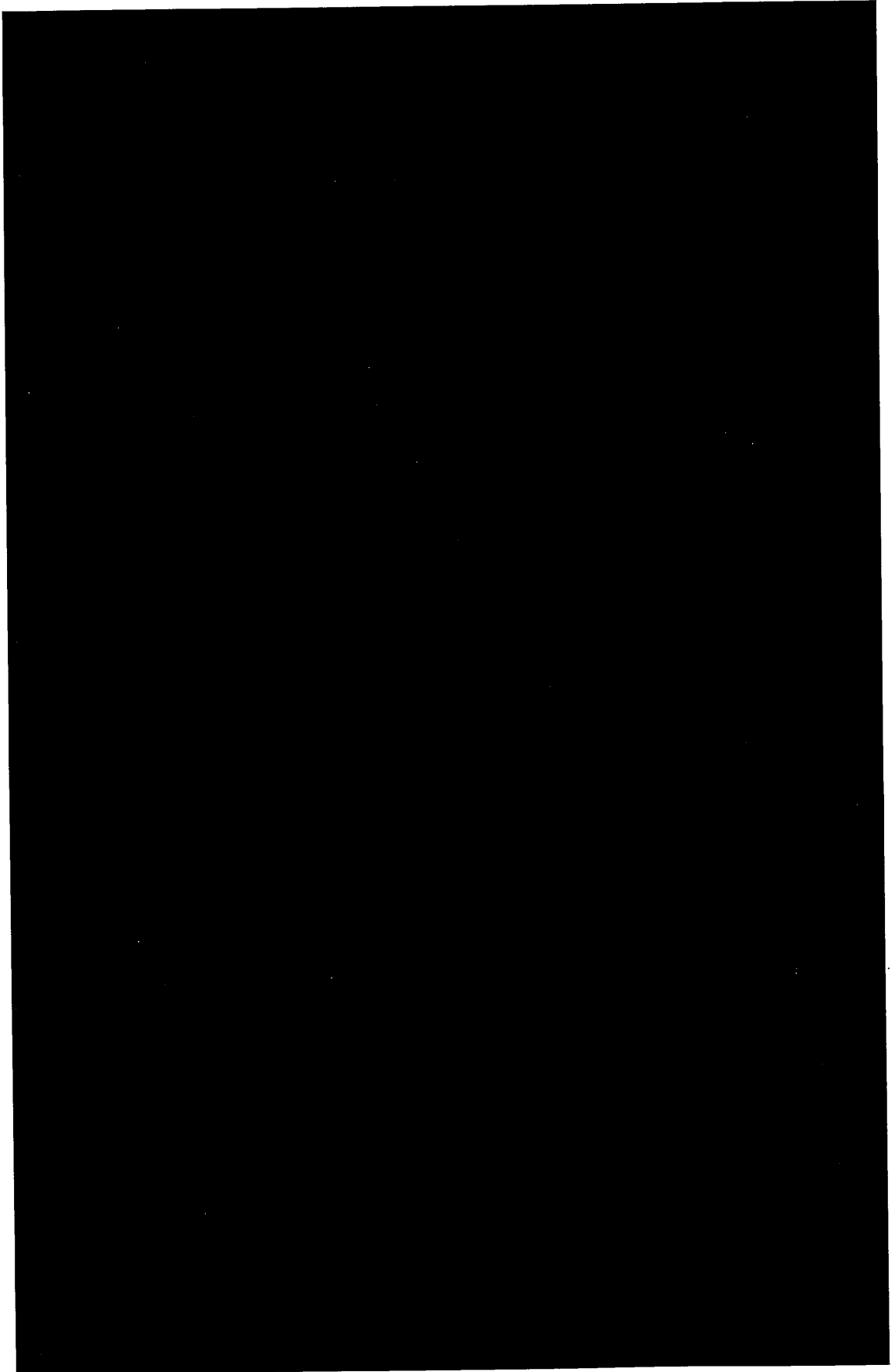
12/07/06内調内検討済み



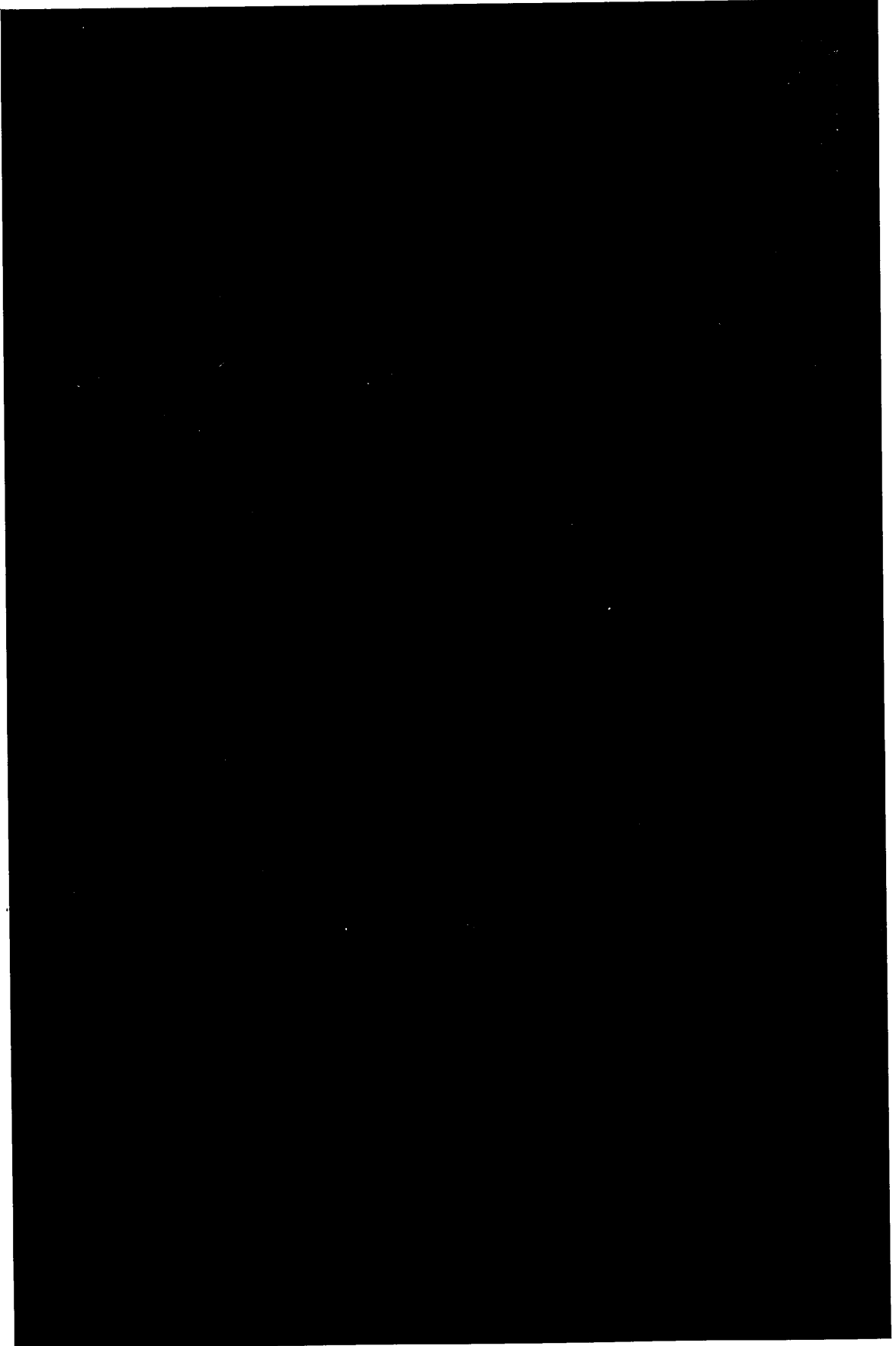
12/07/06内調内検討済み



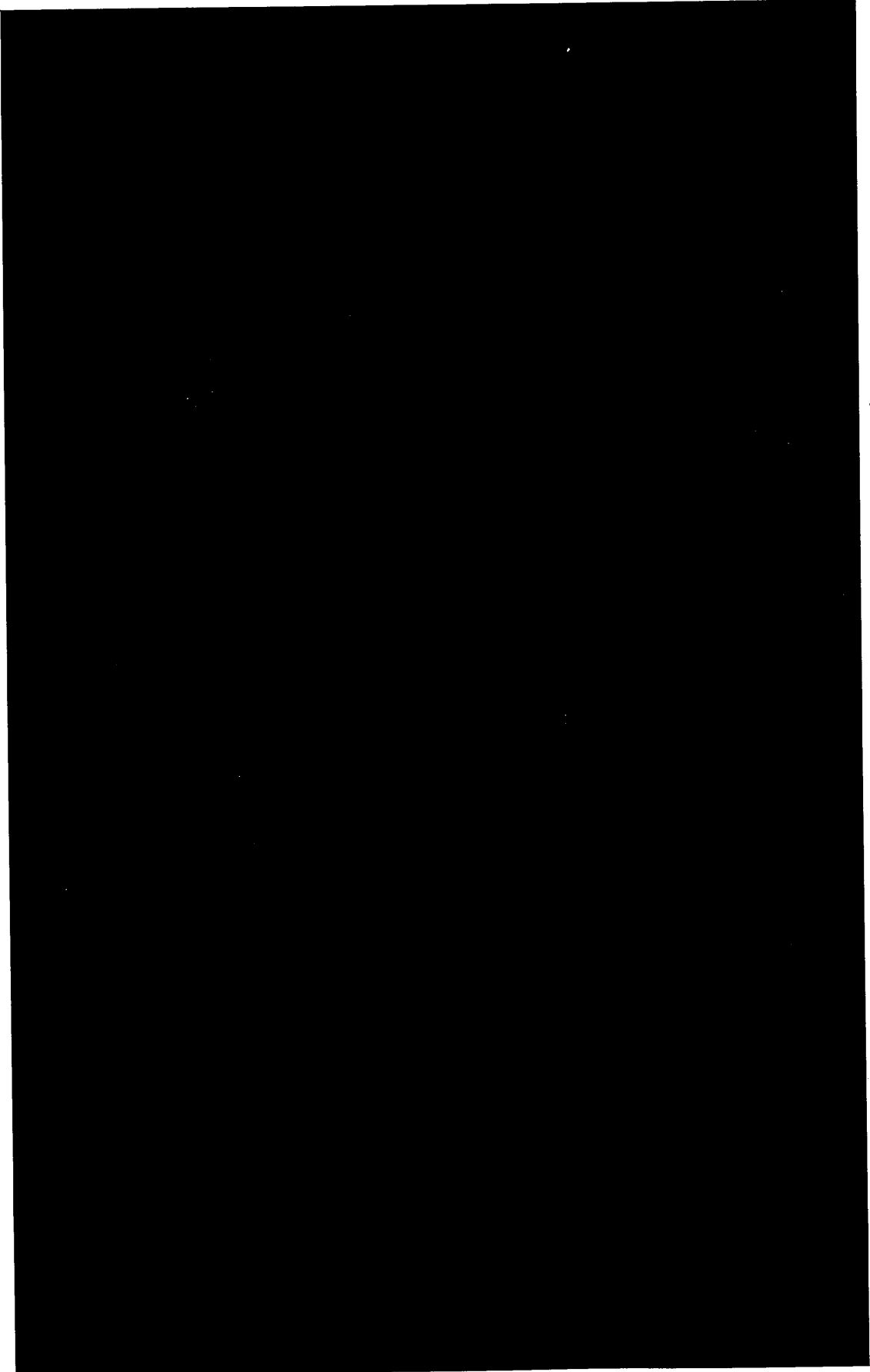
12/07/06内調内検討済み



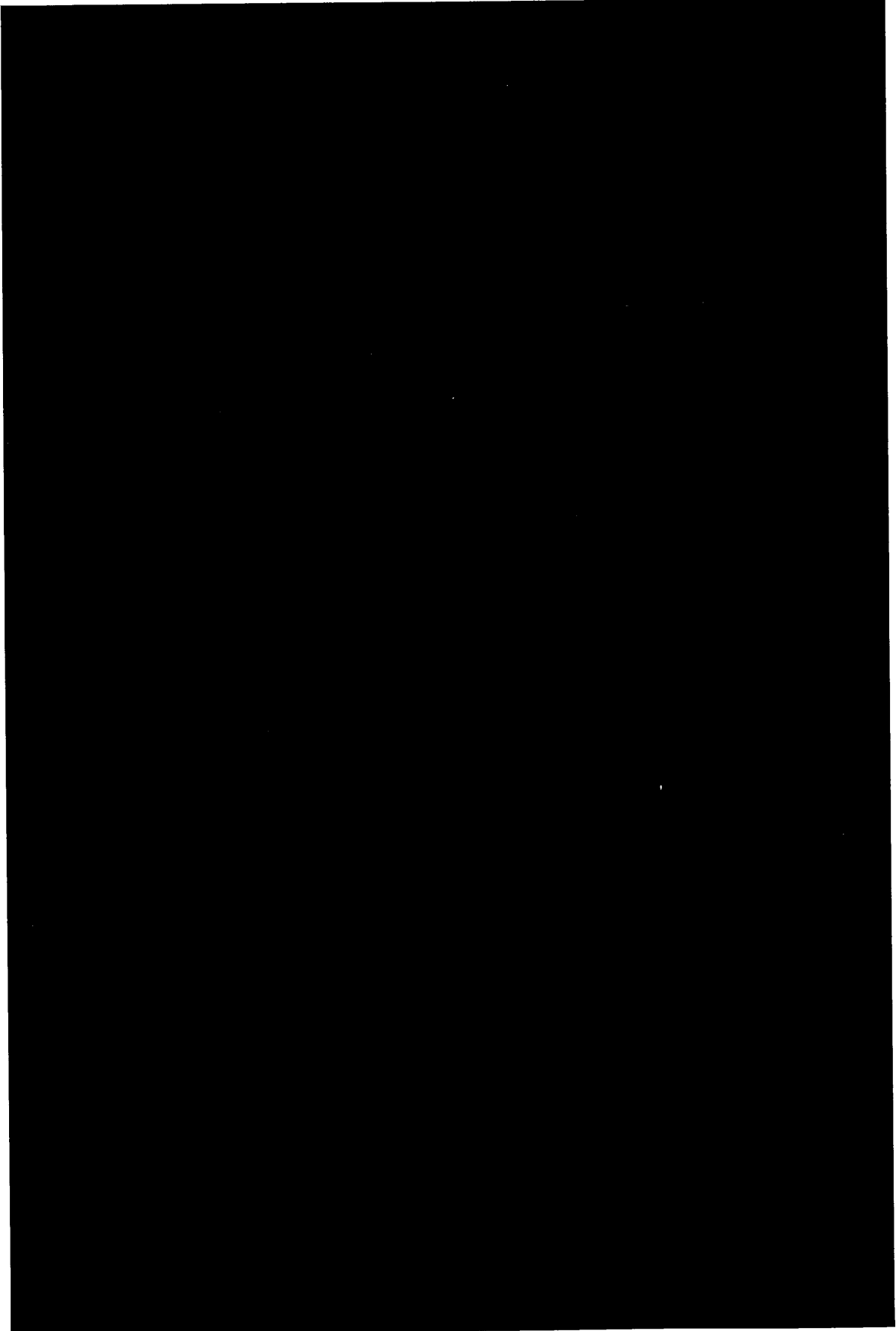
12/07/06内調内検討済み



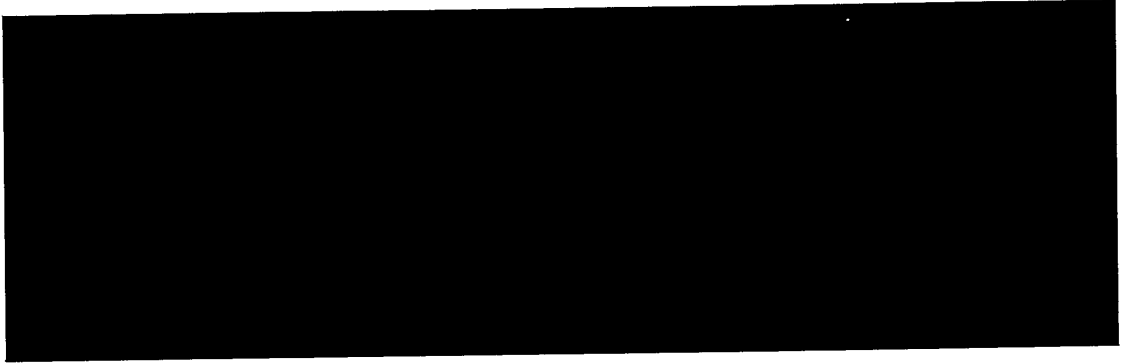
12/07/06内調内検討済み



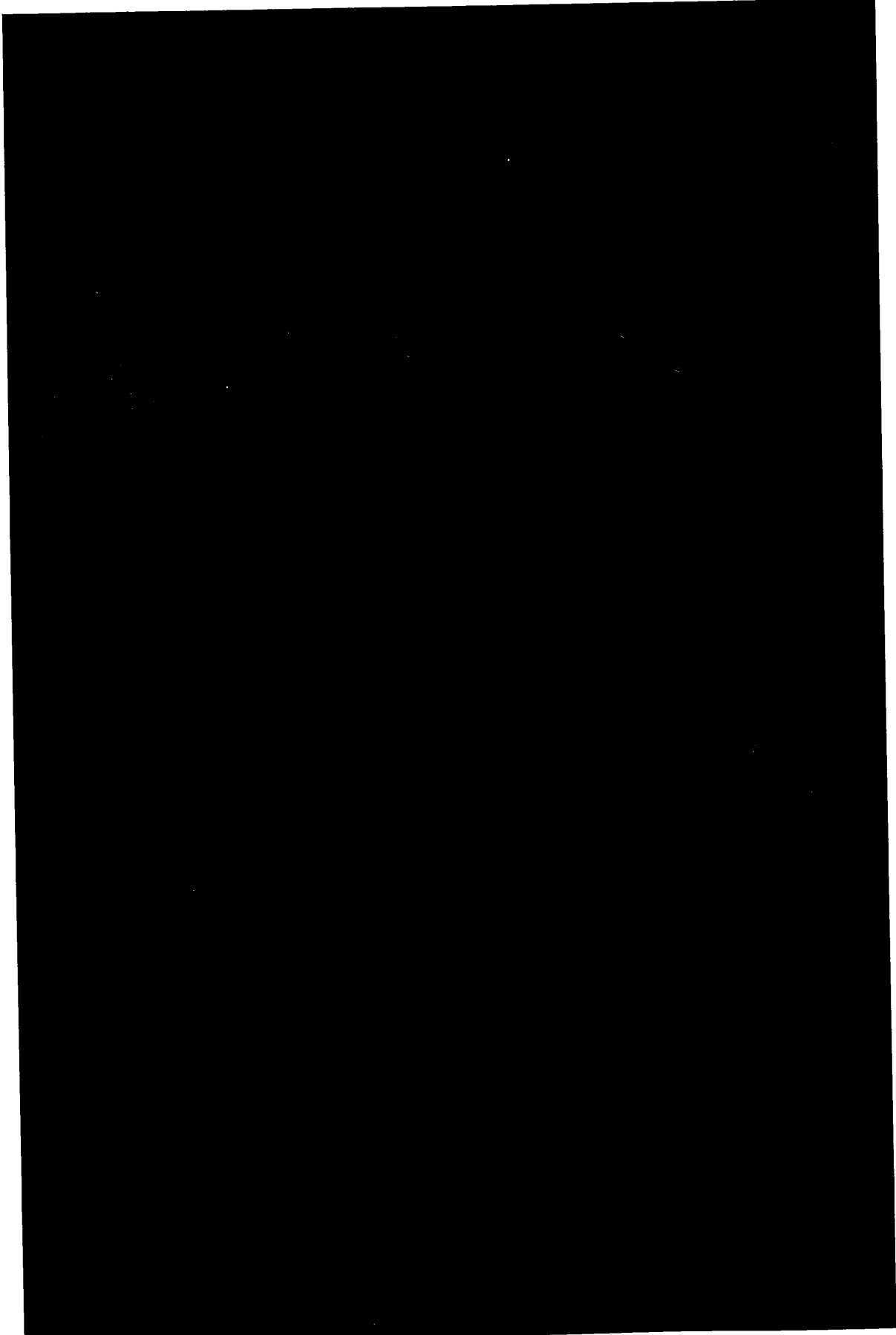
12/07/06内調内検討済み



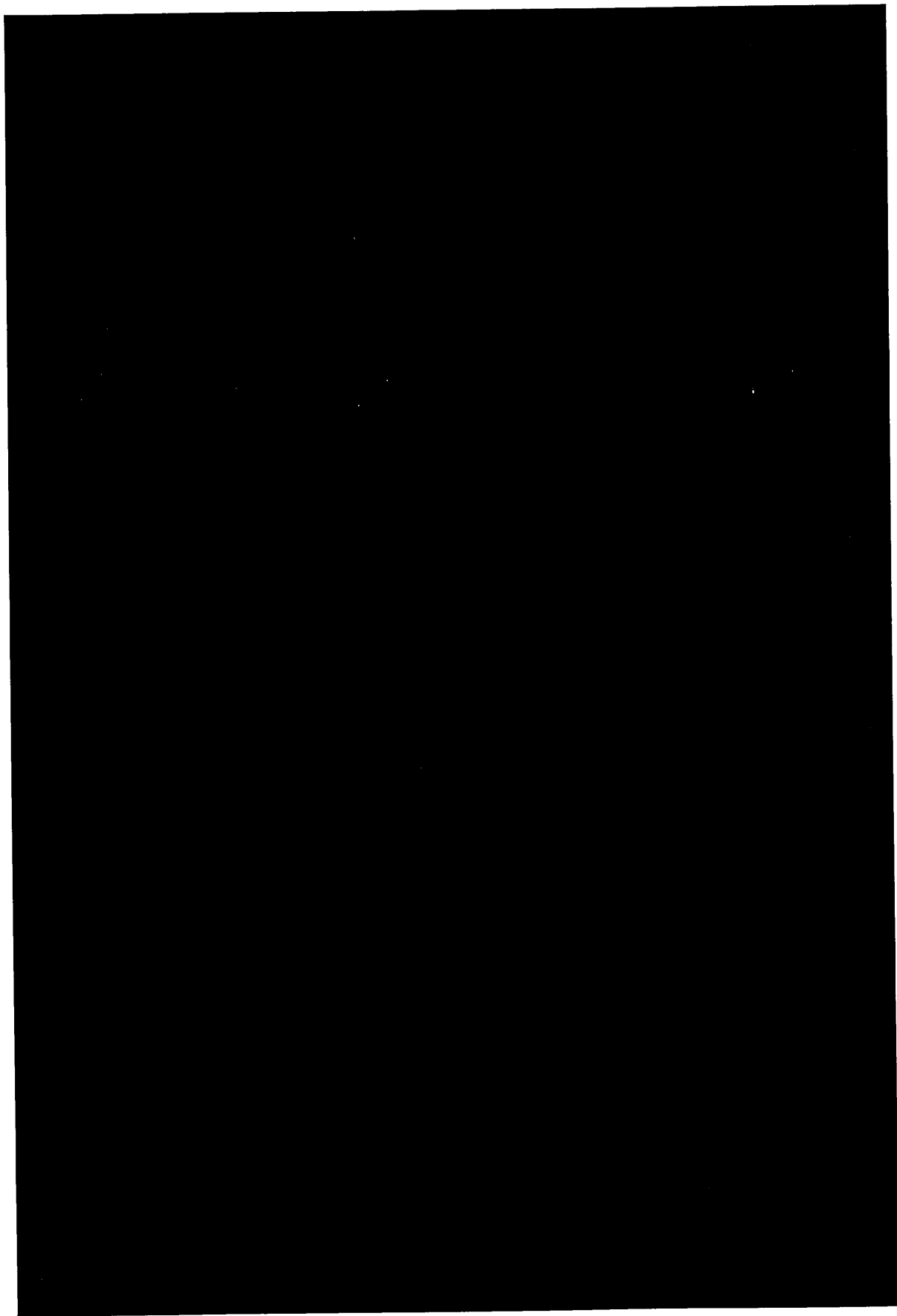
12/07/06内調内検討済み



12/07/06内調内検討済み



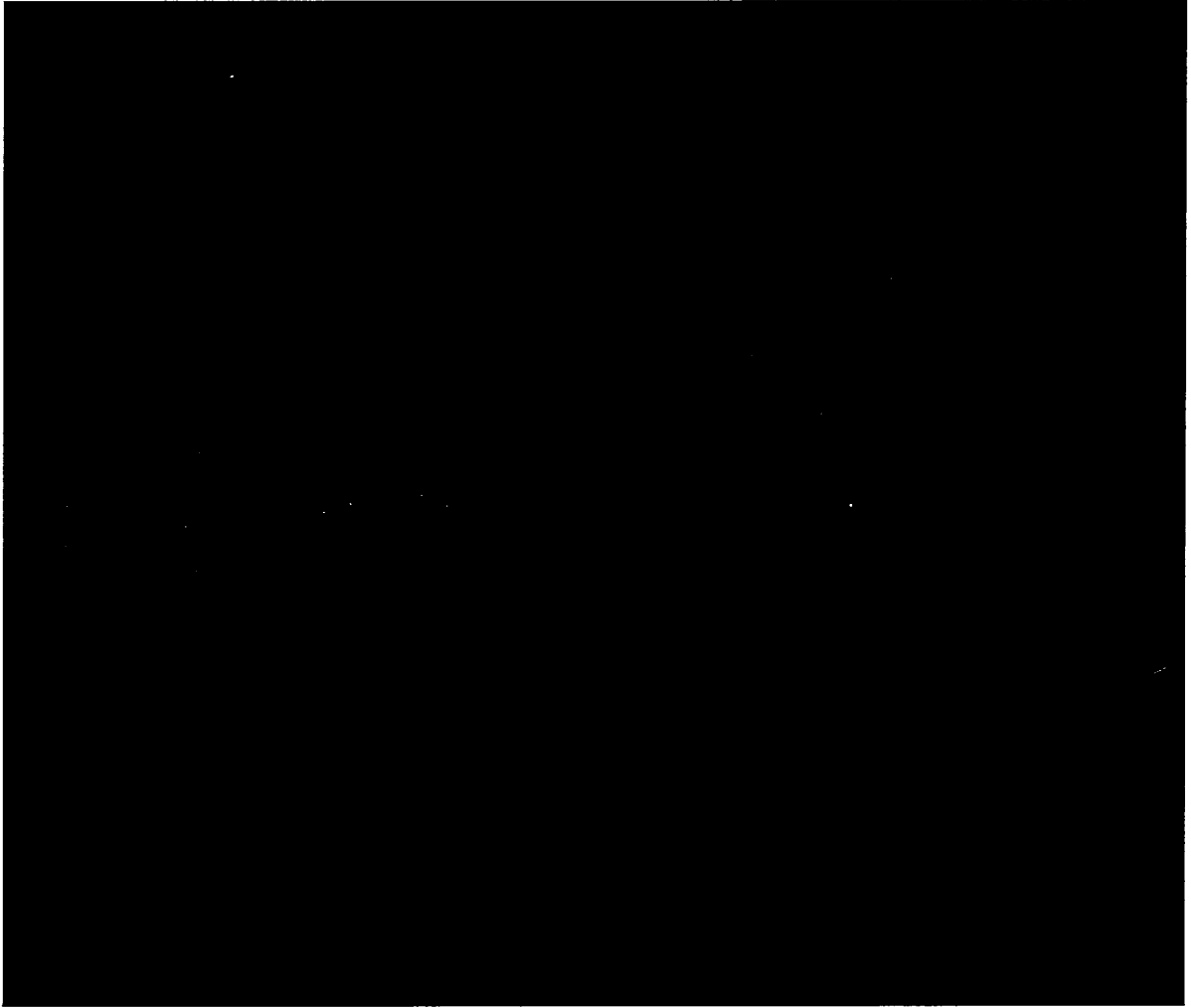
12/07/06内調内検討済み



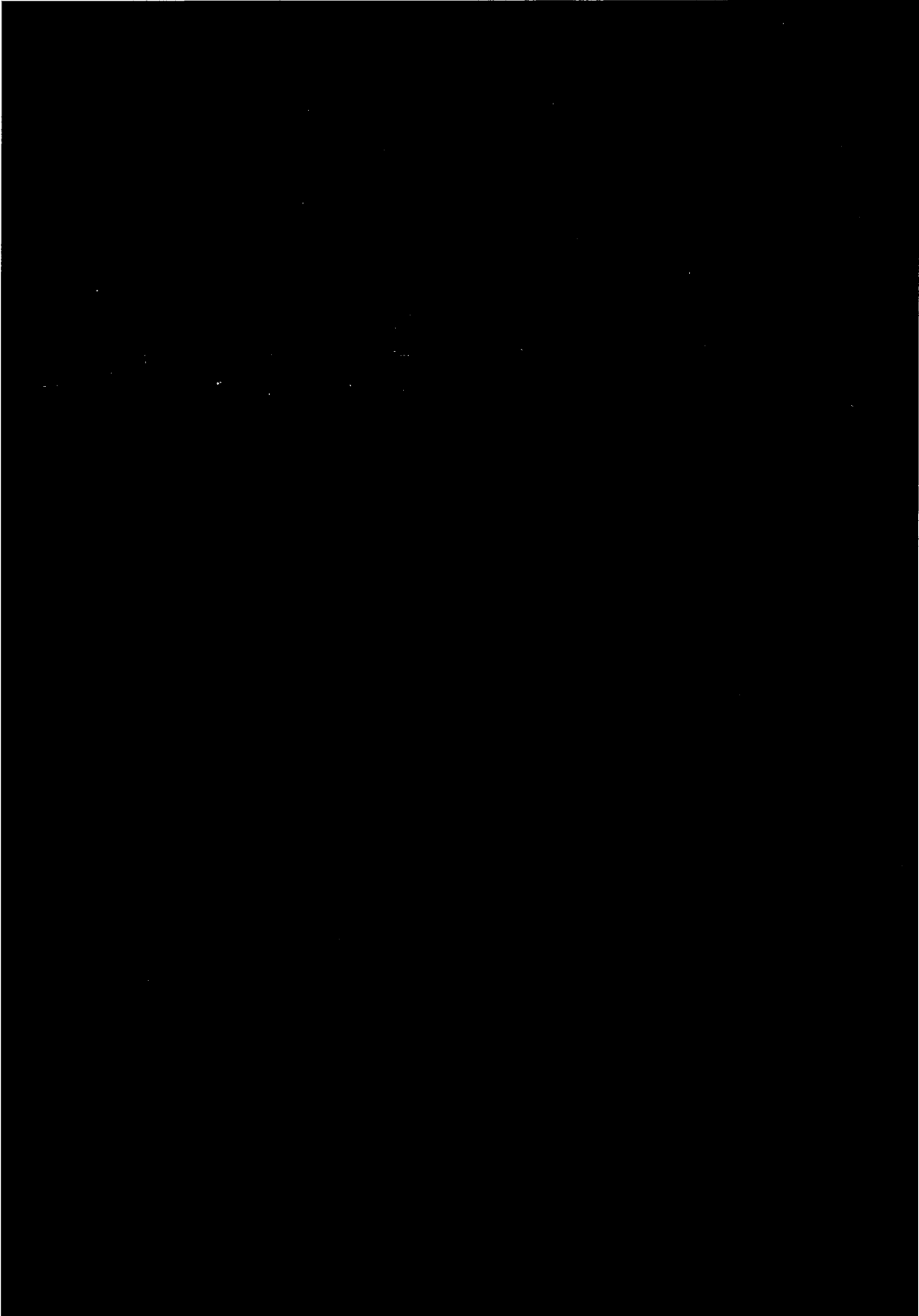
12/07/06内調内検討済み



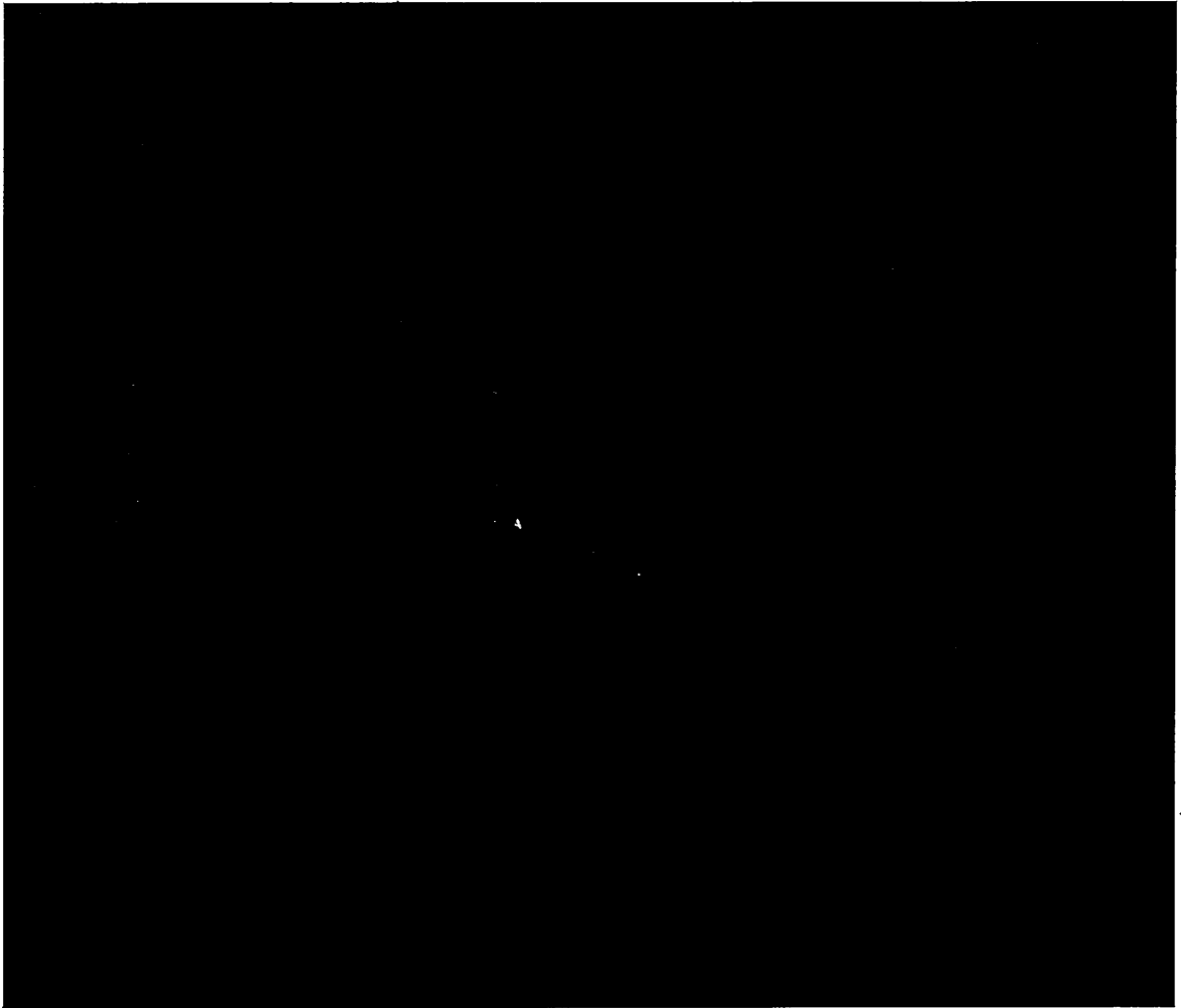
12/07/06内調内検討済み



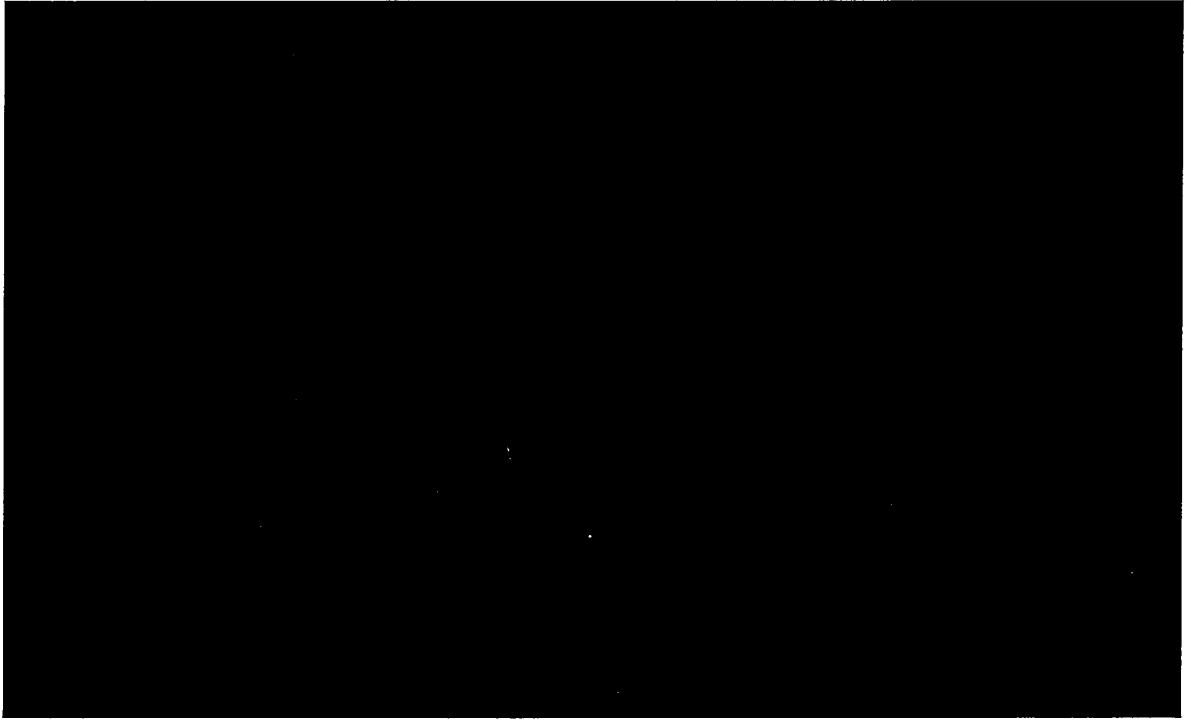
12/07/06内調内検討済み



12/07/06内調内検討済み



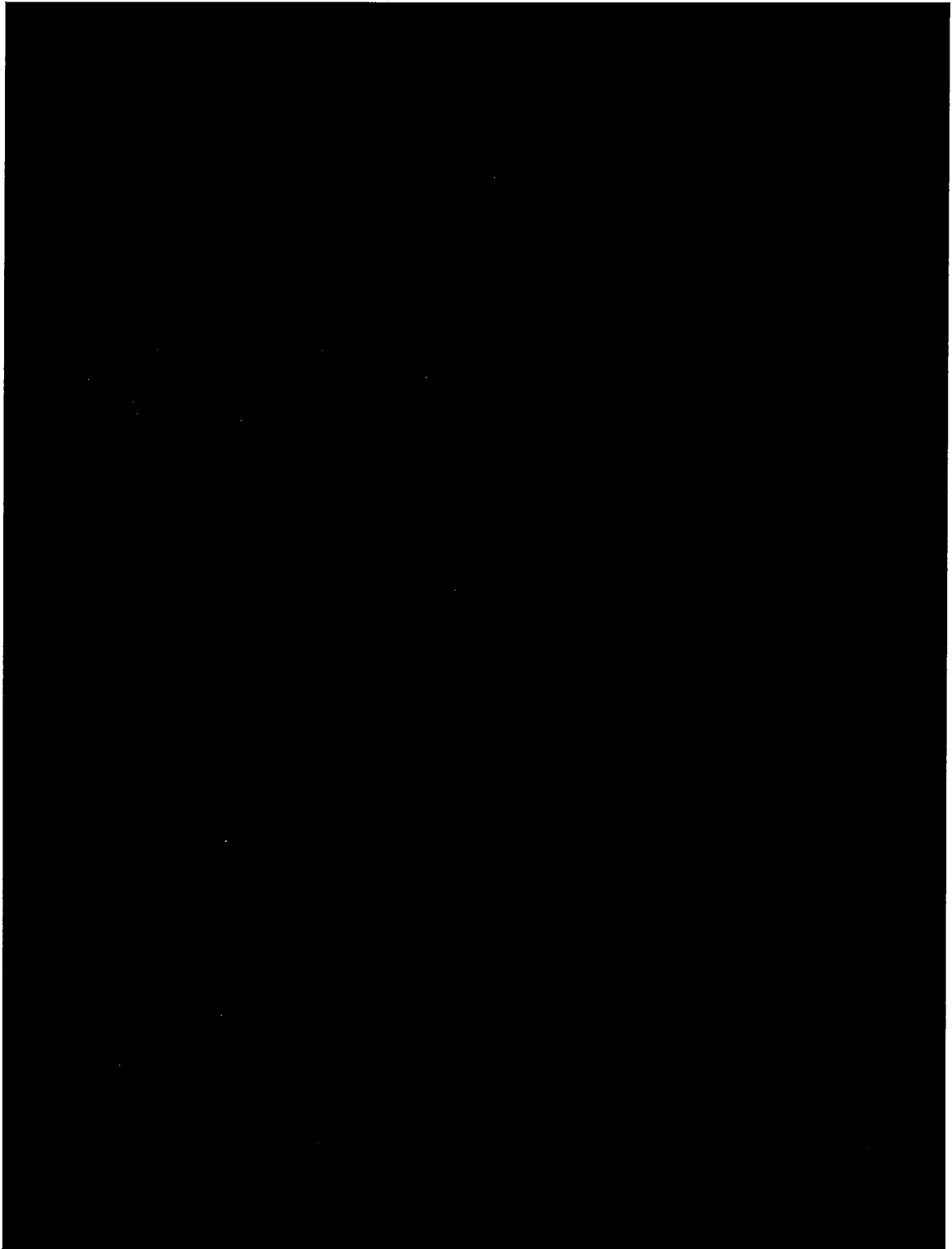
12/07/06内調内検討済み



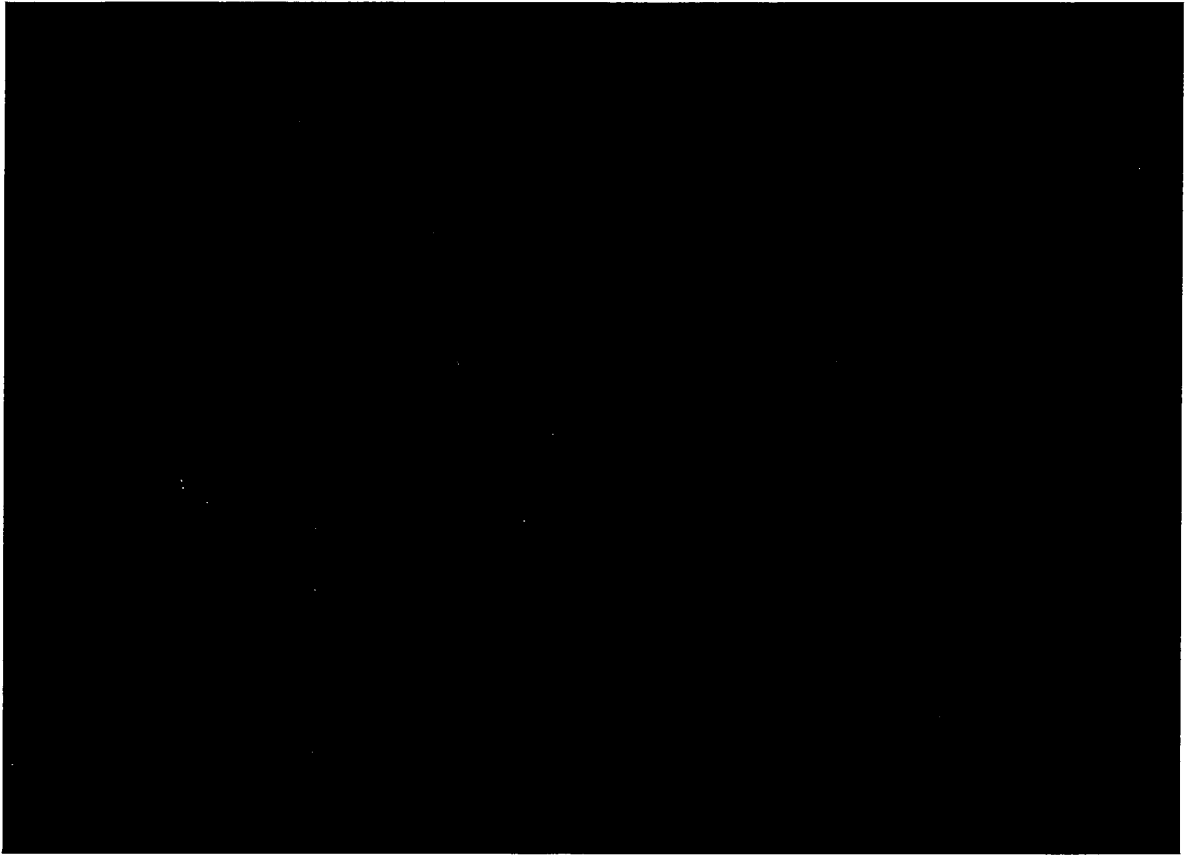
12/07/06内調内検討済み



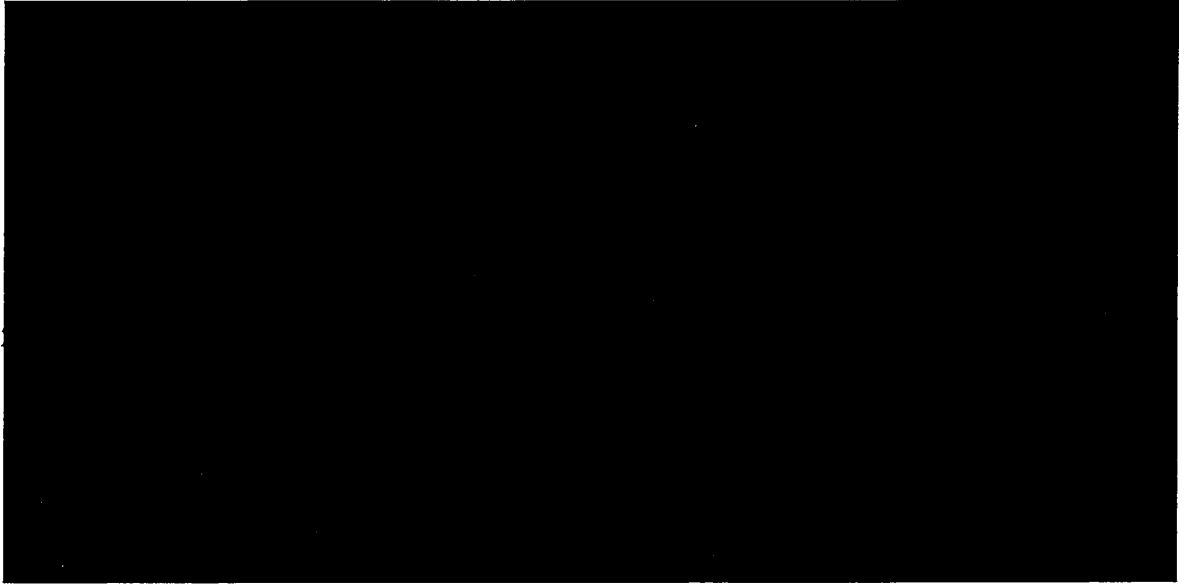
12/07/06内調内検討済み



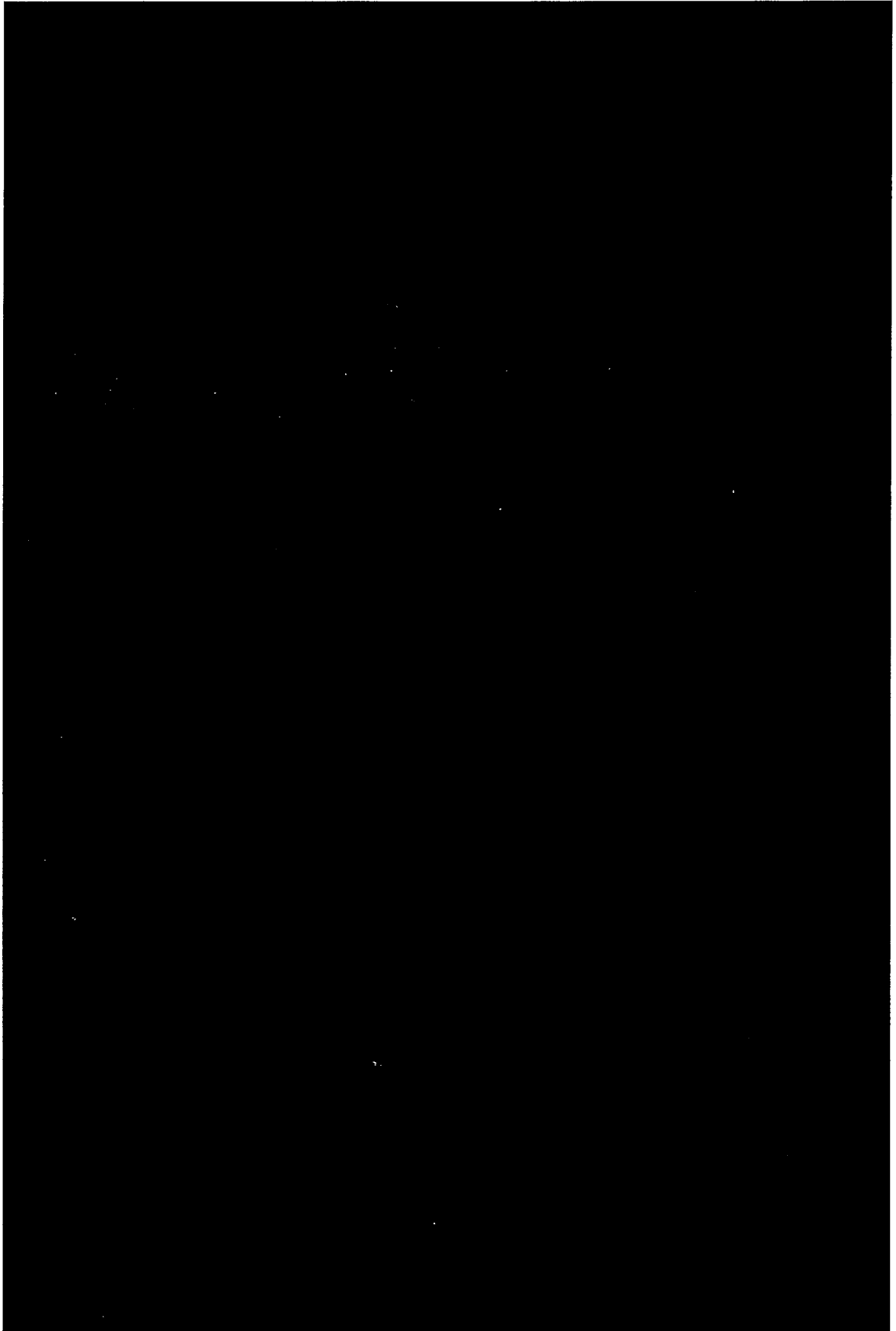
12/07/06内調内検討済み



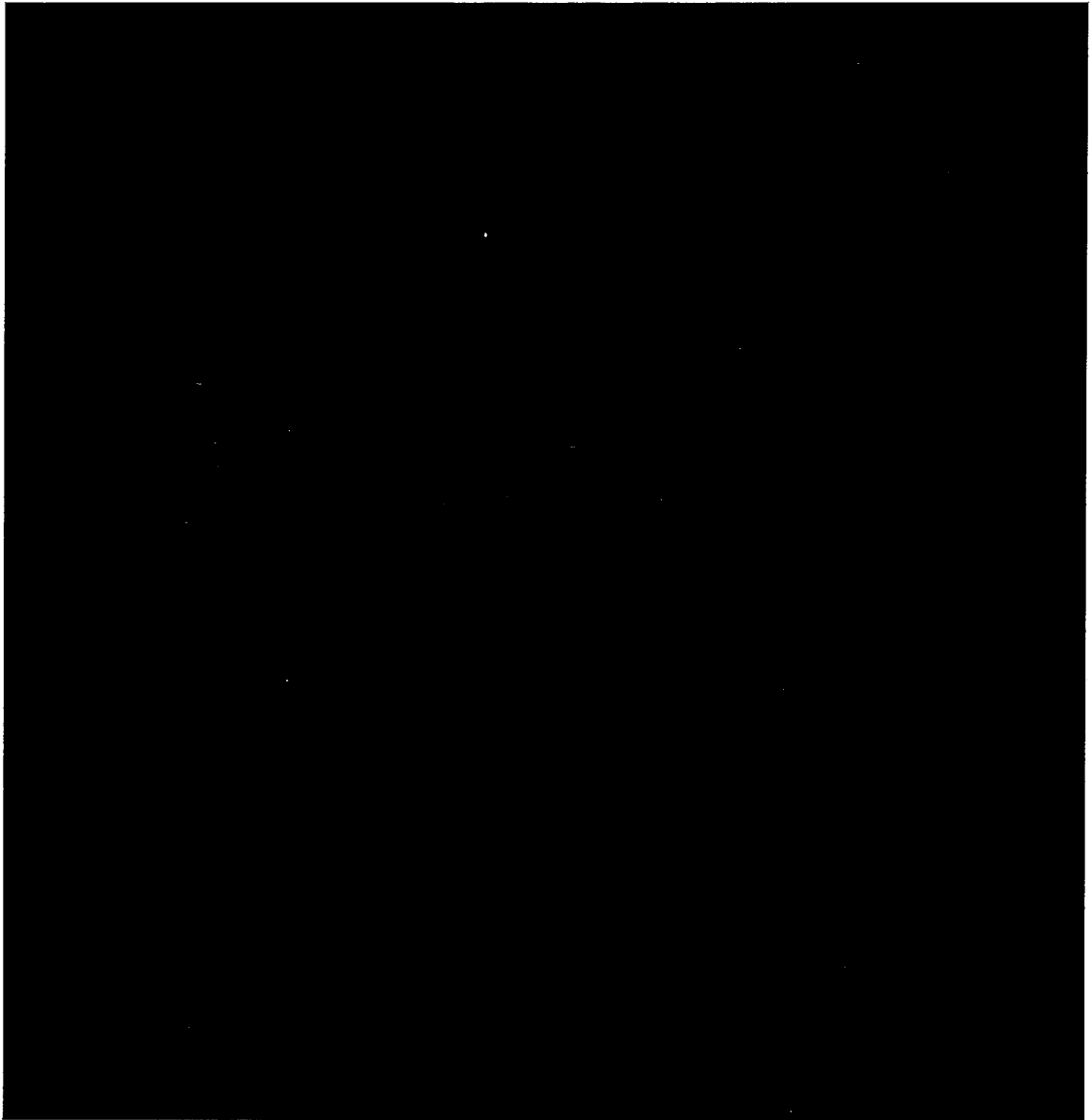
12/07/06内調内検討済み



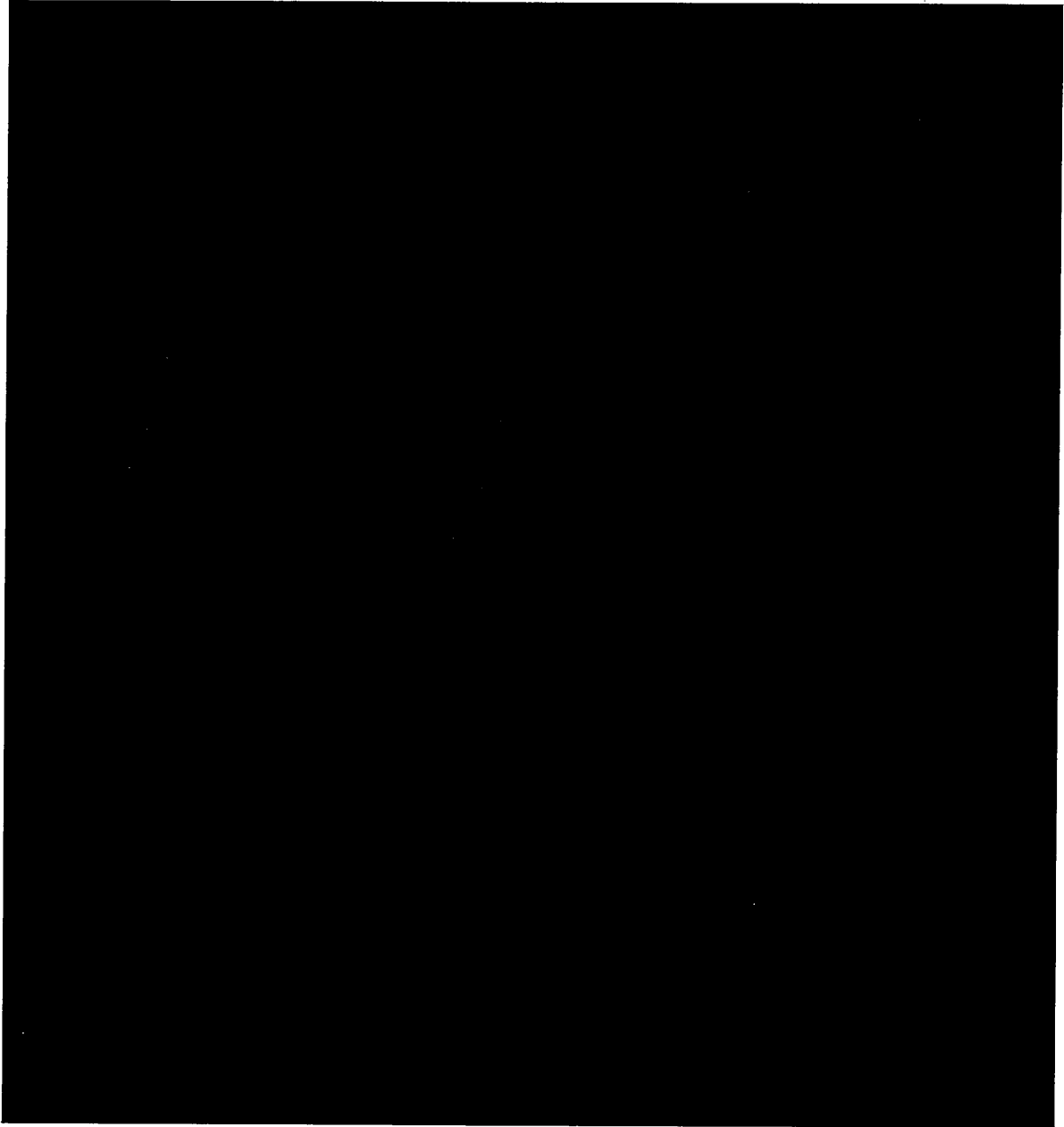
12/07/06内調内検討済み



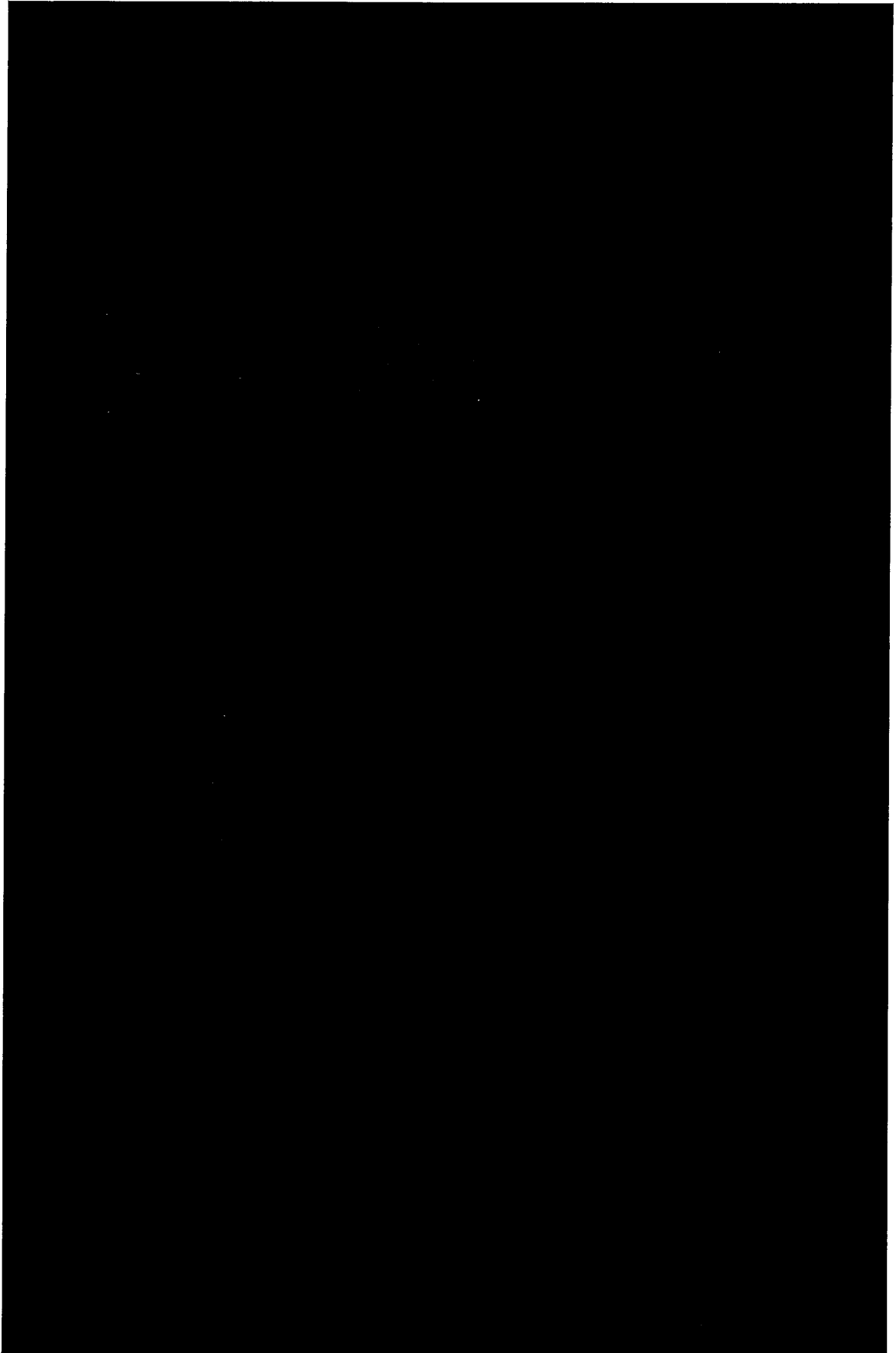
12/07/06内調内検討済み



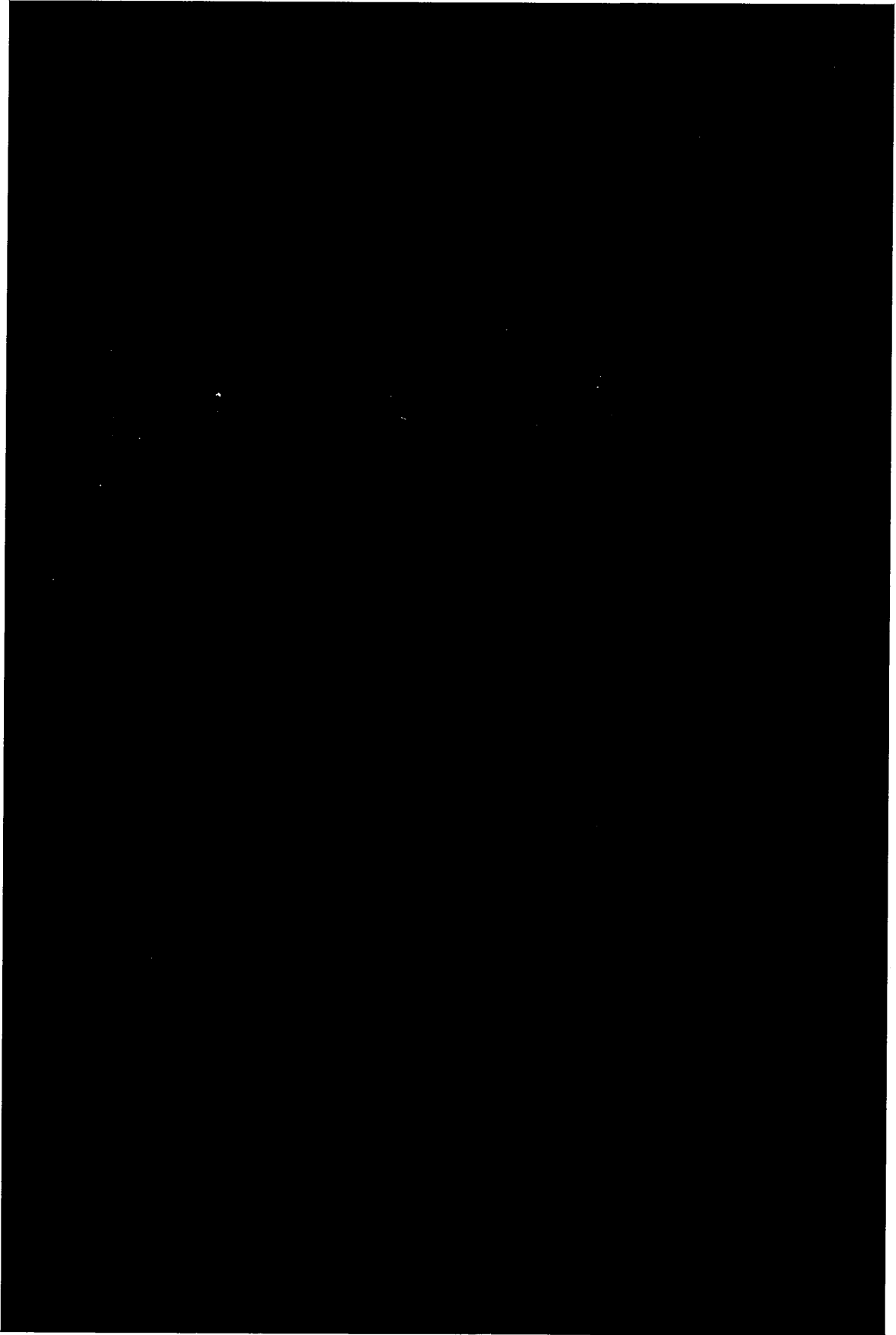
12/07/06内調内検討済み



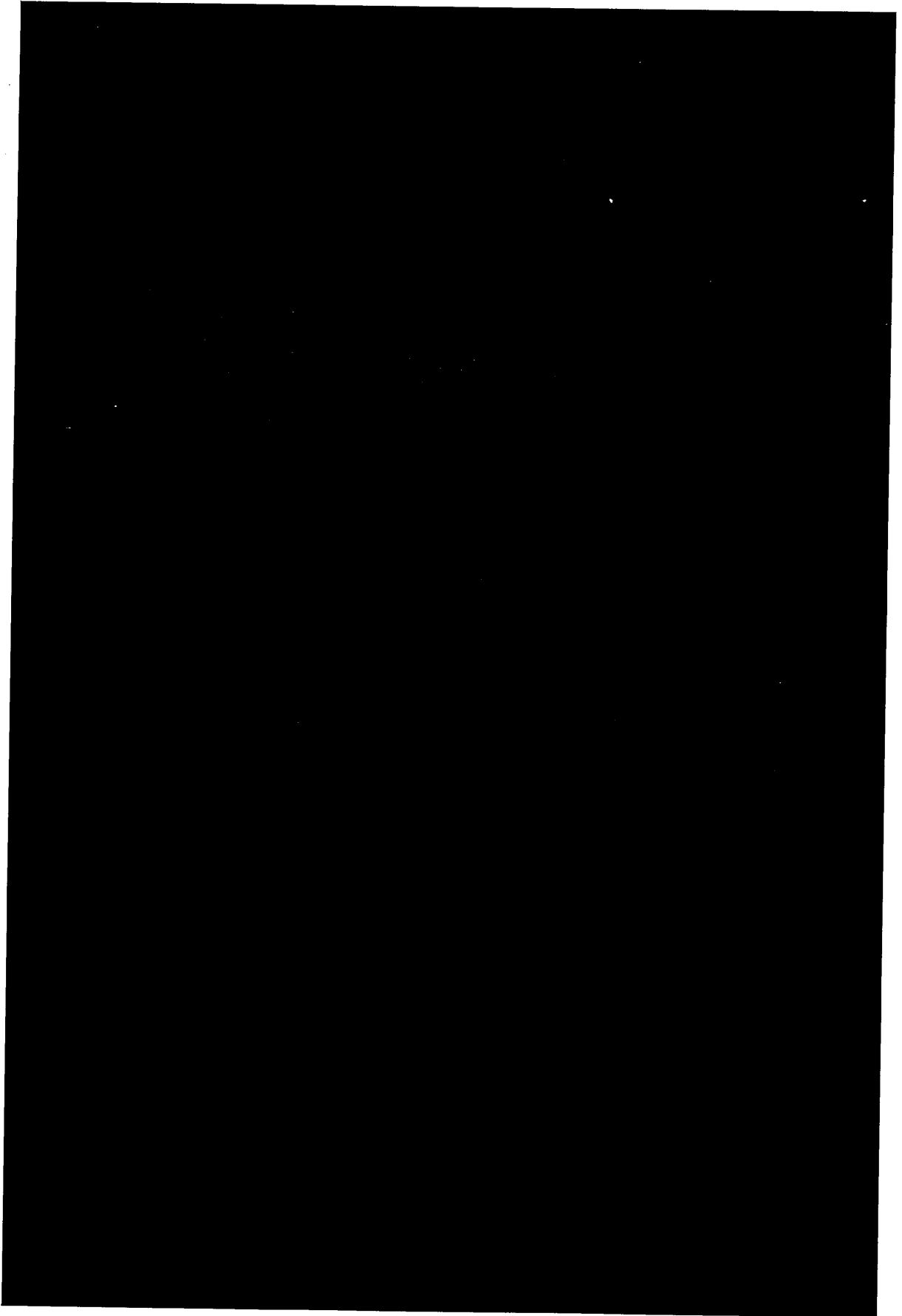
12/07/06内調内検討済み



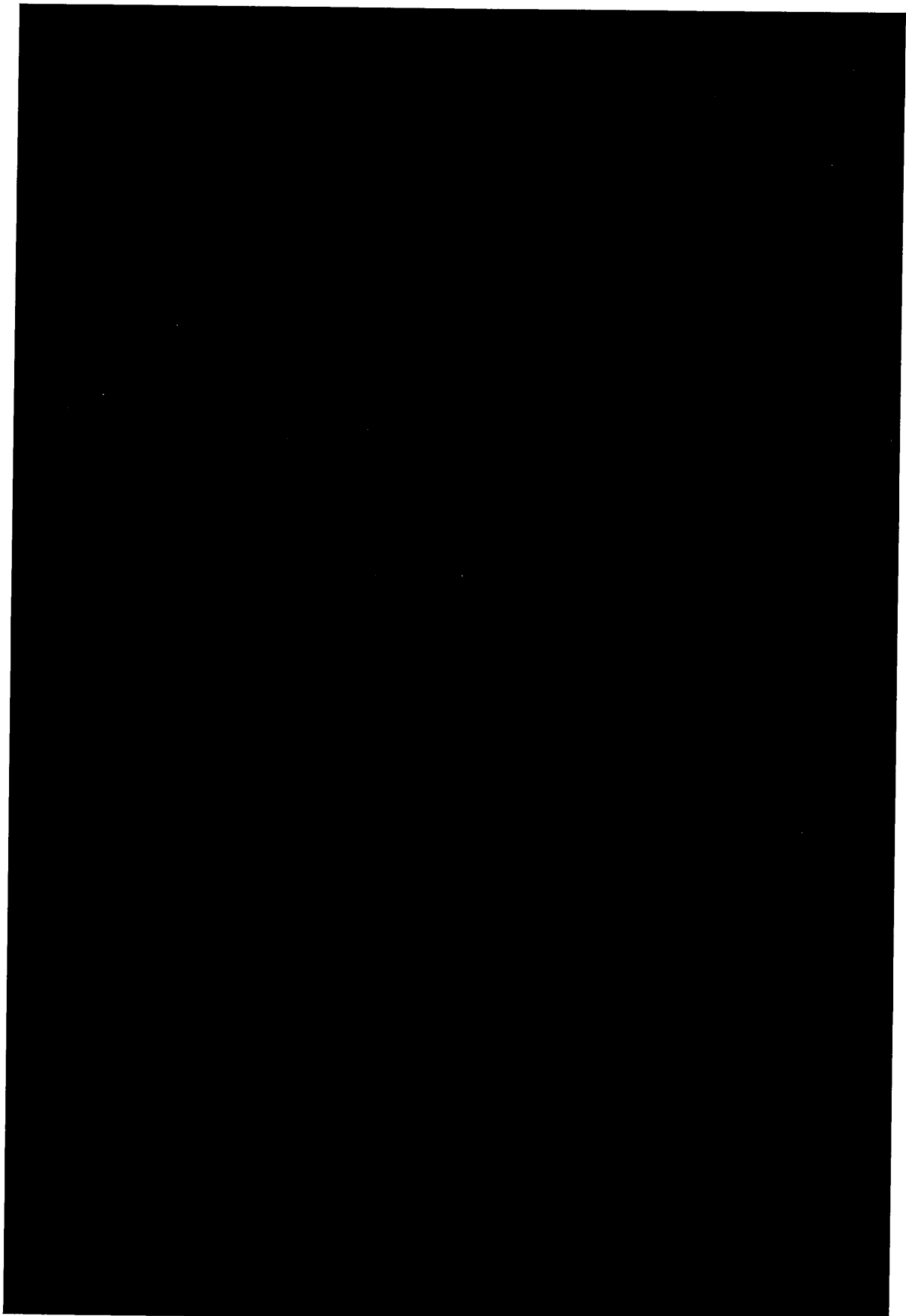
12/07/06内調内検討済み



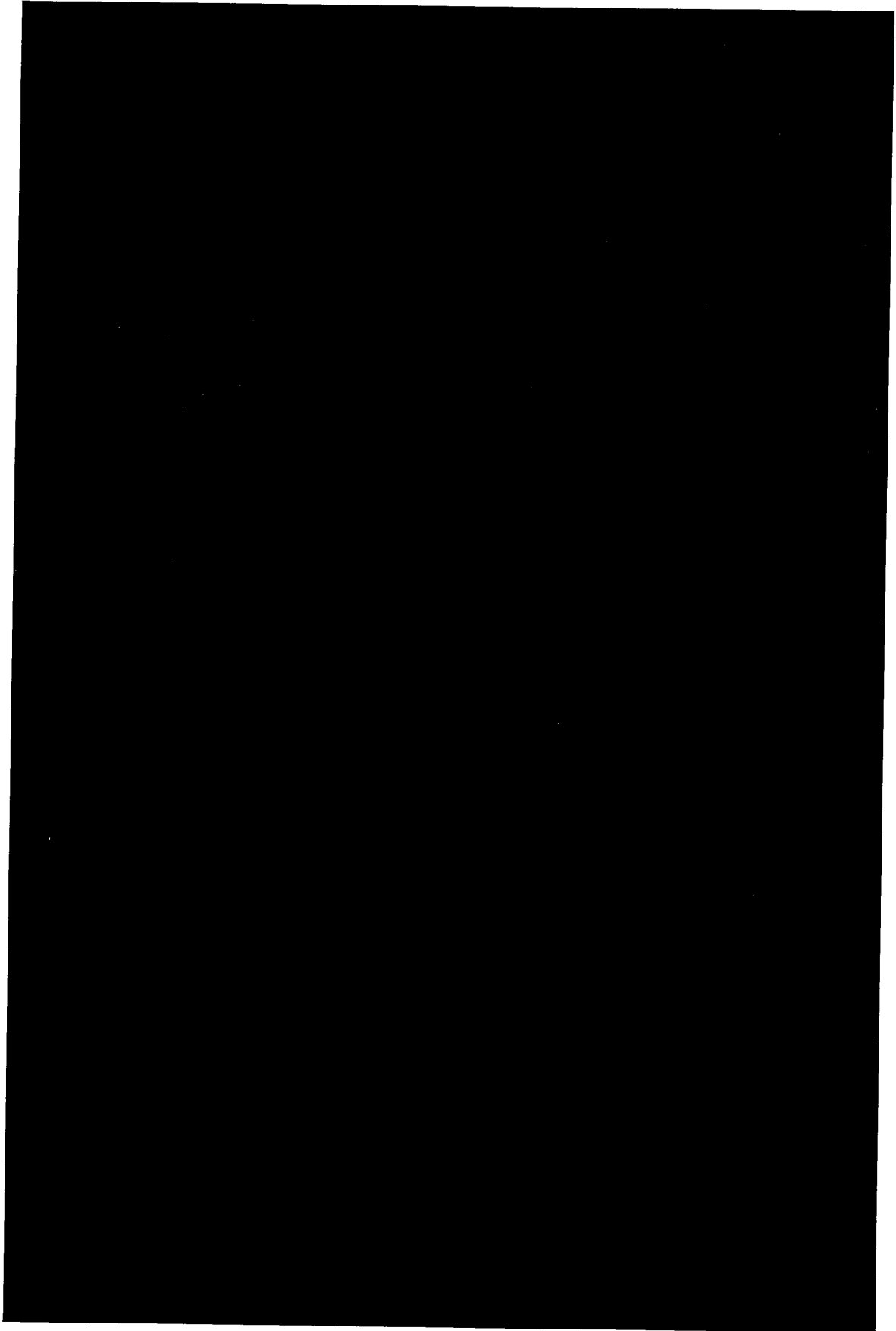
12/07/06内調内検討済み



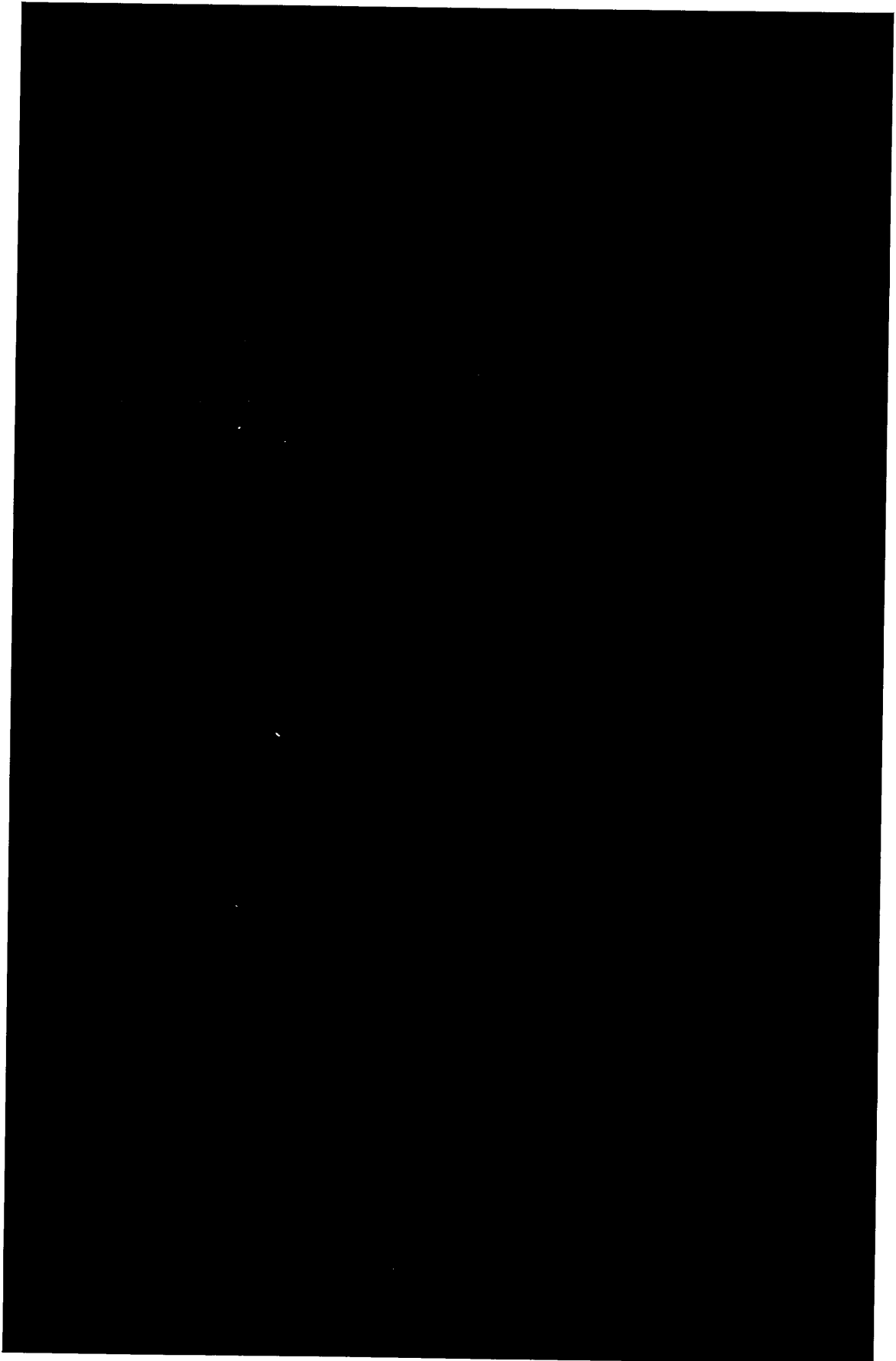
12/07/06内調内検討済み



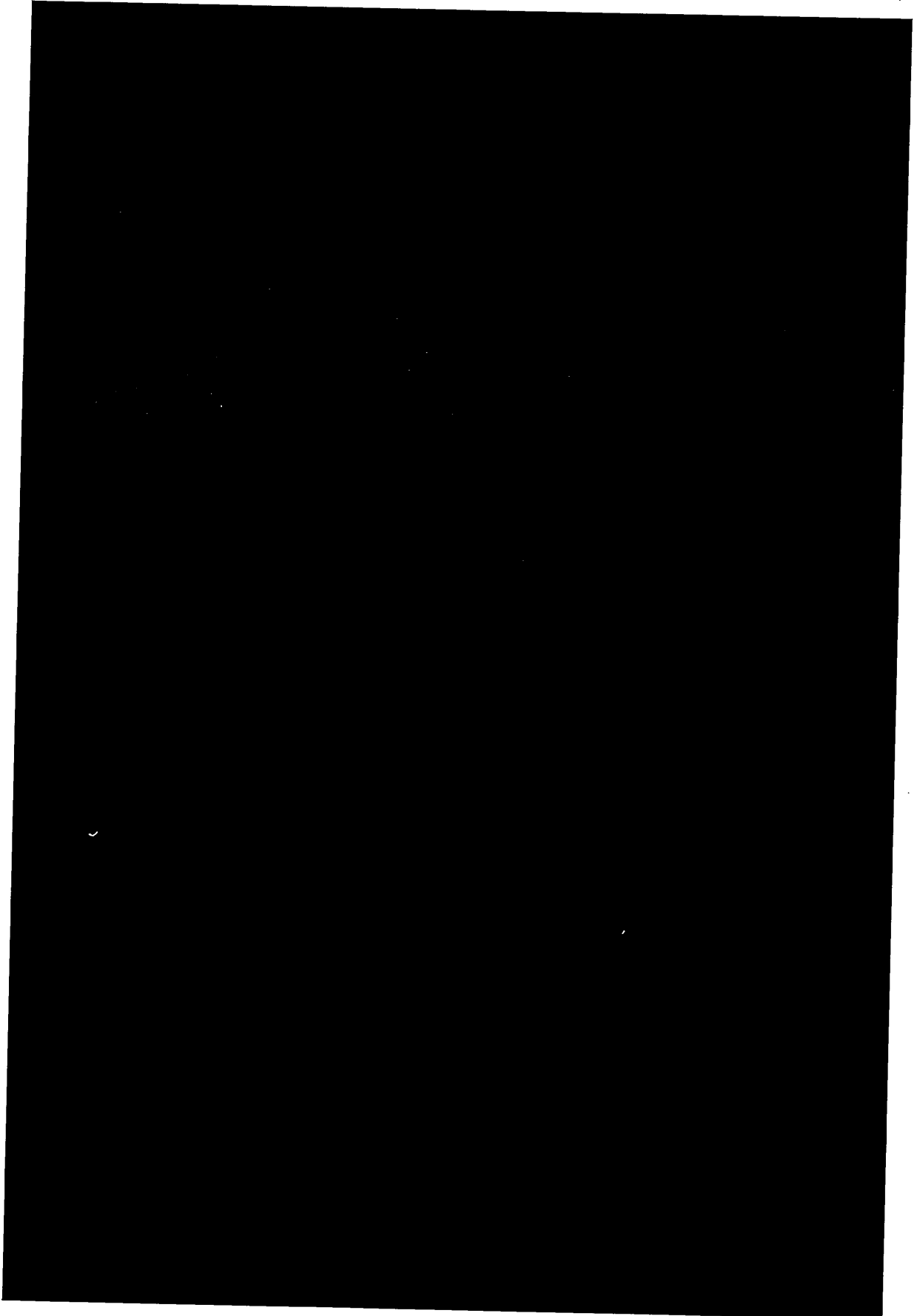
12/07/06内調内検討済み



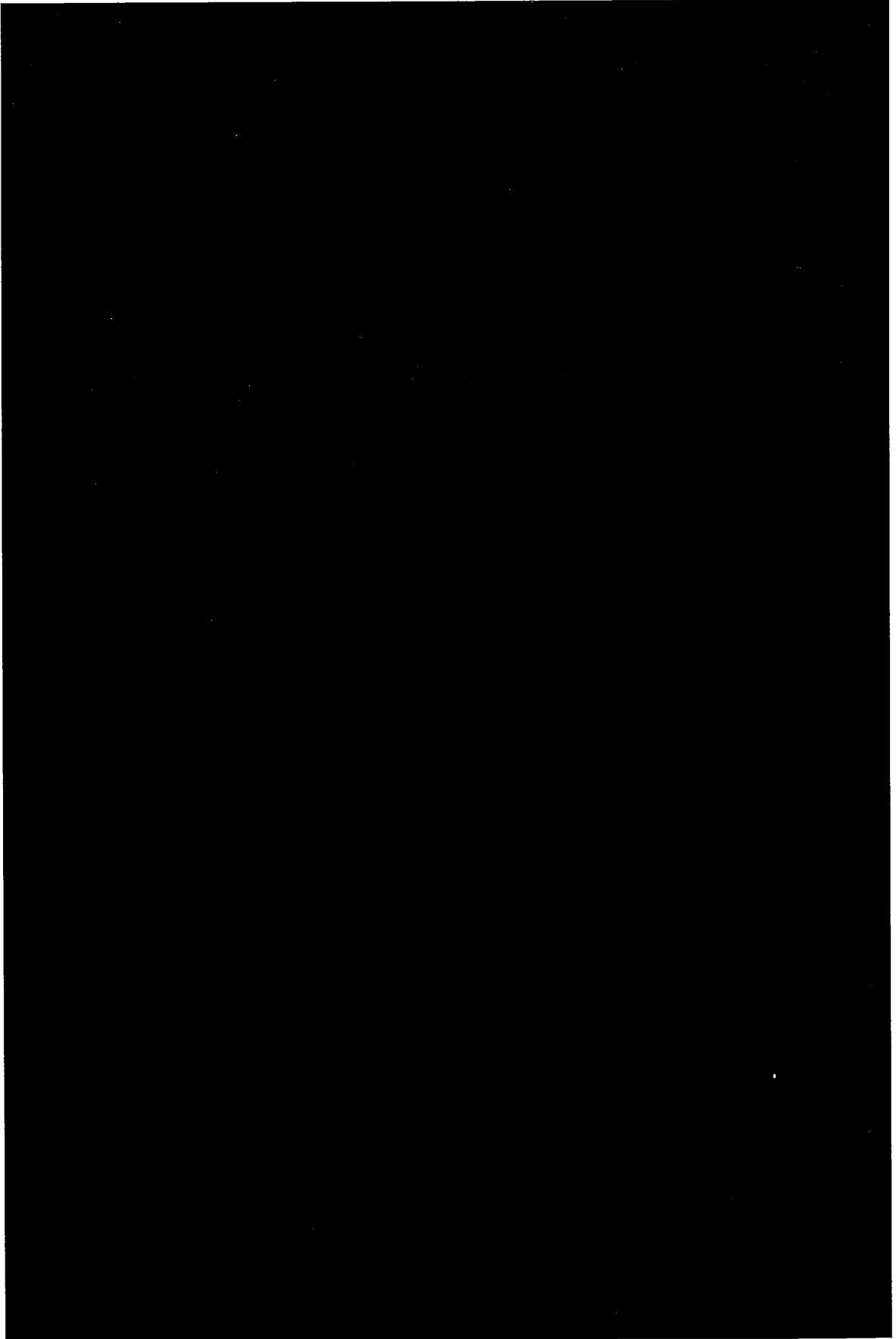
12/07/06内調内検討済み



12/07/06内調内検討済み



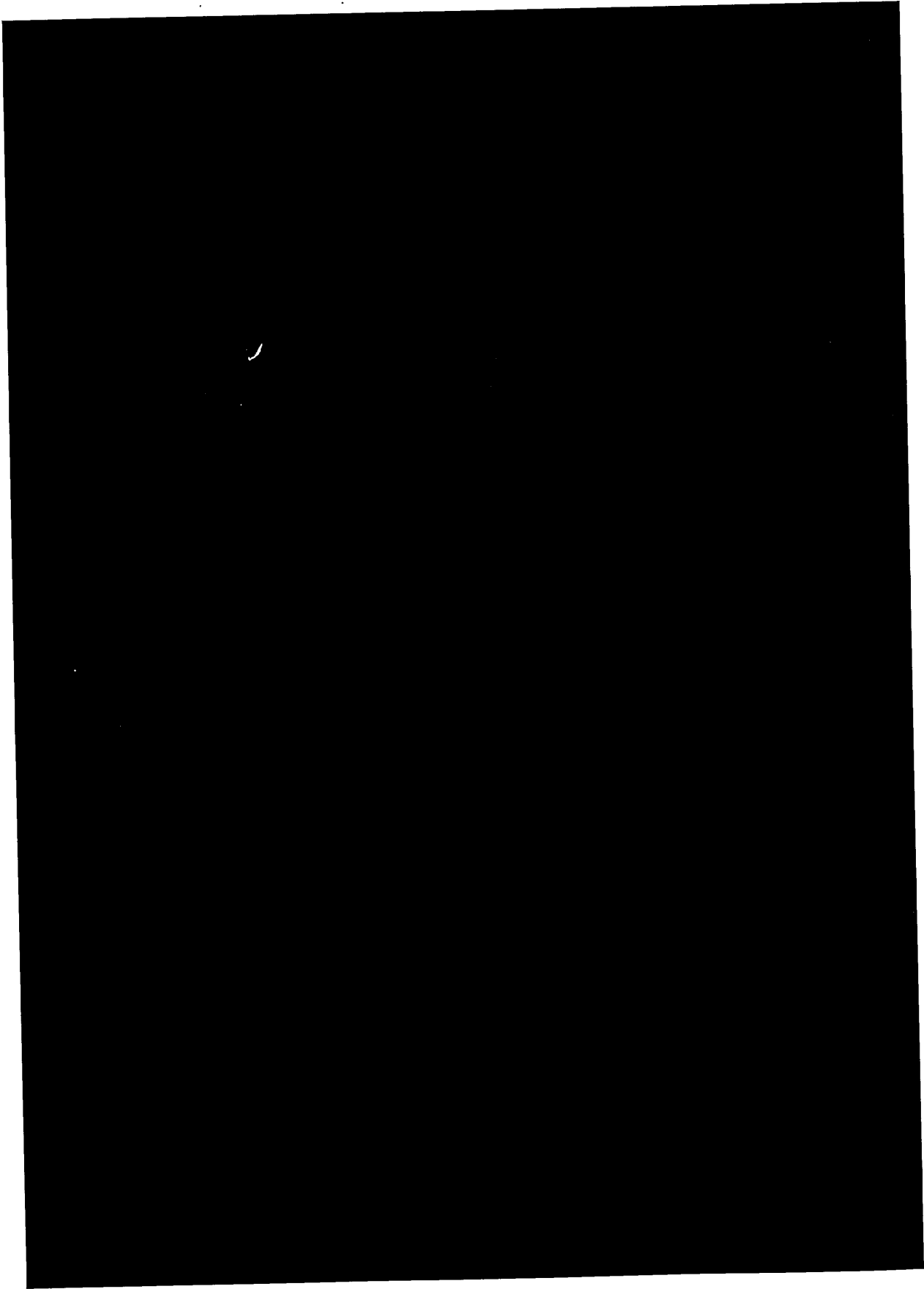
12/07/06内調内検討済み



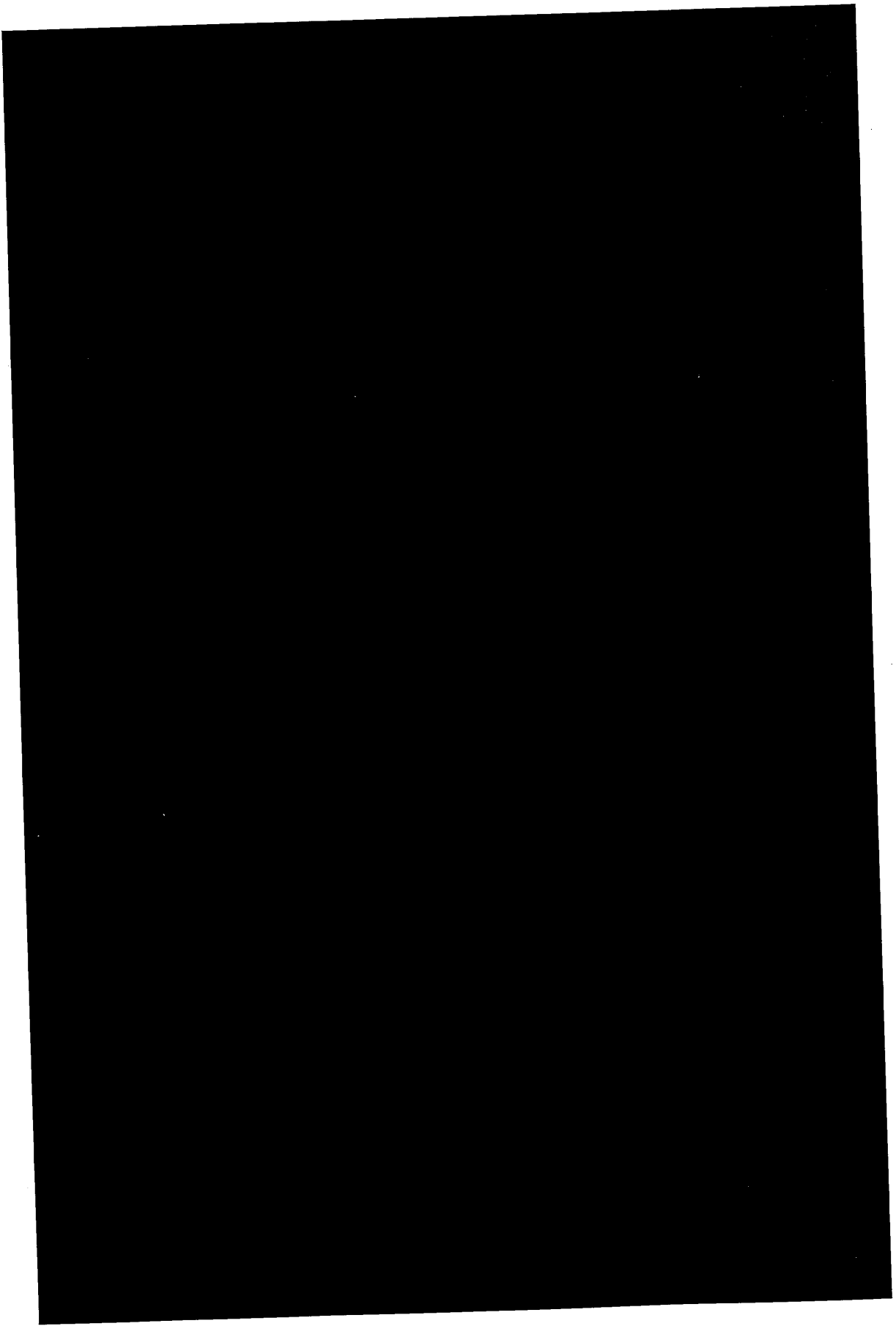
12/07/06内調内検討済み



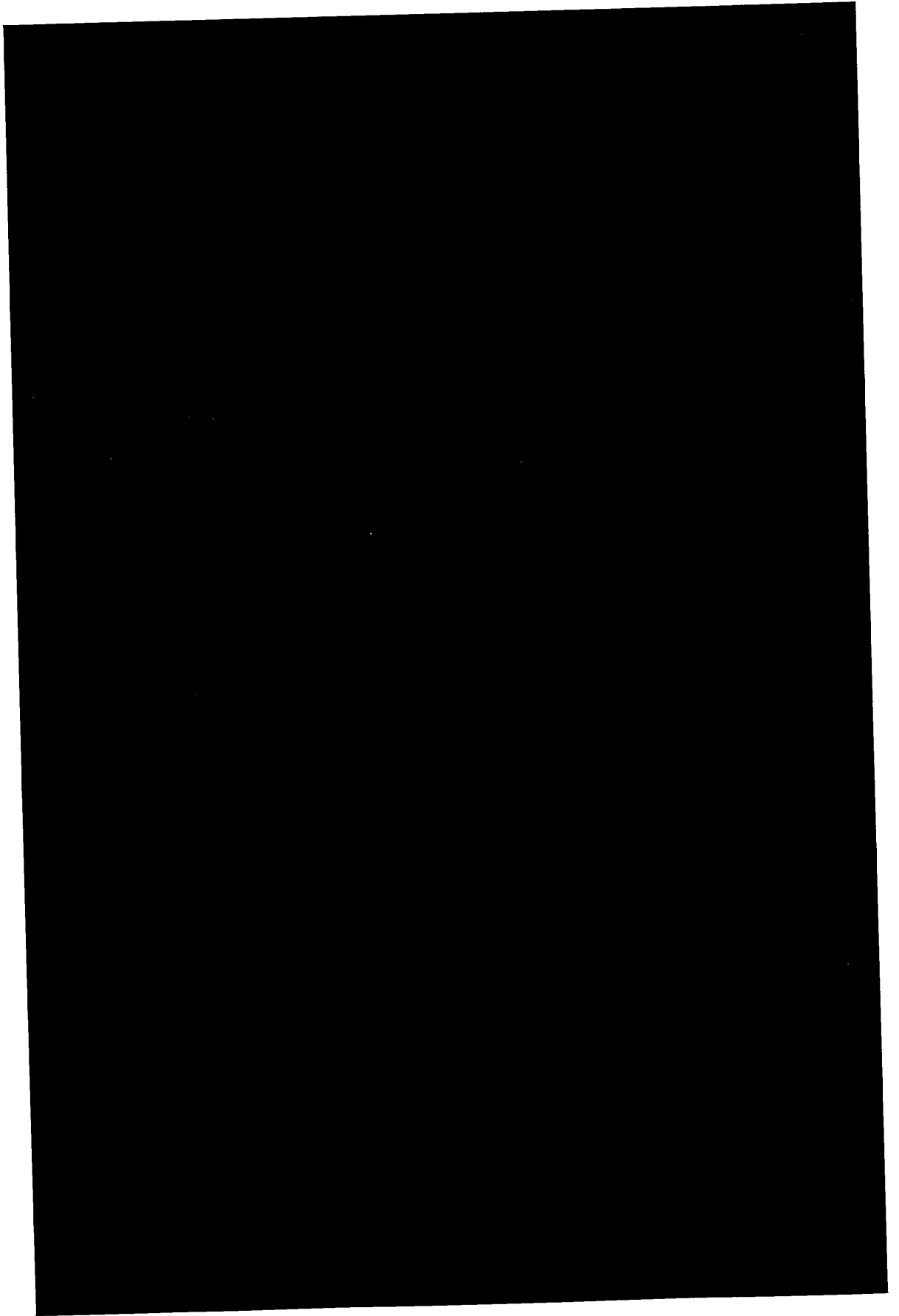
12/07/06内調内検討済み



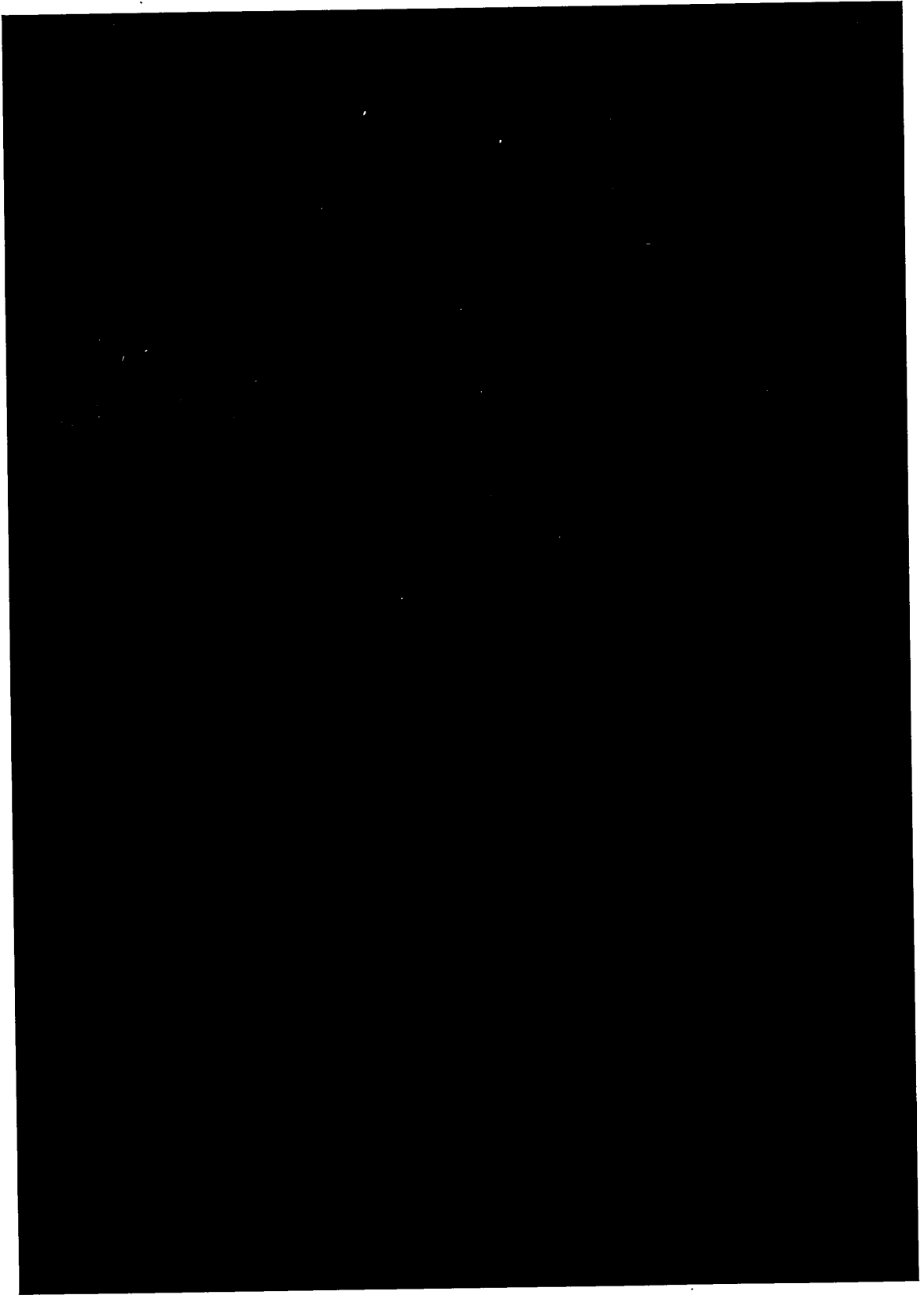
12/07/06内調内検討済み



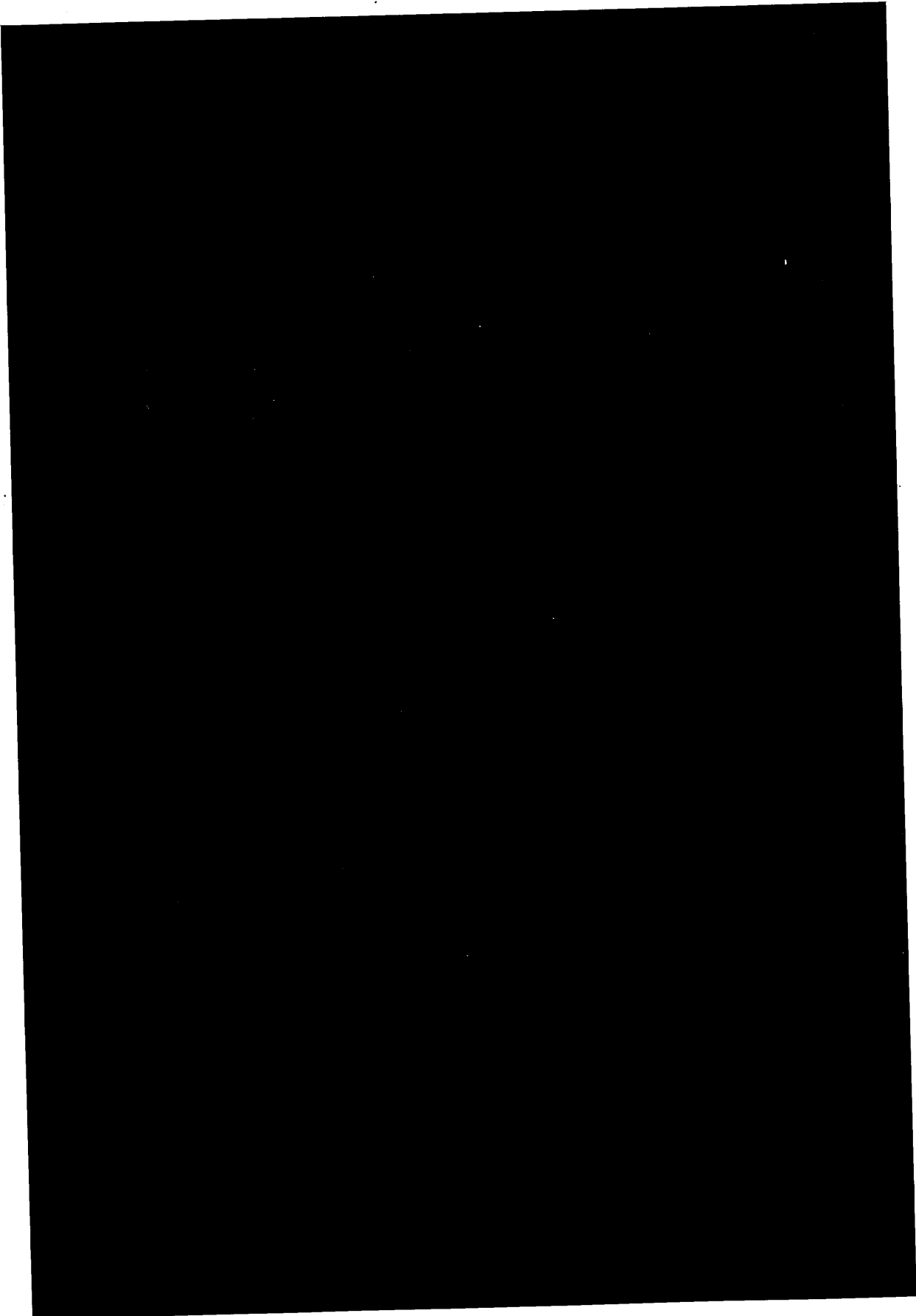
12/07/06内調内検討済み



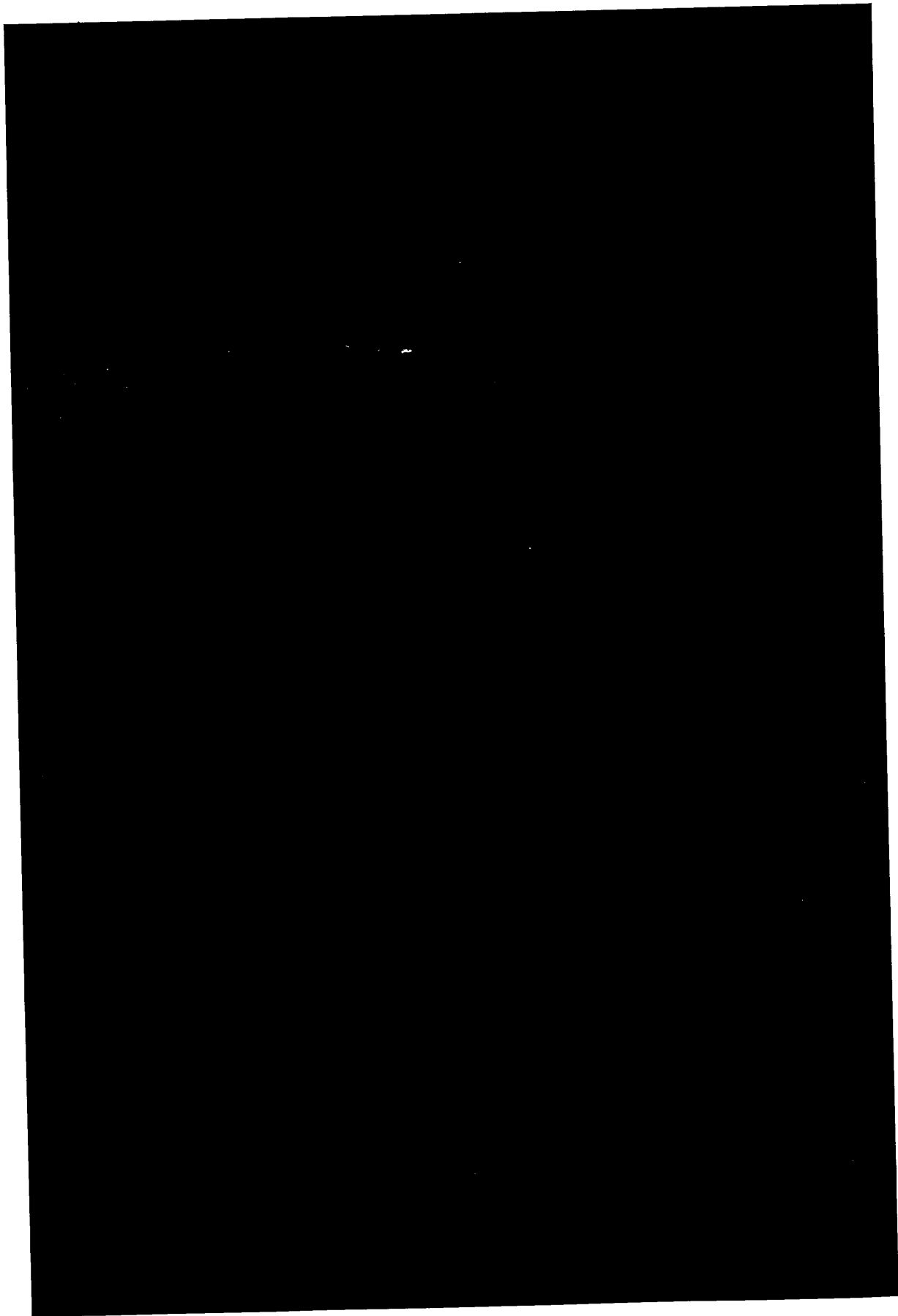
12/07/06内調内検討済み



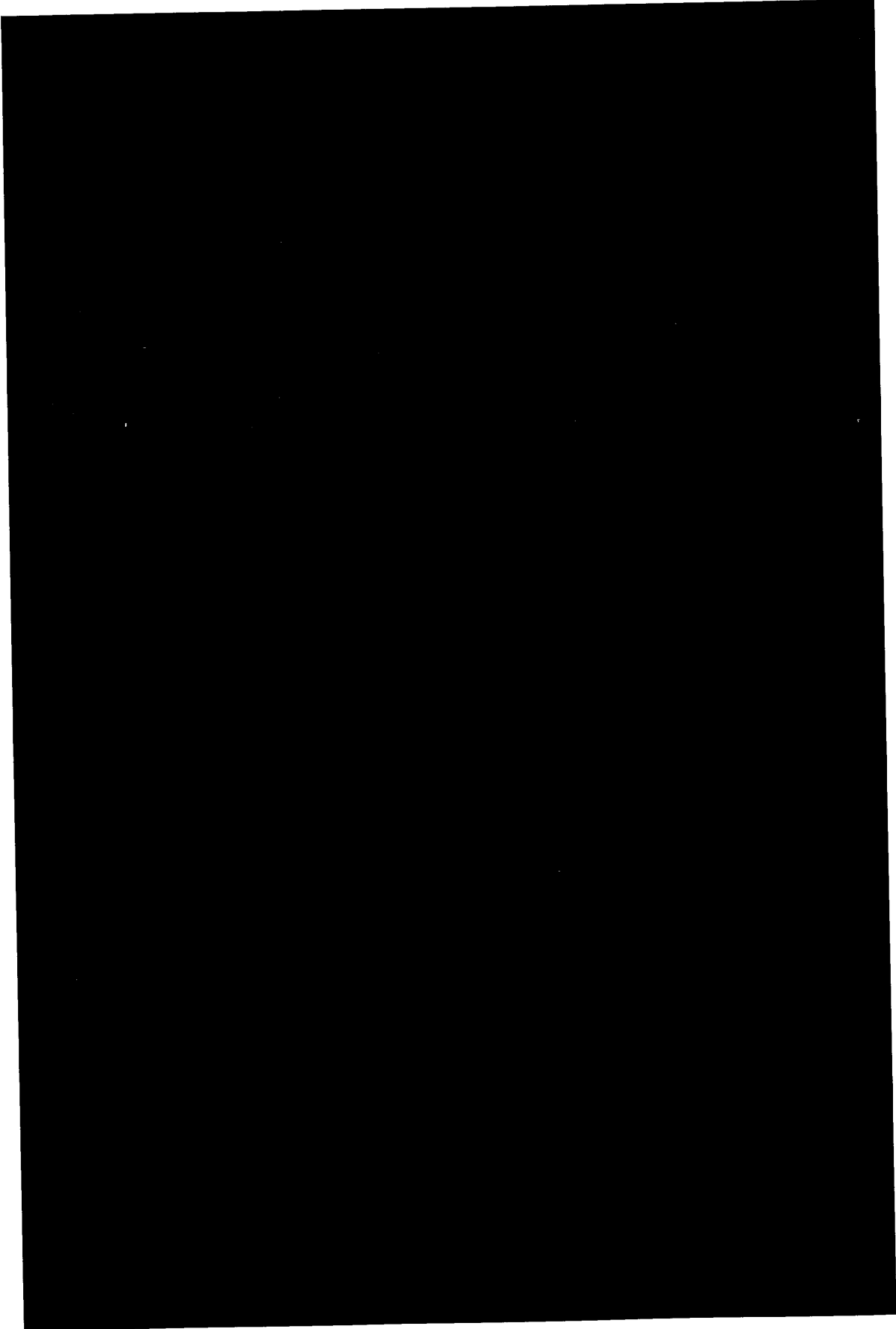
12/07/06内調内検討済み



12/07/06内調内検討済み



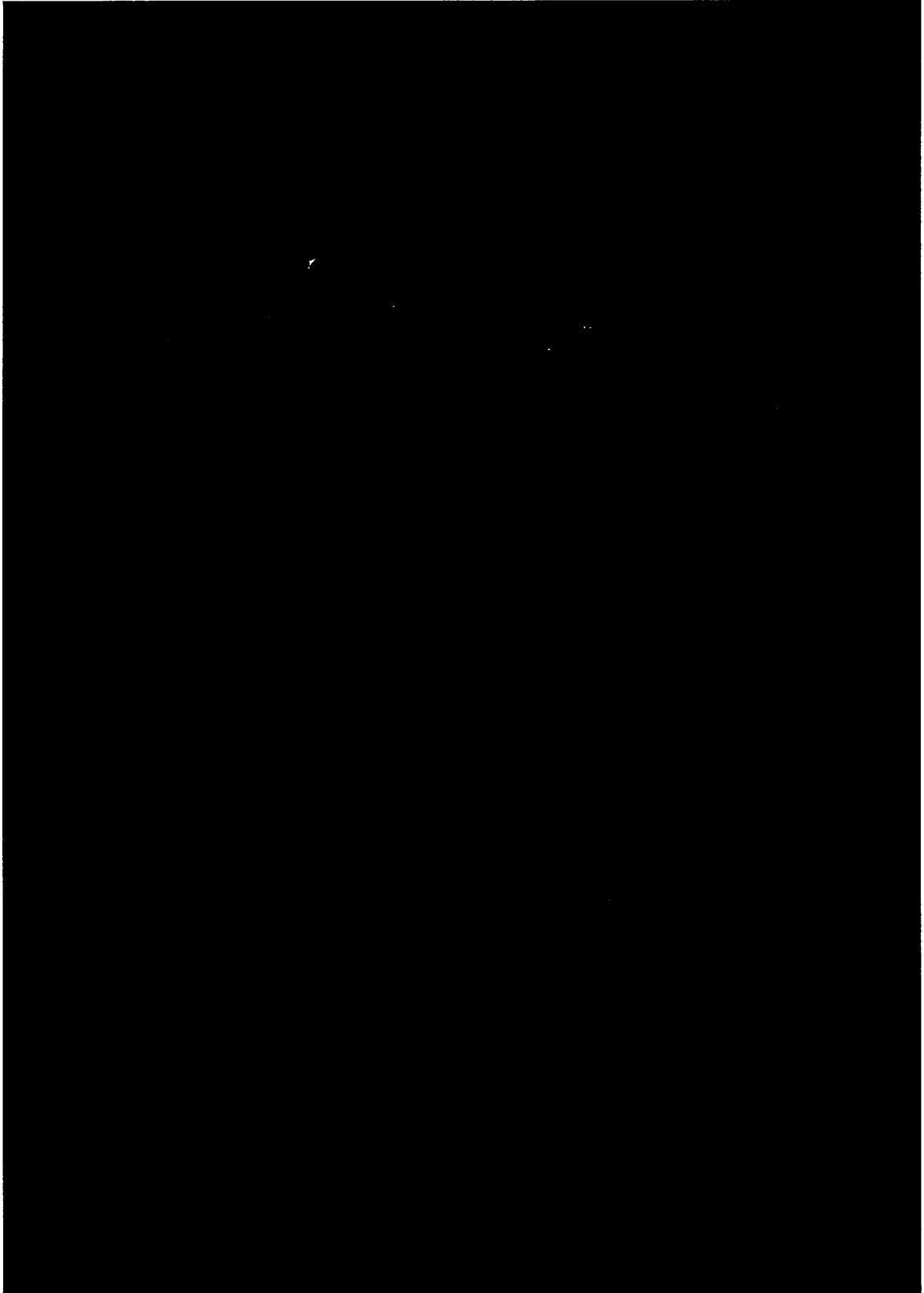
12/07/06内調内検討済み



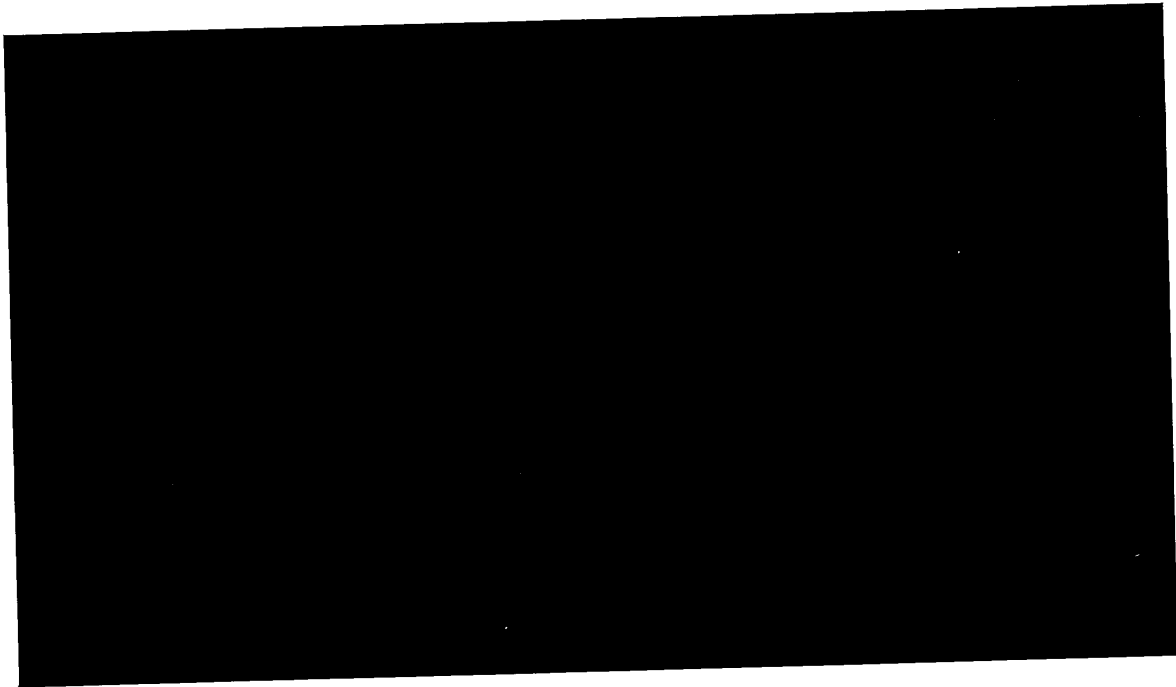
12/07/06内調内検討済み



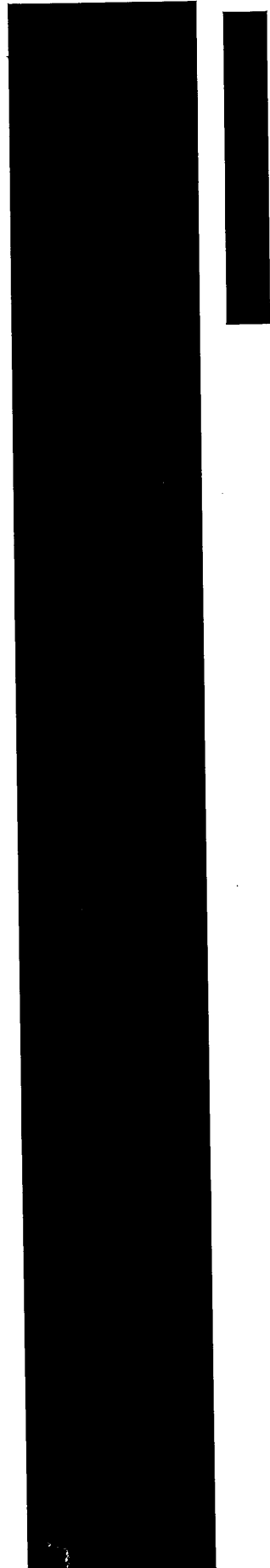
12/07/06内調内検討済み

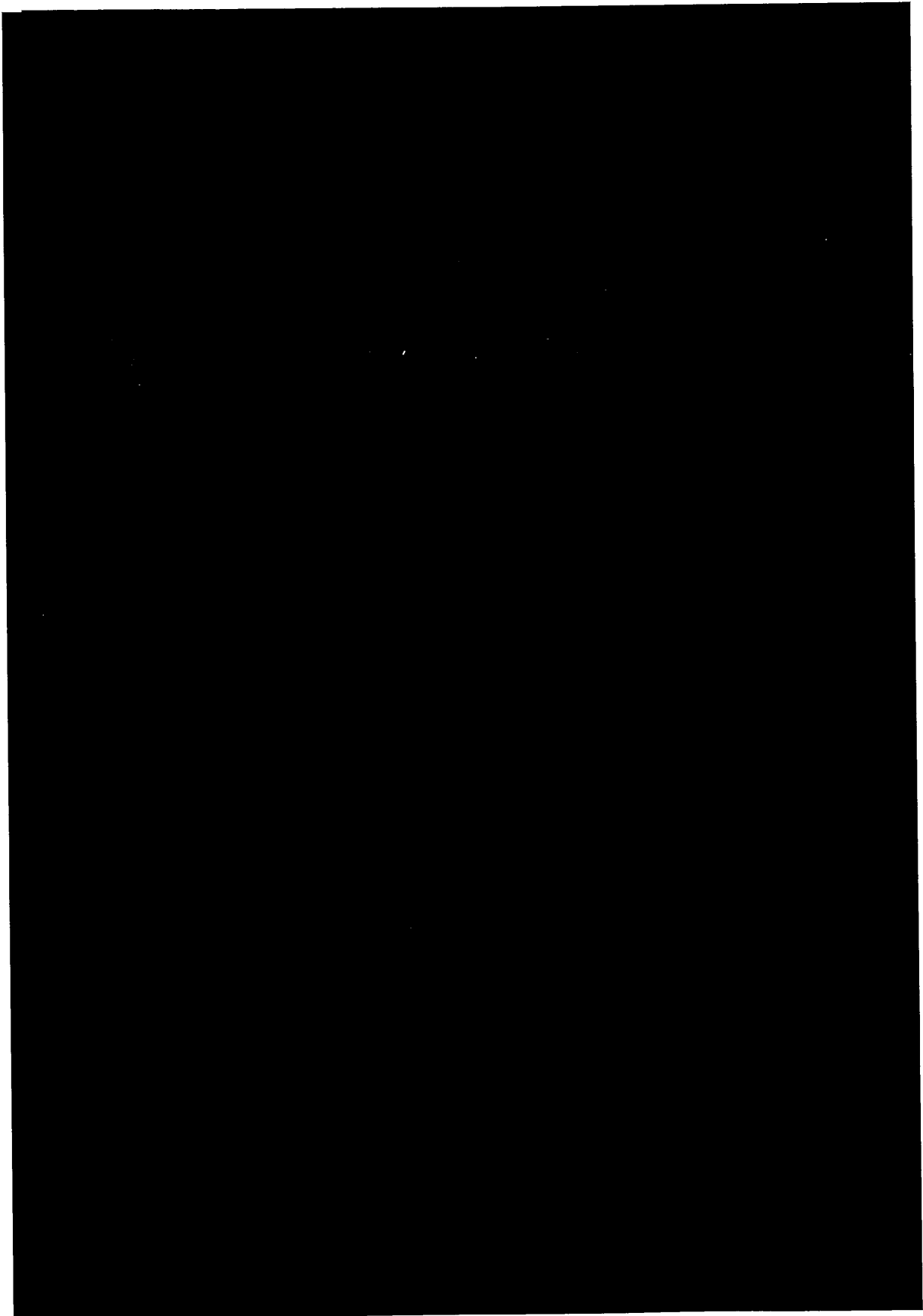


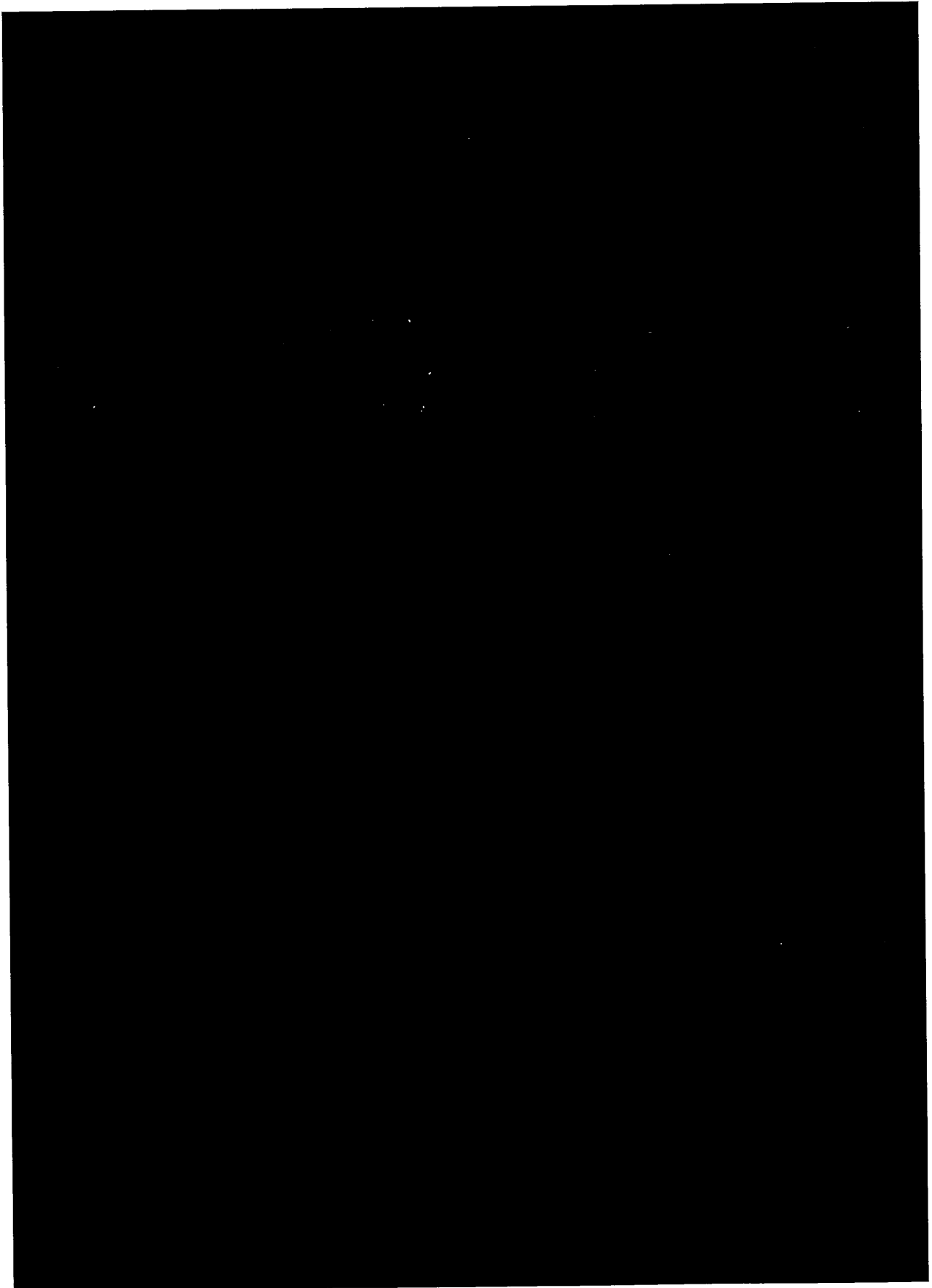
12/07/06内調内検討済み



12/07/06内調内検討済み

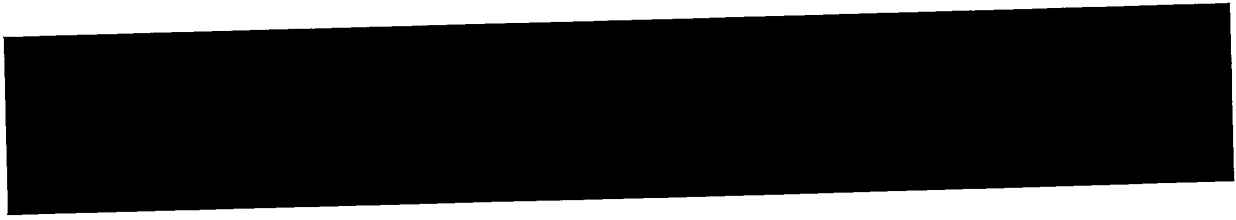






12/07/06内調内検討済み

12/07/06内調内検討済み



13.10.16.火

朝 日

この改正、ちよつと待て



テロ対策特別措置法案
とともに国会に提出され
た自衛隊法改正案は、知
る権利にかかわる重大な
条文が含まれている。

防衛庁長官が「防衛秘密」を指定し、漏
れれば自衛官はけがらへ、一般の国家公務
員や防衛産業の社員は5年以上の懲役を
処するところとした内容だ。教唆した者も3
年以上の懲役とするなど、防衛問題の報道
への影響も懸念される。

かつて世論の大波は批判が露骨となった
国家秘密保護法の一部を、先行実施する案と
らした。だが、国防などへの議論は非
たはげなくなされてきた。
この案も「テロ対策」の影に隠れて成立
を待たせられ、その問題もなげなく。与野党の
議論を喚ぶ求めた。

「テロ対策」の影に隠れて成立
を待たせられ、その問題もなげなく。与野党の
議論を喚ぶ求めた。

。従来は民事契約上の秘密保持責任を負
っていただけの民間人も、「正犯」として
5年以下の懲役に問われかねない。過失に
よる漏えいも禁固などにされる。

情報の漏えいを教唆した者の処罰条項は
取材の自由を規制し、メディアを通じた国
民への情報開示内容を狭めかねない。

「自衛隊の運用」などは国民の重要な利
害関心事である。まして今は、憲法との関
係で自衛隊の運用は重要な争点だ。

「防衛秘密」の専断的な指定と処罰の威
嚇により、自衛隊についての情報が次第に

国民の目に届きにくくなれば、批判を監
視、民主的な議論は空洞化し、自衛隊の独
走に結びつく恐れなしとしない。

なぜ今、改正が必要なのか。防衛は昨
年6月に逮捕された海上自衛隊3佐の漏え
い事件がきっかけと言いが、今回の大々的な
詳細な改正案が判明したのは最近だ。

テロ問題の「こぼれ」が「こぼれ」
のは、防衛庁も本意なはずだ。
防衛秘密事項は成立を急ぐべきだが、徹底的
に開かれた議論に望みます。

「防衛秘密」の専断的な指定と処罰の威
嚇により、自衛隊についての情報が次第に
国民の目に届きにくくなれば、批判を監
視、民主的な議論は空洞化し、自衛隊の独
走に結びつく恐れなしとしない。
なぜ今、改正が必要なのか。防衛は昨
年6月に逮捕された海上自衛隊3佐の漏え
い事件がきっかけと言いが、今回の大々的な
詳細な改正案が判明したのは最近だ。
テロ問題の「こぼれ」が「こぼれ」
のは、防衛庁も本意なはずだ。
防衛秘密事項は成立を急ぐべきだが、徹底的
に開かれた議論に望みます。

13.10.19
毎日

自衛隊法改正

何が防衛秘密か、より明確に

自衛隊法改正案が18日、衆院で可決され、参院に送られた。改正案は①不審船や武装工作員が侵入した際の武器使用条

件を緩和②自衛隊が米軍基地などを警護③防衛秘密を漏らした者の罰則強化——が柱だ。衆院ではテロ対策支援法案に審議が集中し、改正案の内容も運用に疑問や懸念

を残したまま通ってしまった。不審船の対処は、99年3月、スパイ工作とみられる朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の船が日本領海に侵入しながら、取り逃がした事件が契機となった。作業員上陸も想定し、武器使用条件を緩和する。不審船の場合、政府が海上警備行動を発し、停船に際しな

くてもありうる。想定外のテロや不審船増加など状況は変化しており、日本の安全確保のうえでは、やむをえない改正を考えたい。自衛隊による新たな警備は、今回のテロを踏まえた対応だ。平時に自衛隊が警備する対象が弾薬庫や航空機など限られてきたのを、基地全体に広げ、武器を使えるようにする。さらに、テロの恐れが

ある時は、首相の命令で警護出動し、自衛隊と米軍基地を守る。私たちが危惧するのは、役割がぶつかる警察との調整だ。今の法制は、自衛隊による治安出動前の警備は、警察が担う。そこに自衛隊が加われば、指揮権が二重となり、現場が混乱しないか。改正されれば「防衛庁長官と国家公安委員会の協議」を経て決めるが、やはり、警察を優先する方が自然ではないか。武器使用も個々の自衛隊員が判断した経験はない。教育訓練を通じ、実際の場での行動基準を身に付けさせる必要がある。防衛秘密保全のための罰則強化には、大きな疑問を抱く。

ある時は、首相の命令で警護出動し、自衛隊と米軍基地を守る。私たちが危惧するのは、役割がぶつかる警察との調整だ。今の法制は、自衛隊による治安出動前の警備は、警察が担う。そこに自衛隊が加われば、指揮権が二重となり、現場が混乱しないか。改正されれば「防衛庁長官と国家公安委員会の協議」を経て決めるが、やはり、警察を優先する方が自然ではないか。武器使用も個々の自衛隊員が判断した経験はない。教育訓練を通じ、実際の場での行動基準を身に付けさせる必要がある。防衛秘密保全のための罰則強化には、大きな疑問を抱く。

一つは、法律適用の大原則である罪刑法定主義の問題だ。改正案は、防衛秘密の定め方、秘密とする10項目を列挙した。現在の根拠法の「日米防衛協定等に伴う秘密保護法」が、防衛秘密という言葉でしか定めていない点と比べれば、具体性はある。だが、10項目は「自衛隊の運用又はこれに関する

見積り若しくは計画若しくは研究」「防衛に関し収集した重要な情報」など、抽象的表現が多い。秘密を漏らした自衛官や国家公務員の最高刑引き上げと一緒に、「(漏洩を)共謀、教唆、扇動した者」も処罰対象に加えた点は、運用に不安を持つ。公になれば利益を損なう防衛秘密はあろう。しかし、情報公開が求められる現在、マスコミや市民団体の活動が違法行為とされたり、政府に不都合な情報が恣意的に秘密扱いで抑えられる恐れはないか。言論・報道の自由、知る権利などとの関係で、何が重要情報かなど、政府見解などで明確化する必要がある。

一つは、法律適用の大原則である罪刑法定主義の問題だ。改正案は、防衛秘密の定め方、秘密とする10項目を列挙した。現在の根拠法の「日米防衛協定等に伴う秘密保護法」が、防衛秘密という言葉でしか定めていない点と比べれば、具体性はある。だが、10項目は「自衛隊の運用又はこれに関する

見積り若しくは計画若しくは研究」「防衛に関し収集した重要な情報」など、抽象的表現が多い。秘密を漏らした自衛官や国家公務員の最高刑引き上げと一緒に、「(漏洩を)共謀、教唆、扇動した者」も処罰対象に加えた点は、運用に不安を持つ。公になれば利益を損なう防衛秘密はあろう。しかし、情報公開が求められる現在、マスコミや市民団体の活動が違法行為とされたり、政府に不都合な情報が恣意的に秘密扱いで抑えられる恐れはないか。言論・報道の自由、知る権利などとの関係で、何が重要情報かなど、政府見解などで明確化する必要がある。

13.10.19

東京

衆院を通過したテロ対策特別措置法案は、議論を呼ぶられたと言えない。参院ではこの修正案をめぐって勢力が入り交錯し、特に秘密保護強化の自衛隊法改正案は他の法案と切り離して出直すべきだ。

自衛隊法改正

切り直すより期待する。

軍事機密の壁を厚くする自衛隊法

改正案も特措法案に劣らぬ重要だ。

ことには特措法案審議とは別として、

もっと時間をかけて扱ってほしい。

改正案によると、新設される「防

衛秘密」の漏えい罪は、自衛隊員は

近づくことになる。

参院で出直し審議を

自衛隊の独走を招かないか不安だ。

当然、政治家、公務員、民間業者は

も適用される。最高懲役五年の刑罰

は、現行自衛隊法や国家公務員法の

秘密漏えい罪より格段に重い。過失

による漏えいも未遂も罰せられる。

かつて世論の猛反対で廃案になっ

た、国家機密法の防衛秘密の部分だ

けを自衛隊法に取り込んだ形で、報

道関係者の取材行為も漏えい教唆罪

(最高懲役三年)として処罰があり

得る。取材、報道の自由が規制され

て、メディアを通じた国民による監視が阻害される。

「防衛秘密」の内容とされる特定の事項は、網羅的に言っているほど

広範で、具体的指定は防衛庁長官に

任される。これでは何に刑事罰を科

すかの実質的決定を、行政機関に一

任するよりなものではないか。

自衛隊情報は国民の重要な関心事

であり、知る権利の対象だが、秘密

の広範な指定と重罰の威嚇で国民は

近づけなくなる。

自衛隊の独走を招

かないか不安だ。

慎重に議論すべき法案なのに、テ

ロ対策特別措置法案の陰に隠れ、ほ

とんど審議なしに衆院を通過した。

とととと紛れに成立させようとする

政府・与党は、政治的、道徳的に非

難に値する。問題の重要性を見逃し

た野党の責任も大きい。

テロ対策は急務だがこちらは急ぐ

必要はまったくない。参院では公聴

会を開いて専門家の意見を聞くなど

し、時間をかけて審議すべきだ。

テロ対策特別措置法案について、私たちは自衛隊派遣を国会の事前承認制にするよう主張してきた。戦闘地域には行かないことになっているとはいえ、自衛隊の行動が武力行使に踏み込まないよう、国会が事前チェックすべきだからだ。

小泉純一郎首相が一時、受け入れに前向きだった民主主義の事前承認への修正要求が実現しなかったのは、与党内の地位が揺るべしを恐れた公明党が猛反対したからだという。国の在り方の基本とも書える重要問題に党利党略を絡ませた公明党は、毅然と批判されるべきだ。参院では与野党とも原案に戻り、事前承認制への修正案現に向けて仕

13.10.24

朝 日

防 衛 秘 密



正面から議論を尽くせ

「防衛秘密」の新設を
 際した自衛隊法改正案の
 参院審議が始まった。
 国元の知る権利や自衛
 隊の民主的統制にもかか
 る重要な問題だ。シロコ
 案をめぐって未消化の
 問題を十分な議論を求めたい。

問題の重要性が新聞など指摘され始め
 たのは衆院通過の間際だった。政府側が
 問題を極力小さく見せるような答弁も説明
 を繰返して来た。
 「国元命題を前提に国元の権利を著しく
 制限することになりかねない。対象も内容
 も限定して、シロコ案・防衛庁長官
 の持つもの。無制限ならその通りだ

が、現在の自衛隊法は兵入を、対象も内
 容もはるかに限られていた。
 現在の自衛隊法は、半自衛隊法規定も
 あり、憲法の原則は一年以上の服役または罰
 金だ。改正案は、この規定は削除して、別
 たる条のものを新設して「防衛秘密」を定め
 る。その対象は、五年以上の服役、海兵
 隊入りについても適用される。
 現在の半自衛隊法規定の自衛隊、服務規律
 の維持である。改正案は、単なるその重罰
 化ではない。自衛隊に関する防衛秘密の保
 護という新たな領域を設けるものだ。
 防衛秘密が認められれば、既成事実とな
 る。そこは対象も内容を限定せず、「量的拡
 大」で処理をたづねておきたい。
 シロコ案の「シロコ」中、自衛隊法の「シ
 ロコ」の形は「持処理の対象として」問
 題がある。
 処罰の人的対象の拡大についても、防衛
 庁の説明は奇妙な感じがする。
 佐藤謙三参事官は、「罰則の正犯の対象
 は自衛隊員、国の機密の漏洩、契約などだ
 け、防衛秘密を扱う企業の方、シロコも
 秘密保全の義務があった。拡大して、シロコ

とぼけて」といふ言葉を吐き出した。シロコ
 したままでもあった自衛隊に関する企業入
 の秘密保全の義務は、国元責任のついで
 である。罰則の正犯の対象を限定するのは
 ない。「現行法の自衛隊員ならびに、
 防衛秘密を扱う企業の方、シロコも拡大す
 る」と、衆院に帯びて来た。議場の回廊を
 行きかきつて、自衛隊法をめぐって、
 自衛隊という自衛隊法をめぐって、
 「防衛上の秘密を維持する」
 一方で、国の行方にも大きな影響を及ぼす
 自衛隊の運用の研究なども、主権者である
 国元に十分に行きわたるべき情報だ。
 その問題をめぐって、シロコ案は、
 自衛隊法改正案の内容が、本気で適切
 かいないか。それ、シロコも、主権者のため
 にならなければならない。
 日本共産党連合会は改正案に対して、「防
 衛秘密の範囲は著しく広げられた。国元の知る
 権利や報道の自由などへの重大な侵害のお
 それをめぐり」と、強い懸念を表明した。
 シロコも、シロコも、シロコも、シロコも、
 政府は正面から議論を深めようとする

○江田五月君 国民の多くが、今回のテロに対して何か対応をする、それについて日本も参加をする、そのことに賛成の人もたくさんいます。しかし、賛成の人も、また同時に、だけれども何か不安だという気持ちも持っている。

それは何が不安かというところ、やっぱりもし崩しでとんとんどこまで行くんだろかということについて不安なので、だから、そこはそうじゃないです、今回のテロへの対応だ。そのテロへの対応も報復じゃないんですよ。報復じゃないんですよというの、きょう冒頭、総理の不規則発言への返答はこういう意味だといって、いろいろ使っていらしゃる。不規則発言があったから、それでついついかつとして言っているとかな、いや報復戦争なんてだれもやりたくないとかいうような発言が出てくるんじゃないかと、そこはやっぱりもつ頭の中にとりあえずはたき込んでおかないかめことかと思っております、それはいいですね、そこは。

○國務大臣(福田康夫君) この法案をごらんいただければよく御理解いただけるんだらうというふうにおっしゃって、そういうふうで提出をさせていただきます。また委員のおっしゃるとおり、そういうふうにおっしゃる考え方というのは、もうすっかり頭にたたき込んでおきたいということだけははっきり申し上げます。

○江田五月君 シベリアンコントロールについて伺います。

私たちは、国会の原則事前承認がシベリアンコントロールに基づく最も重要なポイントだと考えたわけですが、それはおいて、シベリアンコントロールというのはいかかというところ、これを認めておきたいと思っておりますが、平成十三年版のいわゆる防衛白書の記載、読んでいただくと長くなるので、こゝで読みます。

「文民統制は、シベリアン・コントロールともいい、民主主義国家における軍事に対する政治優先又は軍事力に対する民主主義的な政治統制を指す。

わが国の場合、終戦までの経緯に対する反省もあり、自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確保するため、旧憲法下の体制とは全く異なる、以下のような厳格なシベリアンコントロールの諸制度を採用している。」と、こう言っている。国会のこと、防衛庁のこと、三つの制度をお書きになって、さらに最後のところに、「以上のように、シベリアン・コントロールの制度は整備されているが、それが実を挙げるとともに、国民が防衛に対する深い関心をもつことも、「云々」と、こういうことが必要だと、こう書いてあるわけですね。

これは中谷長官、これでよろしいですね、防衛白書です。よろしいでしょうか。

○國務大臣(中谷元君) 平成十三年版の防衛白書に書かれておりまして、そのとおりでございます。

○江田五月君 福田官房長官もよろしいですね。

○國務大臣(福田康夫君) 慌てて見えていますけれども、よろしいと思えます。

○江田五月君 別にひっかけも何もありませんから。

シベリアンコントロールというのは、国会と内閣と防衛庁とで制度が整備されているが、その根本には「自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確保する」、国民の意思、シベリアンコントロールが実を上げるためには国民が防衛に関する深い関心を持つことが必要だと。つまり、国民主権だと、国民なんだと。最終的には国民一人一人の国民がシベリアンコントロールの主体なんだと、こういうことだと思っております。その核心、これは官房長官も防衛庁長官も揺るぎはないでしょうか。

○國務大臣(中谷元君) シベリアンコントロールというのは文民統制ということで、防衛庁長官と最高指揮官は総理大臣でありますけれども、これは文民でなければならないと。

この文民というのは、正當に選挙で選ばれた国会議員でありますけれども、これは民主的な手続

で選ばれた国民を代表する国会議員でございます。そういう意味では国民の代表者がコントロールをしていこうというふうには思っております。

○江田五月君 ちょっと違うんです、国民の代表者と制度上なっている国会と内閣とかが、あるいはそういうものに根拠を有する防衛庁のシステムが、指揮監督というか監督をしておるといいます。指制度上の仕組みの根本に、国民というのがやっぱりシベリアンコントロールの主体なんだと、その意識、その信念、その認識、そこはいいんではないかといいことを言っているんです。

○國務大臣(中谷元君) 委員のおっしゃるとおり、国民の意識に基づくものだということふうに思っております。

○江田五月君 官房長官も同じです。よろしいですね。

○國務大臣(福田康夫君) はい、同じでございます。

この自衛隊法改正案については、我が会派は賛成でございます。しかし、いろいろな心配があります。そこで伺うんですが、先ほどもちょっと話に出ました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法、いわゆるミューチュアル・ディフェンス・アグリーメントですか、MDA秘密保護法、この七条には「この法律の適用にあたり、これを拡張して解釈して、国民の基本的権利を不当に侵害するようなことがあつてはならない」という条文が入っている。これは何か修正によって入ったとかいっている話なんです、今回のこの自衛隊法改正では、なぜこの七条のような規定がないんですか、防衛庁長官。

○政府参考人(宮藤新信君) 今回の自衛隊法にも守秘義務を定めた条項があるわけでございますが、あれに対しての適用、拡張解釈云々のことは、おはるいは国民の基本的権利を不当に侵害するといふことは書いてございません。が、いずれにしても、書かなくて

も、自衛隊法とかがそういった場合に、言っておれば常軌的なことというところで書いてないからといって、こゝに書いたことが何と云うか関係ないというところは全くないわけでございます。

○江田五月君 書いてないからといって、常軌的なことだと言ったけれども、その常識的なことがちよいち怪しくなるから書いてあるんですよね。

防衛庁長官、今回修正したとまでは言いませんけれども、こういう国民の基本的権利を不当に侵害するようなことがあってはならない、これは当たり前のことで、その点は重々注意をされるんではないかと。よろしいですか。

○國務大臣(中谷元君) そのことは日本国憲法にも書かれておりまして、それを遵守するというのは当然のことでございますので、十分注意を払いながら運用してまいりたいというふうに思っております。

○江田五月君 これはやっぱりせめて附帯決議ぐらいは、そういうのは入れておいた方がいって私には思われます。

そこで、中谷長官、ちょっと細かいところで恐縮なんですけれども、やっぱり重要なことなので、ぜひこれまでの答弁の訂正をひとつお願いをしておかないかならぬと思えます。ちょっと、まず何を訂正するかを聞かないかと。

一昨日の我が党の採集委員の質問に対して中谷長官は、これはまだ未定稿の段階なんですけれども、かぎ括弧で、「さらに報道関係とか国会議員等につきましては、現在においても教唆とか、この中で刑法上の罰則がかかっております。この教唆というものは贈賄とか脅迫といった不正な手段で秘密を知る行為でありまして、これは現在在議院でも刑法で罰せられますけれども、今回の修正も行っているもの以上には罰則を規定するということは盛り込んでおきたいので、現状のままの状態でございます。」と、こうおっしゃって、おはるいは国民の基本的権利を不当に侵害するといふことは書いてございません。が、いずれにしろ、書かなくて

も、自衛隊法とかがそういった場合に、言っておれば常軌的なことというところで書いてないからといって、こゝに書いたことが何と云うか関係ないというところは全くないわけでございます。

て、その行為自体が、ちよつと教えてよとかいいうのじゃやばりだめで、その秘密漏えいに至る具体的危険性があるような行為でなければそもそも教唆だとか扇動とかには当たらないんだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(中谷元吉) おっしゃるとおり、実質が単なる規律違反としての評価を受けるにすぎないものについては、その行為が、国家公務員法の百十條、これは周りでデモとかを行って、場合、シニプレヒコールで上げて扇動されるようなときに扇動罪に当たるかというケースなんですけれども、国家公務員法の百十條一項十七号の罰則の構成要件に該当しないということはもちろんでありますし、また、この罰則の構成要件に該当する行為であっても具体的事情のいかんによっては法秩序全体の精神に照らして許容されるものと認められるときは刑法上の違法性が阻却されることもあり得るということは言うまでもないとしておりまして、最終的には司法機関の判断によってなされることであるけれども、おっしゃるような内容は想定はいたしておりません。入るとは想定はいたしておりません。

○江田五月君 業者、業務者でない者が防衛秘密にアクセスする。それは、業務者との従犯関係になる場合と、それから今の独立して罰せられる場合とで、それから業務者でない者が防衛秘密を例えは写真撮影する、あるいはビデオで撮る、これを公表すると、これは罪になりますか。なりませんね。

○政府参考人(首藤新悟君) 今おっしゃられました想定が、ちよつと具体的にわからないわけですが、業者、業務者でない者は基本的にその写真撮影とか物を撮るとかという立派には置かれることはないかと考えているわけでございます。

○江田五月君 だって、それはわからないですよ。写真撮影の、フリーのカメラマンがいるんなことをやってそれが例えば住居侵入になるとか、それは別ですよ。だけれども、そういうものが一切なくて、体化した物件というものがあ

しょう、防衛秘密を体化した物件、例えばミサイル。これを写真でどこかで撮ったと。それが秘密漏えいに当たるとかいうことではないですねという事です。

○国務大臣(中谷元吉) それは、正犯でもありませんし、そういう教唆行為でもなかったら、そういうのはないというふうに思います。○江田五月君 次に、保護法益の衝突の関係で今の教唆とかそういうものが限定されてくるという場合があると思うんですが、報道の自由との関係、これはもう今まで議論に出ていますが、それから国政調査権の関係、これも議論が出ていますが、一般の市民の場合、例えば情報公開法による開示請求、これはどう見たって教唆には当たらないと考えていいですか。

○国務大臣(中谷元吉) 情報公開法に基づいて防衛秘密についての開示請求をすることについては、何ら違法性はないというふうに思います。○江田五月君 あとは皆さんの方がこれは秘密だから出せないと言えはいいんで、情報公開法でどんどん追っていくということ、これは市民のシビリアンコントロールであり、知る権利であり、そういうものが制約されるということは絶対ありえないと。今、明確にお答えになりましたから、それでいいと思えます。

次に、自衛隊法改正案の防衛秘密に関する部分は公布後二年を超えない範囲で施行と書いてありますが、これは文字どおりおおよそ一年半、一年後に施行ということになるんですか。

○政府参考人(首藤新悟君) こう書きました理由でございますが、一つには、刑法法規でございますので周知徹底期間が必要である。それからもう一つは、防衛秘密の保全に万全を期すとともに、適切な運用を図るため内部的な作業が必要であるということからいたしまして一年を超えない範囲ということにしたわけでございますが、防衛庁としては、防衛秘密の保全が我が国の防衛上必要であることから、周知徹底期間を十分考慮の上で、できるだけ早期に施行できるように努め

てまいりたいと考えているわけでございます。○江田五月君 ちよつと前に戻って、MDAの秘密保護法では、二條で、行政機関の長は、「防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等防衛秘密の保護に必要な措置を講ずる」と。標記を付す、関係者に通知をするというの形になってい

ます。しかし、これはもう絶対必要な要件、それにかわるものとしては、性質上それが困難なときに通知をすること、さらに、九十六條の二の四項で、一、二項に定めるもののほか、第一項に規定する事項の保護に必要な措置を講ずると、こうなっているんですが、このMDA秘密保護法の規定の仕方と今回の規定の仕方の違いというのはなせ起きたんですか。

○政府参考人(首藤新悟君) MDA秘密保護法は、申すまでもなく、アメリカから供与された技術に関する装備品に関する秘密保護でございます。すべてが防衛庁所管部分とは限らない、防衛庁以外の役所も関係するようないことがあろうというなことがございまして通知とかいったことが書いてございます。

また、今回の改正案は、はっきりと防衛庁長官が指定するというところで、実質のみならず形式的にも秘を指定するというところでございまして、MDA法では基本的に実質主義をとっているというふうな違いからこのような法律及び今回の改正案における差が出てくるわけでございます。

○江田五月君 自衛隊法による場合には形式的にもこの手続が必要、そして同時に実質秘でなきゃいけない。MDA秘密保護法の方は、実質秘であつたら、必要な措置はとるんですが、それでよろしいと、標記が付けられなくてもいい。現実には標記が付けられない、MDA秘密保護法に言うところの、改正後ですと特別防衛秘密になりますか、という標記が付けられない特別防衛秘密というものはあるんですか。

○政府参考人(首藤新悟君) 現実には、このMDA法自身にも標記を付すというようなことが書いてありますとおり、そういうことはないと存じます。

○江田五月君 時間になりましたが、最後に、くれぐれも冒頭申し上げましたような基本的な人権の侵害に当たるとかいうことのないように、これはもう強くお願いをして、私の質問を終わります。

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。今日までこのテロ特措法等につきましてさまざまな論議が議論されてきたわけでありましてけれども、私も所管の大臣の方々に直接お伺いする機会、初めてでございますので、この場をおかりして幾つか私自身がお聞きしたかった点を、またこれまでの議論でもう一度整理したいと思われるところをちよつとお聞きしたいと思えます。

私も、参議院の本会議の代表質問で申しましたけれども、十月五日からパキスタンの現地視察、調査をしたわけでございます。本日は、まず最初に、その現地調査をしている中で非常に具体的な提案を現地国連スタッフからいただいたておりますので、それについて、日本政府として、現行法の枠内あるいは今審議中の特措法が成立した際に実際できるのかどうかということをちよつとお聞きをしたい。

まず、防衛庁長官になると思いますが、最初の具体的な提案は、いわゆるパキスタンなどのアフガニスタン周辺国連領域内で活動する国連機関やNGOの国際スタッフですね、現地スタッフというより国際スタッフで、緊急事態が発生したときにそのエリアから緊急退避をしなければいけない。その際に、退避する移動の際とか、これは具体的にいろいろな事態が想定されますので一概に言うことは難しいかもしれませんが、しかし、例えば日本なんかは自衛隊による邦人保護の観点からの輸送等も既に行っているわけですので、そういう意味で、そういう邦人に限らず外国人の国連機関あるいはNGOのスタッフ、あるいは外交団まで含まれるかどうかこれはわかりま

案文を朗読いたします。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

一、テロ根絶に対する我が国の主体的な外交努力を一層進めるとともに、国連を中心とした国際的な枠組みの構築に努めること。

二、国民生活及び経済システムなどがテロによって脅かされることのないよう、包括的なテロ対策を講ずるとともに、あわせて邦人保護、テロ資金源根絶対策等に万全を期すること。

三、アフガニスタンの和平と復興のために積極的なイニシアティブをとること。

四、自衛隊の派遣については、派遣先の状況の推移を十分に踏まえ、実施すること。

五、国会の承認の付議については、対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日から二十日以内であっても、可能な限り速やかに求めること。

右決議する。

以上でございませう。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敏三君) ただいま山本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
(賛成者挙手)
○委員長(武見敏三君) 多数と認めます。よって、山本君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田内閣官房長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。福田内閣官房長官。

○國務大臣(福田康夫君) ただいま御決議のありましたいわゆるテロ対策特別措置法案に対する附帯決議につきまして、その趣旨を十分尊重して努力してまいります。

○委員長(武見敏三君) 次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(武見敏三君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

木俣君から発言を求められておりますので、これを許します。木俣佳文君。

○木俣佳文君 私は、ただいま可決されました自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、いやくも、この原則を逸脱することのないよう配慮すること。

二、自衛隊の部隊等による警護出動は、治安出動に至らない事態の下における自衛隊の活用という視点から、必要に応じ今後検討すること。

三、防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないように運用すること。

右決議する。

以上でございませう。

○委員長(武見敏三君) ただいま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
(賛成者挙手)

○委員長(武見敏三君) 多数と認めます。よって、木俣君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中谷防衛庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中谷防衛庁長官。

○國務大臣(中谷元君) ただいま御決議のありました自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、御趣旨を十分踏まえまして努力してまいります。

○委員長(武見敏三君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議をございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(武見敏三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

(参照)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に

対する修正案
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第四條第二項に次の一号を加える。
八 対応措置の実施に必要な経費

第五條第一項を次のように改める。
基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を実施することができ

る。
第五條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

82 / 1019

19.2.17(土)

毎日

潜水艦事故報道

これが防衛秘密の漏えいか

防衛省情報本部所属の航空自衛隊一佐が読売新聞記者に内部情報を漏らしたとして、自衛隊法違反(秘密漏えい)容疑で、自衛隊警務隊の家宅捜索を受けたことが明らかになった。

読売新聞は中国海軍所属の「明」級のディゼル式潜水艦が南シナ海で火災事故を起こし、航行不能になったことを5年5月31日付朝刊で報道した。記事には米軍からの情報が含まれており、一佐が米軍情報を流出させた疑いが持たれている。

報道機関への情報提供で自衛隊関係者が強制捜査を受けるのは極めて異例である。「報道の自由」の制約にすぎないのか、国民の知る権利を損なう点なども看過できない問題である。自衛隊法には職務上知り得た秘密を漏らしてはいけないという守

秘義務が規定されている。違反すれば懲役一年以下または3万円以下の罰金が科せられる。01年には防衛相が指定した「防衛秘密」を漏らした場合、5年以下の懲役となる。それまでより重い罪も新設された。情報漏えいを教唆した者にも処罰対象が広がられ、記者も含まれる。

当国会では、何が防衛秘密に当たるのか明確ではない上に、取材活動の制限につながるのではないかという議論になった。国家の安全保障上、守るべき秘密はあるだろう。しかし、軍事に関する情報は、もともと秘密主義に陥りがちで、国民が政策を判断するための情報が制約されるケースが多い。

例えばテロ特措法やインテクト法による海外での自衛隊活動も美態が分かりにくく、私たちは情報を積極的に公開すべきだと要求し

てきた。

当局が公表しない事実を、取材活動によって明らかにしていくのは報道機関の責務であり、「知る権利」に心える道だと思ふ。

中国の潜水艦事故に関する読売新聞の報道が米國と日本の安全保障に對して、どれだけの実害を及ぼし、双方の利益を損なったことになるのだろうか。

日本近海での中国潜水艦の火災事故は、国民にとって必要な情報であることは明白だ。むしろ、防衛自身が積極的に公表すべきも

のだ。日米間の軍事情報の共有化は進み、防衛省は米國から情報管理の強化を再三、求められてきた。そのため、情報内容よりも管内の引き締めのために強制捜査に踏み切ったという見方もできる。読売の報道が一部警戒の手段として使われたなら、全く理解に苦しむ。積

極的に情報を公開し、国民の理解を得るといふ流れにも逆行する。久間章生防衛相は「情報をもったから罪になるわけではない。通常の取材を罰する法律ではない」と述べた。しかし、情報提供の例を萎縮させ、国民に必要

な情報が届かなくなることを危惧する。防衛省は捜査の事実も認め、ものの、事実関係については詳しく説明していない。また何が問題なのかをはっきりさせるべきだ。

19.2.17

日 経

防衛秘密漏えい捜査への懸念

防衛省情報本部の一等空佐が読売新聞記者に防衛秘密を漏らしたとして、自衛隊の警務隊が関係先を家宅搜索するなど自衛隊法違反(秘密漏えい)容疑で捜査を進めていることが明るみに出た。メディアへの情報提供に絡む強制捜査は異例である。国民の「知る権利」を損なう事態として懸念を抱かざるを得ない。

問題になっているのは、中国海軍の潜水艦が南シナ海で火災を起こし航行不能になったなどと報じた二〇〇五年五月の記事だ。当時の防衛庁は被疑者不詳のまま同法違反で警務隊に刑事告発した。その後、警務隊は情報提供者を特定し、本格的な捜査に乗り出したとみられる。

今回の捜査でまず憂慮されるの

は、秘密漏えいの概念をメディアへの情報提供にまで広げたことだ。防衛秘密漏えいは〇一年に罰則が大幅に強化されるなどしたが、これは前年に起きた駐日ロシア大使館武官への秘密漏えい事件を受けた措置だった。基本的にはスパイ活動の抑止を狙っており、メディアへの情報提供についての適用は一段の慎重さが求められるのではないだろうか。

もう一つの大きな問題点は、防衛秘密の範囲や対象があいまいなことである。防衛省・自衛隊は国益を左右する情報を持ち、同盟国の米國とも防衛秘密を共有している。だからこそ一般の国家公務員より厳格な守秘義務が課せられており、その特殊性は理解する必要がある。ただ、具体的な範囲や対象は十分な吟味が必要であり、過度な対応はかえって国民の信頼を失うことになる。

警務隊は読売側については捜査対象とはしないとされるが、情報提供者への強制捜査自体が、防衛省・自衛隊に限らず情報源とメディア双方を萎縮させる恐れがある。仮に読売側を捜査対象としなくても、そうした「見せしめ」が報道の自由と「知る権利」に与える影響は大きい。

最高裁は一九七八年の決定で「国家公務員への秘密情報提供要請は、真に報道目的で取材手法が社会通念を逸脱していない限りは正当な業務行為」と指摘した。その後の司法判断の多くも報道側に一定の理解を示している。今回の強制捜査は、そうした流れを否定しかねない重大な問題をはらんでいる。

19.2.23

読 売

今後も「知る権利」に応えたい

防衛秘密と報道

防衛省は、国の安全保障の根幹にかかわる情報を数多く抱えている。厳格な情報管理と服務規律の徹底がなされるのは当然のことだ。

防衛秘密が外国スパイなどに漏れ出して、国益が損なわれるようなことがあってはならない。

だからといって、国民が報道を知るべき公共性の高い情報すべてを遮断されるようになって良いはずはない。

防衛省情報本部の一等空佐が読売新聞記者に内部情報を漏らした疑いがあるとして、自衛隊の警務隊が1佐の自宅などを捜索し、任意で事情聴取していた。秘密指定された文書などを外部に漏らした自衛隊法違反容疑だという。

報道をめぐる、異例ともいえる防衛省の強権的対応には、「取材・報道の自由」「国民の知る権利」との関係で強い懸念を抱かざるを得ない。

問題となったのは、2005年5月の朝刊記事だ。日米両国の防衛筋が確認した話として、中国海軍の潜水艦が南シナ海を潜航中、火災とみられる事故を起こして航行不能になり、海南島に向けて曳航されていると内容を報じている。

防衛庁(当時)は記事に強い不快感を示した。火災の情報が米側からもたらされたものだったためとされる。

報道から半年後、漏洩の被疑者不詳のまま警務隊に告発している。1佐の強制捜査が行われたのは約1年後の今年初めだ。この間、継続的に内偵捜査が行われていた。

情報漏洩といえなく、自衛隊はしばしば不祥事を起して来た。2000年には海自3佐が在日ロシア大使館武官への情報漏洩事件が発覚した。昨年も自衛隊員のペンションから、防衛関係の情報流出が相次いでいる。

自衛隊法が改正され、秘密漏洩への罰則が強化された。情報流出の抜本対策も昨春、まとめられた。

防衛省には、米側への信義を重んじ、日米の情報協力体制に揺らぎのないことをアピールする狙いがあったのではないかと。見せしめ、的捜査で内部の引き締めを狙ったとの見方も出ている。

こうした対応は、取材対象となる公務員らを萎縮させ、結果的に記者の取材・報道をも制約してしまう危険性が高い。国民の知る権利も狭められてしまう。

読売新聞は、今回の取材活動が適正に行われ、法令違反や社会通念を逸脱する行為がなかったことを確認している。

そして、今後も取材源の秘匿を真に知る権利に委任するため適正な取材・報道を行っていくつもりである。

報道機関の使命を再確認したい。

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

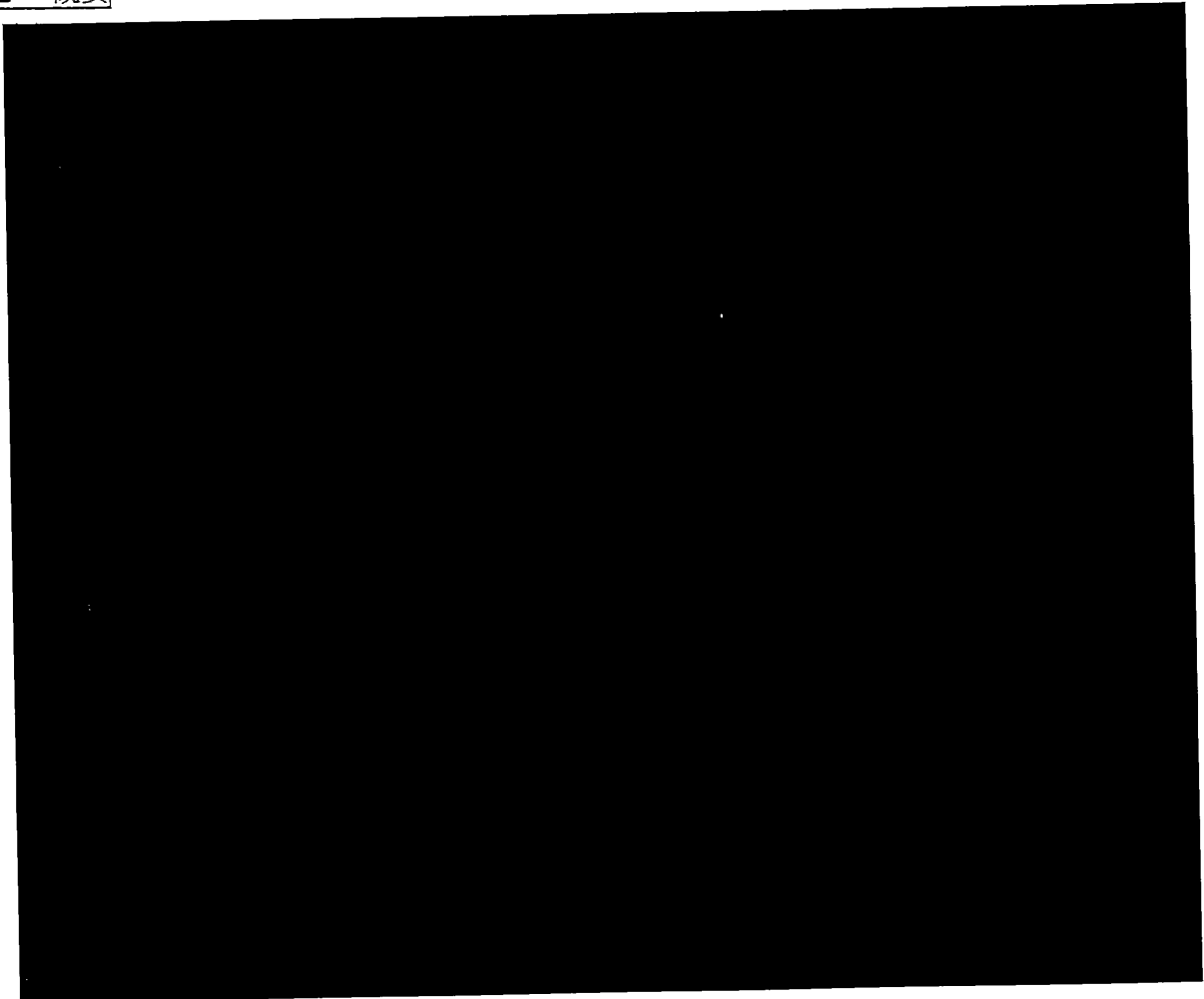
12/07/06内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

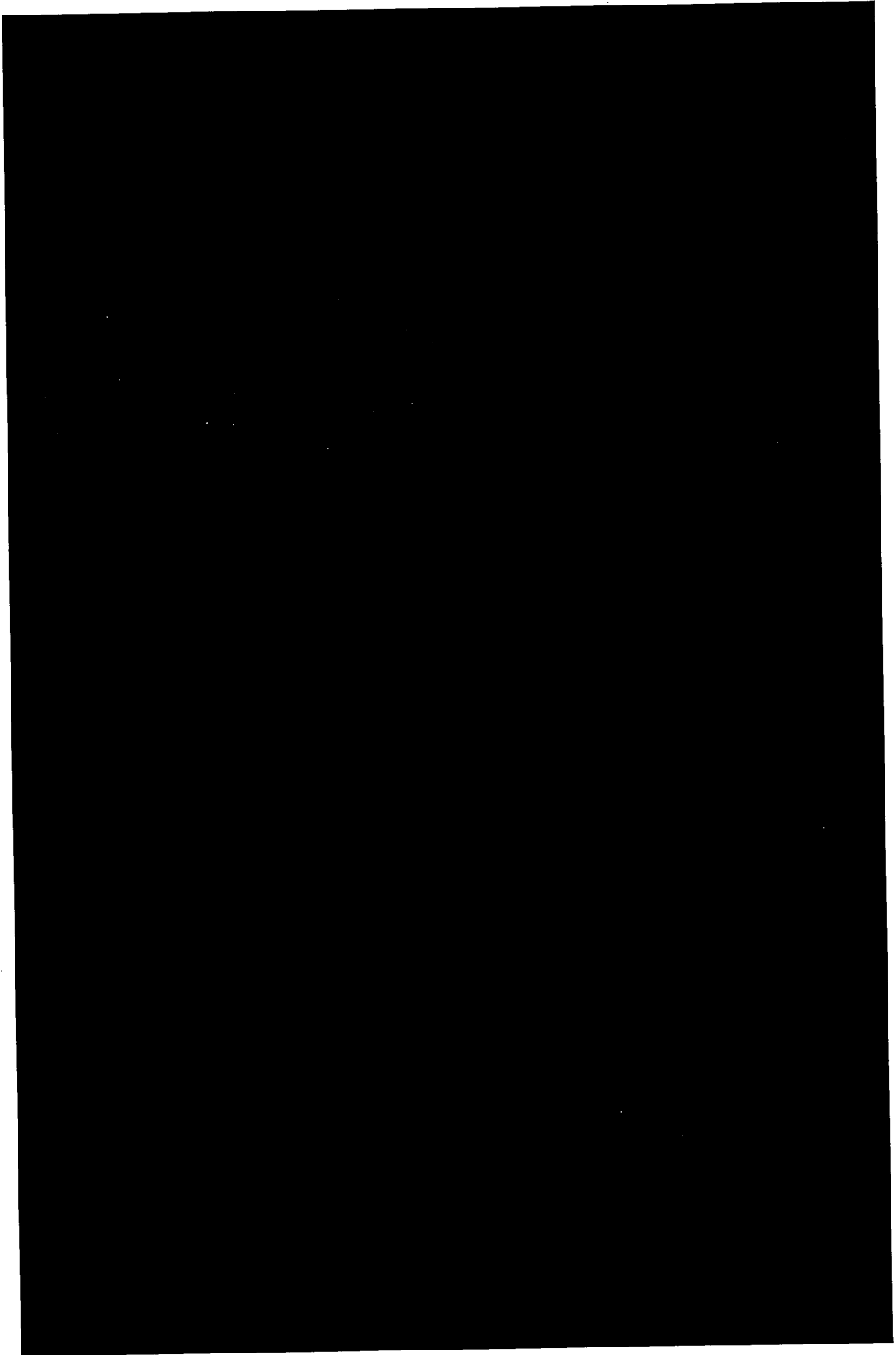
1 趣旨



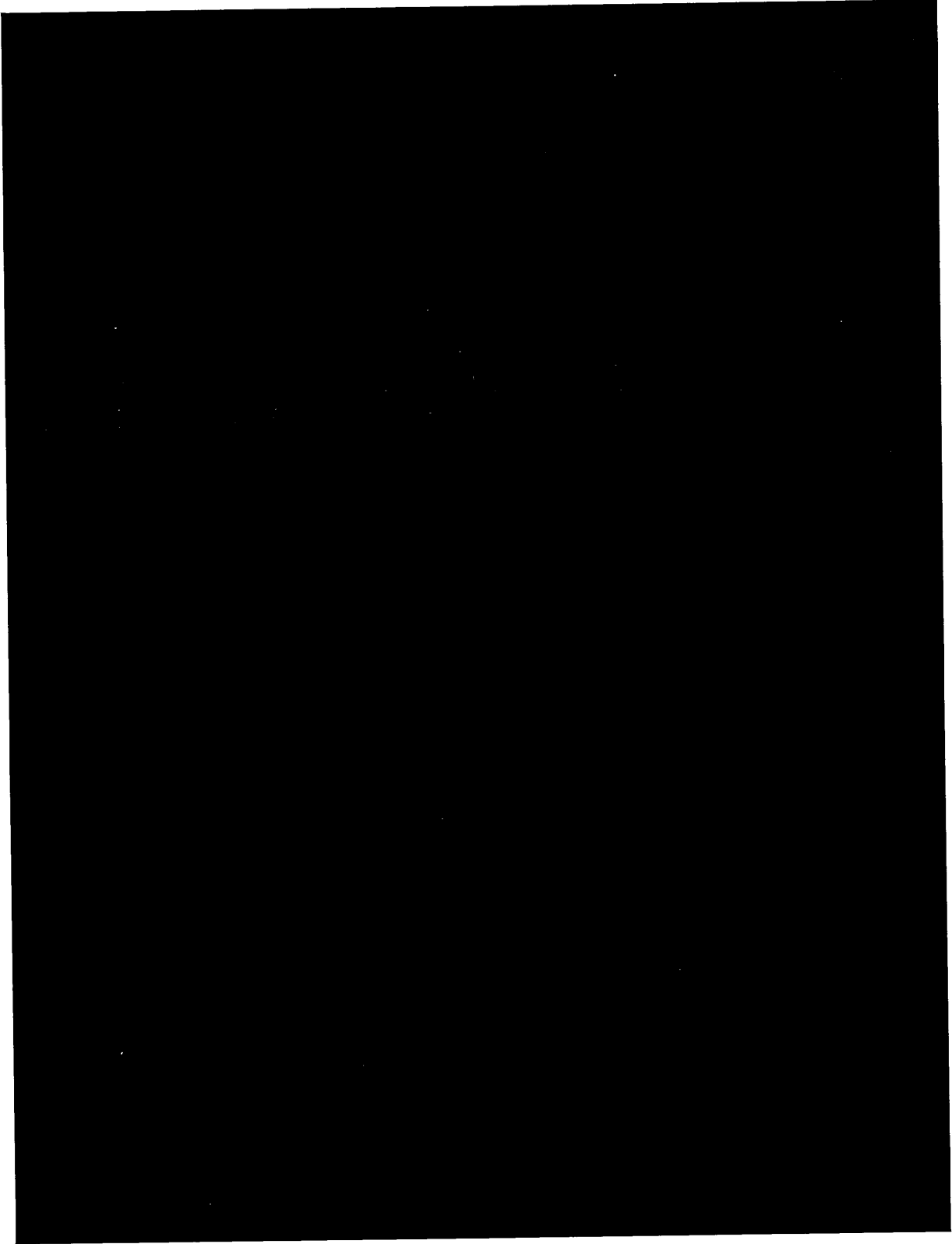
2 概要



12/07/06内調内検討済み



12/07/06内調内検討済み



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第37回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月13日 14:45

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (521 KB)

外務省 大臣官房総務課 ■■■様、■■■様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第37回)を7月17日(火)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第37回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月13日 14:45

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (521 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 ■■■様、■■■様、■■■様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第37回)を7月17日(火)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:)
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第37回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月13日 14:44

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (521 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第37回)を7月17日(火)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第37回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月13日 14:44

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (521 KB)

内閣官房副長官室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第37回)を7月17日(火)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意ください。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第37回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月13日 14:43

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (521 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第37回)を7月17日(火)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第37回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月13日 14:43

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (521 KB)

内閣副長官補室(外政) 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第37回)を7月17日(火)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:.....)

E-Mail:.....
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第37回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月13日 14:43

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (521 KB)

内閣副長官補室(安危) 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第37回)を7月17日(火)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第37回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月13日 14:43

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (521 KB)

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第37回)を7月17日(火)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第37回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月13日 14:42

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (521 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様、長谷川様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第37回)を7月17日(火)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第37回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月13日 14:42

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (521 KB)

公安調査庁 総務部総務課審査室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第37回)を7月17日(火)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第37回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月13日 14:42

宛先:

添付ファイル: (資料1~3).pdf (491 KB); (資料)について(複数シートあり).jtd (94 KB); 持込資料リスト.jtd (25 KB); 法案概要三枚紙.jtd (45 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第37回)を7月17日(火)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

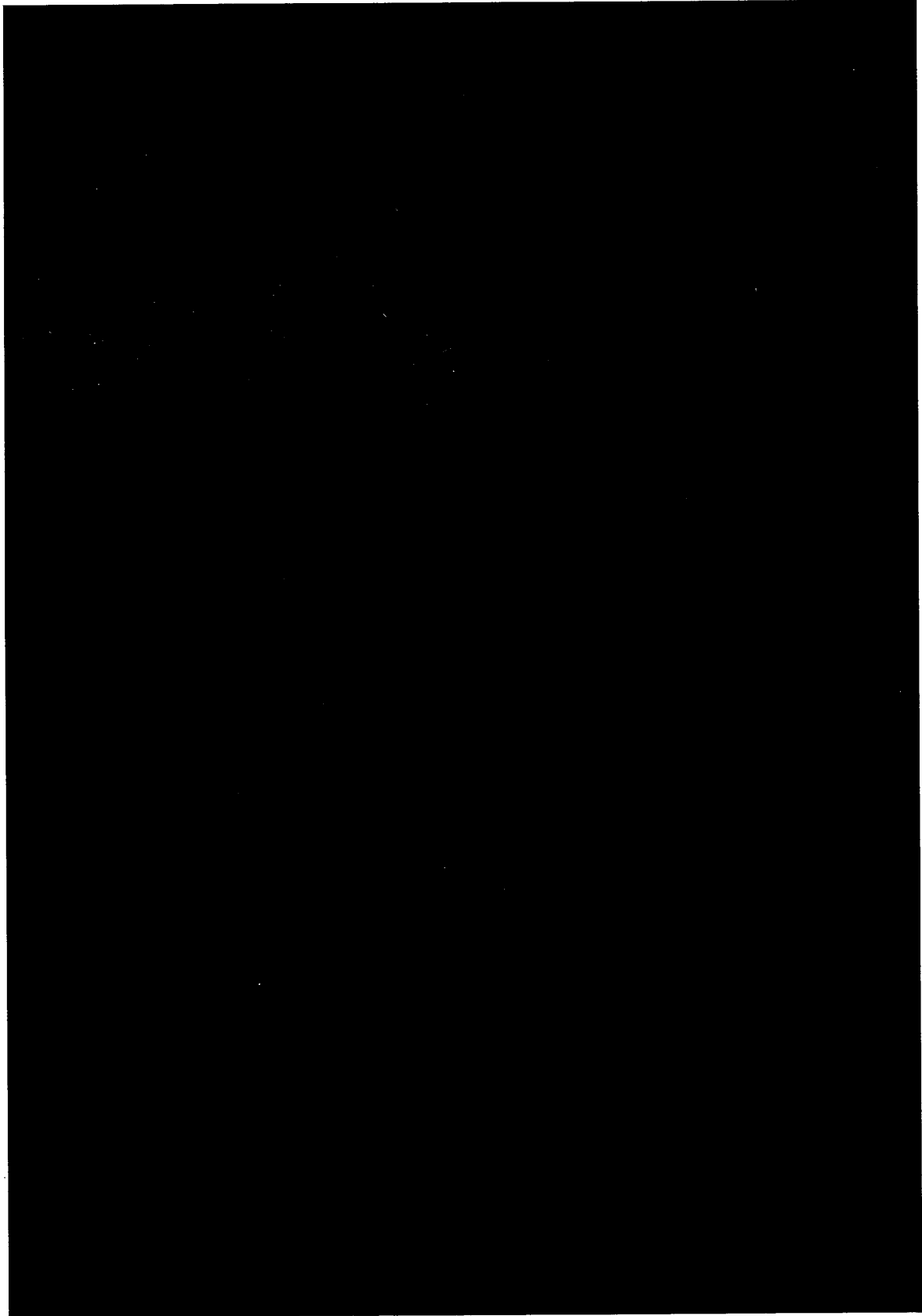
E-Mail:)
.....

秘密保全法制 法制局持込み資料

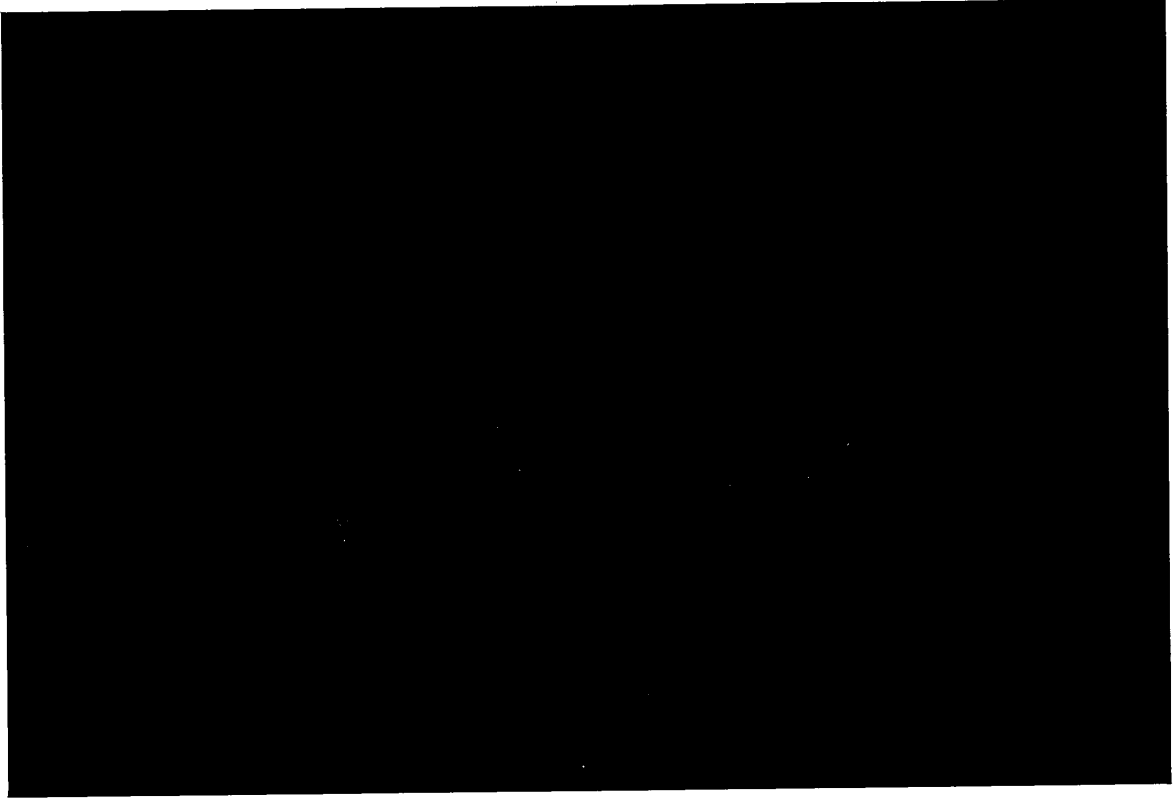
平成24年7月17日

- [REDACTED]
- 法案概要三枚紙案

12/07/13内調内検討済み

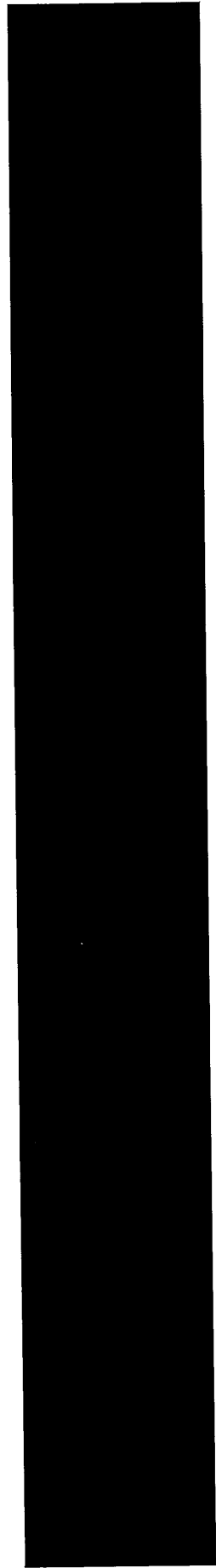


12/07/13内調内検討済み



12/07/13内調内検討済み

○



(資料 1)

日米相互防衛秘
助協定等に伴う
秘密保護法精義

郡 祐 一 著

柏 林 書 房

第二 第七條について (抜粋)

今までたび／＼説明したとおり、本法が秘密保護法たることにまつわる必然的な不明確さを持っていることは、争うべからざる事実である。その上罰則の犯罪類型においても、或いは「不当な方法」というような本法の運用に当る者の良識に委ねた規定があり、過去の国防保安法や軍機保護法の運用の跡をかえり見るとき、そこに漠然たる不安の念の移し出されることは、蓋し無理からぬところである。法案審議にあたり、政府側においても極力この不安を除くべく誠意をもって立案の態度を説明していたが、右のような漠然たる不安は、最後まで払拭されたとはいえなかつた。本条は、右のような不安の表明であり、本法の執行者に対し適切な運用を要する国会の切なる意思表示である。本法の最後の解釈権者が裁判所であることは何人も疑われないが、行政各部においてはその立場から一応の行政解釈を下だし、本法の運用に当ることとなるので、もしも目前の行政上の便宜のため、安易な態度で解釈を施すならば、立法者の予期しない結論を導き出し、善意の国民に不測の損害を及ぼすこととなるのである。世を挙げてかかる態度をとるならば、裁判所と雖もこれに引きずられる虞なしとしないであらう。

本法のごとき、国家の安全と基本的人権とが最も厳しい形で相触れる法律は、その解釈と運用に最も慎重な態度をもってすべきであるとの法意を汲み、これに従うべきである。

※ 二十九ページ

何とかして防衛秘密の内包と外延を明確にし、これを公示して、罪刑法定主義の要求に添い、善良な国民が不測の害を受けることがないようにしたいとの欲求は、誠に無理からぬものであるし、立案当局者もかなり苦心を払ったものようであつたが、世界各国の例を見ても秘密に関する規定は、結局抽象的包括的に終っているのであって、やむを得ないものがあつた。

※ 六十ページ

秘密保護法においては、犯罪類型の最も重要な要素である秘密を具体的に且つ明確に規定することが、秘密保護の本質上不可能に感じ

※ 六十六ページ

諸外国の立法例を見ても、秘密の規定は例示が多いか少いかの区別はあつても、結局秘密の特殊性から明確なものはないと断言し得る。

○江田五月君 国民の多くが、今回のテロに対して何か対応をする、それについて日本も参加をする、そのことに賛成の人もたくさんいます。しかし、賛成の人も、また同時に、だけれども何か不安だという気持ちも持っている。

それは何が不安かという、やっぱりなし崩しでどんどんどこまで行くんだらうかということについての不安なので、だから、そこはそうじゃないですよ、今回のテロへの対応だ。そのテロへの対応も報復じゃないんです。報復じゃないんですよというの、きょう冒頭、総理の不規則発言への返答はこういう意味だといって、いろいろ気を使っている。不規則発言があったから、それでついつかつかつとさういふいかな、いや報復戦争なんてだれもやりたくないとかいふような発言が出てくるんじゃないかと、そこはやっぱりもう頭の中がちりちりとたき込んでおきなきやいかめことだと思っていますが、それはいいですね、そこは。

○国務大臣(福田康夫君) この法案をこらんだだけではよく御理解いただけるらうというふうな思っておいて、そういうつもりで提出をさせていたのだということではあるんでありますけれども、まさに委員のおっしゃるとおり、そういうおっしゃる考え方というのは、もうしっかり頭をたたき込んでおることだけははつきり申し上げます。

○江田五月君 シベリアンコントロールについて伺います。

私たちは、国会の原則承認がシベリアンコントロールに基づく最も重要なポイントだと考えられていますが、それはおいて、シベリアンコントロールというのはいかにかというの、これを確認しておきたいと思いますが、平成十三年版のいわゆる防衛白書の記載、読んでいただくと長くなるので、こちらで読みます。

「文民統制は、シベリアン・コントロールともいい、民主主義国家における軍事に対する政治優先又は軍事力に対する民主主義的政治統制を指す。わが国の場合、終戦までの経緯に対する反省もあり、自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確保するため、旧憲法下の体制とは全く異なり、以下のような厳格なシベリアン・コントロールの諸制度を採用している。」と、こう言っている。国会の、内閣の、防衛庁の、三つの制度をお書きになって、さらに最後のところに、「以上のように、シベリアン・コントロールの制度は整備されているが、それが実を挙げるためには、国民が防衛に対する深い関心をもつとともに、「云々と、こういうことが必要だ」と、こう書いてあるわけですね。

これは中谷長官、これでよろしいですね、防衛白書です。はい、よろしいですね。

○国務大臣(中谷元君) 平成十三年版の防衛白書に書かれておまして、そのとおりでございます。

○江田五月君 福田官房長官もよろしいですね。

○国務大臣(福田康夫君) 慌てて見えていますけれども、よろしいと思えます。

○江田五月君 別にひっかけも何もありませんから、シベリアンコントロールというのは、国会と内閣と防衛庁とで制度が整備されているが、その根本には「自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確保する」、国民の意思、シベリアンコントロールが表を上げるためには国民が防衛に関する深い関心を持つことが必要だと。つまり、国民主権だと、国民なんだと。最終的には国民、一人一人の国民がシベリアンコントロールの主体なんだと、こういうことだと思っておりますが、その核心、これは官房長官も防衛庁長官も揺るぎはないでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) シベリアンコントロールというのは文民統制ということ、防衛庁長官とか、最高指揮官は総理大臣でありますけれども、これは文民でなければならぬ。

この文民というのは、正当に選挙で選ばれた国会議員でありますけれども、これは民主的な手続

で選ばれた国民を代表する国会議員でございます。そういう意味では国民の代表者がコントロールをしているというふうには私は思っております。

○江田五月君 ちょっと違うんで、国民の代表者と制度上なっている国会とか内閣とかが、あるいはそういうものに根拠を有する防衛庁のシステムが、指揮監督というか監督をしておるというものが、指揮監督上の仕組みの根本に、国民というのがやっぱりシベリアンコントロールの主体なんだと、その意識、その信念、その認識、そこはいいんでしょねというのを言っているんです。

○国務大臣(中谷元君) 委員のおっしゃるとおり、国民の意識に基づくものだというふうな思っております。

○江田五月君 官房長官も同じです。よろしいですね。

○国務大臣(福田康夫君) はい、同じでございます。

この自衛隊法改正案については、我が会派は賛成でございます。しかし、いろいろな心配がありまして、そこで何うんですが、先ほどもちょっと話に出してました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法、いわゆるニューチュアル・ディフェンス・アグリメントですか、M D A 秘密保護法、この七条には「この法律の適用にあたっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようないかなる行為もあつてはならない。」という条文が入っている。これは何か修正によって入ったとかいふ話なんです、今回のこの自衛隊法改正では、なぜこの七条のような規定がないんですか、防衛庁長官。

○政府参考人(官廳事務局長) 今回の自衛隊法にも守秘義務を定めた条項があるわけですが、これは国民の基本的な権利を不当に侵害するといふのは書いてございませぬ。が、いすれにしろ、書かなくて

も、自衛隊法とかそういう場合に、言わば常識的なことといたしまして書いてないかという、こいつは何かと何というか関係ないというところは全くないわけでございます。

○江田五月君 書いてないからといって、常識的なことだと言ったけれども、その常識的なことがちよいかい怪しくなるから書いてあるんですよ。

防衛庁長官、今回修正するときは言いませんけれども、こういう国民の基本的な権利を不当に侵害するようないかなる行為があつてはならない、これは当たり前前のことで、その点は重々注意をされるんですよ。

○国務大臣(中谷元君) そのことは日本国憲法にも書かれておまして、それを遵守するというのは当然のことでございますので、十分注意を払いながら運用してまいりたいというふうに思っています。

○江田五月君 これはやっぱりせめて附帯決議ぐらいは、そういうのは入れておいた方がいいと思っております。

そこで、中谷長官、ちょっと細かいことで恐縮なんですけれども、やっぱり重要なことなので、ぜひこれまでの答弁の訂正をひとつお願いをしておきなせなれと思っております。ちょっと、まず何を訂正するかを聞かせなさい。

一日の我が党の議案委員の質問に対して中谷長官は、これはまだ未定稿の段階なんですけれども、かき括弧で、「さらに報道関係とか国会議員等につきましては、現在においても教唆とかいふことで刑法上の罰則がかかっております。この教唆というものは贈賄とか脅迫といった不法な行為を秘密を知る行為でありまして、これは現在に於いても刑法で罰せられますけれども、今回は現在に行っているもの以上に罰則を規定をするというのとは盛り込んでおられませんので、現状のままの状態でございます。」と、こうおっしゃって、刑法で正犯に対して従犯がつけ加わっている、その今回のこの自衛隊法の教唆などは罰せられる

○江田五月君 書いてないからといって、常識的なことだと言ったけれども、その常識的なことがちよいかい怪しくなるから書いてあるんですよ。

防衛庁長官、今回修正するときは言いませんけれども、こういう国民の基本的な権利を不当に侵害するようないかなる行為があつてはならない、これは当たり前前のことで、その点は重々注意をされるんですよ。

○国務大臣(中谷元君) そのことは日本国憲法にも書かれておまして、それを遵守するというのは当然のことでございますので、十分注意を払いながら運用してまいりたいというふうに思っています。

○江田五月君 書いてないからといって、常識的なことだと言ったけれども、その常識的なことがちよいかい怪しくなるから書いてあるんですよ。

防衛庁長官、今回修正するときは言いませんけれども、こういう国民の基本的な権利を不当に侵害するようないかなる行為があつてはならない、これは当たり前前のことで、その点は重々注意をされるんですよ。

○国務大臣(中谷元君) そのことは日本国憲法にも書かれておまして、それを遵守するというのは当然のことでございますので、十分注意を払いながら運用してまいりたいというふうに思っています。

て、その行為自体が、ちょっと教えてよとかいいうのじゃやっぱりだめで、その秘密漏えいに至る具体的危険性があるような行為でなければそもそも教唆とか煽動とかには当たらないんだと思いがすが、いかがですか。

○國務大臣(中谷元君) おっしゃるとおり、実質が単なる規律違反としての評価を受けるにすぎないものについては、その行為が、国家公務員法の百十條、これは周りでデモとかを行っていている場合、シブレヒコルで上げて煽動されるようなときに煽動罪に当たるかというケースなんですけれども、国家公務員法の百十條一項十七号の罰則の構成要件に該当しないことはもちろんであり、また、この罰則の構成要件に該当する行為であっても具体的事情のいかんによっては法秩序全体の精神に照らして許容されるものと認められるときは刑法上の違法性が阻却されることもあり得るといことは言うまでもないとしておりまして、最終的には司法機関の判断によってなされることとなりますけれども、おっしゃるような内容は想定はいたしておりません。入るとは想定はいたしておりません。

○江田五月君 業者、業者でない者が防衛秘密にアクセスする。それは、業者との従関係になる場合と、それから今の独立して罰せられる場合とで、そうすると業者でない者が防衛秘密を例えば写真撮影する、あるいはビデオで撮る、これを公表すると。これは罪になりますか。なりませんね。

○政府参考人(宮藤新悟君) 今おっしゃられました想定がちょっと具体的にわからないわけですが、業者でない者は基本的にその写真撮影とか物を見るときかという立場には置かれることはないと考えているわけでございます。

○江田五月君 だって、それはわからないですよ。写真撮影の、フリーのカメラマンがいるんなことをやってそれが例えば住居侵入になるとか、それは別ですよ。だけれども、そういうものが一切なくて、化体した物件というのがあるんで

しょう、防衛秘密を化体した物件、例えばミサイル。これを写真でどこかで撮ったと。それが秘密漏えいに当たるとかいうことではないですわということですか。

○國務大臣(中谷元君) それは、正犯でもありませんし、そういう教唆行為でもなかったら、そういうのはないというふうに思います。

○江田五月君 次に、保護法益の衝突の関係で今の教唆とかそういうものが限定されてくるという関係、これはもう今まで議論に出ていますし、それから国政調査権の関係、これも議論に出ています。一般の市民の場合、例えば情報公開法による開示請求、これはどう見たって教唆には当たらないと考えていいですか。

○國務大臣(中谷元君) 情報公開法に基づいて防衛秘密について開示請求をすることについては、何ら違法性はなというふうな思いです。

○江田五月君 はいと皆さんの方がこれは秘密だから出せないと言えはいいんです、情報公開法でどんどん迫っていくということ、これは市民のシビリアンコントロールであり、知る権利であり、そういうものが制約されるということは絶対あってはいけない。今、明確にお答えになりましたから、それでいいと思えます。

てまいりたいと考えているわけでございます。

○江田五月君 ちょっと前に戻って、M D Aの秘密保護法では、二條で、「行政機関の長は、「防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等防衛秘密の保護に必要な措置を講ずる」と。標記を付す、関係者に通知をするというのには必要な措置の一例として挙げられているという形になっていす。しかし、自衛隊法の改正案では、標記を付すこと、これはもう絶対必要な要件、それにかかわるものとして、性質上それが困難なときに通知をするというところで、さらに、九十六條の二の四項で、二項に定めるもののほか、第一項の規定する事項の保護に必要な措置を講ずると、こうなっているんですが、このM D A秘密保護法の規定の仕方と今回の規定の仕方の違いというのはなせ起きたんですか。

○政府参考人(宮藤新悟君) M D A秘密保護法は、申すまでもなく、アメリカから供与された技術に関する装備品に関する秘密保護でございます。すべてが防衛庁所管部分とは限らない、防衛庁以外の役所も関係するようないことがあろうというところがございまして通知とかいったことが書いてございます。

また、今回の改正案は、はっきりと防衛庁長官が指定するというところで、実質のみならず形式的にも秘密指定ということでございますが、M D A法では基本的に実質主義をとっているというふうな違いからこのような法律及び今回の改正案における差が出てくるわけでございます。

○江田五月君 自衛隊法による場合には形式的にもこの手続が必要、そして同時に実質秘でなきゃいけない。M D A秘密保護法の方は、実質秘であったら、必要な措置はとるんですが、それでよろしいと、標記が付されなくてもいい。現実に標記が付されない、M D A秘密保護法に言うところの、改正後ですと特別防衛秘密になりますか、という標記が付されない特別防衛秘密というのはあるんですか。

○政府参考人(宮藤新悟君) 現実には、このM D A自身にも標記を付すというふうなことが書いてありますとおり、そういうことはいないと存じます。

○江田五月君 時間になりましたが、最後に、くれぐれも冒頭申し上げましたような基本的な人権の侵害に当たらないようなことのないように、これはもう強くお願いをします、私の質問を終わります。

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。今日までこのテロ特措法等につきましてさまざまな論点が議論されてきたわけでありましてけれども、私も所管の大臣の方々に直接伺っている機会、初めてでございますので、この場をおかりして幾つか私自身がお聞きしたかった点を、またこれまでの議論でもう一度整理した方がいいと思われるところをちょっとお聞きしたいと思っております。

私も、参議院の本会議の代表質問で申しましたけれども、十月五日からパキスタンの現地視察、調査をしたわけでございます。本日は、まず最初に、その現地調査をしている中で非常に具体的な提案を現地の国連スタッフからいただいたておりまして、それについて、日本政府として、現行法の枠内あるいは今審議中の特措法が成立した際に実施できるかどうかということをお聞きしたいと思います。

まず、防衛庁長官になると思いますが、最初の具体的な提案は、いわゆるパキスタンなどのアフガニスタン周辺国領域内で活動する国連機関やN G Oの国際スタッフですね、現地スタッフというより国際スタッフが、緊急事態が発生したときにそのエリアから緊急退避をしなければいけない。その際に、退避する移動の際とか、これは具体的にいいたくないんですが、これは具体的なことは難しいかも知れませんが、しかし、例えば日本にかも自衛隊による邦人保護の観点からの輸送等も既に行っているわけですので、そういった意味で、そういう邦人に限らず外国人の国連機関あるいはN G Oのスタッフ、あるいは外交団まで含まれるかどうかこれはわかりま

案文を朗読いたします。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、テロ根絶に対する我が国の主体的な外交努力を一層進めるとともに、国連を中心とした国際的な枠組みの構築に努めること。
- 二、国民生活及び経済システムなどがテロによって脅かされることのないよう、包括的なテロ対策を講ずるとともに、あわせて邦人保護、テロ資金源根絶対策等に万全を期すること。
- 三、アフガニスタンの平和と復興のために積極的なイニシアティブをとること。
- 四、自衛隊の派遣については、派遣先の状況の推移を十分に踏まえ、実施すること。
- 五、国会の承認の付議については、対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日から二十日以内であっても、可能な限り速やかに求めること。

右決議する。

以上でございませう。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敏三君) ただいま山本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(武見敏三君) 多数と認めます。よって、山本君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会会の決議することと決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田内閣官房長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。福田内閣官房長官。

○国務大臣(福田康夫君) ただいま御決議のありましたいわゆるテロ対策特別措置法案に対する附帯決議につきまして、その趣旨を十分尊重して努力してまいります。

○委員長(武見敏三君) 次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(武見敏三君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

木俣君から発言を求められておりますので、これを許します。木俣佳文君。

○木俣佳文君 私は、ただいま可決されました自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、いやくも、この原則を逸脱することのないよう配慮すること。
- 二、自衛隊の部隊等による警護出動は、治安出動に至らない事態の下における自衛隊の活用という観点から、必要に応じて今後検討すること。
- 三、防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないよう運用すること。

以上でございませう。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敏三君) ただいま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

(賛成者挙手)

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(武見敏三君) 多数と認めます。よって、木俣君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会会の決議することと決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中谷防衛庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中谷防衛庁長官。

○国務大臣(中谷元君) ただいま御決議のありました自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきまして、御趣旨を十分踏まえまして努力してまいります。

○委員長(武見敏三君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(武見敏三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

(参照)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する修正案

措置法案の一部を次のように修正する。

第四条第二項に次の一号を加える。

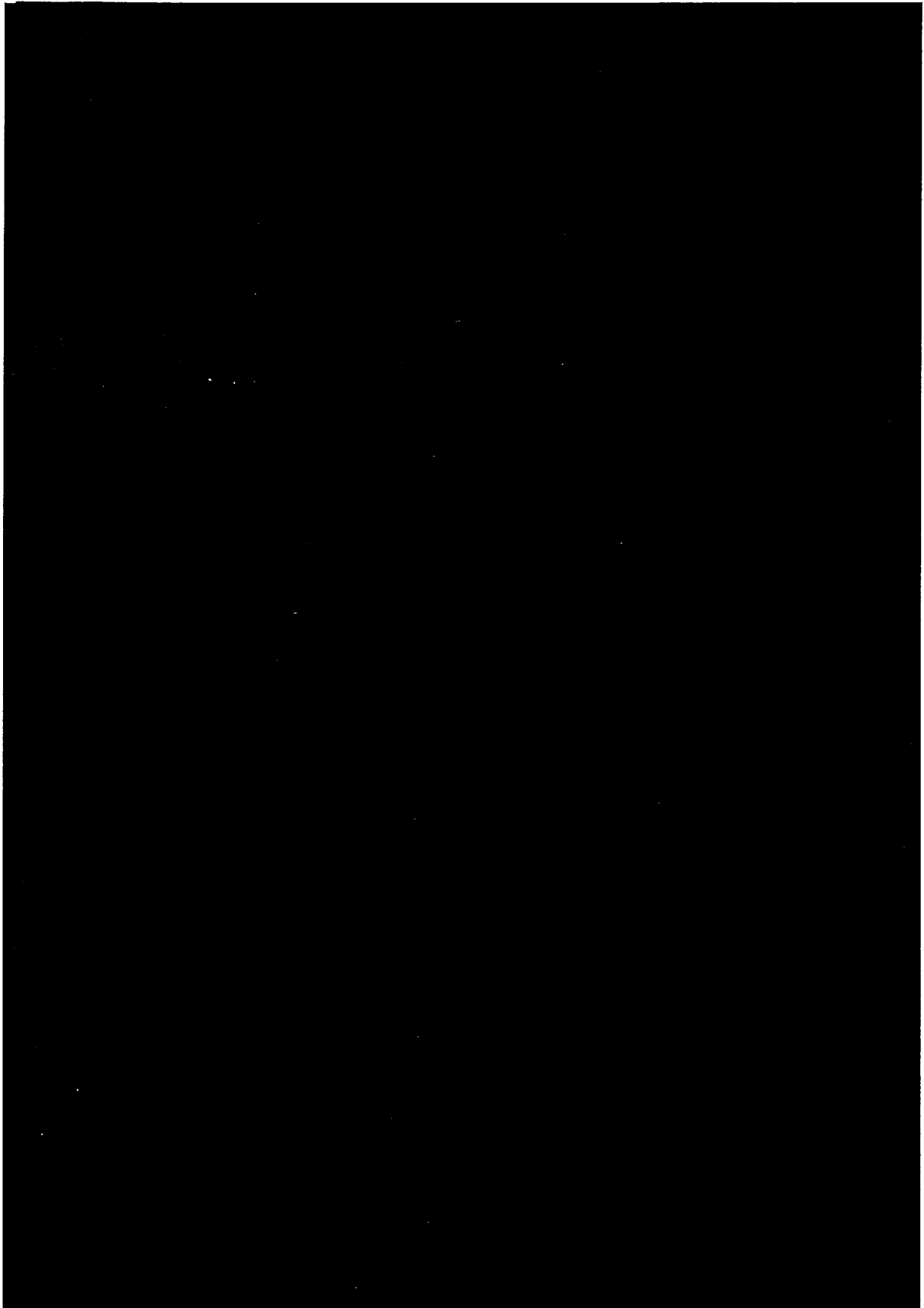
八 対応措置の実施に必要な経費

第五条第一項を次のように改める。

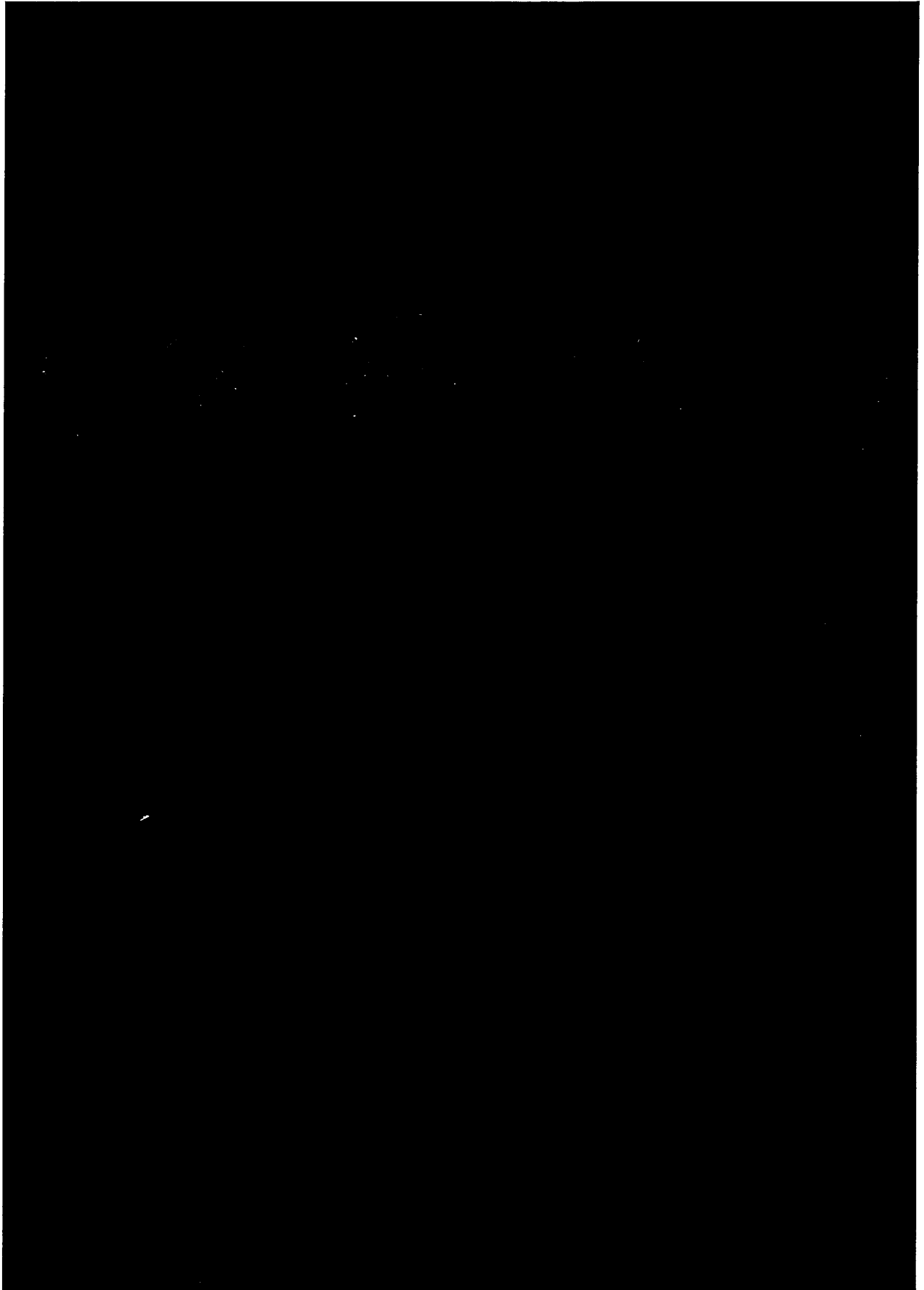
基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を実施することができる。

第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。







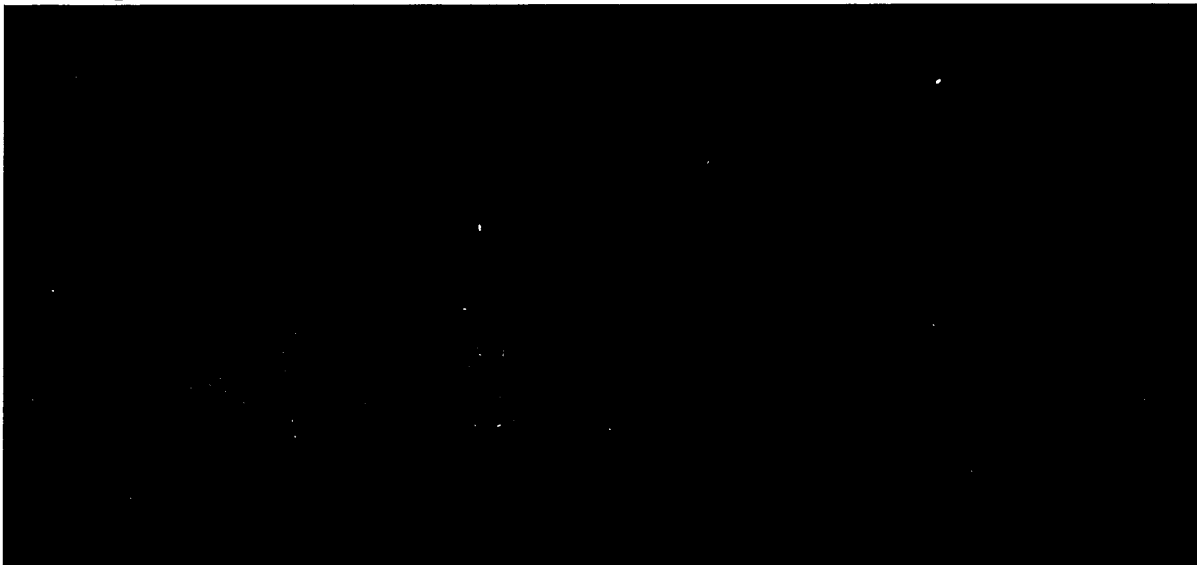
12/07/13内調内検討済み



12/07/13内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

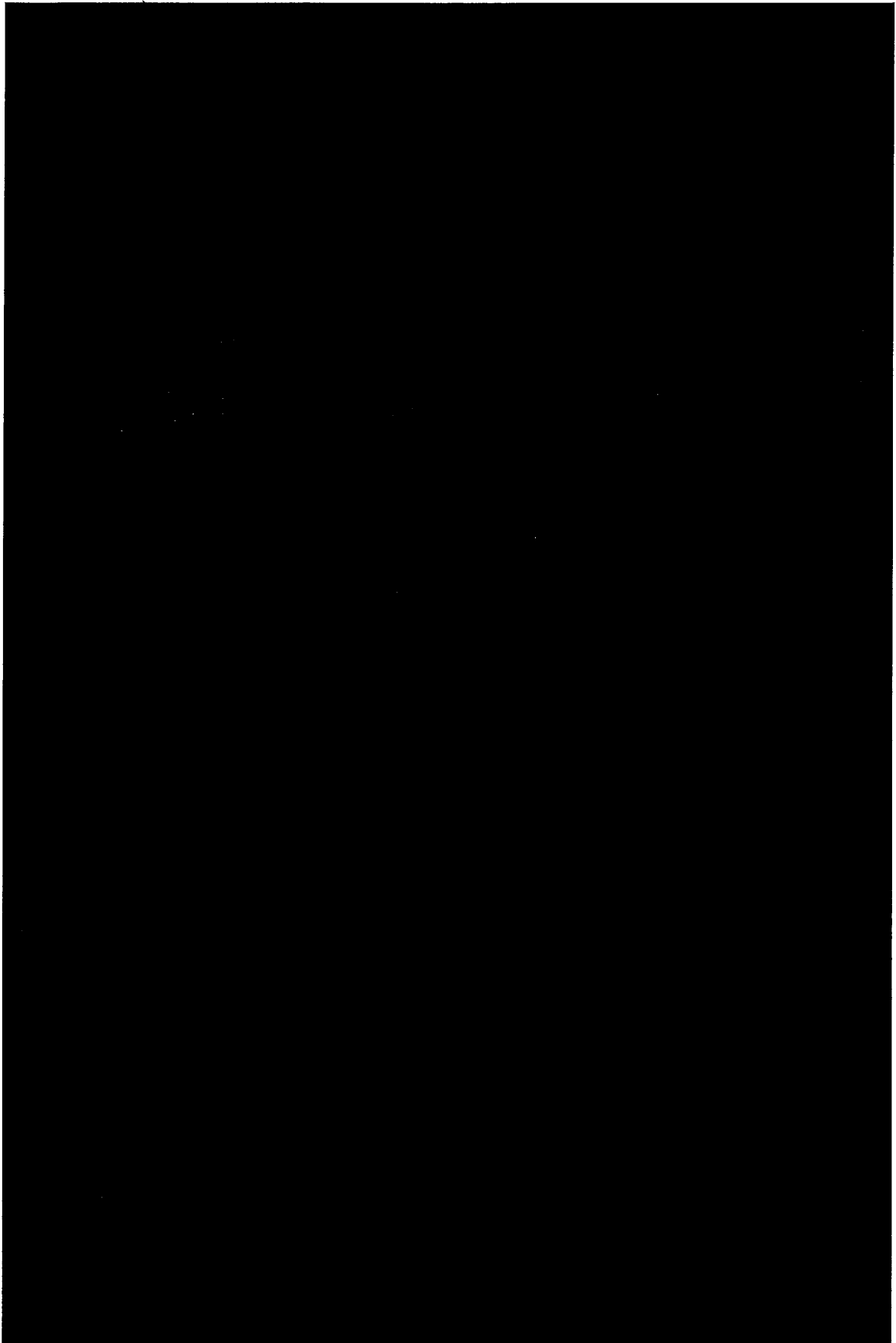
1 趣旨

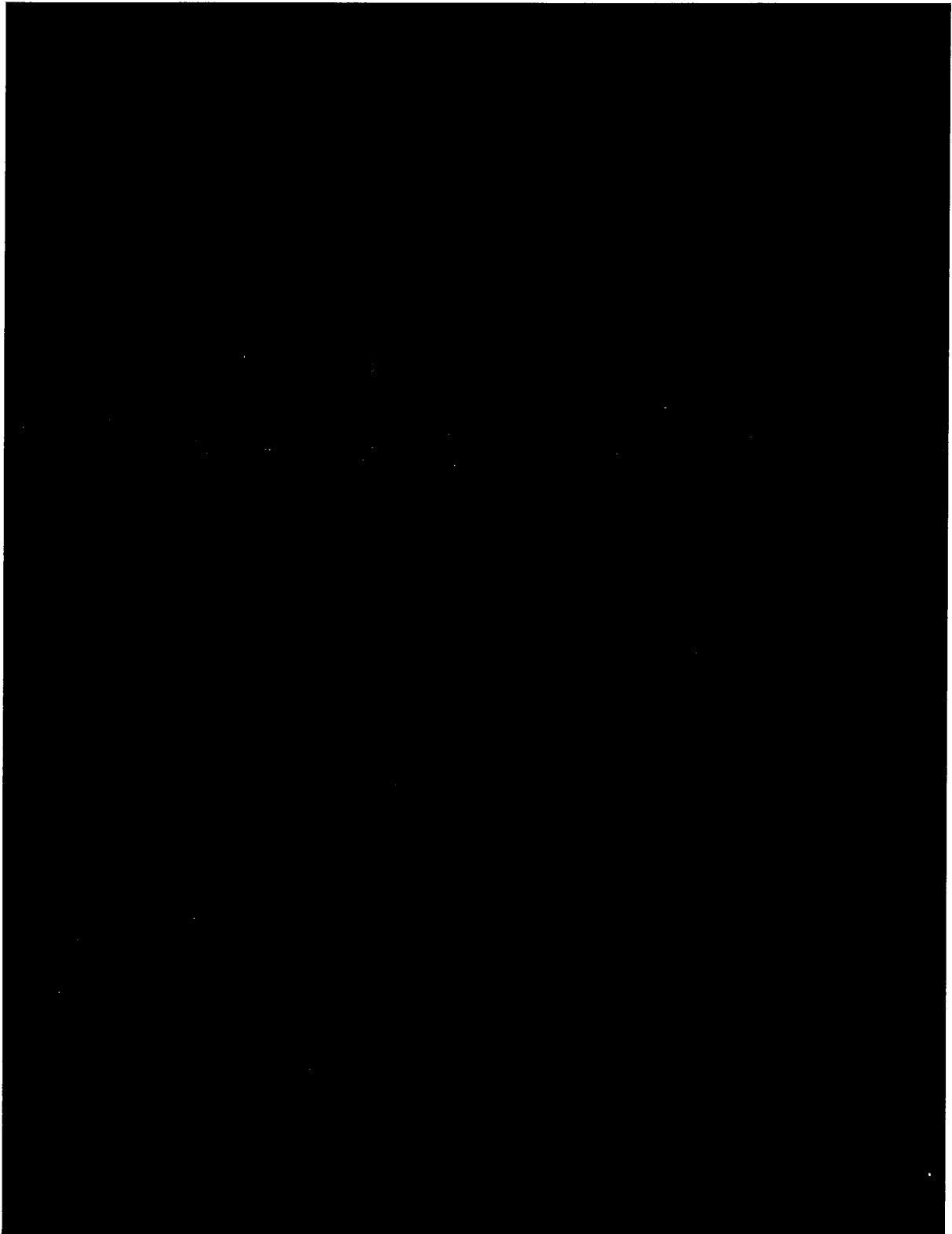


2 概要



12/07/13内調内検討済み





【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第38回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月18日 18:55

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (38 KB)

外務省 大臣官房総務課 ■■■様、■■■様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第38回)を7月19日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第38回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月18日 18:54

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (521 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 ■■■様、■■■様、■■■様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第38回)を7月19日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第38回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月18日 18:54

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (38 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第38回)を7月19日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第38回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月18日 18:54

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (38 KB)

内閣官房副長官室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第38回)を7月19日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第38回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月18日 18:54

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (38 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第38回)を7月19日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第38回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月18日 18:53

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (38 KB)

内閣副長官補室(外政) 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第38回)を7月19日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第38回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月18日 18:53

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (38 KB)

内閣副長官補室(安危) 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第38回)を7月19日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室
[REDACTED]
〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL:03-5253-2111(内線:[REDACTED])
E-Mail:[REDACTED]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第38回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月18日 18:53

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (38 KB)

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第38回)を7月19日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第38回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月18日 18:53

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (521 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様、長谷川様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第38回)を7月19日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第38回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月18日 18:52

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (38 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第38回)を7月19日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第38回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月18日 18:52

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (25 KB); 条文案.jtd (71 KB); 逐条解説案(第16条関係).jtd (38 KB); 用例集案(第16条関係).jtd (35 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第38回)を7月19日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:

秘密保全法制 法制局持込み資料

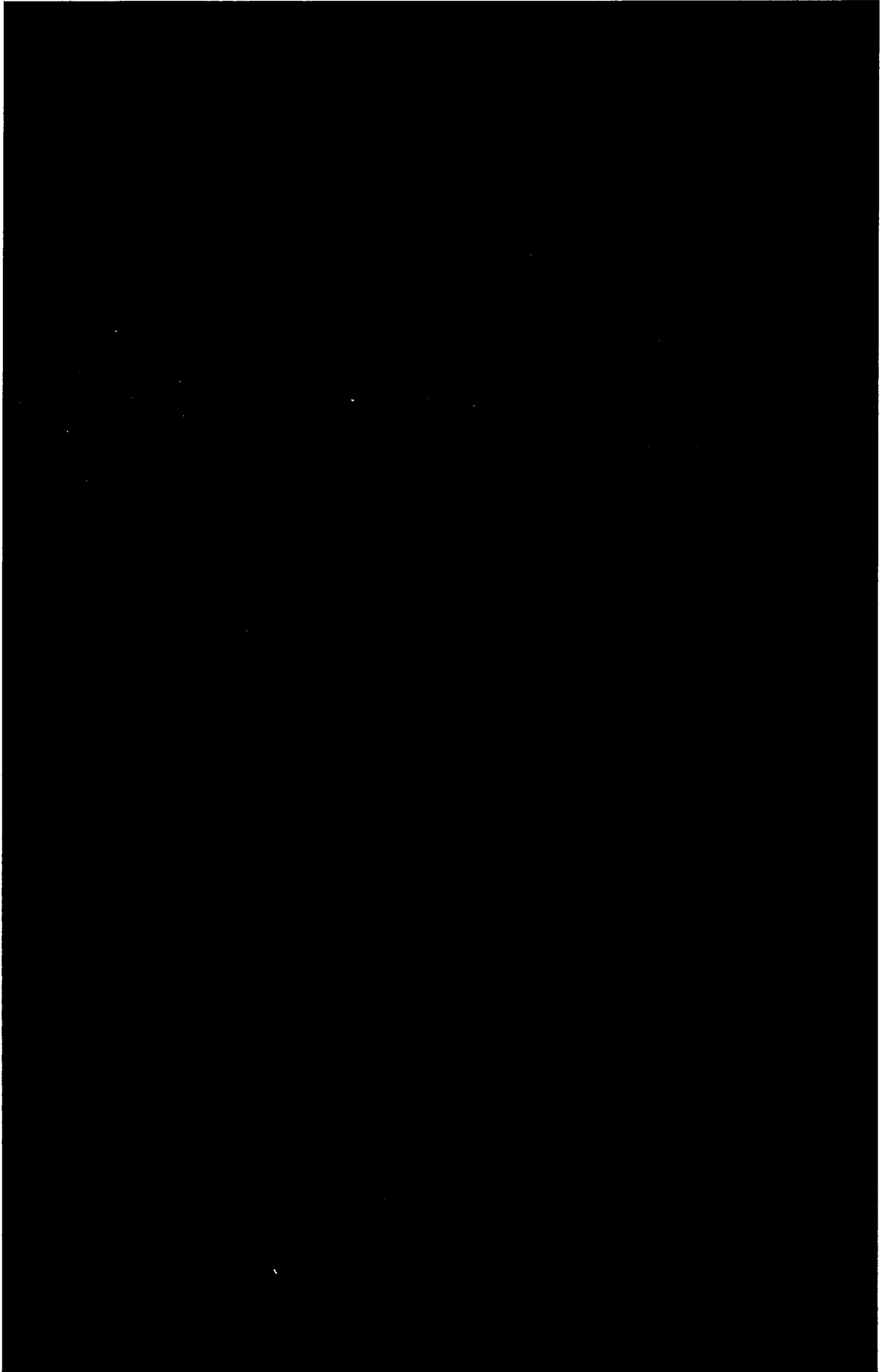
平成24年7月19日

- 条文案
- 逐条解説案（第16条関係）
- 用例集案（第16条関係）

目次

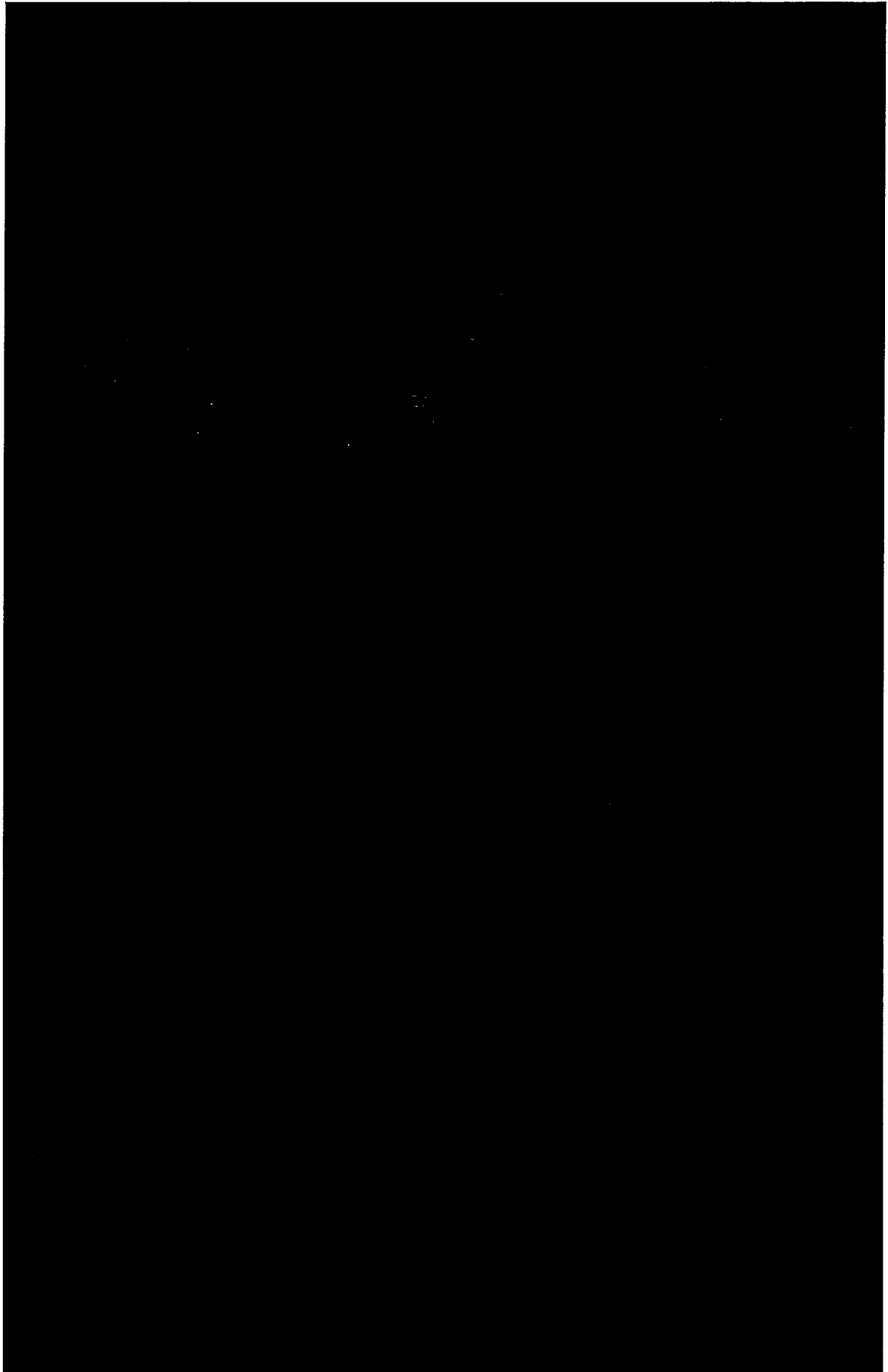
特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

12/07/18内調内検討済み

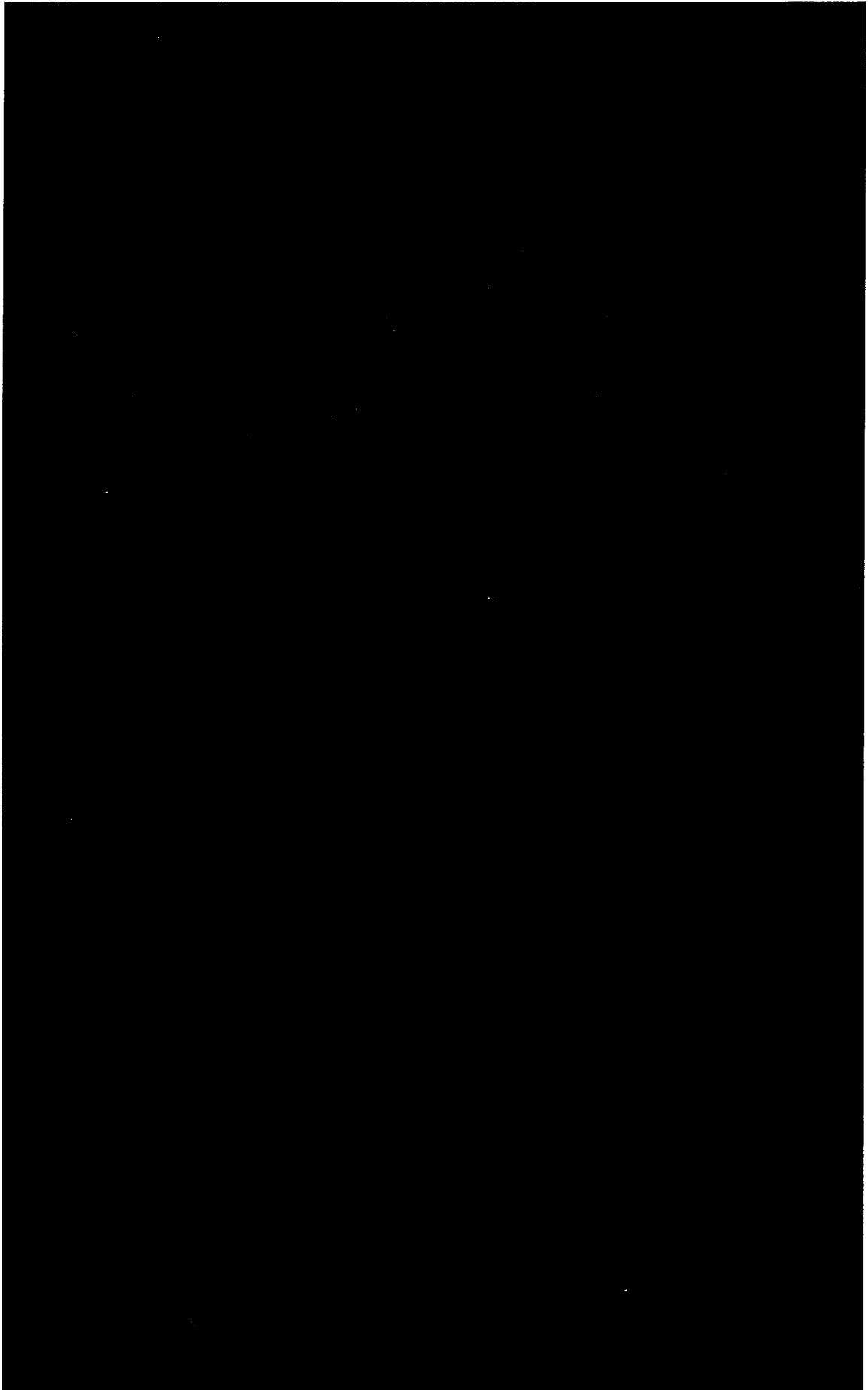


12/07/18内調内検討済み

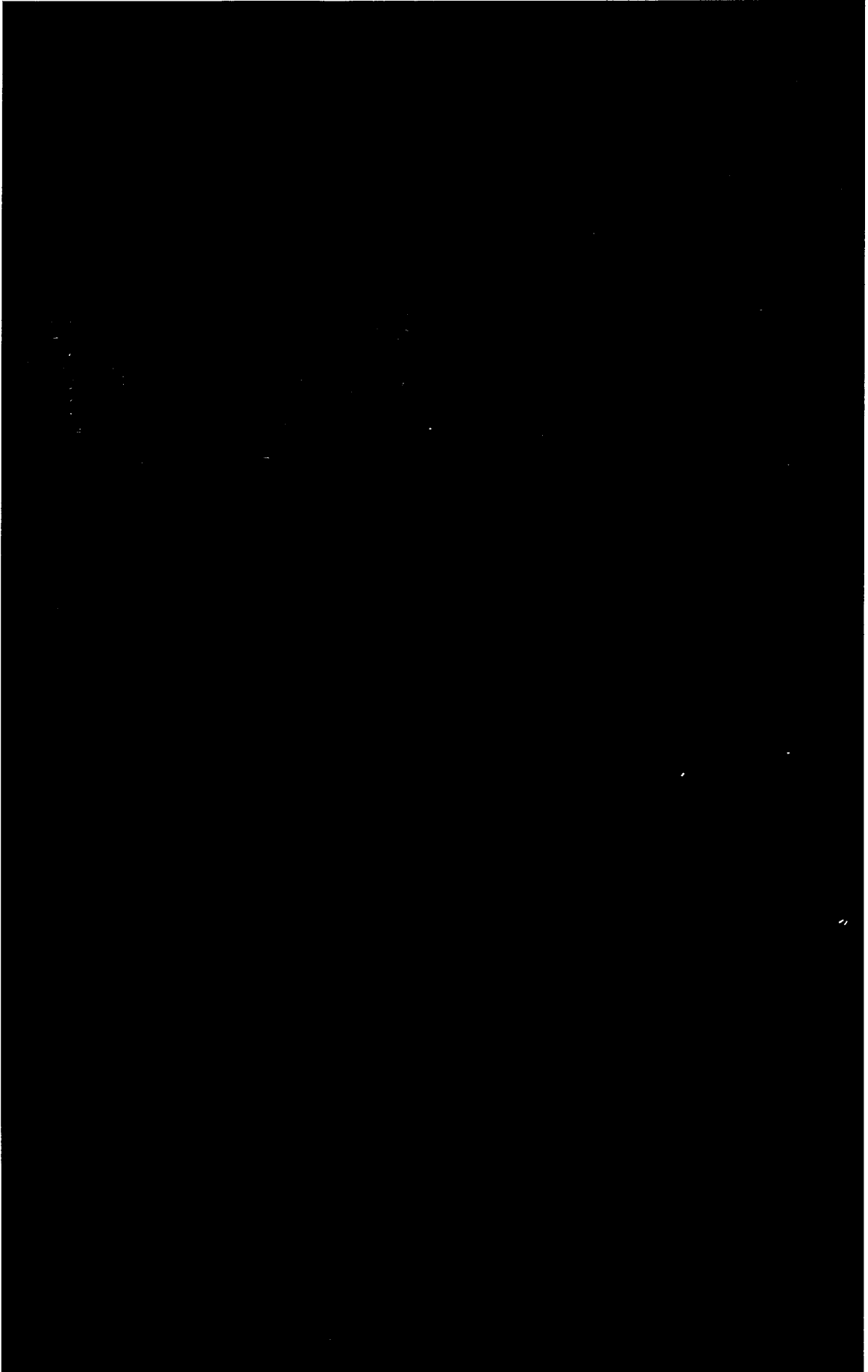
12/07/18内調内検討済み



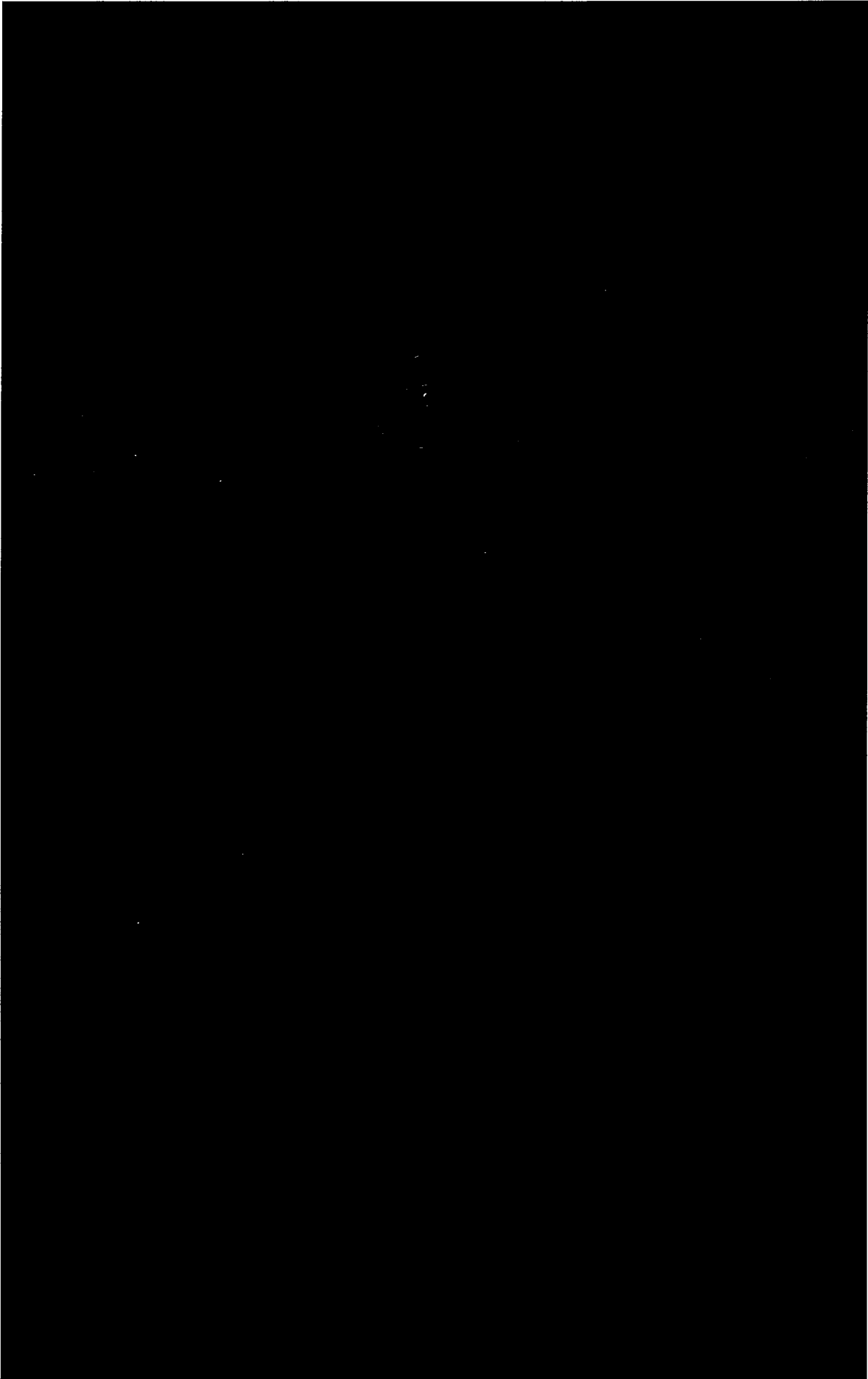
12/07/18内調内検討済み



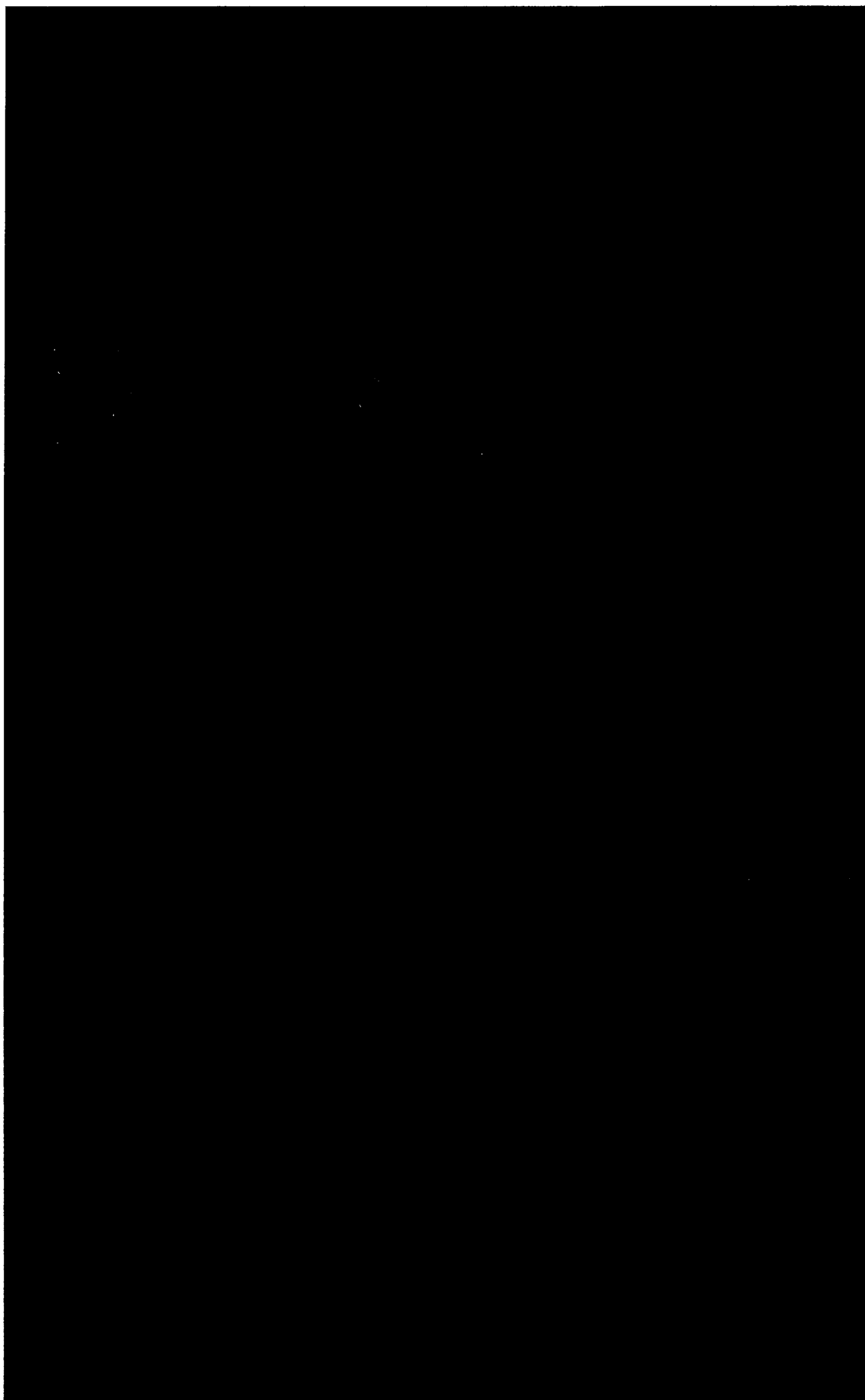
12/07/18内調内検討済み



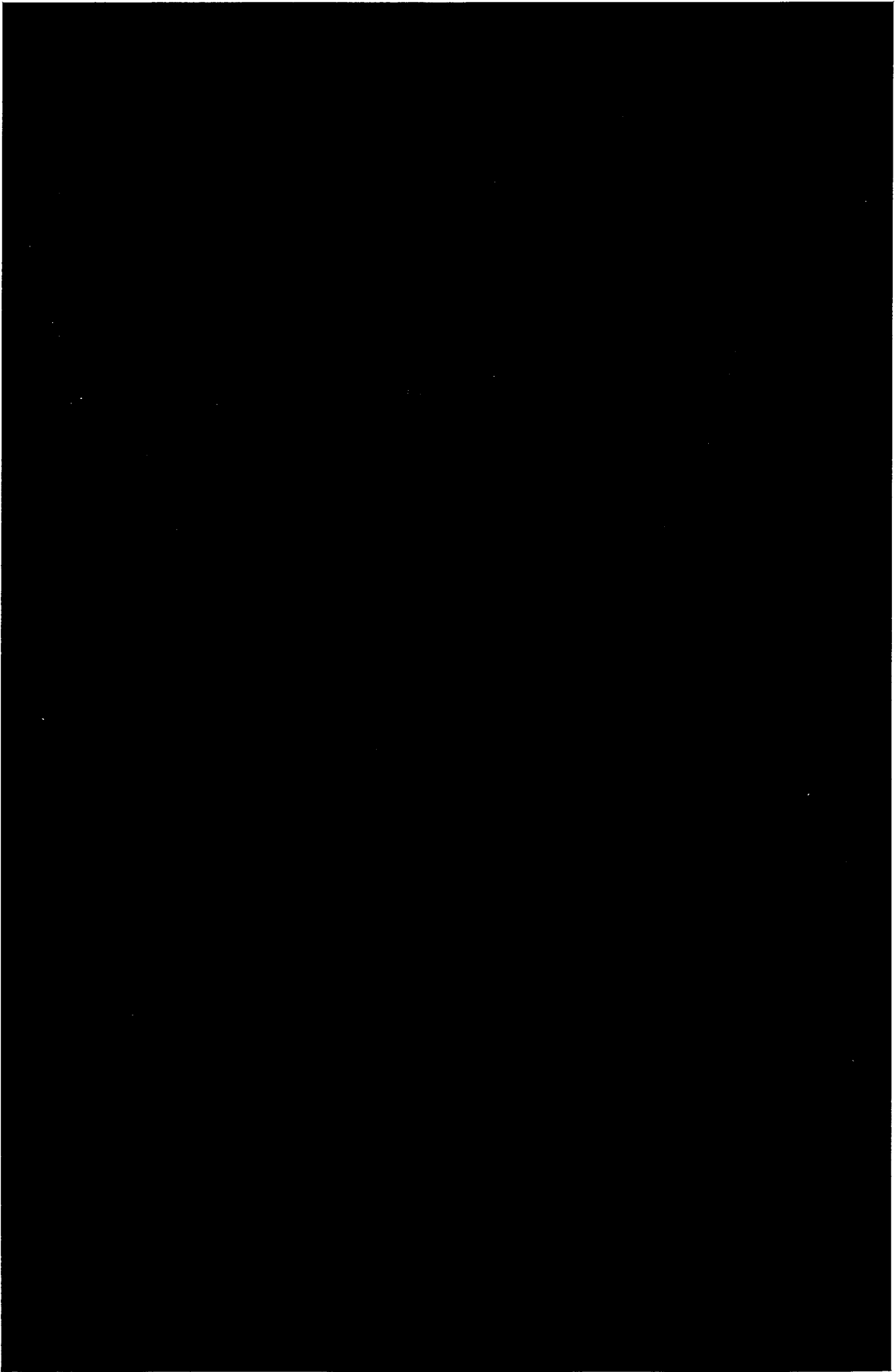
12/07/18内調内検討済み



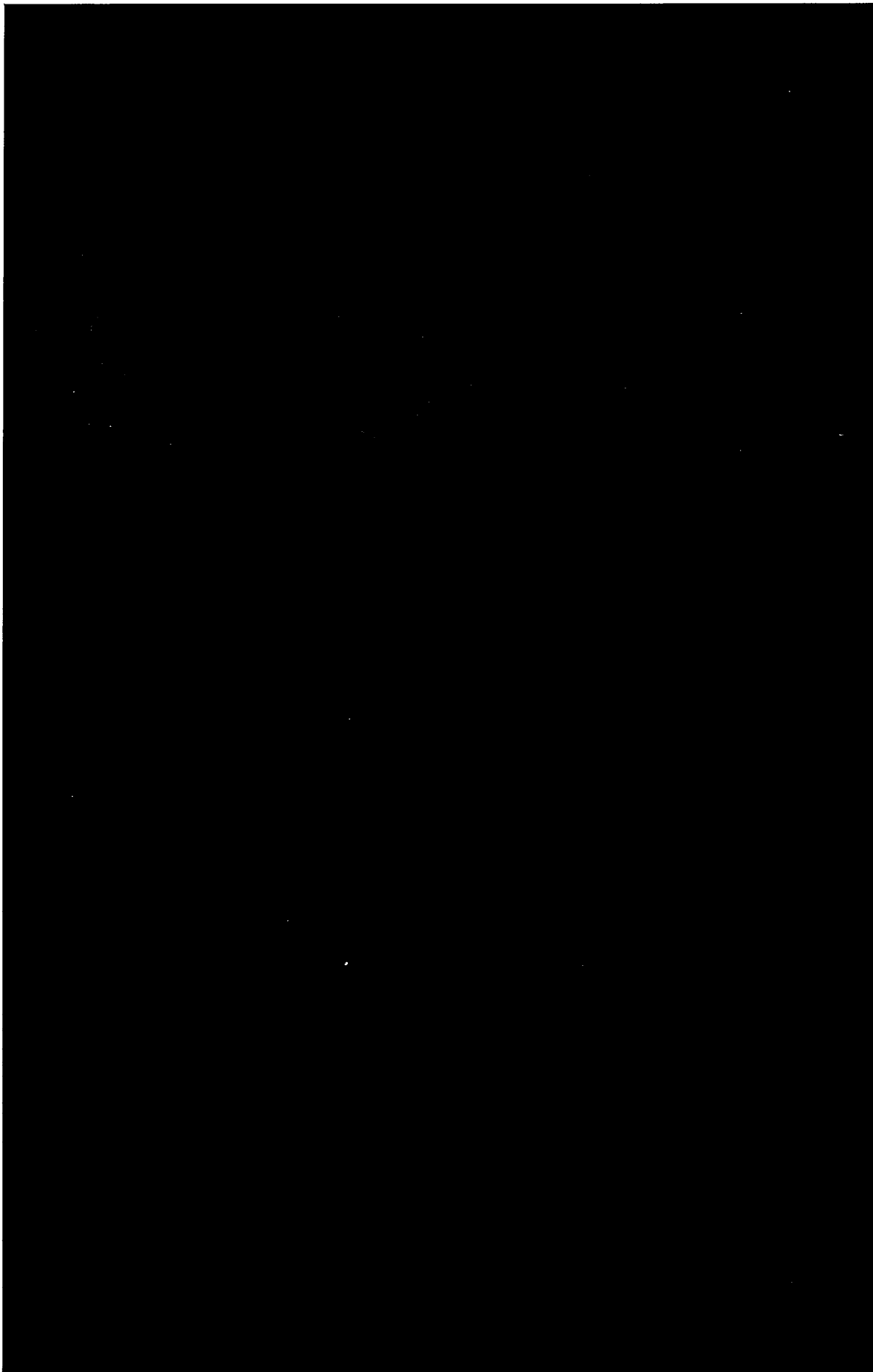
12/07/18内調内検討済み



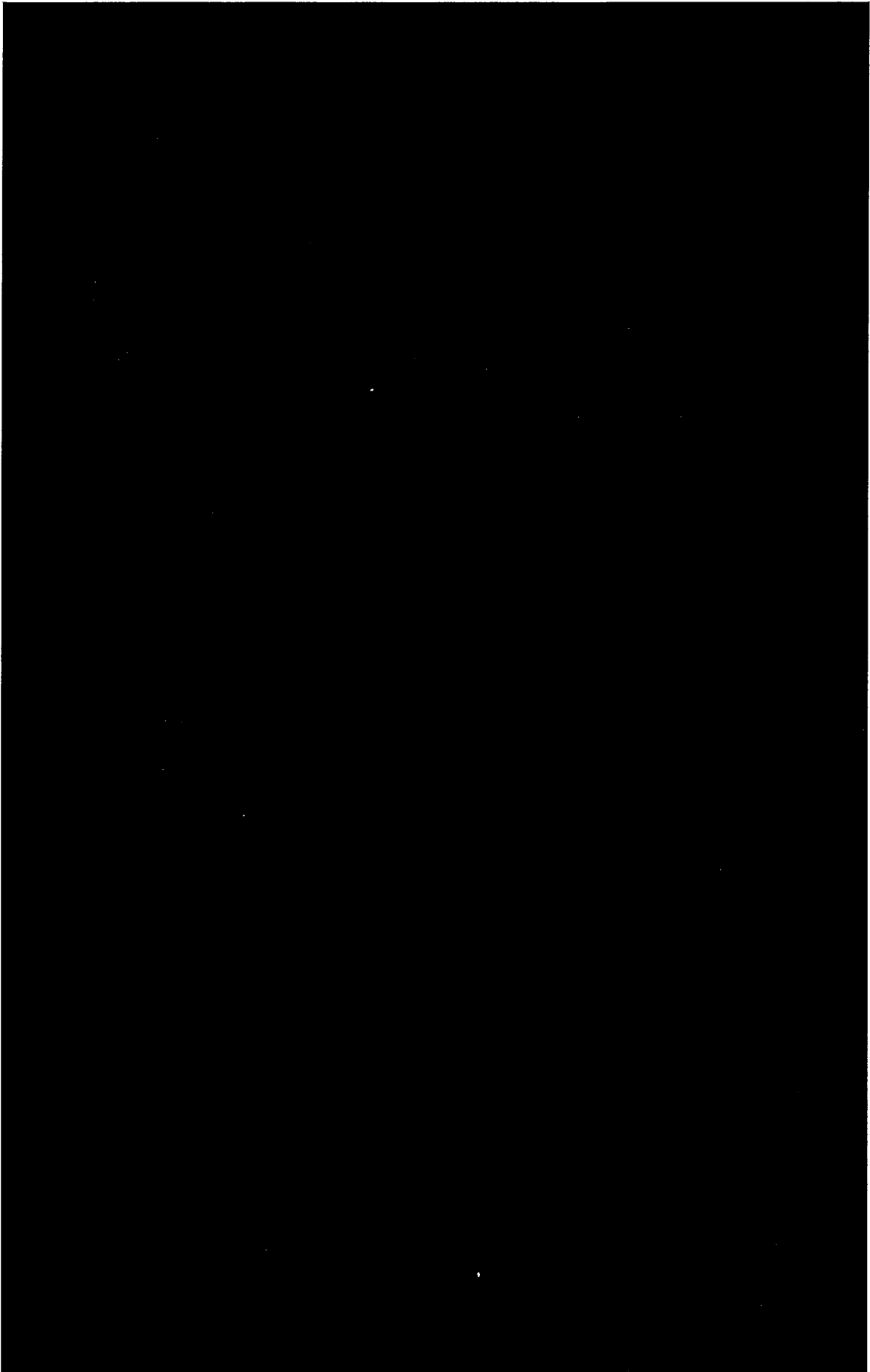
12/07/18内調内検討済み



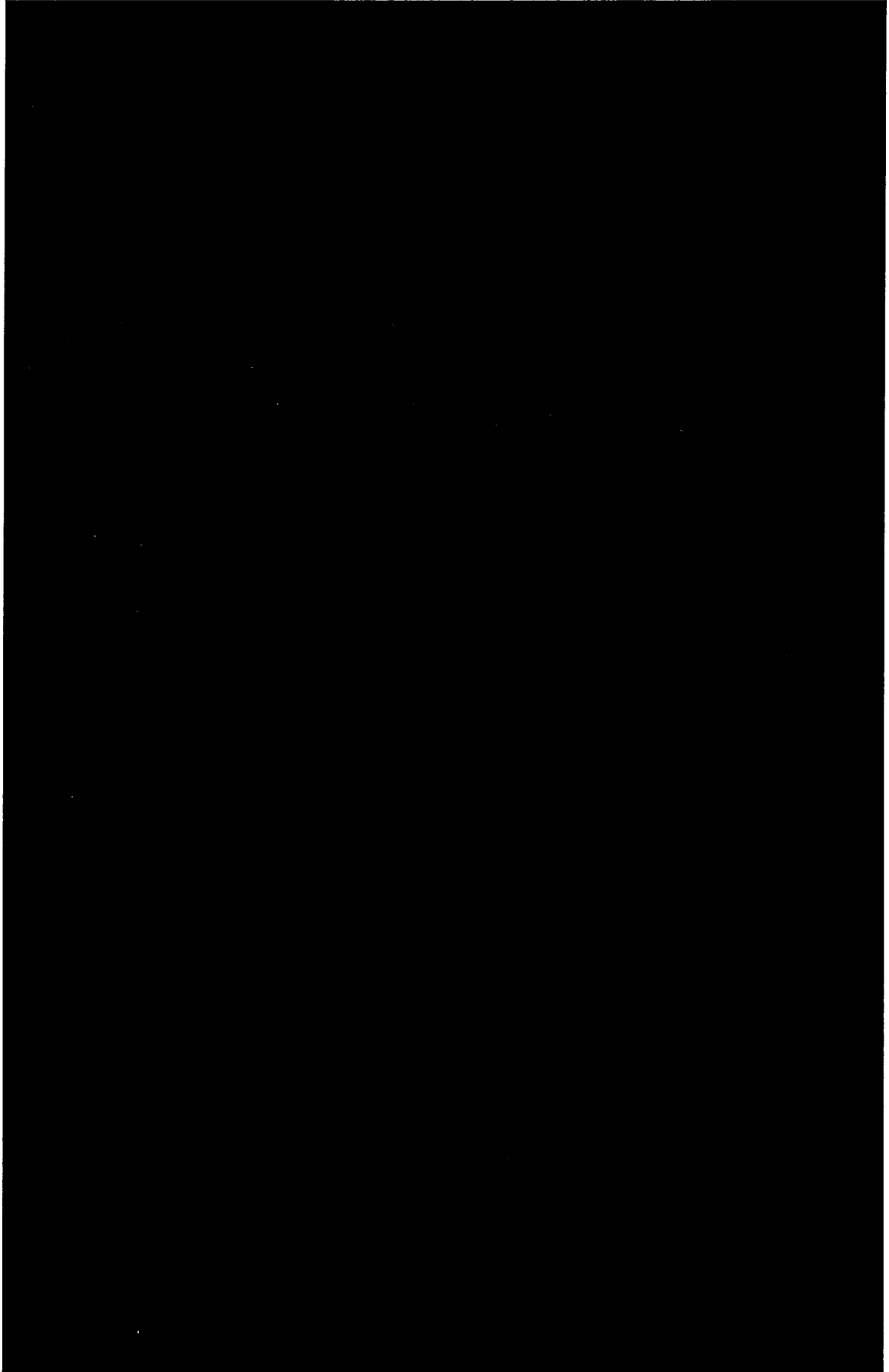
12/07/18内調内検討済み



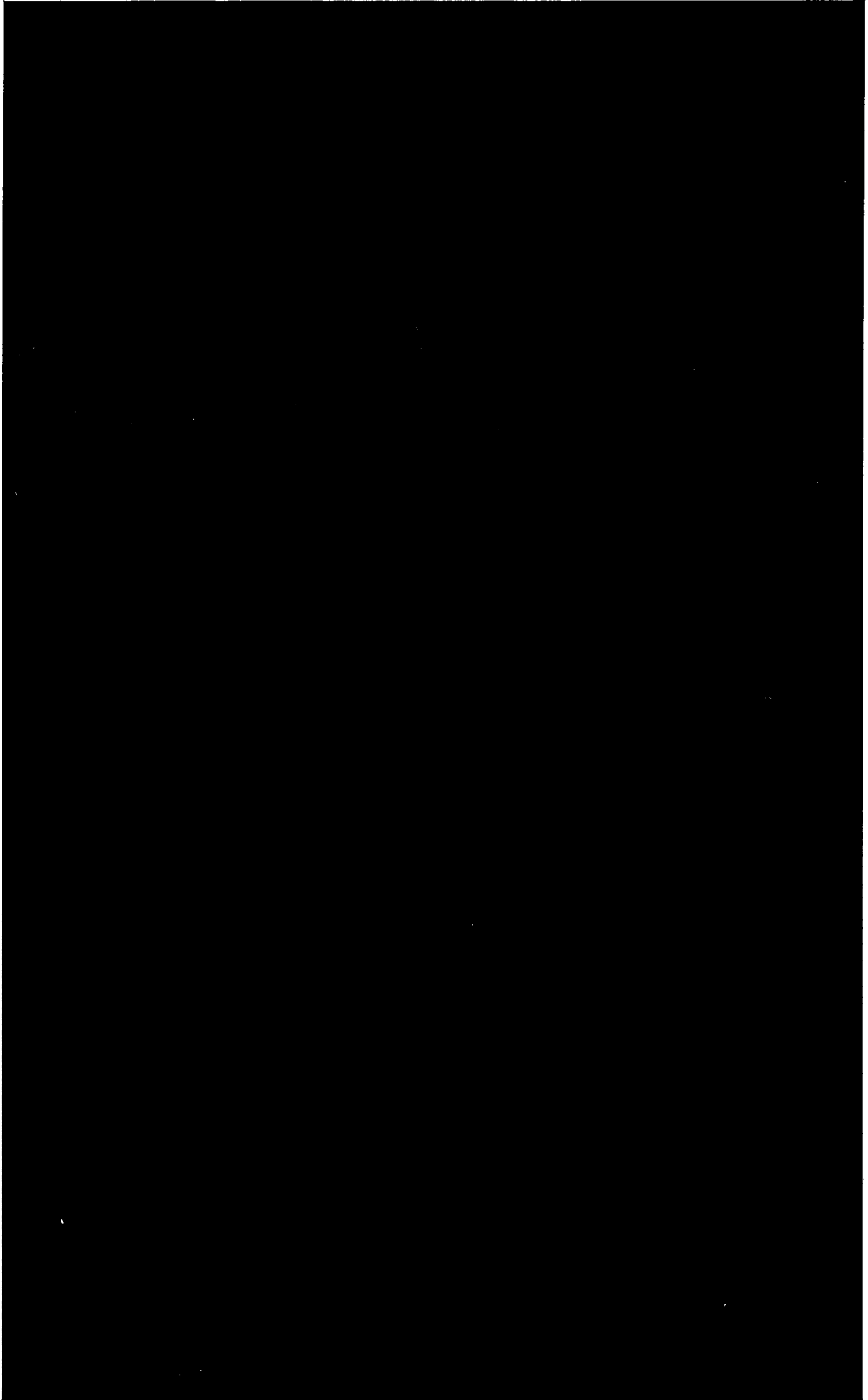
12/07/18内調内検討済み



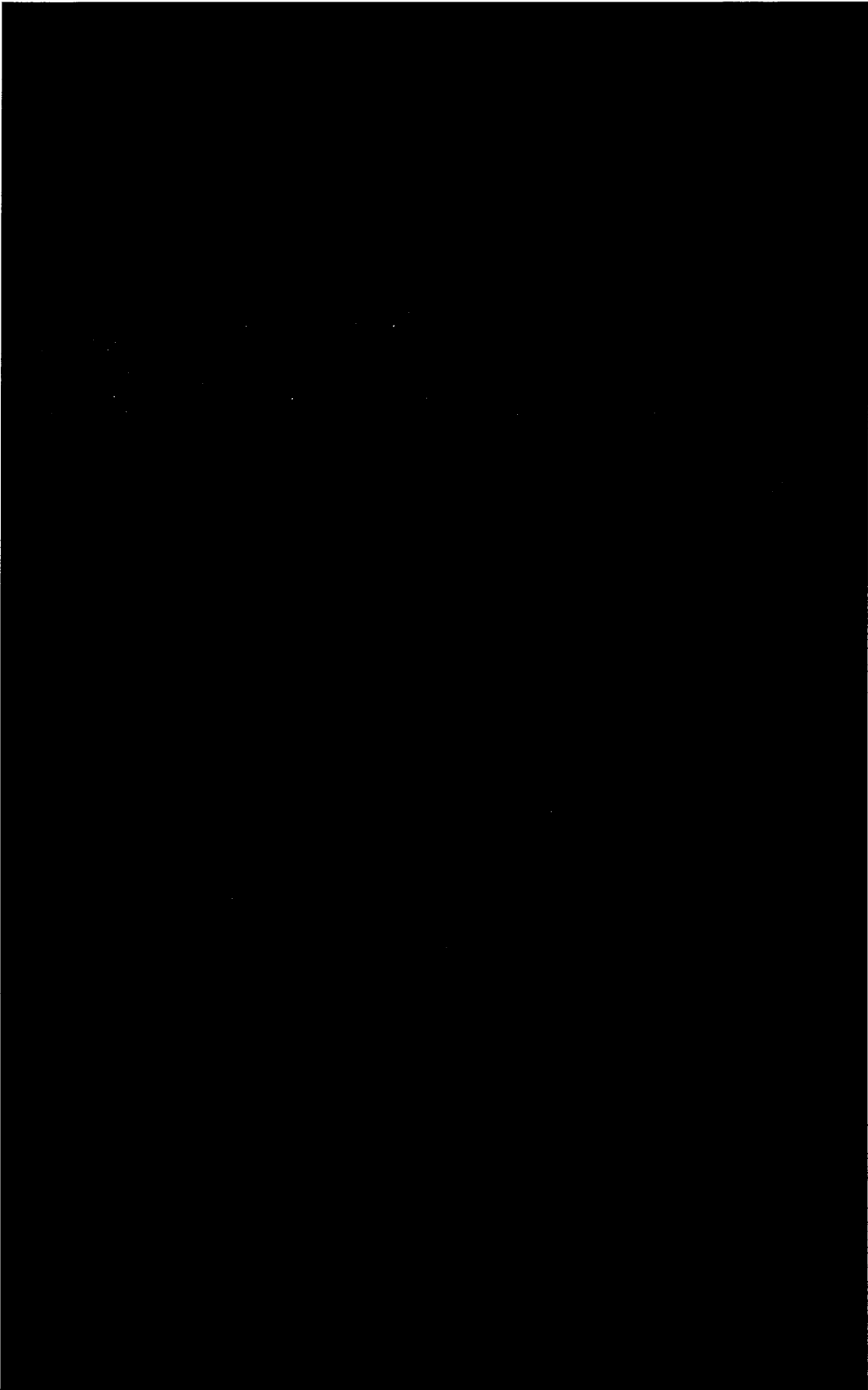
12/07/18内調内検討済み



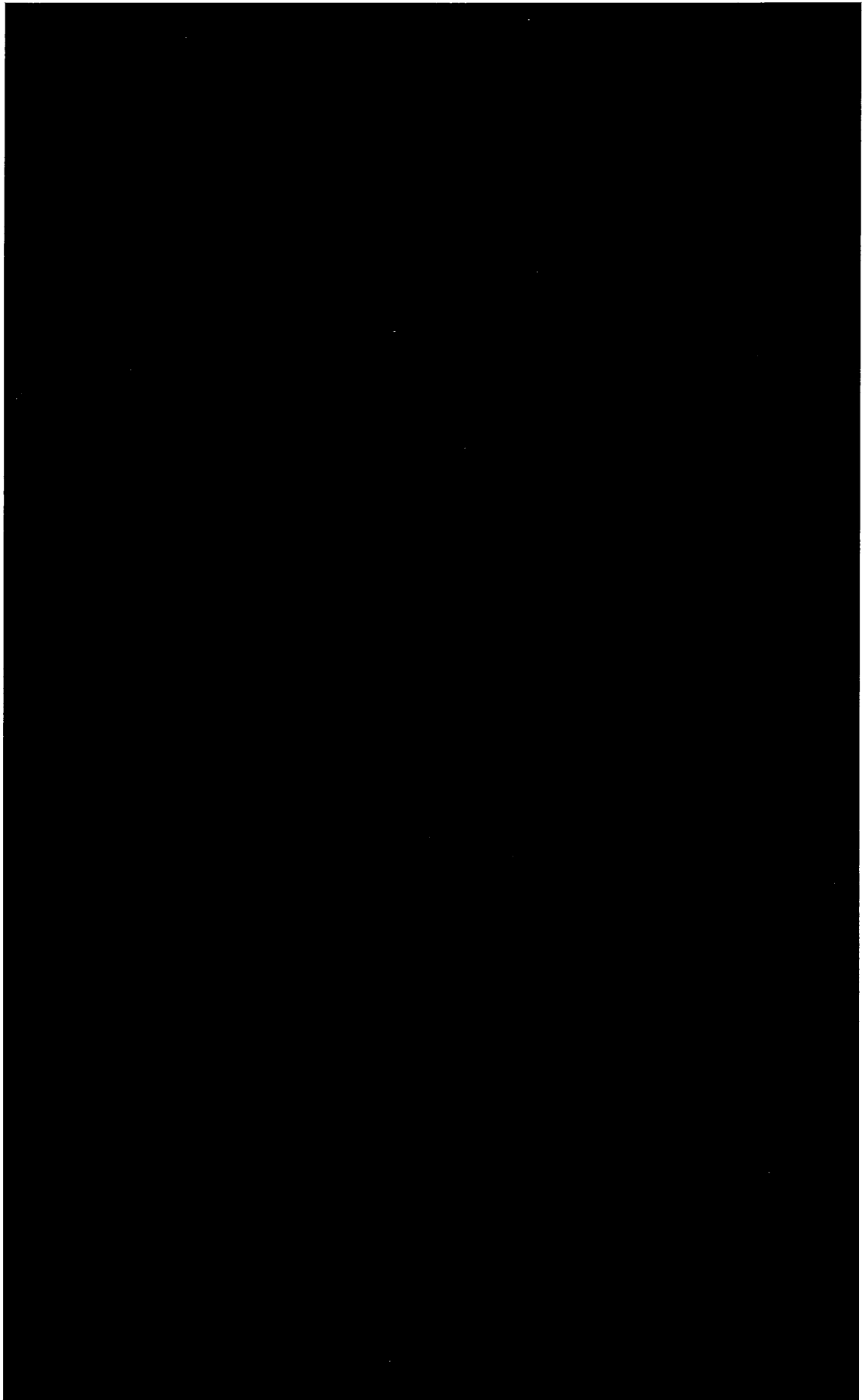
12/07/18内調内検討済み



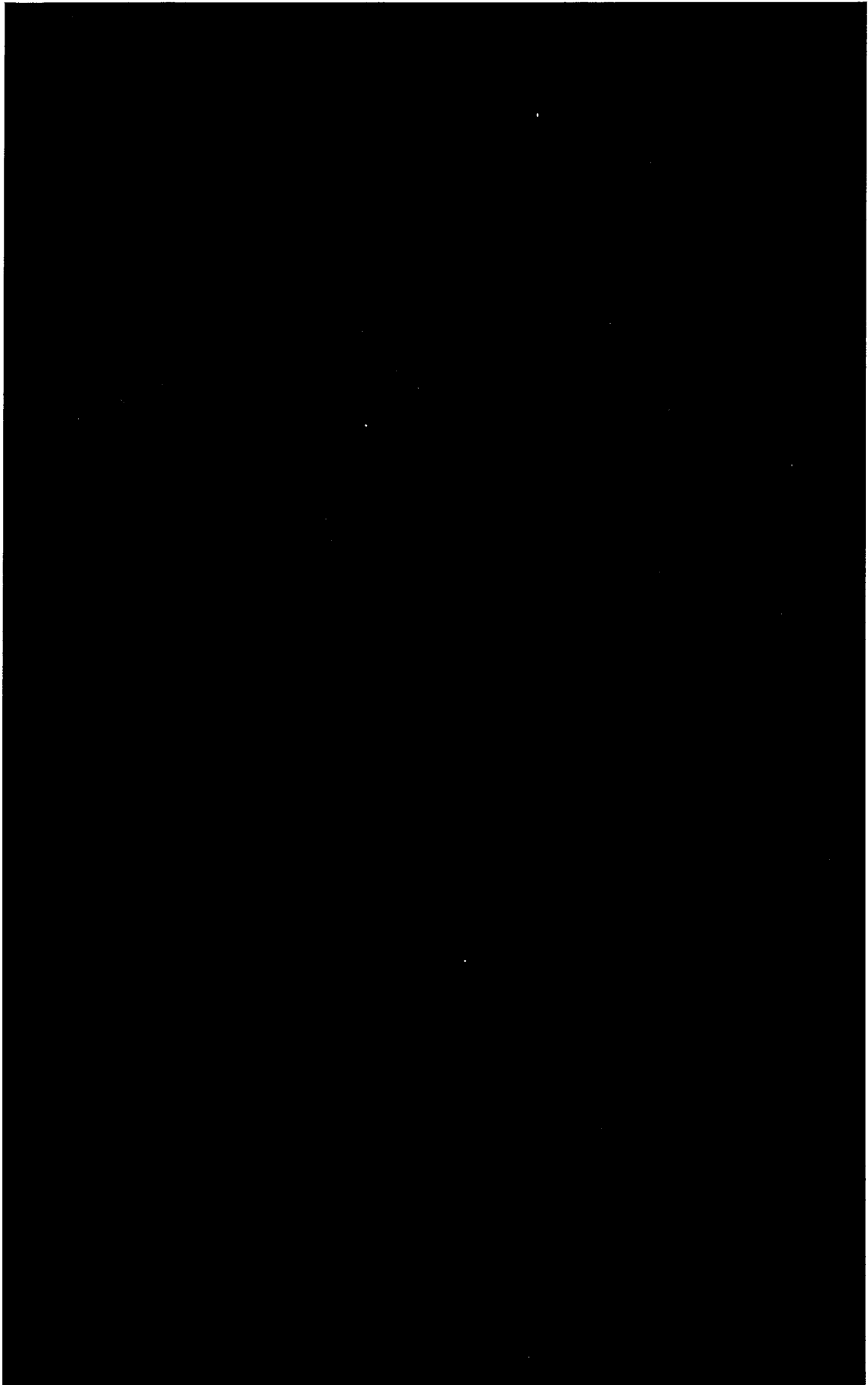
12/07/18内調内検討済み



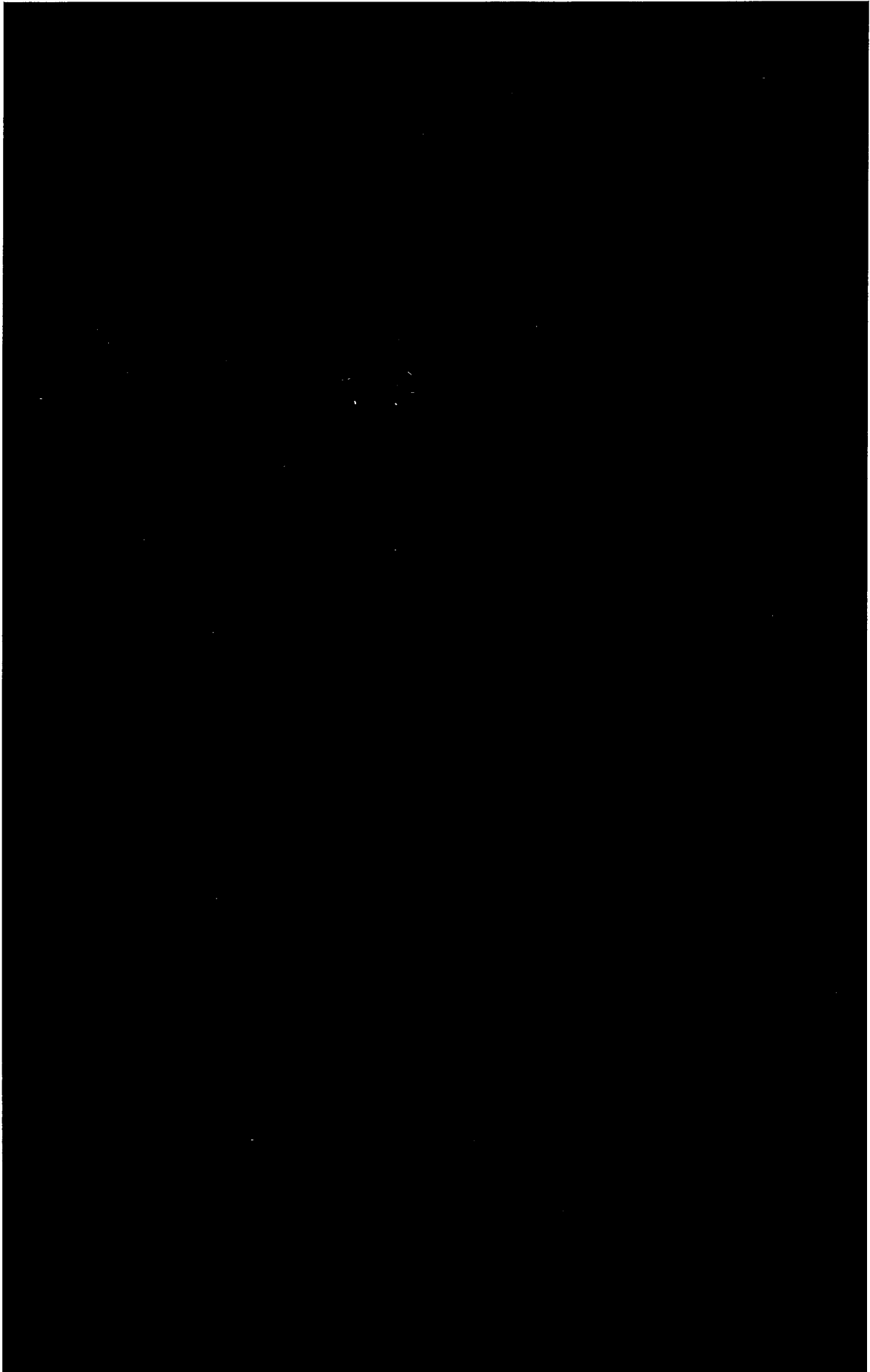
12/07/18内調内検討済み



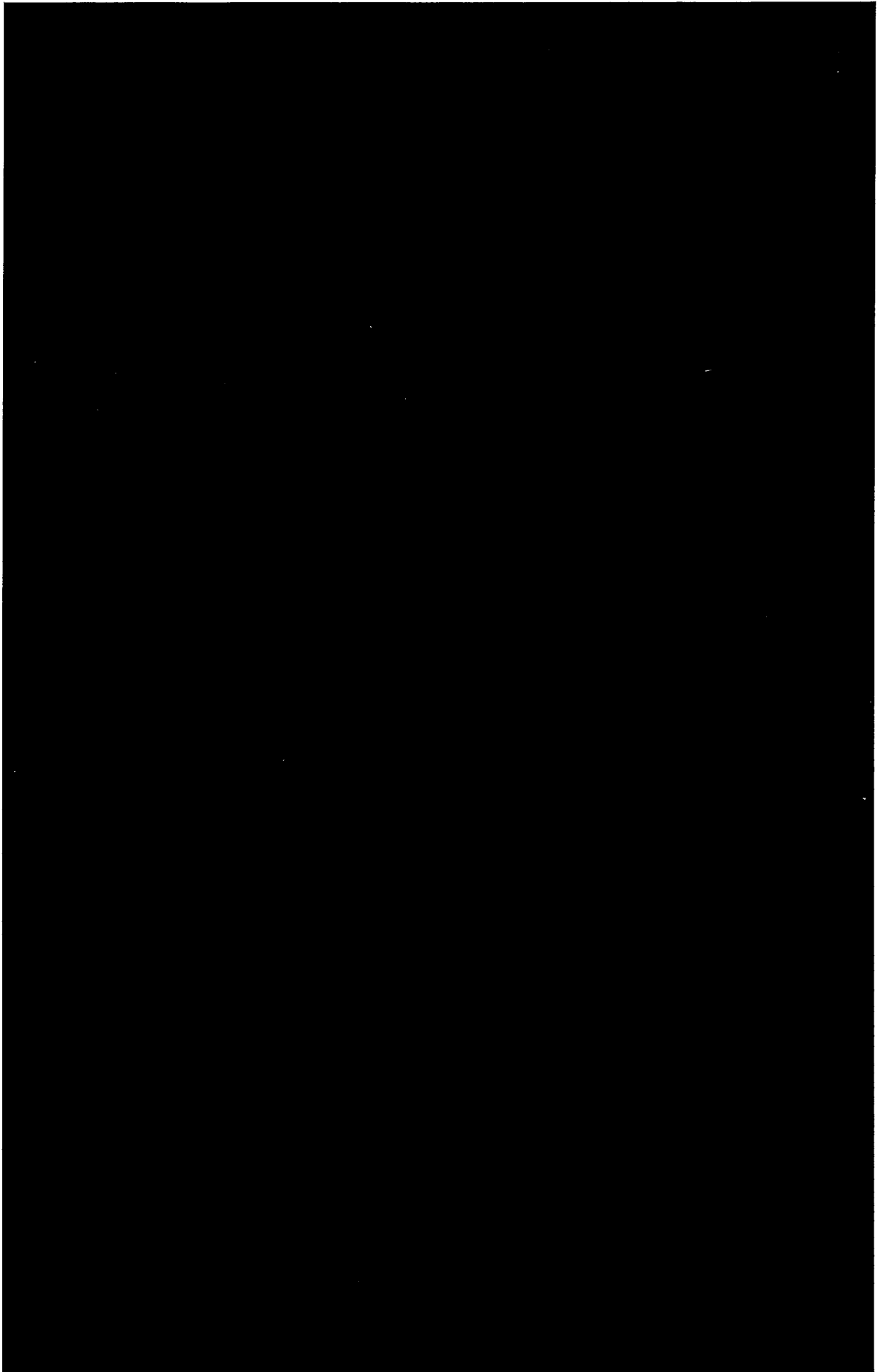
12/07/18内調内検討済み



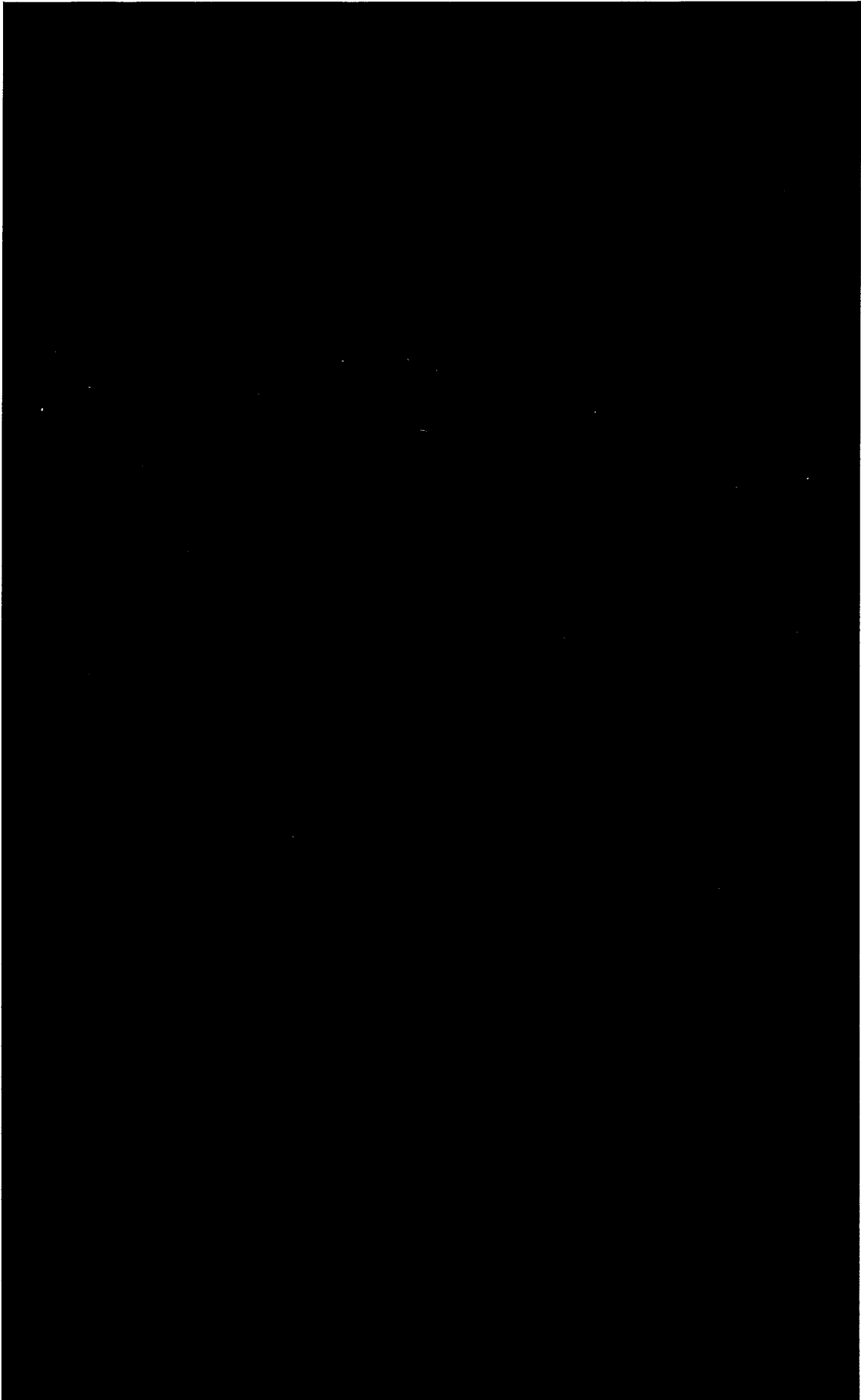
12/07/18内調内検討済み



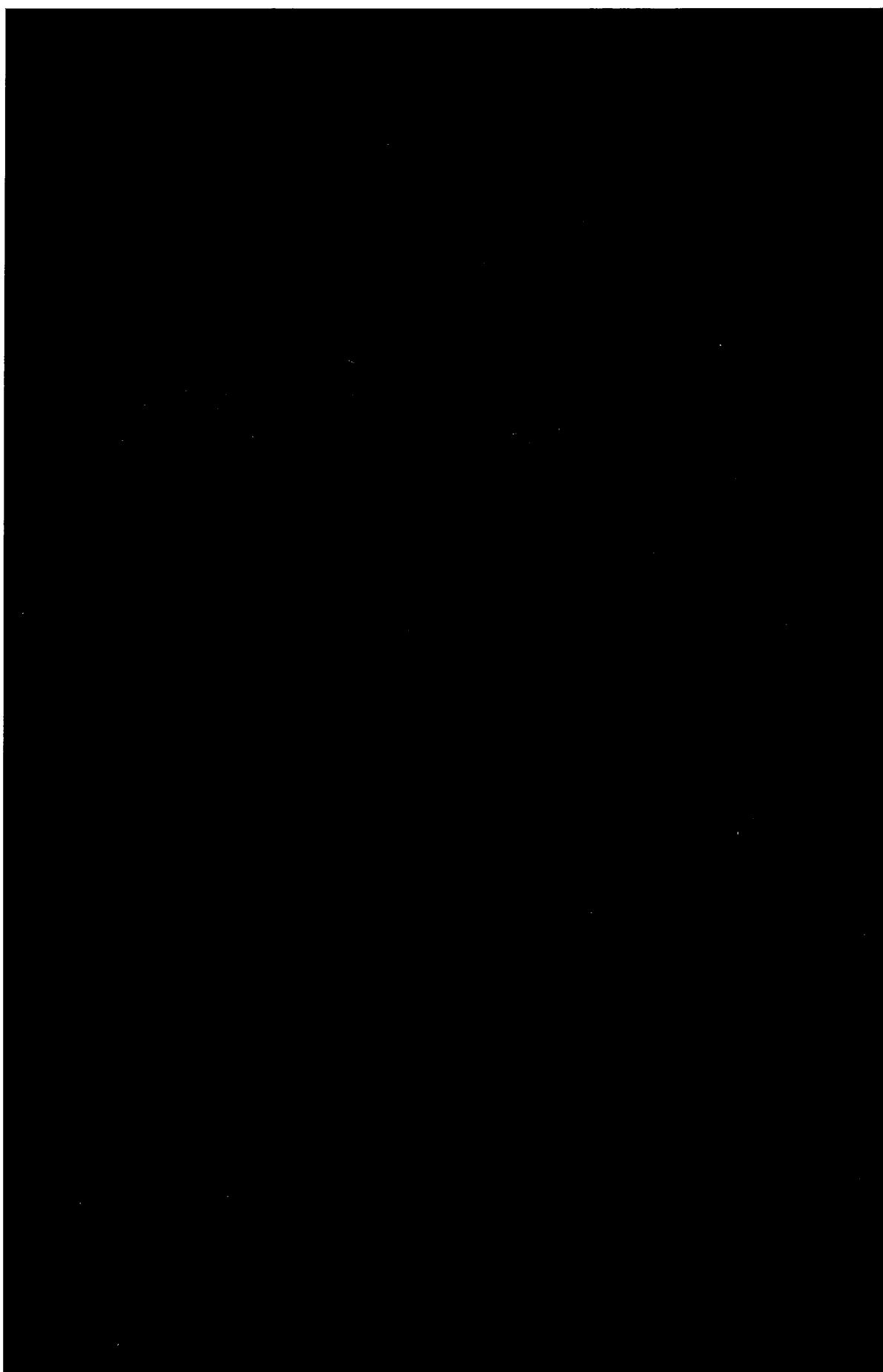
12/07/18内調内検討済み



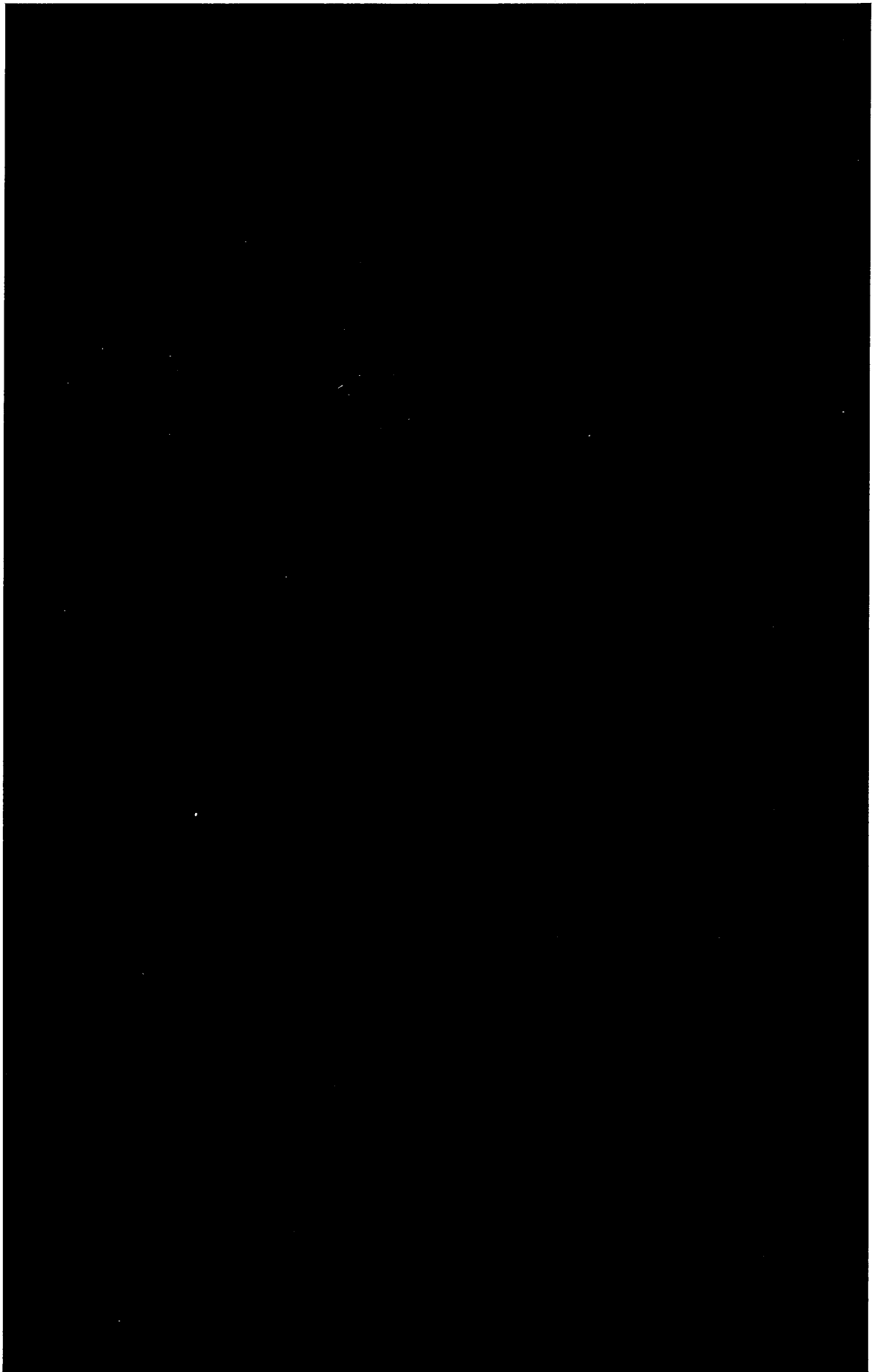
12/07/18内調内検討済み



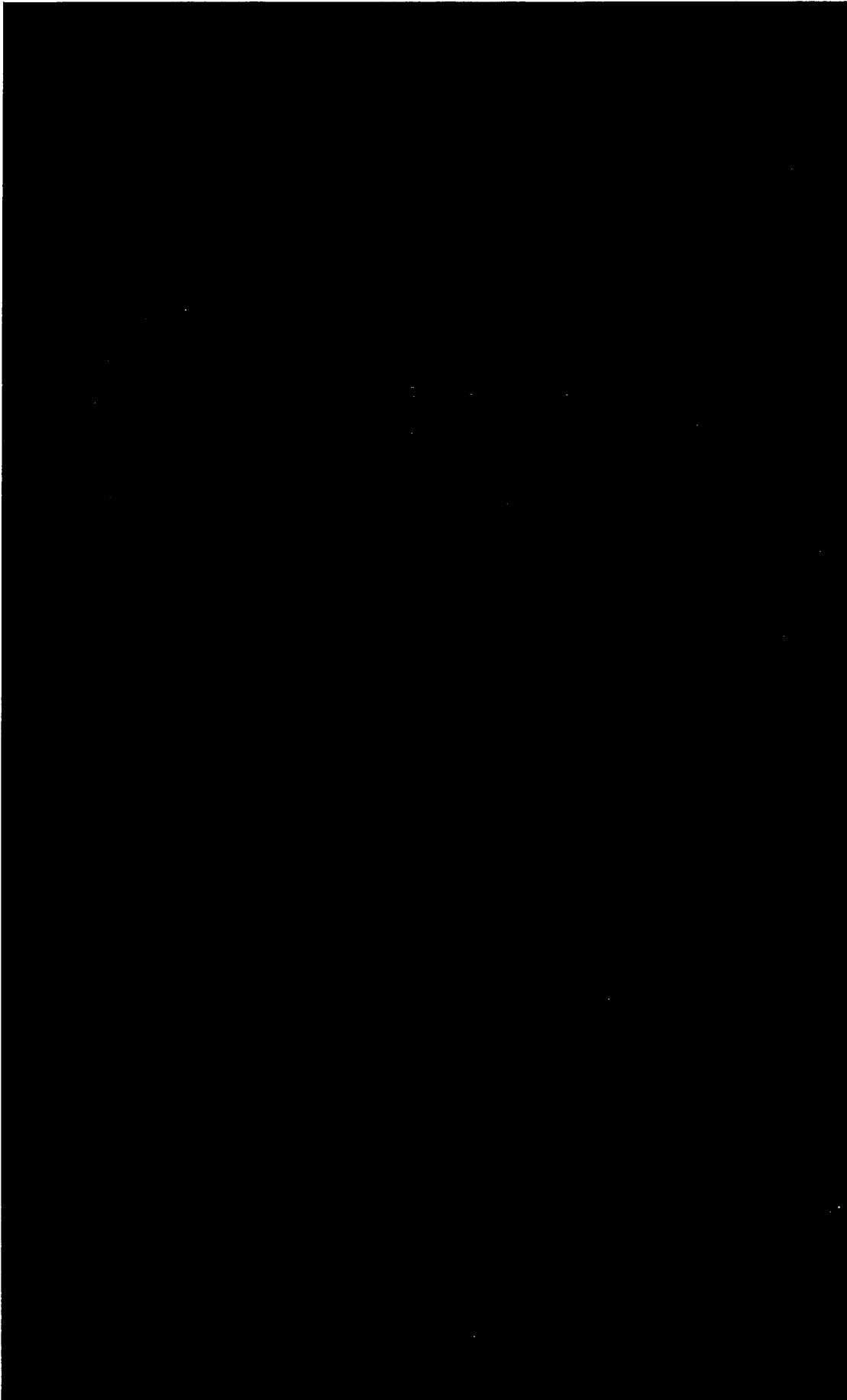
12/07/18内調内検討済み



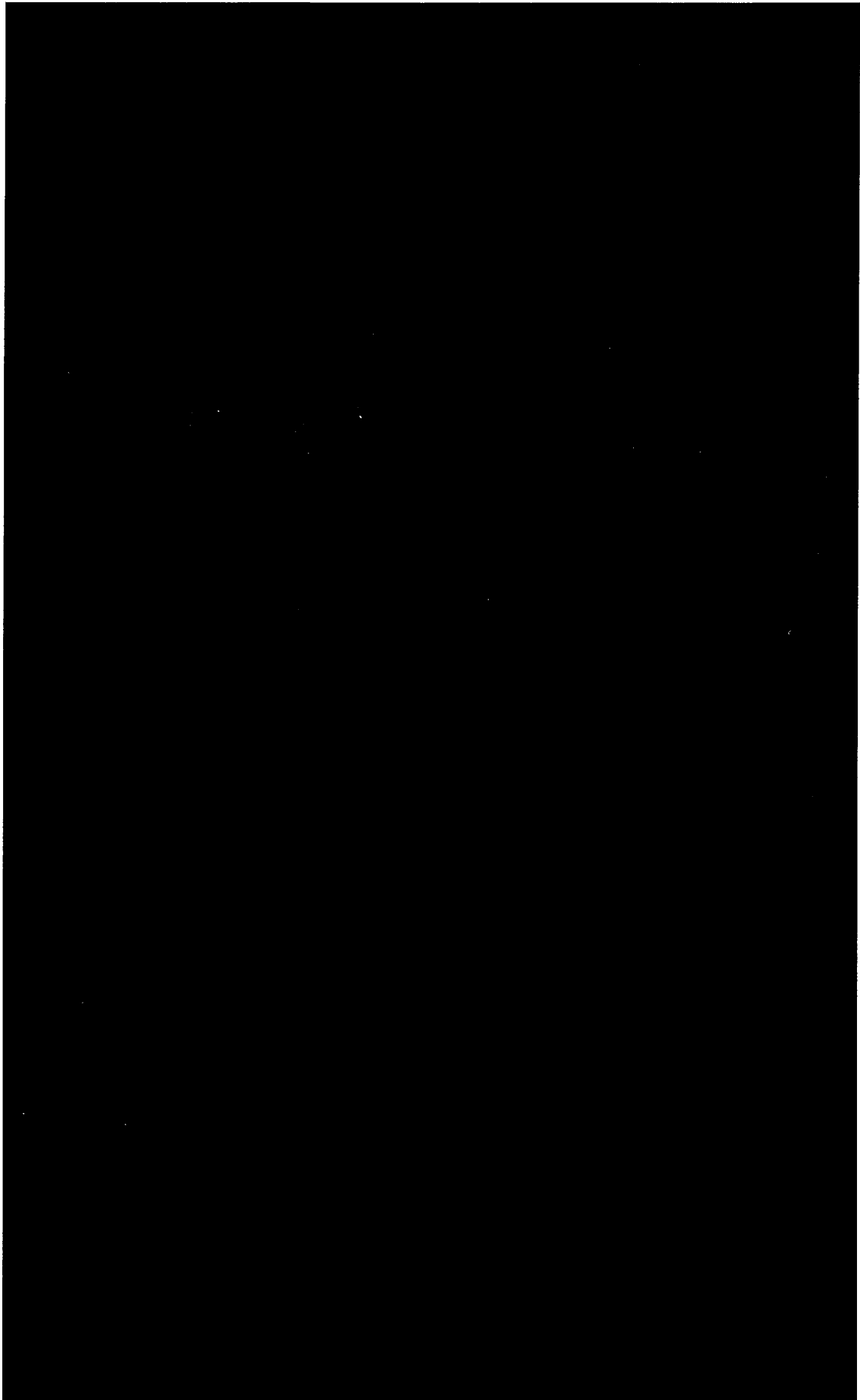
12/07/18内調内検討済み



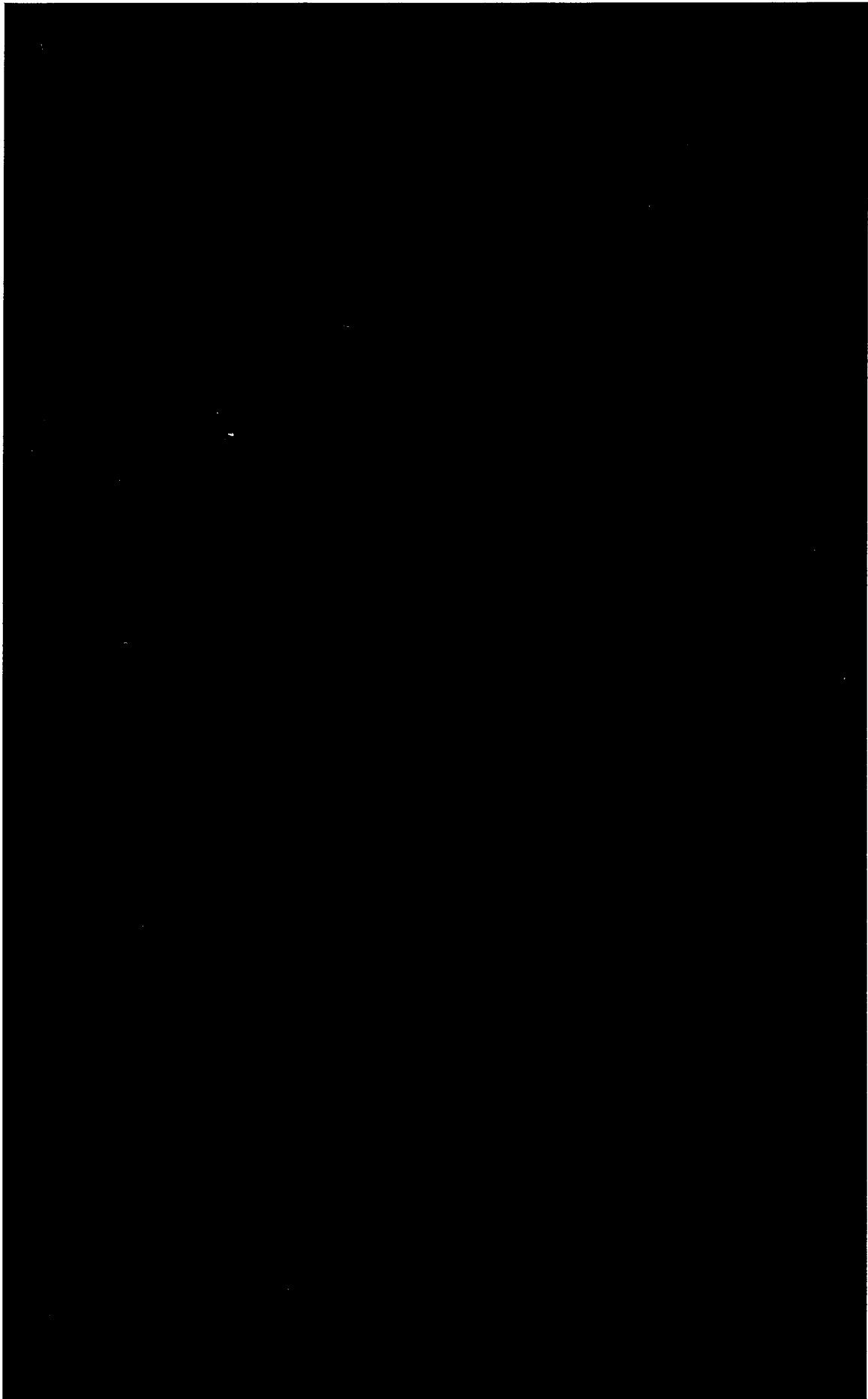
12/07/18内調内検討済み



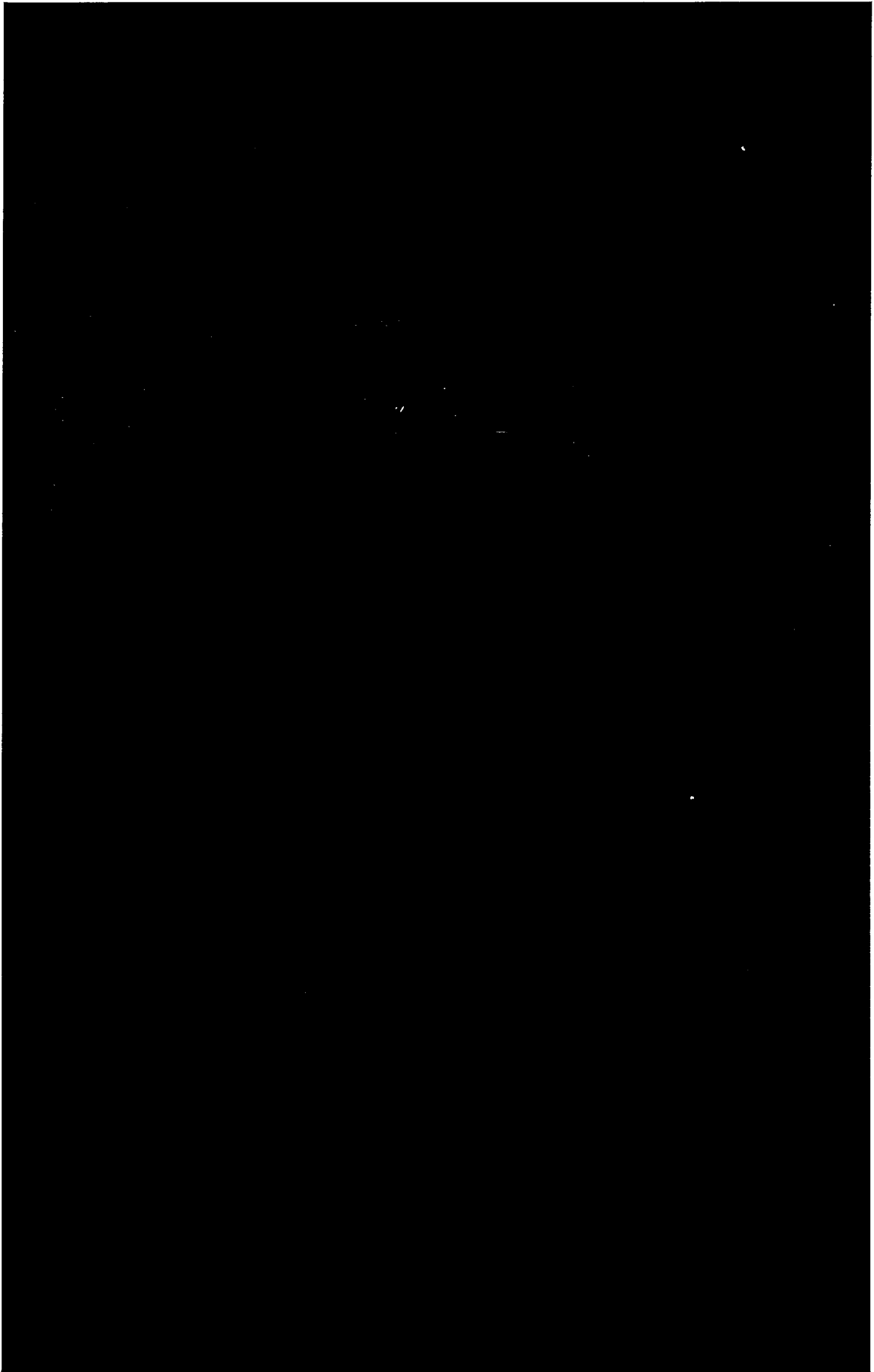
12/07/18内調内検討済み



12/07/18内調内検討済み

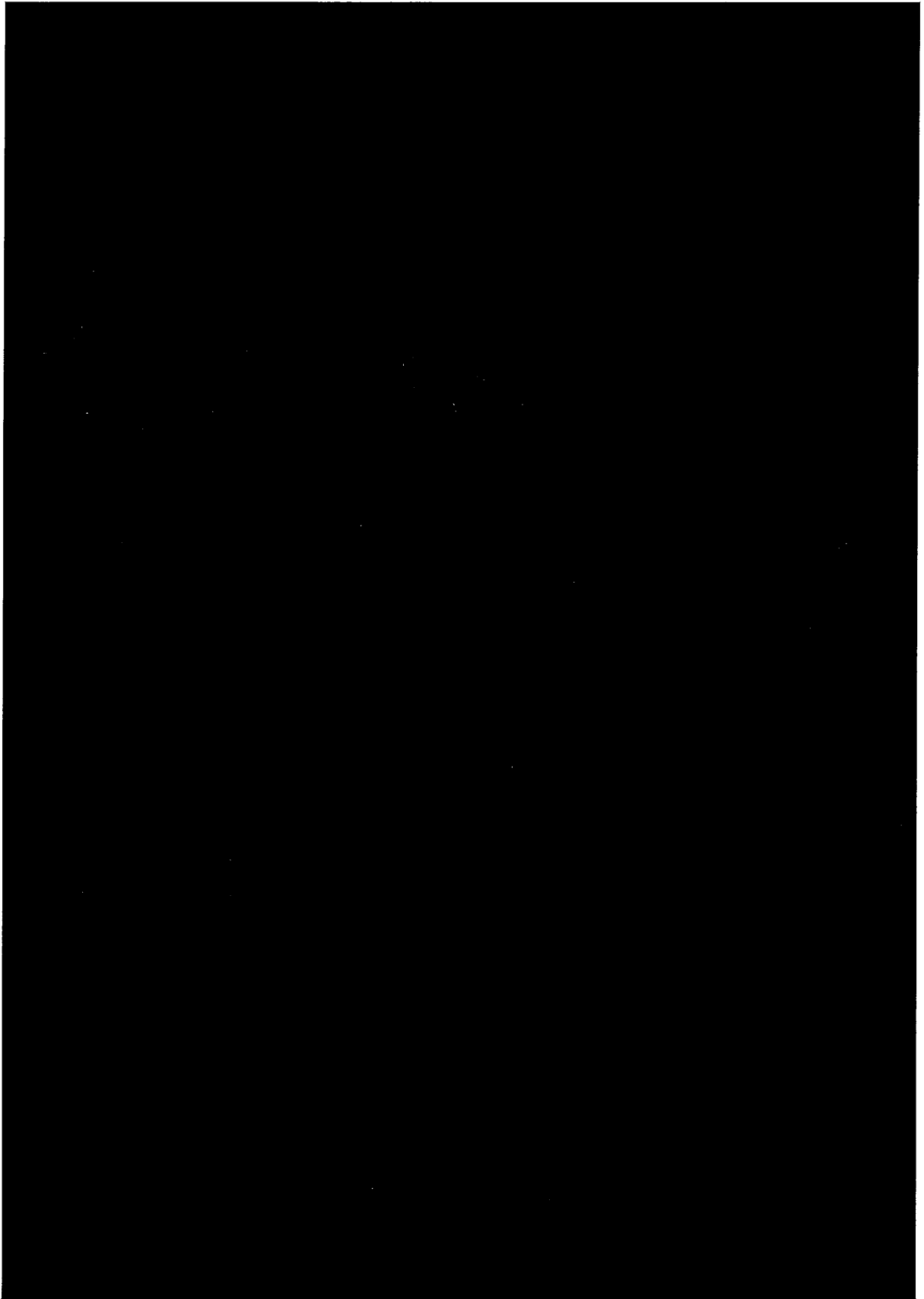


12/07/18内調内検討済み



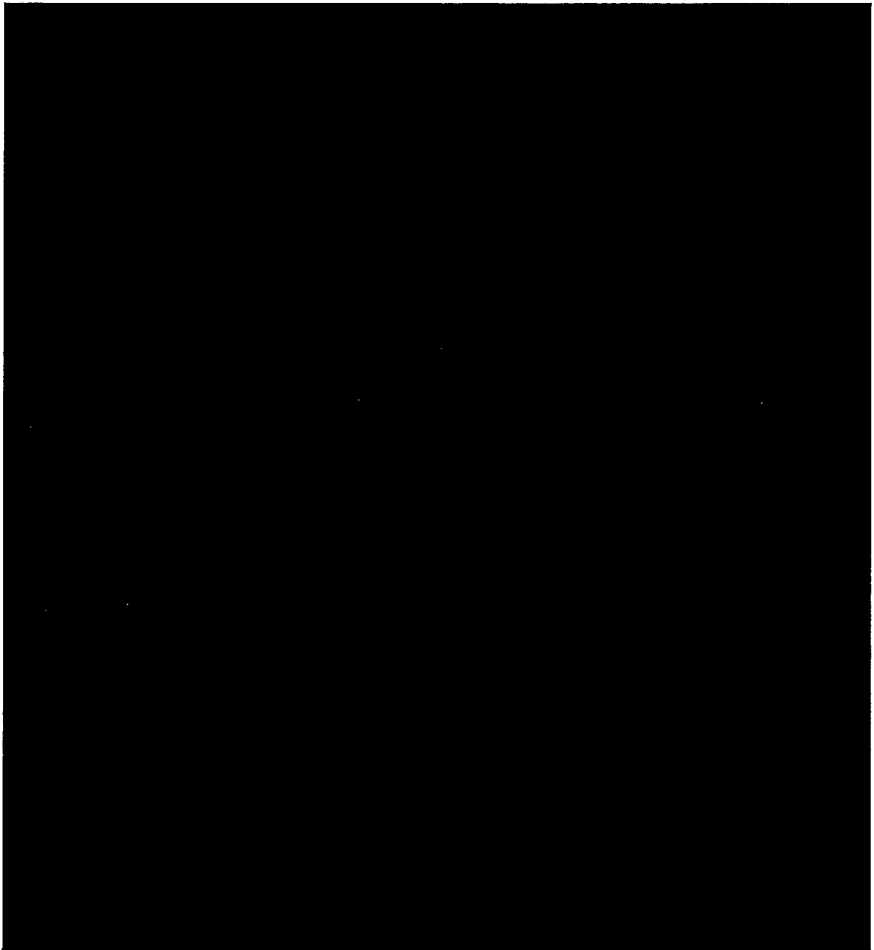
12/07/18内調内検討済み





【用例集】
（案）
（追加分）

【第十六条関係】



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第39回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月20日 17:12

宛先:

添付ファイル: 三段表.jtd (370 KB); 参照条文集案.jtd (375 KB); 持込資料リスト.jtd (25 KB); 条文案.jtd (69 KB); 新旧対照表.jtd (53 KB); 逐条解説案.jtd (365 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第39回)を7月23日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意ください。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第39回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月20日 17:11

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (585 KB)

外務省 大臣官房総務課 ■■■様、■■■様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第39回)を7月23日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第39回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月20日 17:11

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (585 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 ■■■様、■■■様、■■■様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第39回)を7月23日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第39回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月20日 17:11

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (585 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第39回)を7月23日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第39回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月20日 17:11

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (585 KB)

内閣官房副長官室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第39回)を7月23日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第39回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月20日 17:10

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (585 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第39回)を7月23日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第39回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月20日 17:10

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (585 KB)

内閣副長官補室(外政) 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第39回)を7月23日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第39回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月20日 17:10

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (585 KB)

内閣副長官補室(安危) 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第39回)を7月23日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第39回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月20日 17:10

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (585 KB)

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第39回)を7月23日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第39回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月20日 17:10

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (585 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様、長谷川様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第39回)を7月23日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第39回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月20日 17:09

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (585 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第39回)を7月23日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
- 第30回 : 5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

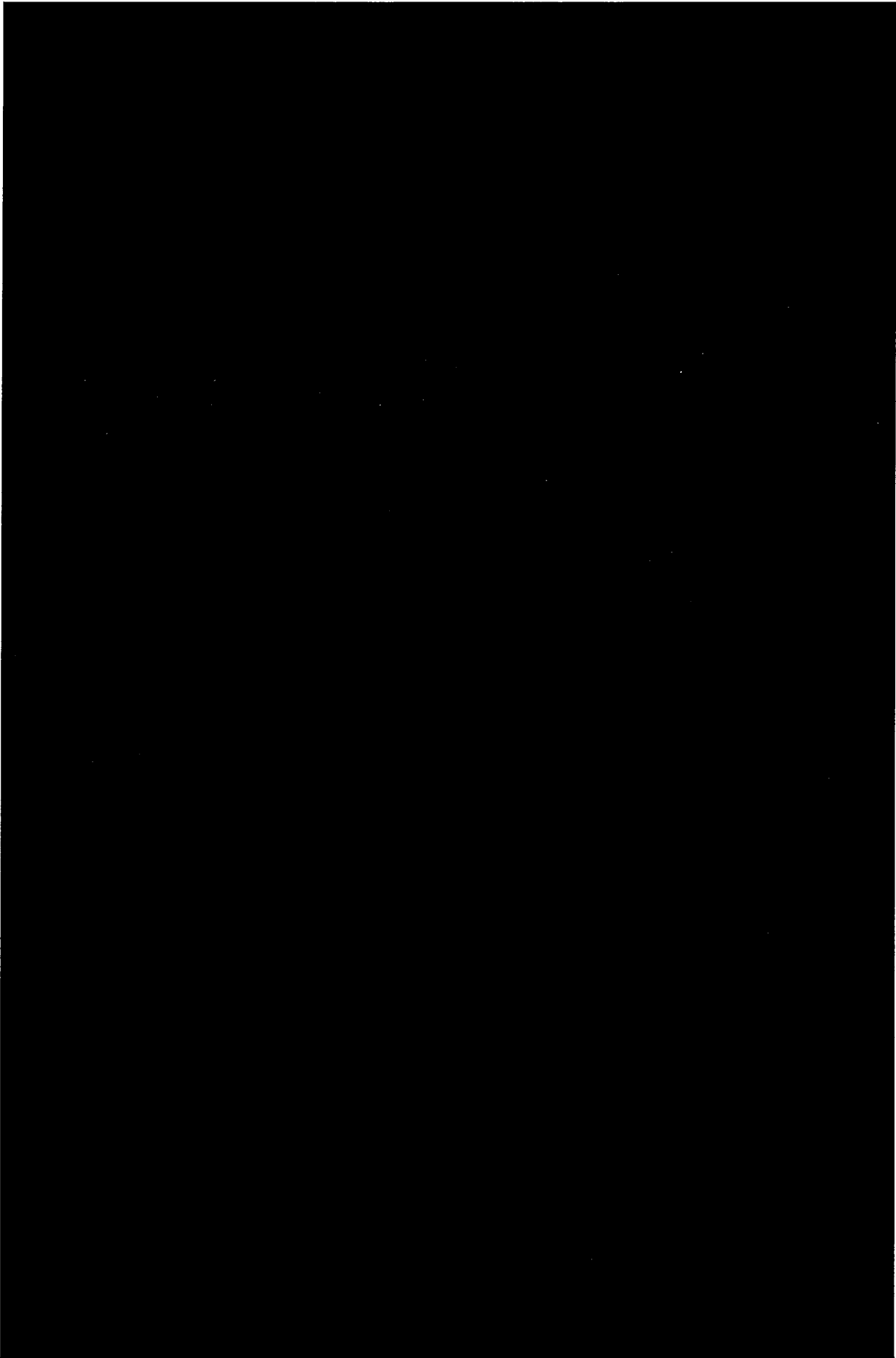
TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

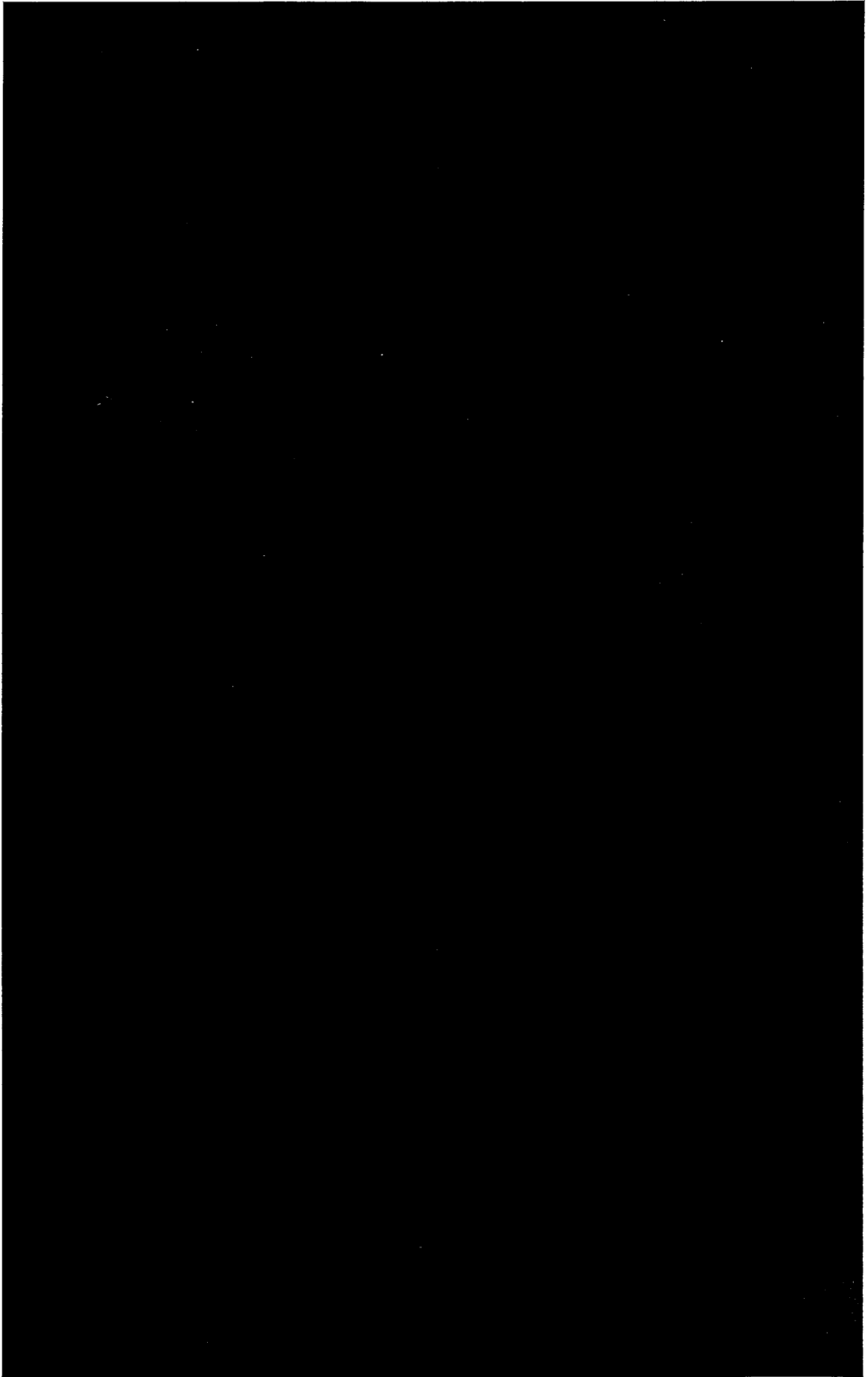
- 条文案
- 読替表（法律案）
- 新旧対照条文
- 三段表
- 読替表（政令素案）
- 逐条解説案
- 論点集案
- 用例集案
- 参照条文集案
- 法案概要（一枚）
- 法案概要（三枚）

目次

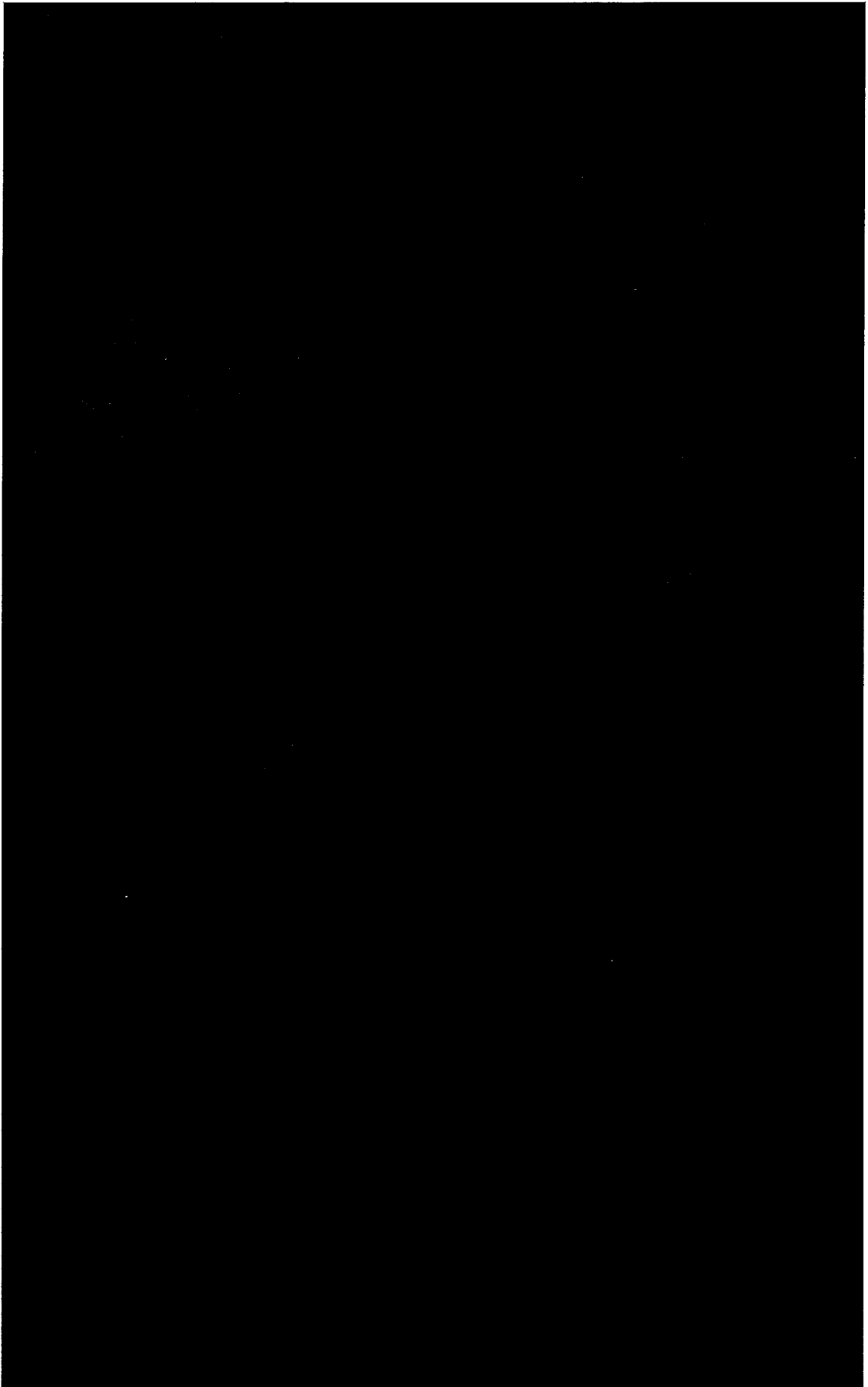
特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

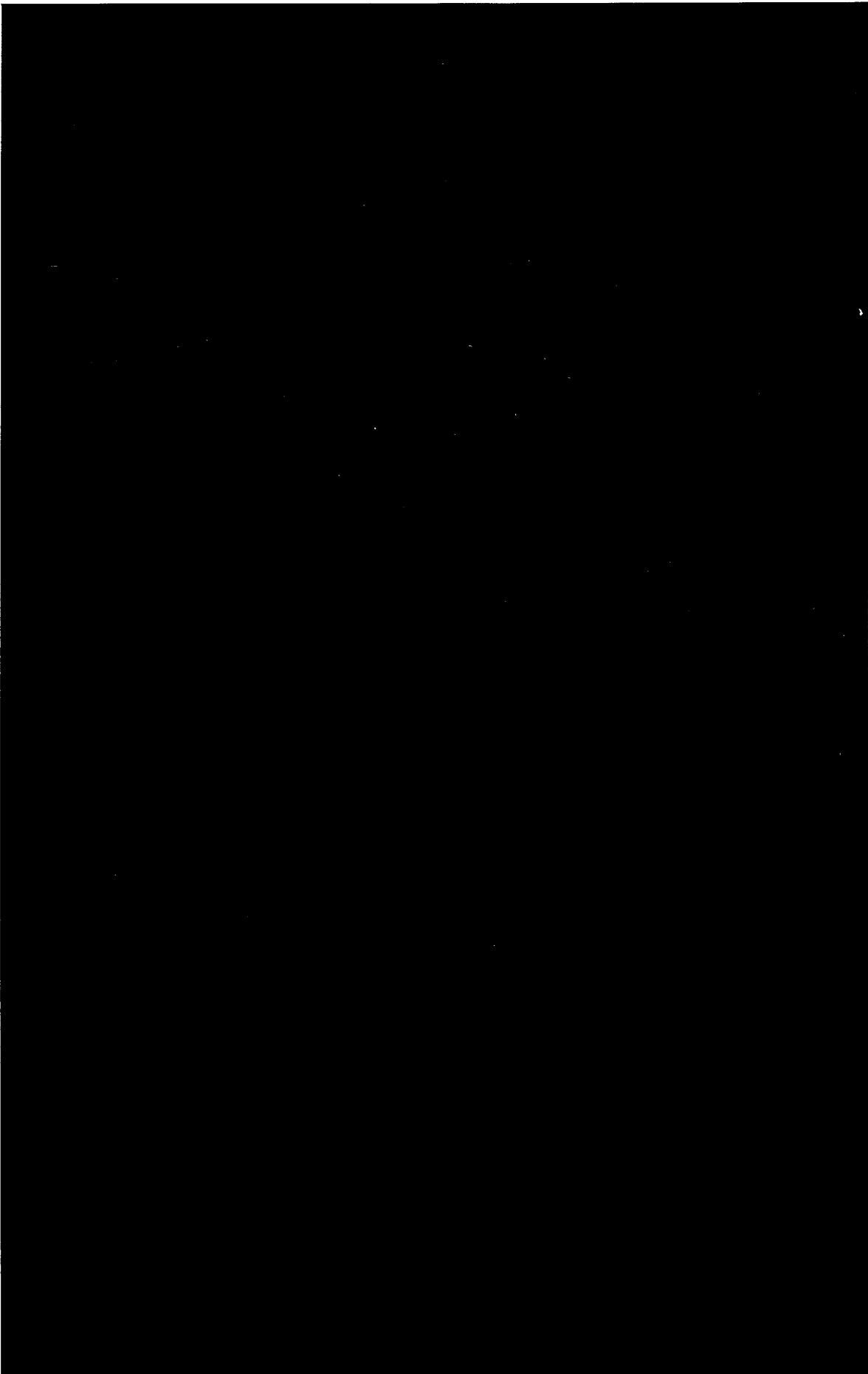


12/07/20内調内検討済み

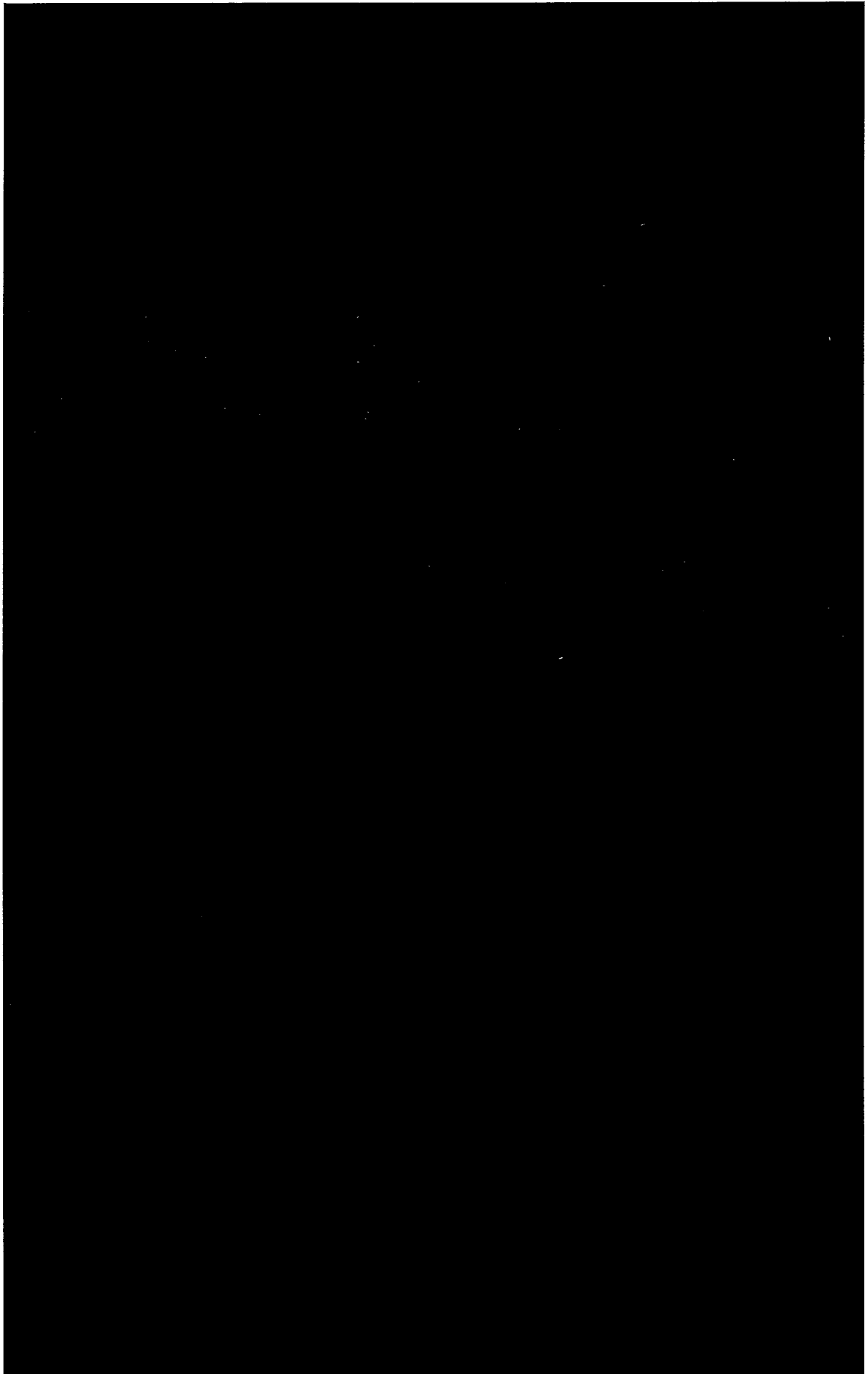


12/07/20内調内検討済み

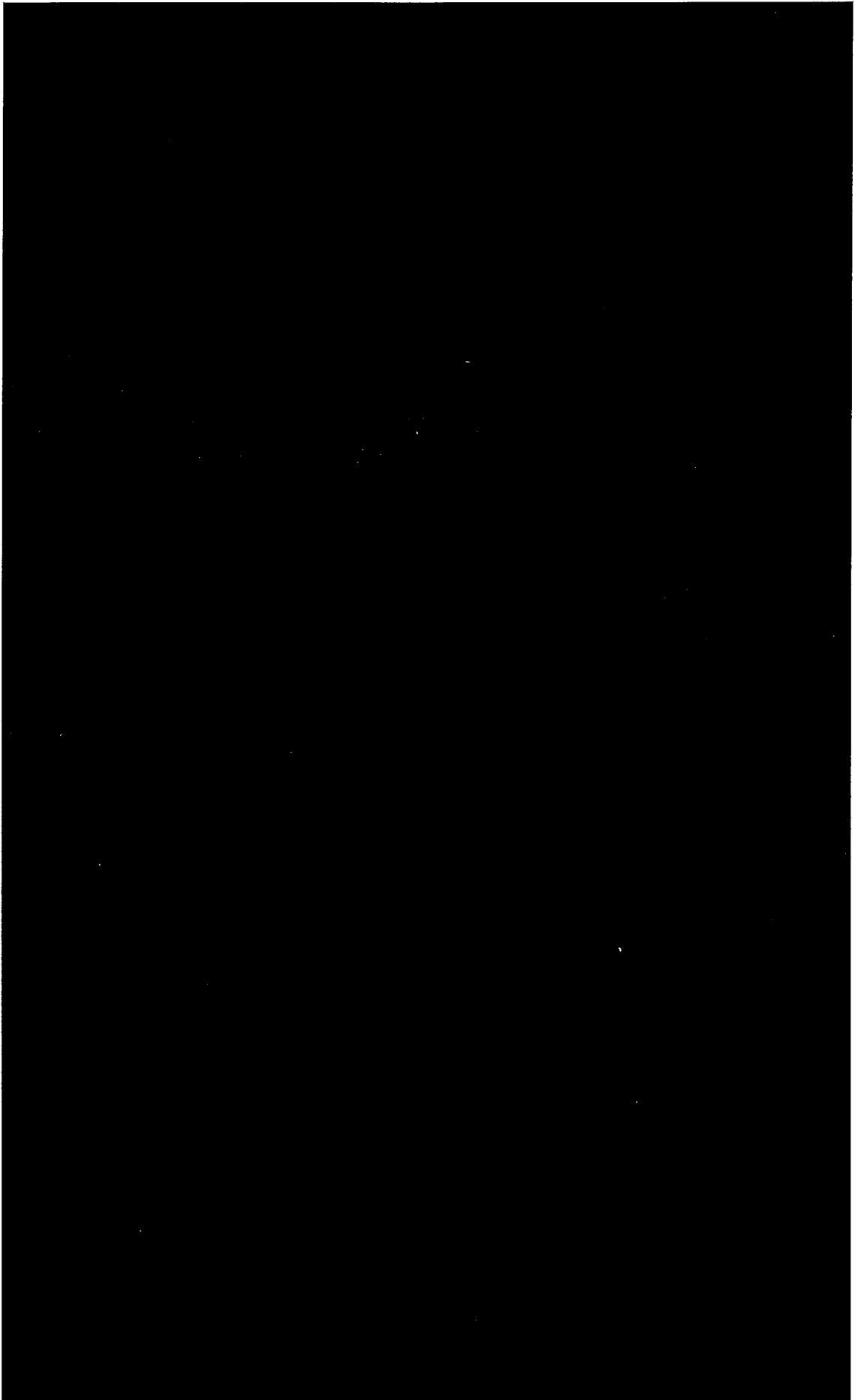




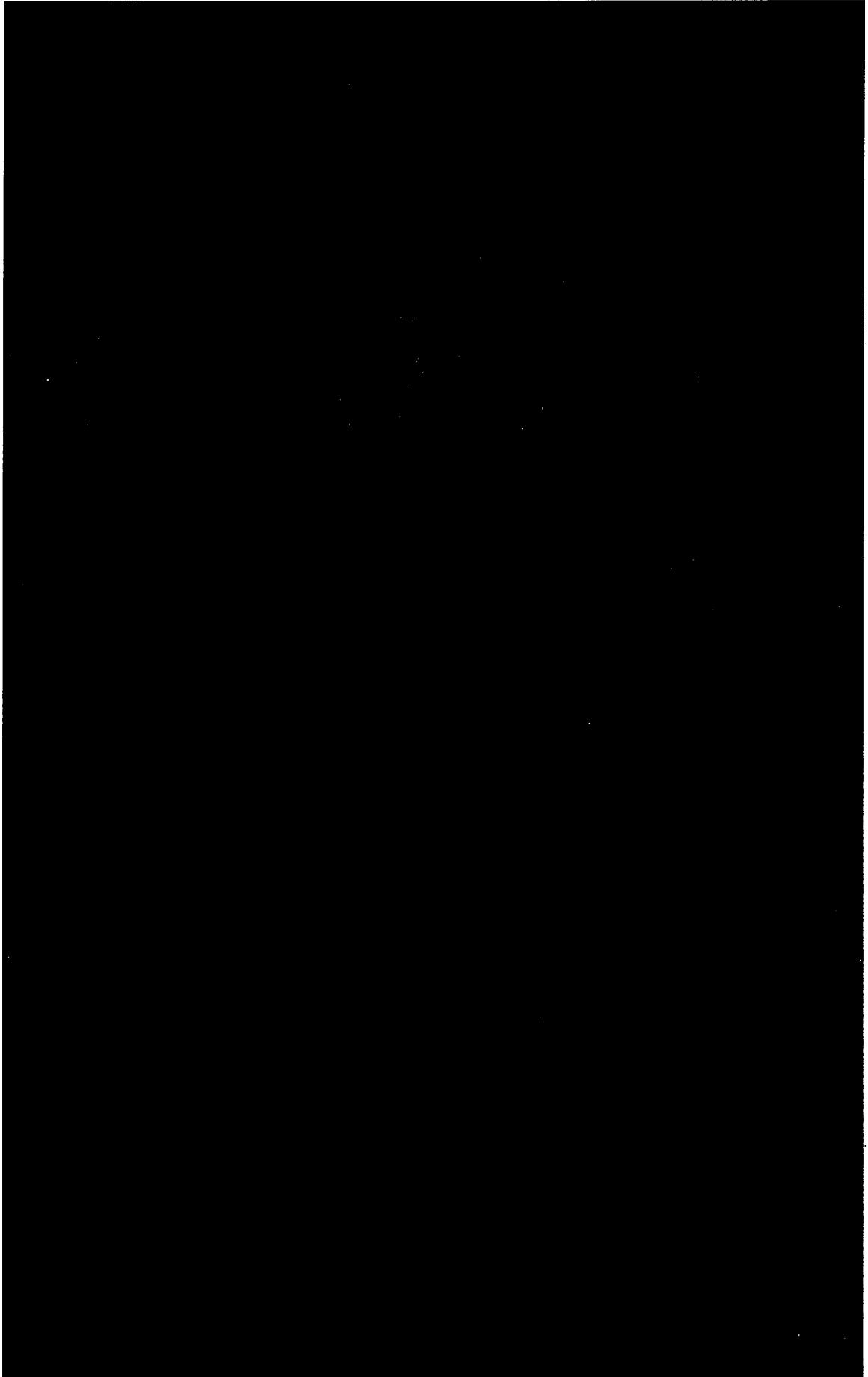
12/07/20内調内検討済み



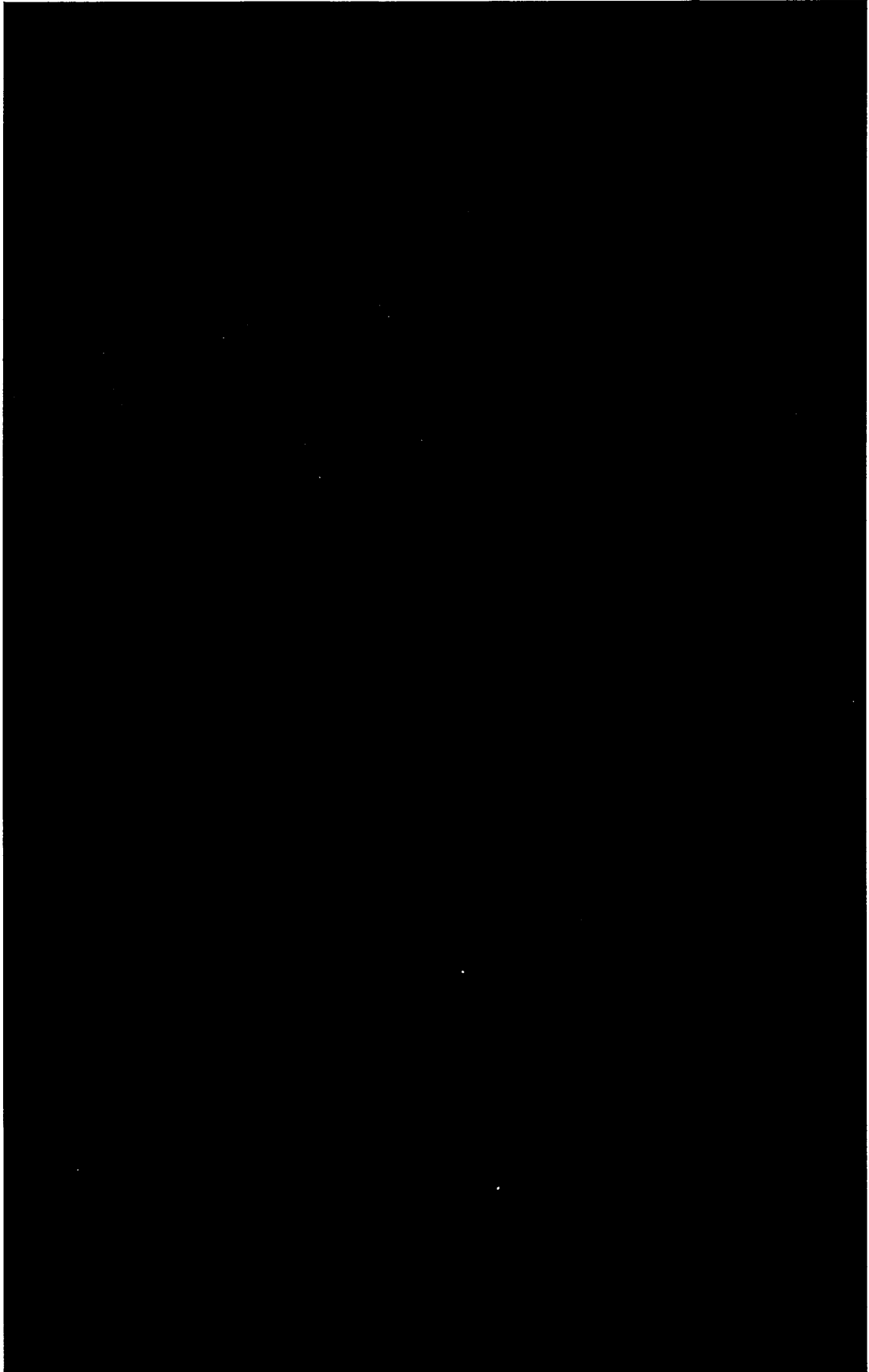
12/07/20内調内検討済み



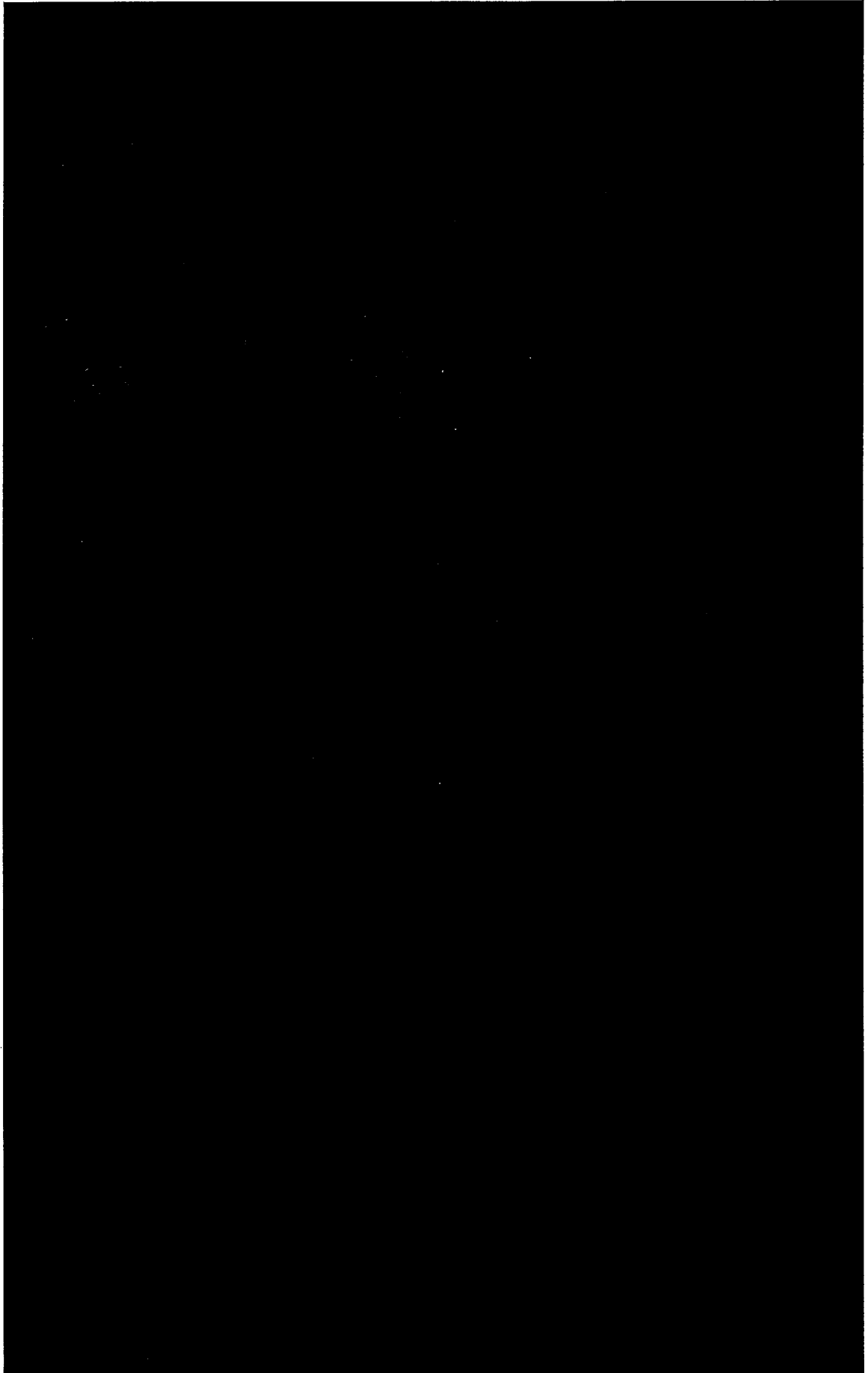
12/07/20内調内検討済み



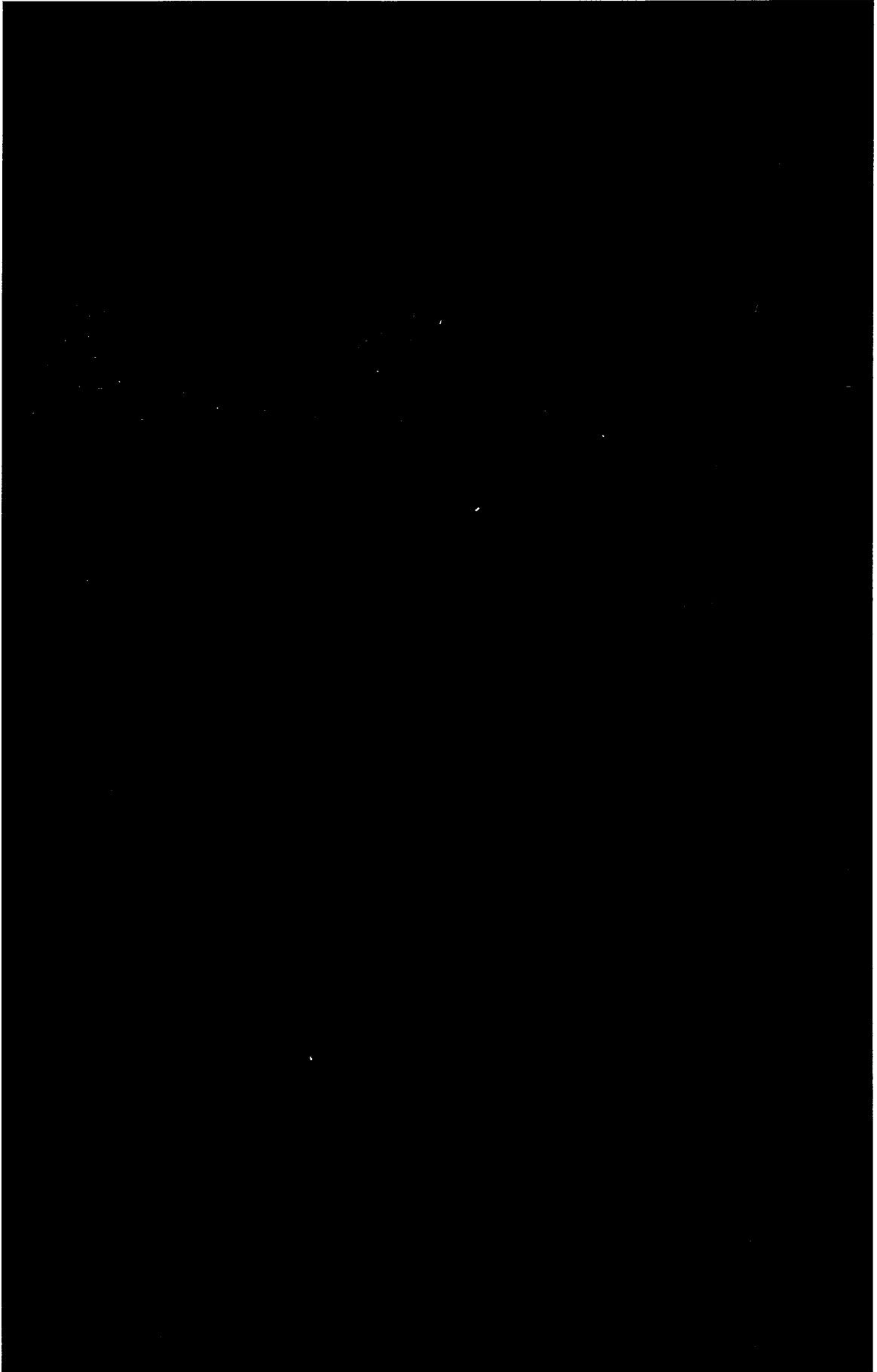
12/07/20内調内検討済み



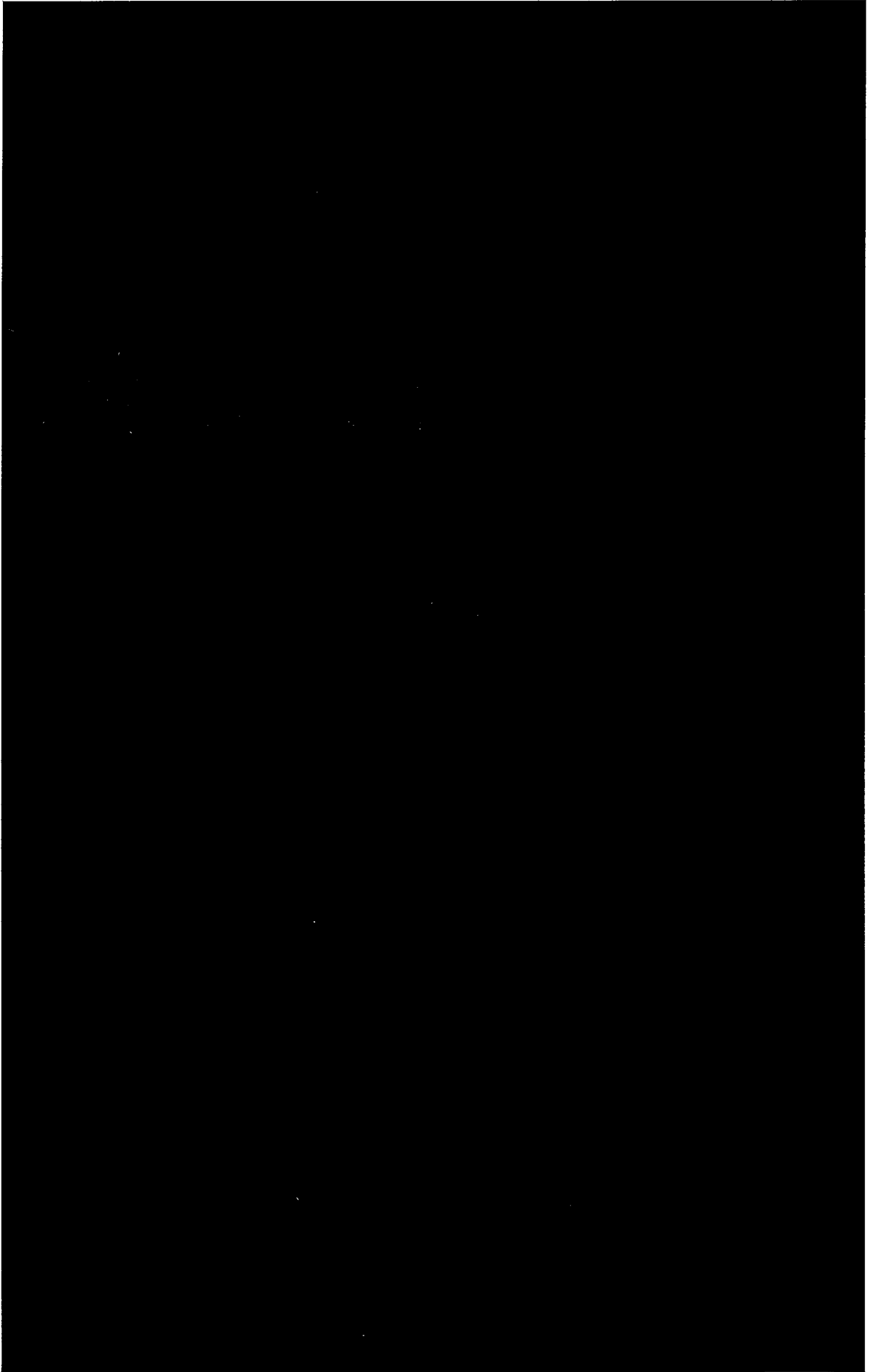
12/07/20内調内検討済み



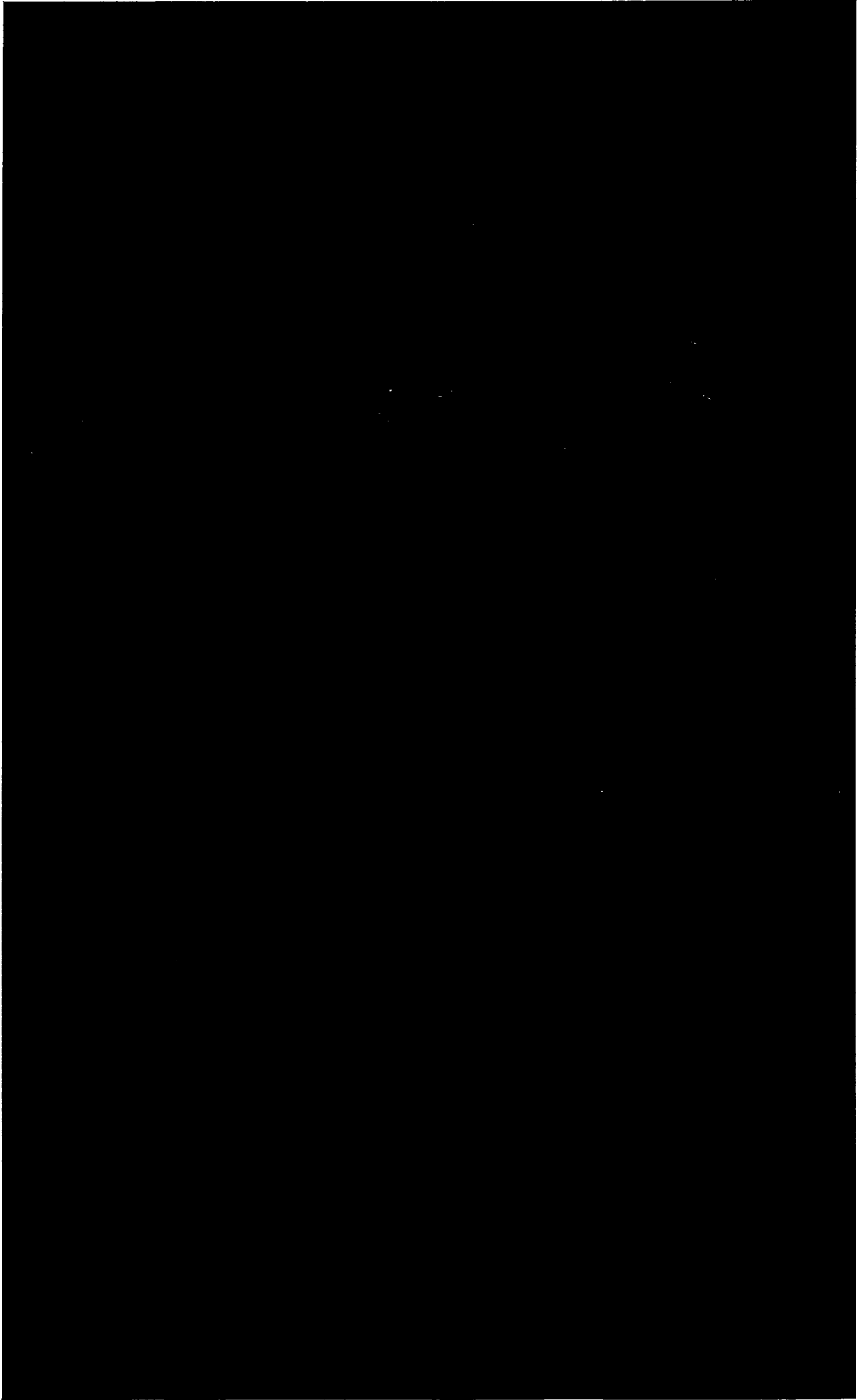
12/07/20内調内検討済み



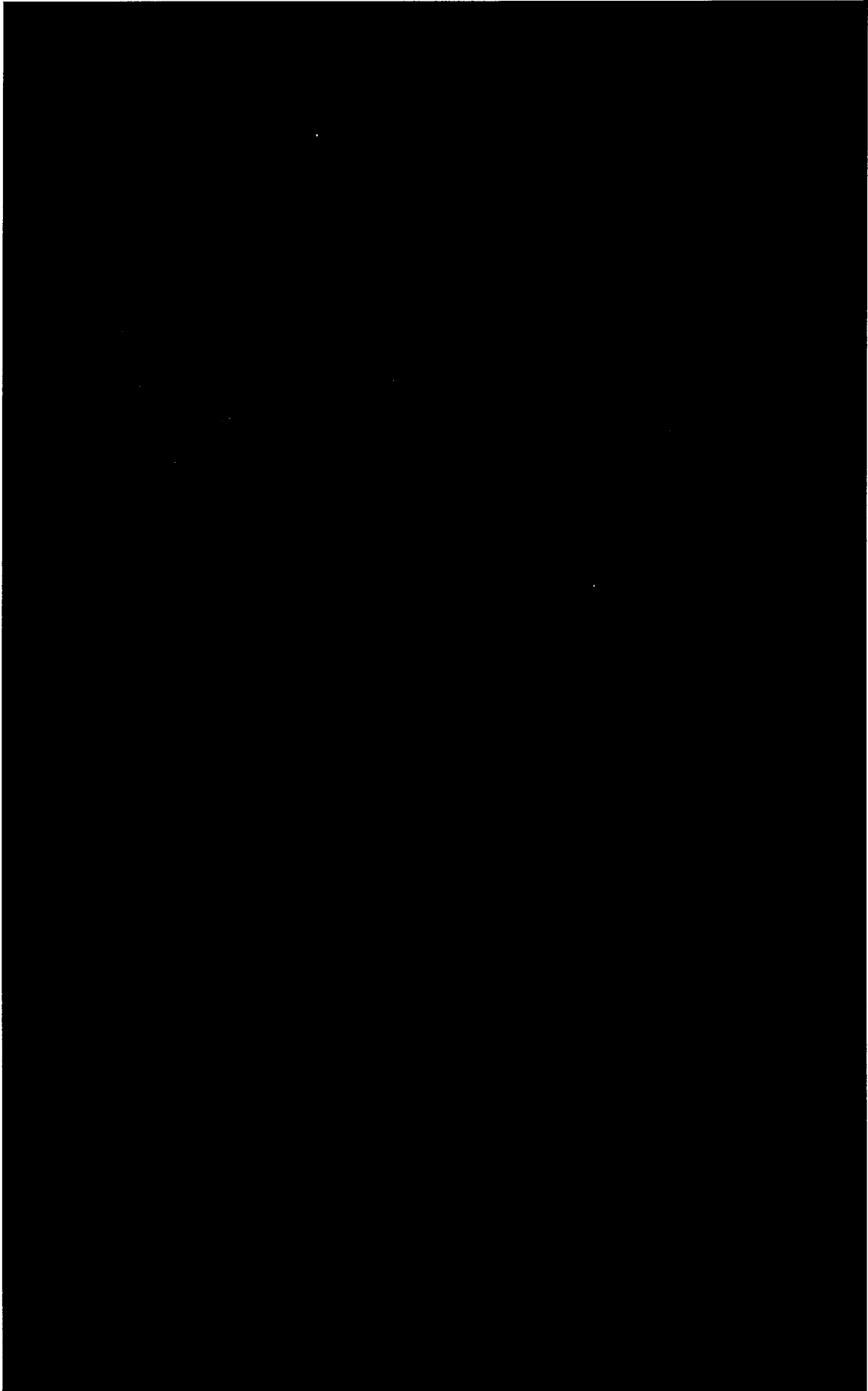
12/07/20内調内検討済み



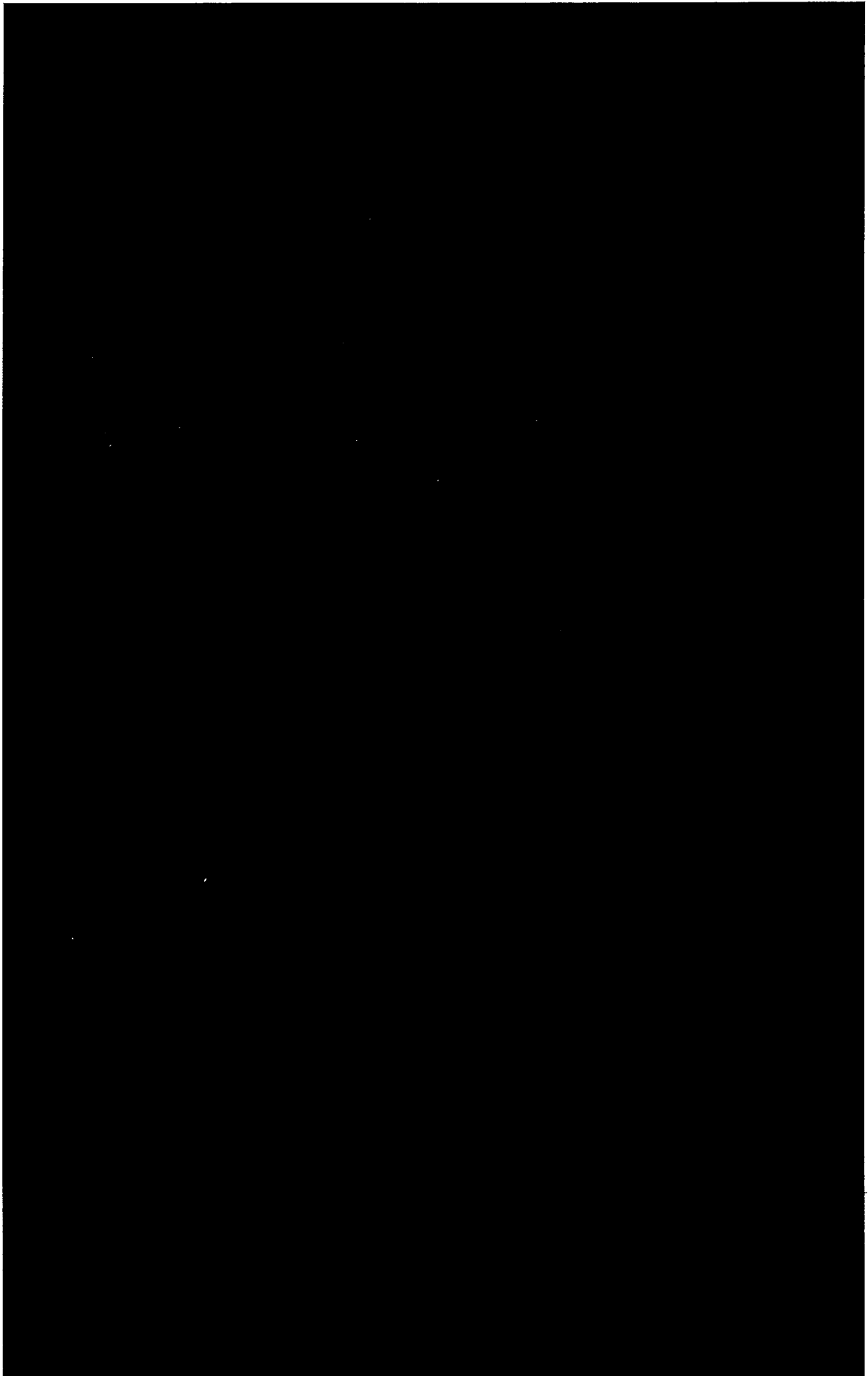
12/07/20内調内検討済み



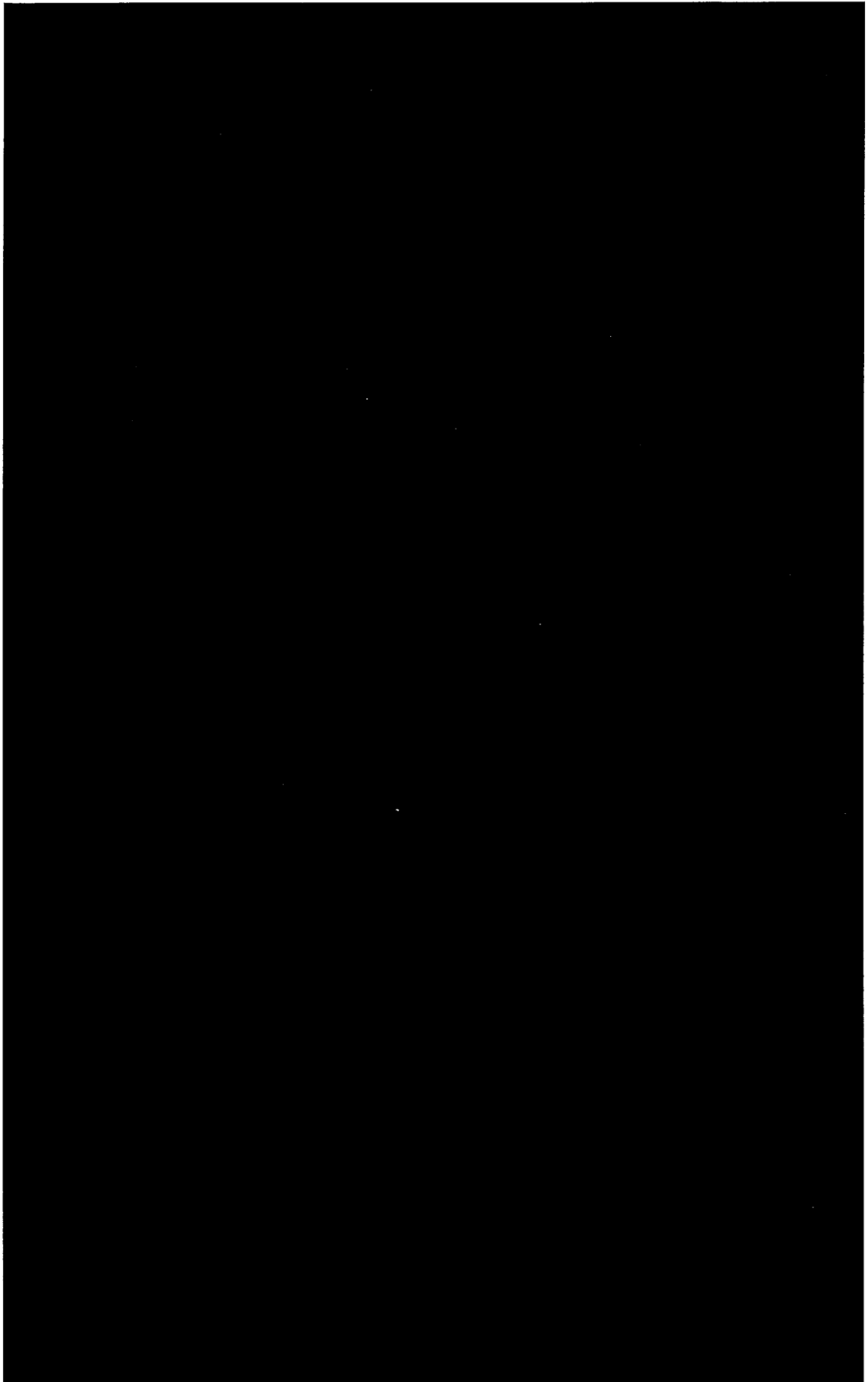
12/07/20内調内検討済み



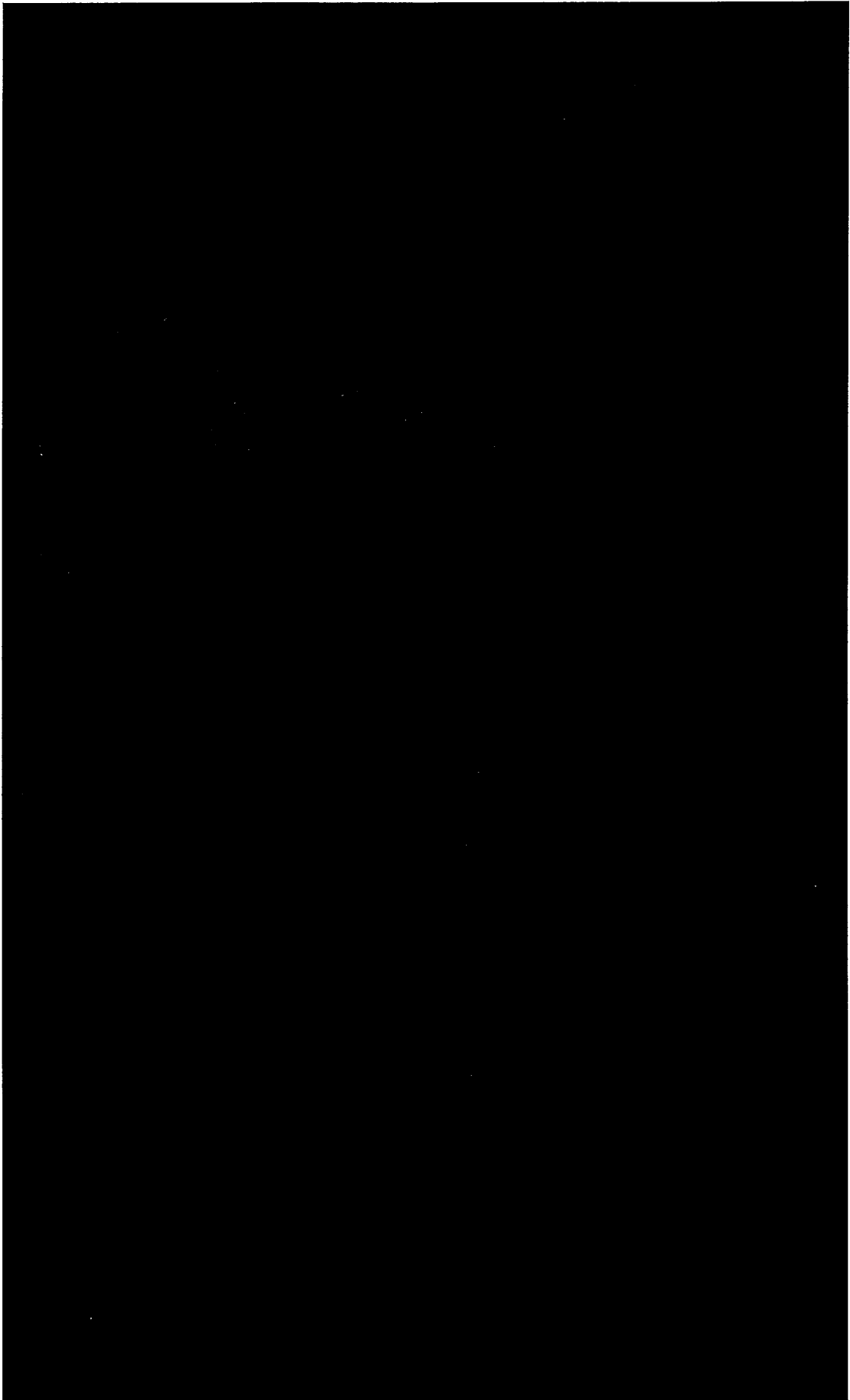
12/07/20内調内検討済み



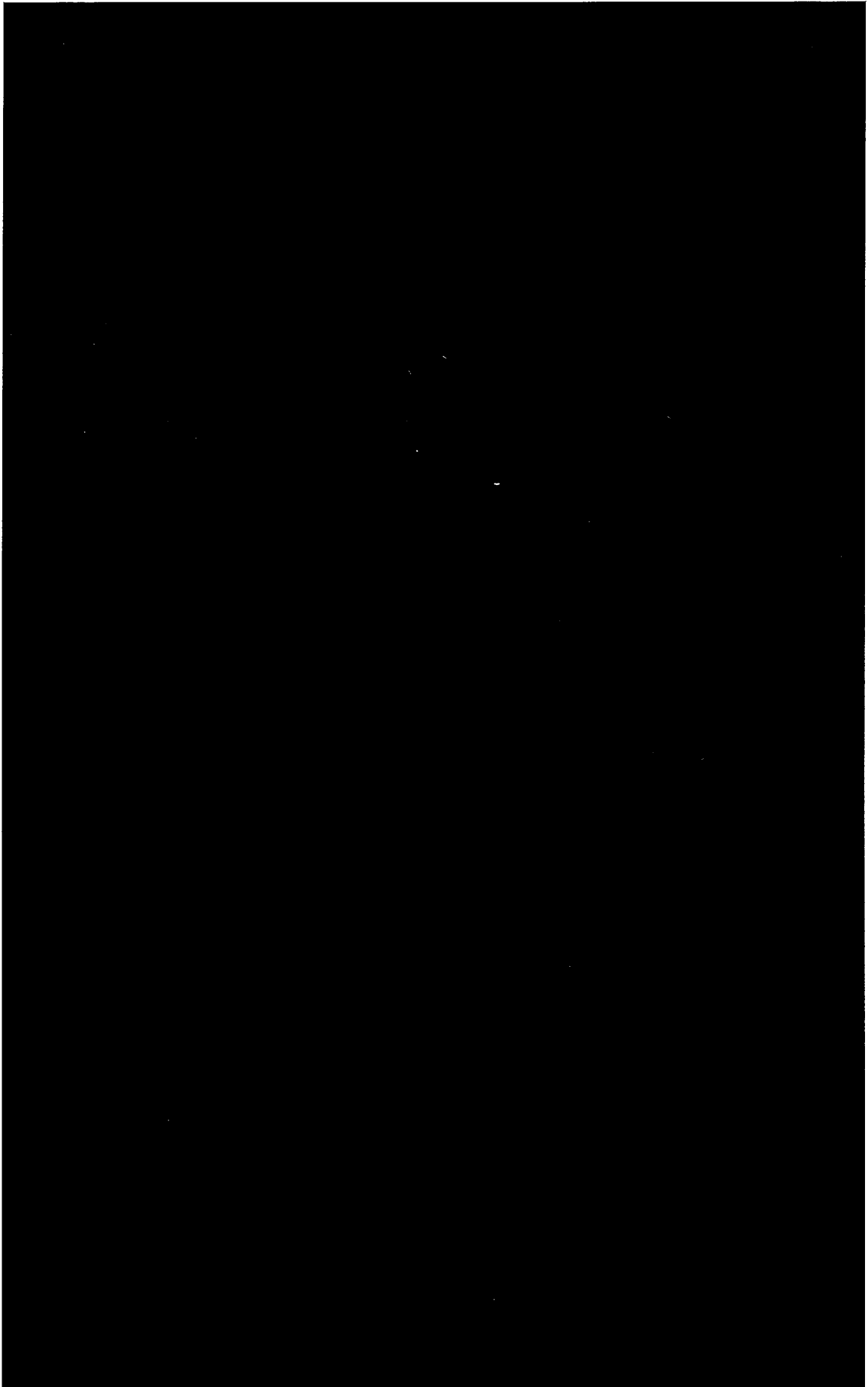
12/07/20内調内検討済み



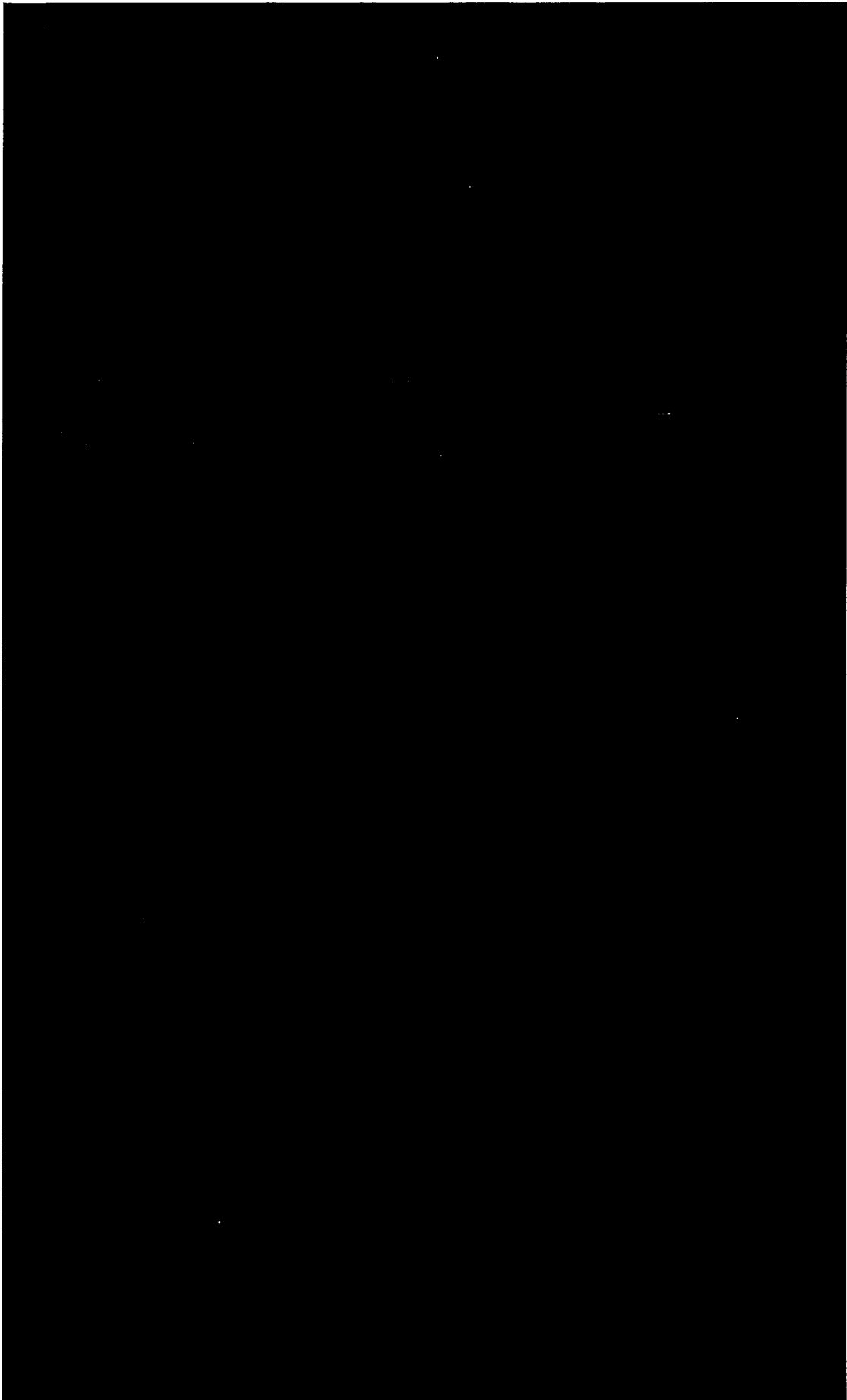
12/07/20内調内検討済み



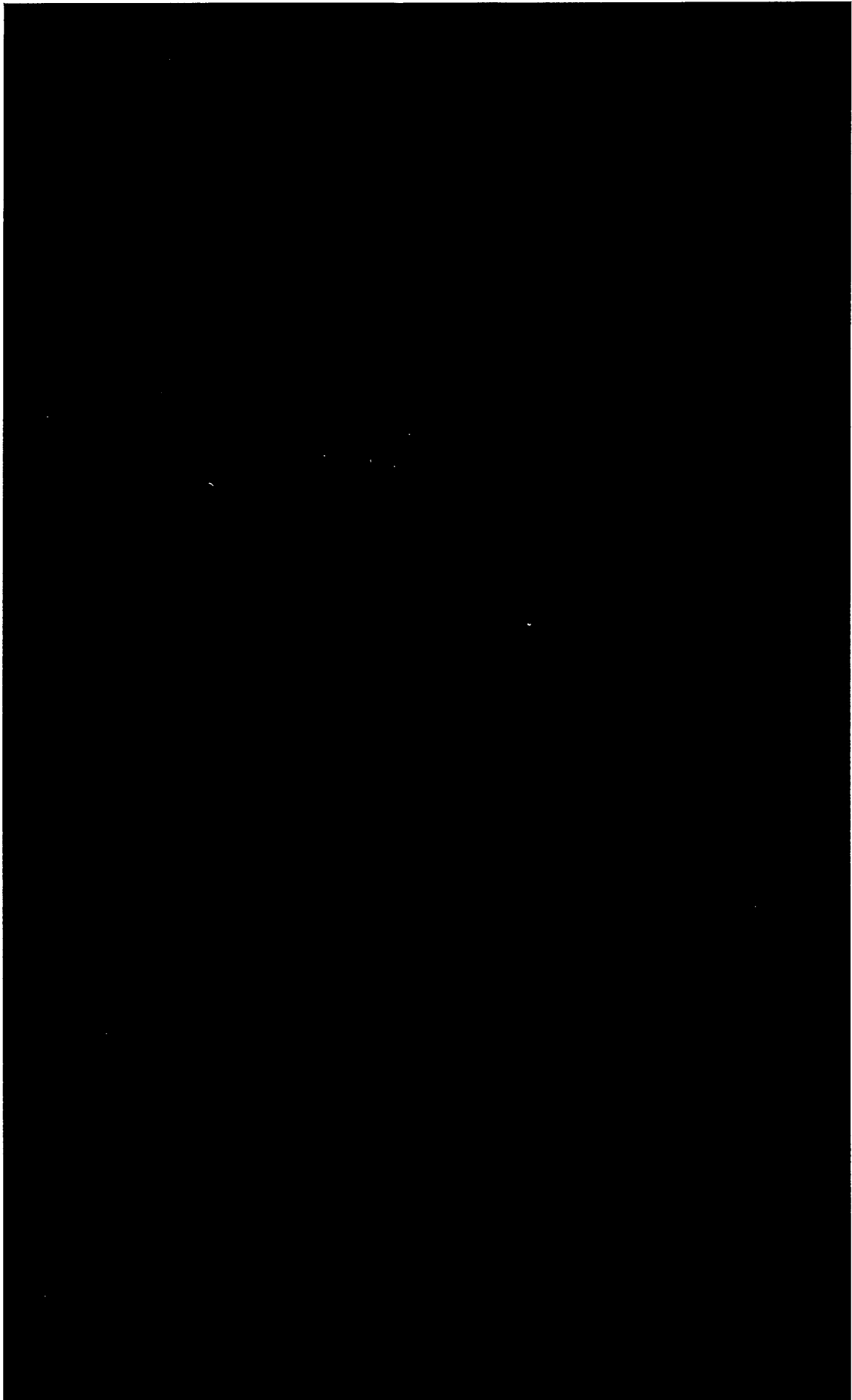
12/07/20内調内検討済み



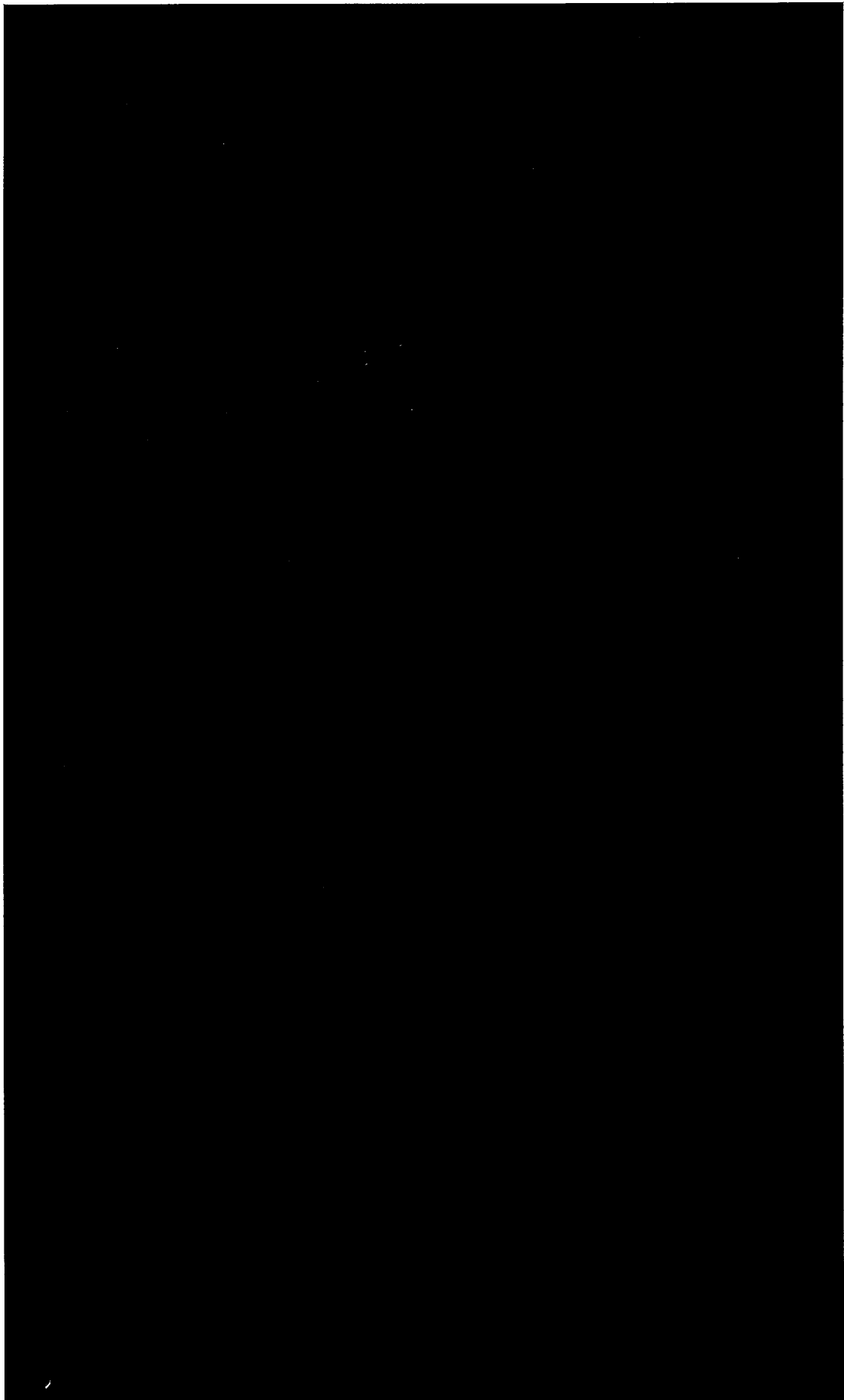
12/07/20内調内検討済み



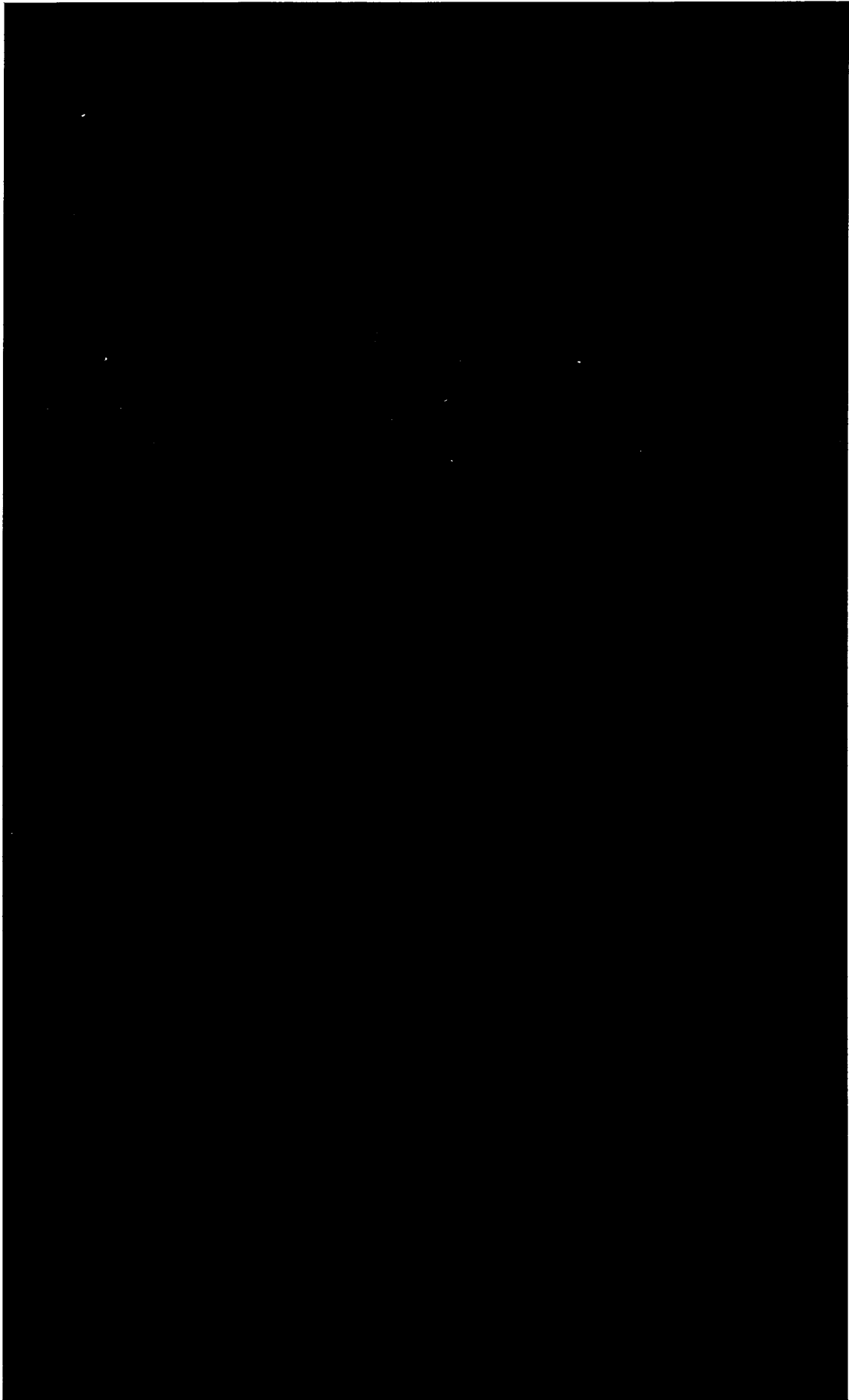
12/07/20内調内検討済み



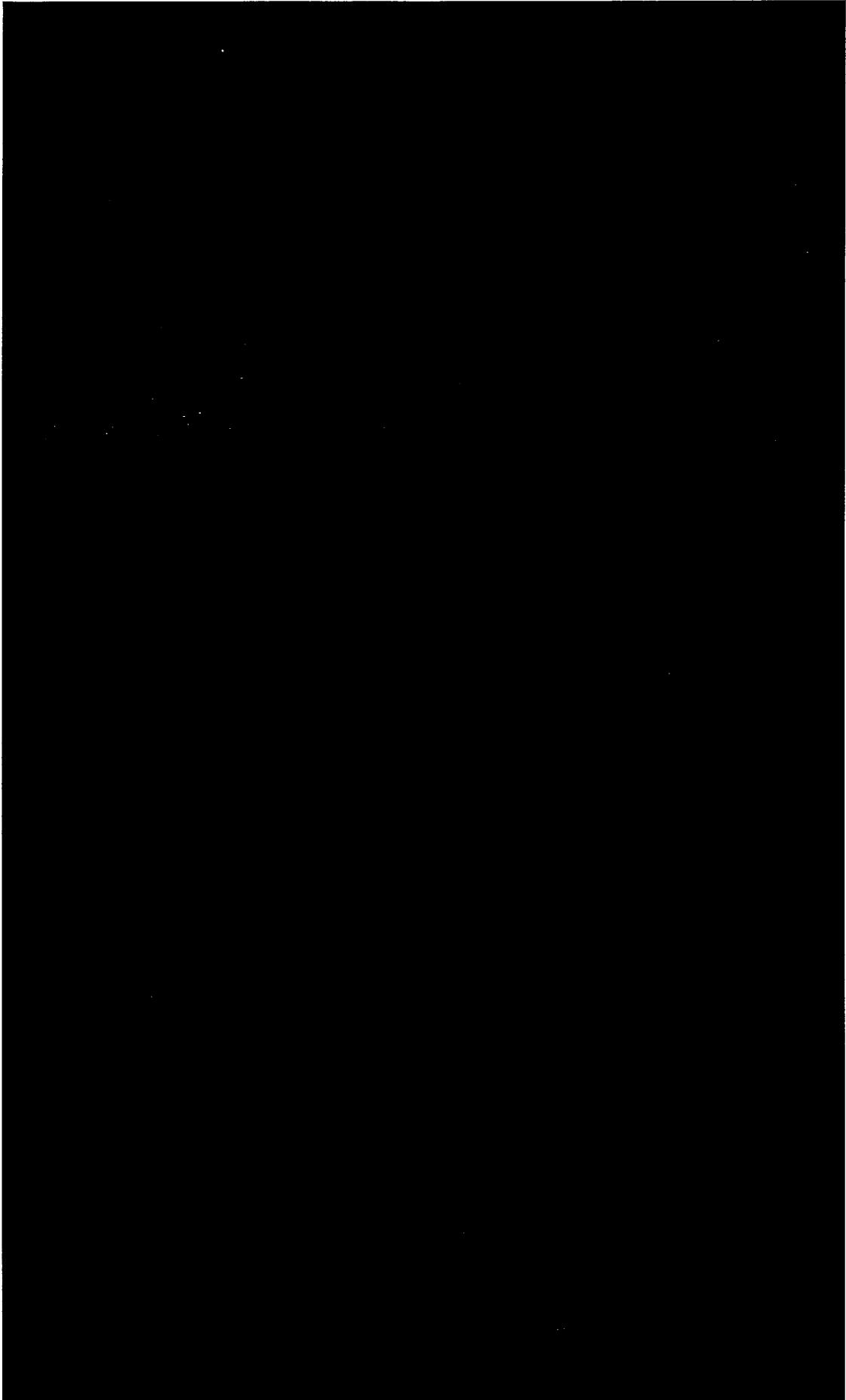
12/07/20内調内検討済み



12/07/20内調内検討済み

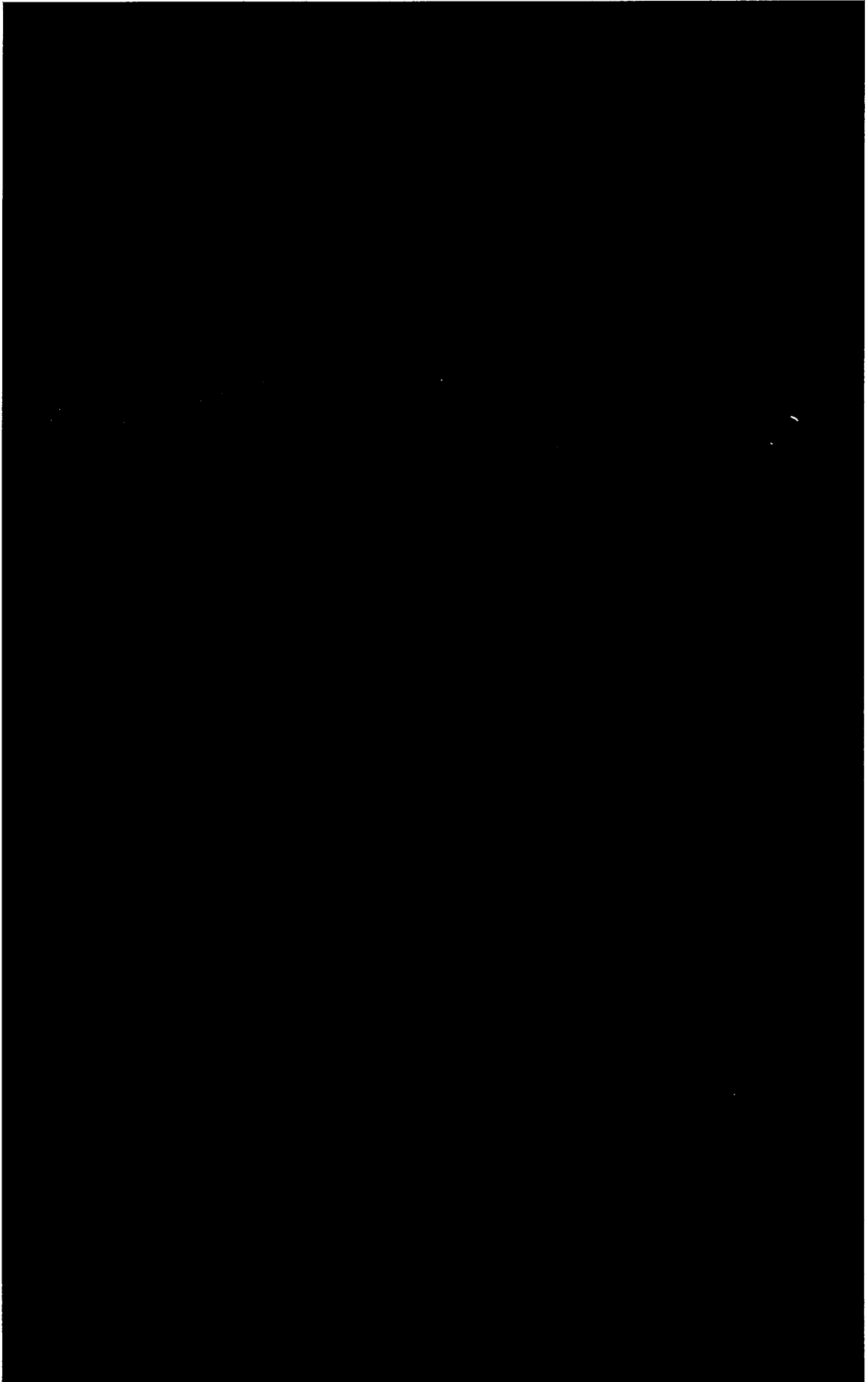


12/07/20内調内検討済み

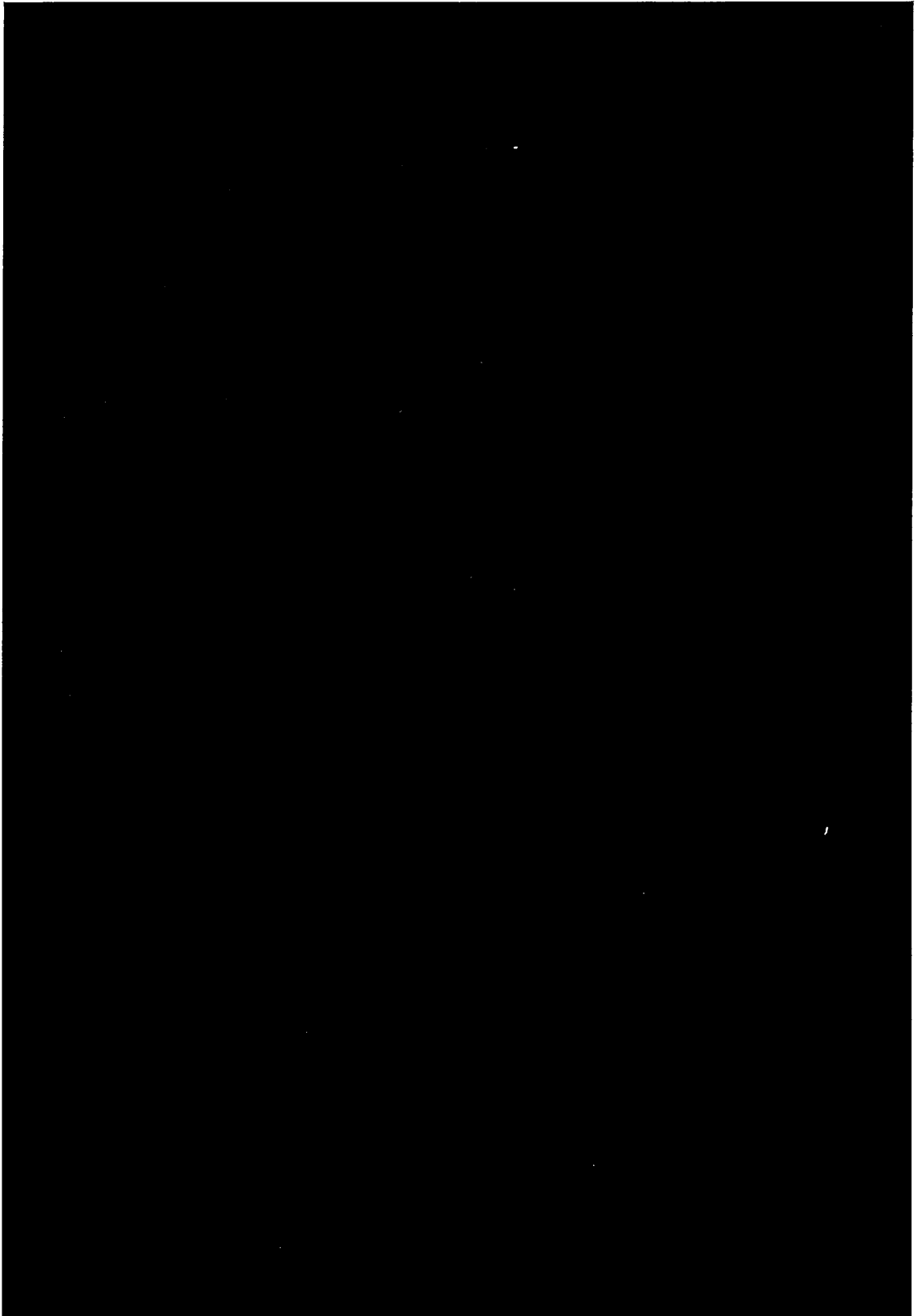


12/07/20内調内検討済み

12/07/20内調内検討済み



12/07/20内調内検討済み

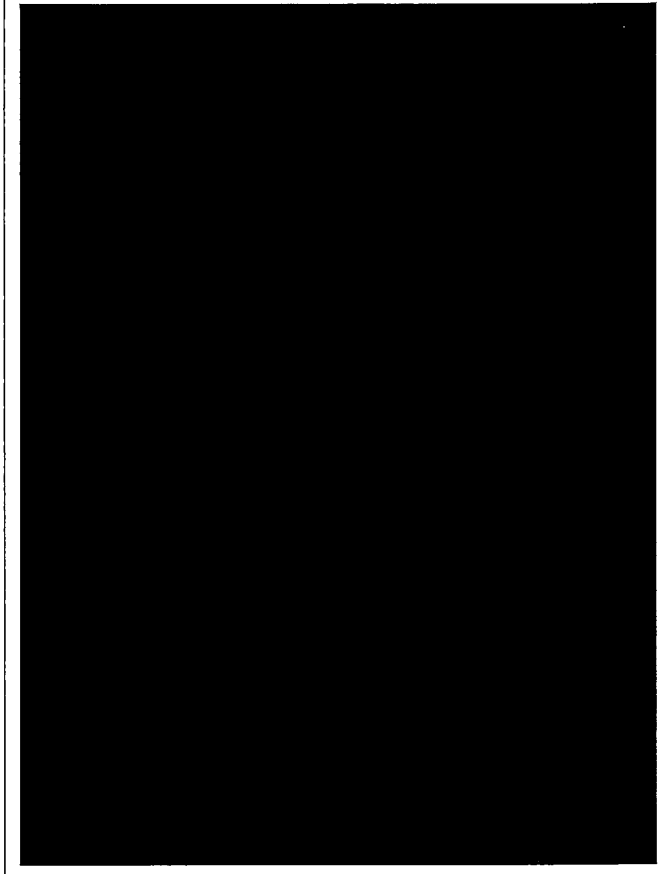
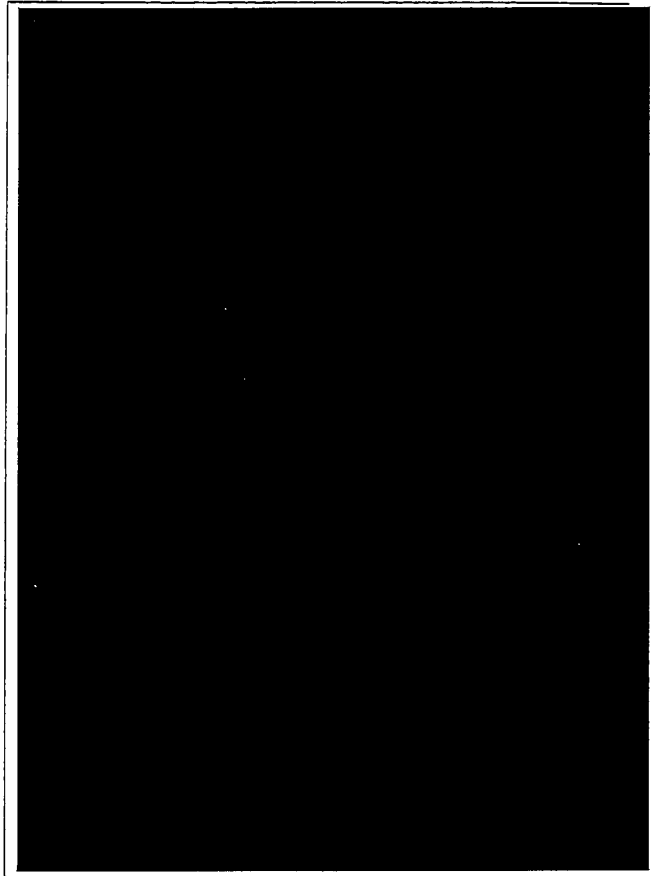




○
読替表 (法律案)

特別秘密の取扱者等 (関係)

(読替之前)

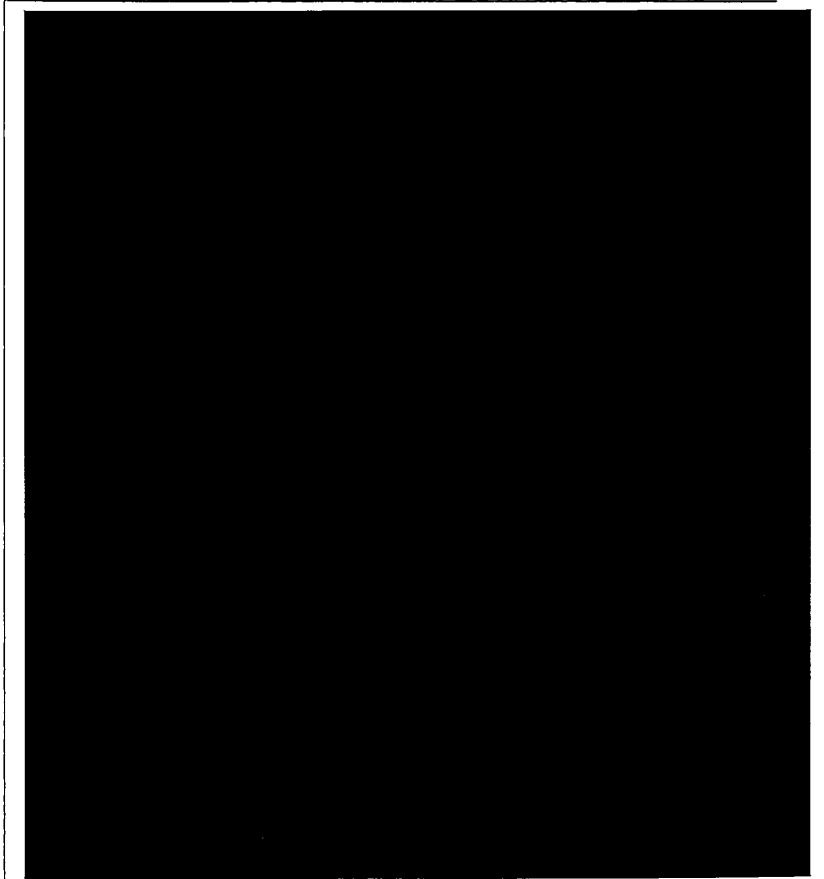
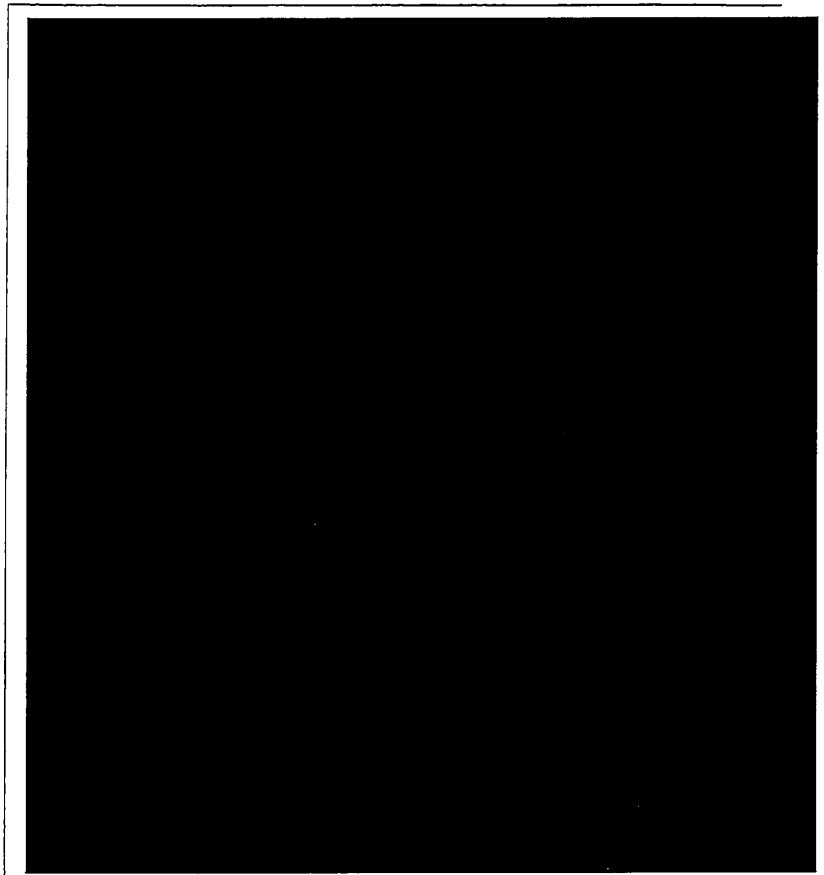
(読替之後)

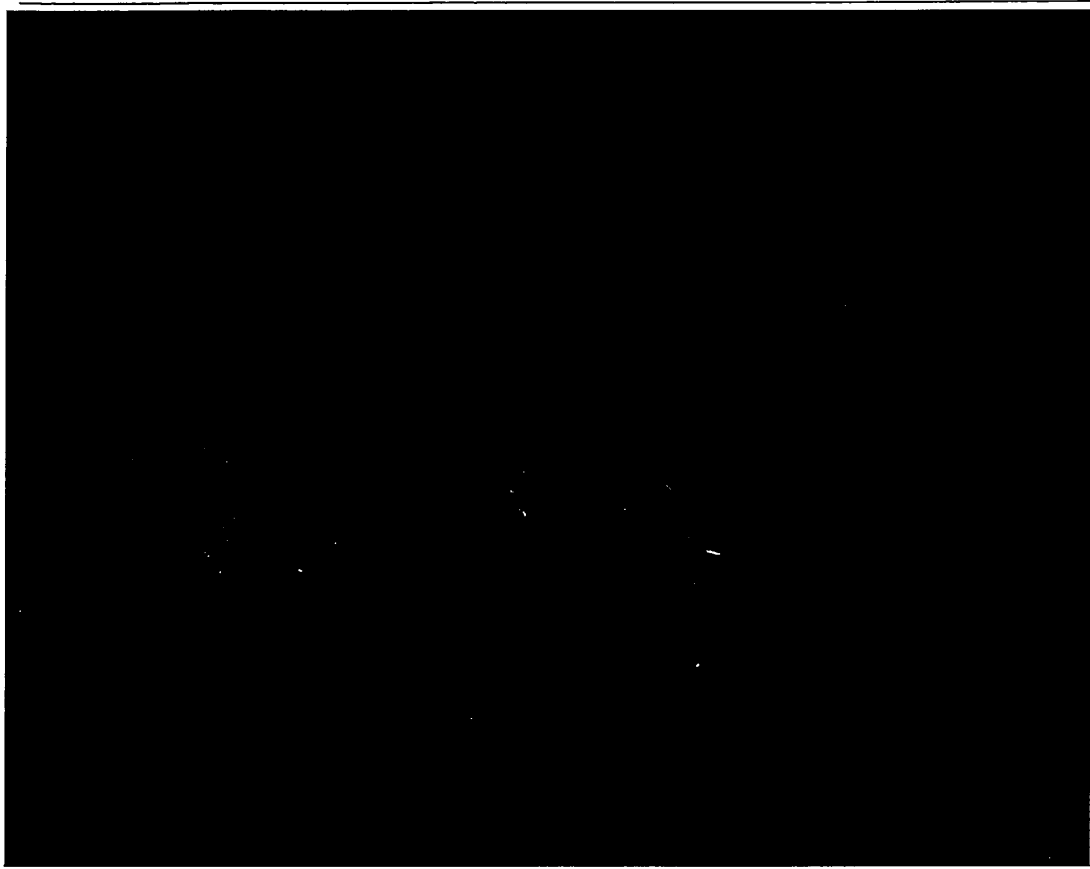
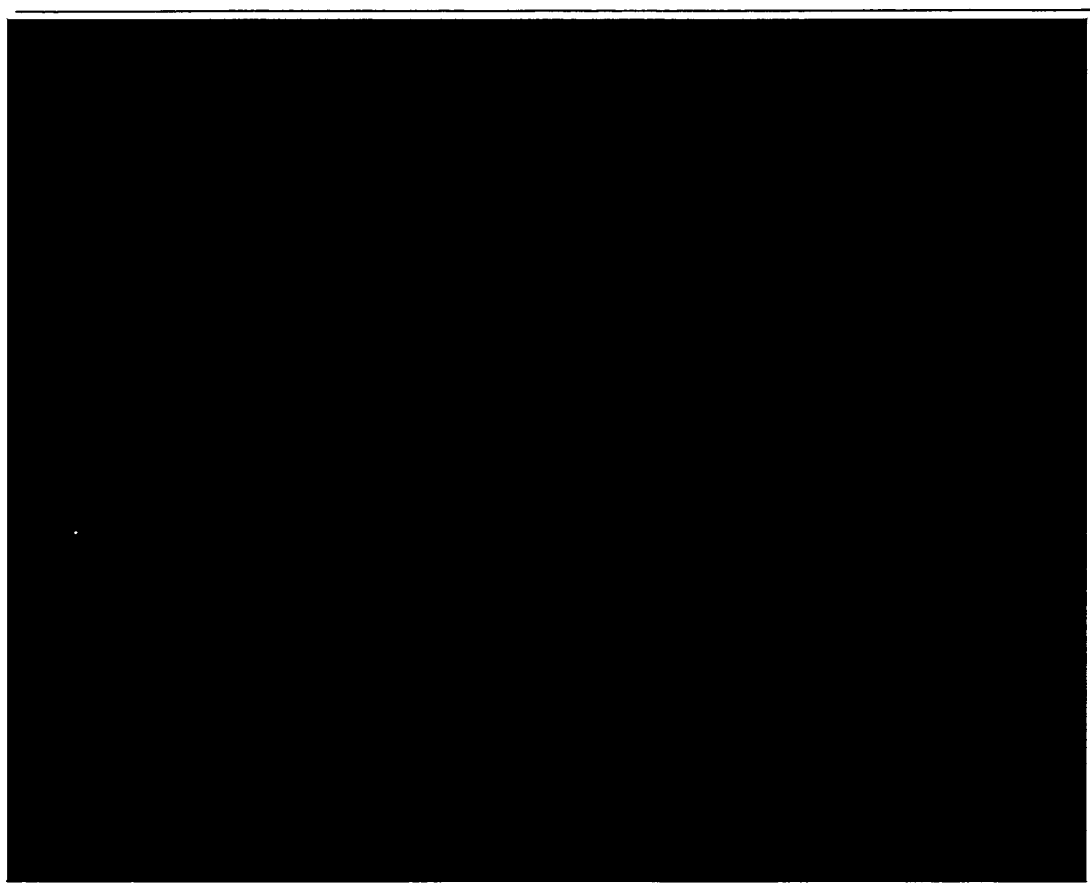


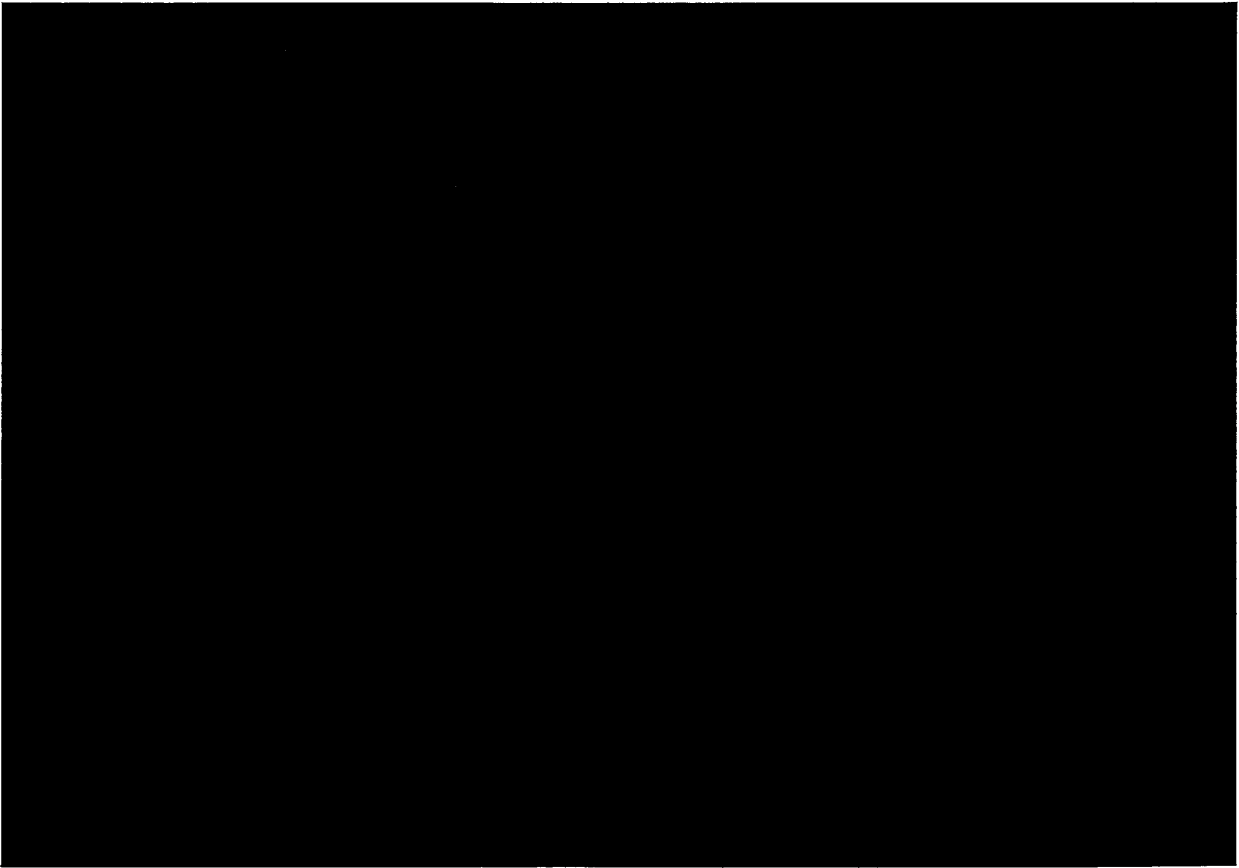
	 (読替之前)
	 (読替之後)

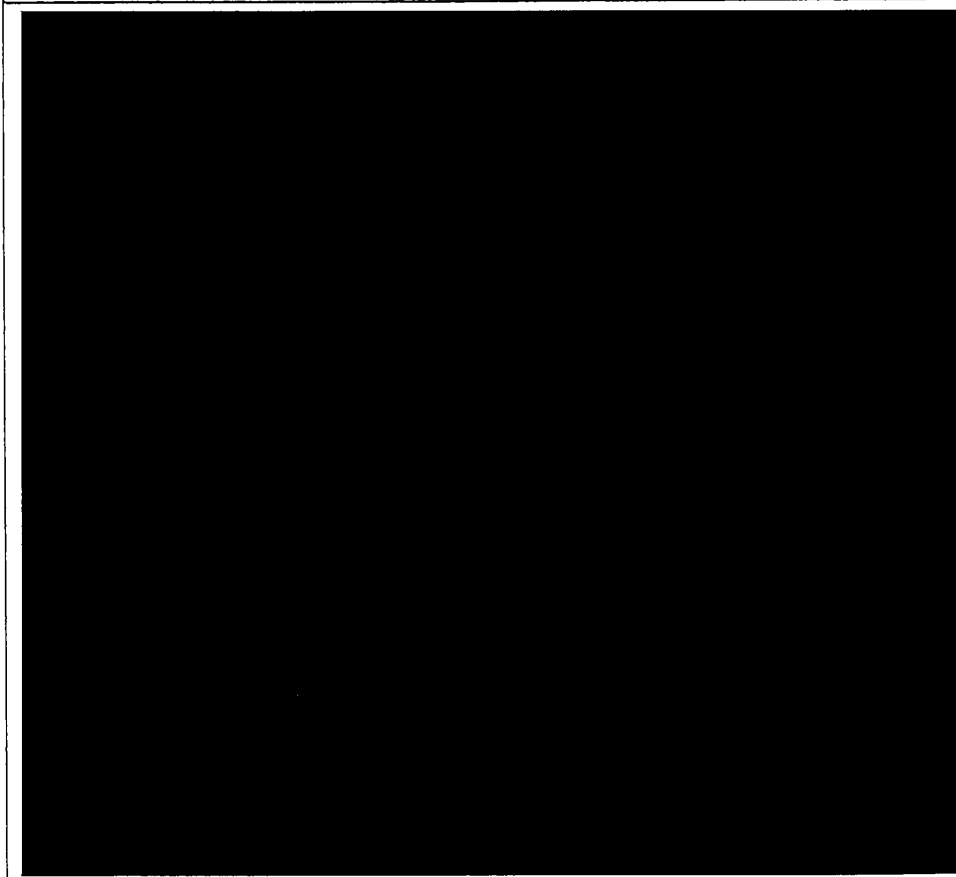
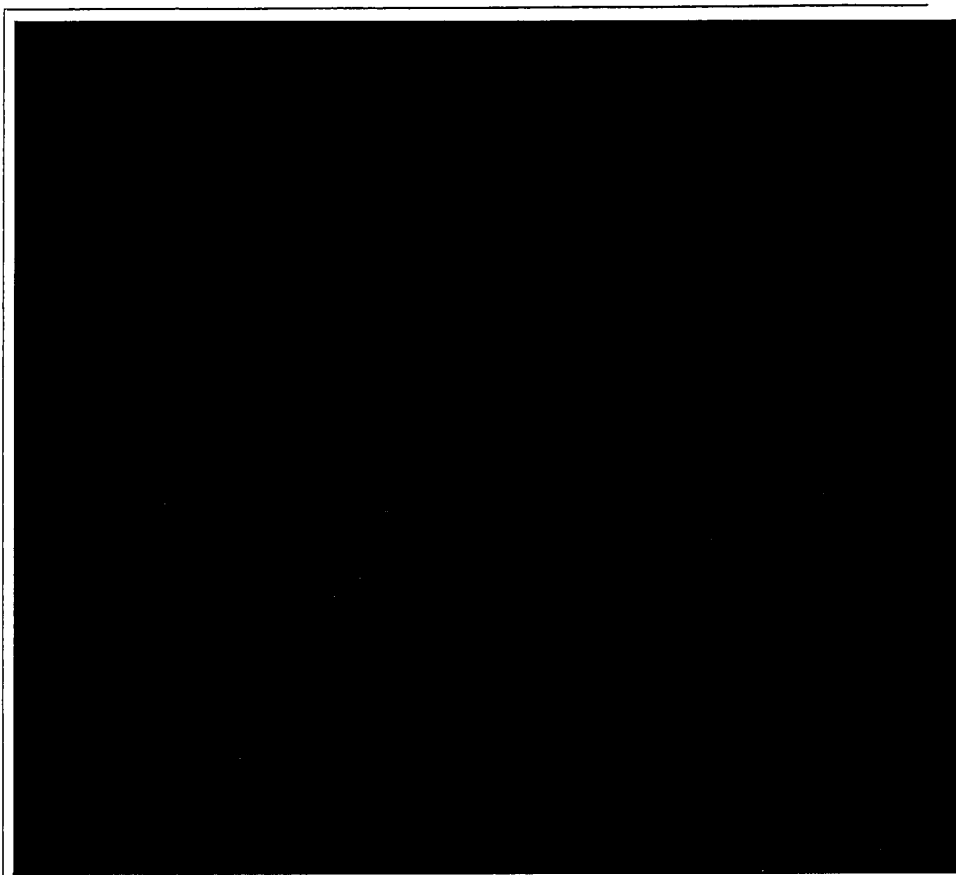
○
関係する適性評価()
関係()

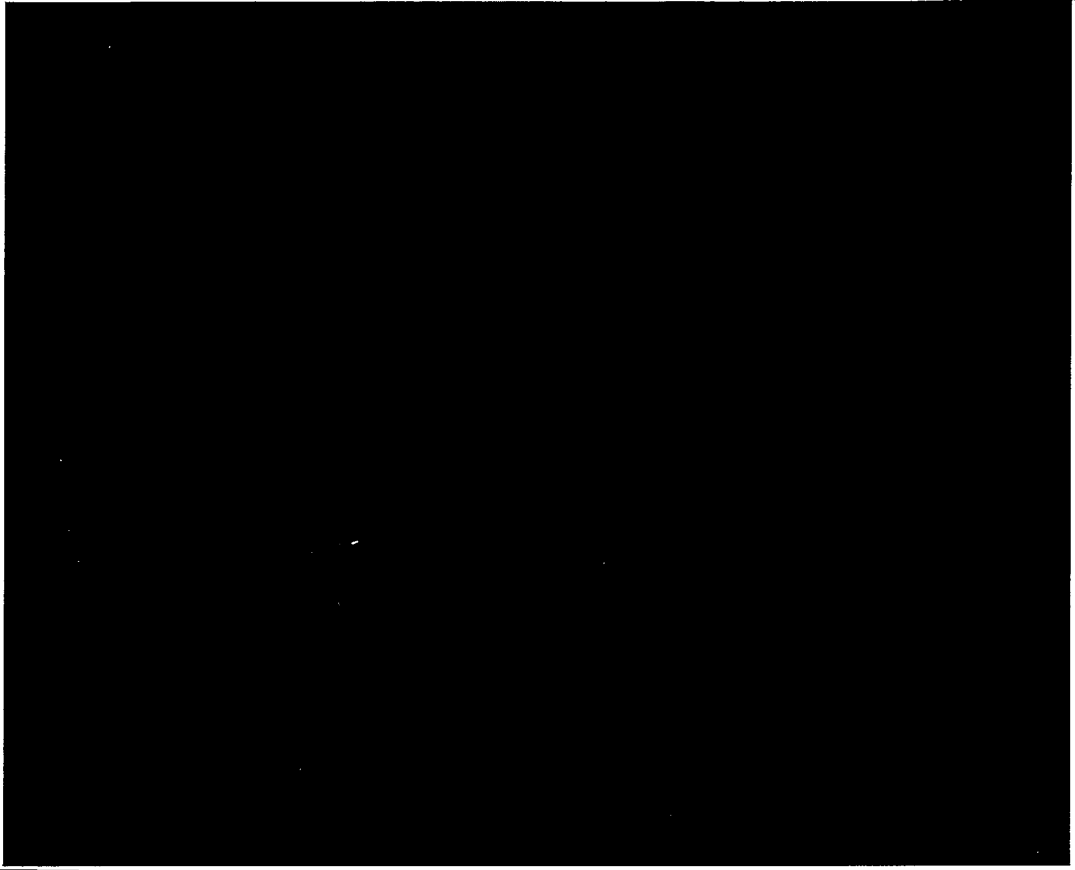

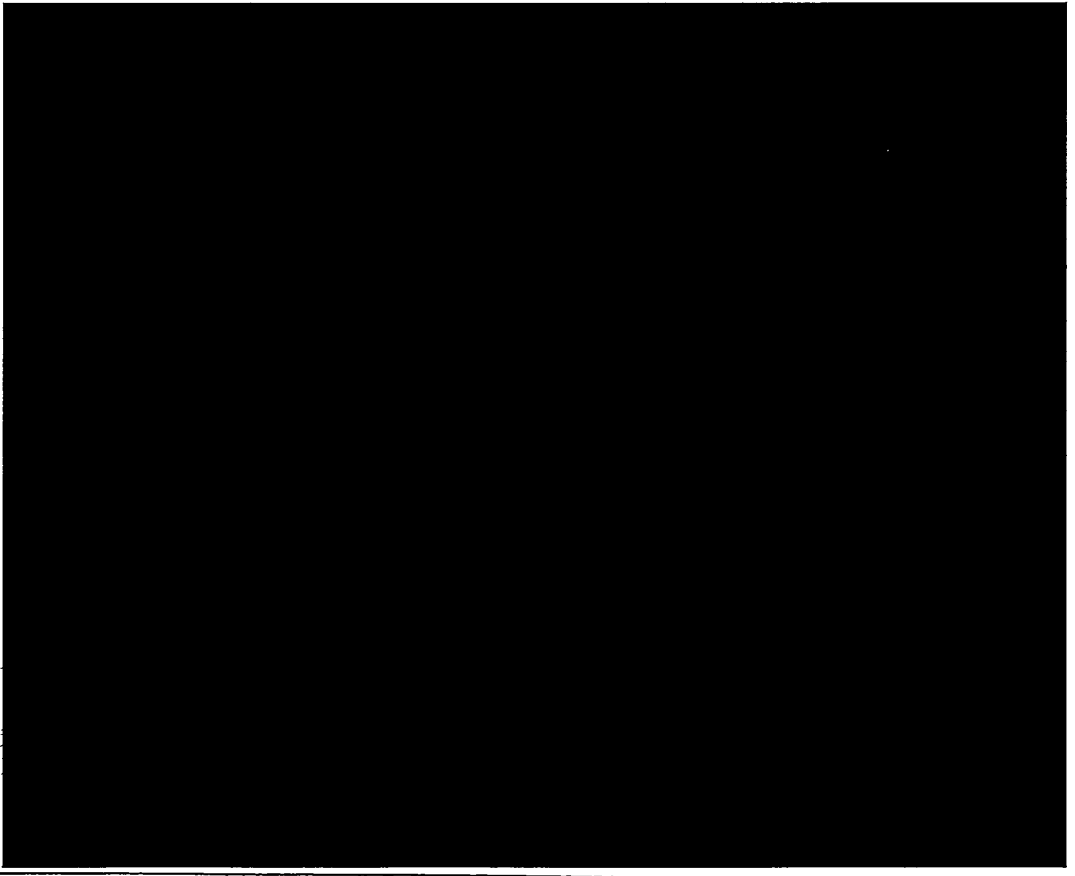





	<p>○ [Redacted] に関する適性評価 ([Redacted] 関係) [Redacted] (読替之前)</p>
	<p>[Redacted] (読替之後)</p>

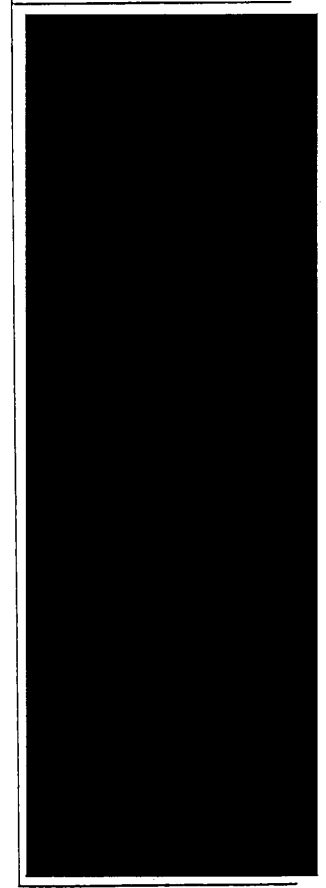
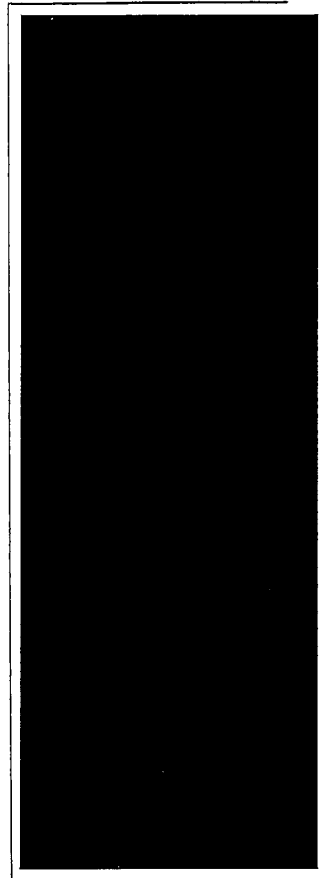




	 (読替之前)
	 (読替之後)

○

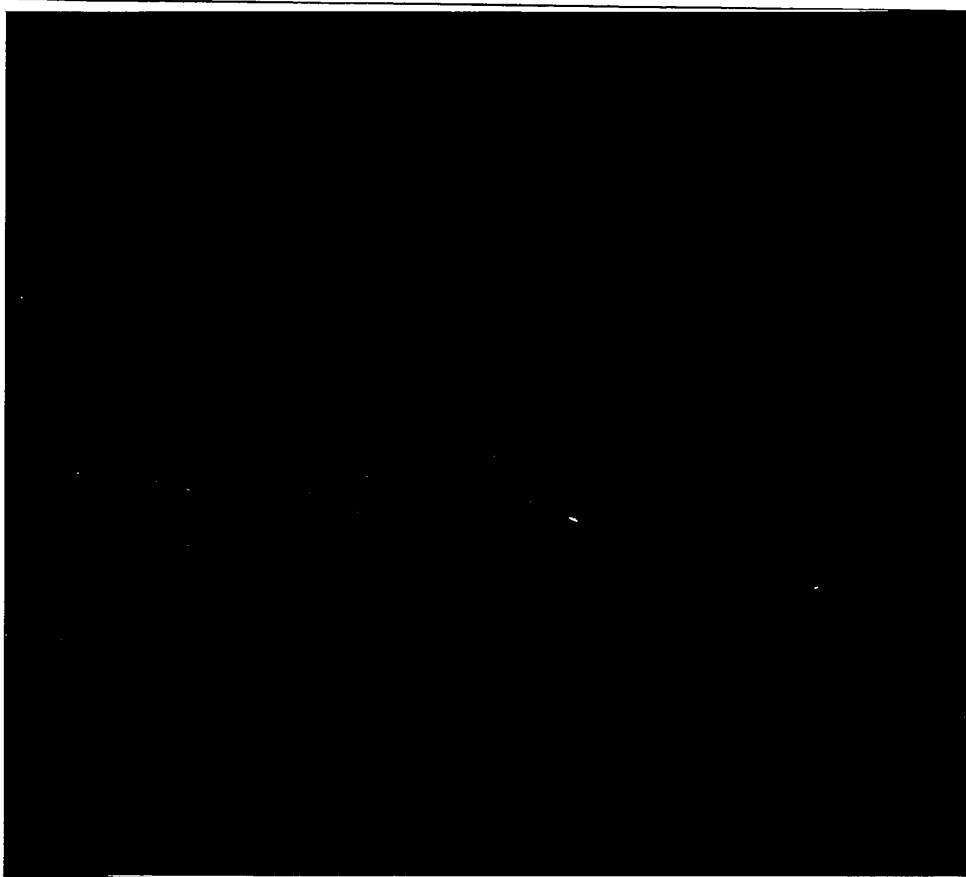
関係



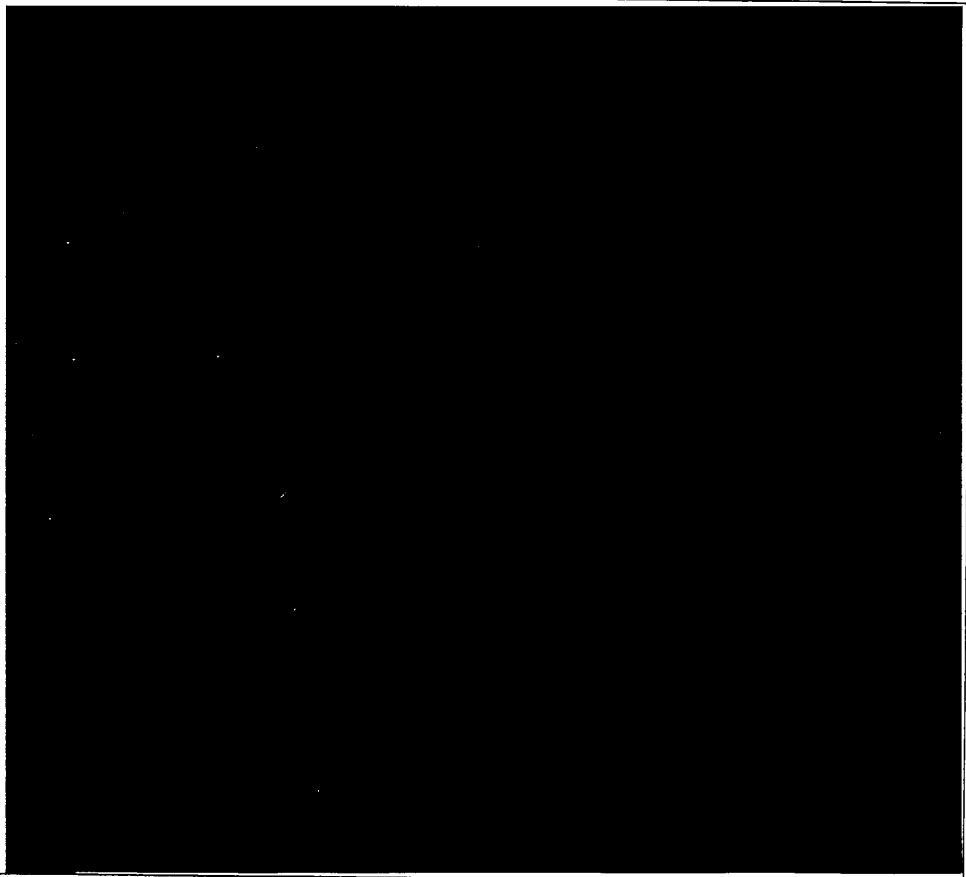
特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案） 新旧対照条文 目次

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）
 ○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第
 内閣法（昭和二十二年法律第五号）
 関係）
 関係）
 号）
 関係）
 5 4 1

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）
[Redacted] 関係

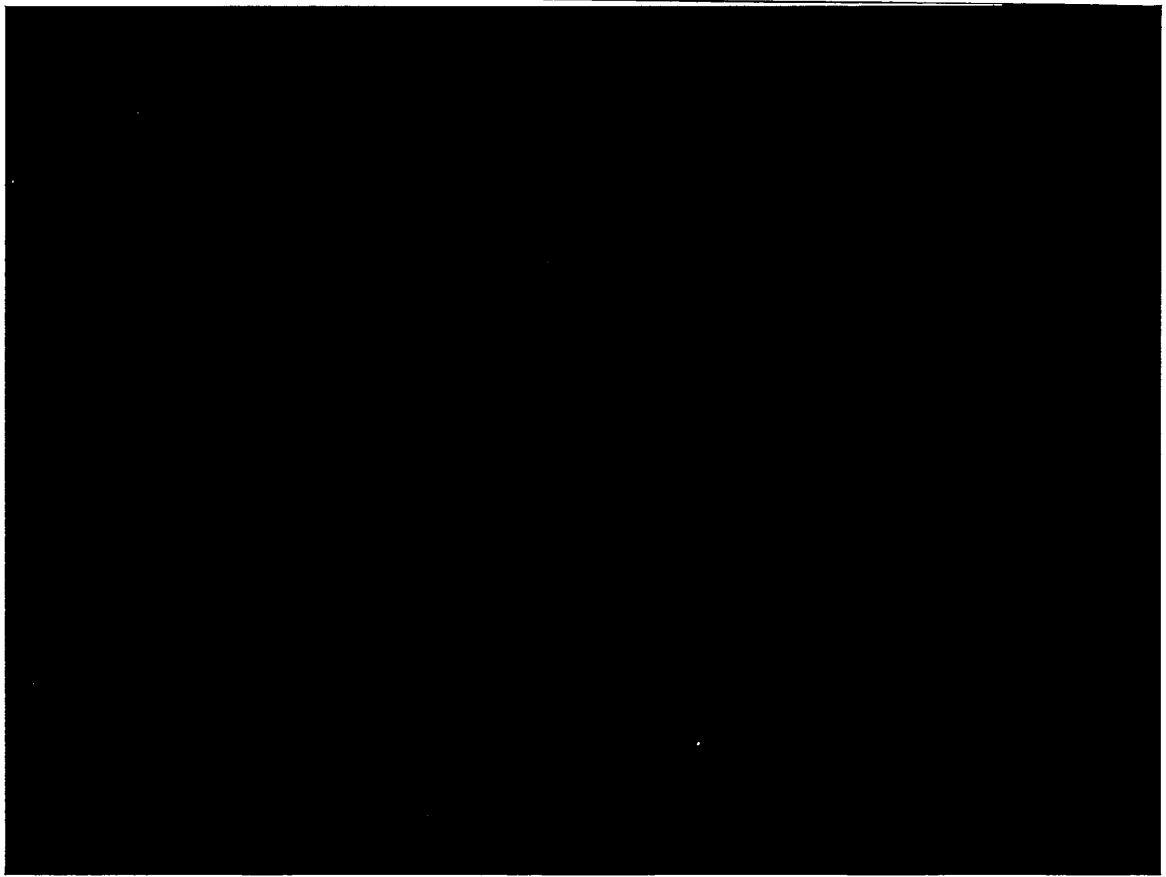


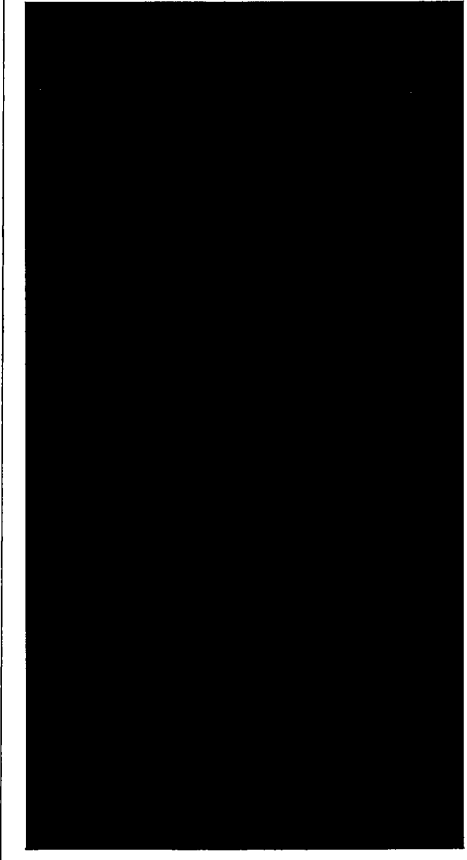
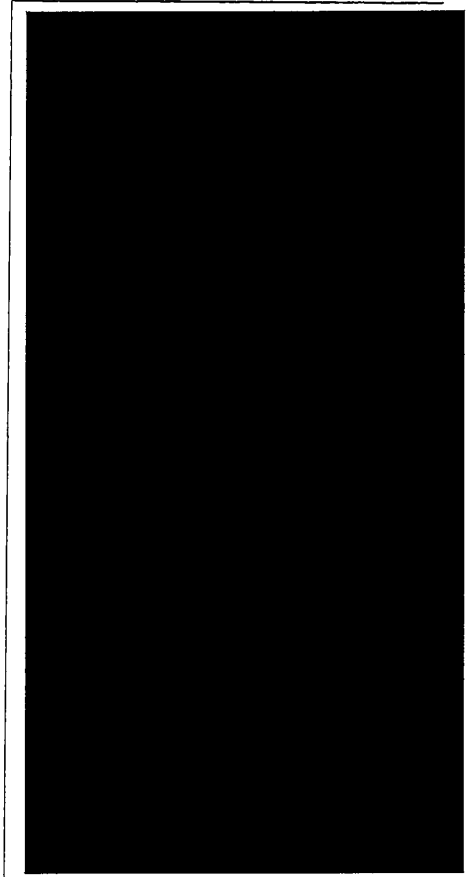
改正案



現行

（傍線部分は改正部分）




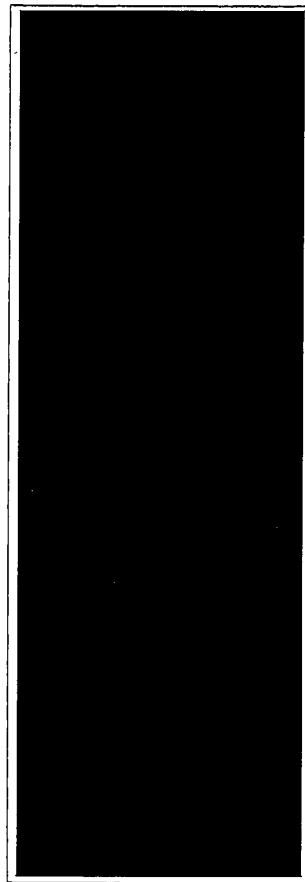
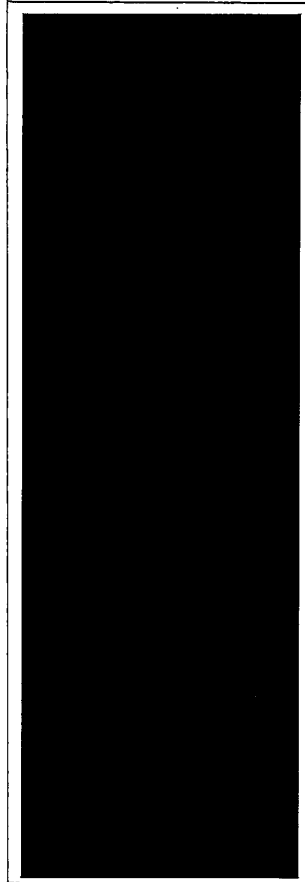


○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）

（傍線部分は改正部分）
関係

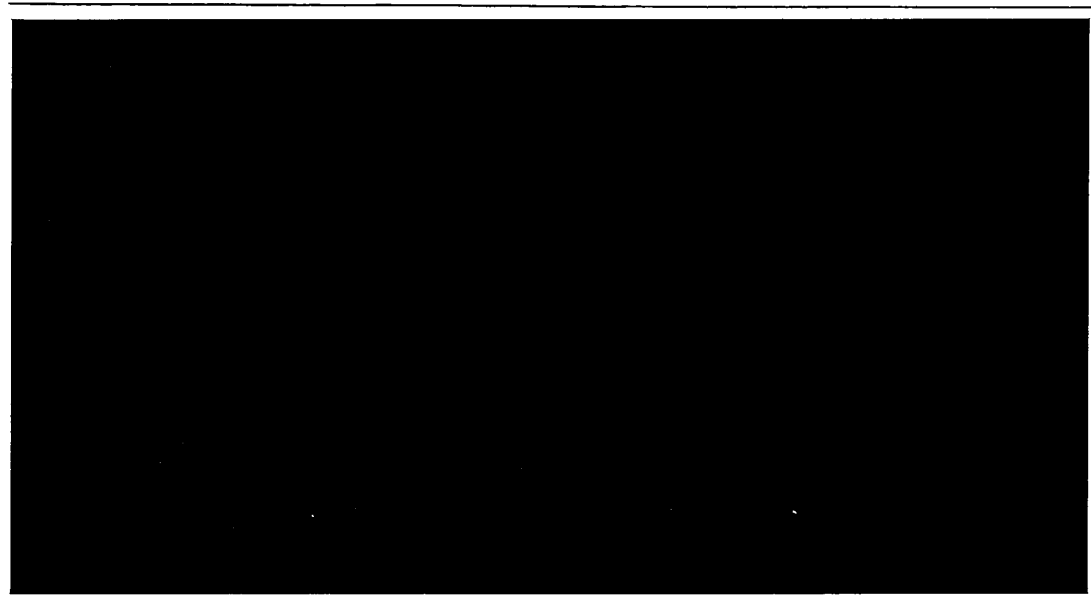
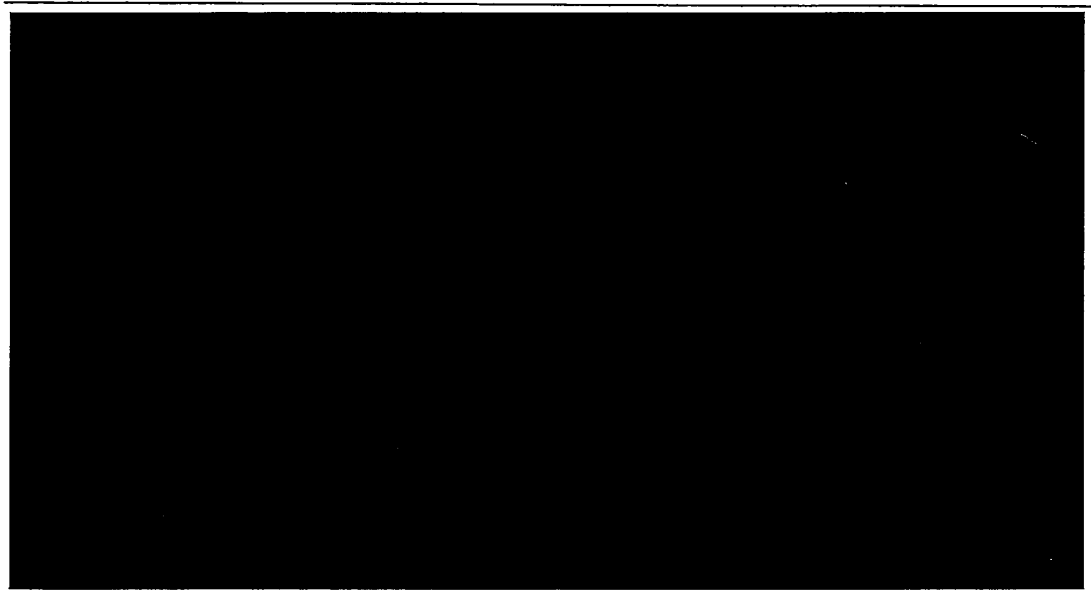
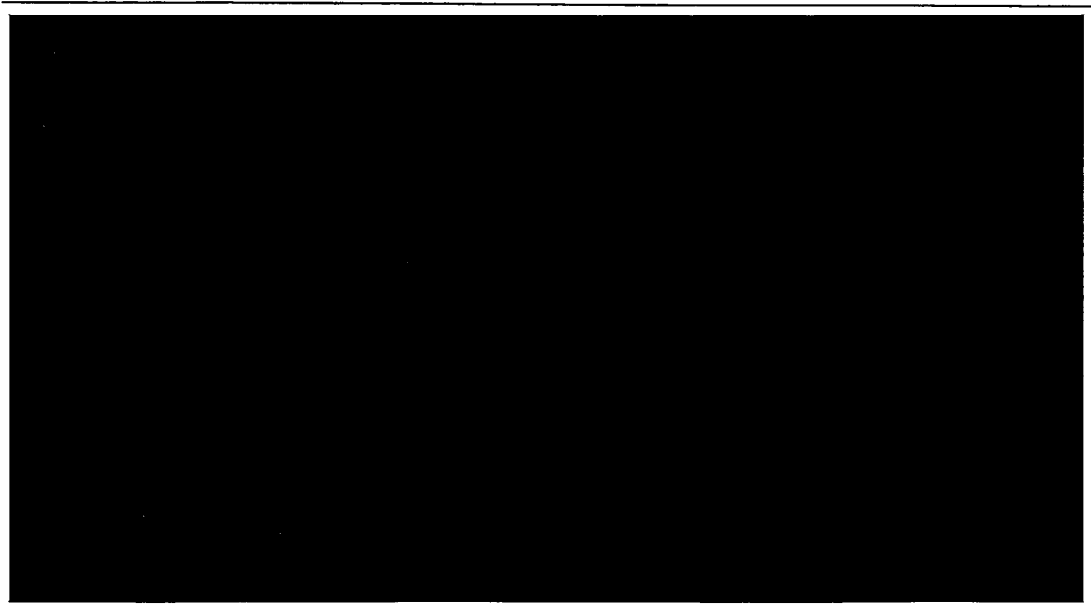
[Redacted]	改正案
[Redacted]	現行

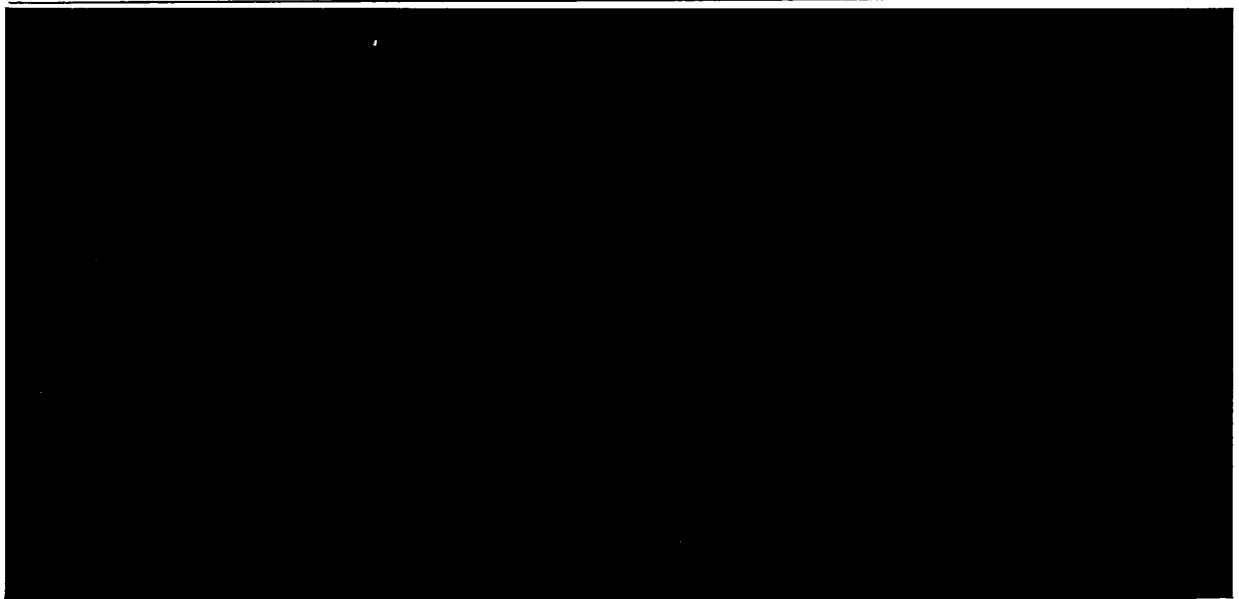
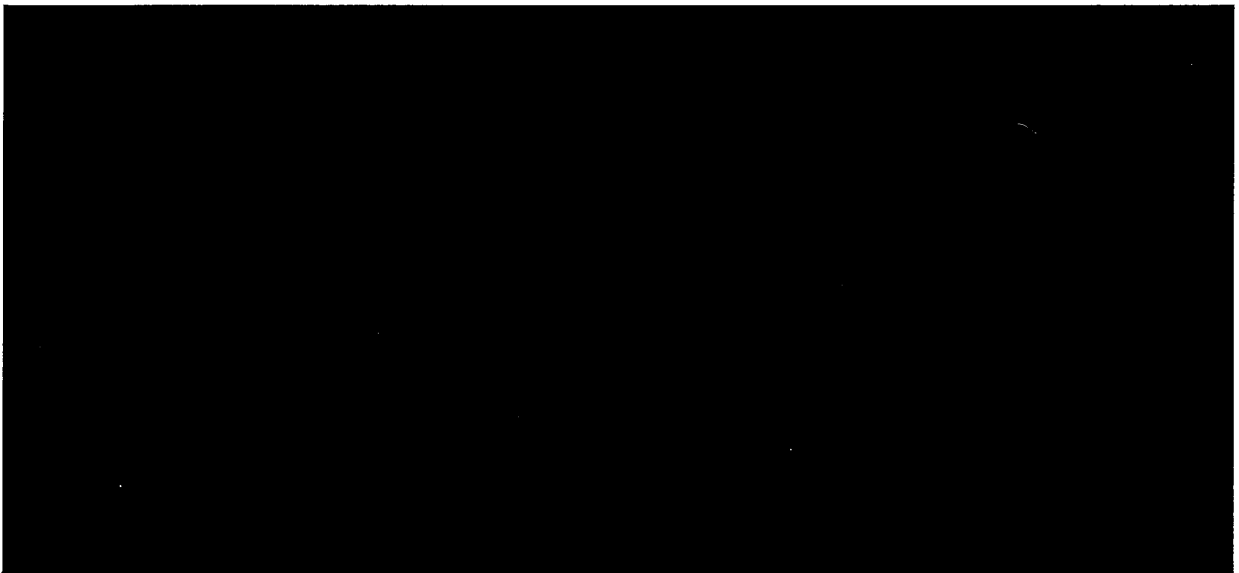
○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（ 関係）

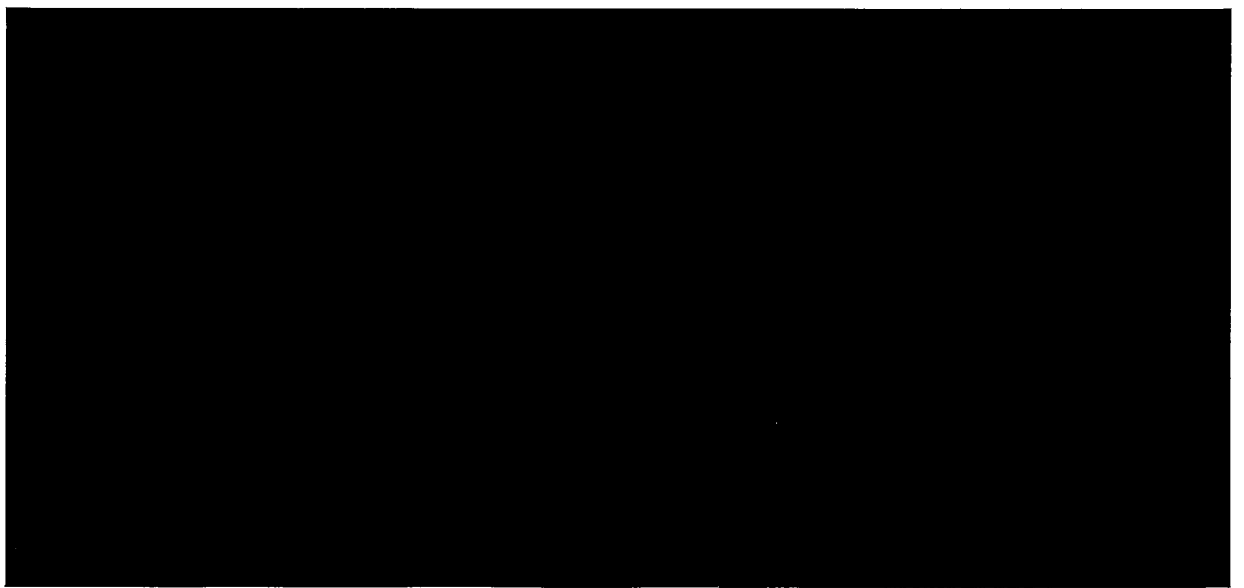
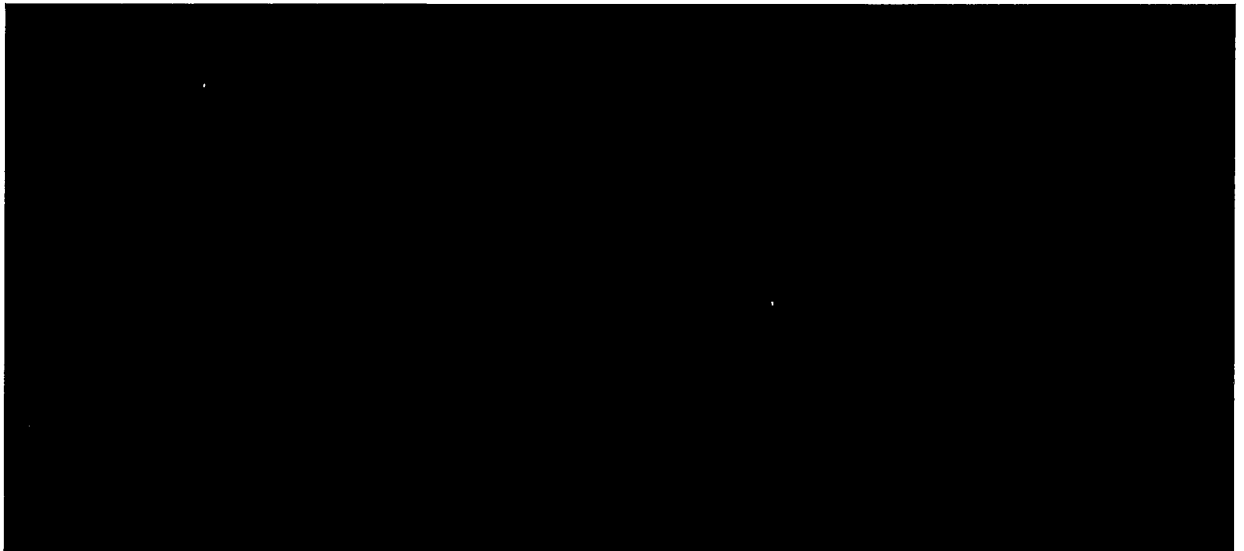
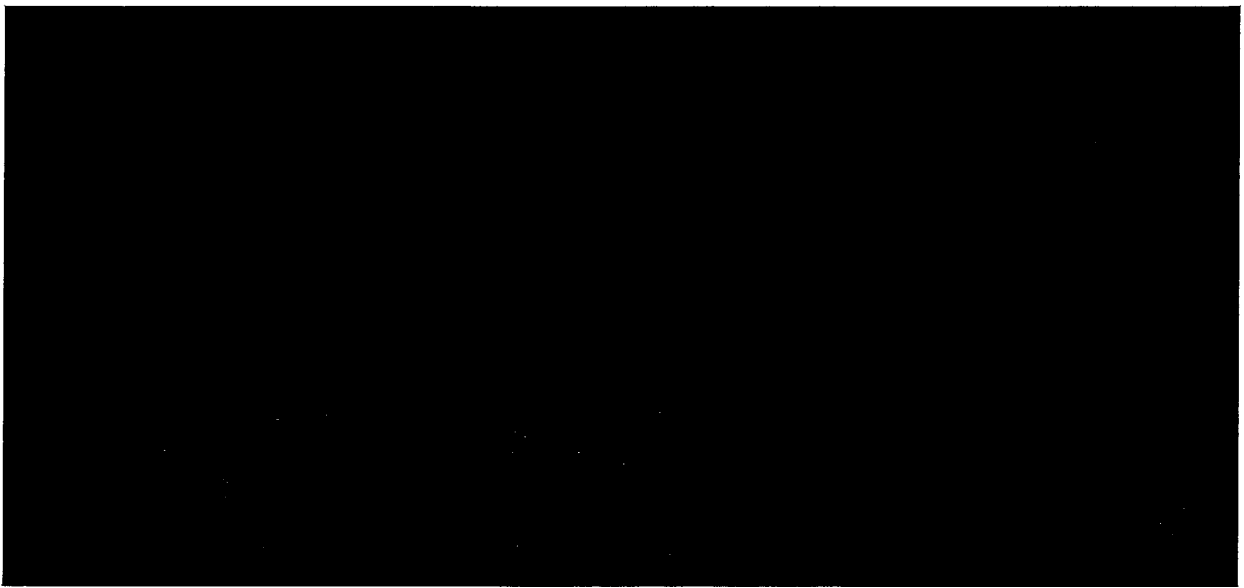
	改正案
	現行

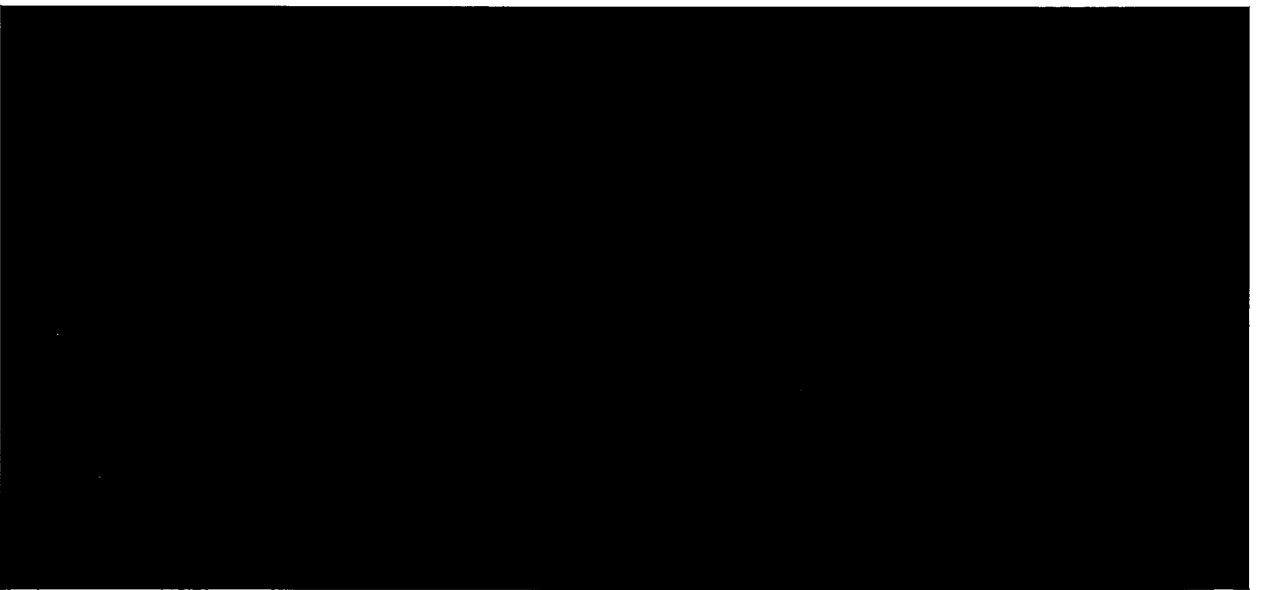
（傍線部分は改正部分）

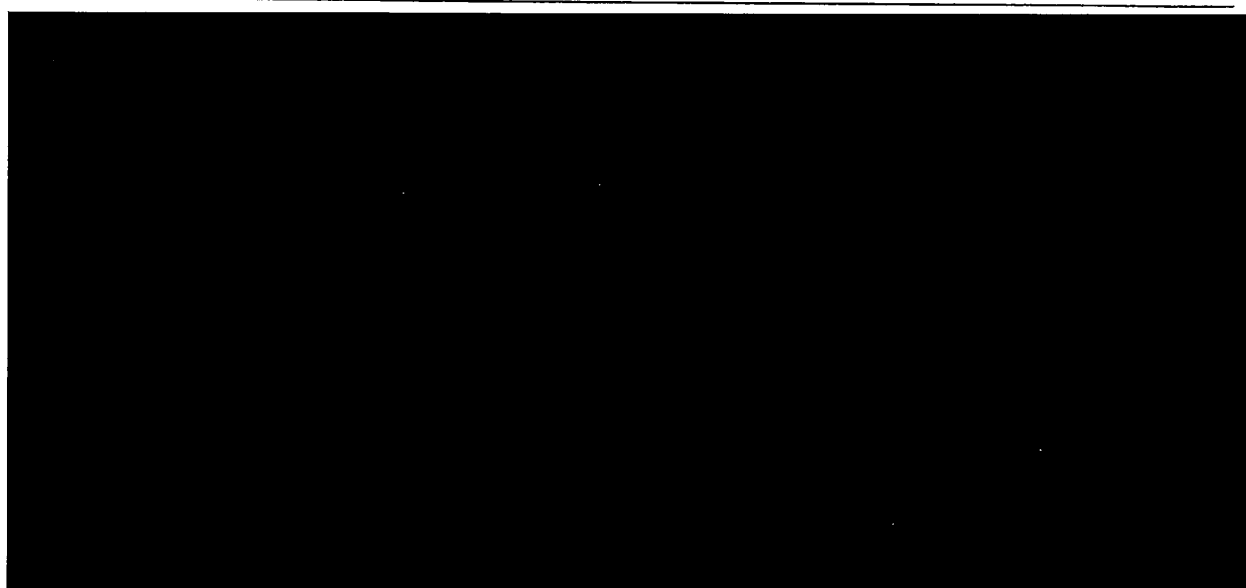
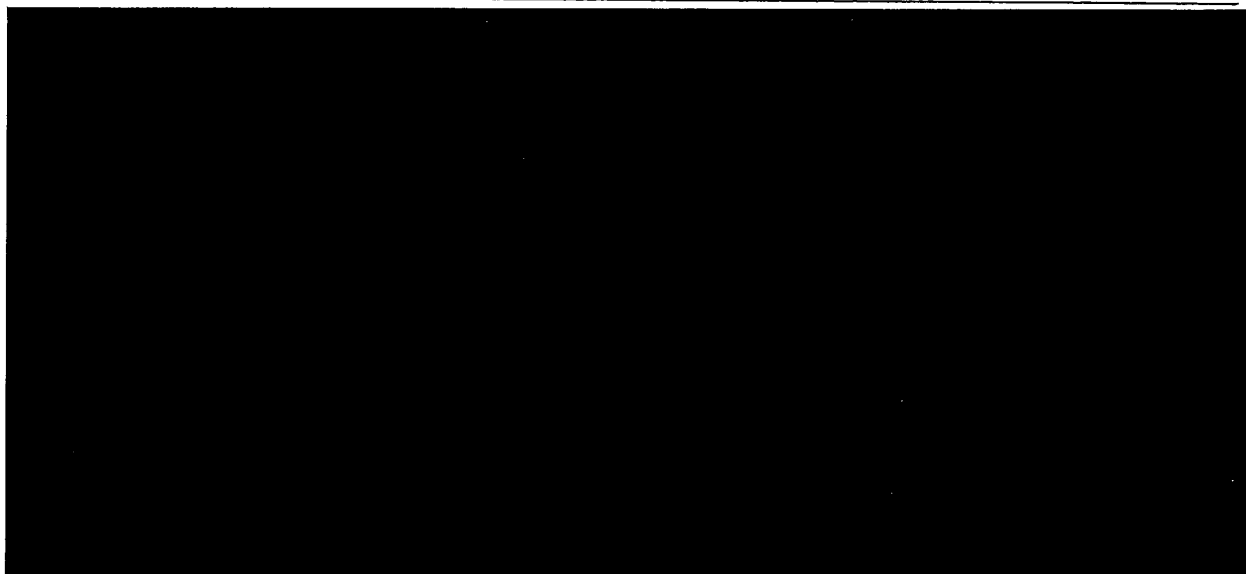
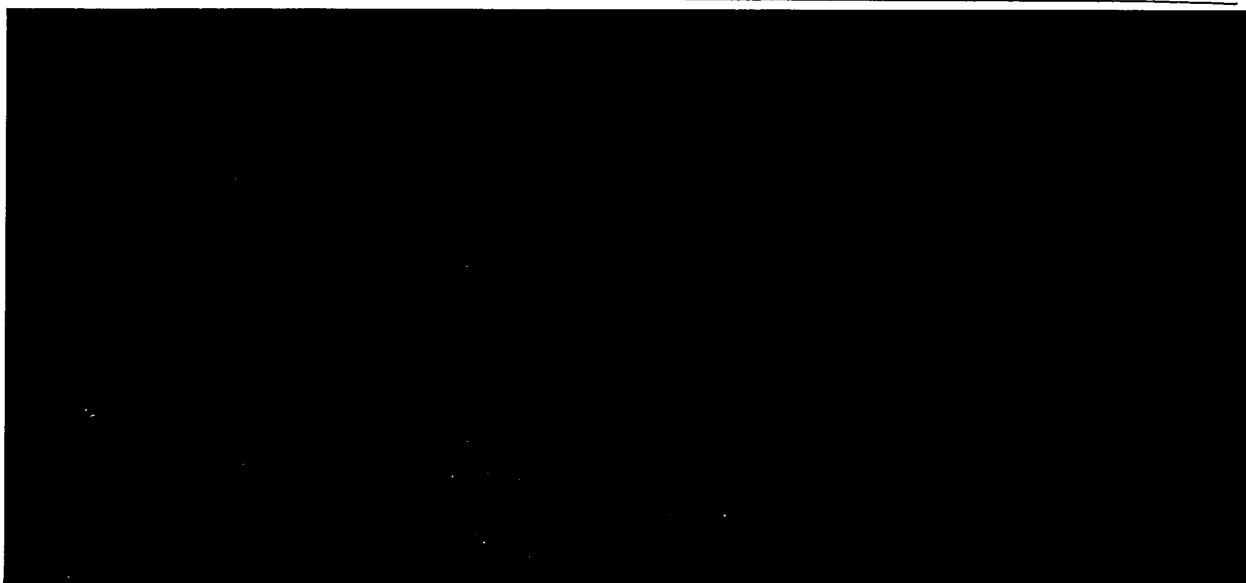
○三段表

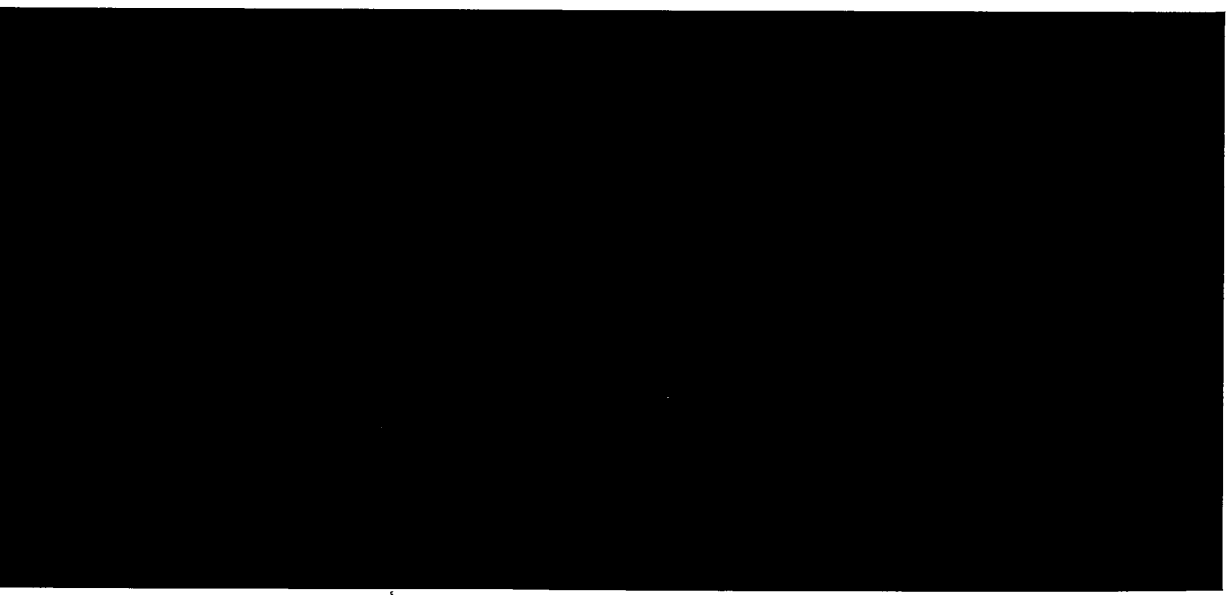
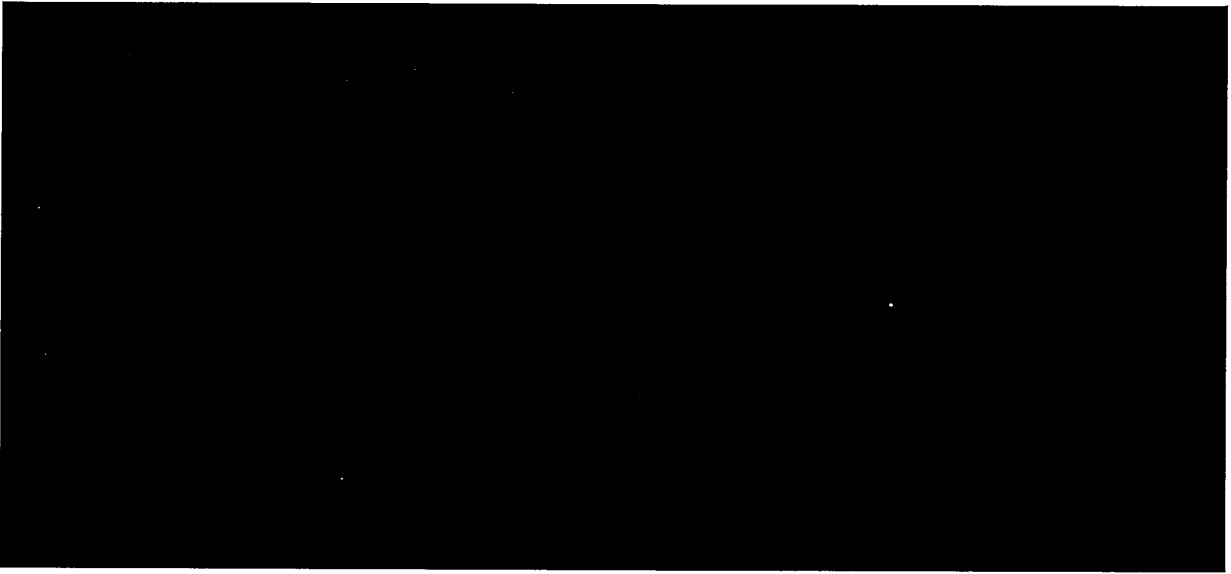
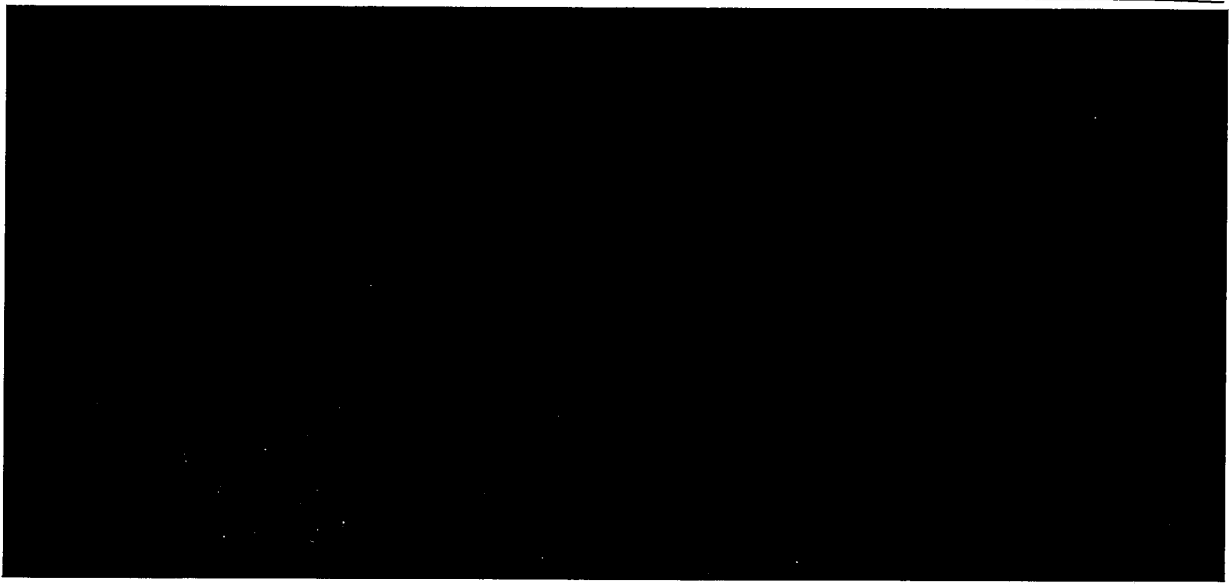
	法律(案)
	政令(素案)
	自衛隊法施行令

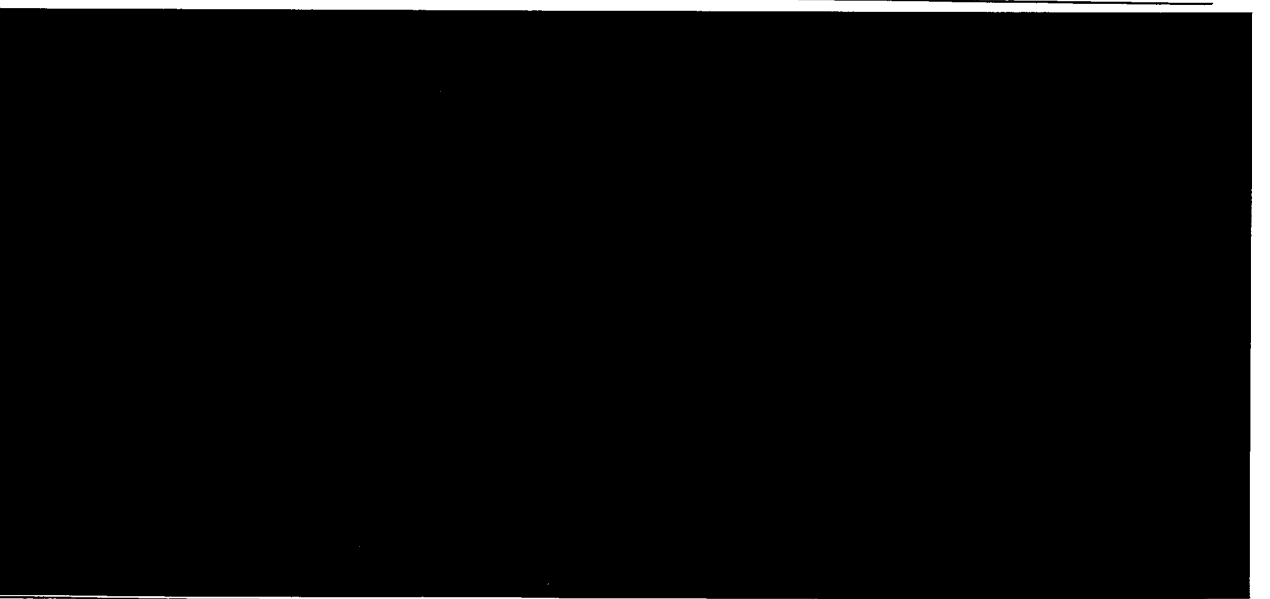
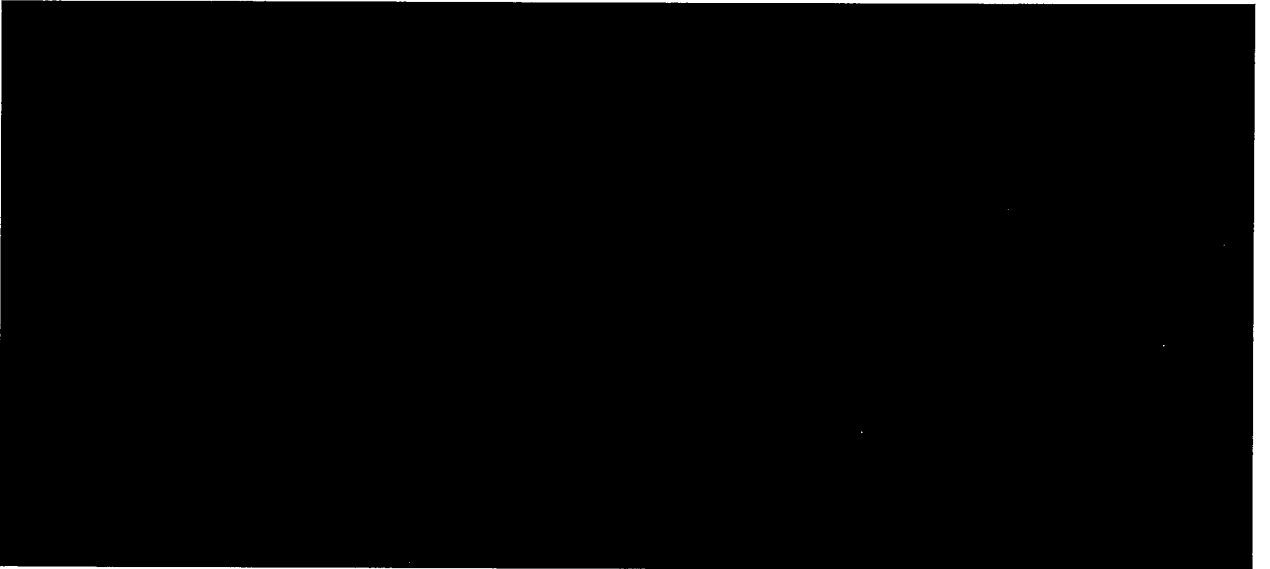
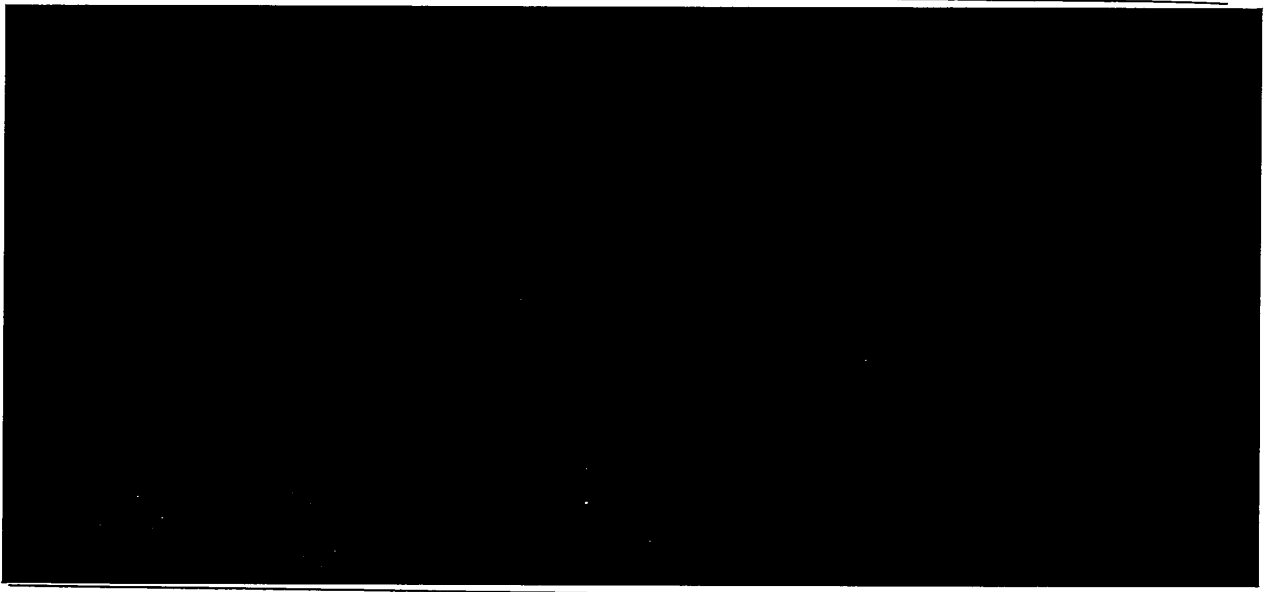


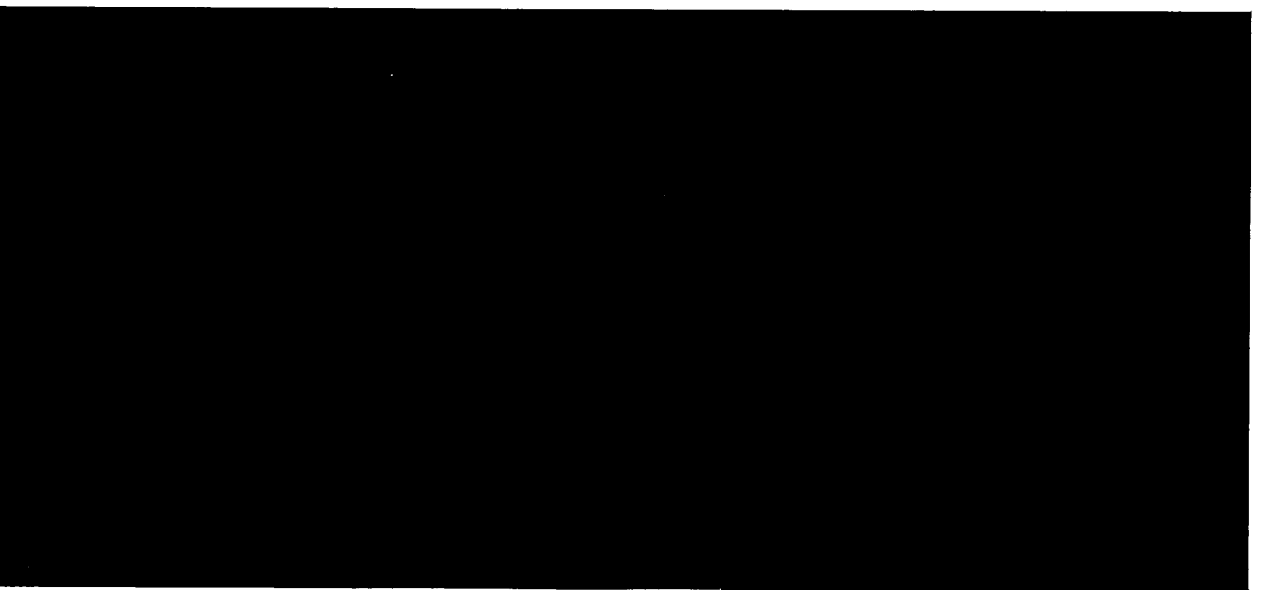
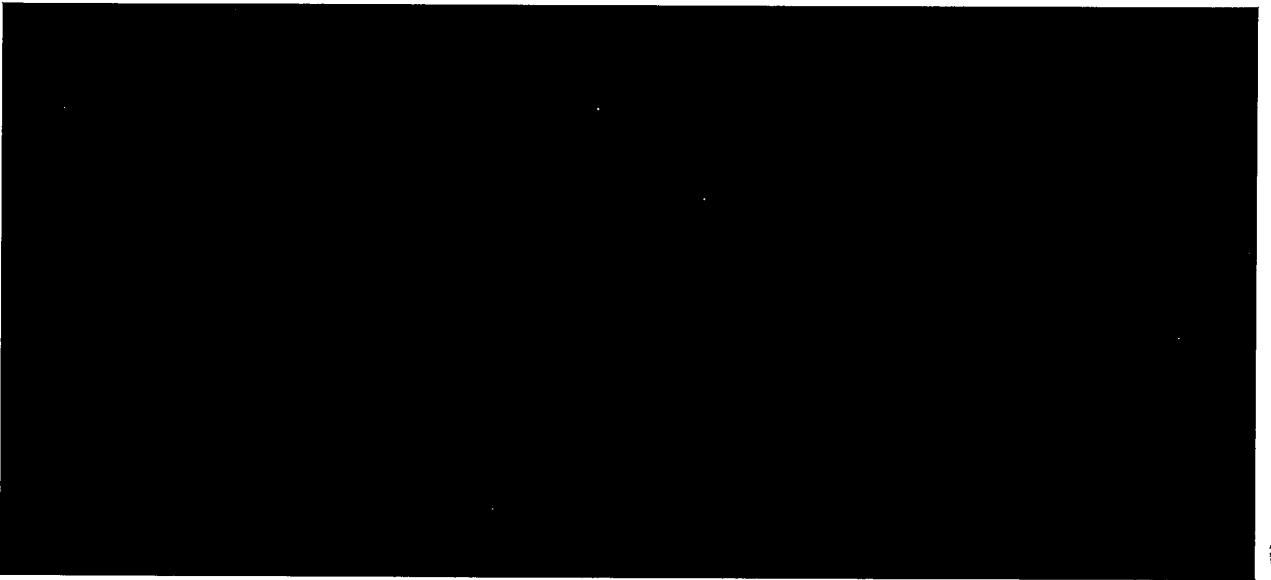
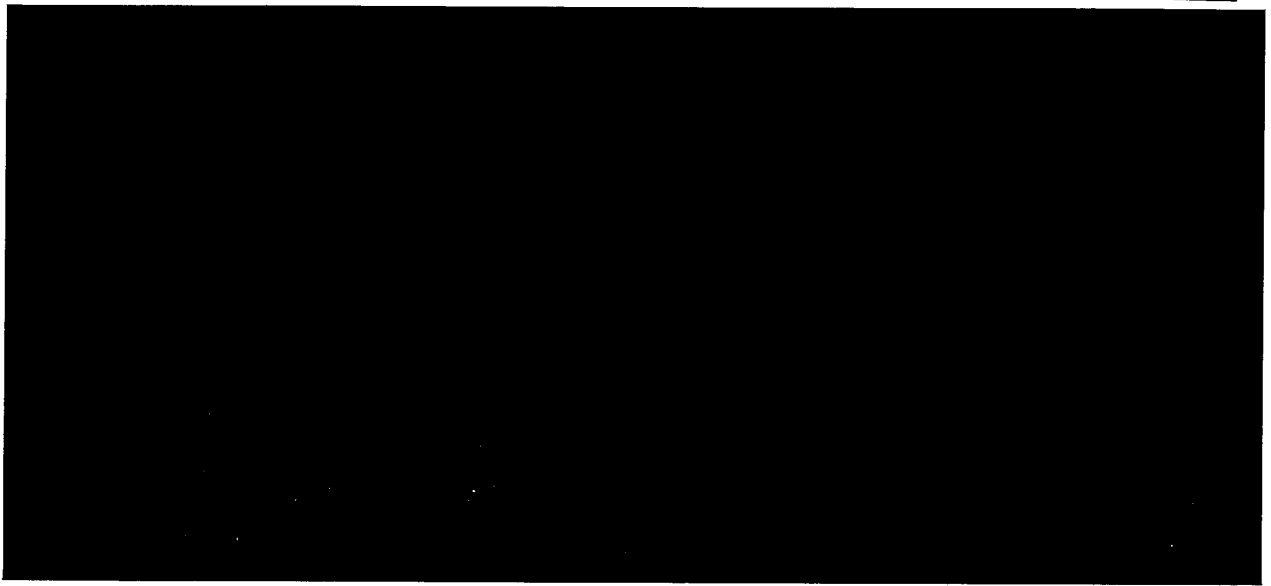


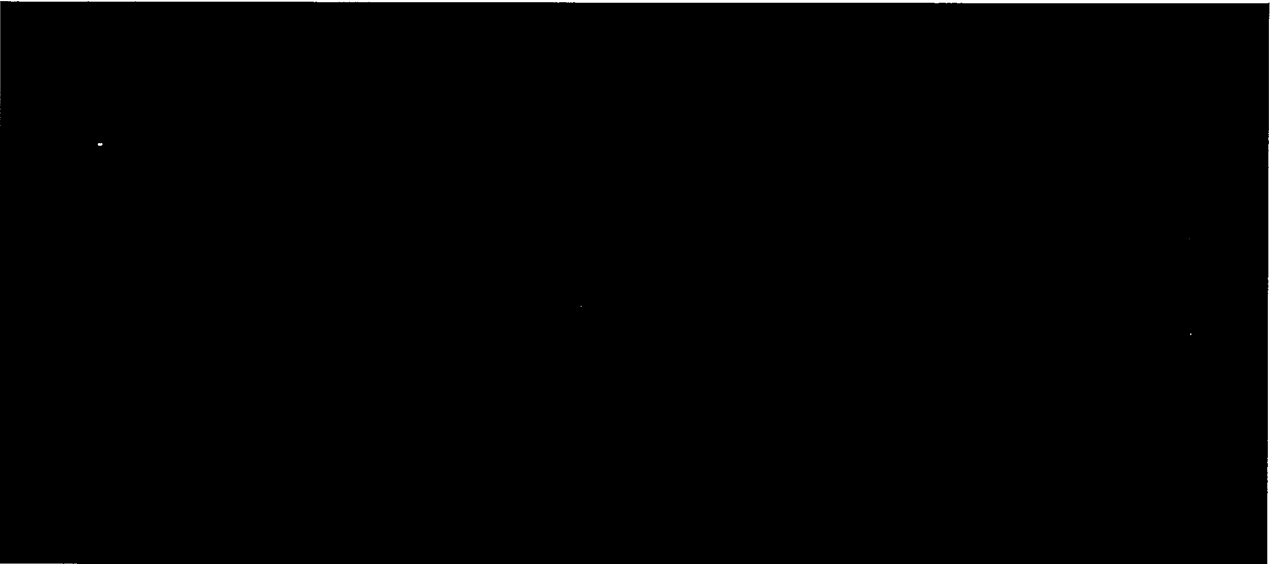


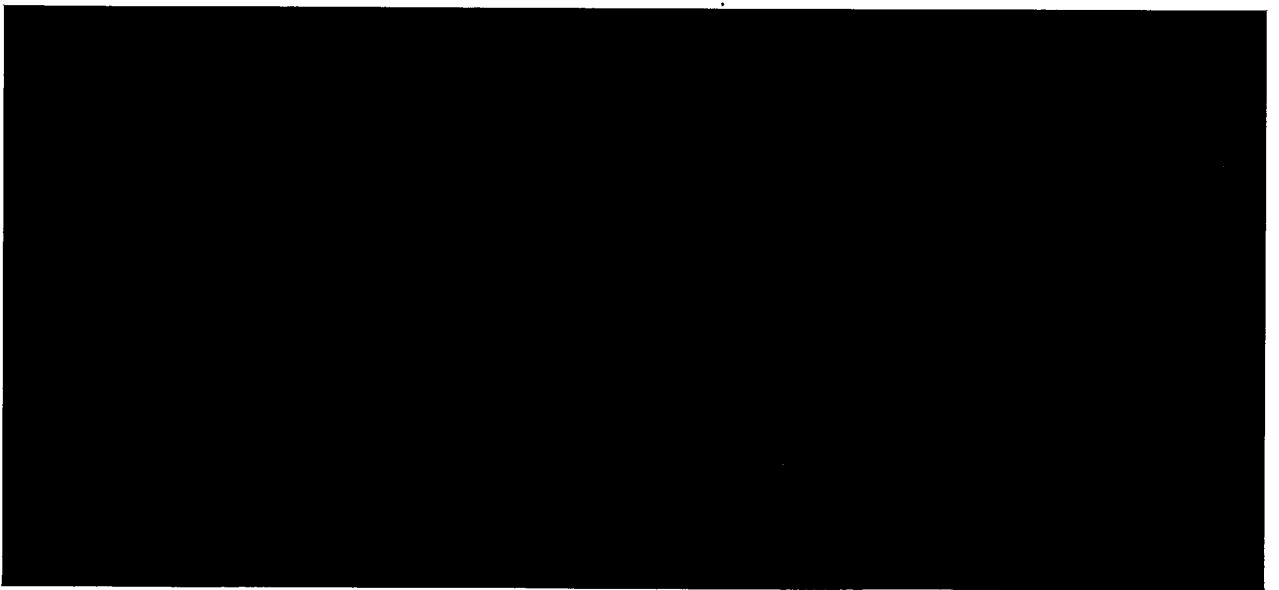
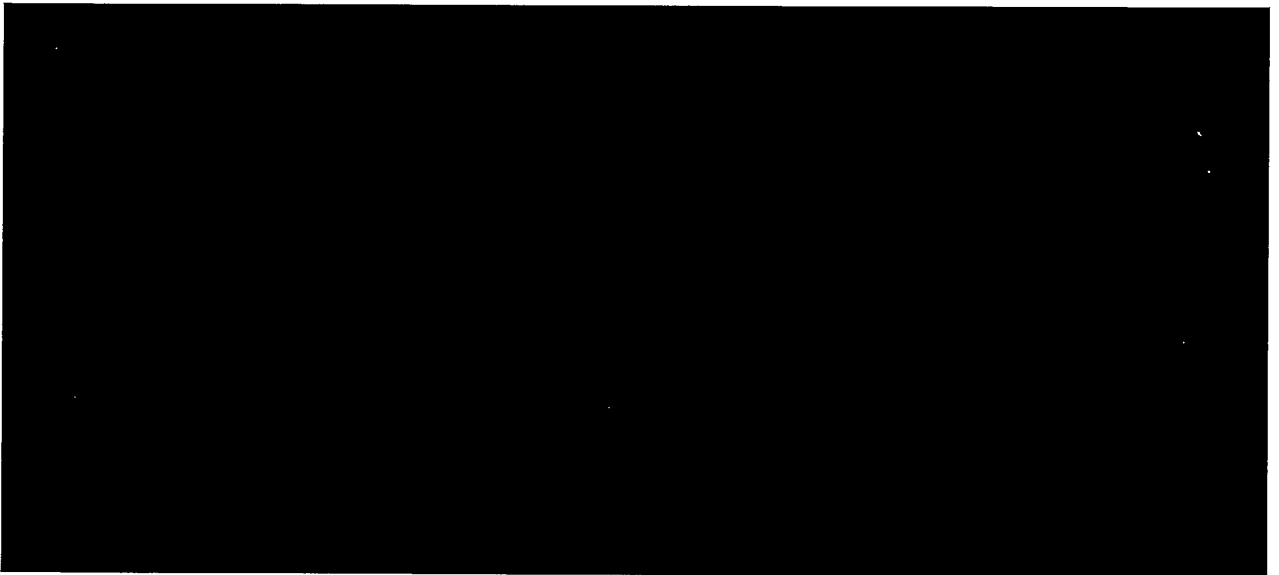
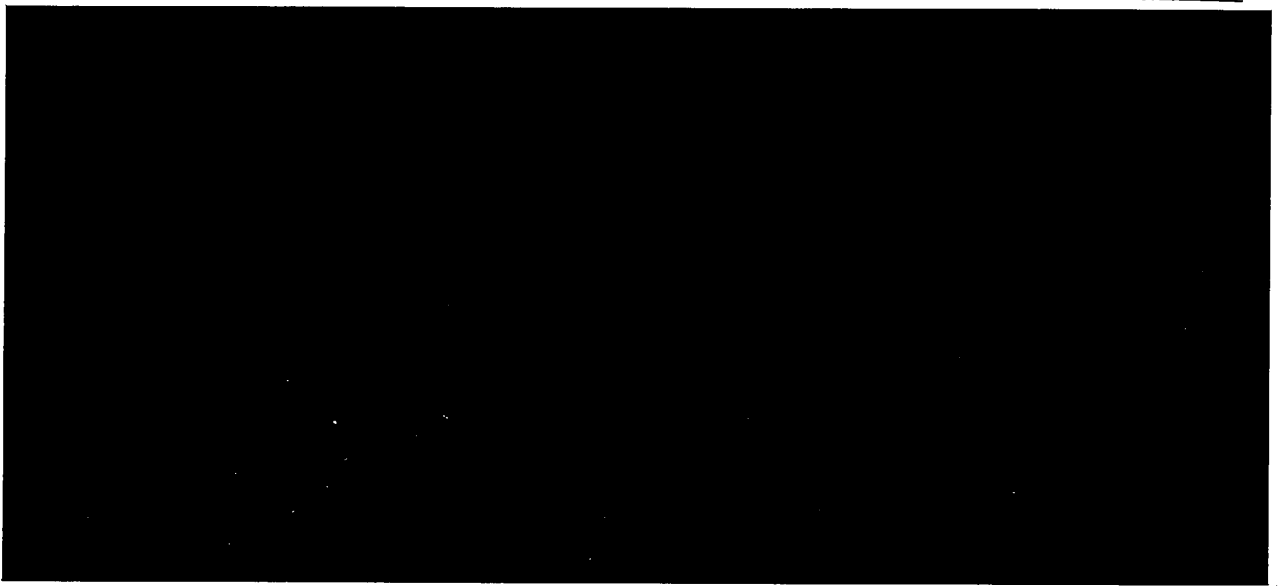


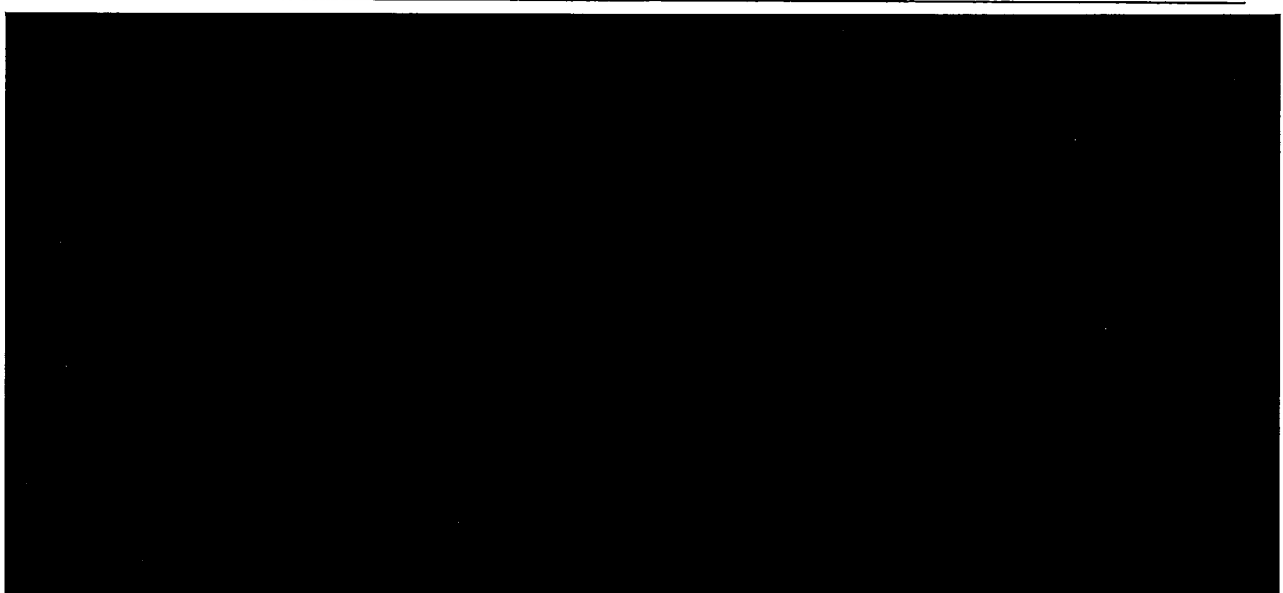
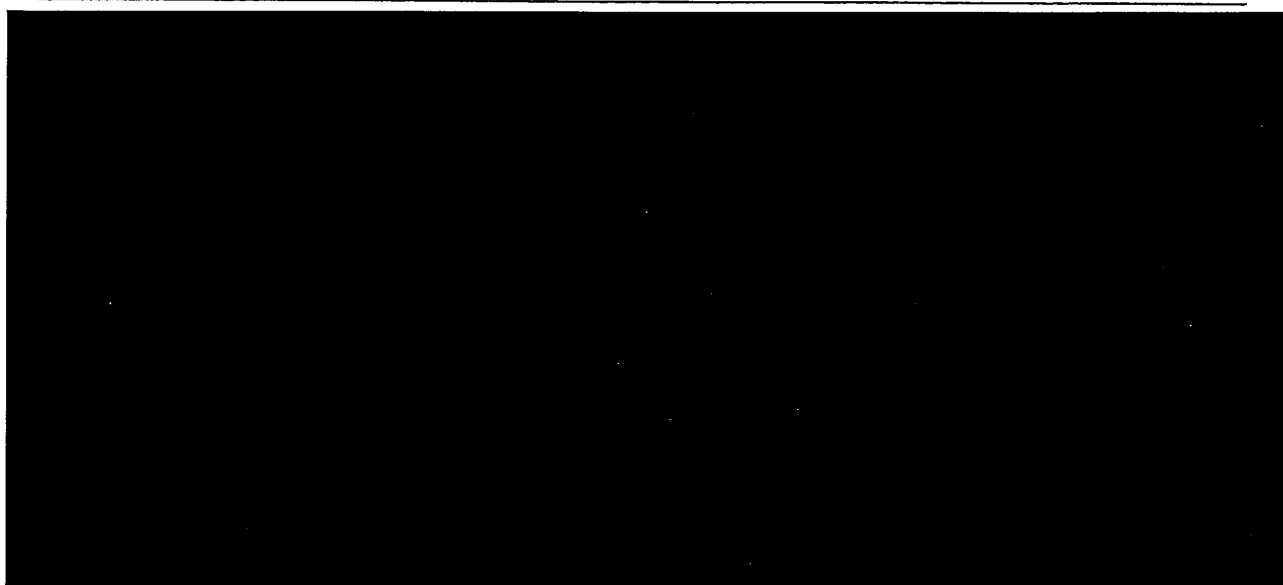
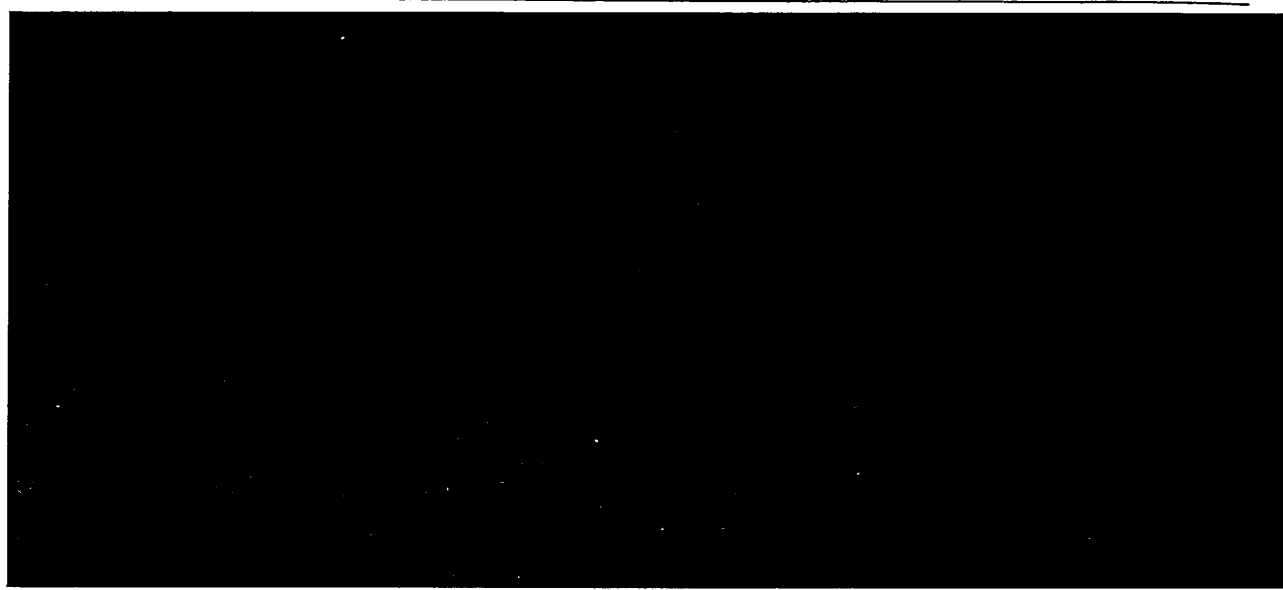


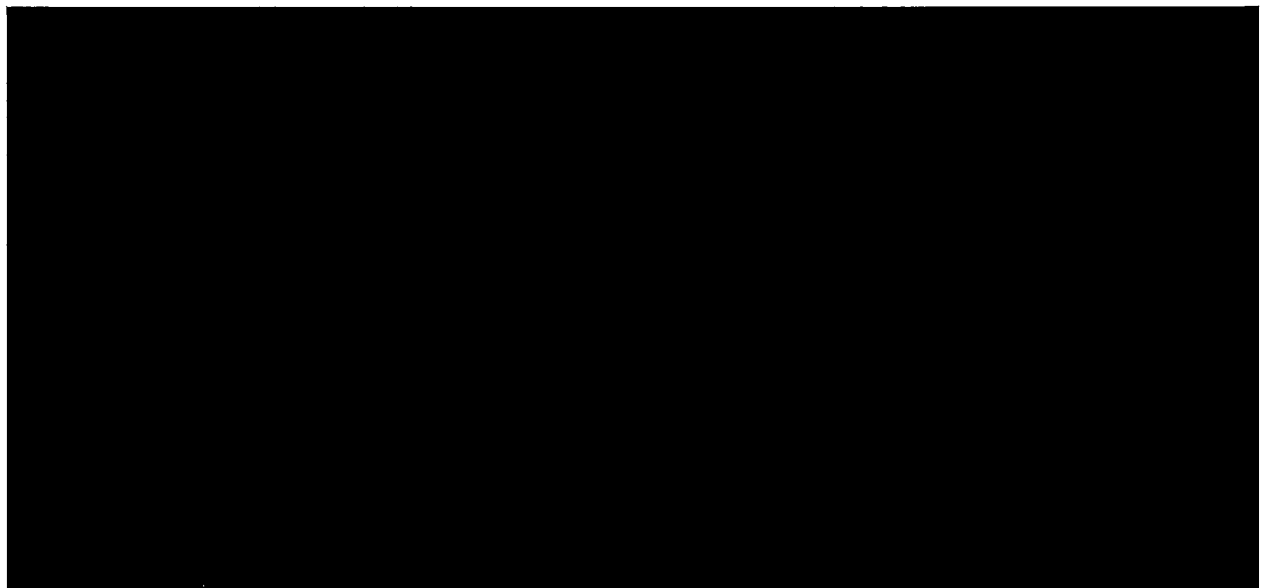
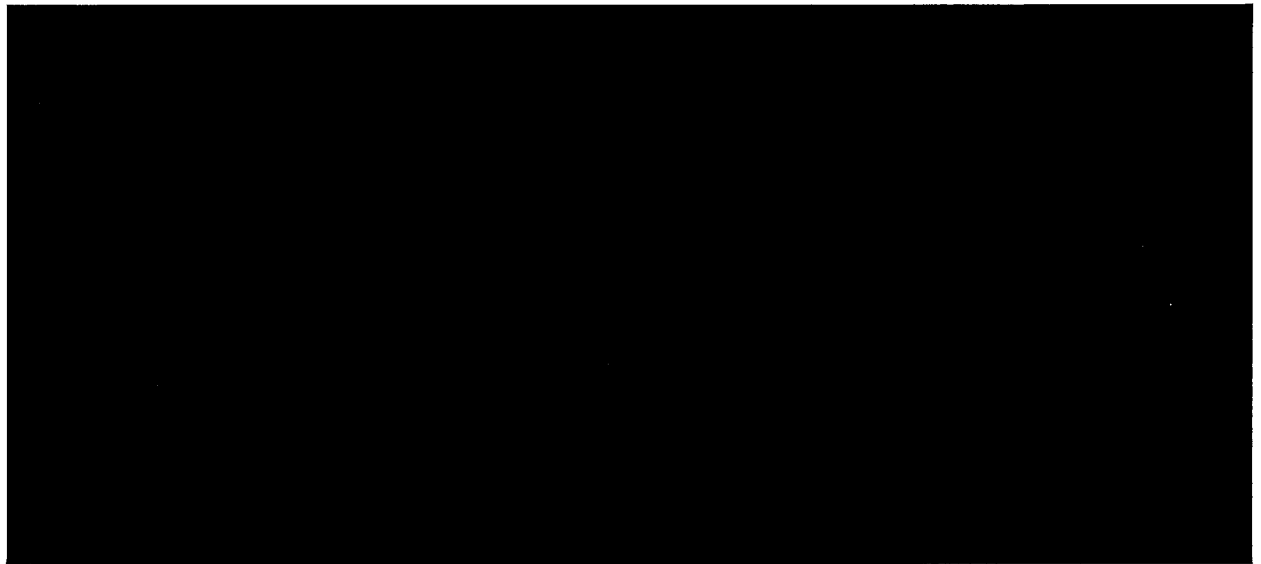
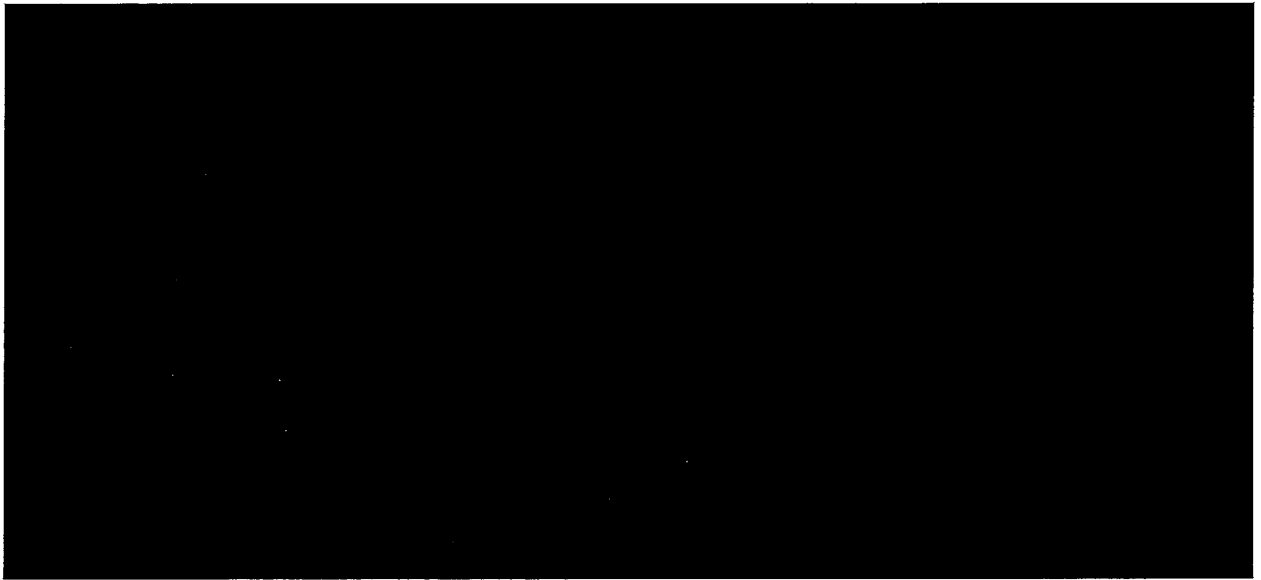


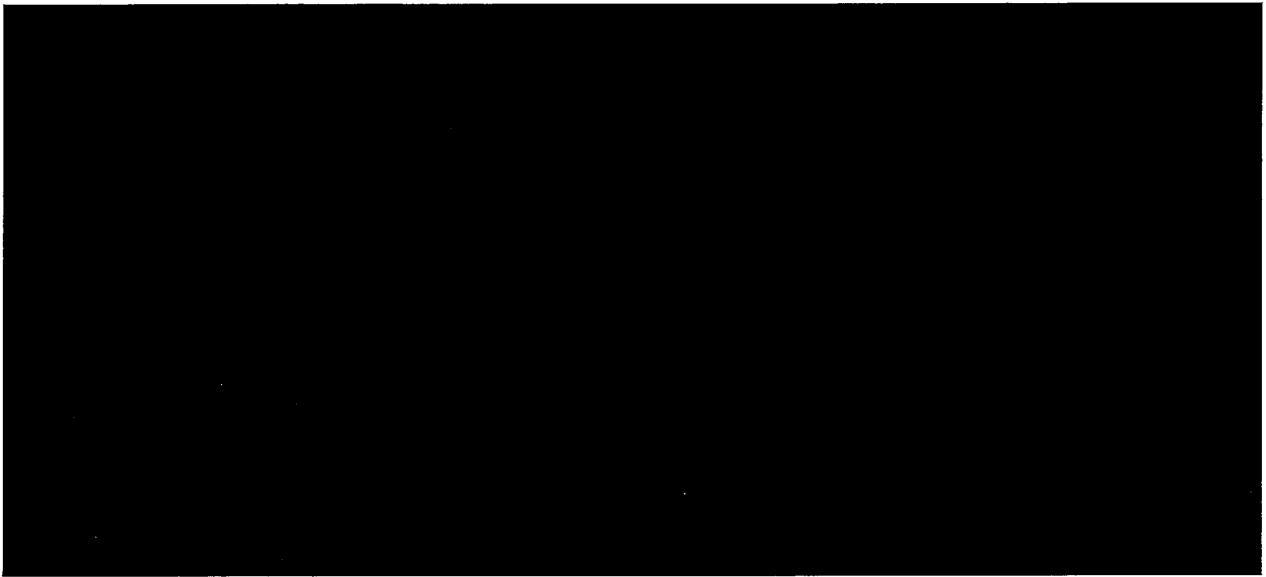


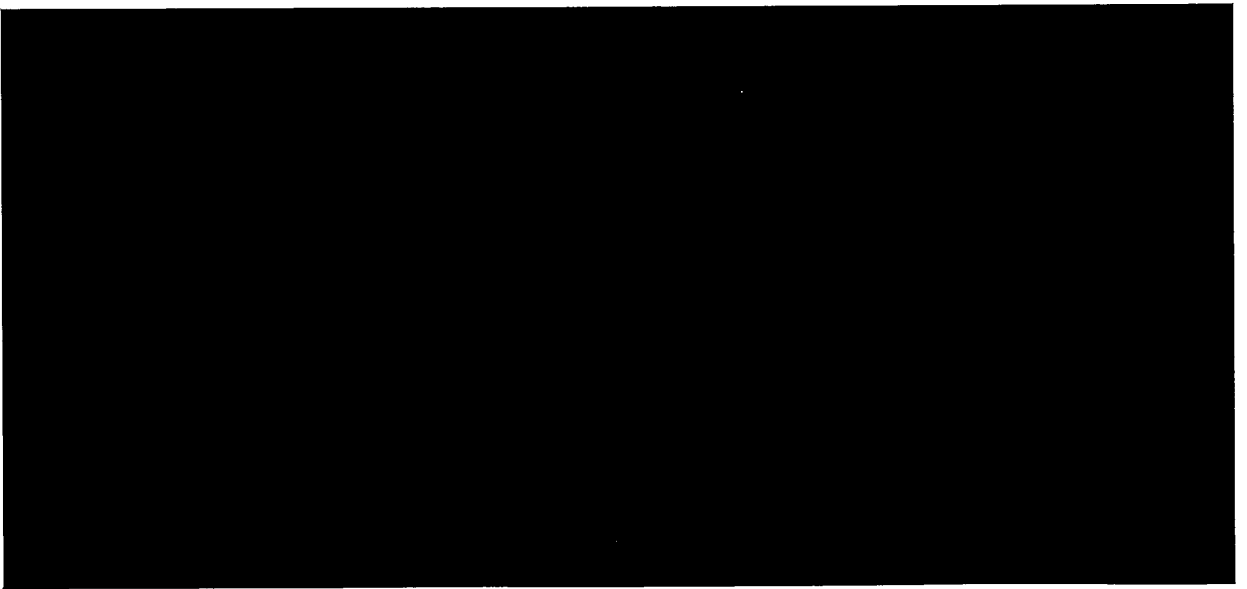
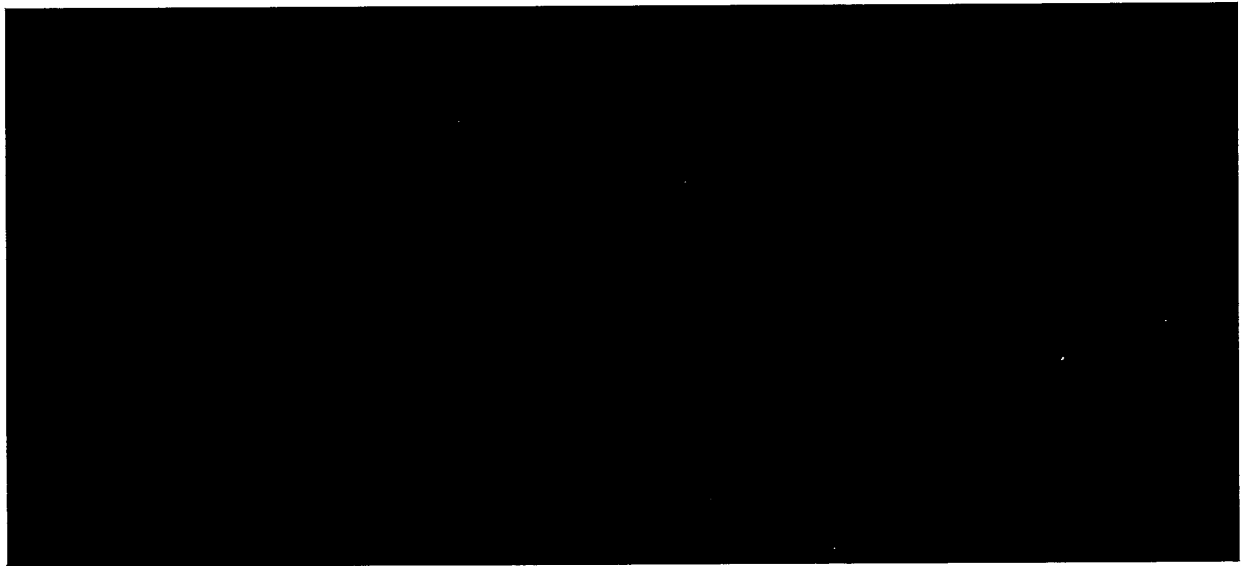
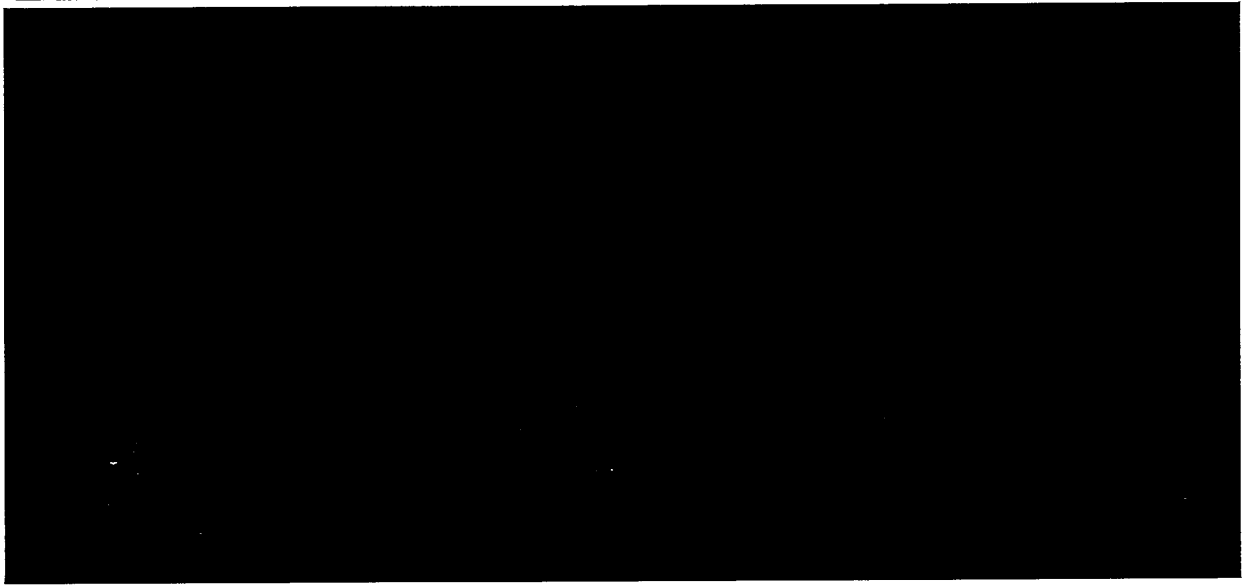


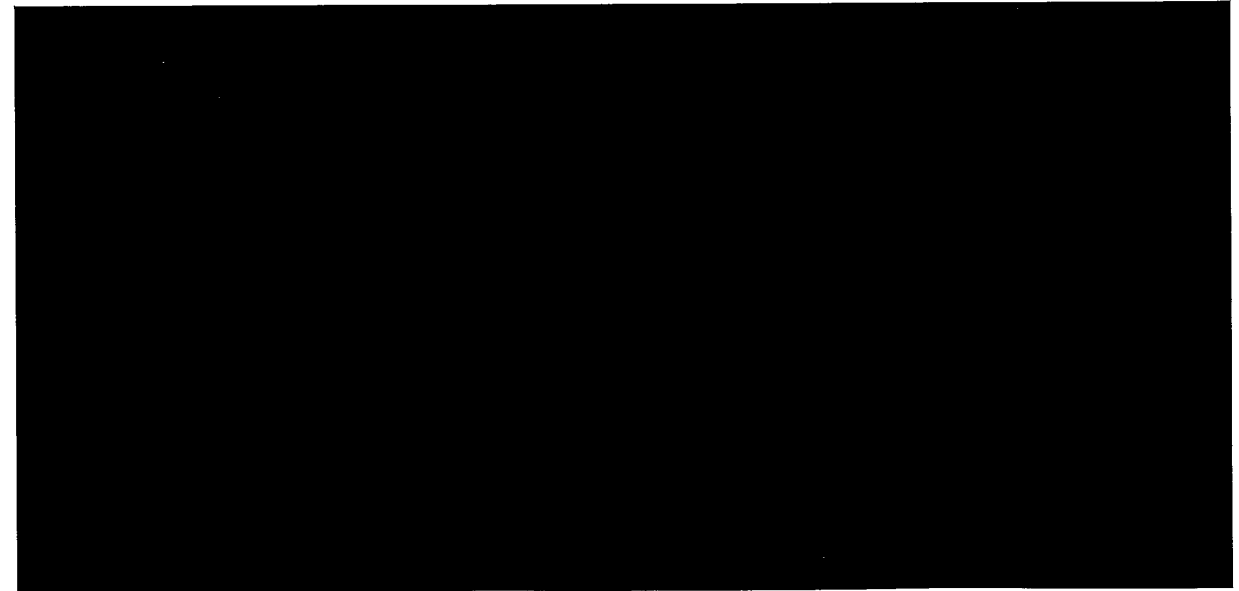
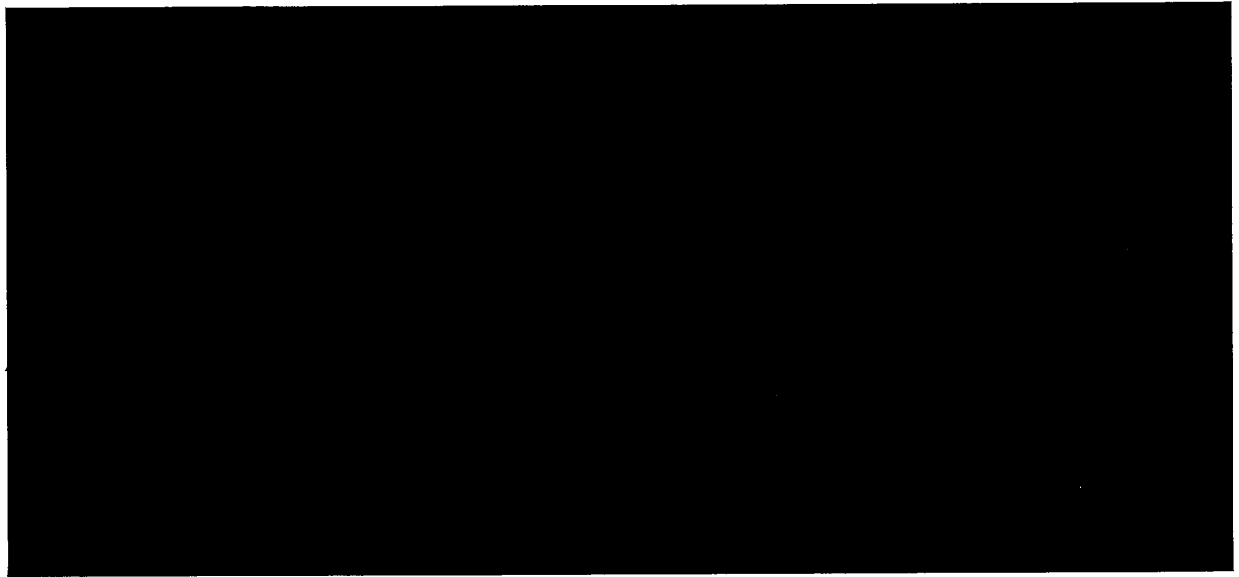
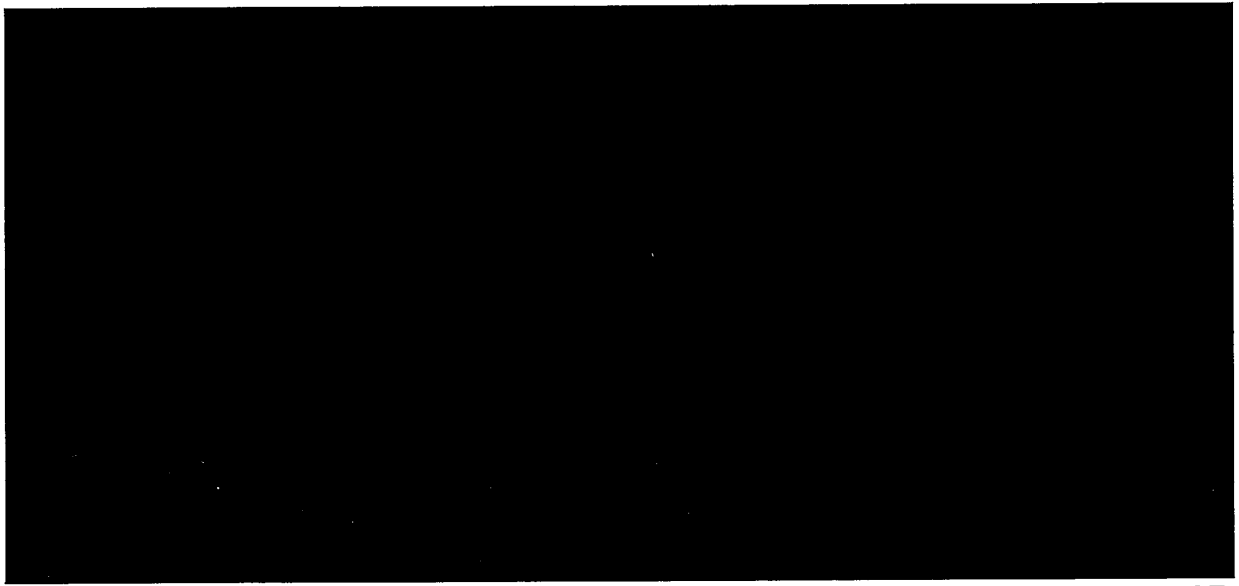


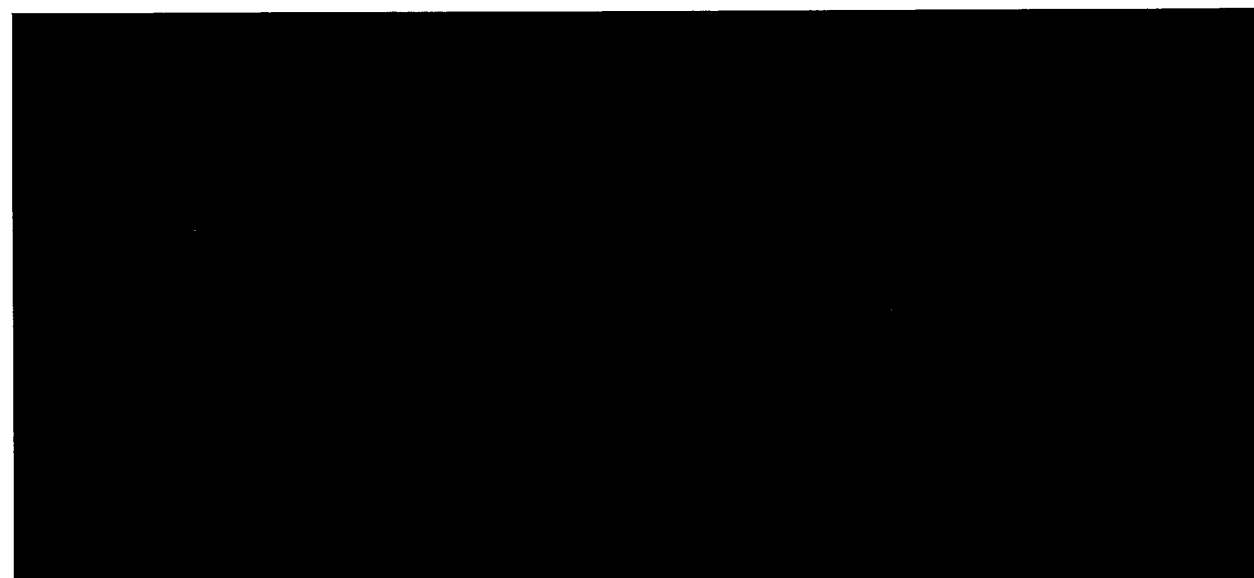
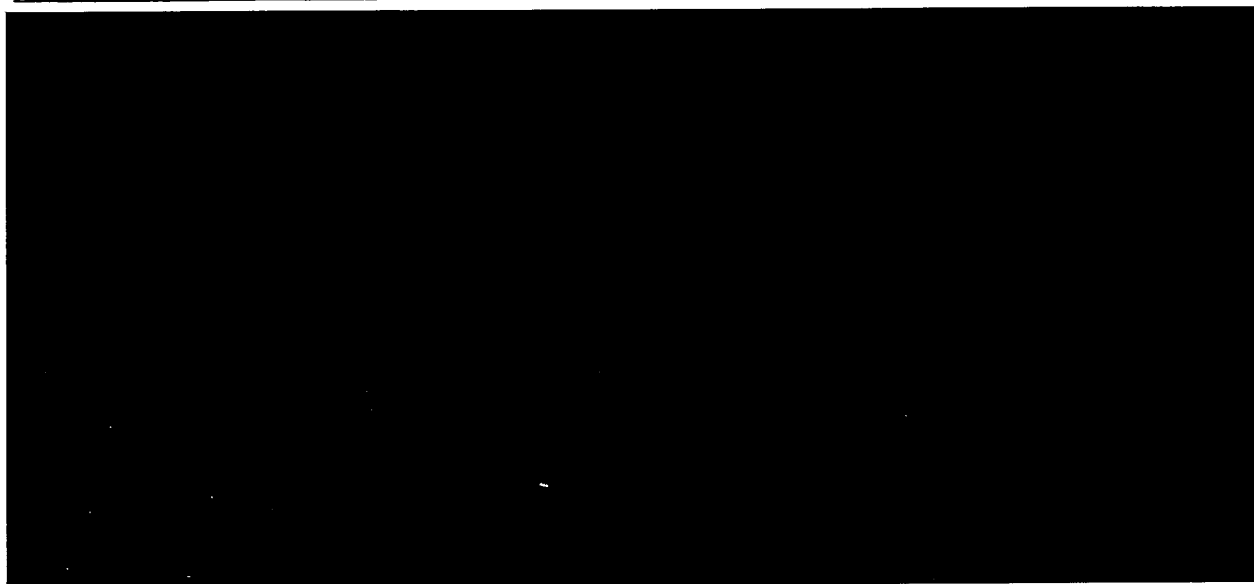


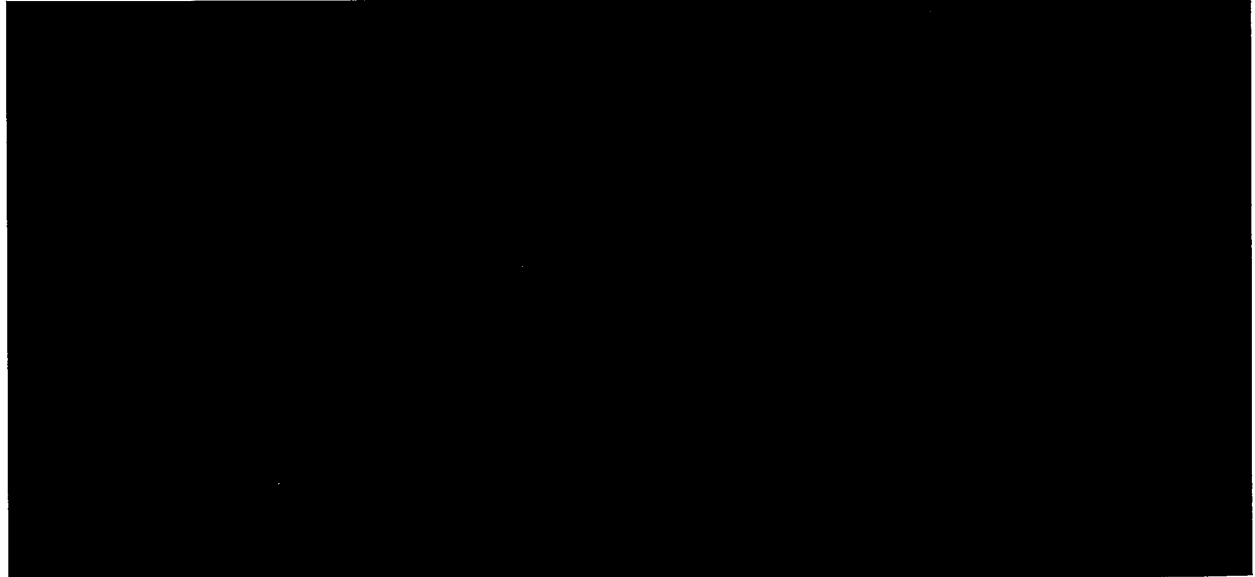
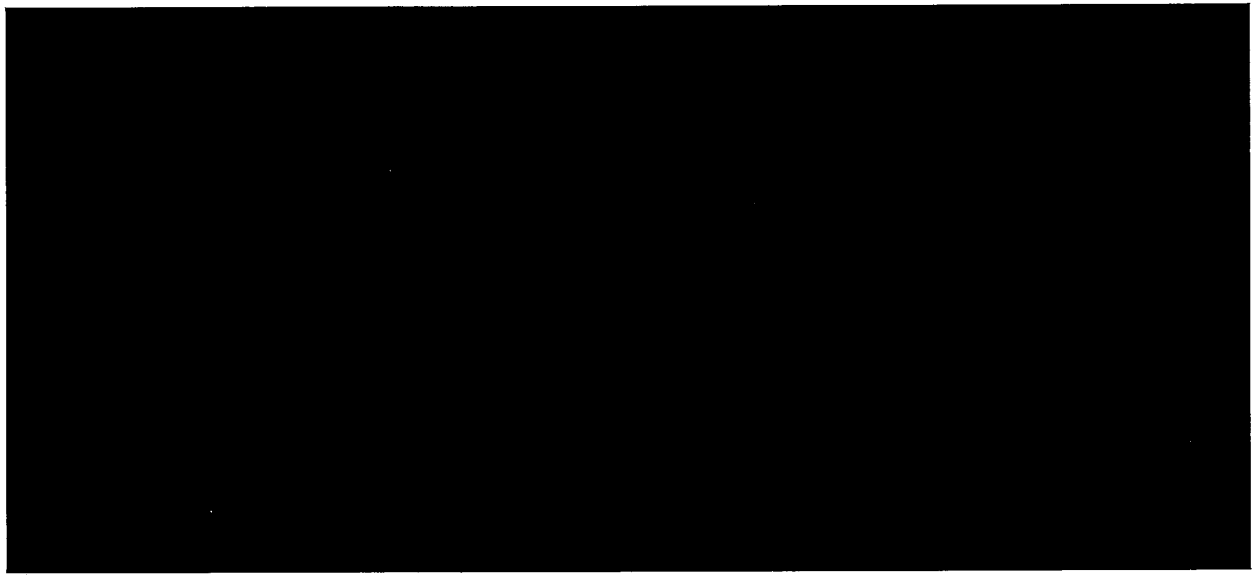
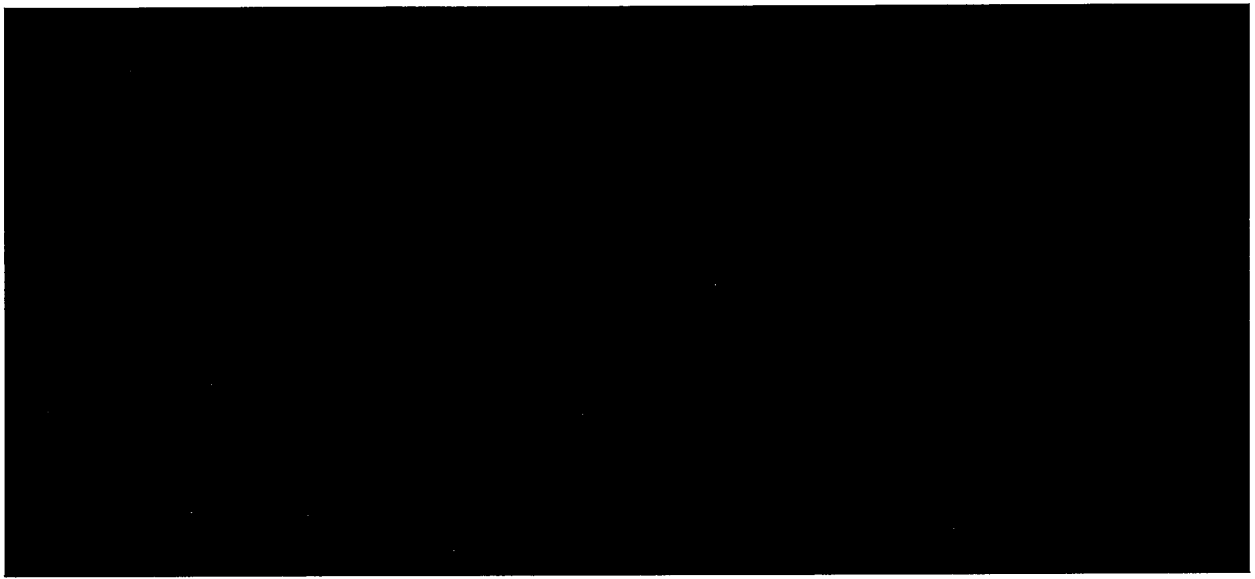


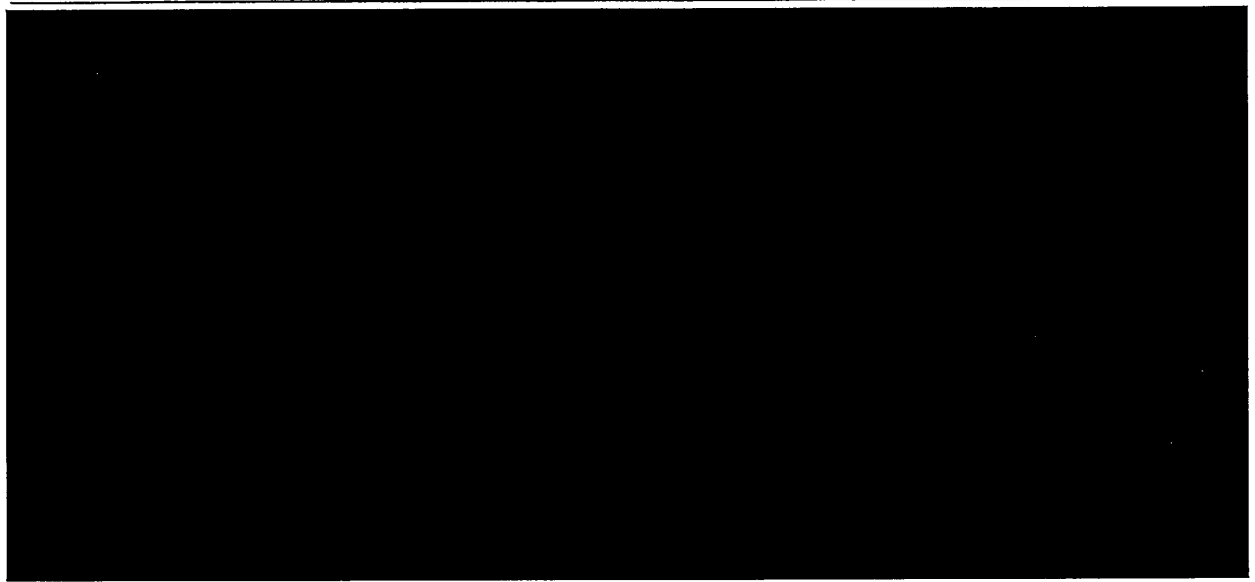
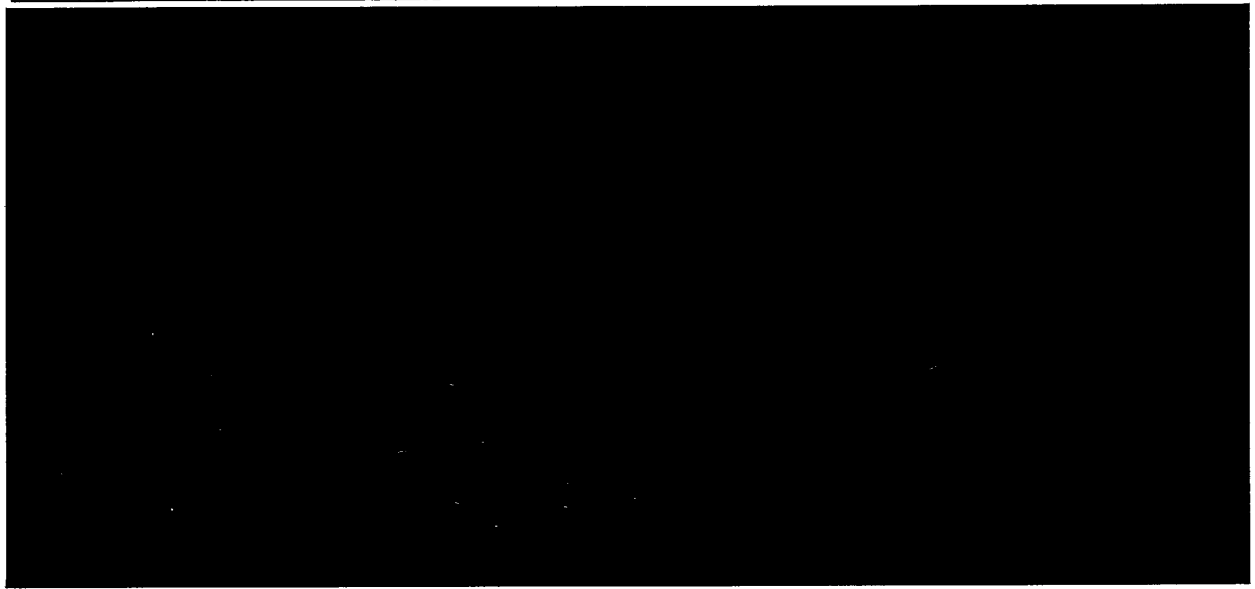


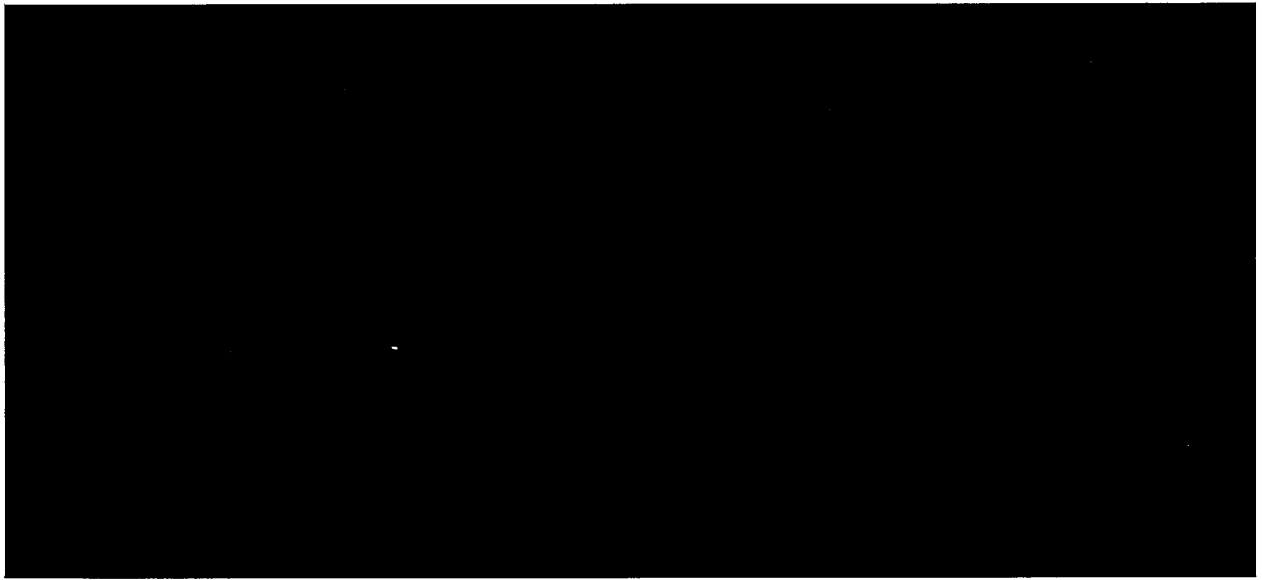


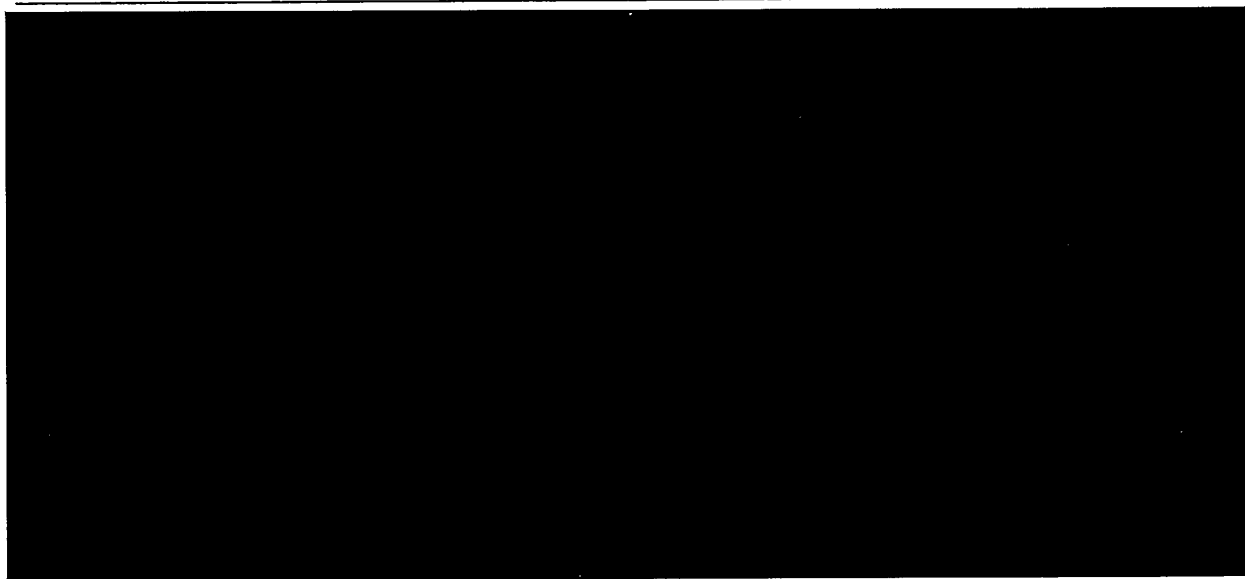
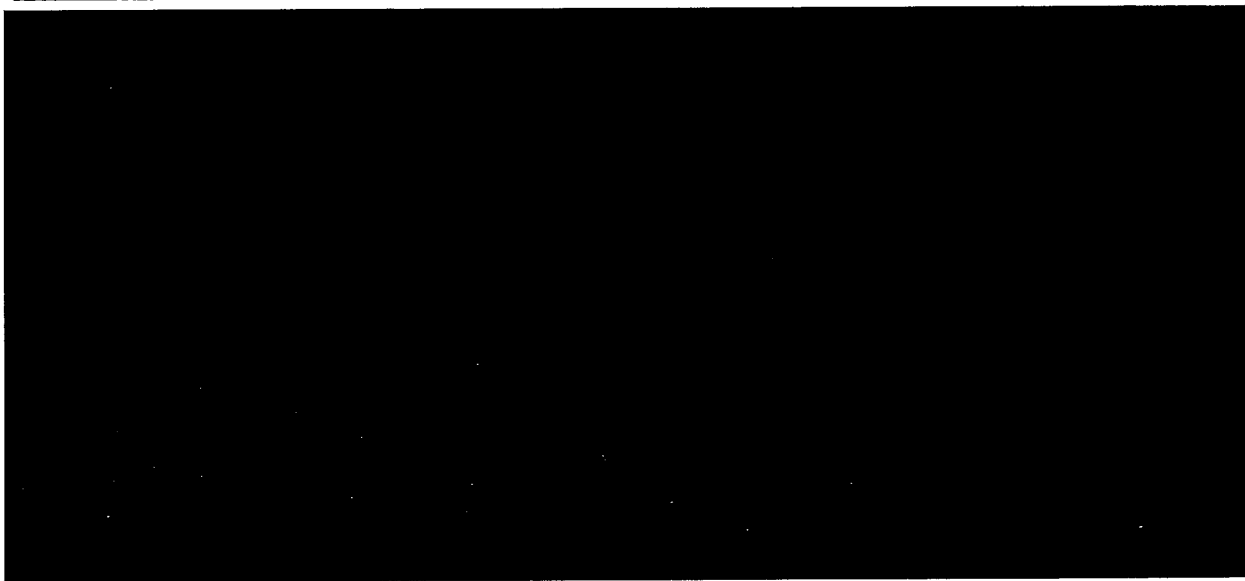


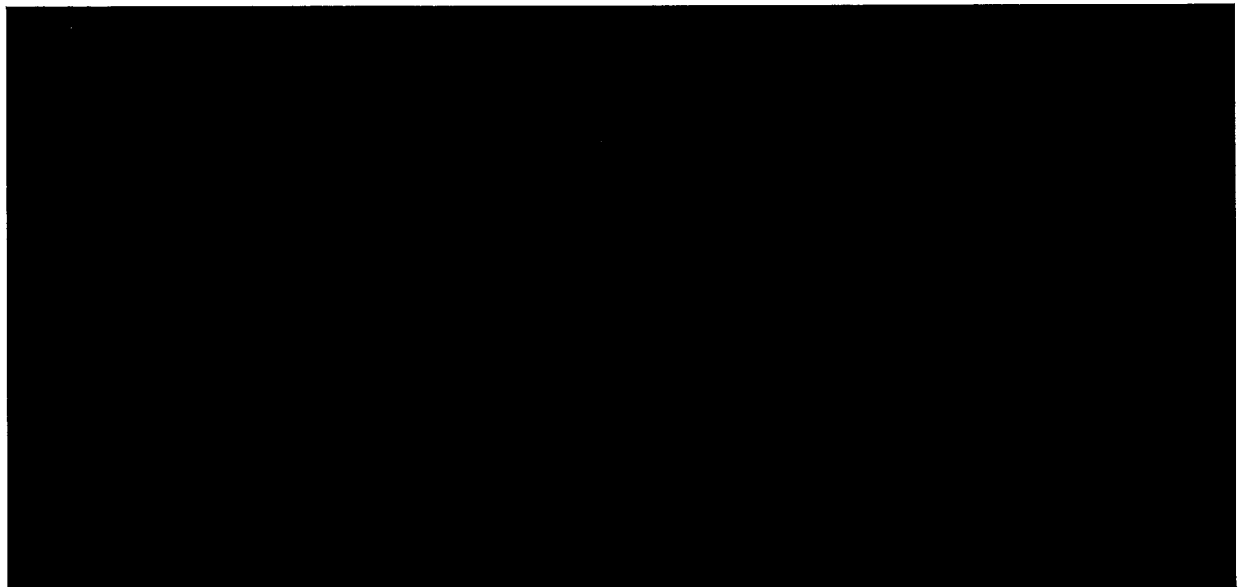
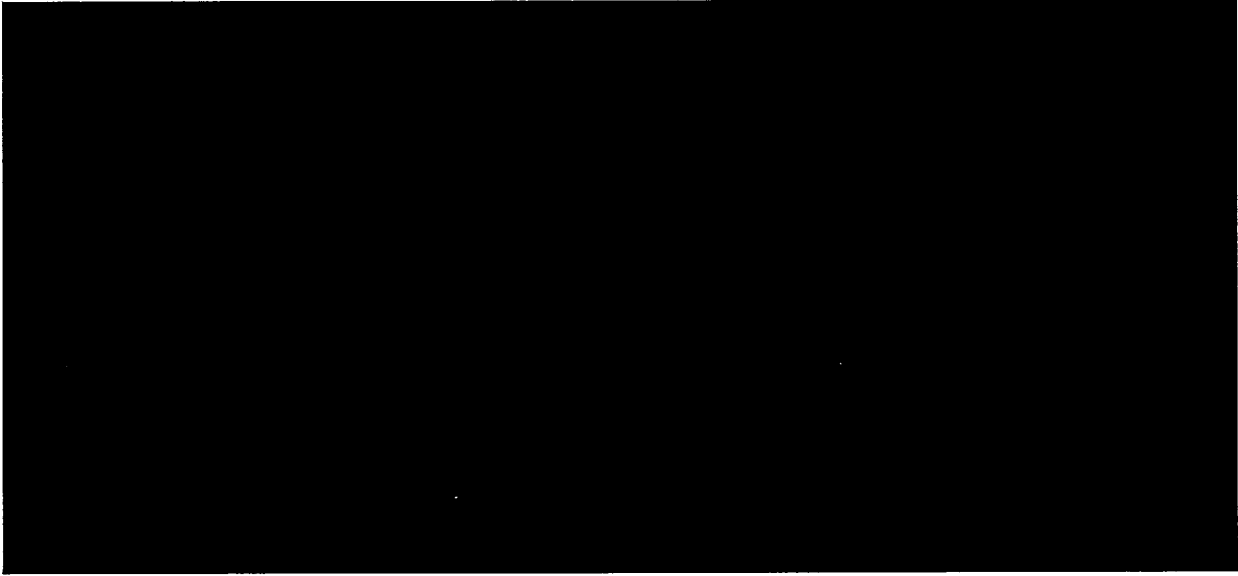


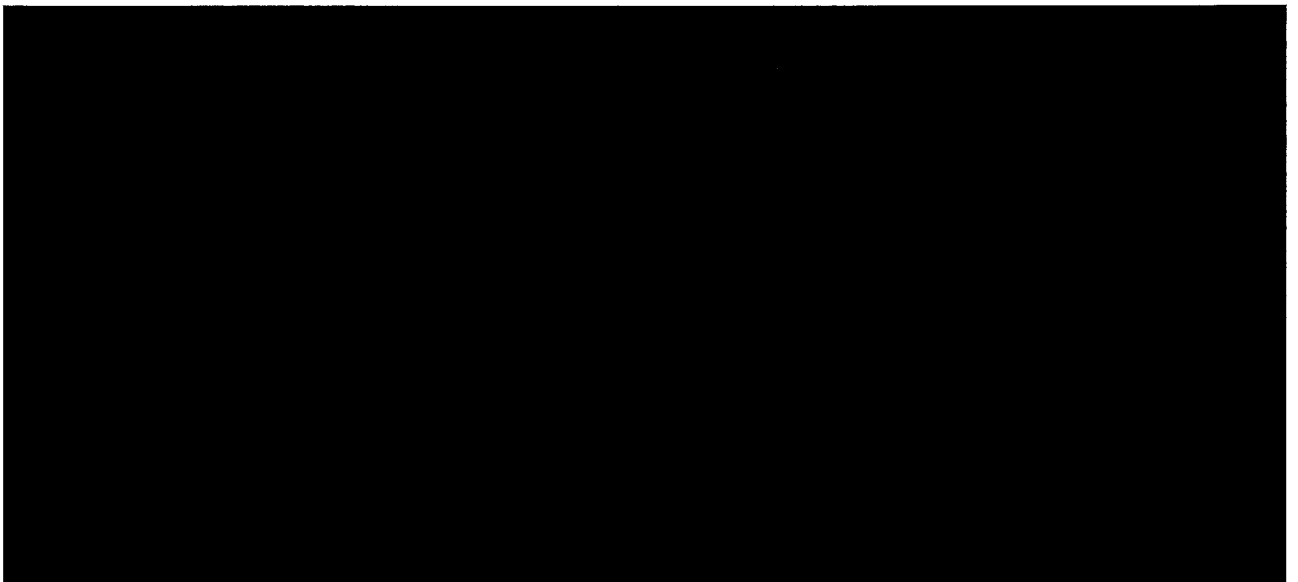
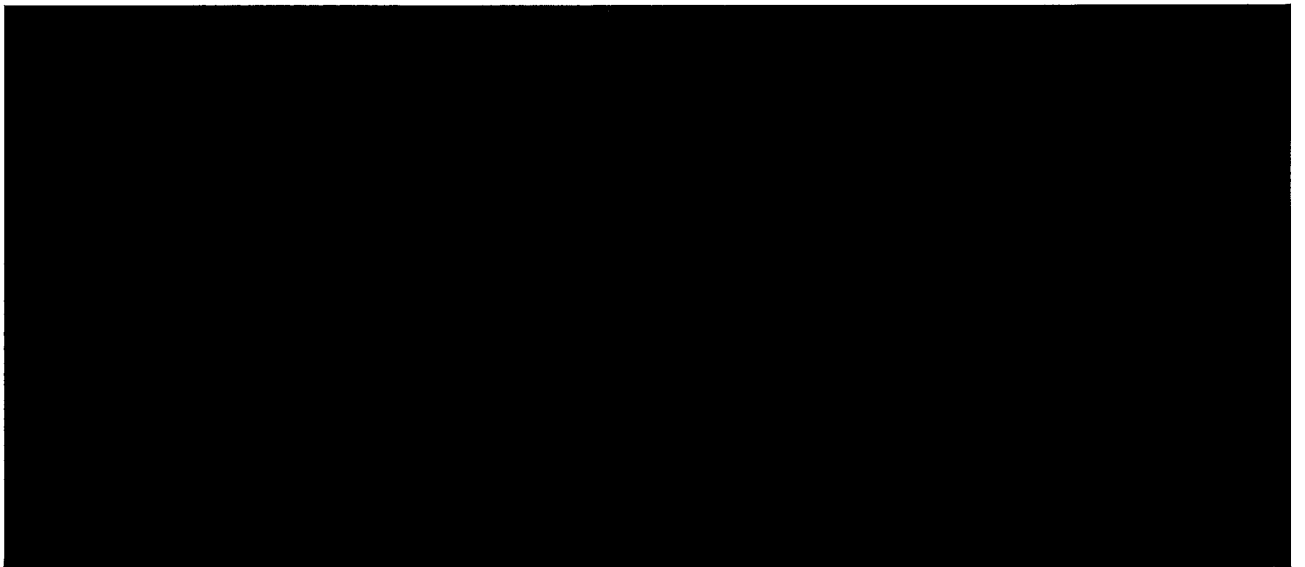
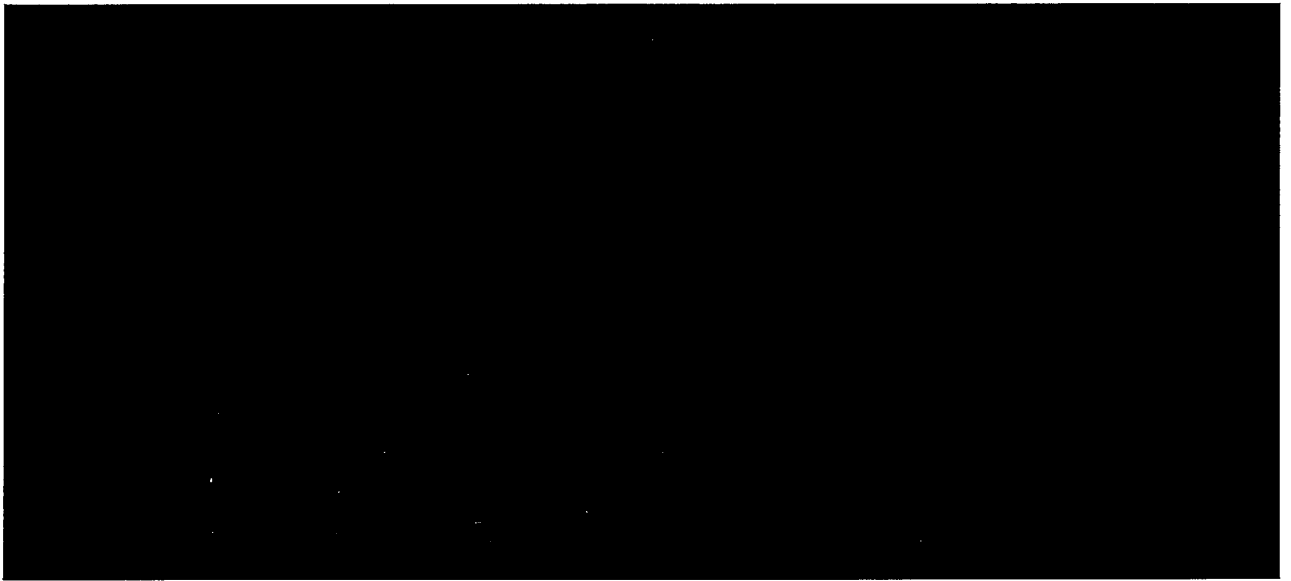


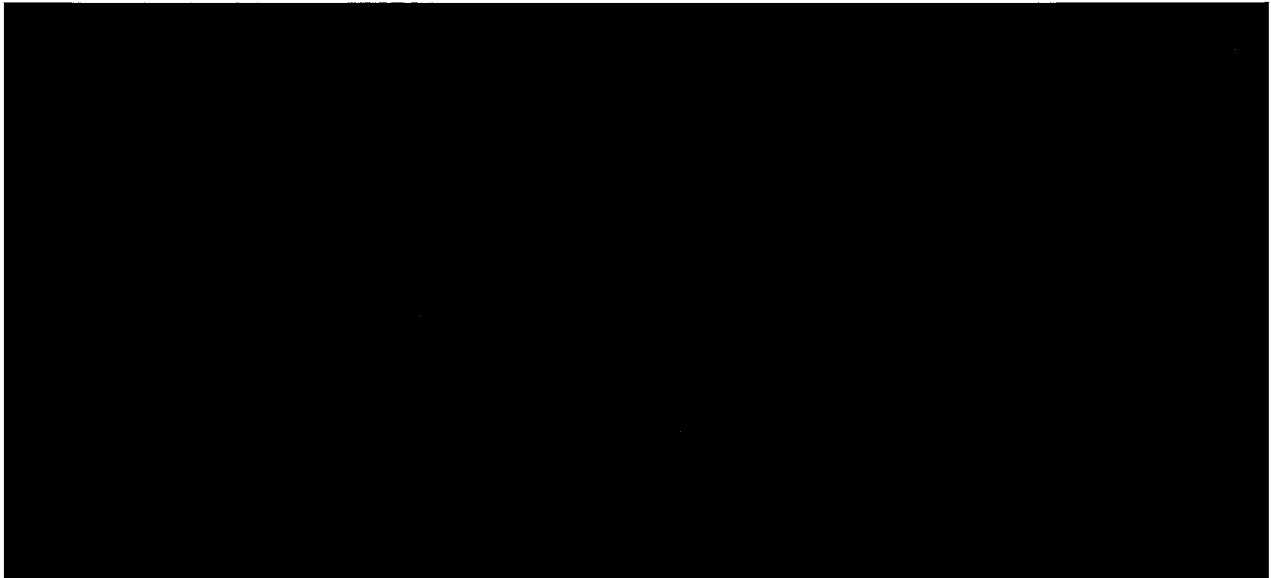
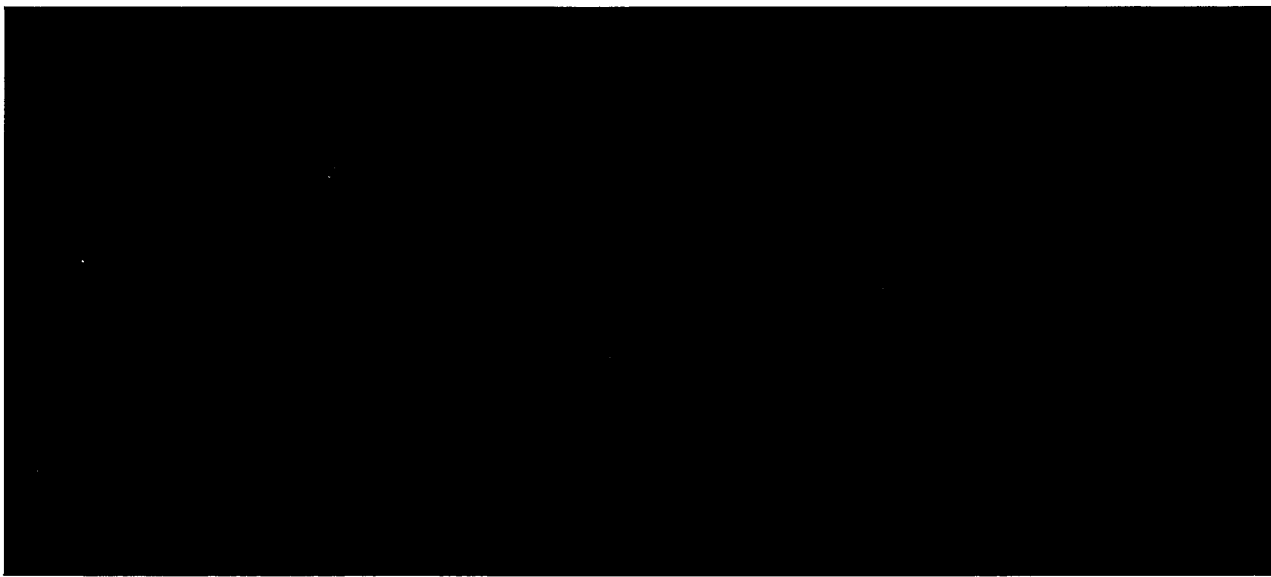
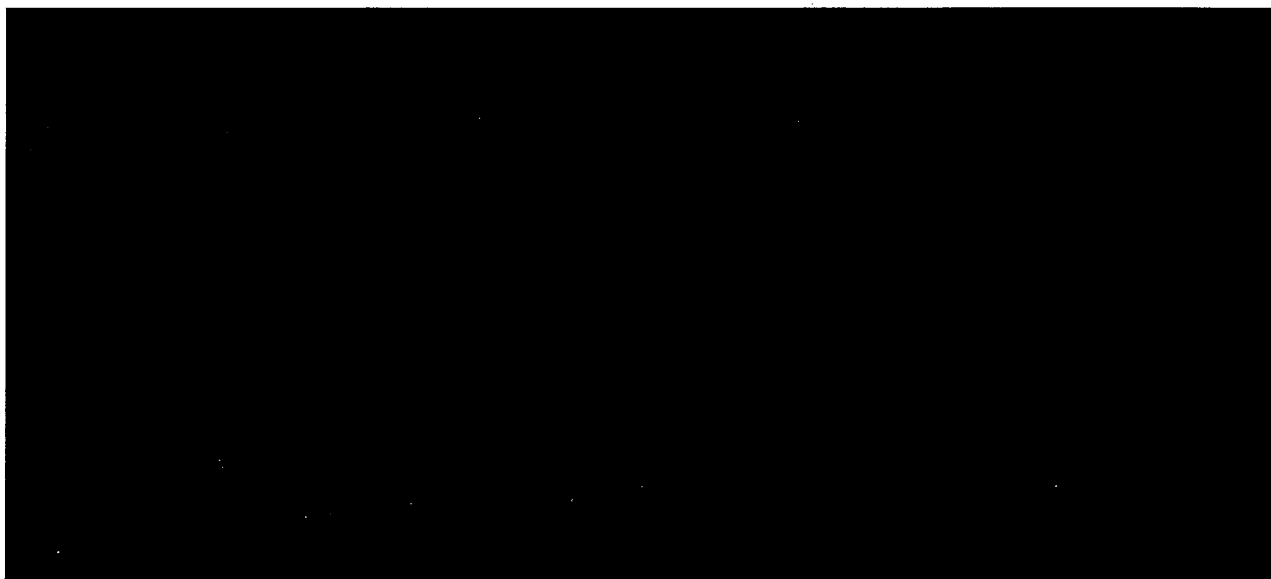


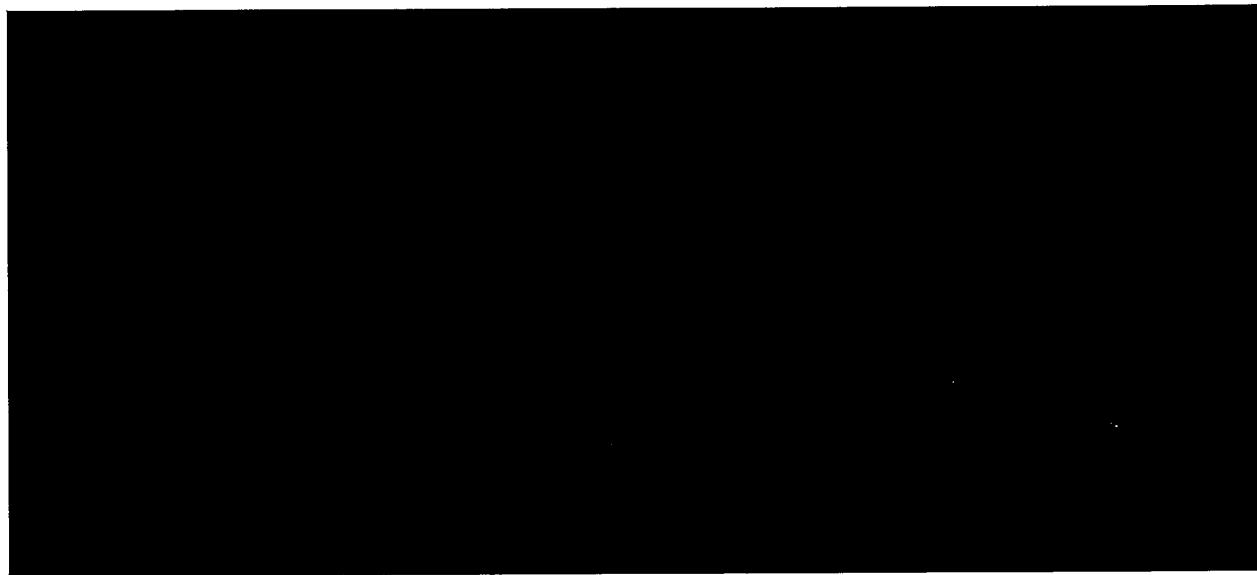
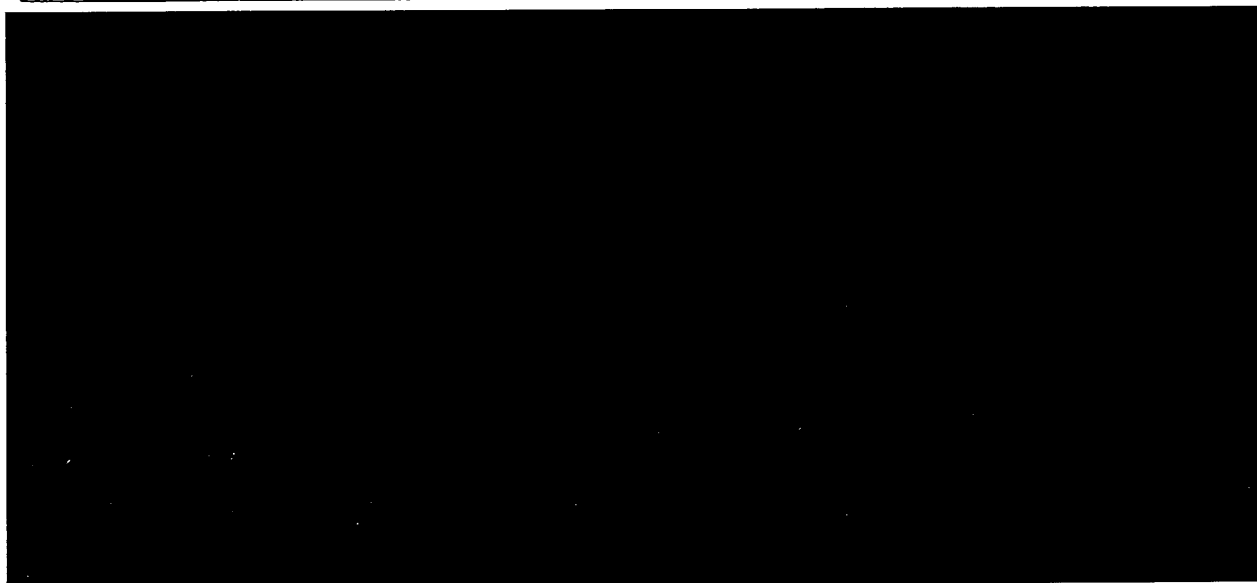


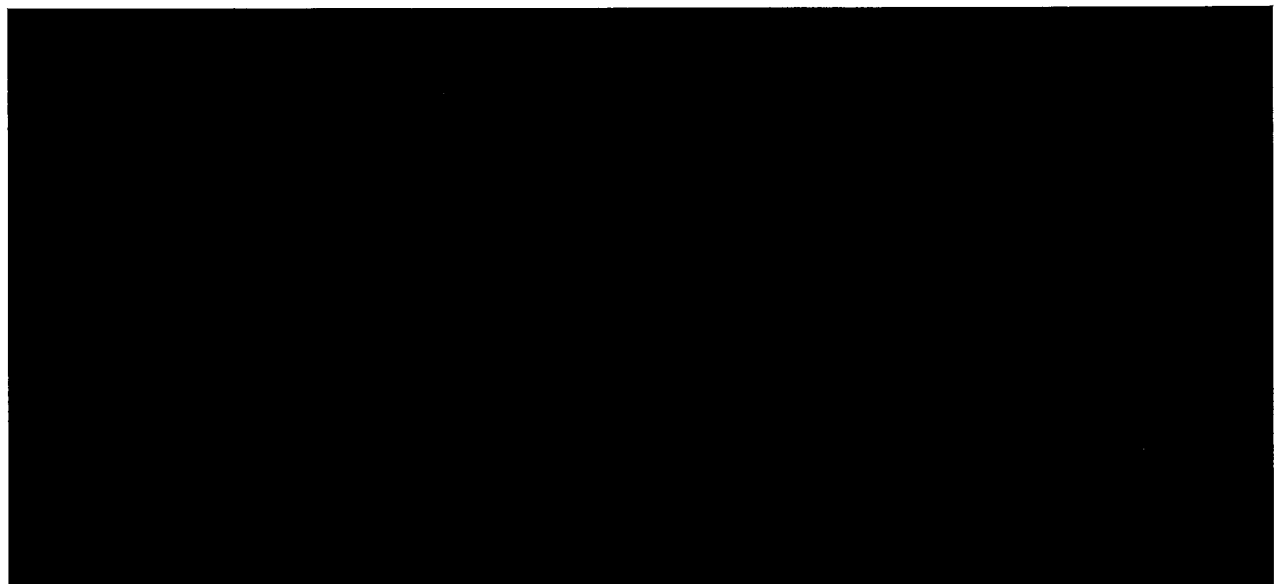
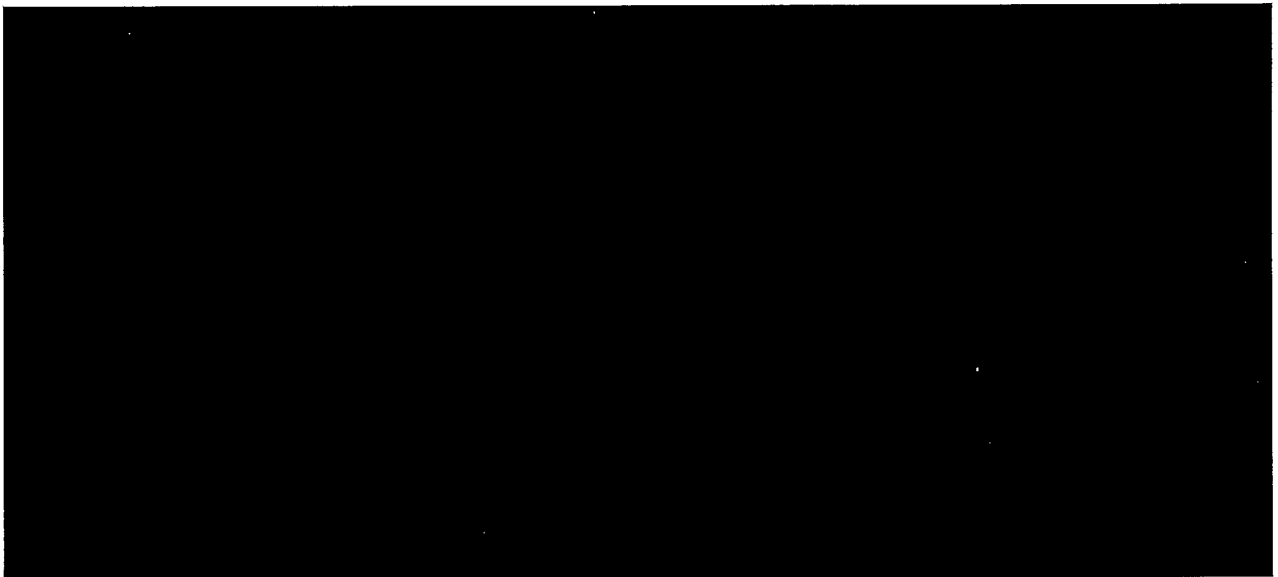


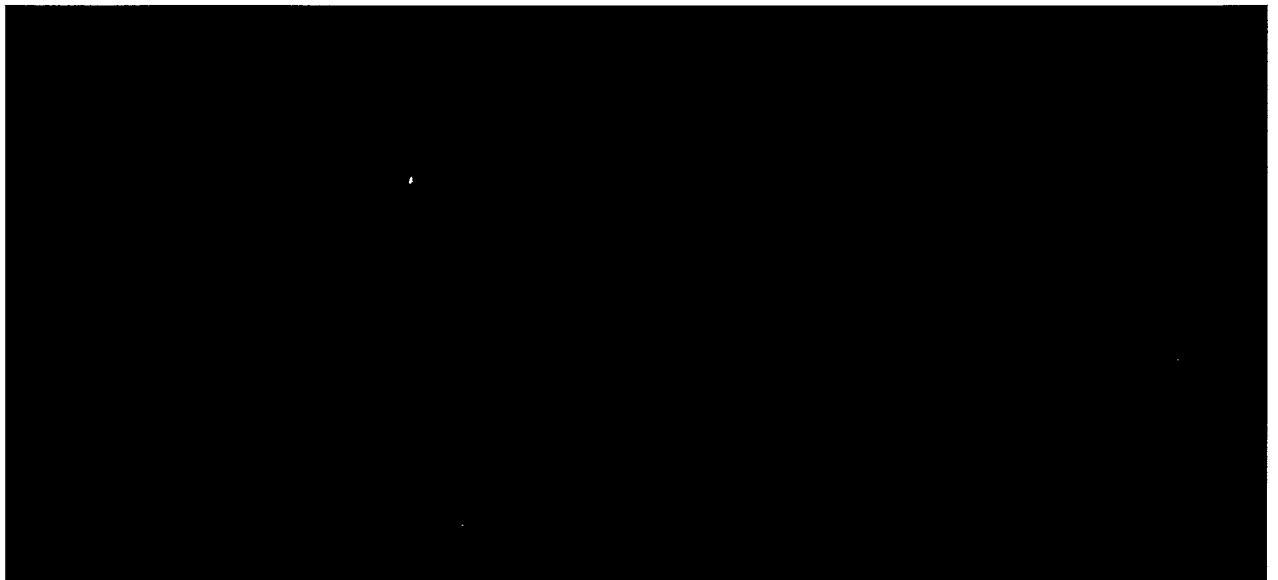
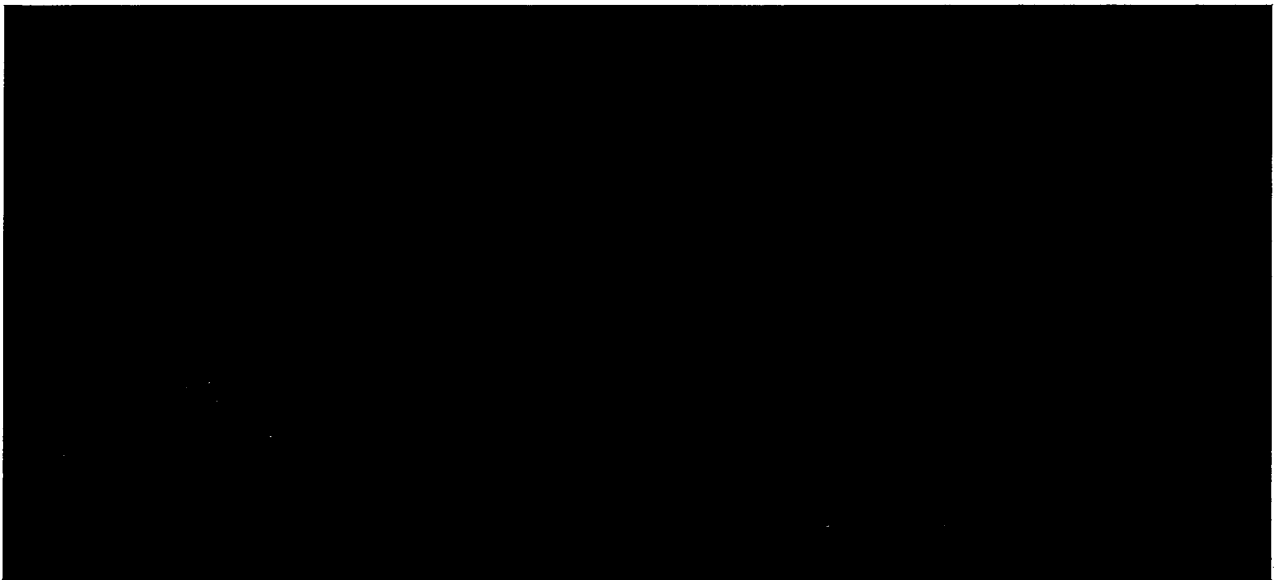


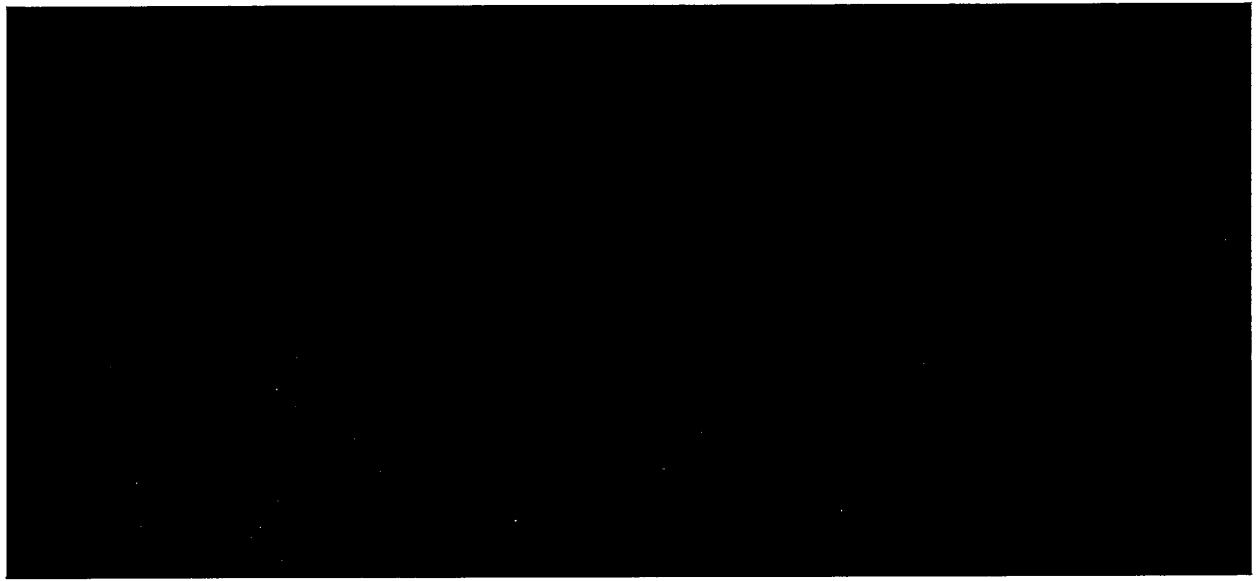


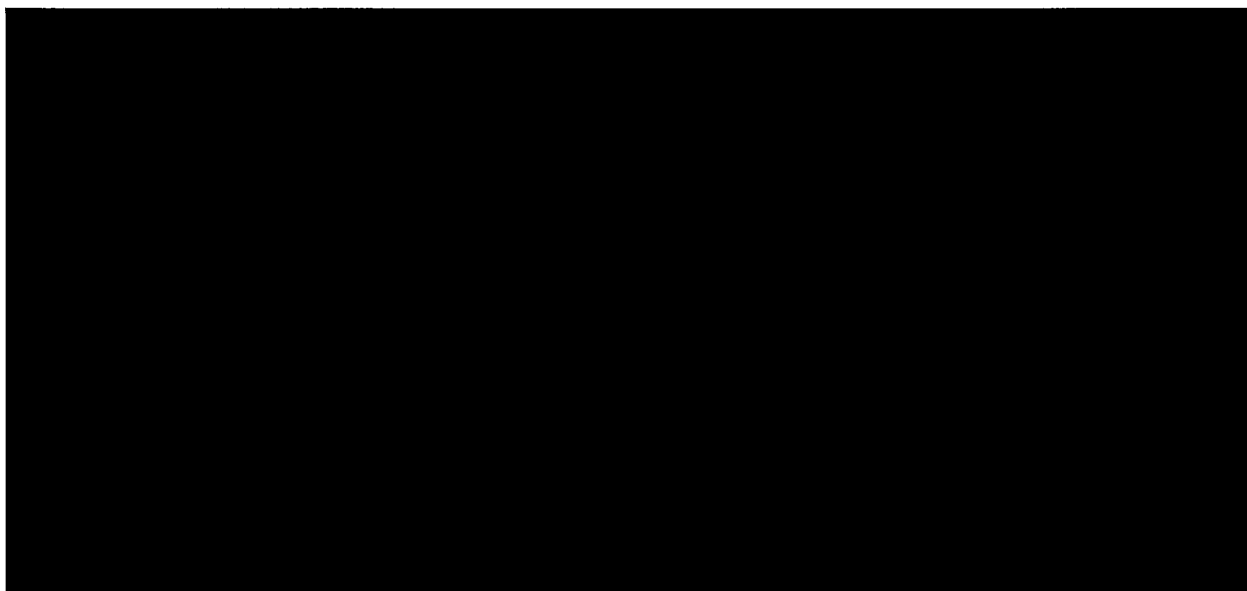
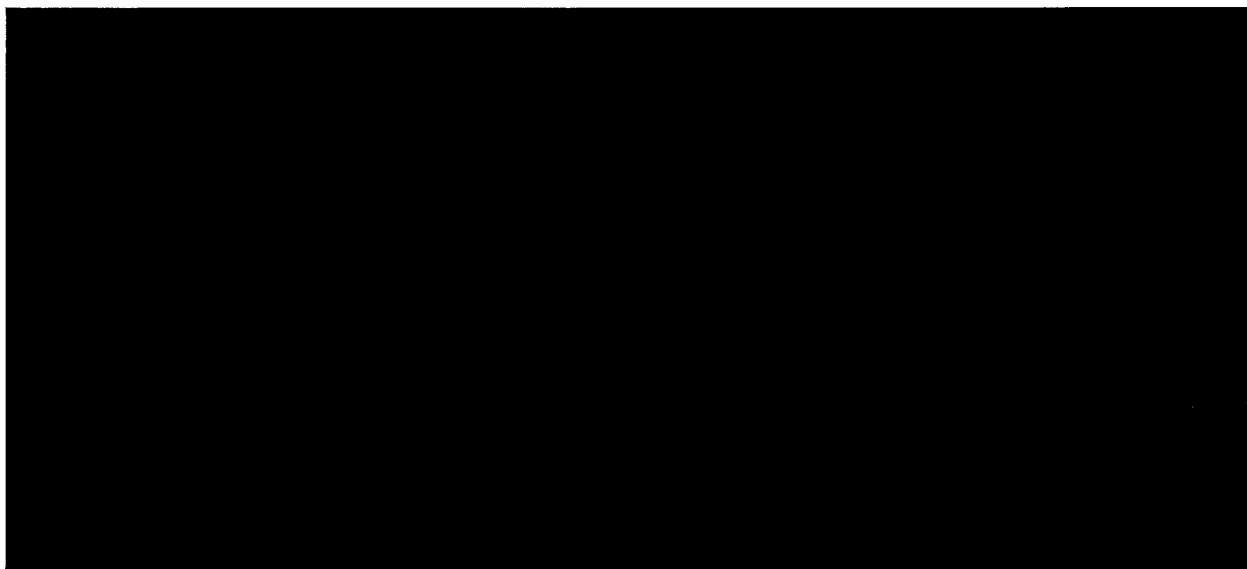
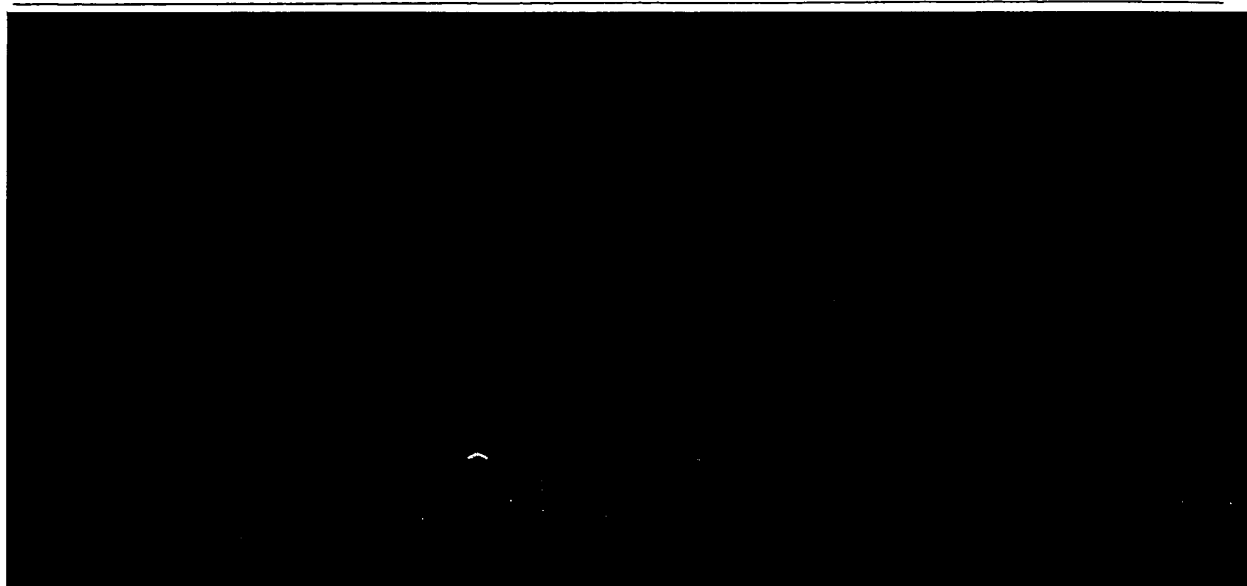


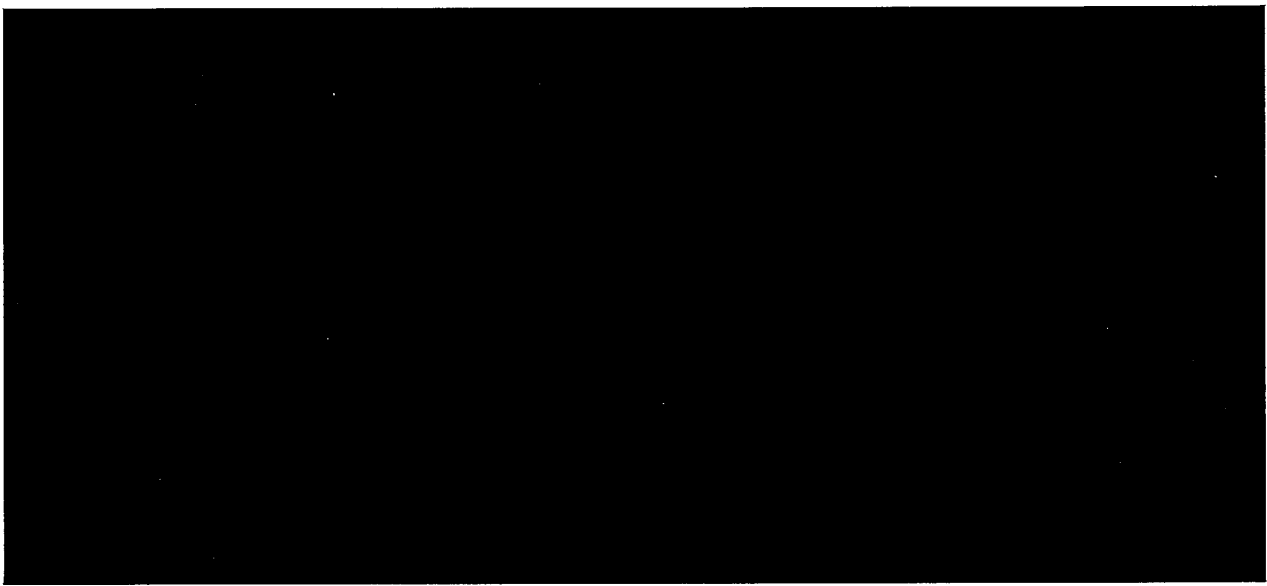


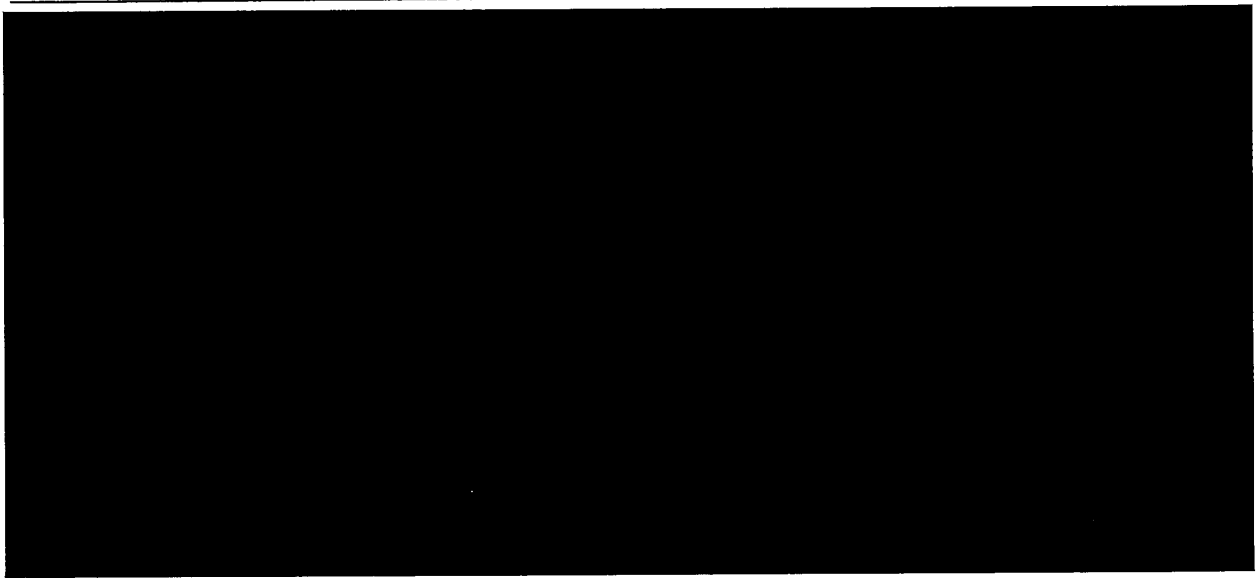
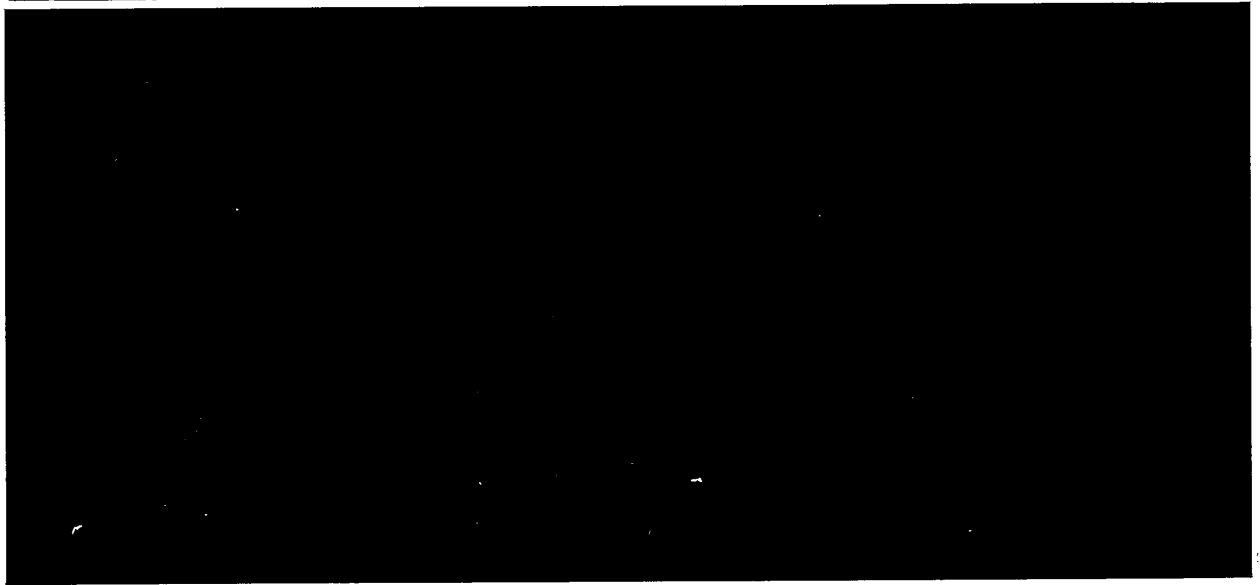






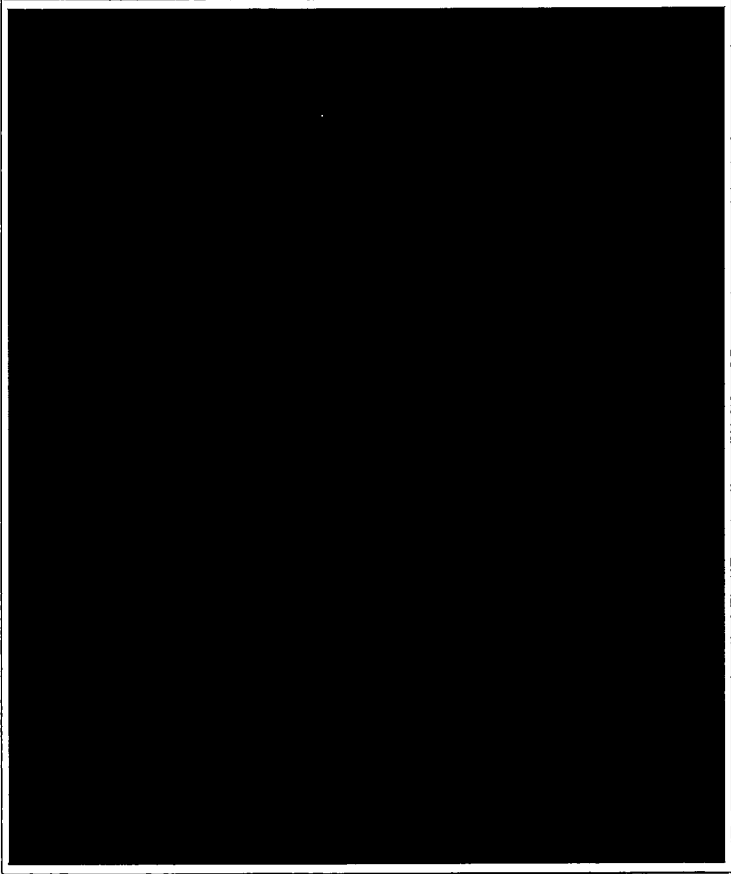

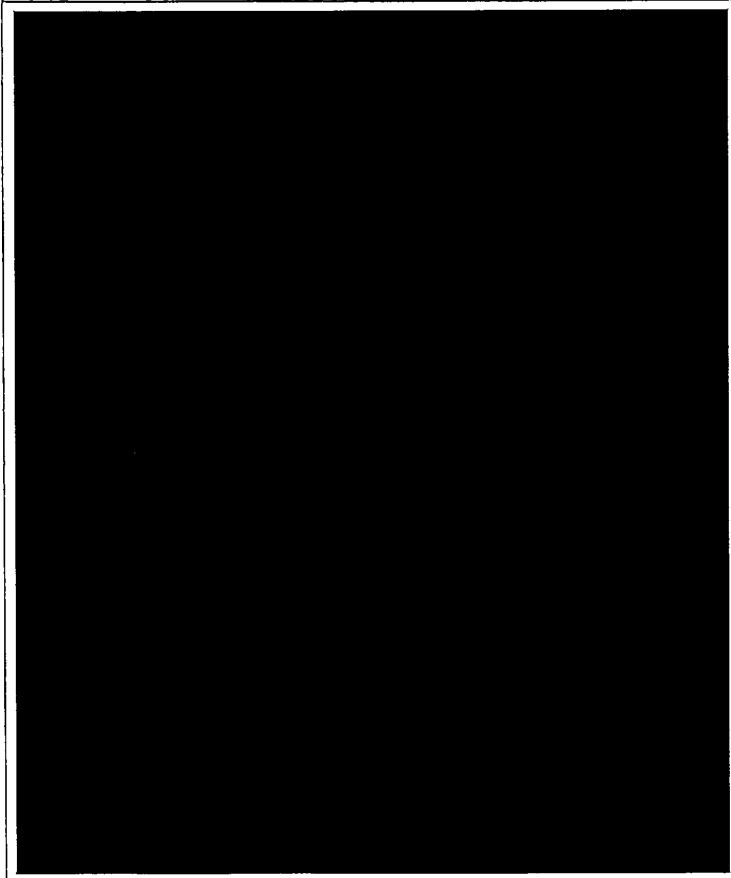







[Redacted]	[Redacted] (読替之前)	○ [Redacted] 措置	[Redacted]	[Redacted] (読替之前)	○ [Redacted] 措置
[Redacted]	[Redacted] (読替之後)	[Redacted] 関係	[Redacted]	[Redacted] (読替之後)	[Redacted] 関係

読替表 (政令素案)

	 (読替之前)
	 (読替之後)

○
措置
関係

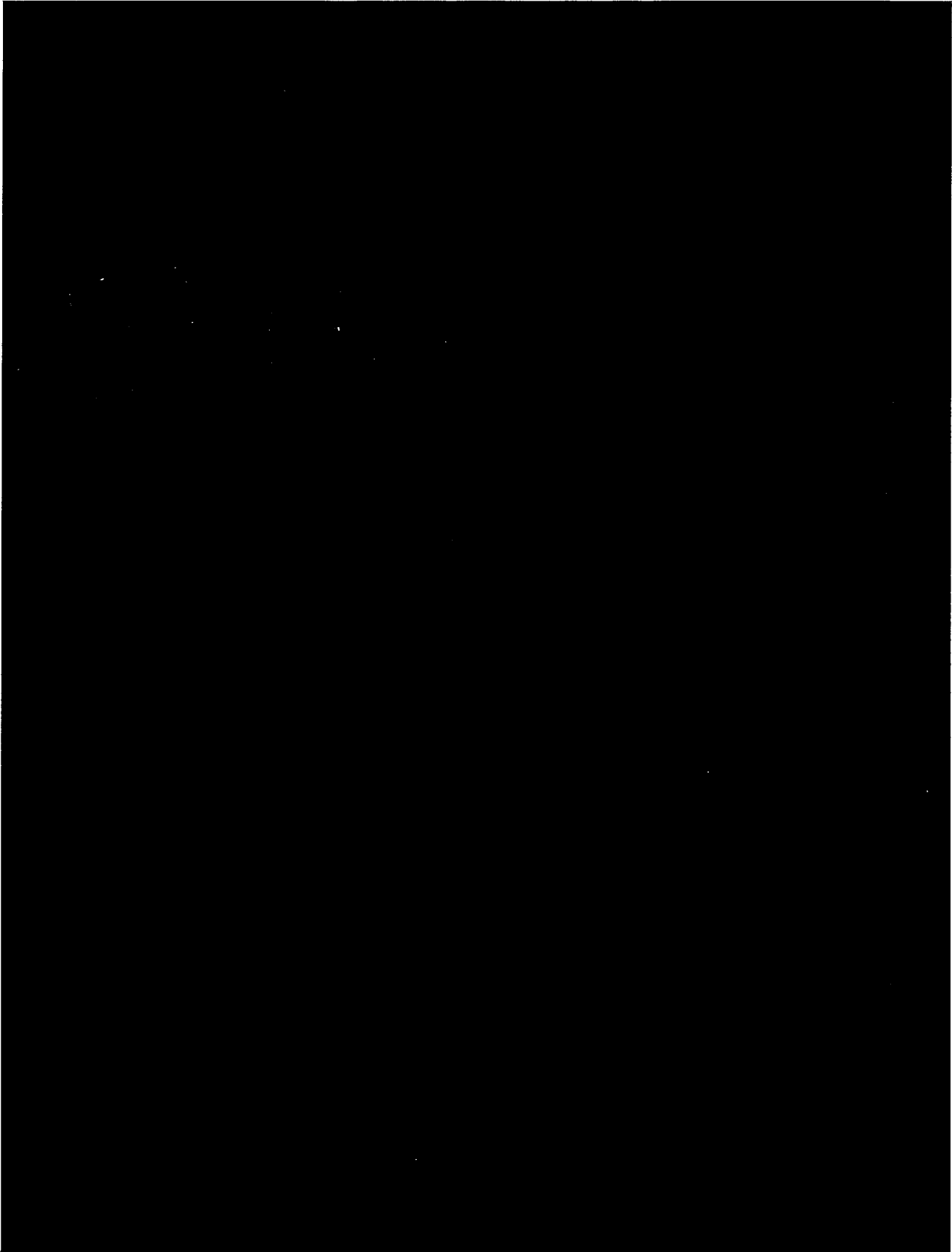
特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【逐条解説】

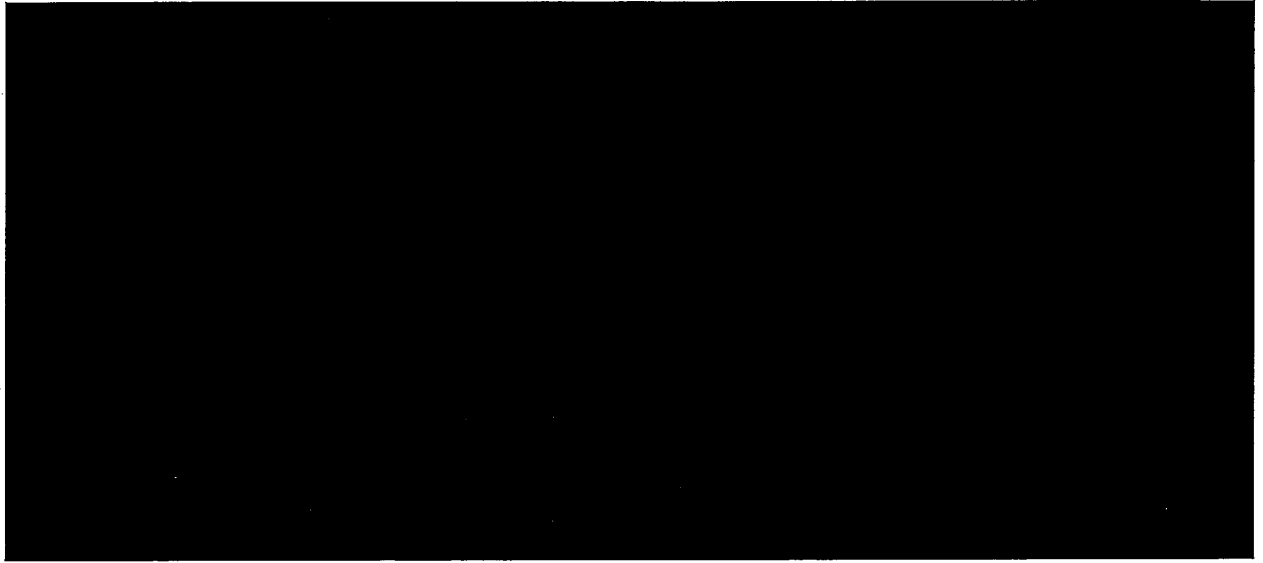
（案）

平成24年〇月
内閣官房

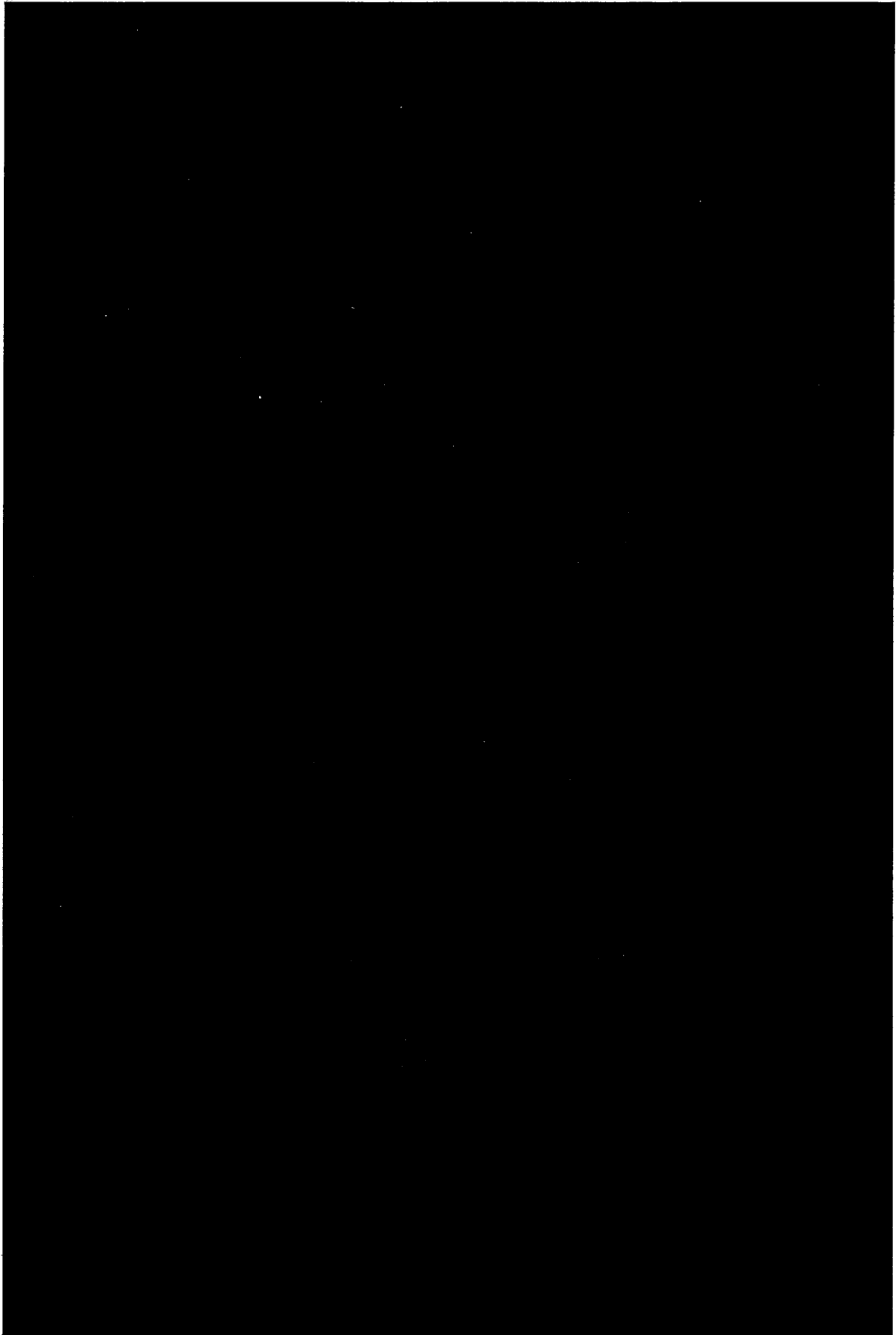
目次



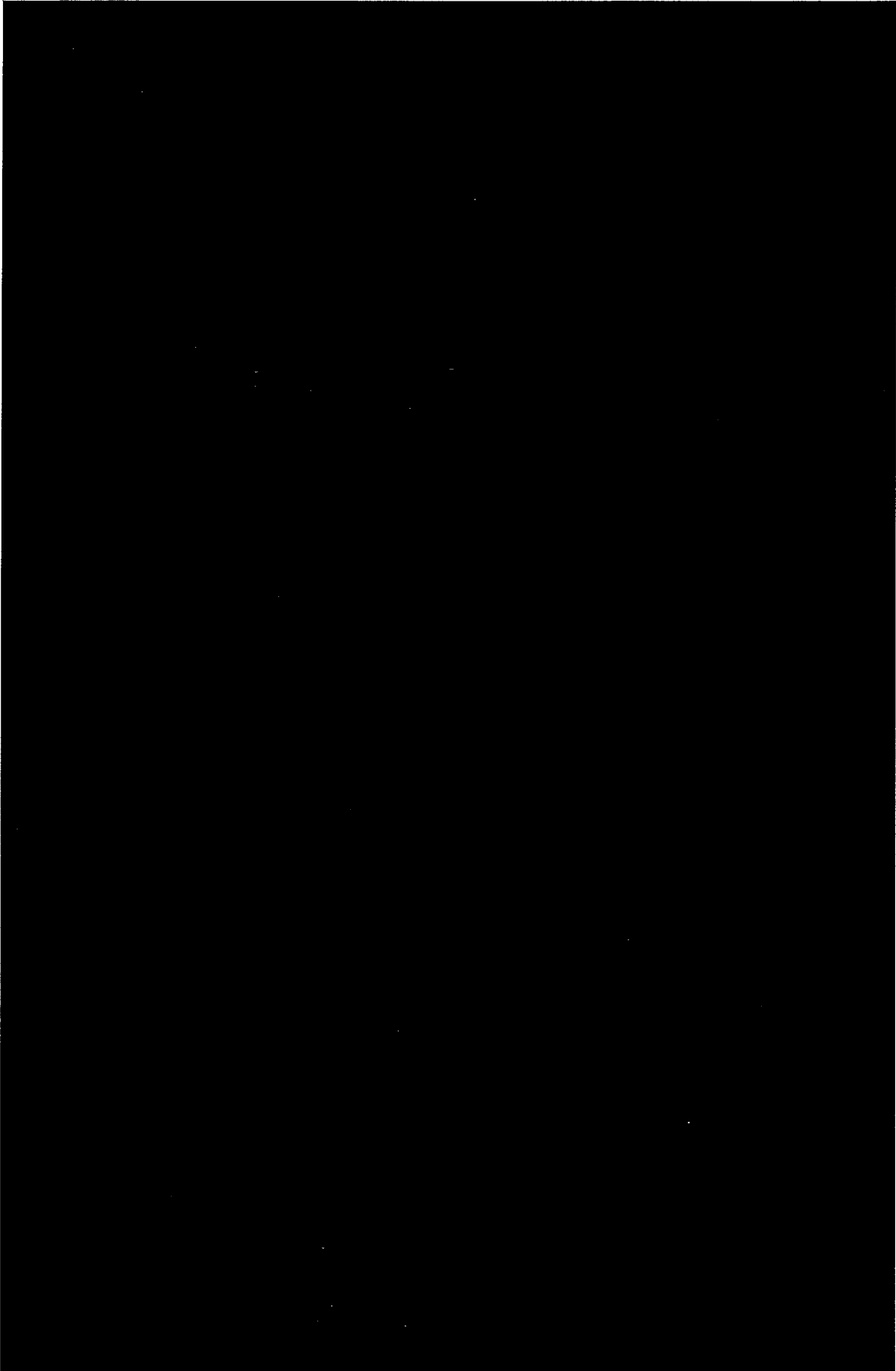
12/07/20内調内検討済み



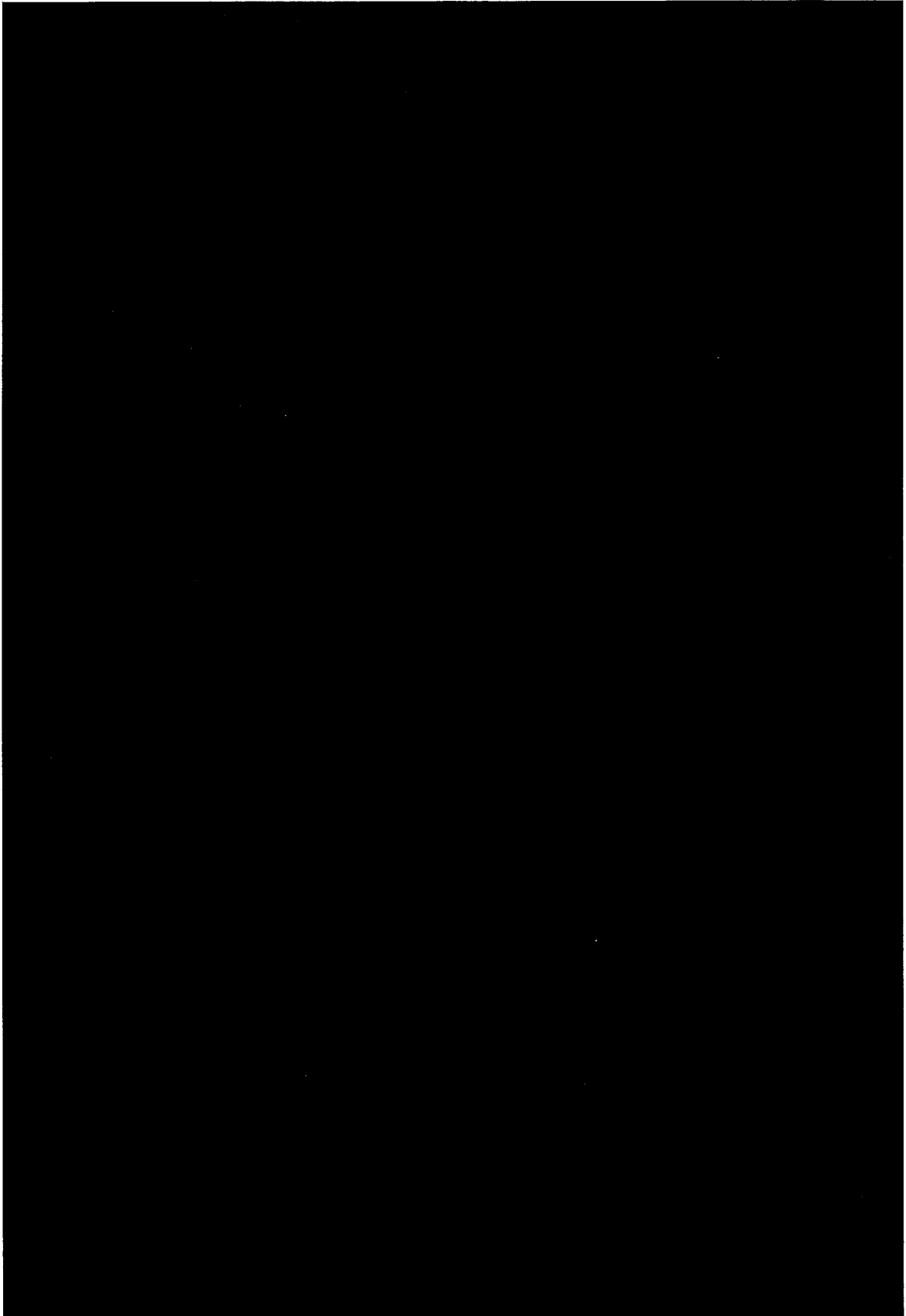
12/07/20内調内検討済み



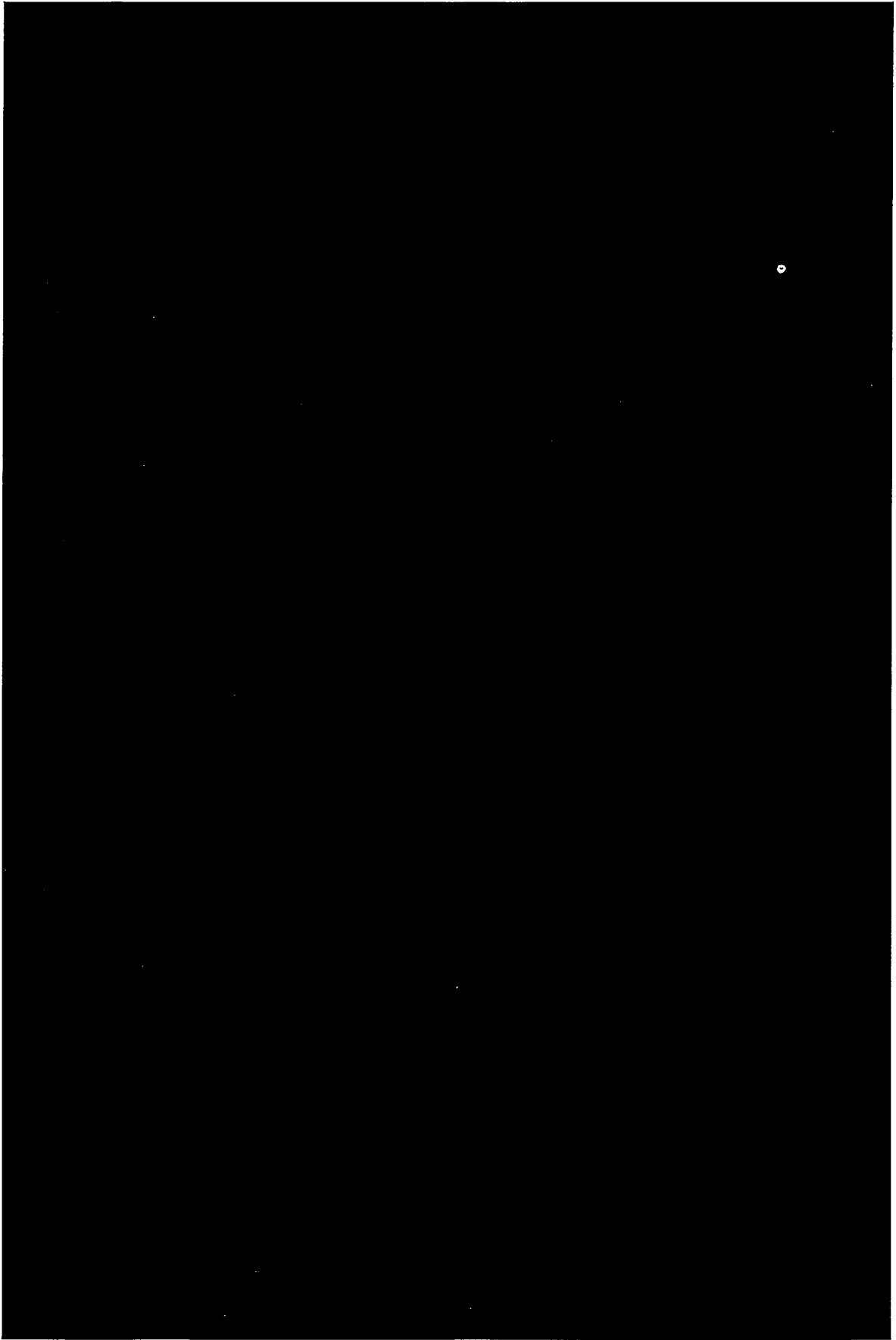
12/07/20内調内検討済み



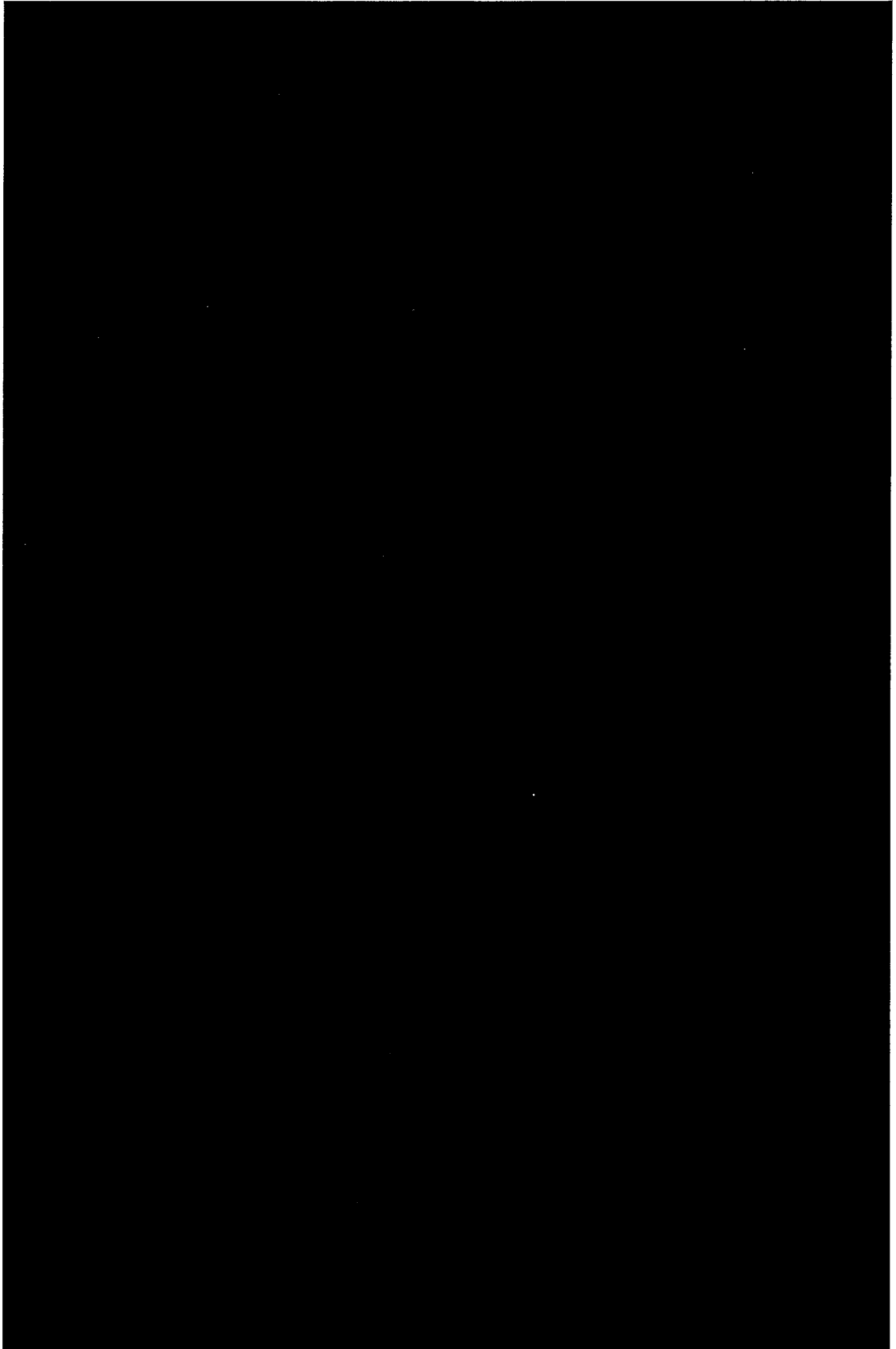
12/07/20内調内検討済み



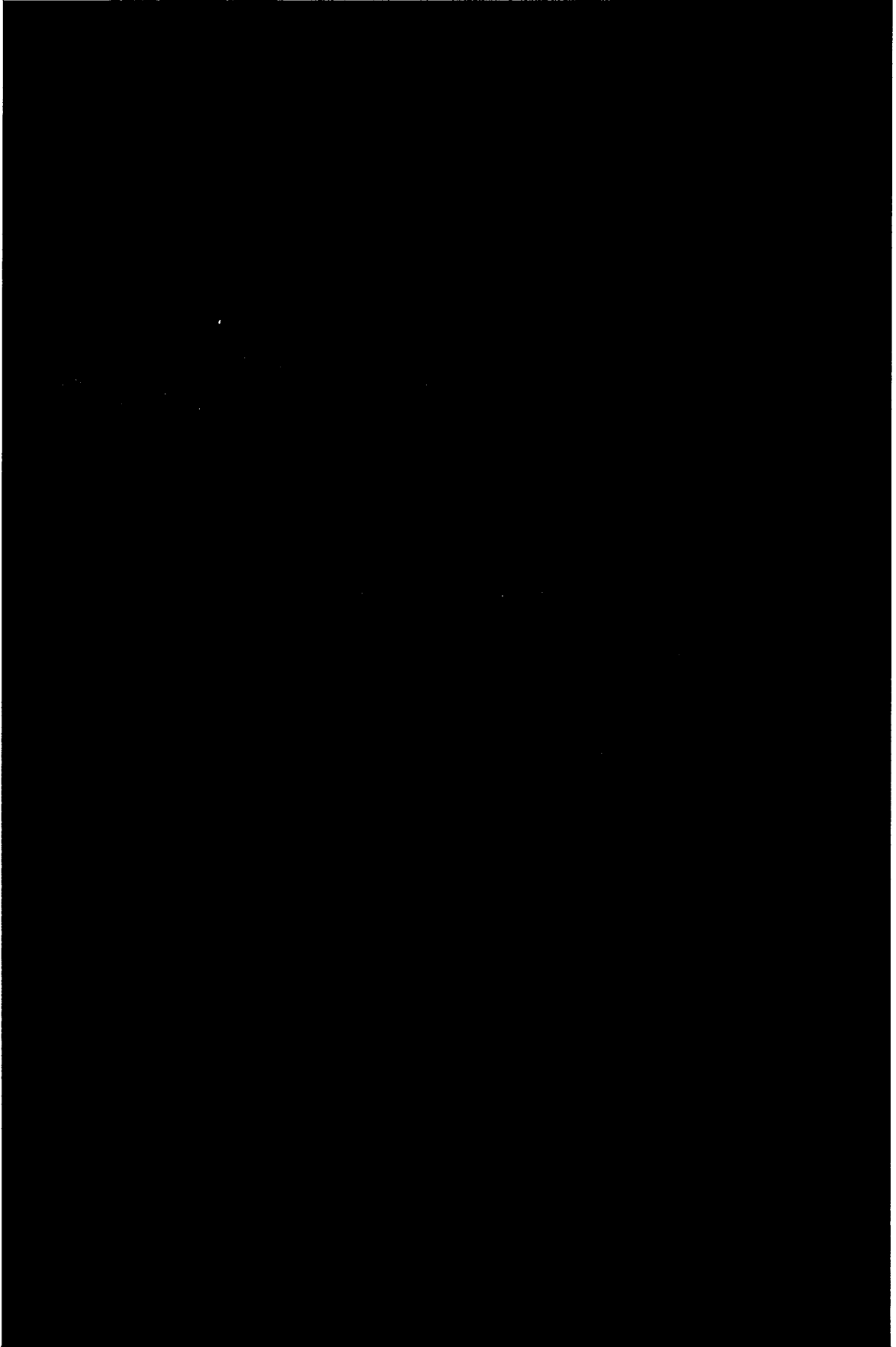
12/07/20内調内検討済み



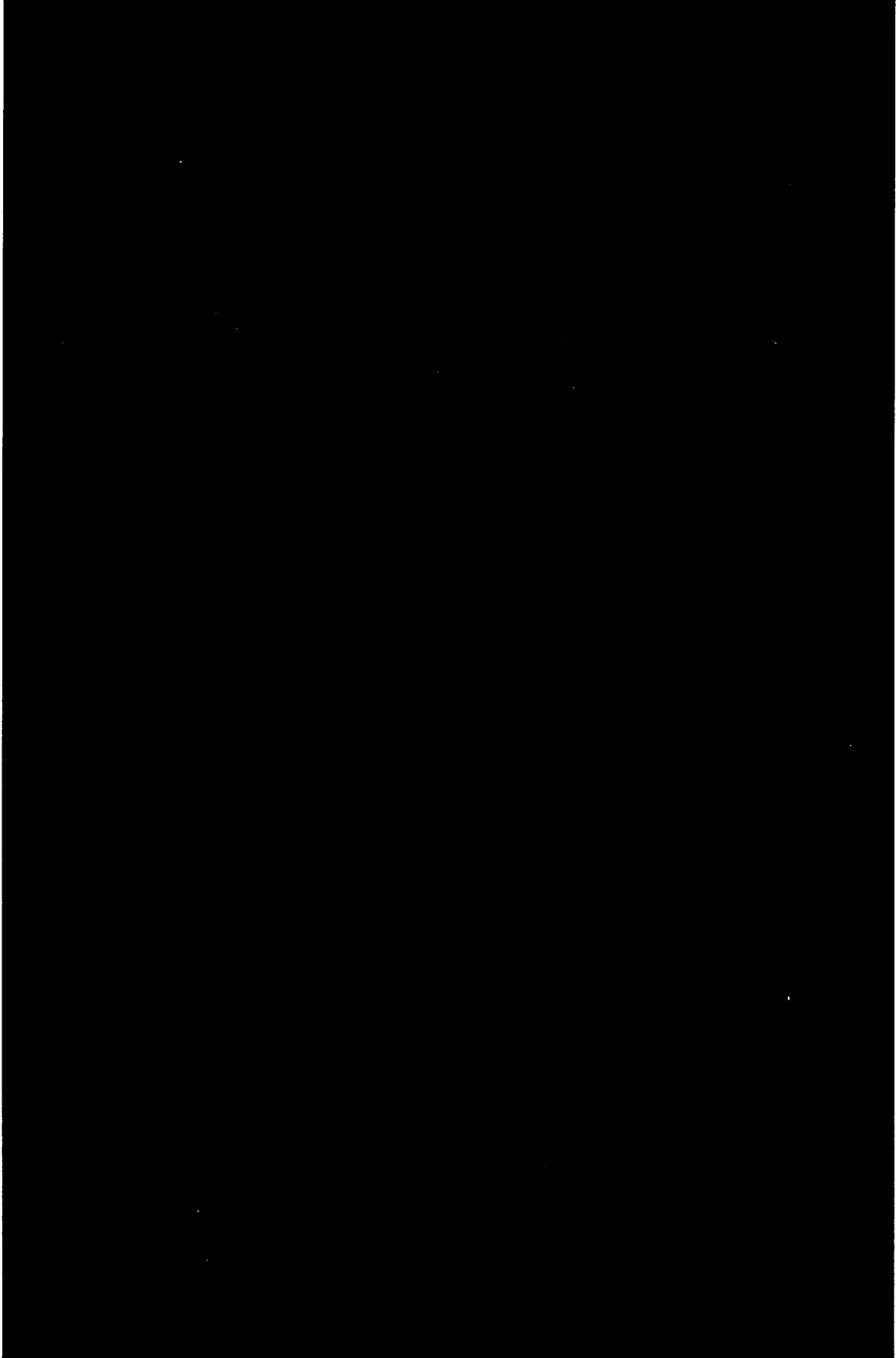
12/07/20内調内検討済み



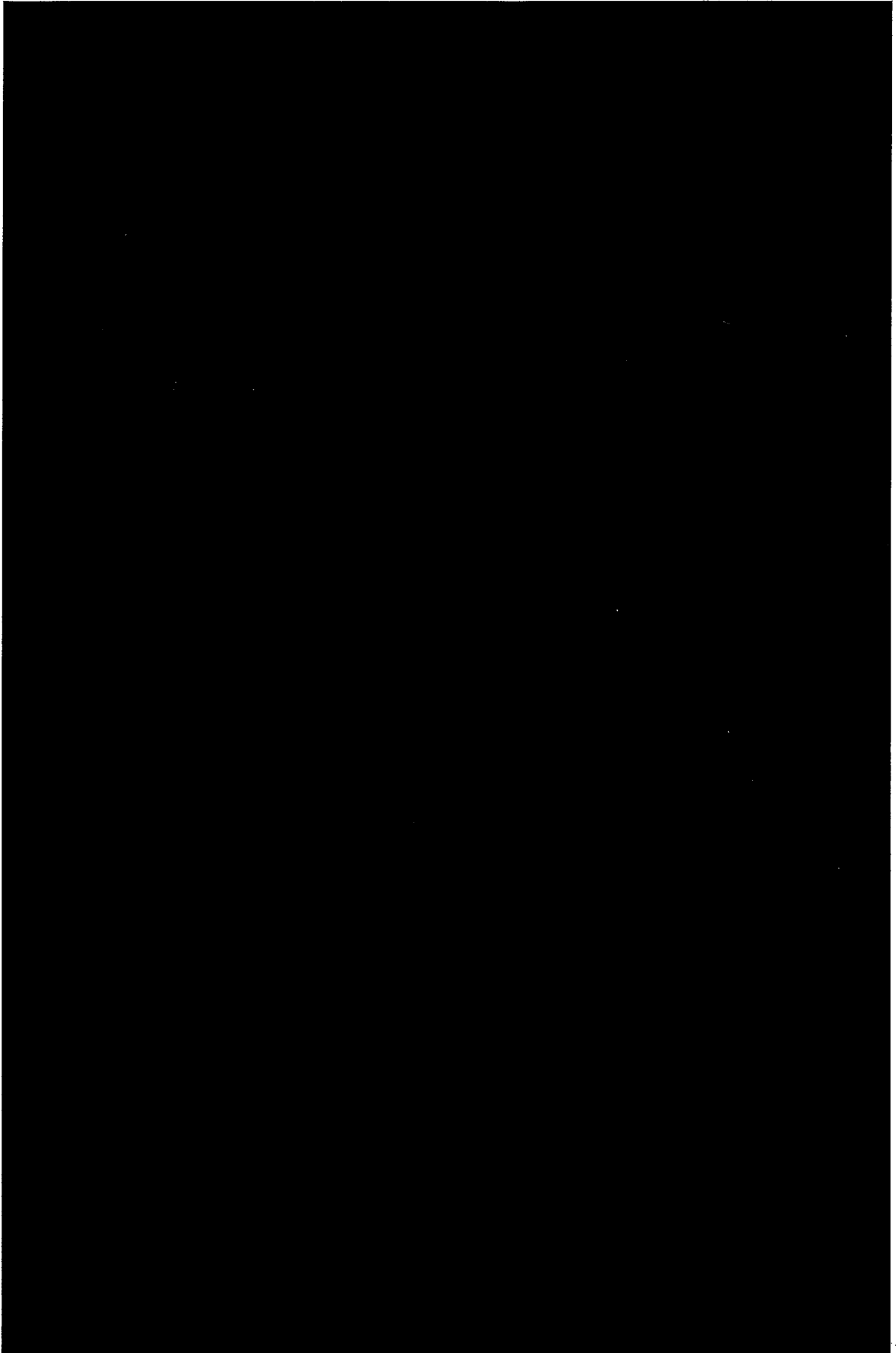
12/07/20内調内検討済み



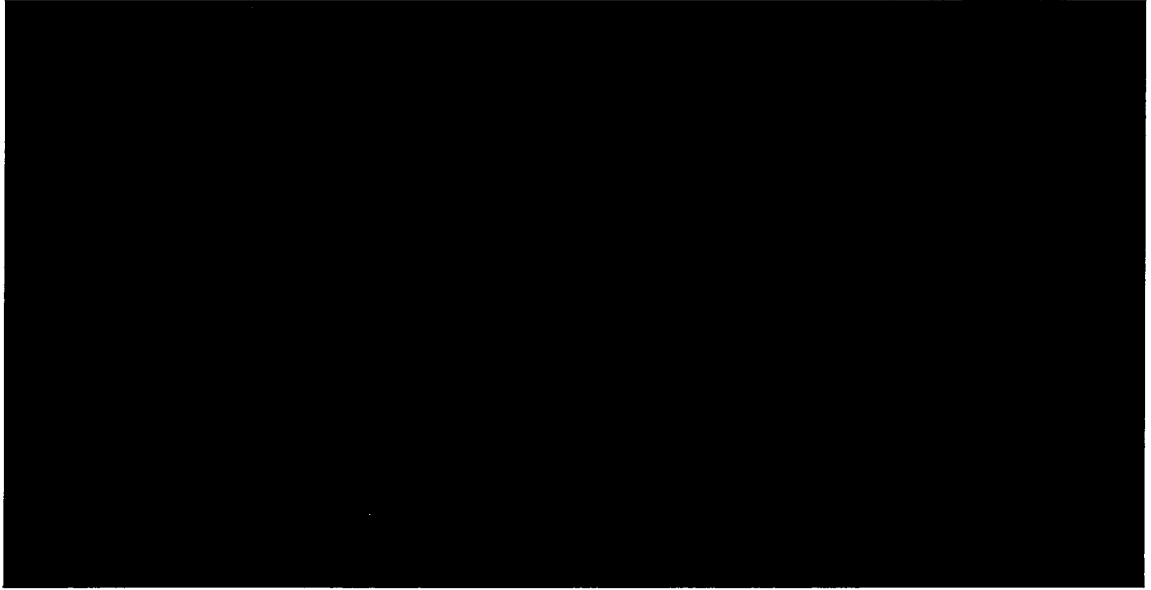
12/07/20内調内検討済み



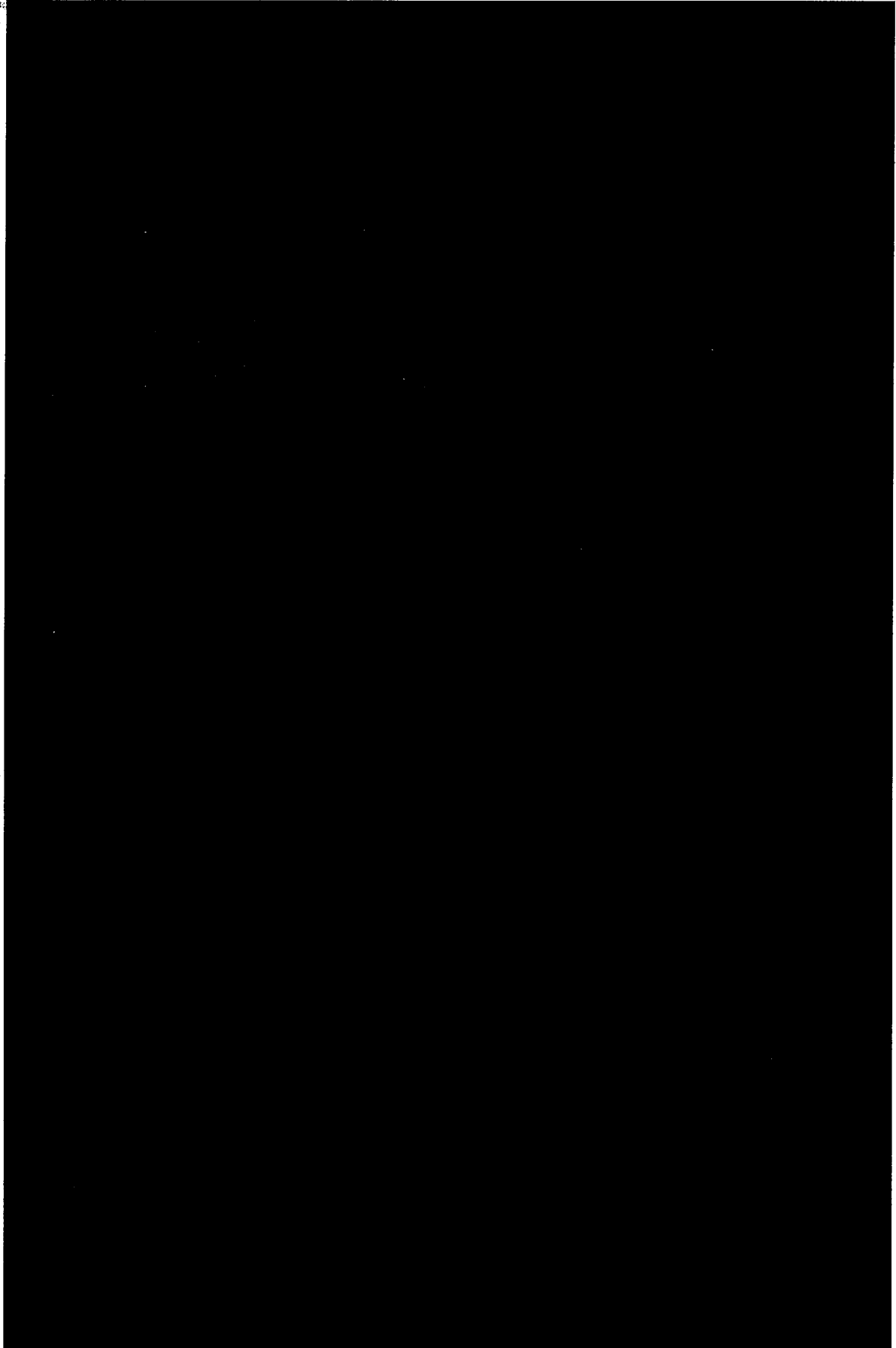
12/07/20内調内検討済み



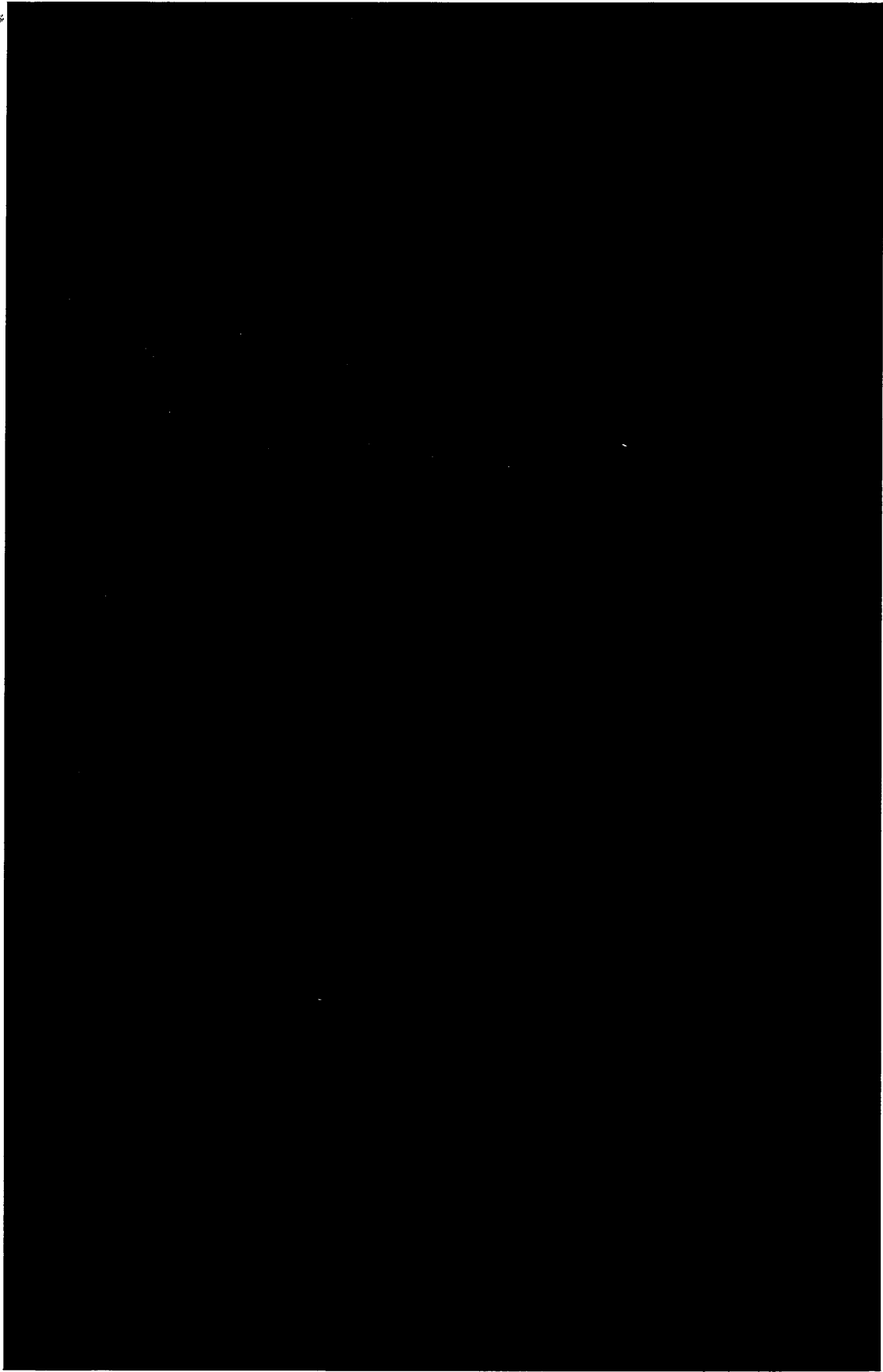
12/07/20内調内検討済み



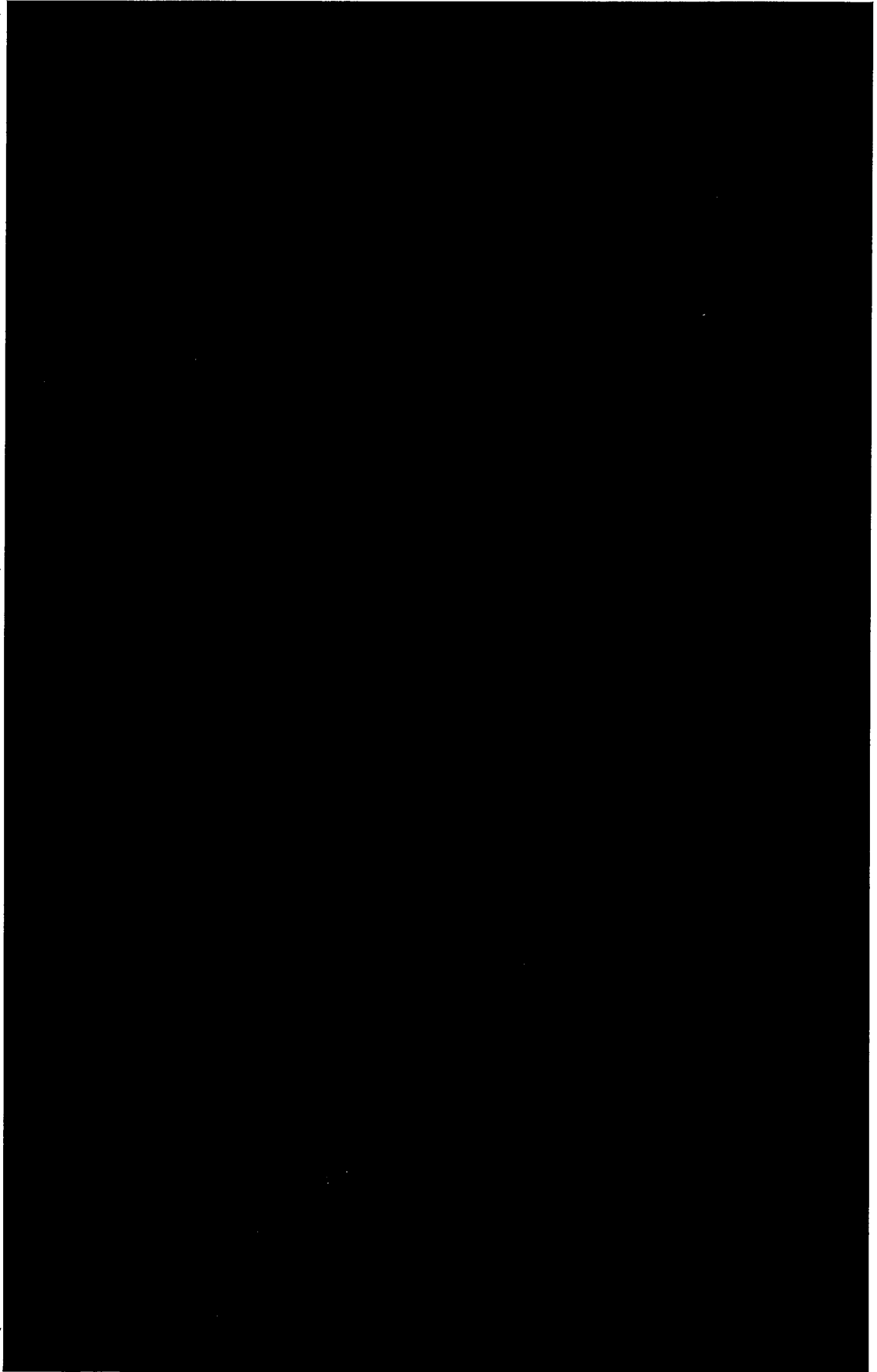
12/07/20内調内検討済み



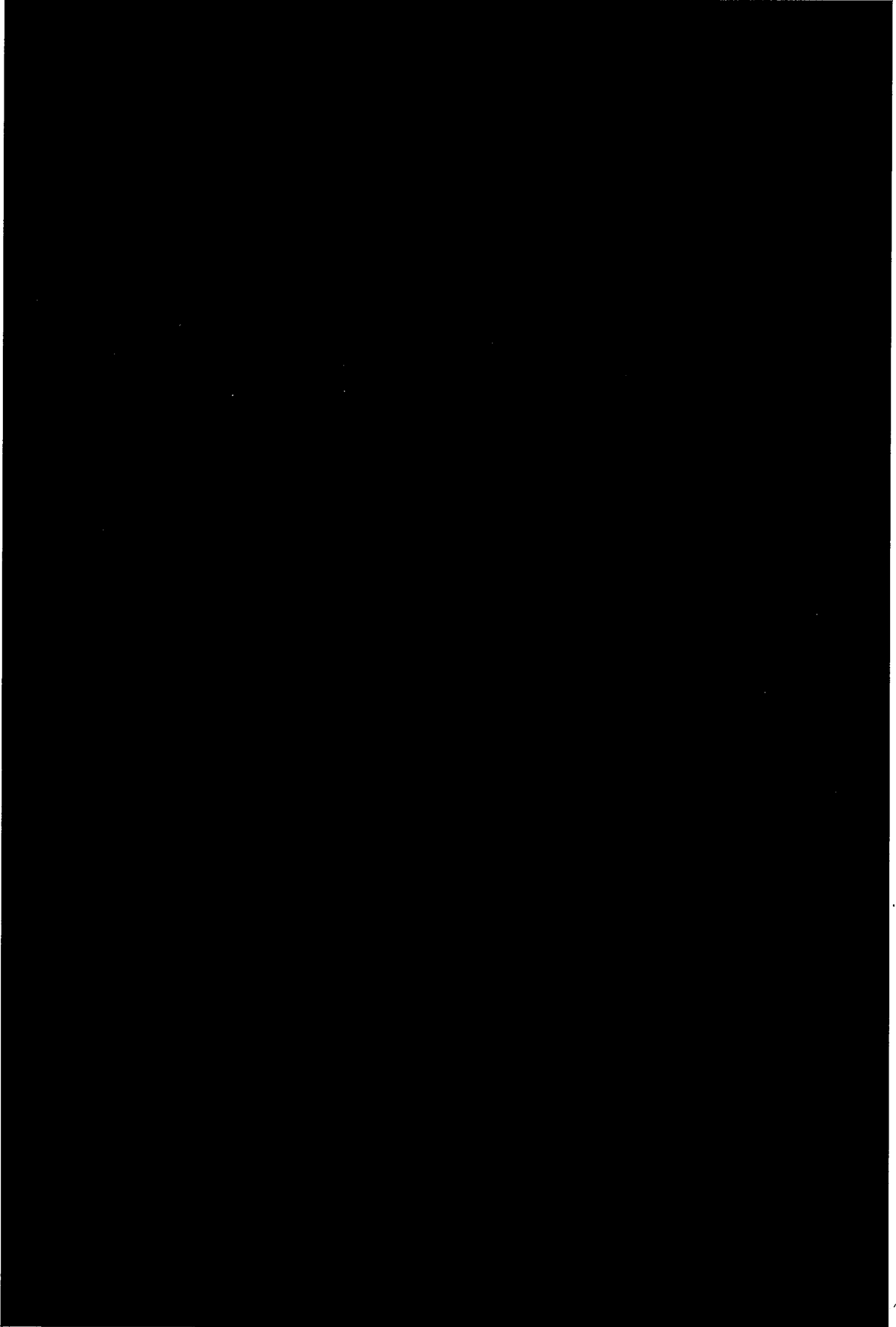
12/07/20内調内検討済み



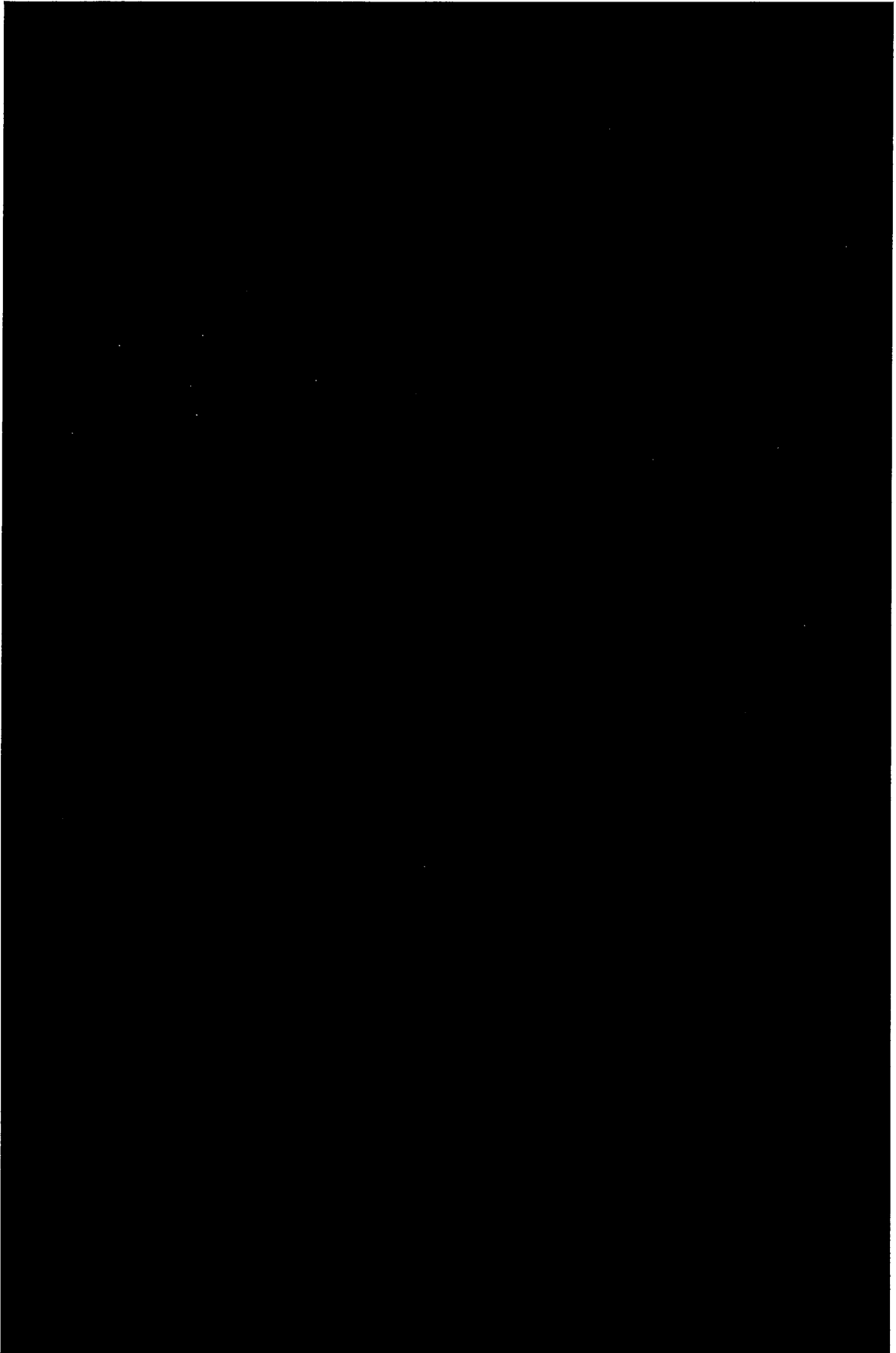
12/07/20内調内検討済み



12/07/20内調内検討済み



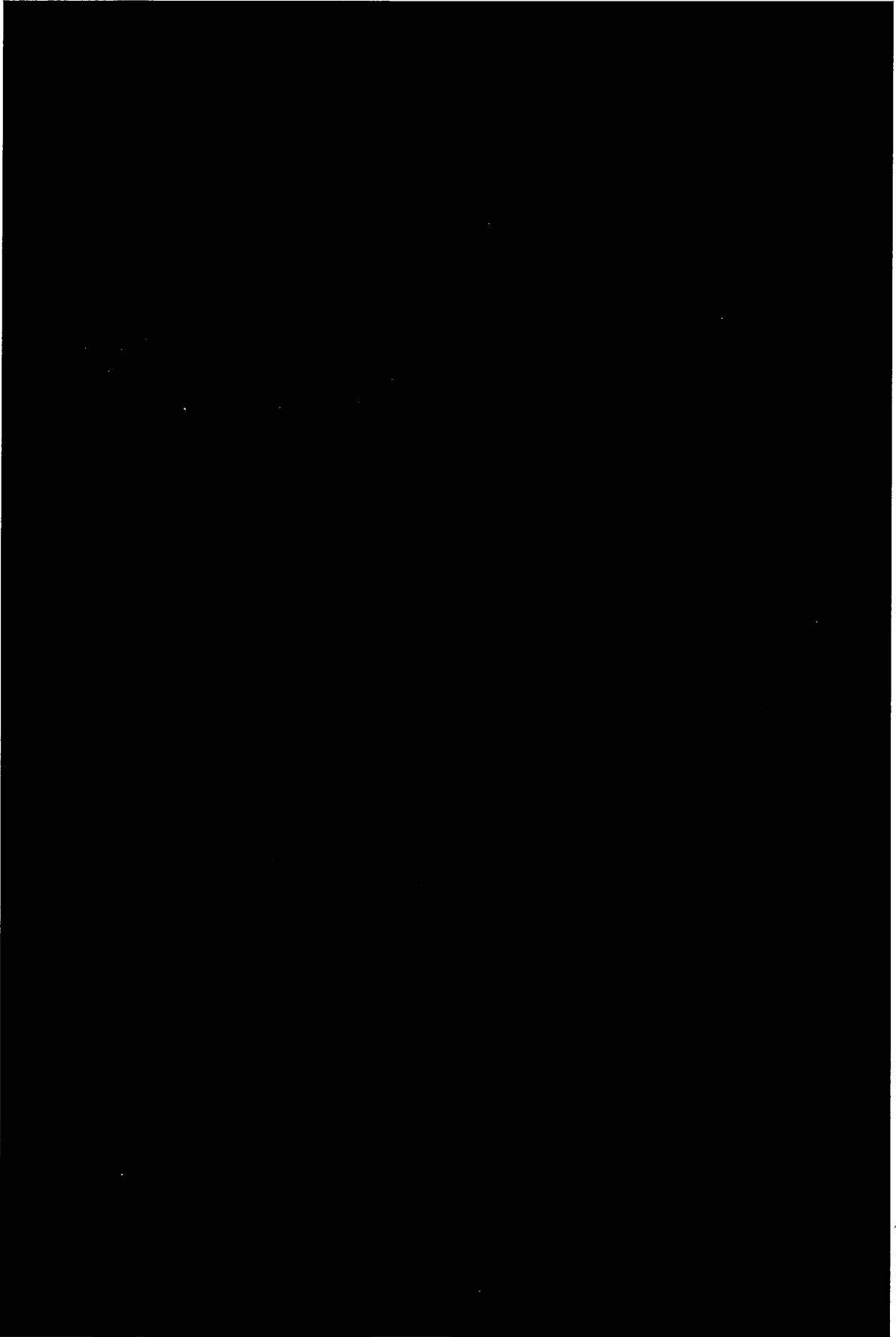
12/07/20内調内検討済み



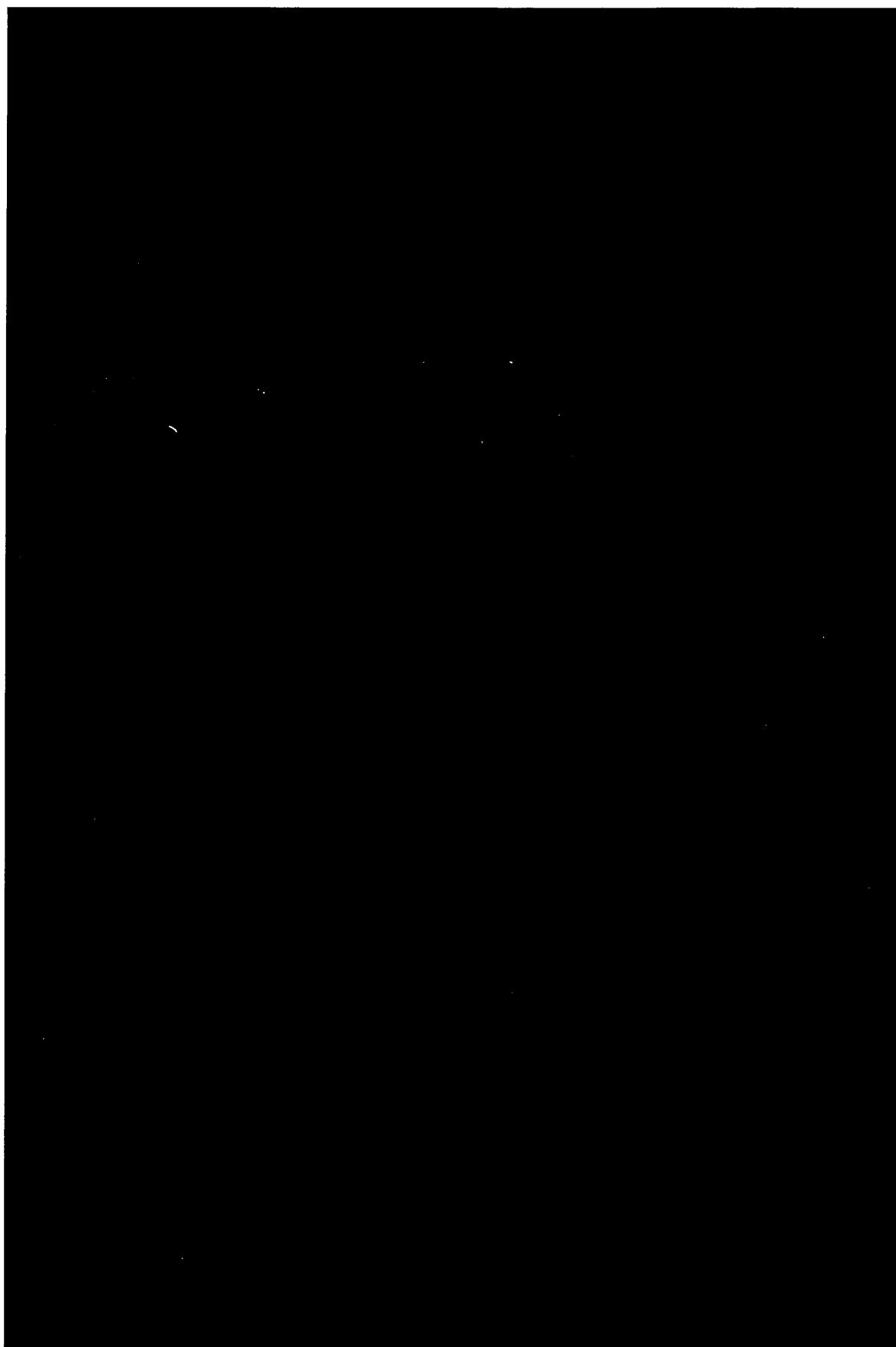
12/07/20内調内検討済み



12/07/20内調内検討済み



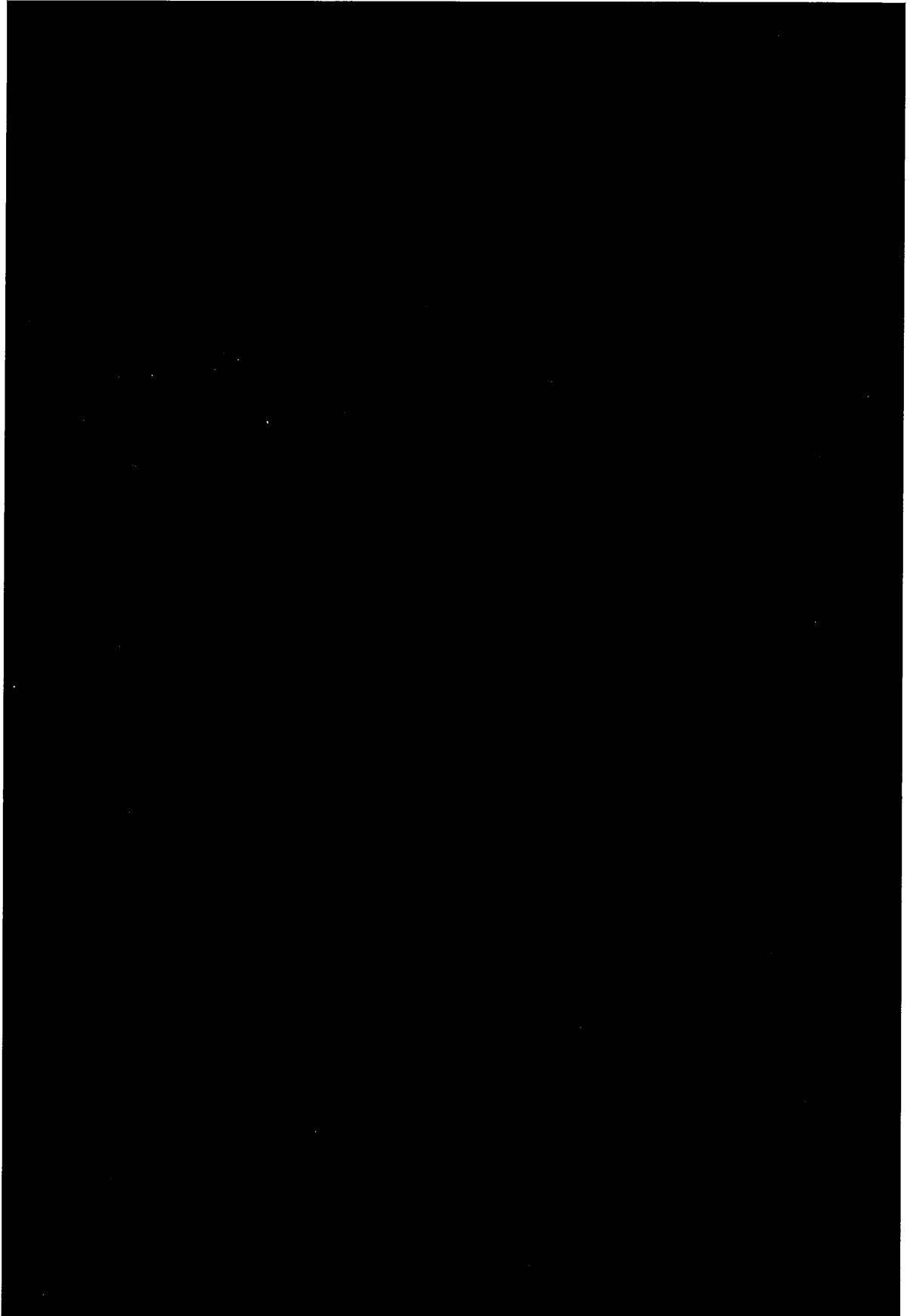
12/07/20内調内検討済み



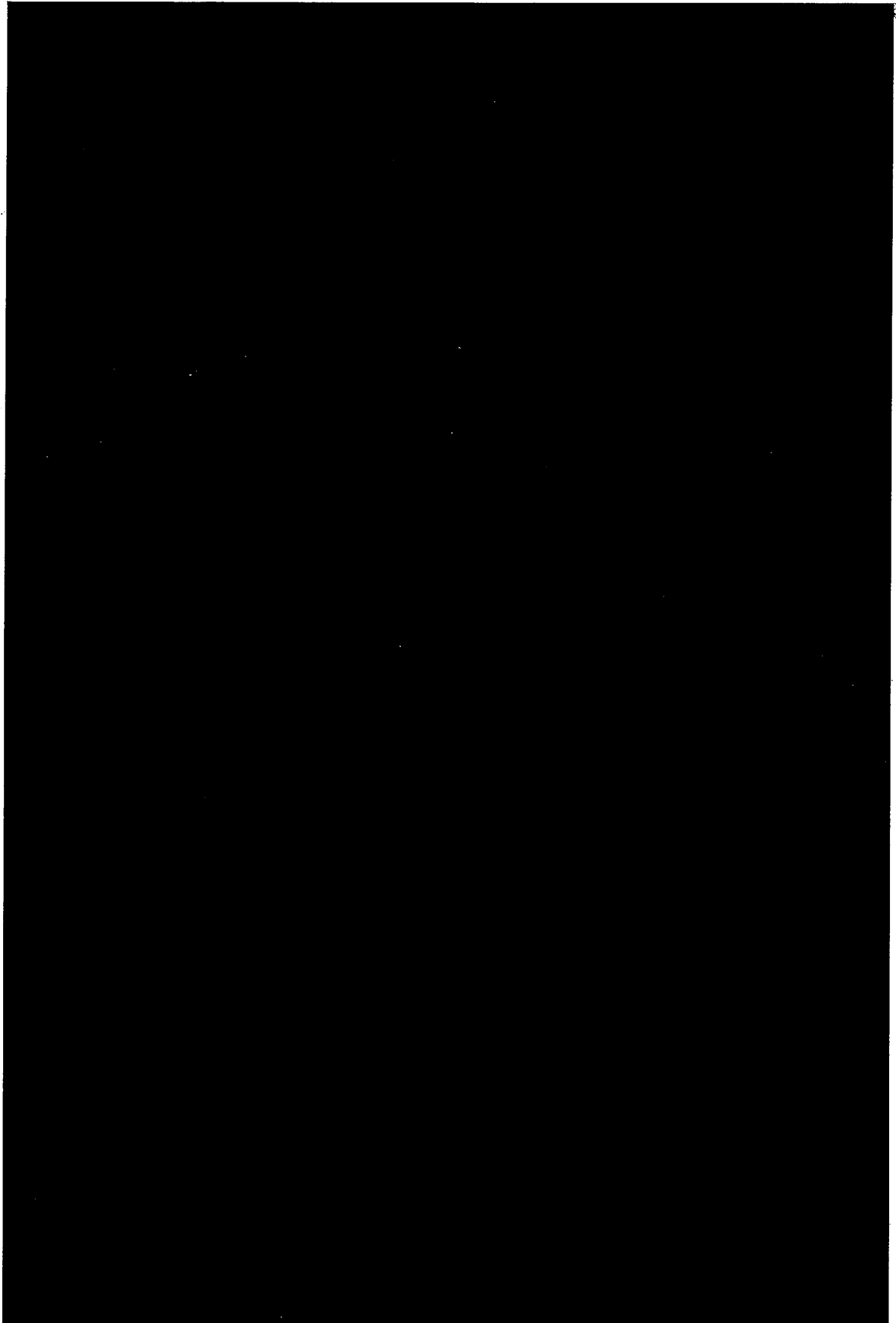
12/07/20内調内検討済み



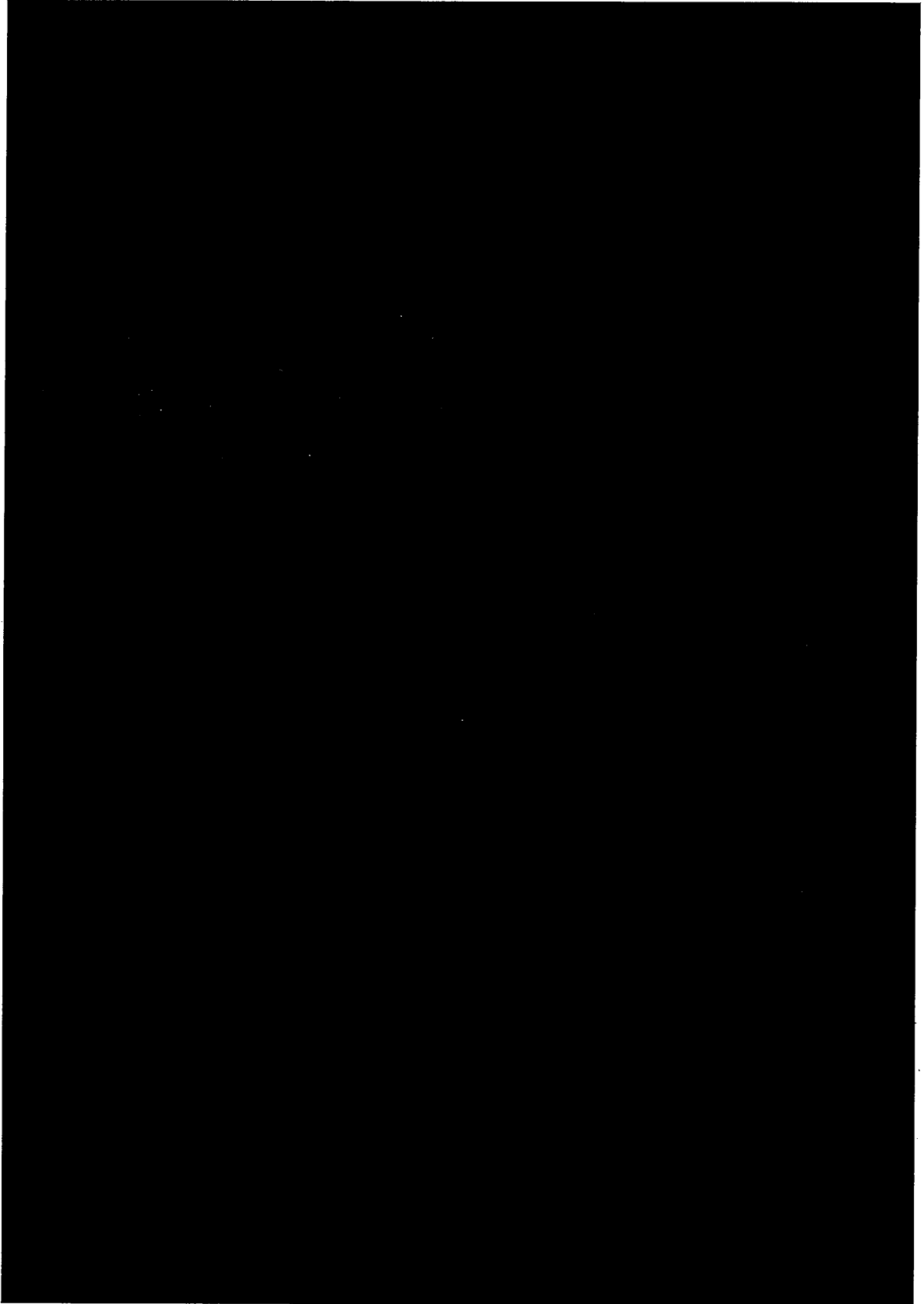
12/07/20内調内検討済み



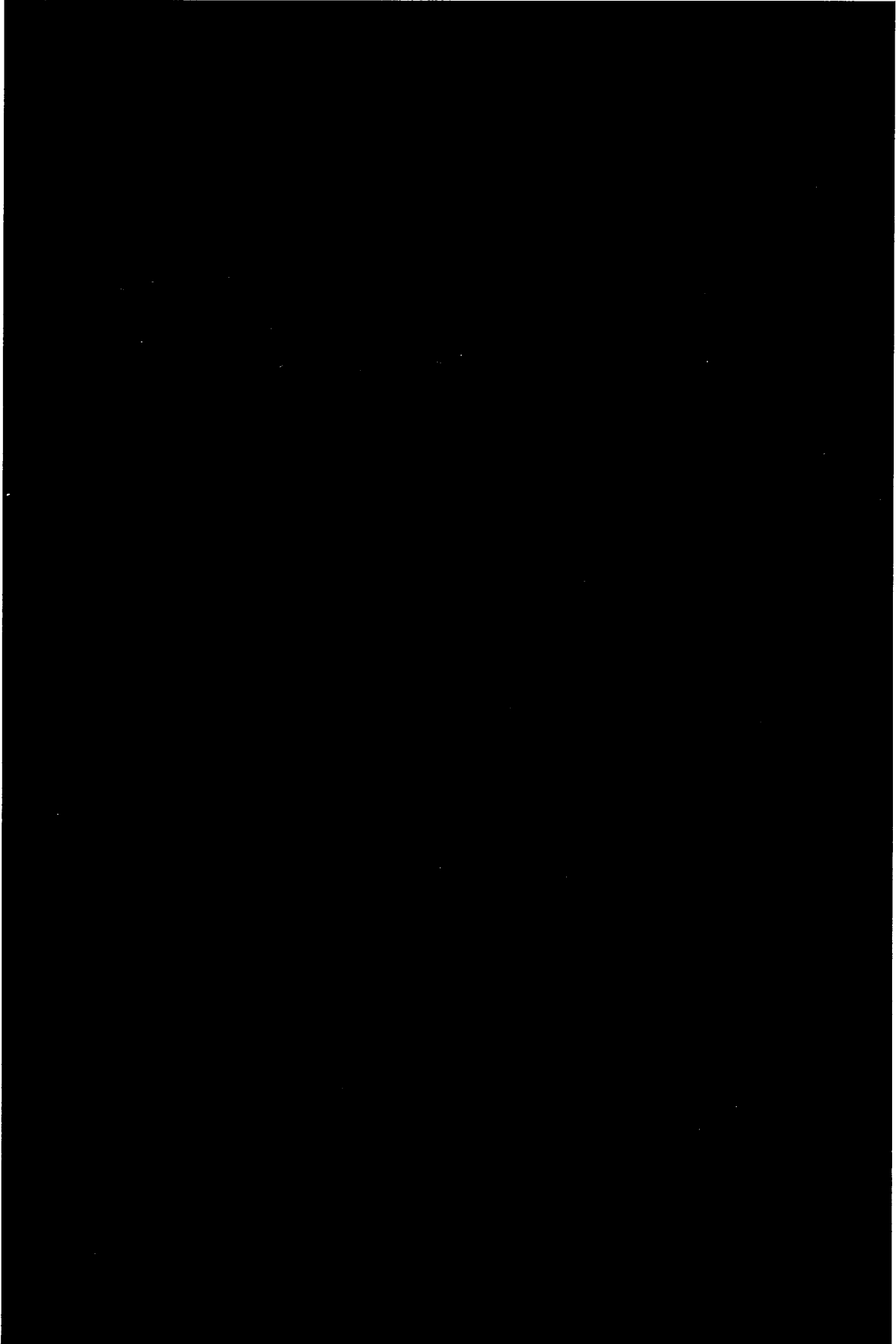
12/07/20内調内検討済み



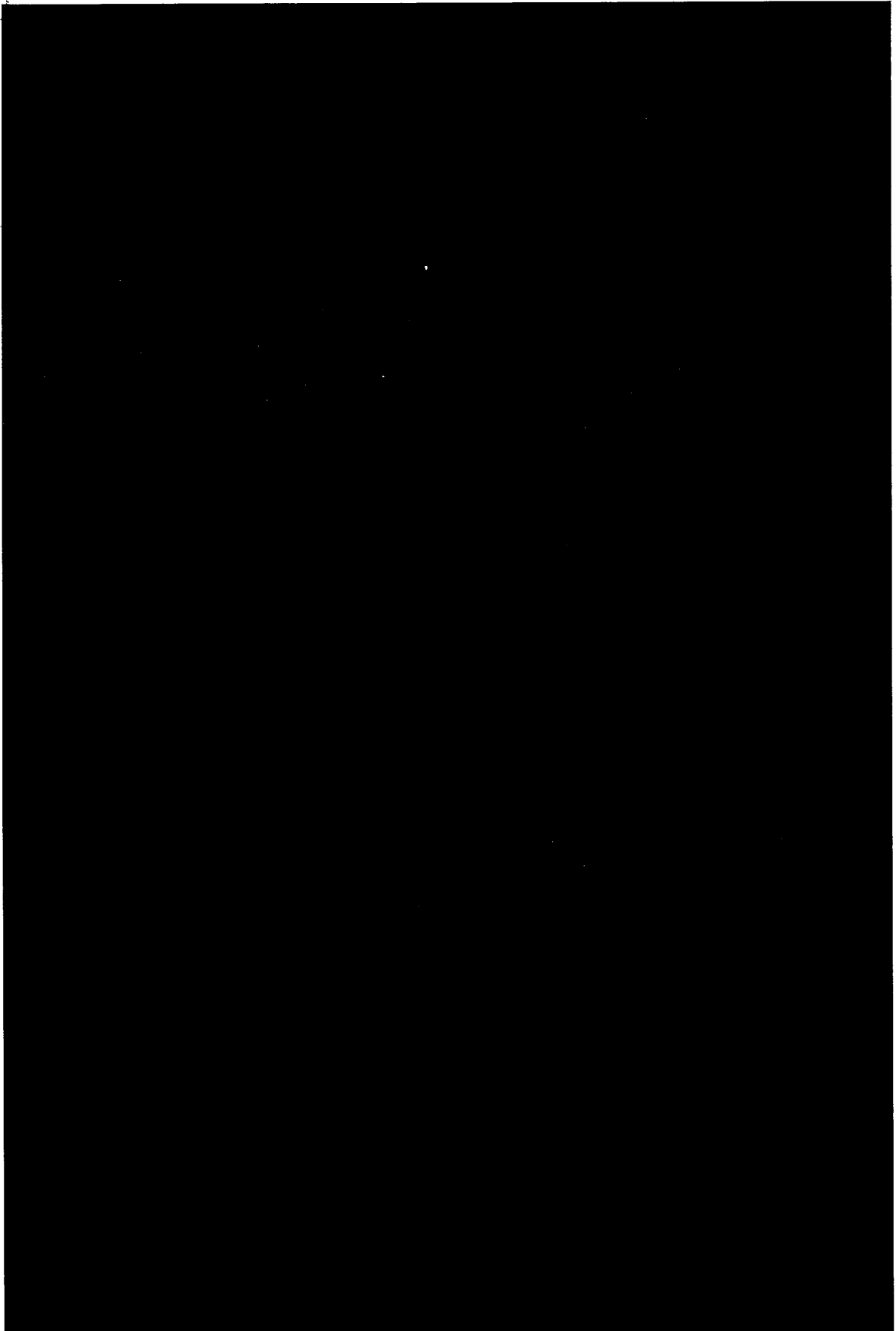
12/07/20内調内検討済み



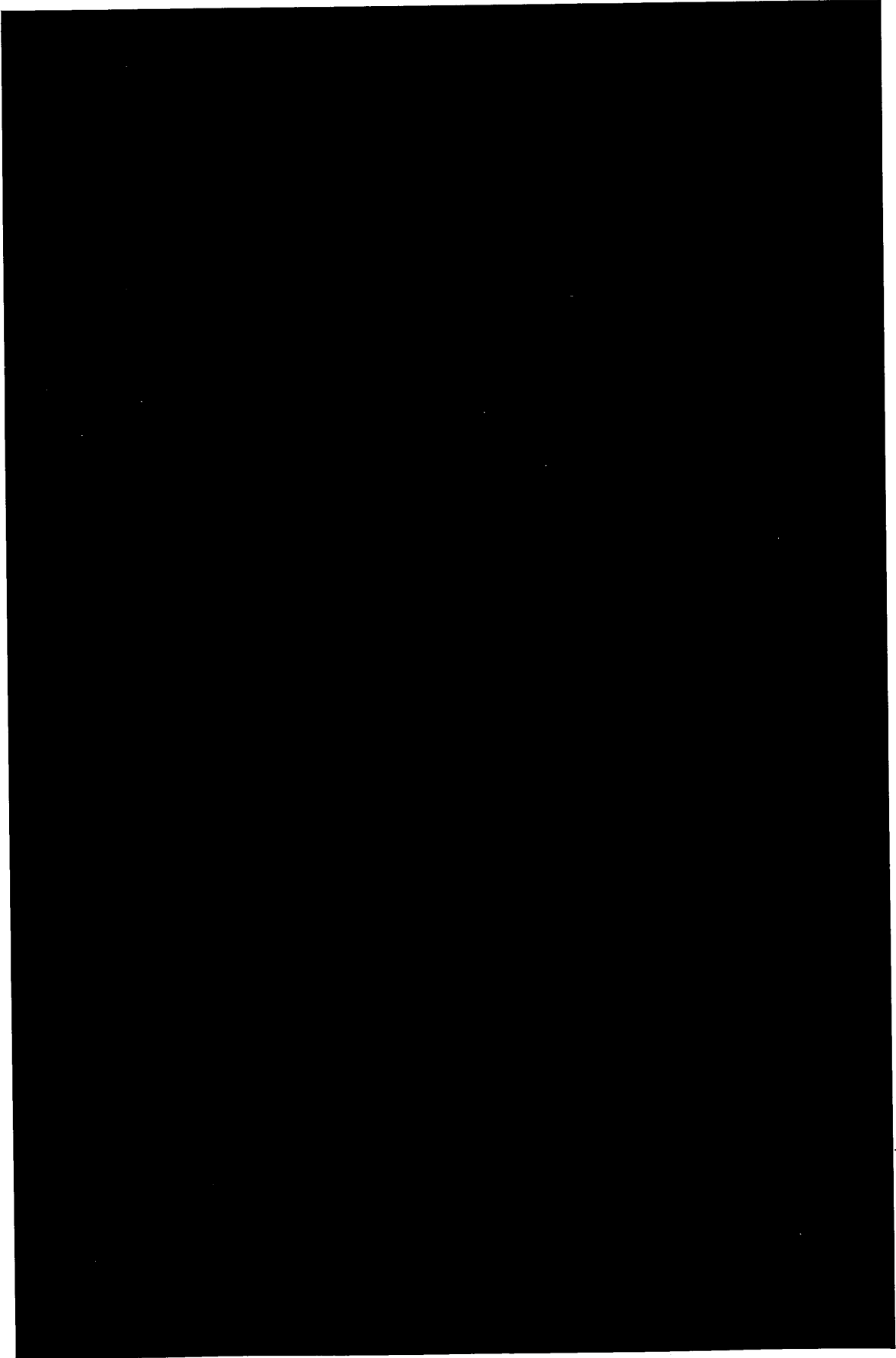
12/07/20内調内検討済み



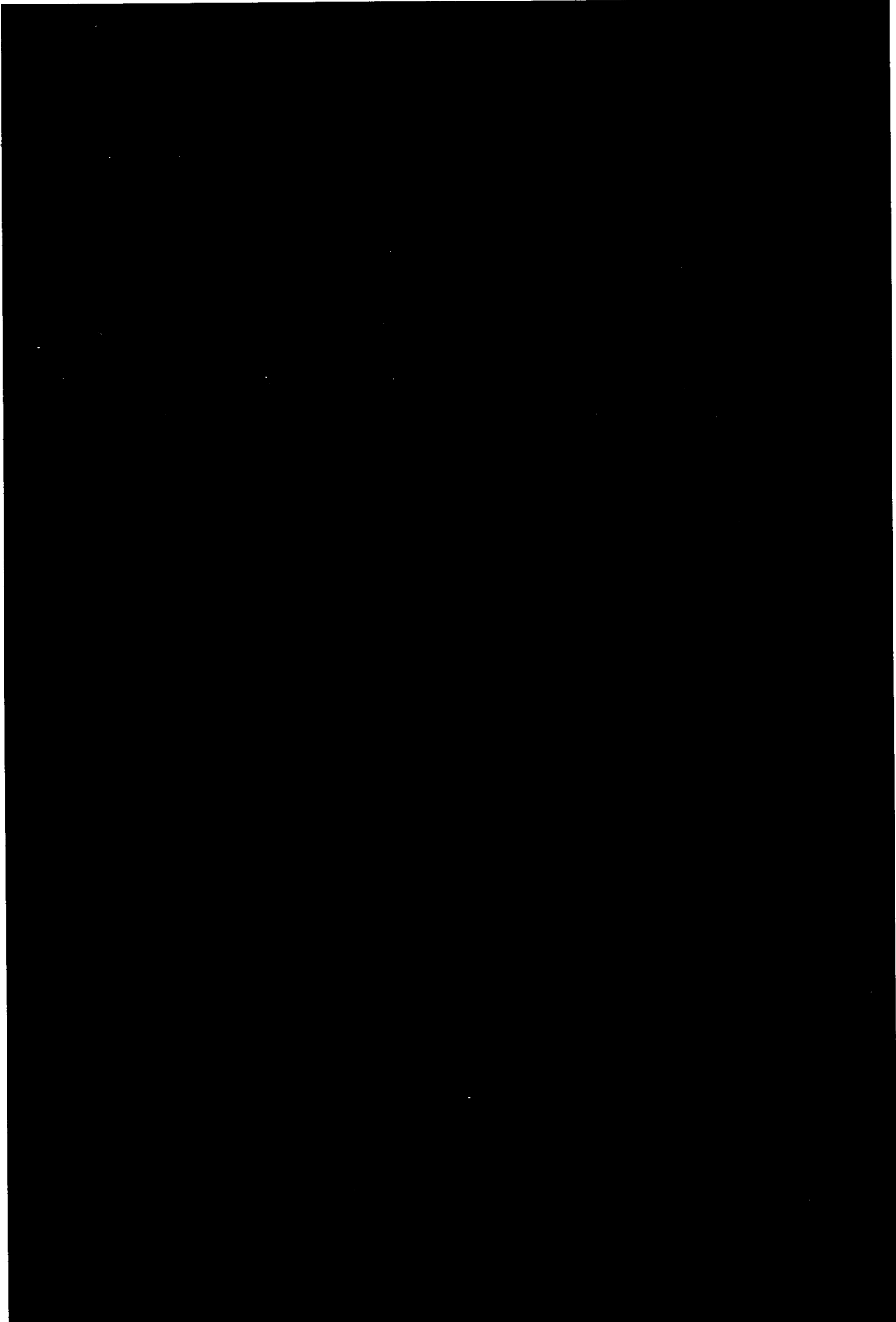
12/07/20内調内検討済み



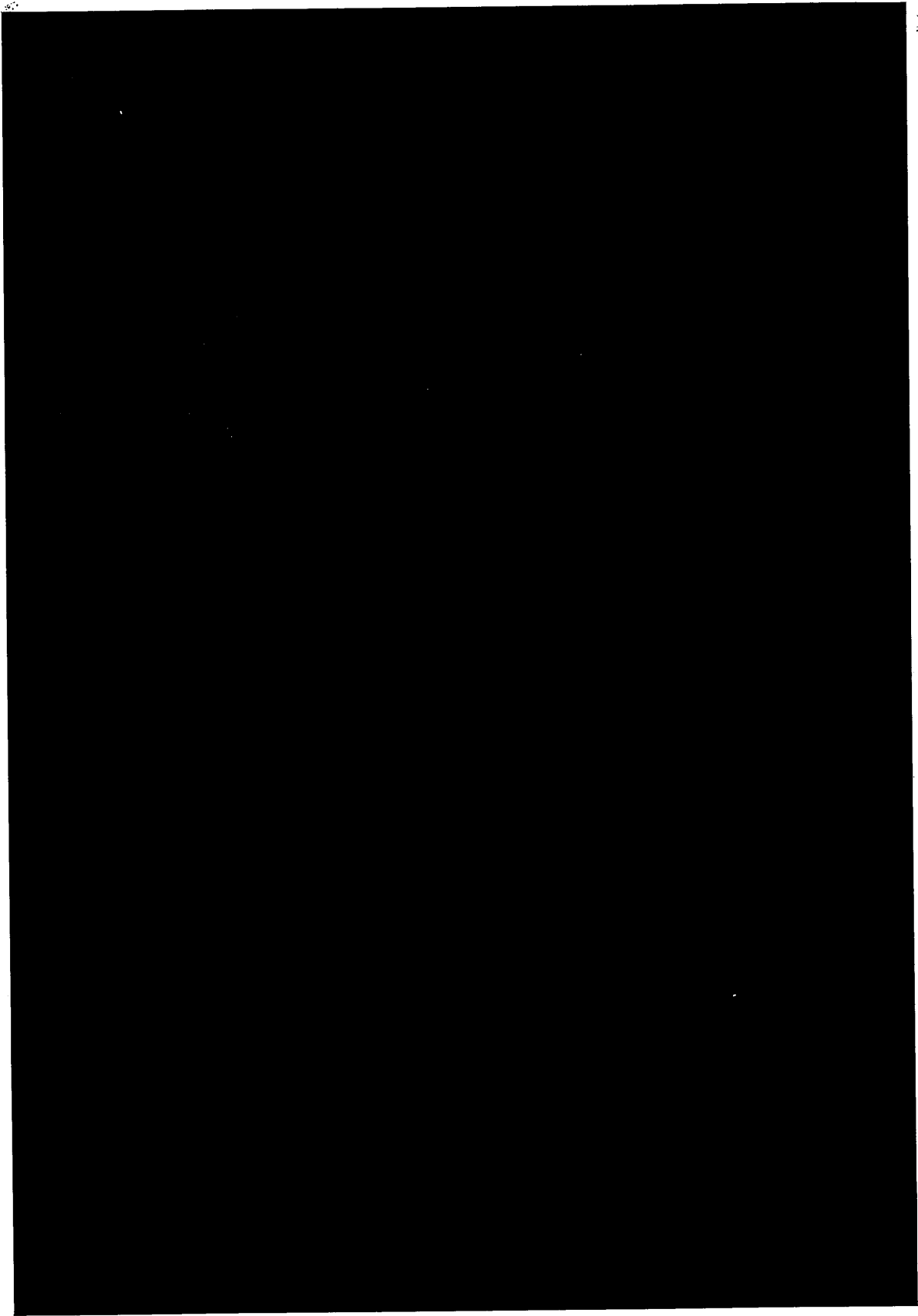
12/07/20内調内検討済み



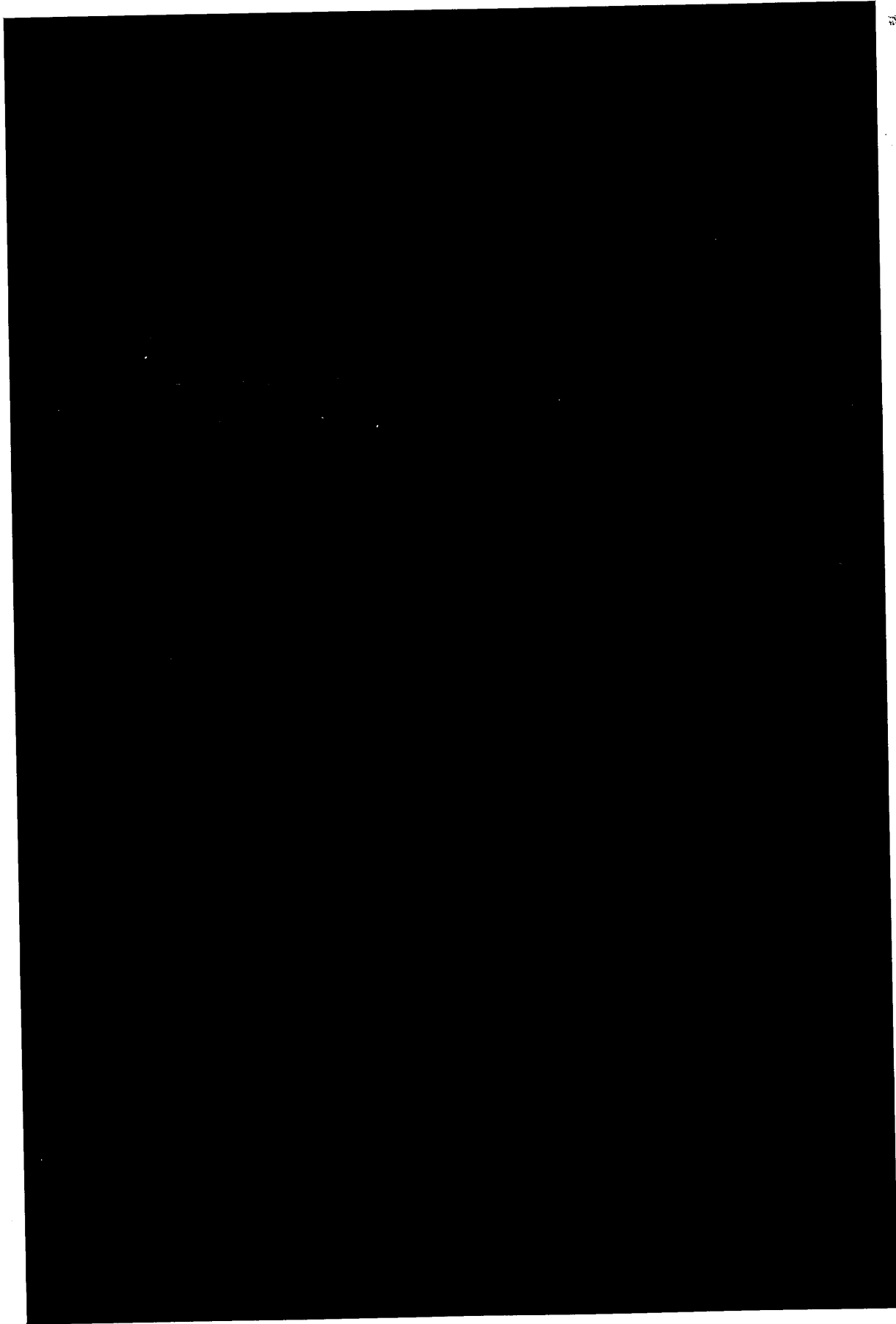
12/07/20内調内検討済み



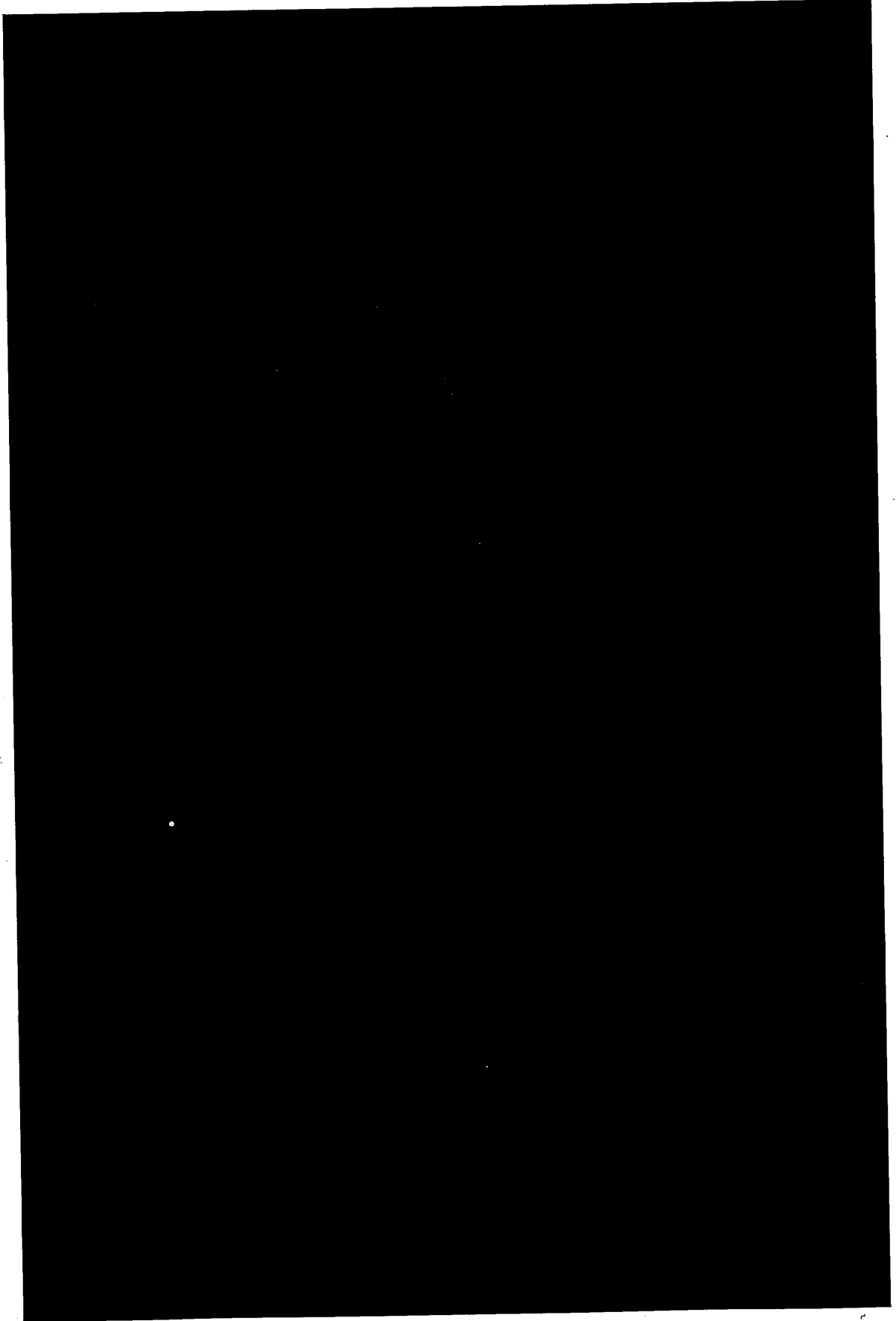
12/07/20内調内検討済み



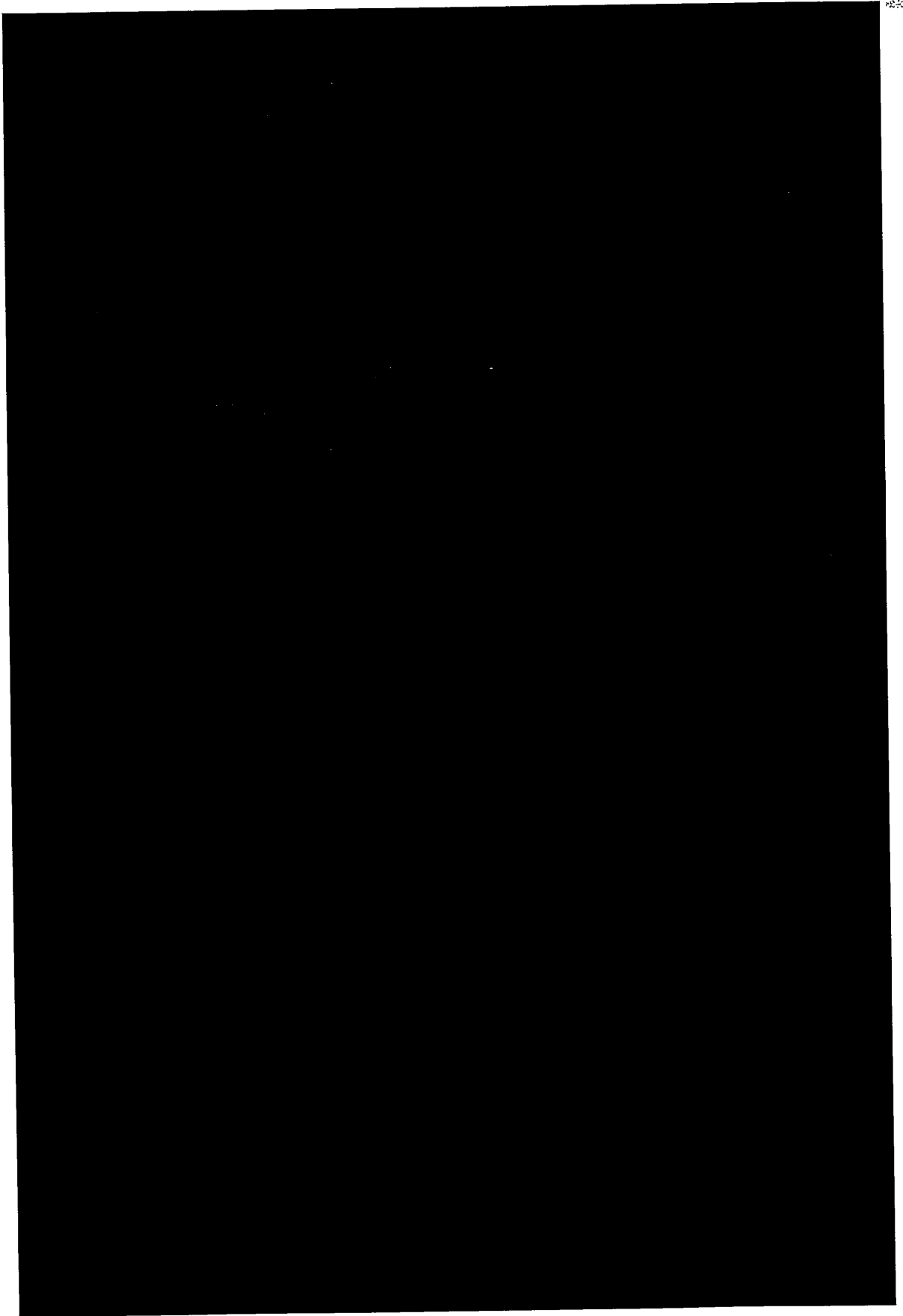
12/07/20内調内検討済み



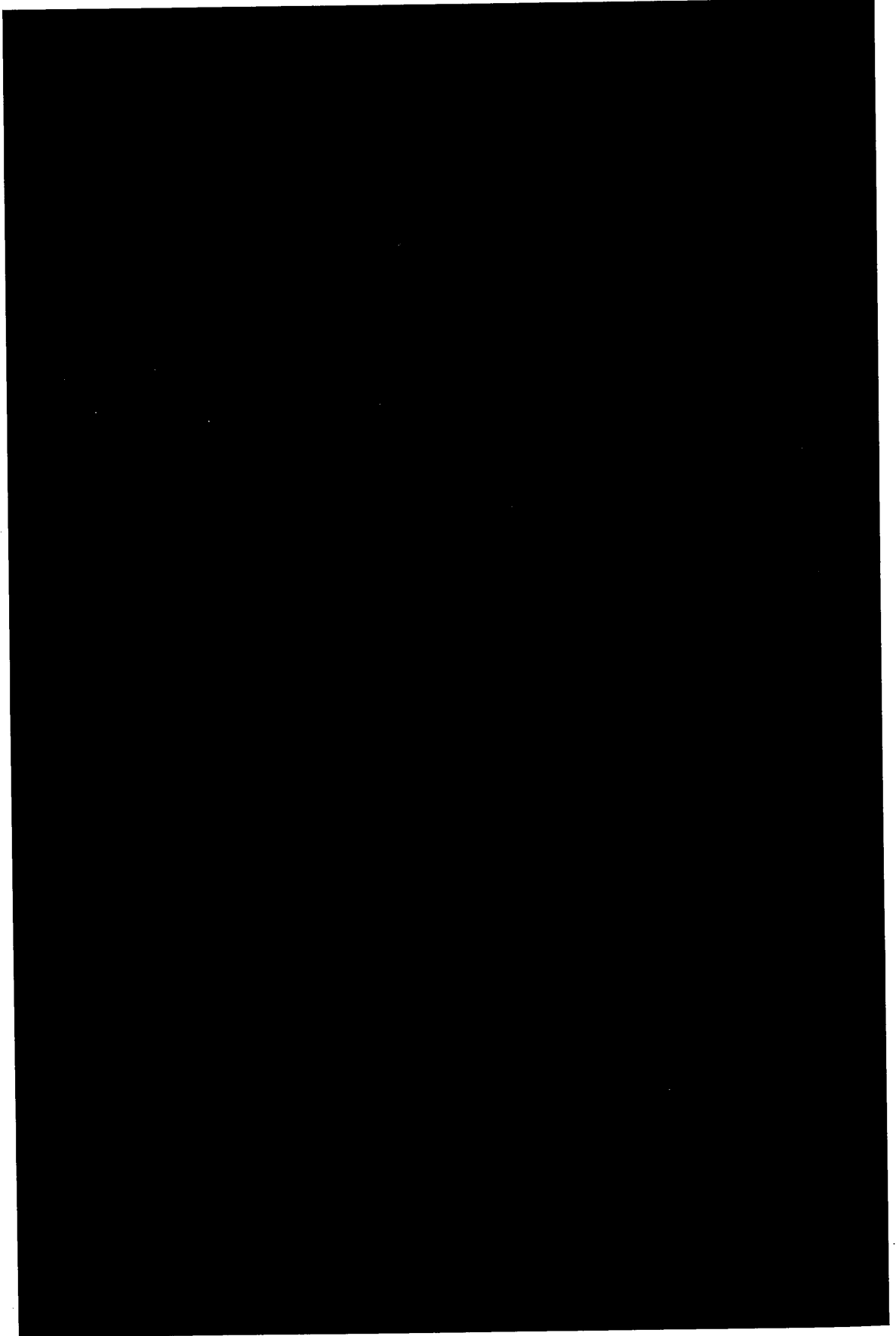
12/07/20内調内検討済み



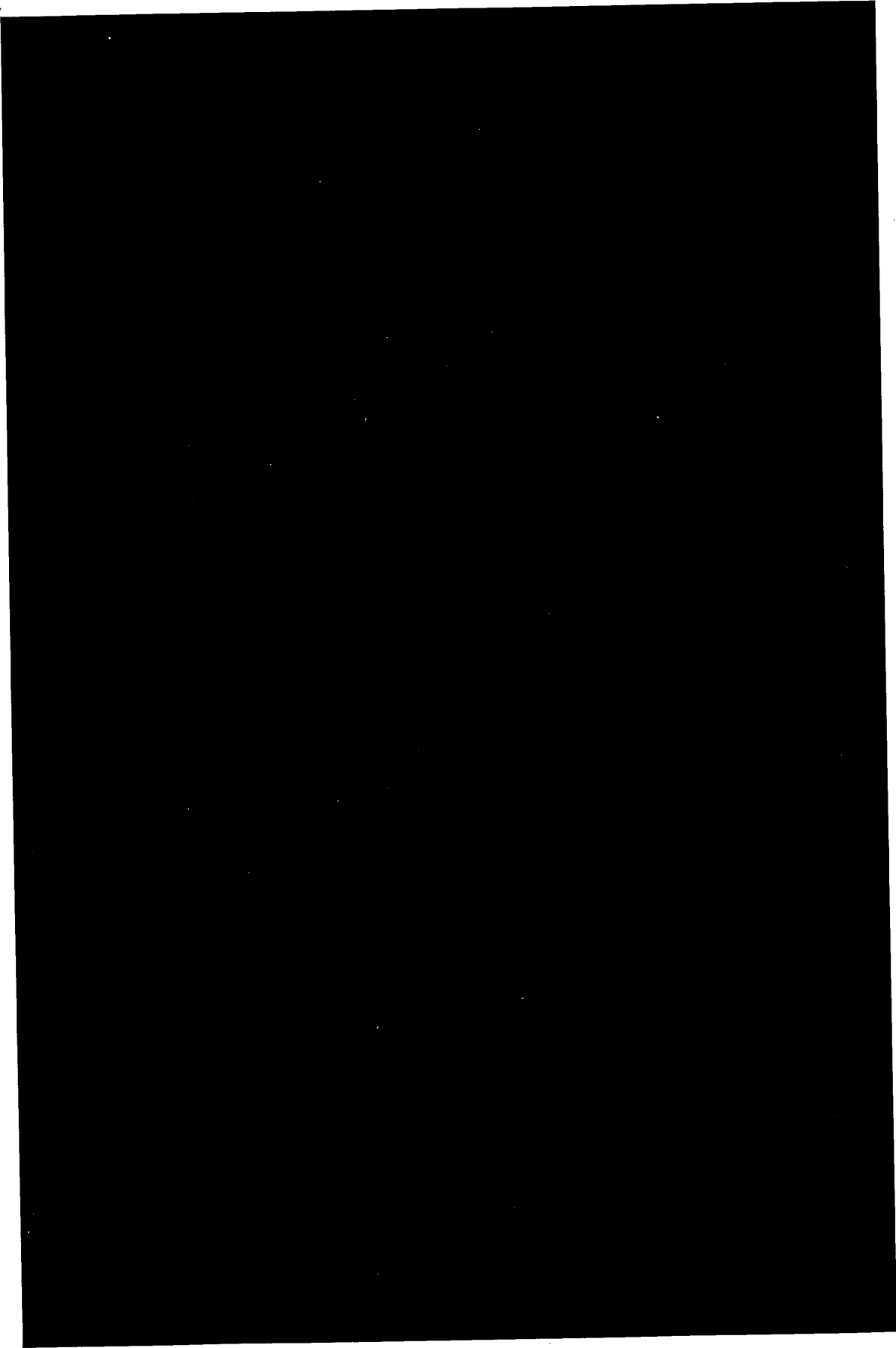
12/07/20内調内検討済み



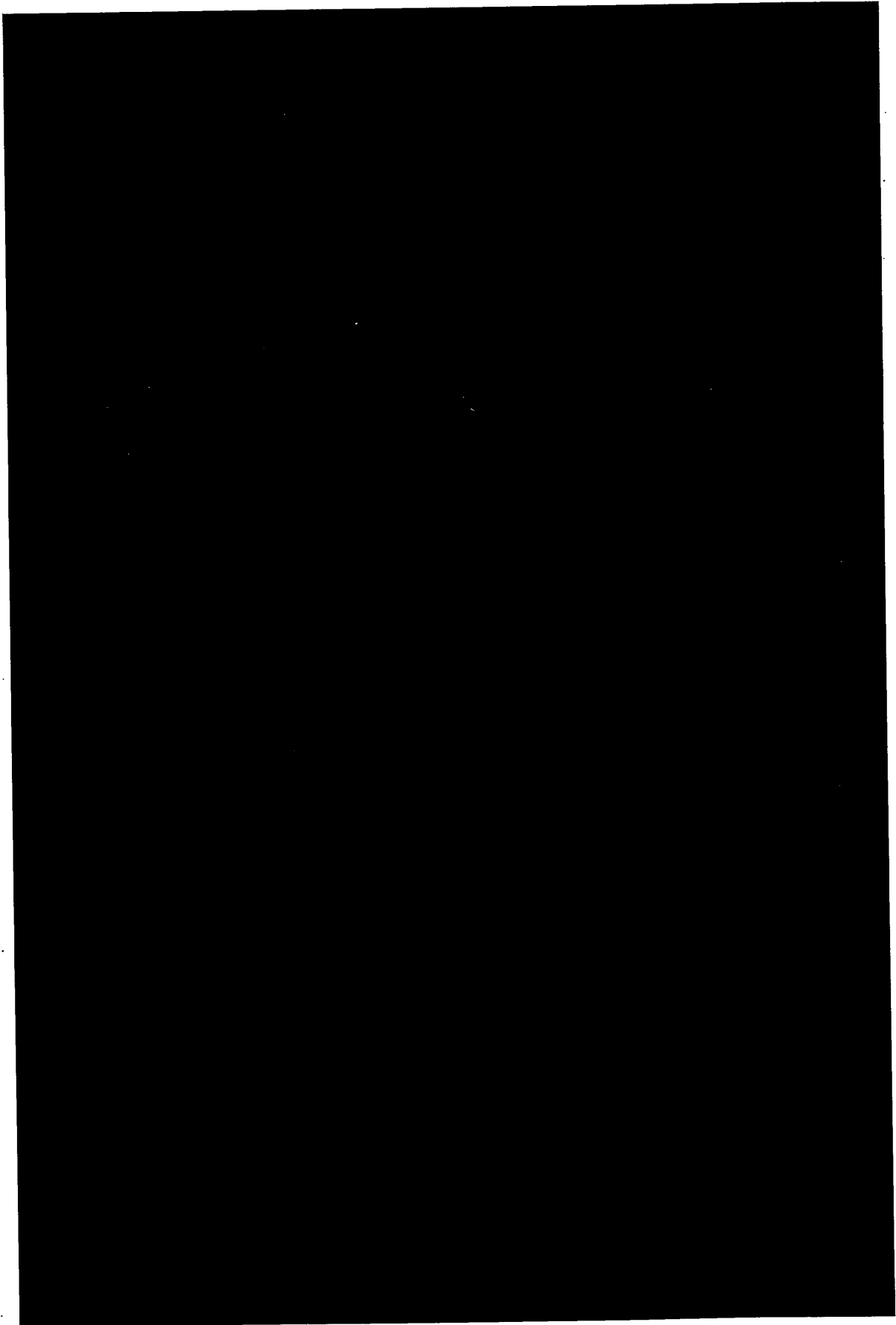
12/07/20内調内検討済み



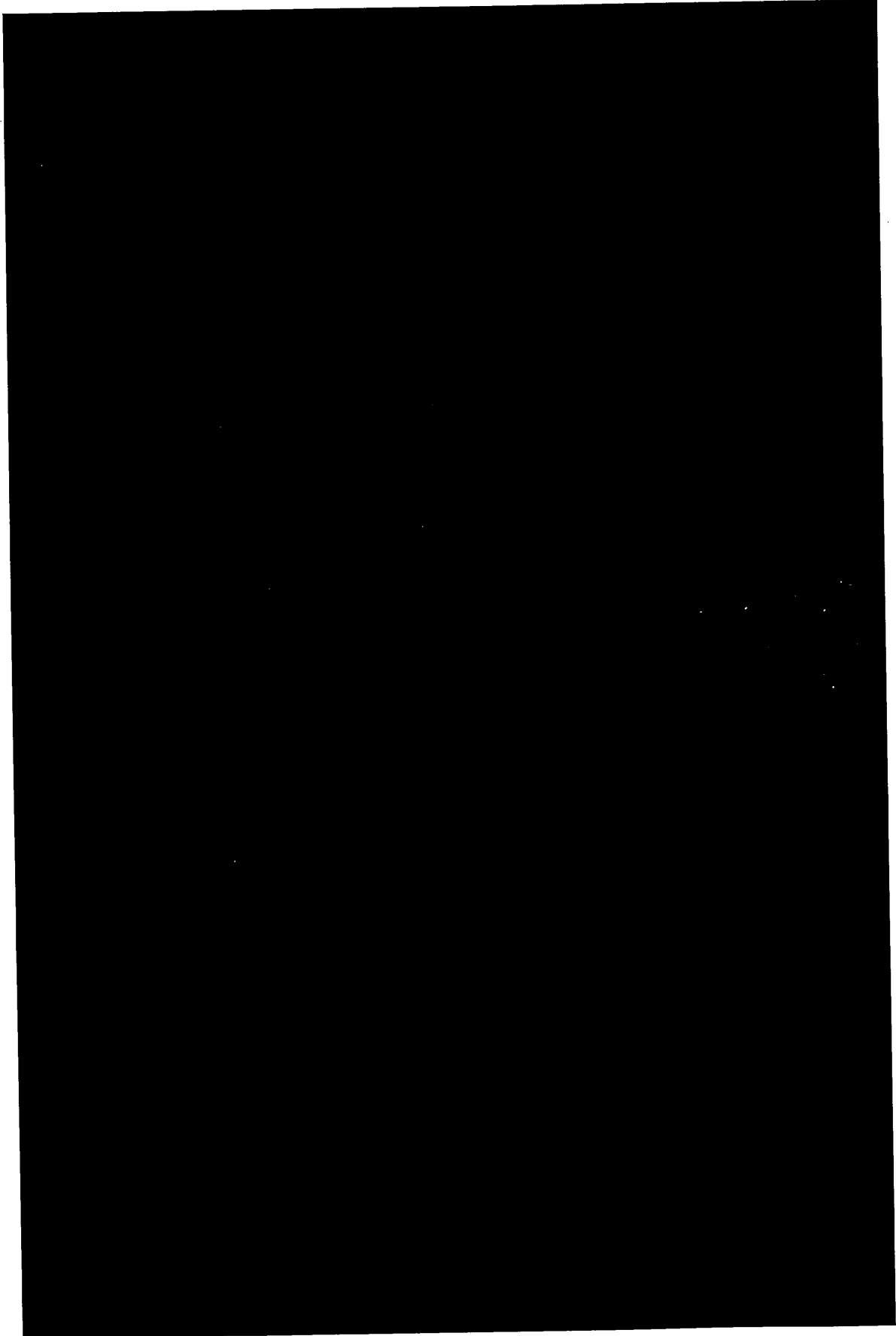
12/07/20内調内検討済み



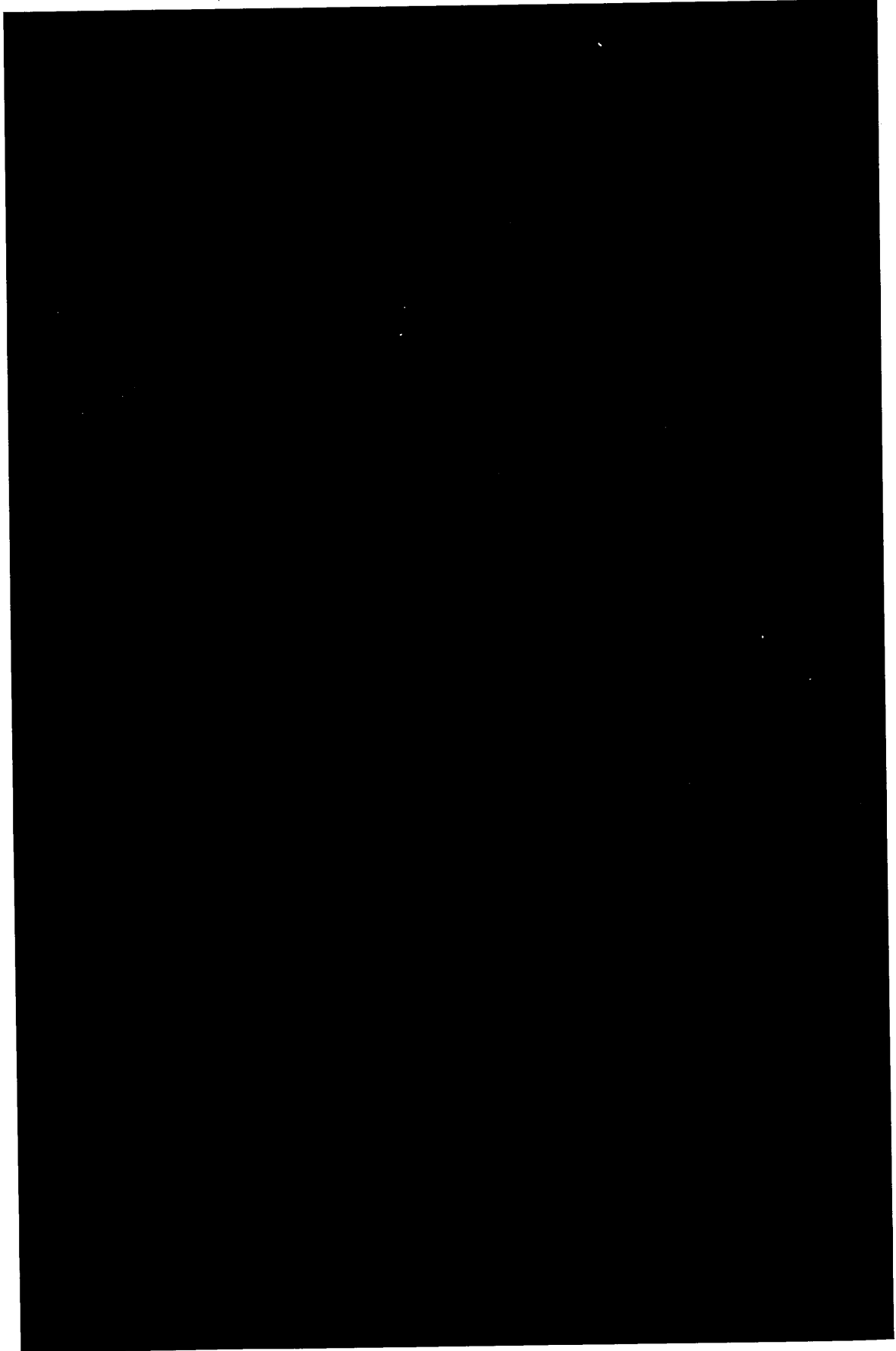
12/07/20内調内検討済み



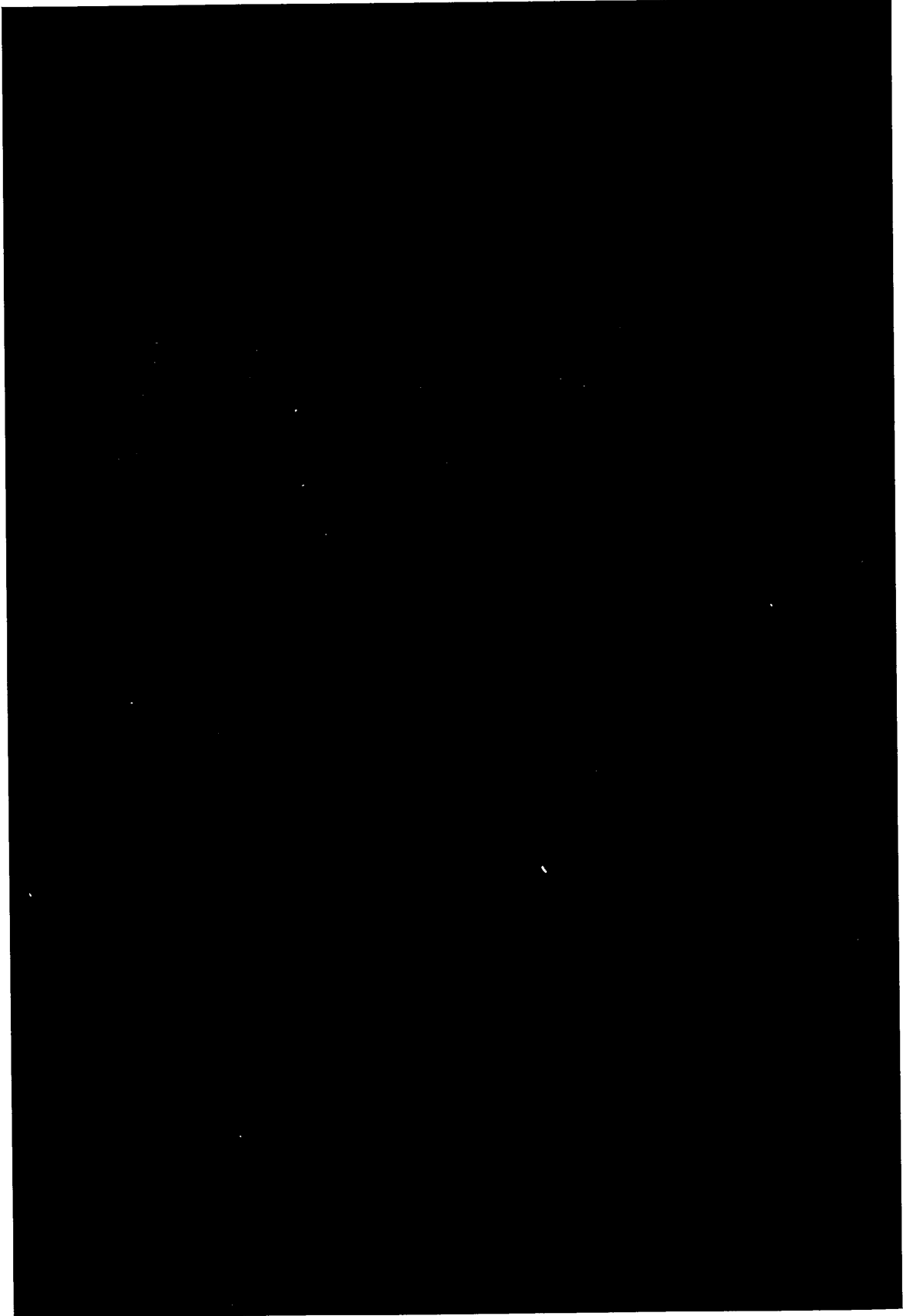
12/07/20内調内検討済み

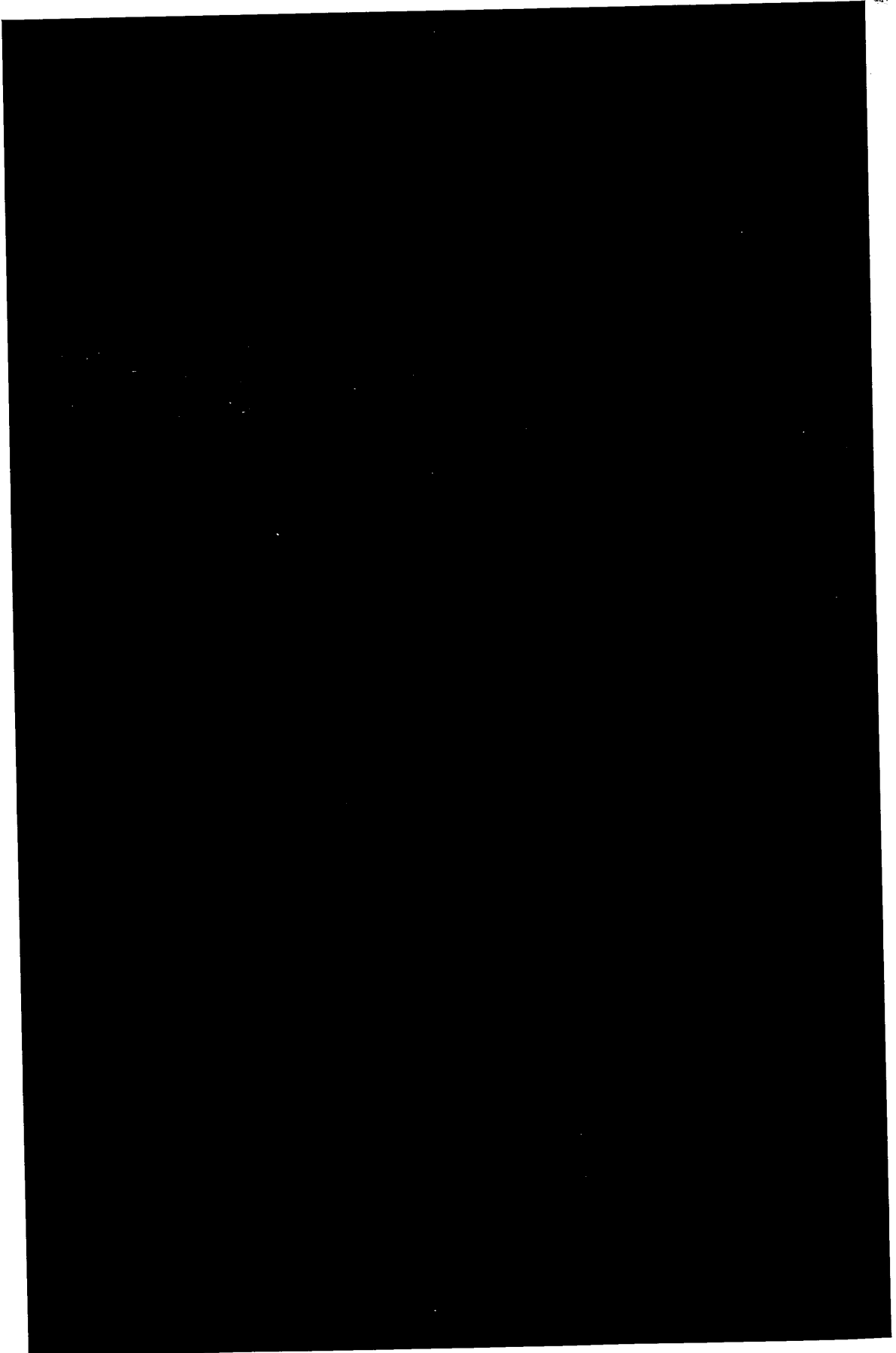


12/07/20内調内検討済み



12/07/20内調内検討済み

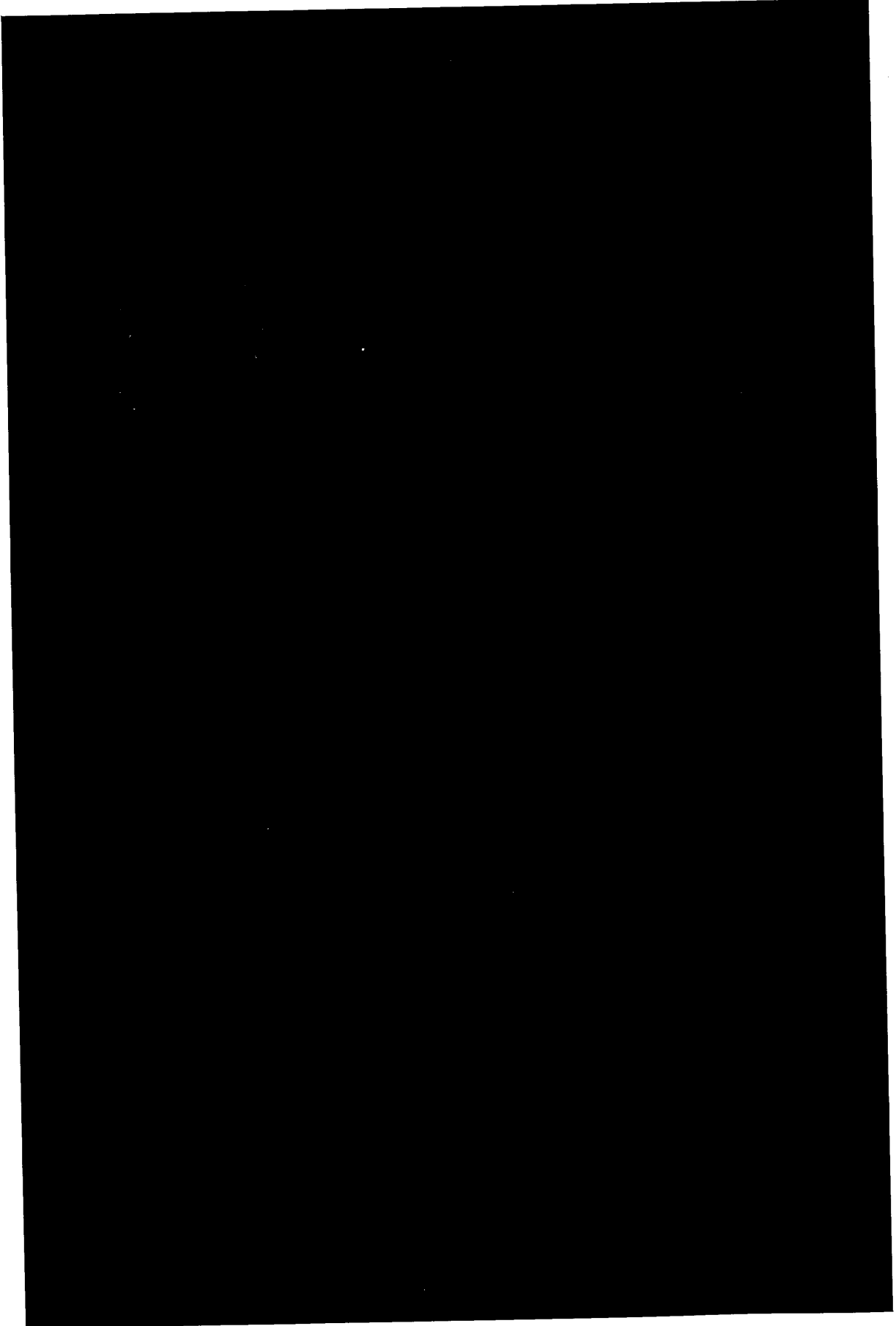




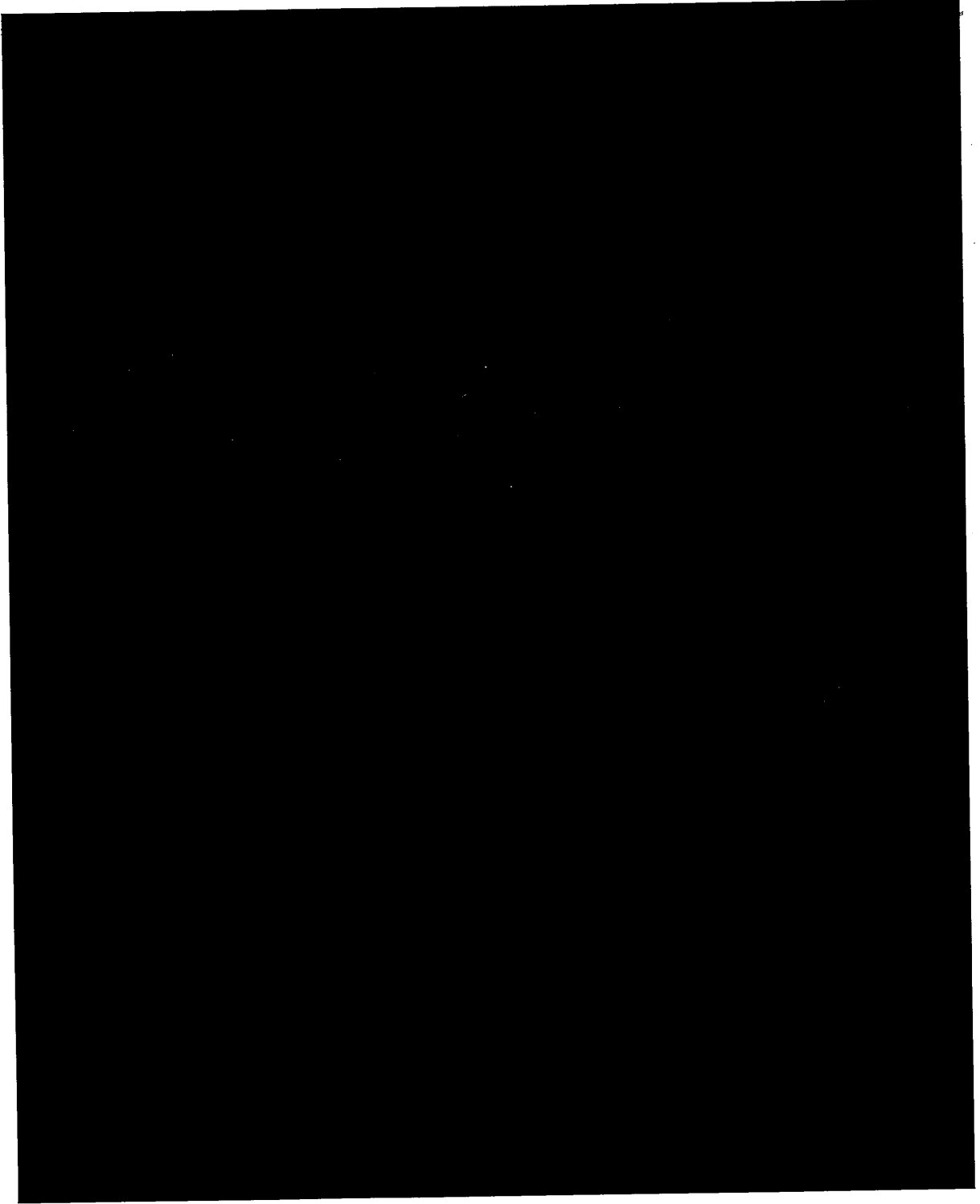
12/07/20内調内検討済み



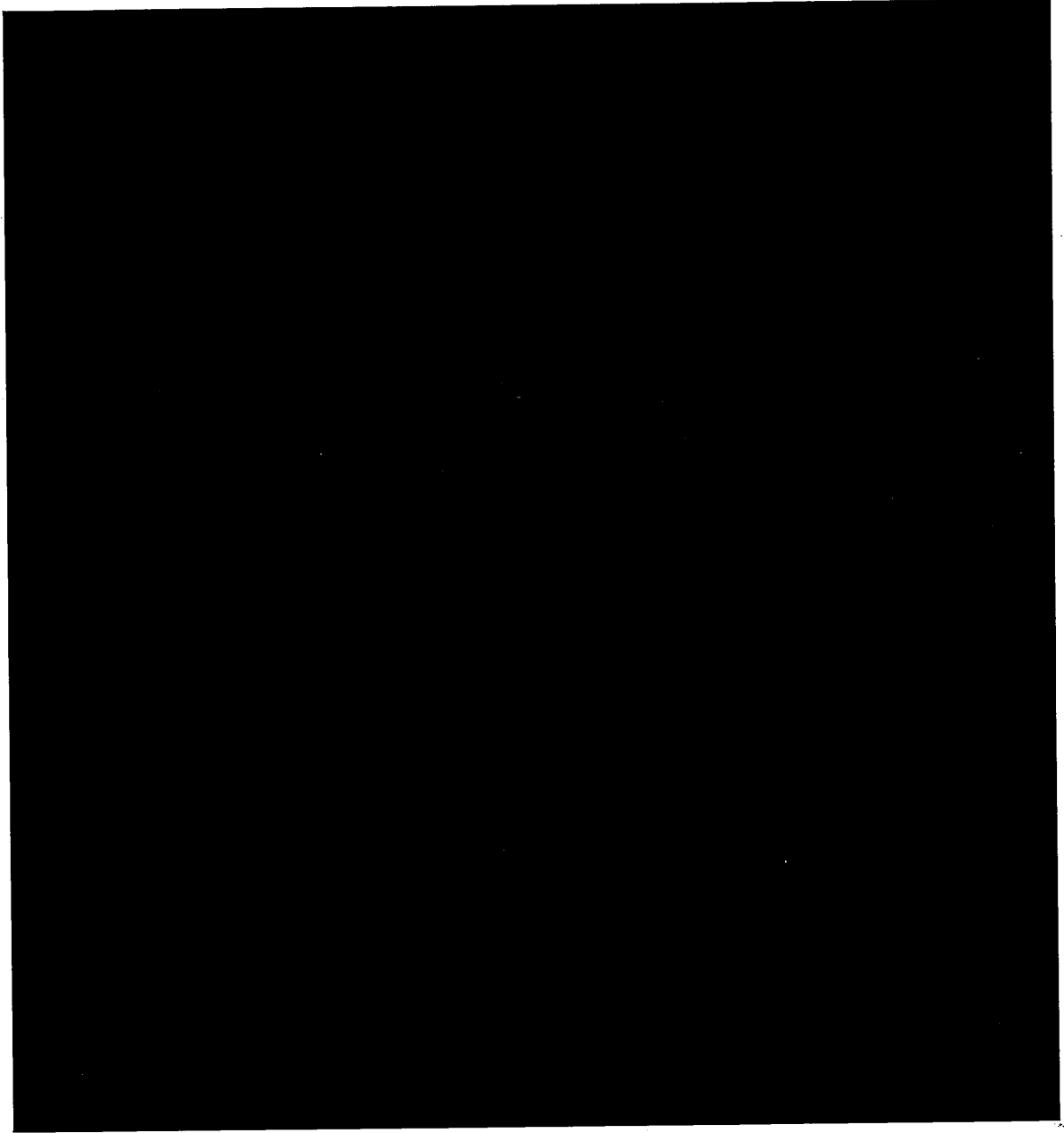
12/07/20内調内検討済み



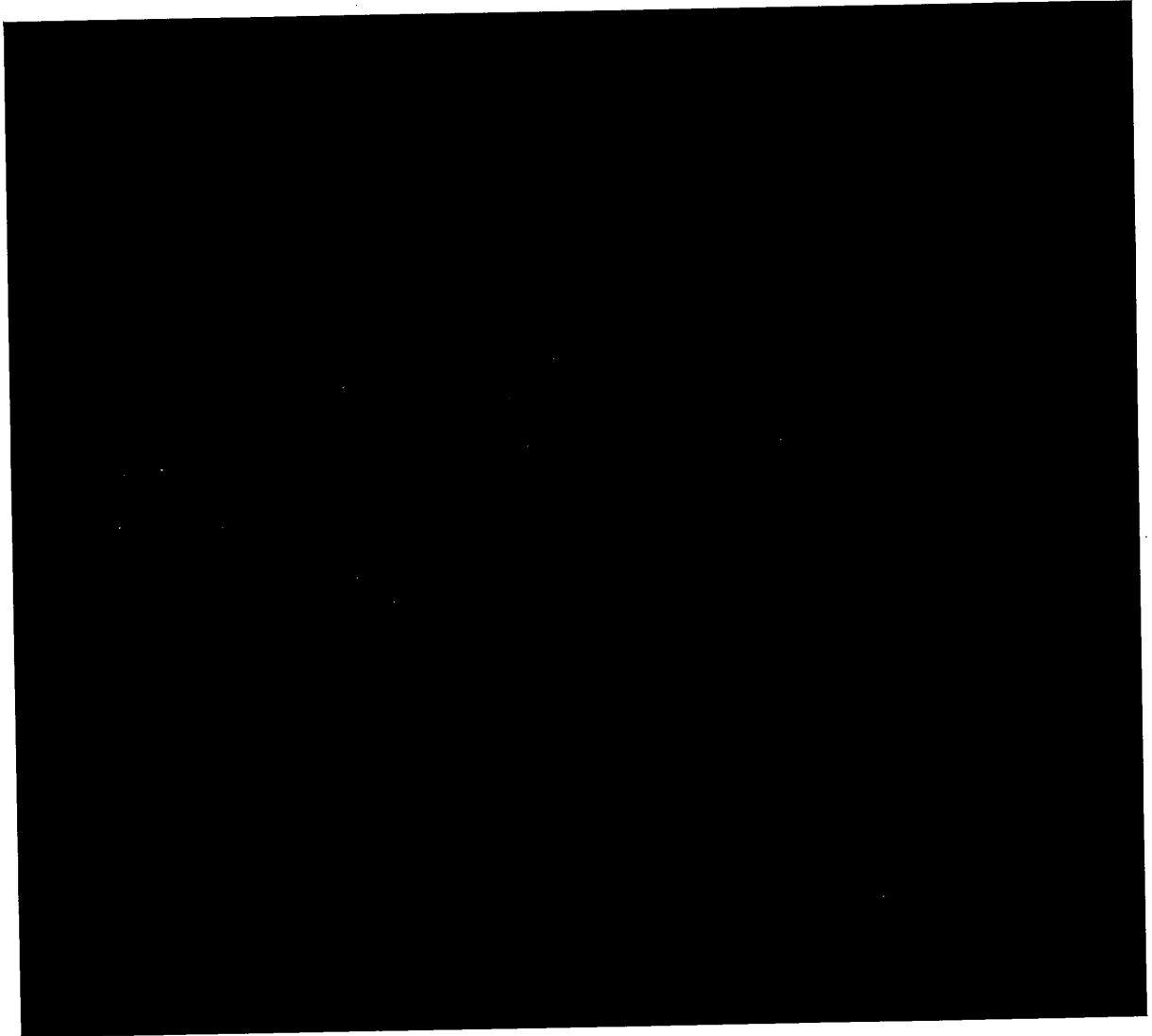
12/07/20内調内検討済み



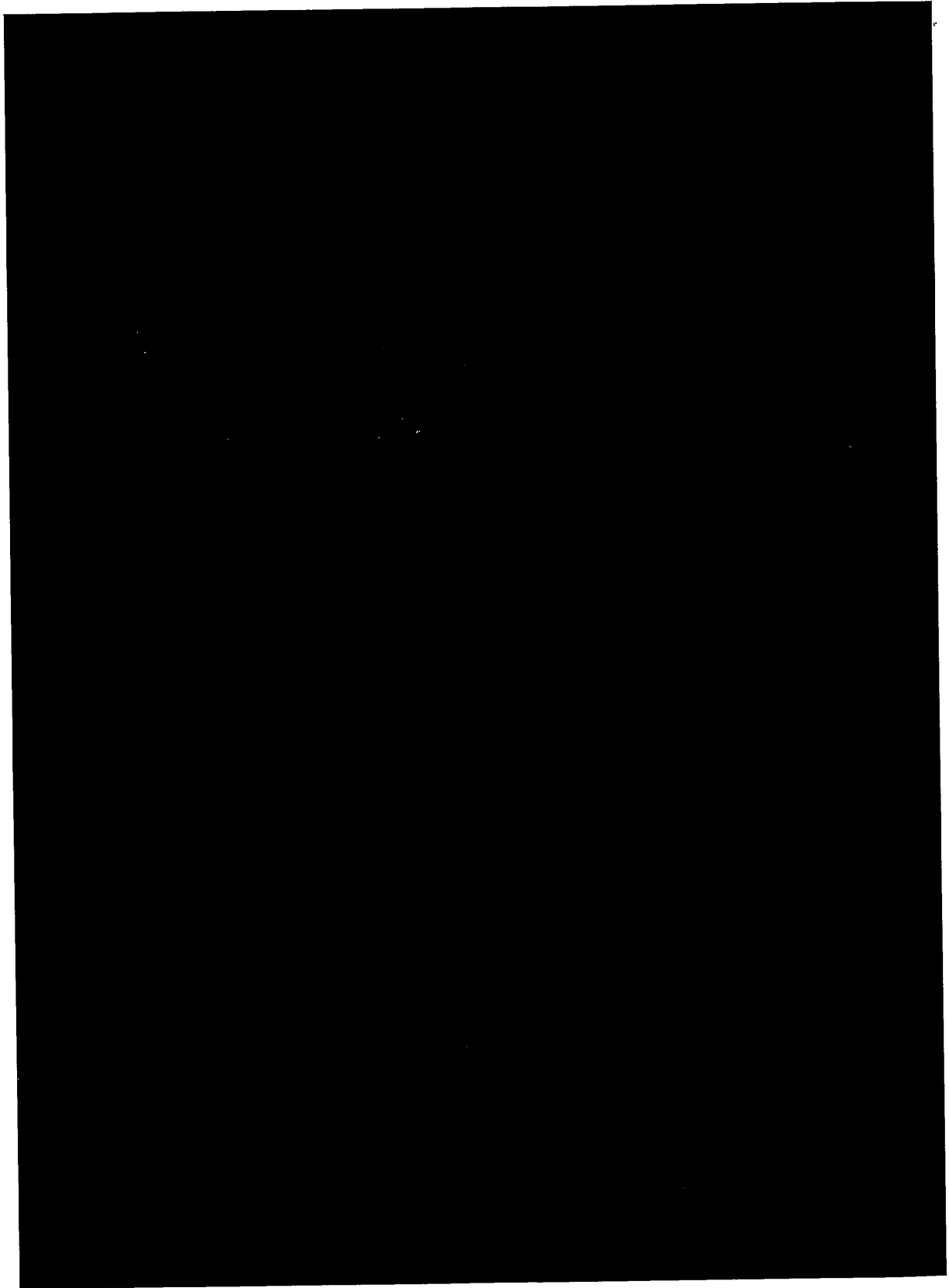
12/07/20内調内検討済み



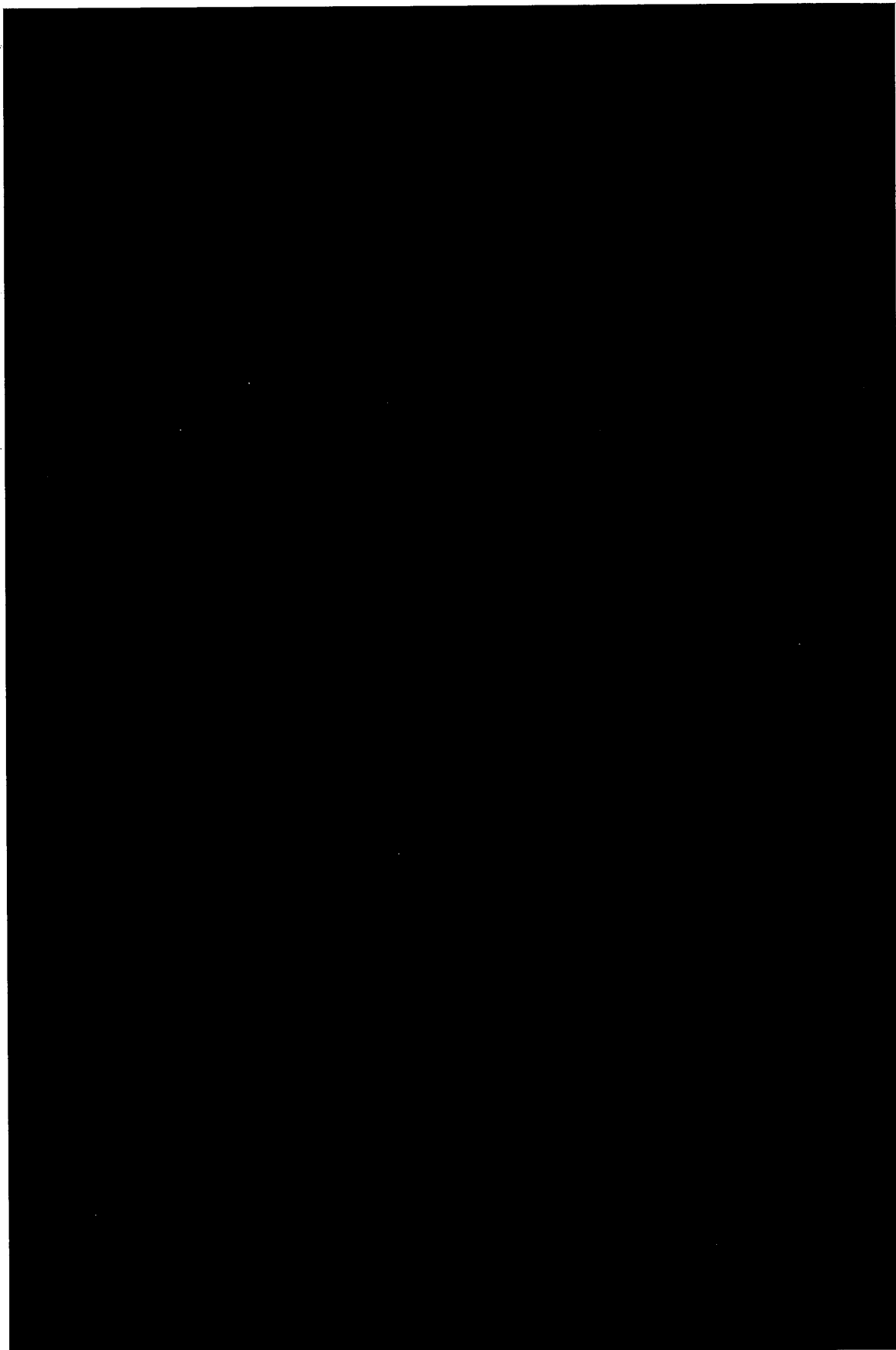
12/07/20内調内検討済み



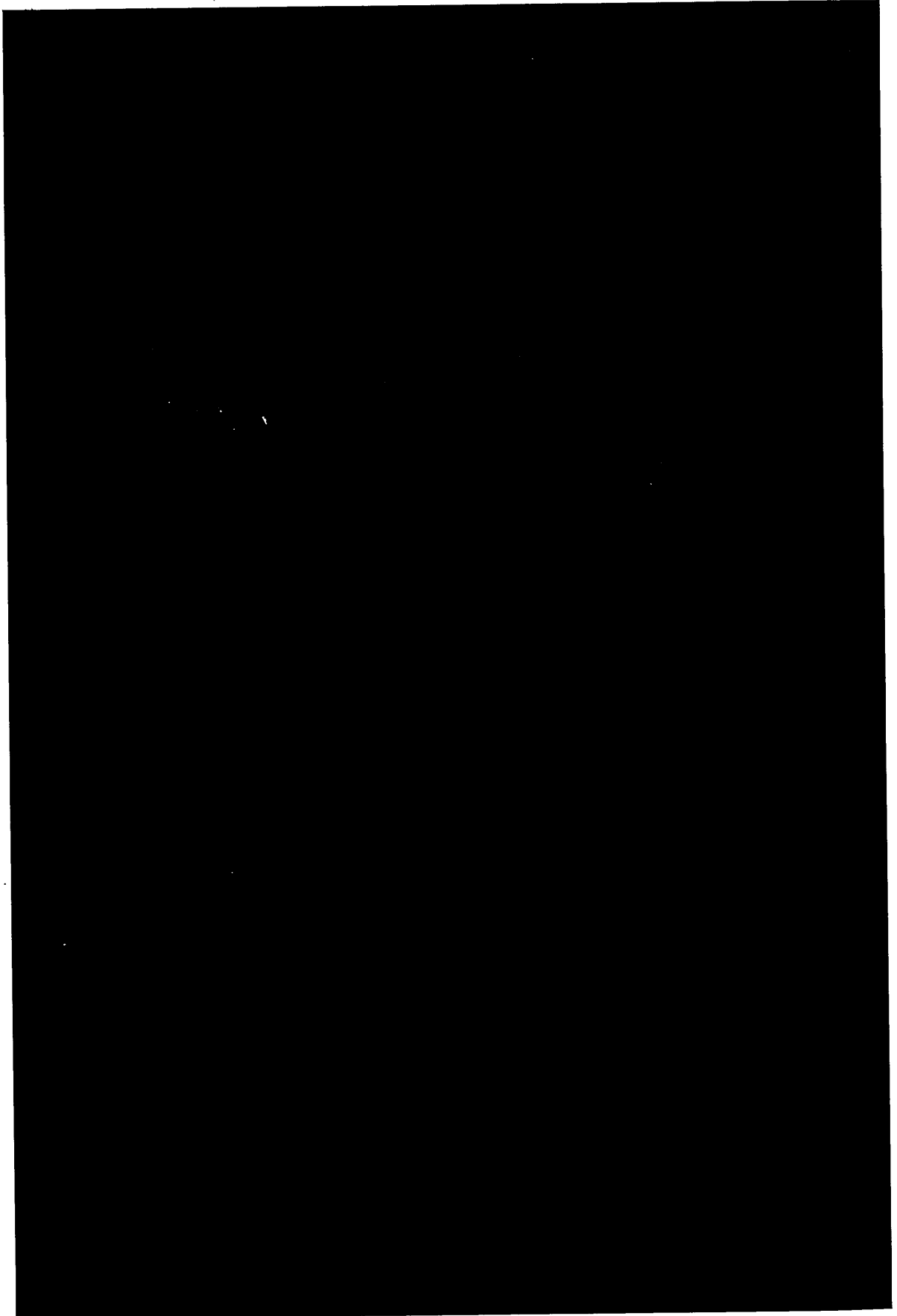
12/07/20内調内検討済み



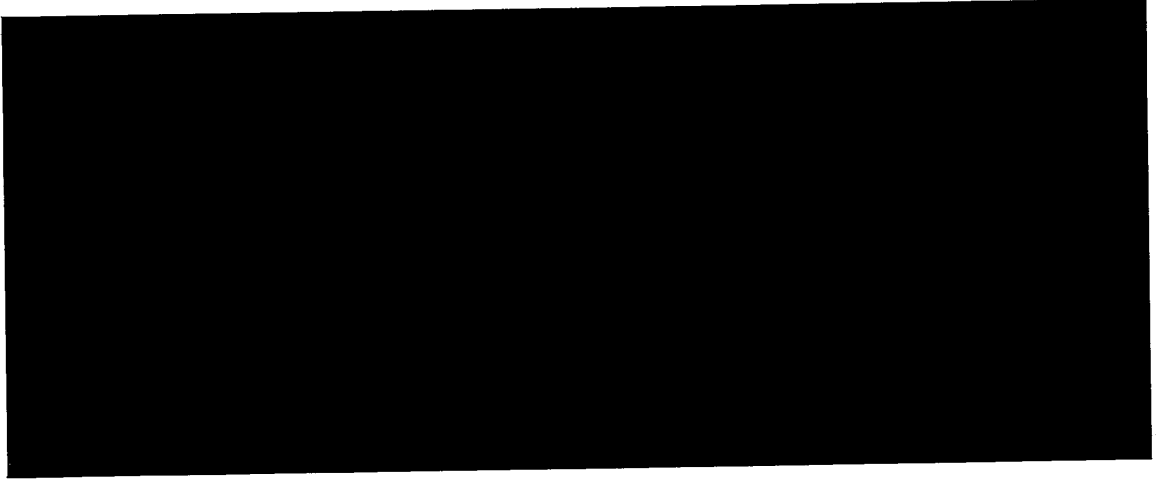
12/07/20内調内検討済み



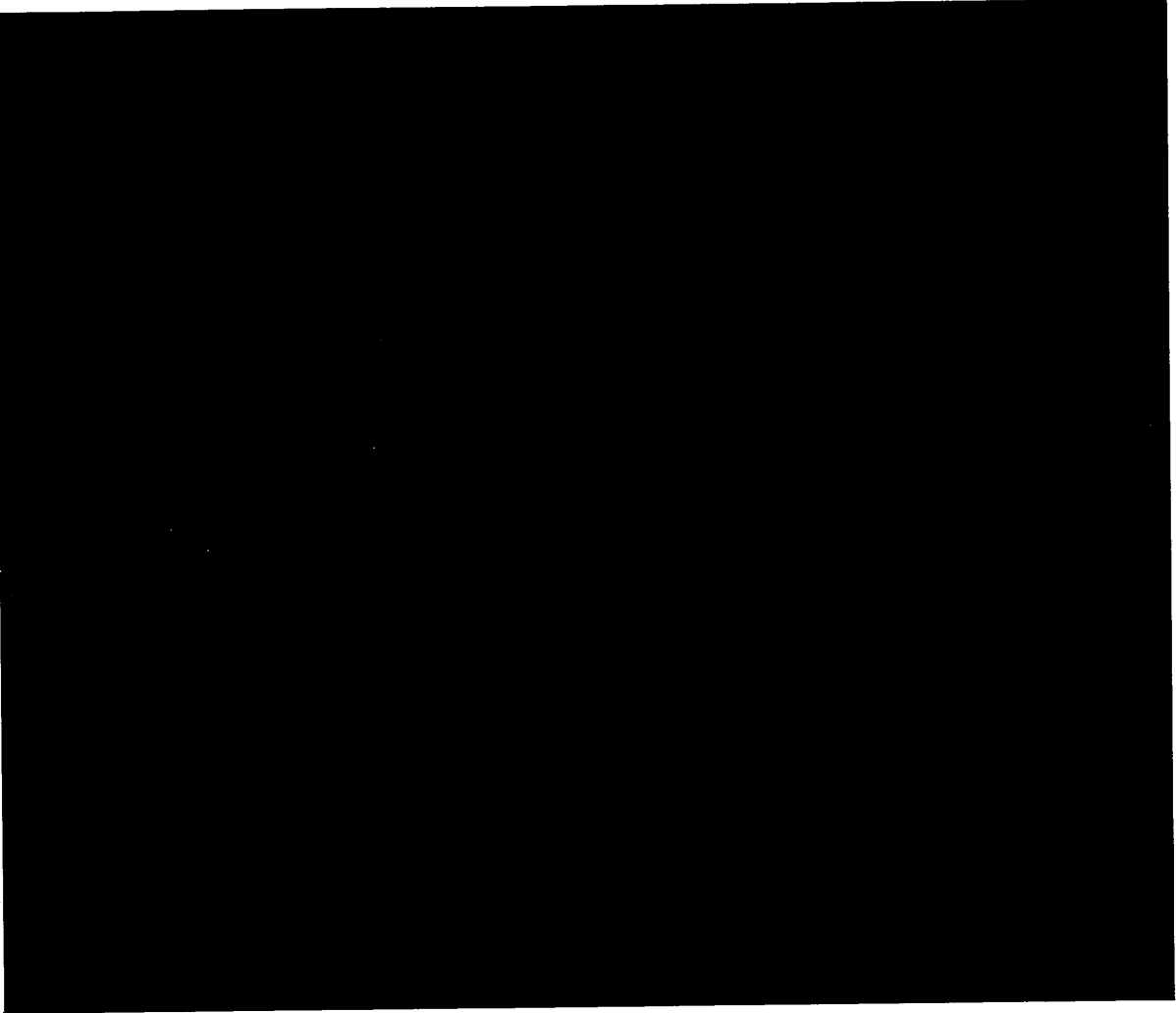
12/07/20内調内検討済み



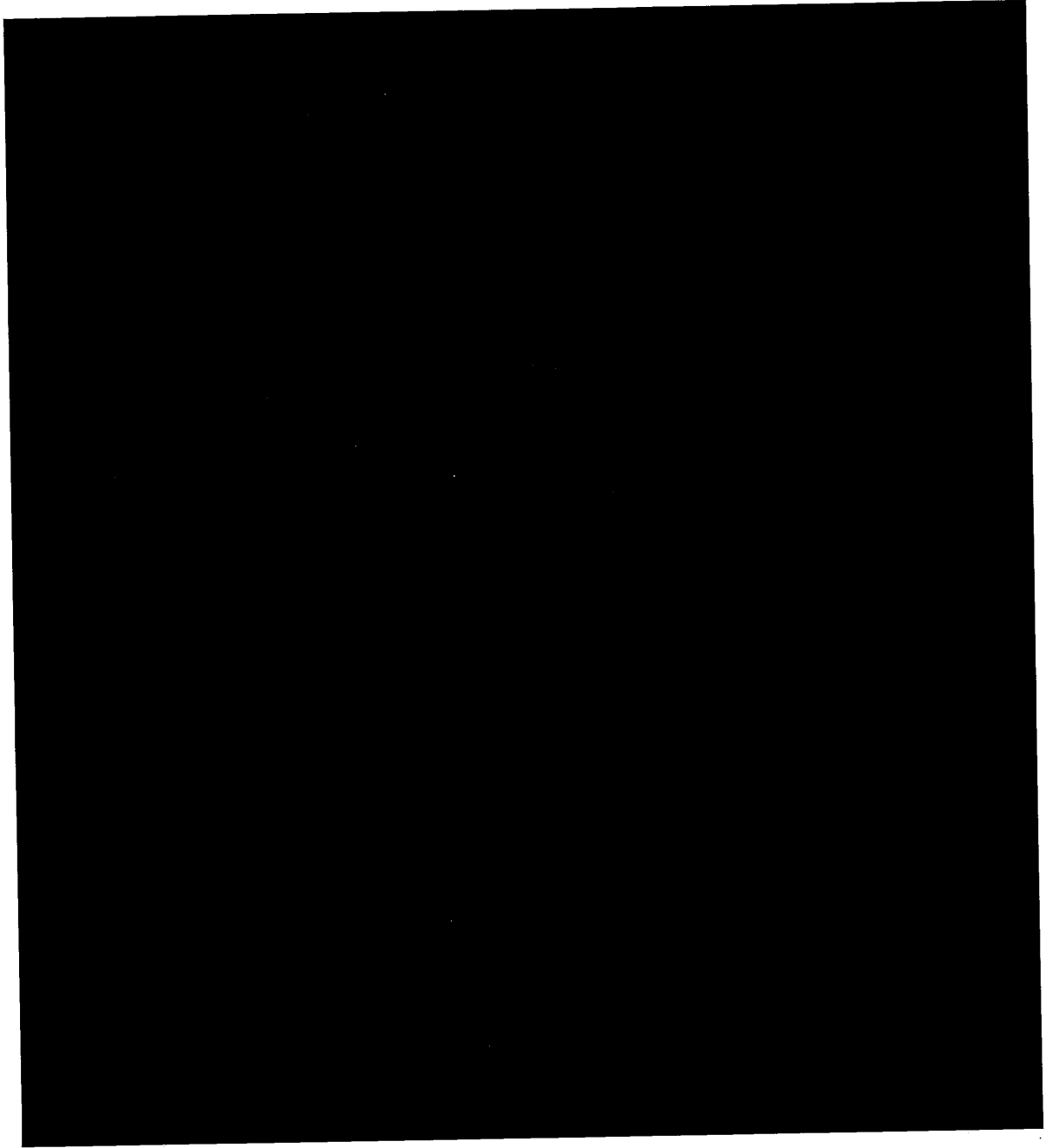
12/07/20内調内検討済み



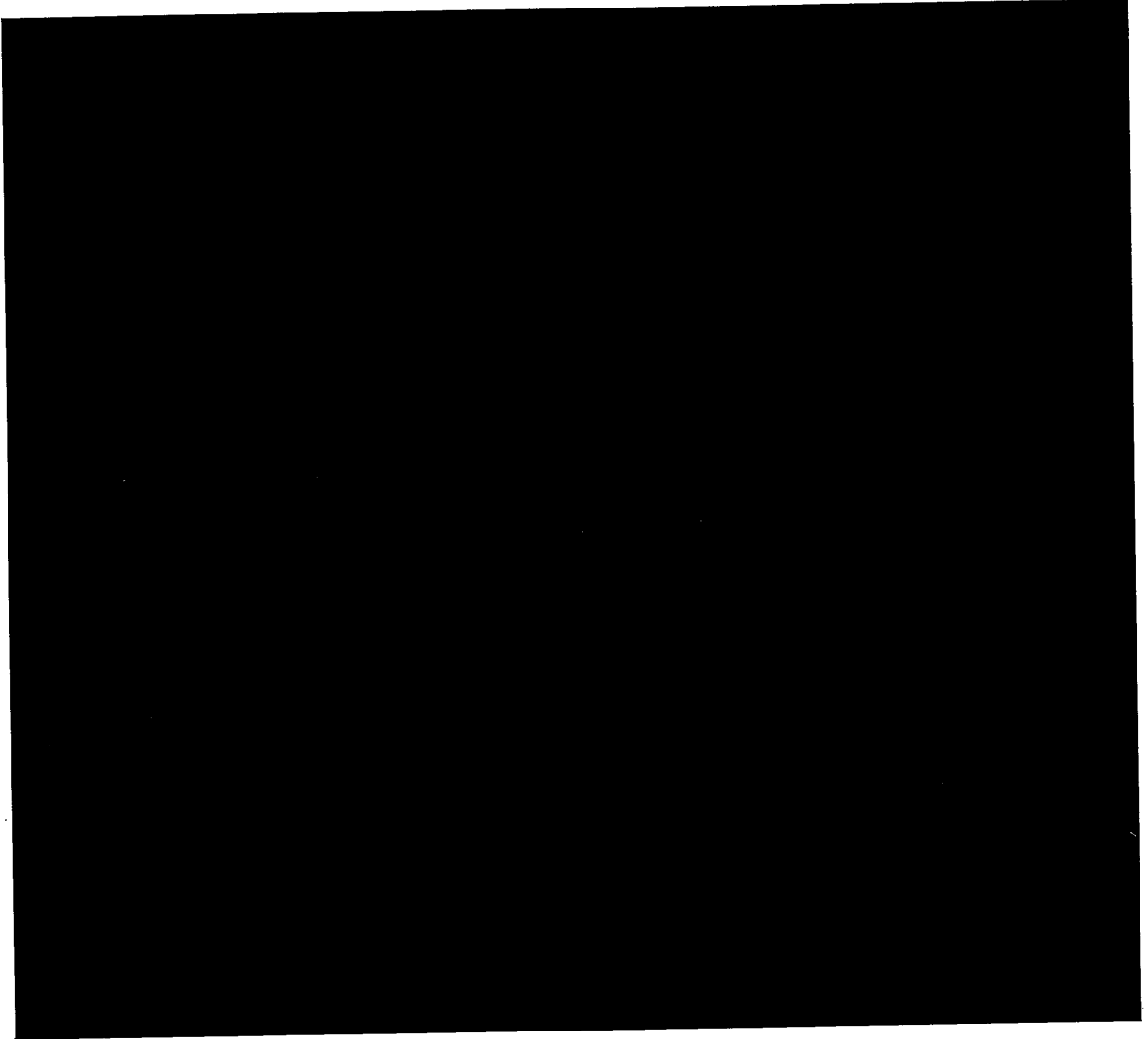
12/07/20内調内検討済み



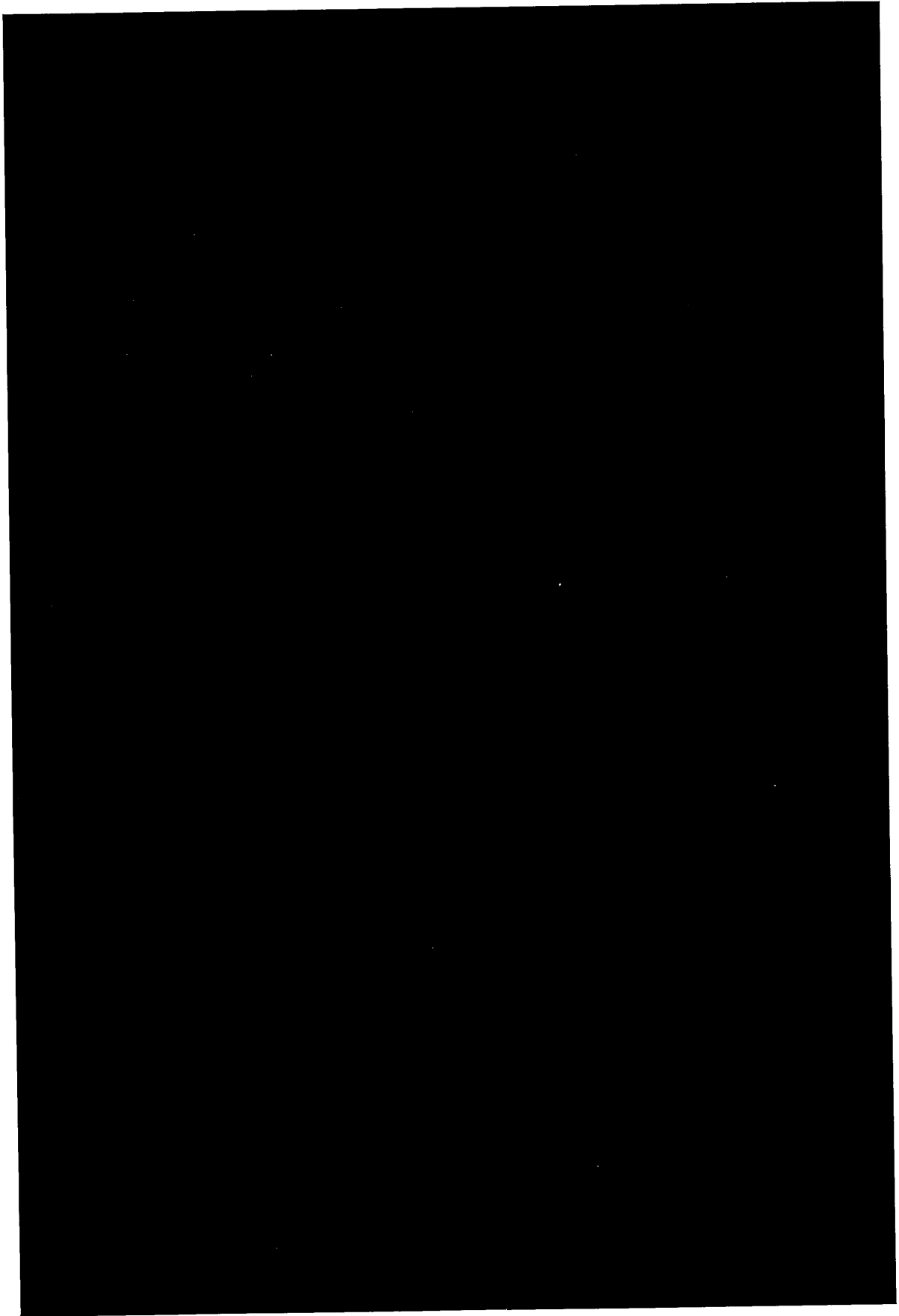
12/07/20内調内検討済み



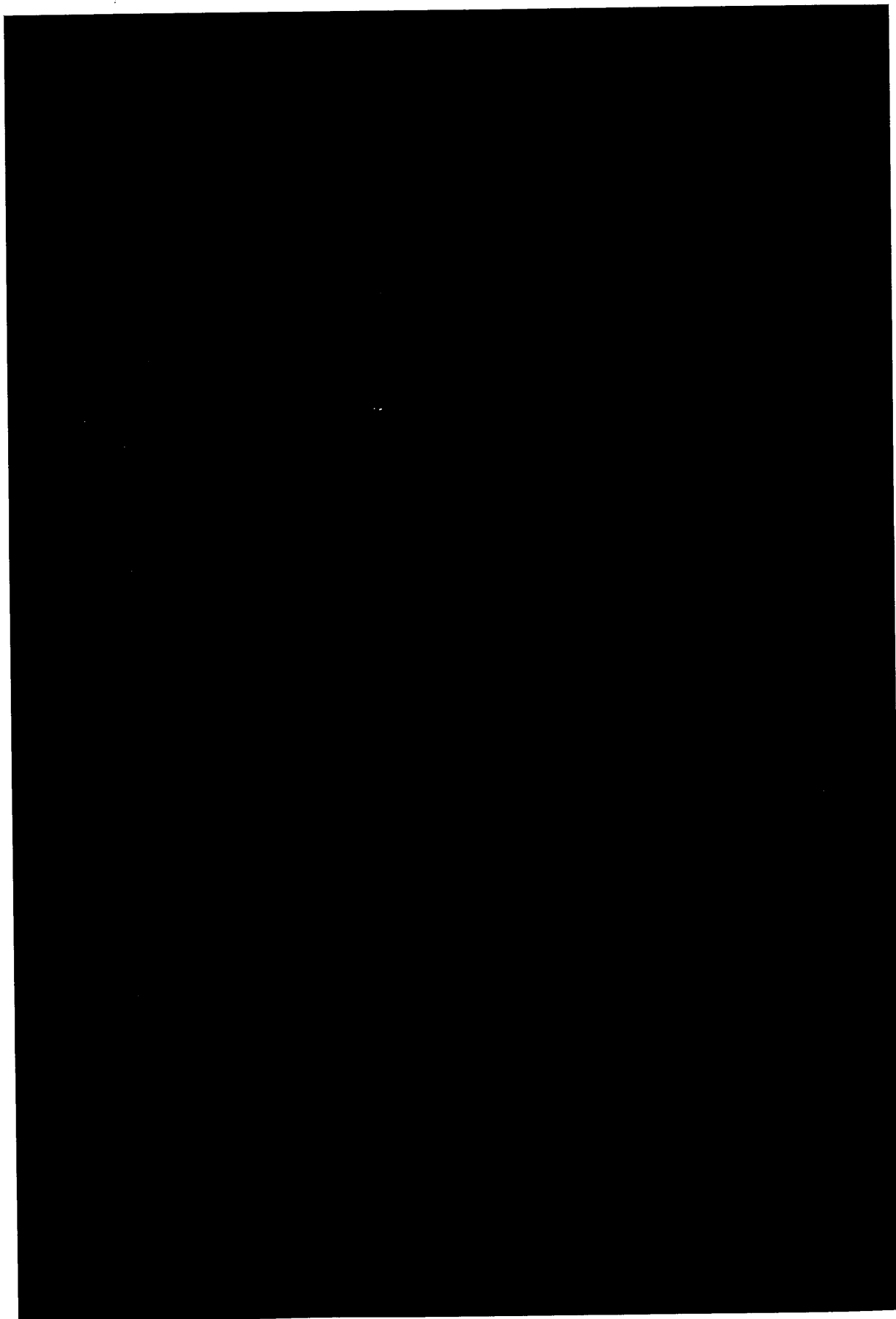
12/07/20内調内検討済み



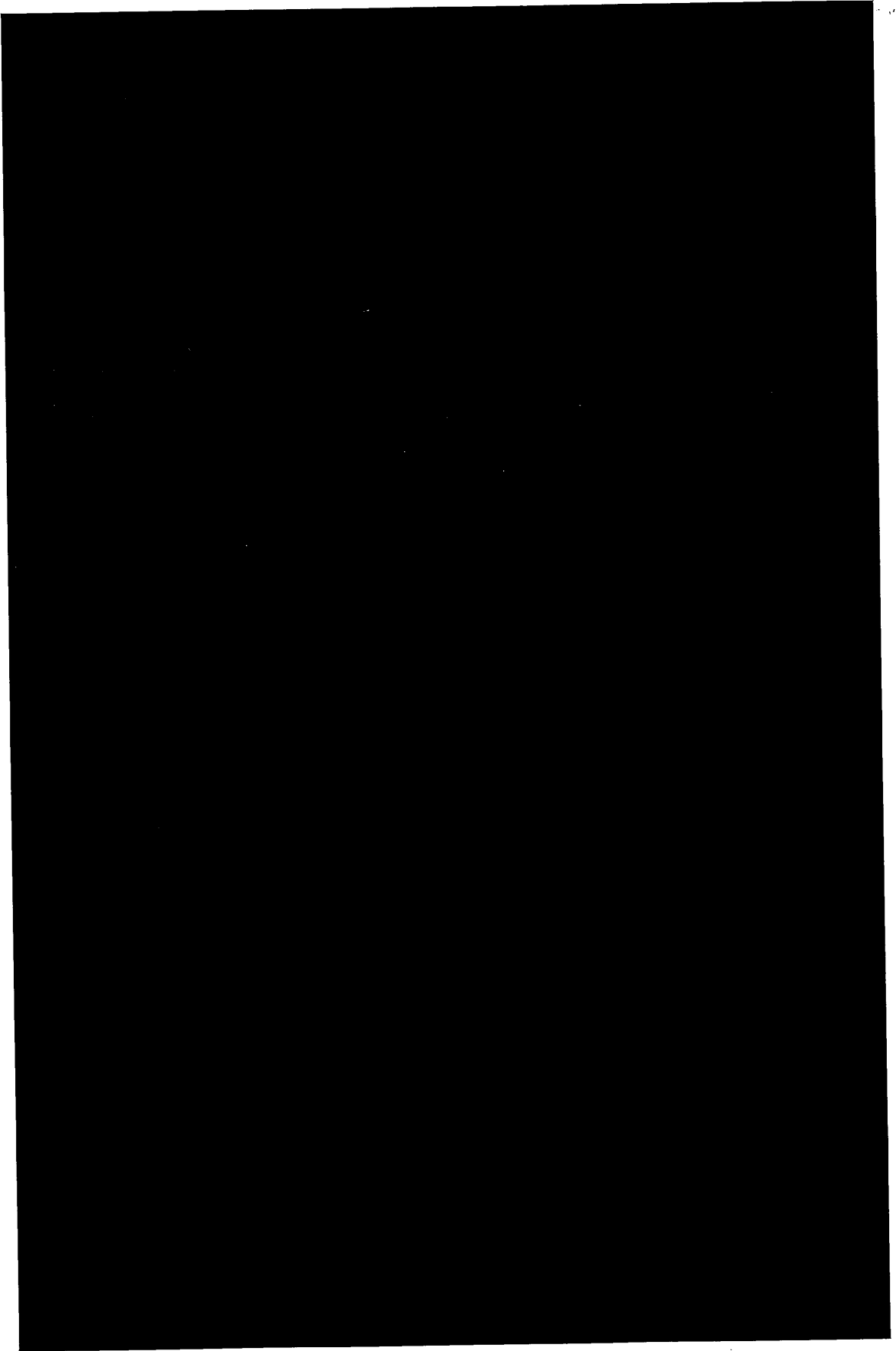
12/07/20内調内検討済み



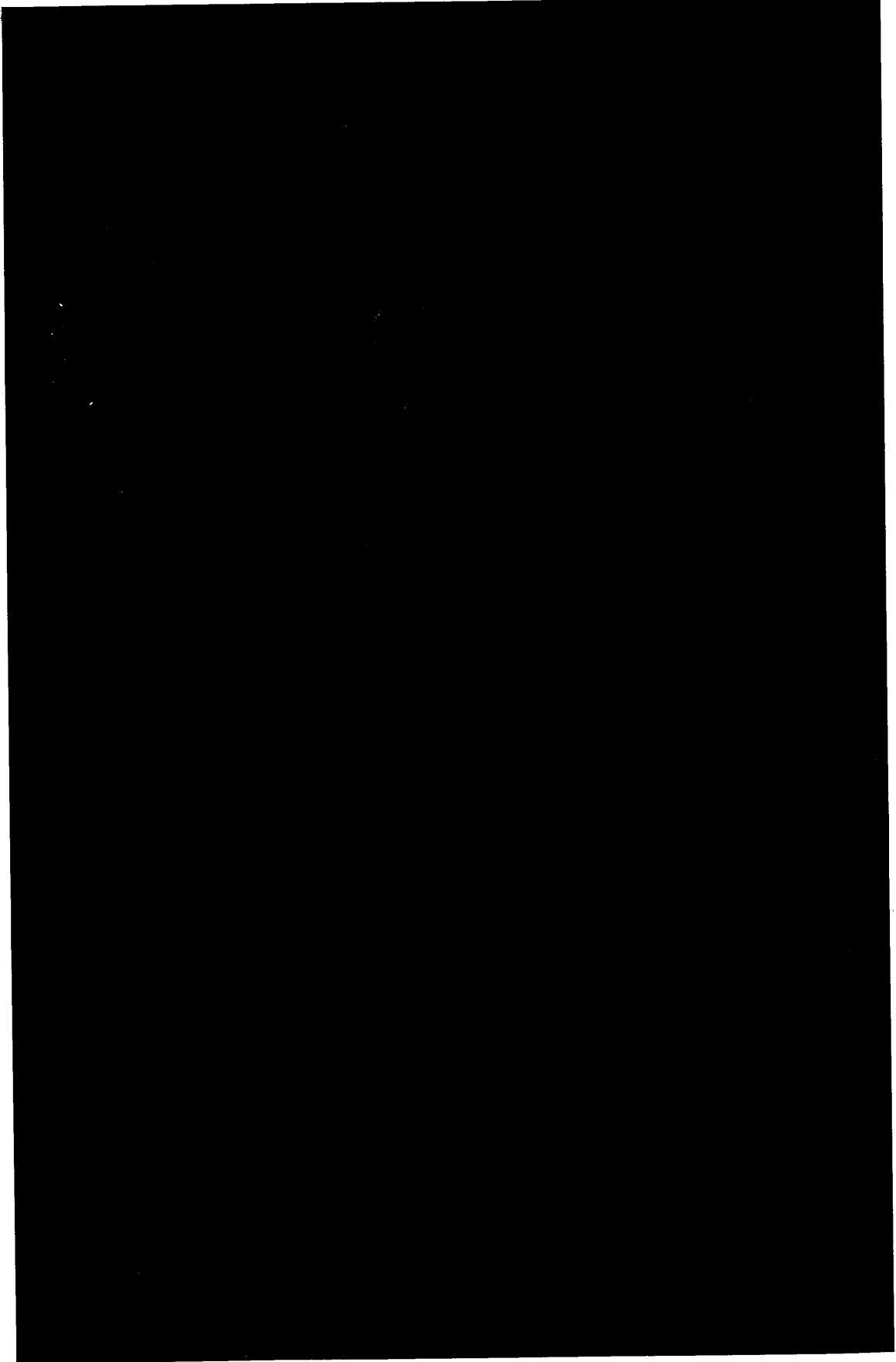
12/07/20内調内検討済み



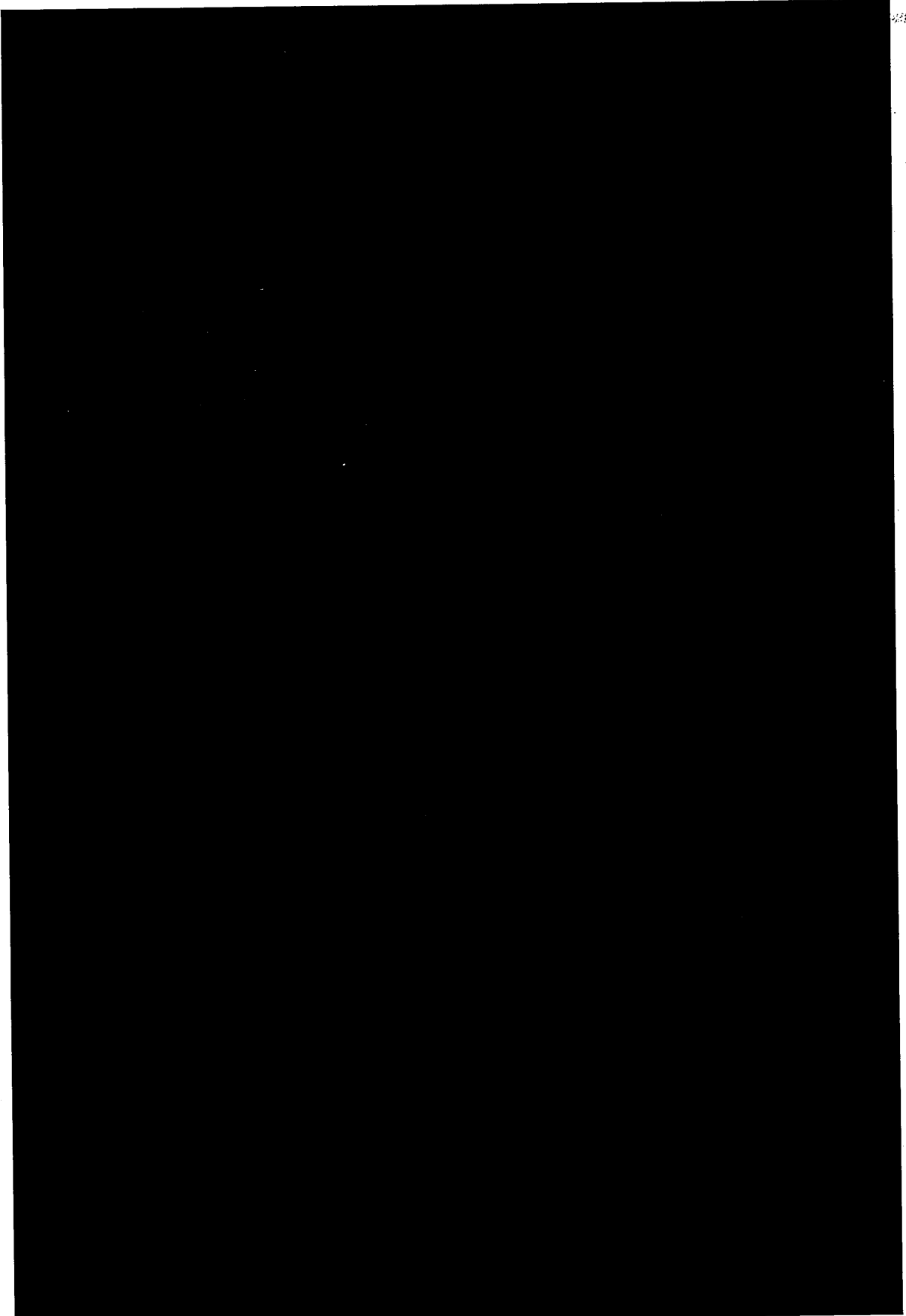
12/07/20内調内検討済み



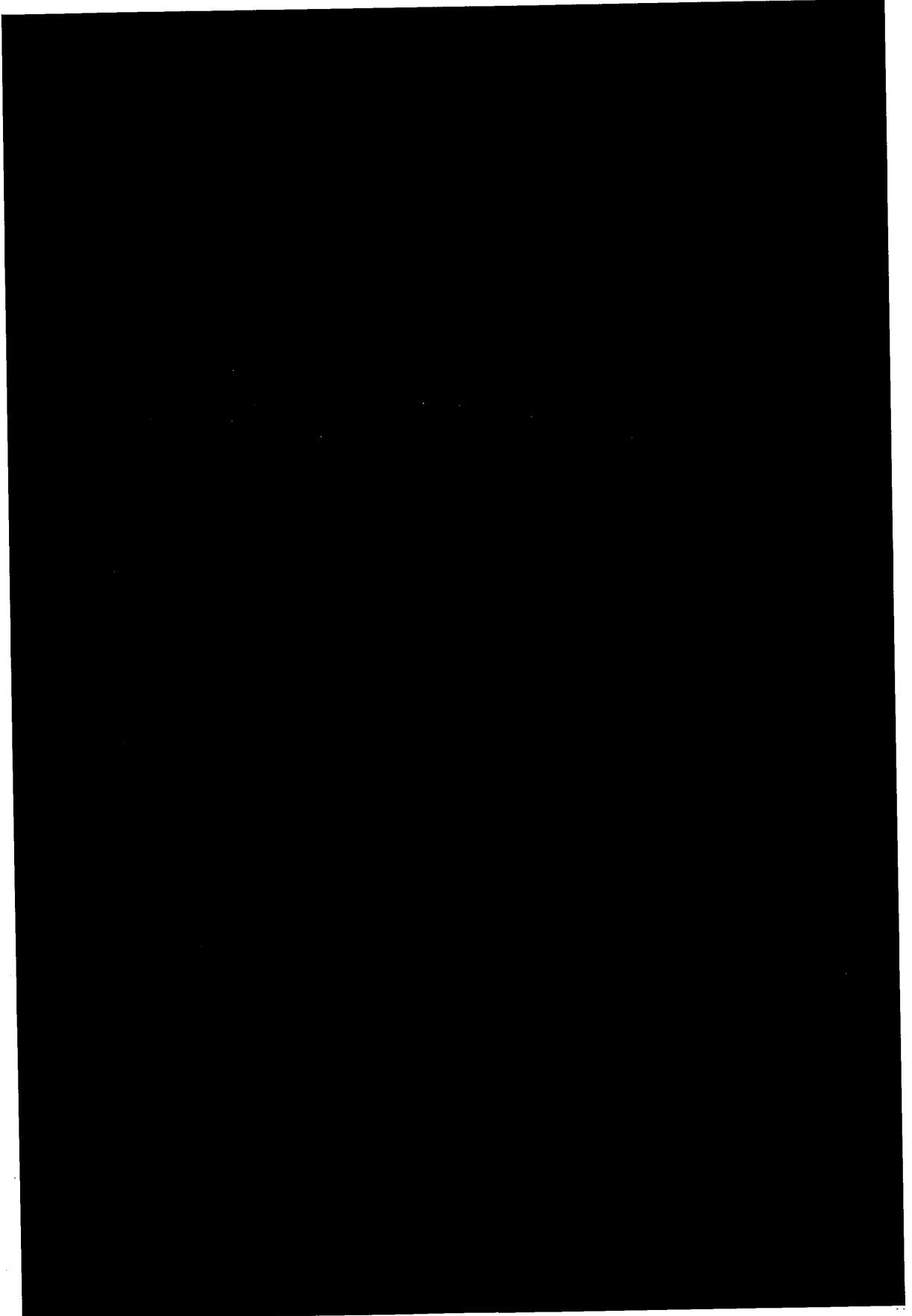
12/07/20内調内検討済み



12/07/20内調内検討済み



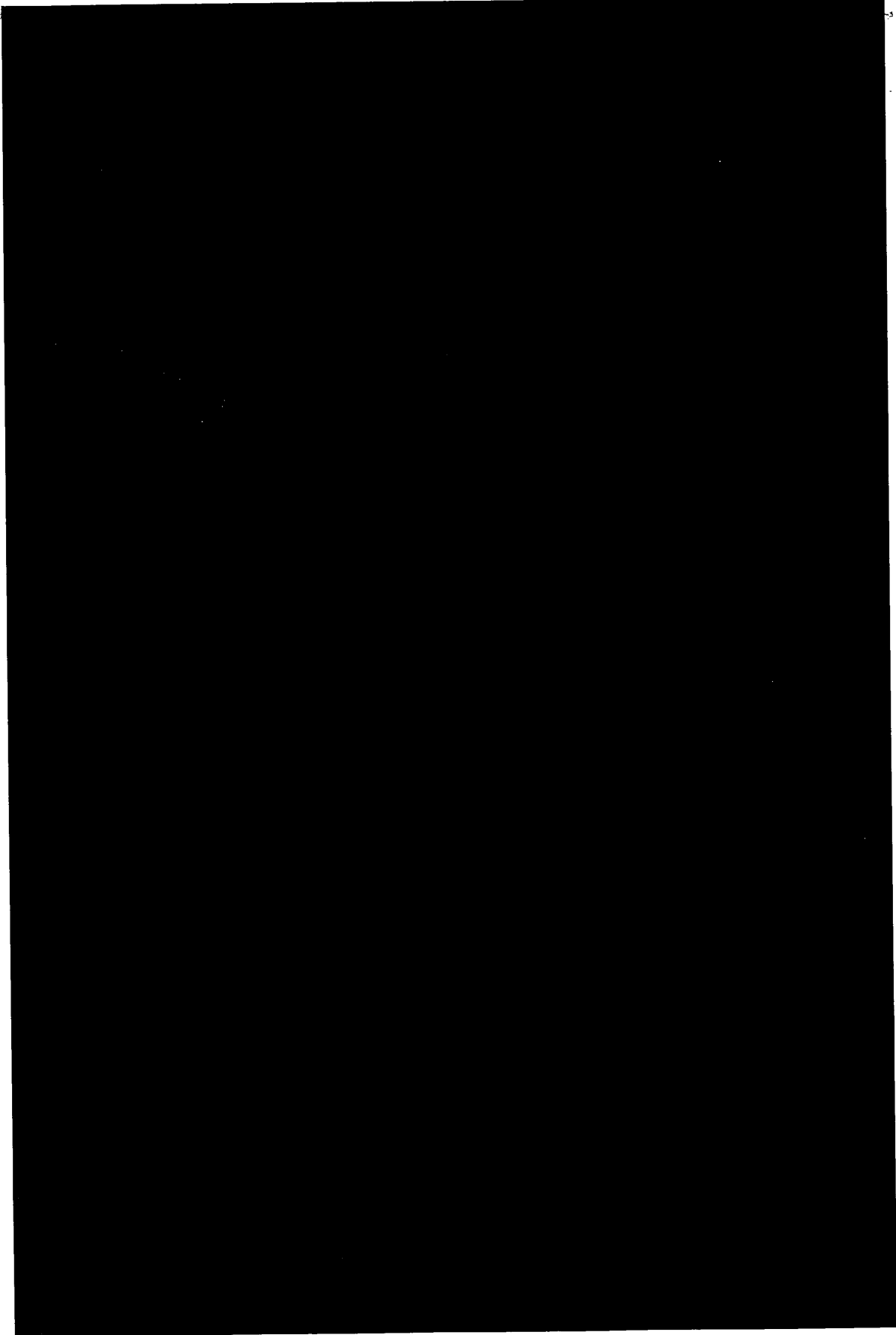
12/07/20内調内検討済み



12/07/20内調内検討済み



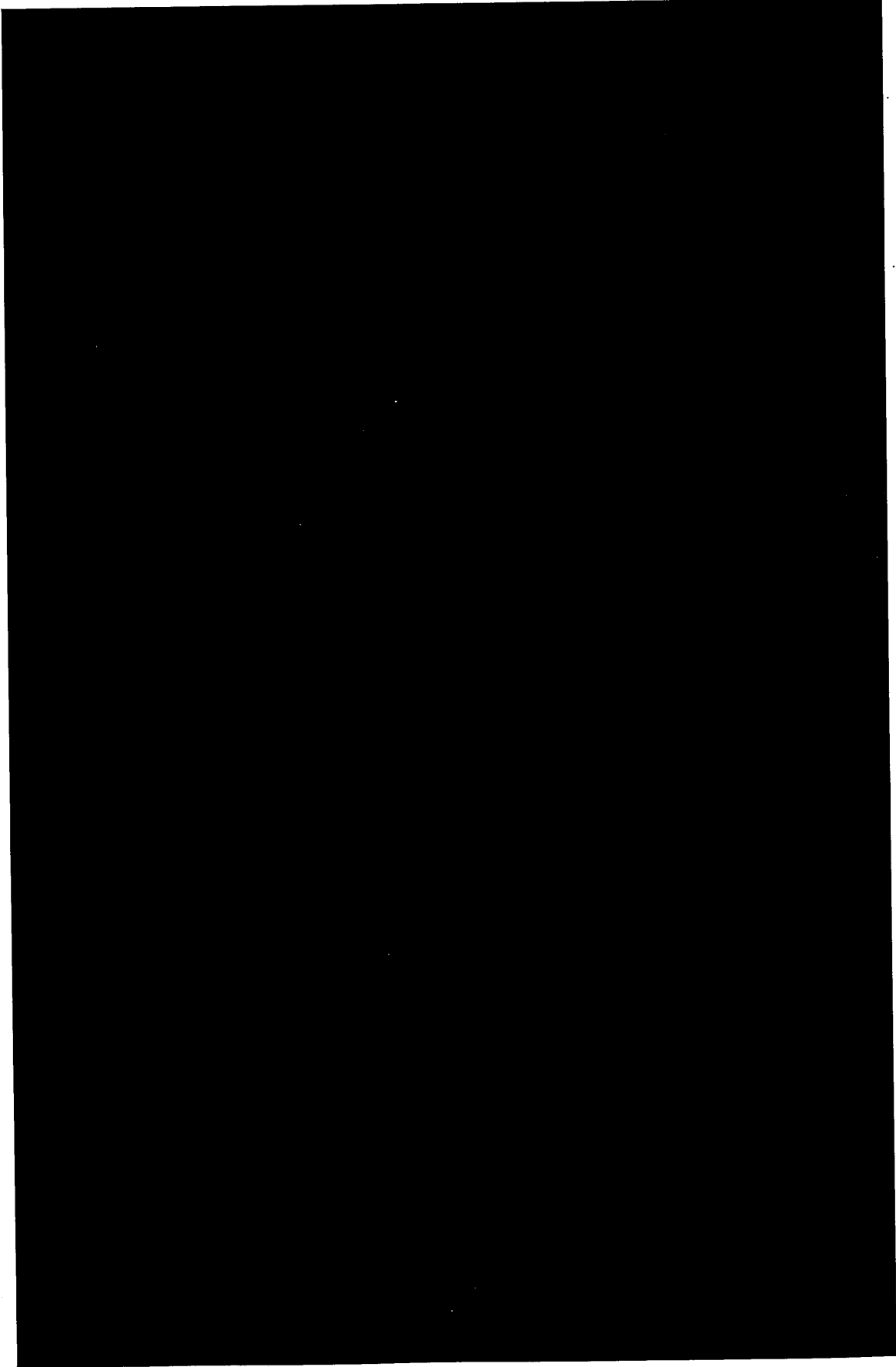
12/07/20内調内検討済み



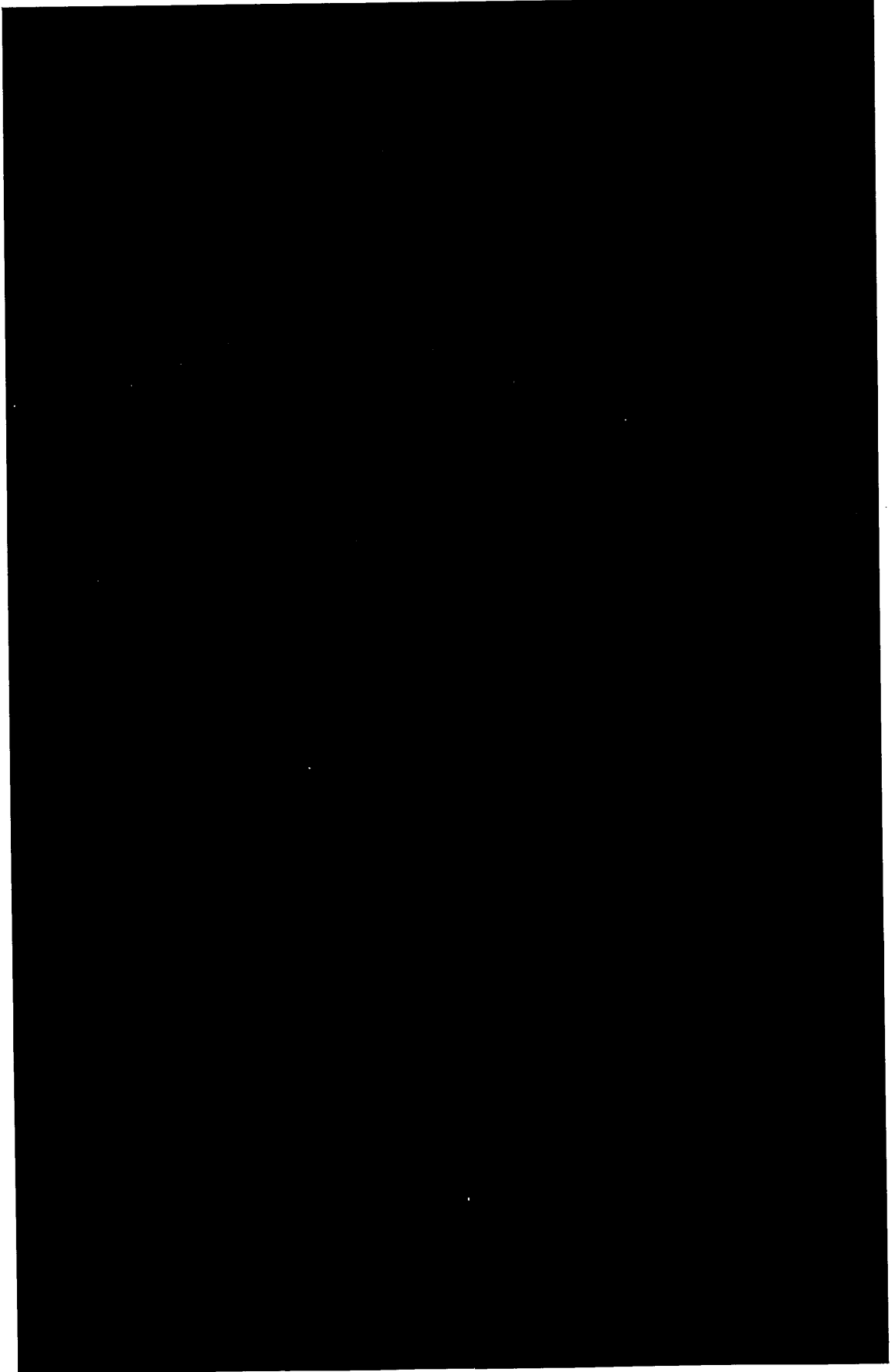
12/07/20内調内検討済み

機

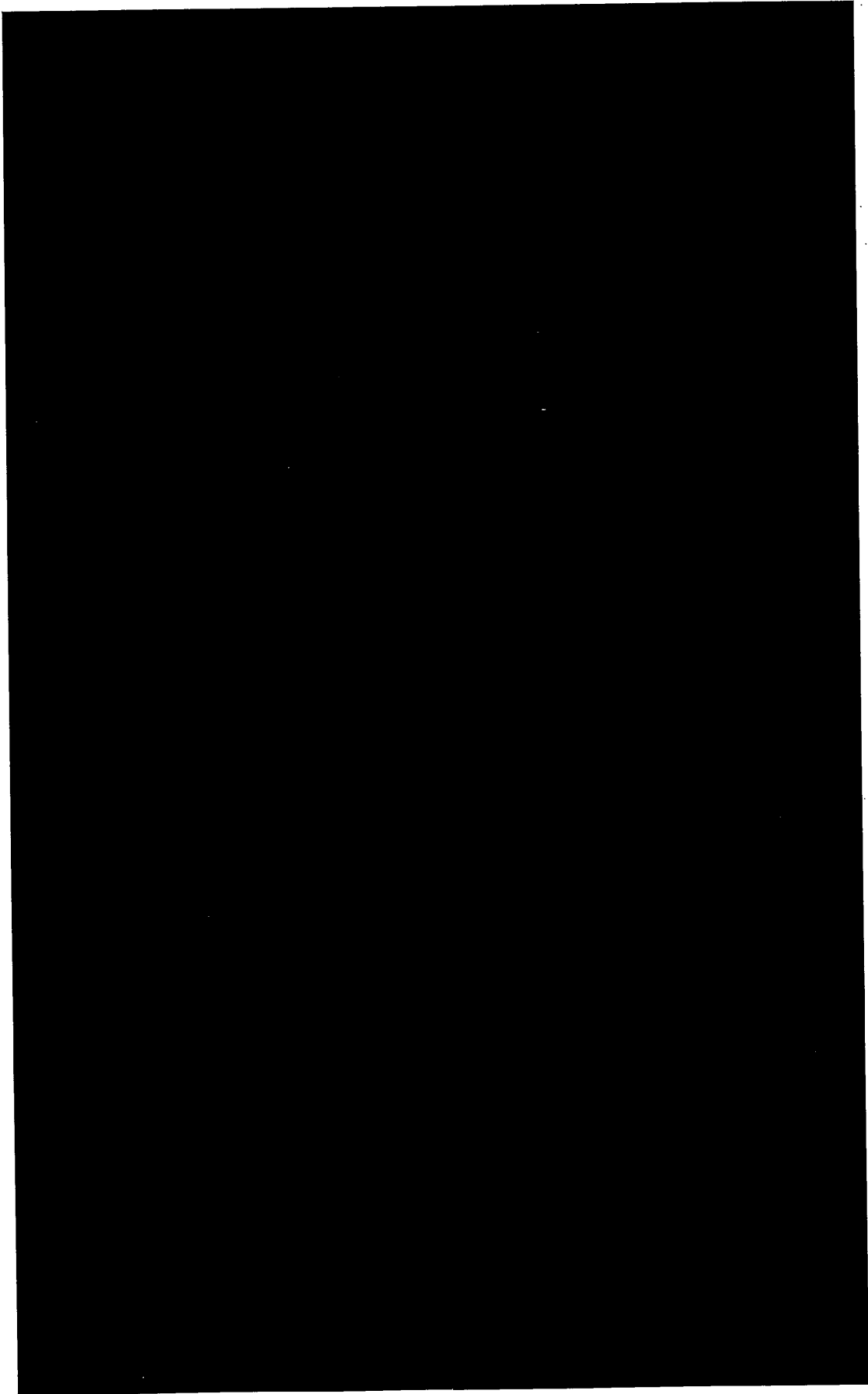
12/07/20内調内検討済み



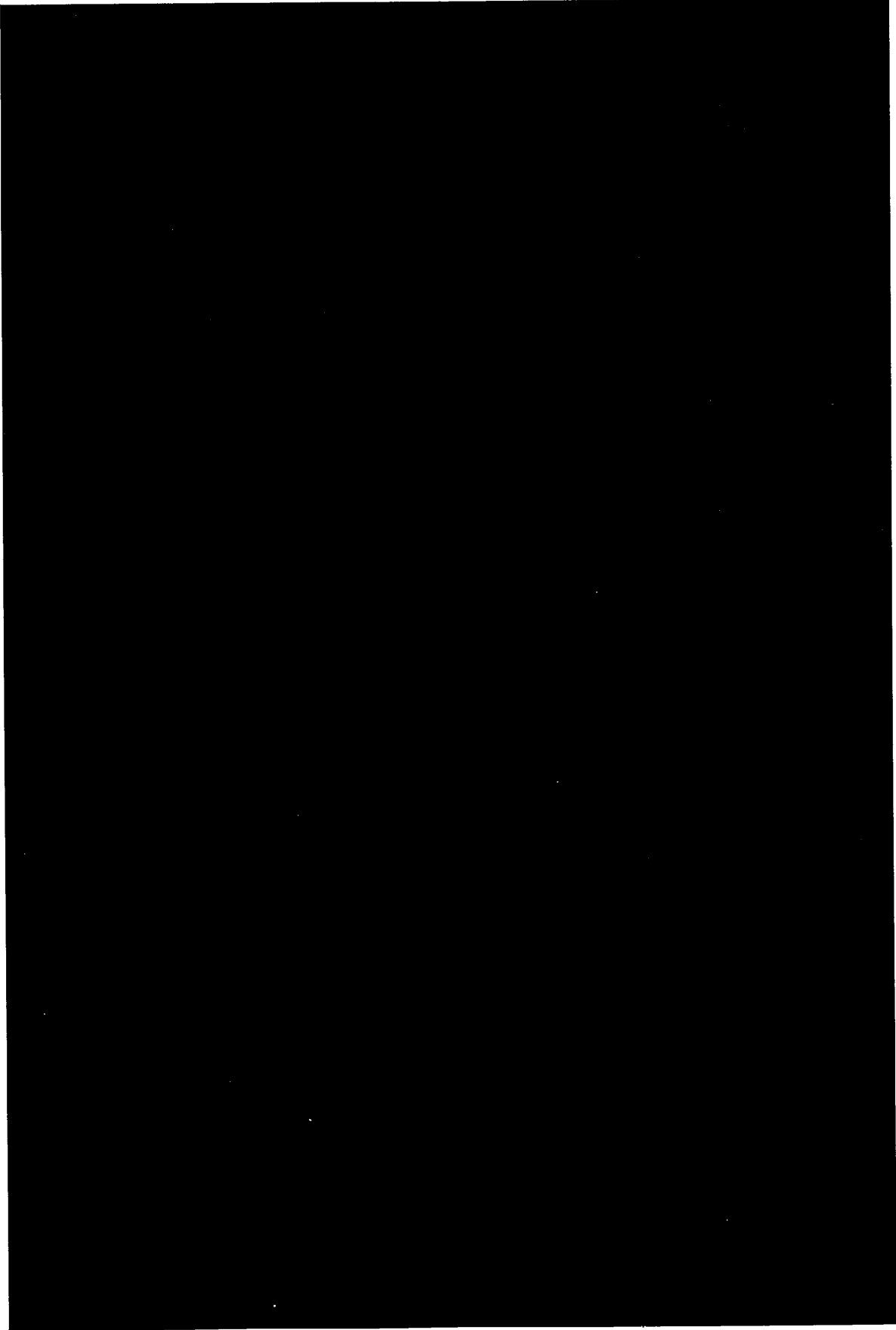
12/07/20内調内検討済み



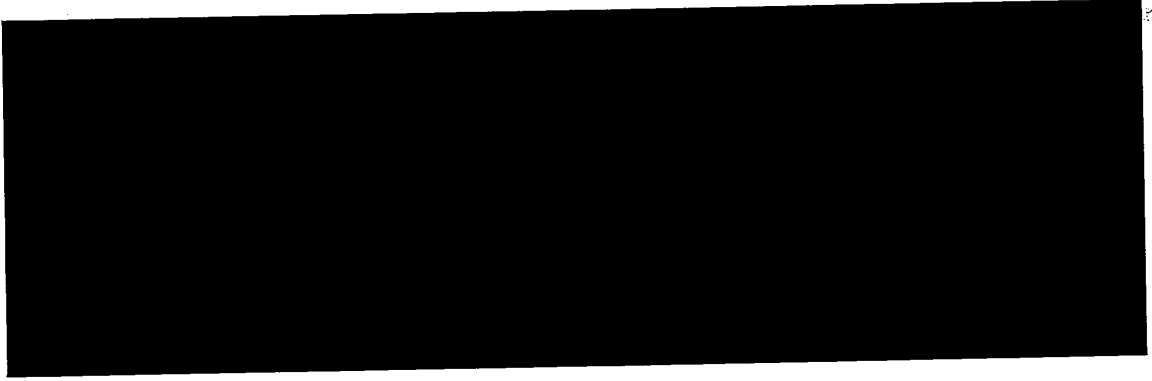
12/07/20内調内検討済み



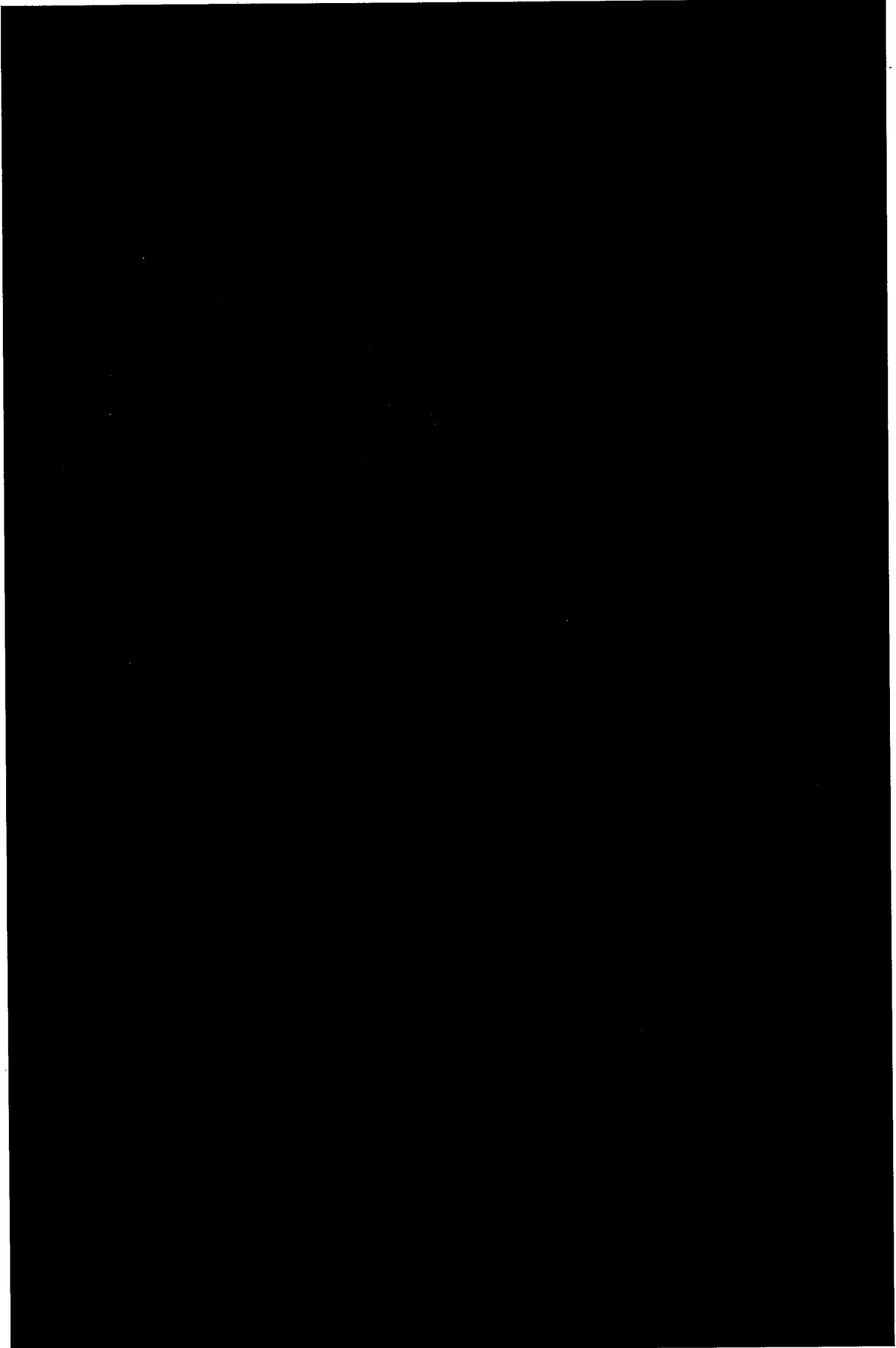
12/07/20内調内検討済み



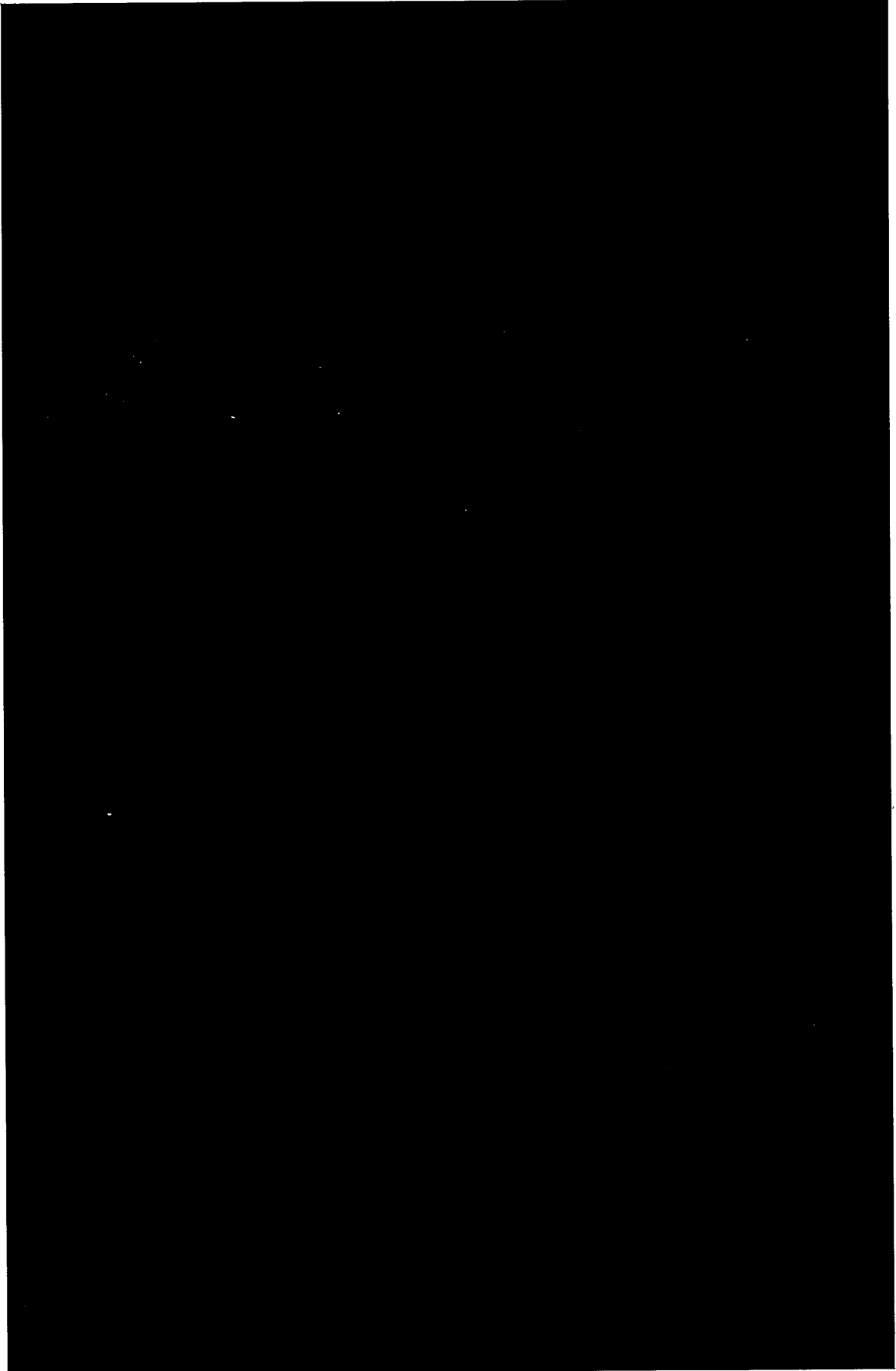
12/07/20内調内検討済み



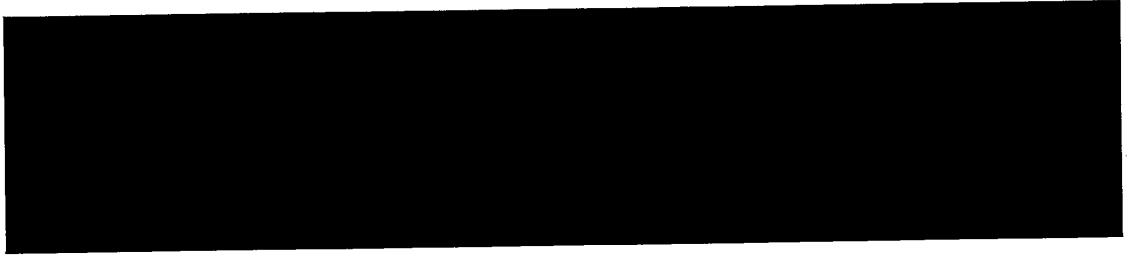
12/07/20内調内検討済み



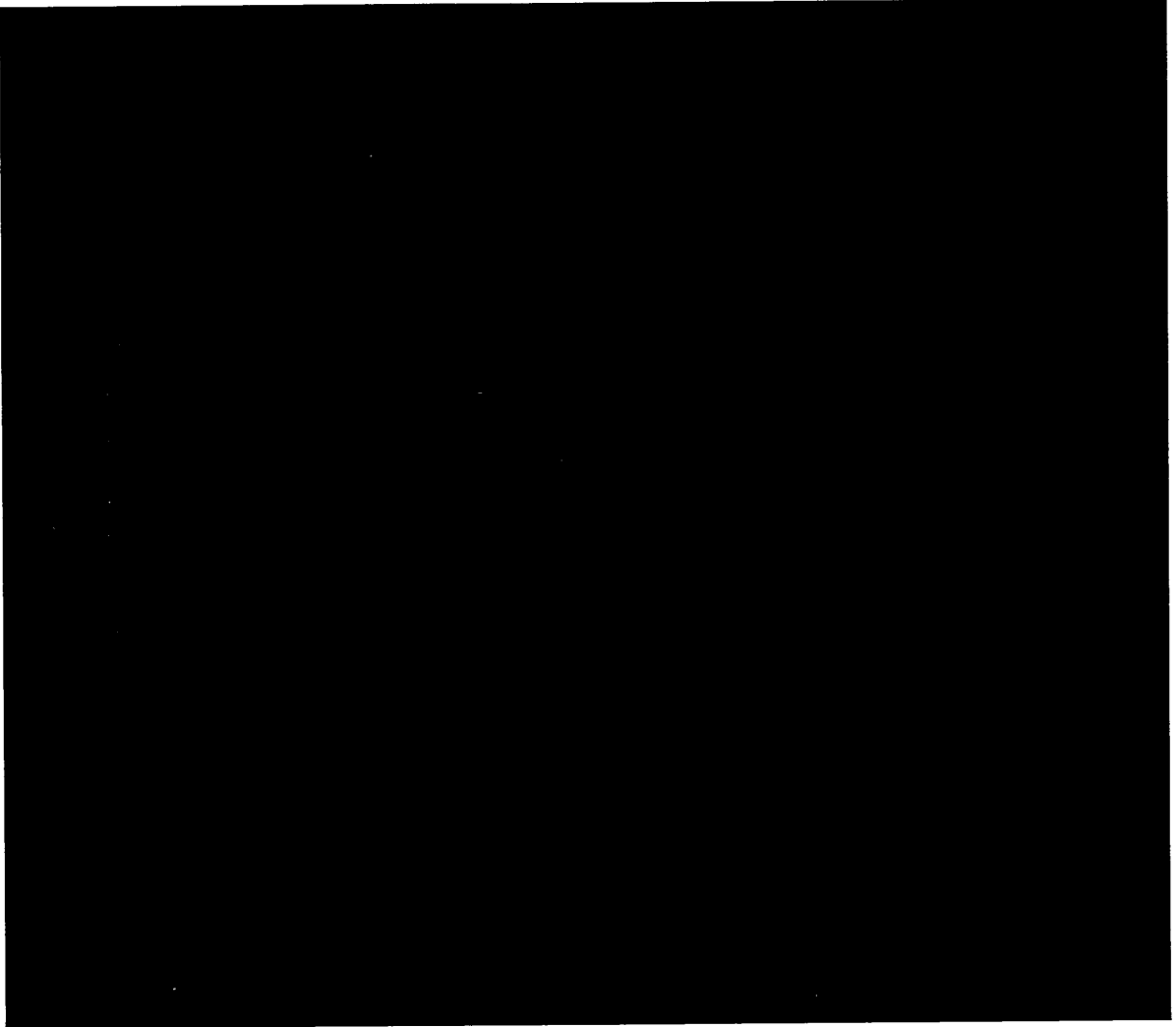
12/07/20内調内検討済み



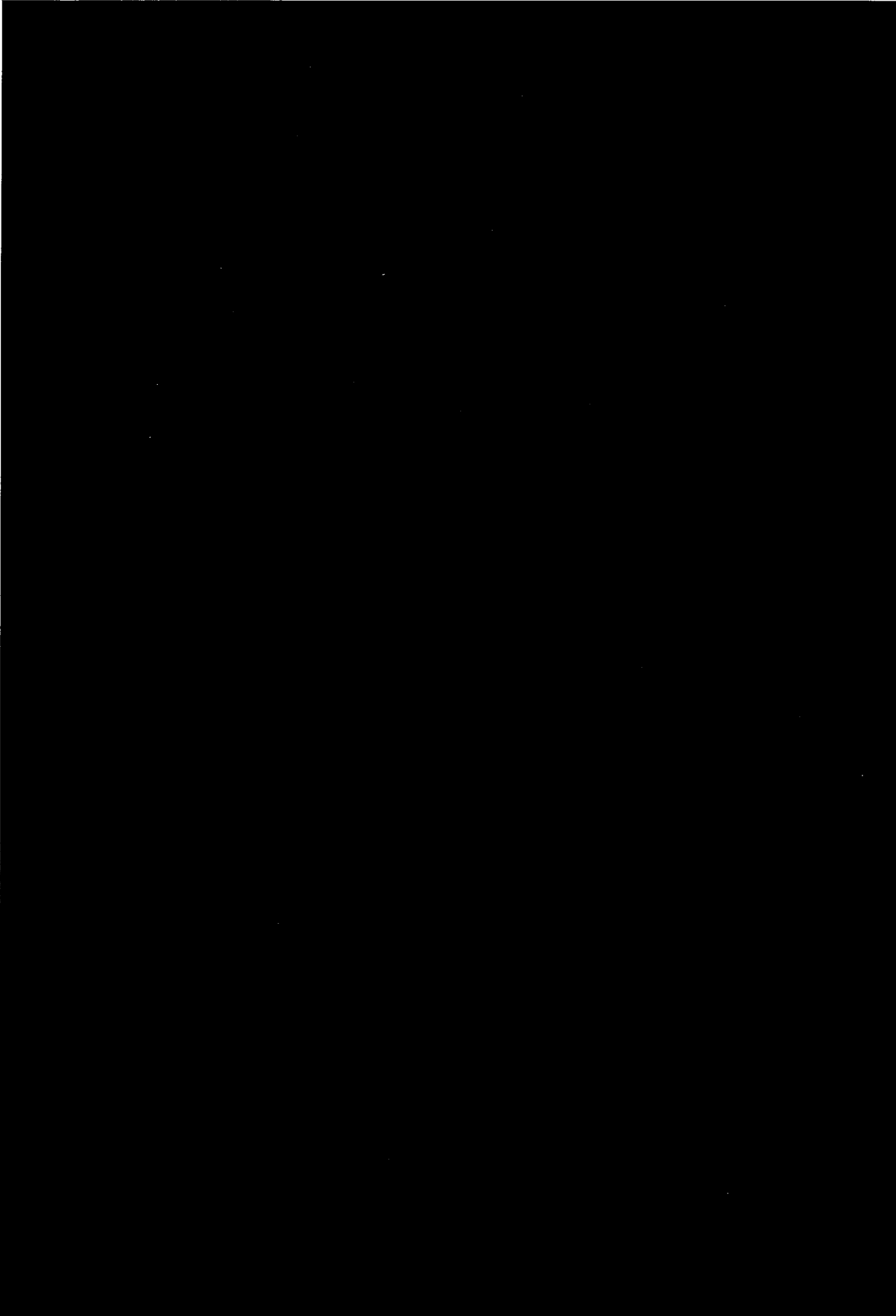
12/07/20内調内検討済み



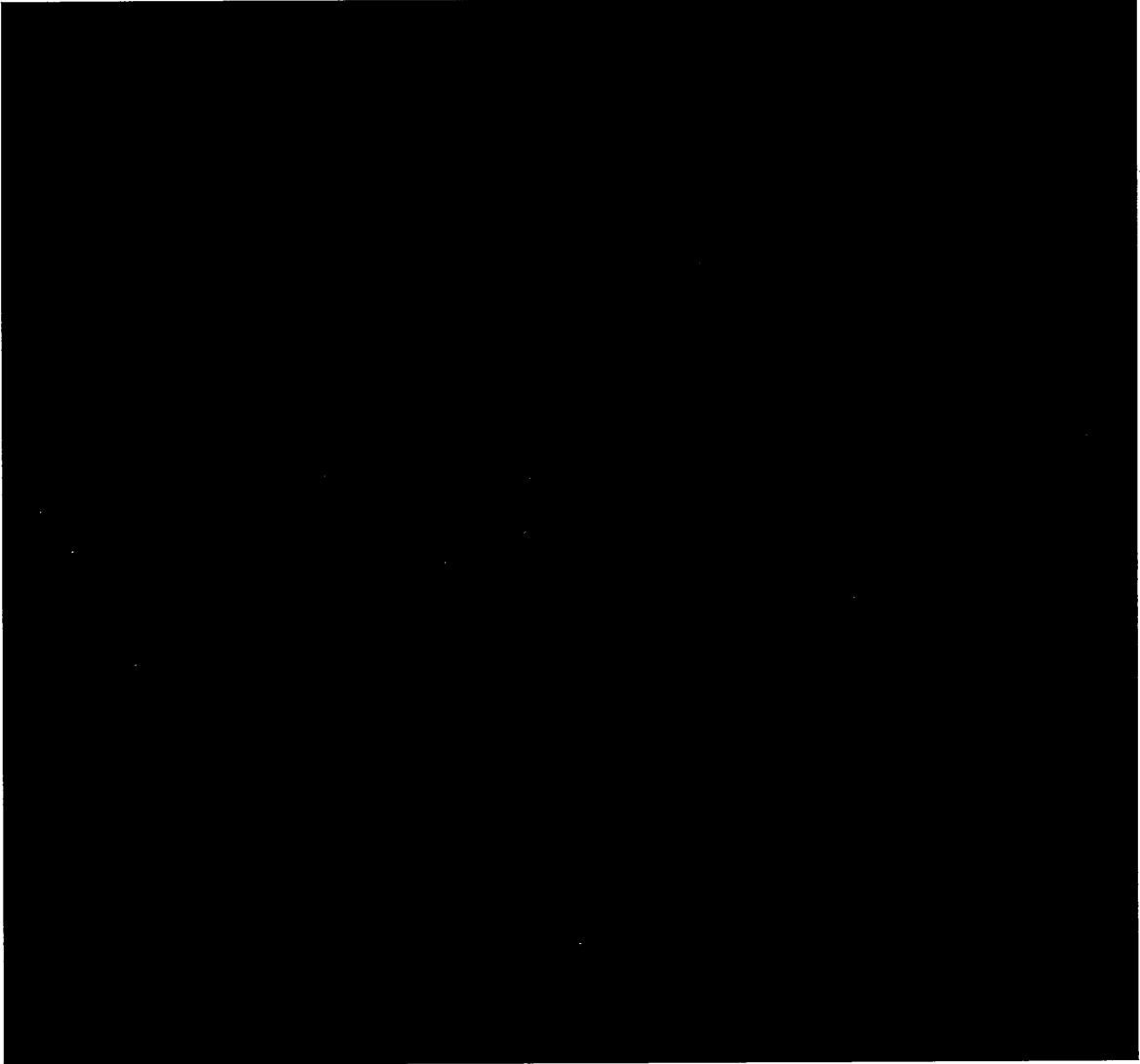
12/07/20内調内検討済み



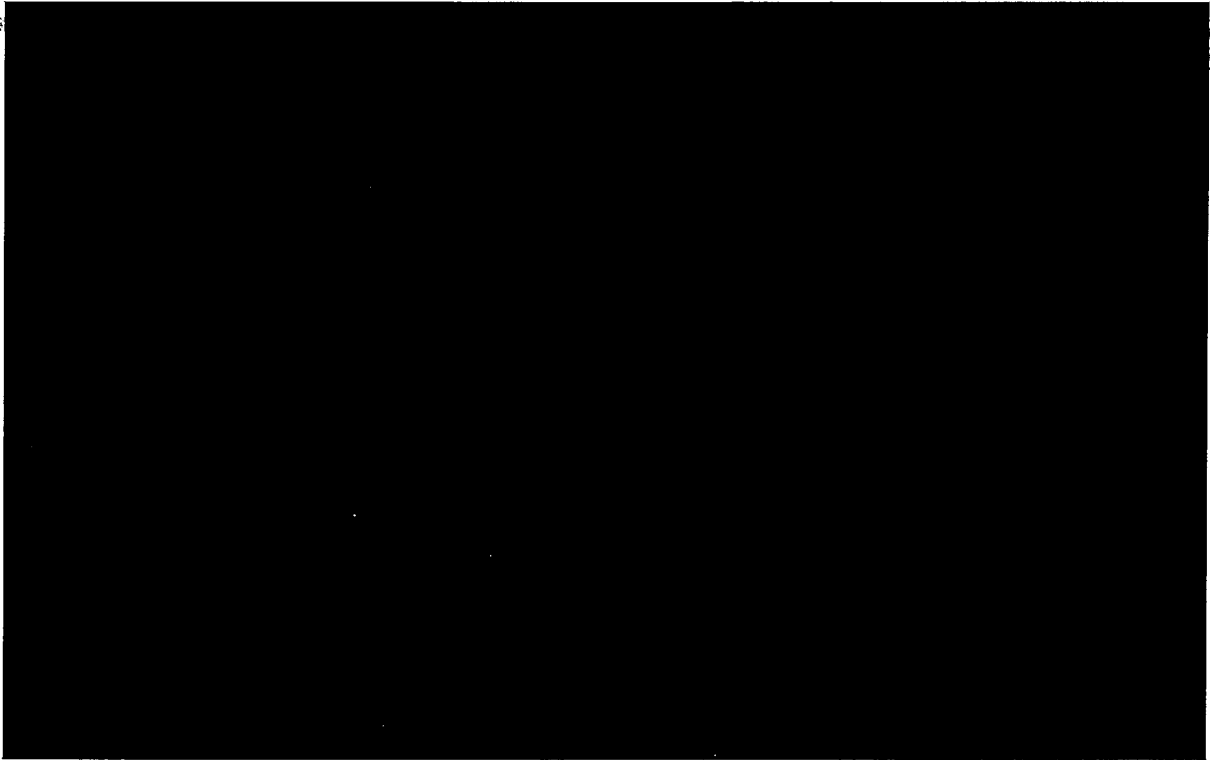
12/07/20内調内検討済み



12/07/20内調内検討済み



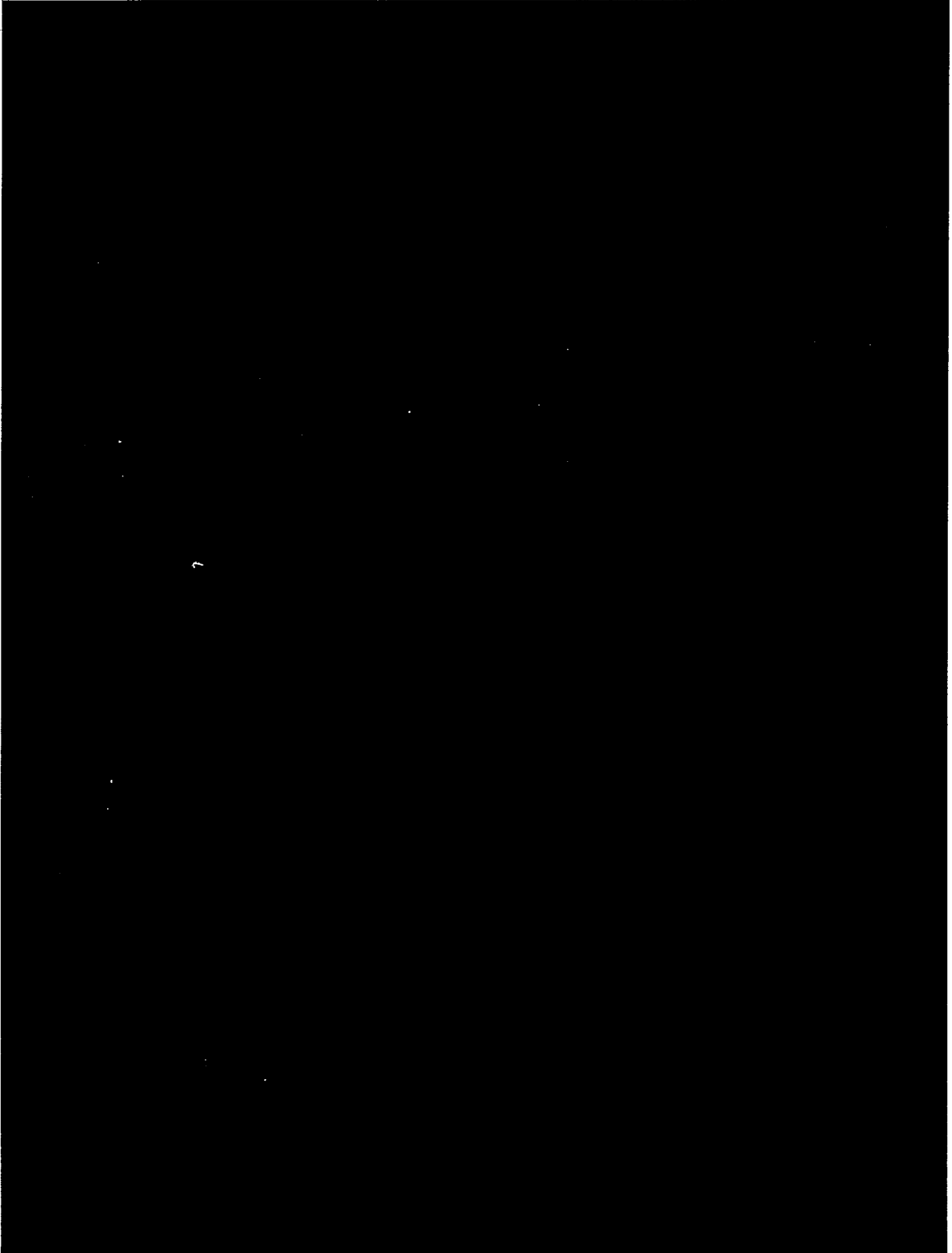
12/07/20内調内検討済み



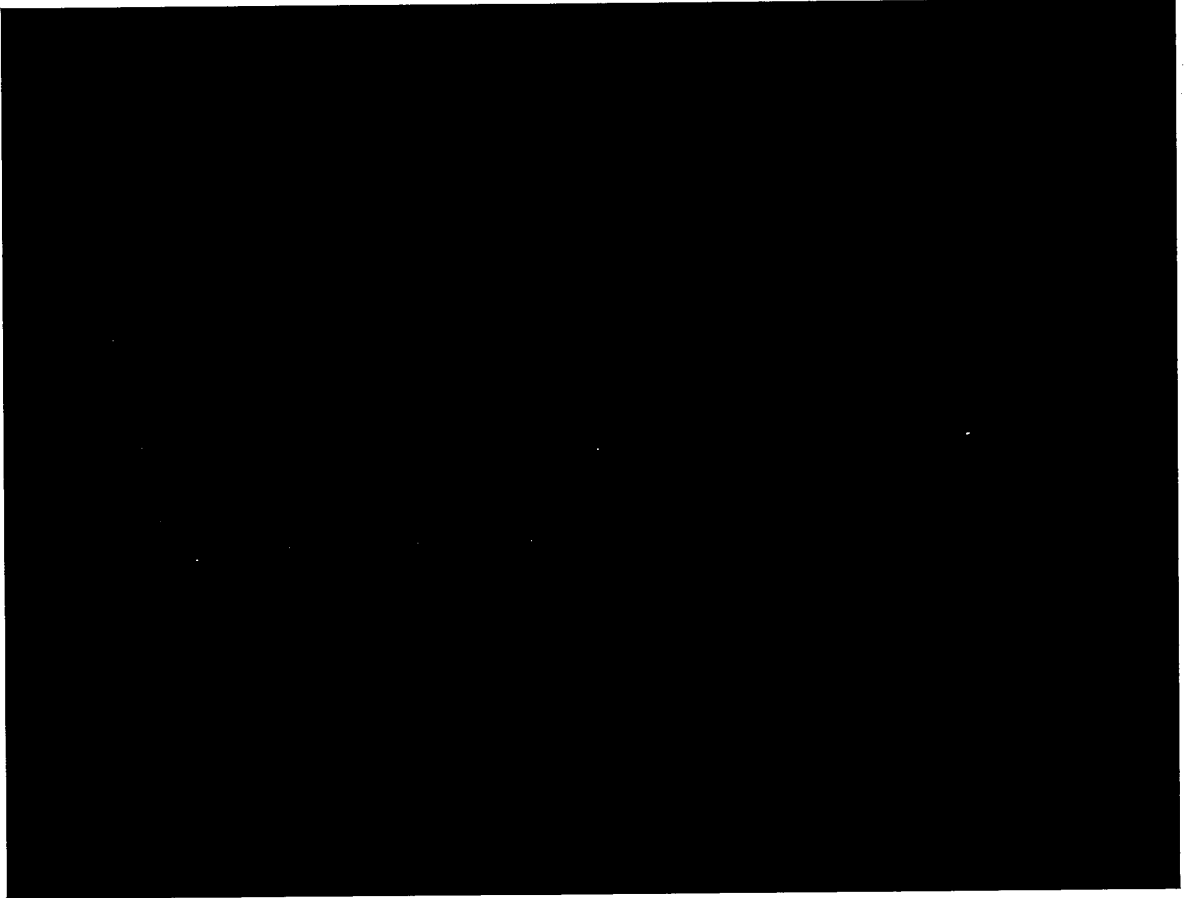
12/07/20内調内検討済み



12/07/20内調内検討済み



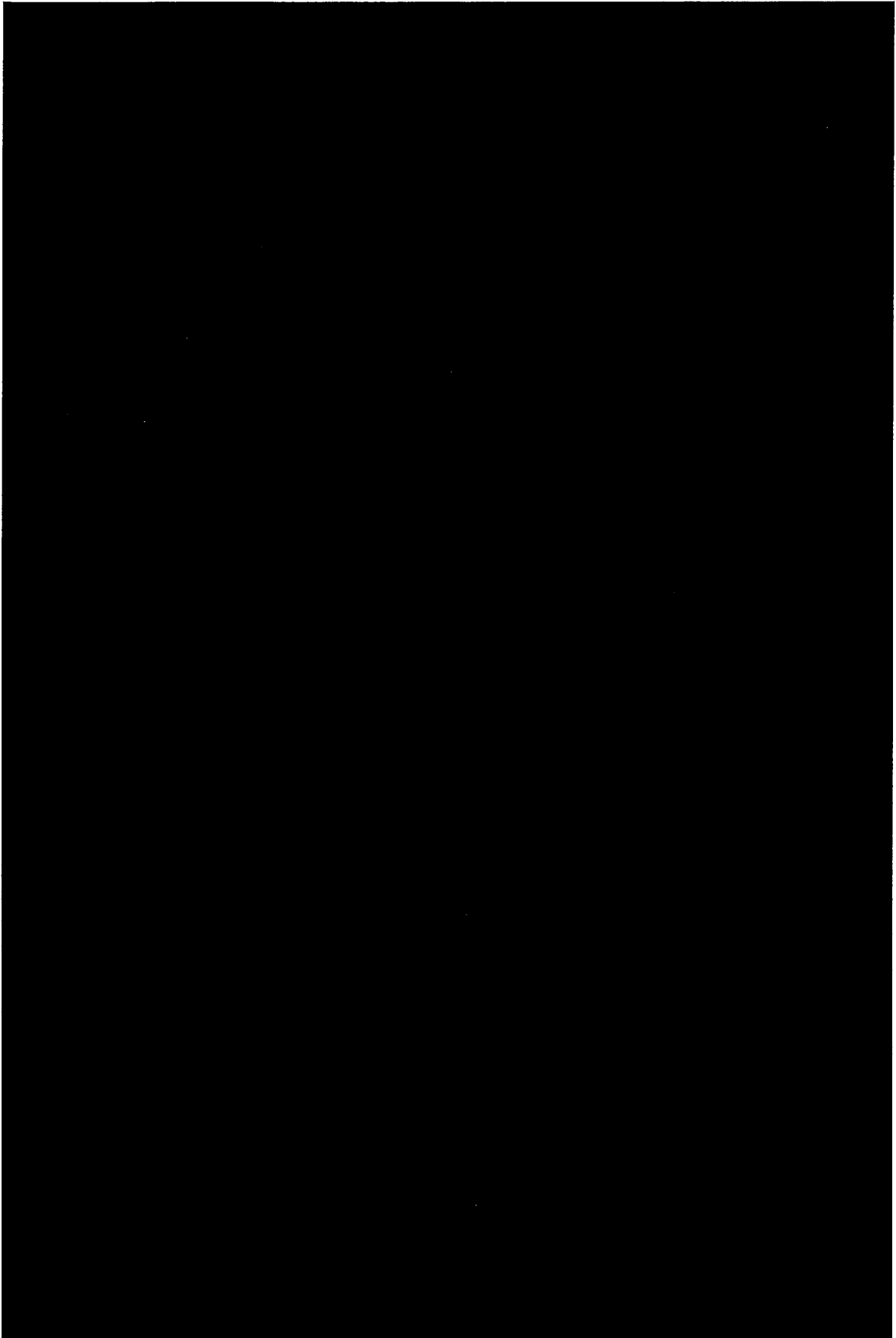
12/07/20内調内検討済み



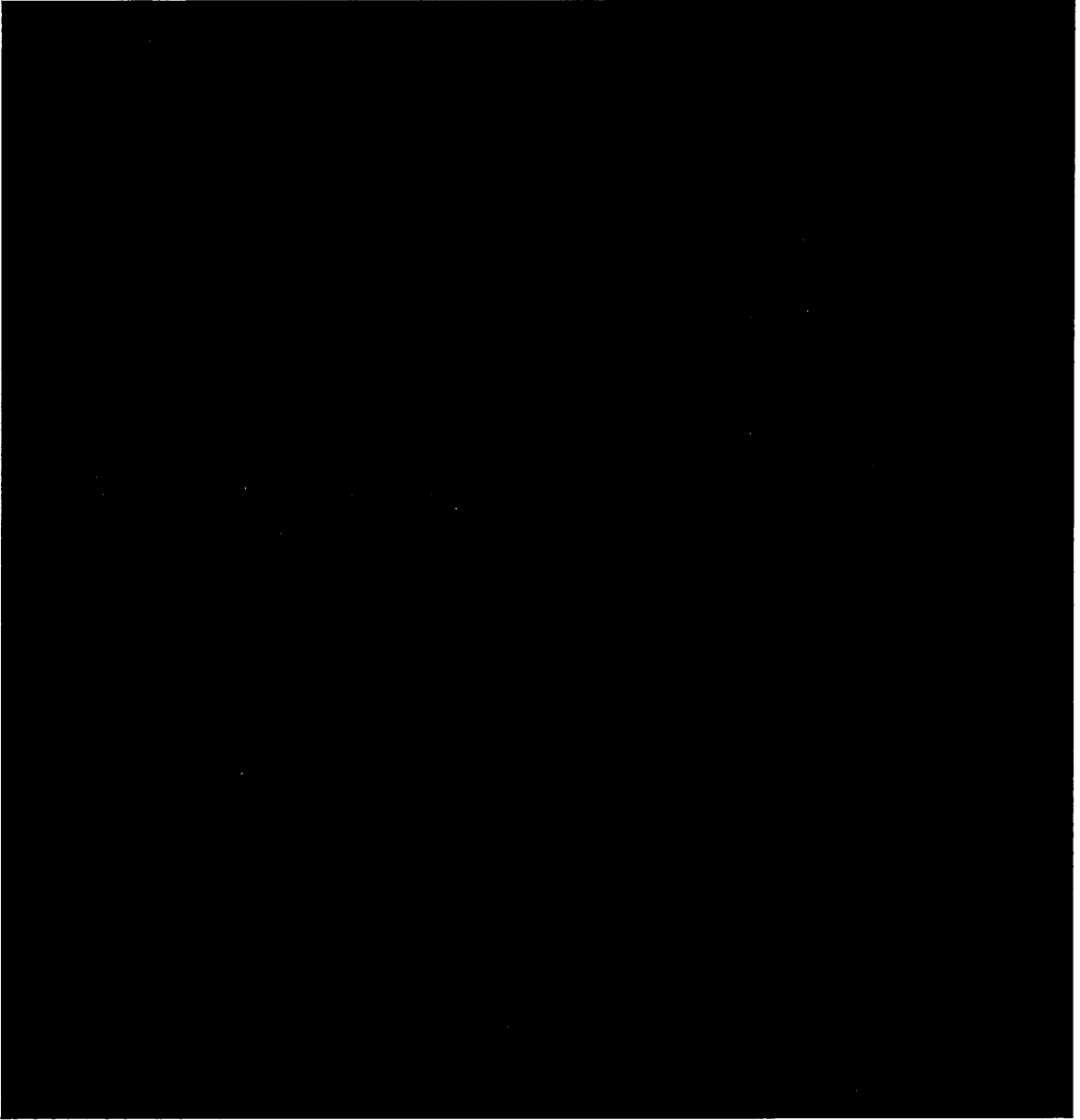
12/07/20内調内検討済み



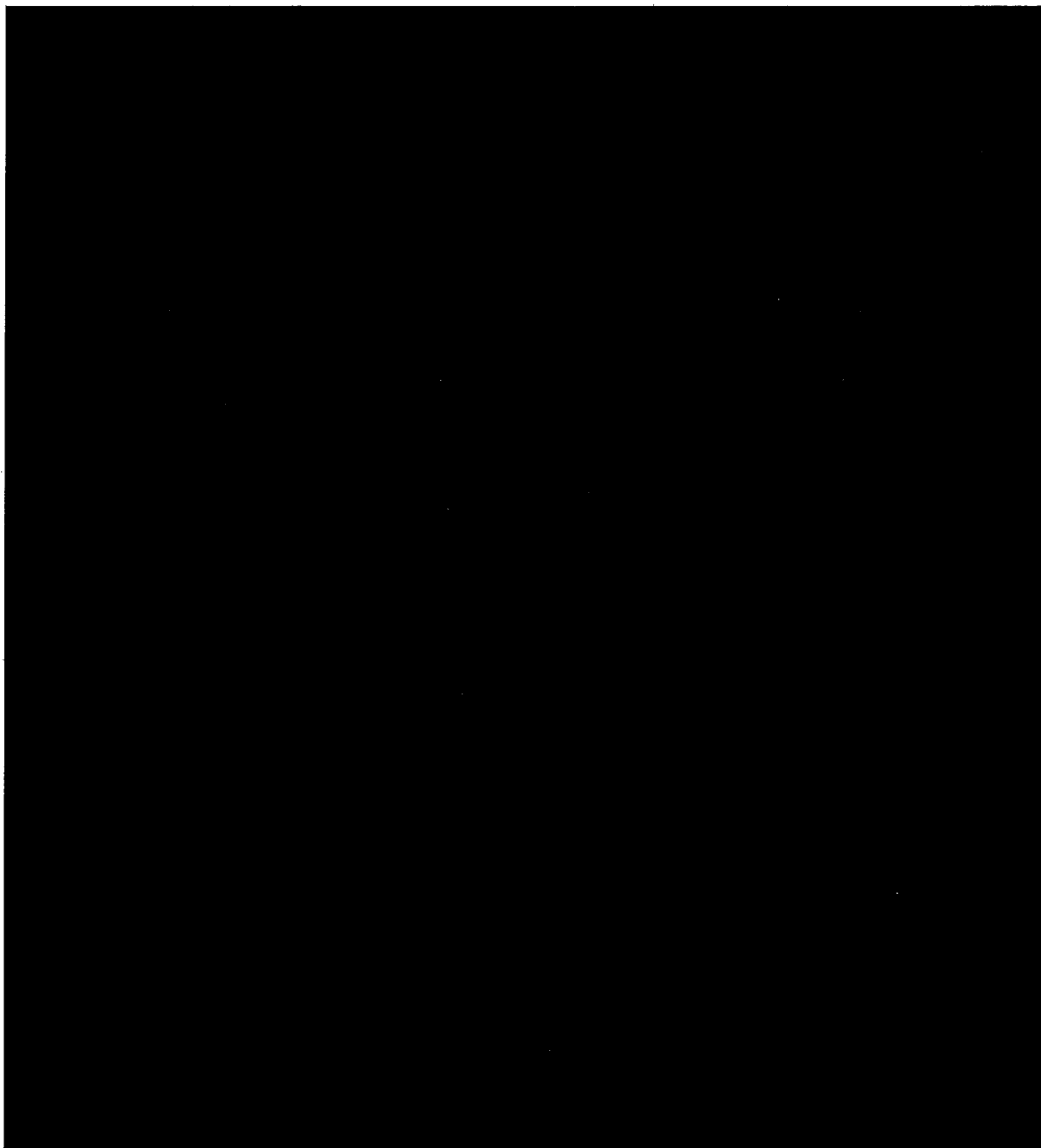
12/07/20内調内検討済み



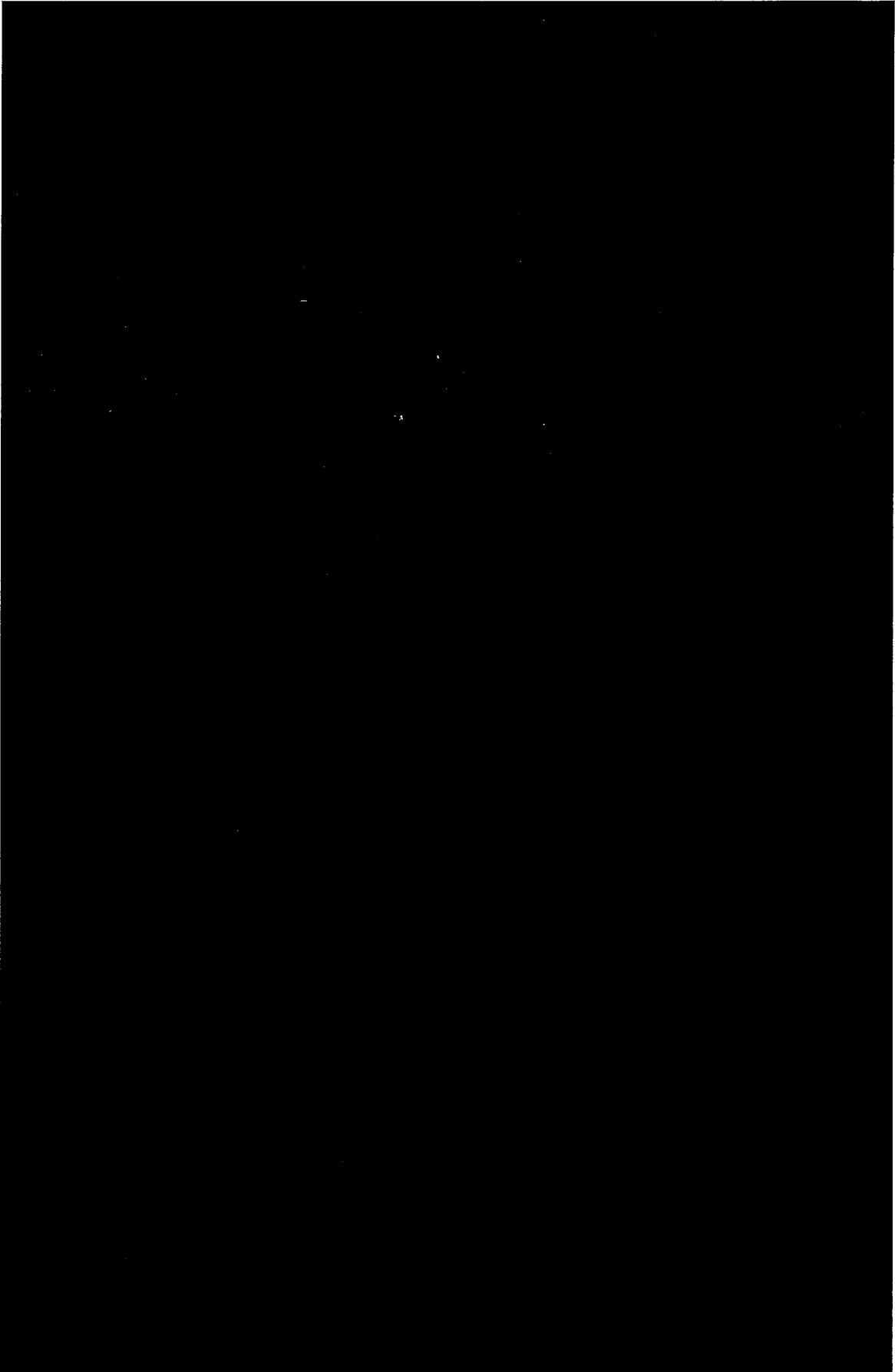
12/07/20内調内検討済み



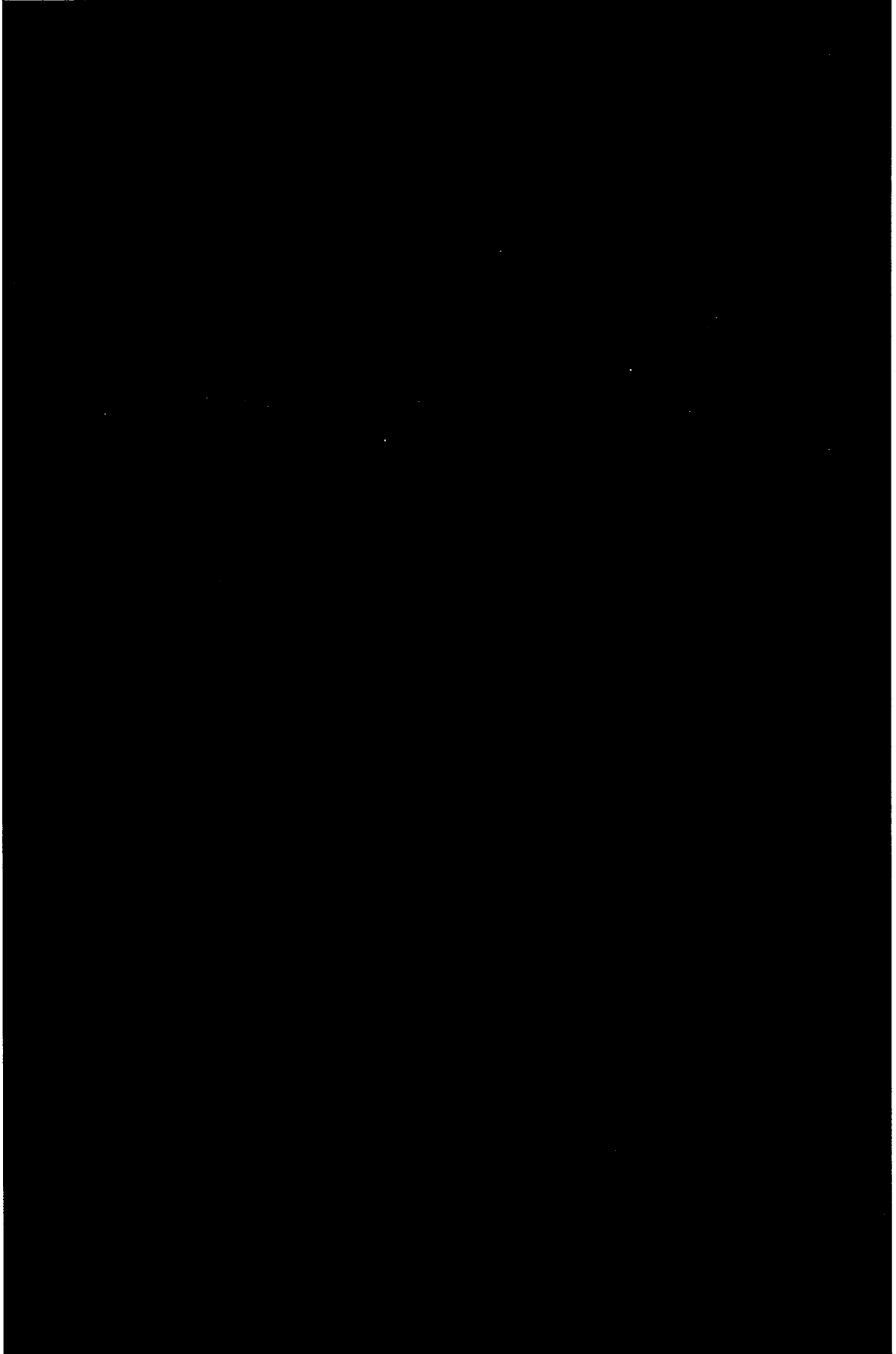
12/07/20内調内検討済み



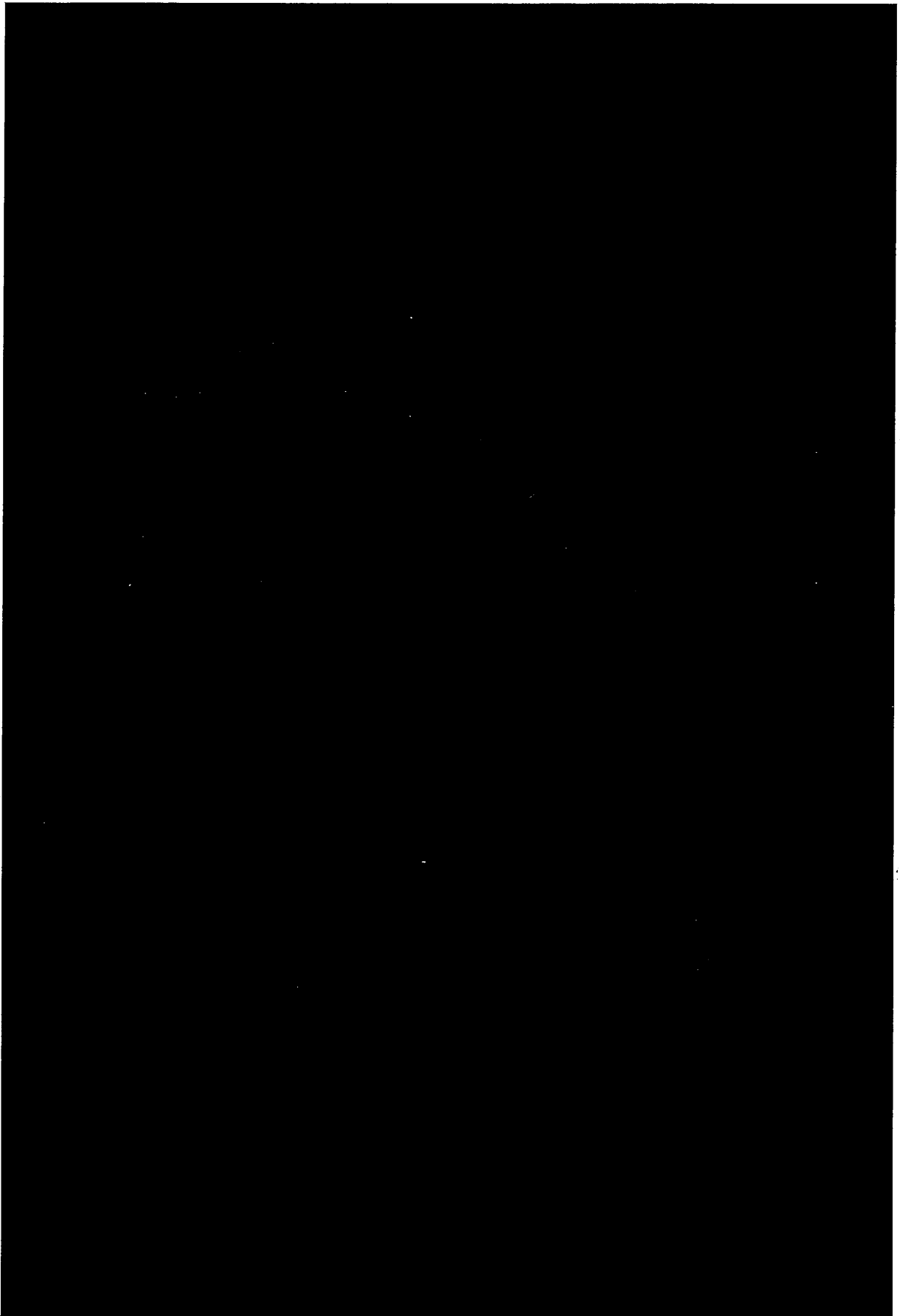
12/07/20内調内検討済み



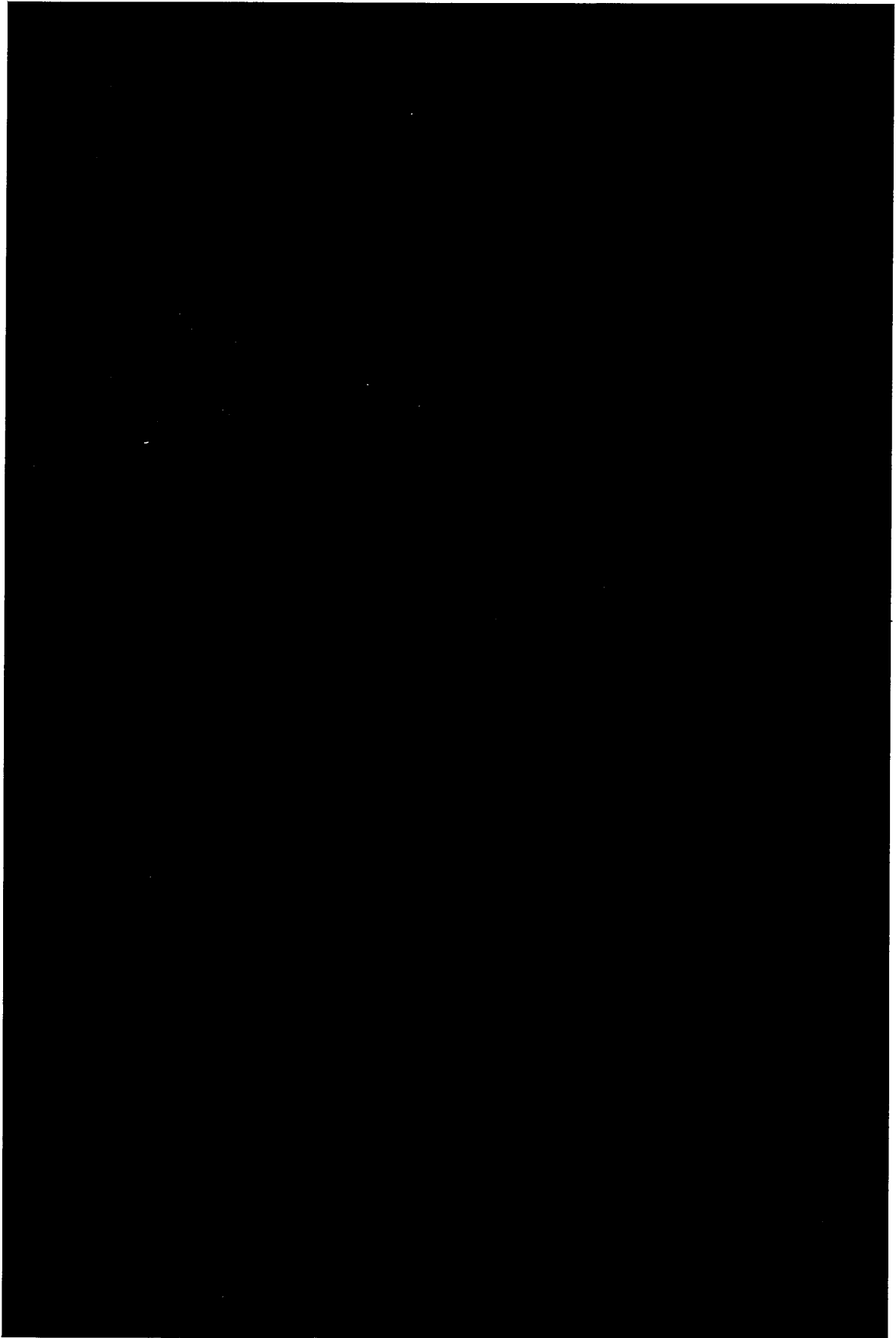
12/07/20内調内検討済み



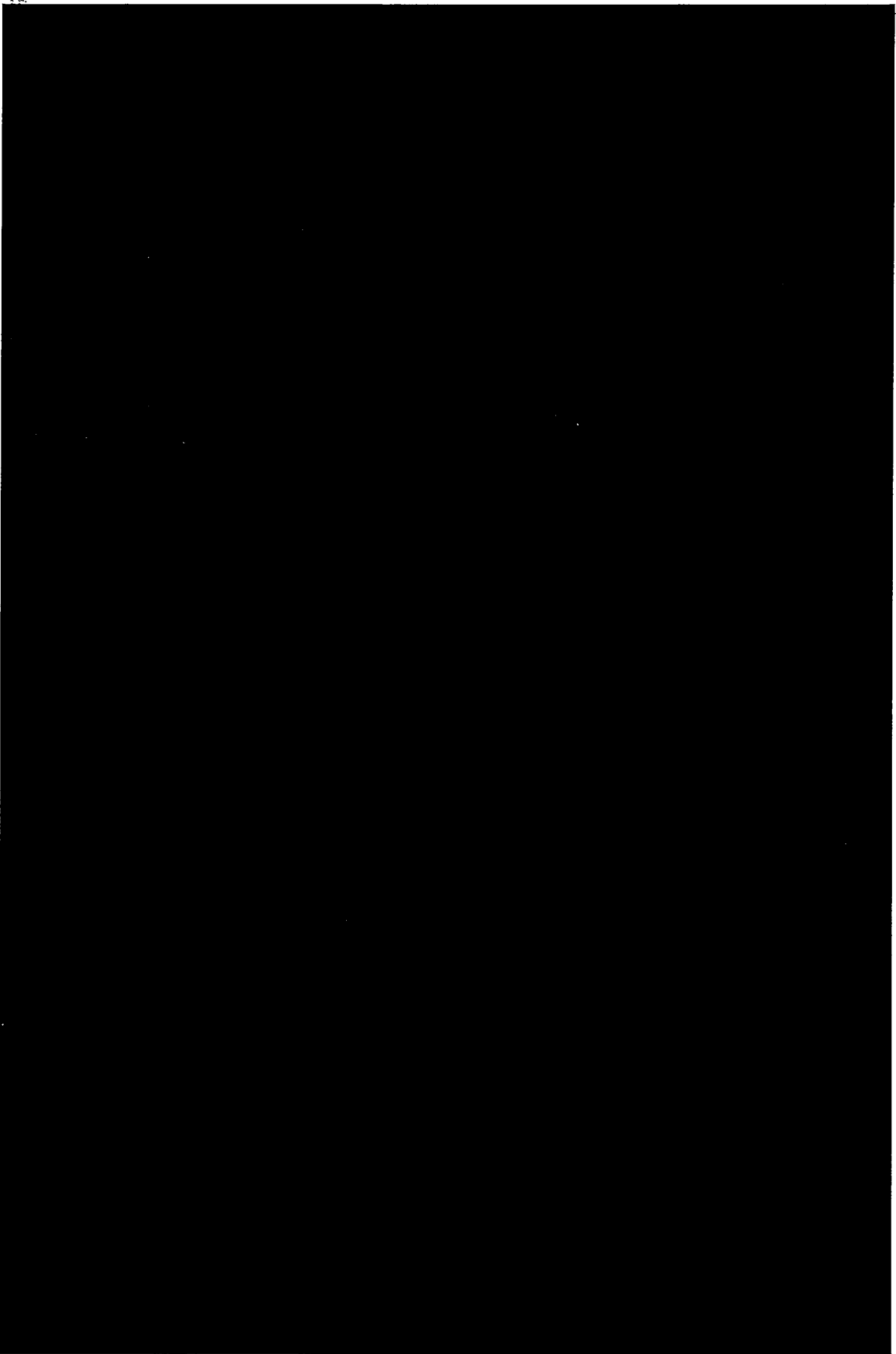
12/07/20内調内検討済み



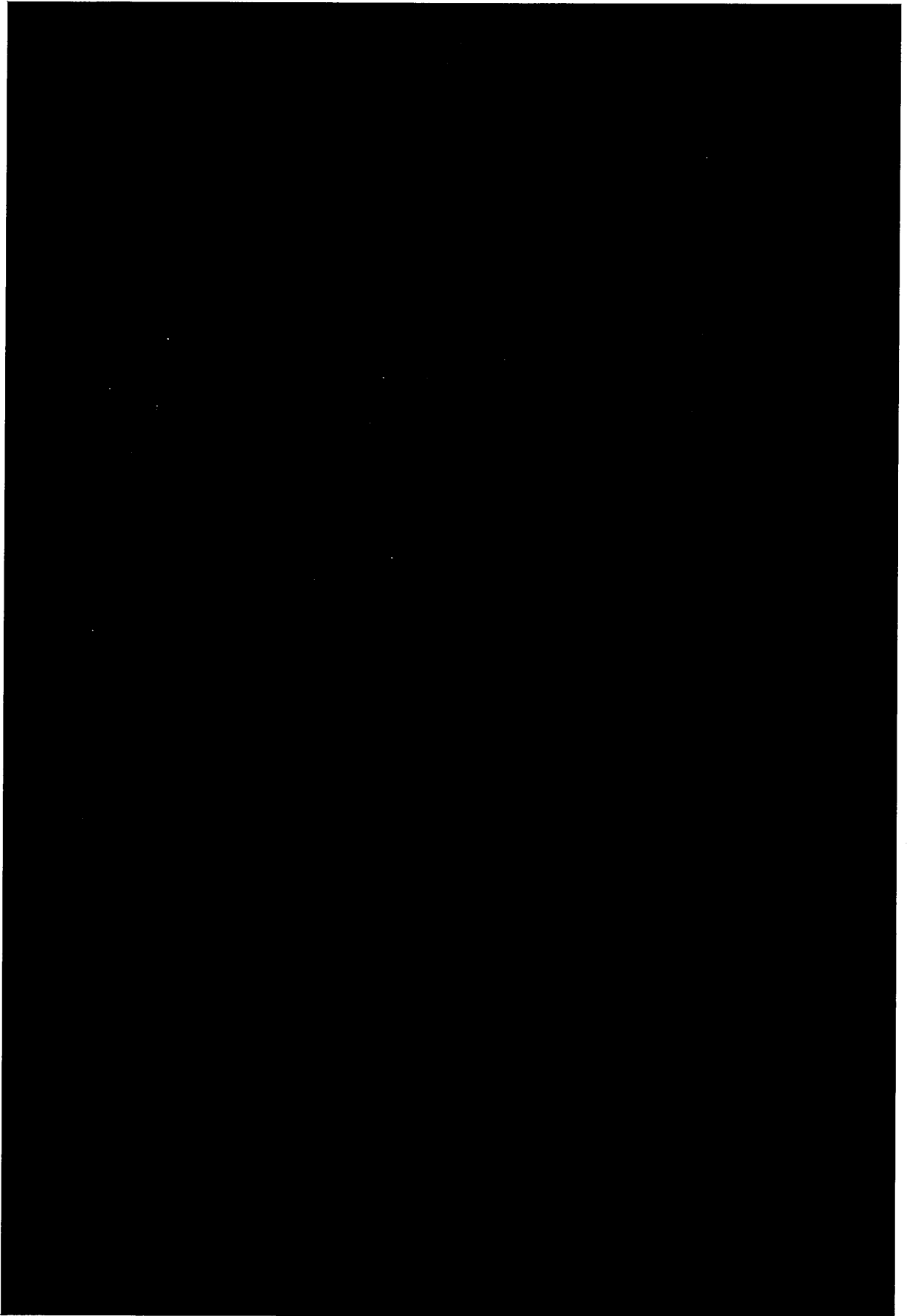
12/07/20内調内検討済み



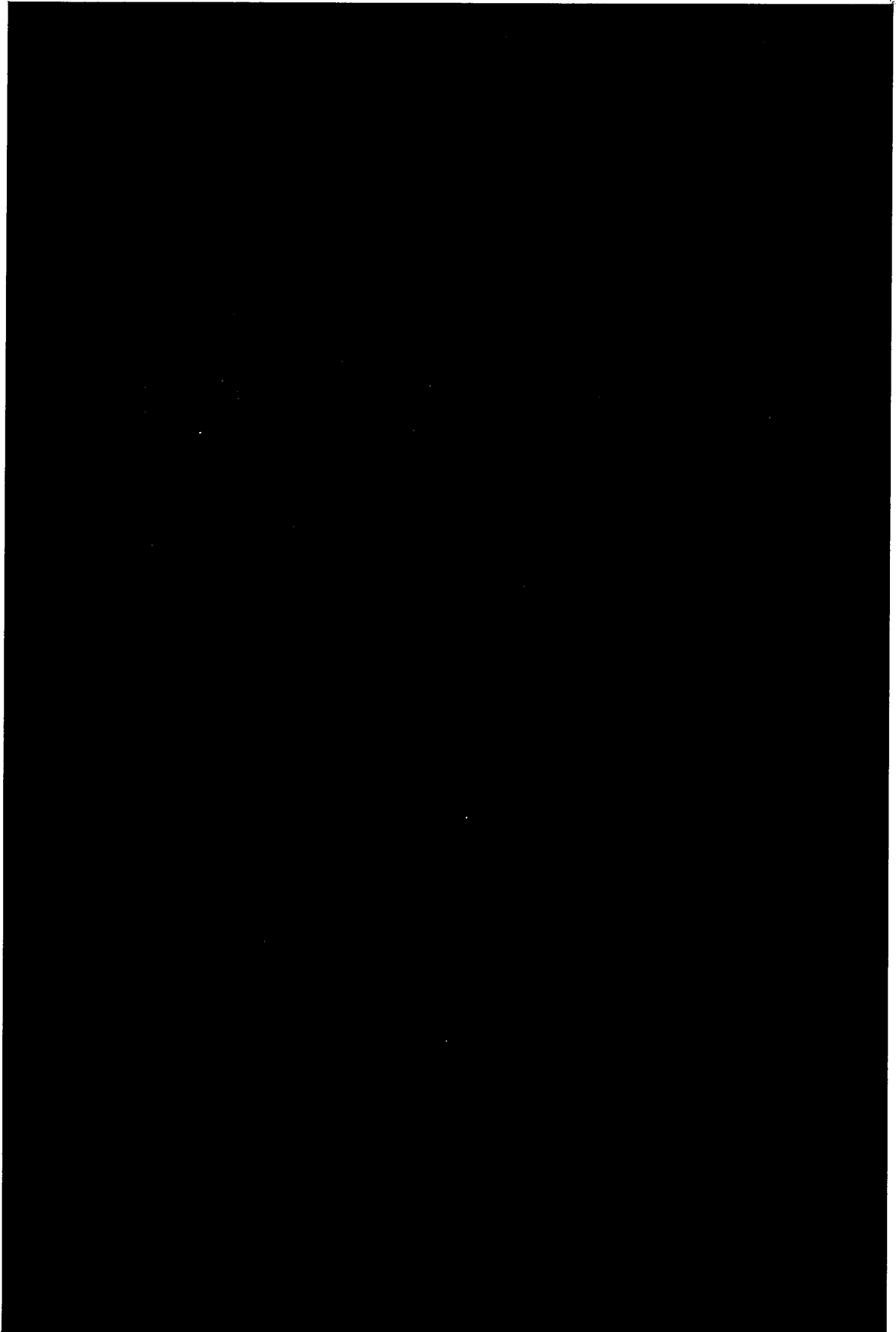
12/07/20内調内検討済み



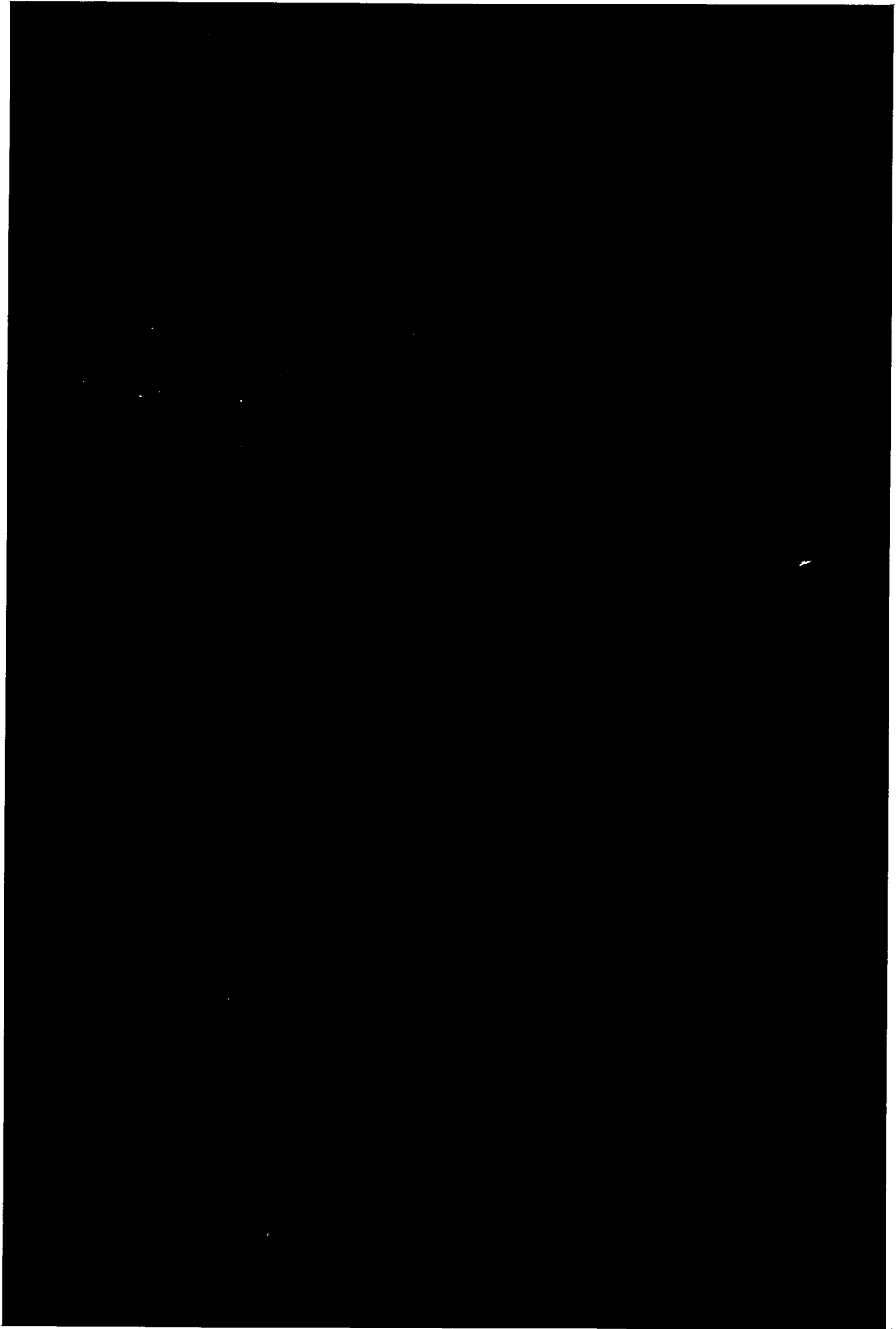
12/07/20内調内検討済み



12/07/20内調内検討済み



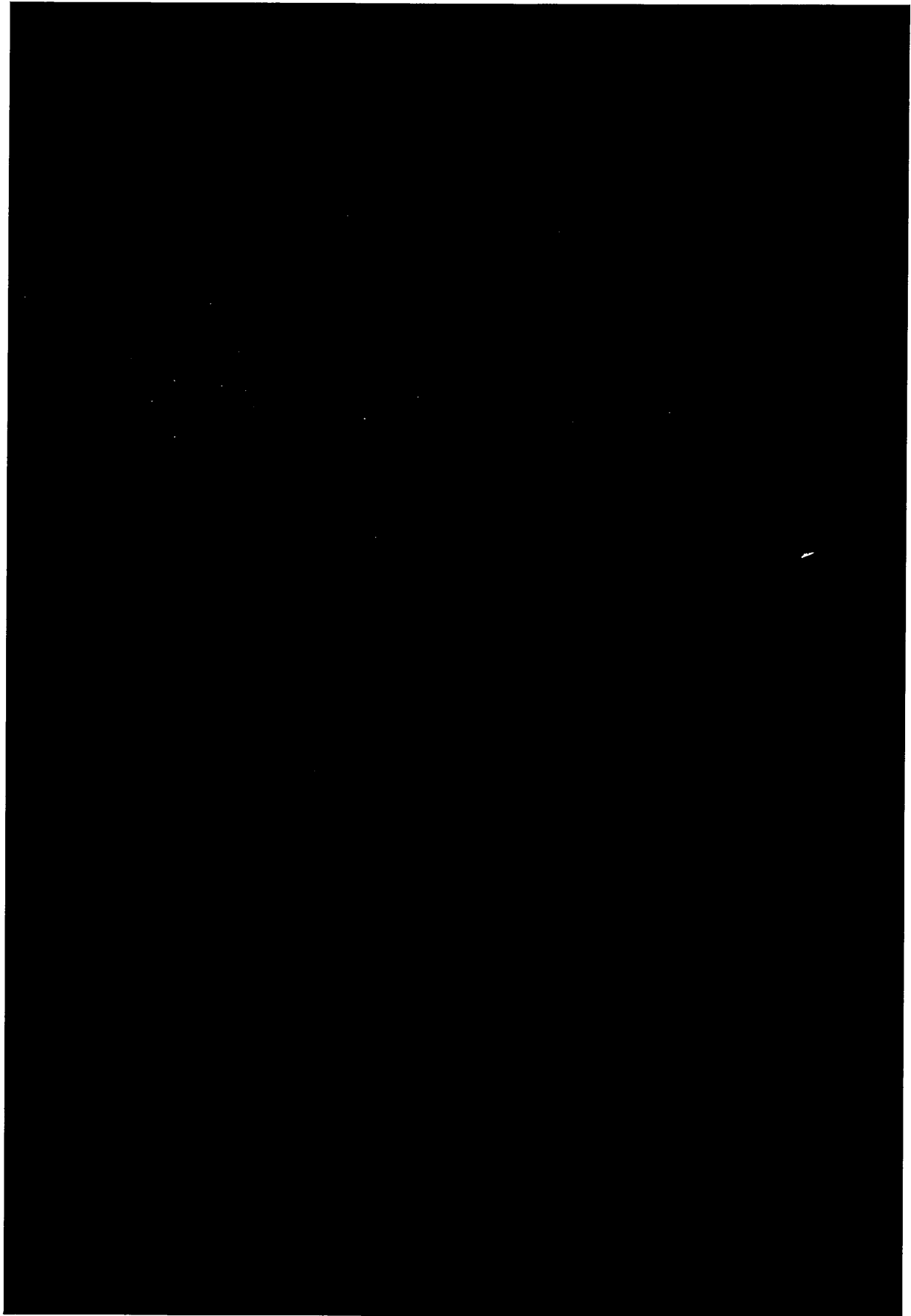
12/07/20内調内検討済み



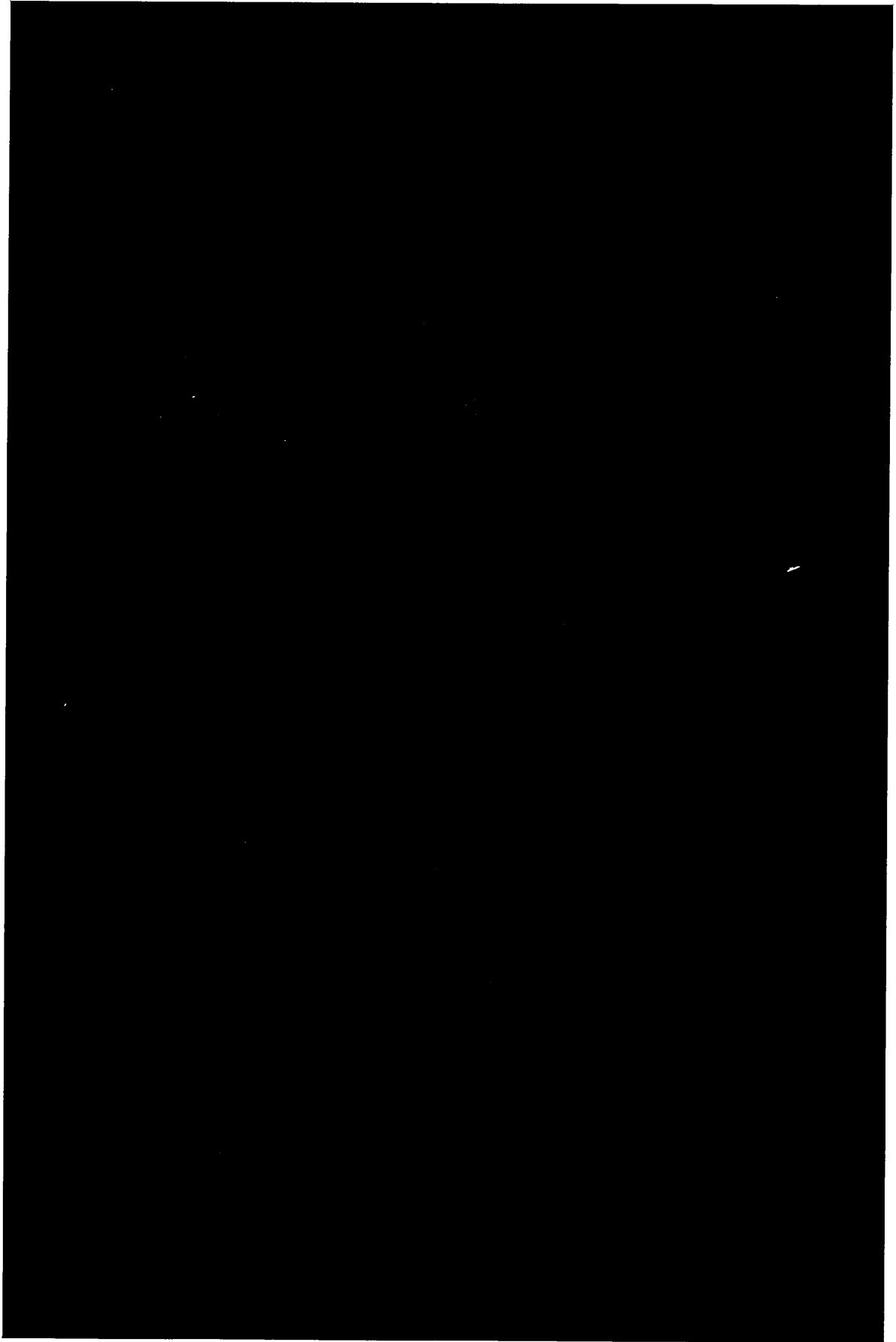
12/07/20内調内検討済み



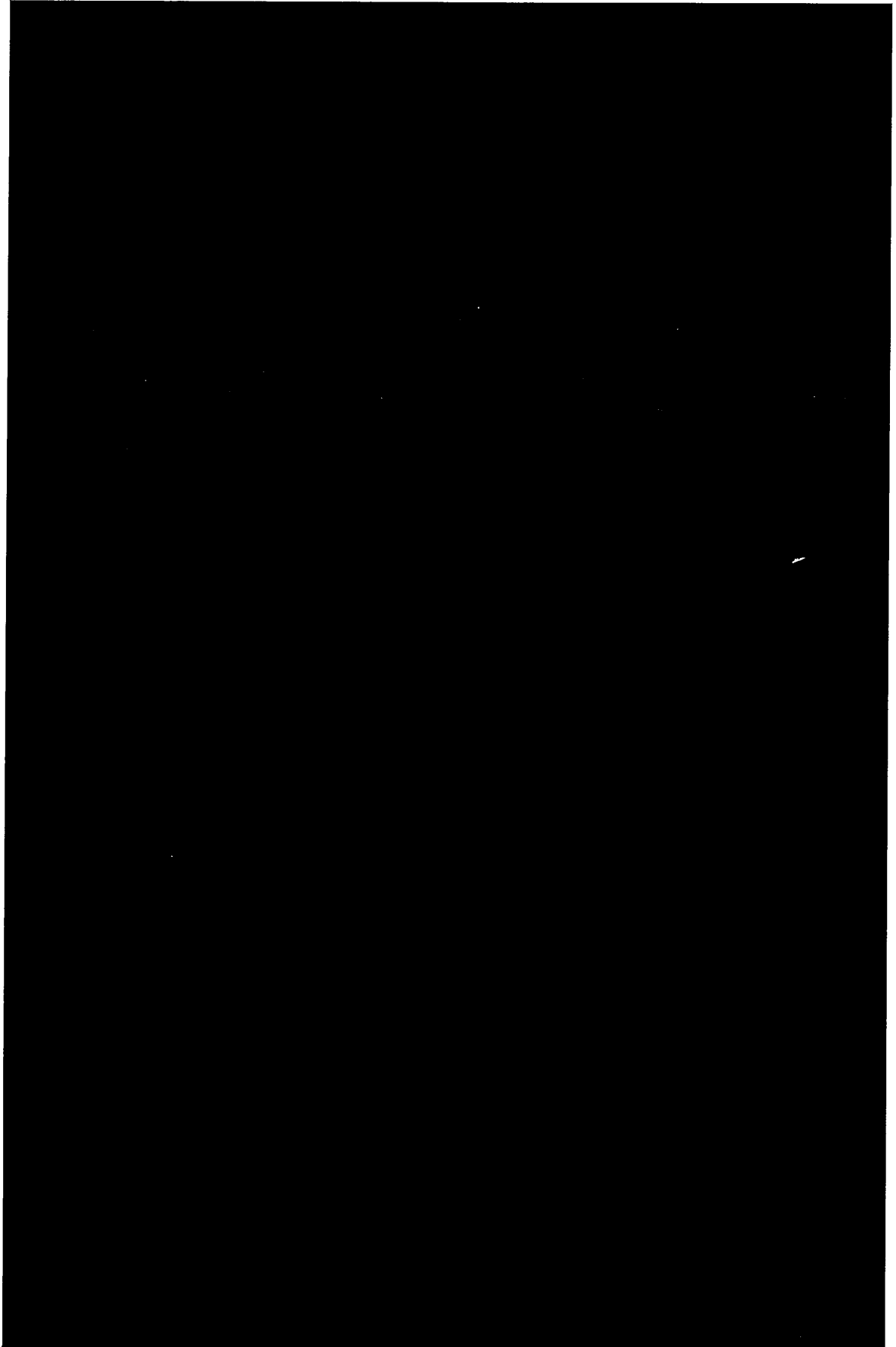
12/07/20内調内検討済み



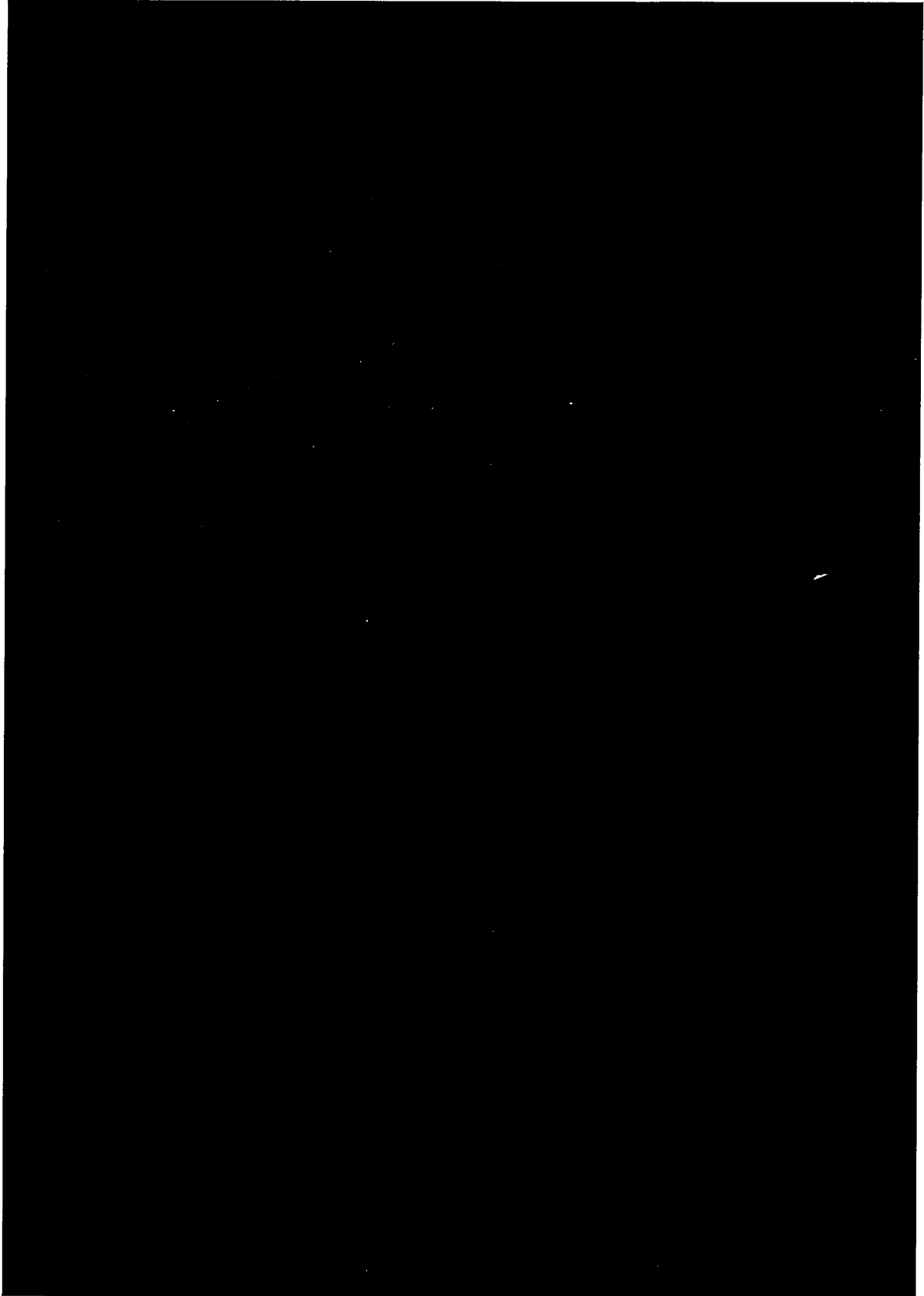
12/07/20内調内検討済み



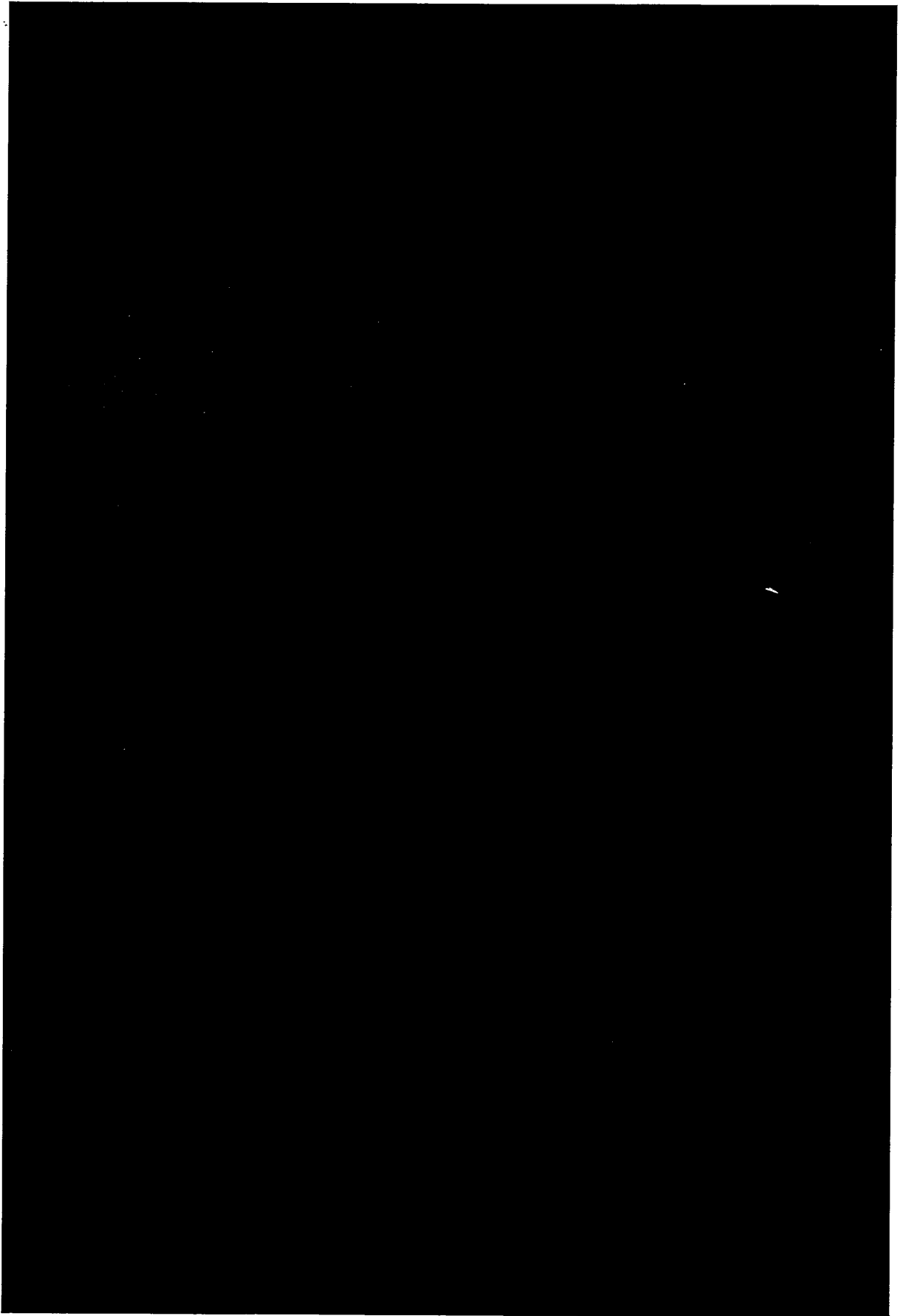
12/07/20内調内検討済み



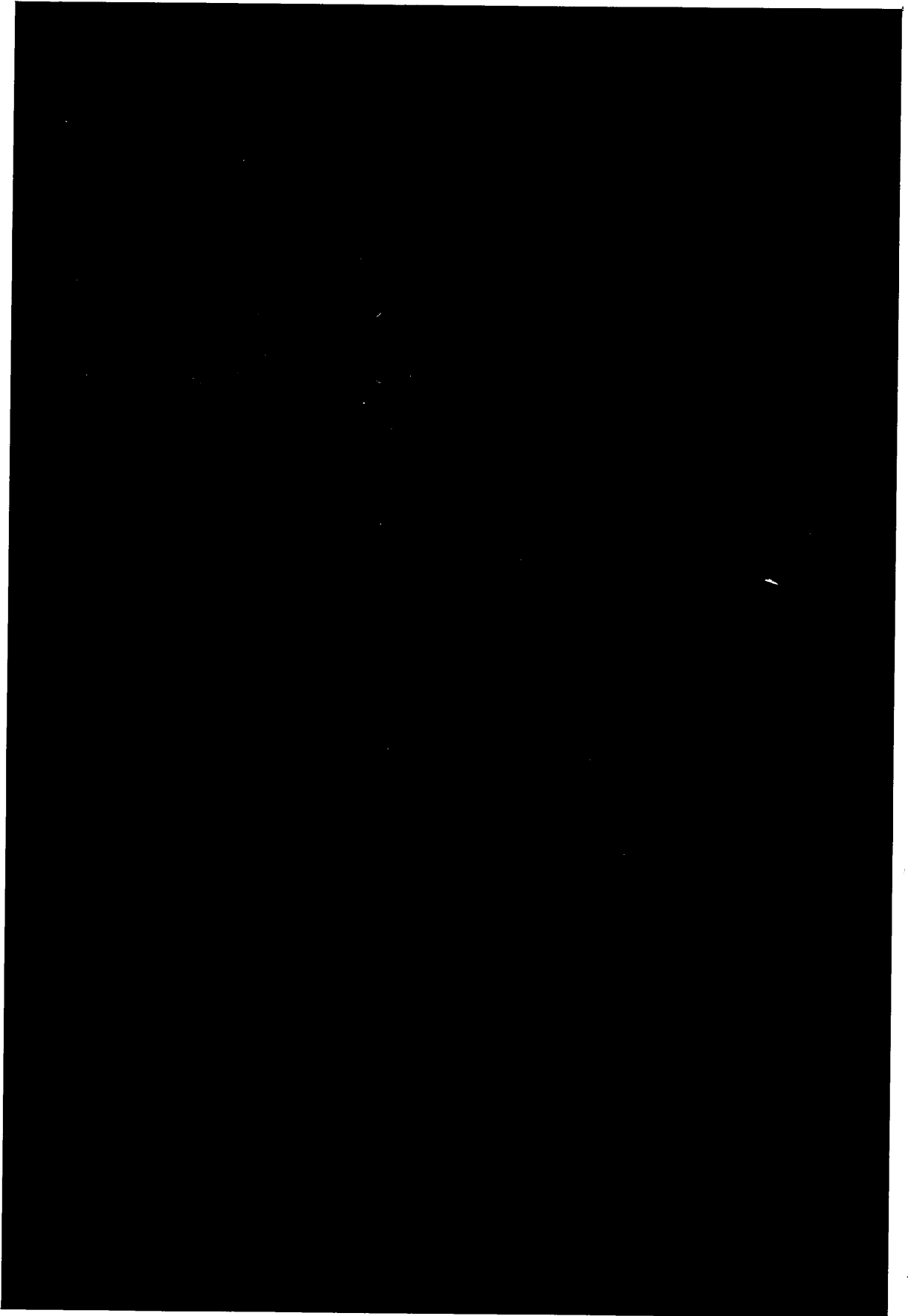
12/07/20内調内検討済み



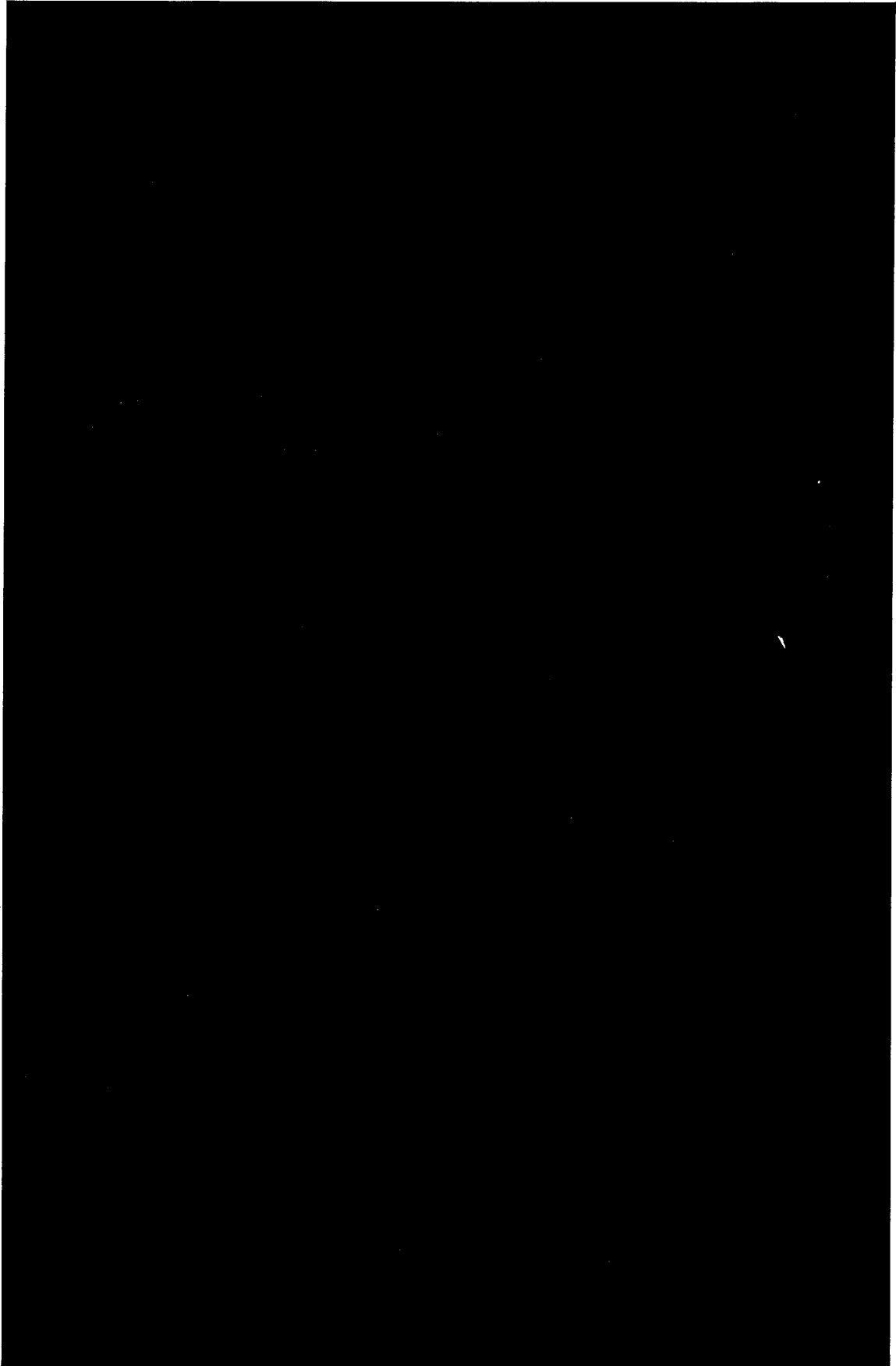
12/07/20内調内検討済み



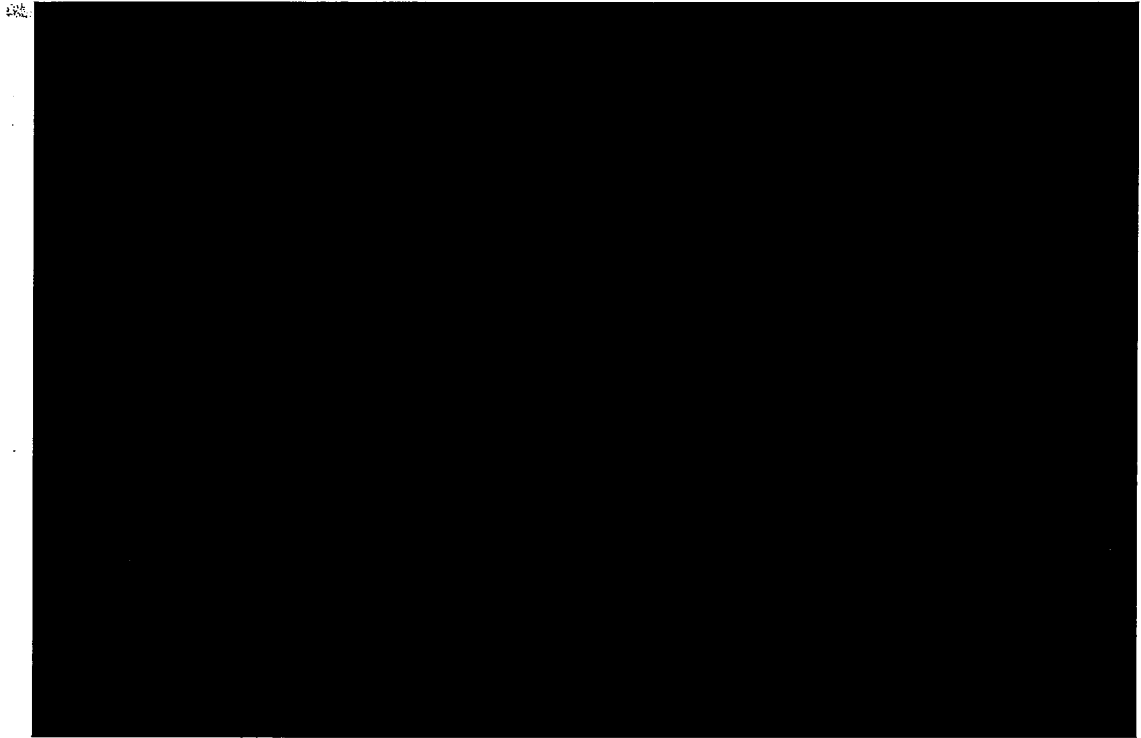
12/07/20内調内検討済み



12/07/20内調内検討済み



12/07/20内調内検討済み



特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【論点集】

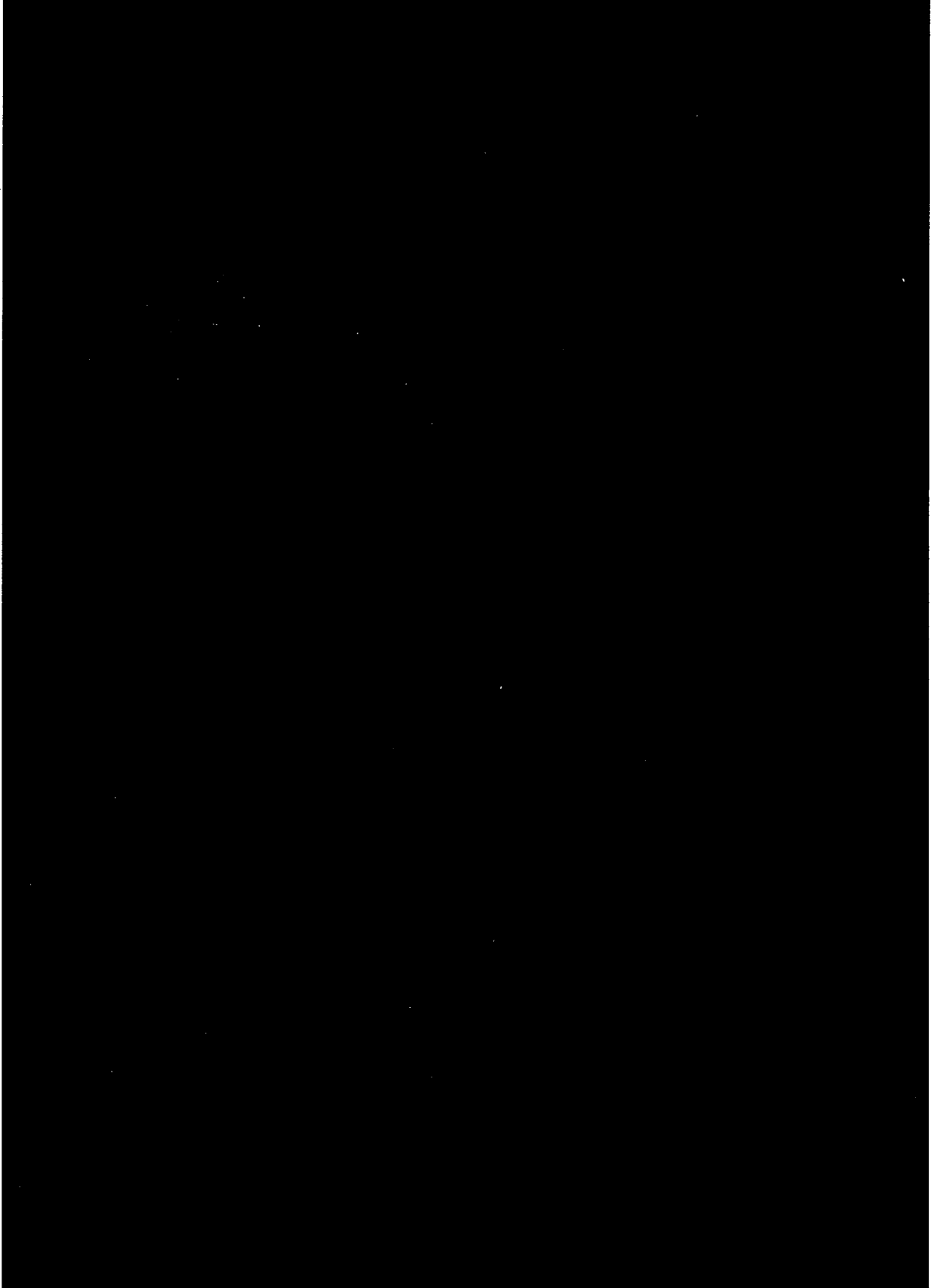
（案）

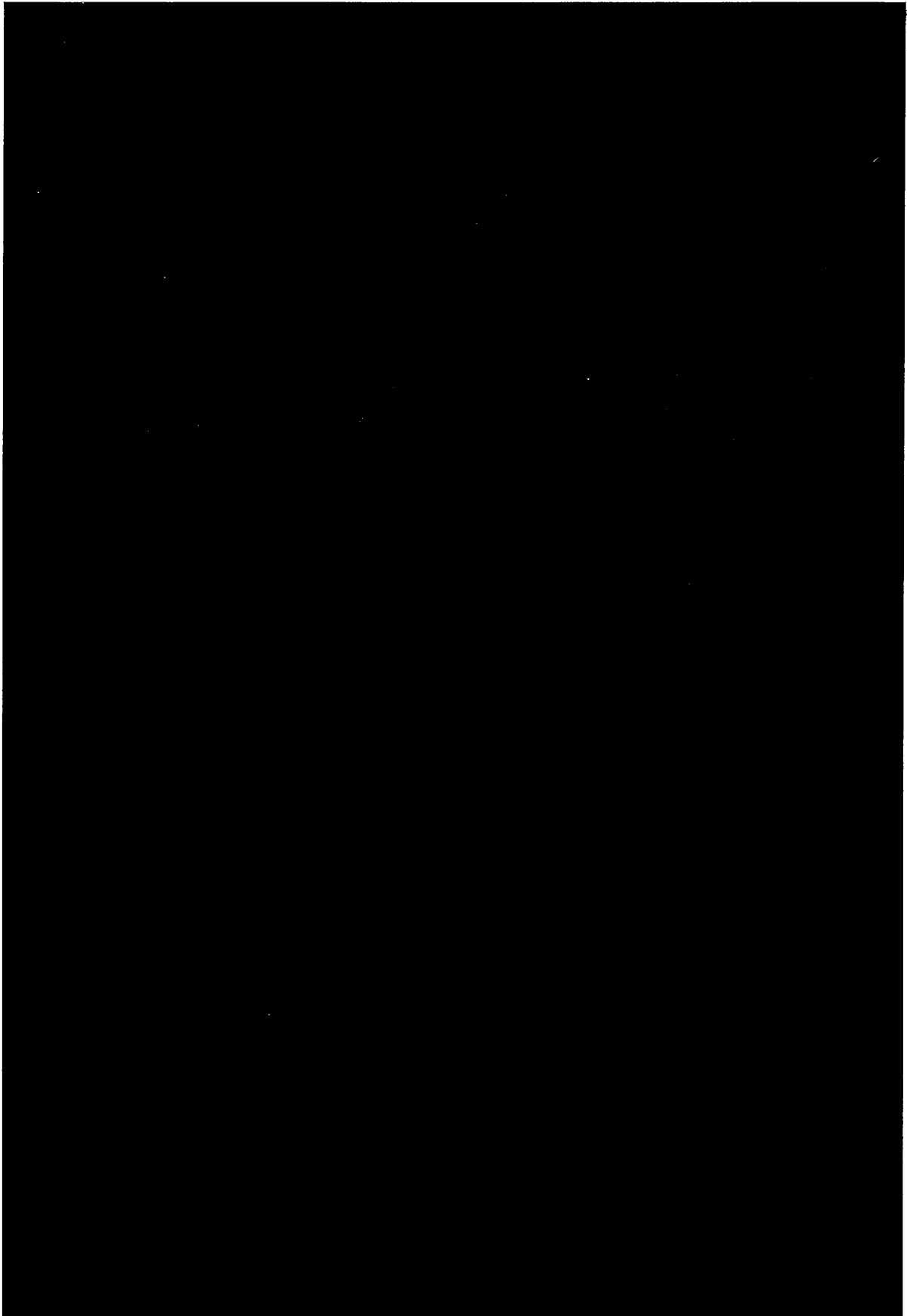
平成24年〇月
内閣官房

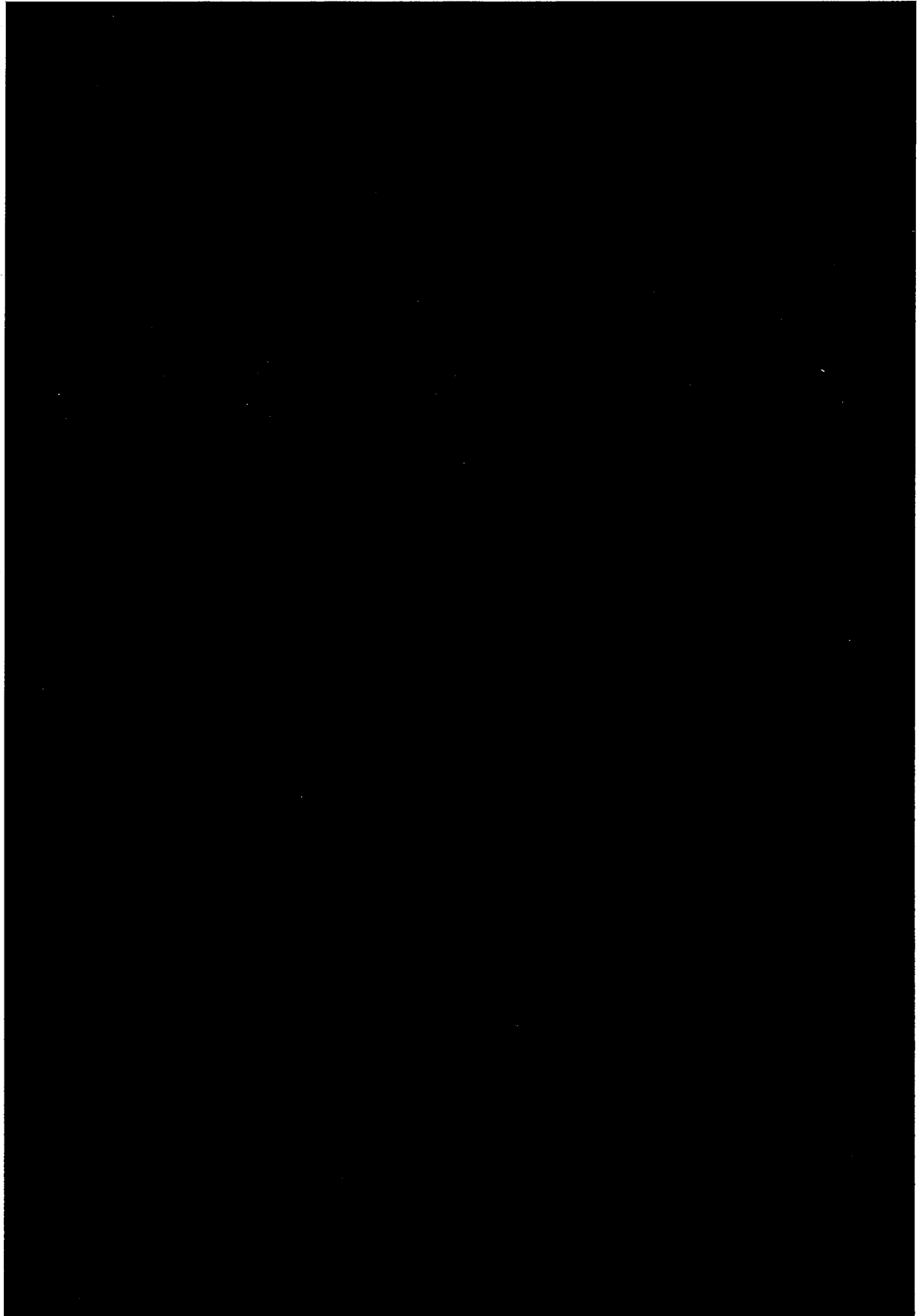
目次

1	論点	
	【論点1】 秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について -----	01
	【論点2】 ██ -----	08
	【論点3】 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について -----	12
	【論点4】 適性評価と法の下での平等との関係について -----	15
	【論点5】 刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について -----	17
	【論点6】 漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材 の自由との関係について -----	19
2	参考資料	
	○ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧 -----	21
	○ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続 -----	25
	○ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則 -----	27

秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について









【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したものの	○ 自衛隊法違反 (懲役10月) ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長(元航空自衛官)に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したものの	○ MDA秘密保護法違反 (起訴猶予処分)
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員(元自衛官)が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したものの	○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用 (起訴猶予処分)
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったものの	○ MDA秘密保護法違反 (懲役2年6月猶予4年) ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したものの	○ 国家公務員法違反 収賄 (起訴猶予処分) ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官(巡視艇乗組員)が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたものの	○ 国家公務員法違反 (起訴猶予処分) ○ 停職12か月 (辞職)
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙 2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのID及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報が出たおそれがある。 ・ 衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・ 防衛大臣（当時）を含む参議院議員7人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕込まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・ 総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成23年 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・ 防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕込まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成23年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ IHI、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・ 9月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター1台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成23年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・ 国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別

1 MDA秘密保護法における区別

MDA秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」49頁）。

「広く『業務』といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

2 自衛隊法における区別

- (1) 自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第96条の2第3項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」54頁）である。

- (2) 他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員^{*1}については、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することとなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」

*1

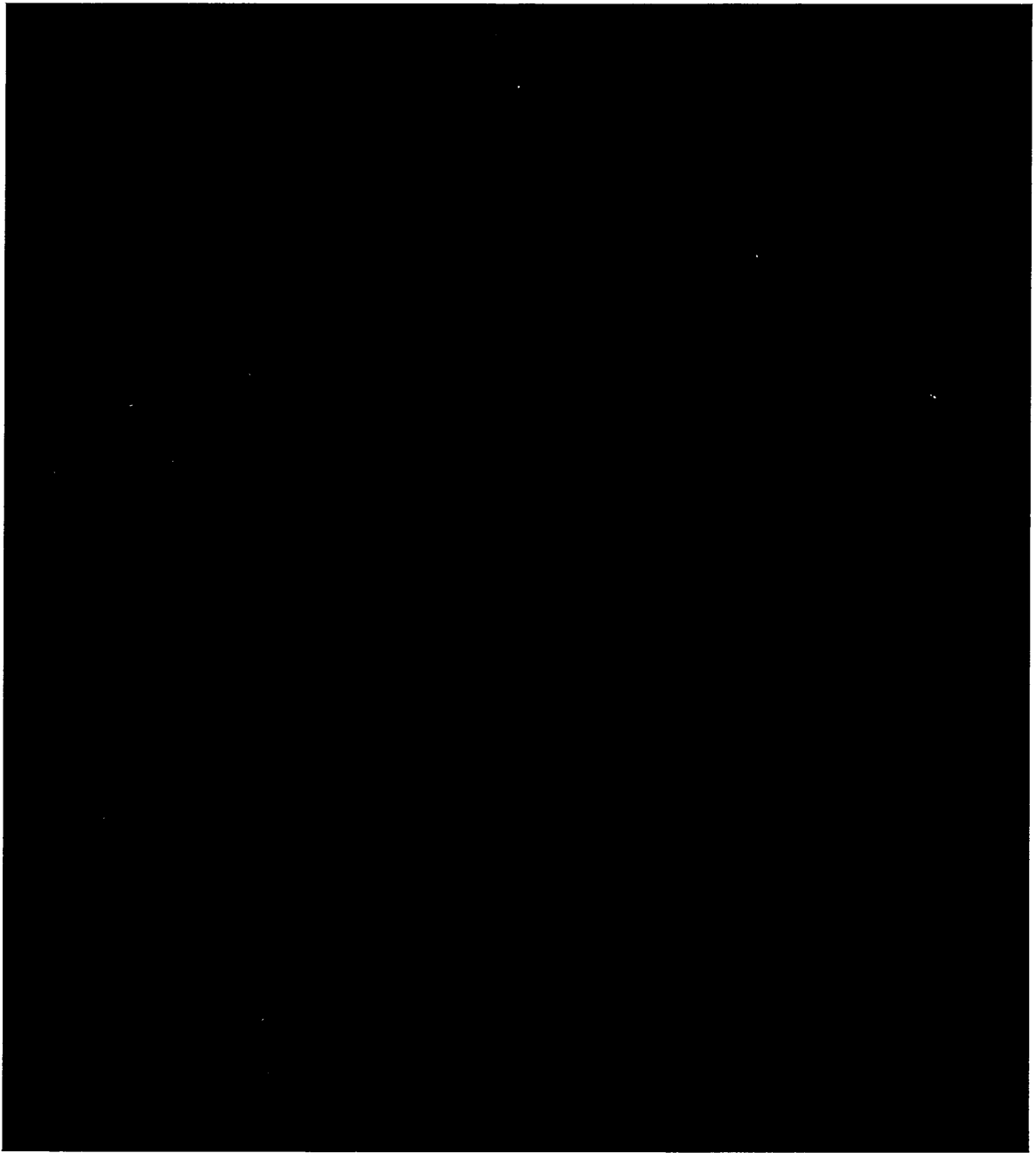
[Redacted]

[Redacted]

*2

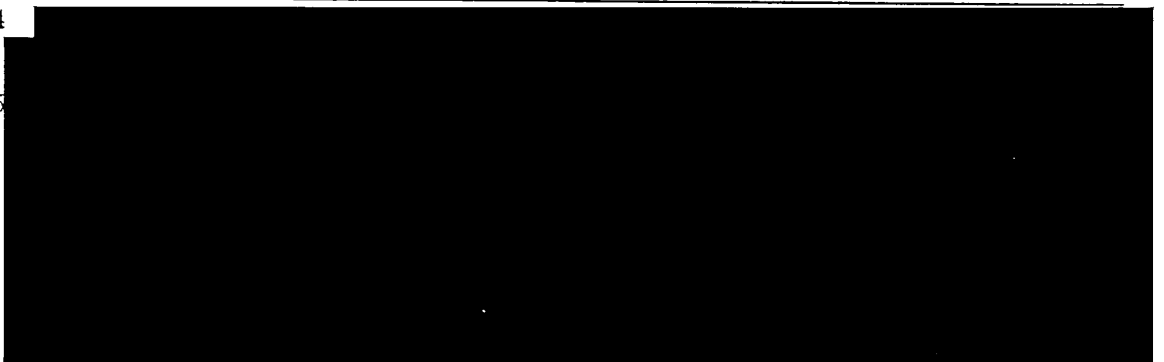
[Redacted]

*3



*4

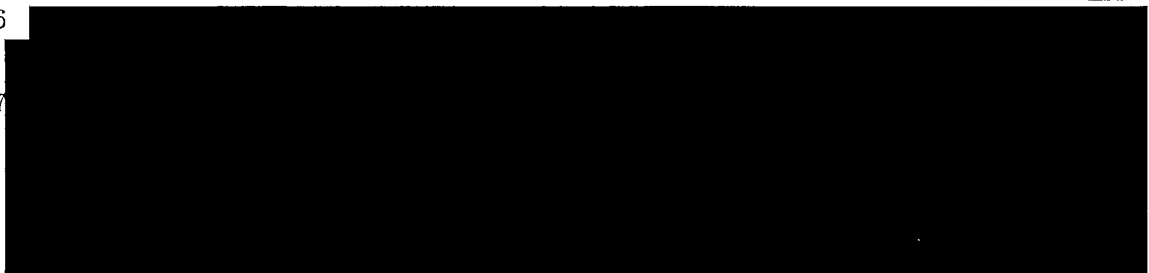
*5





*6

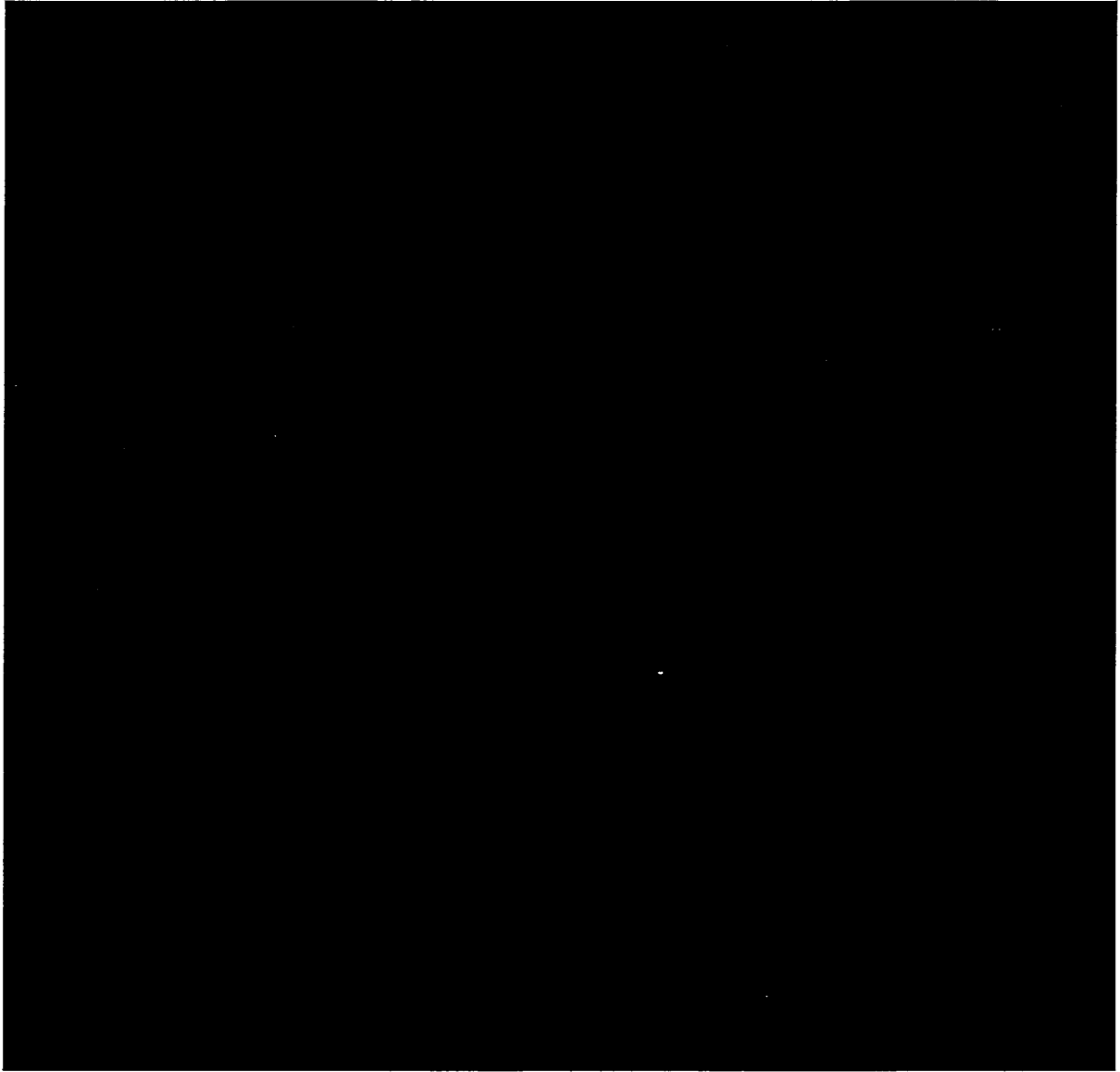
*7



【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則（昭和22年議決）では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条、国会法第63条）が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
		国会職員法（昭和22年法律第85号）第19条		
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手續が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。
			官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第4条第1項	
	裁判所職員	○	○	
		裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）		

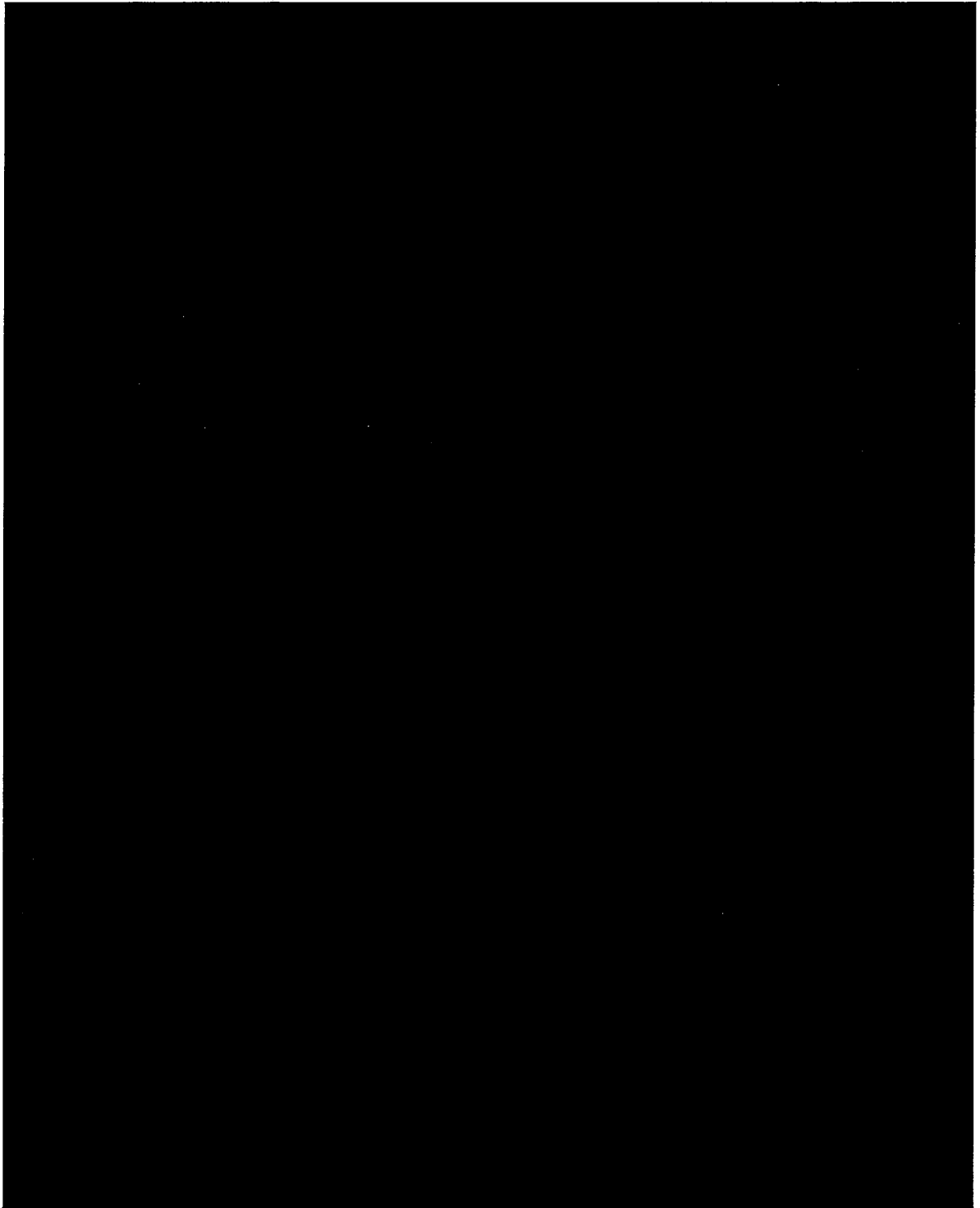
適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について



*8

*9

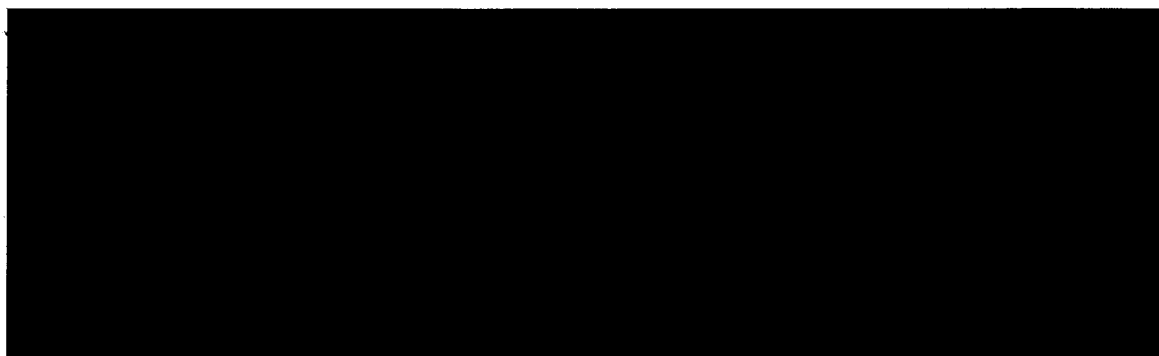
*10



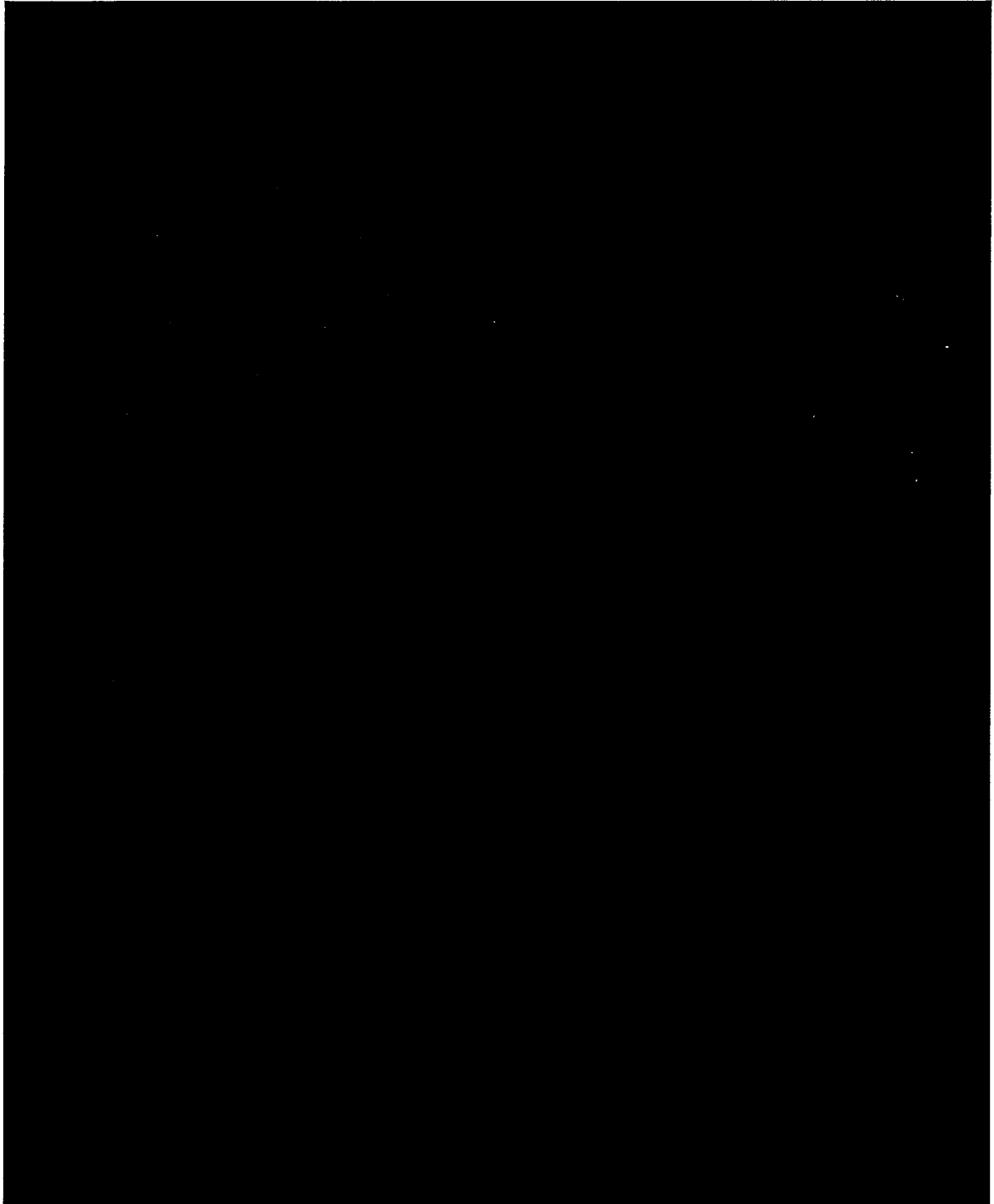
-
- *11
 - *12
 - *13
 - *14



12/07/20内調内検討済み



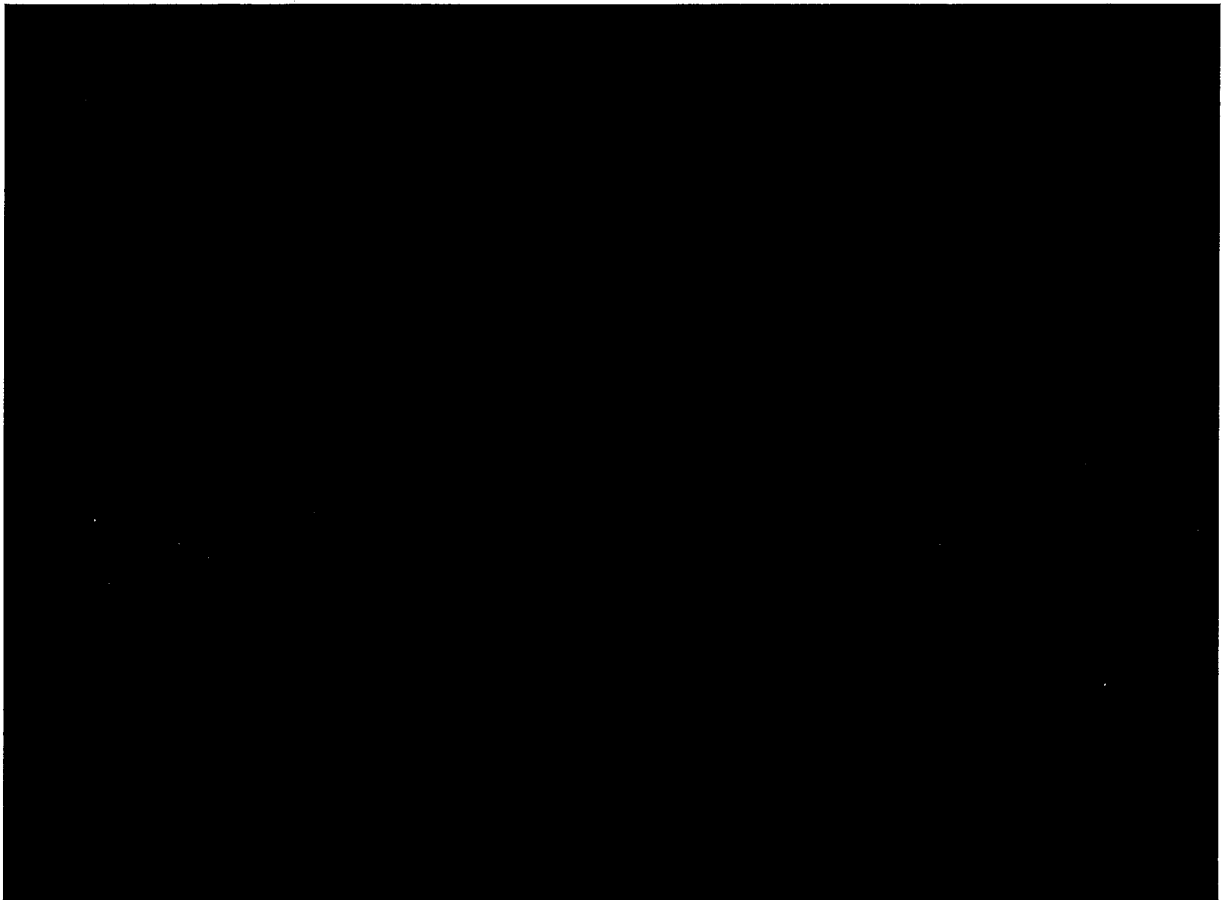
適性評価と法の下の平等との関係について



*15

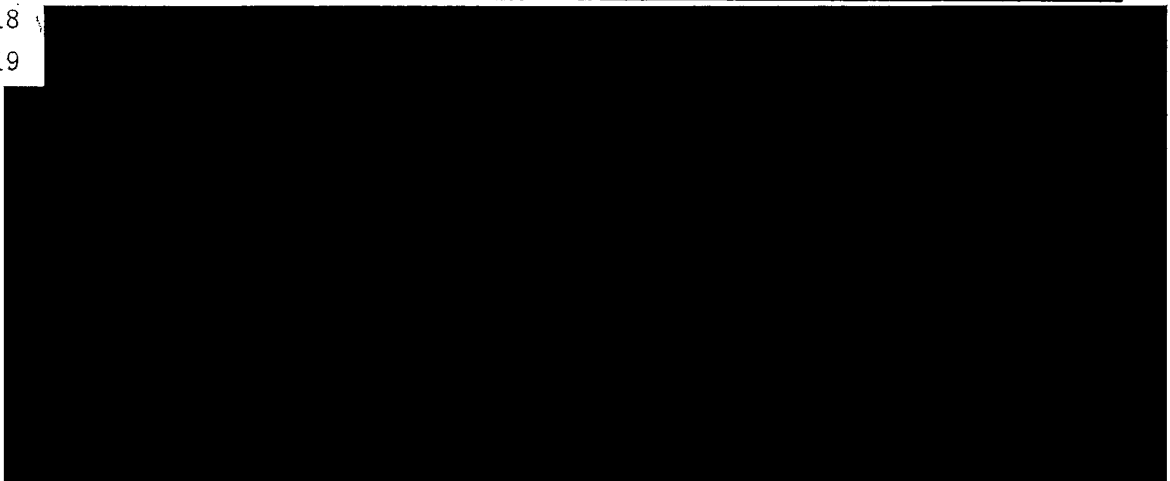
*16

*17

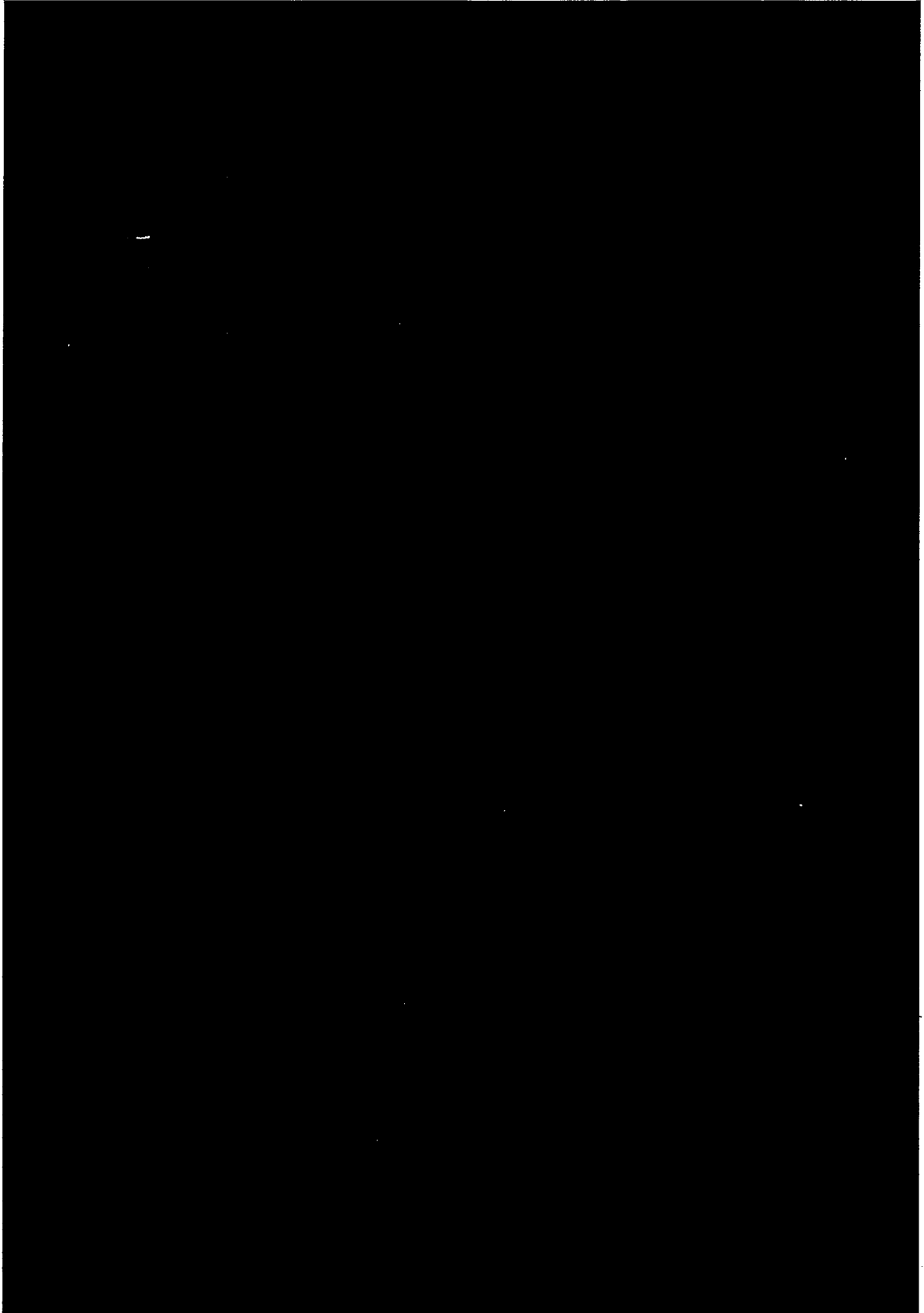


*18

*19



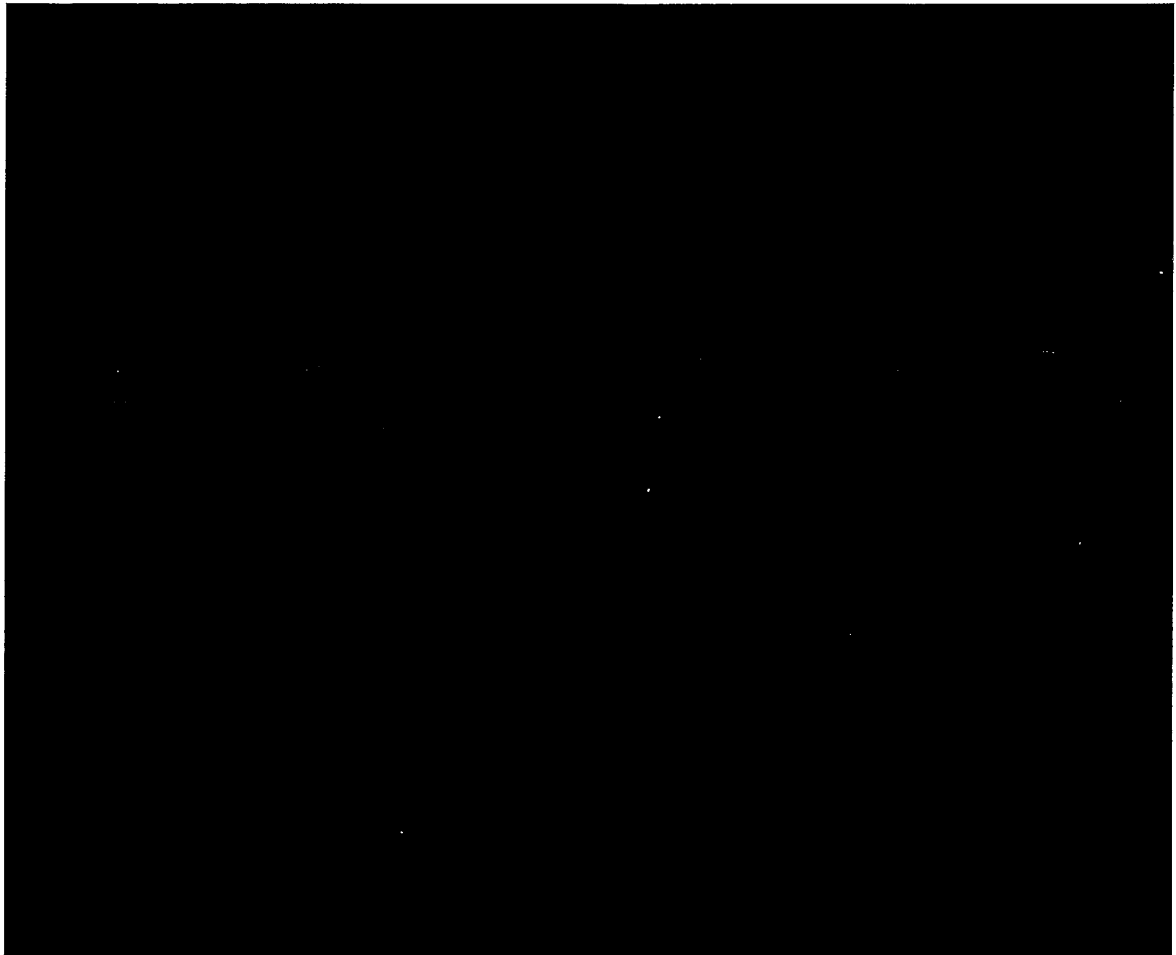
刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について



12/07/20内調内検討済み

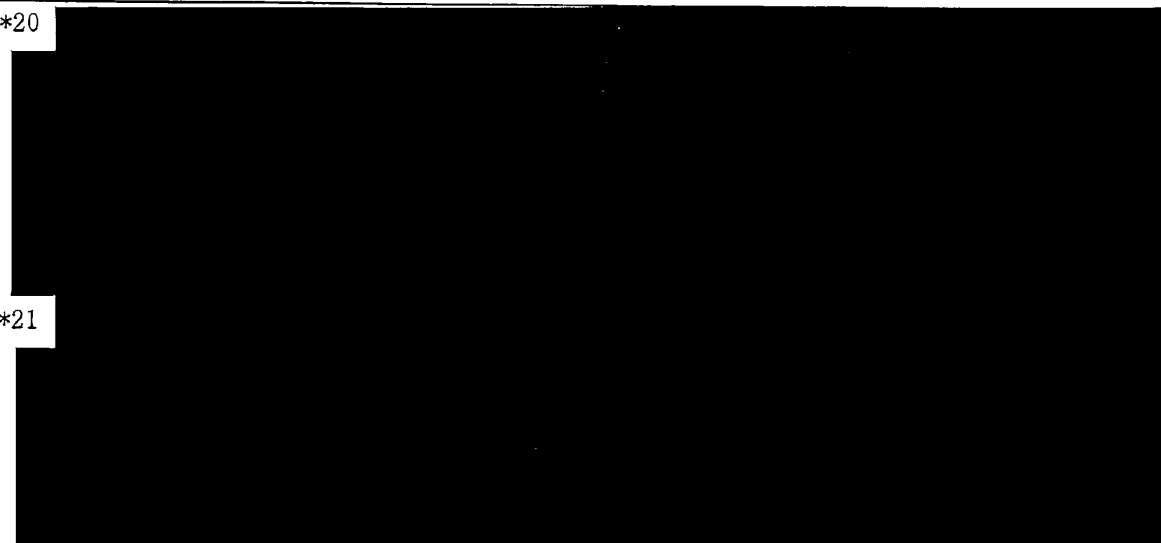


漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係
について

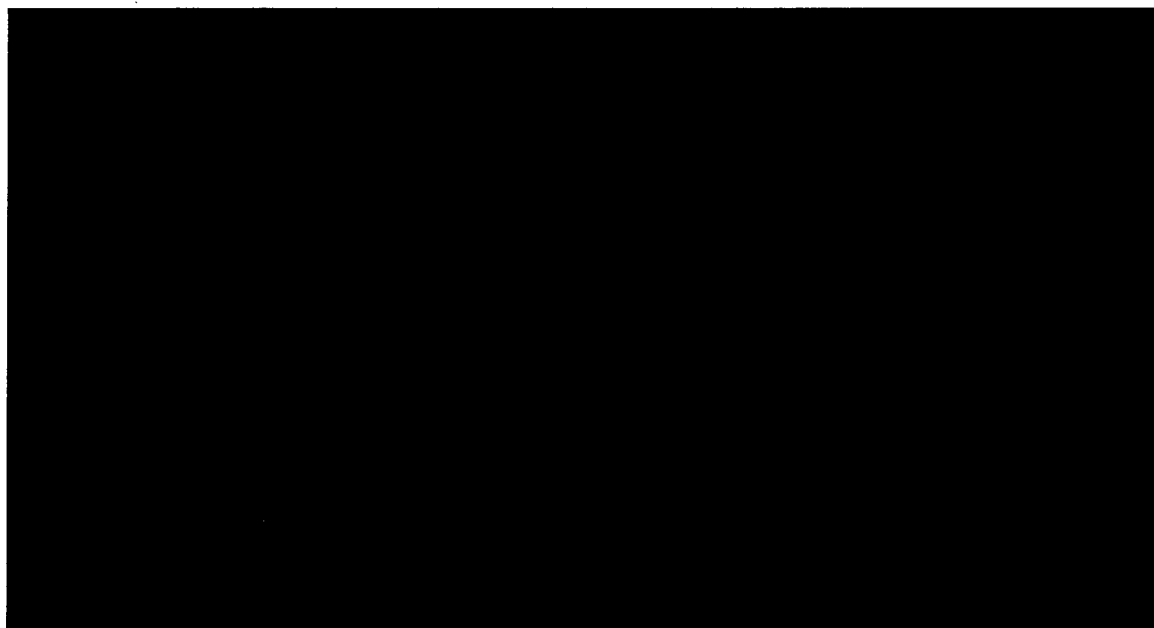


*20

*21



12/07/20内調内検討済み



○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

12/07/20内調内検討済み

種別	根拠法	条文	法定刑	
一般職国家公務員	国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
1. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:有	特命全権大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法	118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法 国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号 国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	
政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32第7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	内閣総理大臣	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	國務大臣	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)

種別	根拠法	条文	法定刑
内閣官房副長官	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
副大臣	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
大臣政務官	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
内閣法制局長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
人事院総裁、人事官	国家公務員法	6条2項、100条1項	(規定なし)
会計検査院長、検査官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
宮内庁長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
侍従長	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
侍従	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
東宮大夫	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
式部官長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
侍従次長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
宮務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
皇室医務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
女官長及び女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
侍医長及び侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
東宮女官長及び東宮女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
宮務官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)

2. 特別職国家公務員
【守秘義務】:有
【罰則】:無

種別	根拠法	条文	法定刑
侍女長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
裁判官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
内閣危機管理監	内閣法 国家公務員法	内閣法15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣官房副長官補	内閣法 国家公務員法	内閣法16条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣広報官	内閣法 国家公務員法	内閣法17条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣情報官	内閣法 国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣補佐官	内閣法 国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
人事院総裁秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
会計検査院院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国家公安委員会委員	警察法 国家公務員法	警察法10条1項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	10条	(規定なし)
宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条	(規定なし)
原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	22条、10条	(規定なし)
国会職員	国会職員法	19条	(規定なし)
運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項	(規定なし)
総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項	(規定なし)
再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	106条の12第1項	(規定なし)
証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	16条1項	(規定なし)
公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法	37条の6第1項	(規定なし)
食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項	(規定なし)
公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	39条1項	(規定なし)

2. 特別職国家公務員
【守秘義務】:有
【罰則】:無

種別	根拠法	条文	法定刑	
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9第13項	(規定なし)
	電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条1項	(規定なし)
	運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
	土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	6条7項	(規定なし)
	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	15条8項	(規定なし)
	電波監理審議会委員	電波法 国家公務員法	電波法99条の4 国家公務員法100条1項	(規定なし)
3. 特別職国家公務員 【守秘義務】:無 【罰則】:無	中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央社会保険医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本ユネスコ国内委員会会長、副会長及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学士院会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学術会議会員	日本学術会議法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
4. その他	国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	(一般職) 地方公務員	地方公務員法	60条2号、34条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	地方公共団体の長、議会議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都知事秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)

官庁服務紀律(明治20年勅令第39号)

国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範(平成13年1月6日閣議決定)

○諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典及び行政命令	政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み(政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの)	保安審査法	国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)及びその配偶者	秘密を取り扱う者(本人)
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣(閣外大臣及び政務次官を含む。)	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣	大統領、首相及び大臣
実施権者	連邦政府の各官庁	国の各官庁及び警察機関	連邦政府の各官庁	首相の委任を受けた者
有効期間	5年	7年(初回は5年)	10年(5年目に調査票を再提出)	最長5年(その職に在任中のみ有効)
調査票の主な記入事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)出生地、社会保障番号、身体的特徴等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 暴力的な政府転覆活 ・ テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与 ・ 外国渡航歴・活動歴 ・ 逮捕歴 ・ 信用状態 ・ 民事訴訟歴 ・ 薬物・アルコールの影響・通院歴 ・ 精神の問題に係る通院歴 ・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司、近隣者等)の連絡先 ・ 過去の適性評価記録 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)、出生地、旅券番号等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 議会制民主主義の転覆・弱体化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与 ・ 外国居住歴 ・ 犯罪歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態 ・ 薬物・アルコールの影響 ・ 精神疾患等の状態 ・ 雇用主の人定事項 ・ 本人をよく知る者の連絡先 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)、出生地、身分証明書番号等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 反憲法組織・旧東独情報機関への関与 ・ セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴 ・ 継続中の刑事・懲戒手続 ・ 信用状態 ・ 強制執行措置歴 ・ 本人をよく知る者の連絡先 ・ 過去の適性評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、身分証明書番号等) ・ 学業レベル(学位、外国語能力等) ・ 職歴 ・ 外国渡航歴

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
調査票の主な記入事項	○ 配偶者に関するもの(本人が記入) ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)、出生地、社会保障番号等) ・ 婚姻及び離婚の期日及び届出地	○ 配偶者に関するもの(本人が記入) ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))出生地等) ・ 外国居住歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態等	○ 配偶者に関するもの(配偶者が記入) ・ 本人と同様の事項	○ 配偶者に関するもの(本人が記入) ・ 本人と同様の事項
	○ 家族・同居人に関するもの(本人が記入) ・ 人定事項(氏名、現住所、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地等)	○ 家族・同居人に関するもの(本人が記入) ・ 人定事項(氏名、現住所、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地等)	○ 家族に関するもの(本人及び配偶者がそれぞれの親族について記入) ・ 人定事項(氏名、現住所、生年月日、国籍、出生地)	○ 家族・同居人に関するもの(本人が記入) ・ 人定事項(氏名、現住所、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地等)
同意の取得	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。 ・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。	・ 調査票を提出することをもって同意したものと解されている。
プロセス及び手法	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人及び配偶者がそれぞれ調査票に記入し、提出 ・ 本人及び配偶者それぞれへの面接(必要な場合) ・ 公私の団体への照会 ・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取
結果の通知	・ 本人に通知する。	・ 本人に通知する。	・ 適性を認めない場合、本人に通知する。	・ 本人に通知する。
理由の通知	・ 適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。	・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。	※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。	不明

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

○諸外国の秘密保全制度における主な罰則

	アメリカ (合衆国法典)	イギリス (公務秘密法)	ドイツ (刑法)	フランス (刑法)
目的等による故意の漏えい加重類型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、外国政府への国防情報の漏えい ・ 戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい 【死刑、無期刑又は有期刑 (上限なし)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の漏えい 【3年以上14年以下の自由刑】	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、国家機密 (※1) の外国勢力への漏えい 【1年以上の自由刑 (犯情の特に重い事案 (※2) では、無期又は5年以上の自由刑)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の基本的利益 (※3) に関する情報の外国勢力への漏えい 【15年以下の自由刑及び罰金】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国に損害を与え、又は外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防・外交上の重要情報の漏えい 【10年 (再犯の場合は20年) 以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の安全と利益を損ない、又は米国に害をもたらし外国政府を利する目的による、米国・外国政府の暗号等の漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	<ul style="list-style-type: none"> ※1 「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。 ※2 「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。 	※3 「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺の状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国防情報の漏えい ・ 米国・外国政府の暗号等の漏えい ・ 秘密情報システムを特定する秘密情報にアクセスする権限がある者による、当該情報の漏えい ・ 行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防諜・諜報職員による防諜・諜報情報の漏えい ・ 公務員又は政府と契約関係にある者による、①防諜・諜報情報、②防衛情報、③国際関係情報、④犯罪を惹起する情報、⑤通信傍受に関する情報の漏えい ・ 漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい 【2年 (略式手続の場合は6月) 以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家機密の漏えい 【6月以上5年以下の自由刑 (犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分、職業によつて、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい 【7年以下の自由刑及び罰金】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員による秘密の漏えい 【5年以下の自由刑又は罰金】	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の者による国防上の秘密の漏えい 【5年以下の自由刑及び罰金】		

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
過失犯	<ul style="list-style-type: none"> 国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 公務員又は政府と契約関係にある者による秘密文書等に関する注意懈怠 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【5年以下の自由刑又は罰金】 公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった国家機密を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【3年以下の自由刑又は罰金】 公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき 【1年以下の自由刑又は罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> 身分、職業によって、又は職務若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい 【3年以下の自由刑及び罰金】
目的による取得 加重類型	<ul style="list-style-type: none"> 戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防に関連する場所等への接近その他の方法による国防情報の取得 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防情報の取得 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 国の治安・利益を損なう目的による、禁止区域（※4）への接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在 【3年以上14年以下の自由刑】 <p>※4 国が所有する軍事関連施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 漏えいするための国家機密の取得 【1年以上10年以下の自由刑】 	<ul style="list-style-type: none"> 国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集 【10年以下の自由刑及び罰金】
	<ul style="list-style-type: none"> 違法に取得された国防情報の取得又は受領 安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 			<ul style="list-style-type: none"> 国防上の秘密の取得 国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立入り 【5年以下の自由刑及び罰金】

網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密

下線部：公務員等の身分要件

下線部：取得の手段を特定しているもの

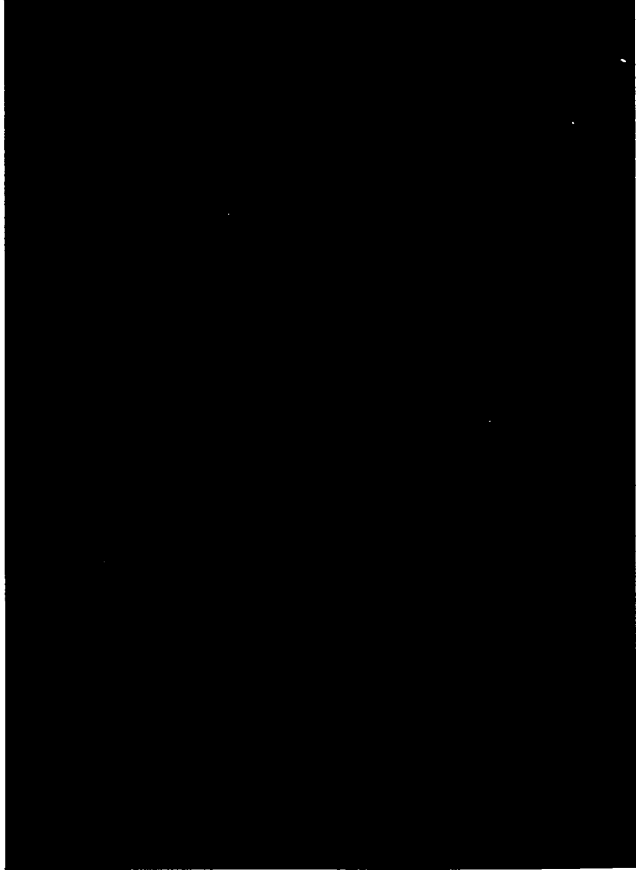
特別秘密の保護に関する法律案（仮称）（案）

【用例集】
（案）

目次

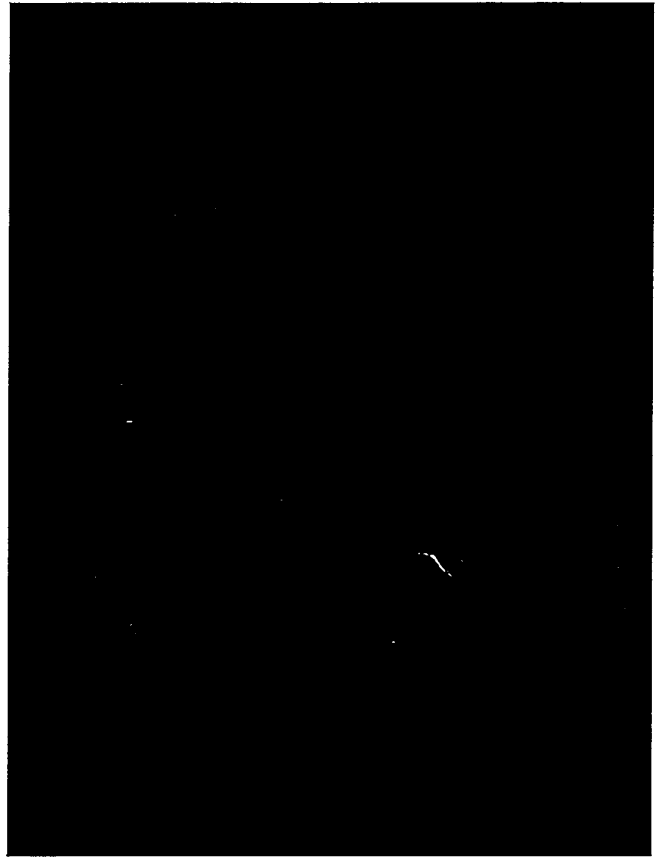


出典：ぎょうせい「現行日本法規」
ぎょうせい「現行法令インターネット版」
官報

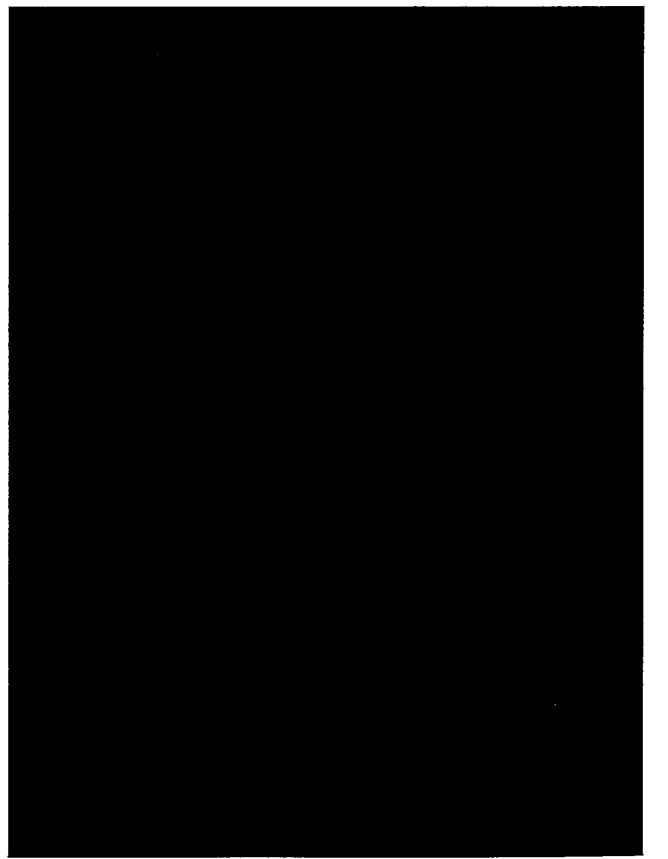
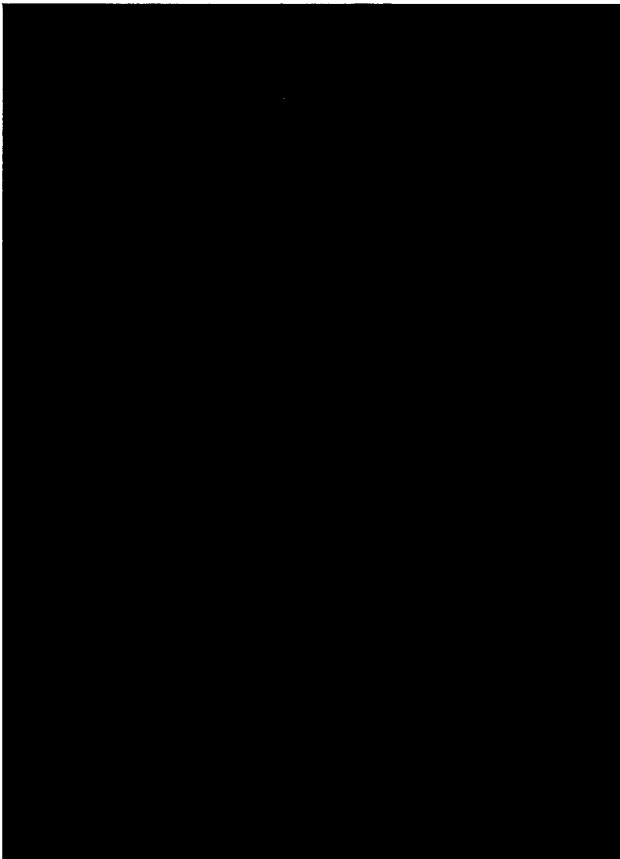


平成24年〇月
内閣官房

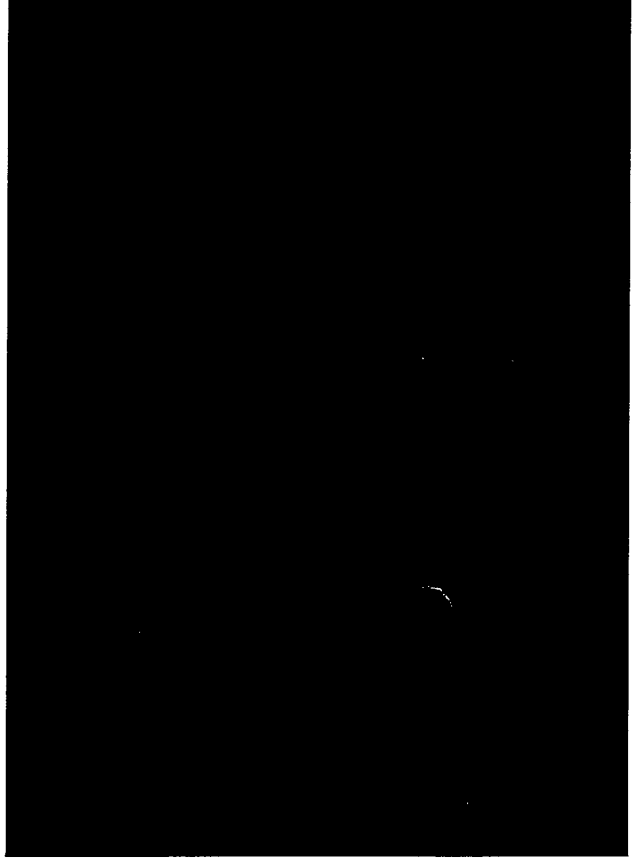
12/07/20



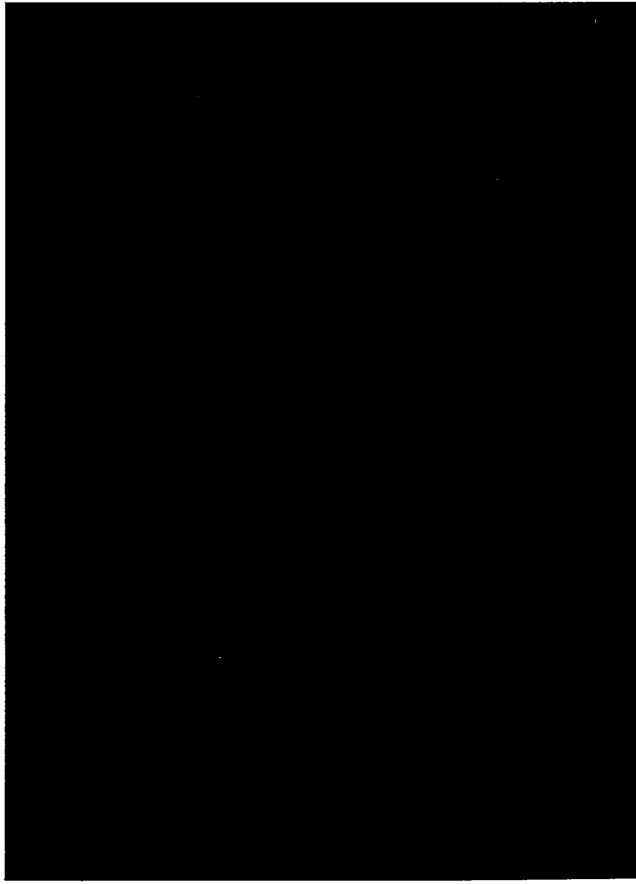
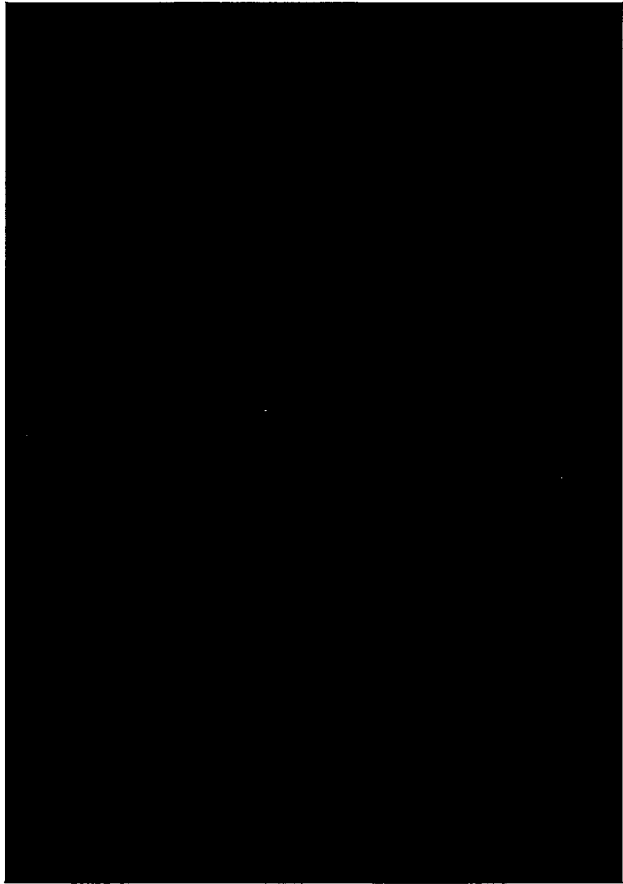
12/07/20



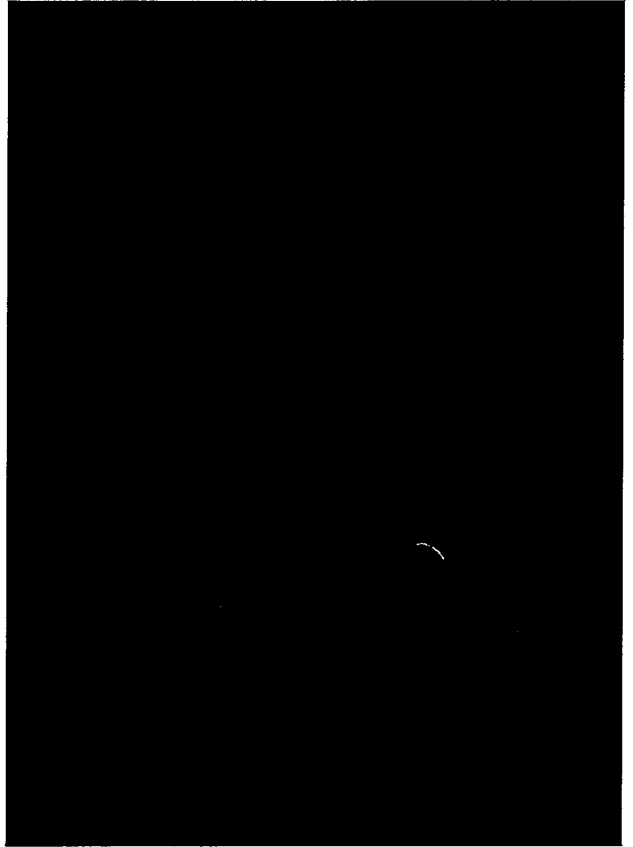
12/07/20



12/07/20



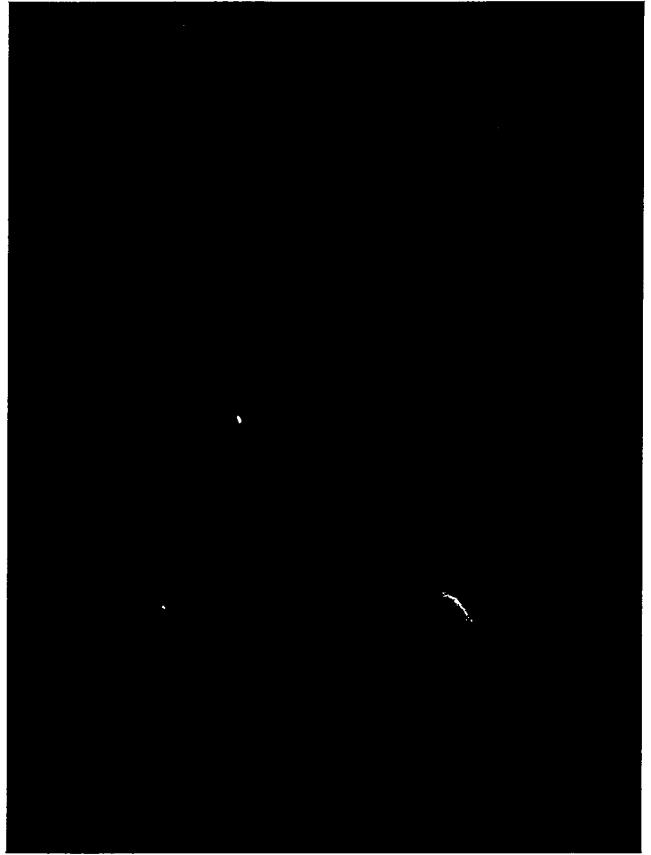
12/07/20



12/07/20

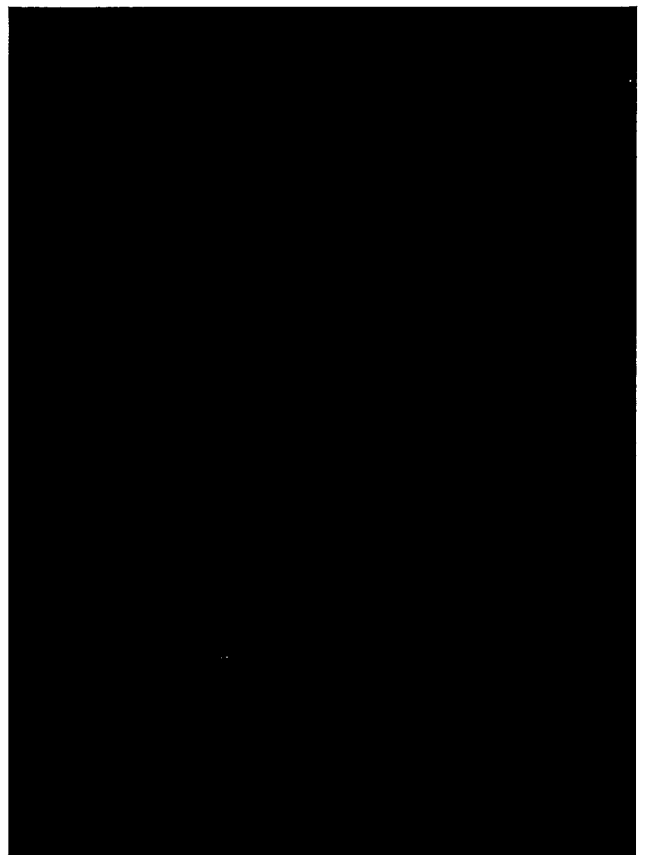
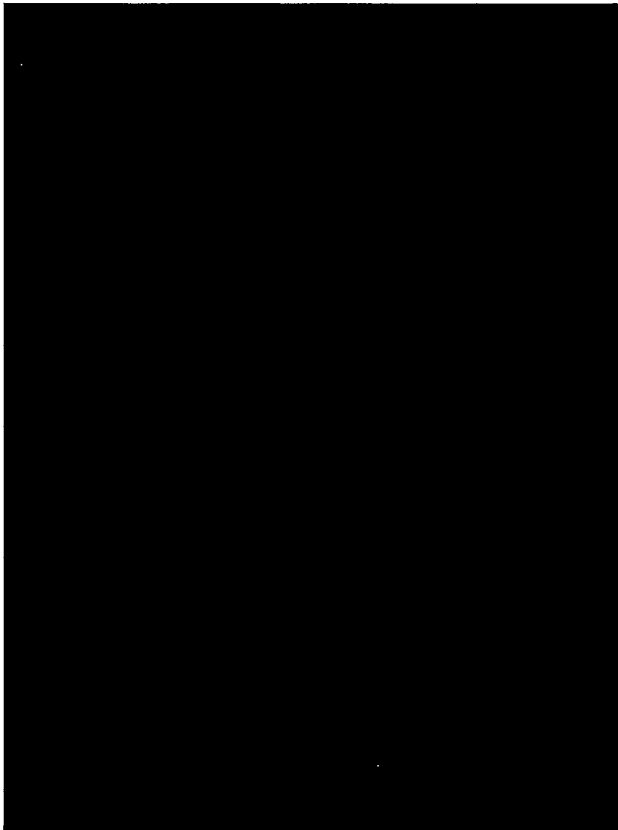


12/07/20



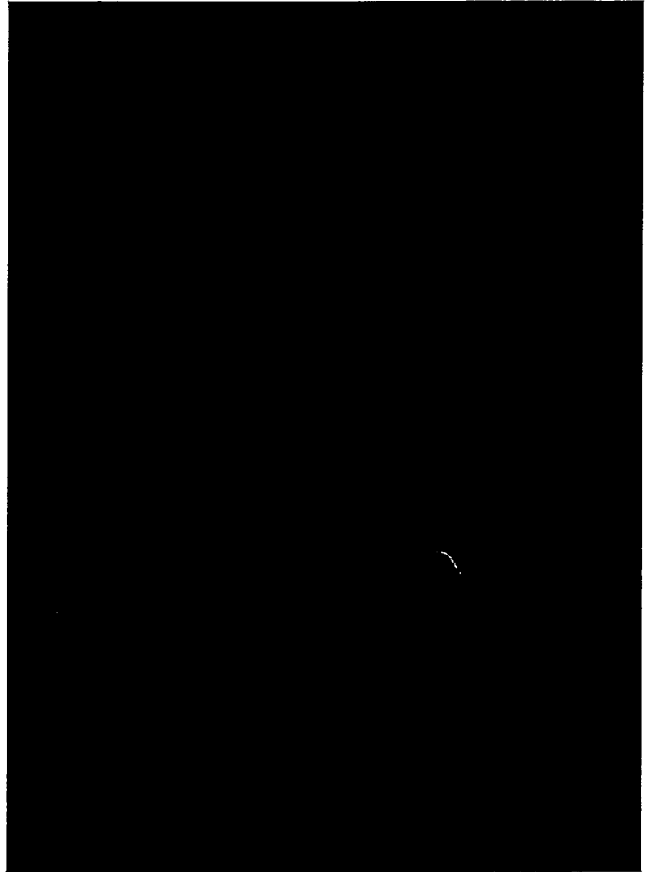
- 1 -

12/07/20



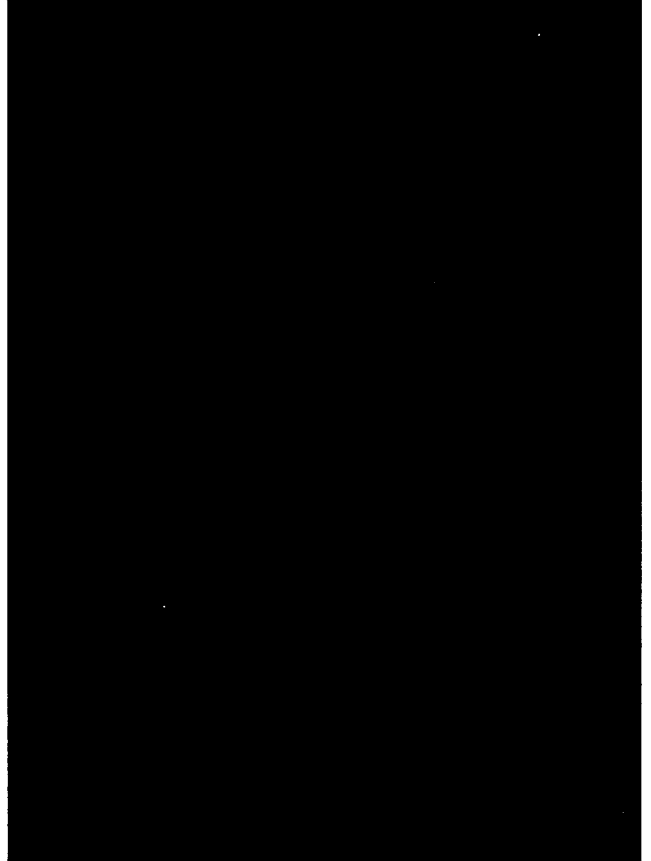
- 2 -

12/07/20



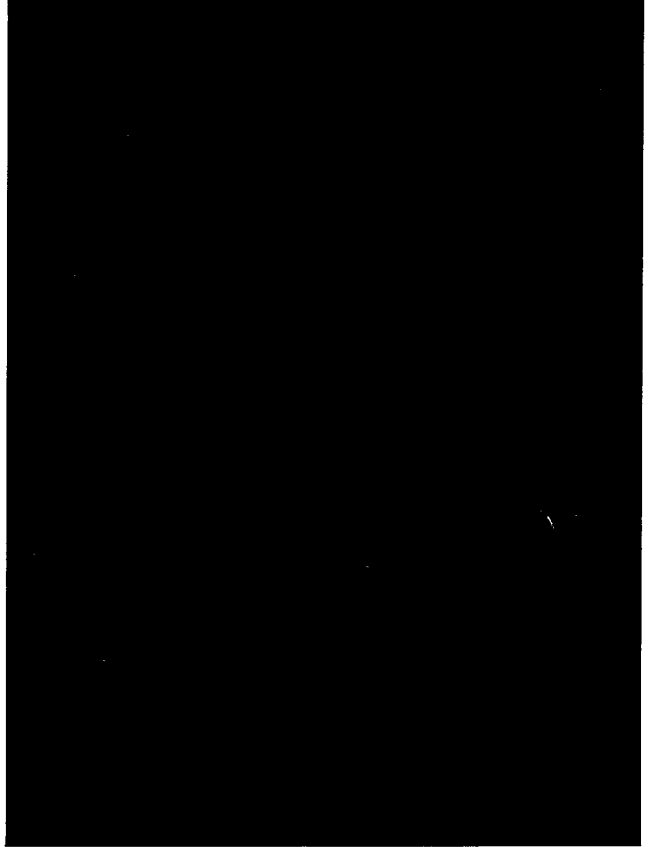
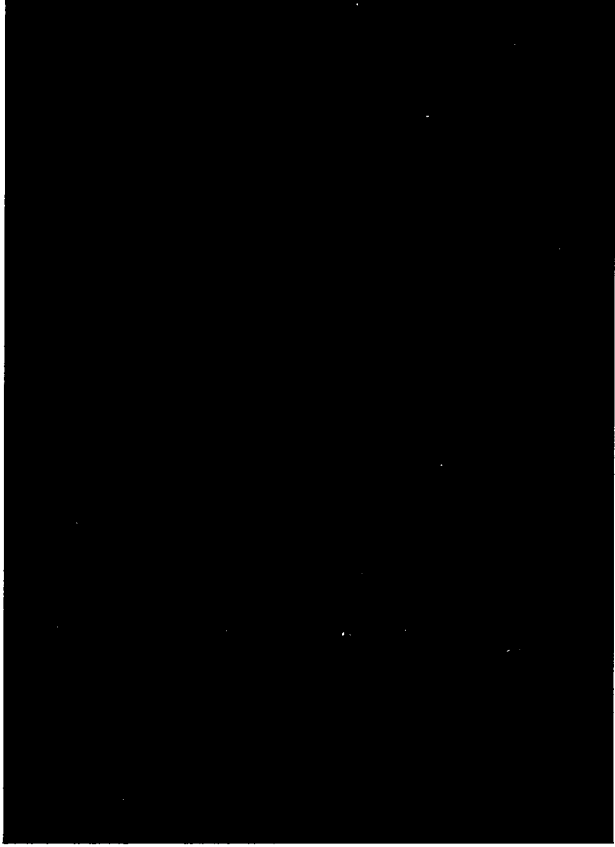
- 3 -

12/07/20



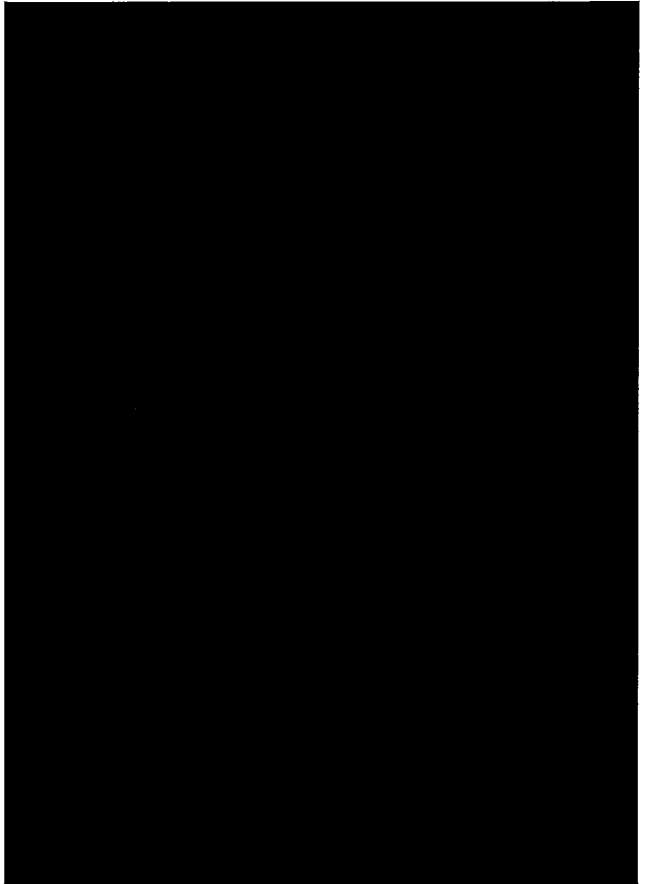
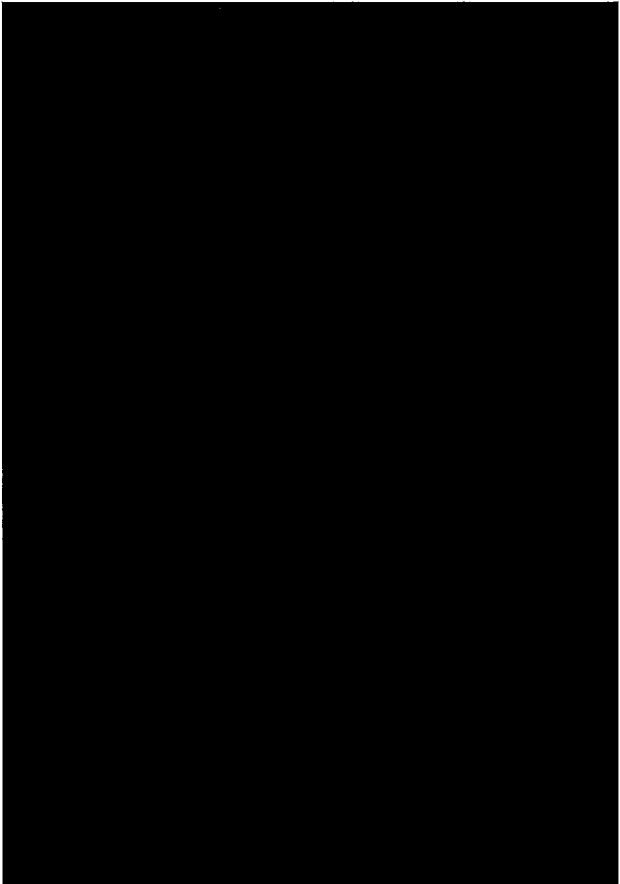
- 4 -

12/07/20



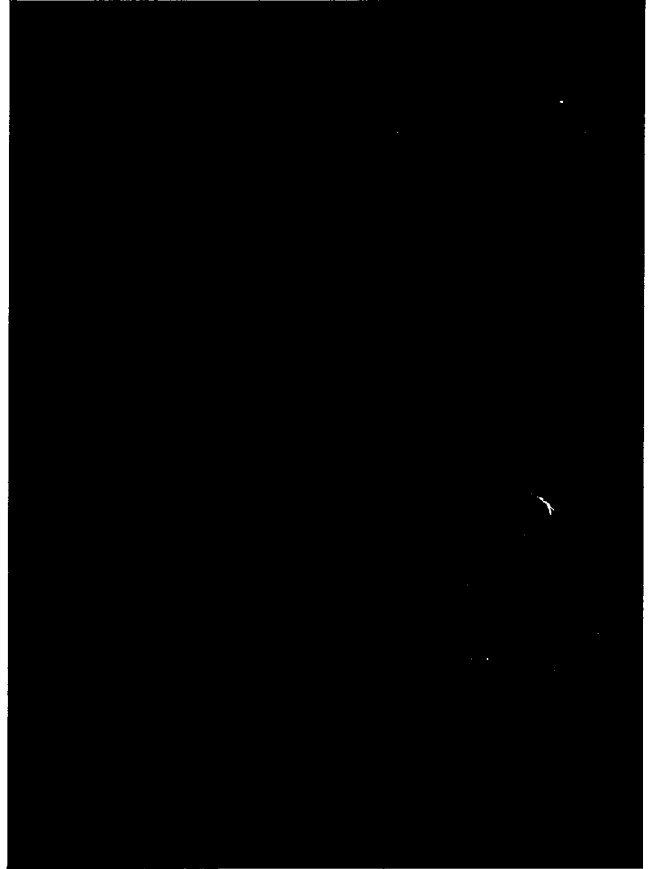
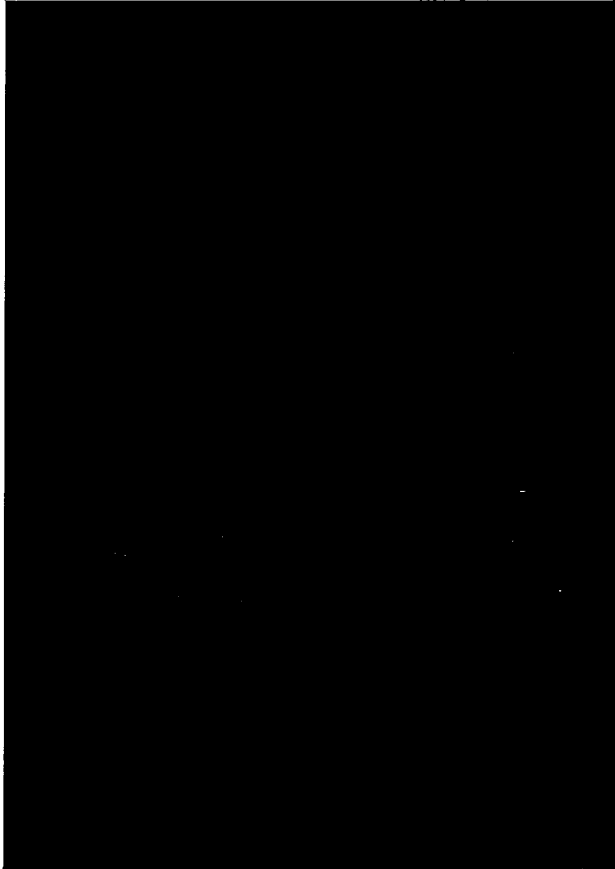
- 5 -

12/07/20



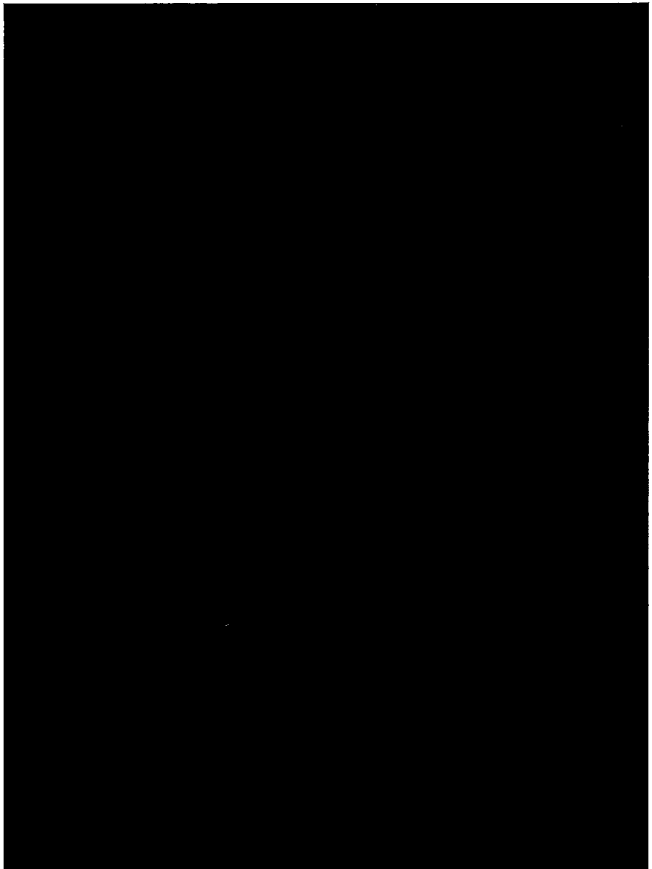
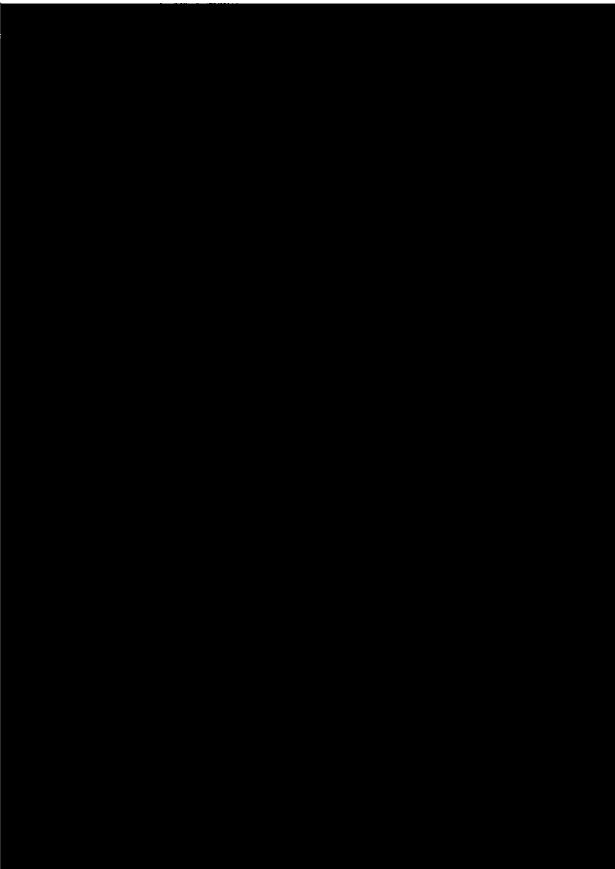
- 6 -

12/07/20



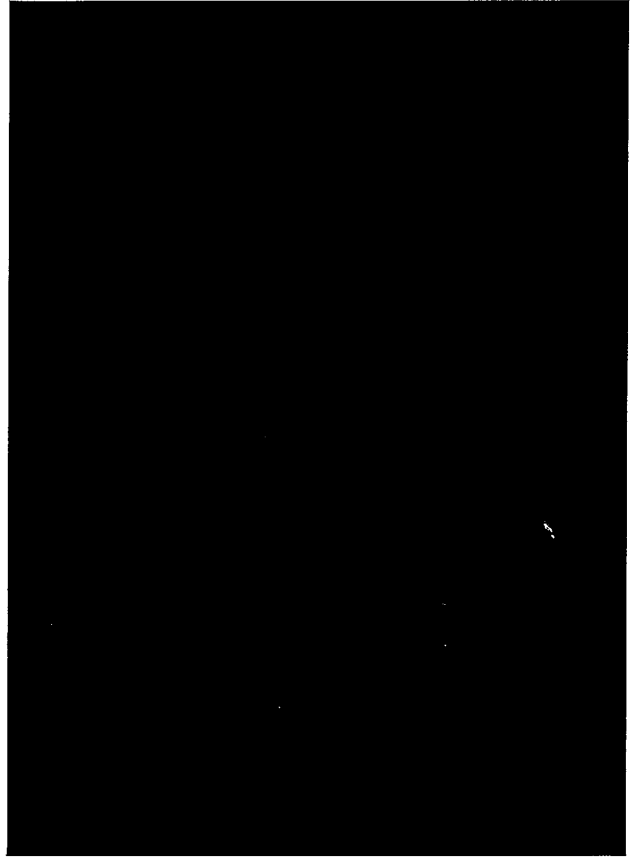
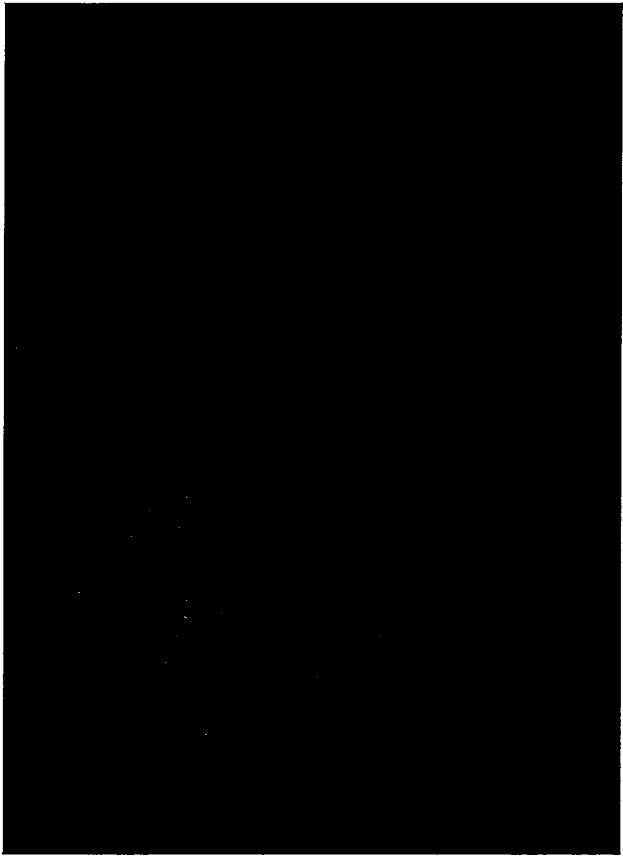
- 7 -

12/07/20



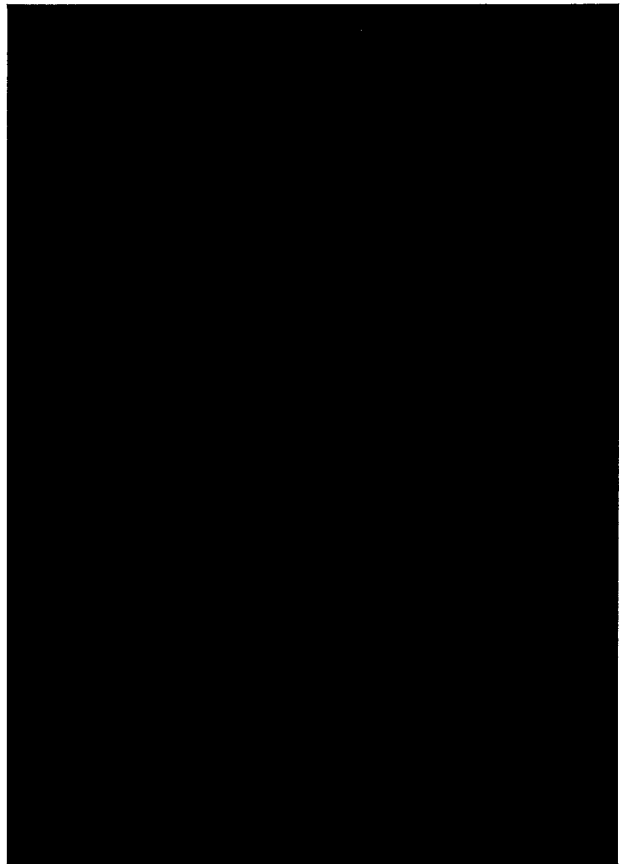
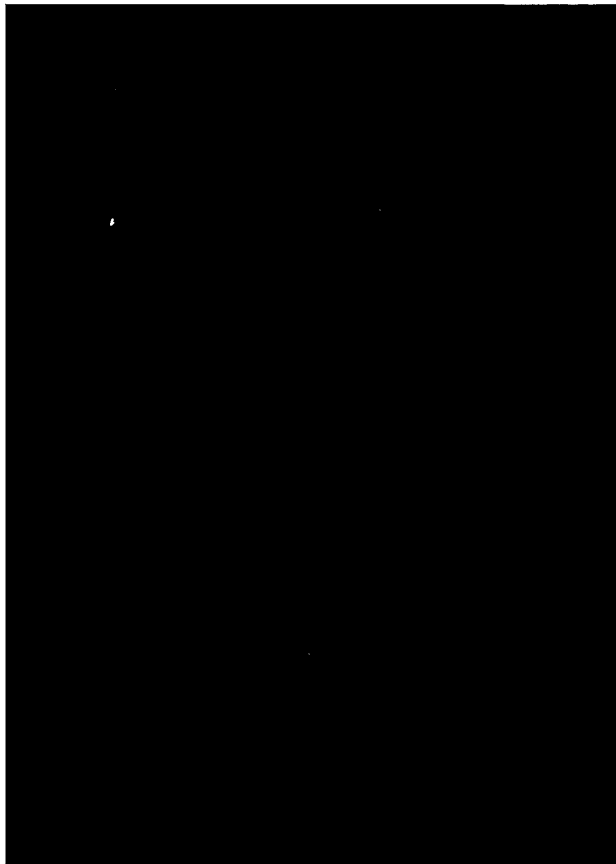
- 8 -

12/07/20



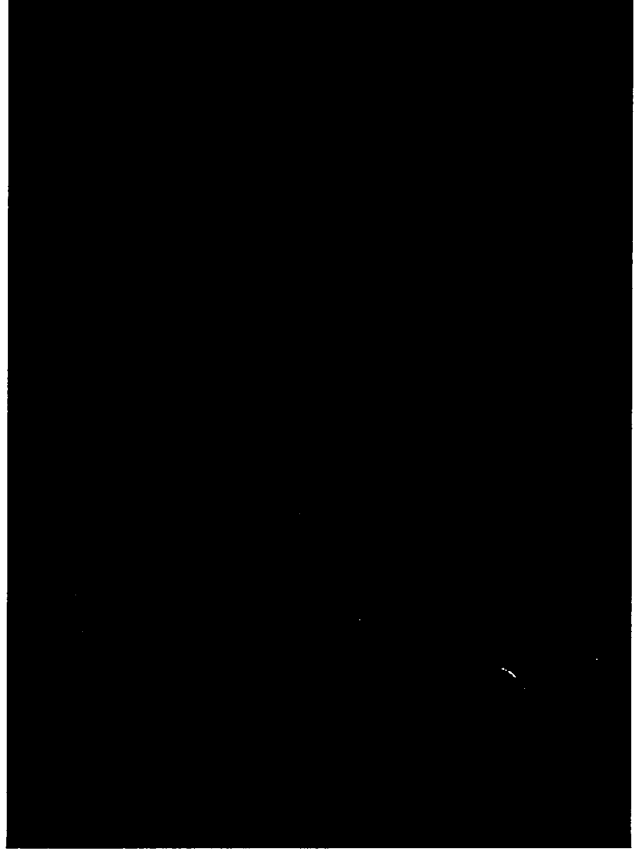
- 9 -

12/07/20

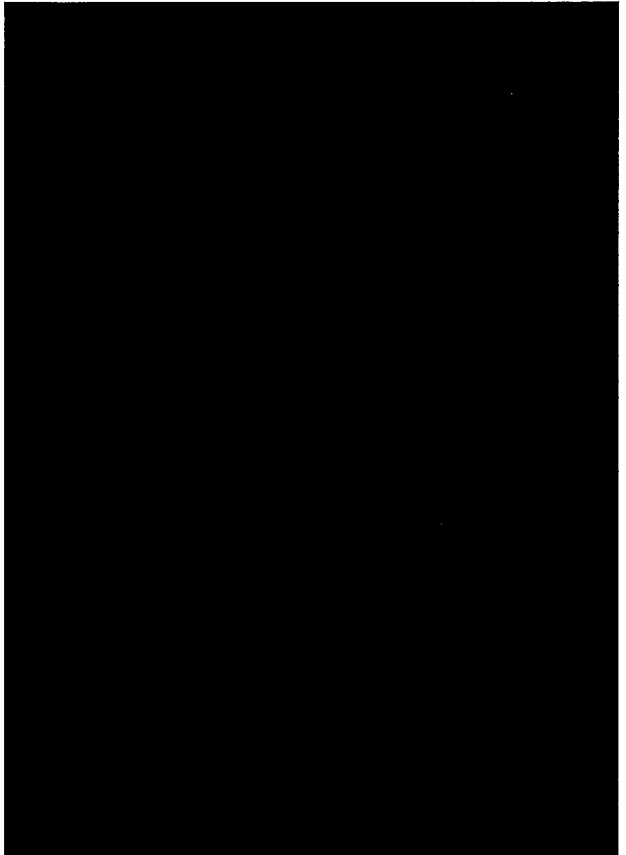
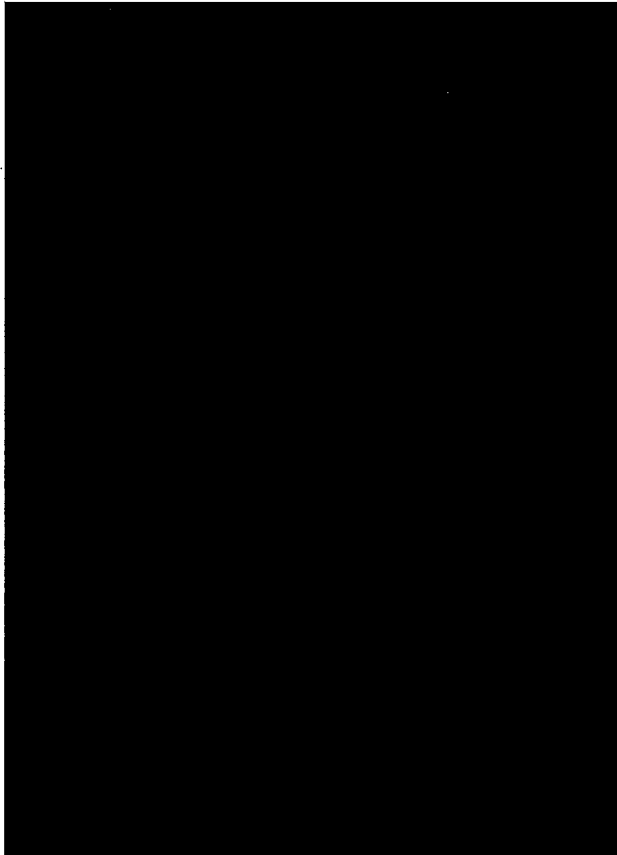


- 10 -

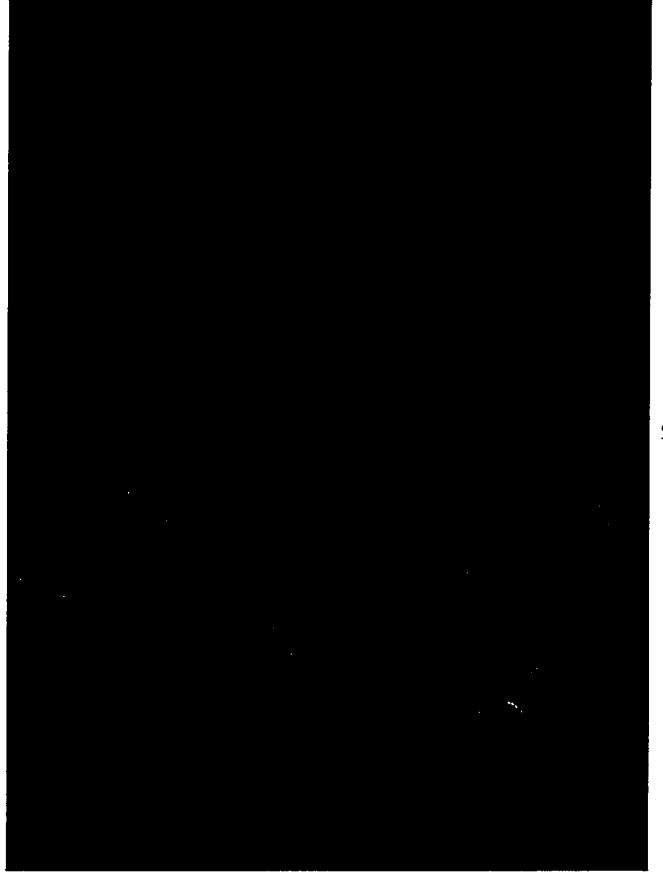
12/07/20



12/07/20

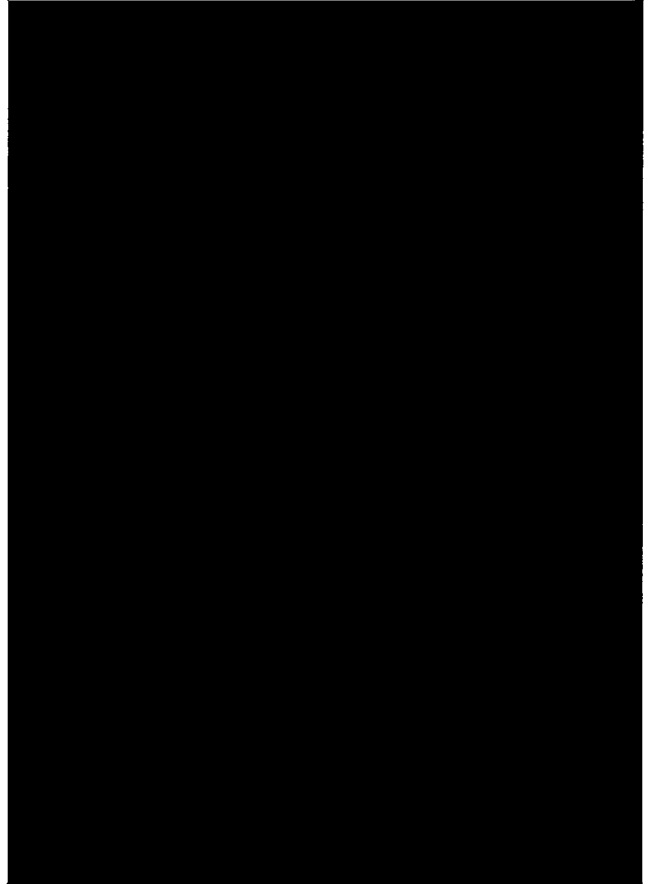
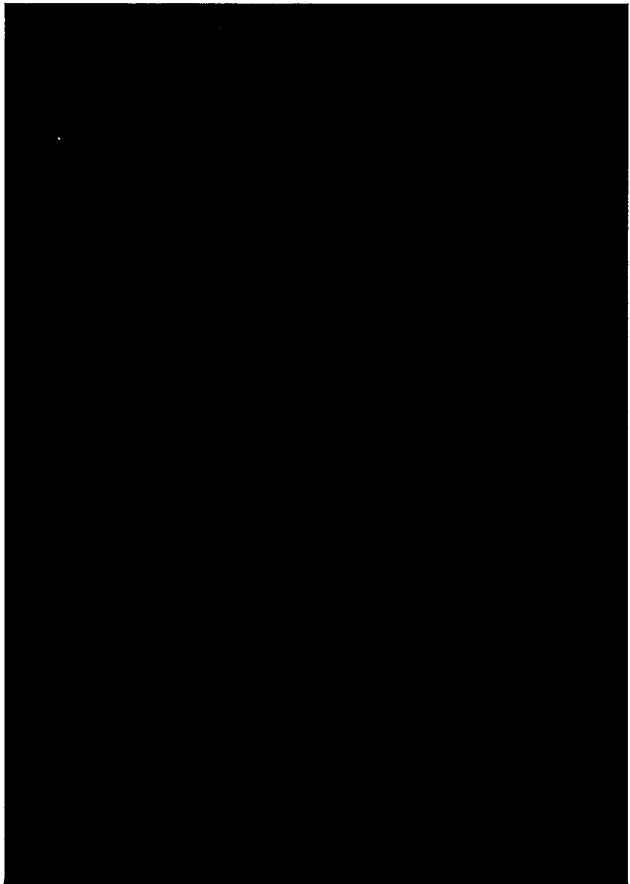


12/07/20



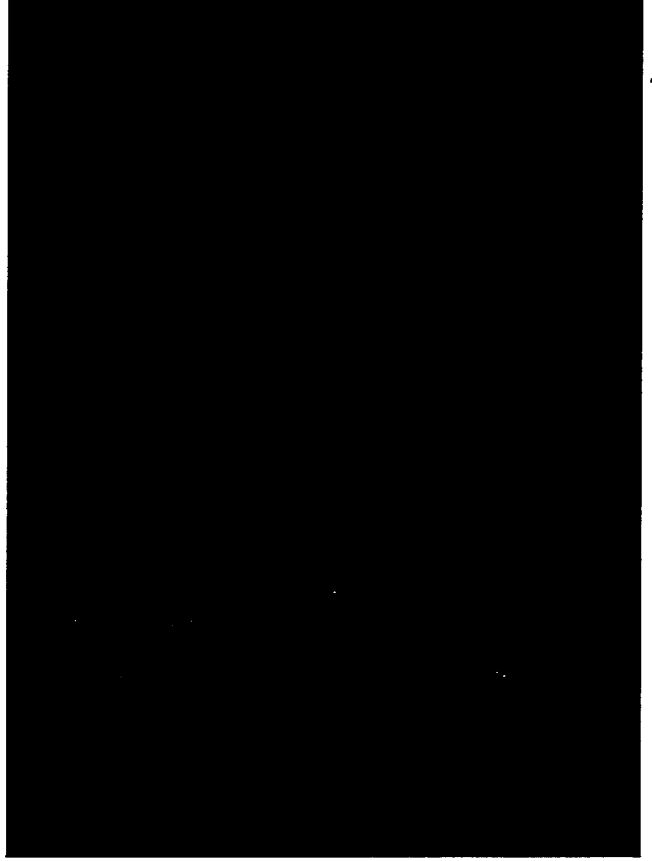
- 13 -

12/07/20



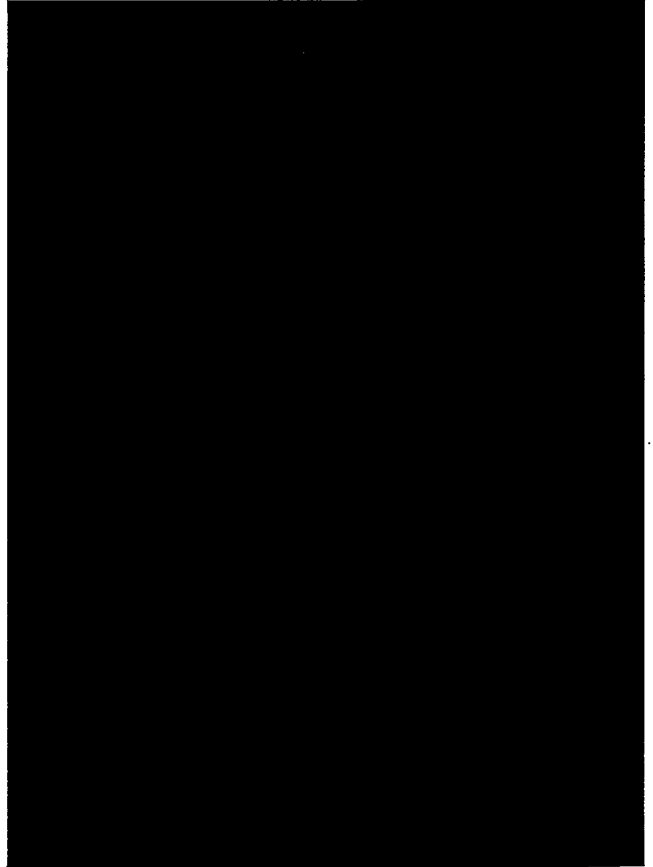
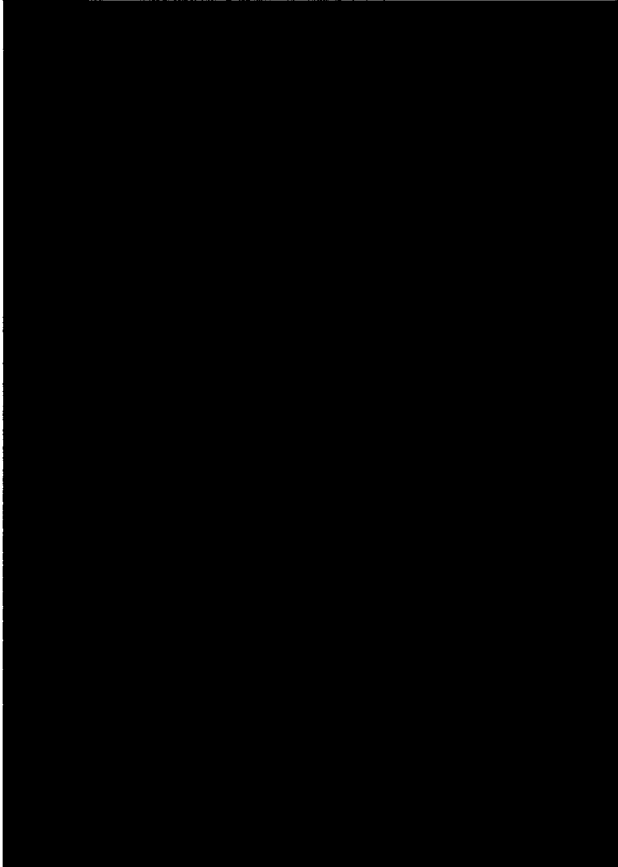
- 14 -

12/07/20



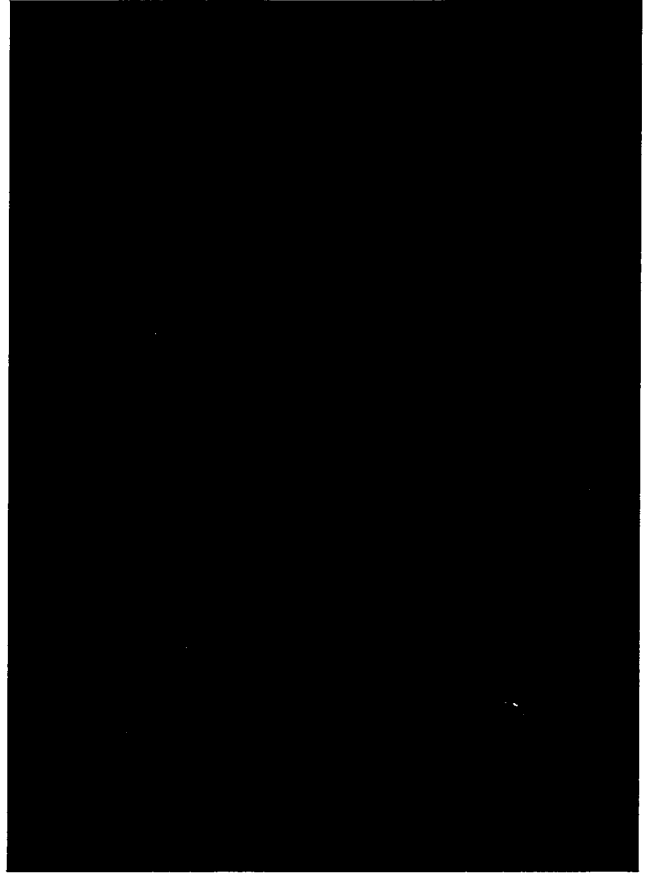
- 15 -

12/07/20



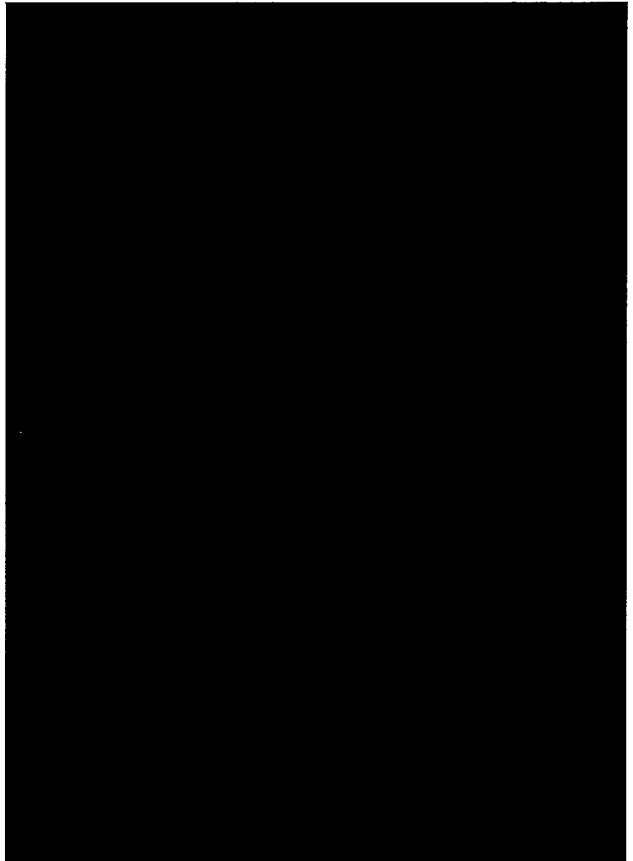
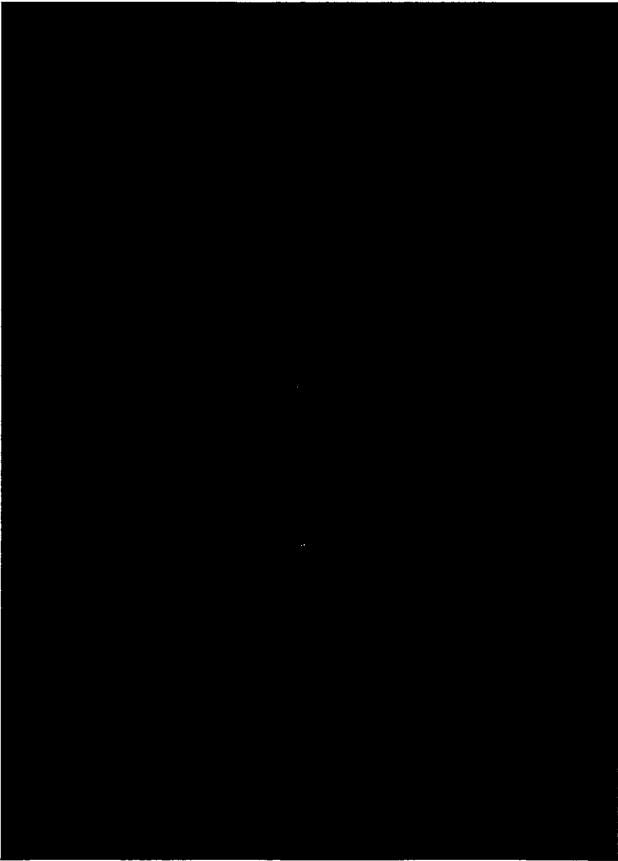
- 16 -

12/07/20



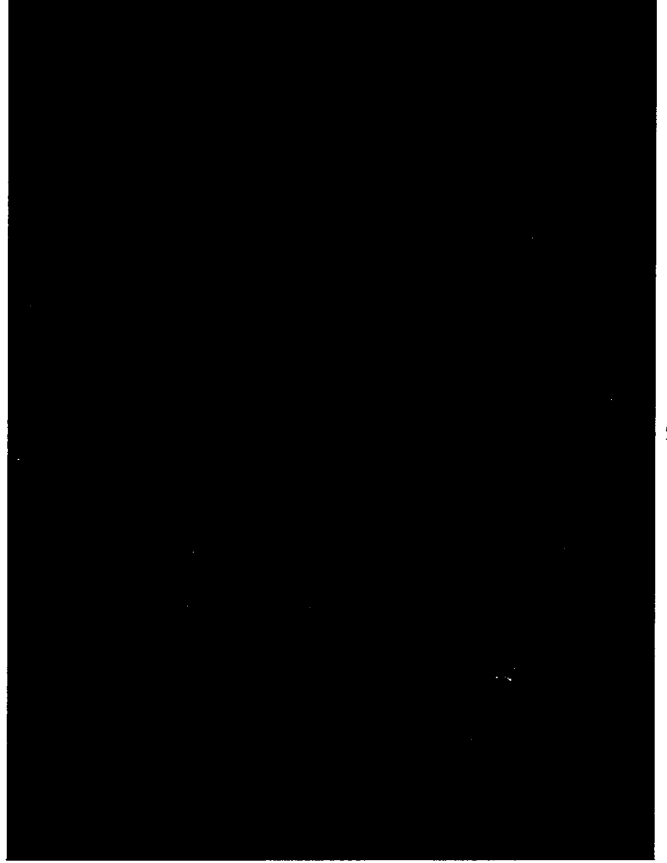
- 17 -

12/07/20



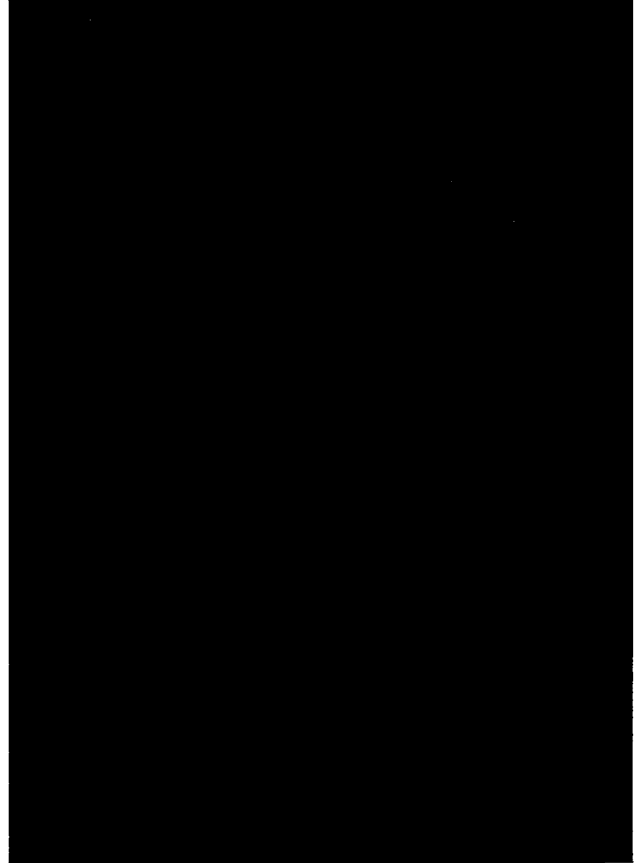
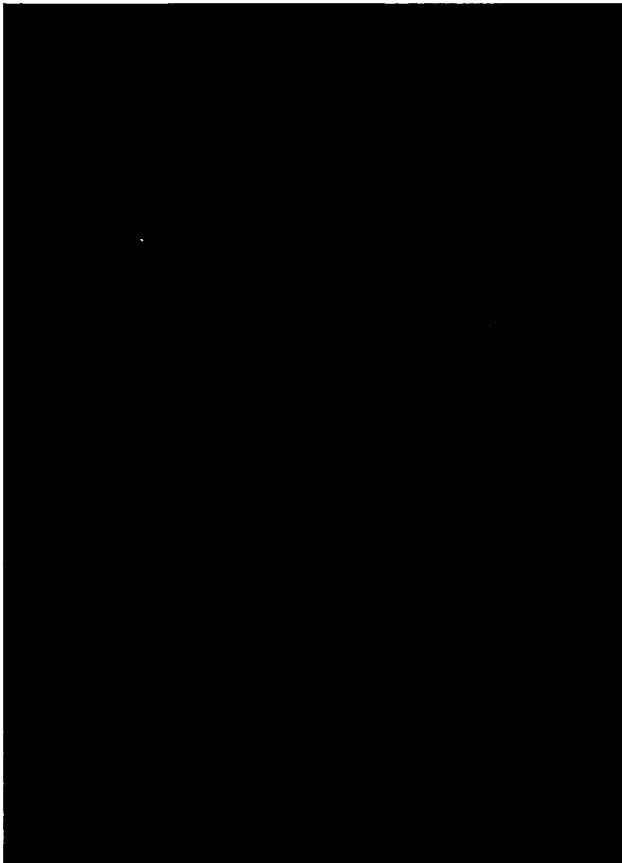
- 18 -

12/07/20



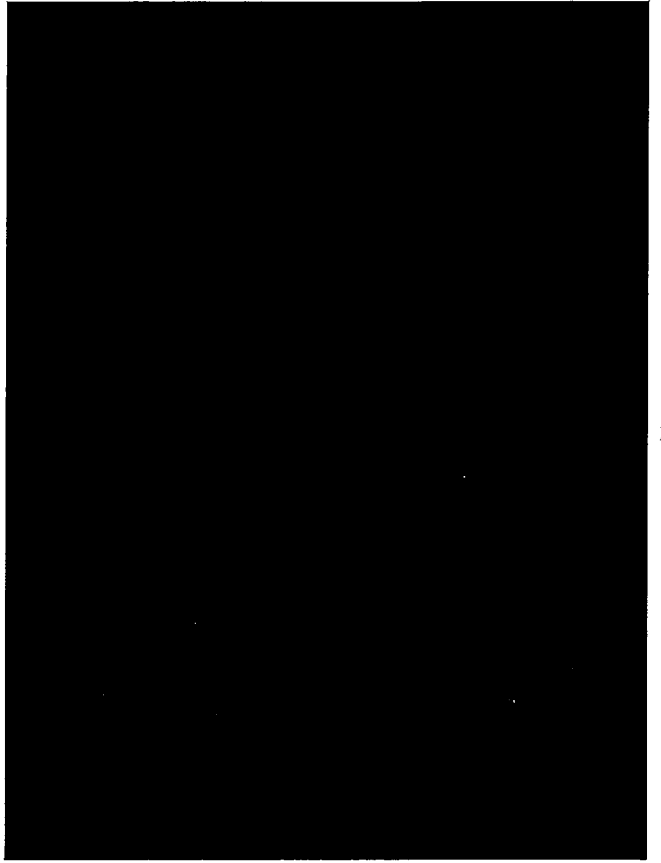
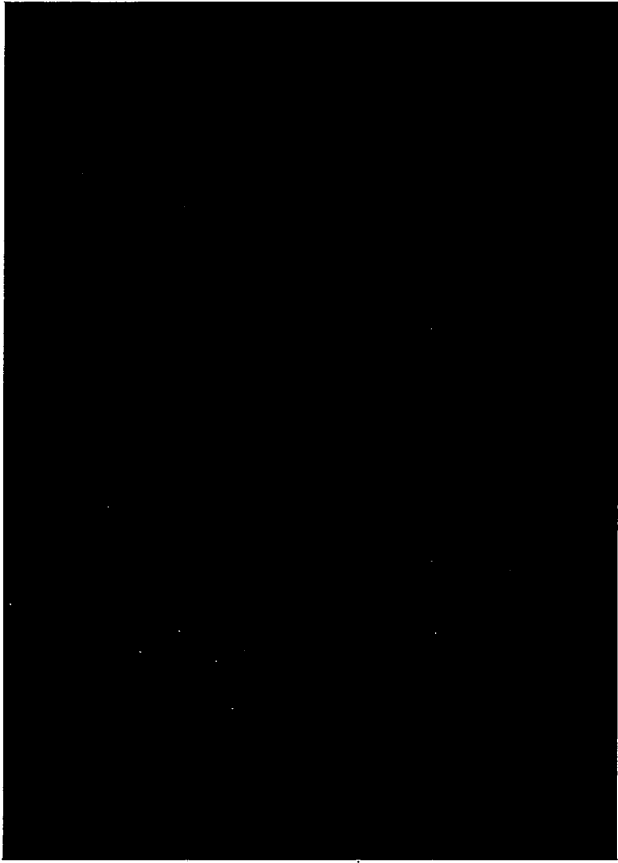
- 19 -

12/07/20



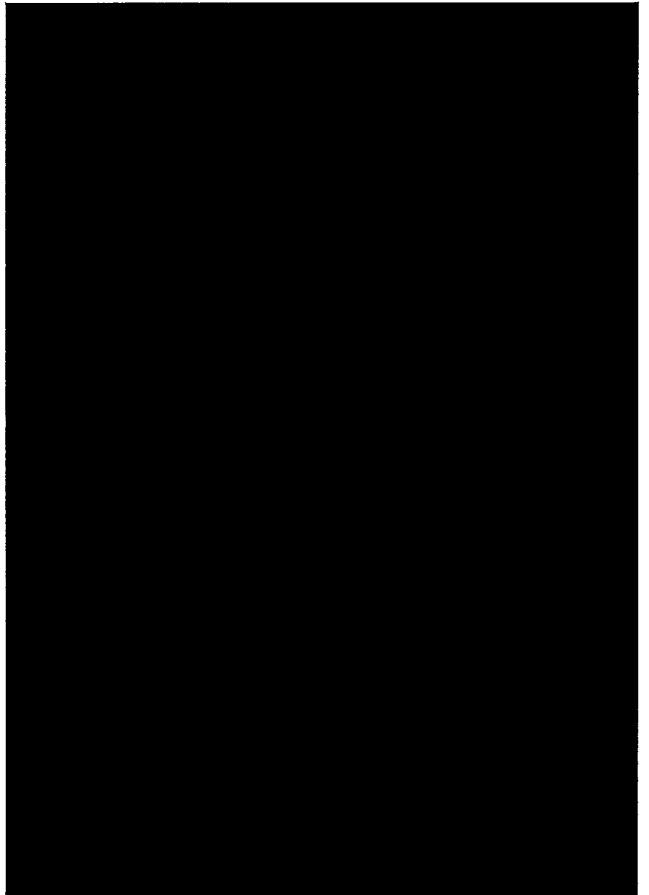
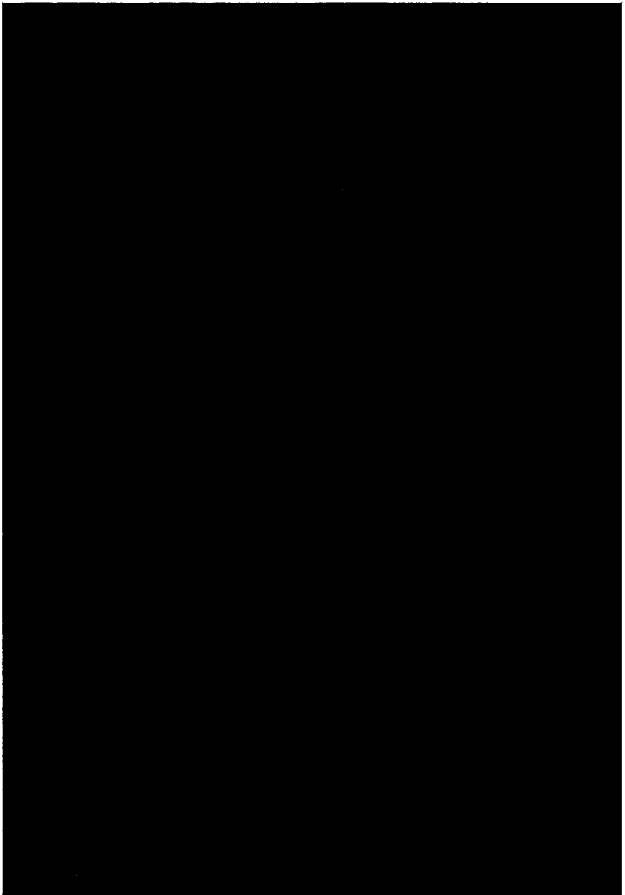
- 20 -

12/07/20



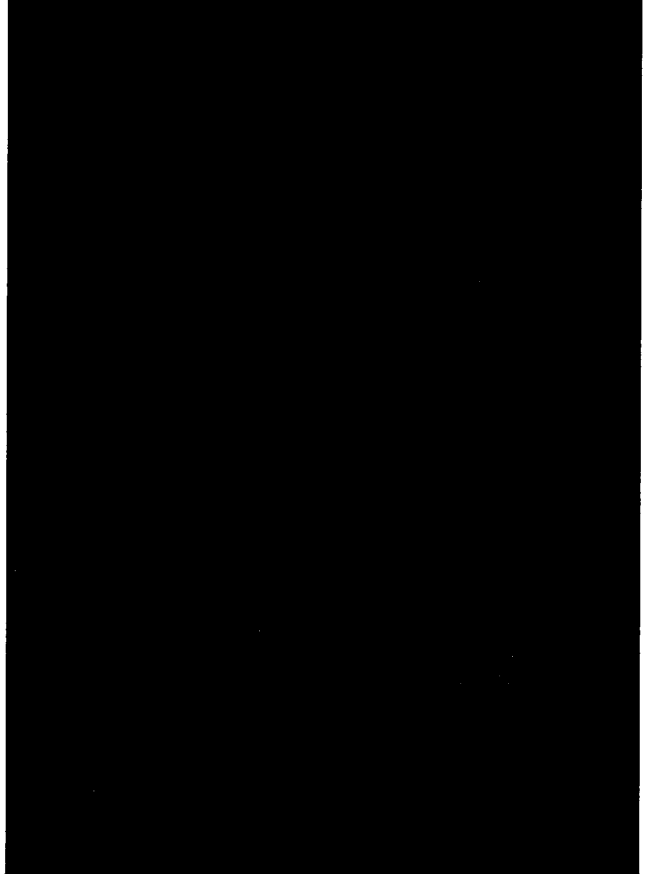
- 21 -

12/07/20

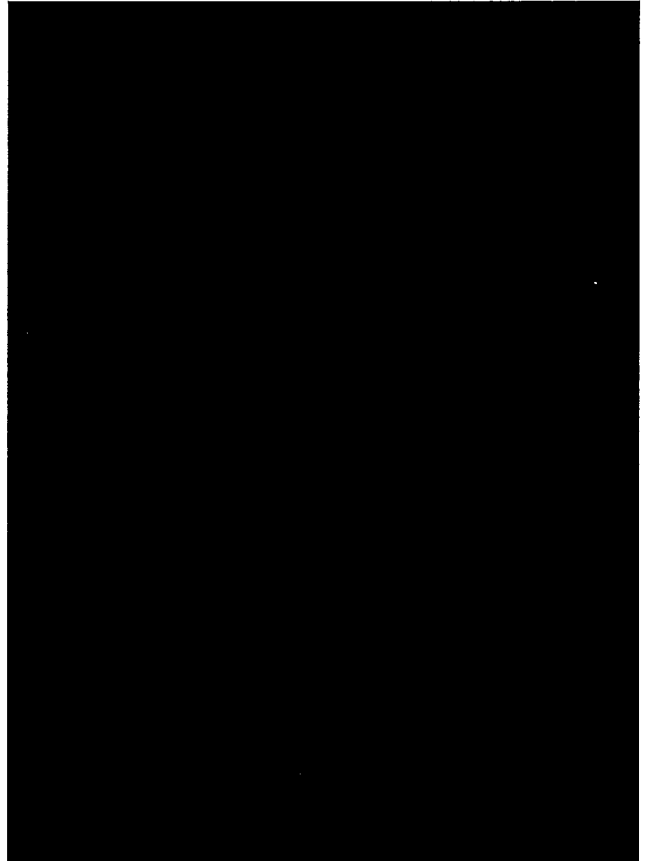
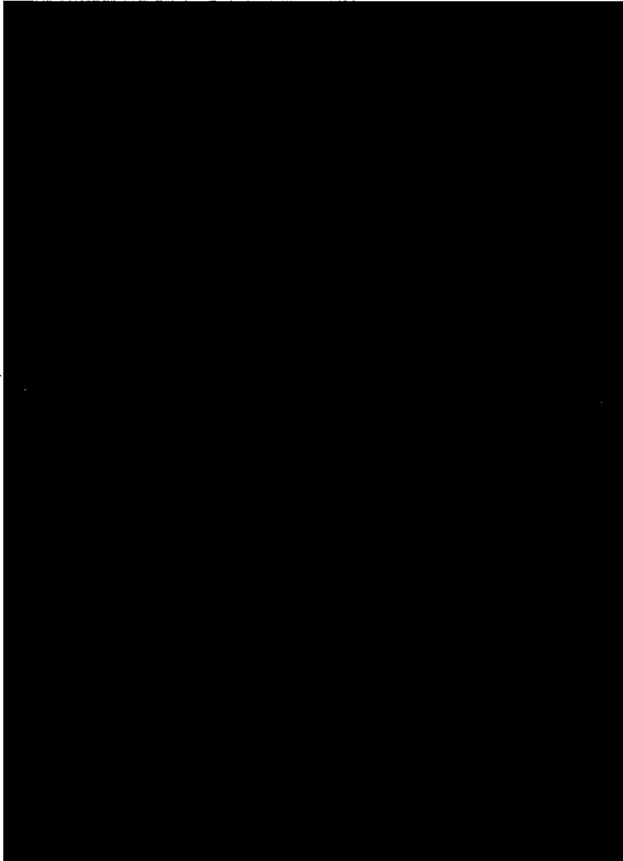


- 22 -

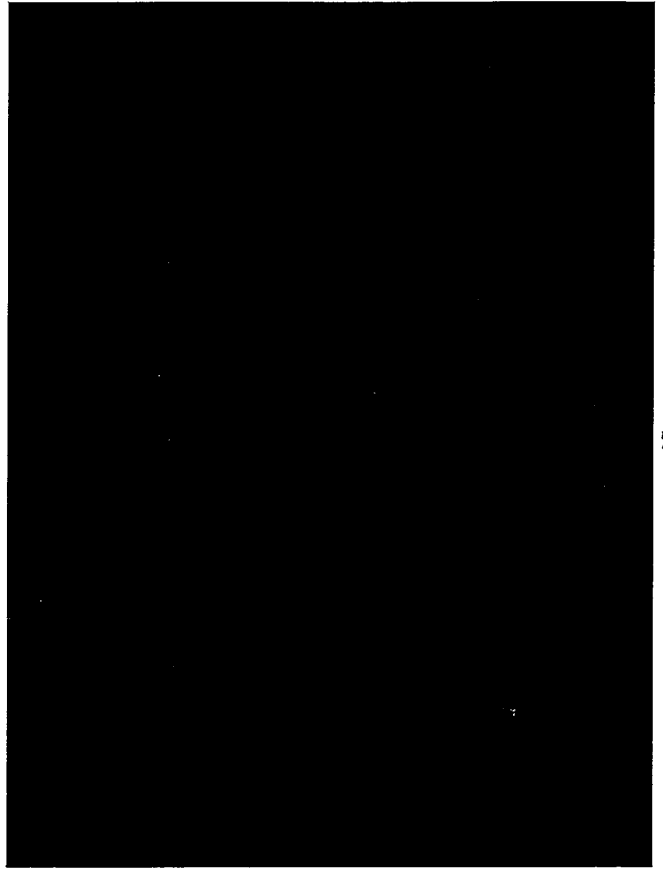
12/07/20



12/07/20

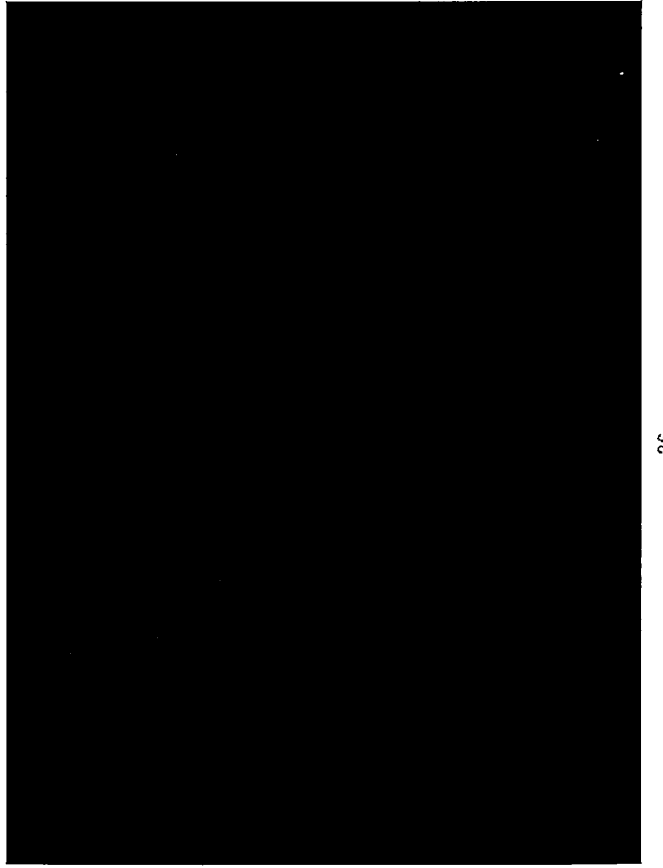
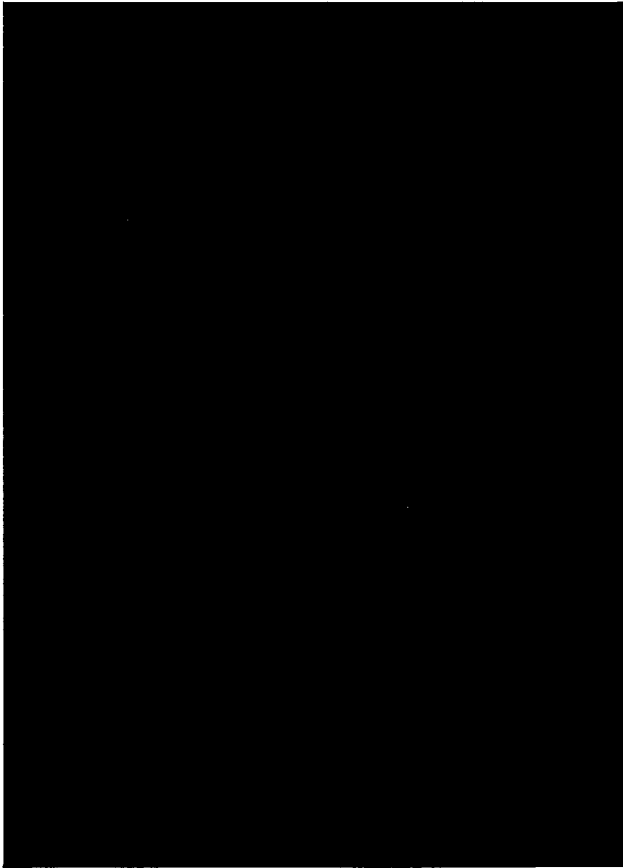


12/07/20



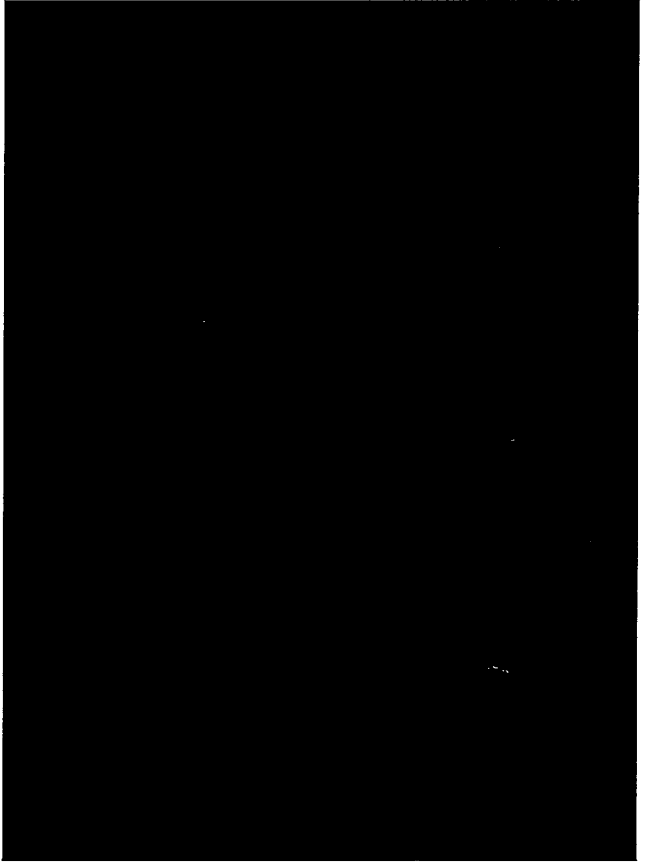
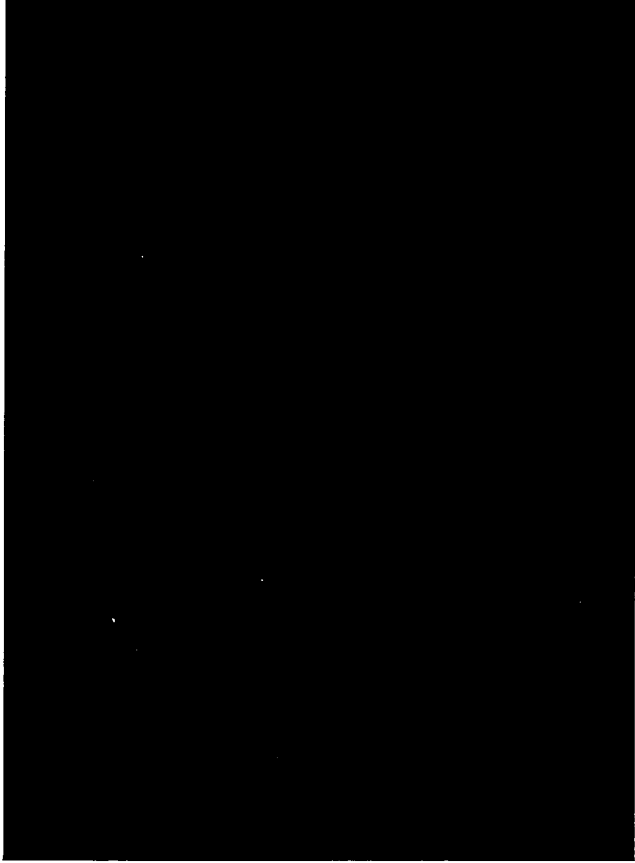
- 25 -

12/07/20



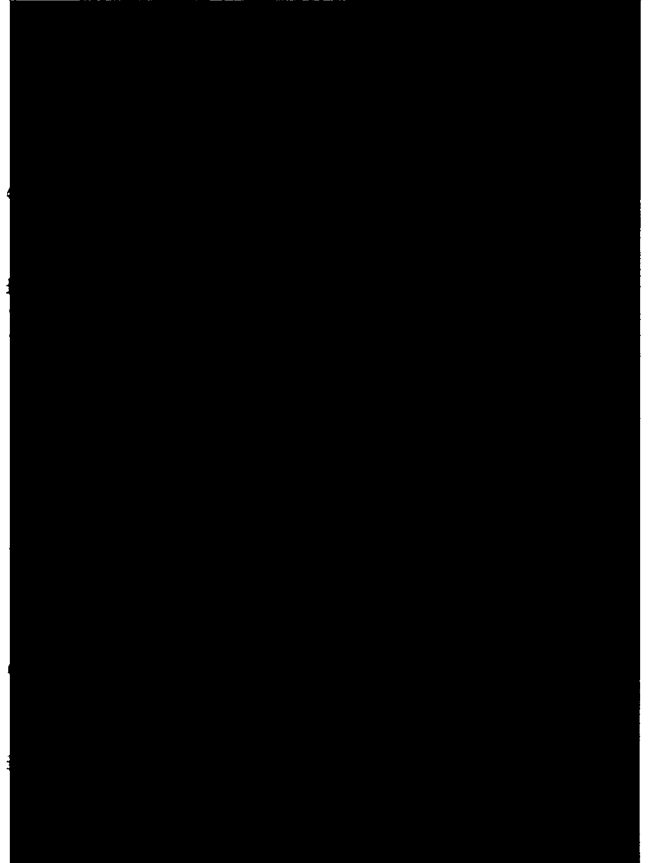
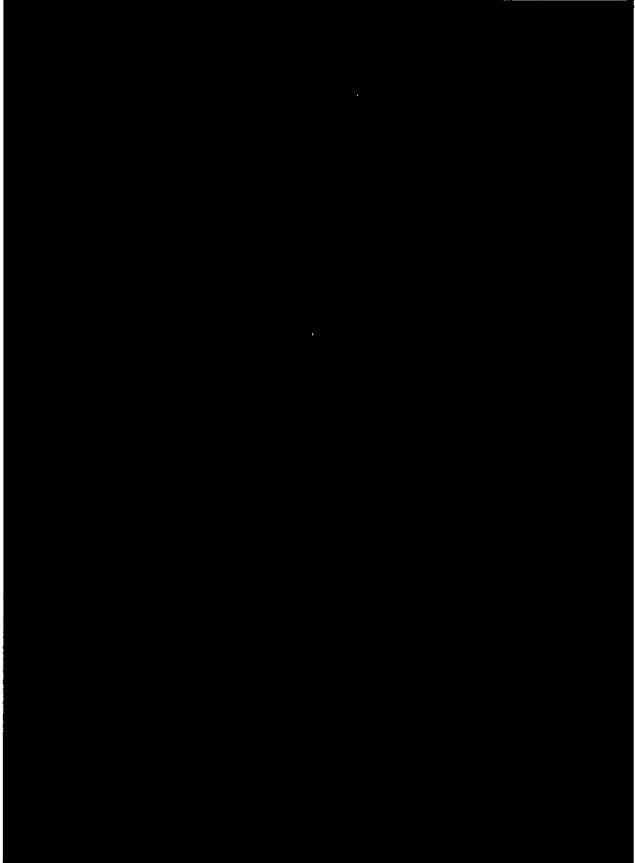
- 26 -

12/07/20



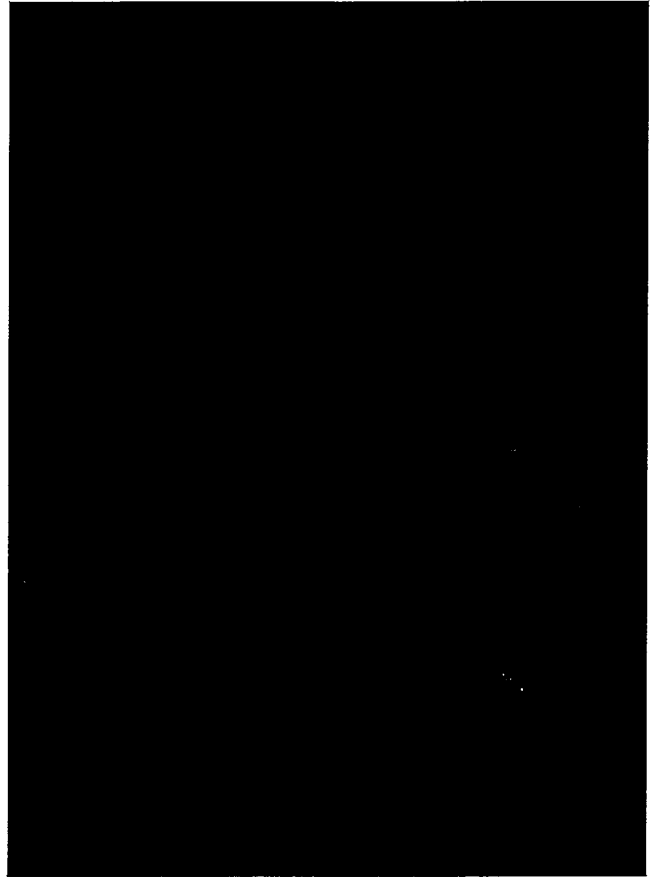
- 27 -

12/07/20



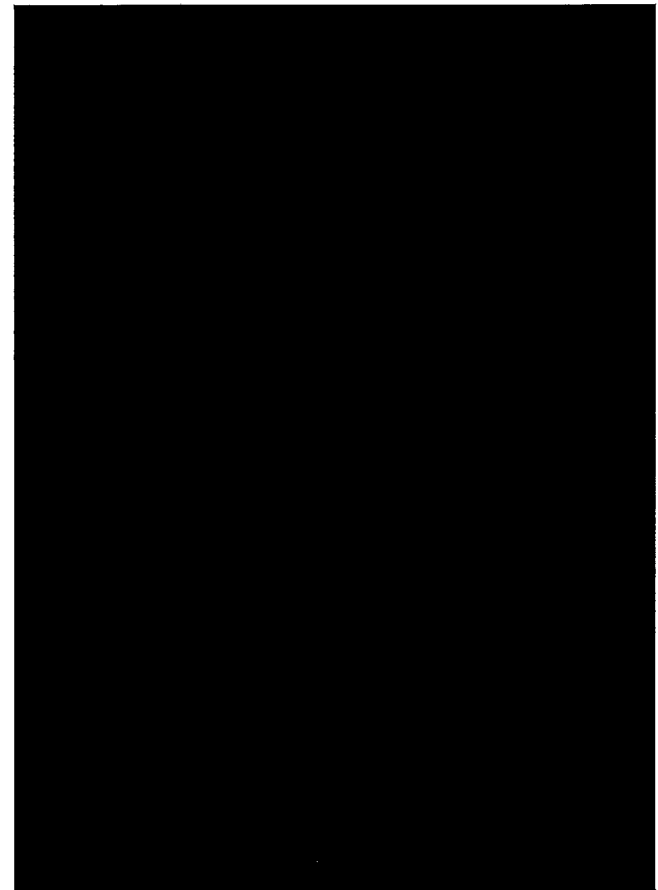
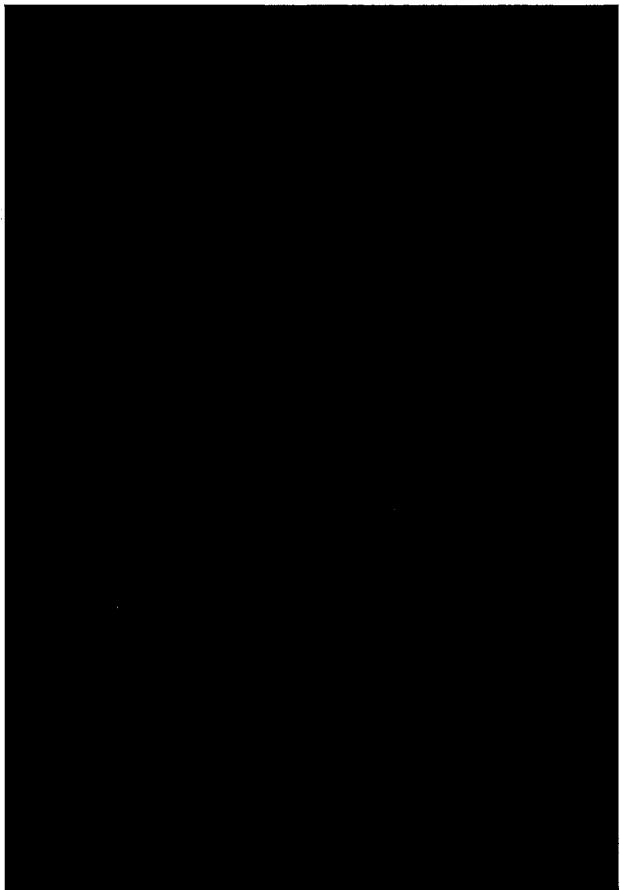
- 28 -

12/07/20



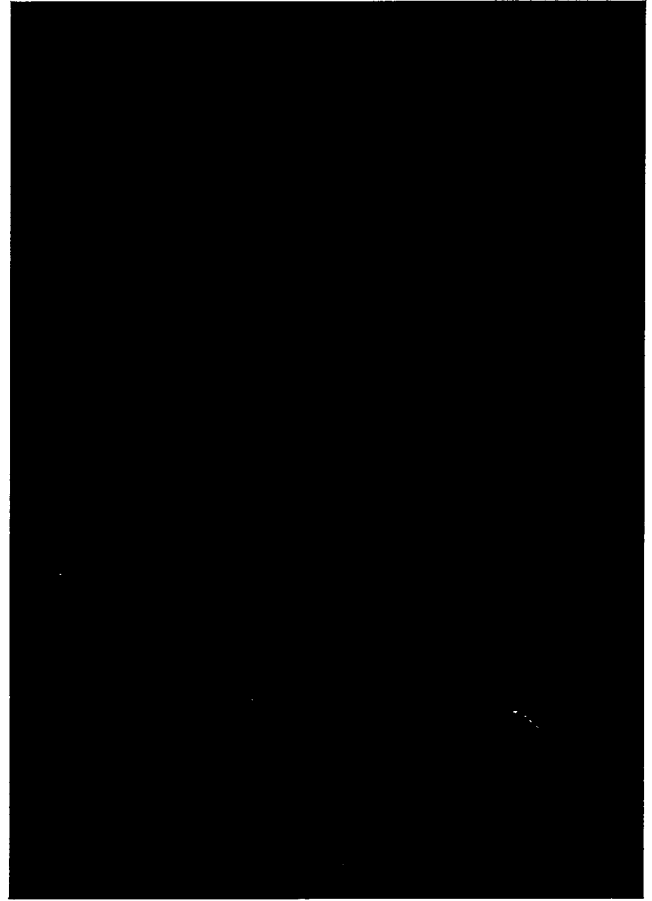
- 29 -

12/07/20



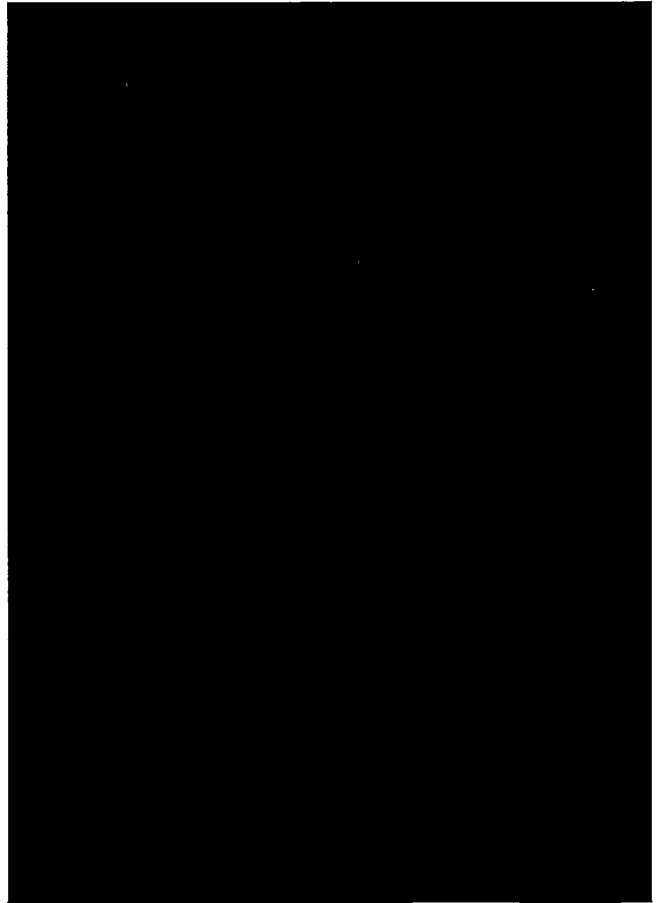
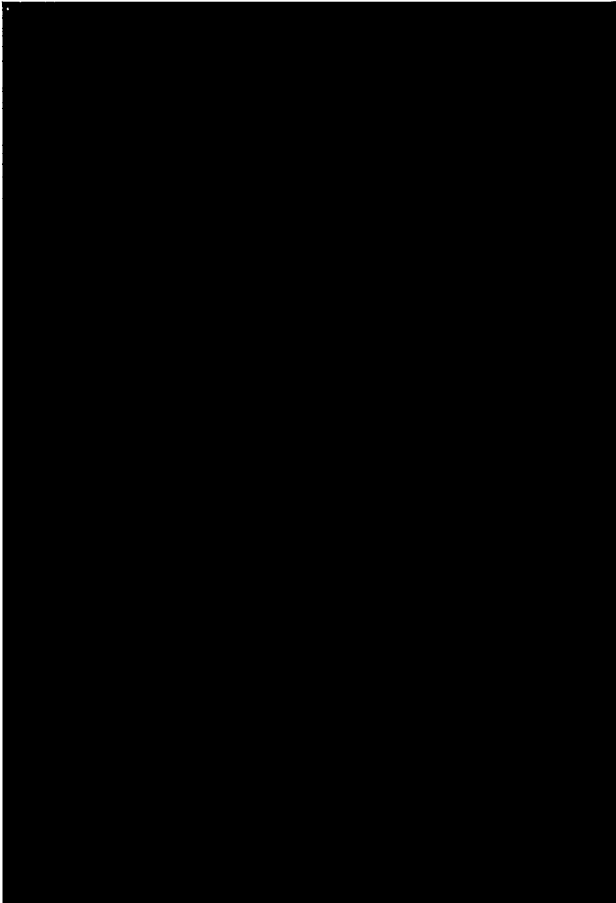
- 30 -

12/07/20



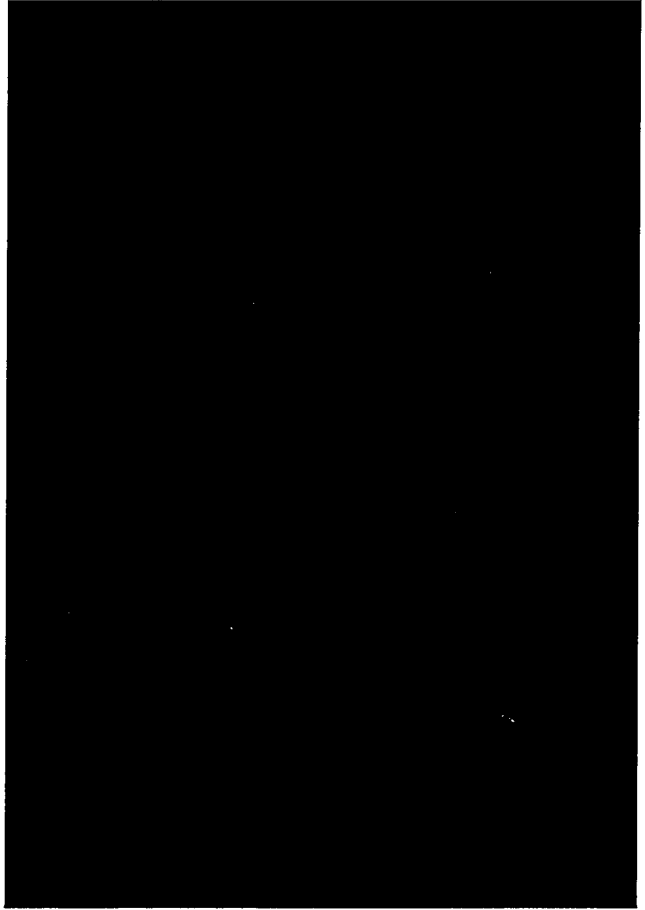
- 31 -

12/07/20



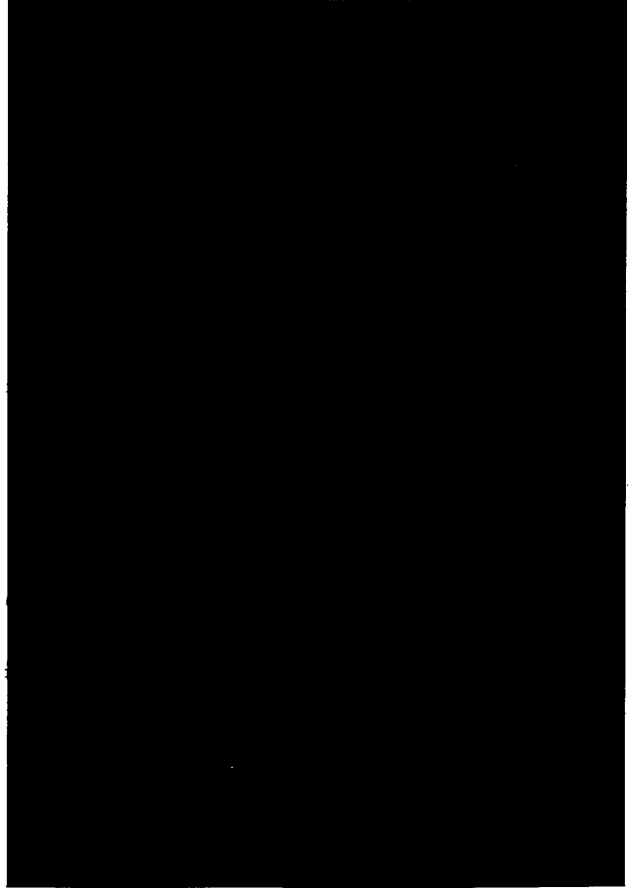
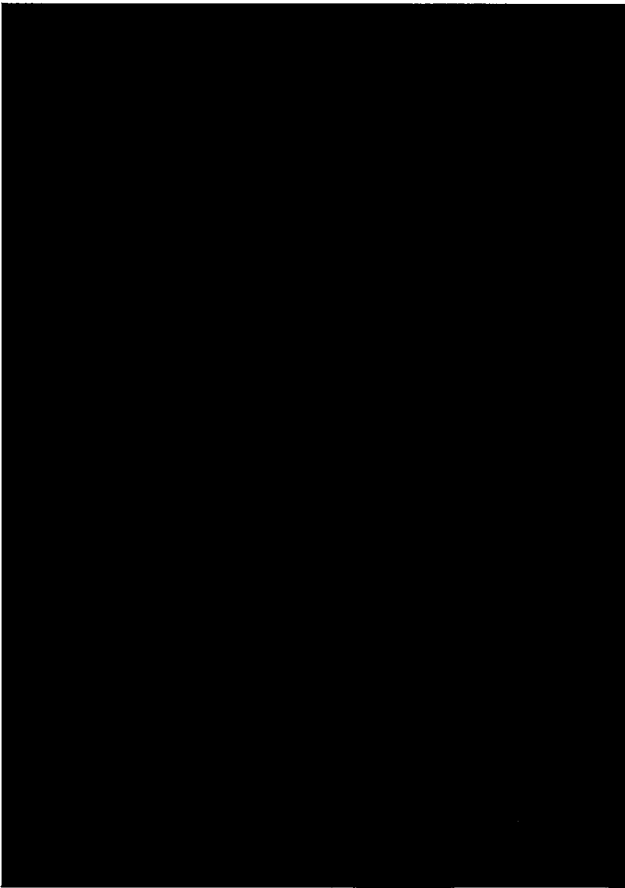
- 32 -

12/07/20



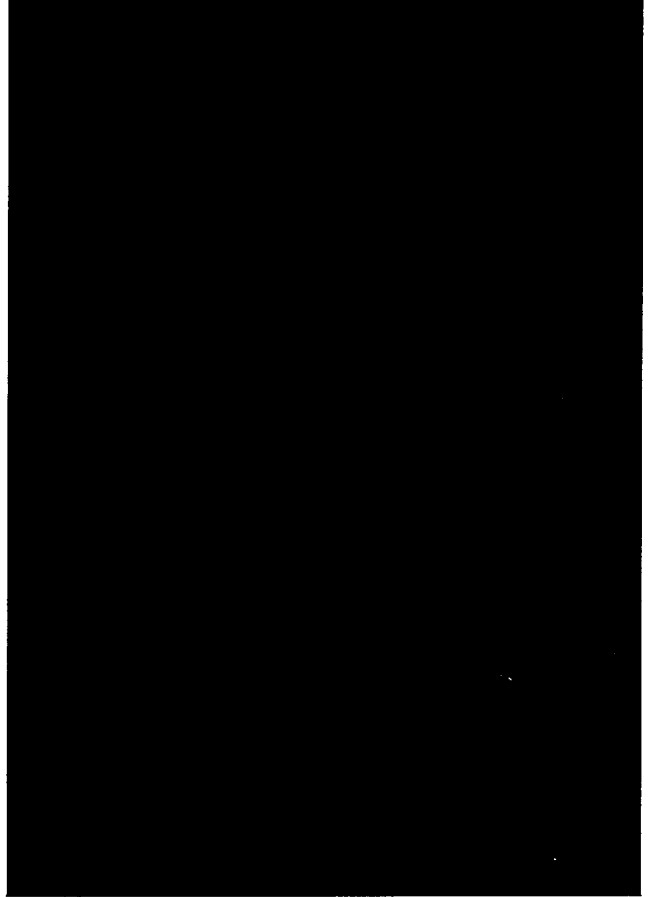
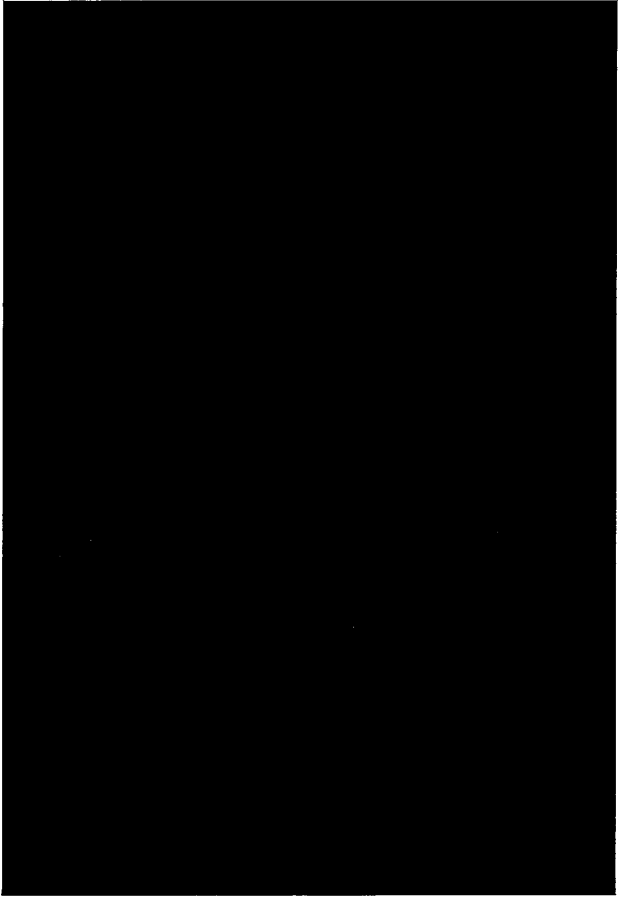
- 33 -

12/07/20

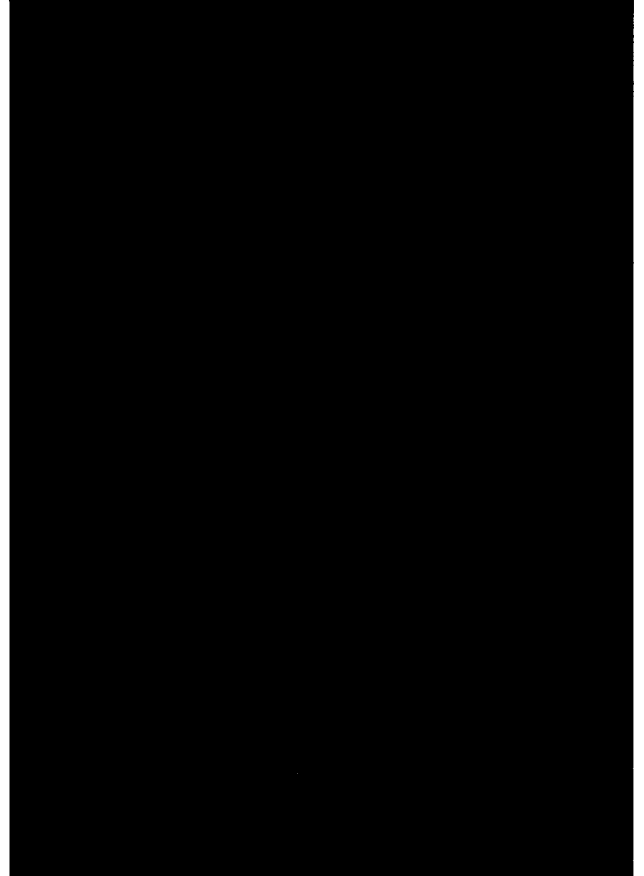
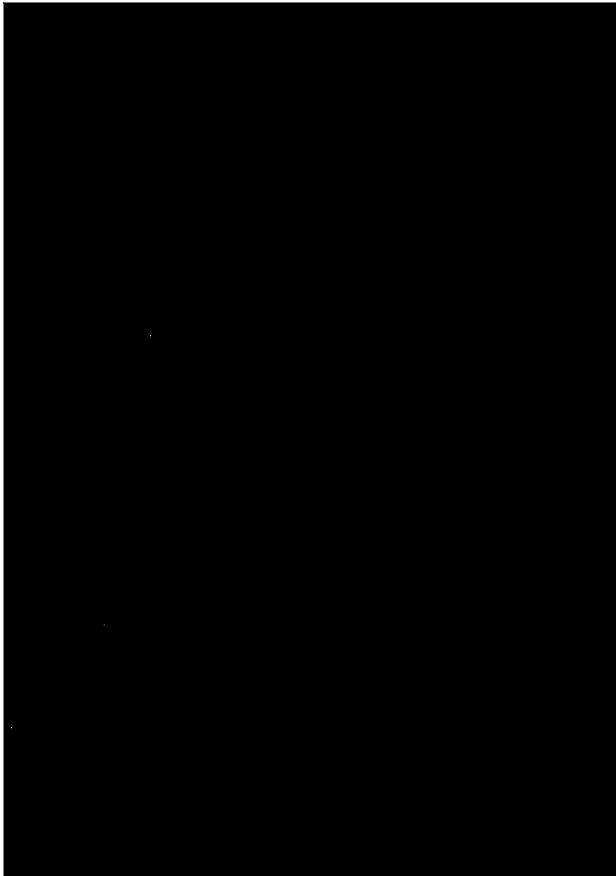


- 34 -

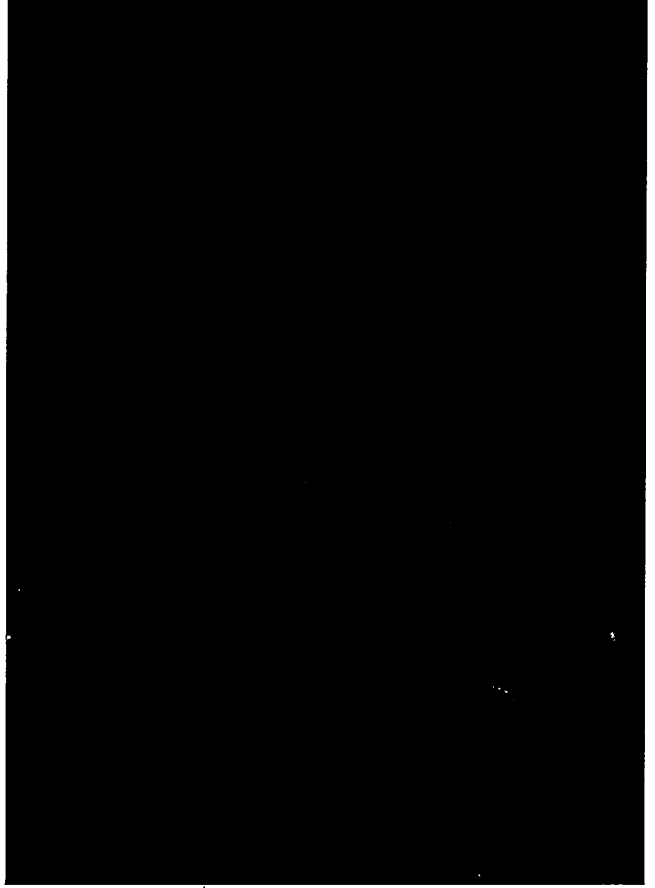
12/07/20



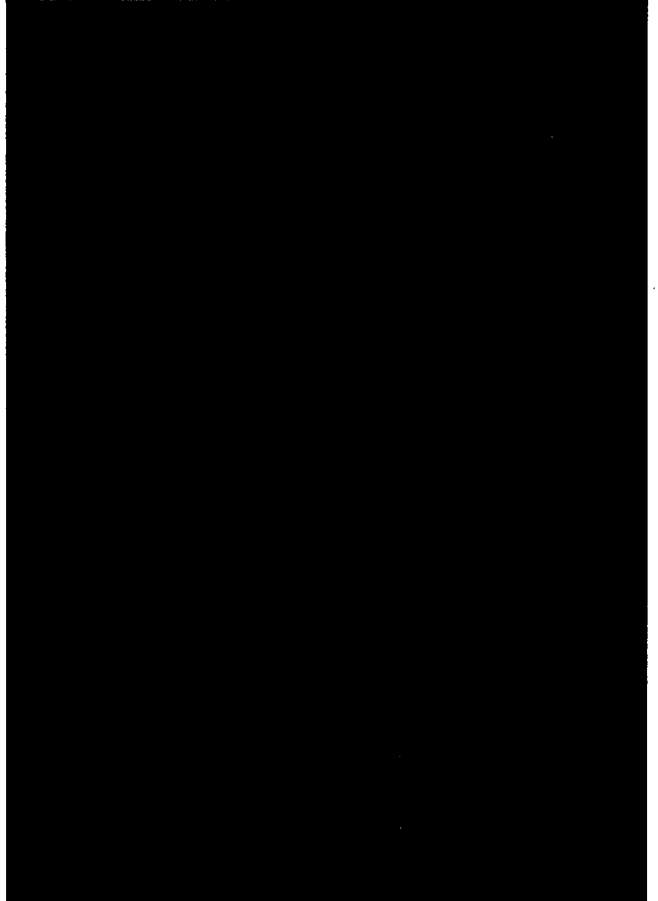
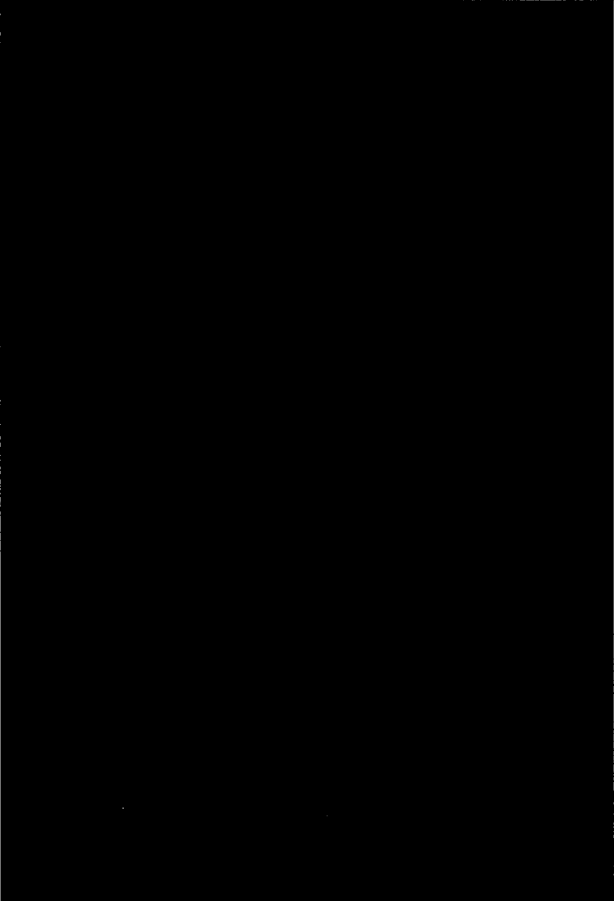
12/07/20



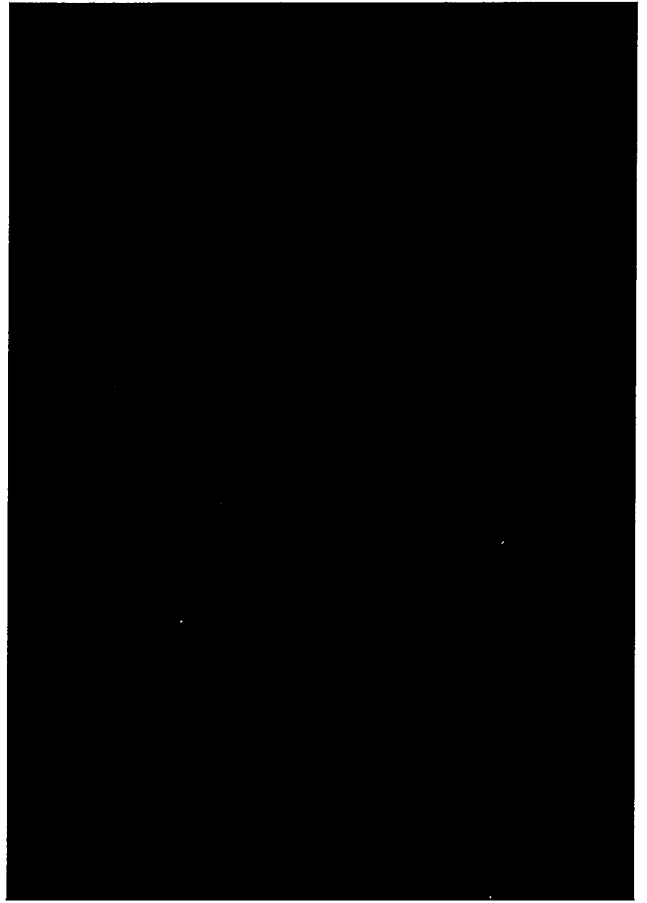
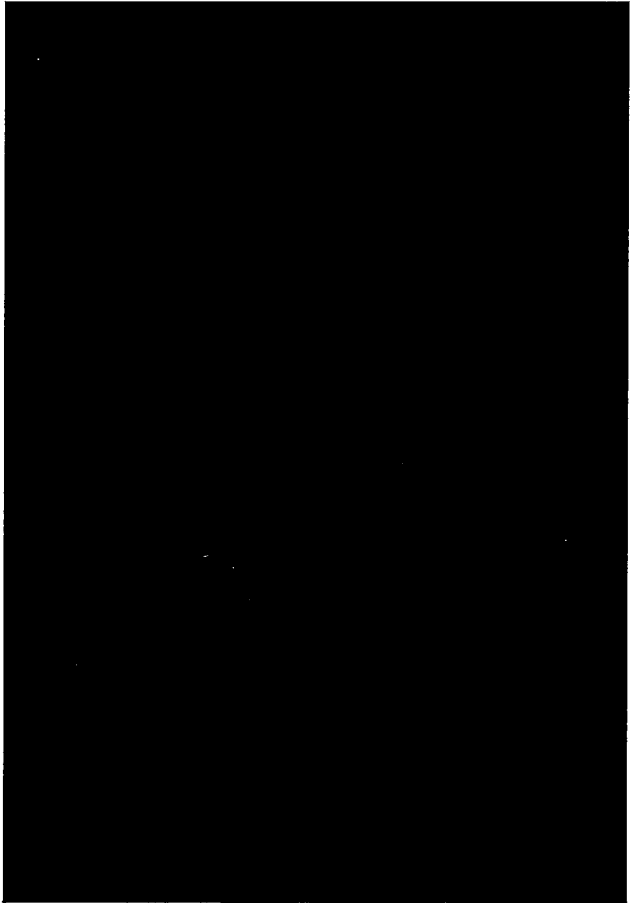
12/07/20



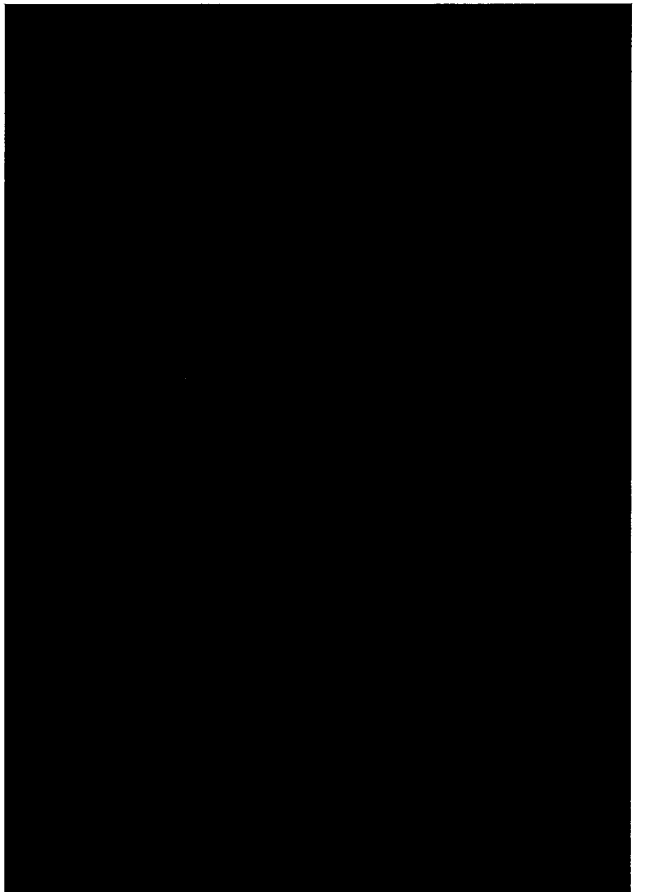
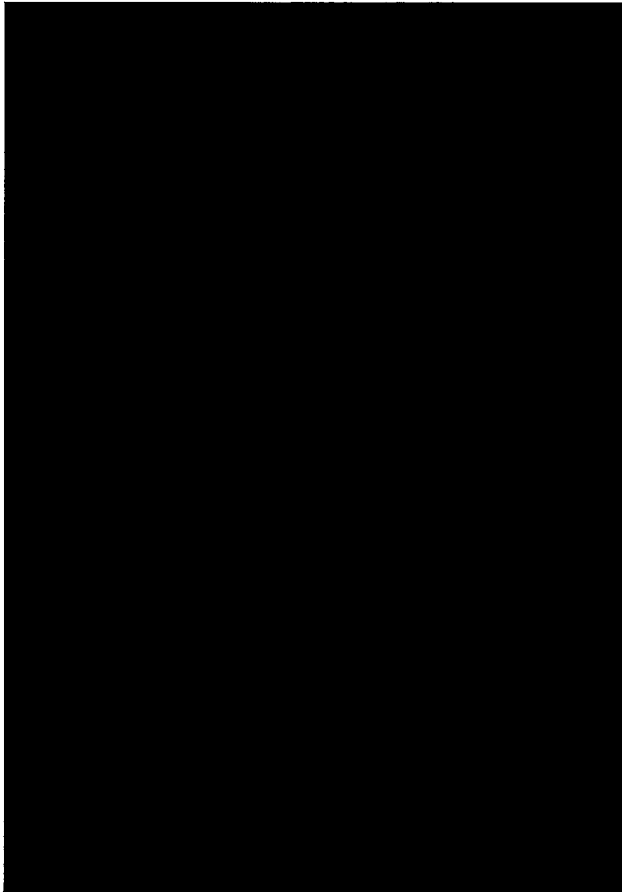
12/07/20



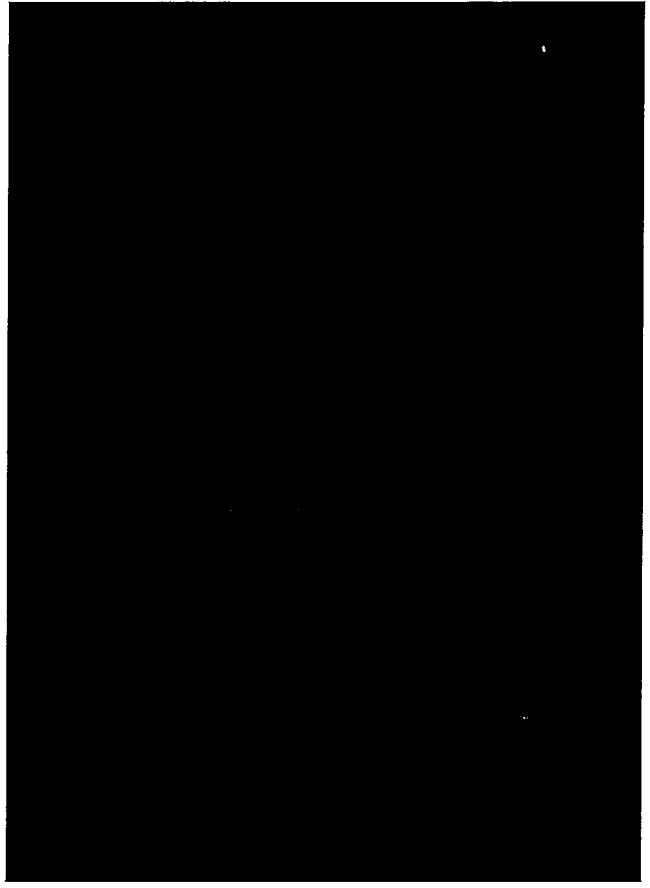
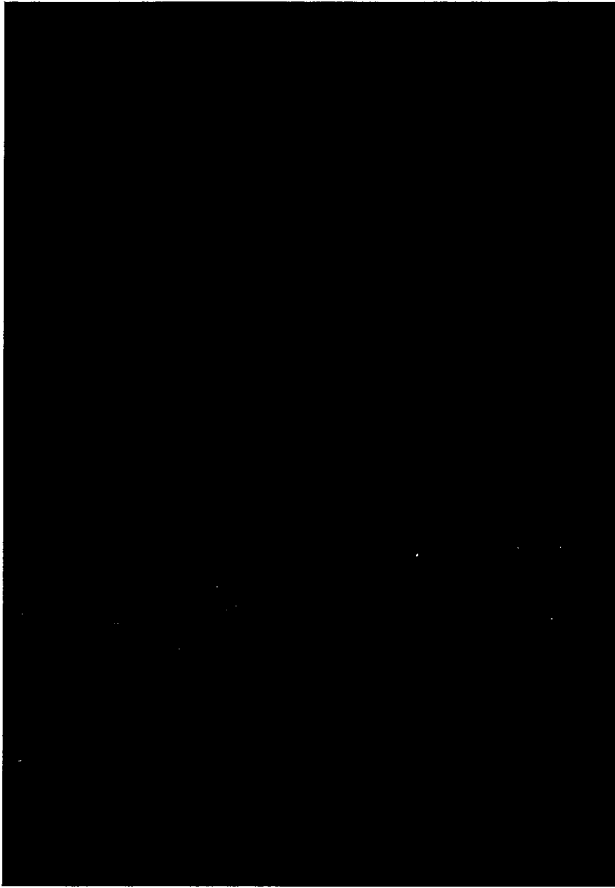
12/07/20



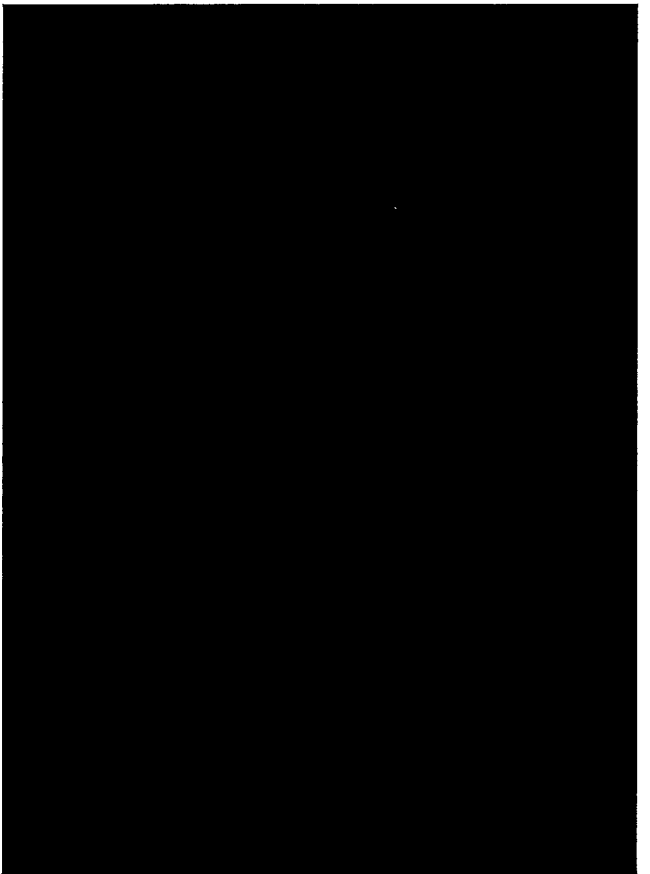
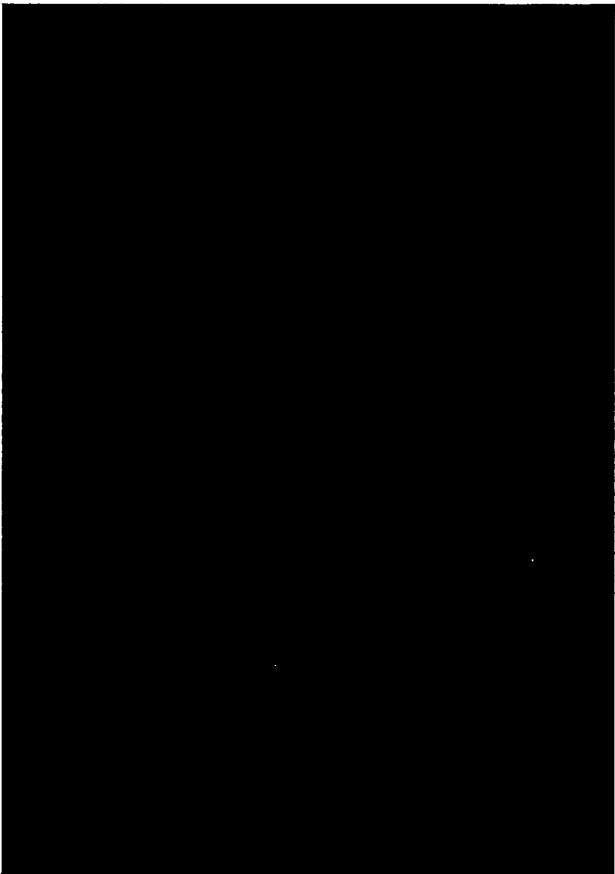
12/07/20



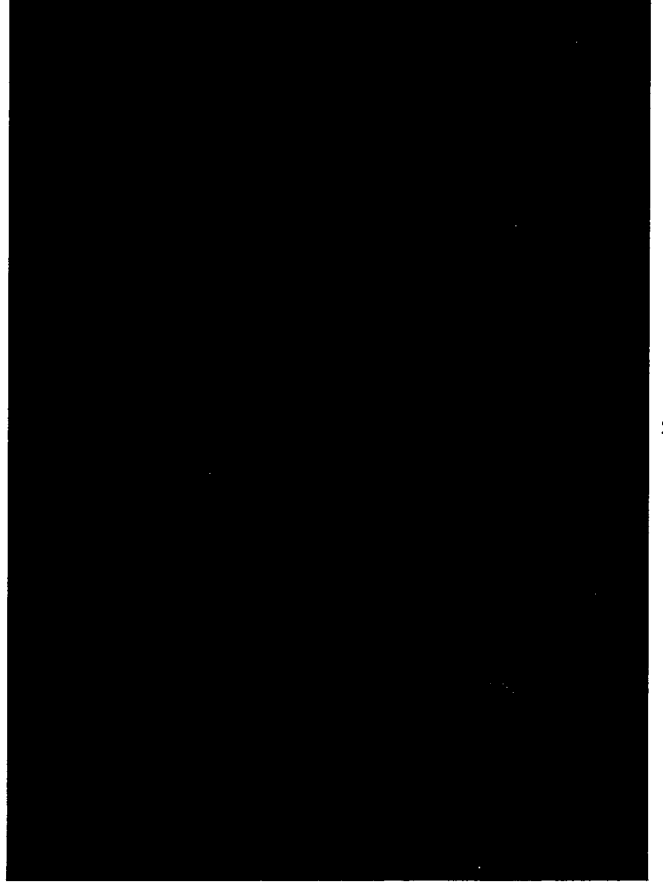
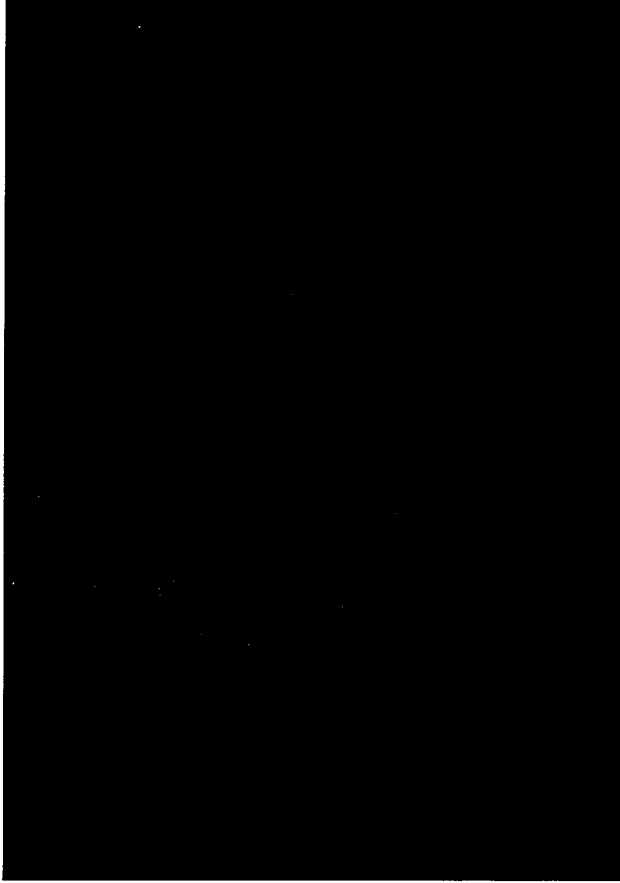
12/07/20



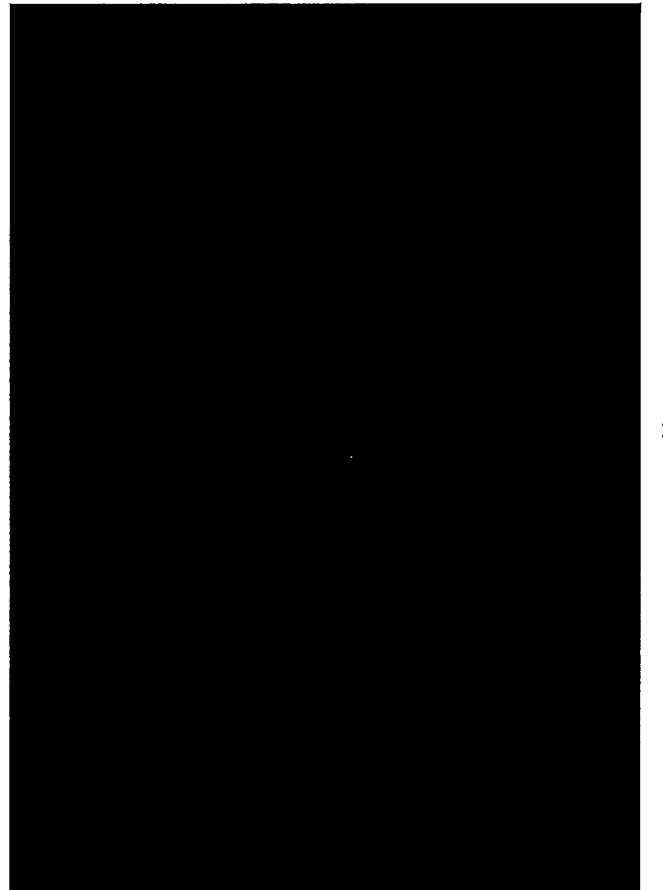
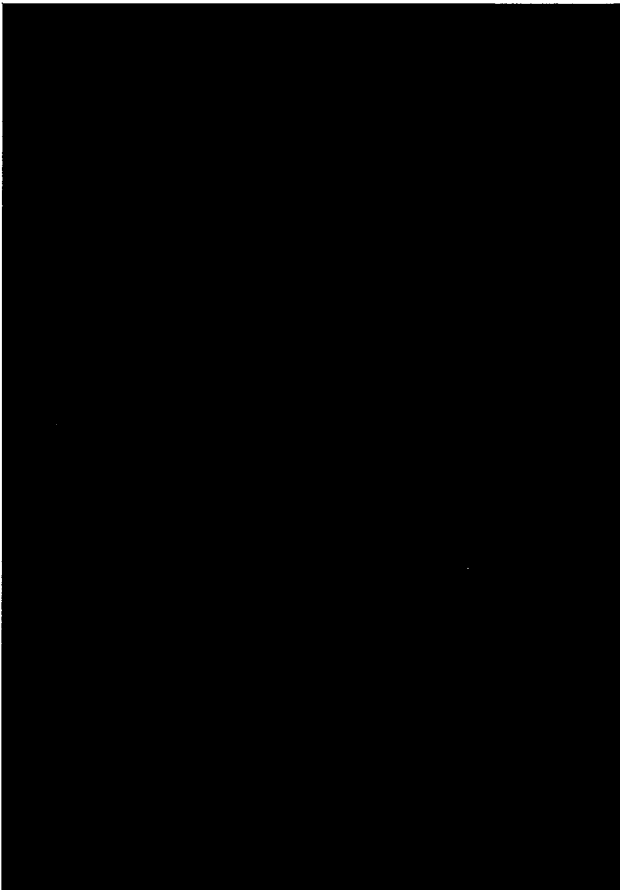
12/07/20



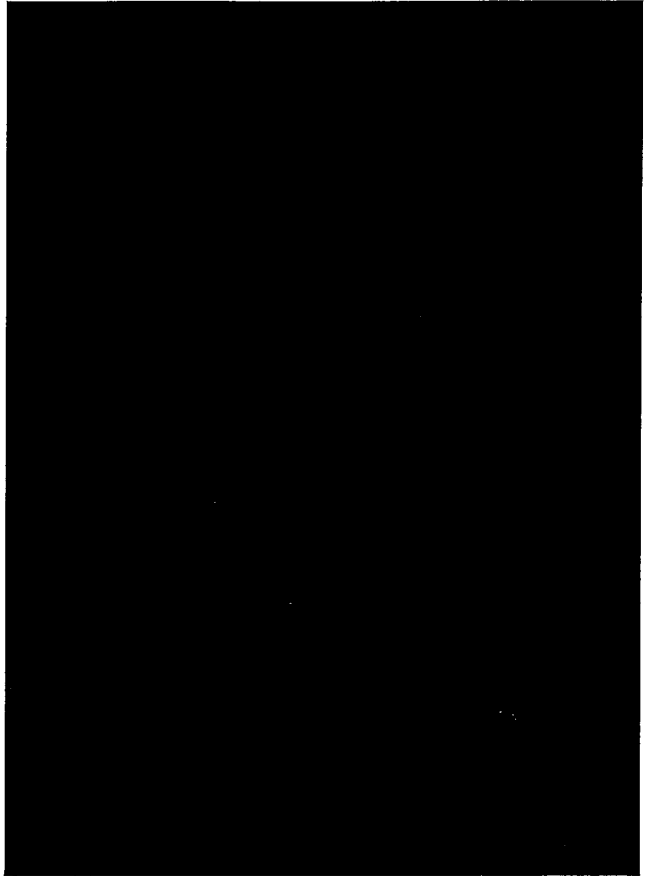
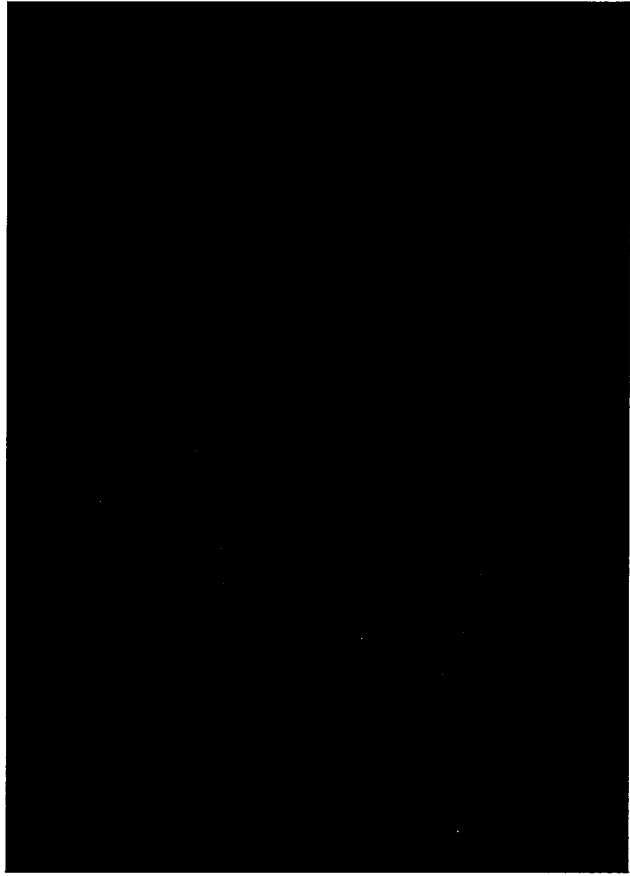
12/07/20



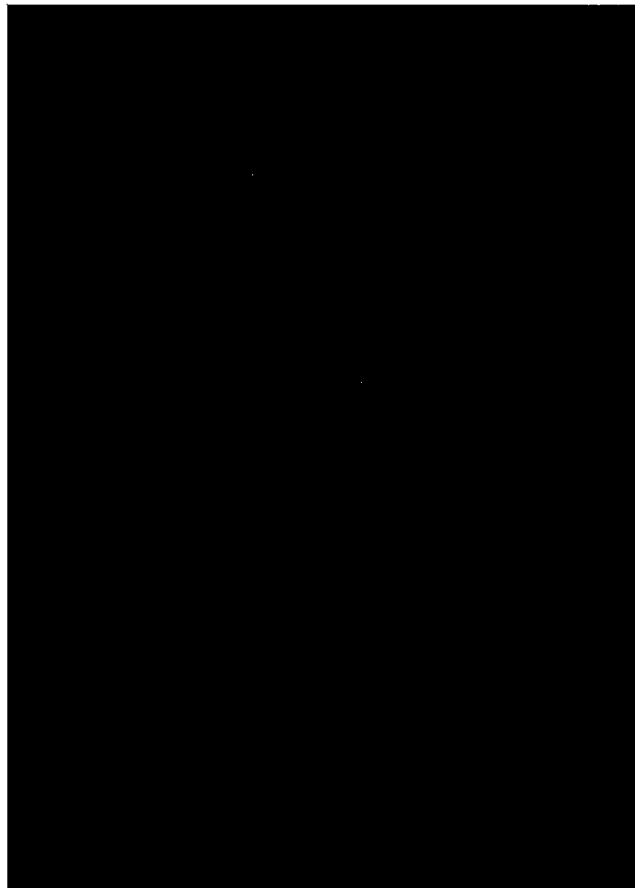
12/07/20



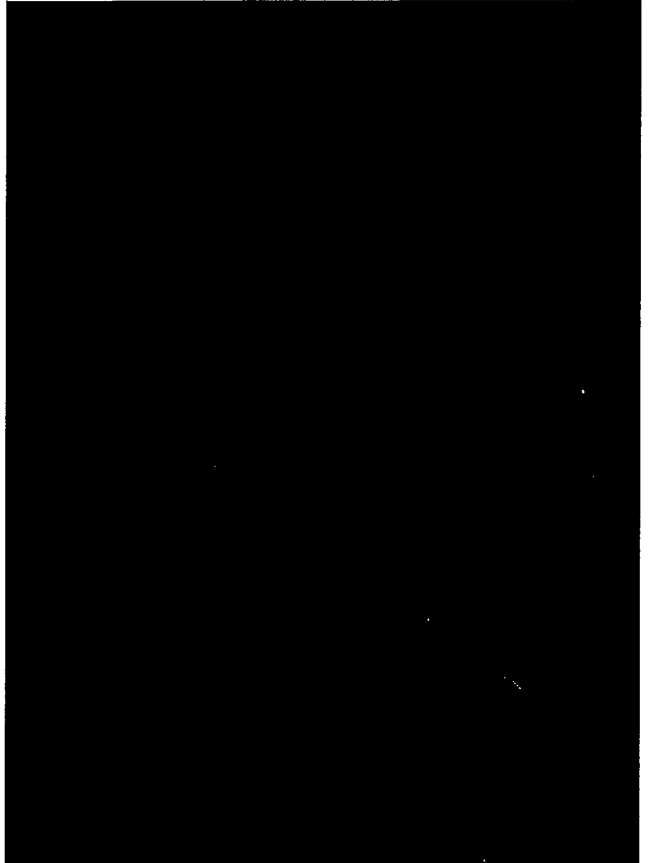
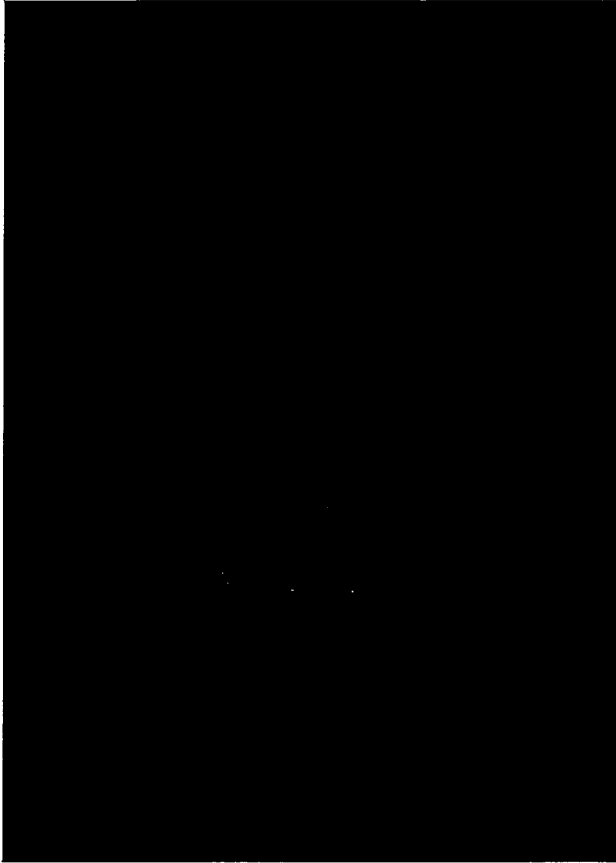
12/07/20



12/07/20

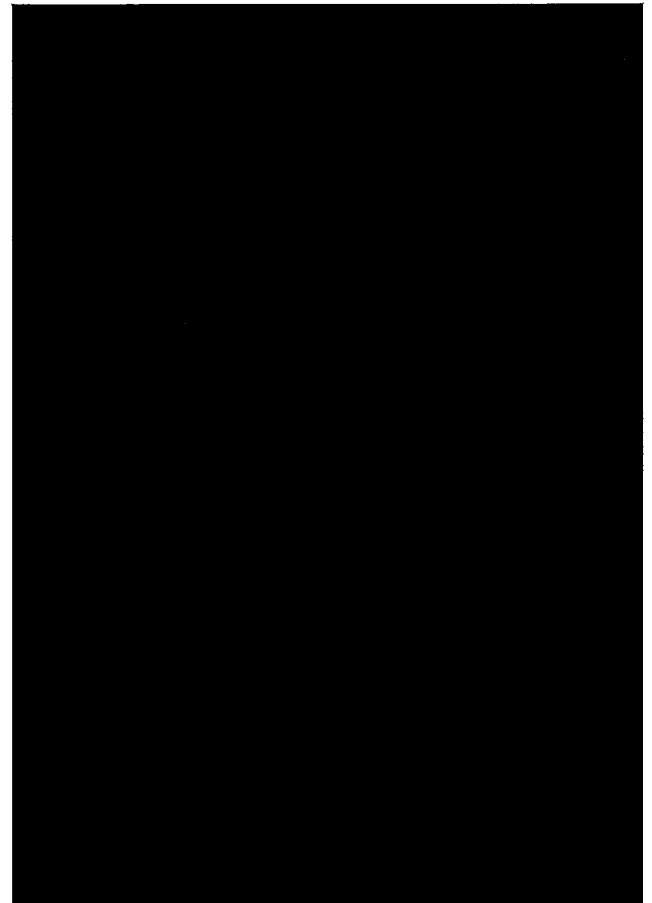
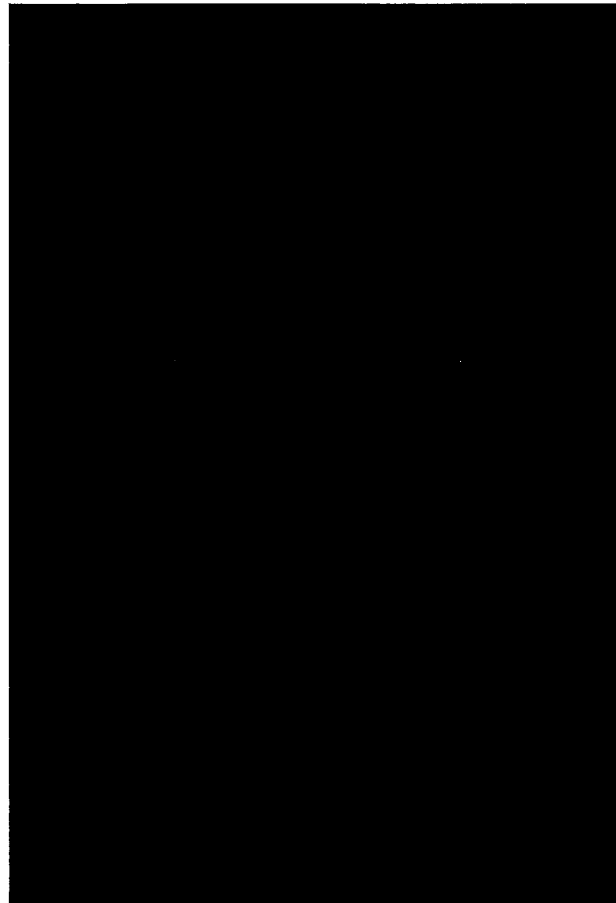


12/07/20



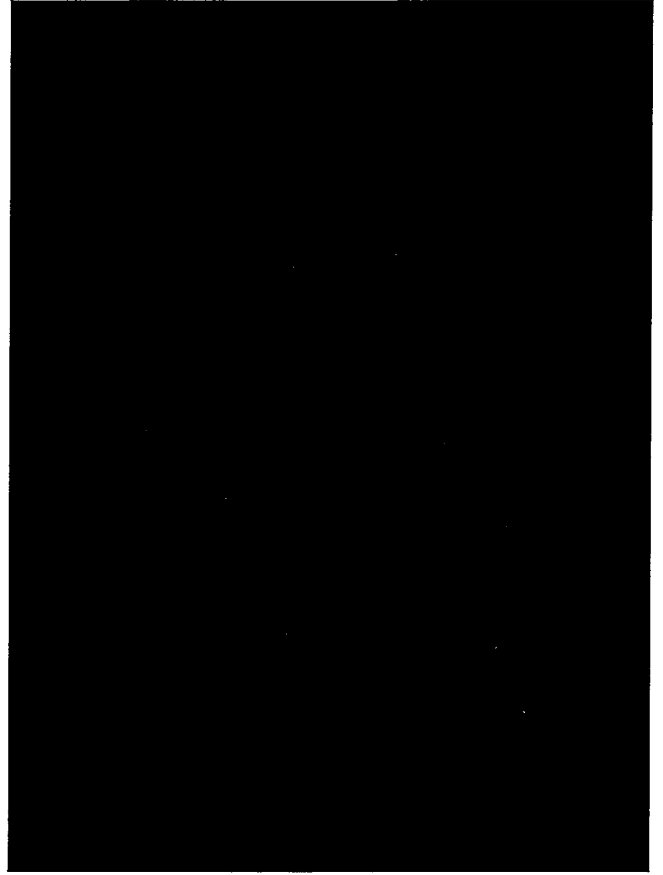
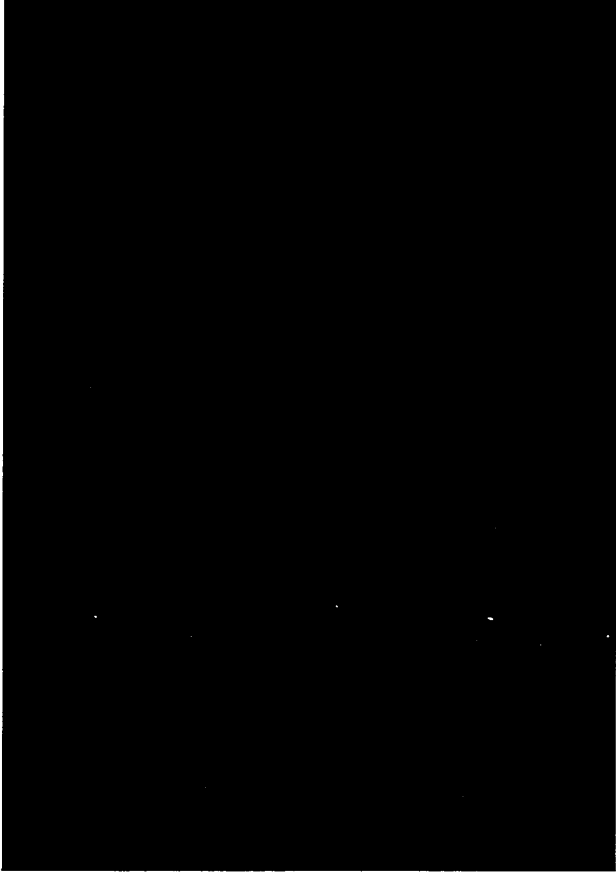
- 47 -

12/07/20



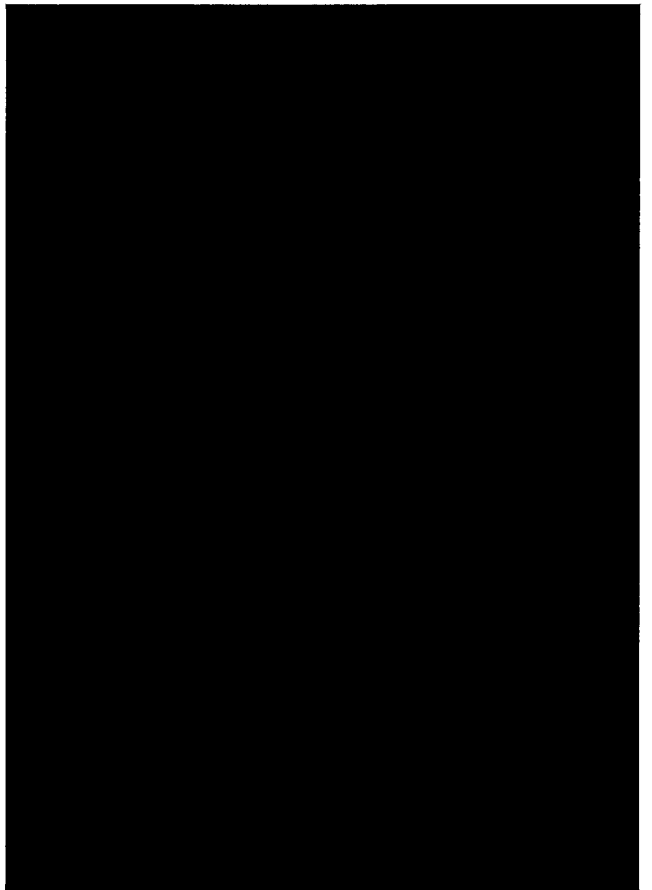
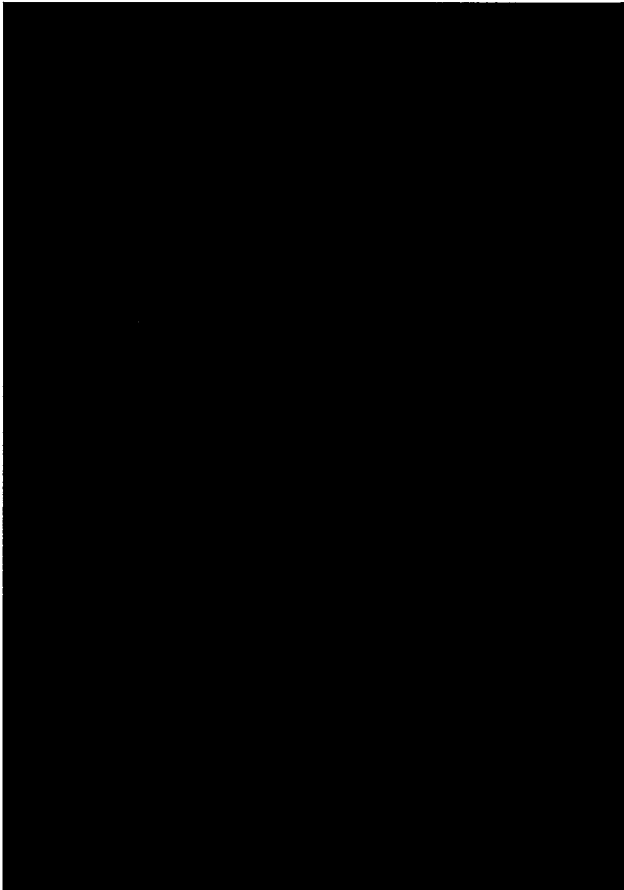
- 48 -

12/07/20



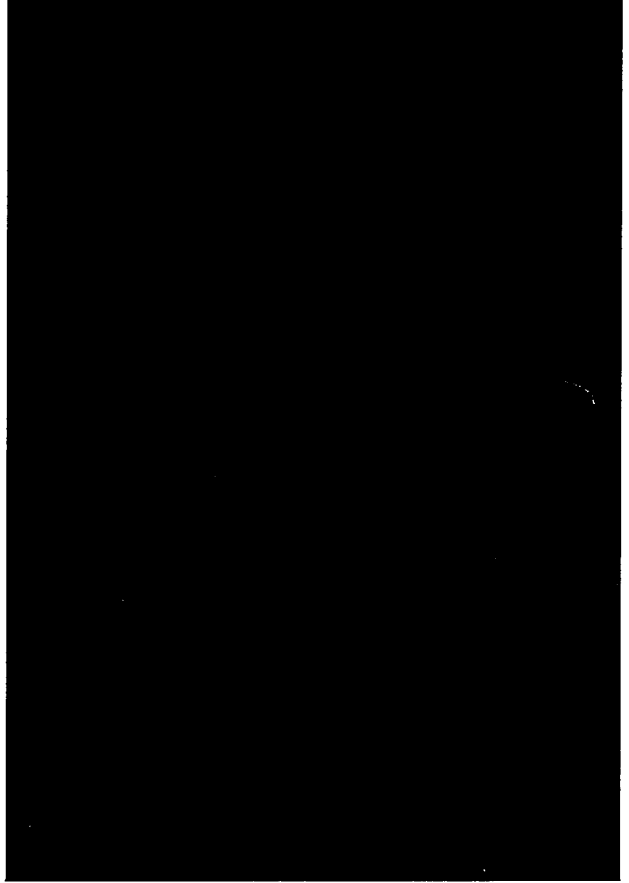
- 49 -

12/07/20

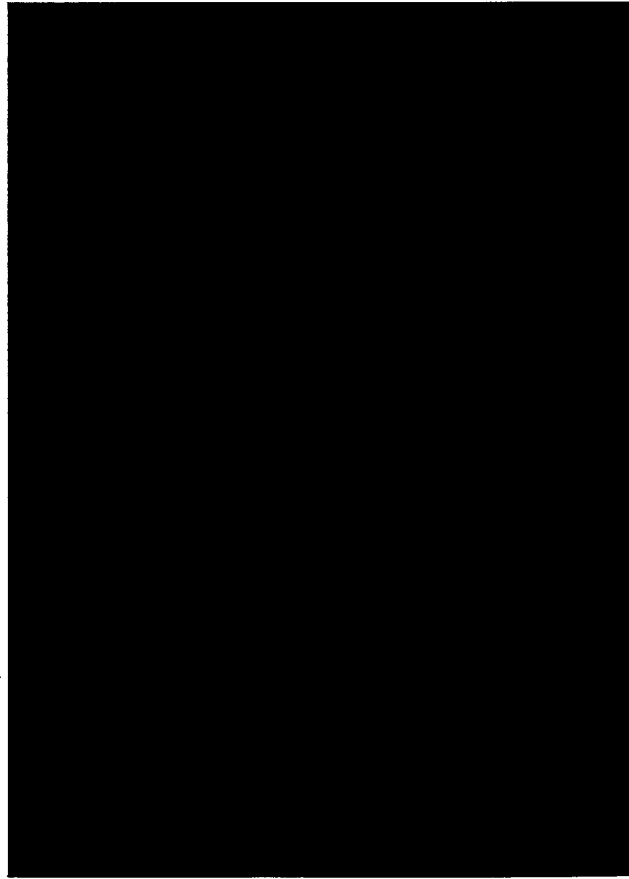


- 50 -

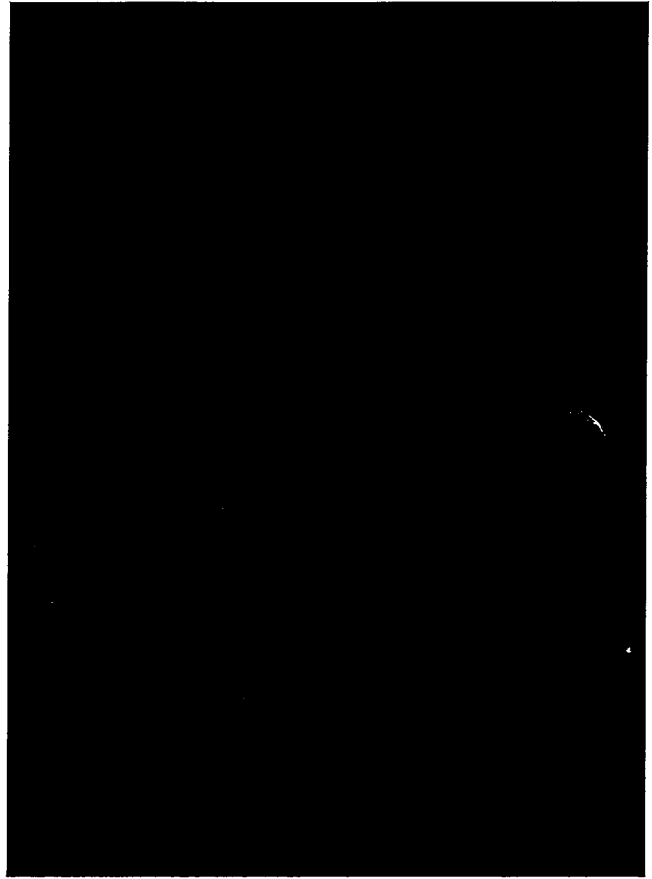
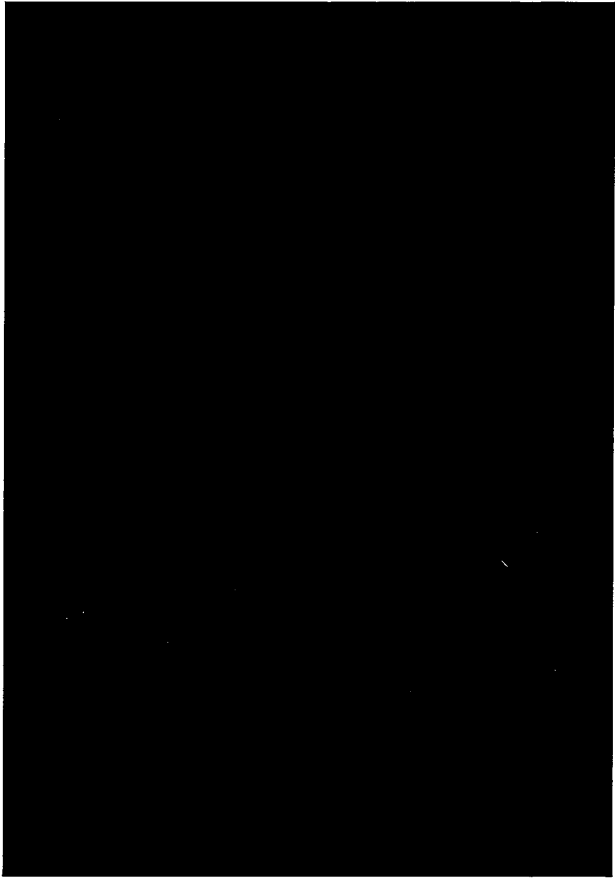
12/07/20



12/07/20

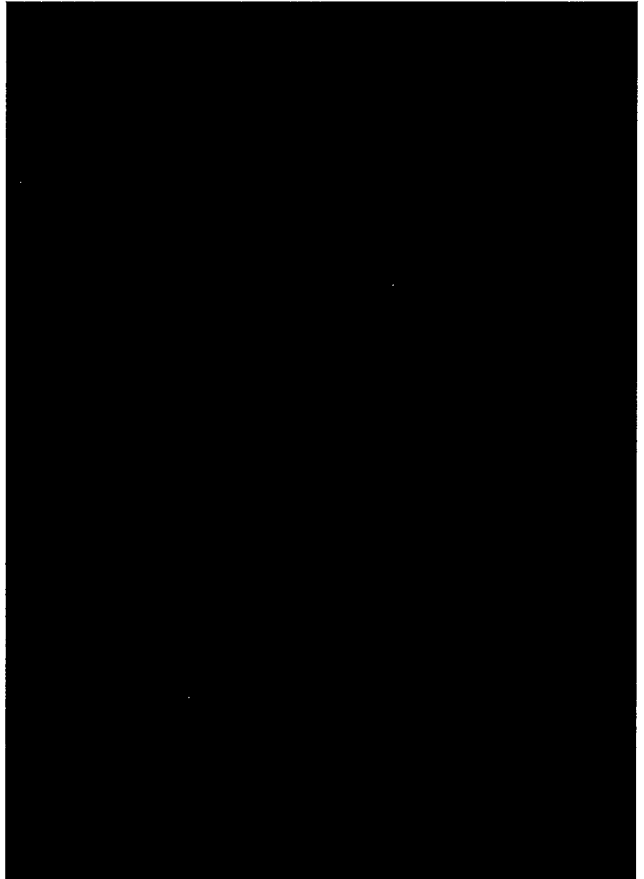
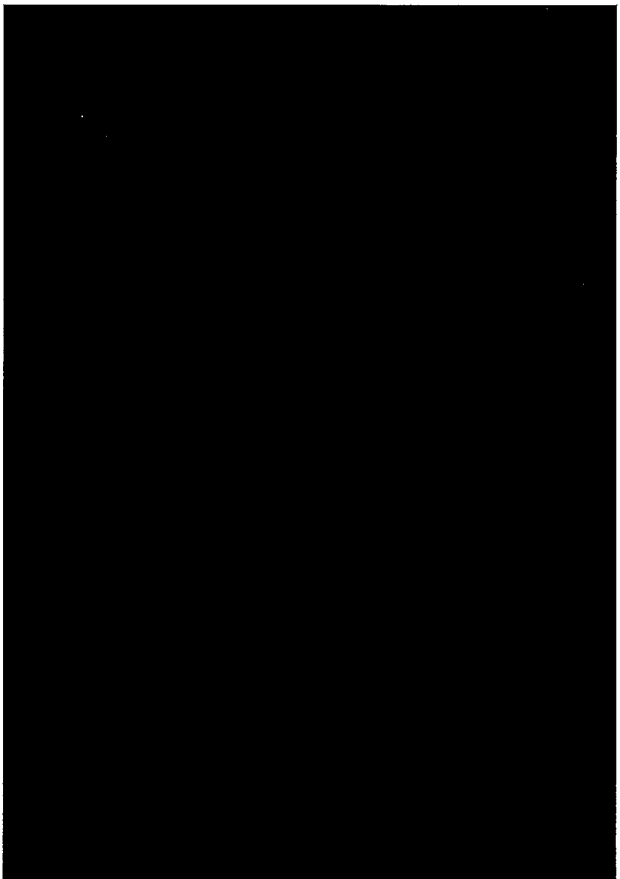


12/07/20



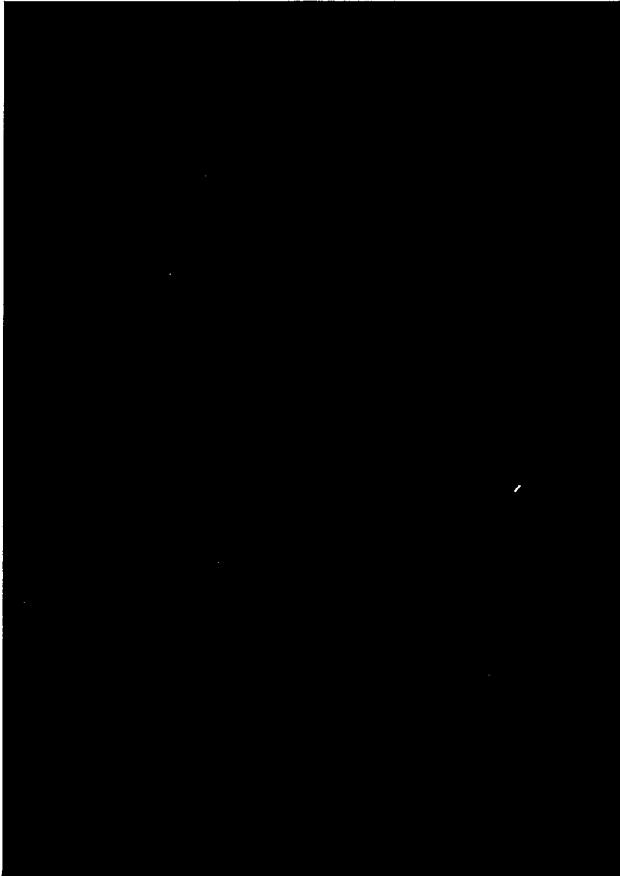
- 53 -

12/07/20

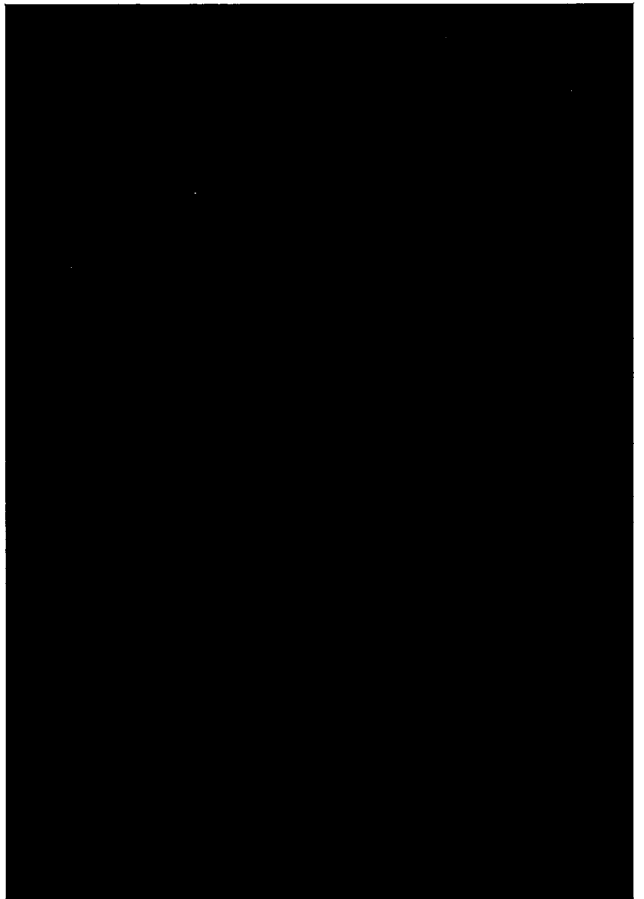
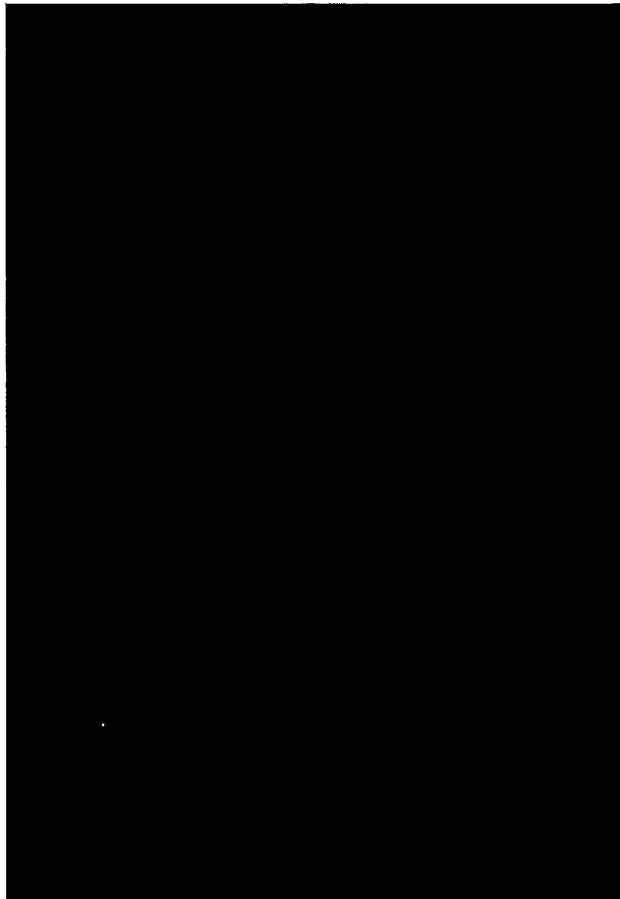


- 54 -

12/07/20



12/07/20

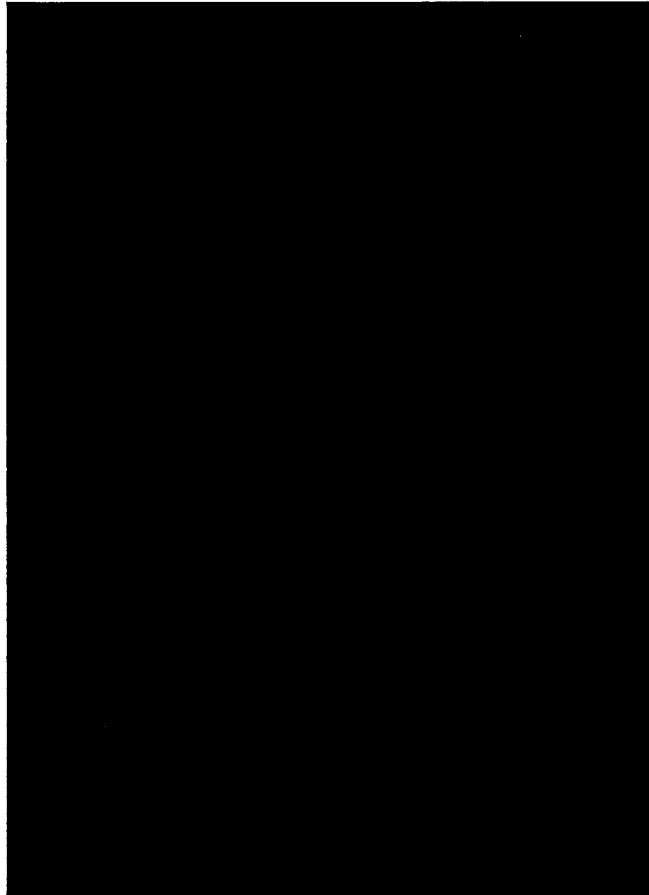
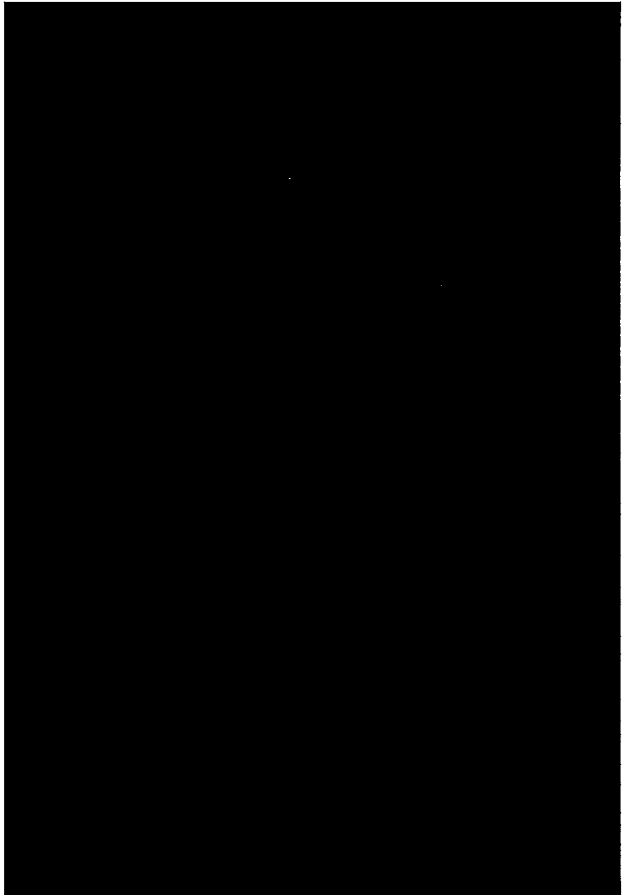


12/07/20



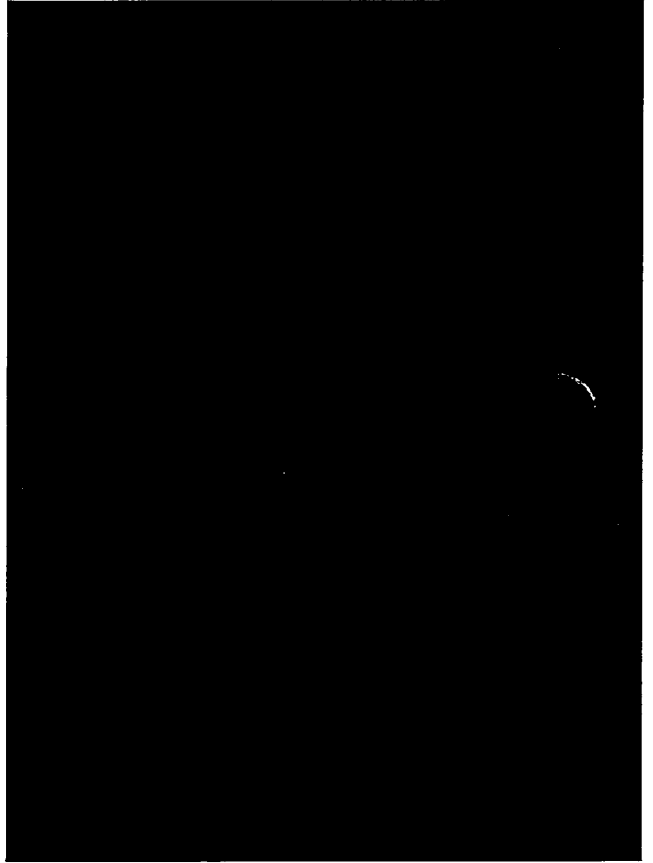
- 57 -

12/07/20



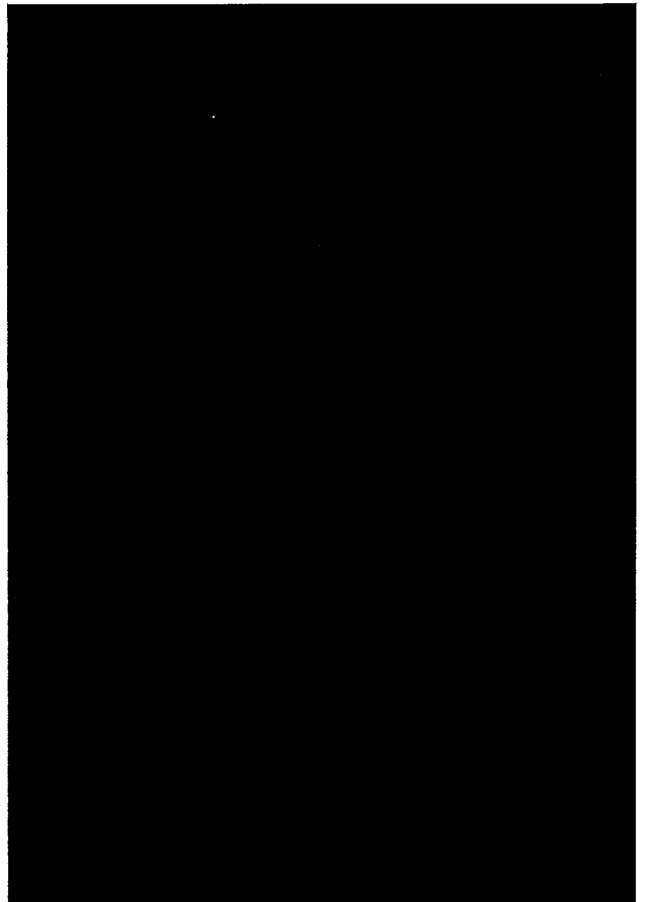
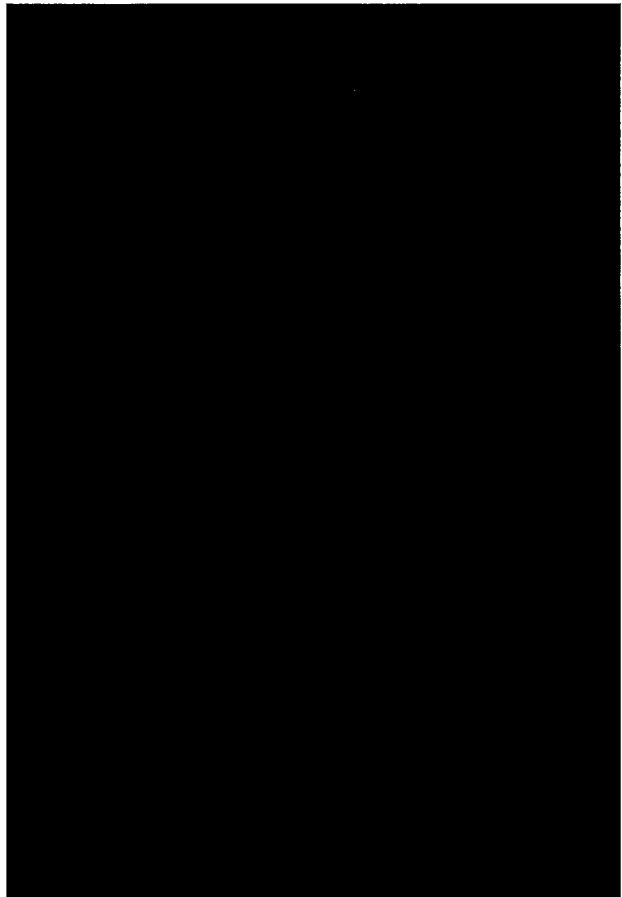
- 58 -

12/07/20



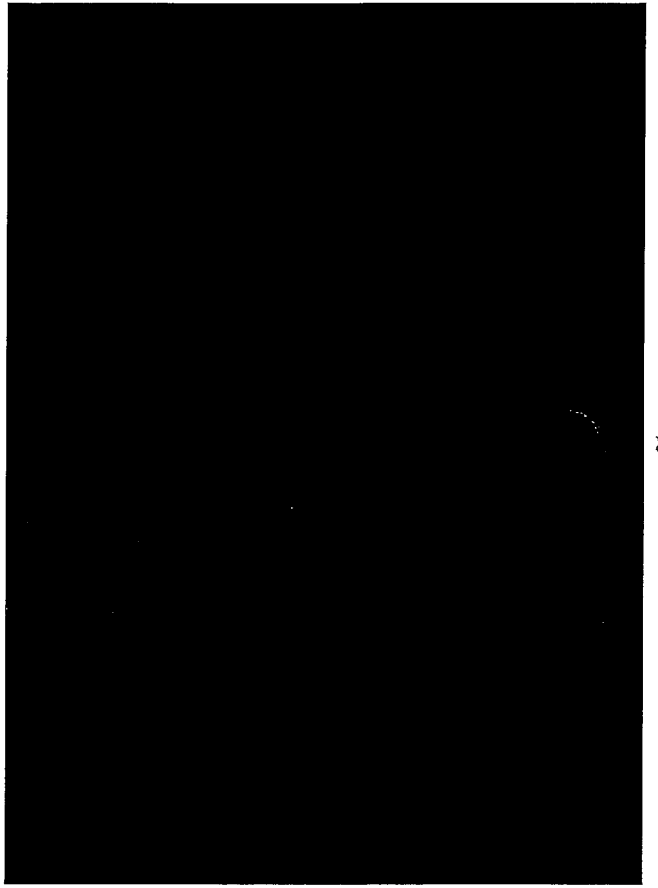
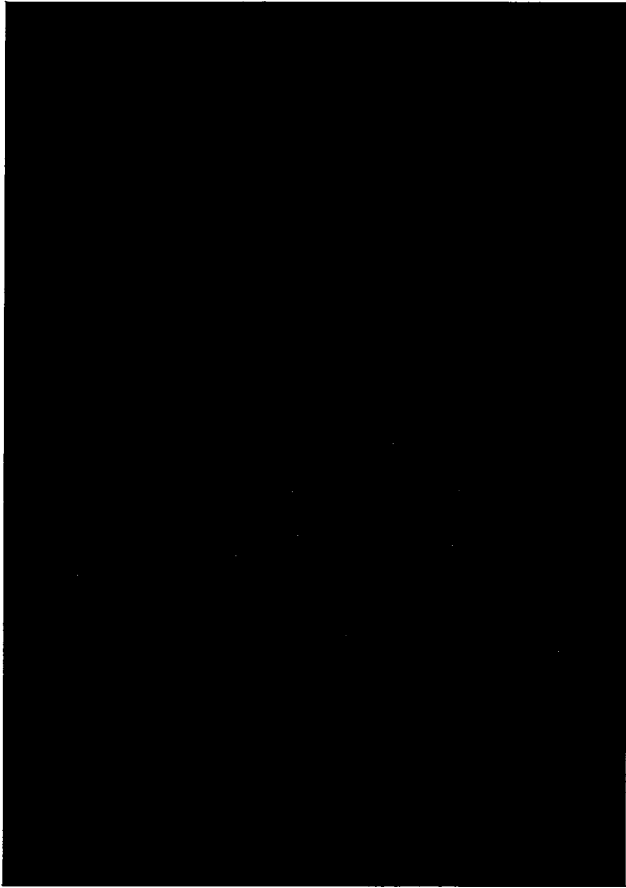
- 59 -

12/07/20



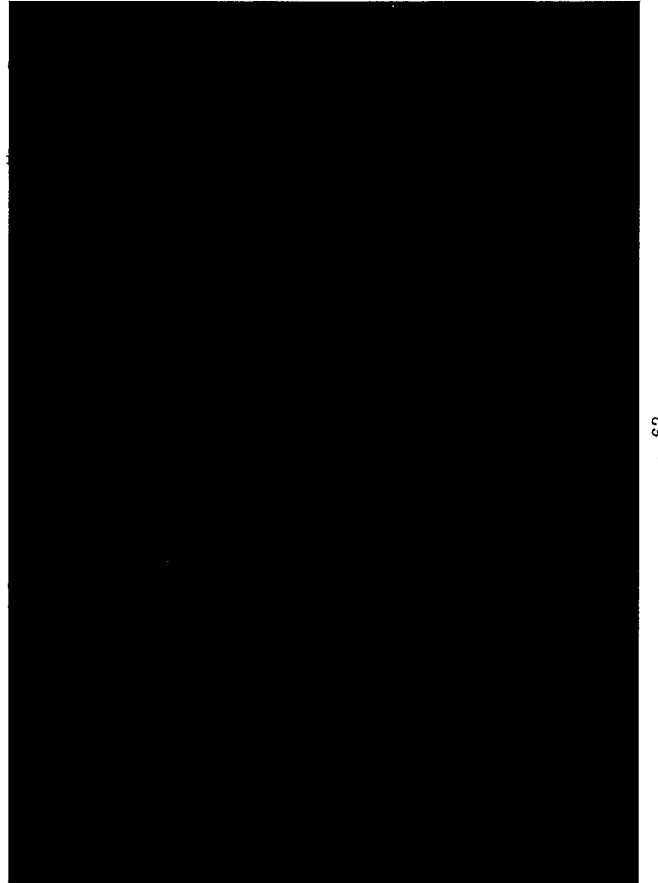
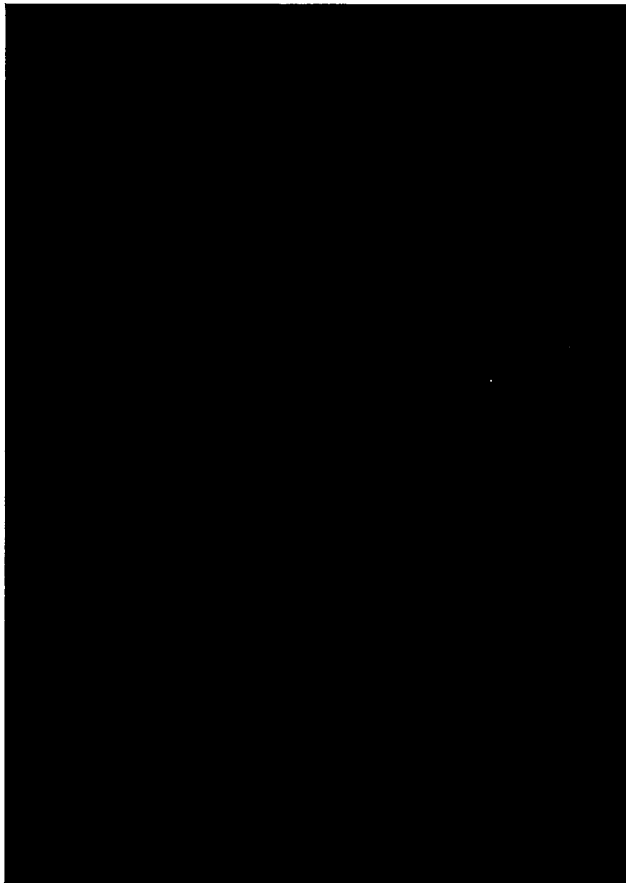
- 60 -

12/07/20



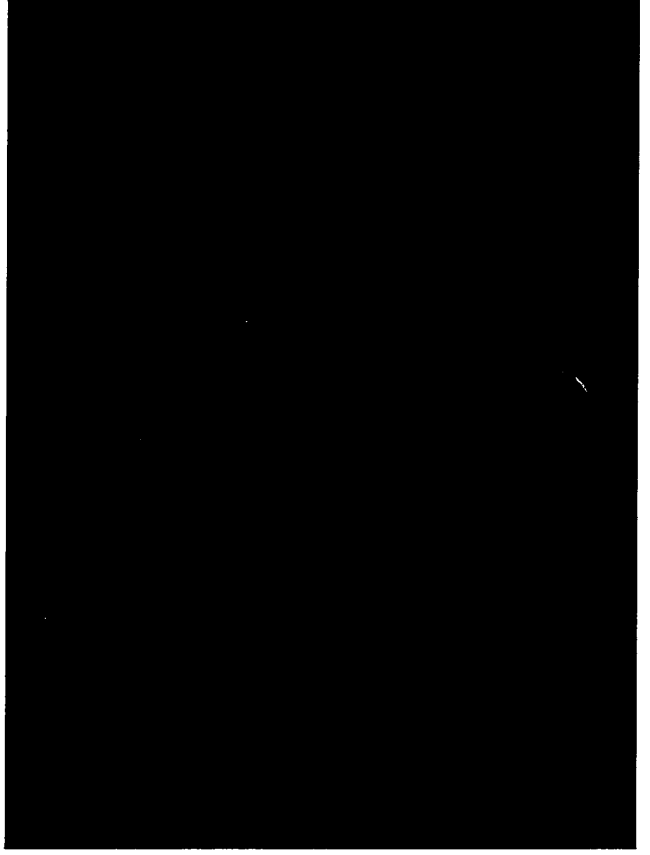
- 61 -

12/07/20



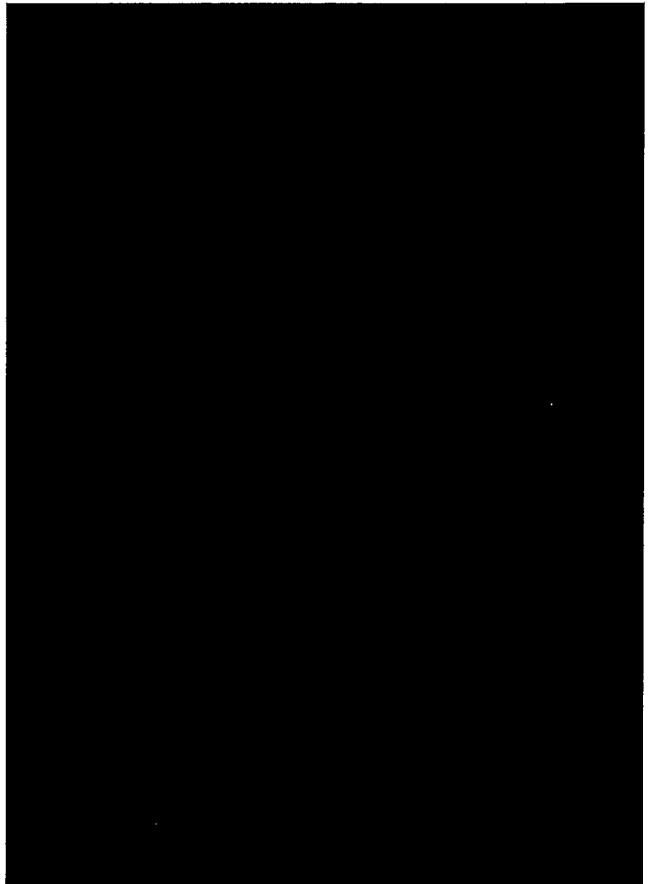
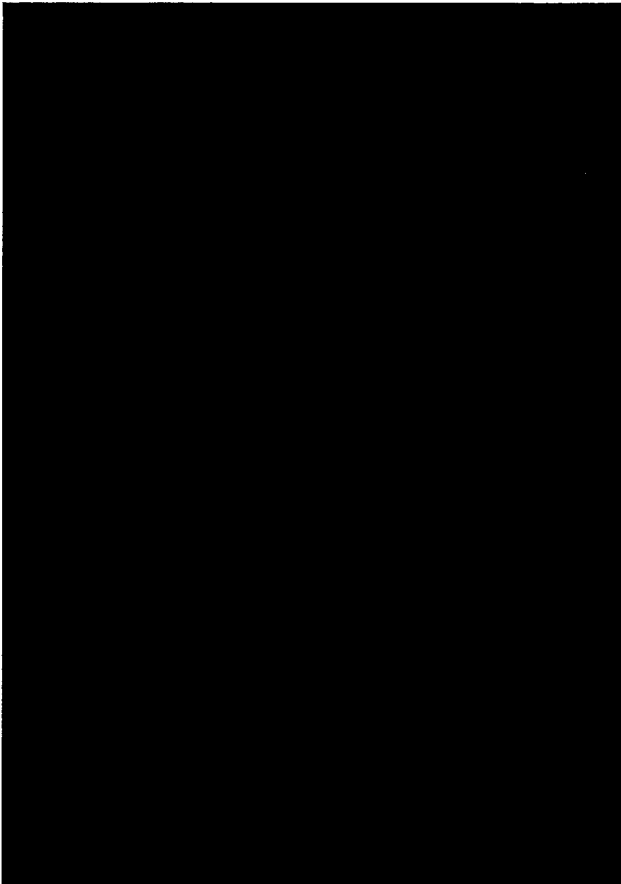
- 62 -

12/07/20



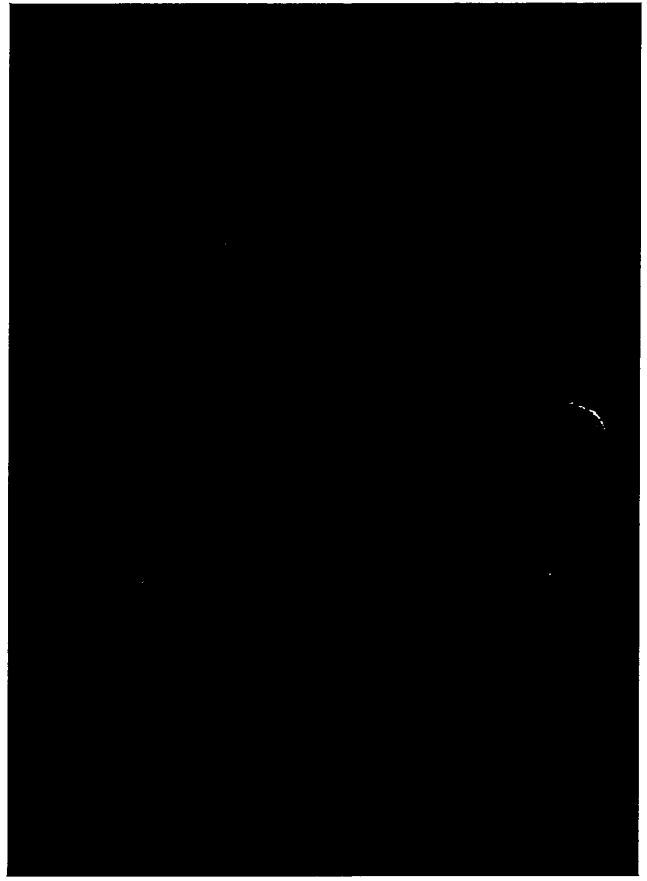
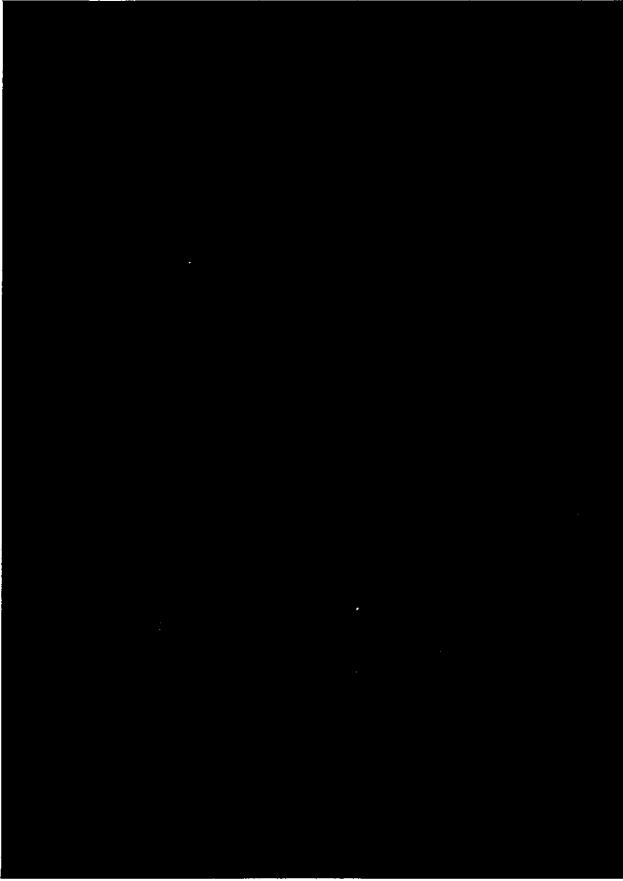
- 63 -

12/07/20



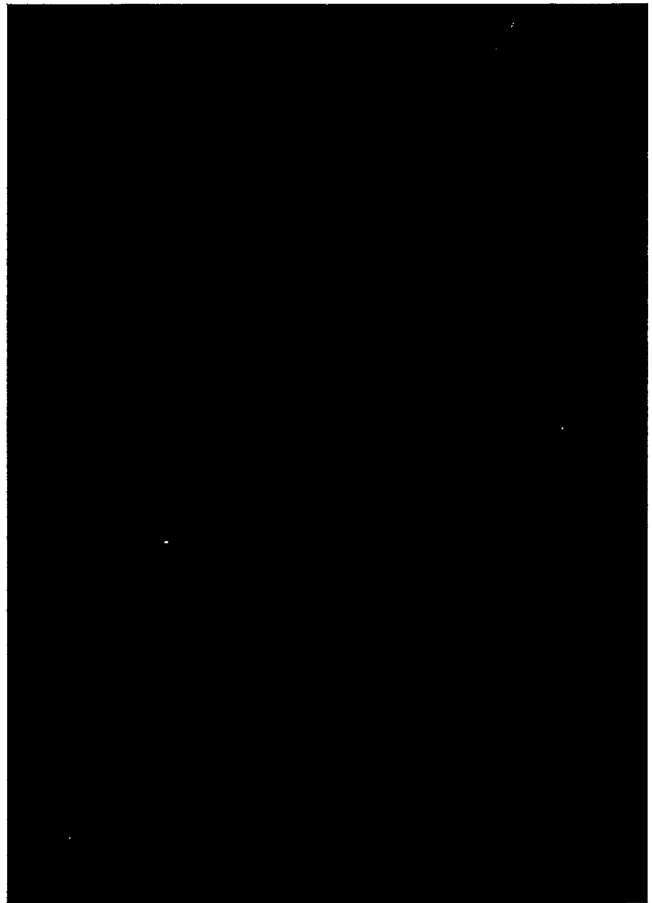
- 64 -

12/07/20



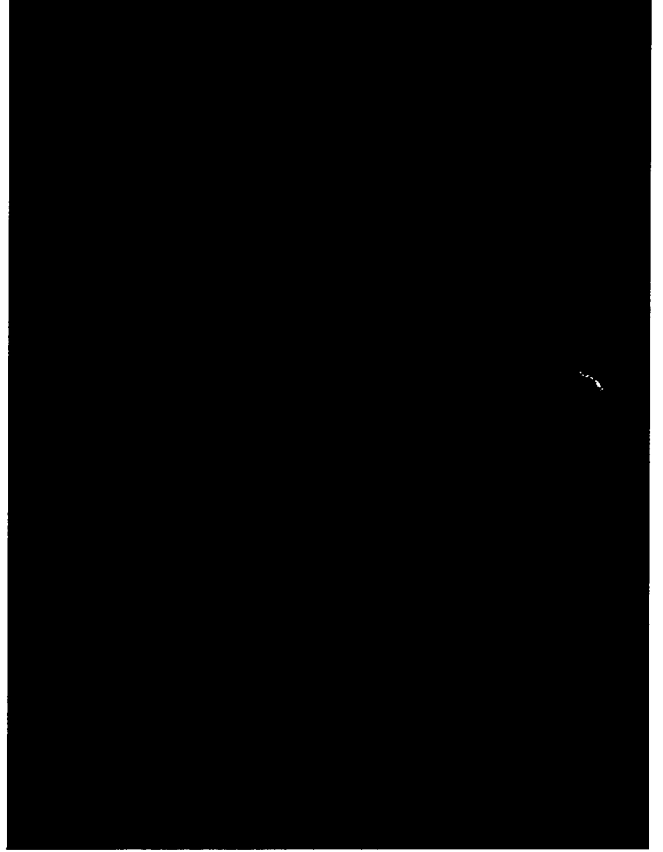
- 65 -

12/07/20



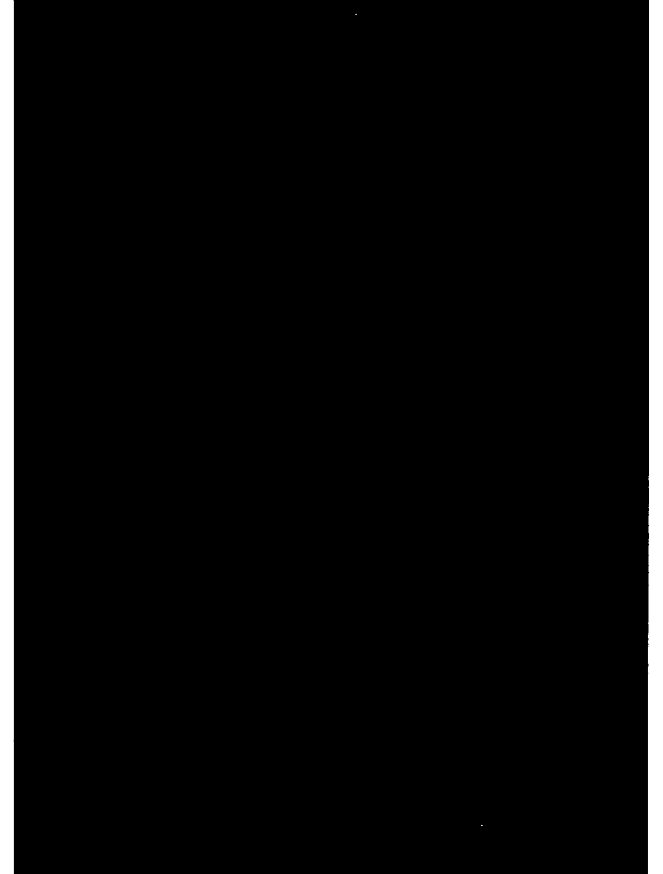
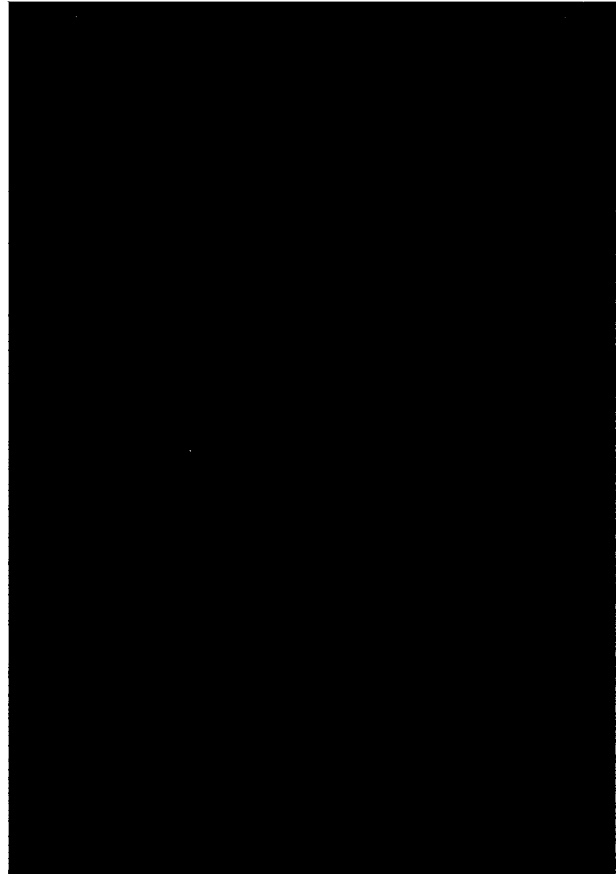
- 66 -

12/07/20



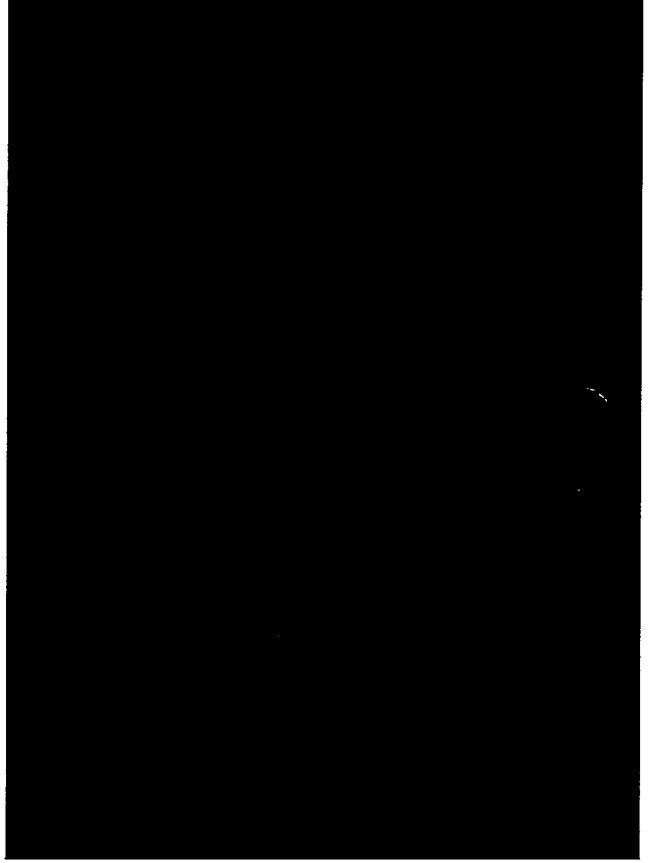
- 67 -

12/07/20



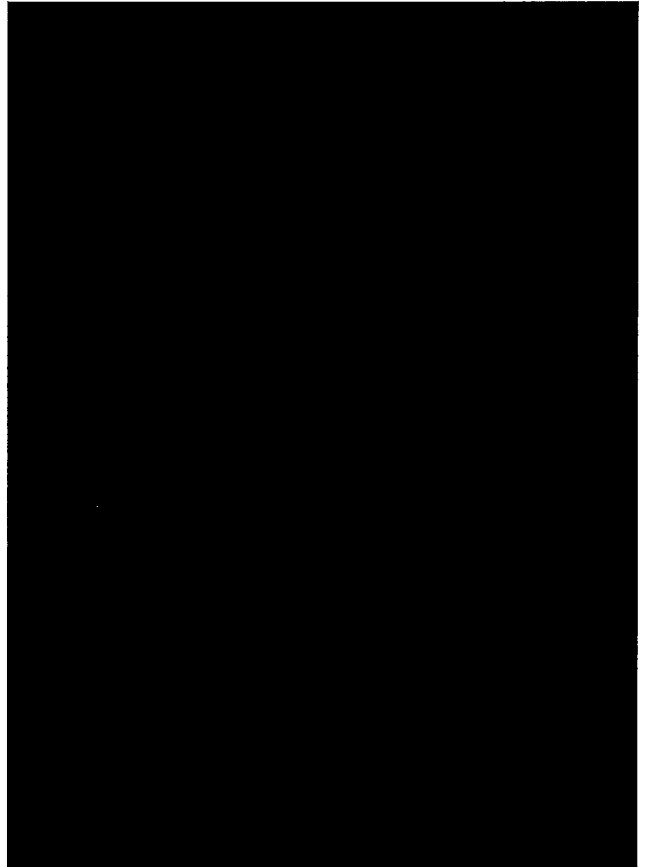
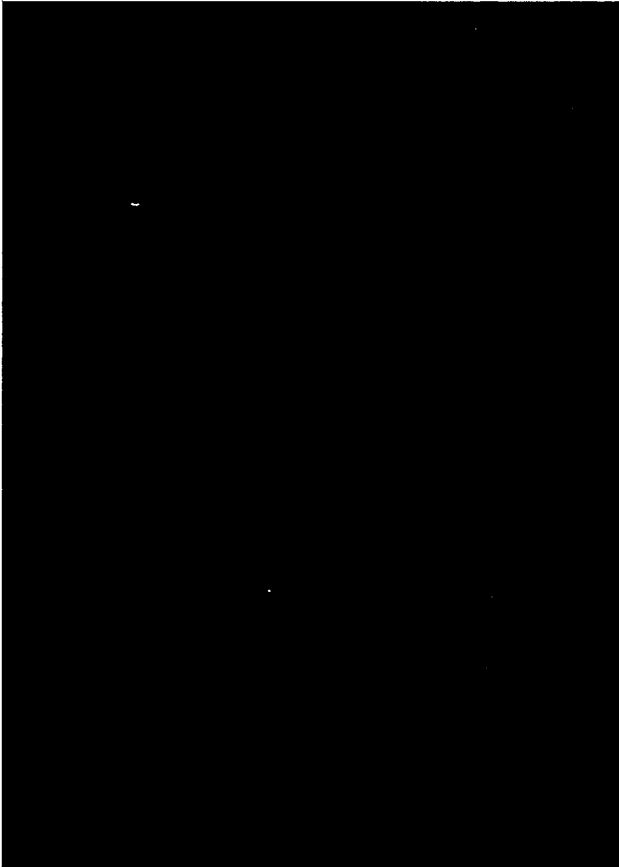
- 68 -

12/07/20



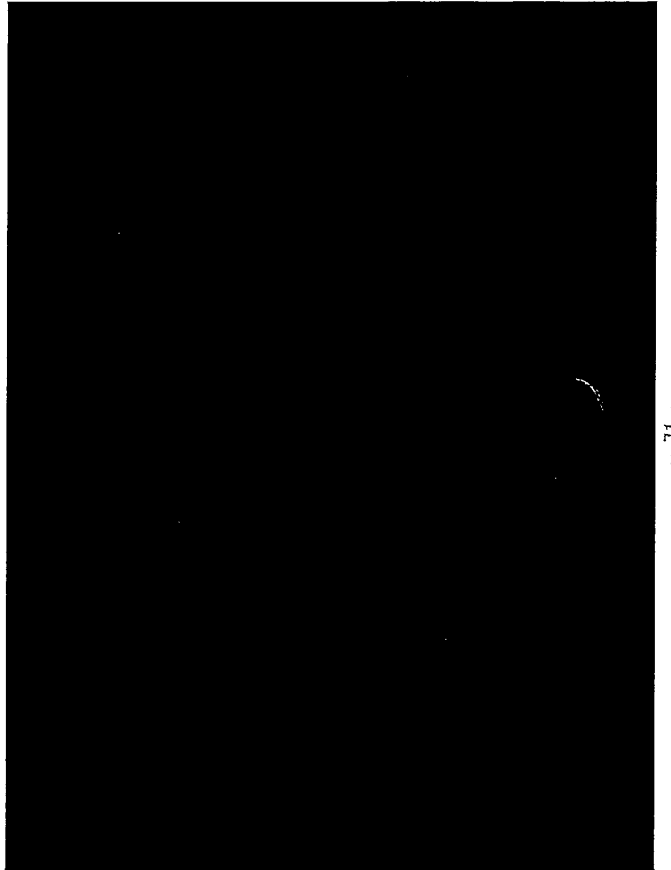
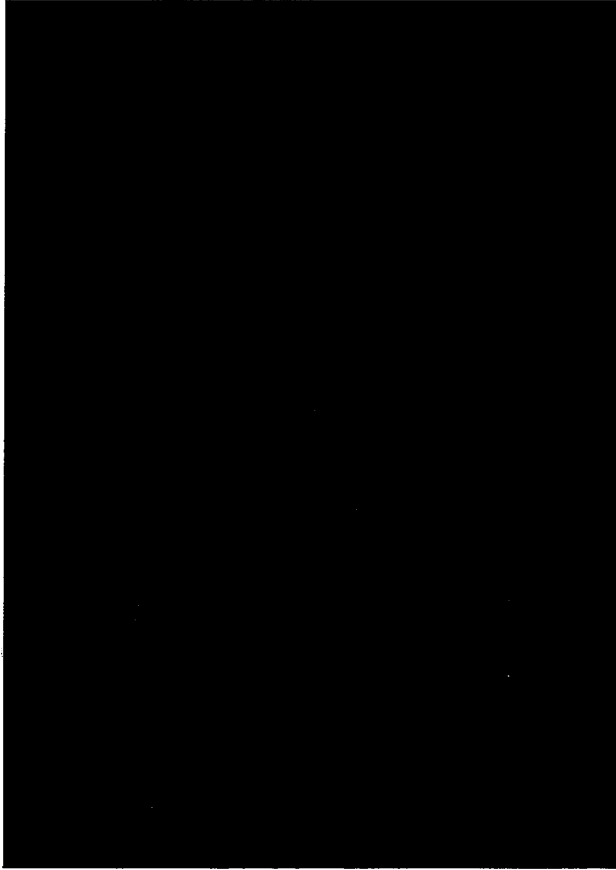
- 69 -

12/07/20



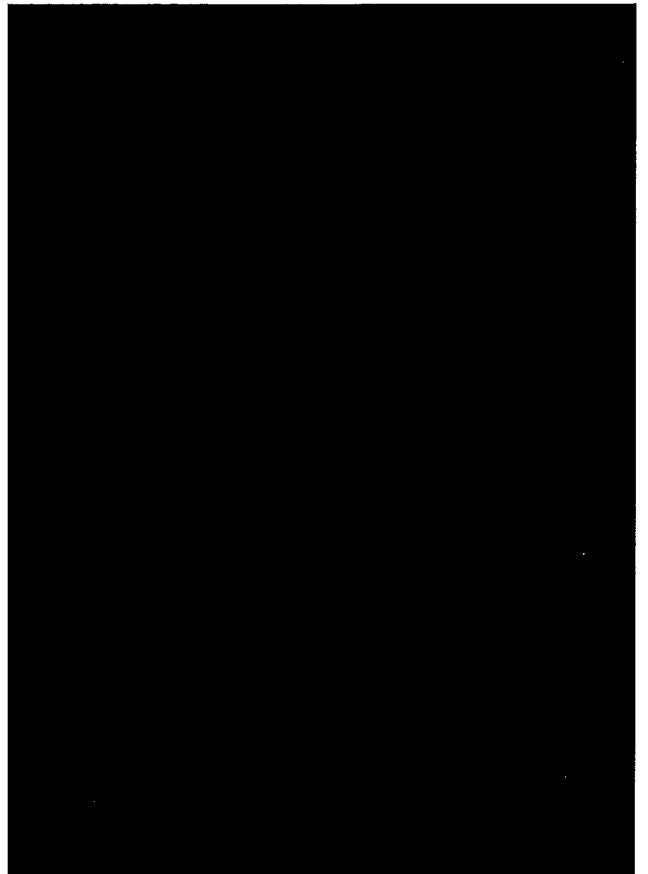
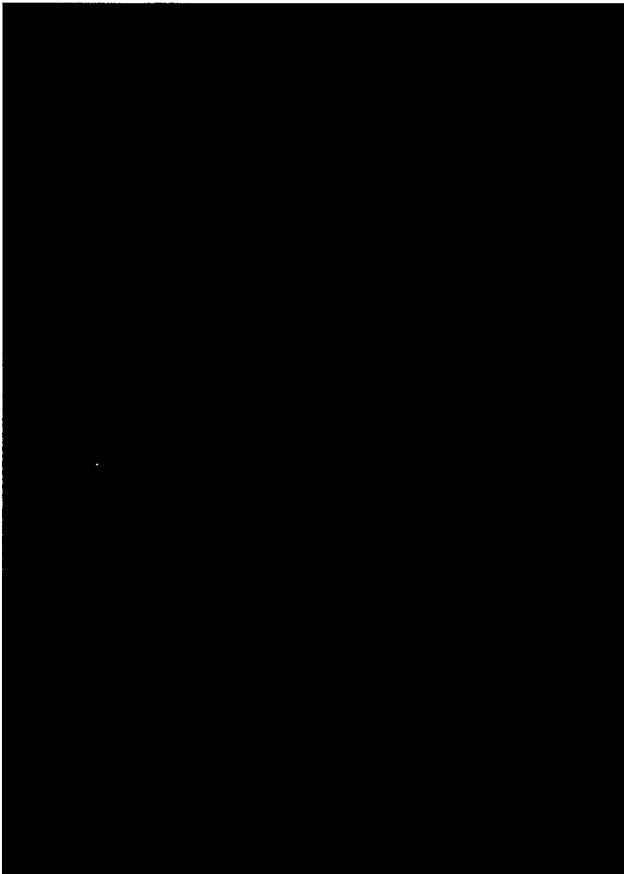
- 70 -

12/07/20



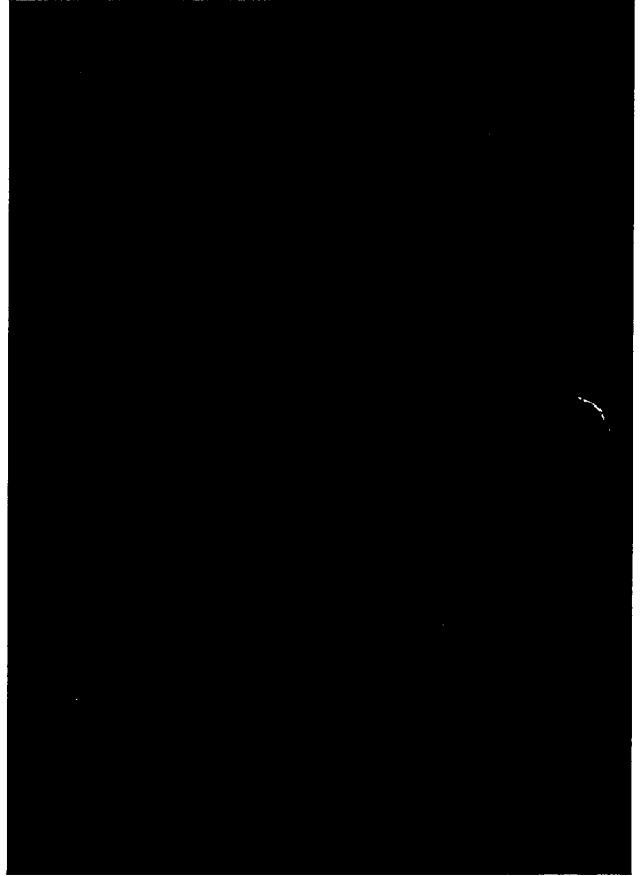
- 71 -

12/07/20

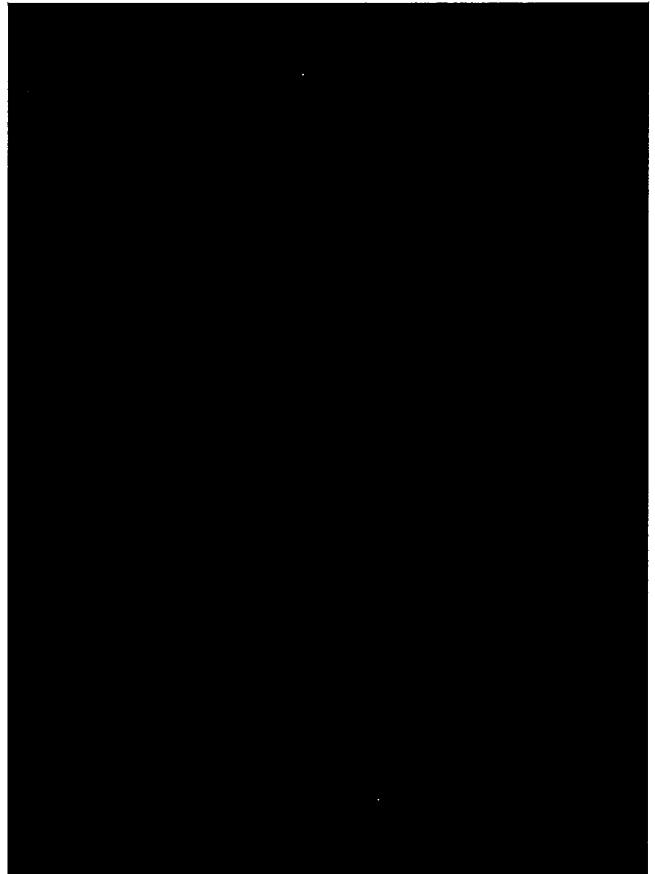
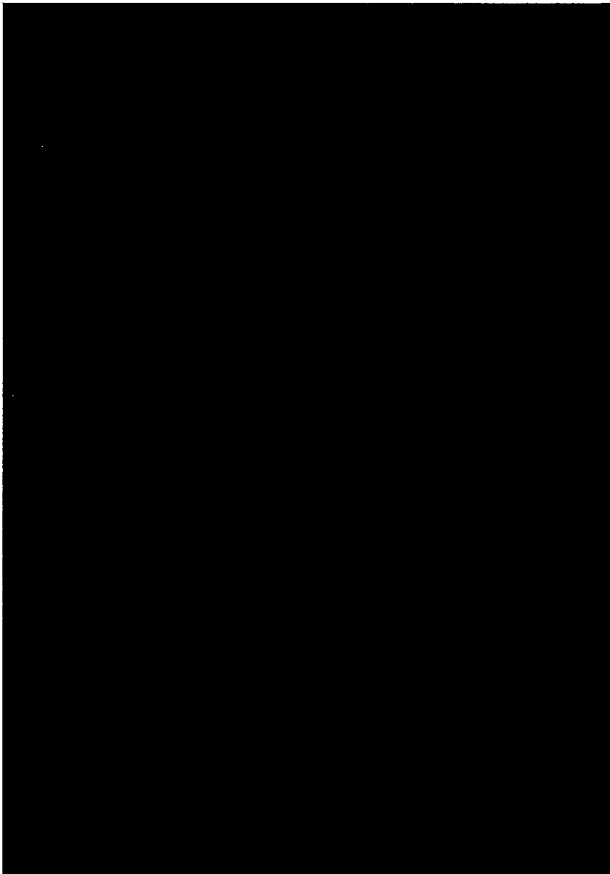


- 72 -

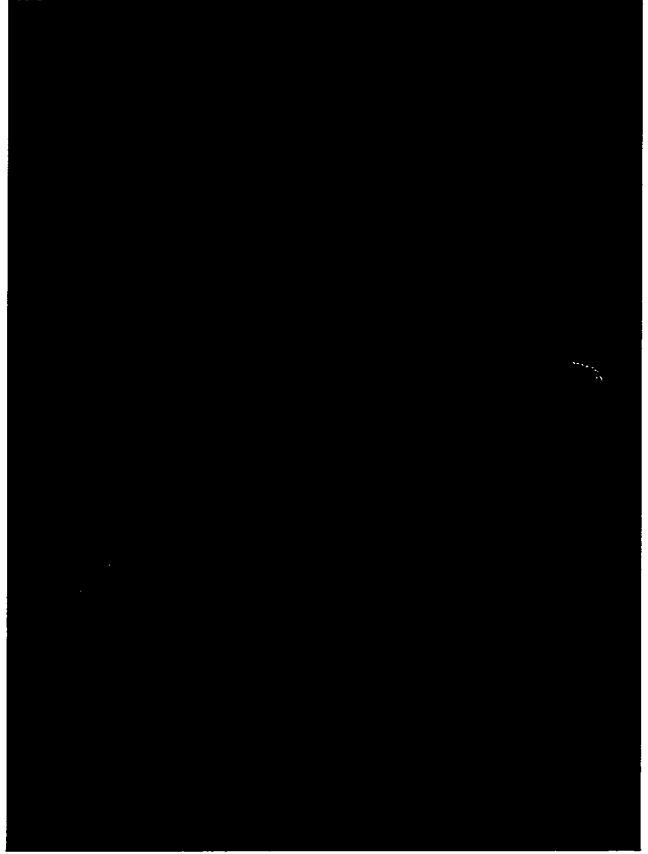
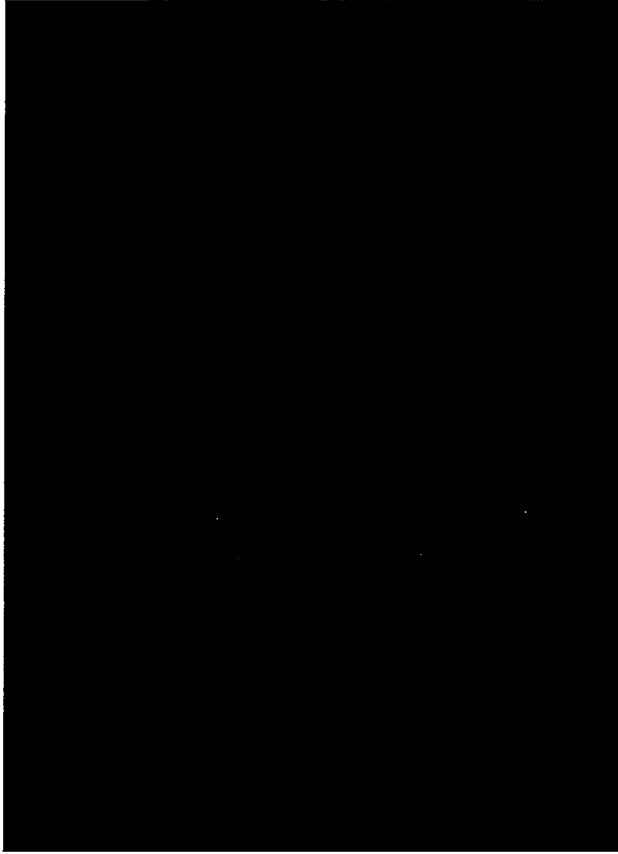
12/07/20



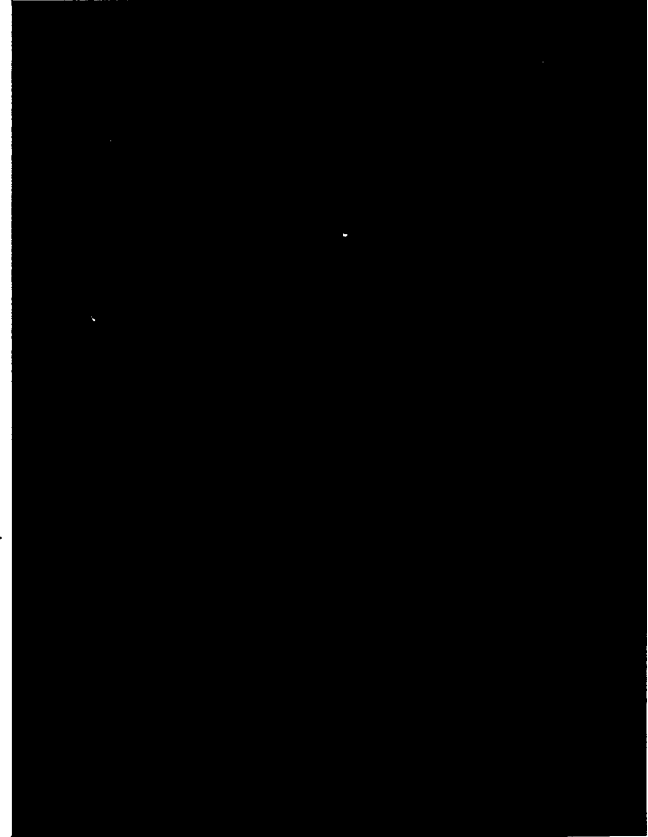
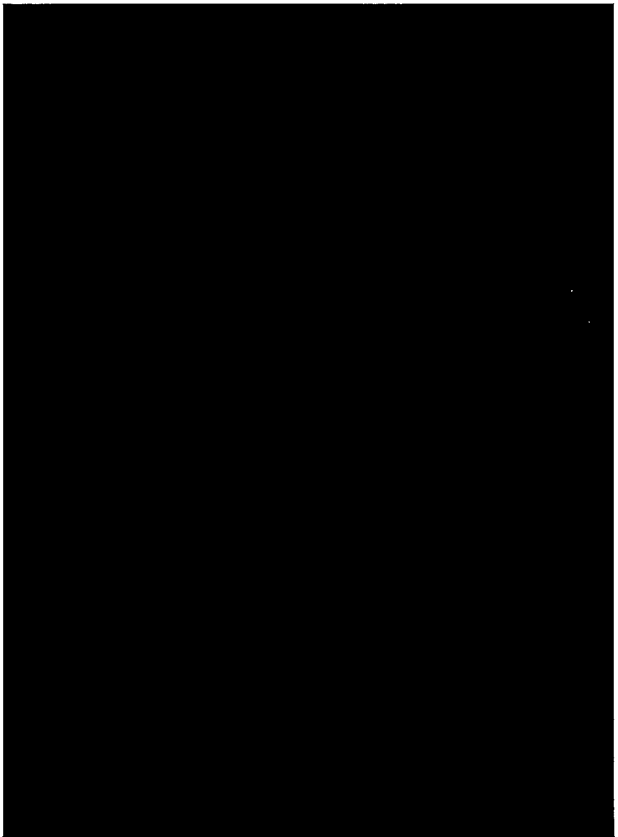
12/07/20



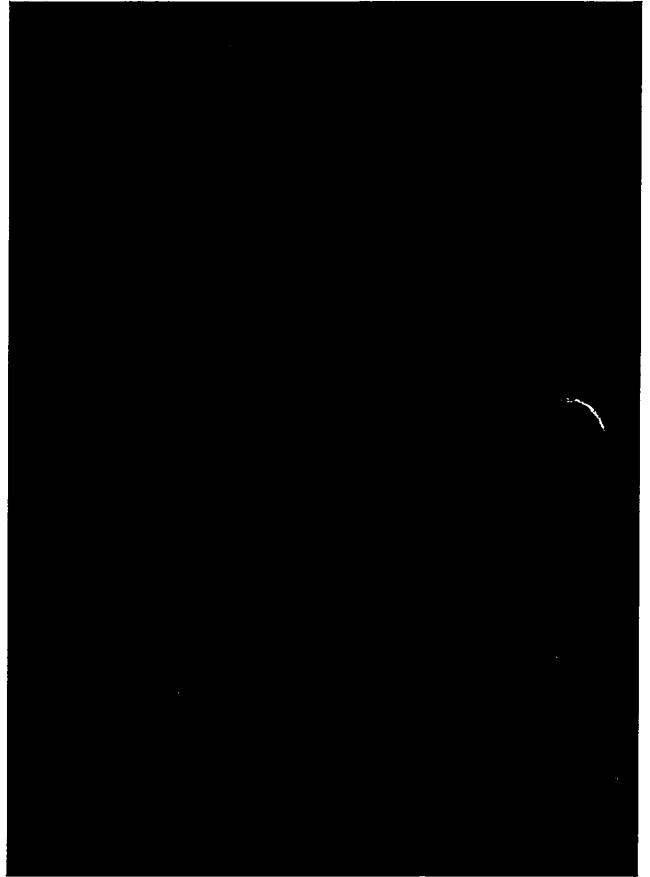
12/07/20



12/07/20

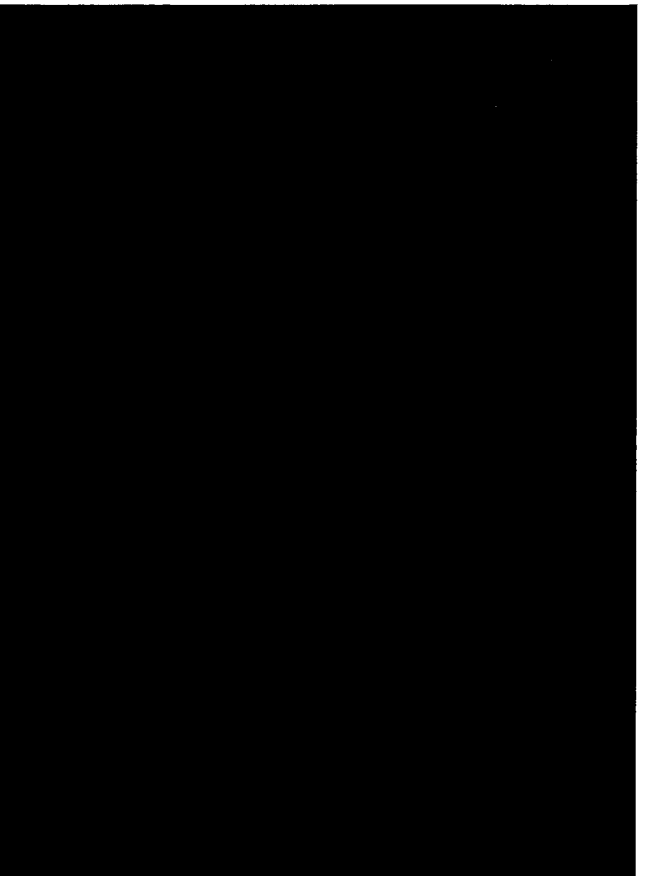
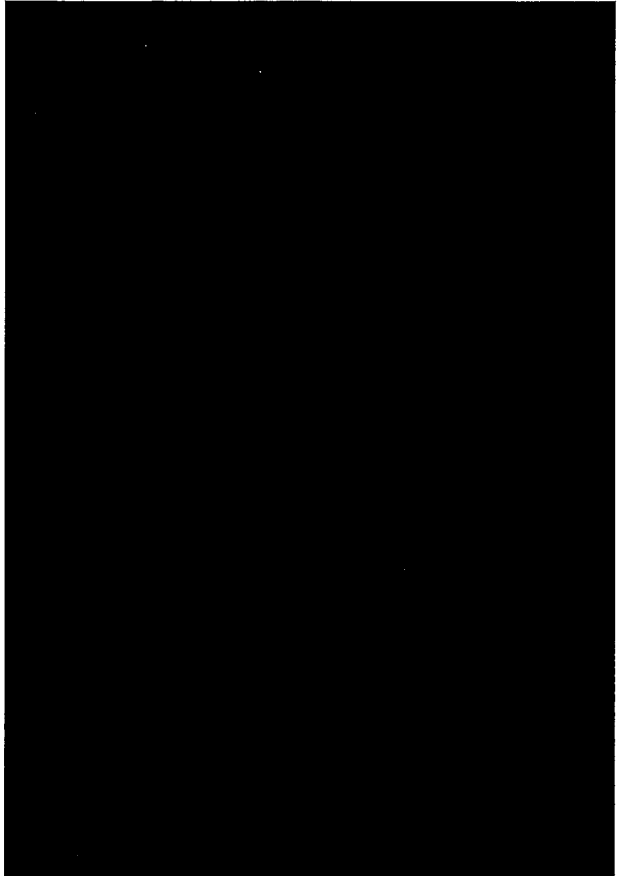


12/07/20



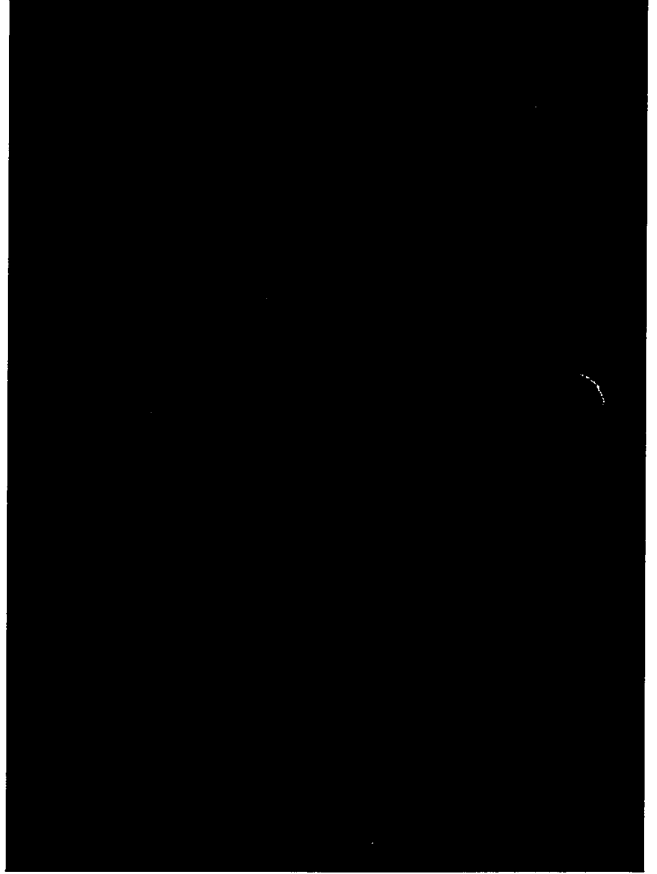
- 77 -

12/07/20

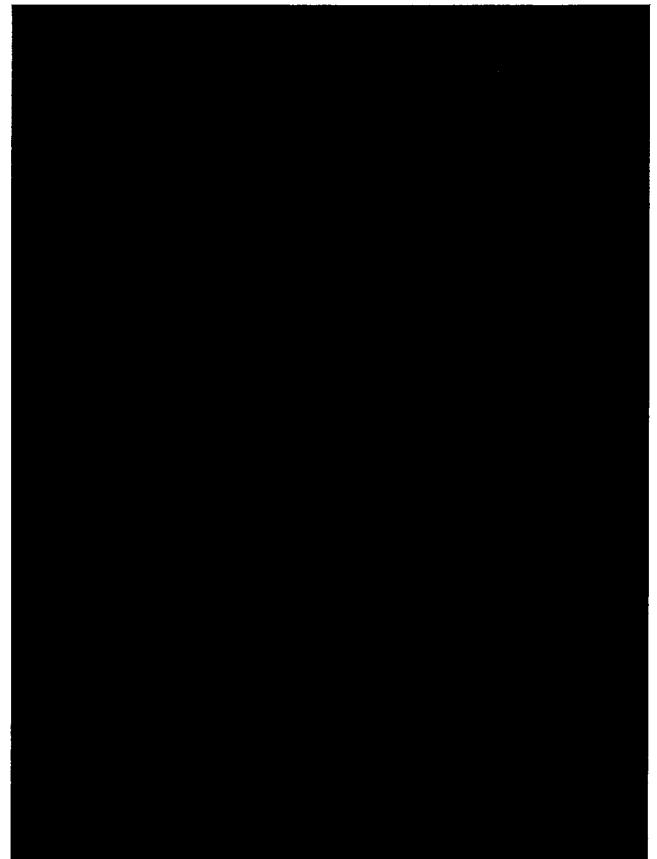
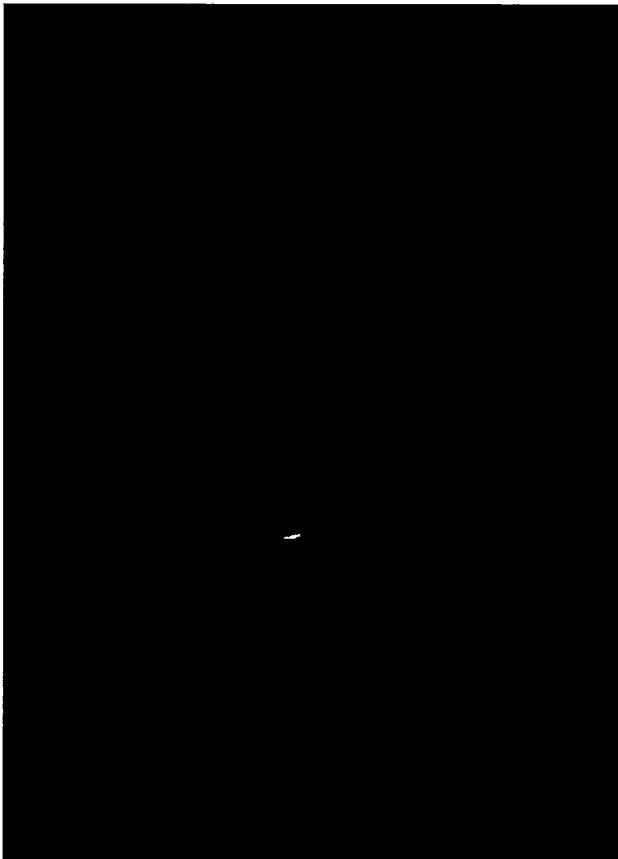


- 78 -

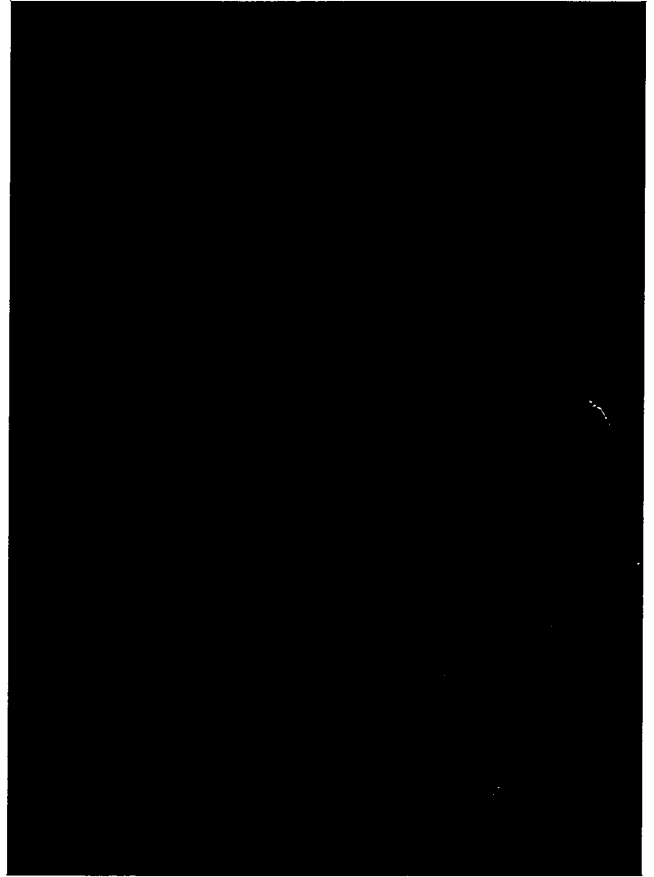
12/07/20



12/07/20

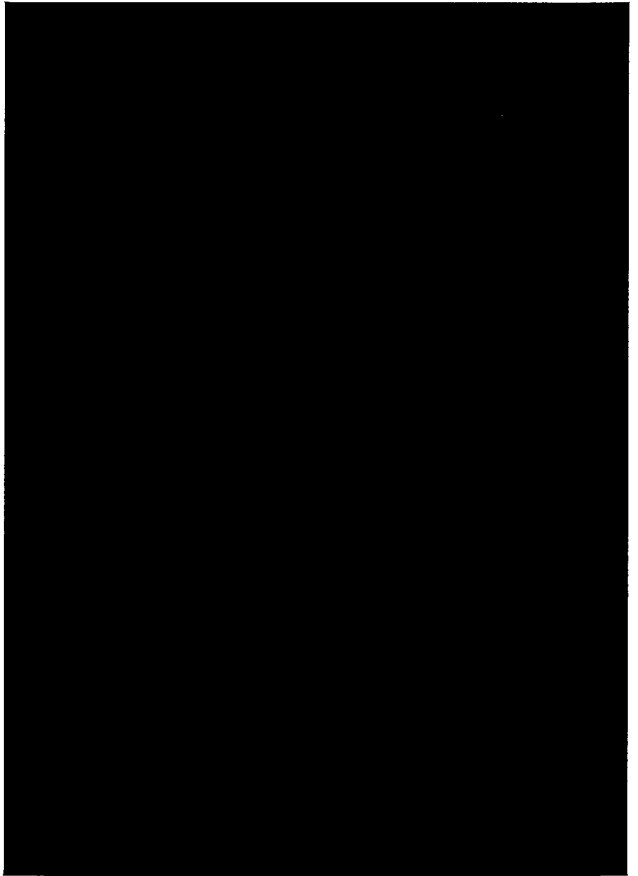
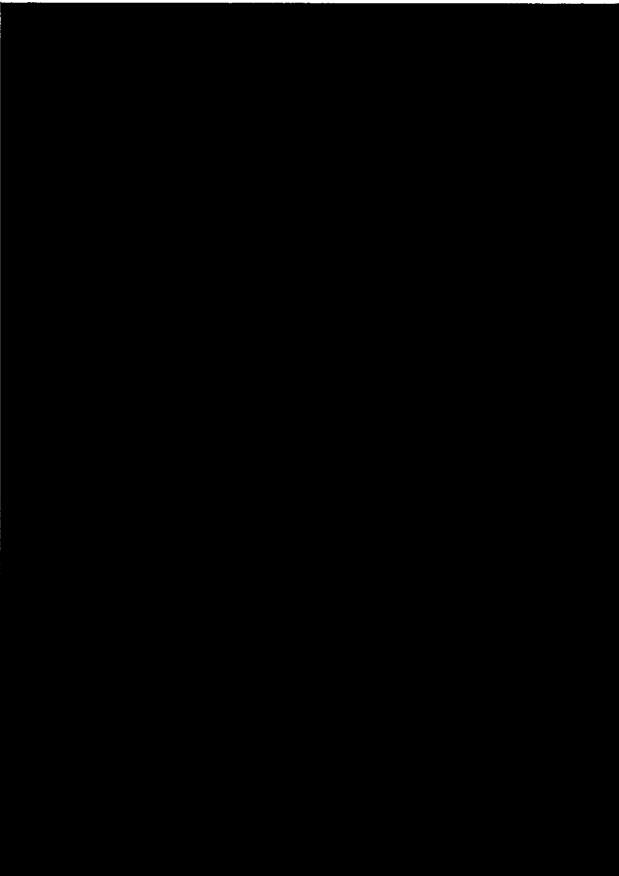


12/07/20



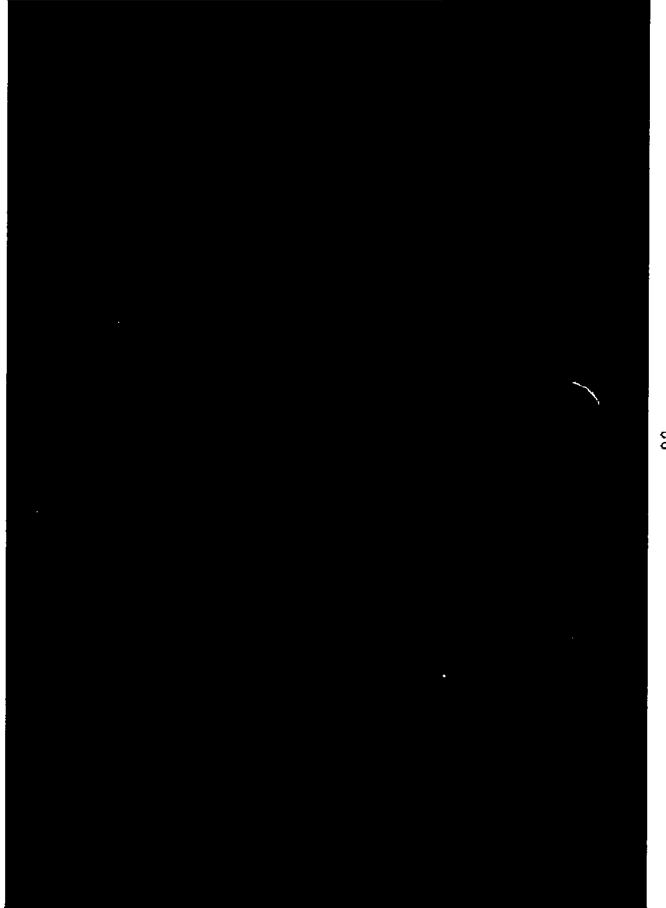
- 81 -

12/07/20

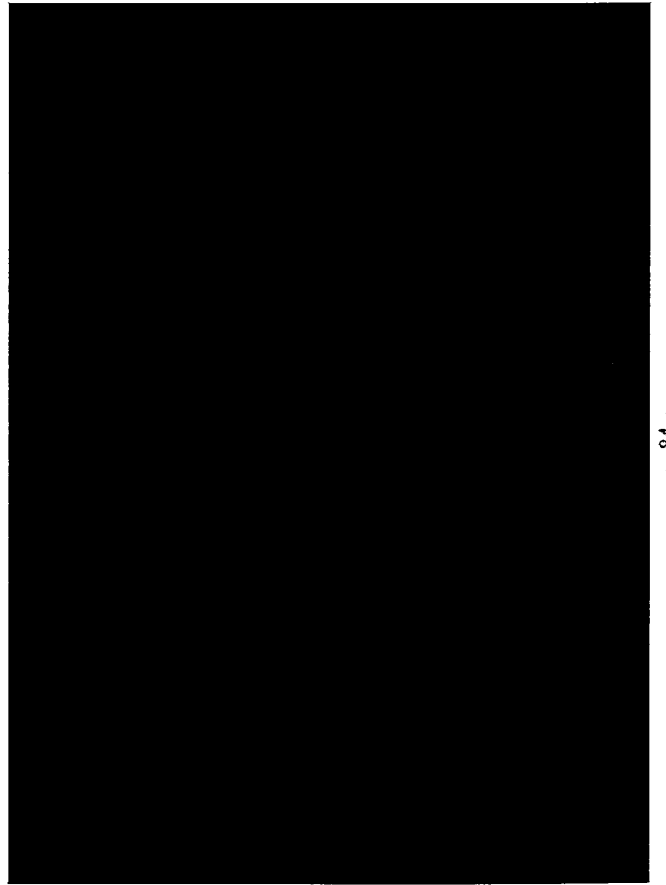
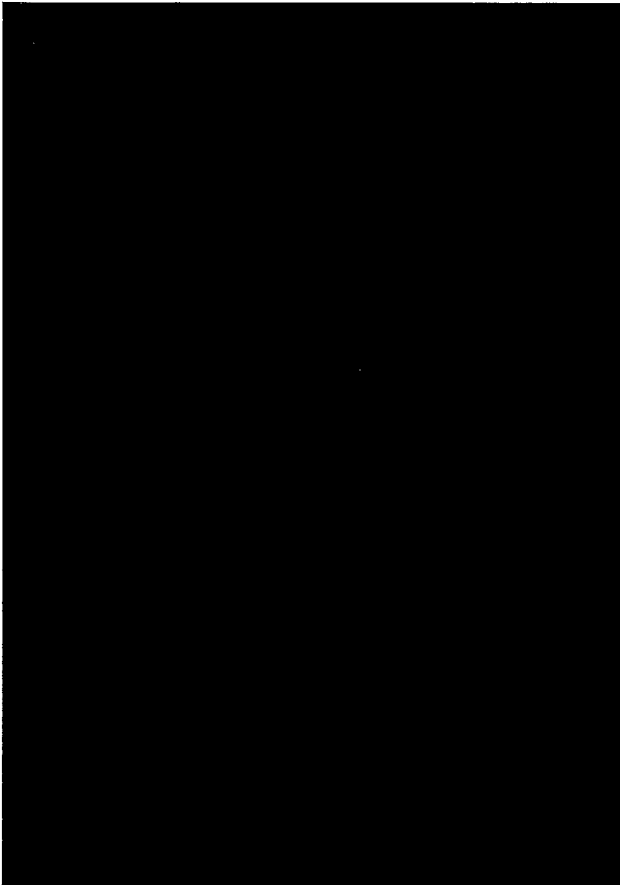


- 82 -

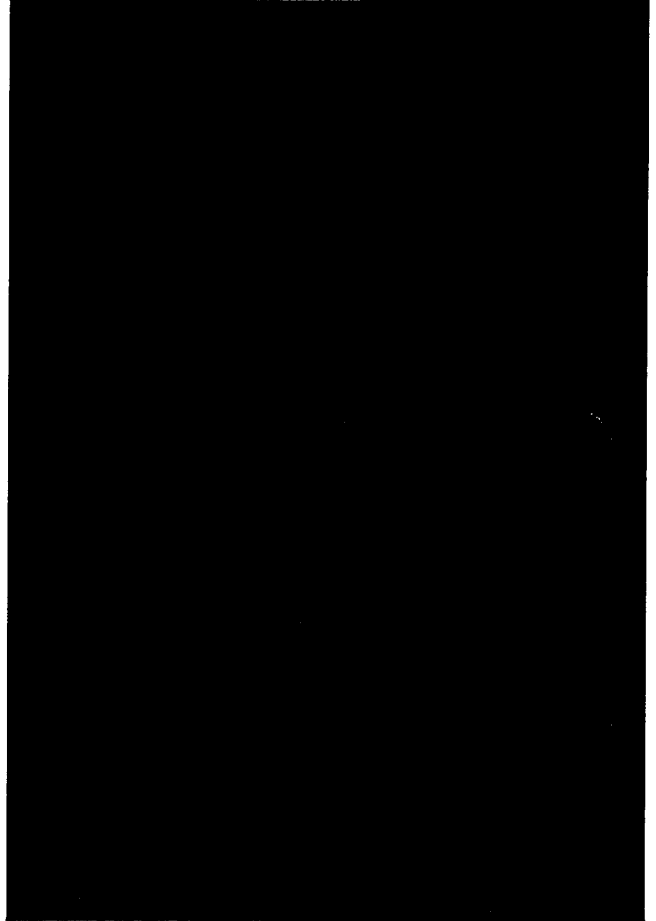
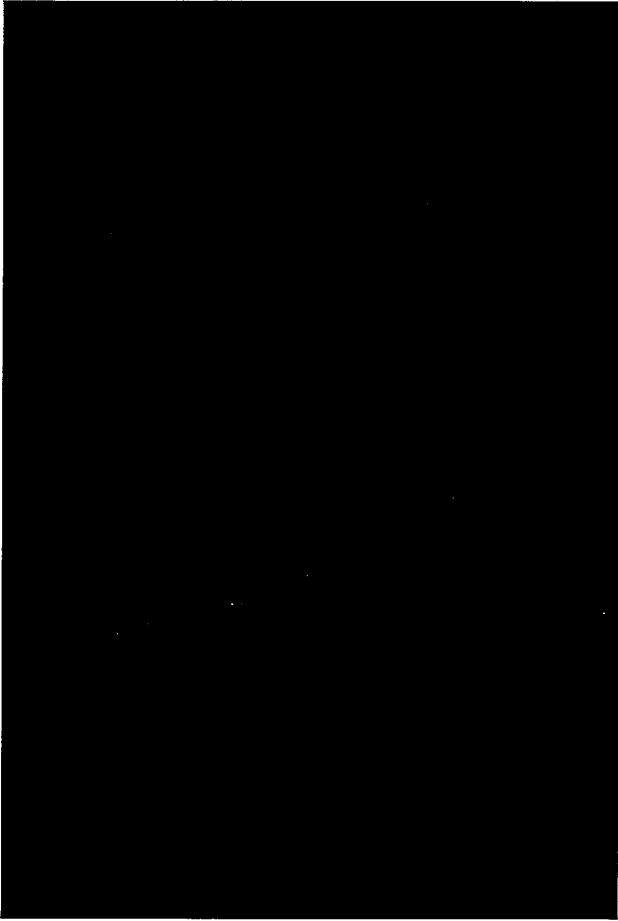
12/07/20



12/07/20

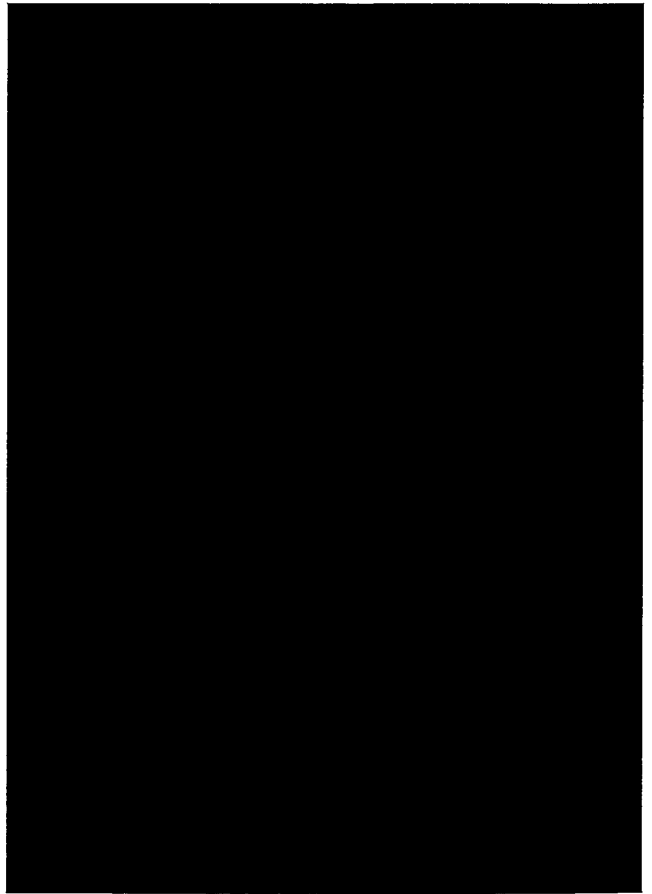
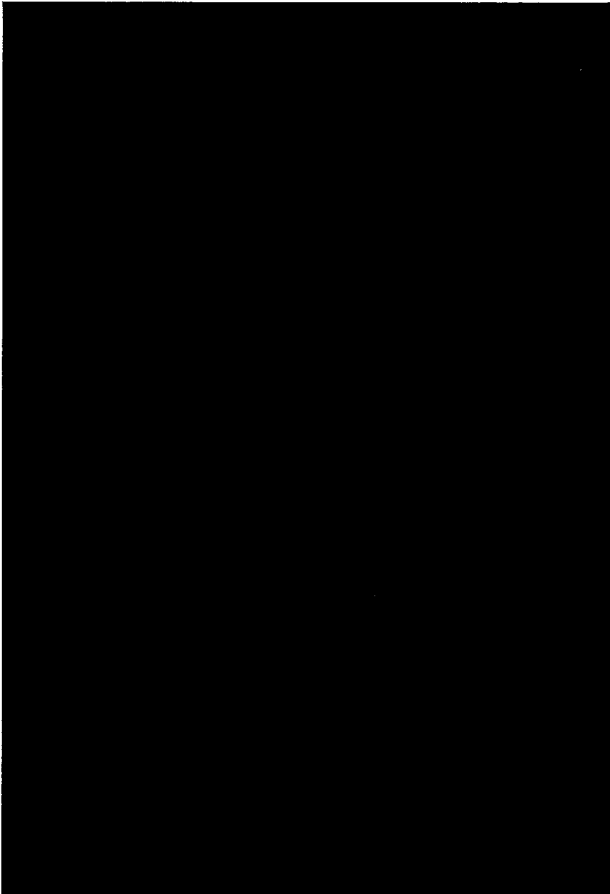


12/07/20



- 85 -

12/07/20

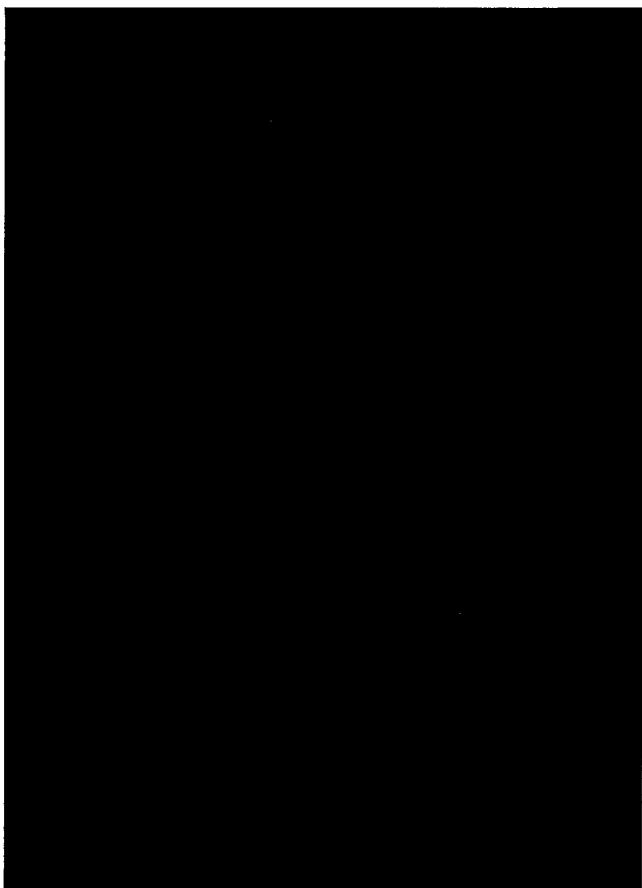
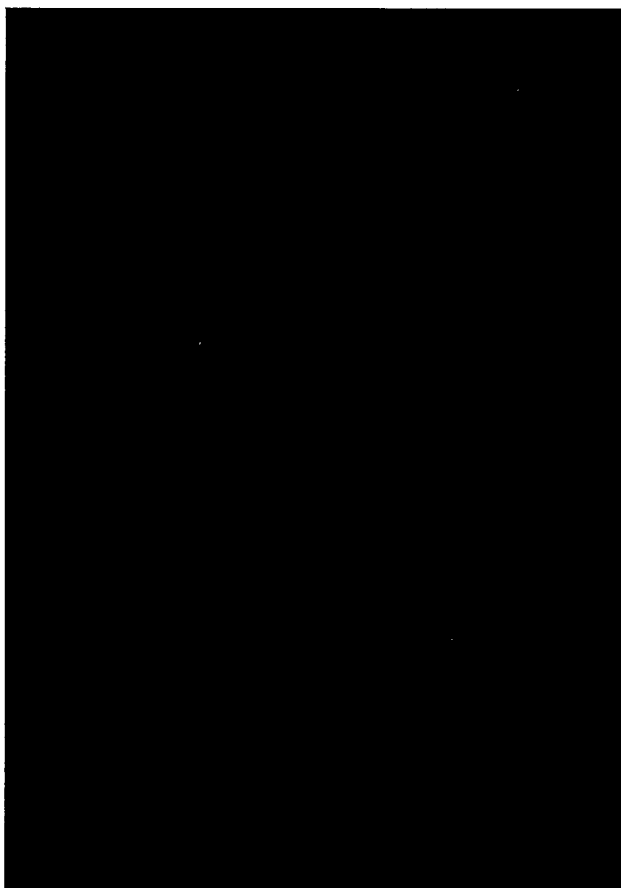


- 86 -

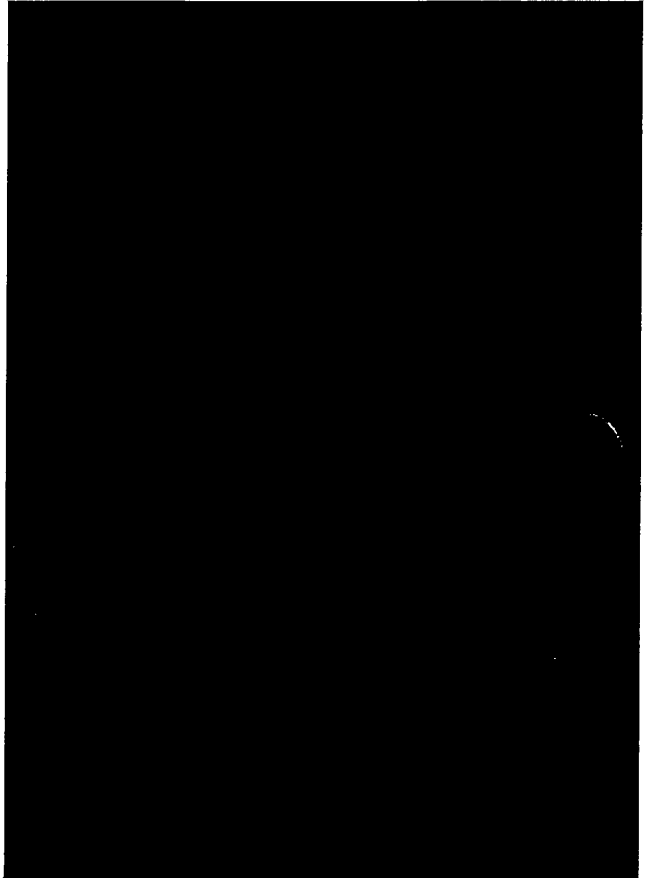
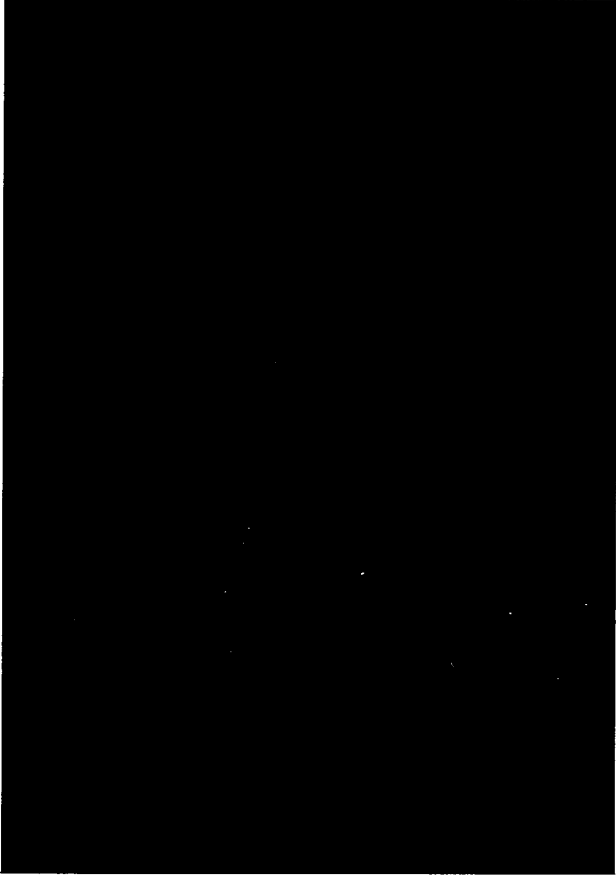
12/07/20



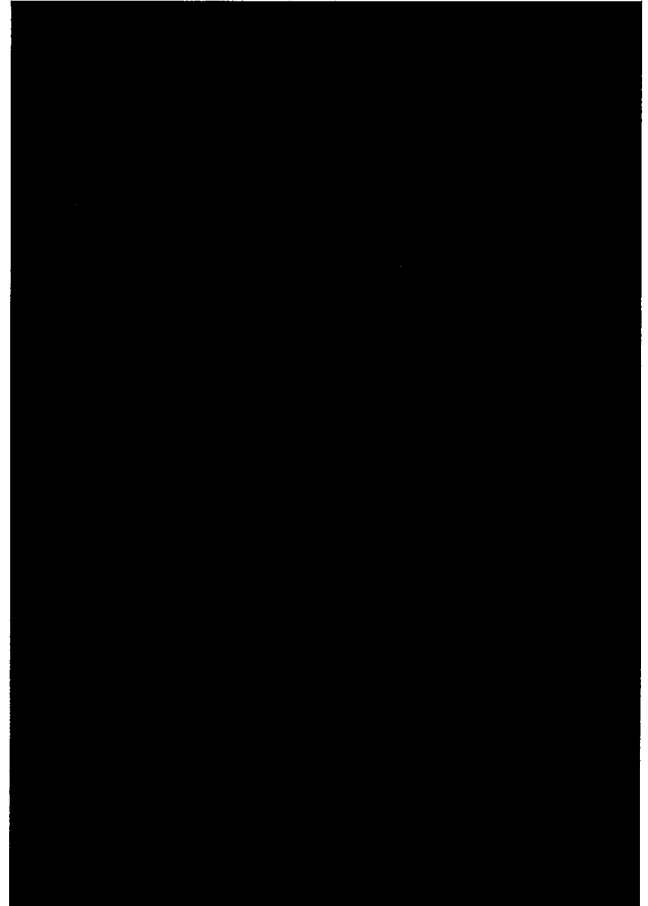
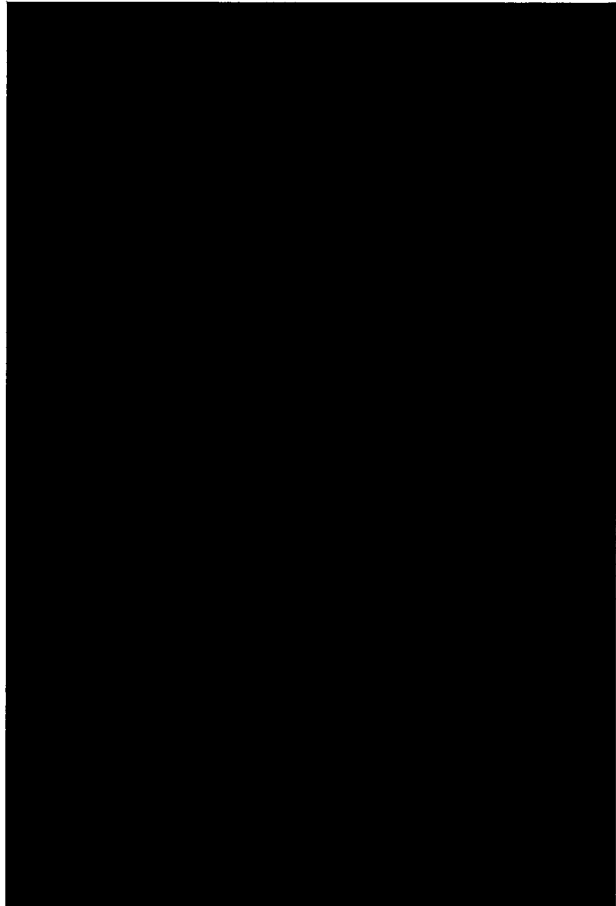
12/07/20



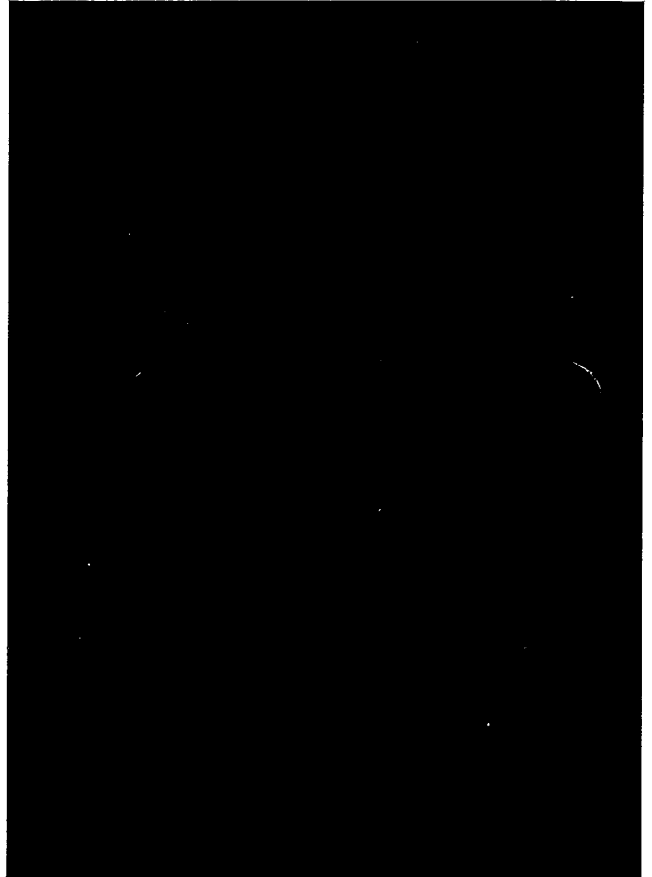
12/07/20



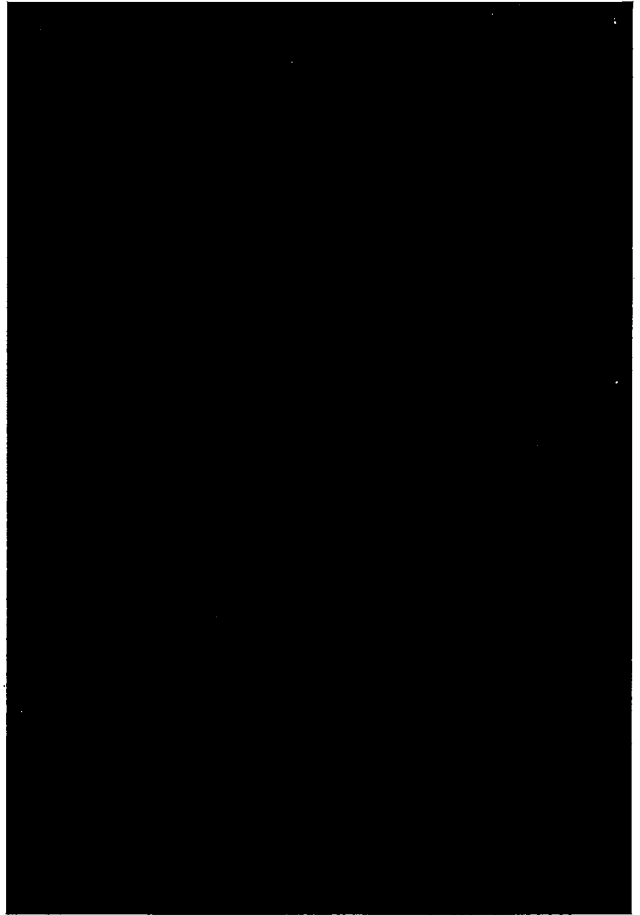
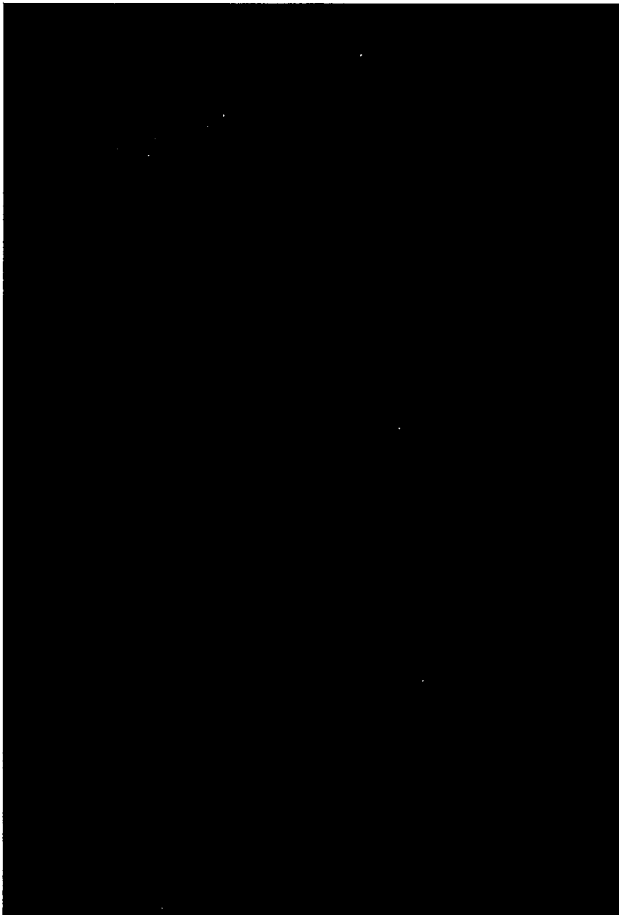
12/07/20



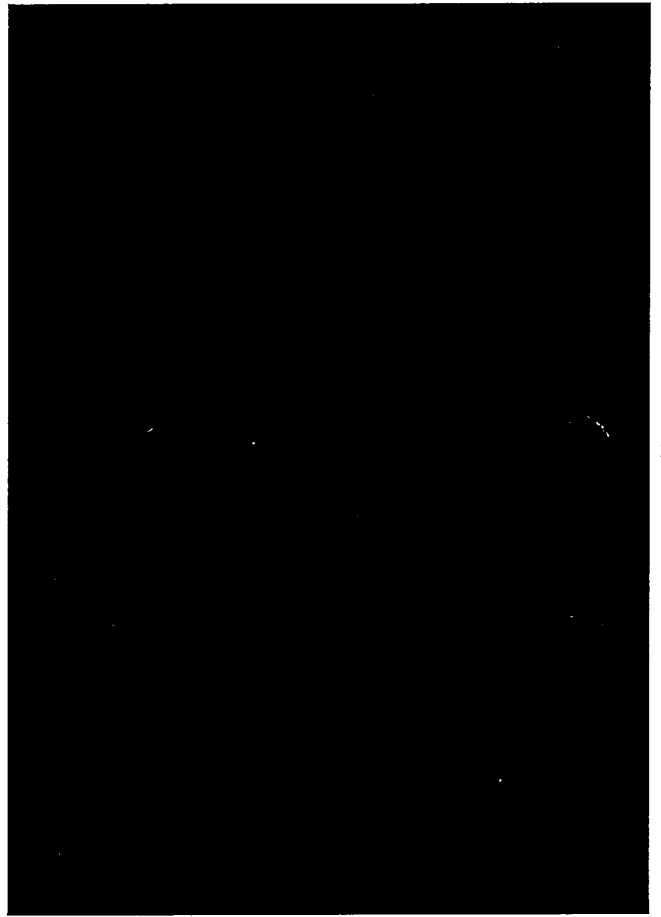
12/07/20



12/07/20

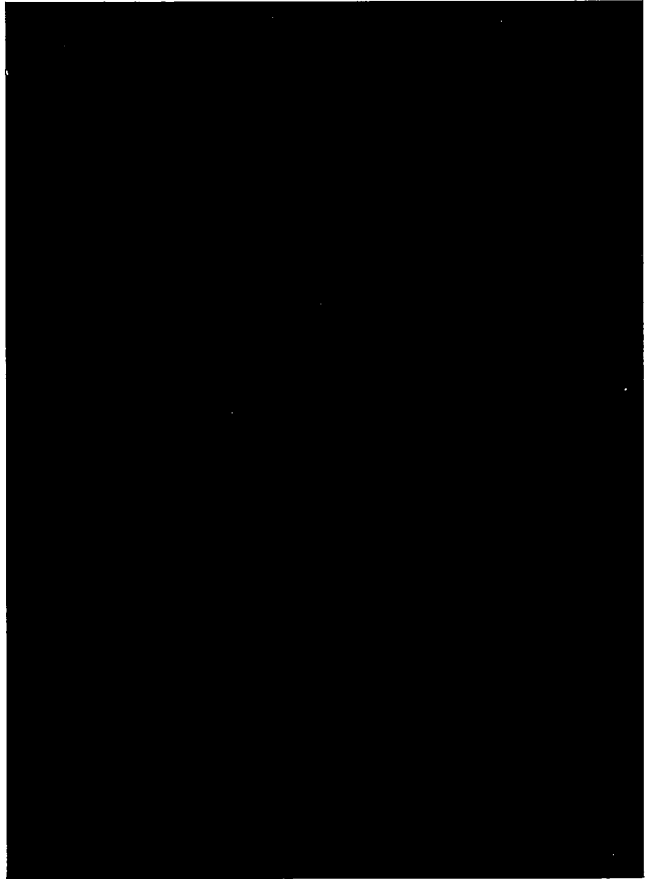


12/07/20



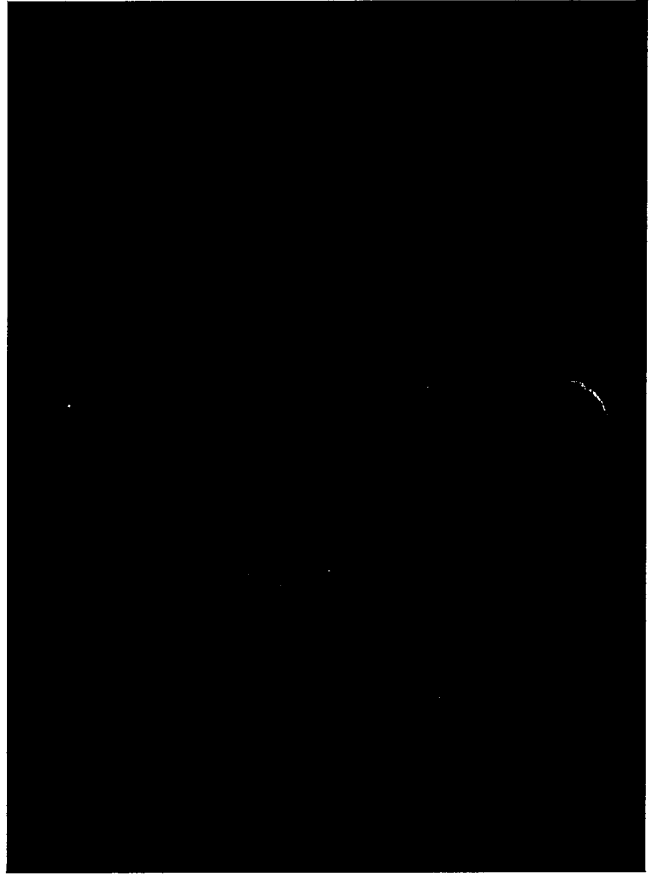
- 93 -

12/07/20



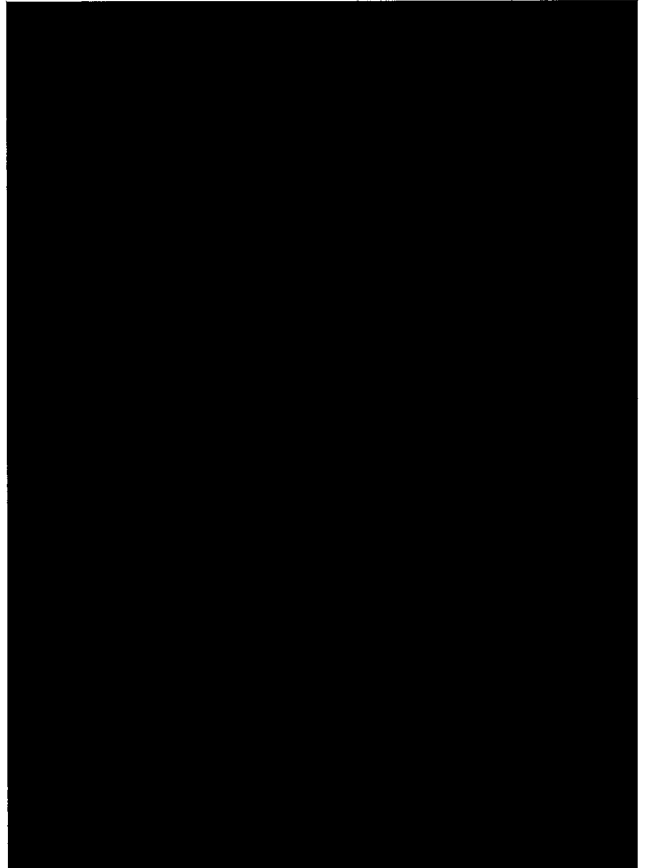
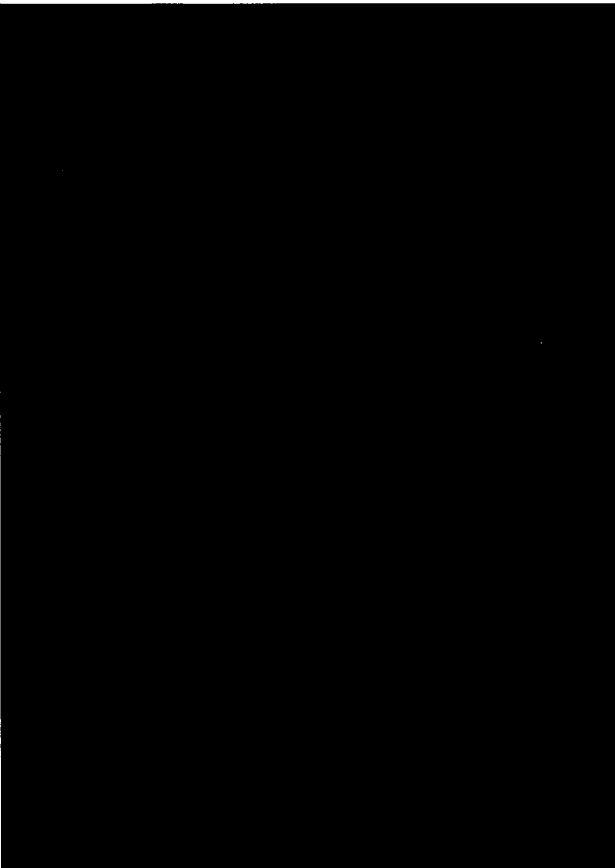
- 94 -

12/07/20



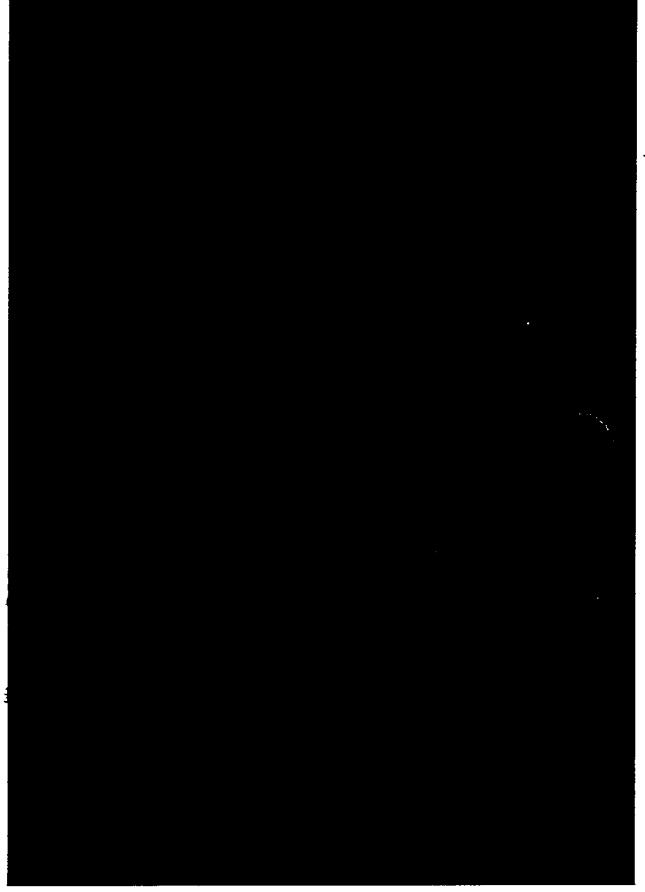
- 95 -

12/07/20



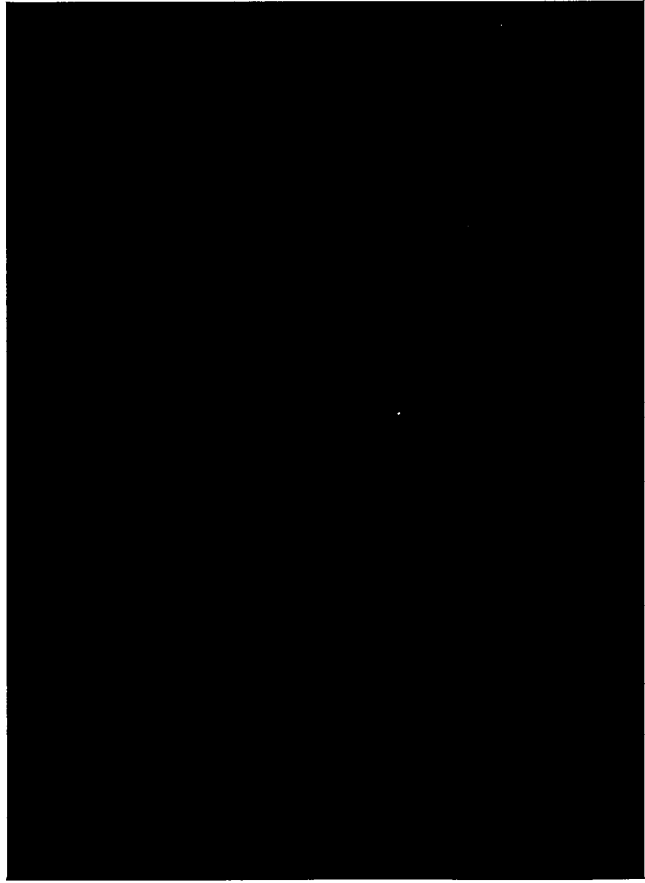
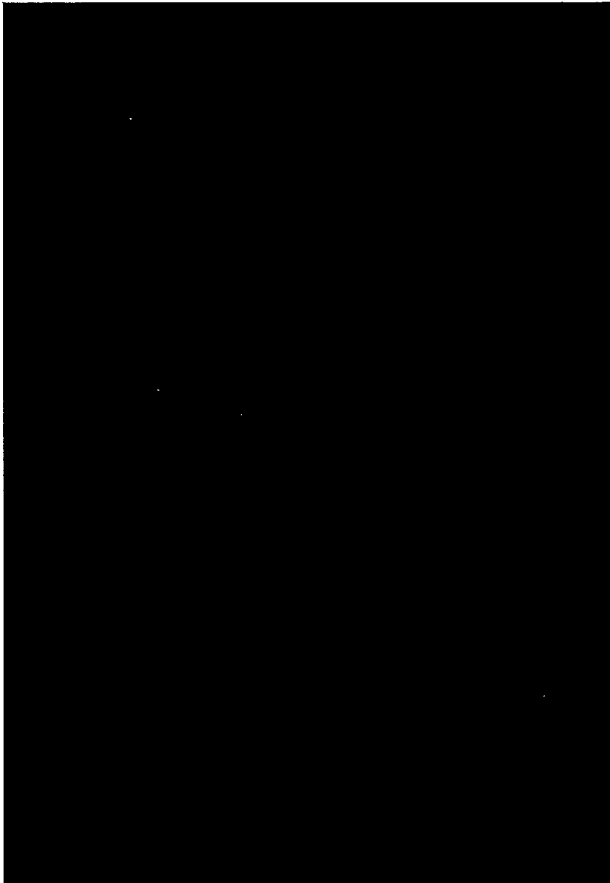
- 96 -

12/07/20



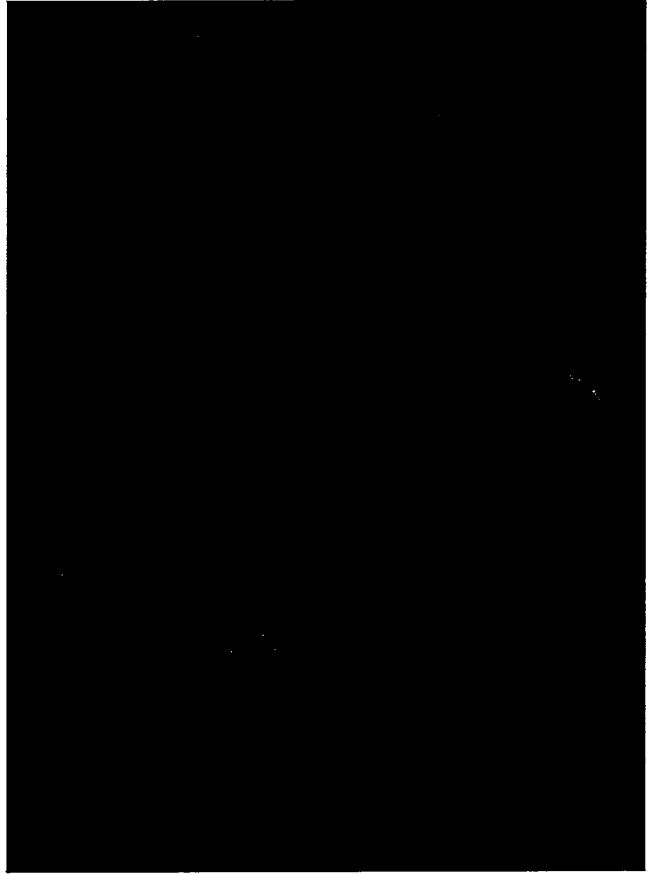
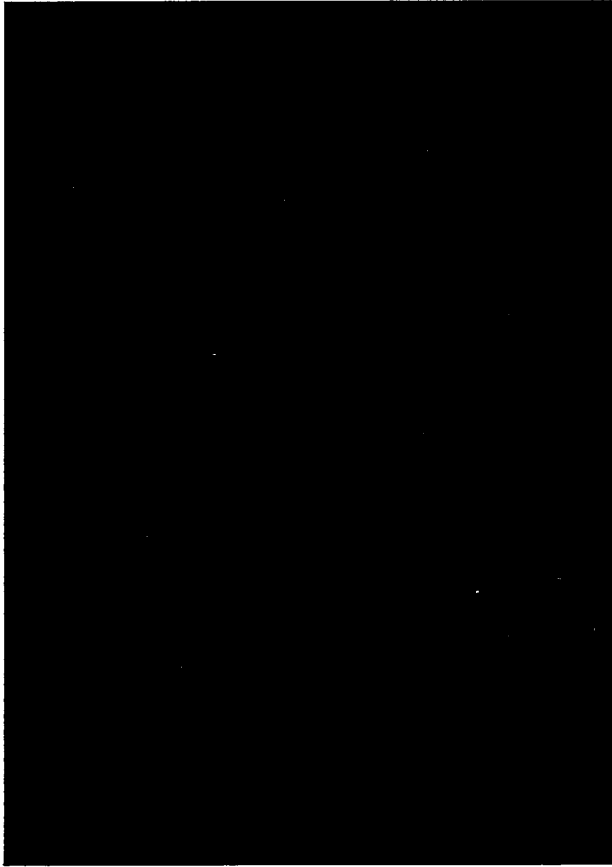
- 97 -

12/07/20

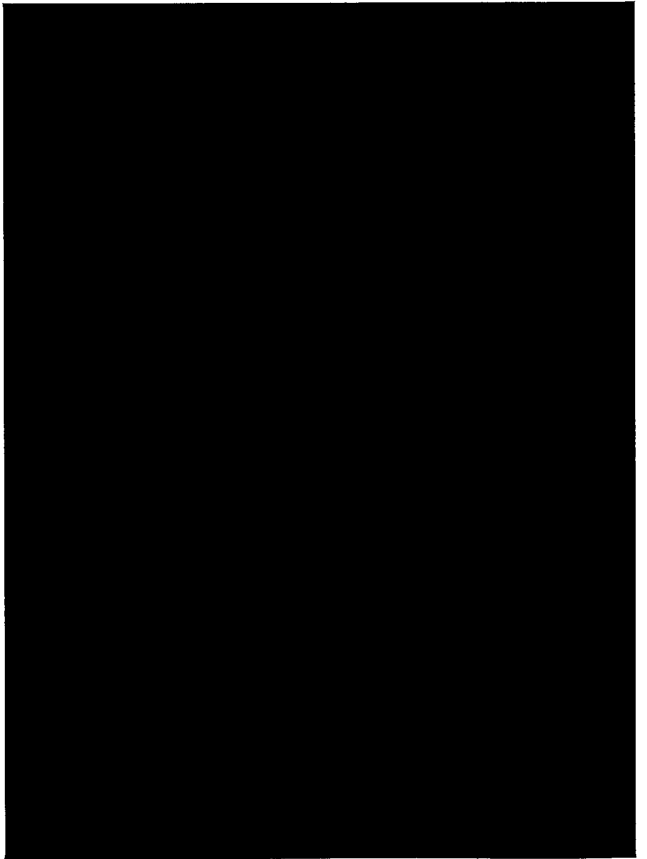
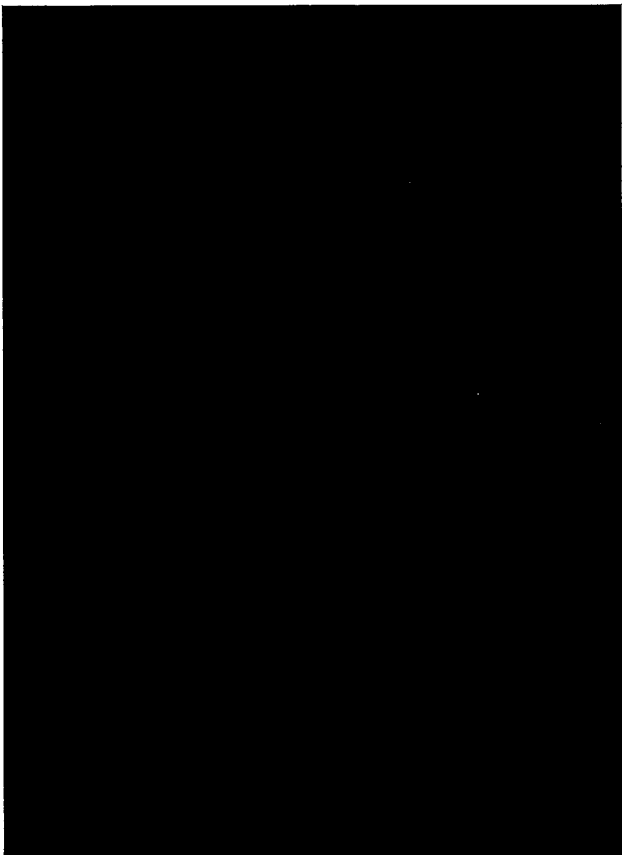


- 98 -

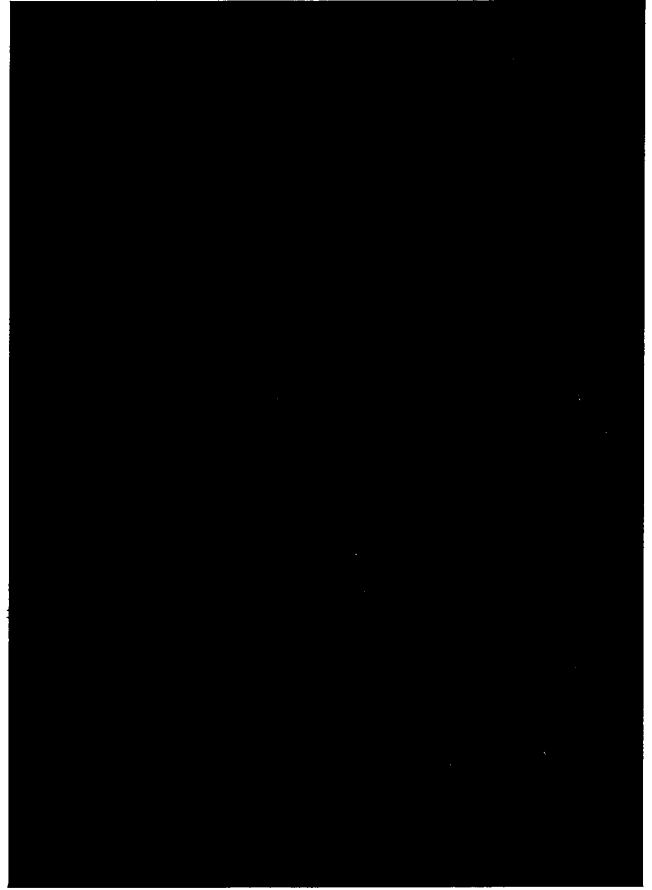
12/07/20



12/07/20

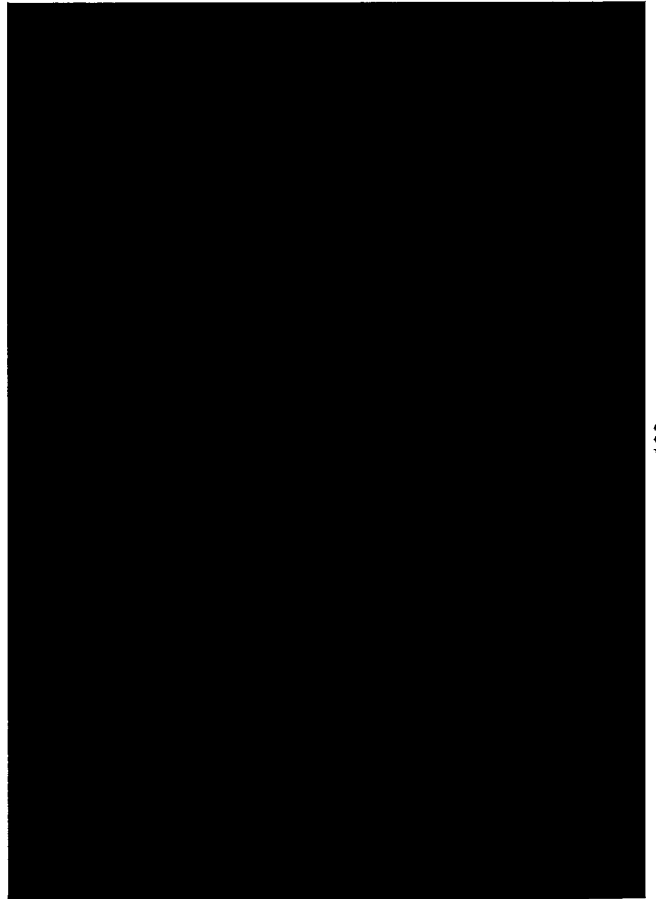
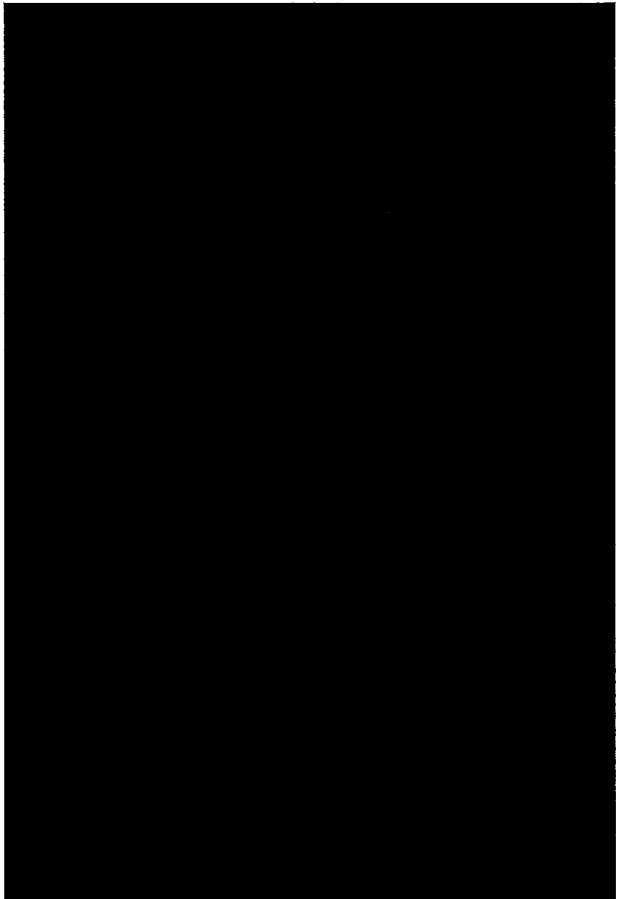


12/07/20



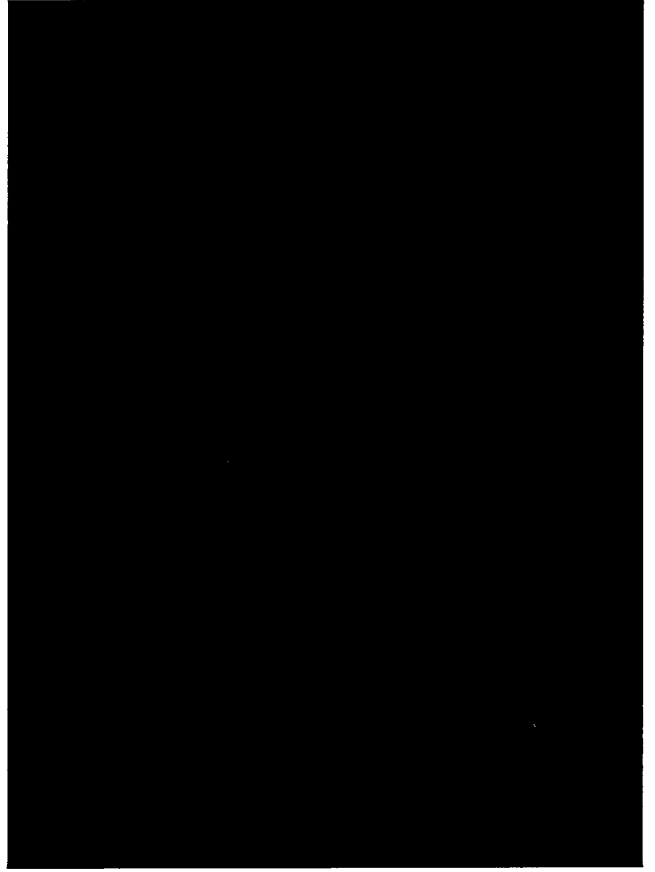
- 101 -

12/07/20

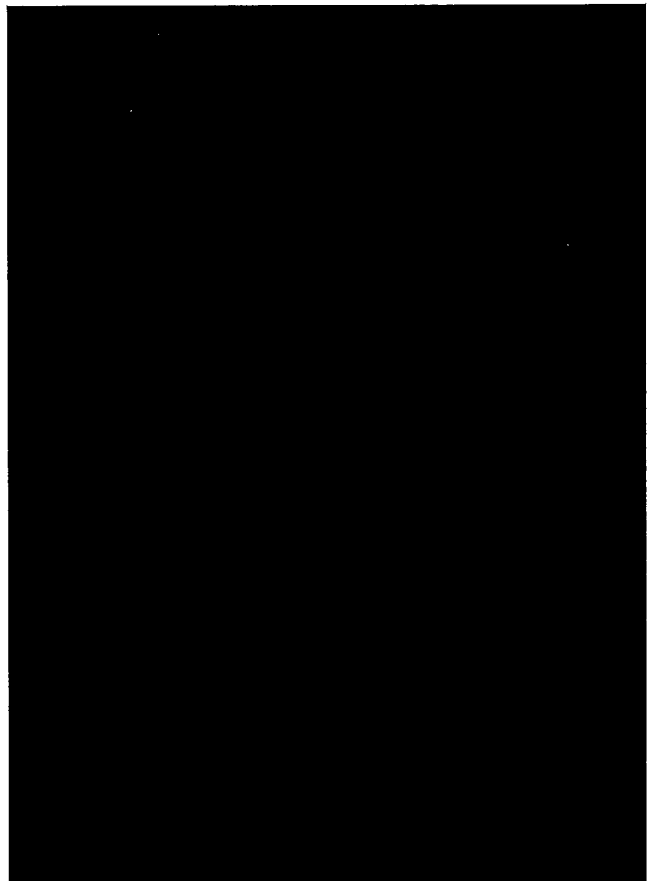
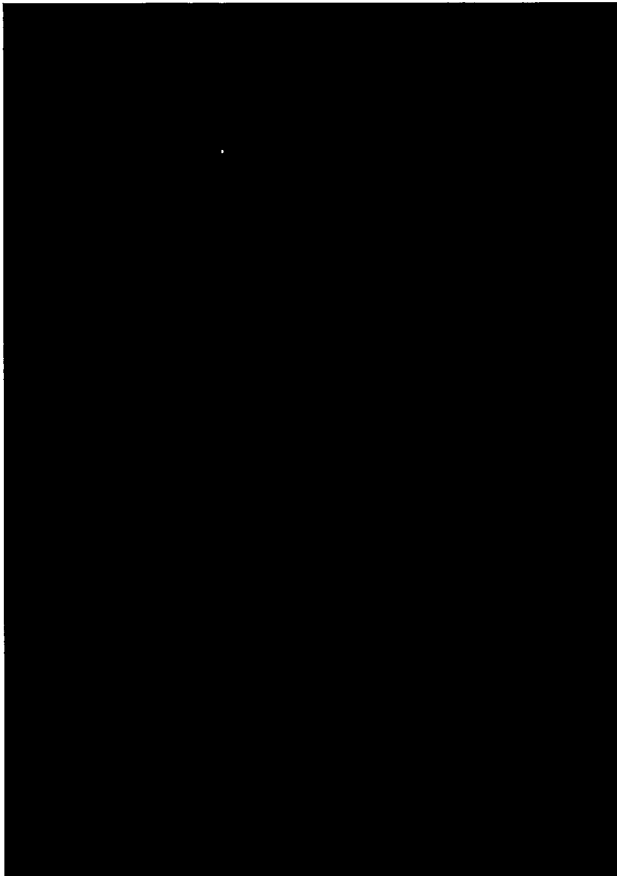


- 102 -

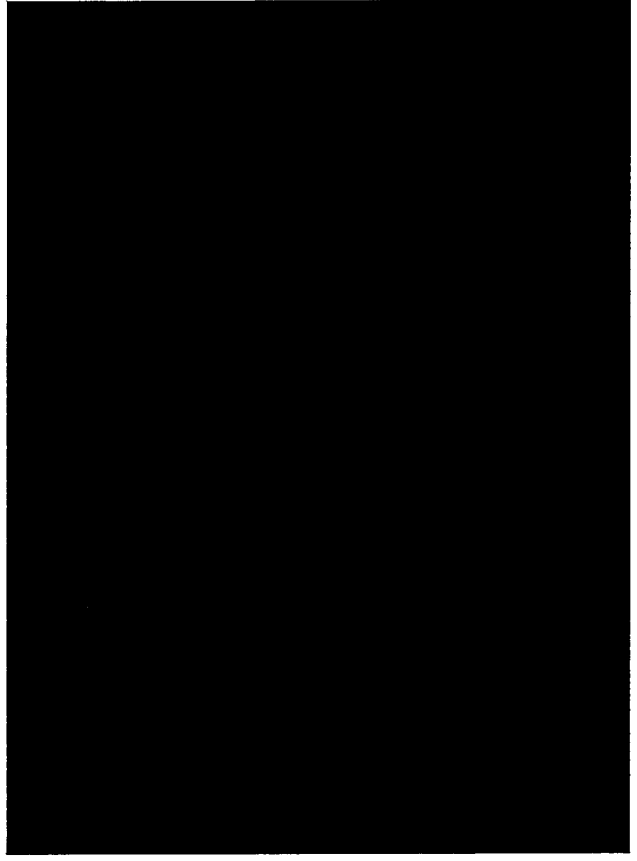
12/07/20



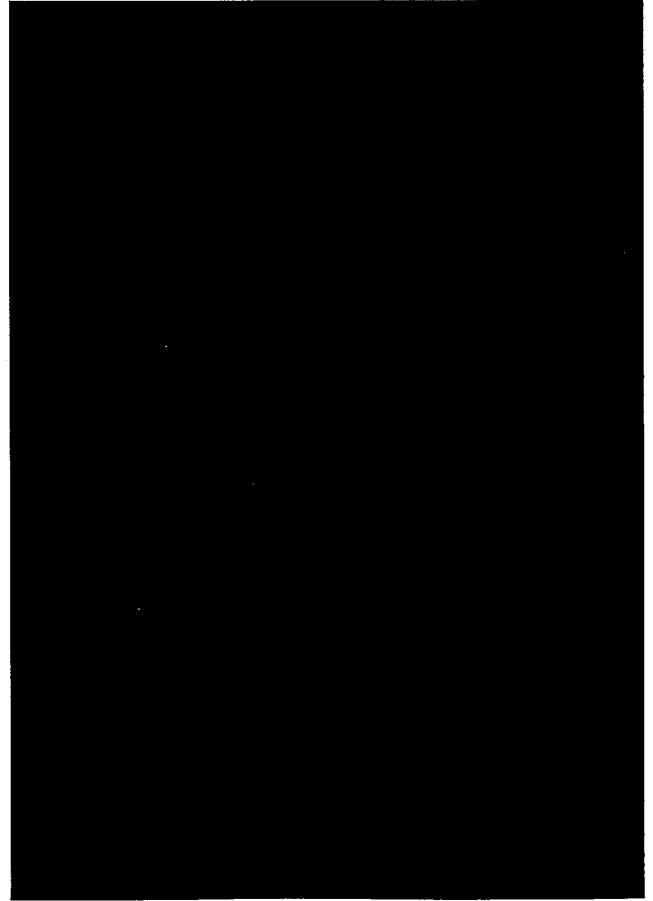
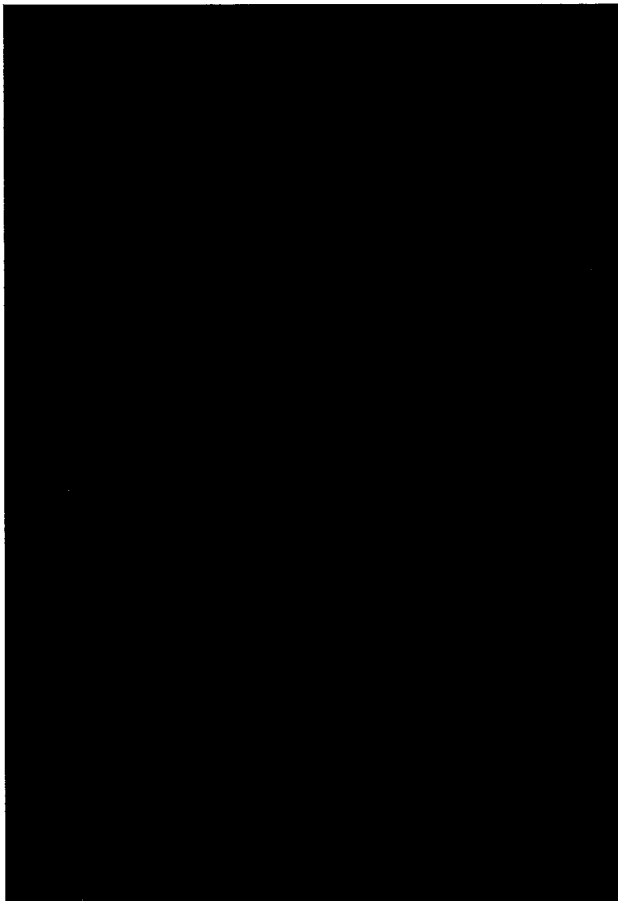
12/07/20



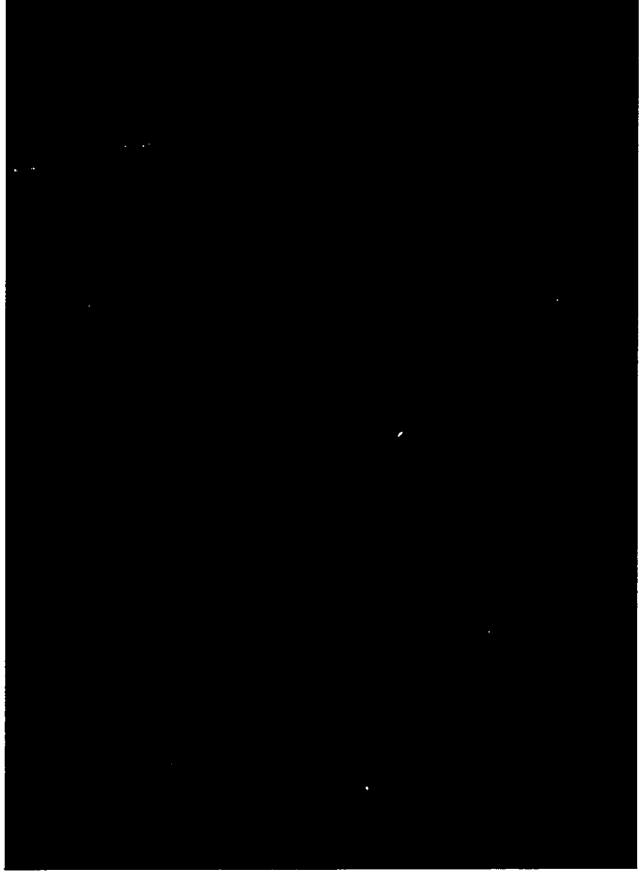
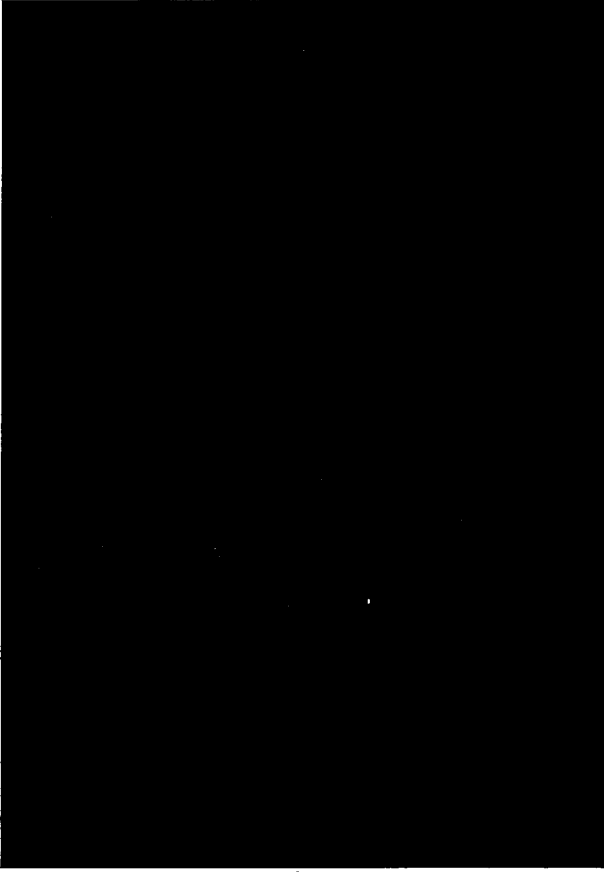
12/07/20



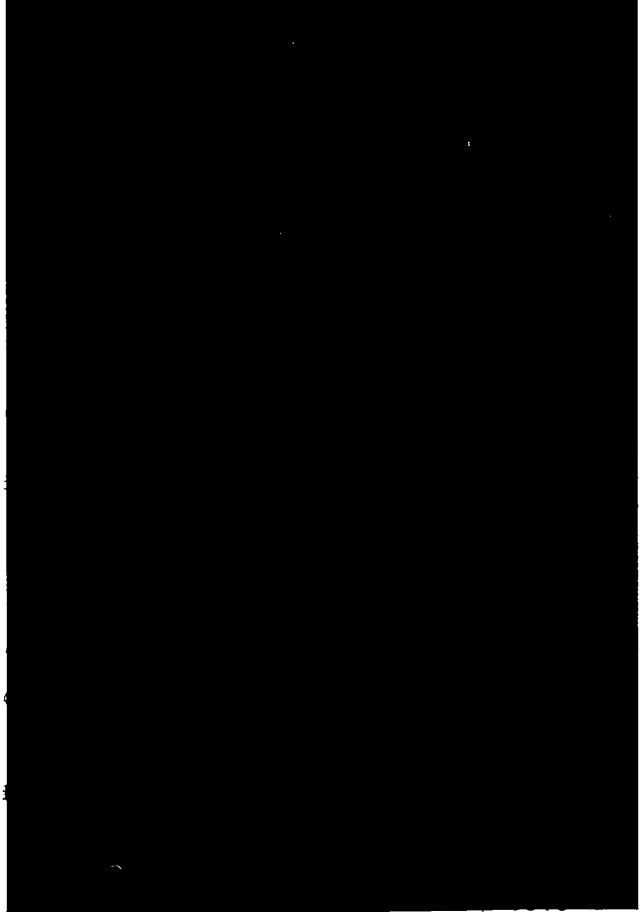
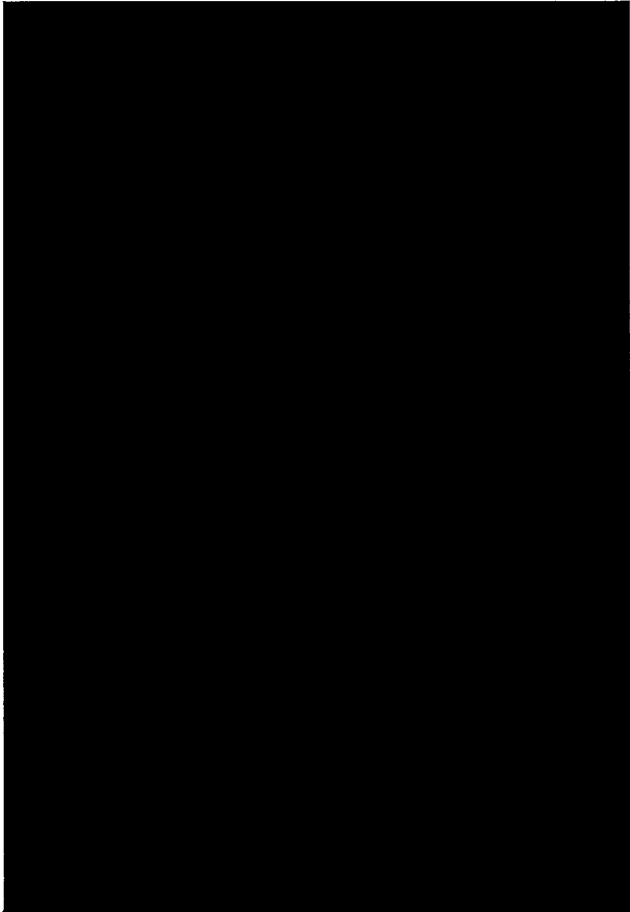
12/07/20



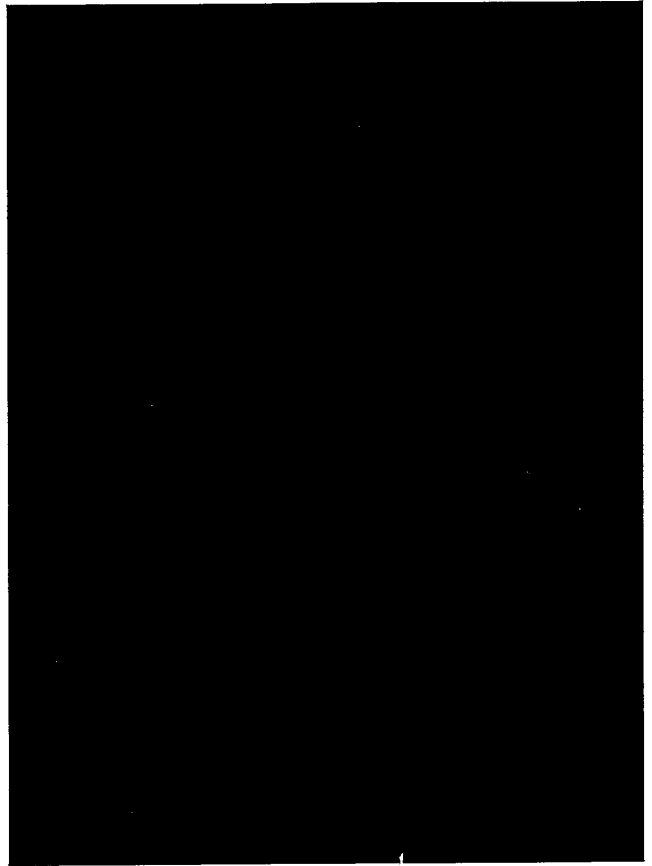
12/07/20



12/07/20

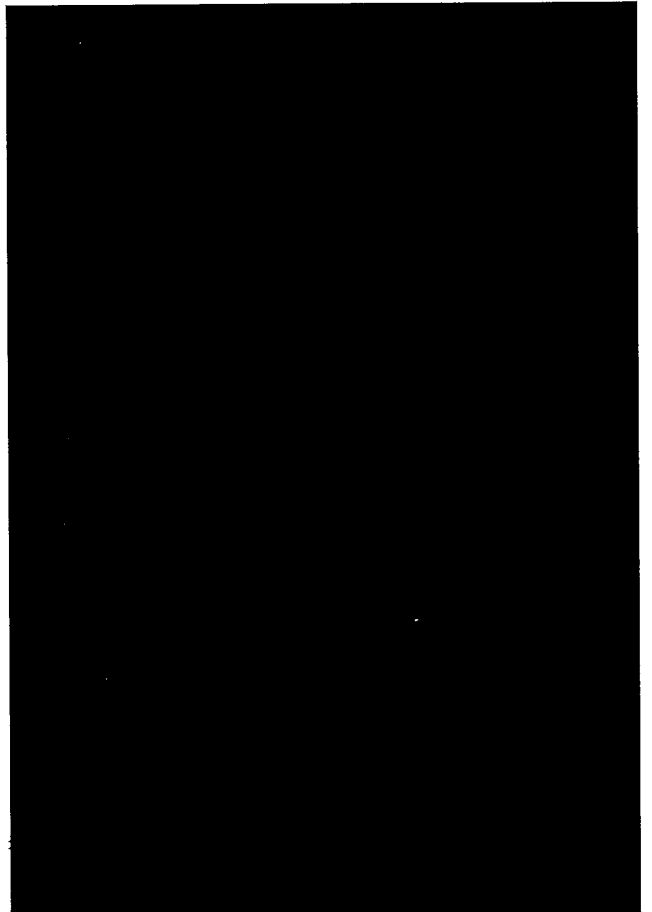
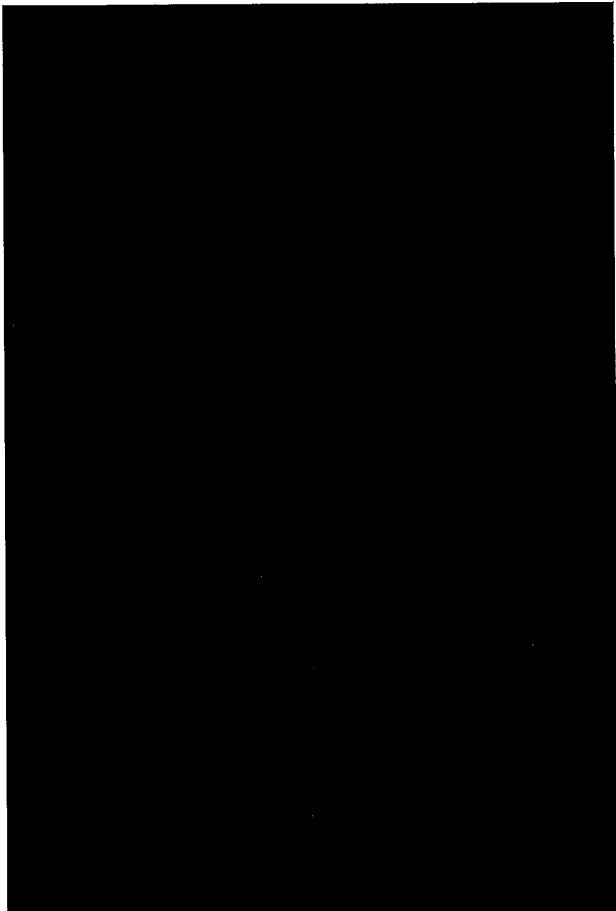


12/07/20



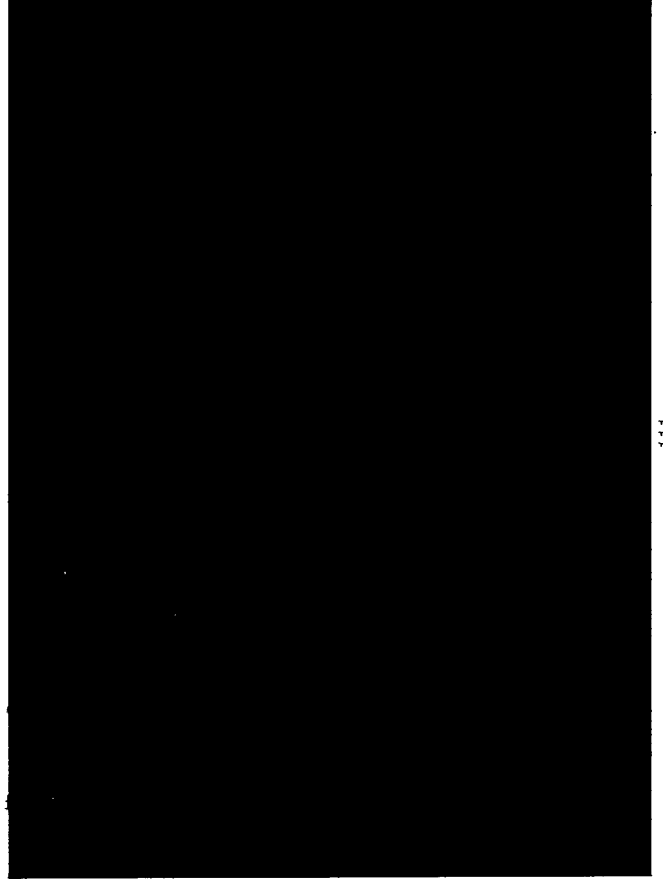
- 109 -

12/07/20



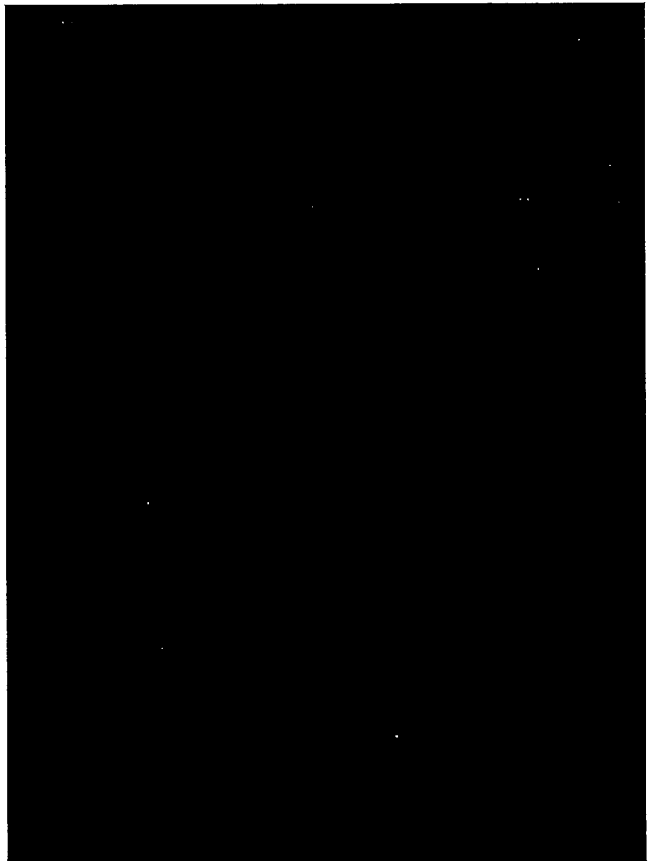
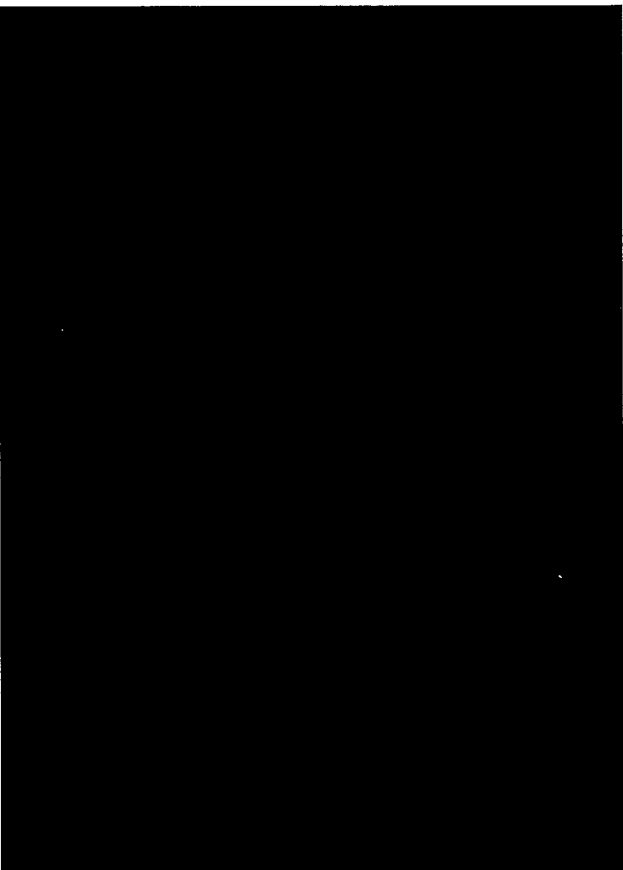
- 110 -

12/07/20



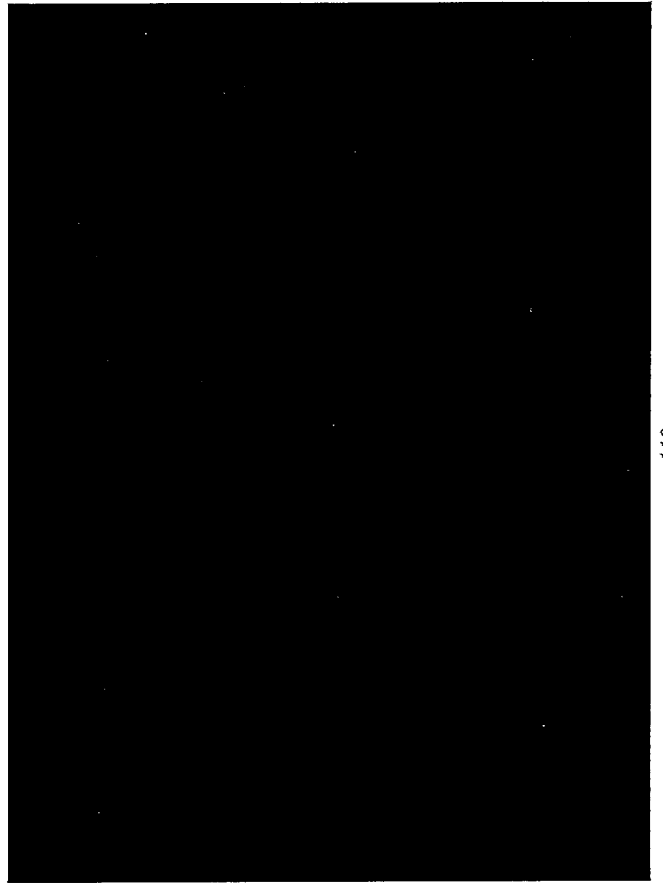
- 111 -

12/07/20



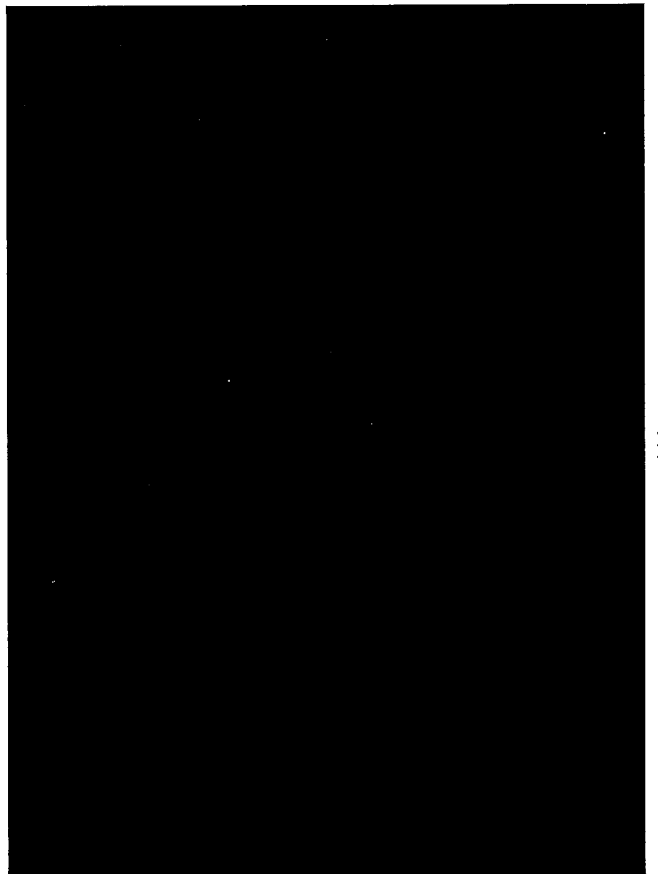
- 112 -

12/07/20



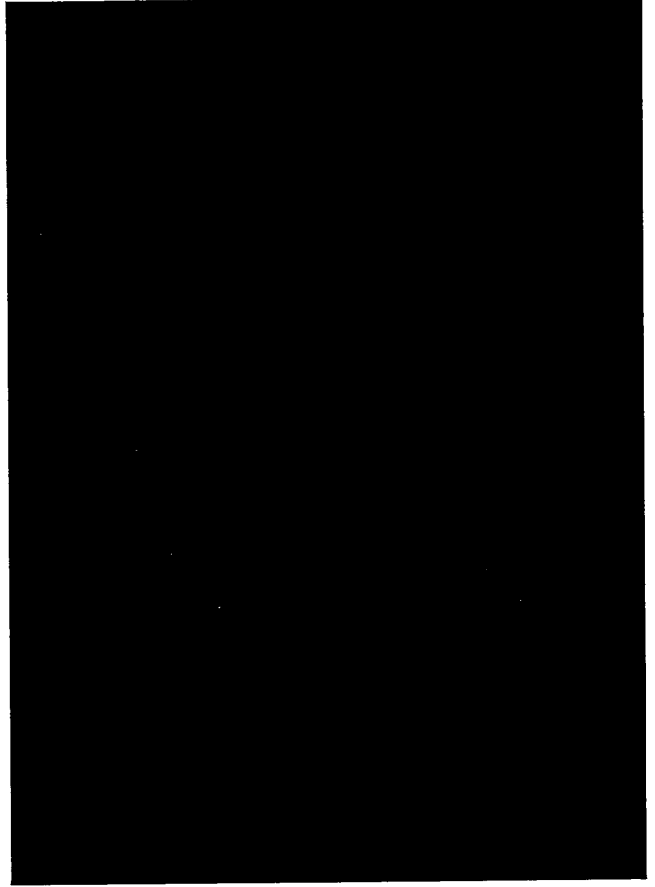
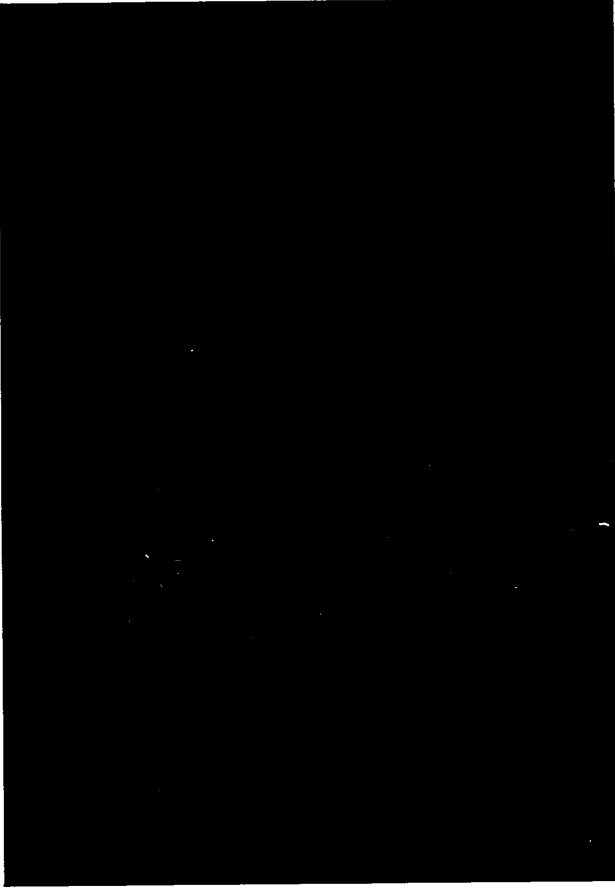
- 113 -

12/07/20



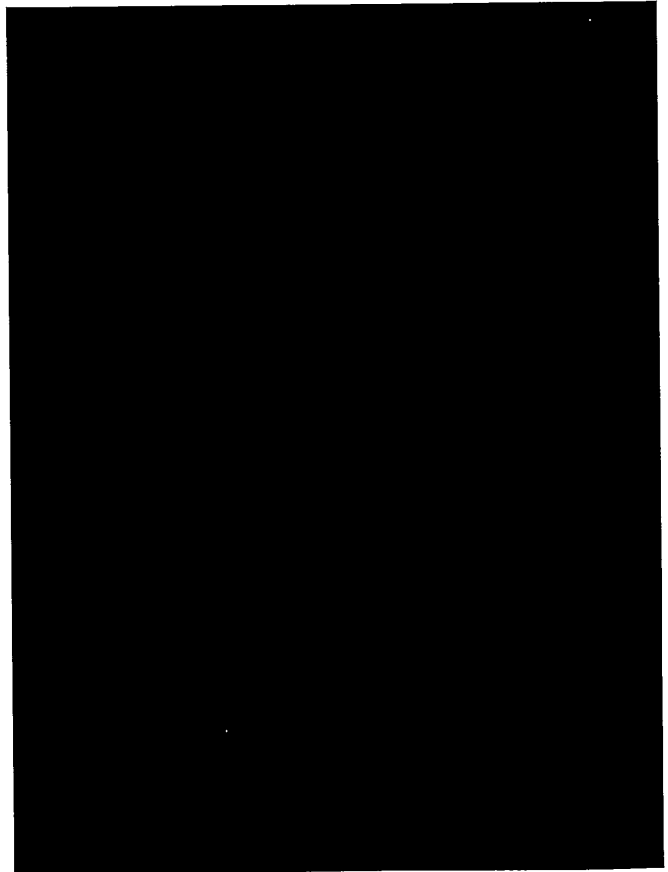
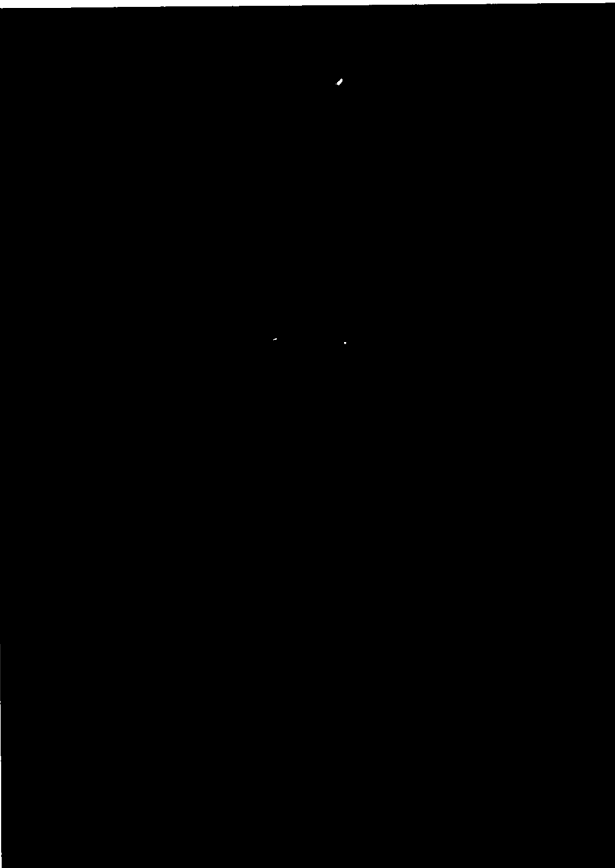
- 114 -

12/07/20



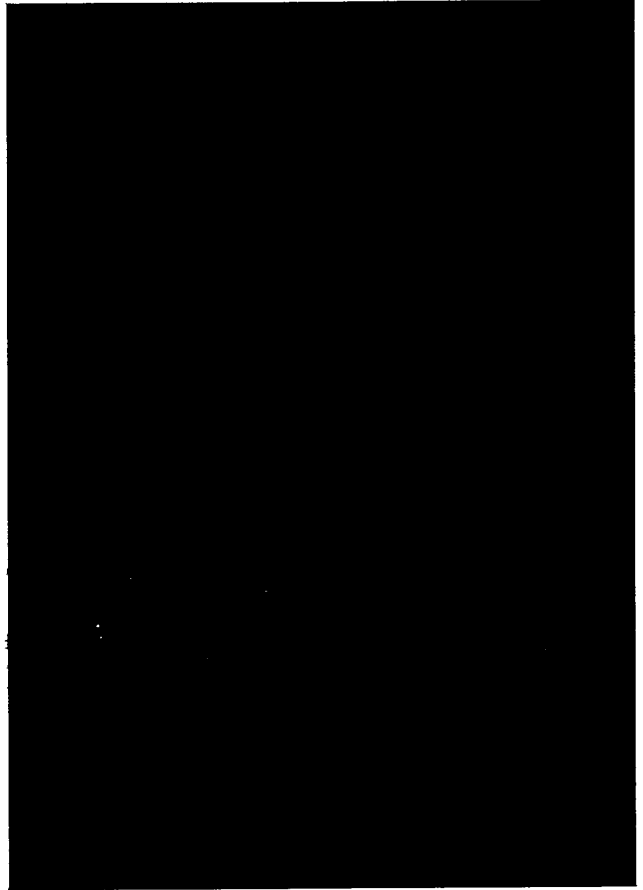
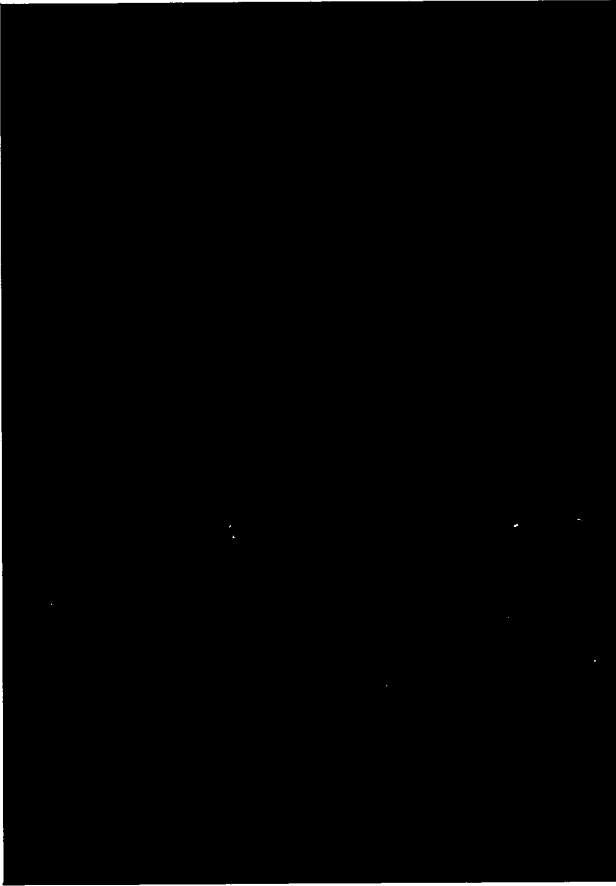
- 115 -

12/07/20



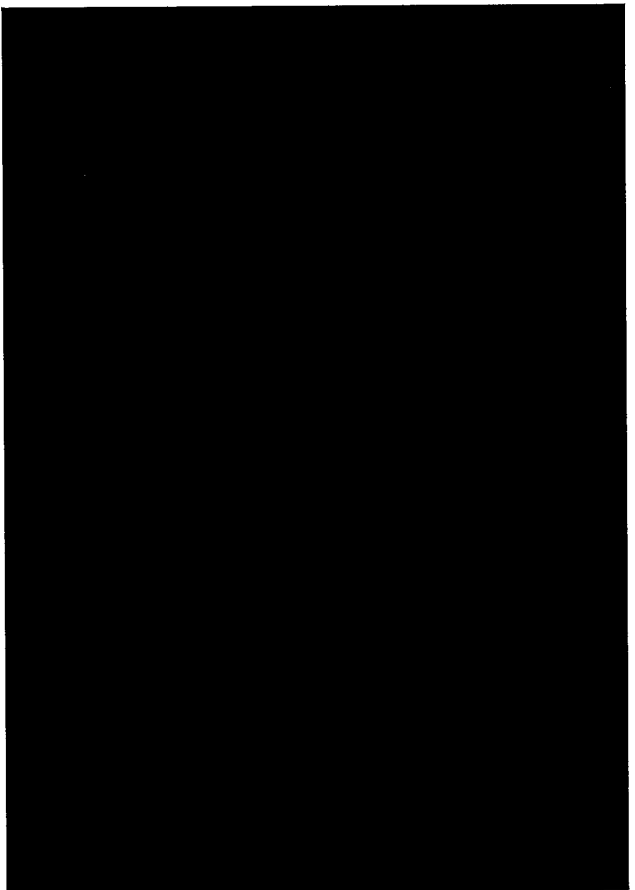
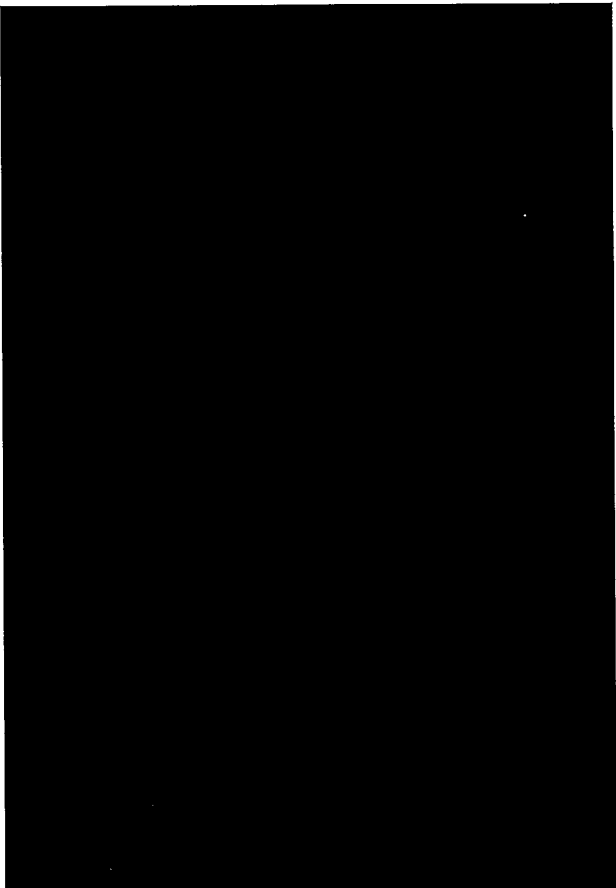
- 116 -

12/07/20



- 117 -

12/07/20



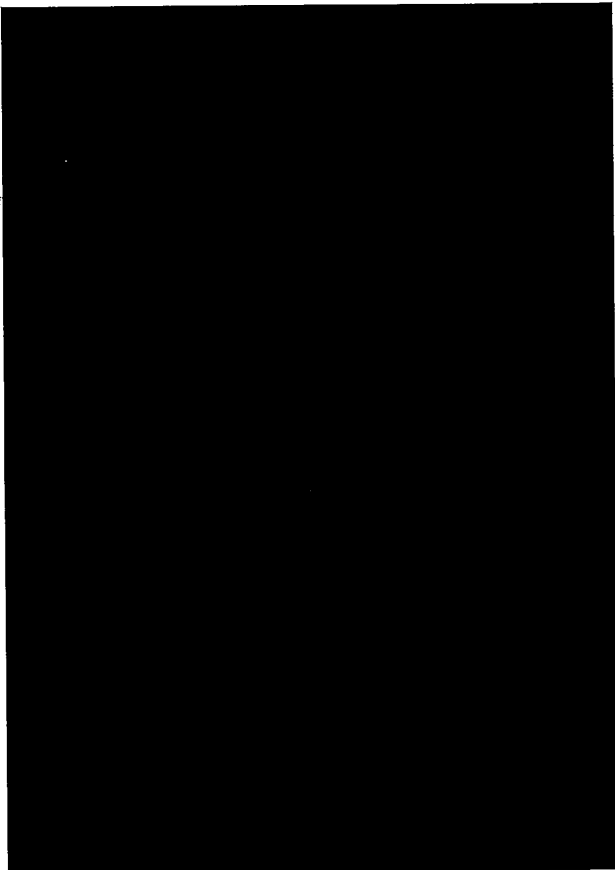
- 118 -

12/07/20



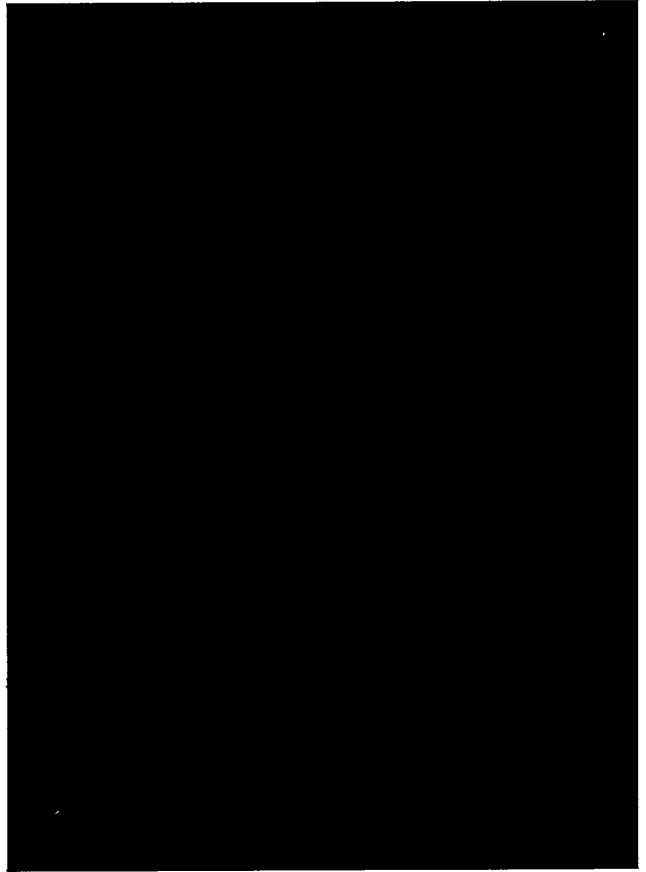
- 119 -

12/07/20



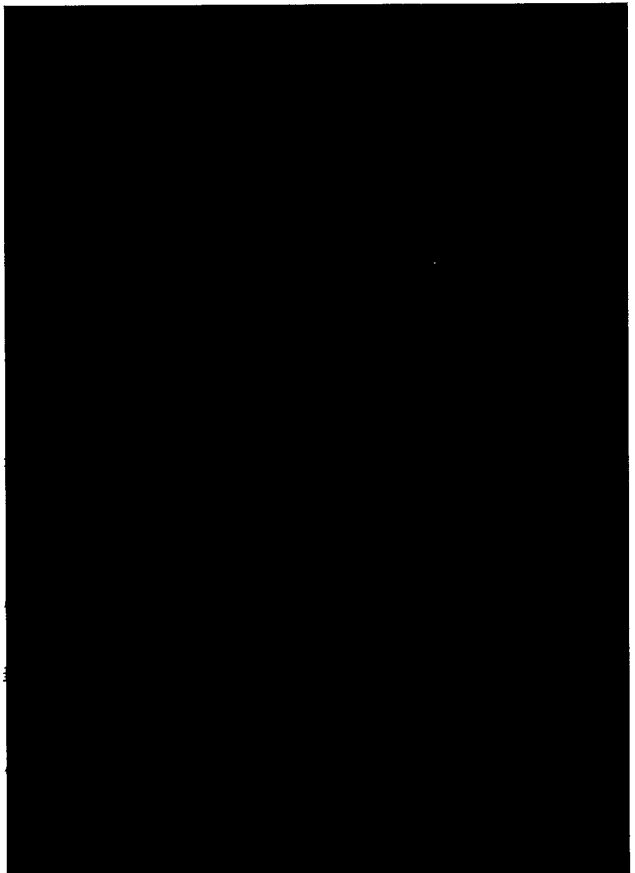
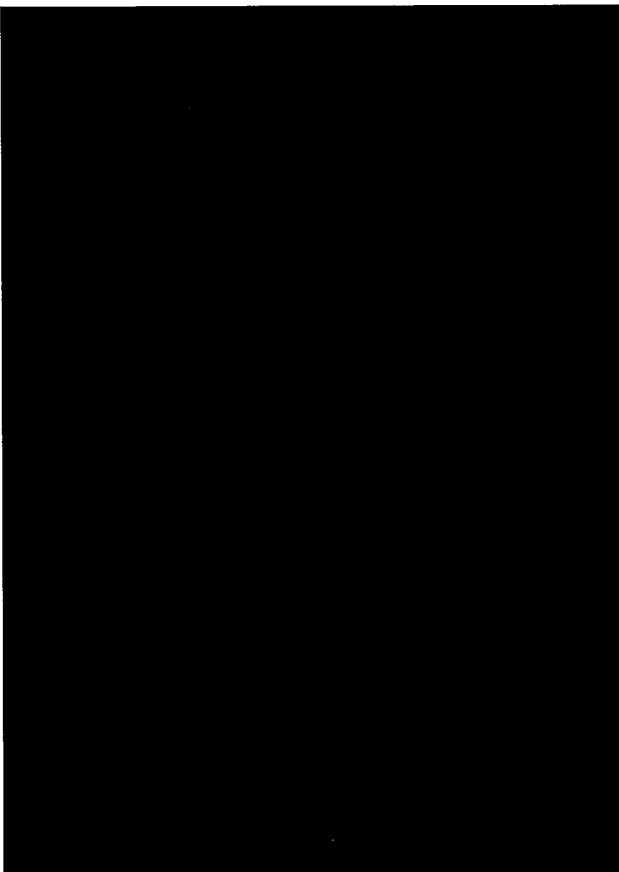
- 120 -

12/07/20



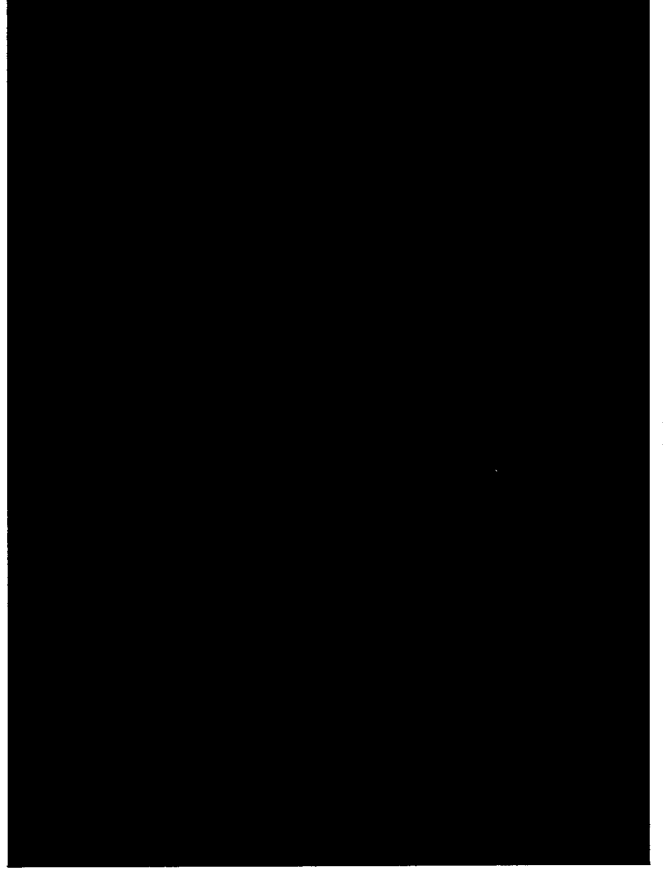
- 121 -

12/07/20



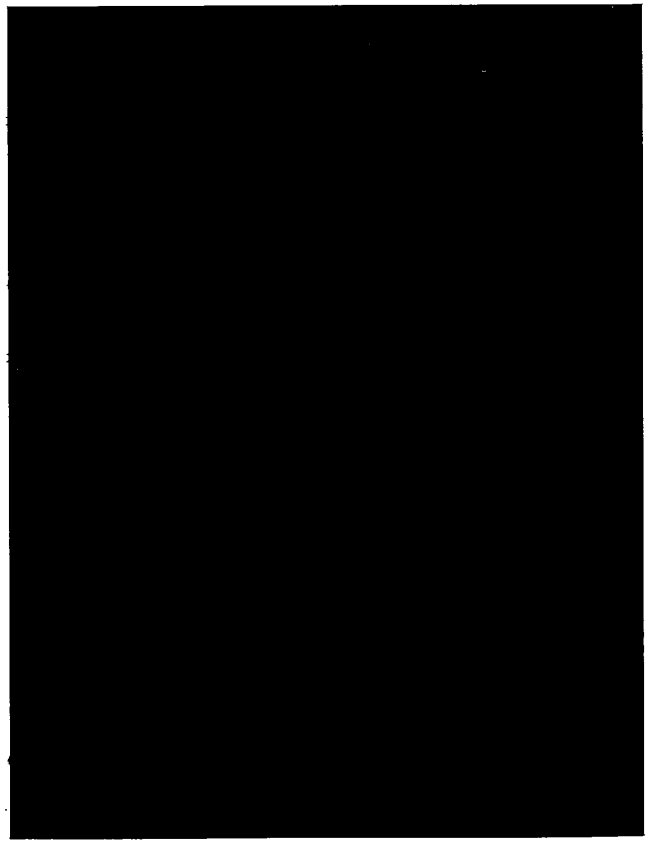
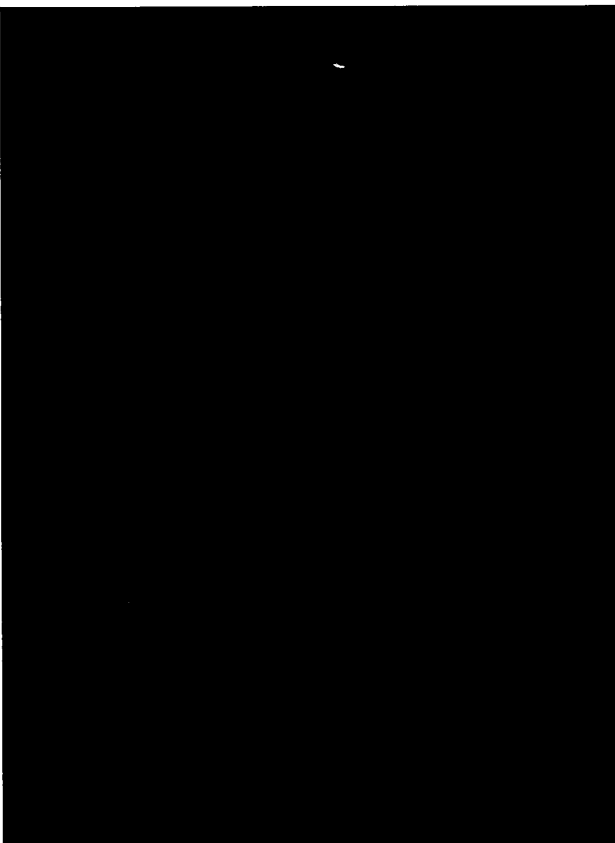
- 122 -

12/07/20



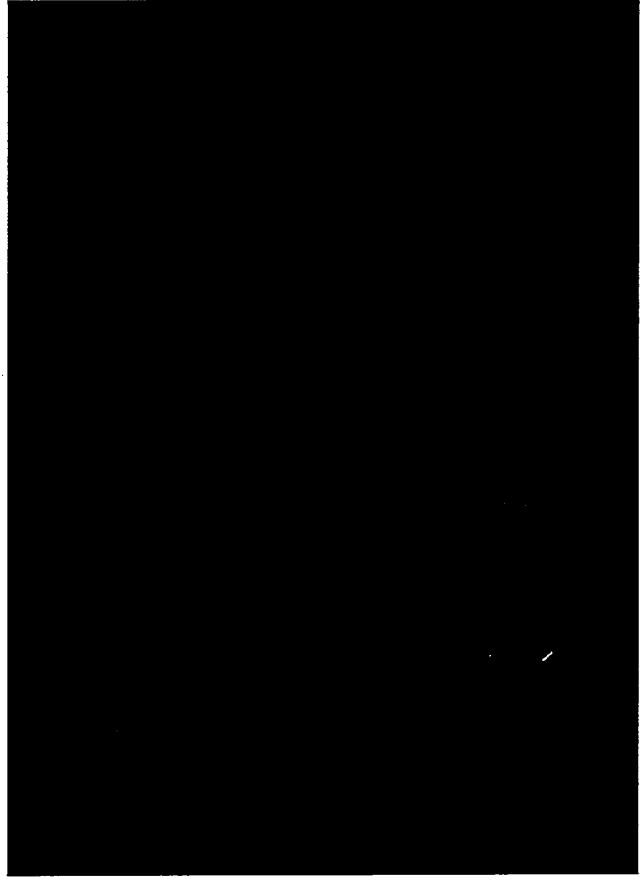
- 123 -

12/07/20



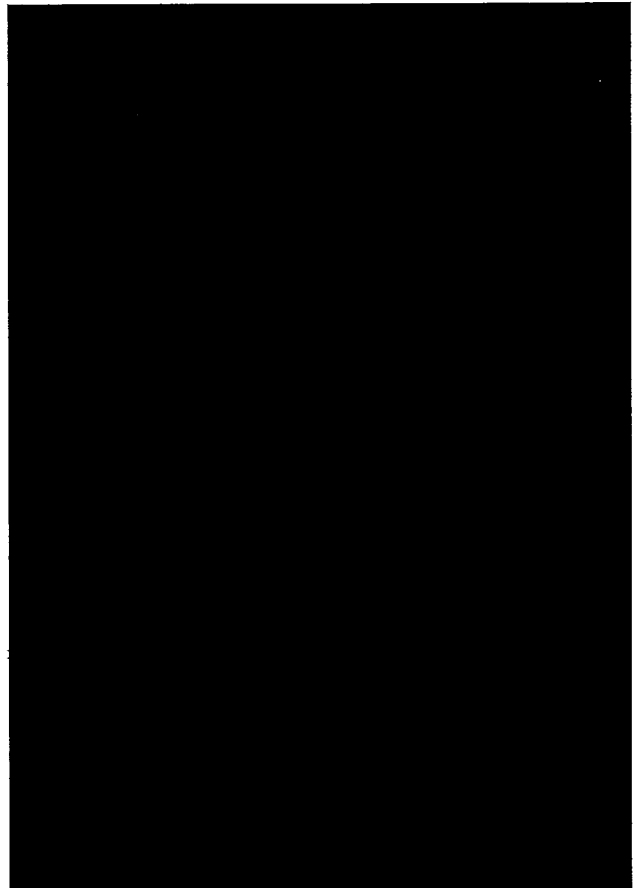
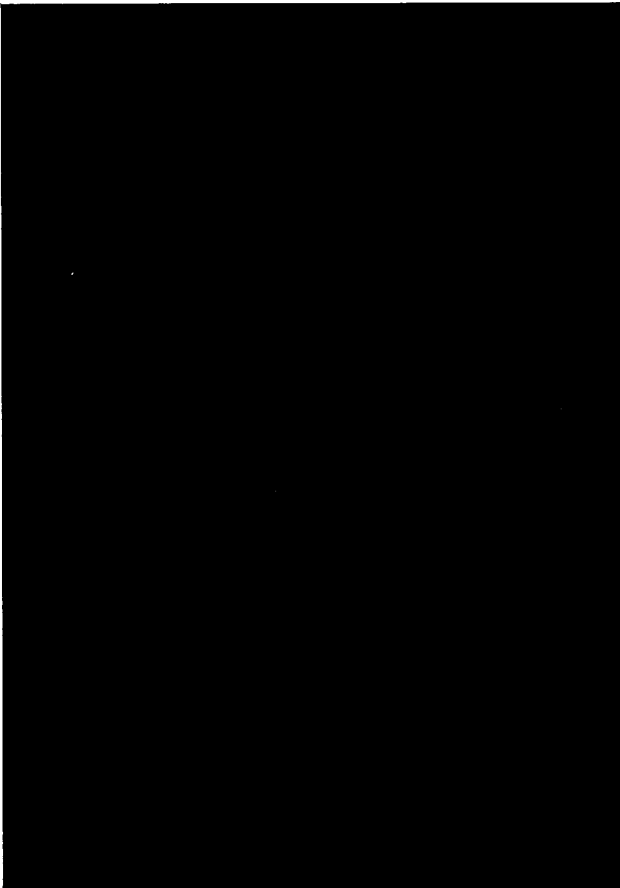
- 124 -

12/07/20



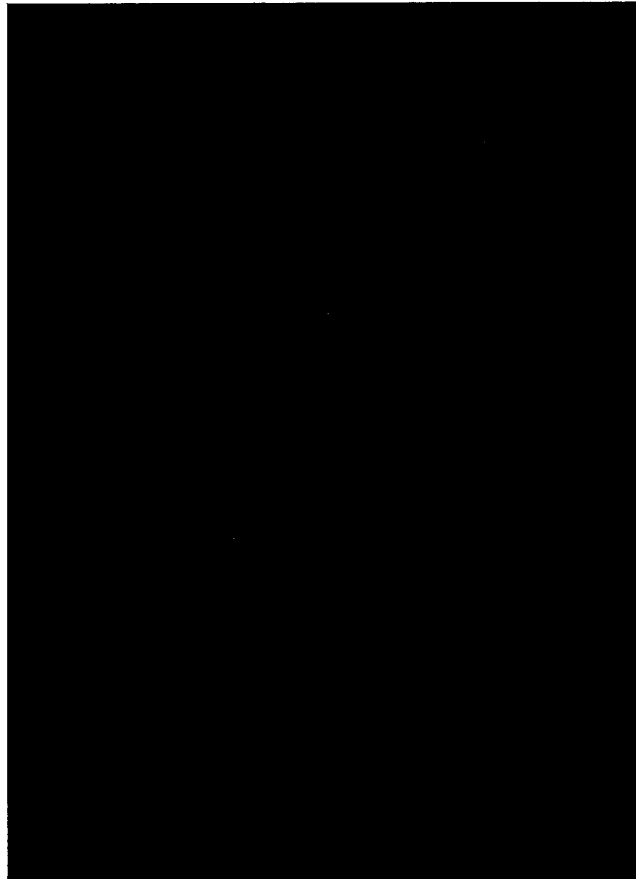
- 125 -

12/07/20

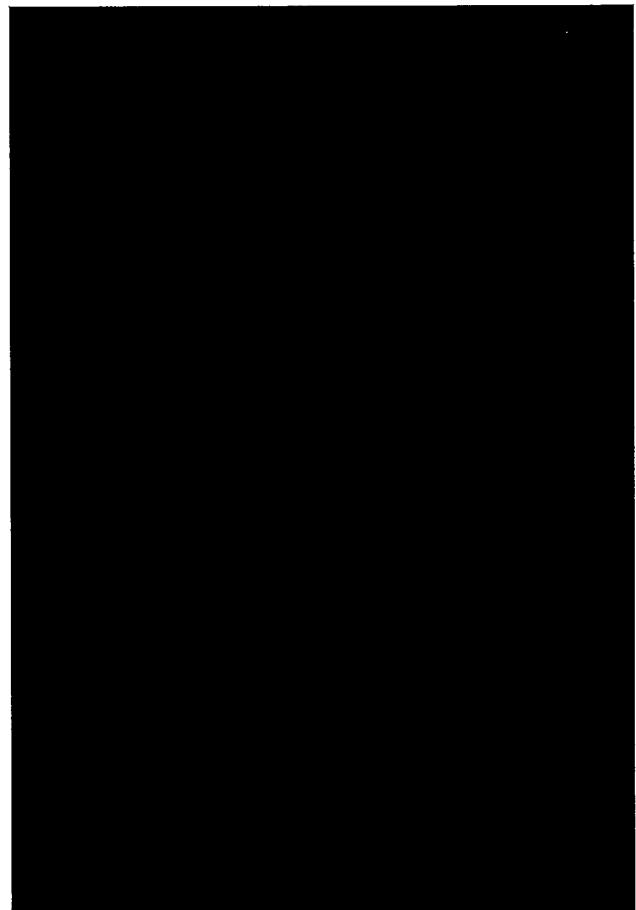
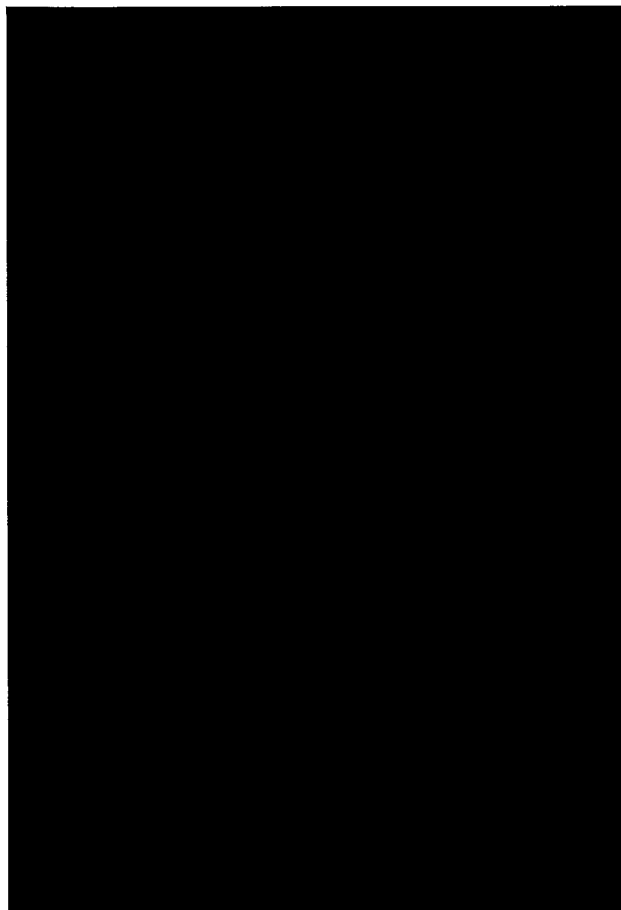


- 126 -

12/07/20



12/07/20



特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【参照条文集】 （案）

出典：ぎょうせい「現行日本法規」
ぎょうせい「現行法令インターネット版」
官報

平成24年〇月
内閣官房

特別秘密の保全に関する法律（仮称）（案）参照条文

- 日本国憲法（抄）..... 1
- 官公服義務紀律（明治二十年勅令第三十九号）（抄）..... 1
- 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）..... 1
- 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）..... 1
- 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）..... 4
- 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）..... 4
- 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）..... 5
- 国家公務員法（昭和二十二年法律第九十号）（抄）..... 5
- 参議院規則（昭和二十二年議決）（抄）..... 5
- 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）..... 5
- 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）..... 5
- 電波法（昭和二十五年法律第五百三十一号）（抄）..... 6
- 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（抄）..... 7
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三百三十八号）（抄）..... 7
- 有線電氣通律法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）..... 8
- 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）..... 8
- 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）..... 8
- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄）..... 10
- 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）..... 11
- 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百五十九号）（抄）..... 12
- 防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和五十二年防衛庁訓令第八号）（抄）..... 12
- 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）..... 13
- 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）..... 13
- 民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）..... 14
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）..... 14

- 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) (抄) 15
- 外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) (抄) 16
- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号) (抄) 16
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第二百三十七号) (抄) 17
- 法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号) (抄) 17
- 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号) (抄) 17
- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号) (抄) 18
- 公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号) (抄) 19
- 会社法(平成十七年法律第八十六号) (抄) 19
- 情報業務の実施に関する訓令(平成十八年防衛庁訓令第二十一号) (抄) 20
- 労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号) (抄) 20
- 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号) (抄) 20
- 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第七十七回国会提出閣法第七十七号) (抄) 21
- 【資料1】合議制の機関について 22
- 【資料2】特別秘密の保護に関する法律(仮称) (案)と秘密保全に関する現行法との対照表 26

- 日本国憲法(昭和二十二年憲法) (抄)
 - 第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
 - ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
 - ③ (略)
 - 第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
 - 第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
 - ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
 - ③ (略)
 - 第二十一条 集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
 - ② (略)
 - 第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。
 - 第八十二条 (略)
 - ② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対華は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対華は、常にこれを公開しなければならない。
- 官吏服務紀律(明治二十年勅令第三十九号) (抄)
 - 第四條 官吏ハ己ノ職務ニ關スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトテ官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス
 - 2 (略)
- 刑法(明治四十年法律第四十五号) (抄)
 - (すべての者の国外犯)
 - 第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。
 - 一 削除

- 二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪
 - 三 第八十二条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪
 - 四 第八十八條（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪
 - 五 第八十四條（証券偽造等）、第八十五條（公文書偽造等）、第八十七條（公正証書原本不実記載等）、第八十八條（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によって作られるべき電磁的記録に係る第八十一條の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪
 - 六 第六十二条（有価証券偽造等）及び第六十三条（偽造有価証券行使等）の罪
 - 七 第六十三条の二から第六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪
 - 八 第六十四条から第六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第六十四條第二項、第六十五條第二項及び第六十六條第二項の罪の未遂罪（他の法令の罪に対する適用）
- 第八條 この種の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。
- (自首等)
- 第四十二条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。
- 2 (略)
- 第五十四条 一個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。
- 2 (略)
- (予備及び陰謀)
- 第七十八條 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。
- (住居侵入等)
- 第八十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
- (秘密漏示)
- 第八十四條 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
- 2 (略)
- (不正指令電磁的記録作成等)

- 第六十八條の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録
- 二 (略)
- 2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。
- 3 (略)
- (暴行)
- 第二百八條 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- (脅迫)
- 第二百二十二條 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。
- (窃盗)
- 第二百三十五條 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- (強盗)
- 第二百三十六條 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。
- 2 (略)
- (詐欺)
- 第二百四十六條 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。
- 2 (略)
- (恐喝)
- 第二百四十九條 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。
- 2 (略)
- (建造物等損壊及び同致死傷)
- 第二百六十條 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(器物損壊等)

第二百六十二条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

○内閣法(昭和二十二年法律第五号)(抄)

第十二条 内閣は、内閣官房を置く。

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

③、④ (略)

第十八条 (略)

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

○宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)(抄)

第十六条 (略)

2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文藝研修施設(これに類する施設を含む。)及び作業施設を置くことができる。

第十八条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 (略)

○国会议法(昭和二十二年法律第七十九号)(抄)

第六十二条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第二百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないとときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)(抄)

第十九条 国会議員は、本廳長の許可がなければ、職務上知り得た秘密を漏らすことはできない。その職を離れた後でも同様である。

○国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)(抄)

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②、⑥ (略)

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一、十一 (略)

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三、十八 (略)

第百十一条 第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

○参議院規則(昭和二十二年議決)(抄)

第二百三十六条 国会法第六十三条により公表しないものを他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事項として、懲罰委員会に付託する。

○国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)(抄)

(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)

第三条 (略)

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4 (略)

(施設等機関)

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教施設建設(これらに類する機関及び施設を含む)、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前一条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)(抄)

第二百八十一条の五 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告人の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第二項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② 弁護士(第四百四十条に規定する弁護士を含む。以下この項において同じ。)又は弁護士であつた者が、検察官において被告人の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、前項と同様とする。

第三百十六條の二十七 裁判所は、第三百十六條の二十五第二項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護士に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

②・③ (略)

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)(抄)

(定義)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に關しては、次の定義に従うものとする。

一 「電波」とは、三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。

二〜六 (略)

第九九條の二 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき(その業務に關し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。)は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者(当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。)以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。

4 (略)

○裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)(抄)

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に關する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。

この場合において、これらの法律の規定(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に關する法律(平成十九年法律第四十五号)第八条第二項の規定を除く。)中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」

、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に屬する国家公務員」とあるのは「一般職に屬する国家公務員、特別職に屬する国家公務員(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。)」と、同法第六六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター(以下「センター」という。)」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に關する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第六六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替へるものとする。

一 国家公務員法(第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第五十四条、第五十五条、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第六六条の七から第六六条の十三まで、第六六条の十四第一

三項から第五項まで、第六六条の十五、第六六条の二十五、第六六条の二十六及び第六八条の規定並びにこれらの規定に關する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。)

二〜九 (略)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における台穀國軍隊の地位に

関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）

第七条（略）

- 2 前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。
- 3 前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

○有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線索その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう。

2（略）

第九条 有線電気通信（電気通信事業法第四条第一項又は第百六十四条第二項の通信たるものを除く。）の秘密は、侵してはならない。

第十四条 第九条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（長官）

第十六条（略）

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

目次

- 第一章（第六章）（略）
- 第七章 自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）
- 第八章（第九章）（略）

附則

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条（略）

2（略）

5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

第七章 自衛隊の権限等（第八十七―第九十六の二）

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を教唆し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一 自衛隊の施設

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（同協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。）

2（略）

3（略）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘密することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行われなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

一 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を

講ずるものとする。
第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。
- 3 過失により、第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。
- 4 第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。
- 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第二項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
- 6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

別表第四（第九十六条の二関係）

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第一条（略）

2 （略）

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

- 一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項
- イ 構造又は性能
- ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 （略）

第五条（略）

2 （略）

3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を遂行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人權を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置）

第二百十三條の十一 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記載する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第二百十三條の二の規定による標記及び第二百十三條の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱ひの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

○ 刑罰販売法 (昭和三十六年法律第百五十九号) (抄)

第四十九条之二 (趣)

- 2 人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。
 - 一 クレジットカード番号等が記載され、又は記録された人の管理に係る書面又は記録媒体の記載又は記録について、その承諾を得ずはその複製を作成すること。
 - 二 不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成十一年法律第百二十八号) 第三条に規定する不正アクセス行為をいう。) を行うこと。
- 3 (略)
- 4 前三項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○ 防衛計画の作成等に関する訓令 (昭和五十二年防衛庁訓令第第八号) (抄)

(目的)

- 第八条 統合中期防衛構想は、原則としてその作成する年度の二年後の年度以降五年間を対象とし、統合長期防衛戦略を参考として、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を踏まえて我が国に対する脅威を分析し、これに対する防衛構想、防衛の態勢及び統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの各自衛隊の体制に関する基本構想について検討するとともに、対案期間内における防衛力整備上重視すべき事項を明らかにし、中期計画の策定並びに陸海空自衛隊中期能力見直し及び統合中期能力見直しの作成等に資することを目的とする。
- 2 前項の防衛構想及び防衛の態勢の検討に当たっては、防衛、警備等に関する計画を参考とするものとする。
(作成及び見直し等)
- 第九条 統合幕僚長は、統合中期防衛構想を原則として五年毎に作成し、その作成する年度末までに防衛大臣に報告するものとする。
- 2 統合幕僚長は、統合中期防衛構想の作成に当たっては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令第十九号の規定により情報本部長が作成する統合中期情報見直しを踏まえるものとする。
- 3 統合幕僚長は、統合中期防衛構想を作成しない年度にあつては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果統合中期防衛構想に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するものとする。

(目的等)

第十八条 防衛、警備等に関する計画は、年度業務計画の実施により整備、維持等される防衛力を参考として、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事態及び間接侵略その他治安維持上重大な事態が生じた際に自衛隊が対処する場合における基本的事項等について定めることとする。

- 2 前項に規定するもののほか、防衛、警備等に関する計画の作成等に関し必要な事項は、別に定める。

○ 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 六 (趣)

- 第七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信 (第六十四条第二項に規定する通信を含む。) の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
- 3 (趣)

○ 不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (抄)

(罰則)

- 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為 (人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。) 又は管理侵害行為 (財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成十一年法律第百二十八号) 第三条に規定する不正アクセス行為をいう。) その他の保有者の管理を著する行為をいう。以下この条において同じ。) により、営業秘密を取得した者
 - 二 三 (趣)
 - 四 営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者
 - 五 営業秘密を保有者から示されたその役員 (理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。) 又は従業者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者 (前号に掲げる者を除く。)

六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であつた者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加ふる目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七 (略)

2 } 6 (略)

7 第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（文書提出命令等）

第二百二十三条（略）

2 } 5 (略)

6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所有者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三十二条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において適用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 (略)

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記載されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二 (略)

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を齎るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四・六 (略)

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

（設置）

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づき命令を含む。）の定めるところによる。

子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
食育推進会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
自殺総合対策会議	自殺対策基本法
消費者政策会議	消費者基本法
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）

官民人材交流センター 国家公務員法

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で國務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 (略) (施設等機関)

第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三 二十九 (略)

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十二年法律第二百二十八号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2.3 (略)

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を起動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用者の承諾を得てするものを除く。）

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を起動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を起動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

(罰則)

第十一条 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第三百三十七号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「傍受」とは、現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受取ることをいう。

3 (略)

○法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）

(法務総合研究所)

第六十二条 法務総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行うこと。

五 (略)

2.3 (略)

○行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 5 (経)

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 4 (経)

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予兆事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備

し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もつて我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (経)

(緊急対処事態対処方針)

第二十五条 政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至つたときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2 12 (経)

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

(一般職の国家公務員等に対する取扱い)

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他の不利な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他の不利な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

(解任)

第三百三十九条 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によつて解任することができる。

2 (経)

(取締役の報酬等)

- 第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。
 - 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
 - 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
 - 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

○情報業務の実施に関する訓令（平成十八年防衛庁訓令第三十一号）（抄）
 （統合中期情報見直し）

- 第十九条 統合中期情報見直しは、原則としてその作成する年度の二年後の年度以降五年間を対象とし、我が国に対する脅威の動向を中心に内外の諸情勢について見直し、防衛諸計画の作成等に関する訓令第九条の規定に基づく統合中期防衛構想の作成に資することを目的とする。
- 2 情報本部長は、統合中期防衛構想が作成される年度に合わせ、原則として五年毎に統合中期情報見直しを作成し、当該見直しの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。
- 3 情報本部長は、統合中期情報見直しを作成しない年度にあつては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果統合中期情報見直しに重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

○労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）（抄）
 （懲戒）

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

（解雇）

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）
 （定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第百七十七回国会提出閣法第七十七号）（抄）

（個人情報保護に関する法律及び公文書等の管理に関する法律の一部改正）

- 第六十四条 次に掲げる法律の規定中「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。
 - 一 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十三条第一項
 - 二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第一項第一号

【資料1】合議制の機関について

一 安全保衛会議

○安全保衛会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（抄）

（組織）

第三条 会議は、議長及び第五条第一項各号に掲げる議員（同条第二項の規定により随時に会議に参加する議員を含む。）で組織する。

（議長）

第四条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 （略）

（議事）

第九条 会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

二 人事院

○国家公務員法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

（職員）

第四条 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

2、4 （略）

（総裁）

第十二条 人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

2 人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

3 （略）

三 公正取引委員会

○昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（抄）

第二十九条 公正取引委員会は、委員長及び委員四人を以て、これを組織する。

2、4 （略）

第三十三条 委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

2 （略）

第三十四条 公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3、4 （略）

四 国家公安委員会

○警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

（設置及び組織）

第四条 内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

2 国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織する。

（委員長）

第六条 委員長は、國務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

3 （略）

（会議）

第十一条 国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 （略）

五 公営事業調整委員会

○公営事業調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）（抄）

（組織）

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 （略）

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 (略)
(会議)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4・5 (略)

六 公安審査委員会

○ 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号) (抄)

(組織)

第四条 委員会は、委員長及び委員六人をもって組織する。

(委員長)

第十条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 (略)

(会議)

第十一条 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

七 中央労働委員会

○ 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号) (抄)

(中央労働委員会の委員の任命等)

第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもって組織する。

2・6 (略)

(中央労働委員会の会長)

第十九条の九 中央労働委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第二十一条 (略)

2 労働委員会の会議は、会長が招集する。

3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

八 運輸安全委員会

○ 運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号) (抄)

(組織)

第七条 委員会は、委員長及び委員十二人をもって組織する。

2 (略)

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第十一条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 (略)

九 会社検査院

○ 会社検査院法(昭和二十二年法律第七十三号) (抄)

第二条 会社検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。

第三条 会社検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。

第十条 検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第十二条 事務総局は、検査官会議の指揮監督の下に、庶務並びに審査の事務を掌る。

②・③ (略)

【資料2】特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）と秘密保全に関する現行法との対照表

特別秘密の保護に関する法律（仮称） （案）（抄）	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）	日米相互協力及び安全保障条約（昭和二十九年法律第百三十八号）（抄）並びに日本国とアメリカ合衆国との間の防務協定（昭和二十九年法律第百三十八号）（抄）
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

12/07/20

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

12/07/20

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

12/07/20

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

12/07/20

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

12/07/20

- 32 -

12/07/20

- 33 -



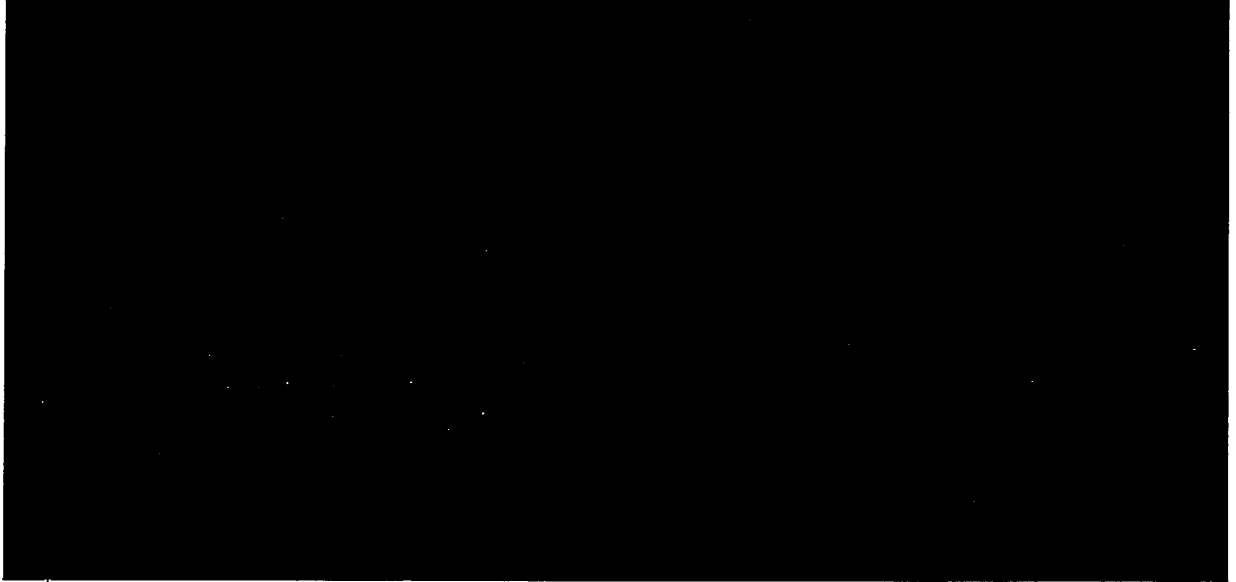
特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

12/07/20内調内検討済み

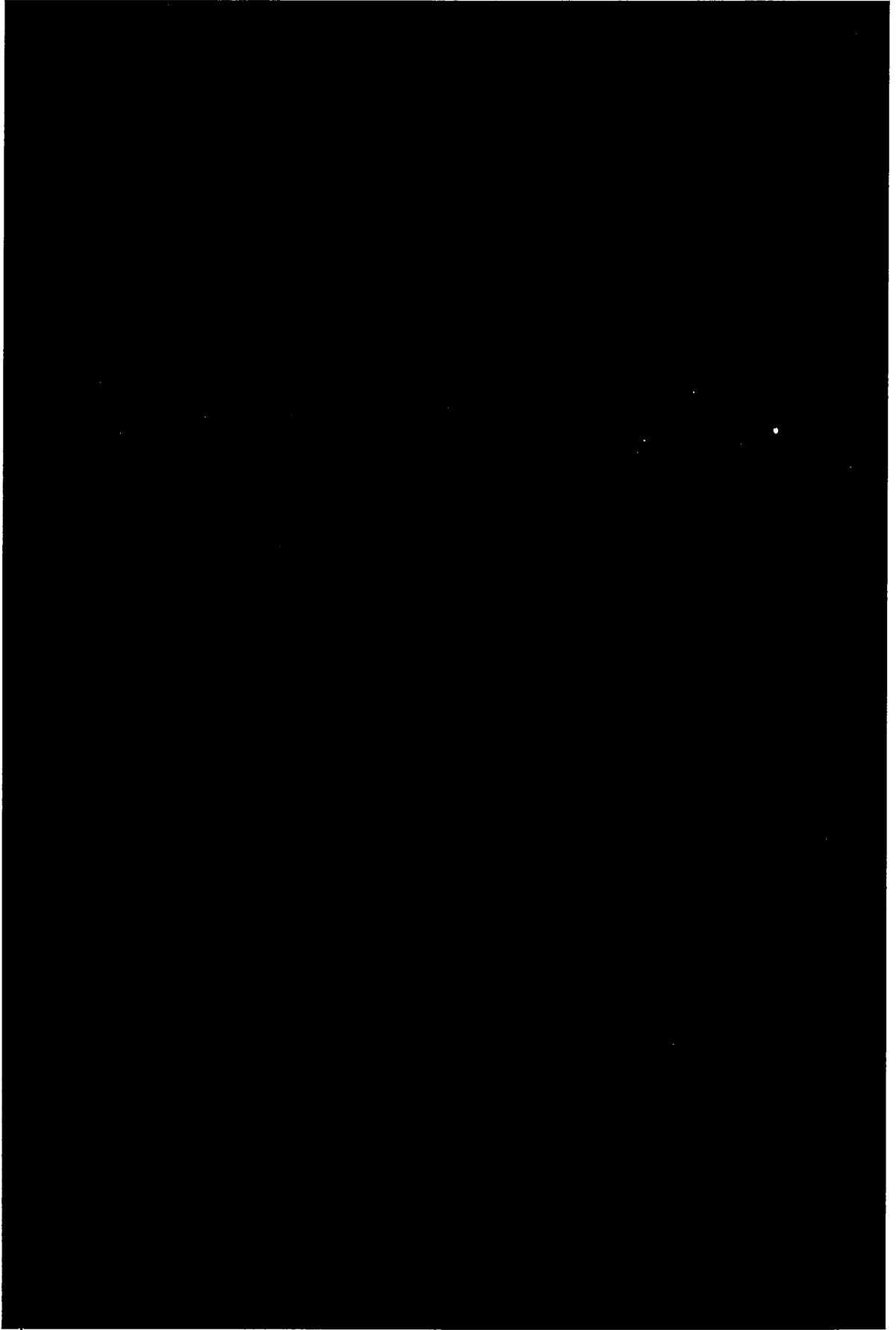
特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

1 趣旨

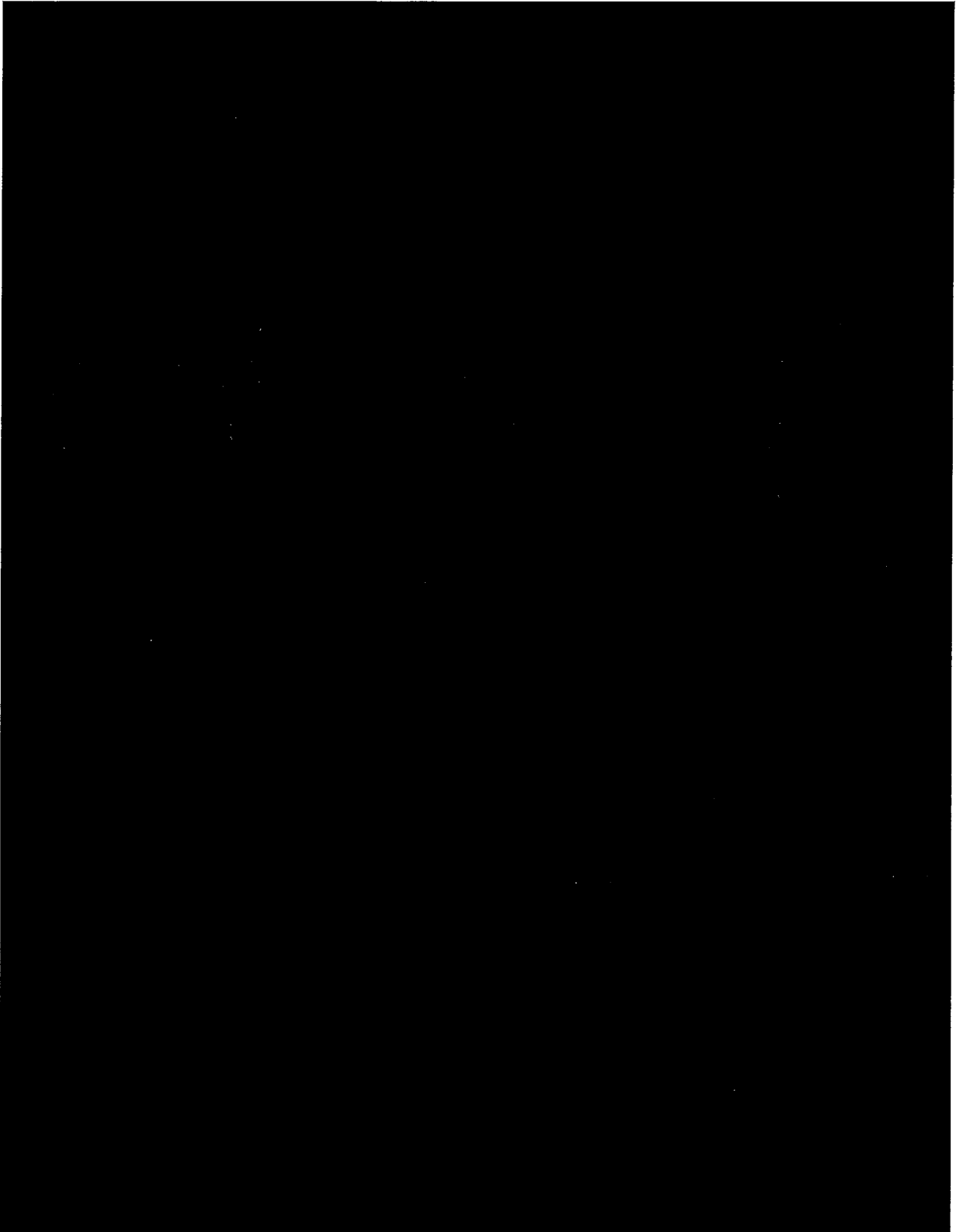


2 概要





12/07/20内調内検討済み



【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月31日 18:46

宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (735 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様、櫻井様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第40回)を、8月1日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、

(第1回: 平成23年9月15日に資料持込み、9月20日に審査)

~

第30回: 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回: 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回: 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回: 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回: 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回: 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回: 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回: 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回: 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回: 7月23日に資料持込み

第40回: 8月1日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

████████████████████

████████████████████

Tel 03-5253-2111 (内線 ████████)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月31日 18:46

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (735 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第40回)を、8月1日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、

(第1回: 平成23年9月15日に資料持込み、9月20日に審査)

~

第30回: 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回: 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回: 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回: 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回: 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回: 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回: 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回: 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回: 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回: 7月23日に資料持込み

第40回: 8月1日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月31日 18:47

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (735 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第40回)を、8月1日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、

(第1回: 平成23年9月15日に資料持込み、9月20日に審査)

~

第30回: 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回: 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回: 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回: 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回: 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回: 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回: 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回: 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回: 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回: 7月23日に資料持込み

第40回: 8月1日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月31日 18:47

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (735 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第40回)を、8月1日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、

(第1回: 平成23年9月15日に資料持込み、9月20日に審査)

~

第30回: 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回: 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回: 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回: 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回: 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回: 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回: 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回: 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回: 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回: 7月23日に資料持込み

第40回: 8月1日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月31日 18:48

宛先:

添付ファイル: 公安調査庁.zip (737 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第40回)を、8月1日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、

(第1回: 平成23年9月15日に資料持込み、9月20日に審査)

~

第30回: 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回: 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回: 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回: 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回: 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回: 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回: 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回: 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回: 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回: 7月23日に資料持込み

第40回: 8月1日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月31日 18:49

宛先: [REDACTED]

添付ファイル: 法務省.zip (735 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様、長谷川様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第40回)を、8月1日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、

(第1回: 平成23年9月15日に資料持込み、9月20日に審査)

~

第30回: 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回: 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回: 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回: 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回: 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回: 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回: 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回: 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回: 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回: 7月23日に資料持込み

第40回: 8月1日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月31日 18:50

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (735 KB)

外務省 大臣官房総務課 ■■■様、■■■様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第40回)を、8月1日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、

(第1回: 平成23年9月15日に資料持込み、9月20日に審査)

~

第30回: 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回: 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回: 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回: 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回: 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回: 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回: 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回: 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回: 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回: 7月23日に資料持込み

第40回: 8月1日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線■■■■)

■■■■ (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月31日 18:51

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (735 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 ■■■様、■■■様、■■■様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第40回)を、8月1日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、

(第1回: 平成23年9月15日に資料持込み、9月20日に審査)

~

第30回: 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回: 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回: 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回: 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回: 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回: 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回: 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回: 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回: 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回: 7月23日に資料持込み

第40回: 8月1日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線■■■)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月31日 18:52

宛先:

添付ファイル: 経済産業省.zip (735 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第40回)を、8月1日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、

(第1回: 平成23年9月15日に資料持込み、9月20日に審査)

~

第30回: 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回: 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回: 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回: 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回: 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回: 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回: 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回: 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回: 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回: 7月23日に資料持込み

第40回: 8月1日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月31日 18:53

宛先: [REDACTED]

添付ファイル: 経済産業省.zip (735 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第40回)を、8月1日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、

(第1回: 平成23年9月15日に資料持込み、9月20日に審査)

第30回: 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回: 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回: 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回: 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回: 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回: 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回: 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回: 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回: 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回: 7月23日に資料持込み

第40回: 8月1日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月31日 18:59

宛先:

添付ファイル: 01 条文案.jtd (73 KB); 02 理由案.jtd (31 KB); 03 読替表(法律案).jtd (185 KB); 04 三段表.jtd (378 KB); 05 逐条解説案(複数シートあり).jtd (374 KB); 06-1 主要論点集案(複数シートあり).jtd (145 KB); 06-2 (5頁)【別紙1】主要情報漏えい事件等.xls (28 KB); 06-3 (6頁)【別紙2】標的型サイバー攻撃.jtd (54 KB); 06-4 (7頁)【別紙3】取扱業務者と業務知得者.jtd (51 KB); 06-5 (11頁)【別紙】立法・司法府の守秘義務.xls (25 KB); 06-6 (21~24頁)国家公務員等の守秘義務.xls (51 KB); 06-7 (25頁)諸外国の秘密保全制度の適性評価.jtd (302 KB); 06-8 (27頁)諸外国の秘密保全制度の罰則.jtd (78 KB); 07 用例集案.jtd (778 KB); 08 参照条文集案(複数シートあり).jtd (204 KB); 09 本法案と秘密保全に関する現行法との対照表.jtd (183 KB); 10 法律概要(三枚).jtd (45 KB); 11-1 法案概要等(本体).jtd (119 KB); 11-2 法案概要等(別表).jtd (84 KB); 12 新旧対照条文(国公法整備法による改正関係).jtd (27 KB); 13-1 日弁連等の指摘事項等.jtd (41 KB); 13-2 日本新聞協会決議(下線部つき).pdf (103 KB); 持込資料リスト.jtd (25 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第40回)を、8月1日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、

(第1回: 平成23年9月15日に資料持込み、9月20日に審査)

第30回: 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回: 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回: 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回: 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回: 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回: 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回: 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回: 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回: 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回: 7月23日に資料持込み

第40回: 8月1日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

秘密保全法制 法制局持込み資料

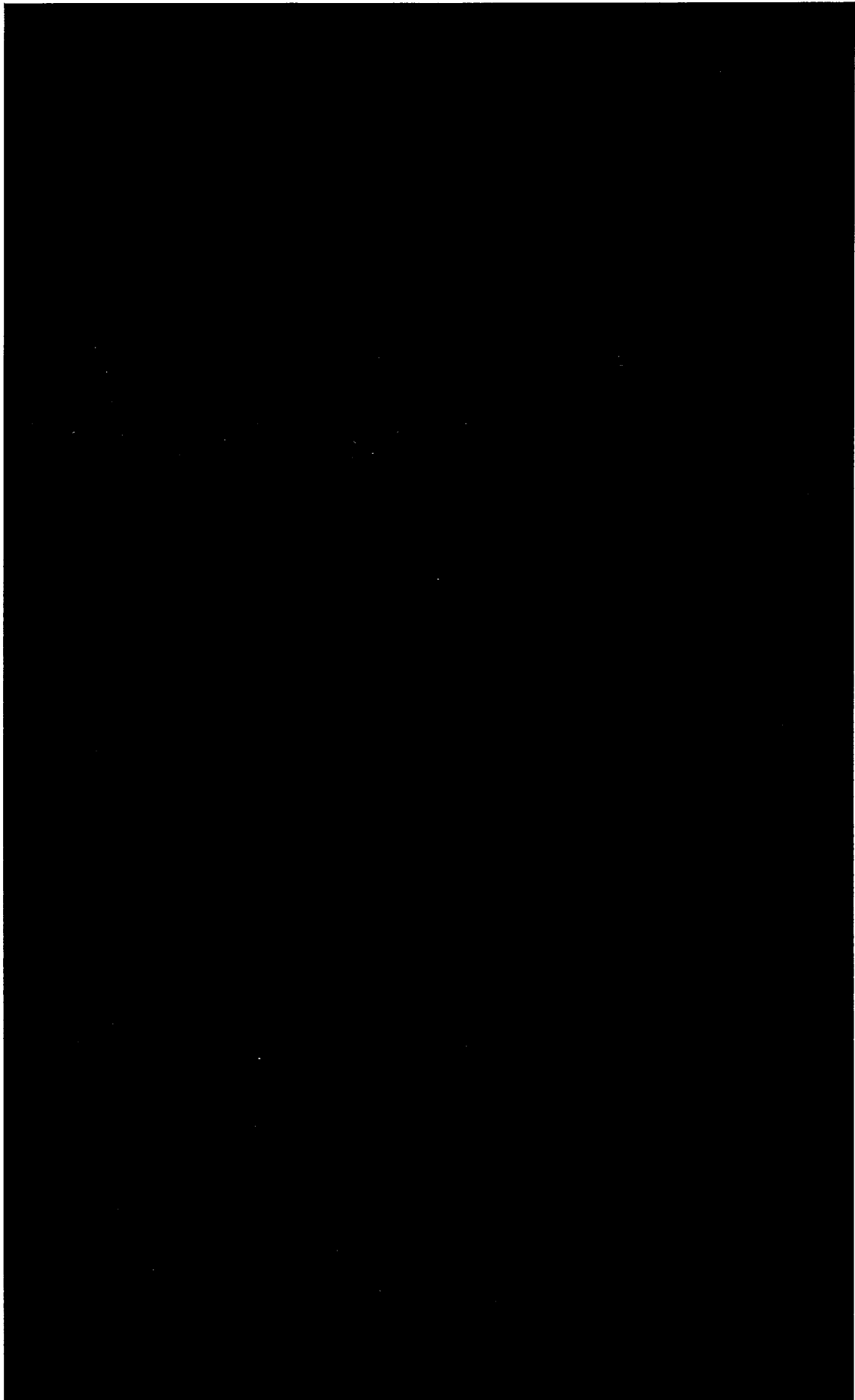
平成24年8月1日

- 条文案
- 理由案
- 読替表（法律案）
- 三段表
- 逐条解説案
- 主要論点集案
- 用例集案
- 参照条文集案
- 特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行法との対照表
- 法案概要（三枚）
- 法案概要等
- 新旧対照条文（国家公務員法整備法による本法の改正関係）
- 日弁連等の指摘事項と本法における対応

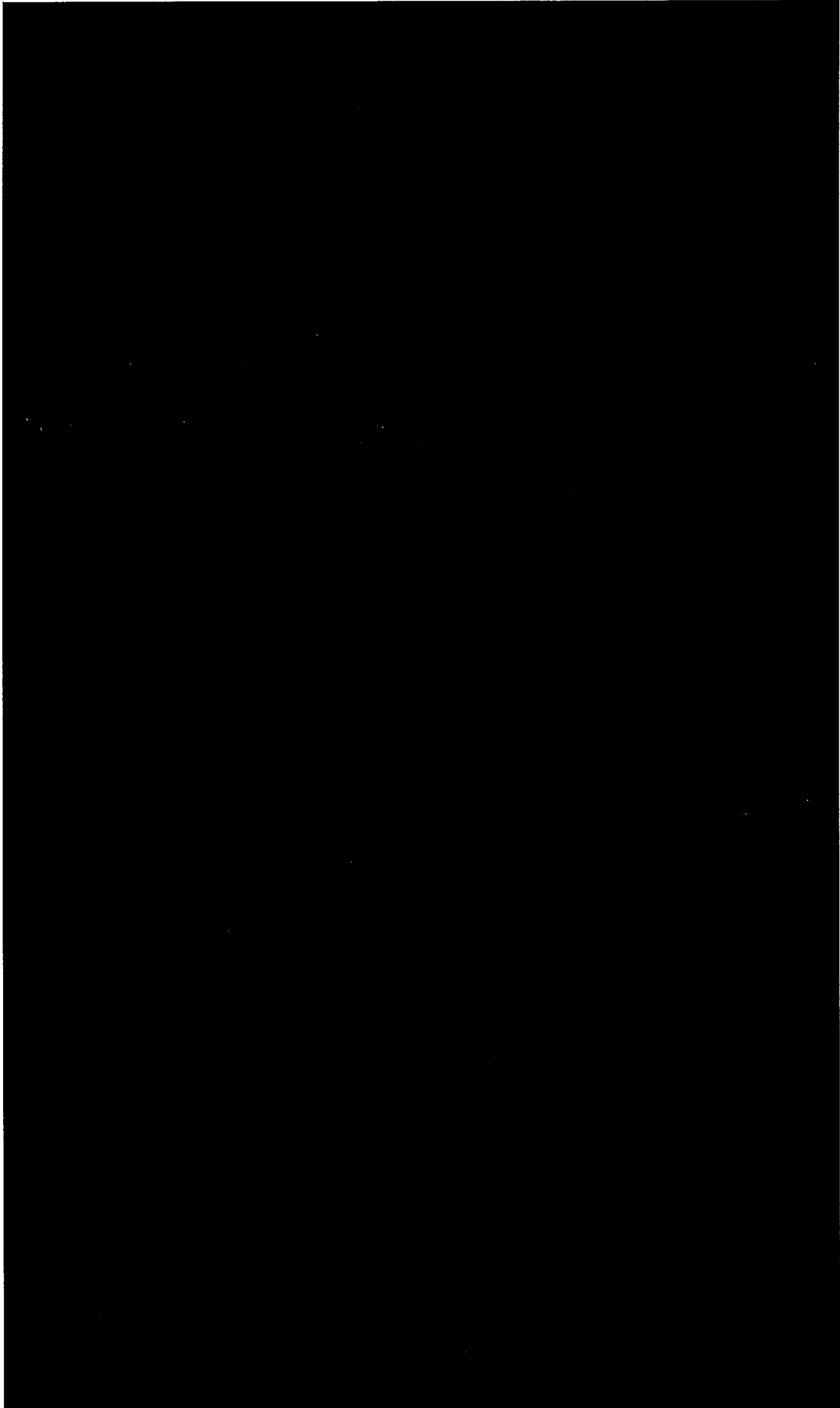
目次

特別秘密の保護に関する法律

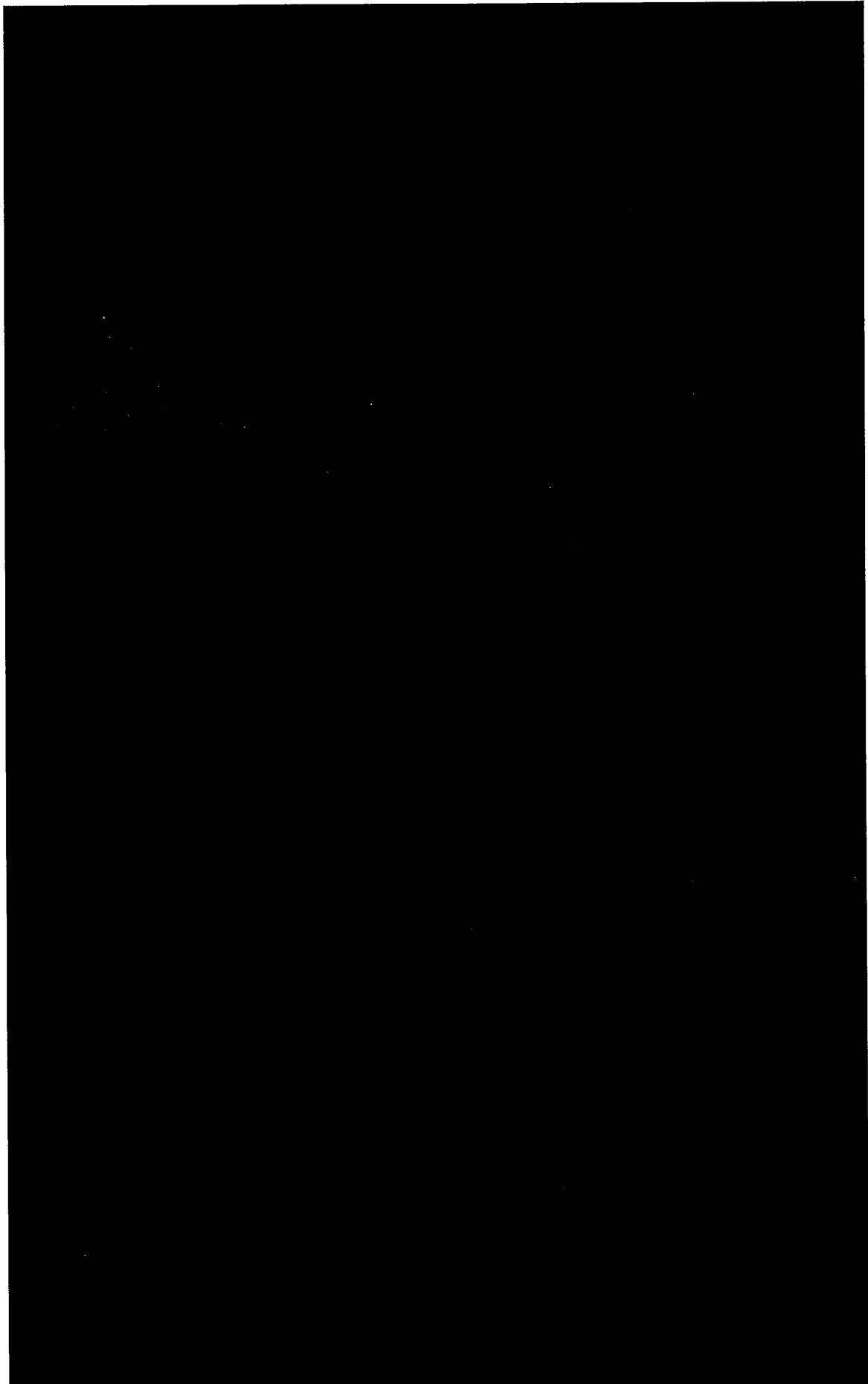


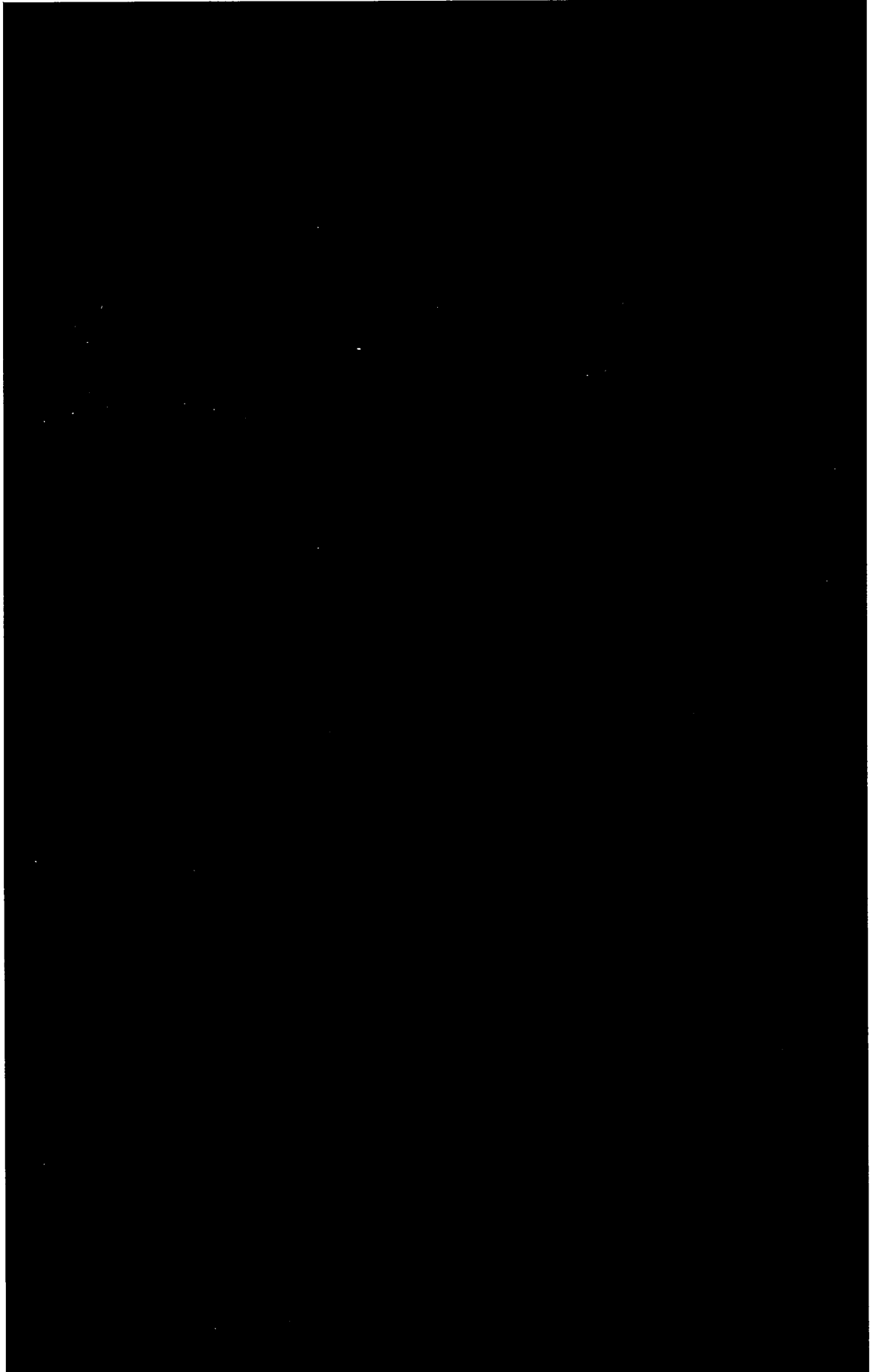


12/07/31内調内検討済み

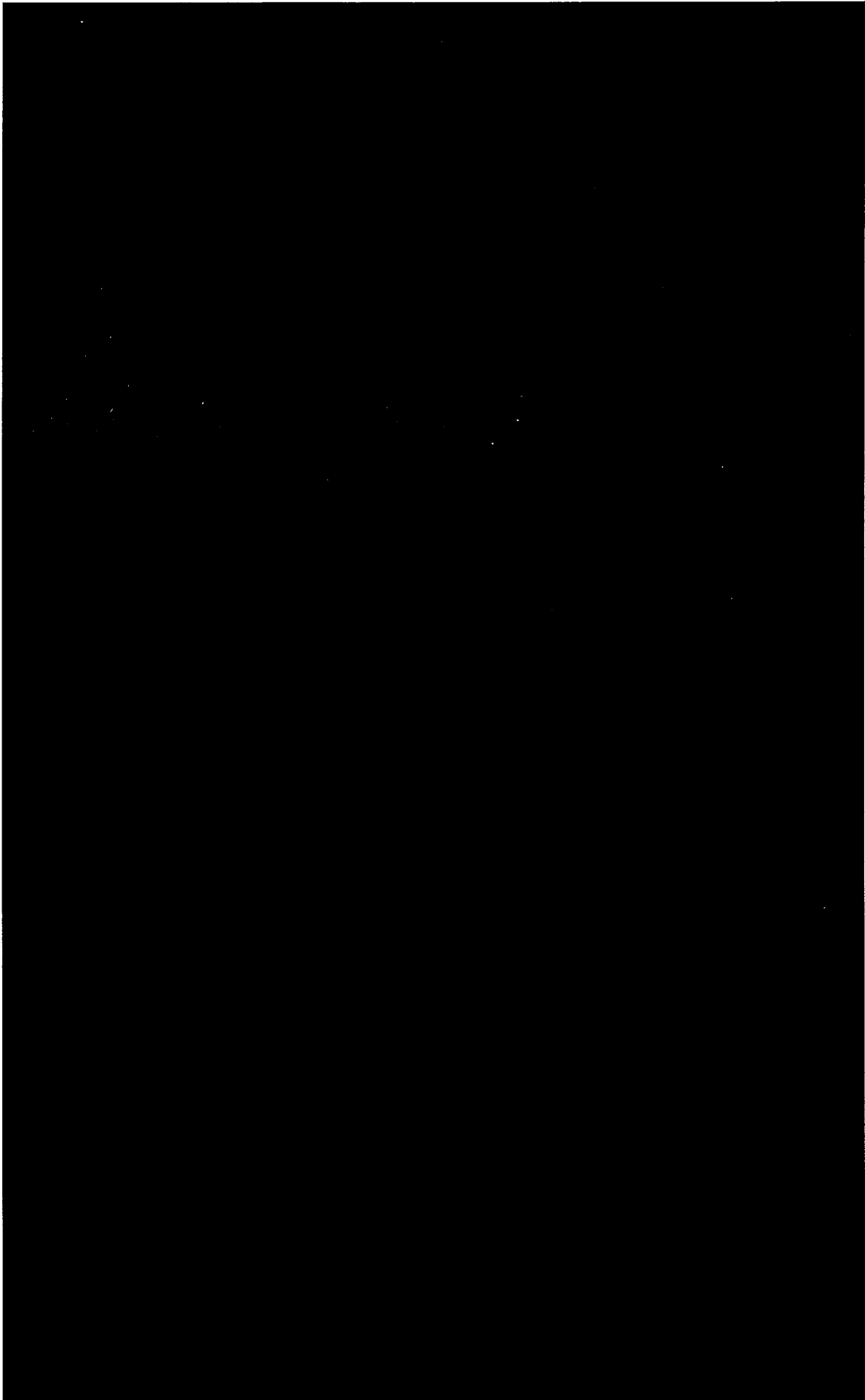


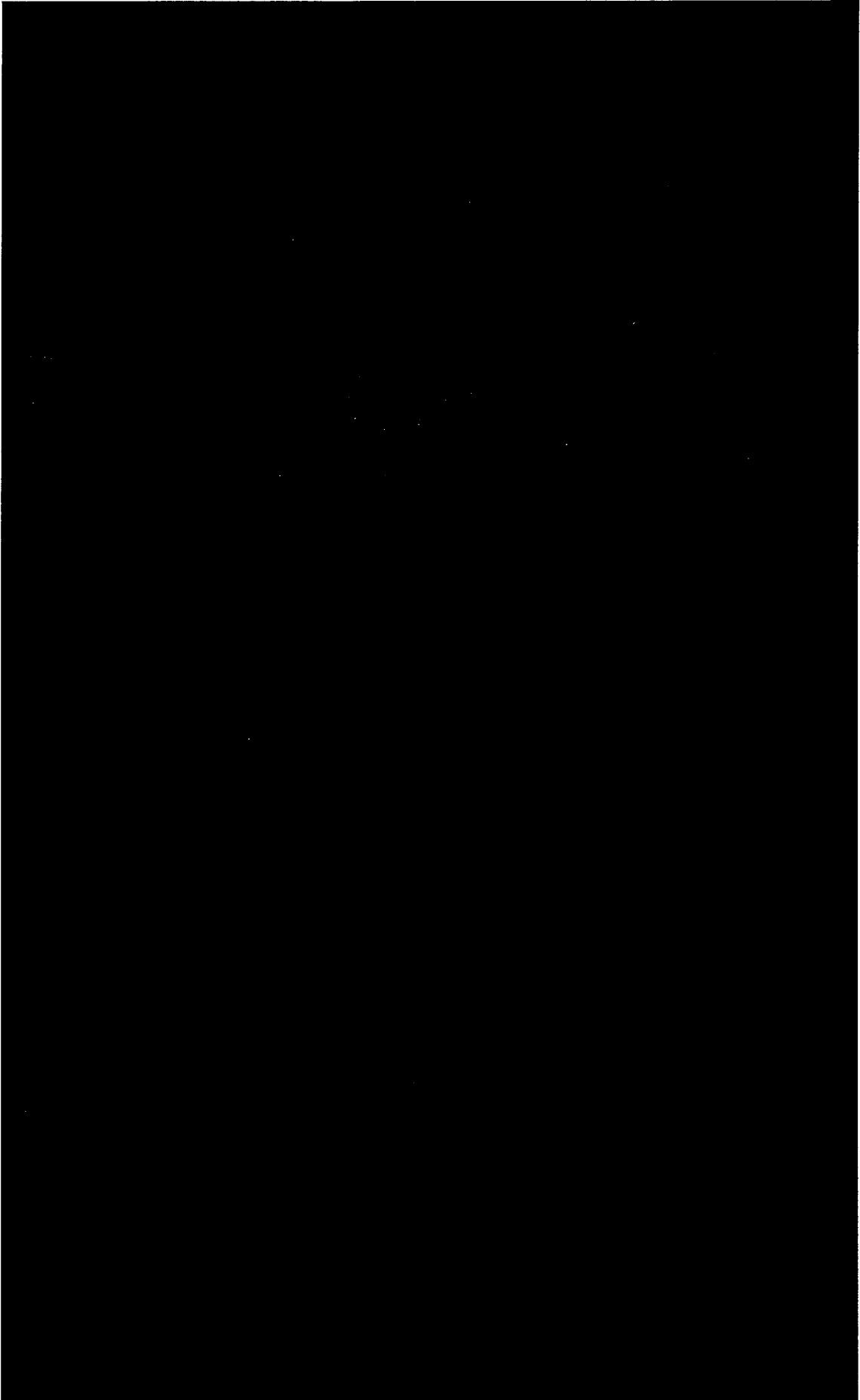
12/07/31内調内検討済み



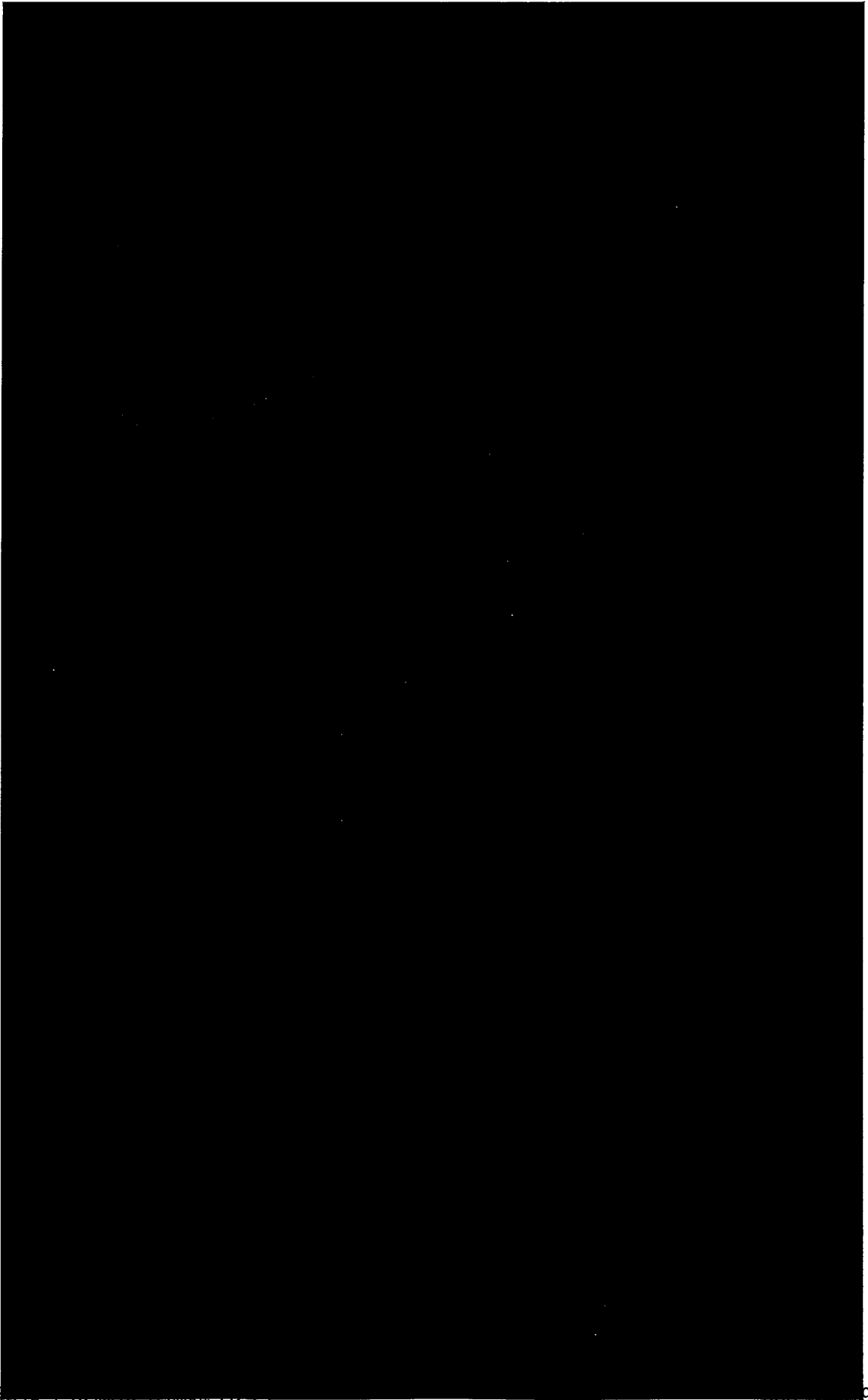


12/07/31内調内検討済み

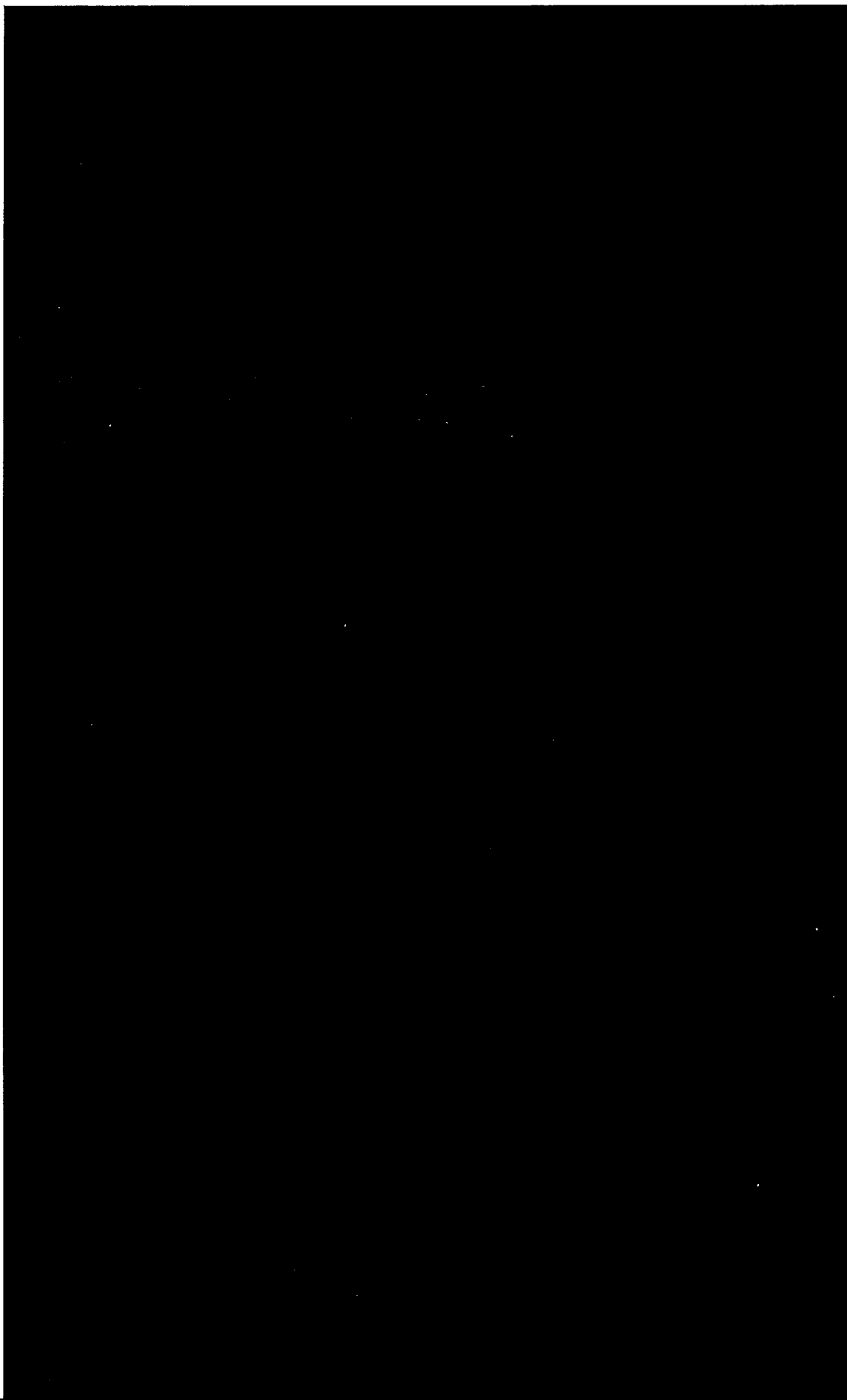


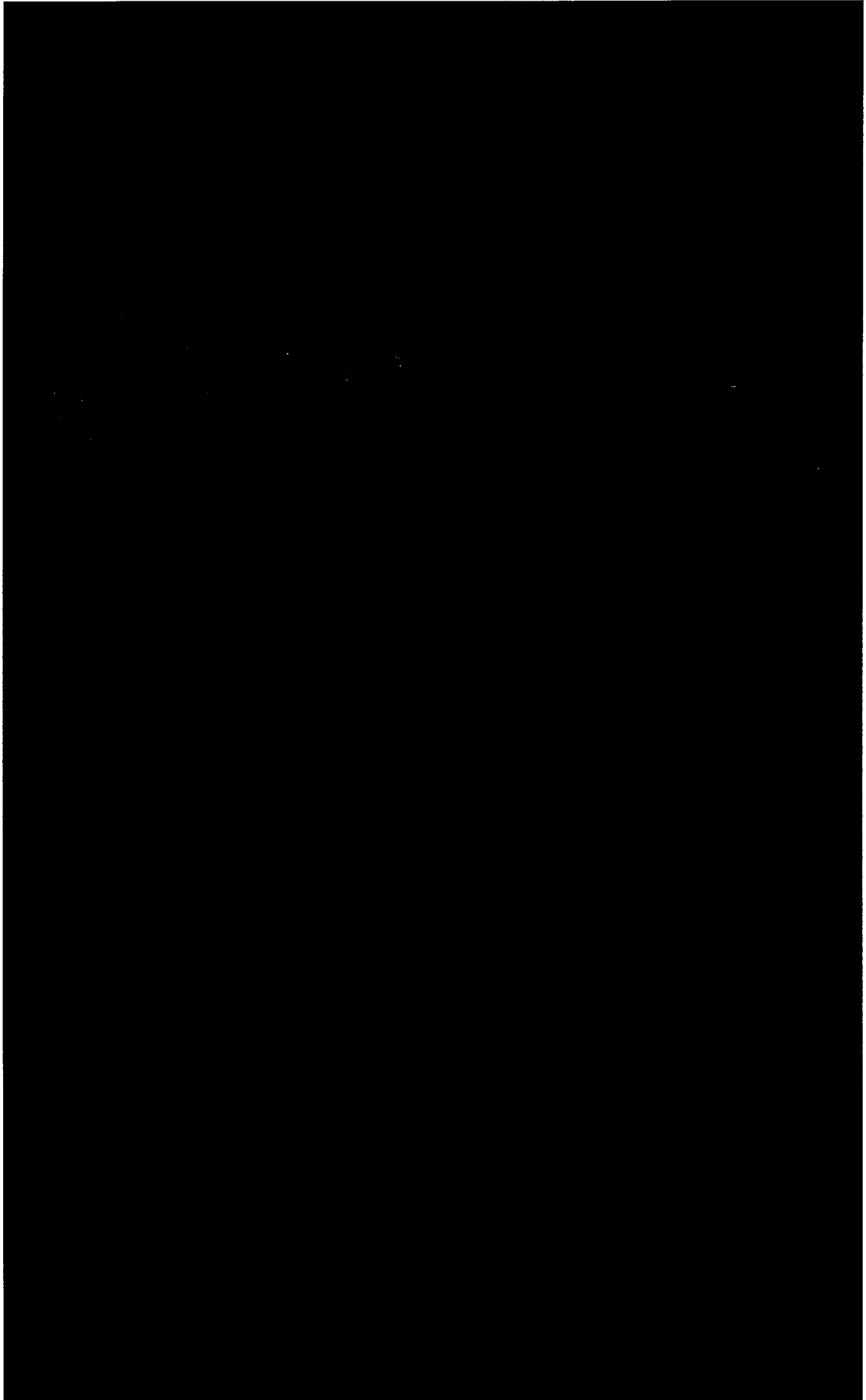


12/07/31内調内検討済み

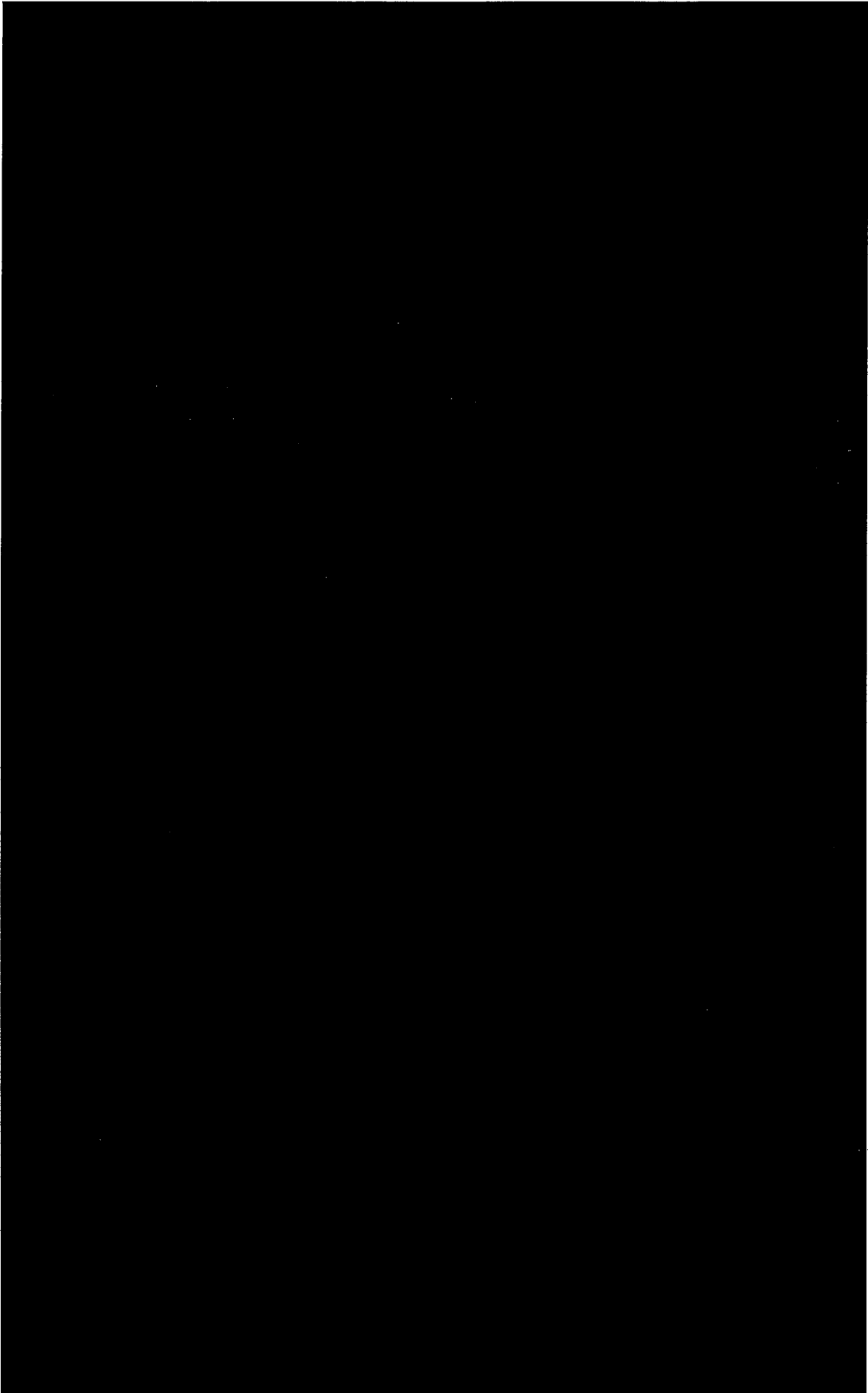


12/07/31内調内検討済み

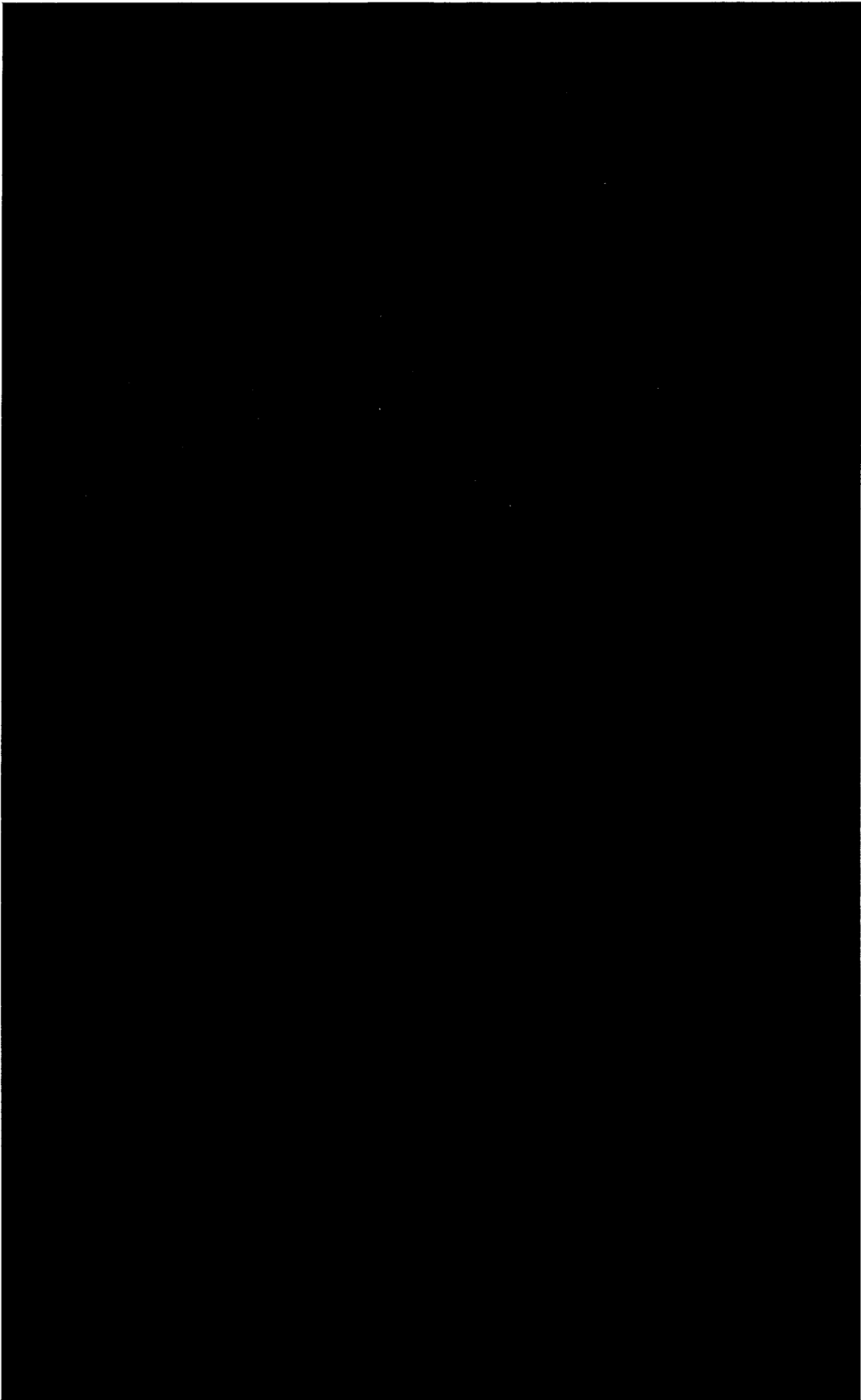


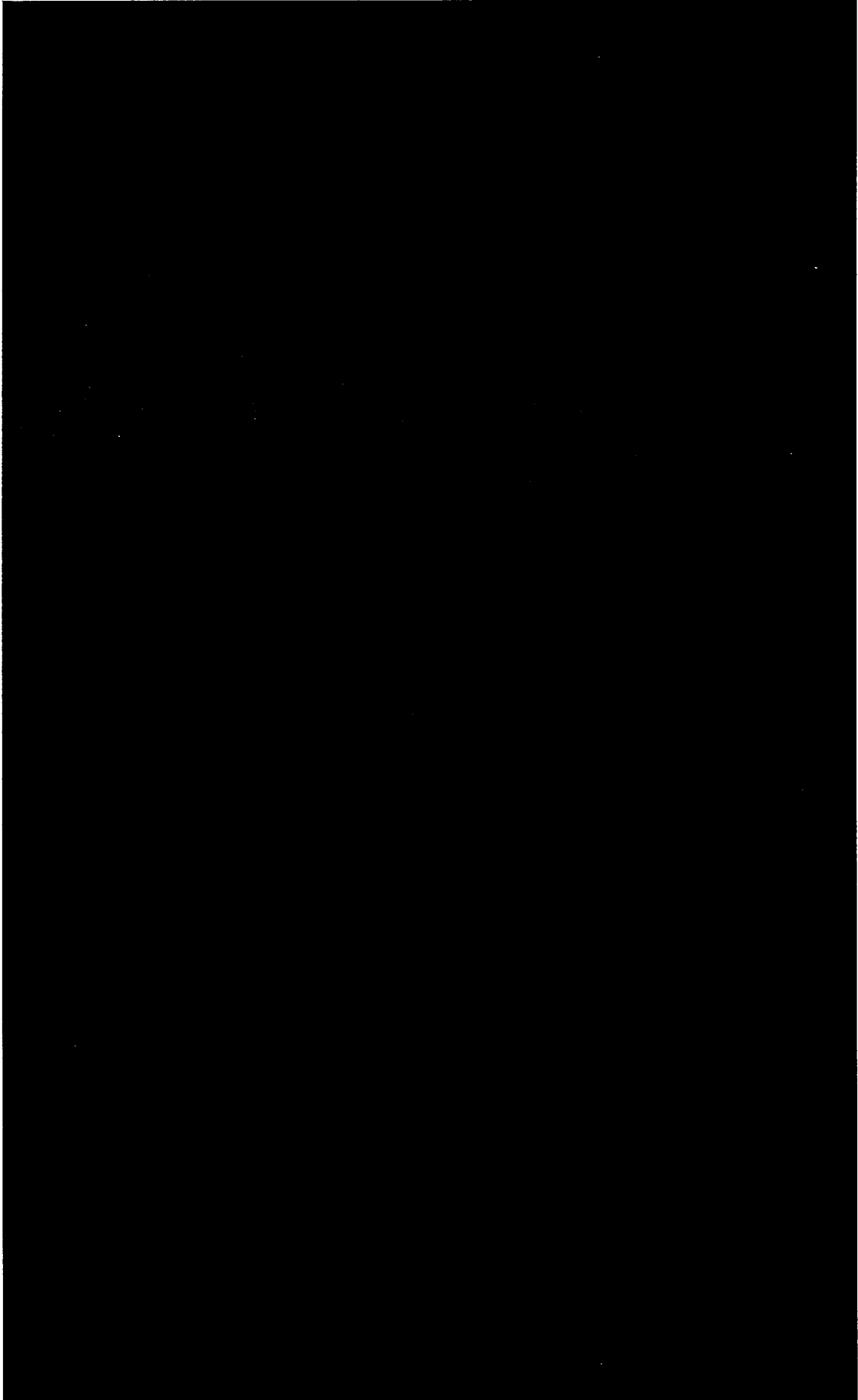


12/07/31内調内検討済み

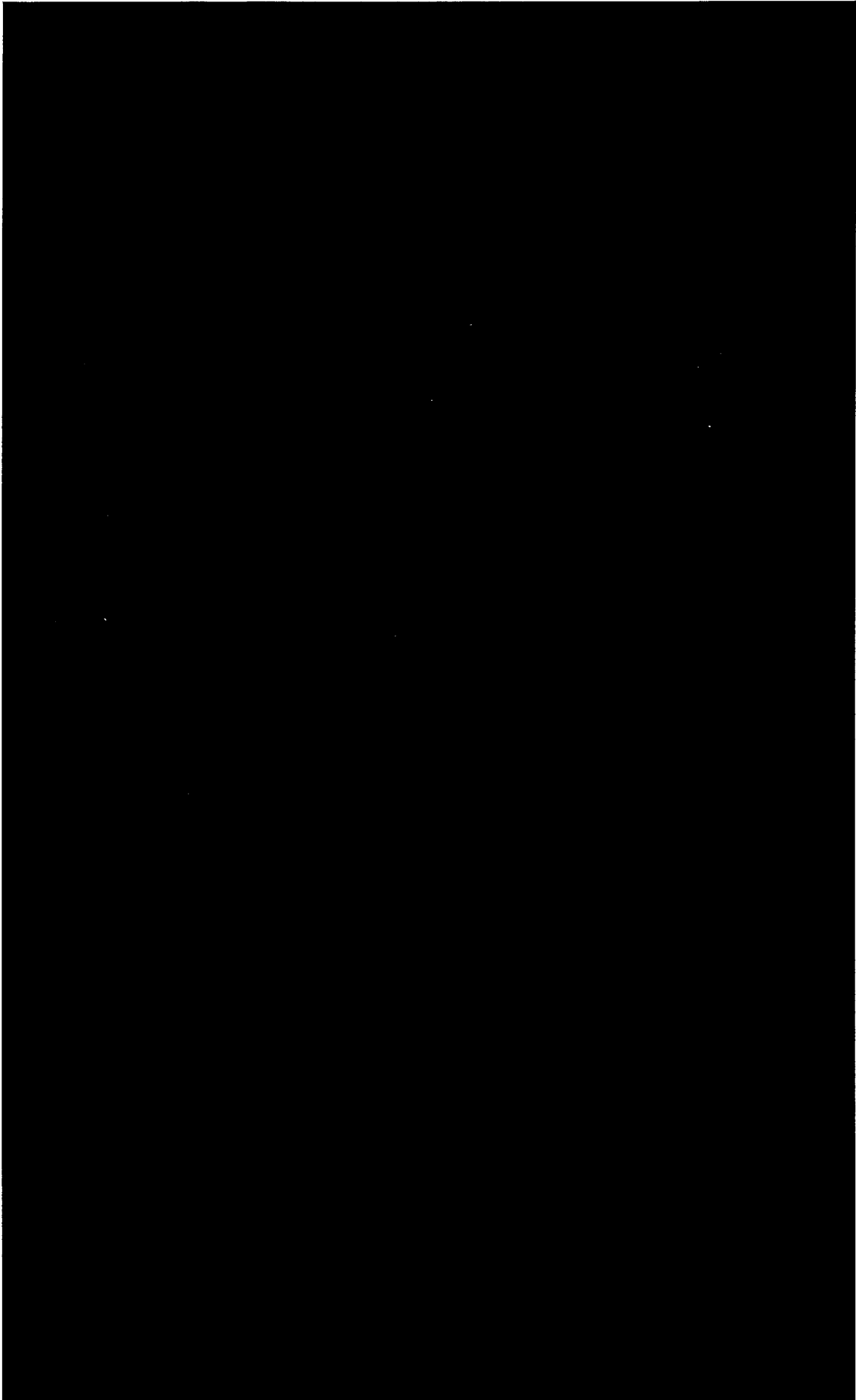


12/07/31内調内検討済み





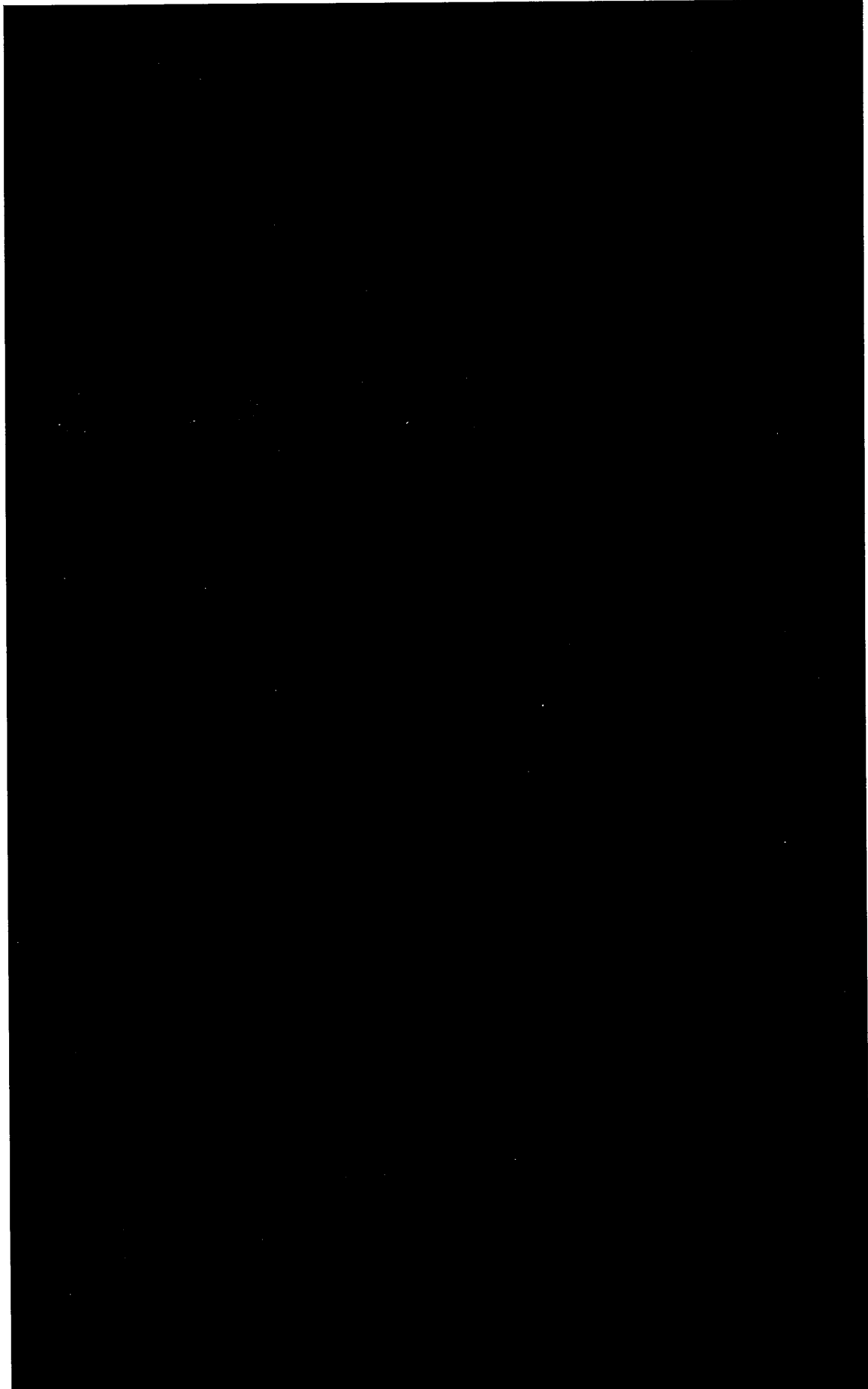
12/07/31内調内検討済み

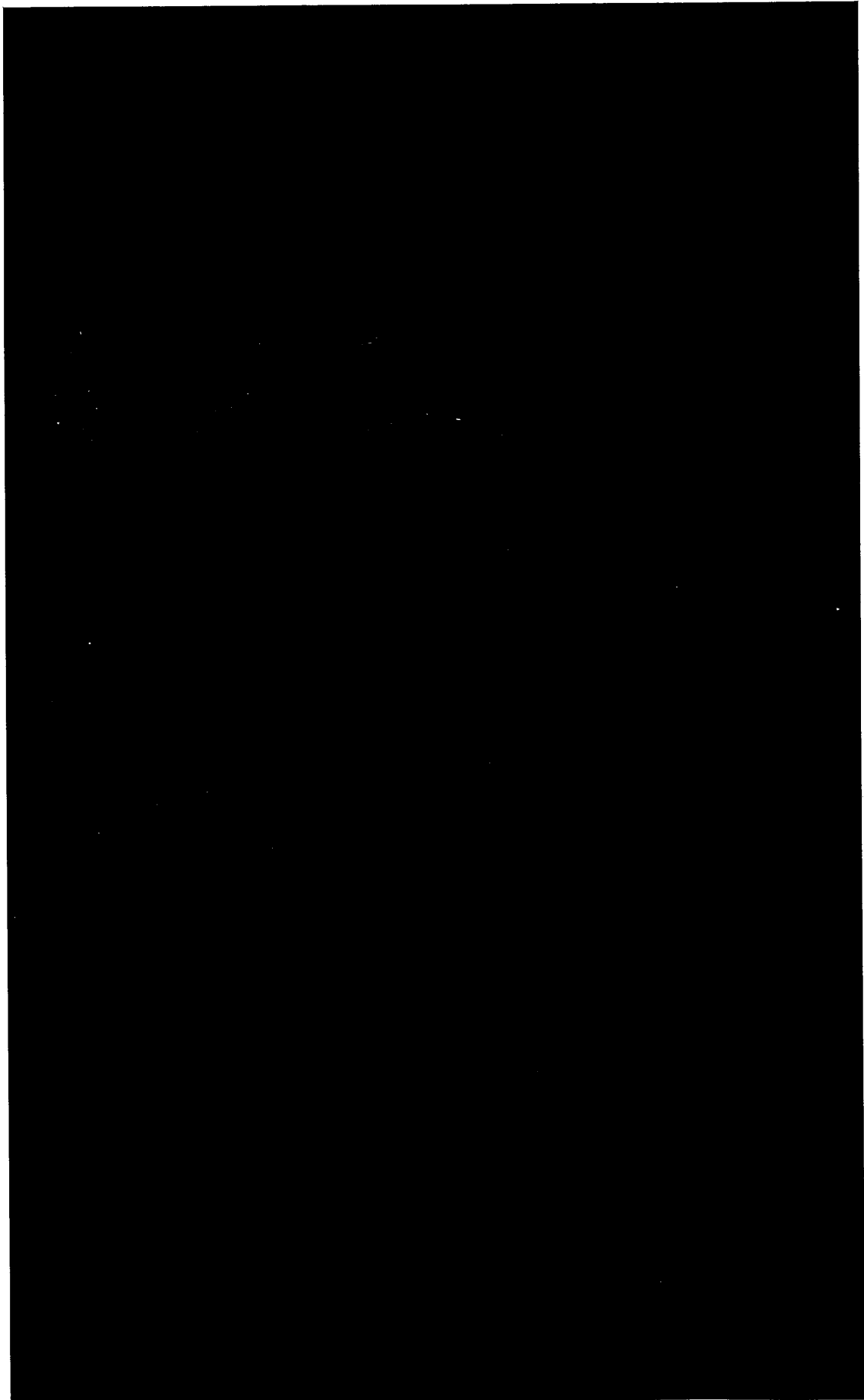


12/07/31内調内検討済み

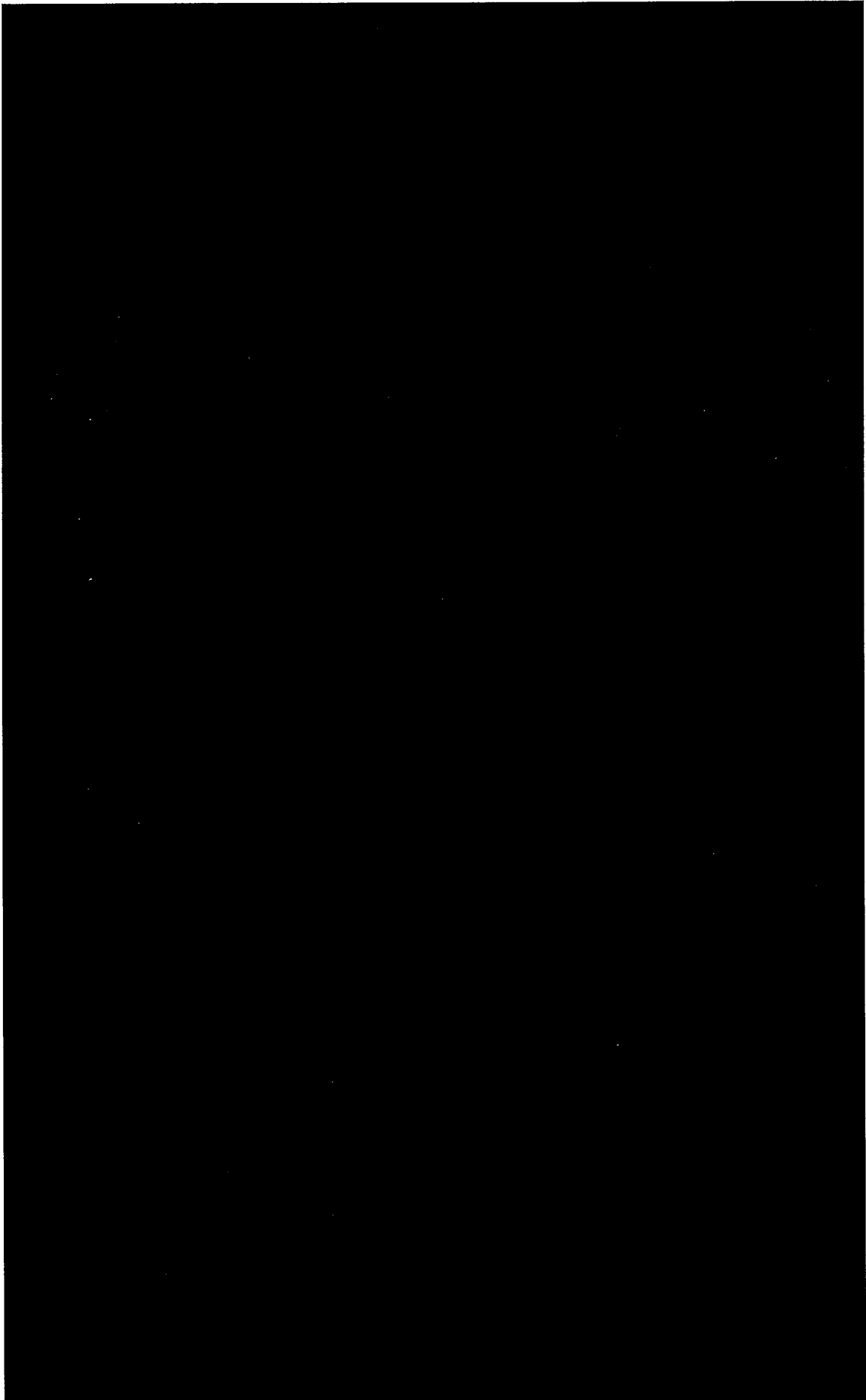


12/07/31内調内検討済み

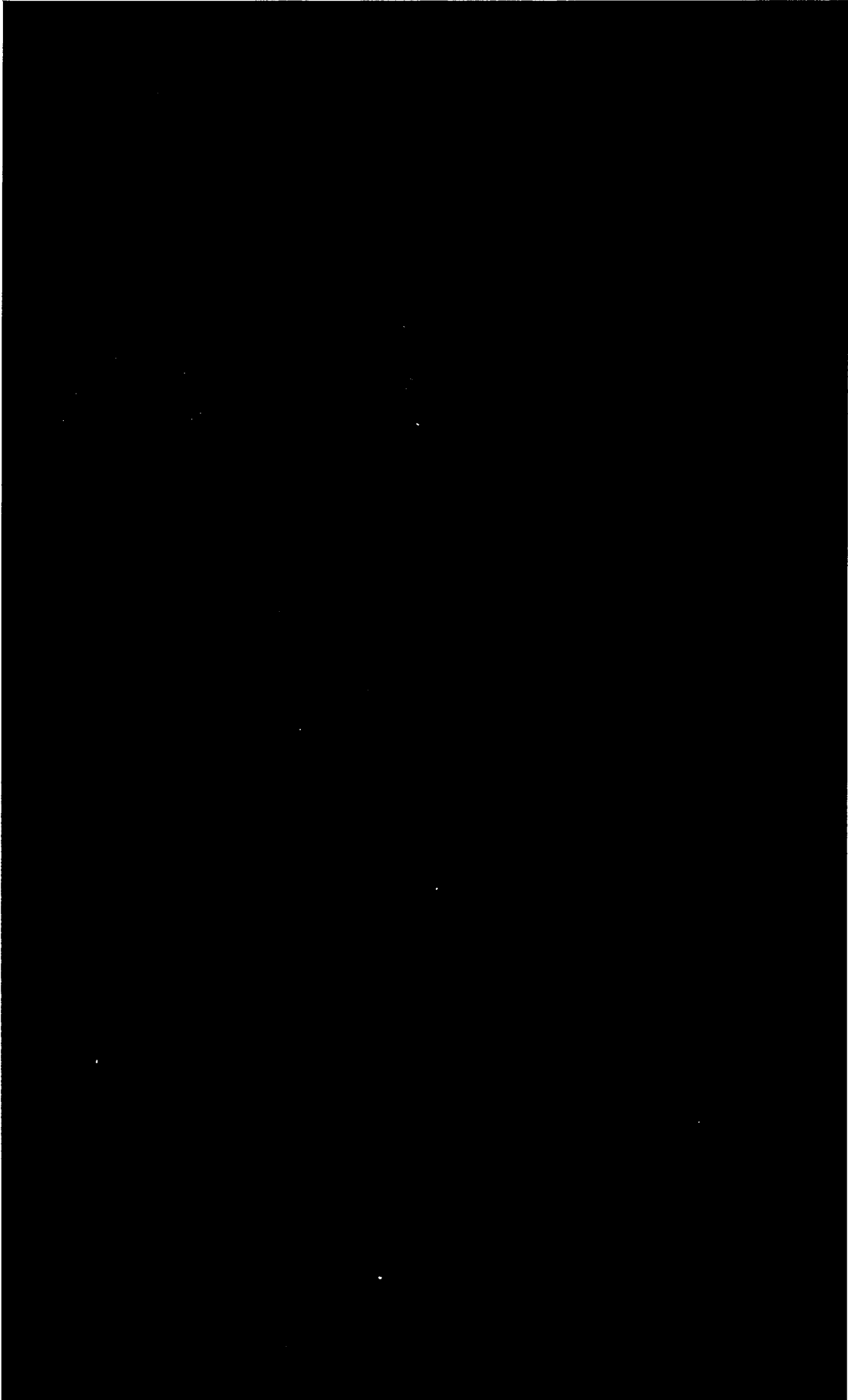




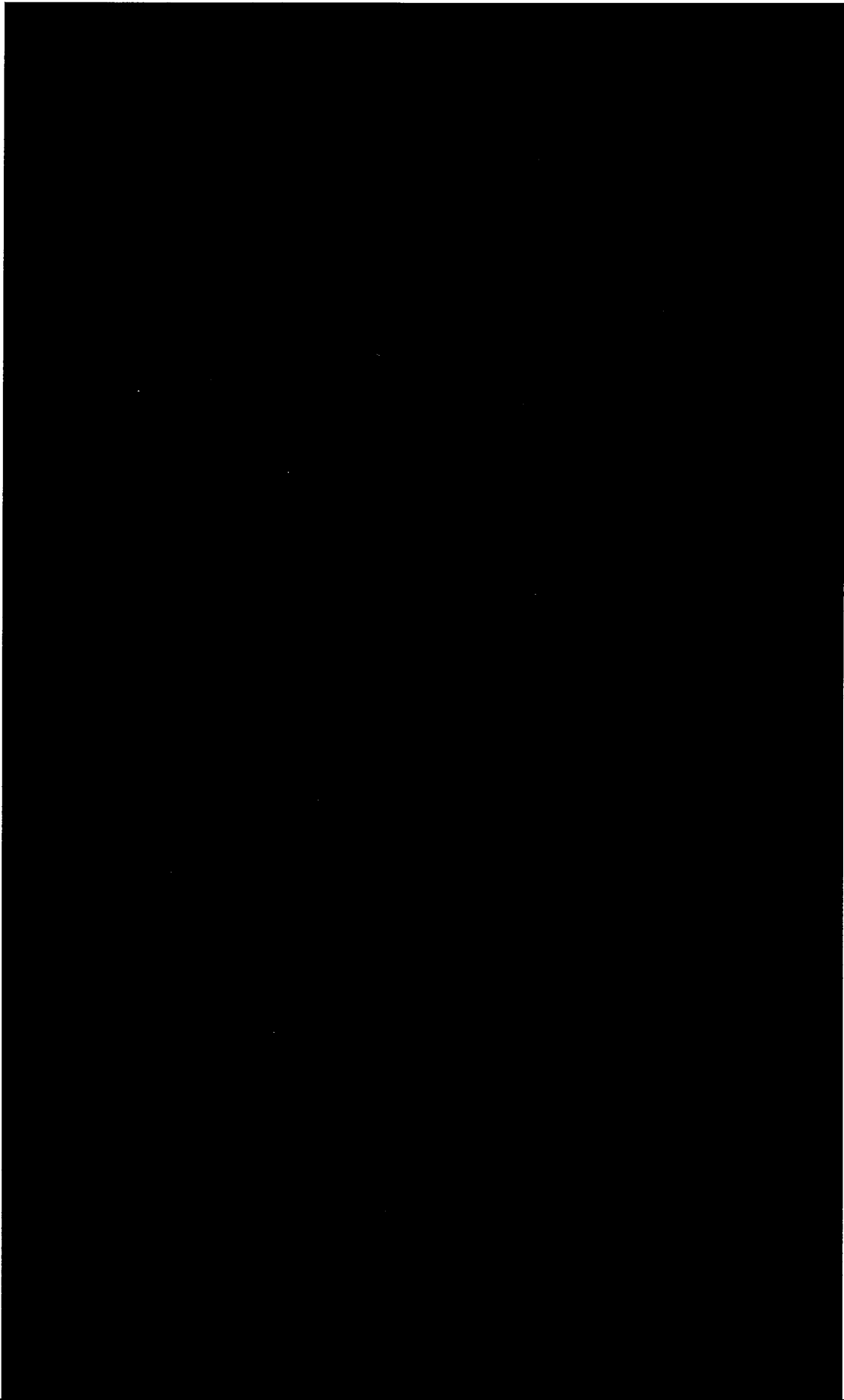
12/07/31内調内検討済み



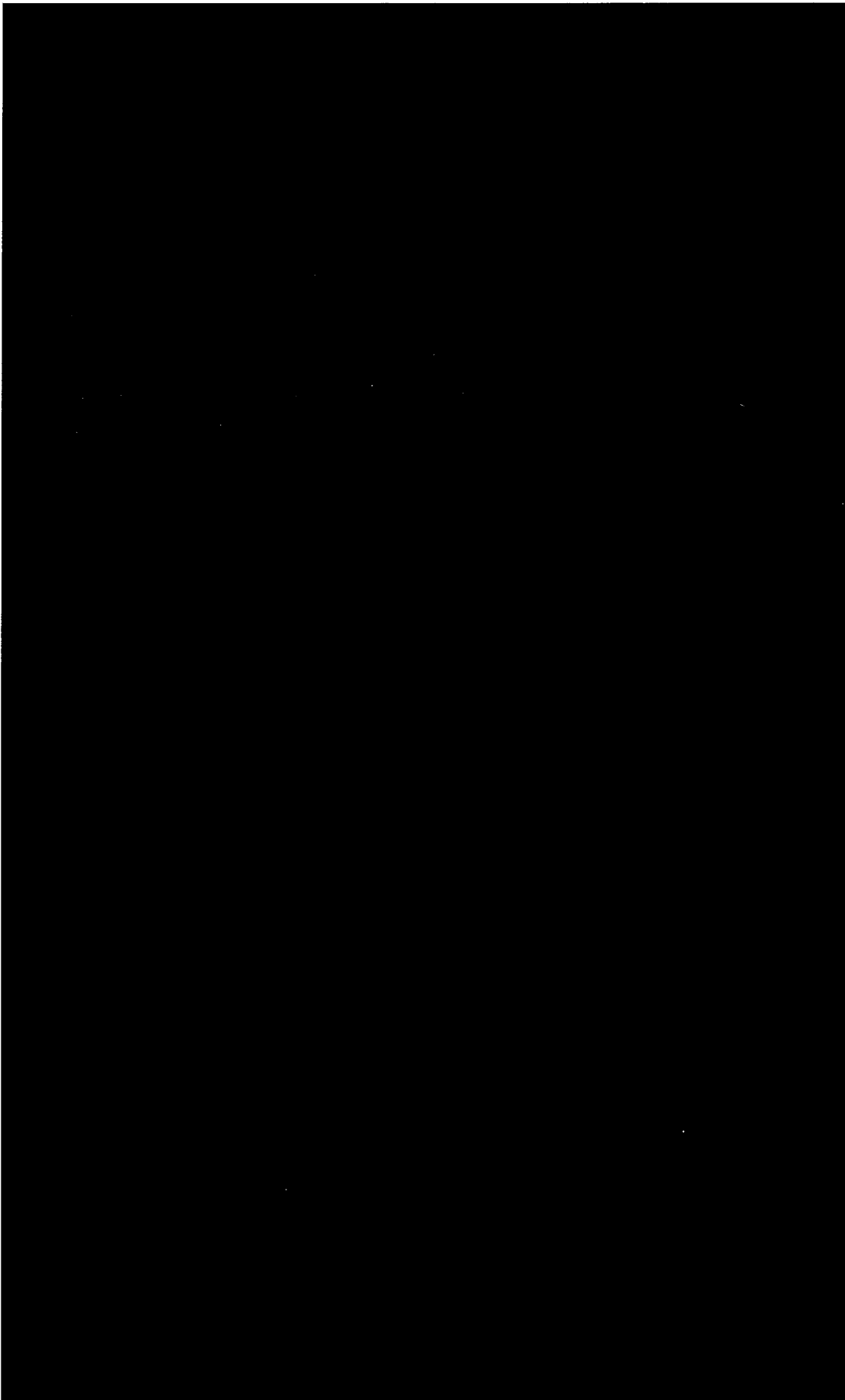
12/07/31内調内検討済み



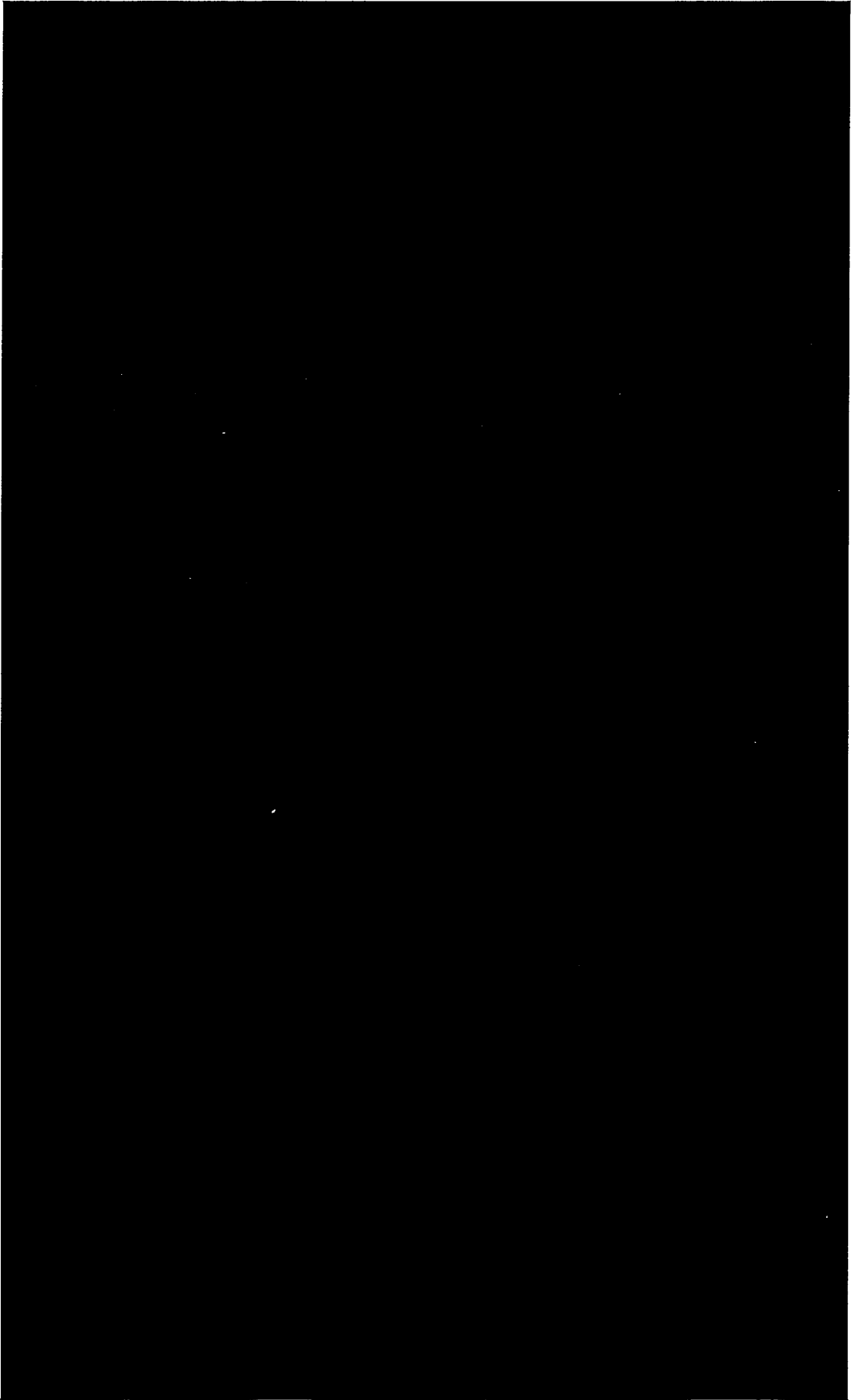
12/07/31内調内検討済み



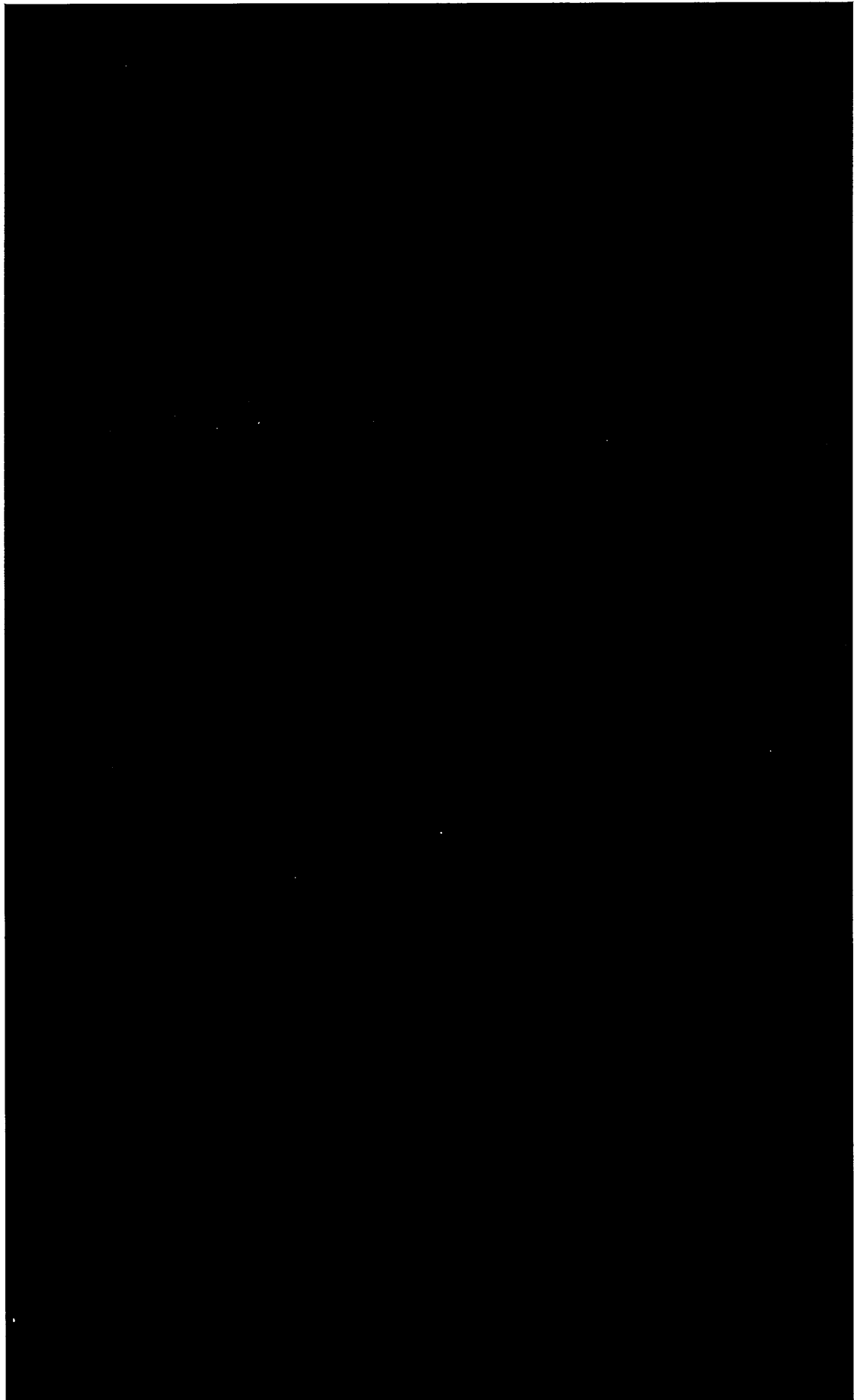
12/07/31内調内検討済み



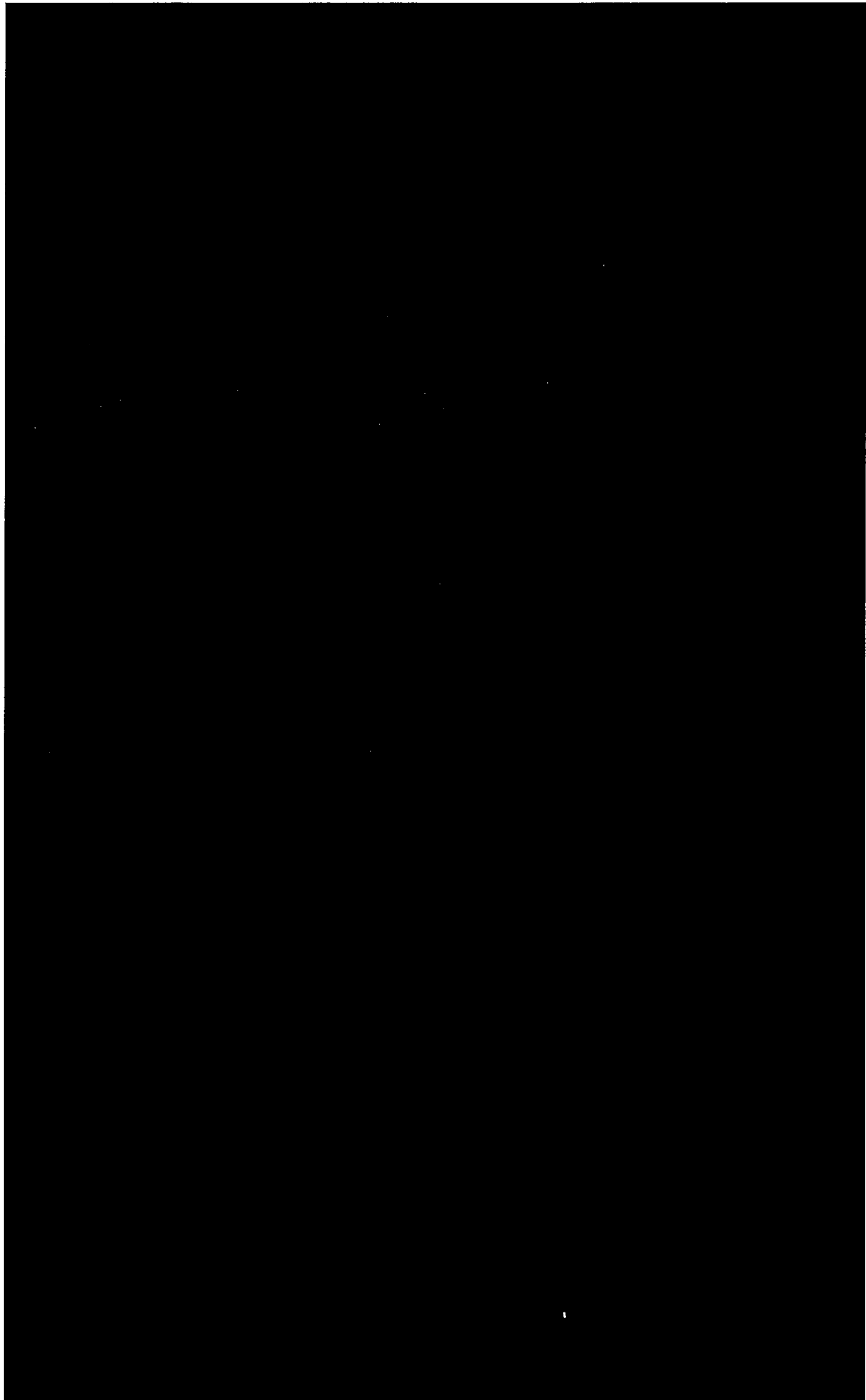
12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



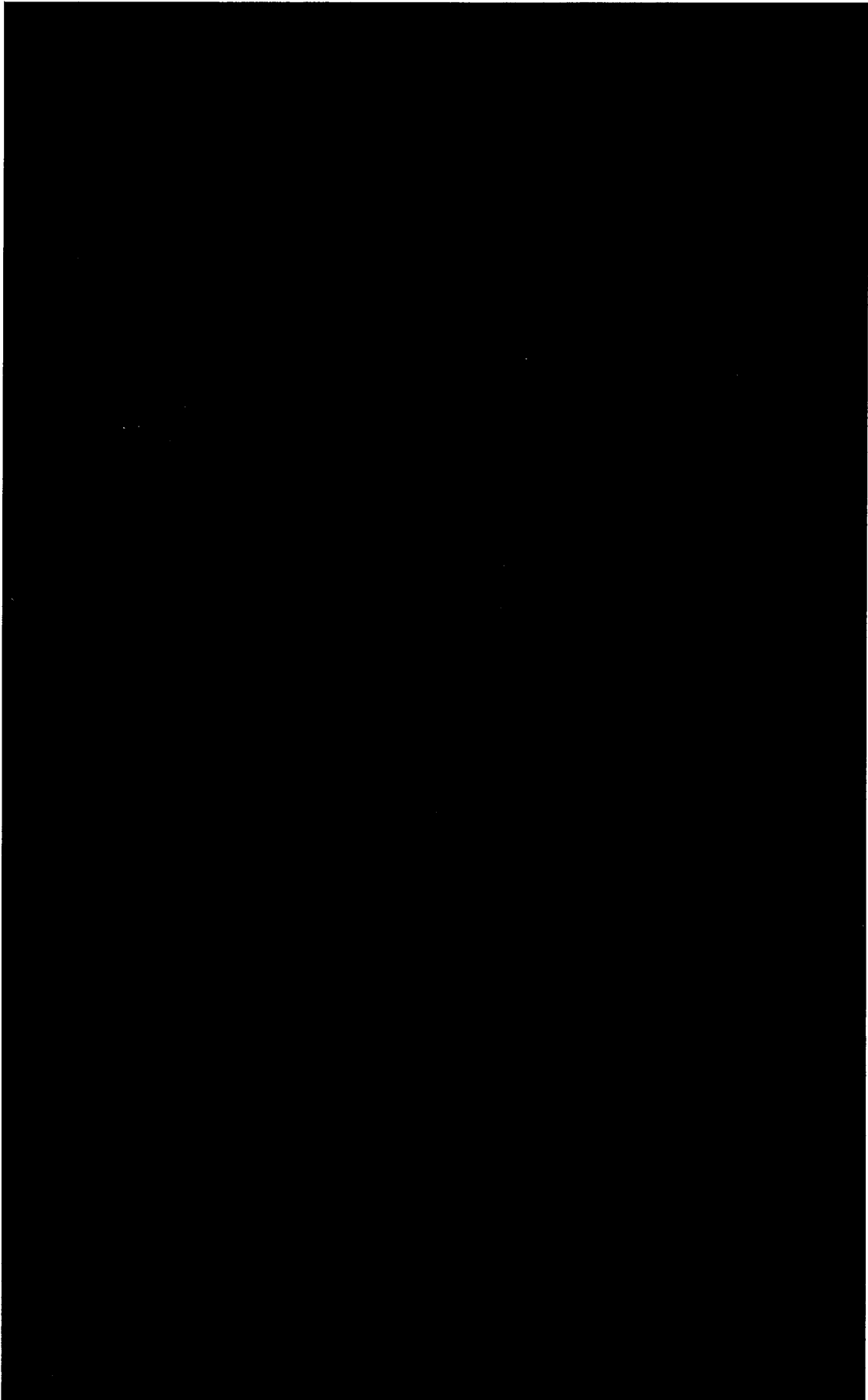
12/07/31内調内検討済み



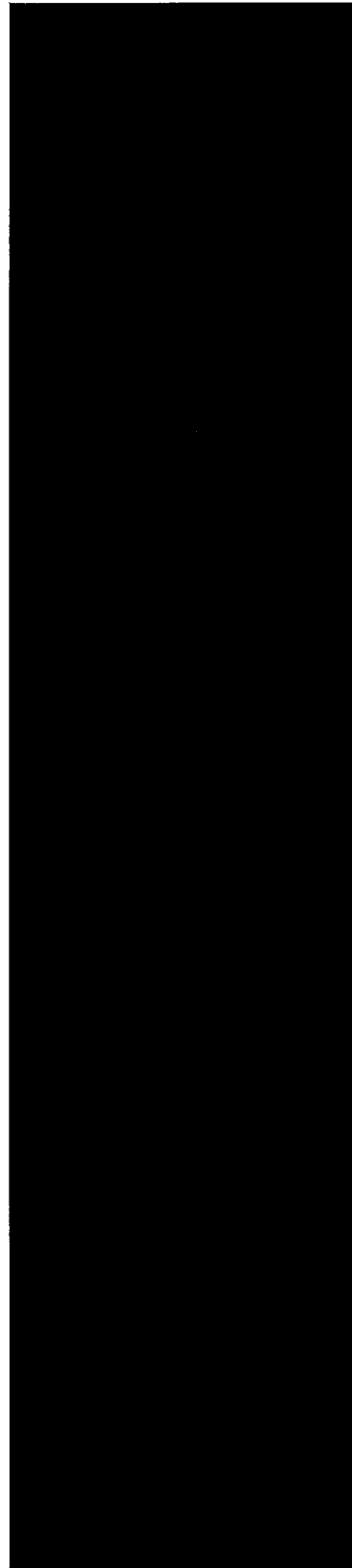
12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み

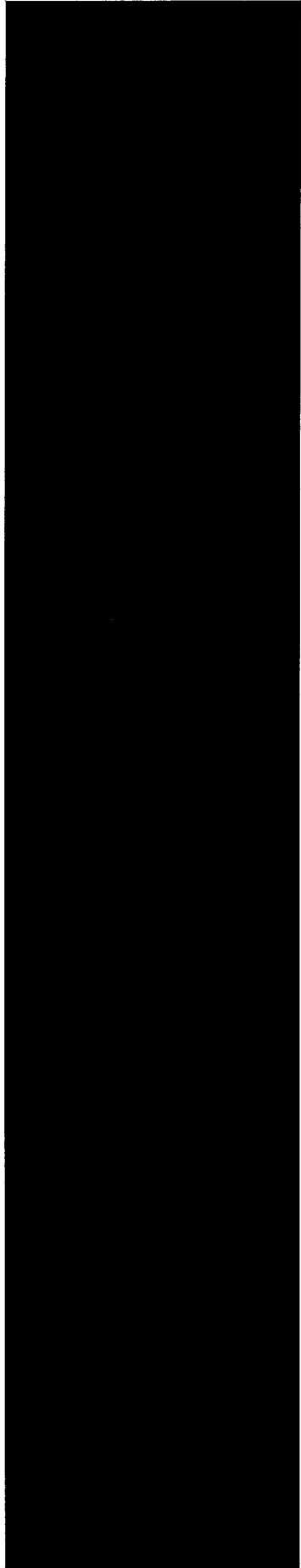


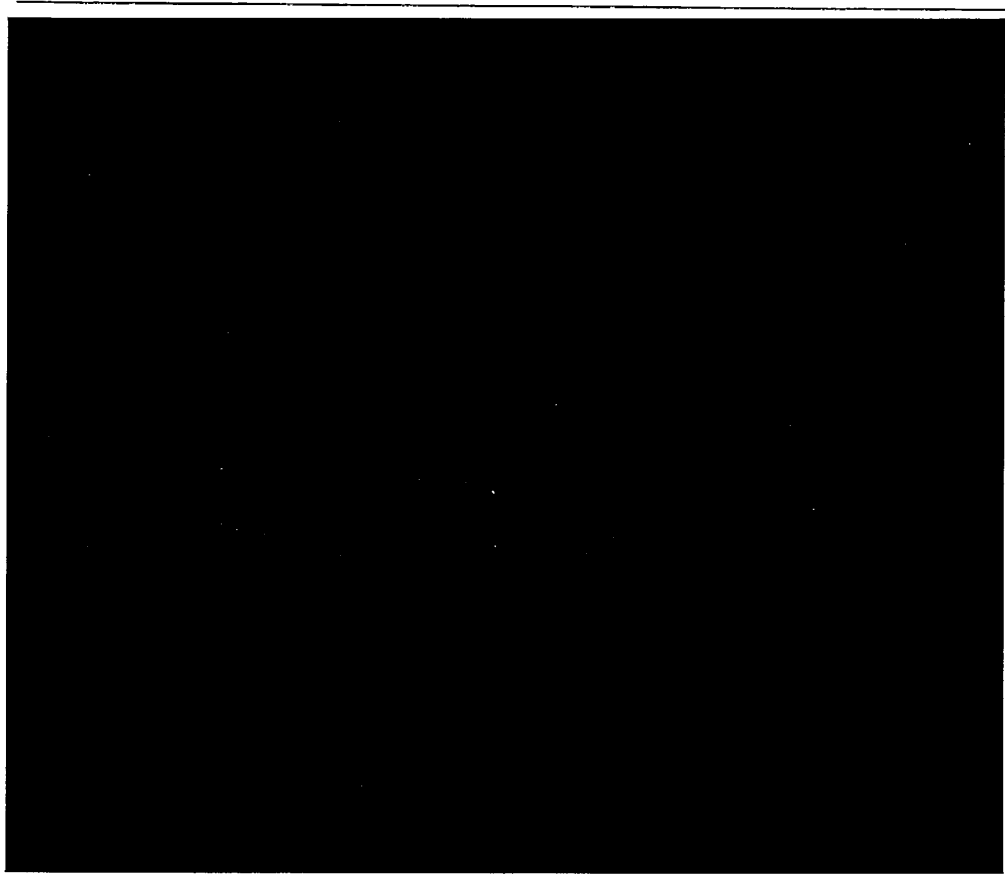
12/07/31内調内検討済み



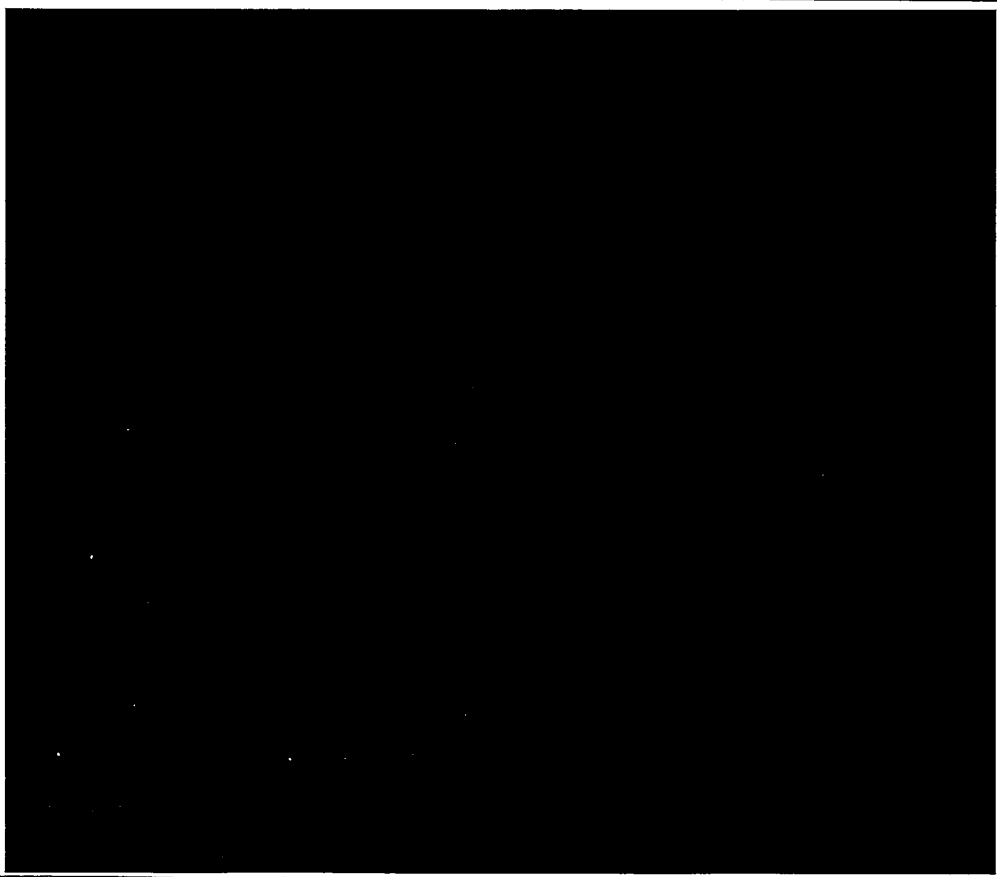
12/07/31内調内検討済み

理
由





（読替之前）

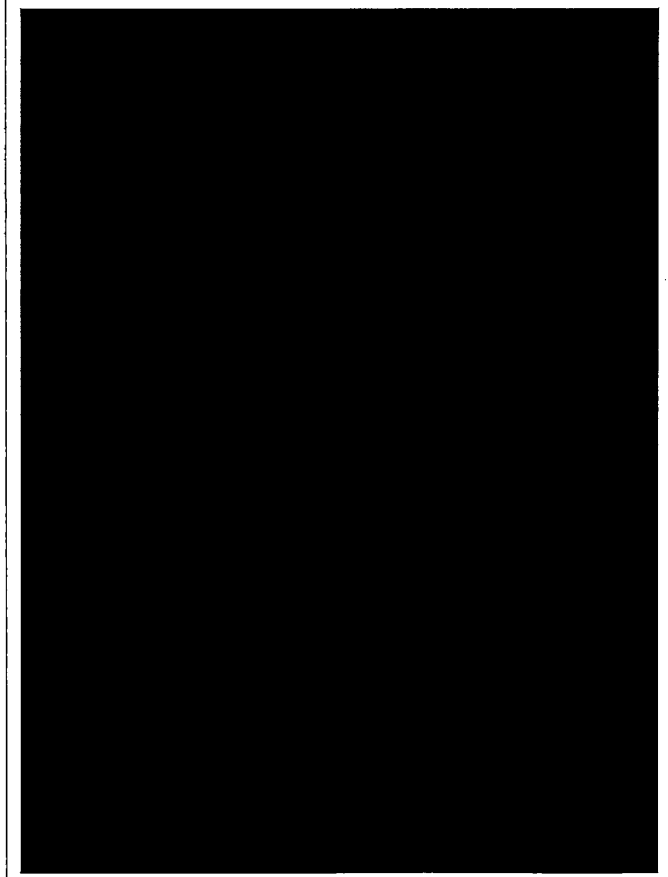
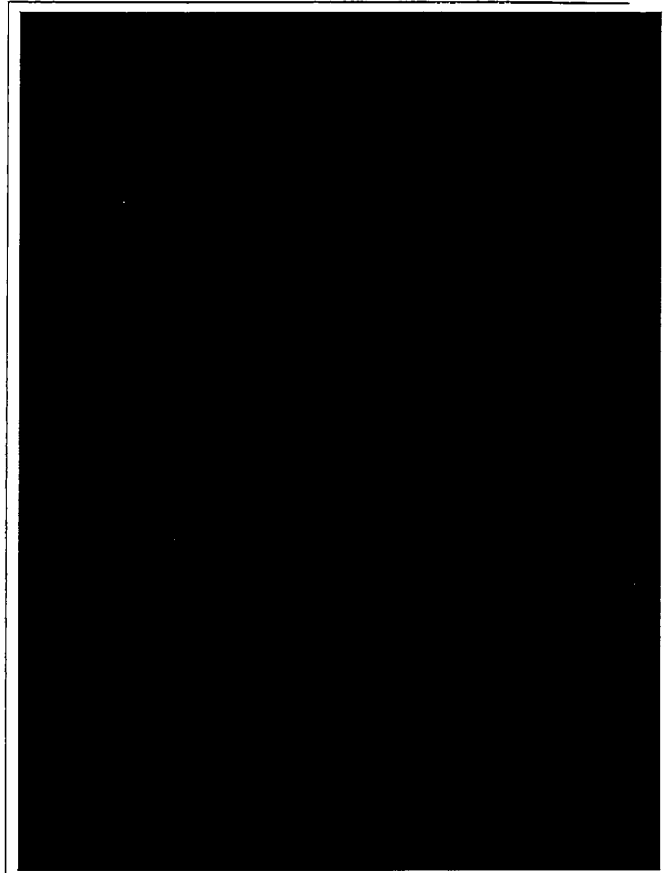


（読替之後）

読替表（法律案）

特別秘密の取扱者等（
関係）

12/07/31内調内検討済み



[Redacted content]

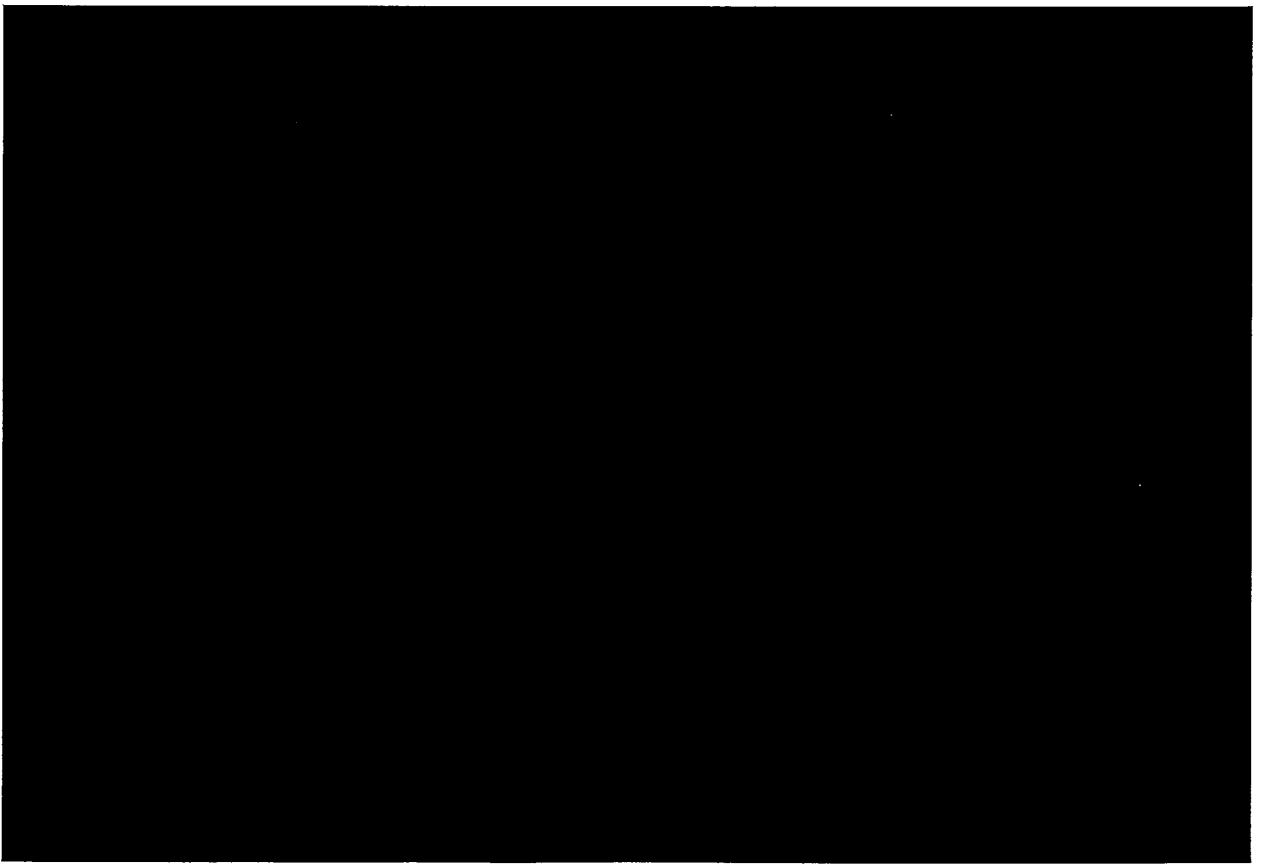
■■■■
(読替之前)

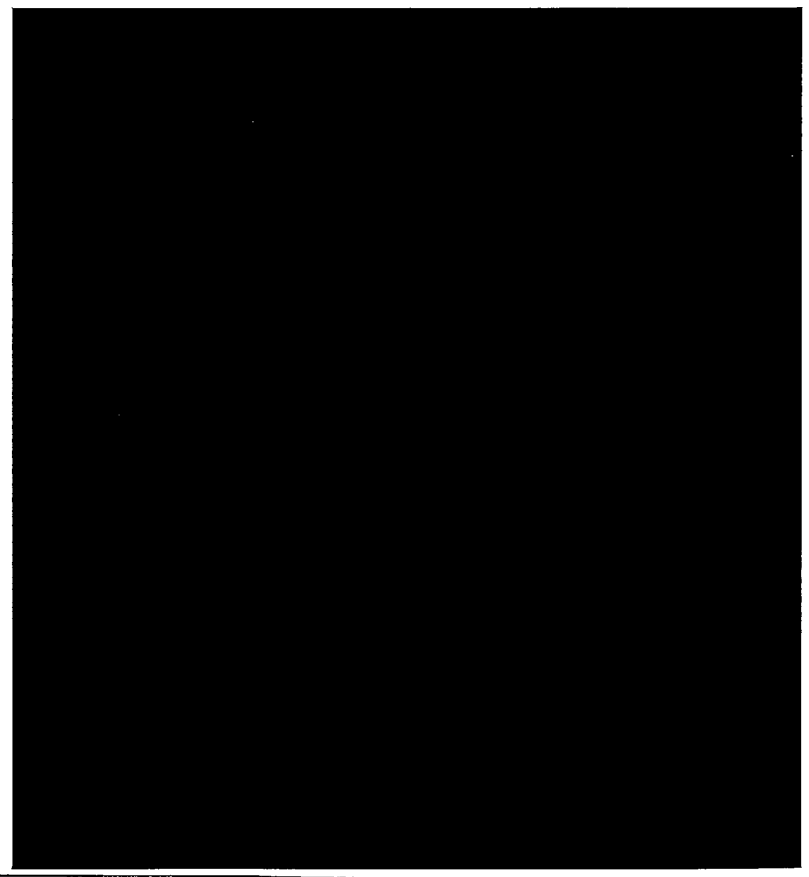
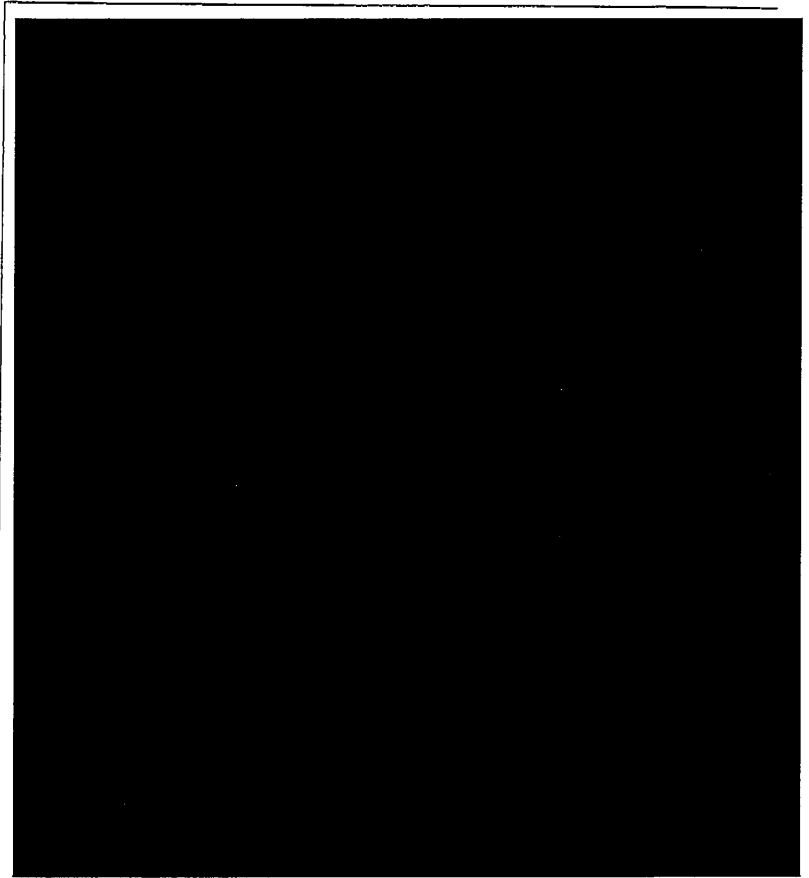
○
■■■■
に係る適性評価(■■■■
関係)

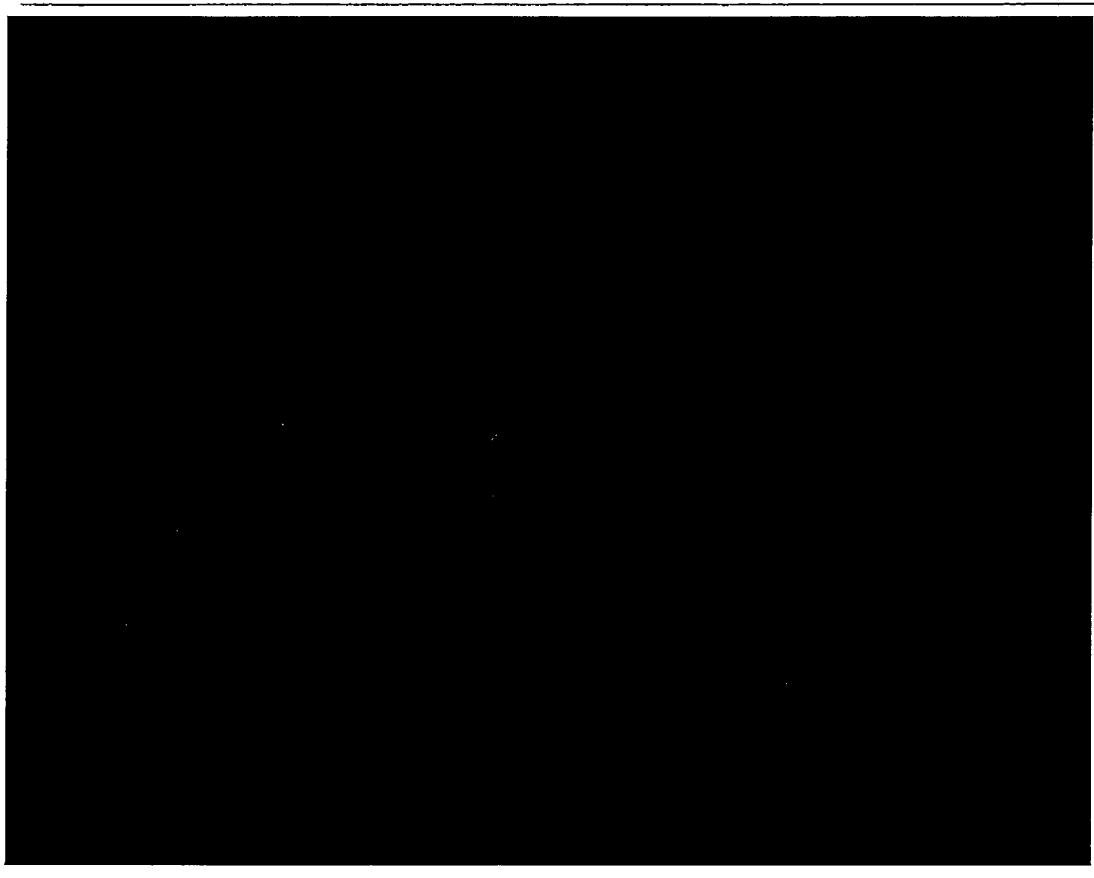




[Redacted content]

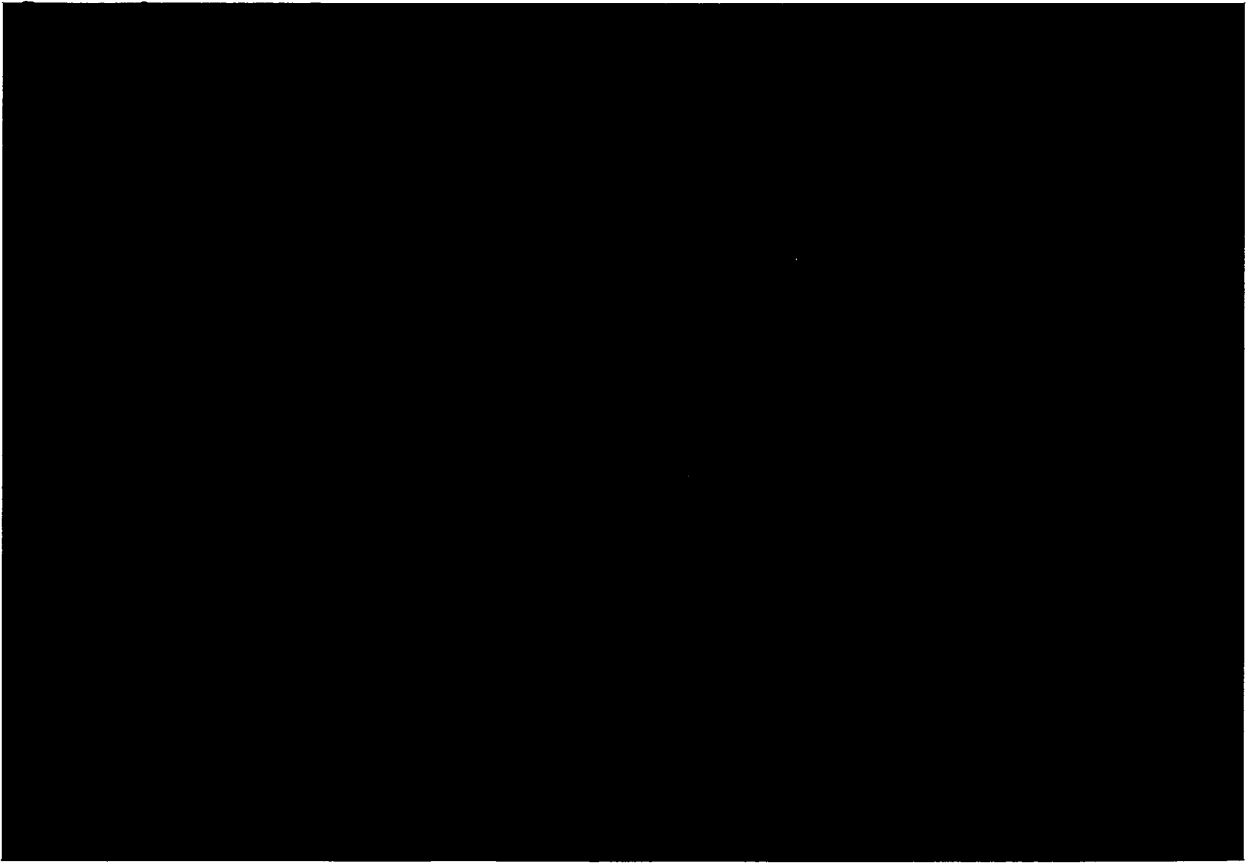
■■■■
(読替之後)

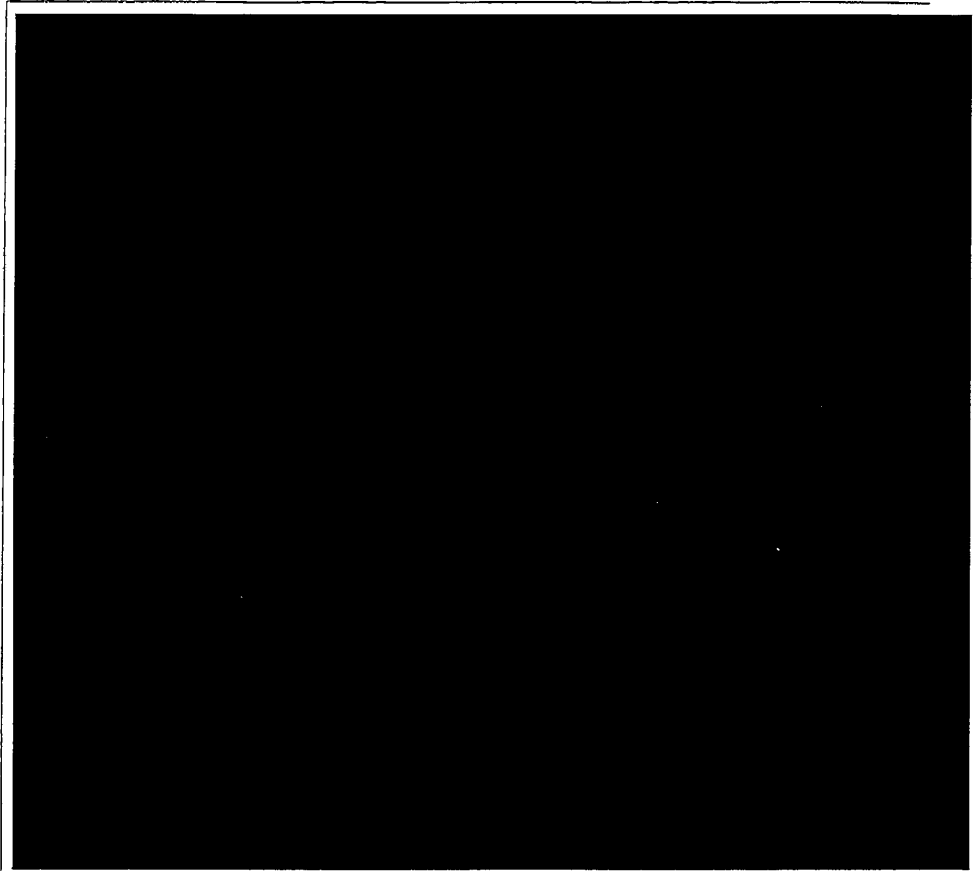
12/07/31内調内検討済み

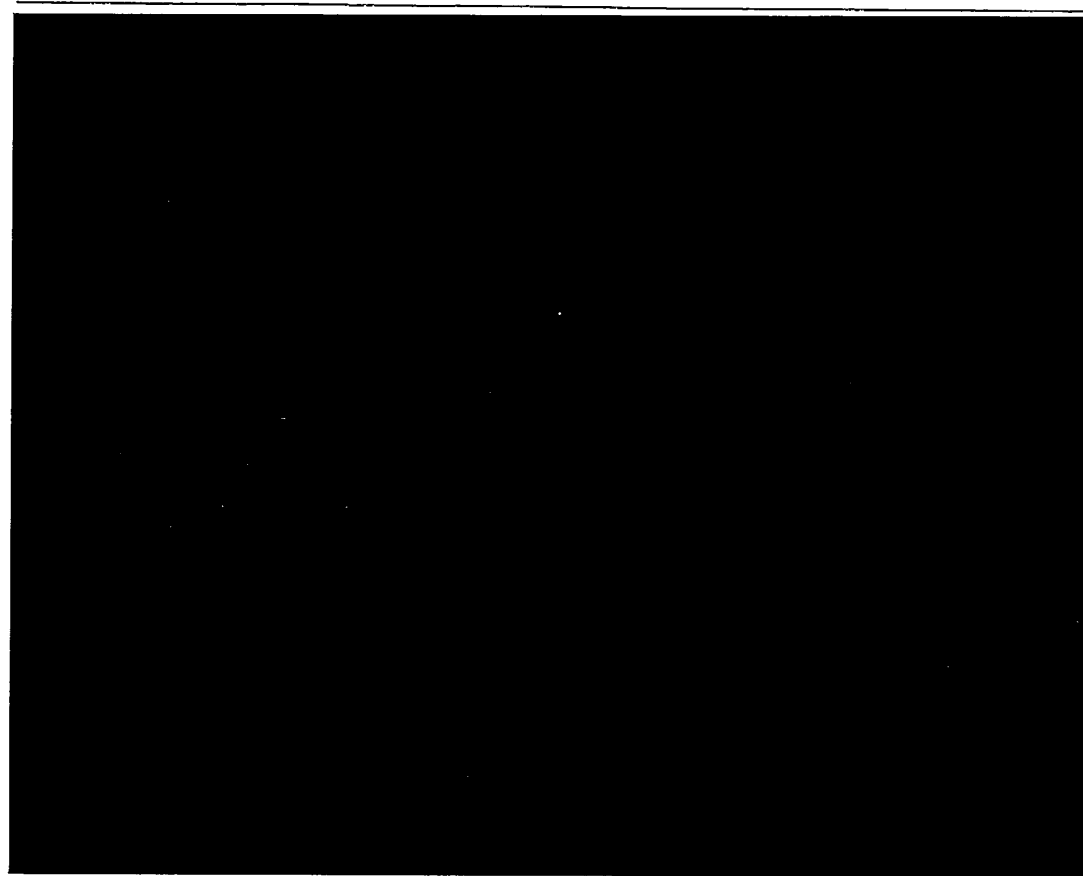




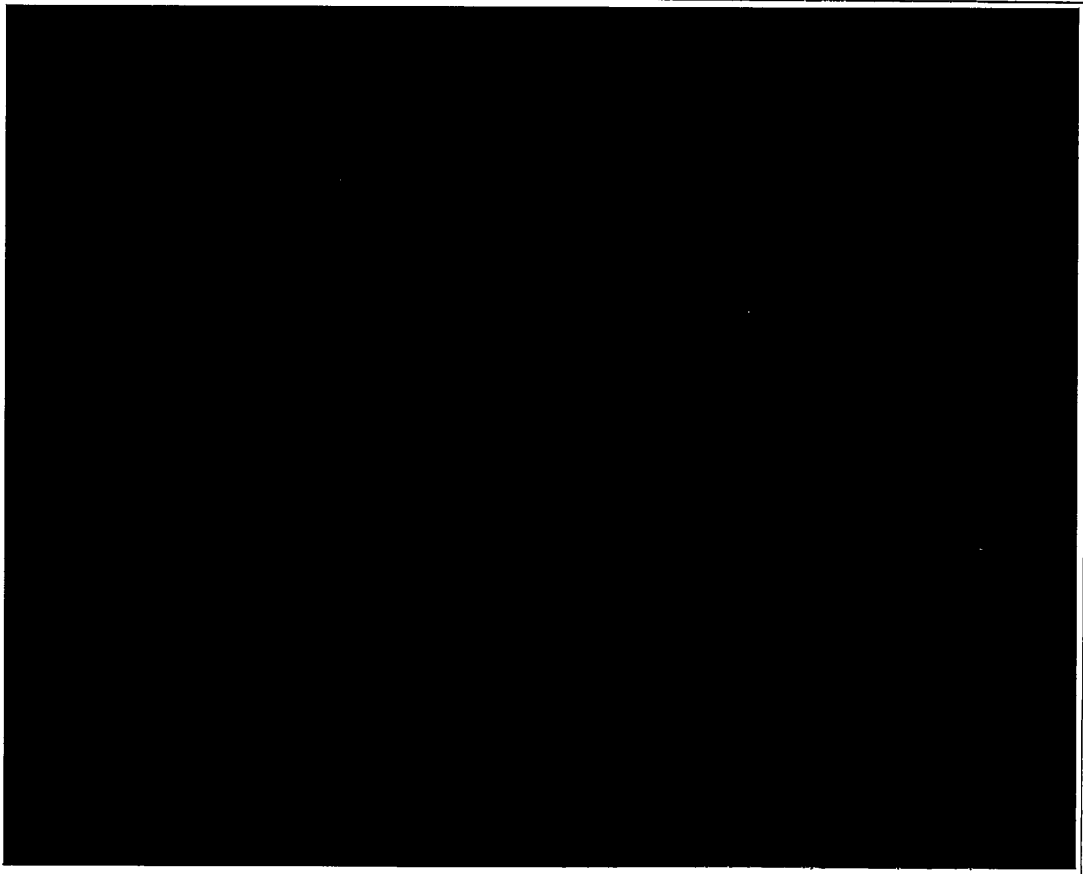
	<p>● に係る適性評価 ( 関係)  (読替之前)</p>
	<p> (読替之後)</p>







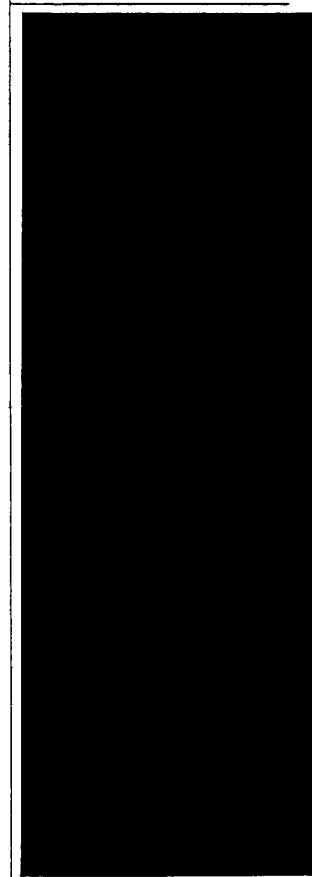
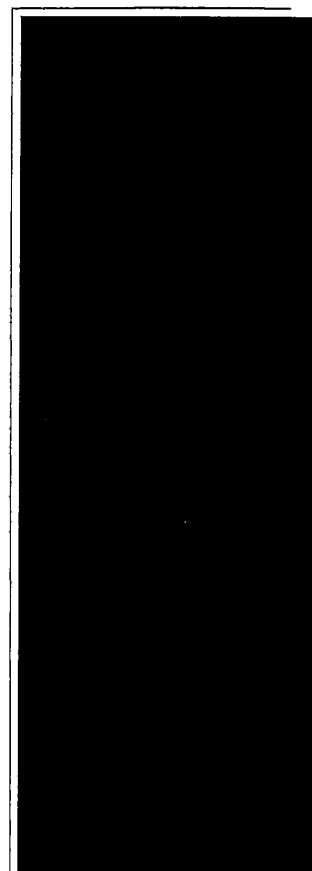
■■■■
(読替之前)



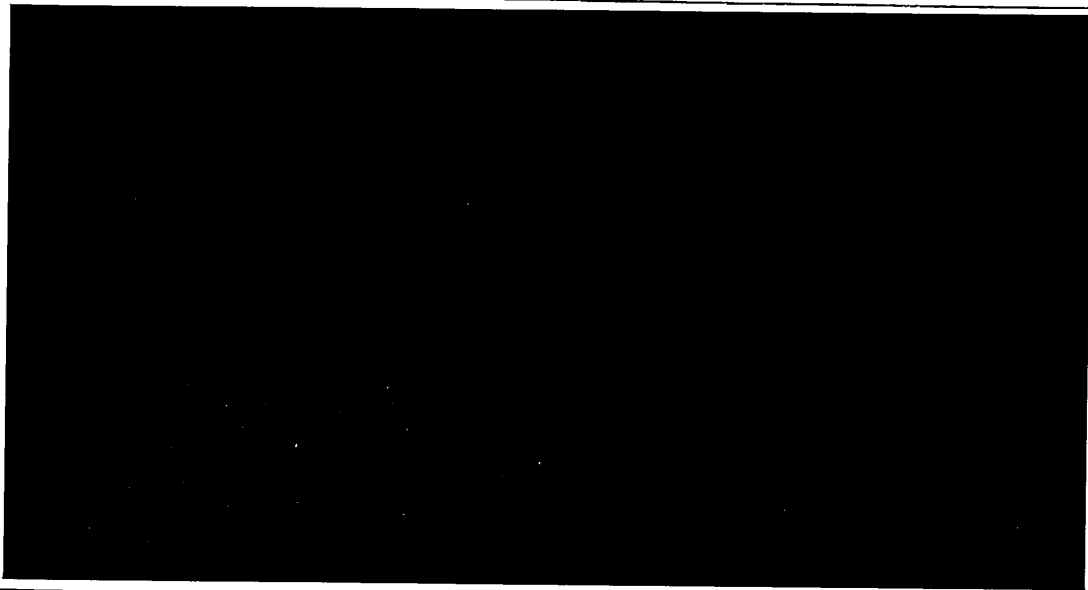
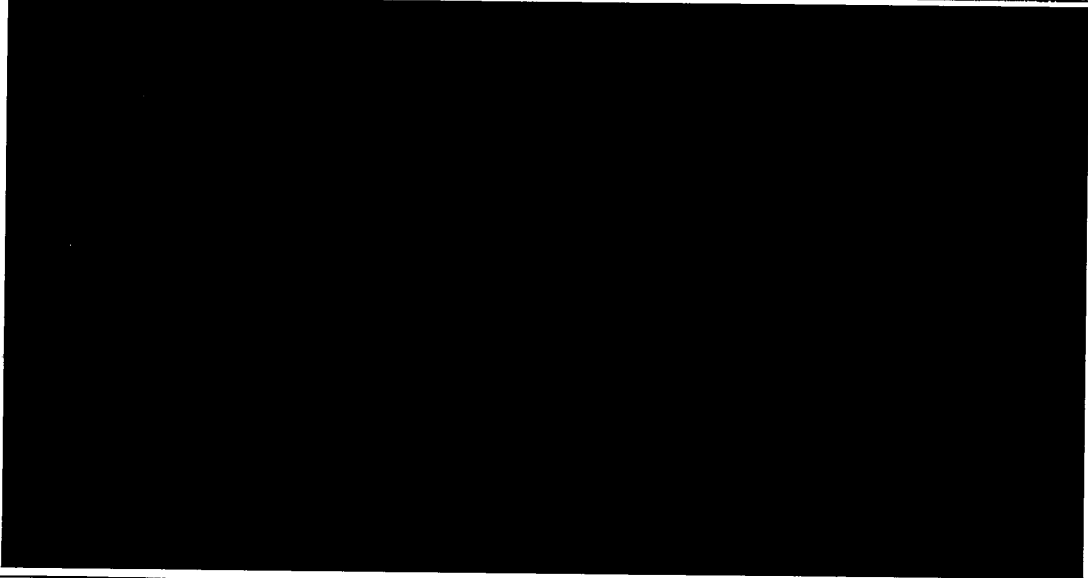
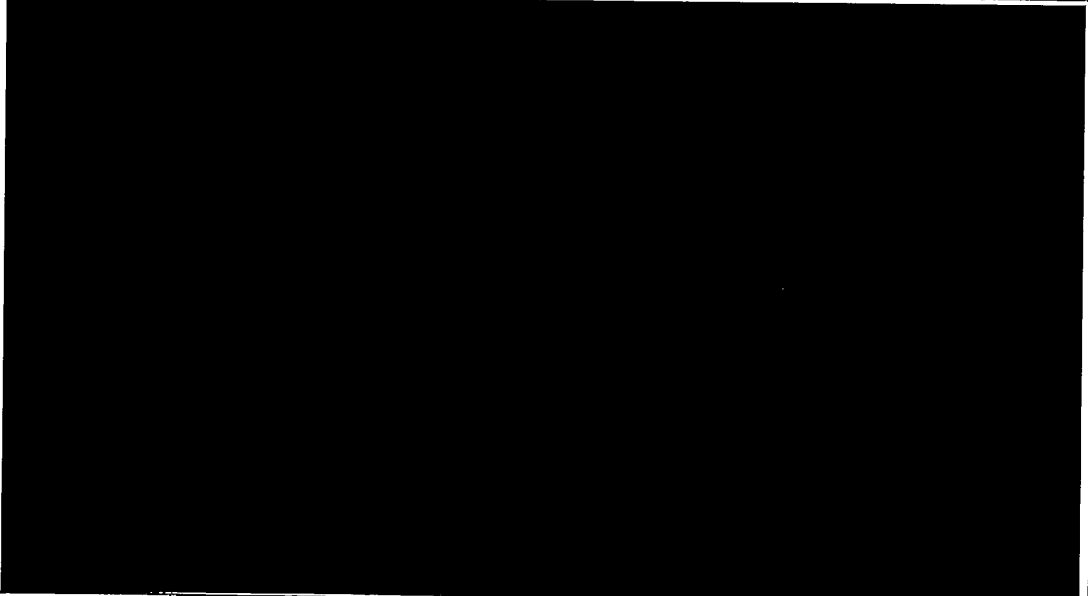
■■■■
(読替之後)

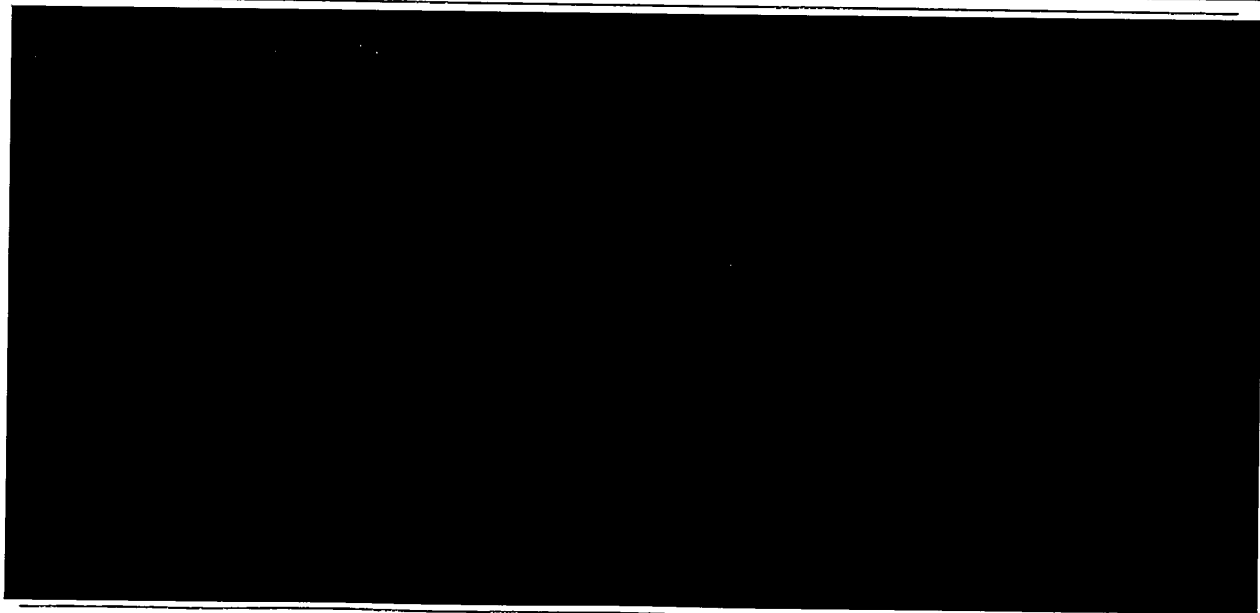
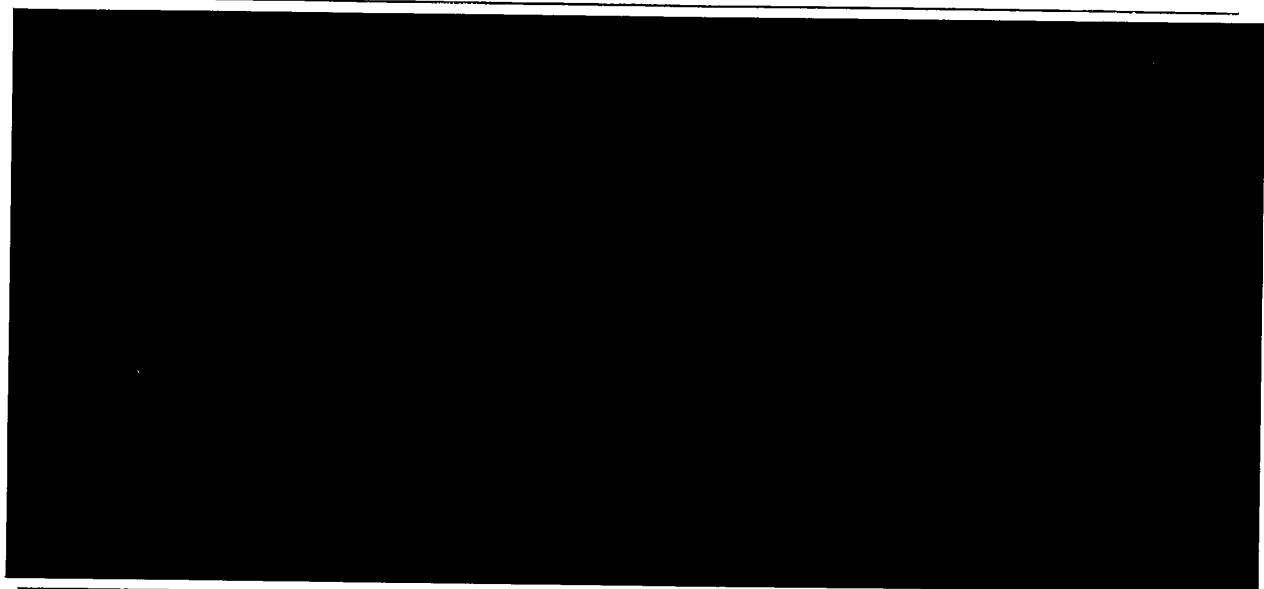
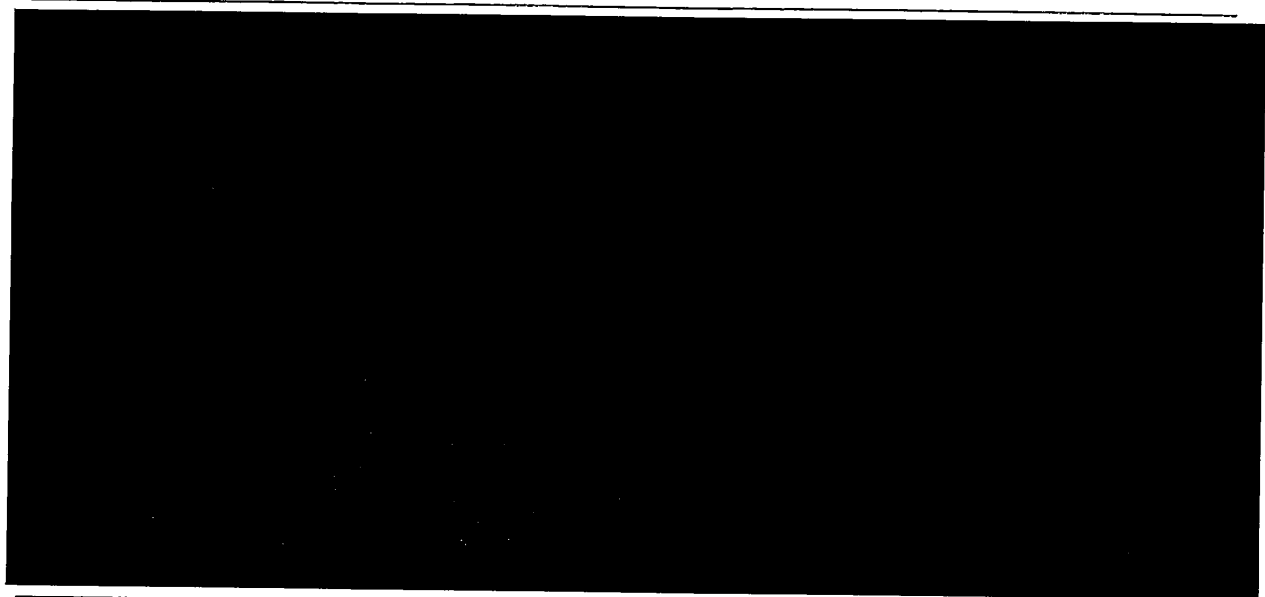
■■■■
関係

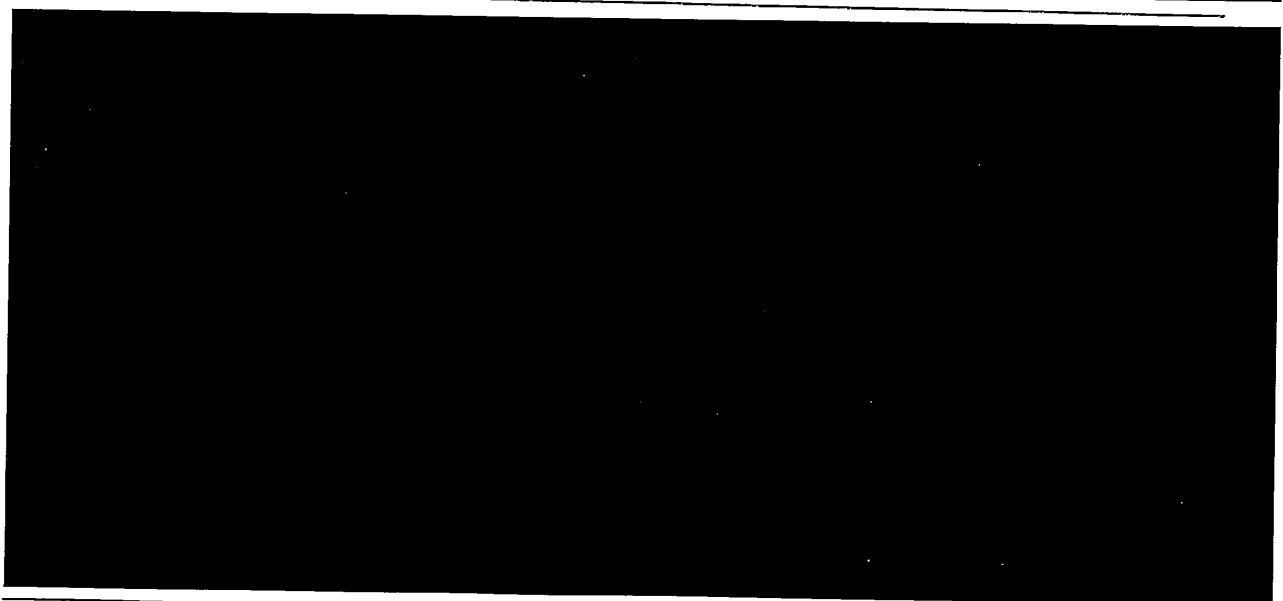
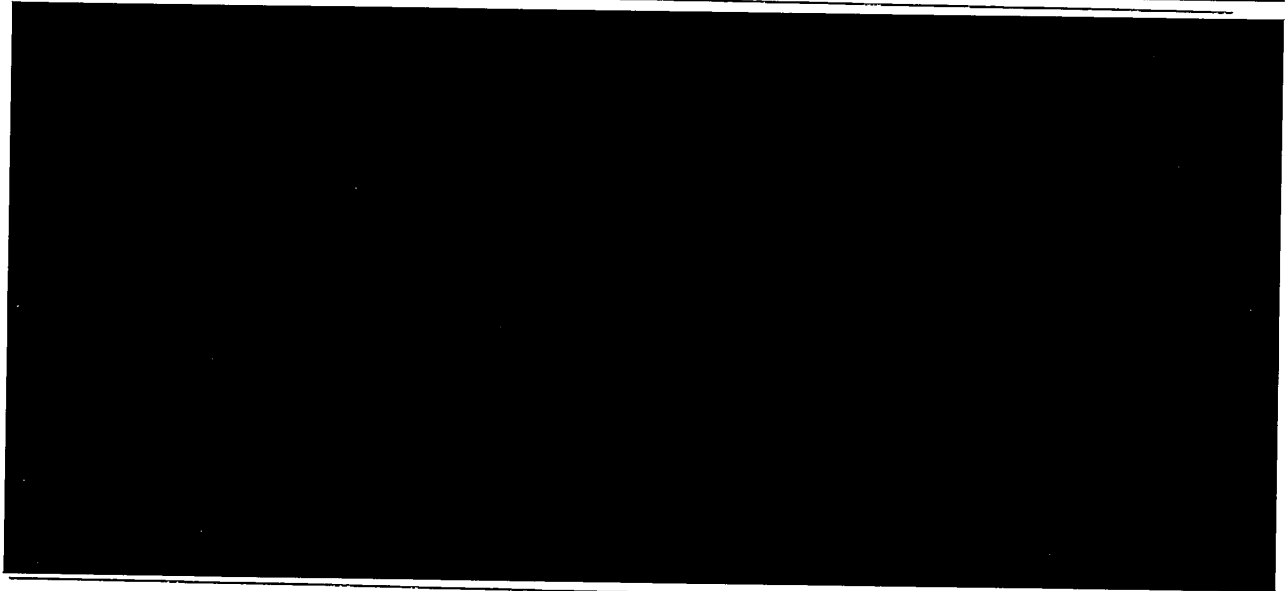
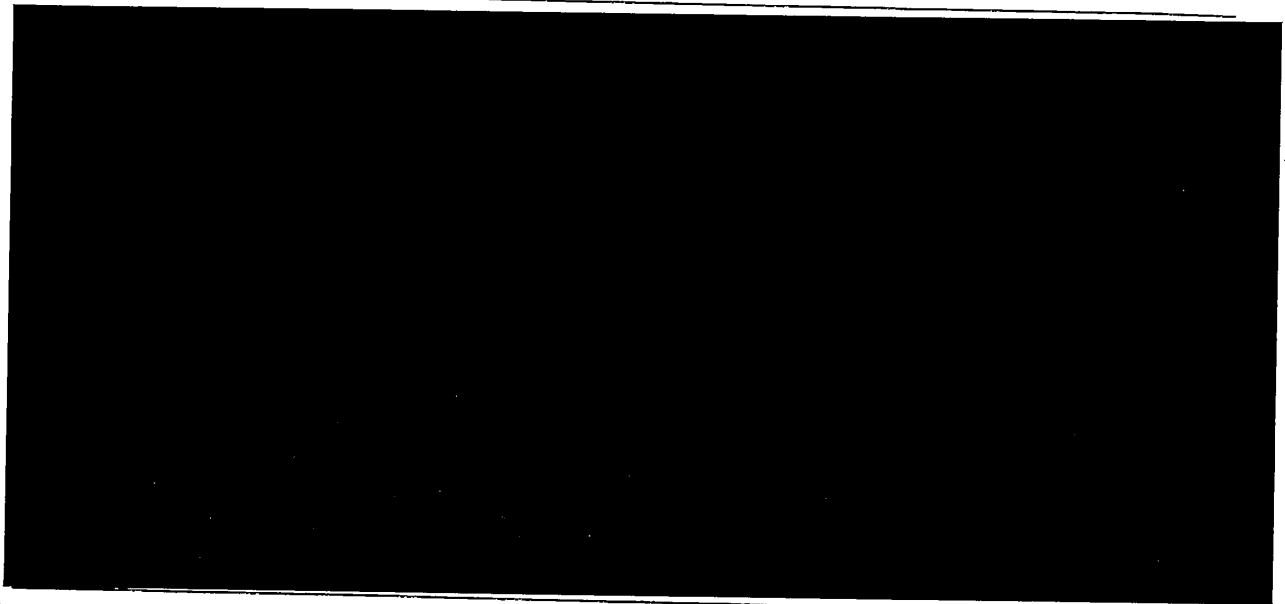
12/07/31内調内検討済み

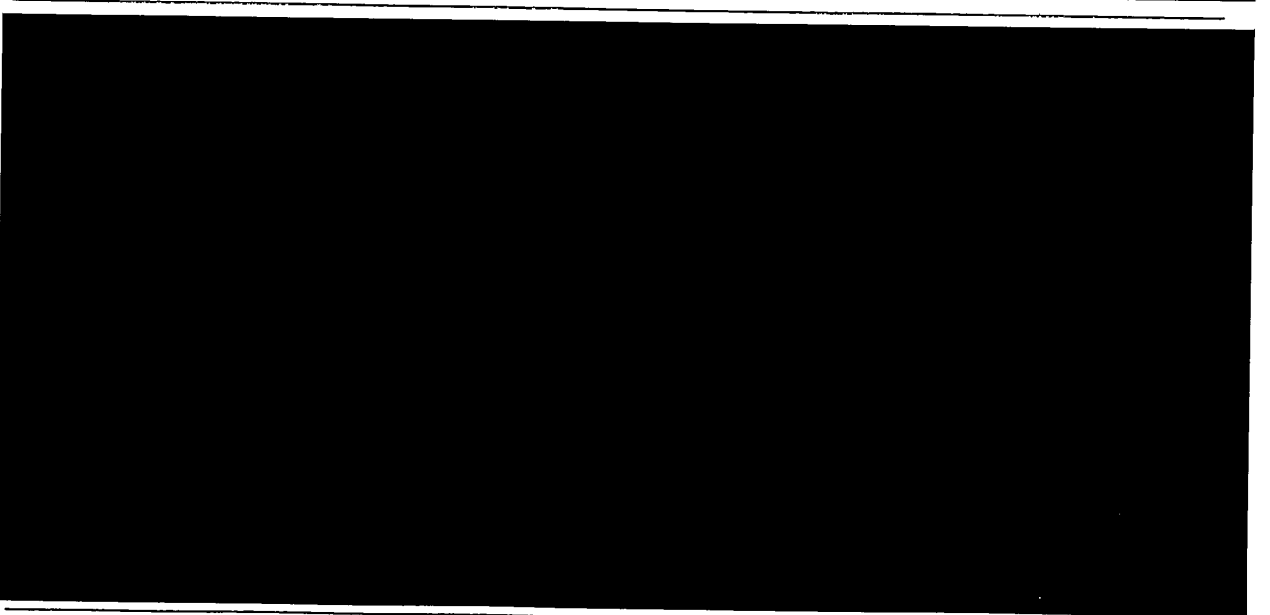
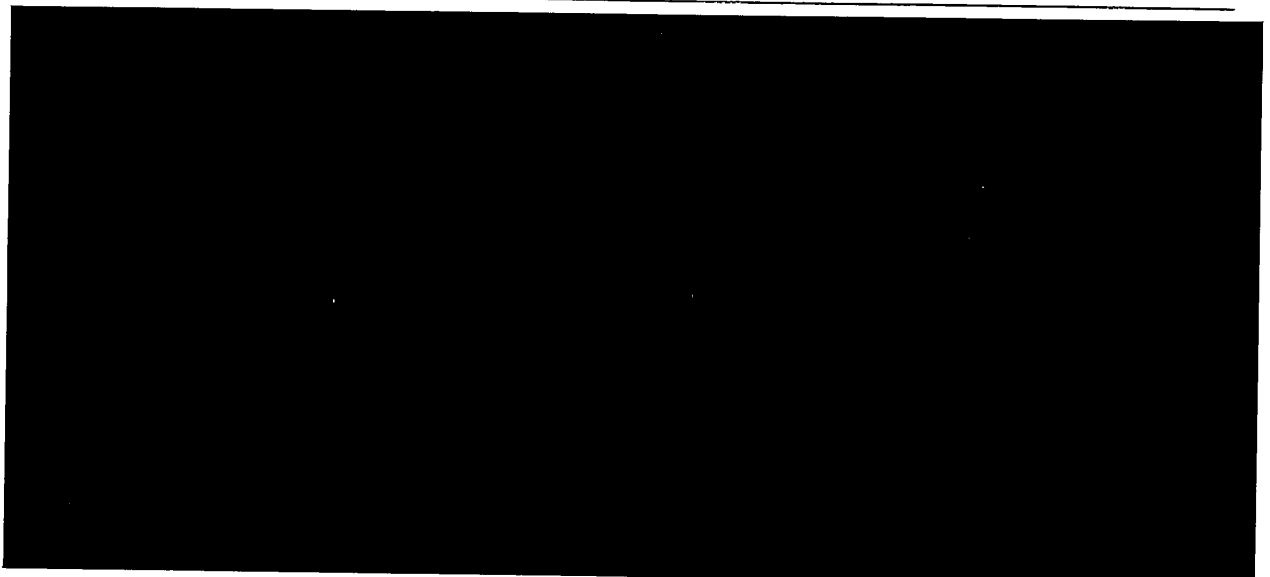
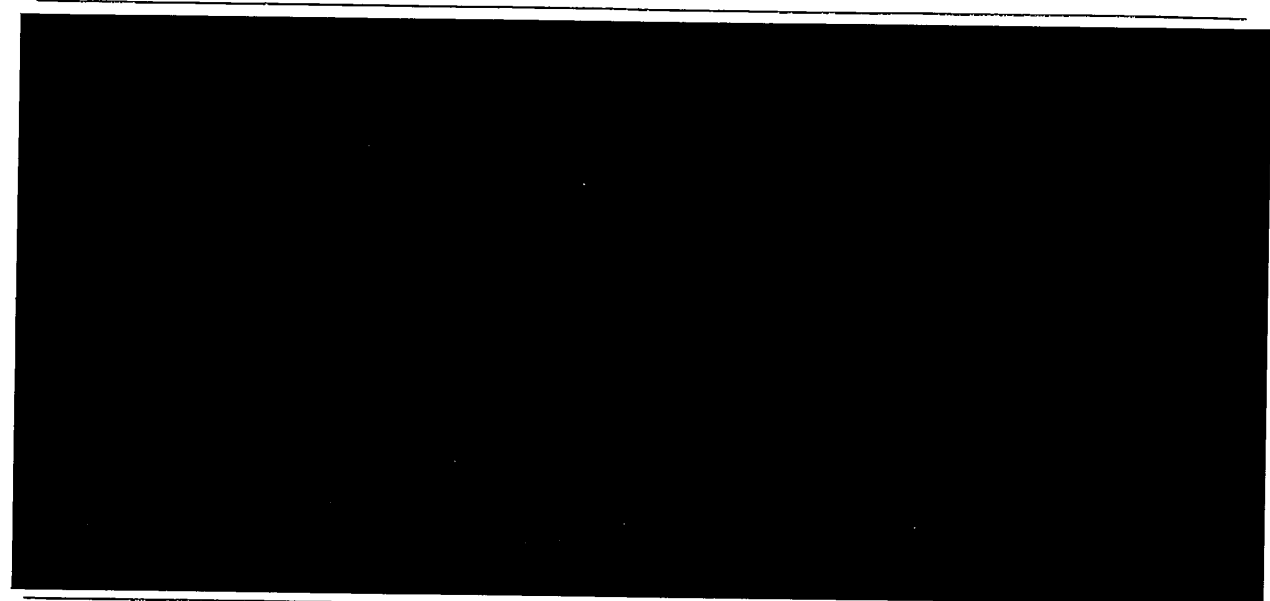


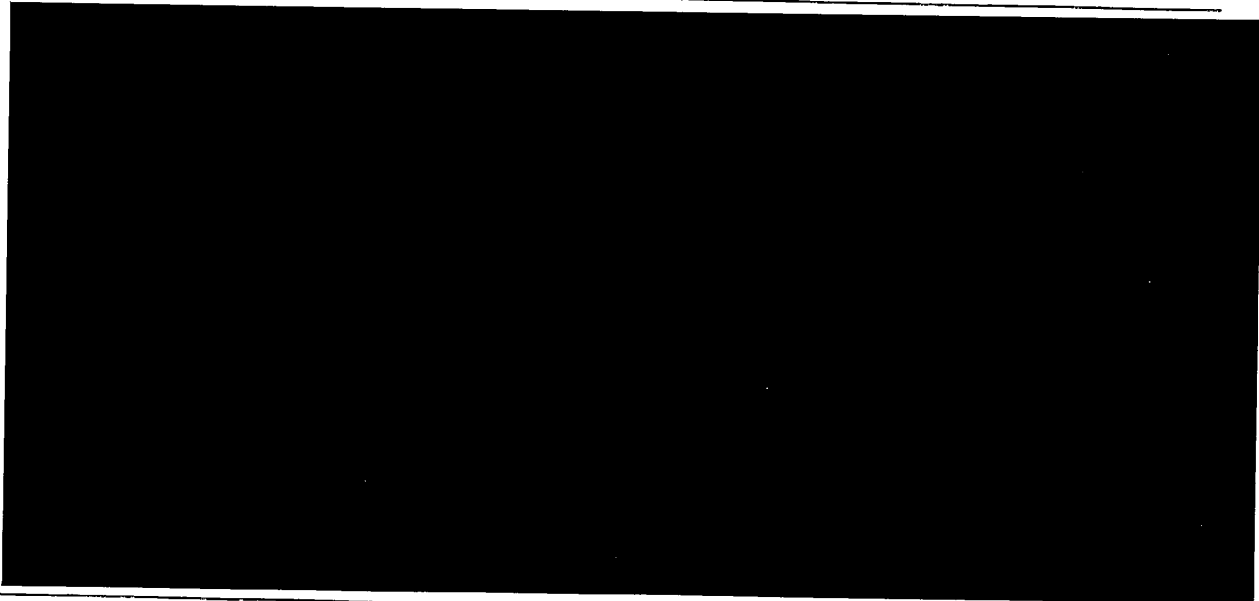
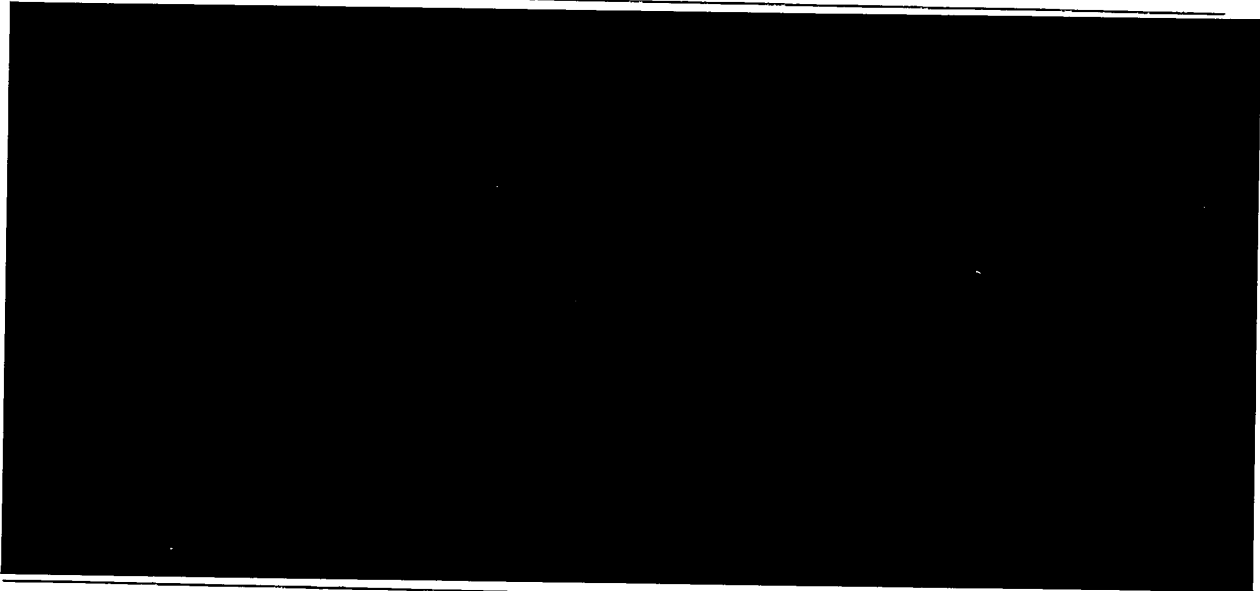
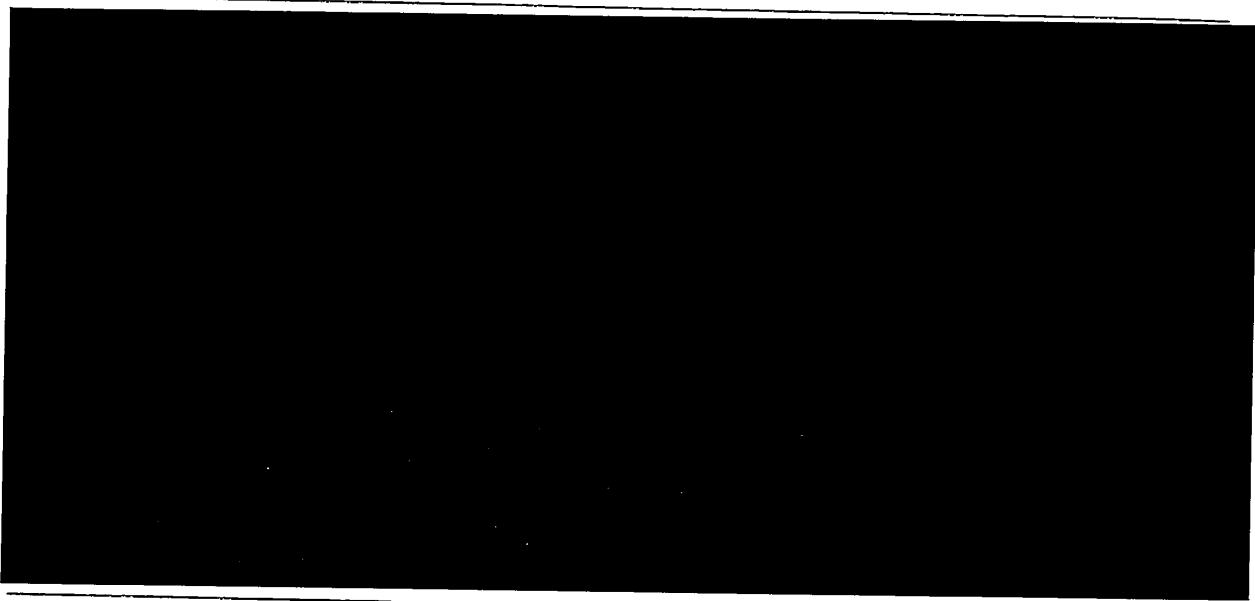
〇三段表

	法律(案)
	政令(素案)
	自衛隊法施行令

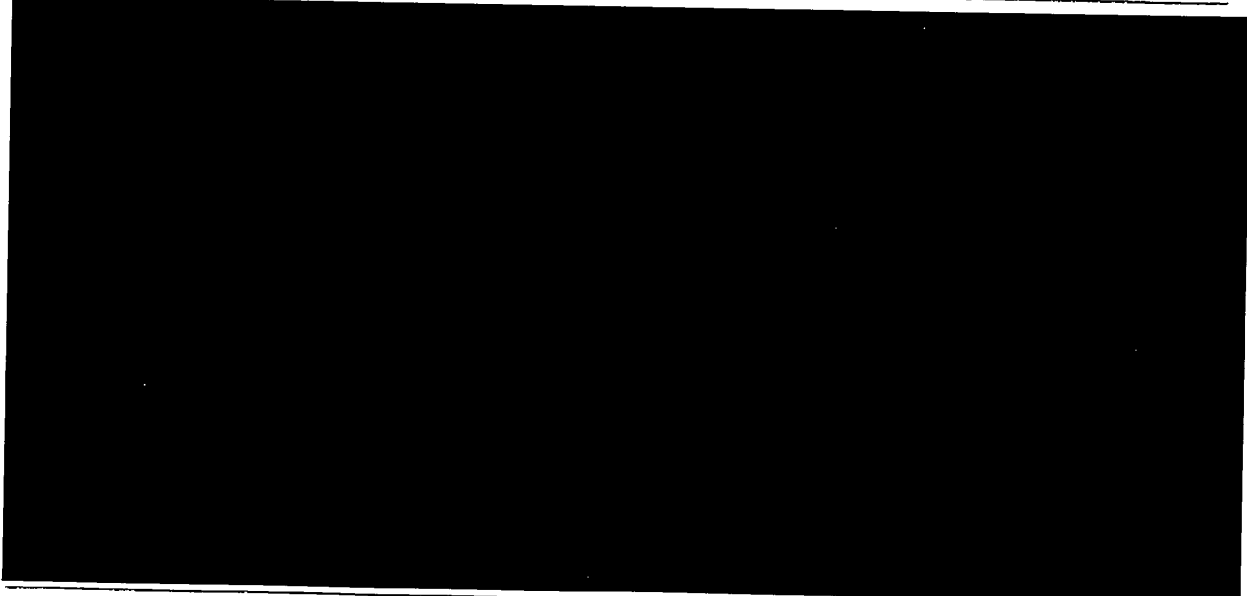
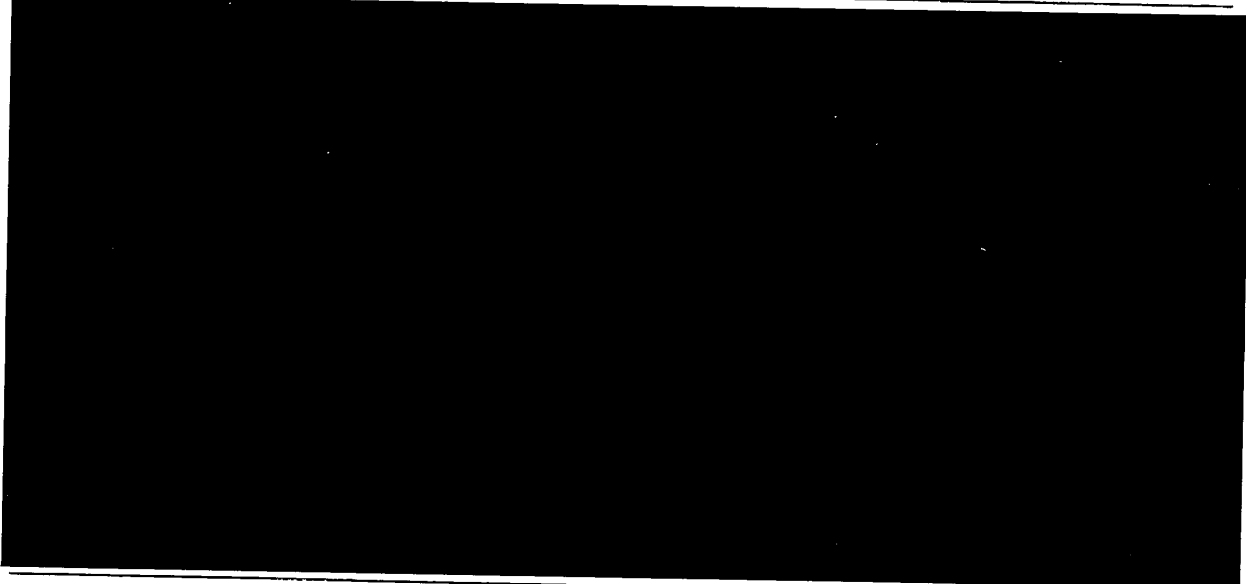
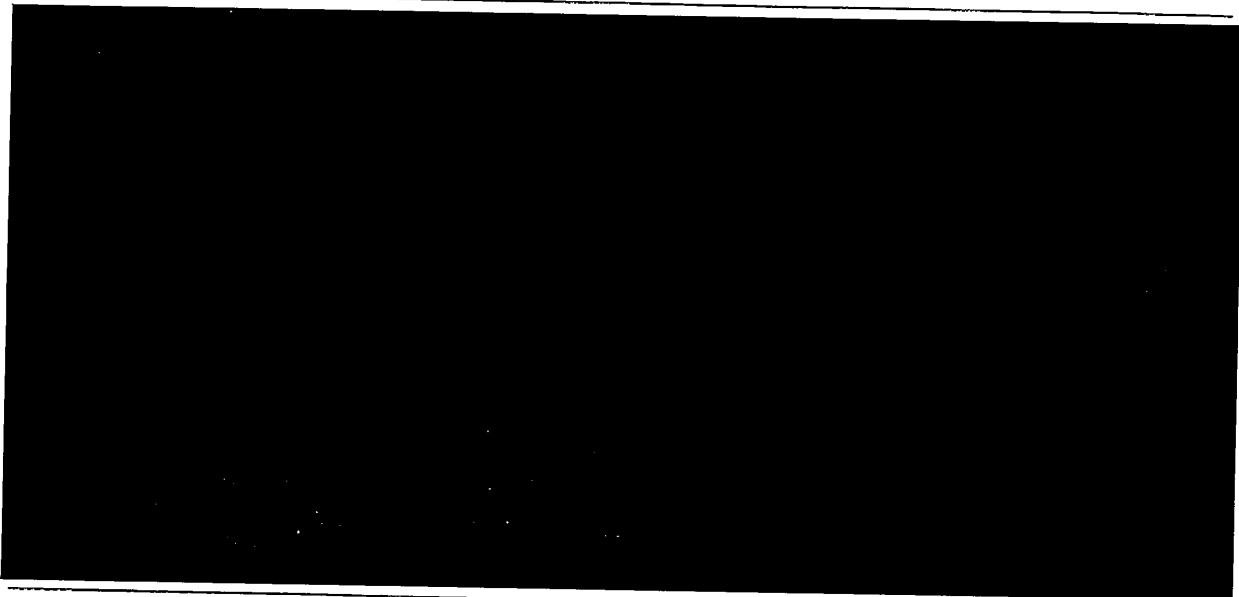


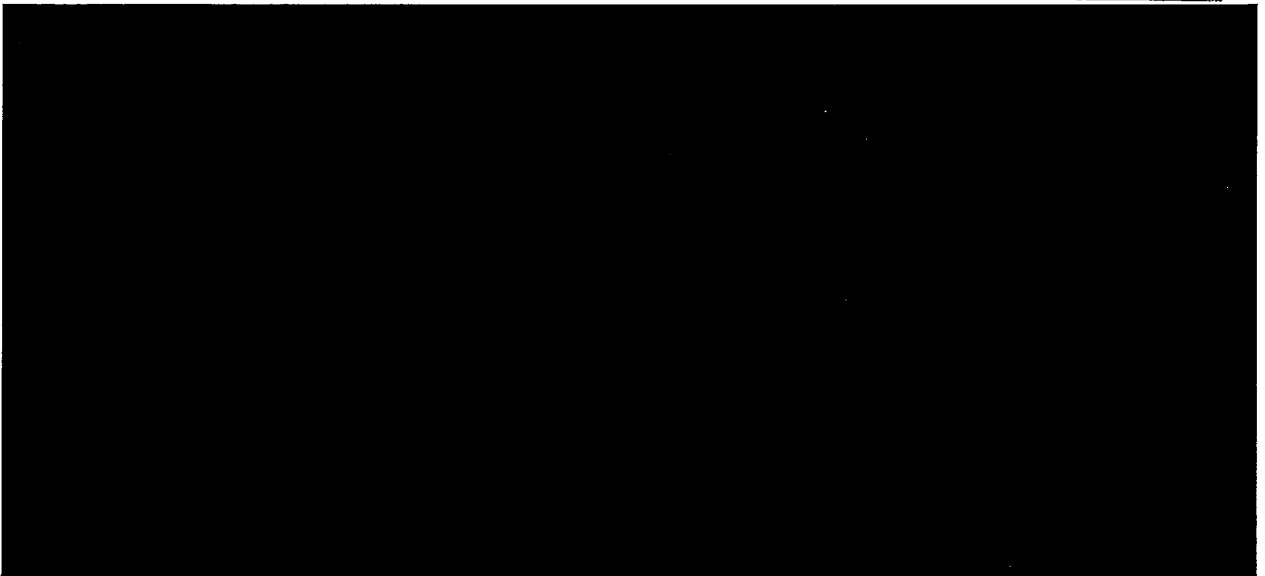
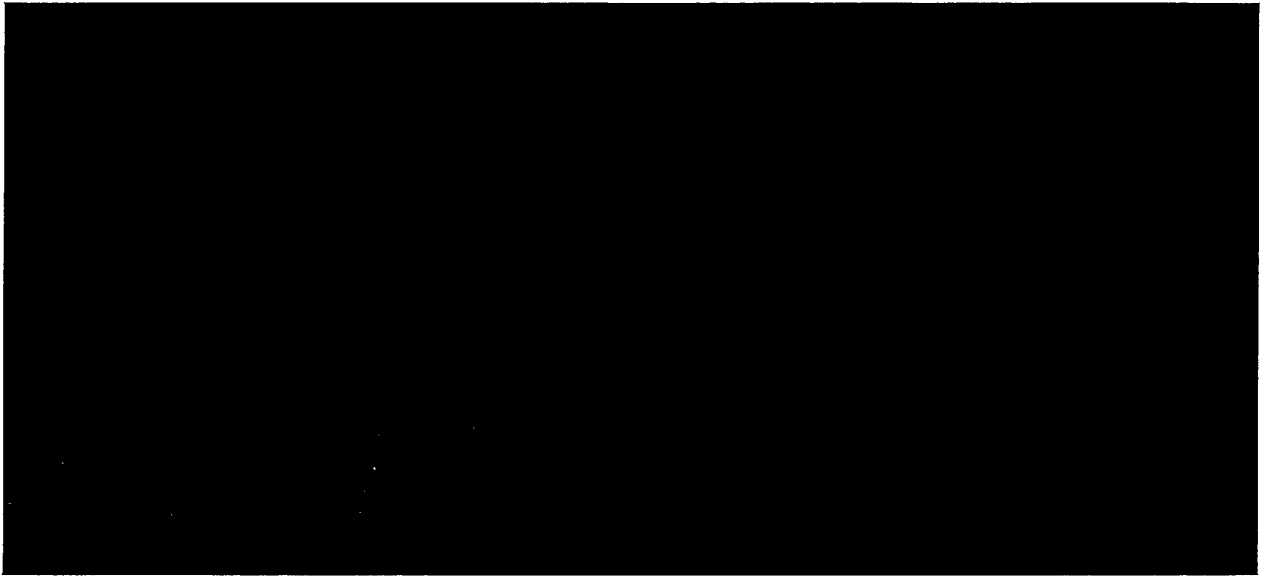


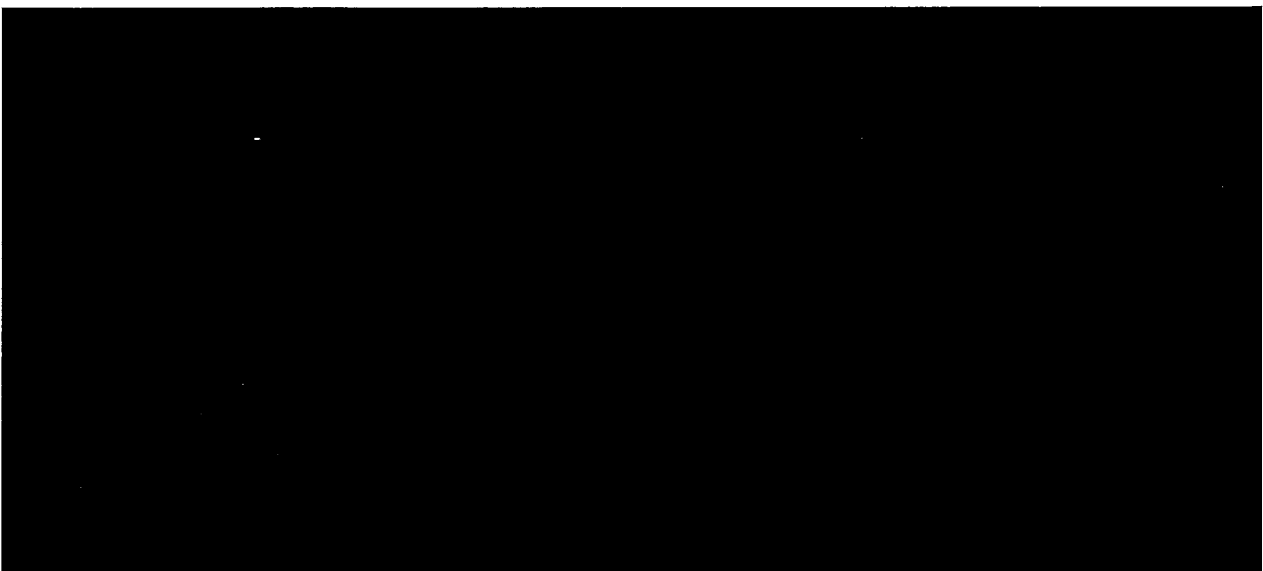


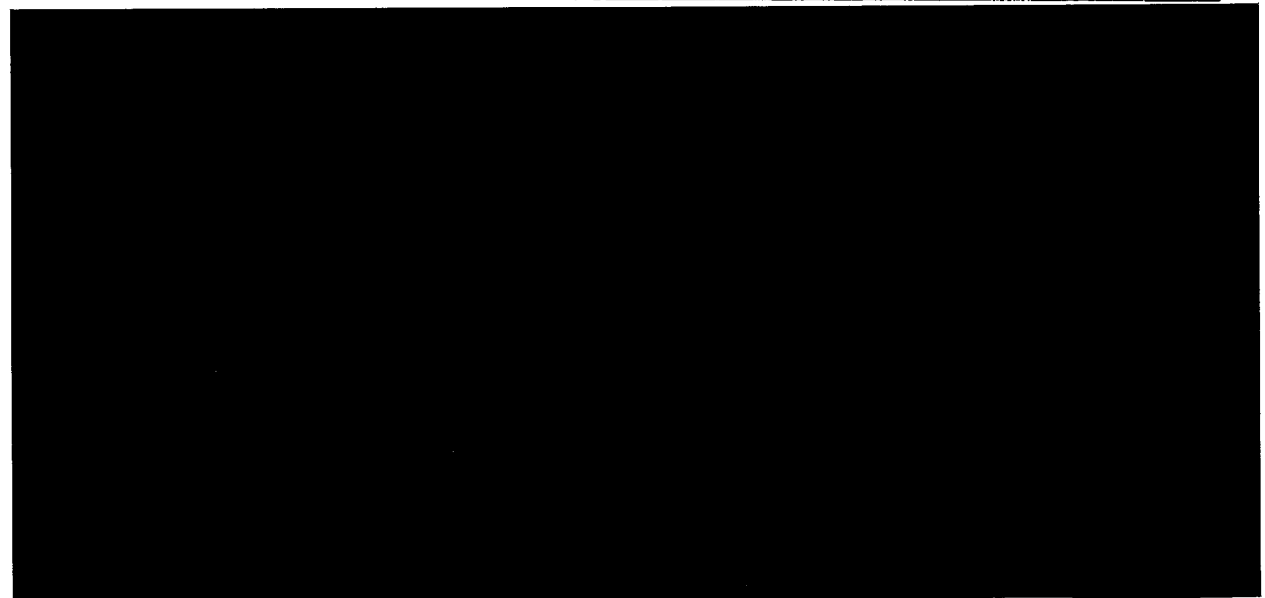
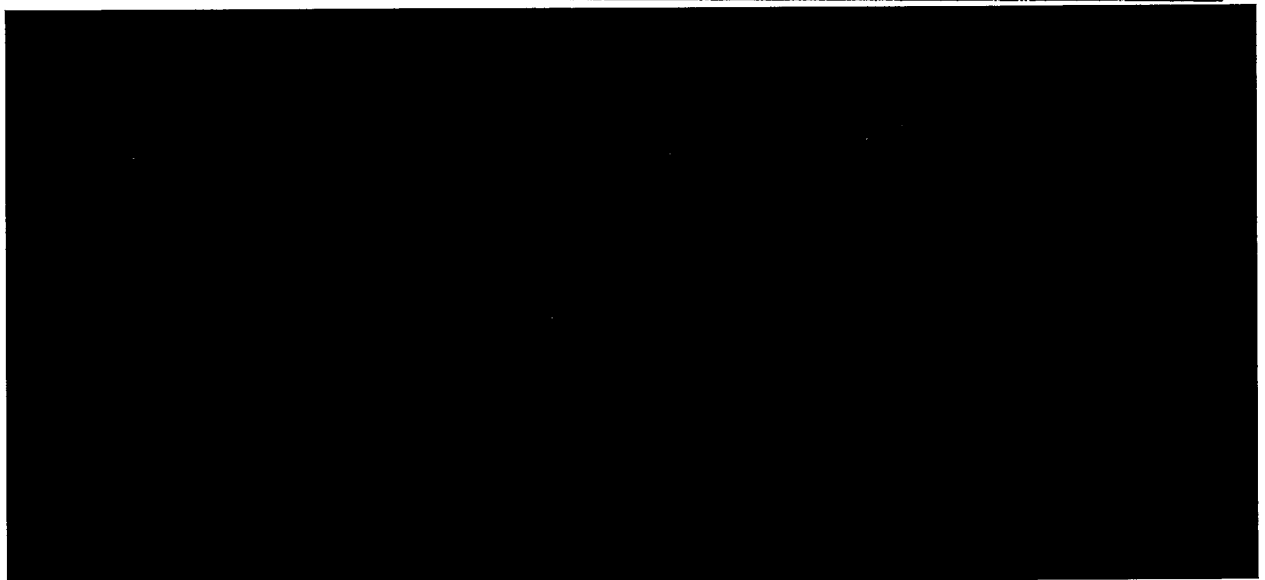
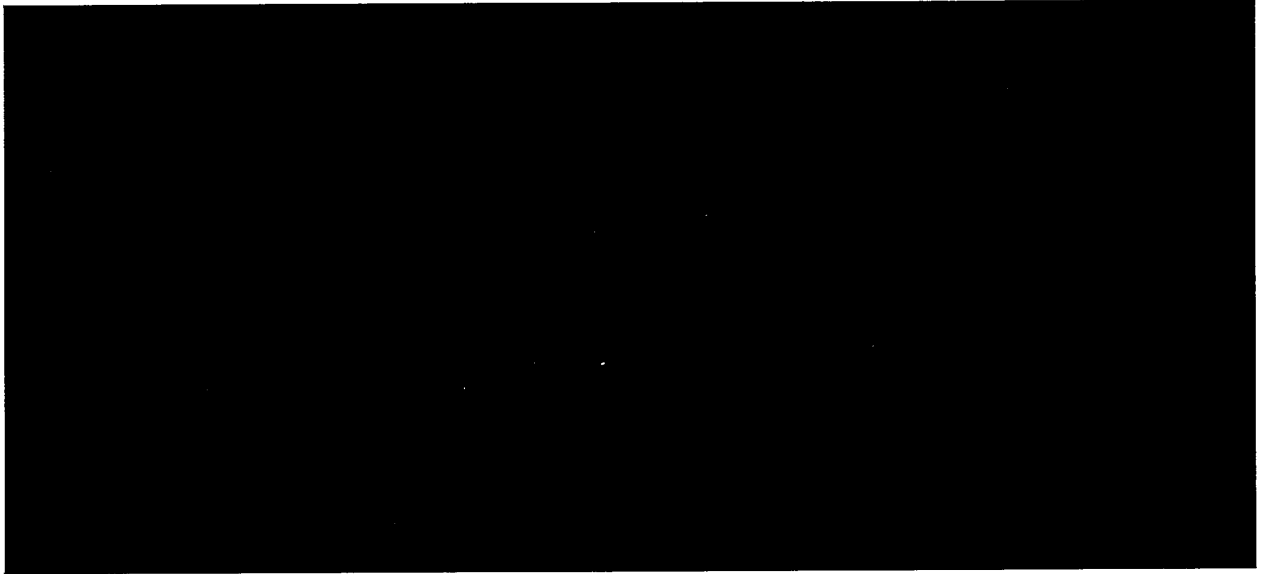


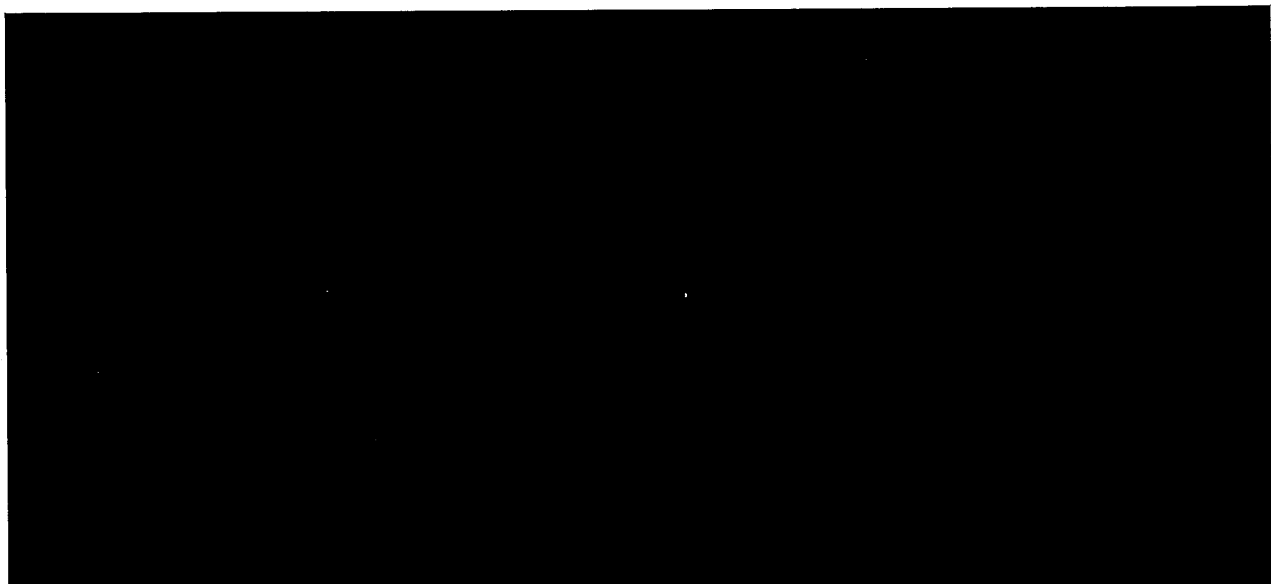
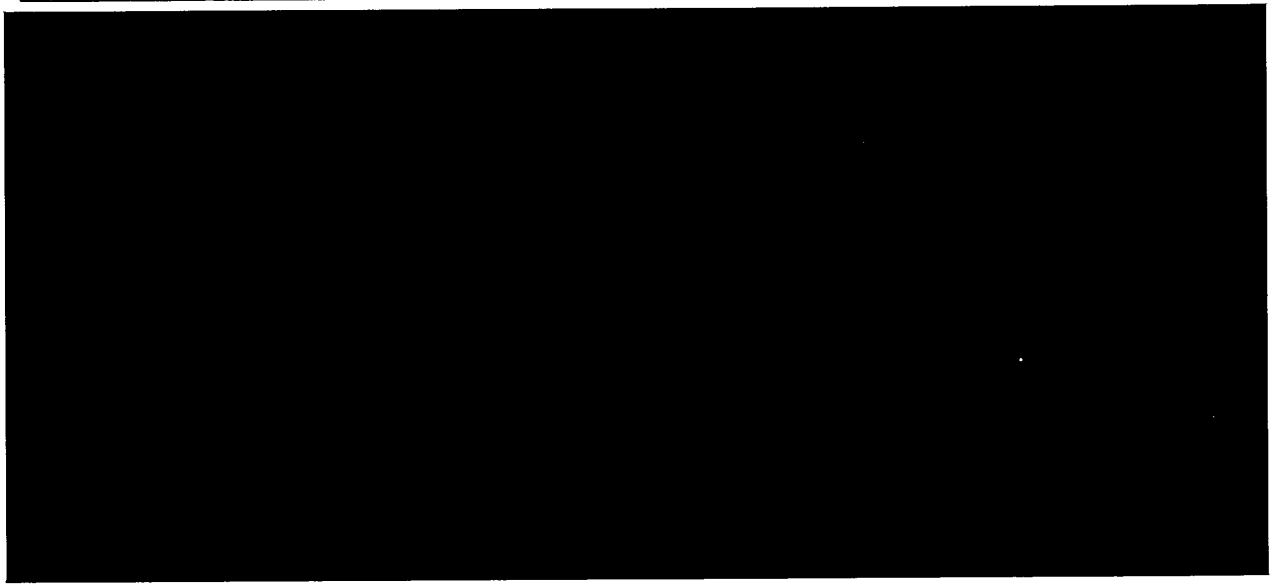
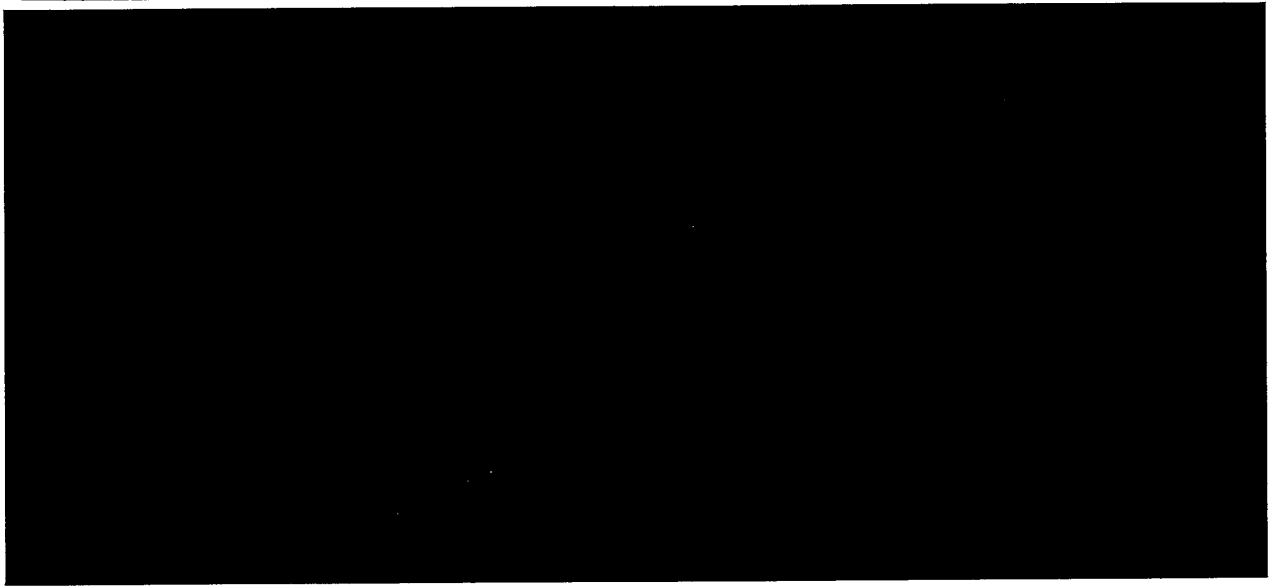
12/07/31内調内検討済み

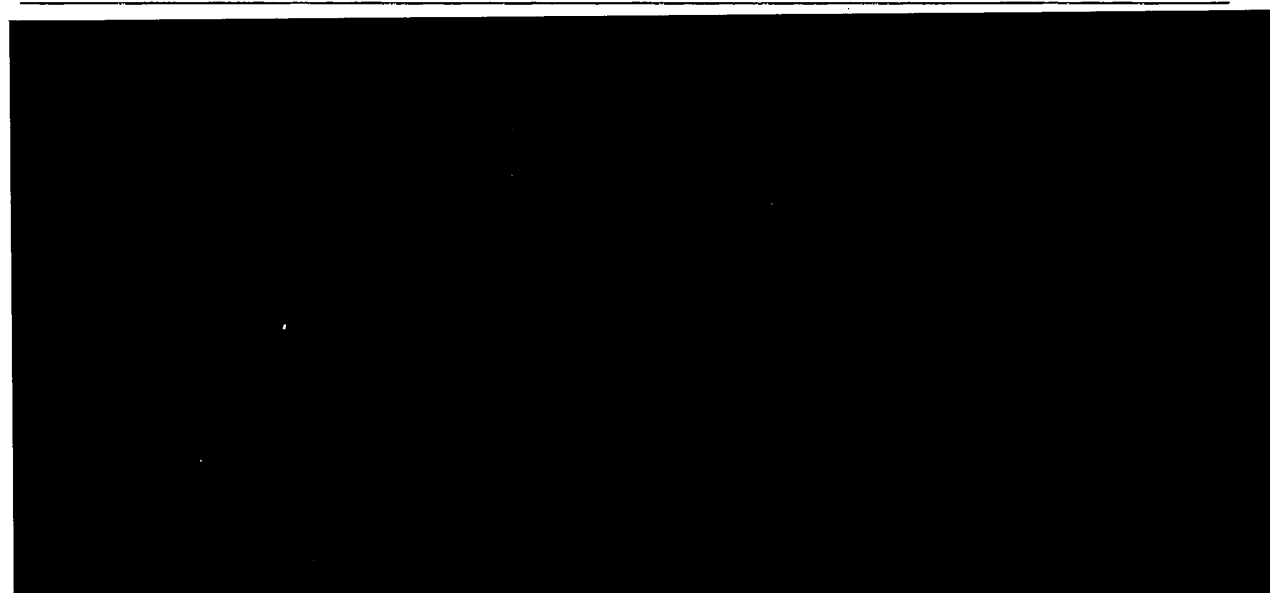
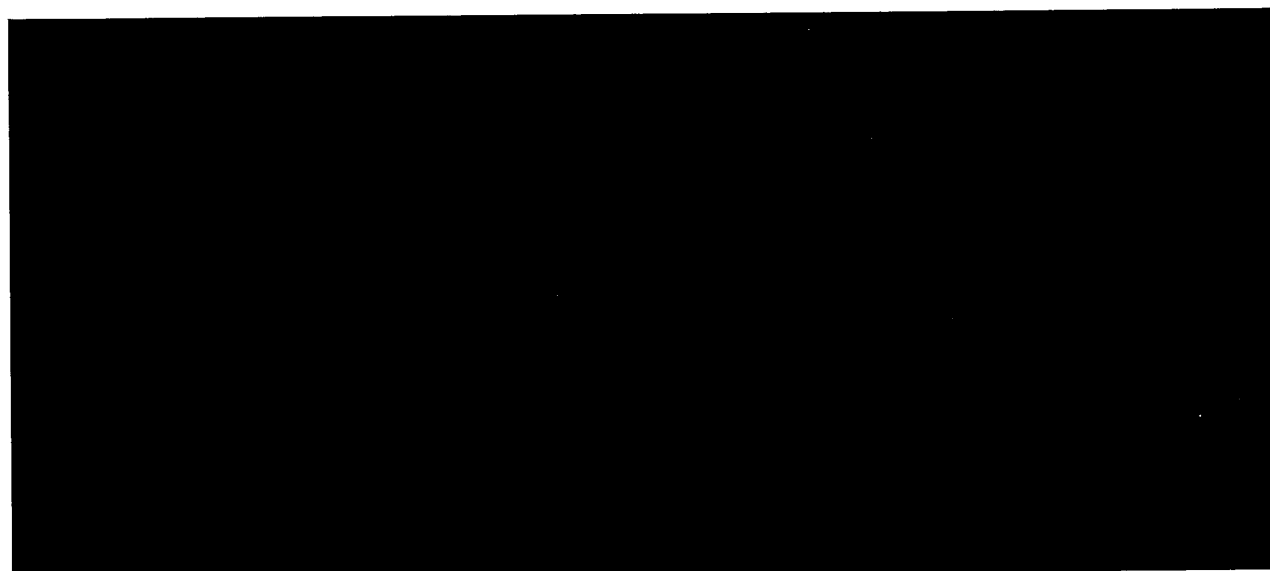
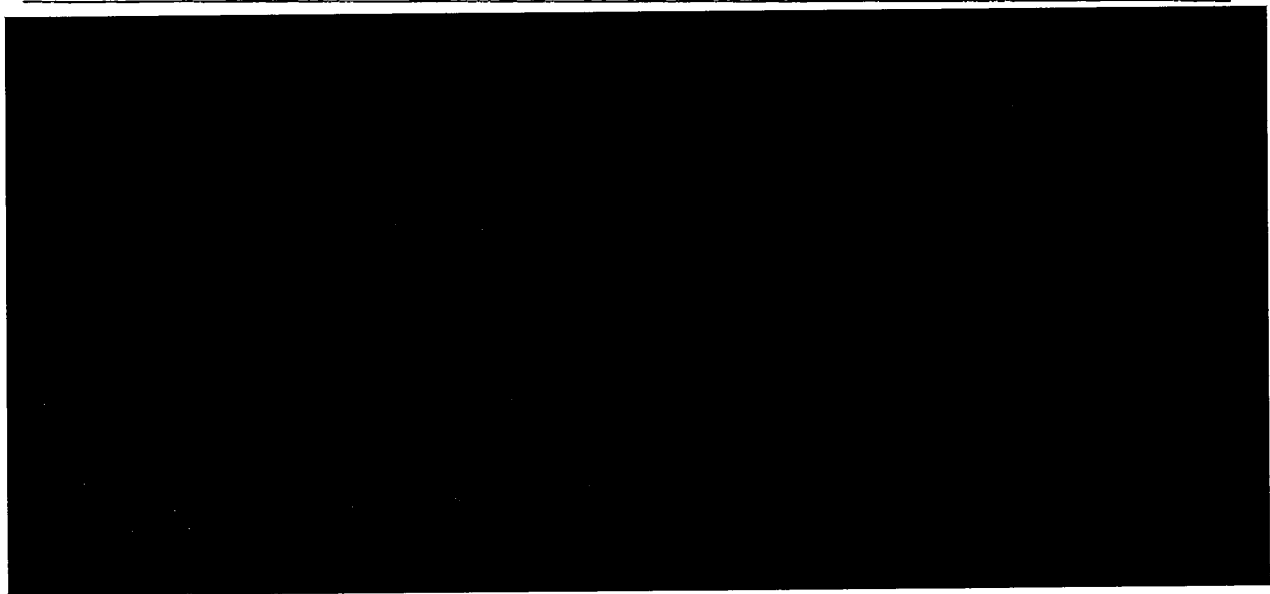


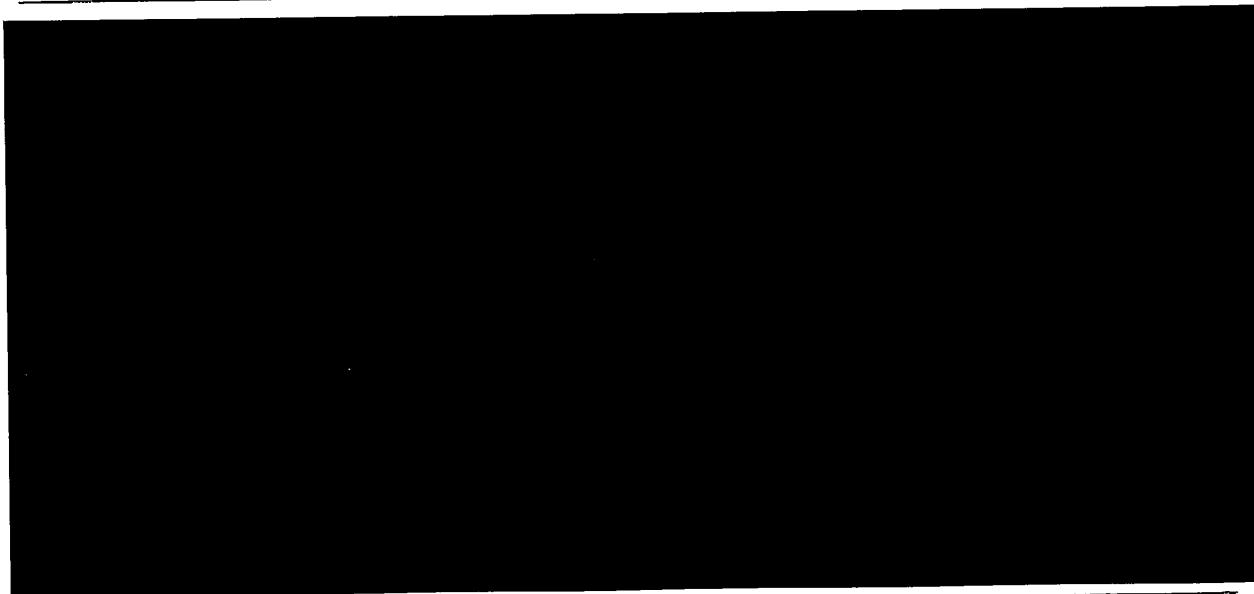
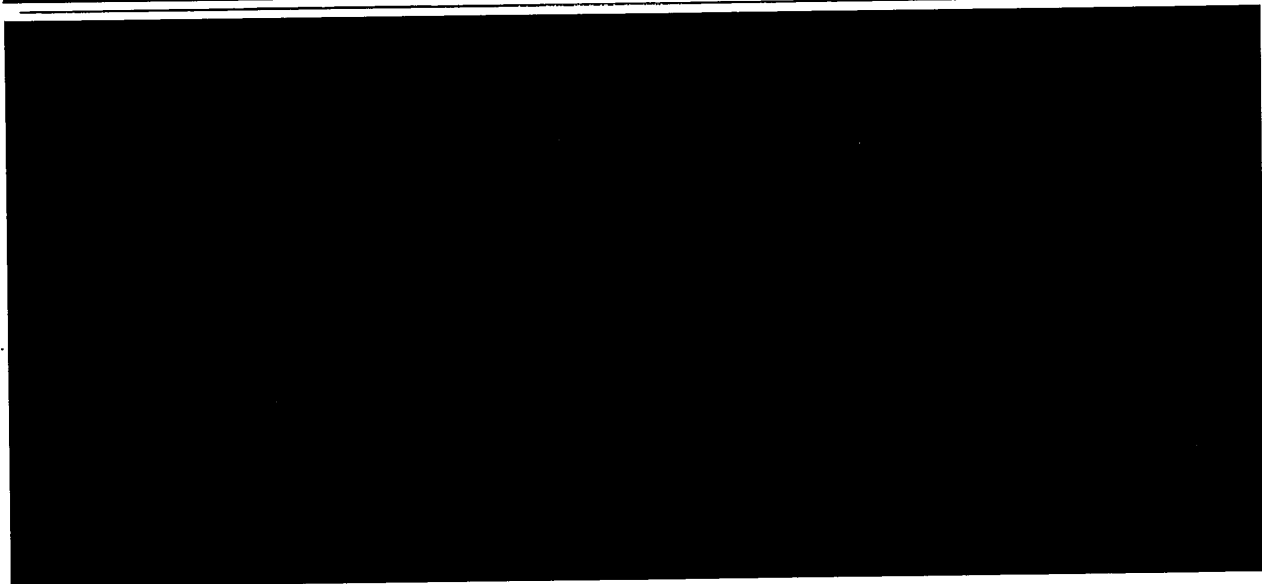
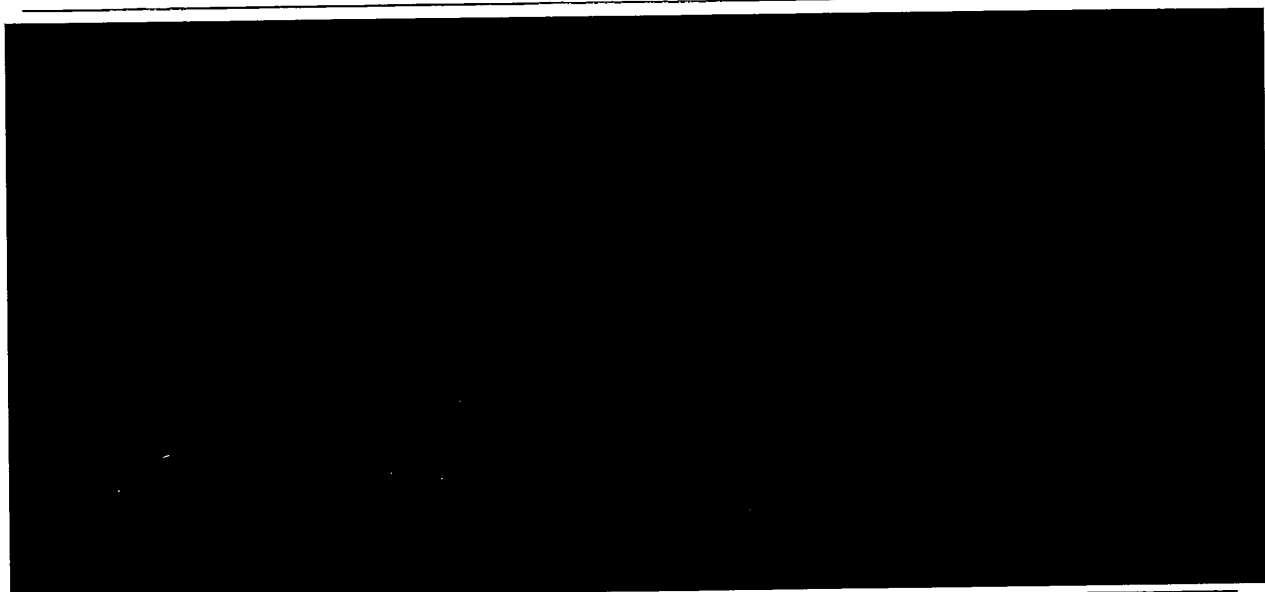


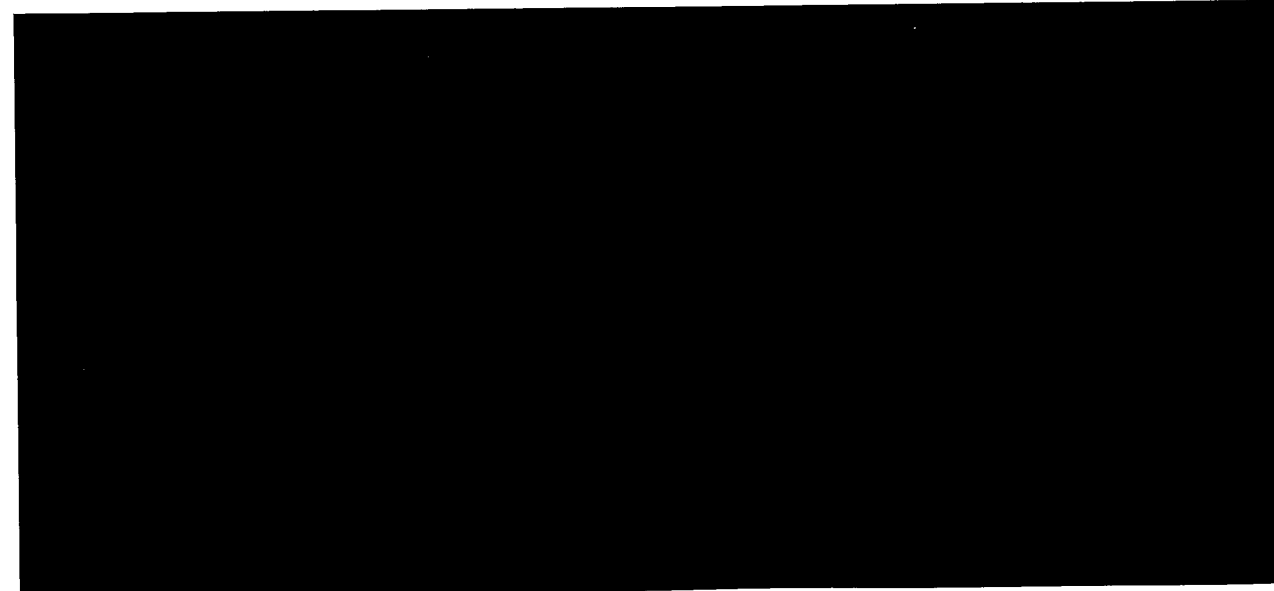
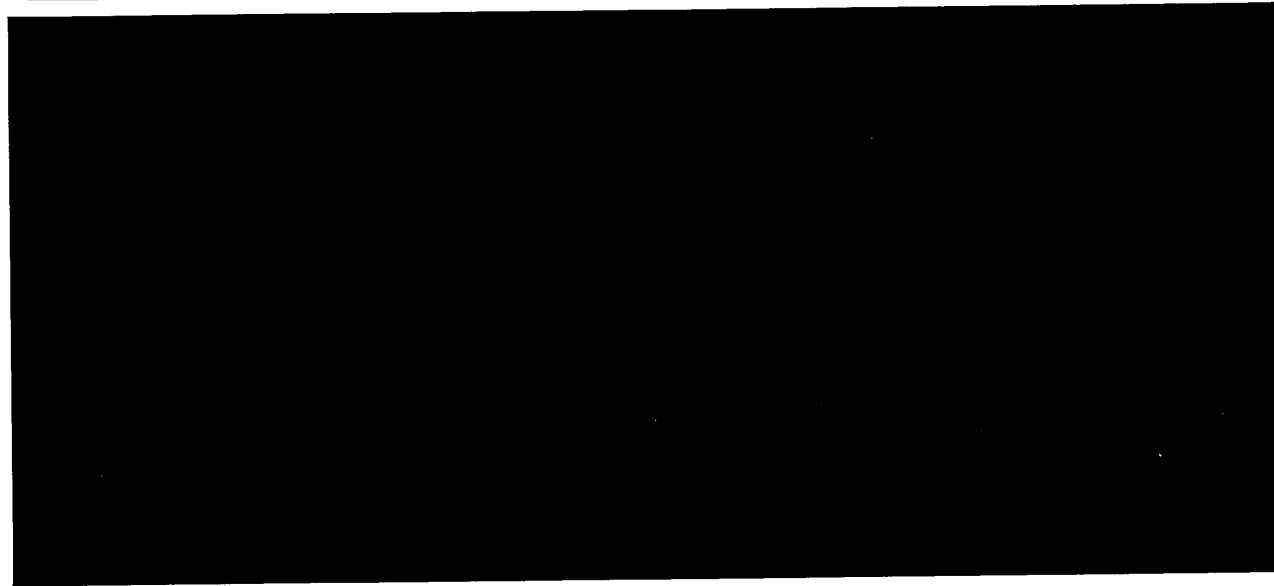
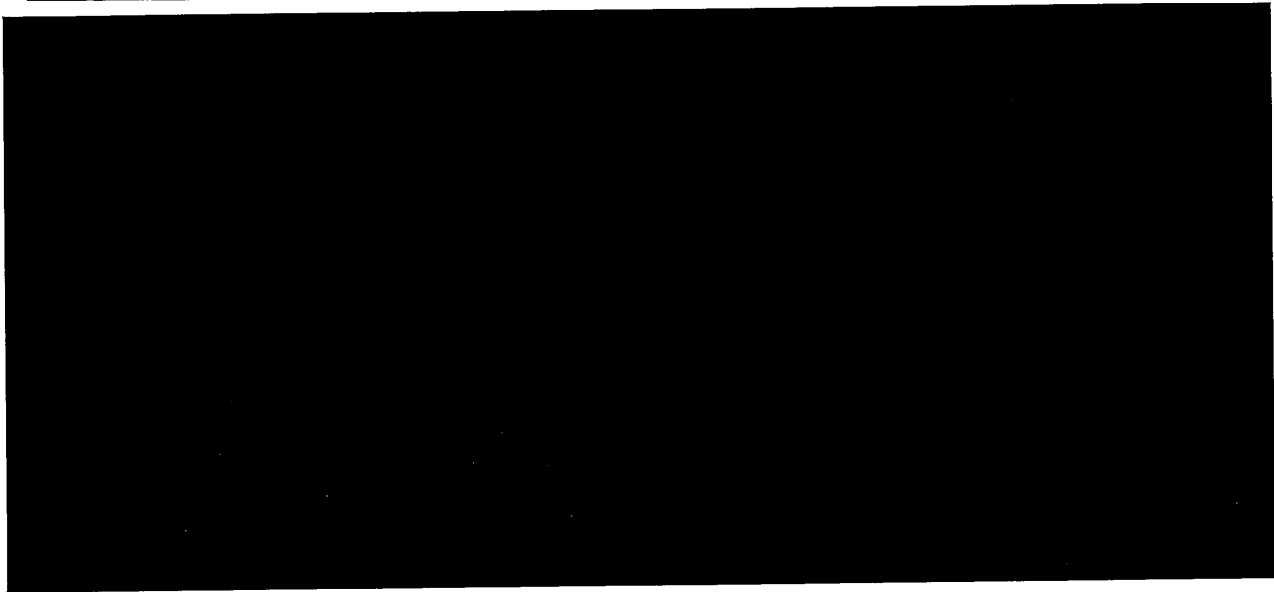


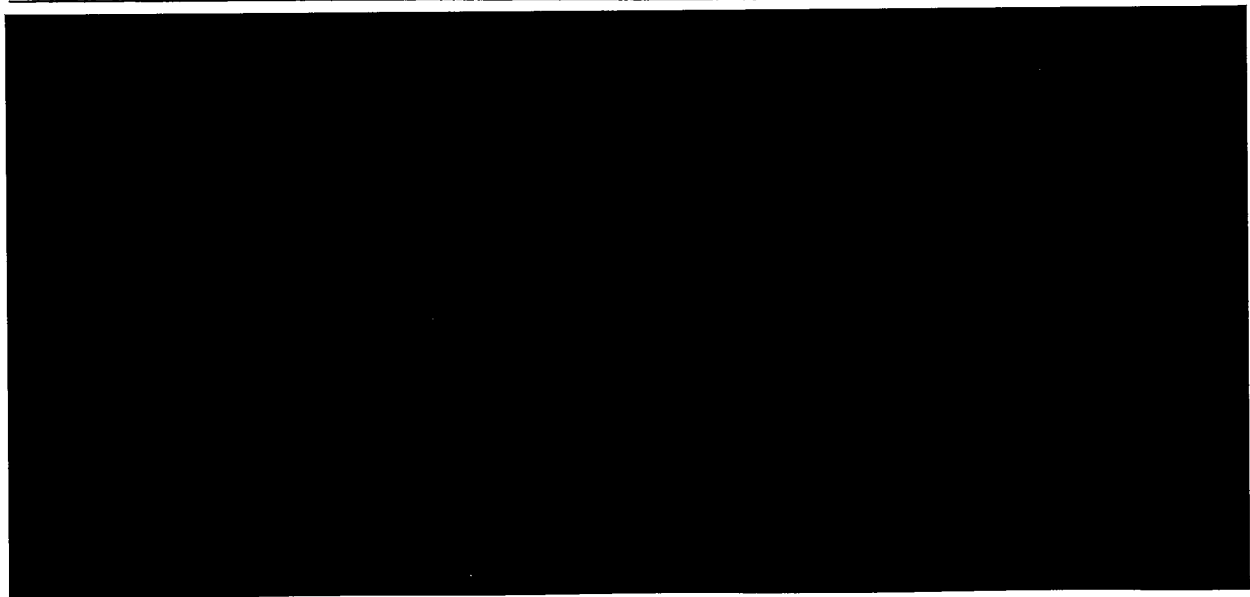
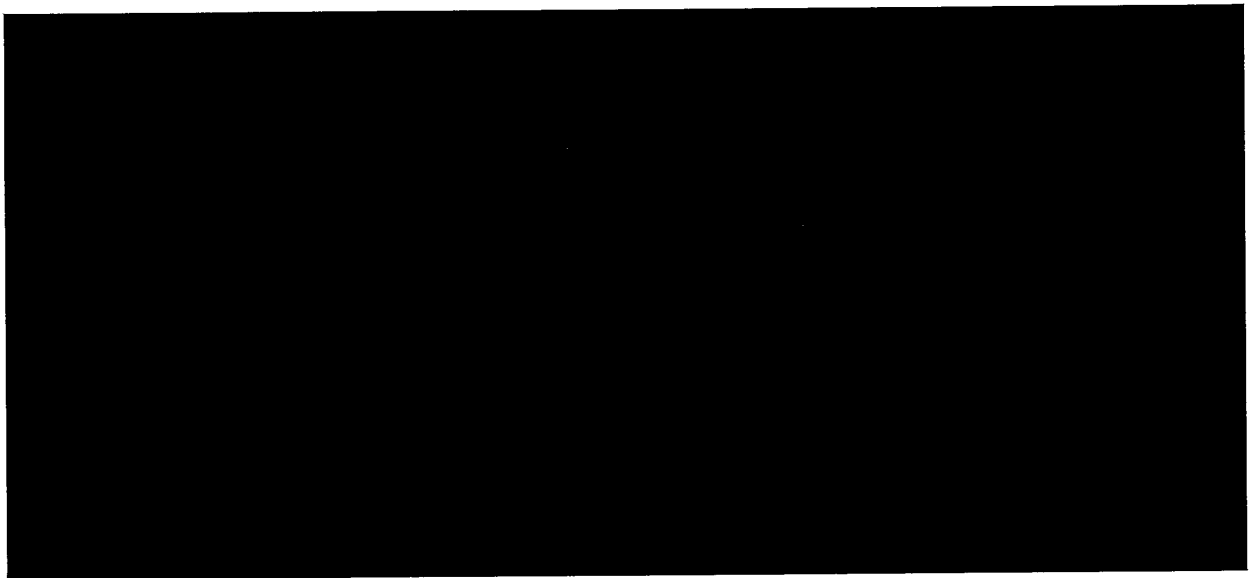
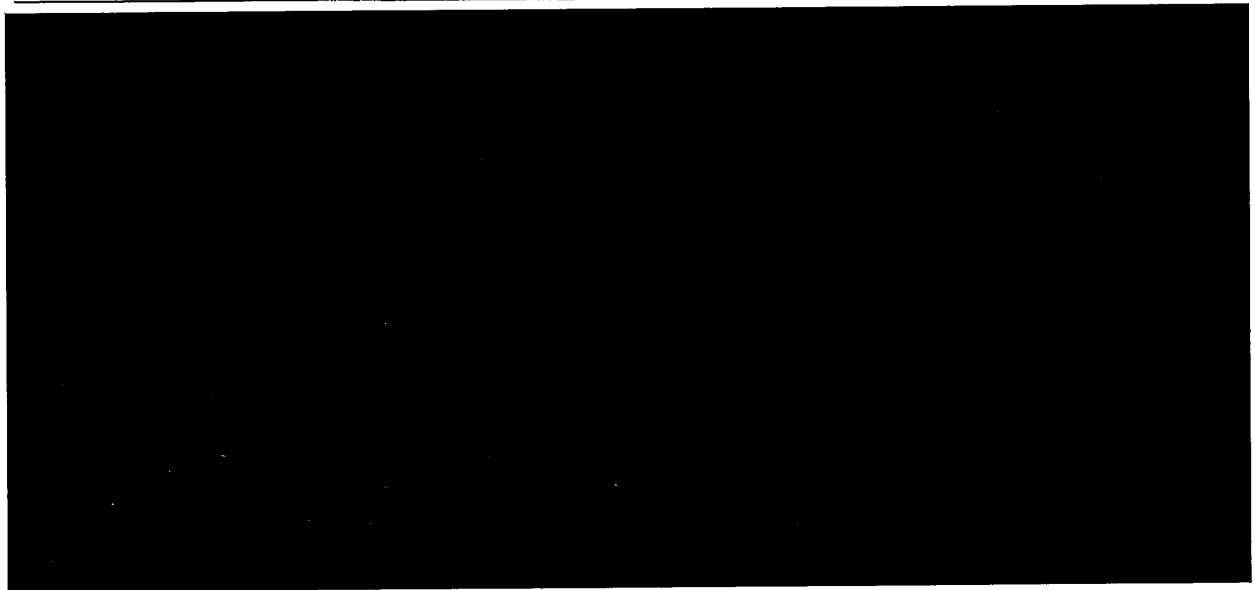


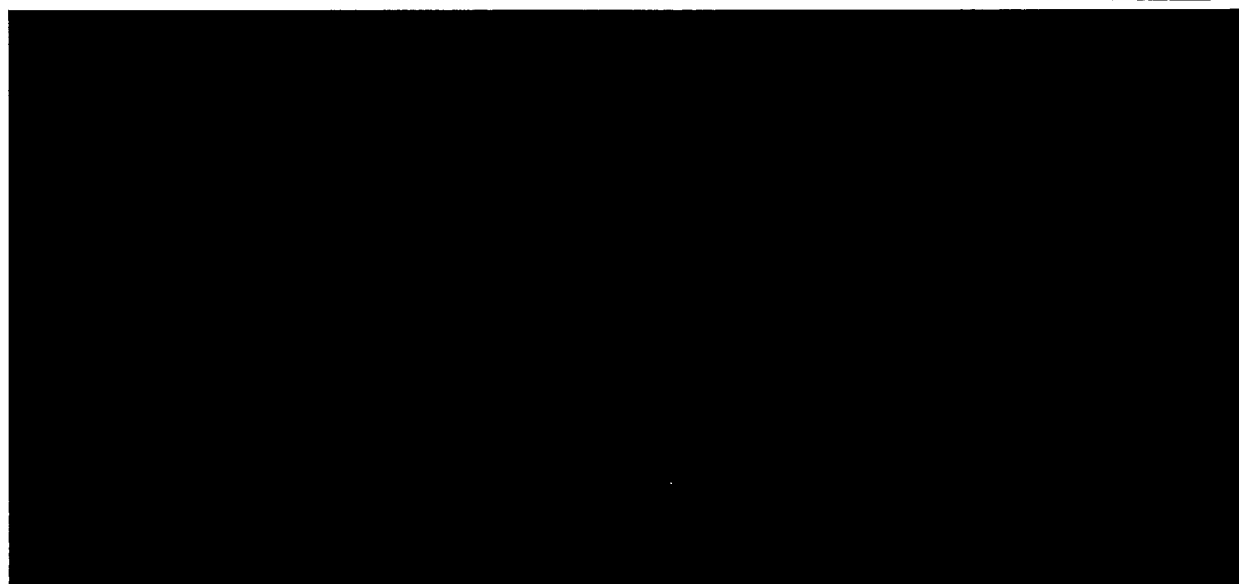
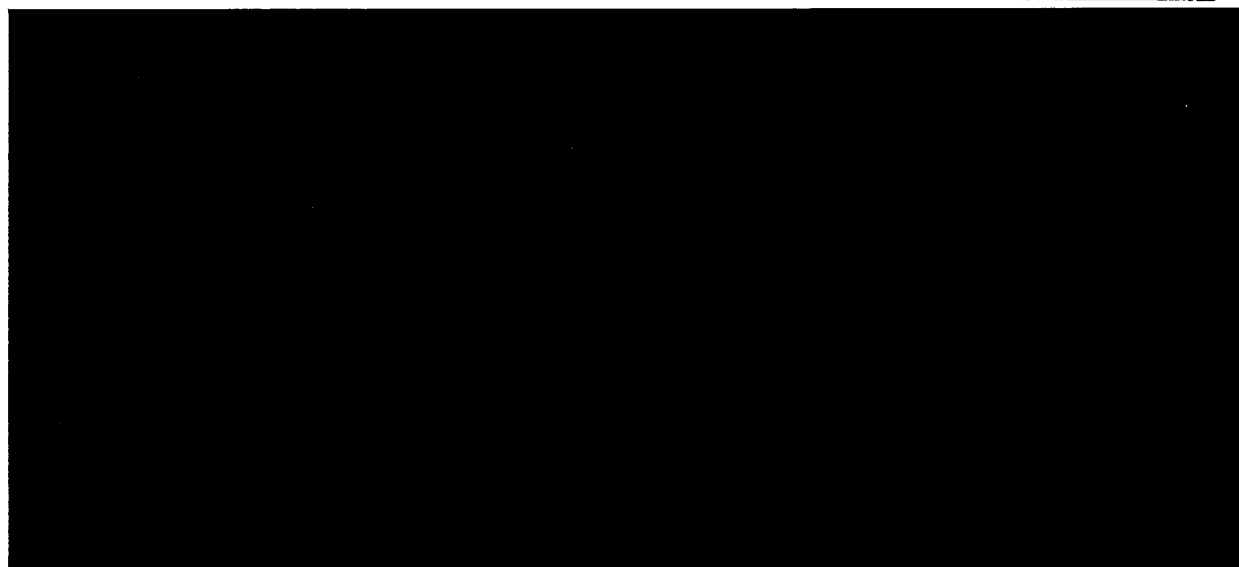
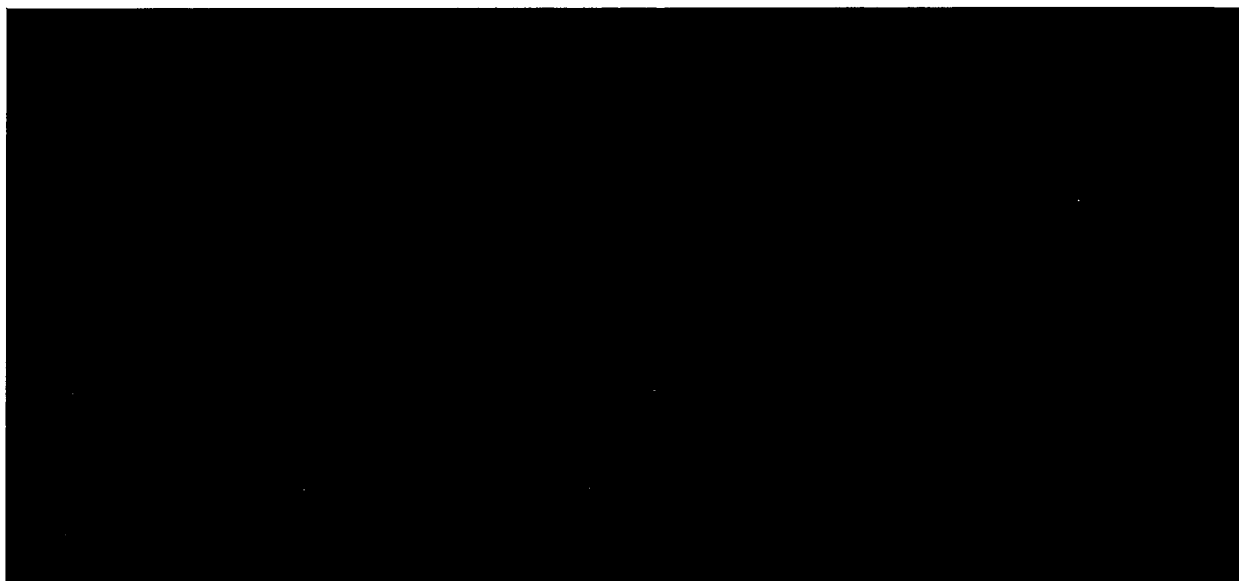


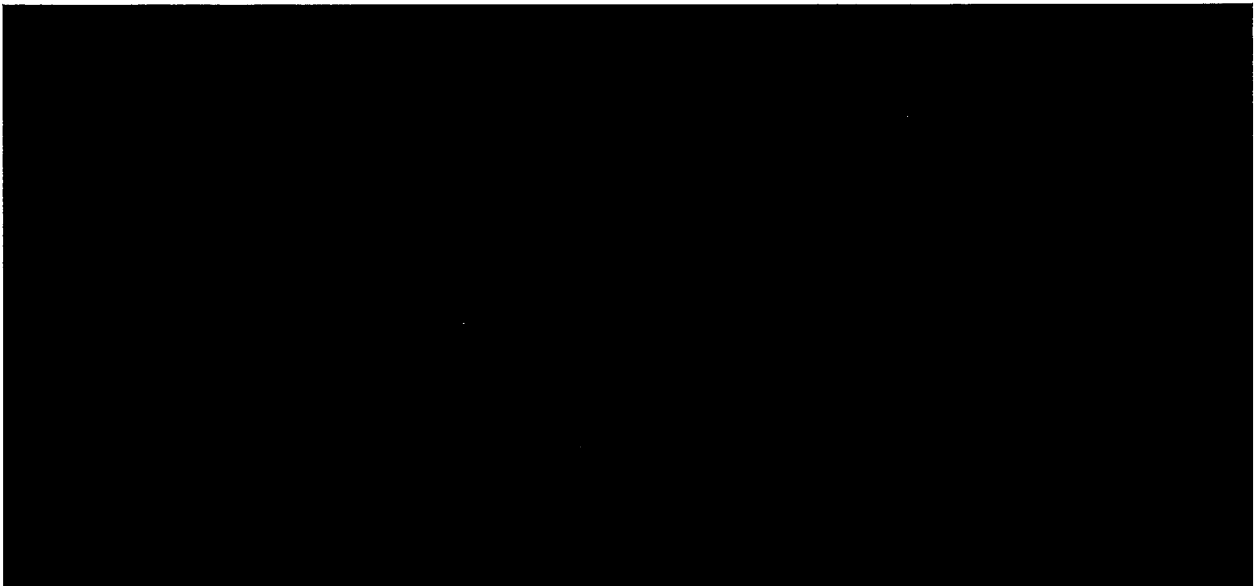
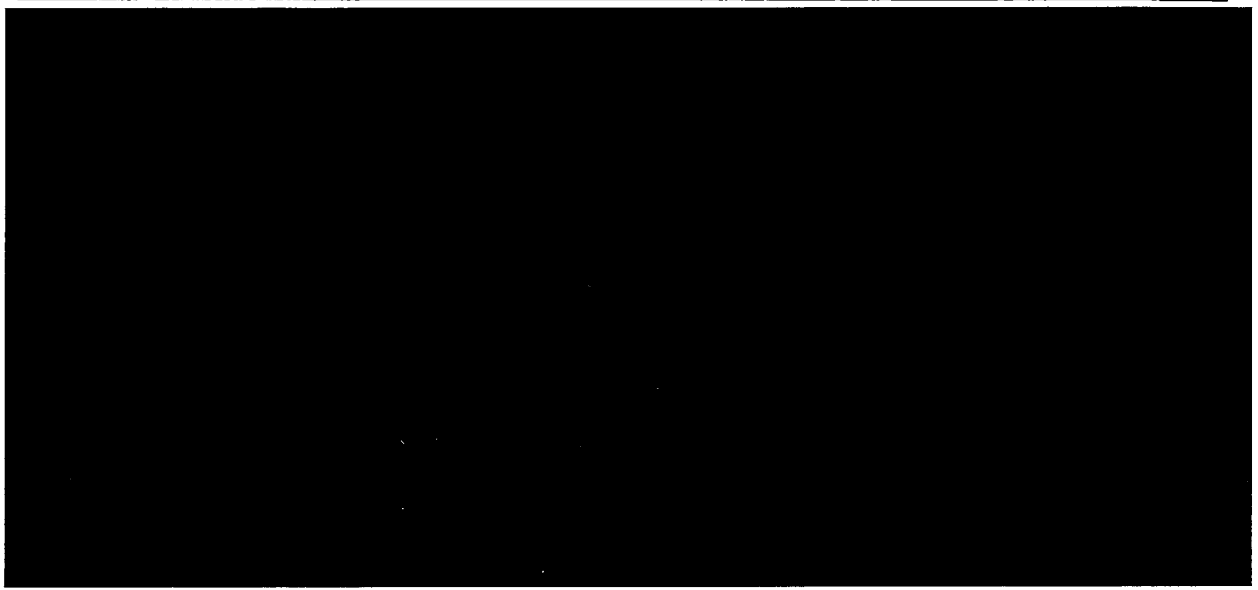


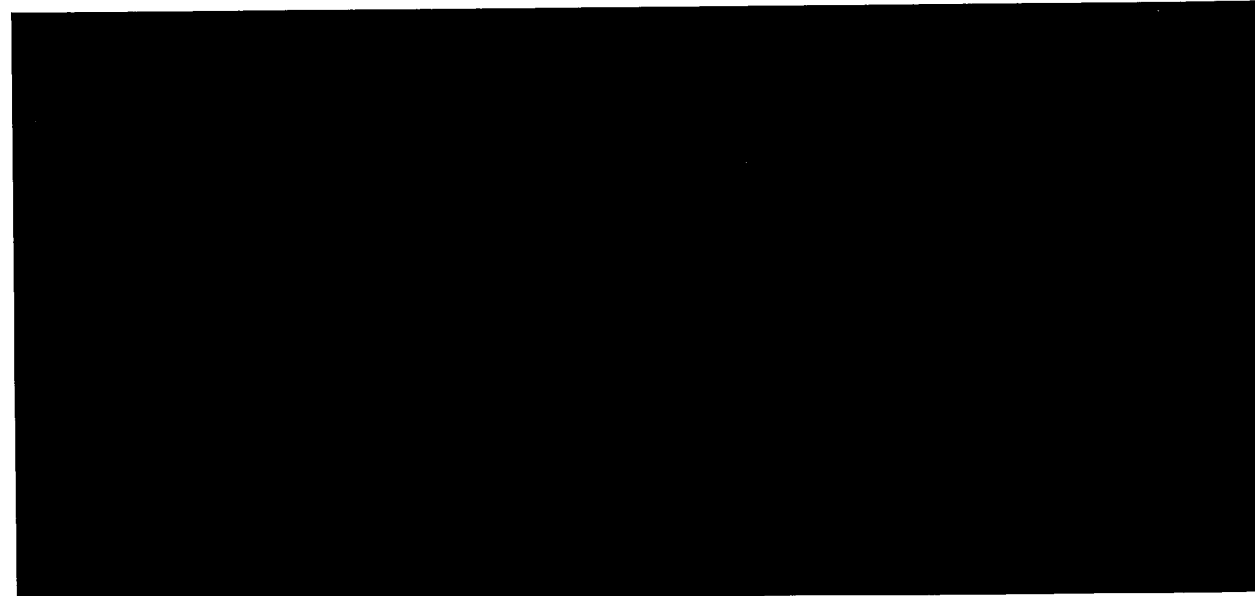
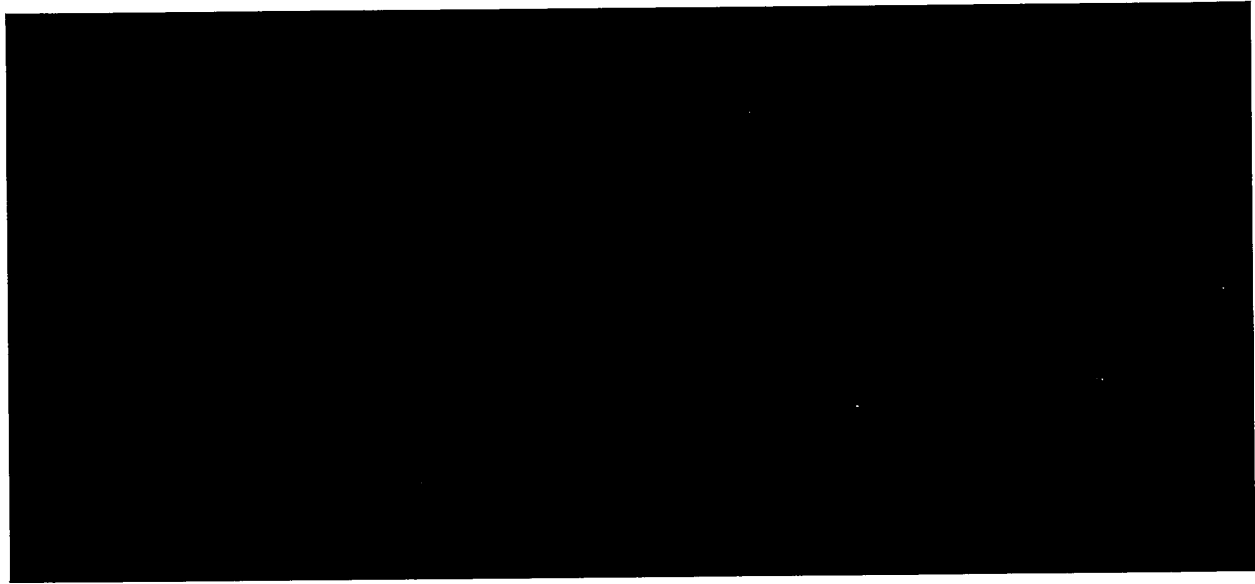
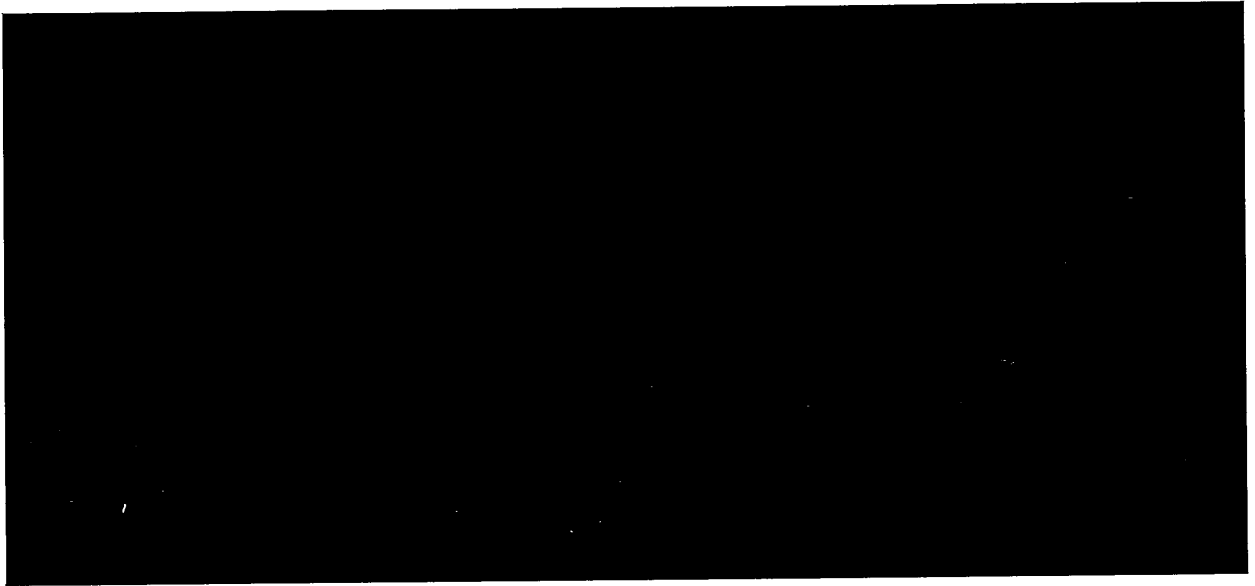


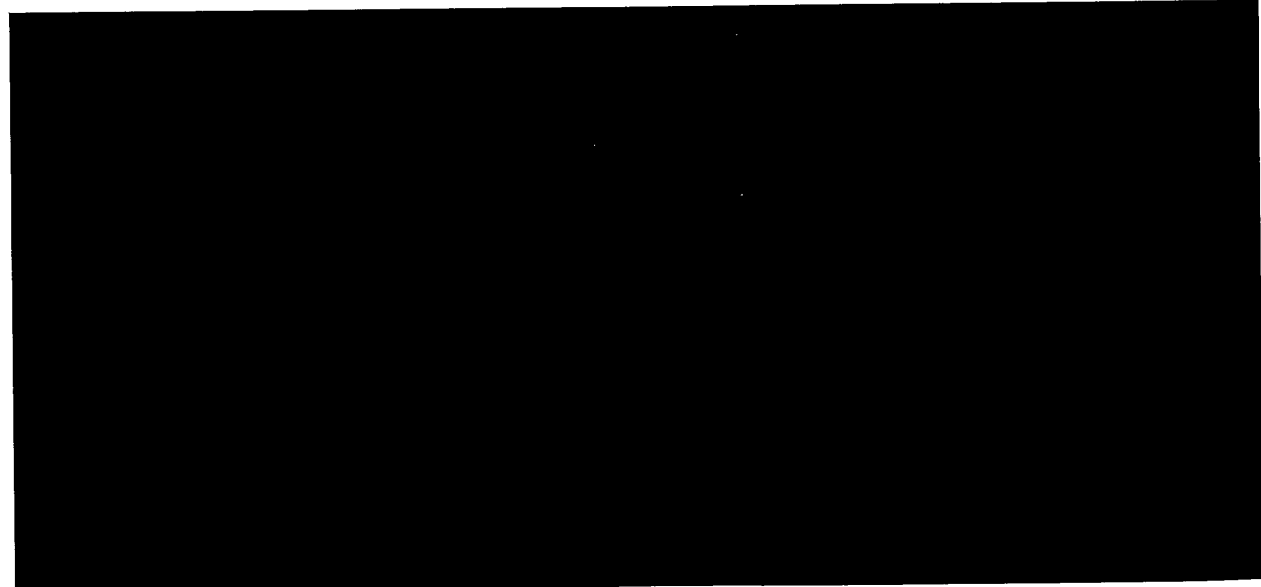
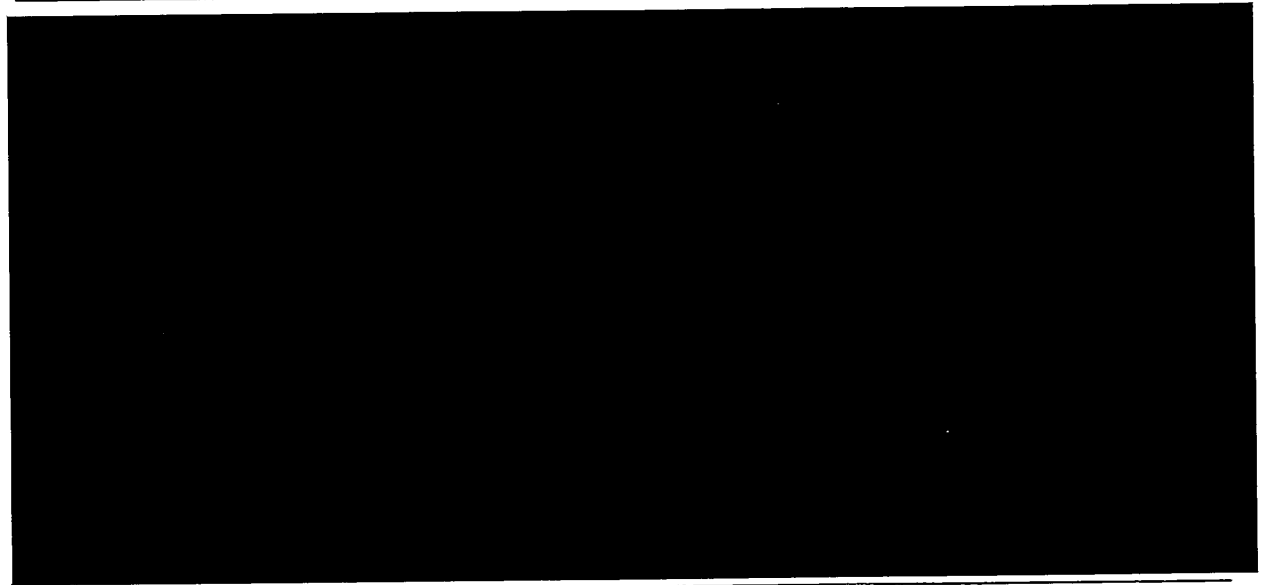
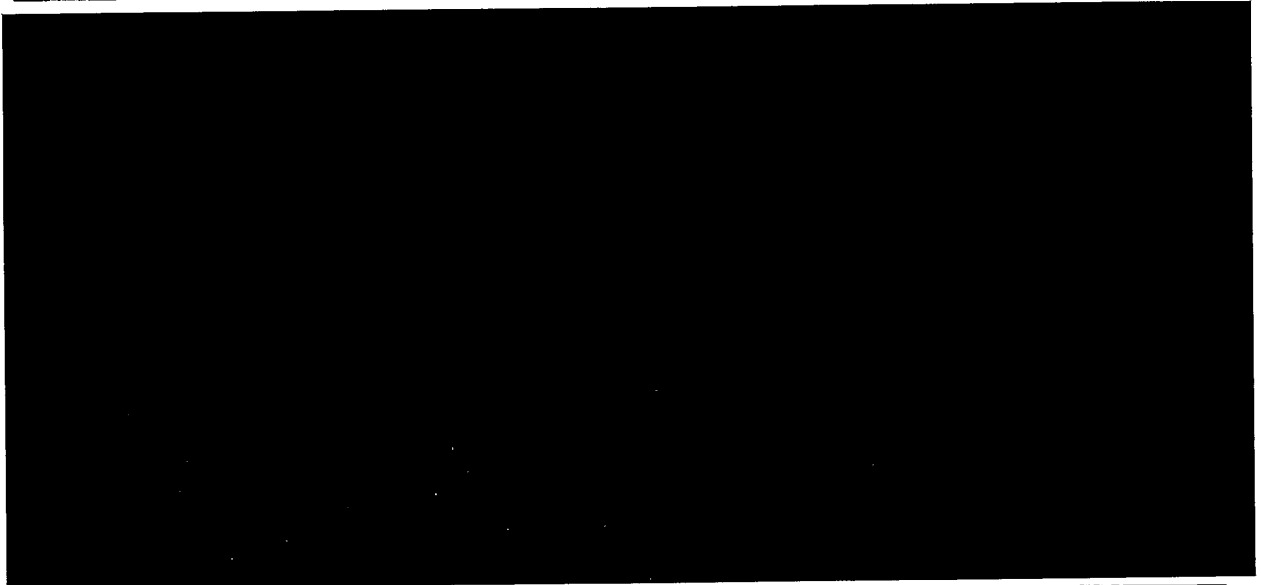


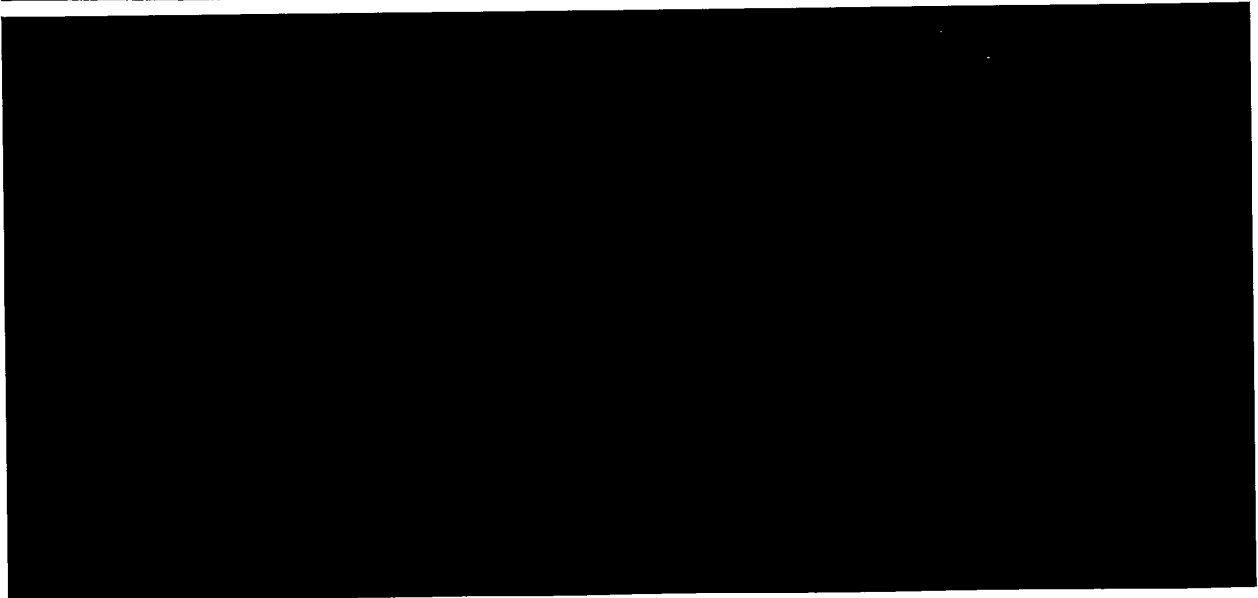
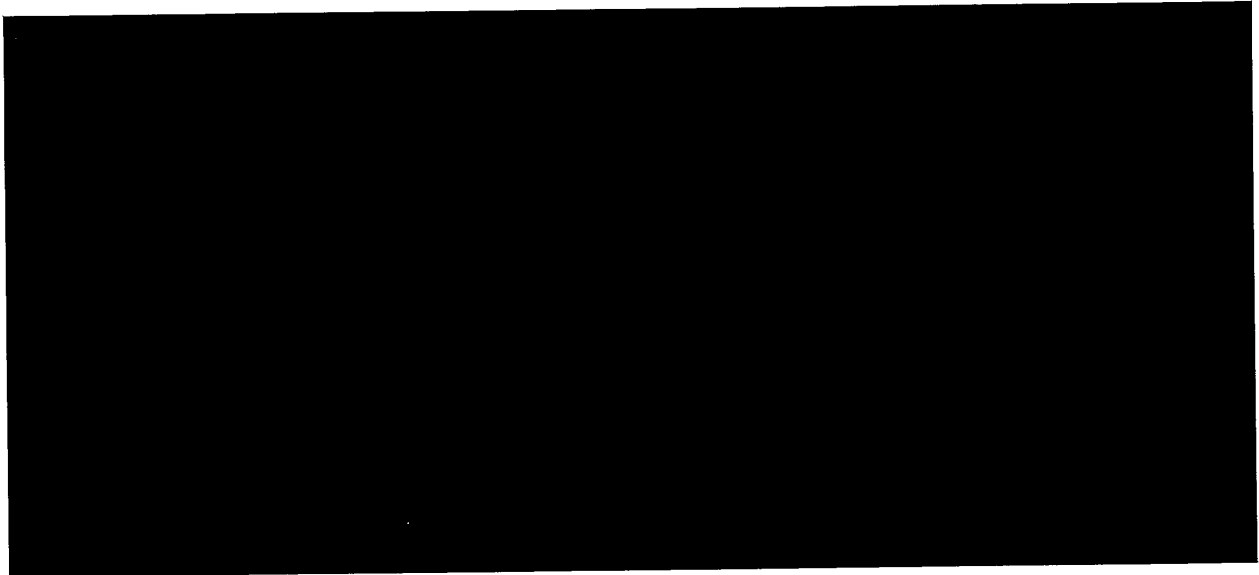
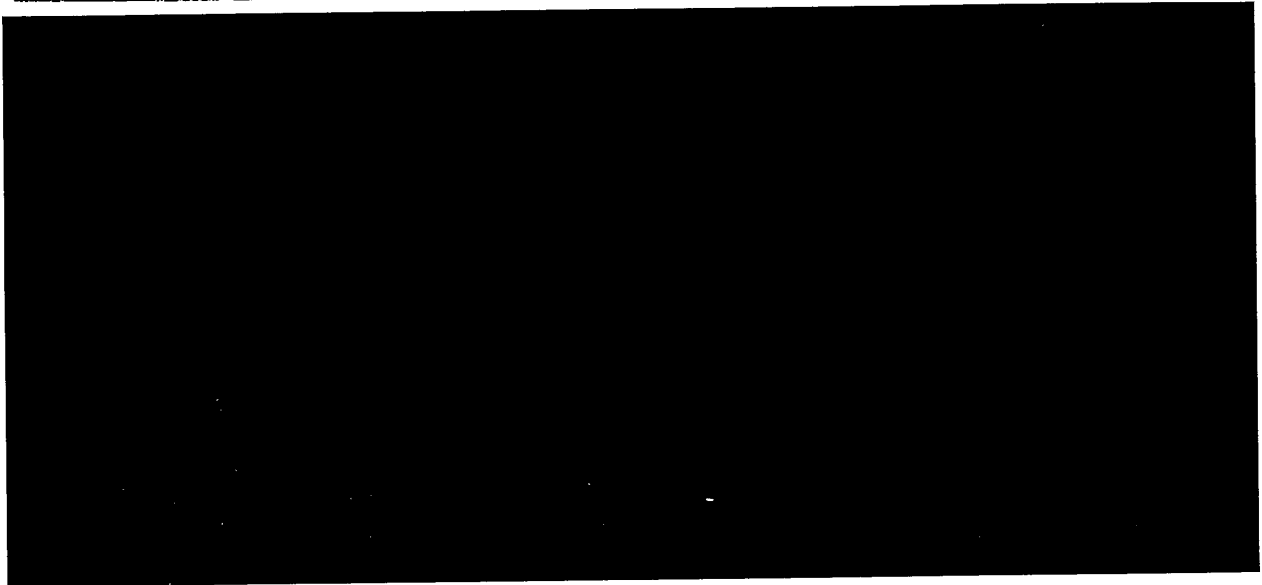


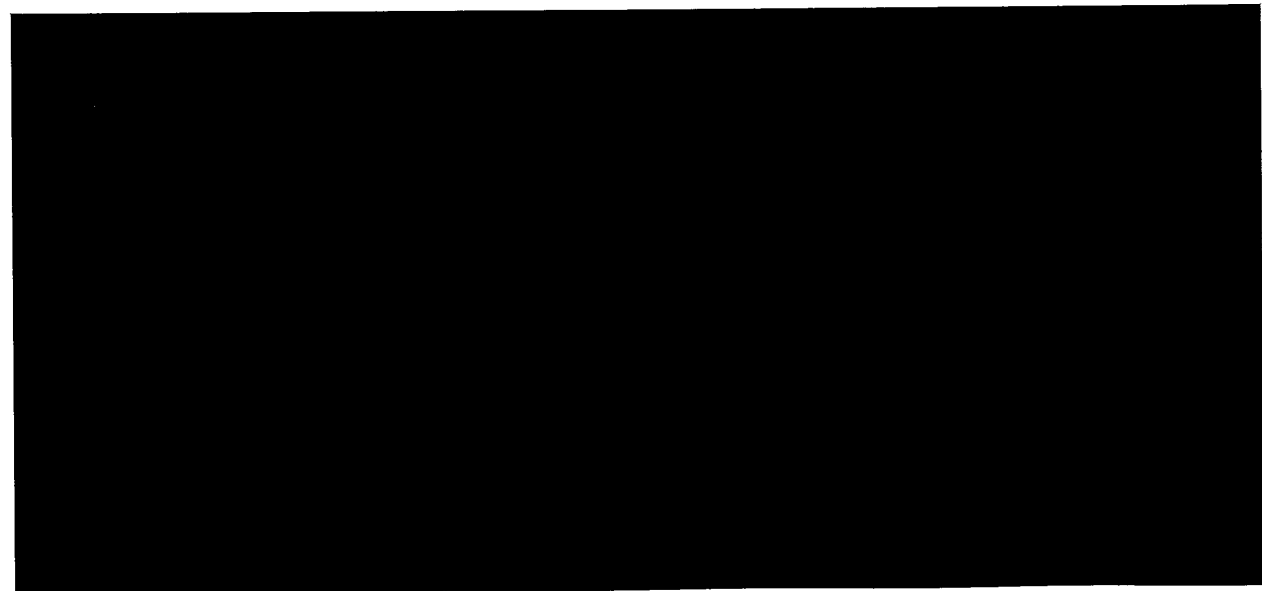
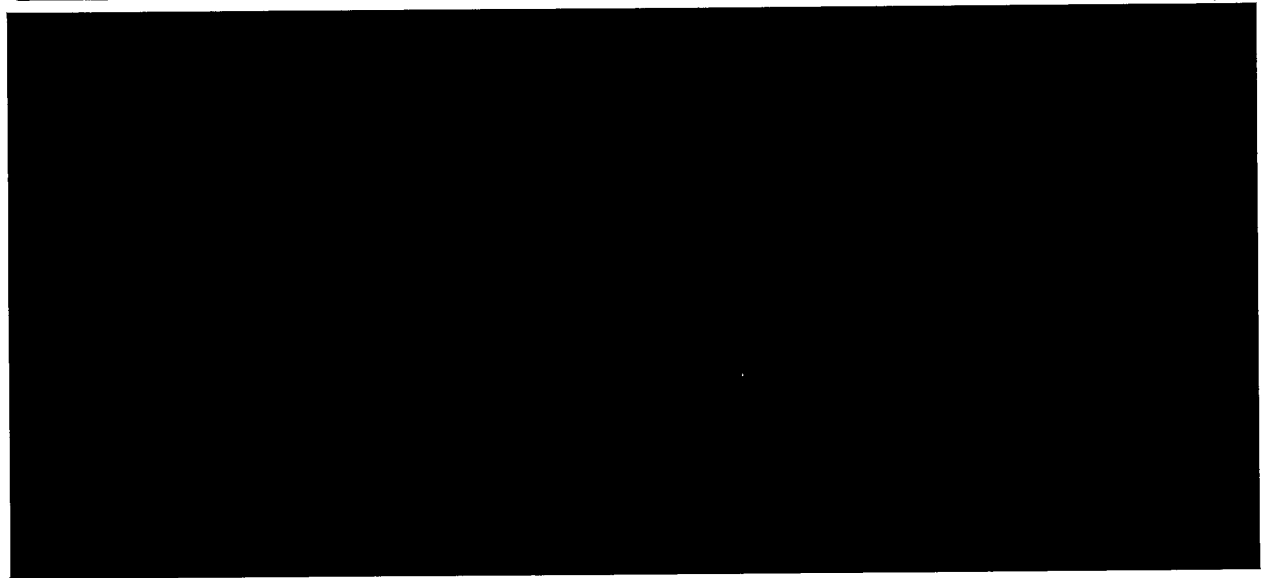
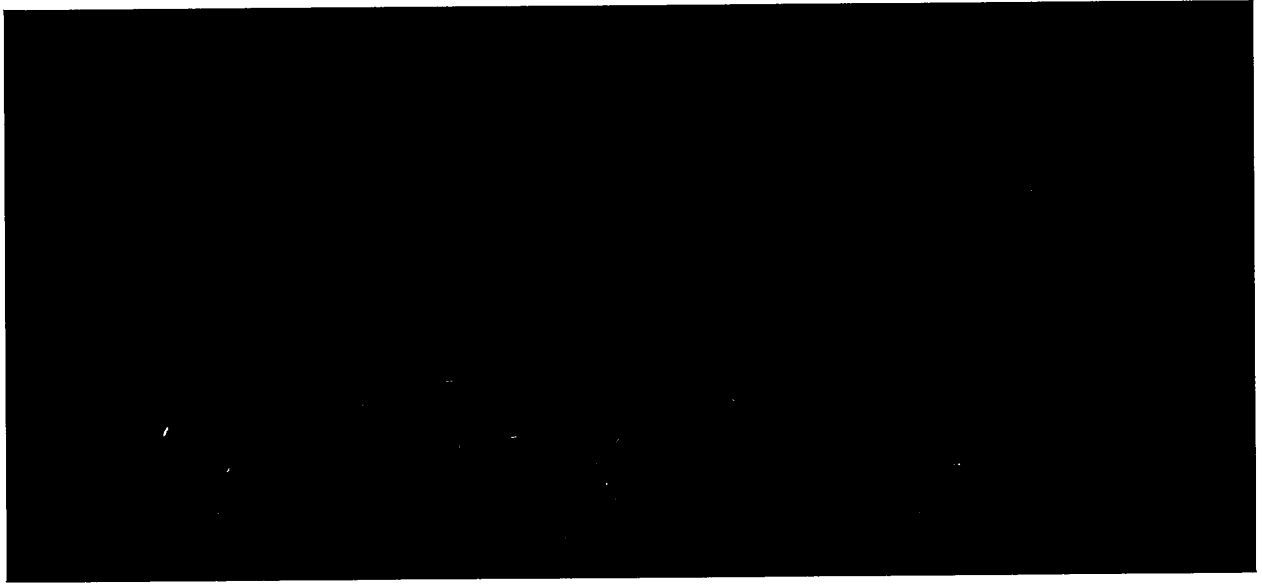


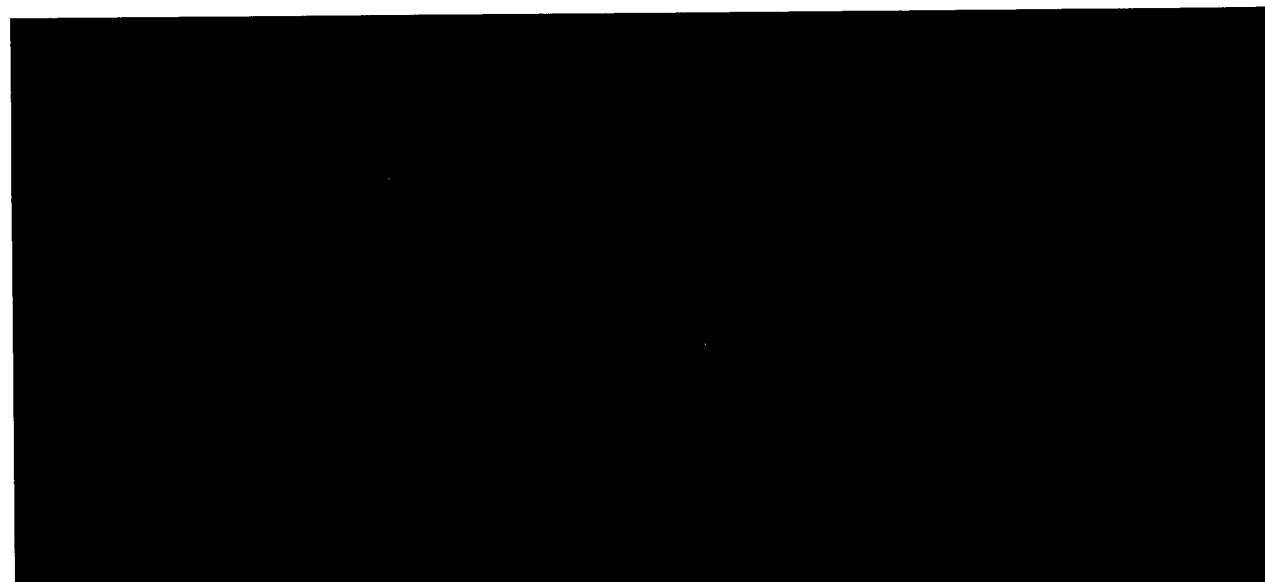
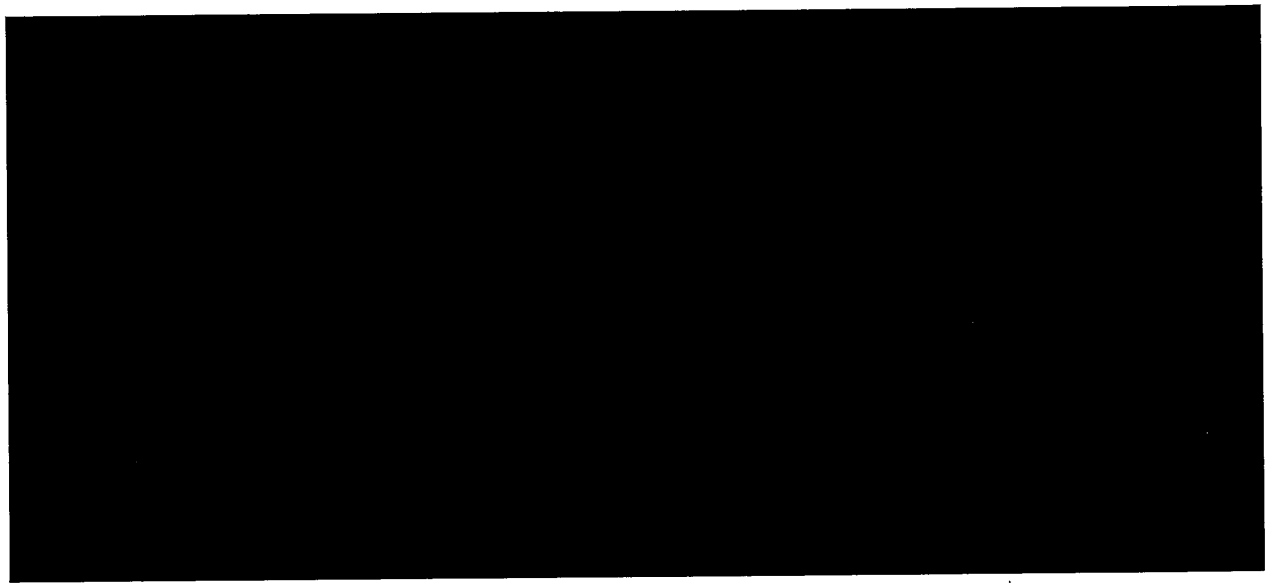
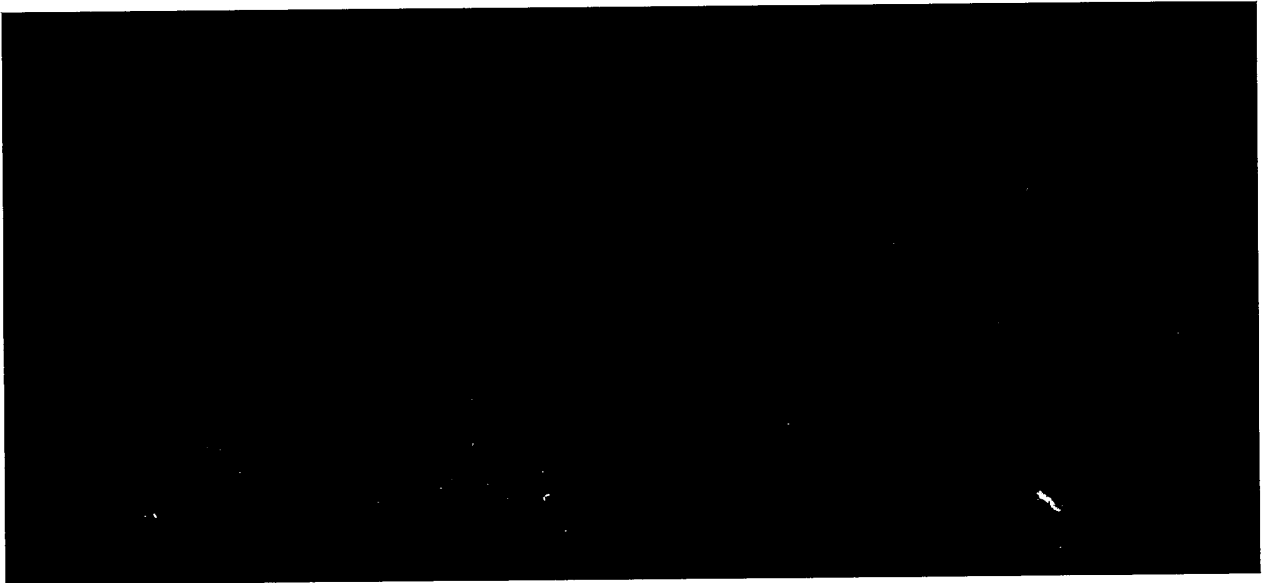


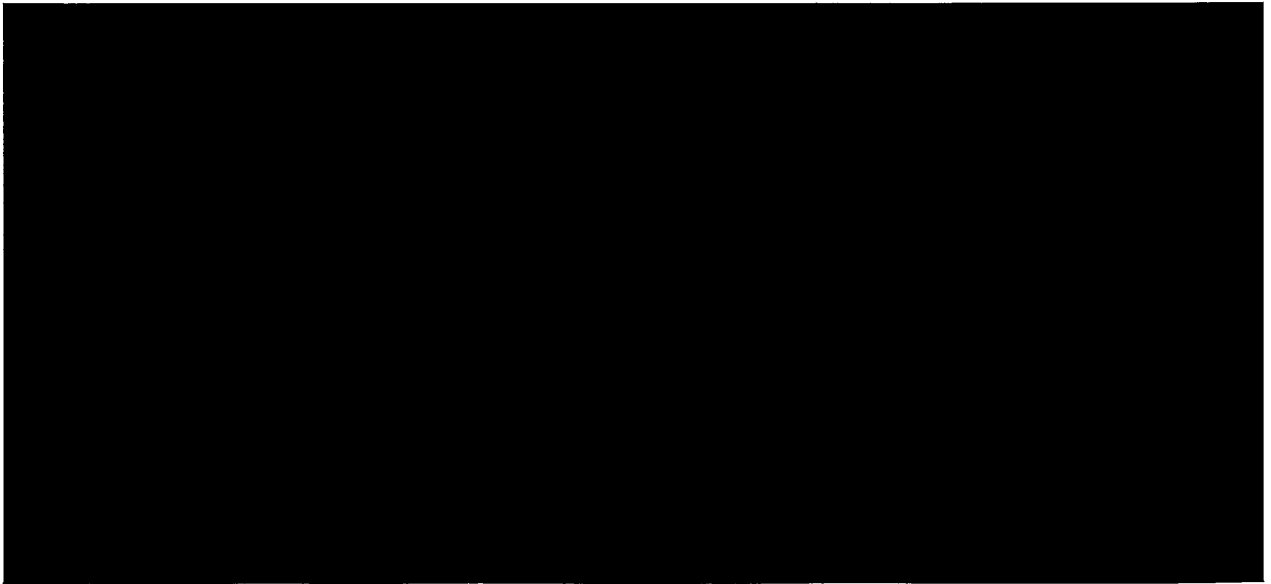
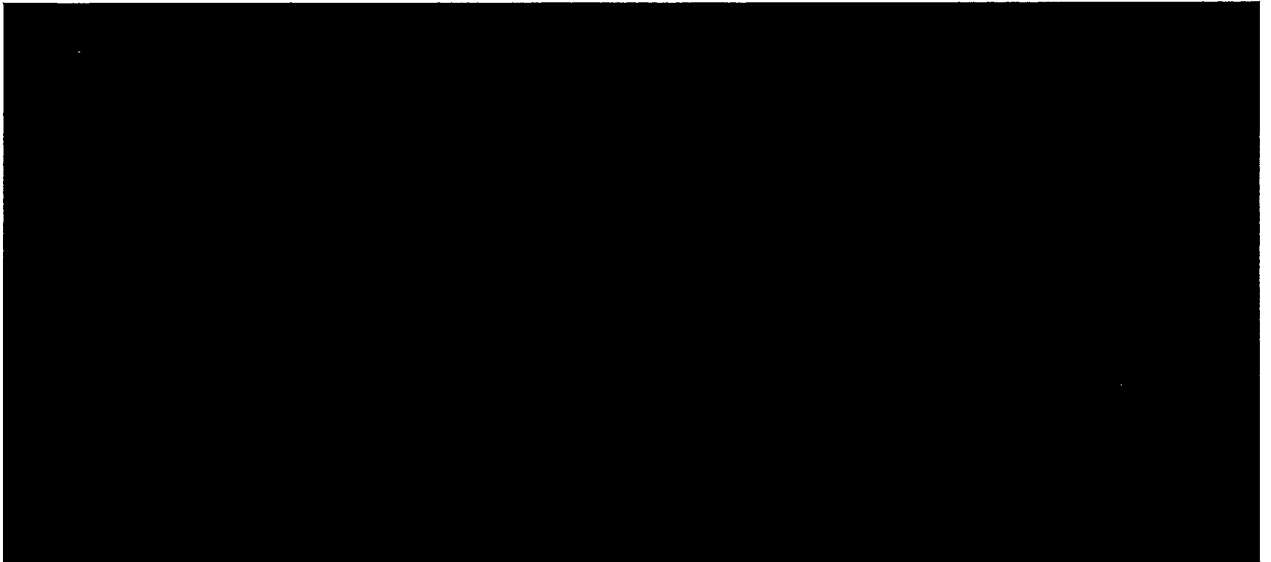


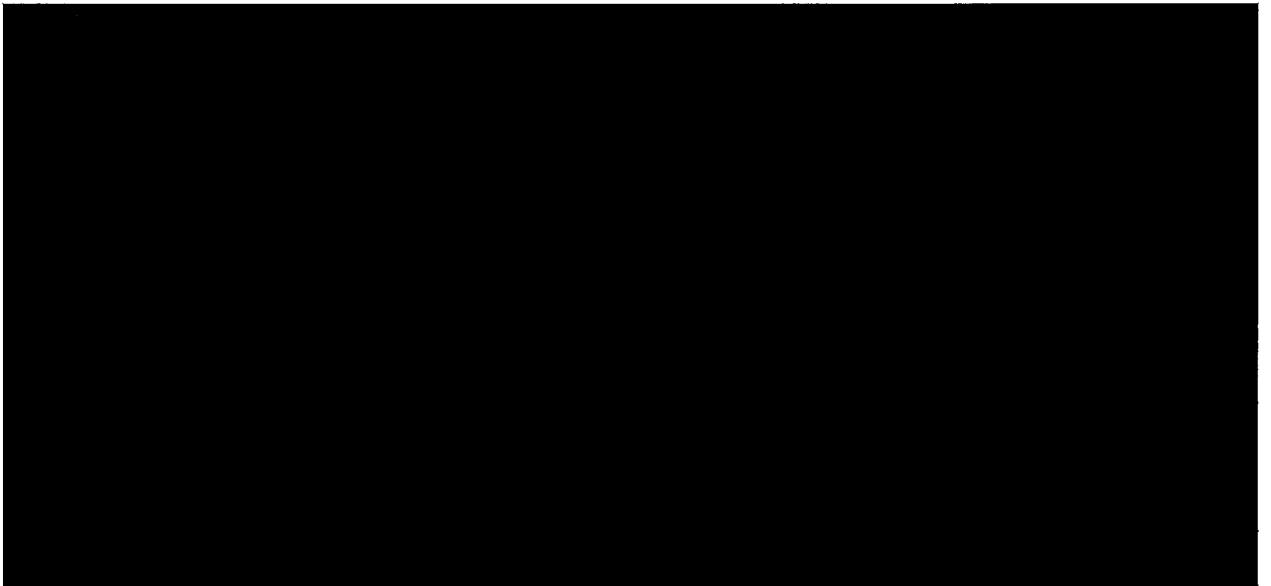
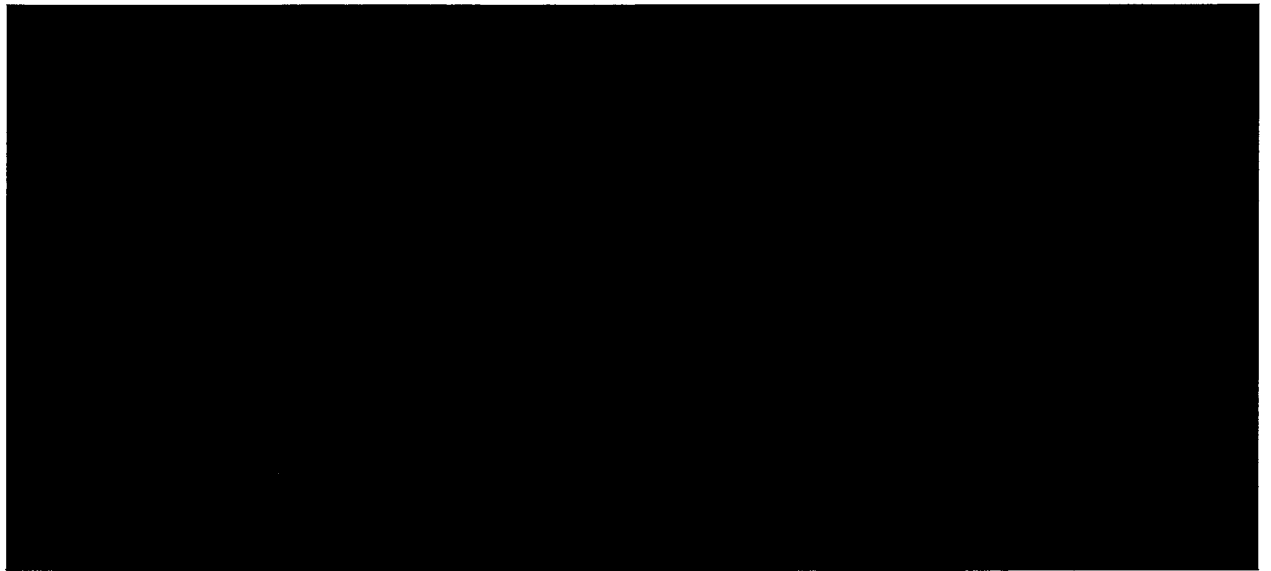
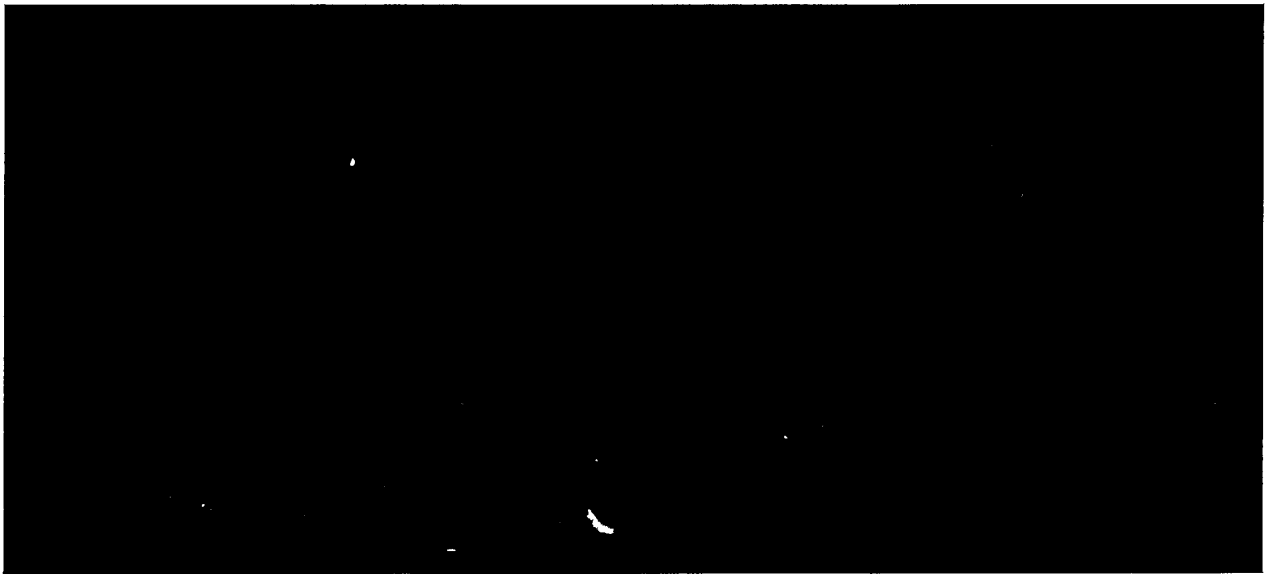


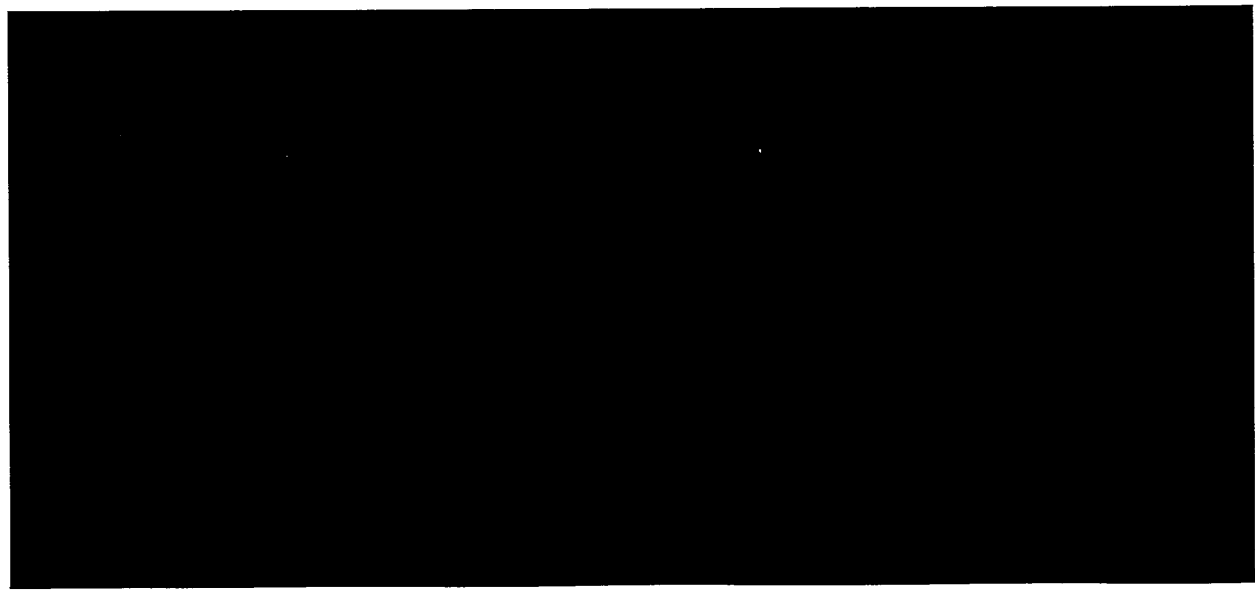
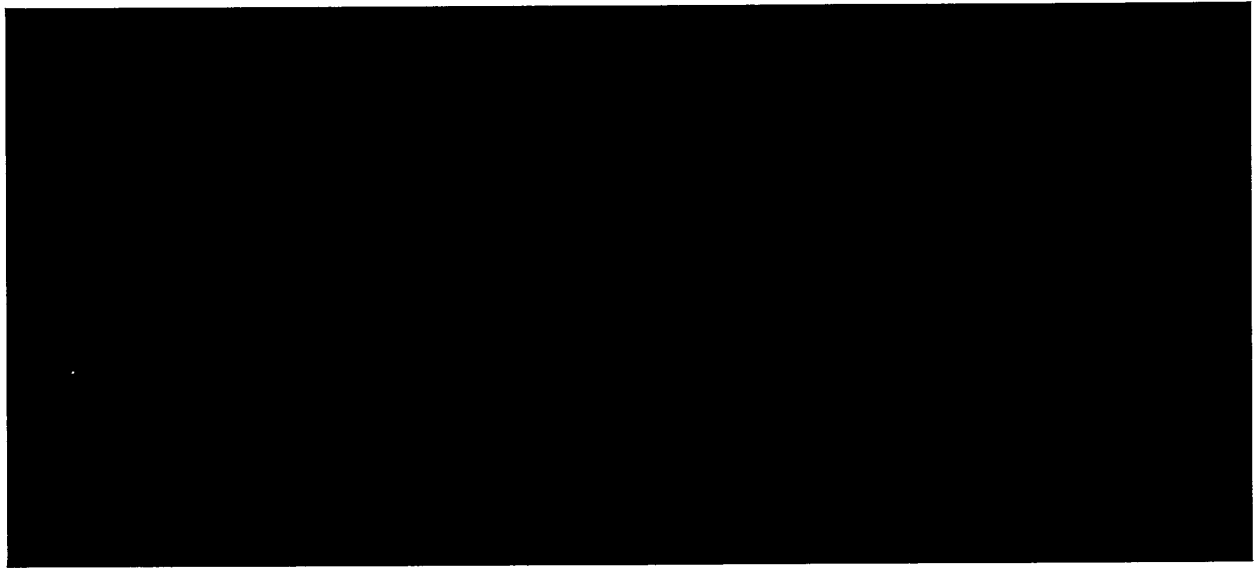
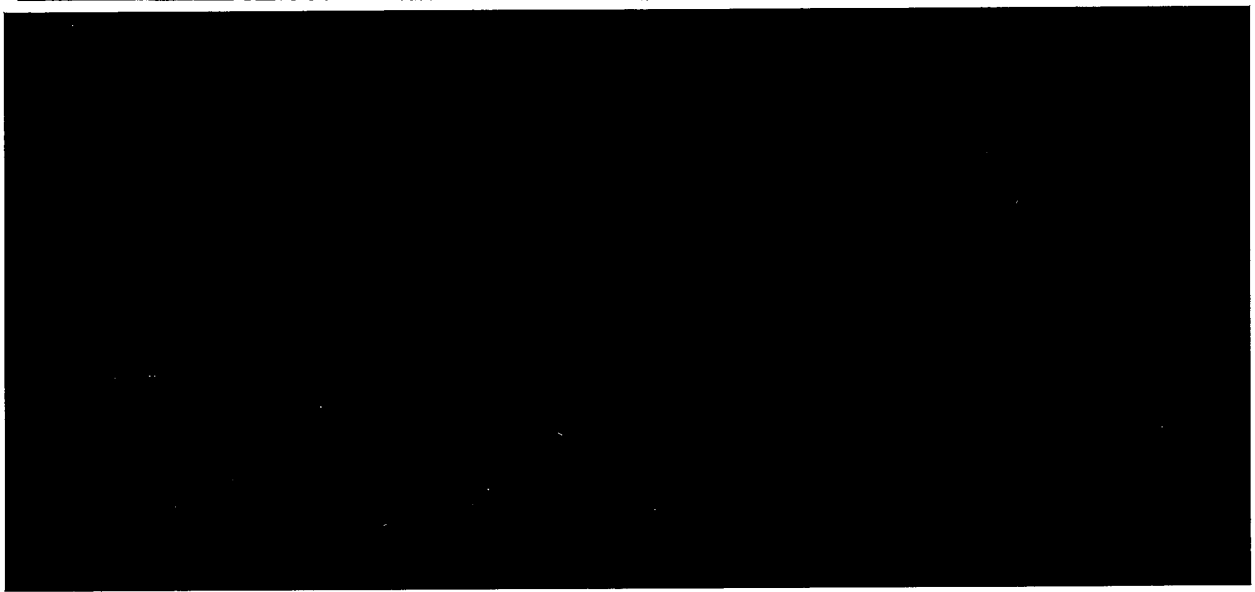


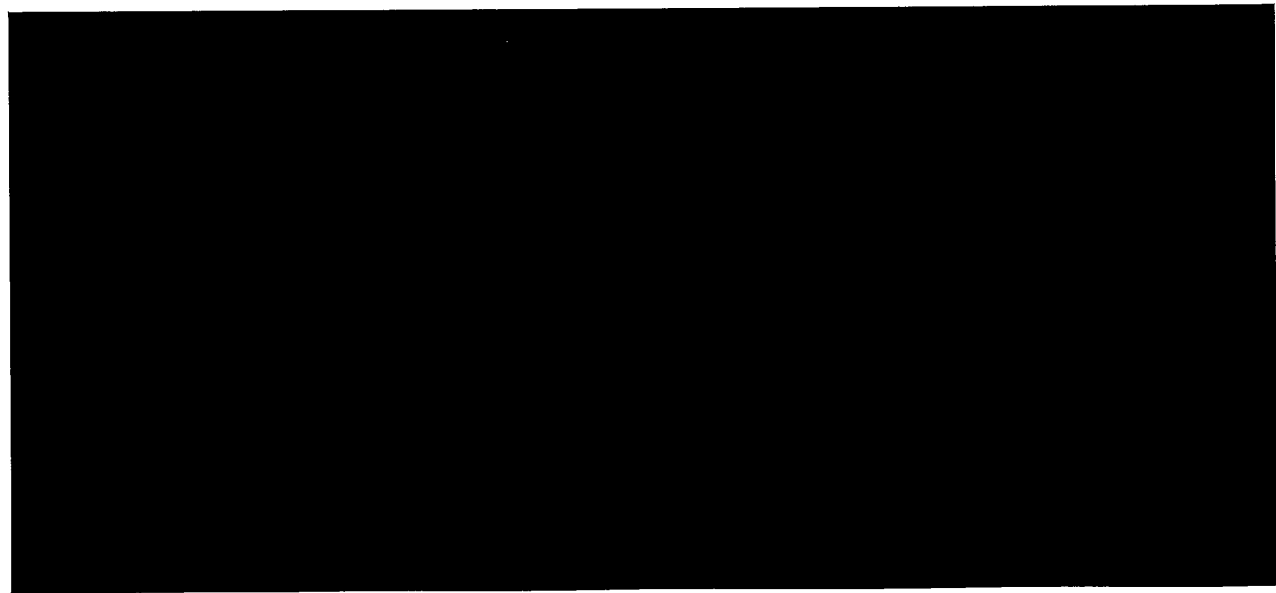
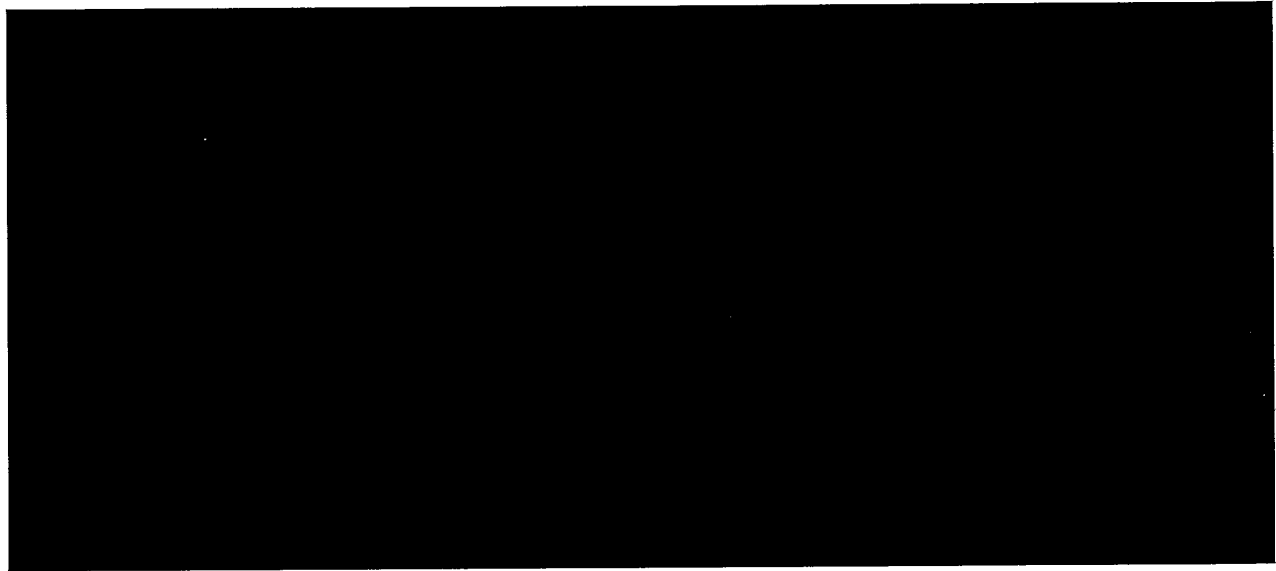
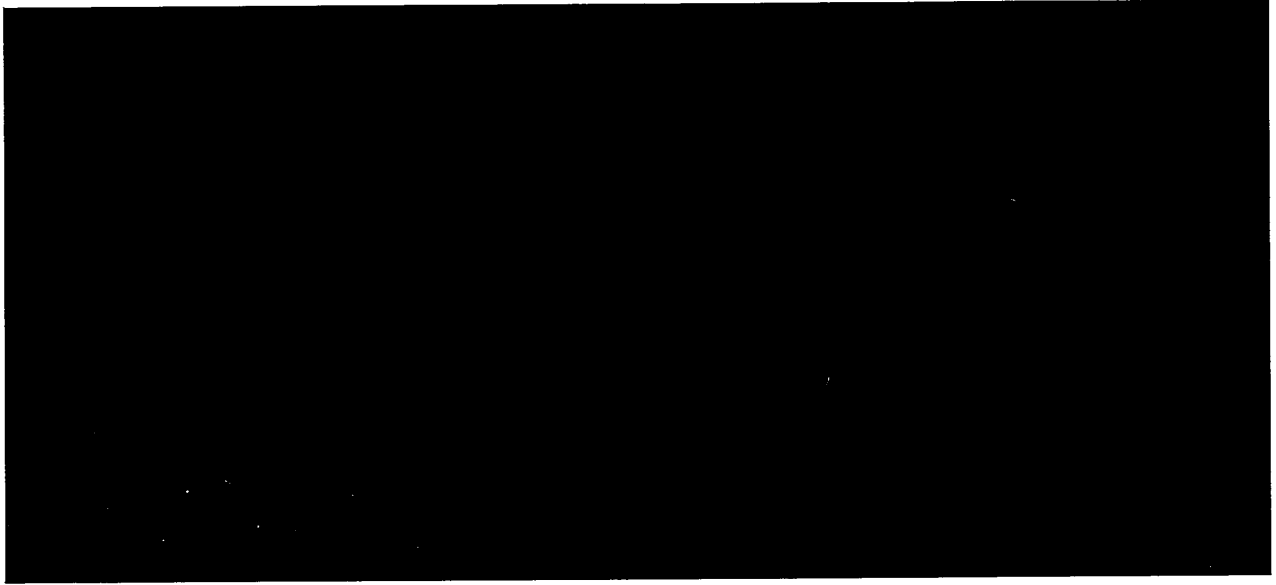


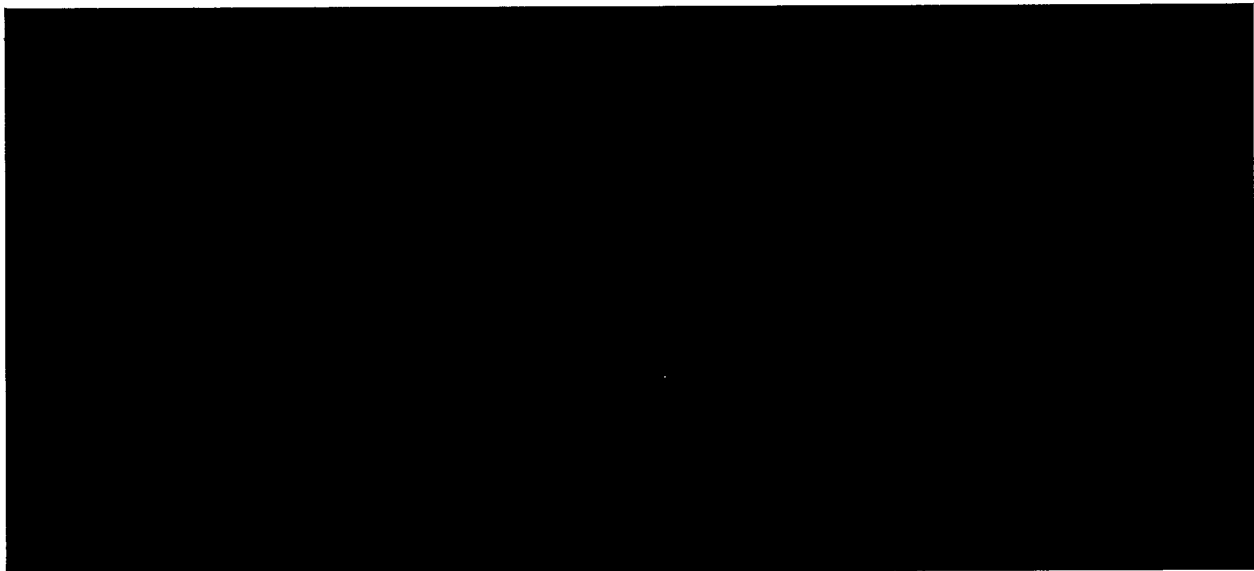
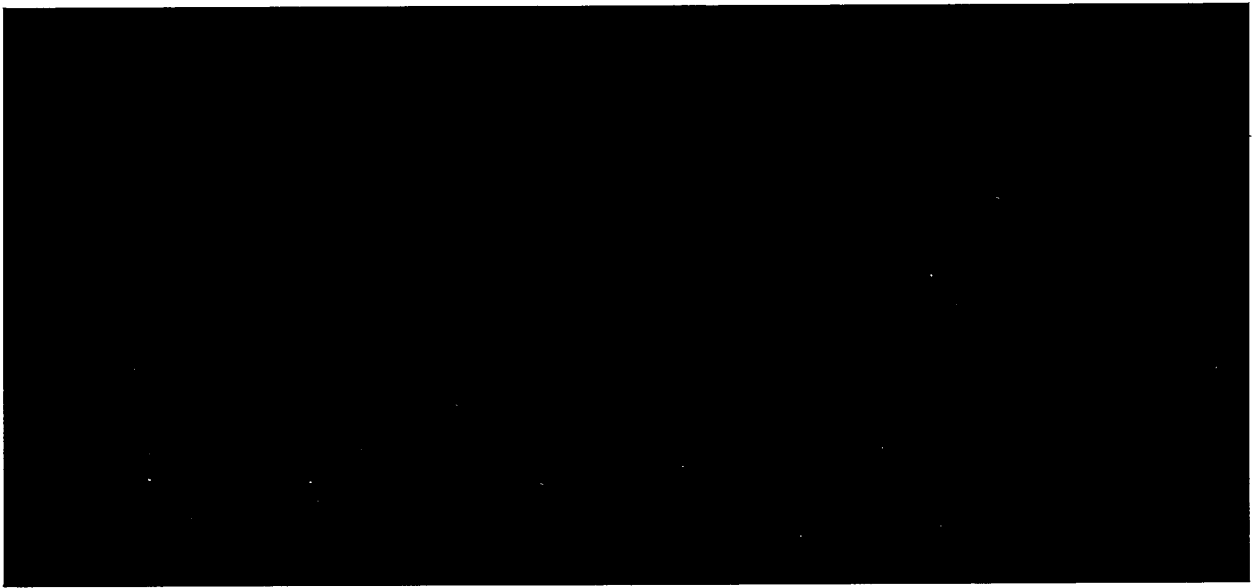


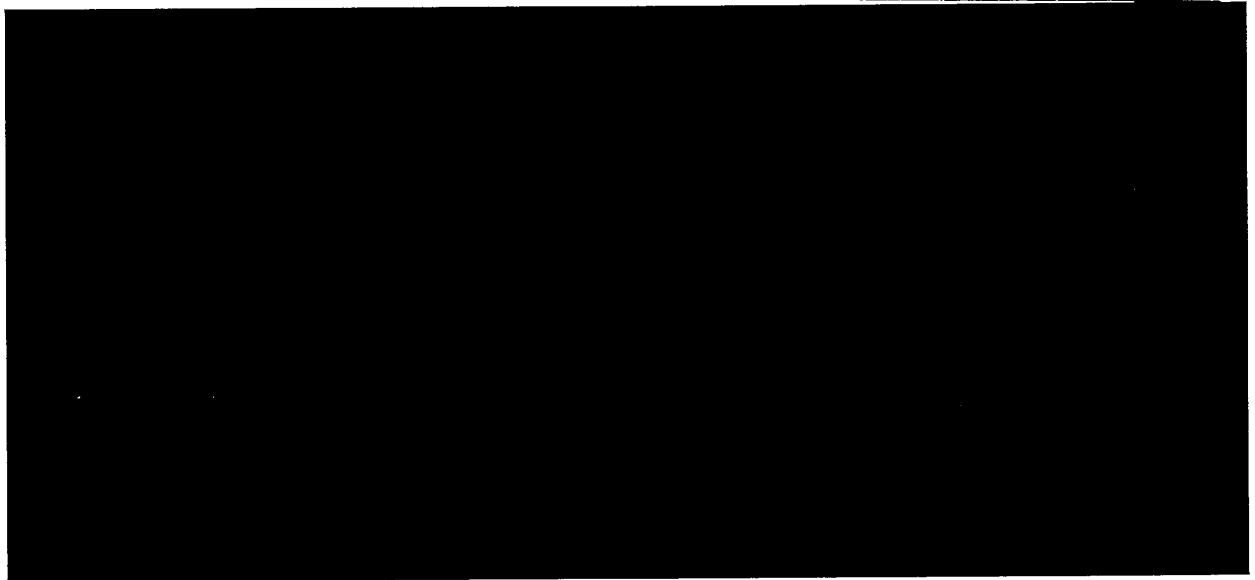
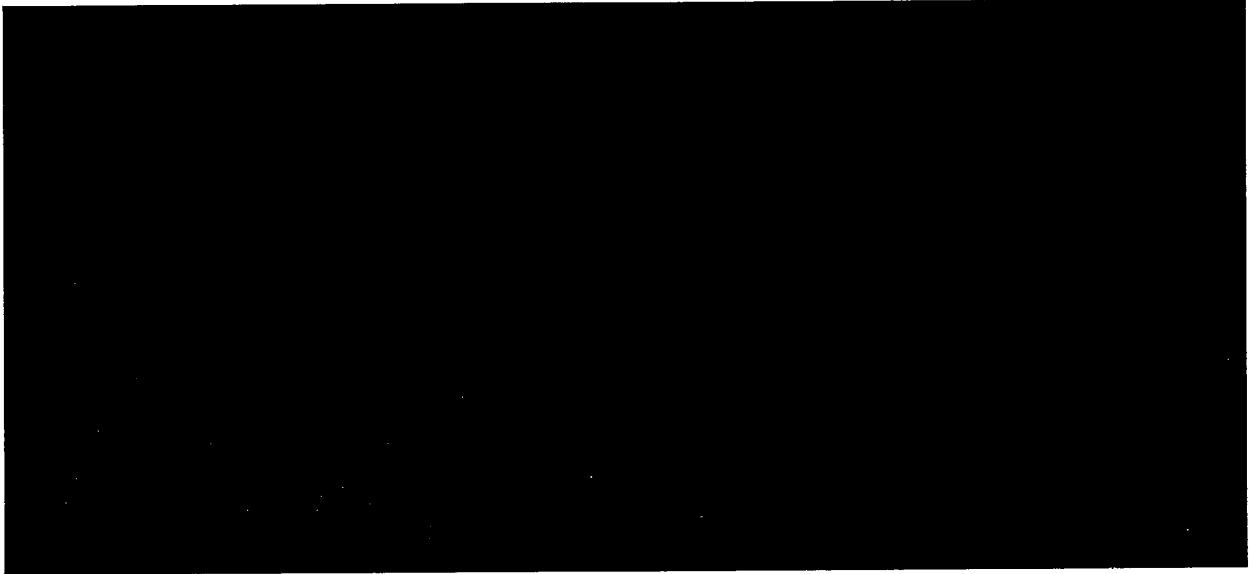


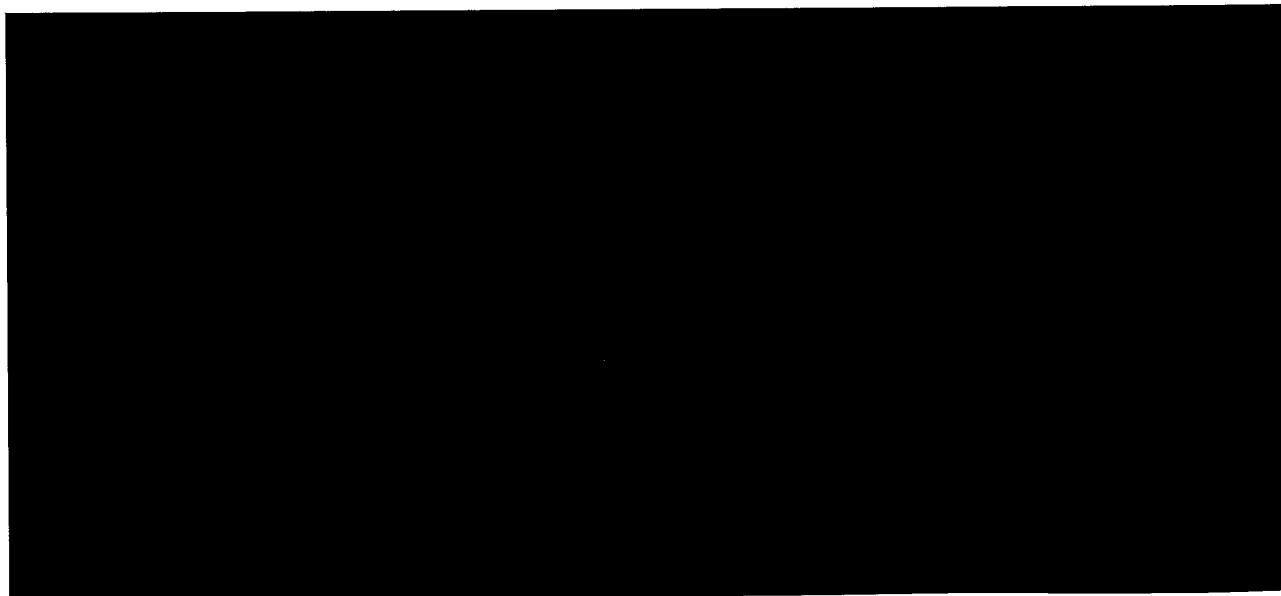
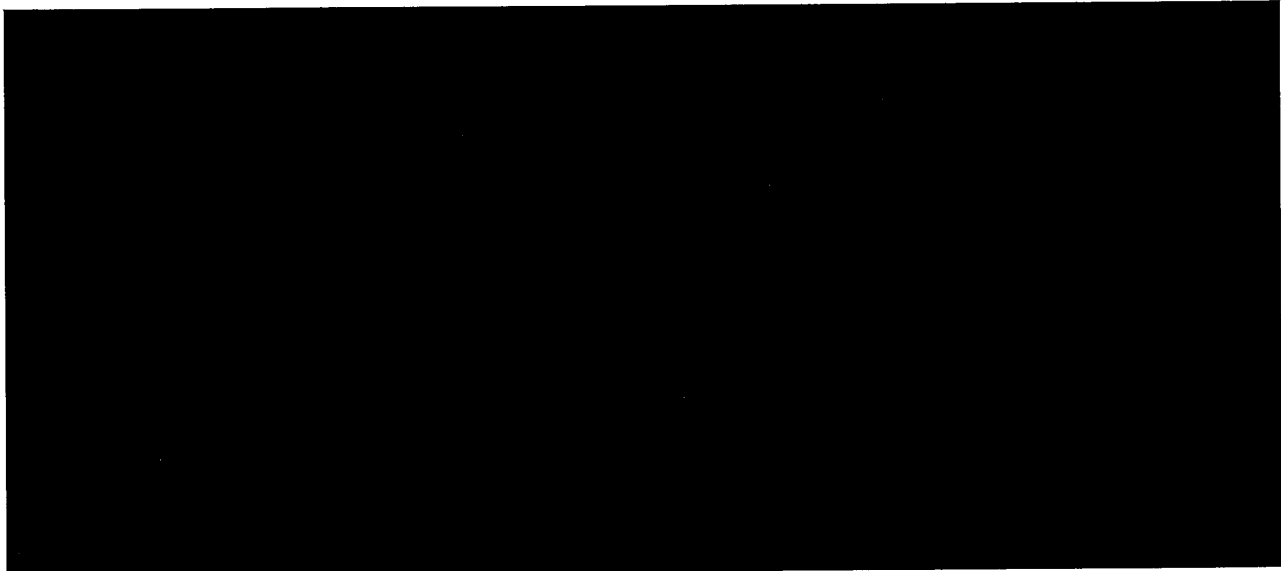
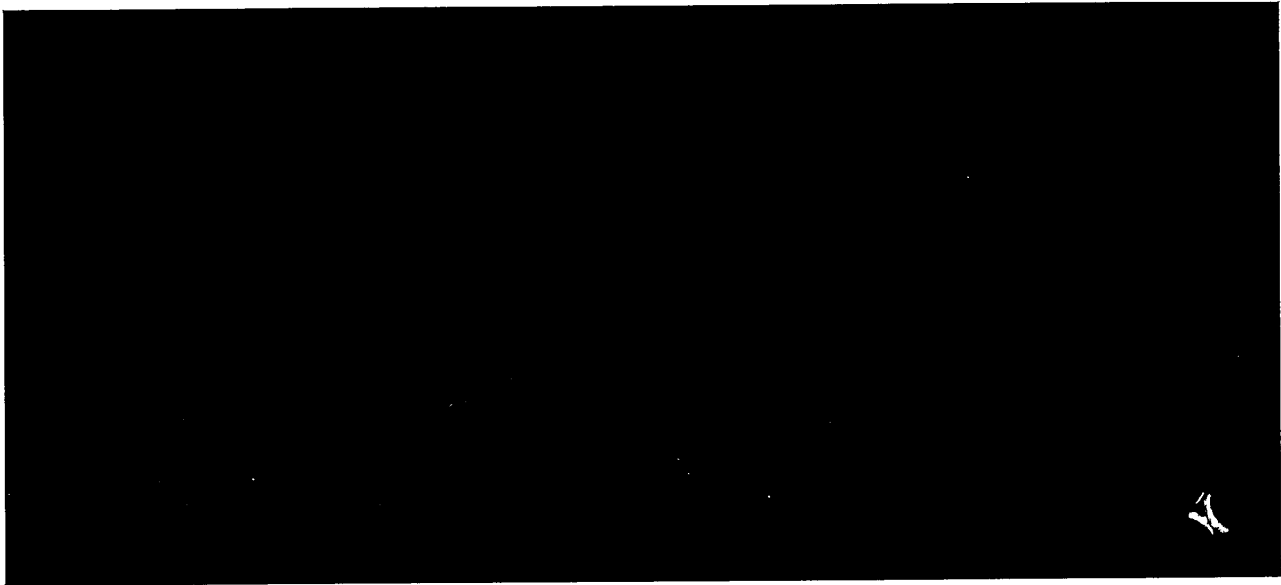


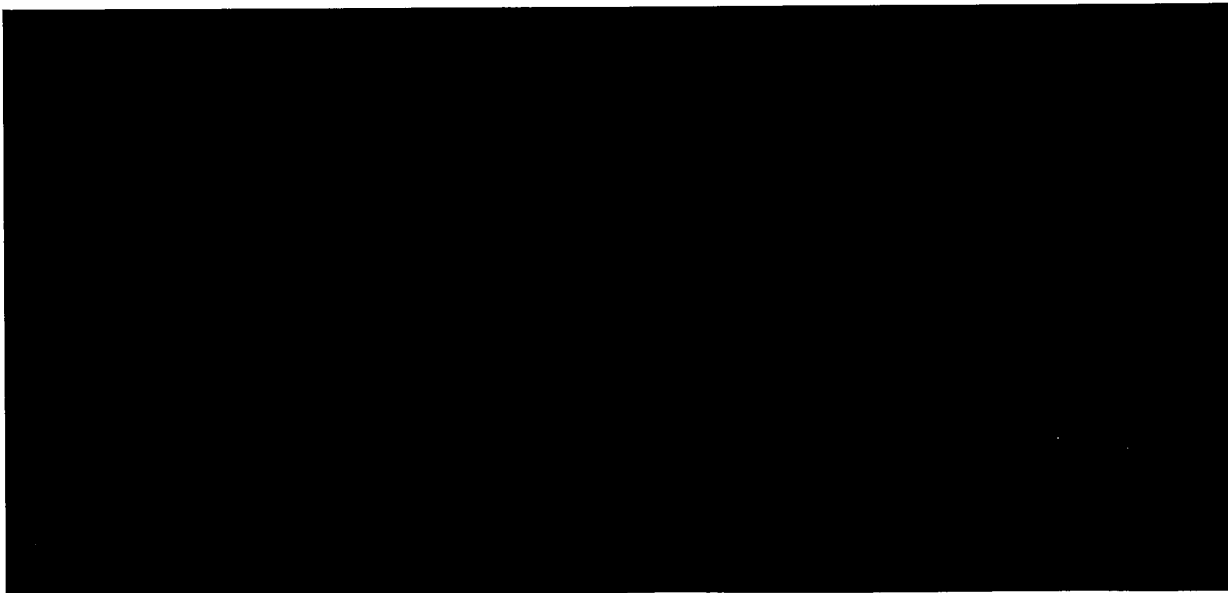
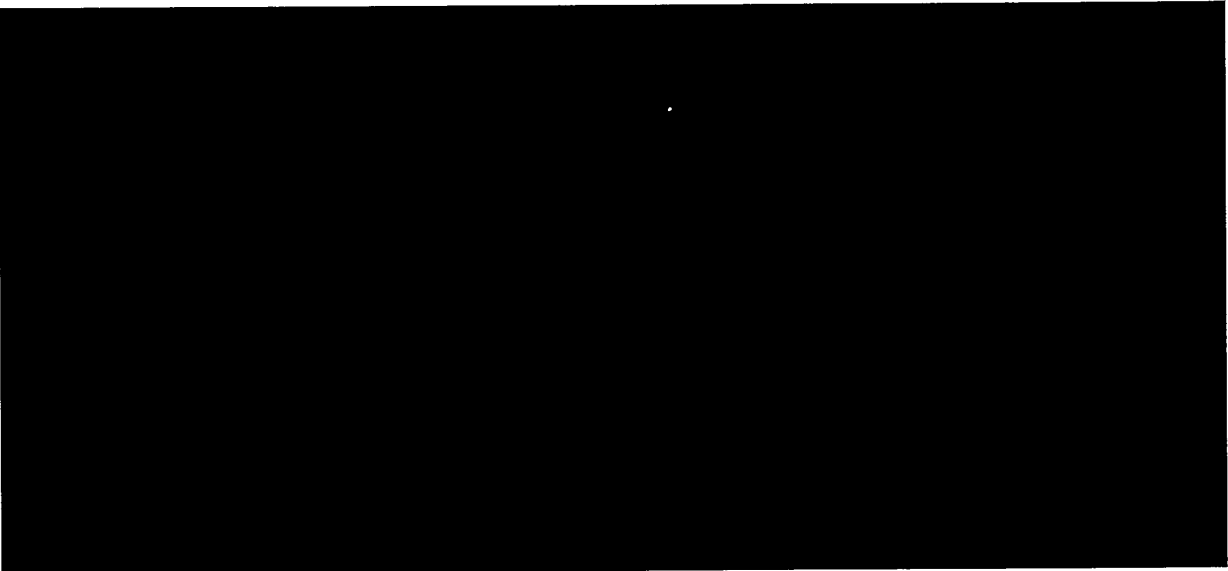
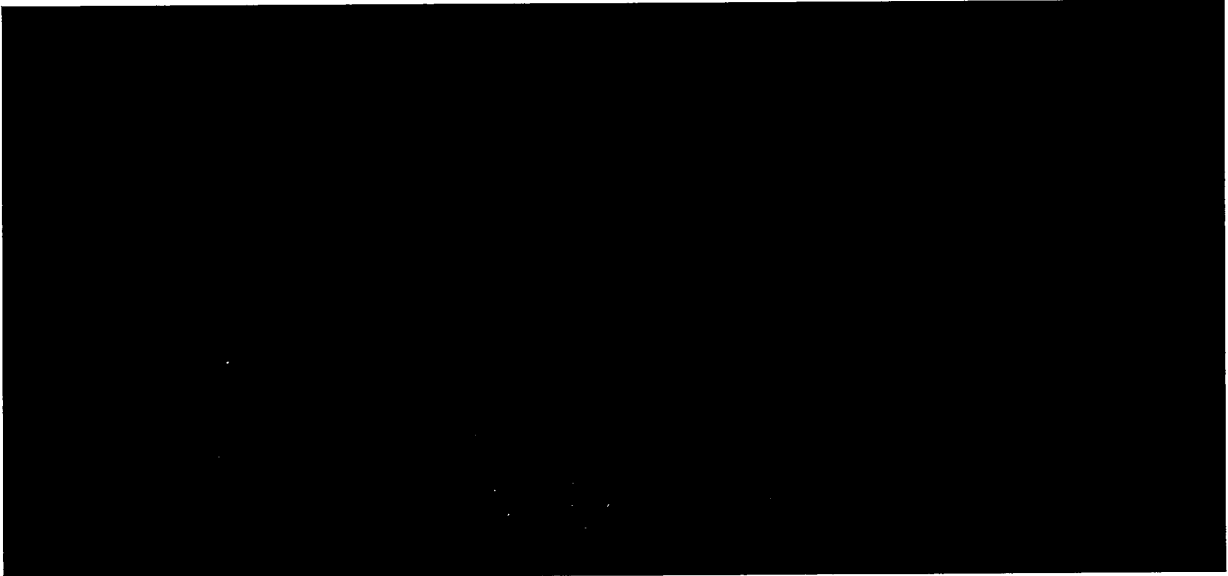














特別秘密の保護に関する法律

【逐条解説】

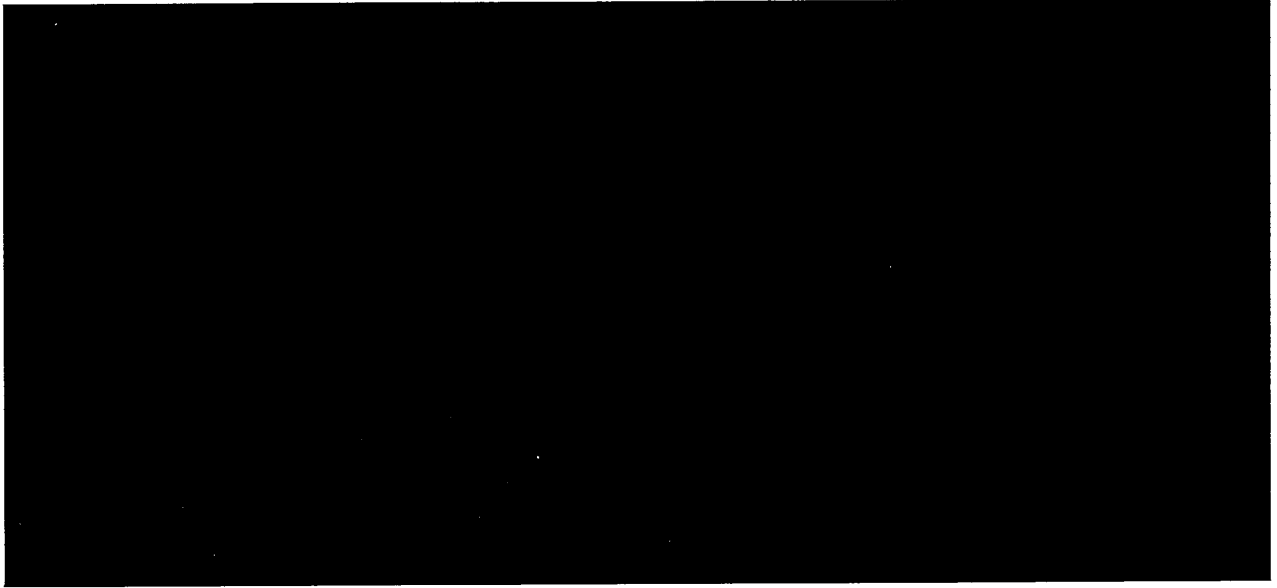
(案)

平成24年〇月
内閣官房

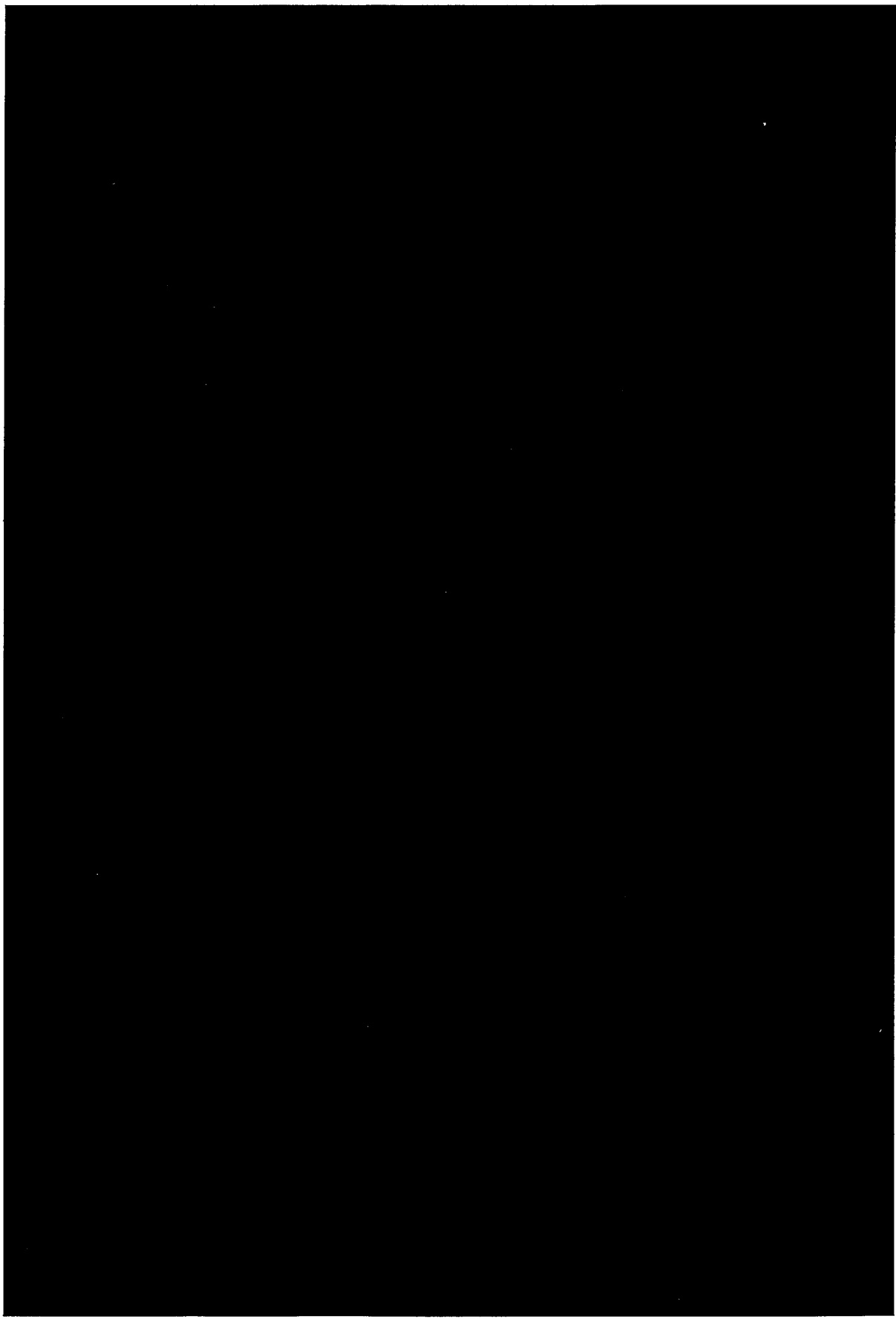
目次



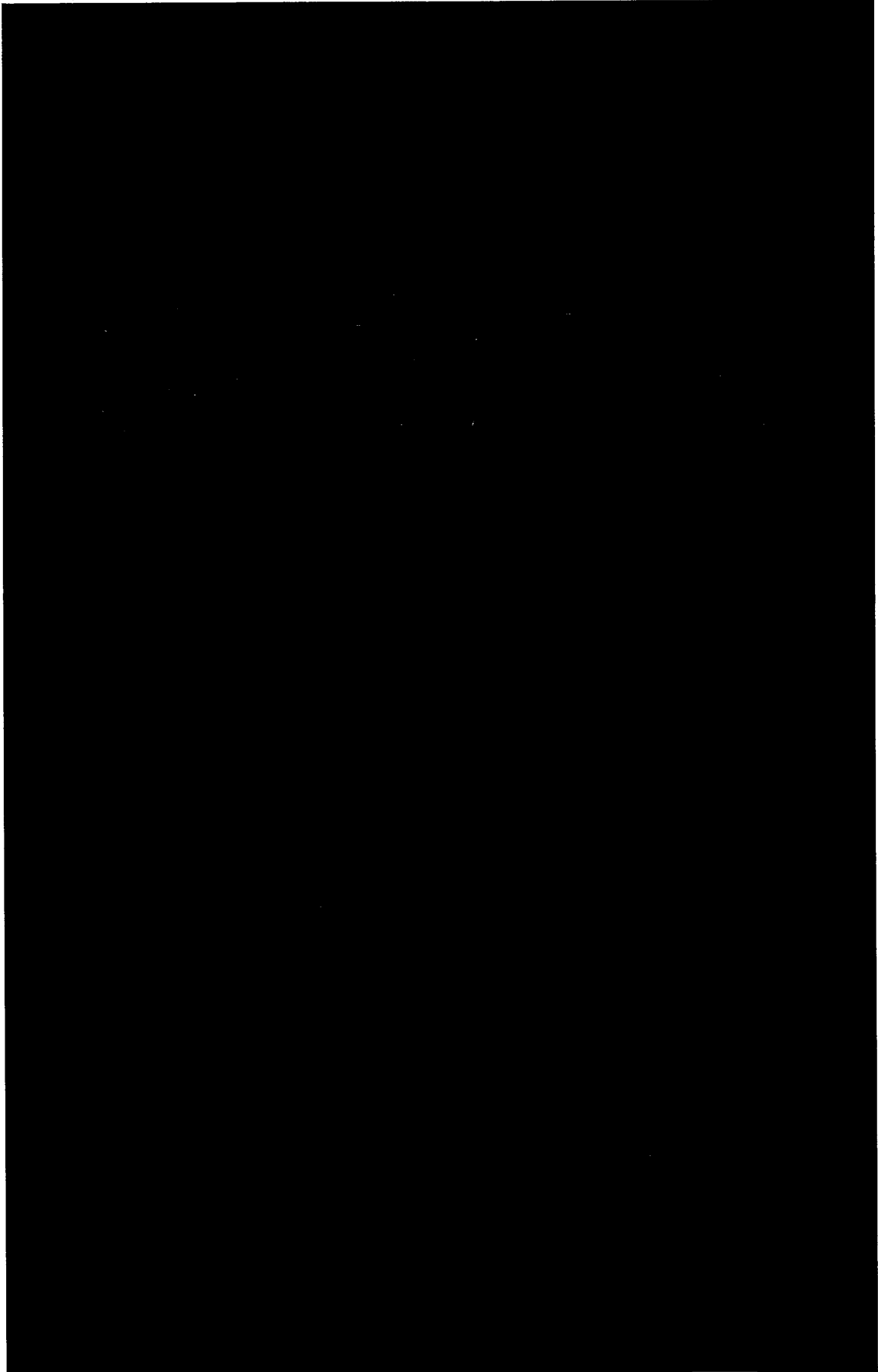
12/07/31内調内検討済み



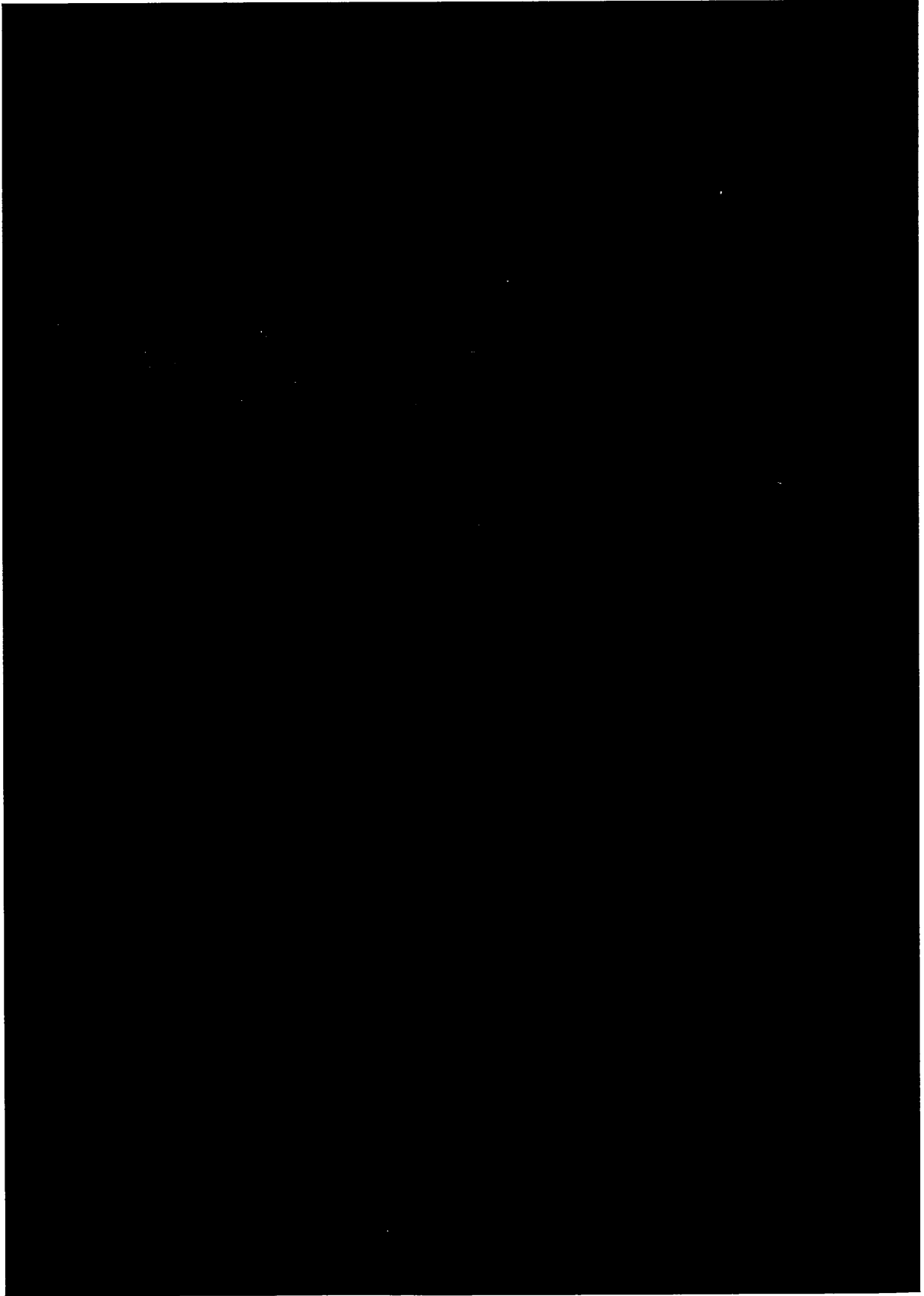
12/07/31内調内検討済み



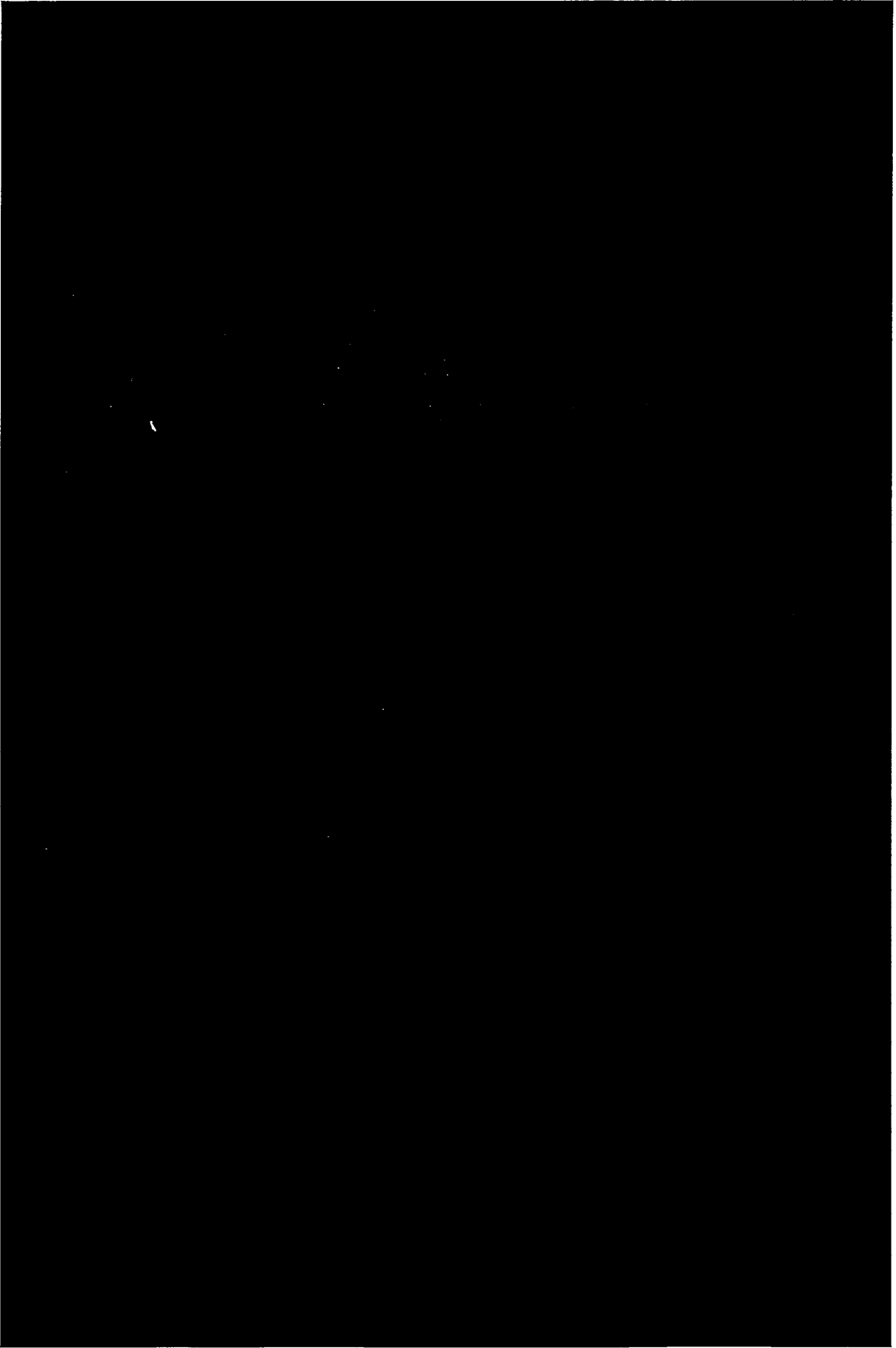
12/07/31内調内検討済み



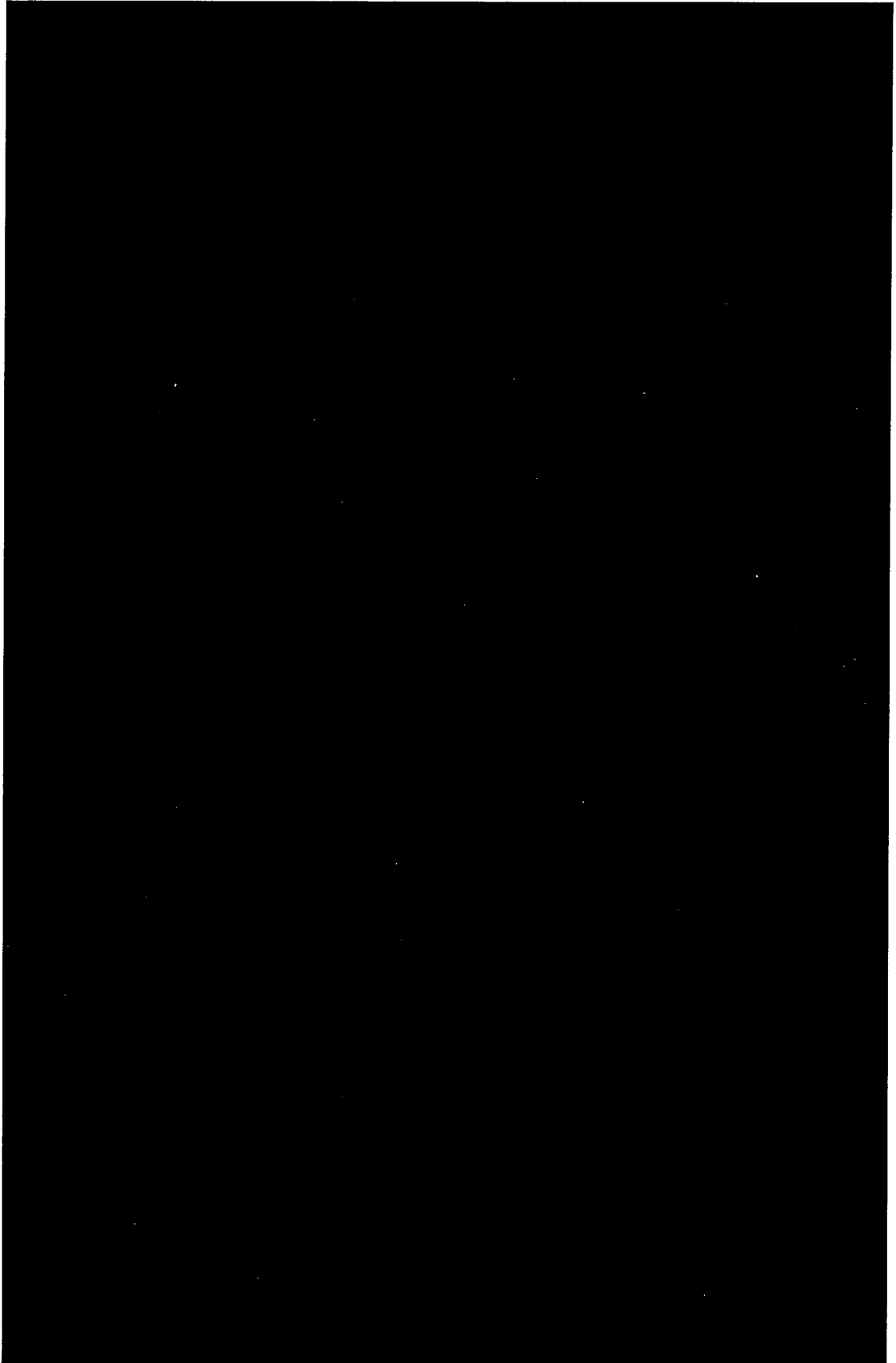
12/07/31内調内検討済み



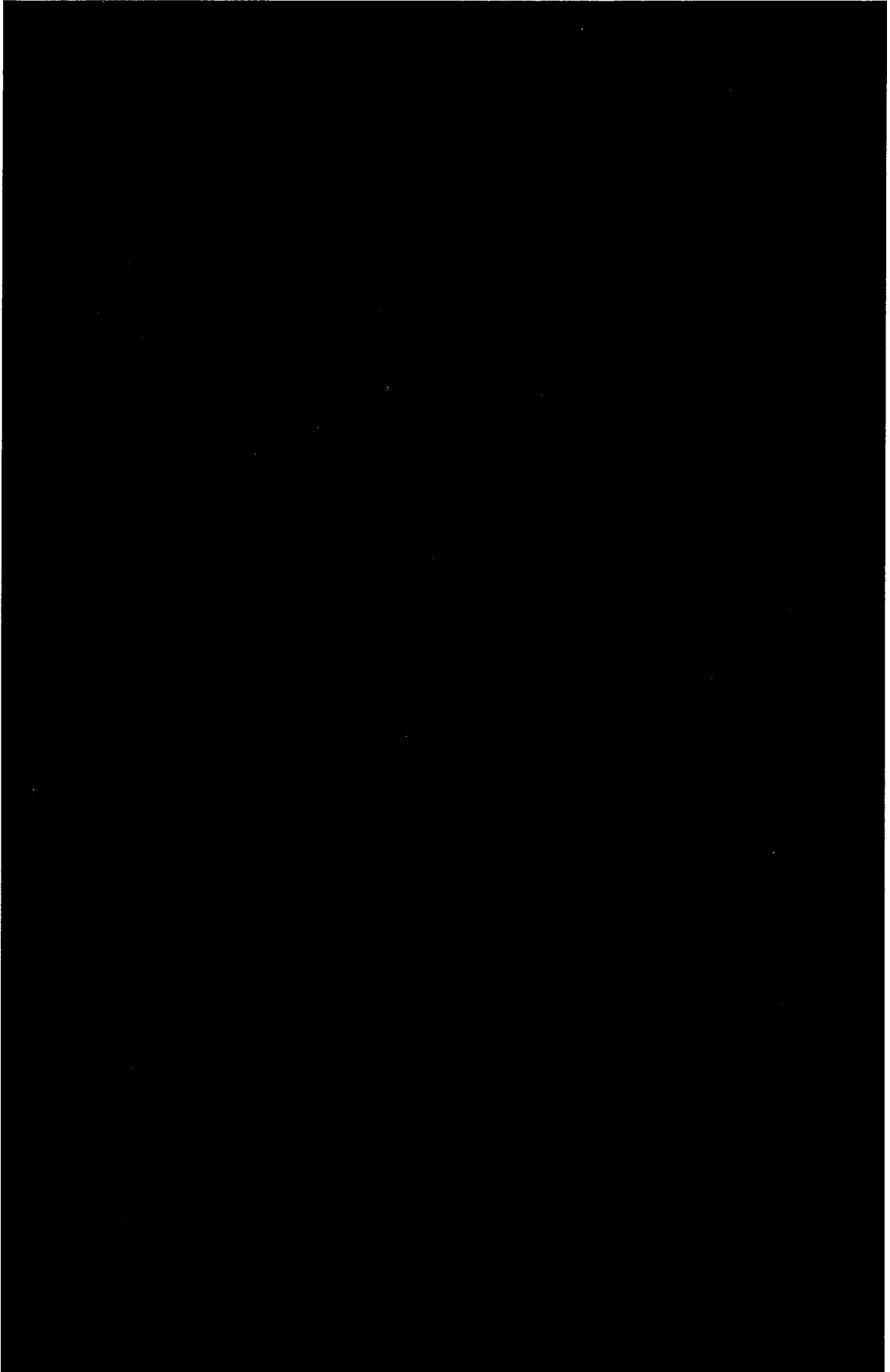
12/07/31内調内検討済み



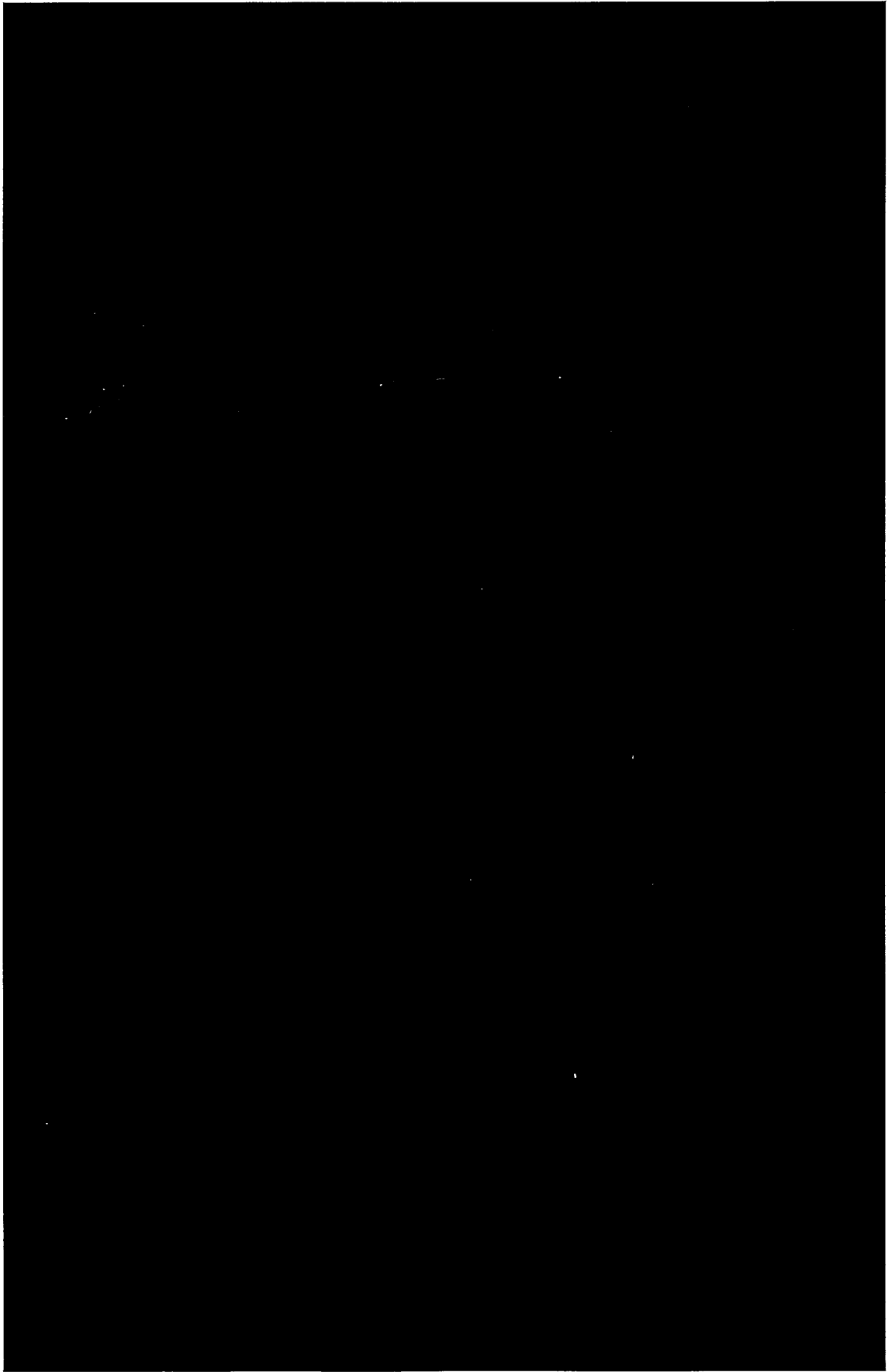
12/07/31内調内検討済み



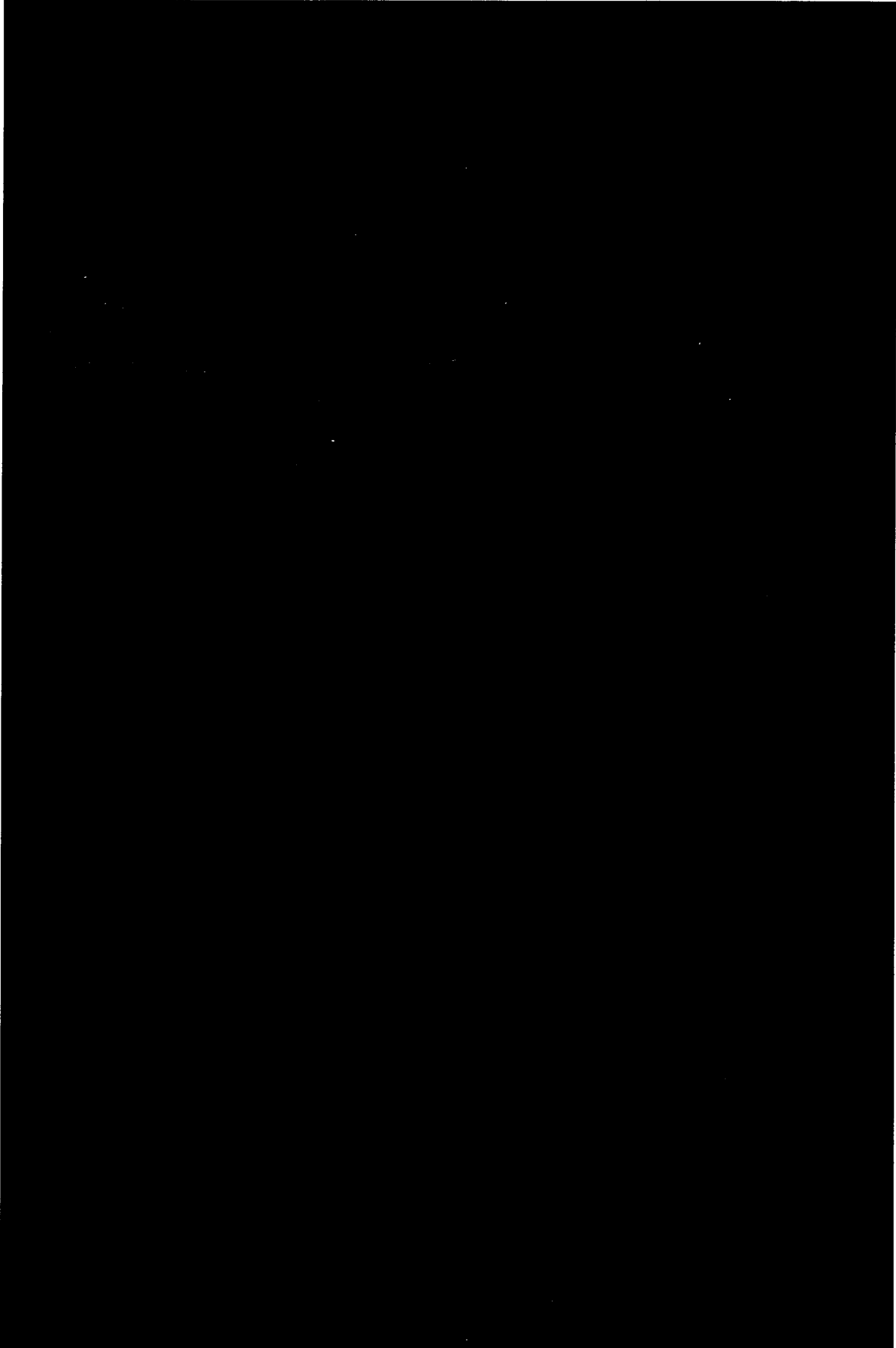
12/07/31内調内検討済み



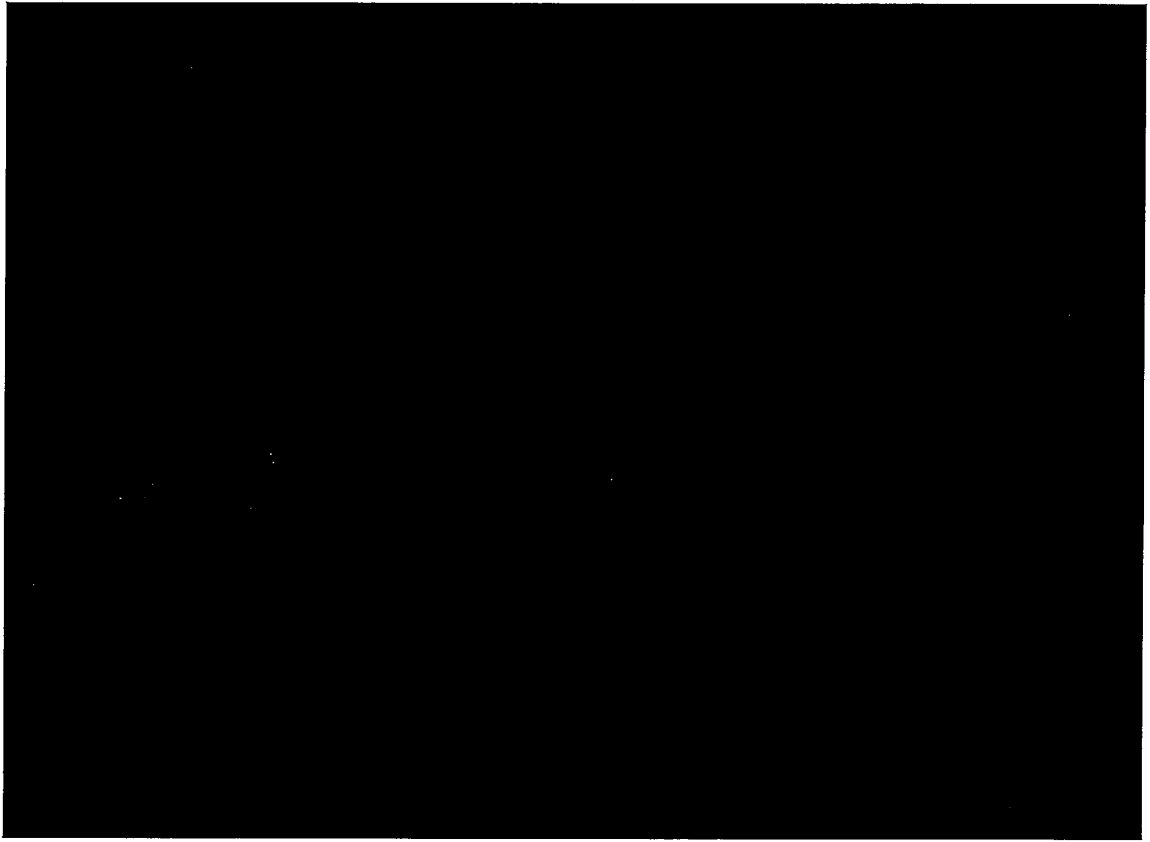
12/07/31内調内検討済み



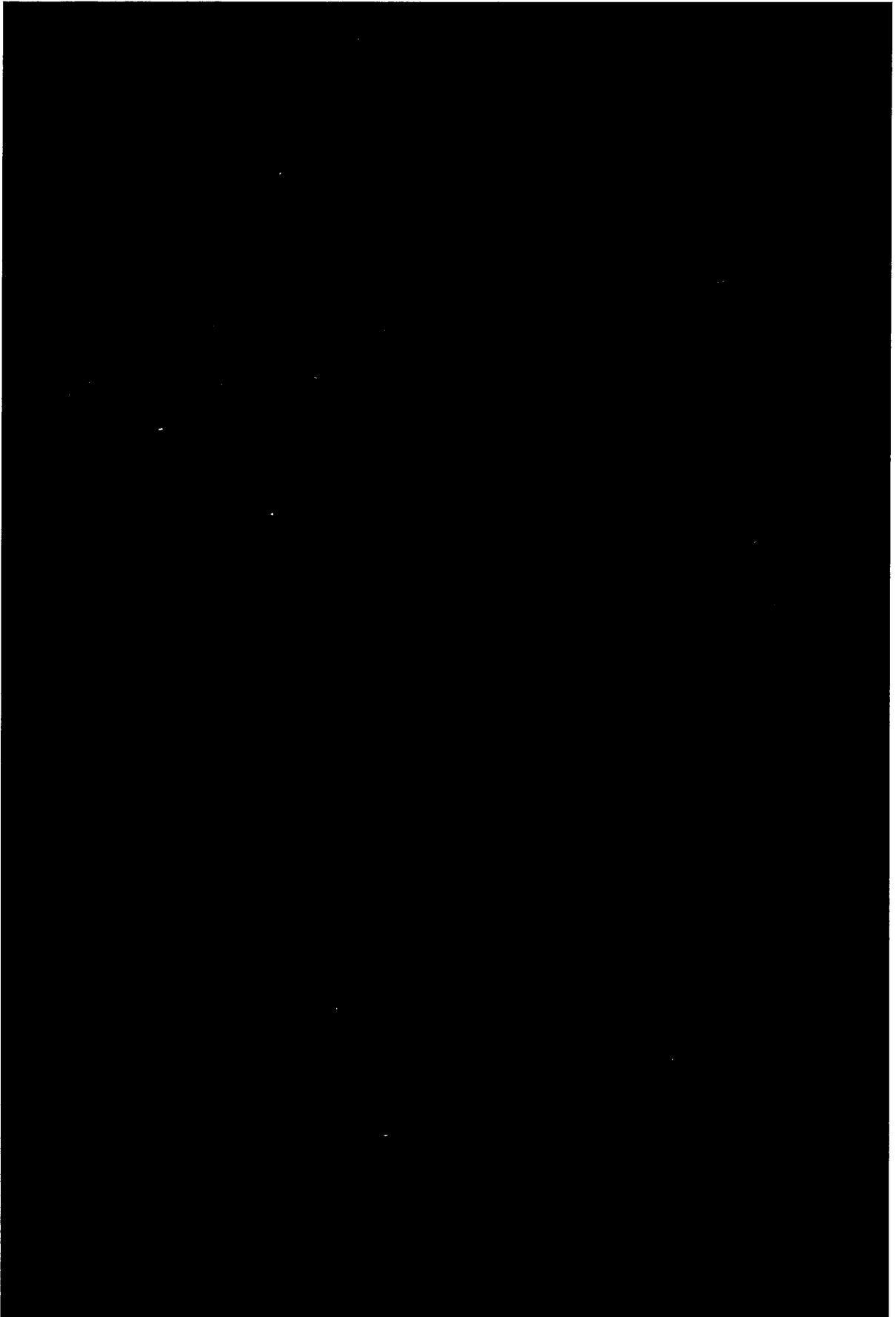
12/07/31内調内検討済み



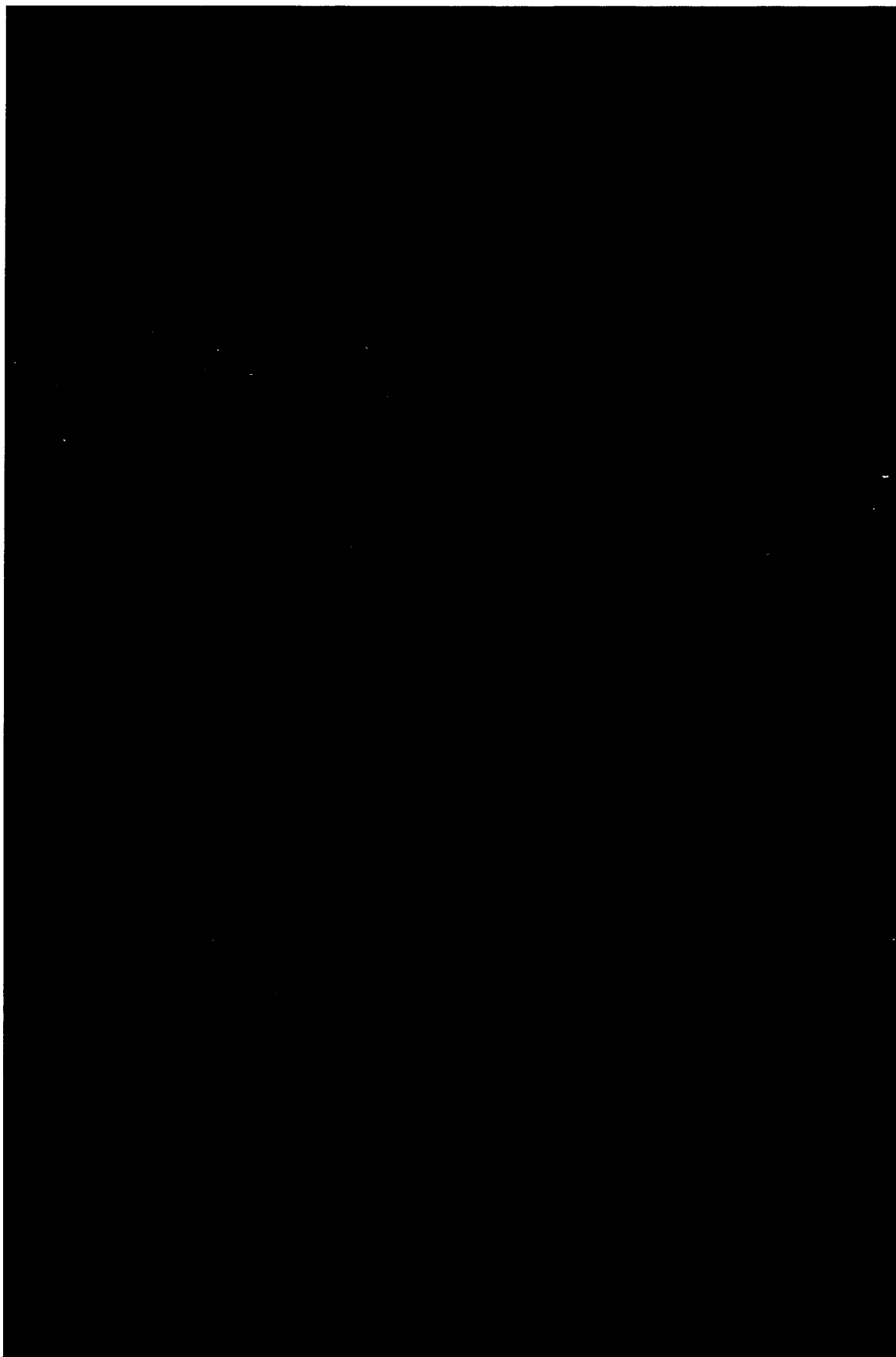
12/07/31内調内検討済み



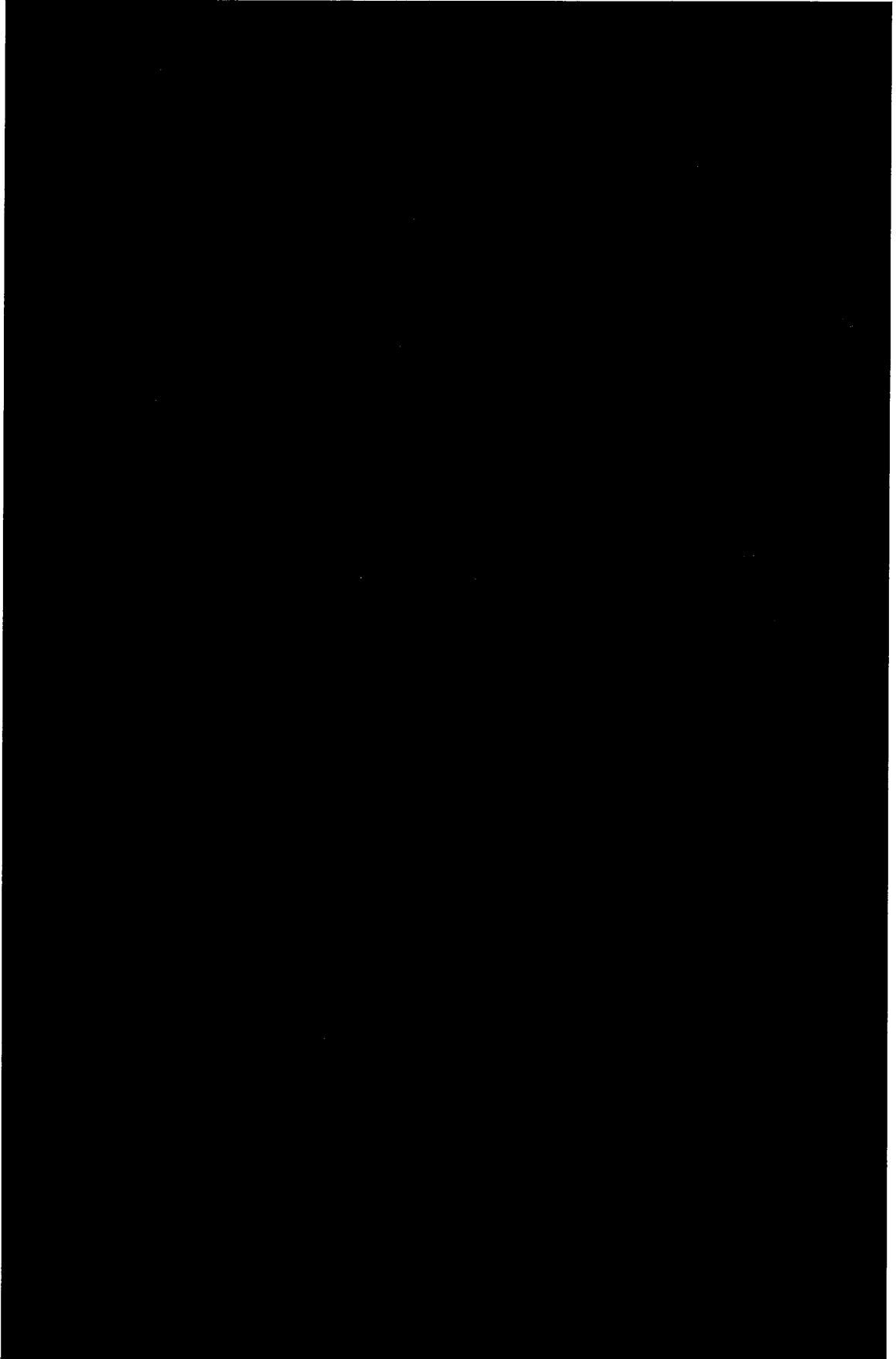
12/07/31内調内検討済み



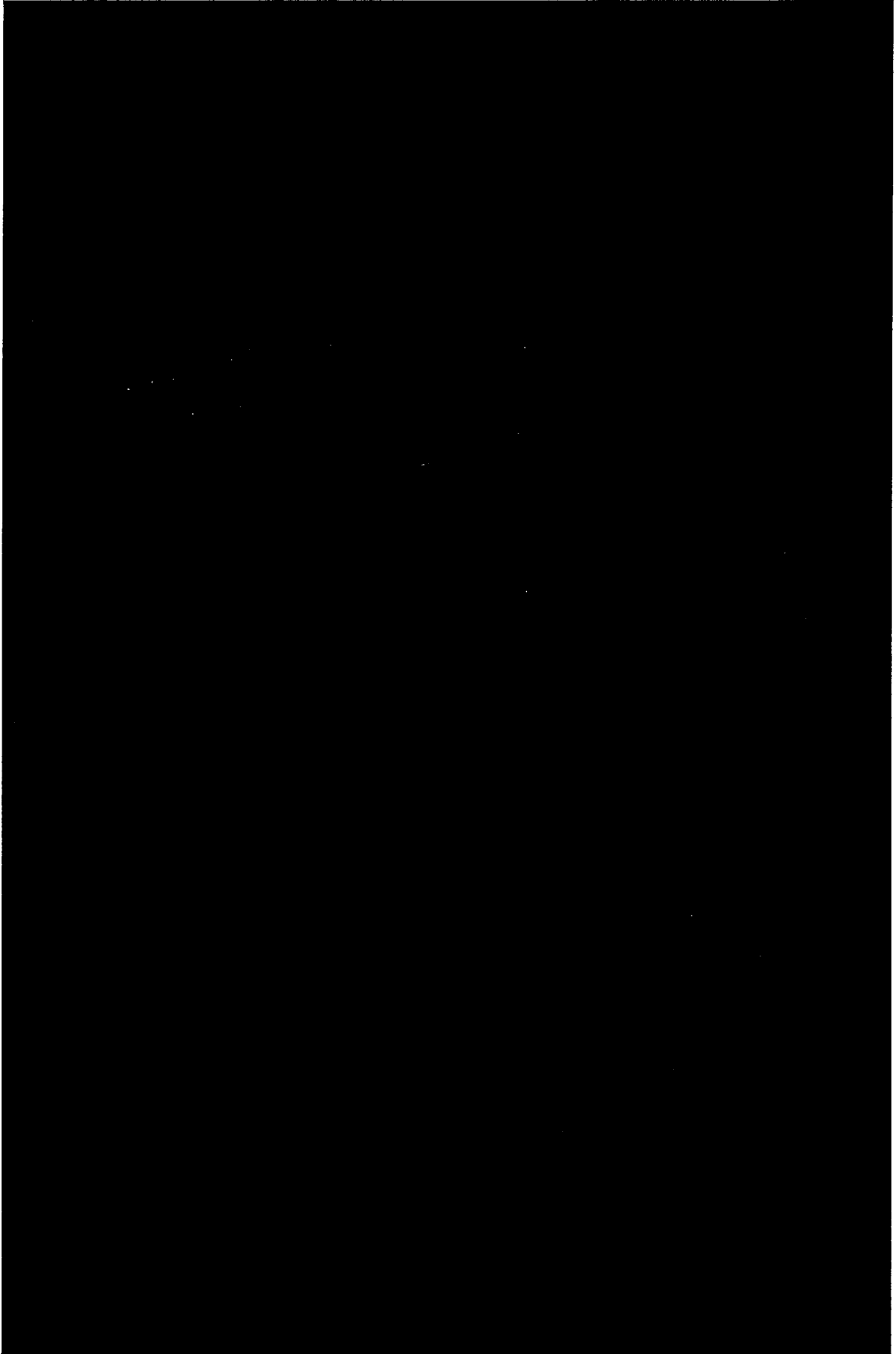
12/07/31内調内検討済み



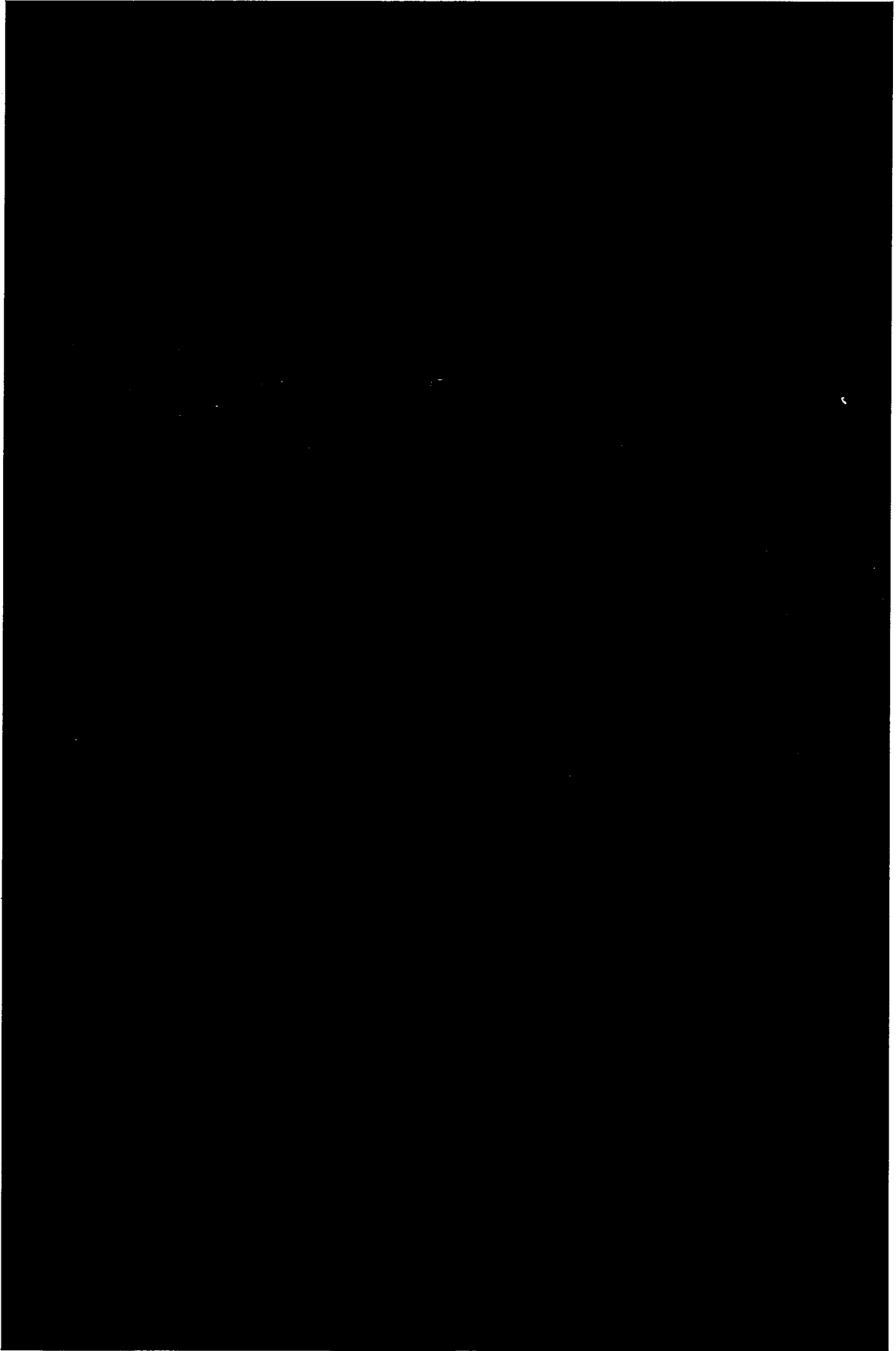
12/07/31内調内検討済み



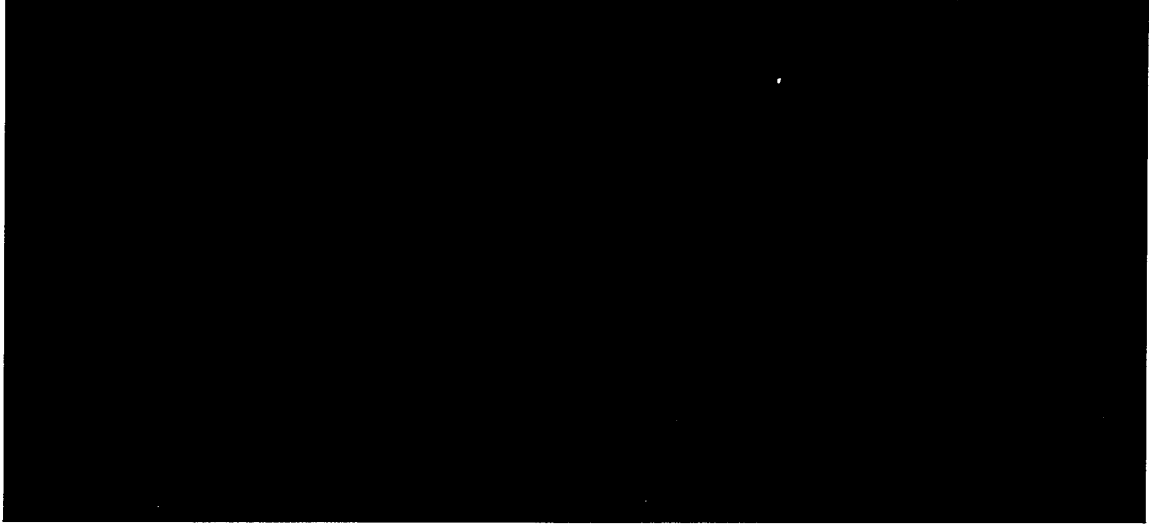
12/07/31内調内検討済み



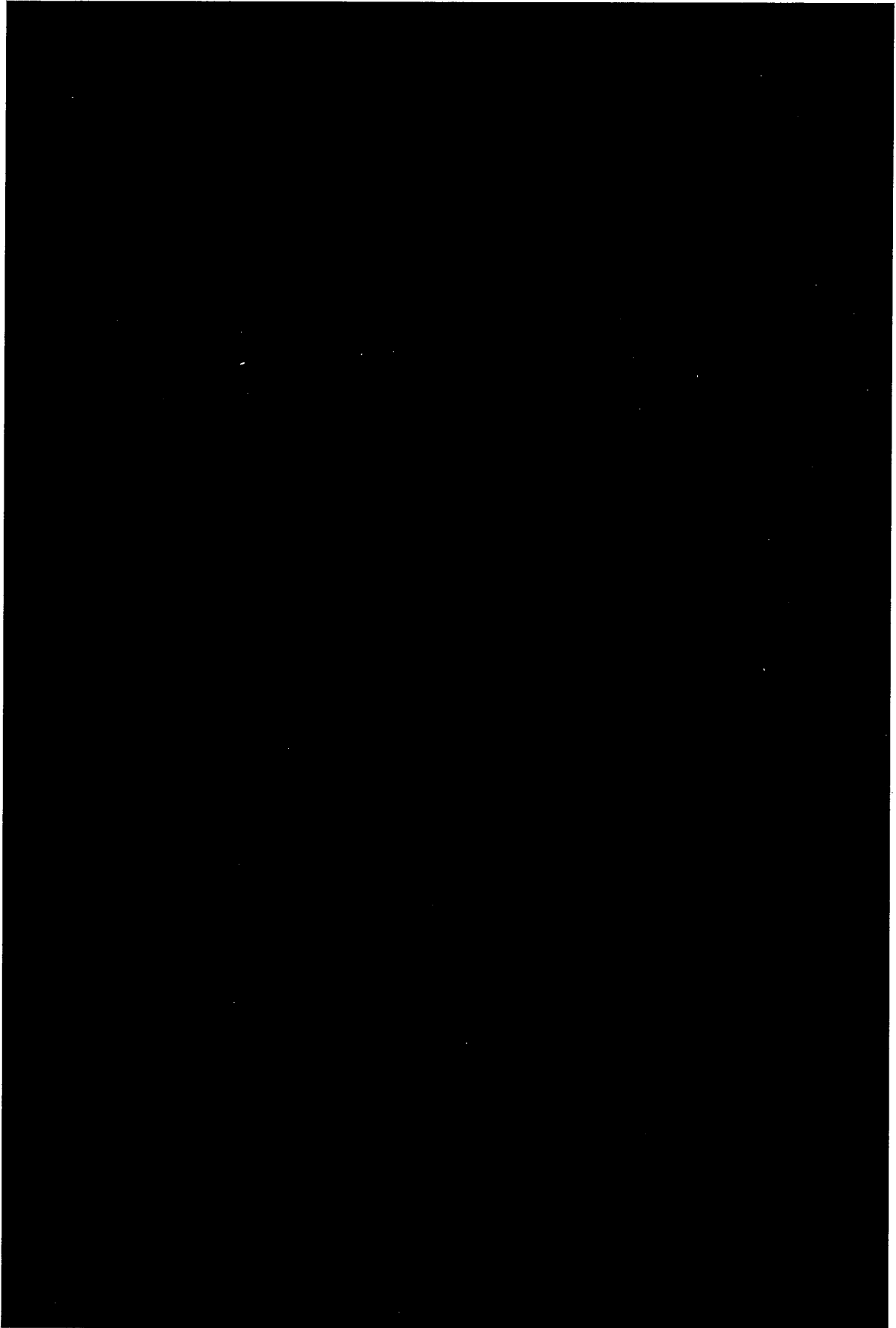
12/07/31内調内検討済み



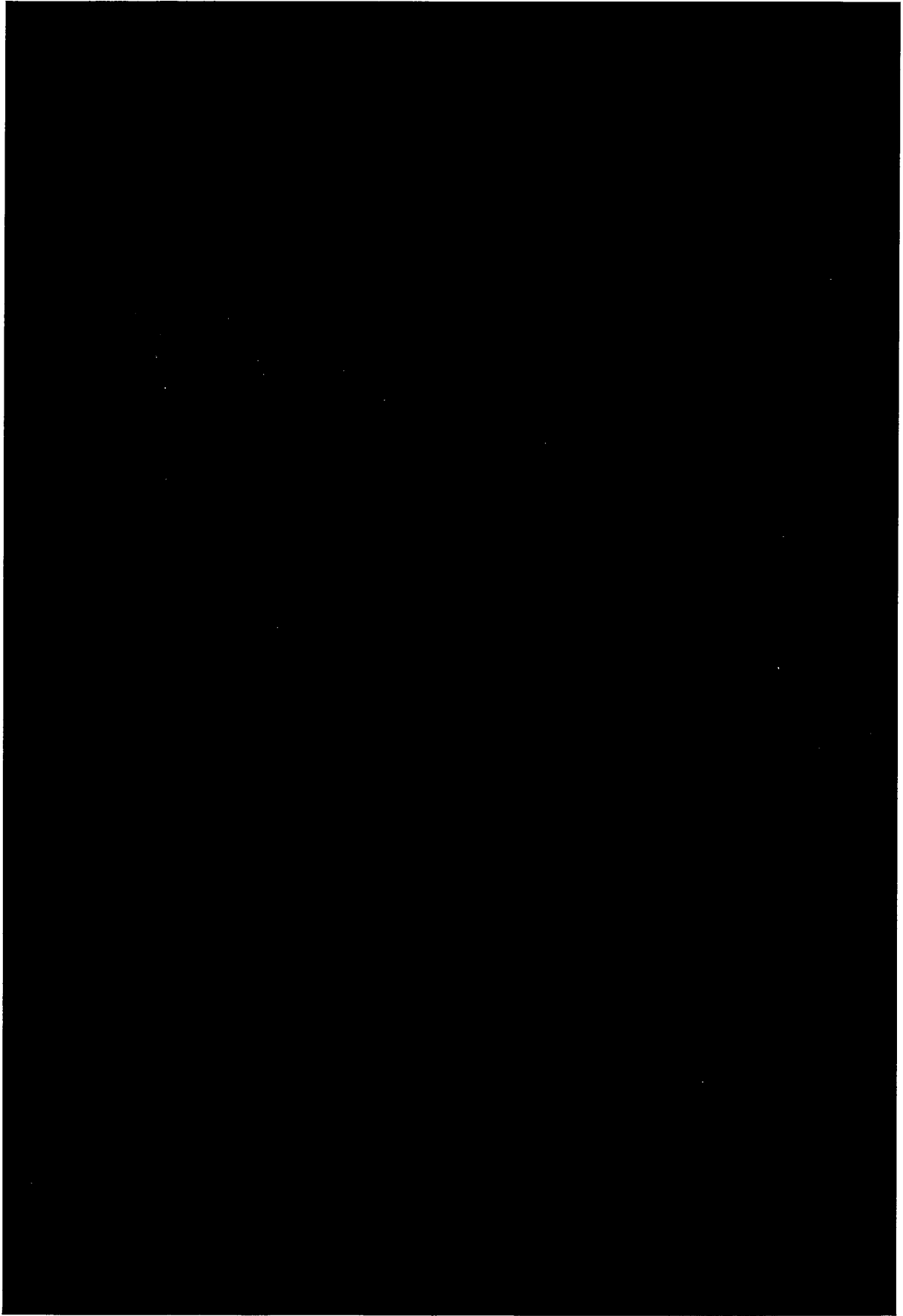
12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



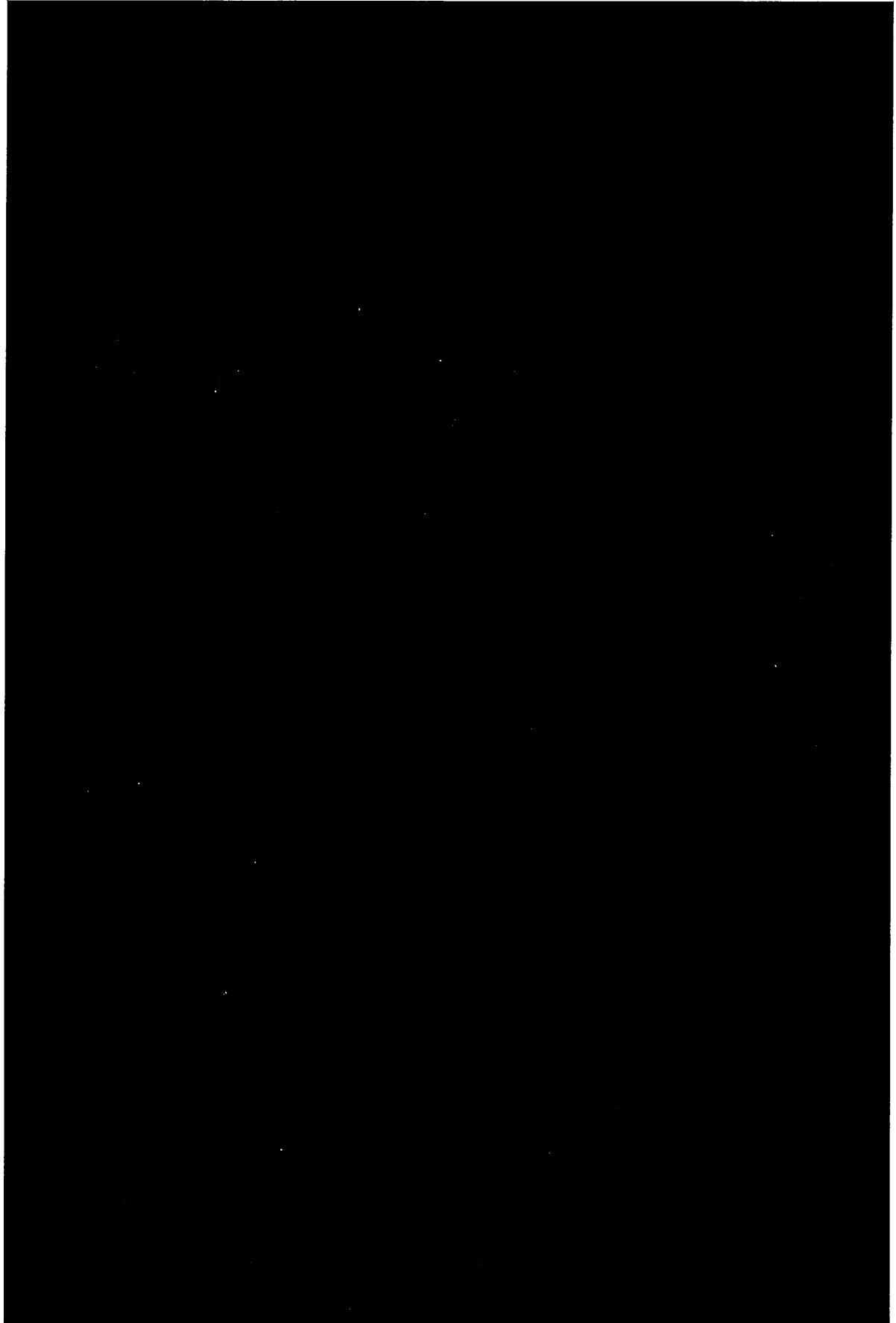
12/07/31内調内検討済み



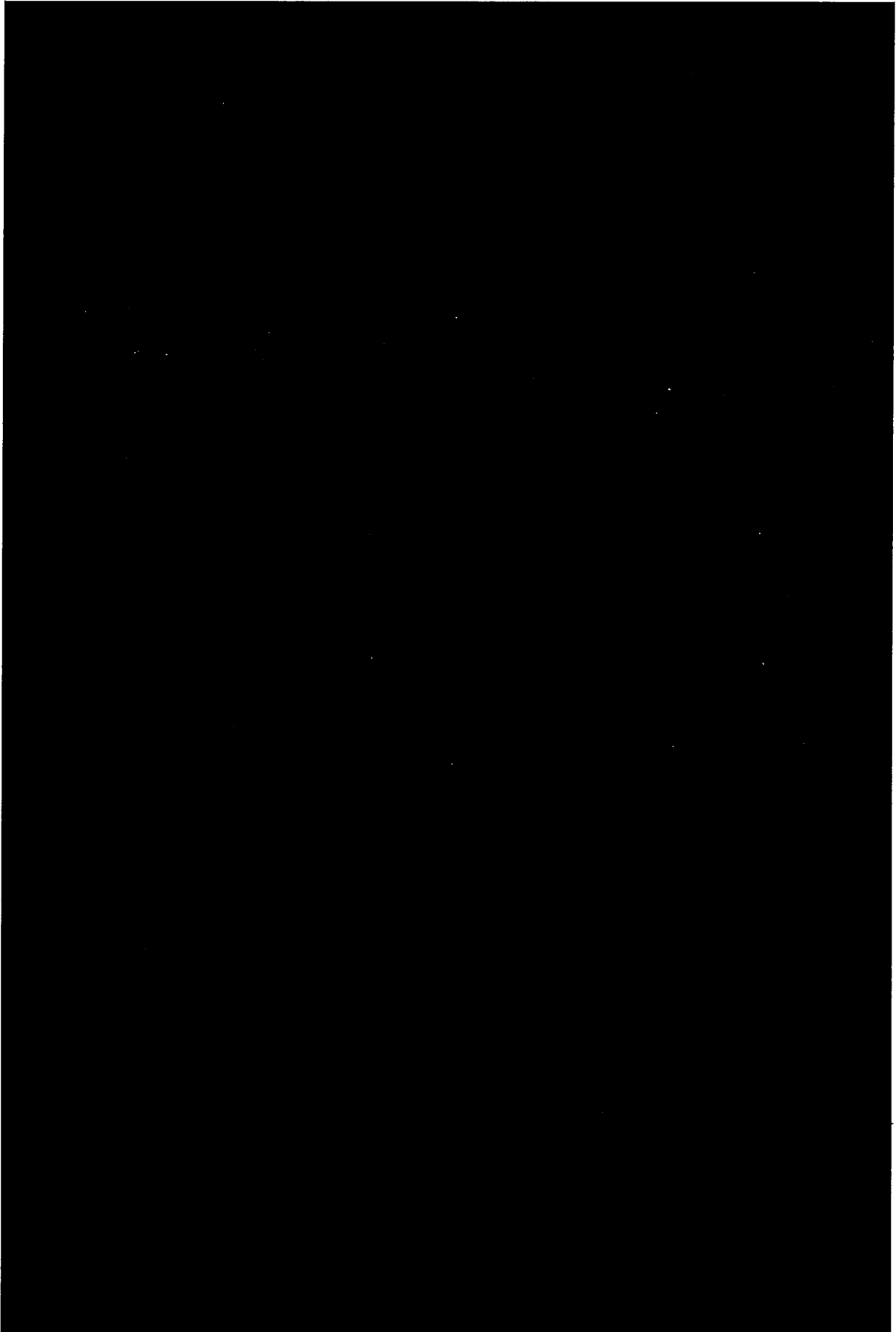
12/07/31内調内検討済み



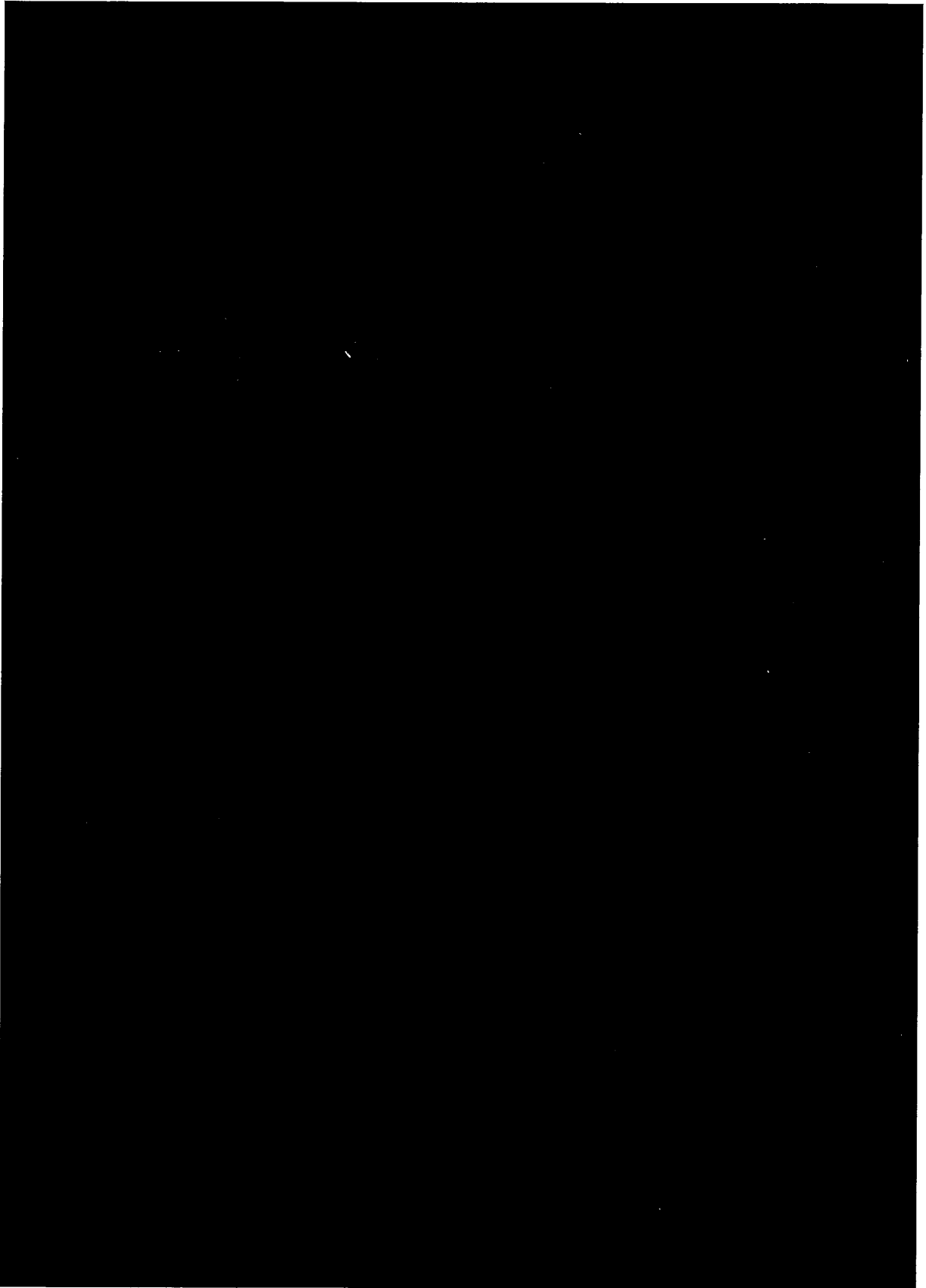
12/07/31内調内検討済み



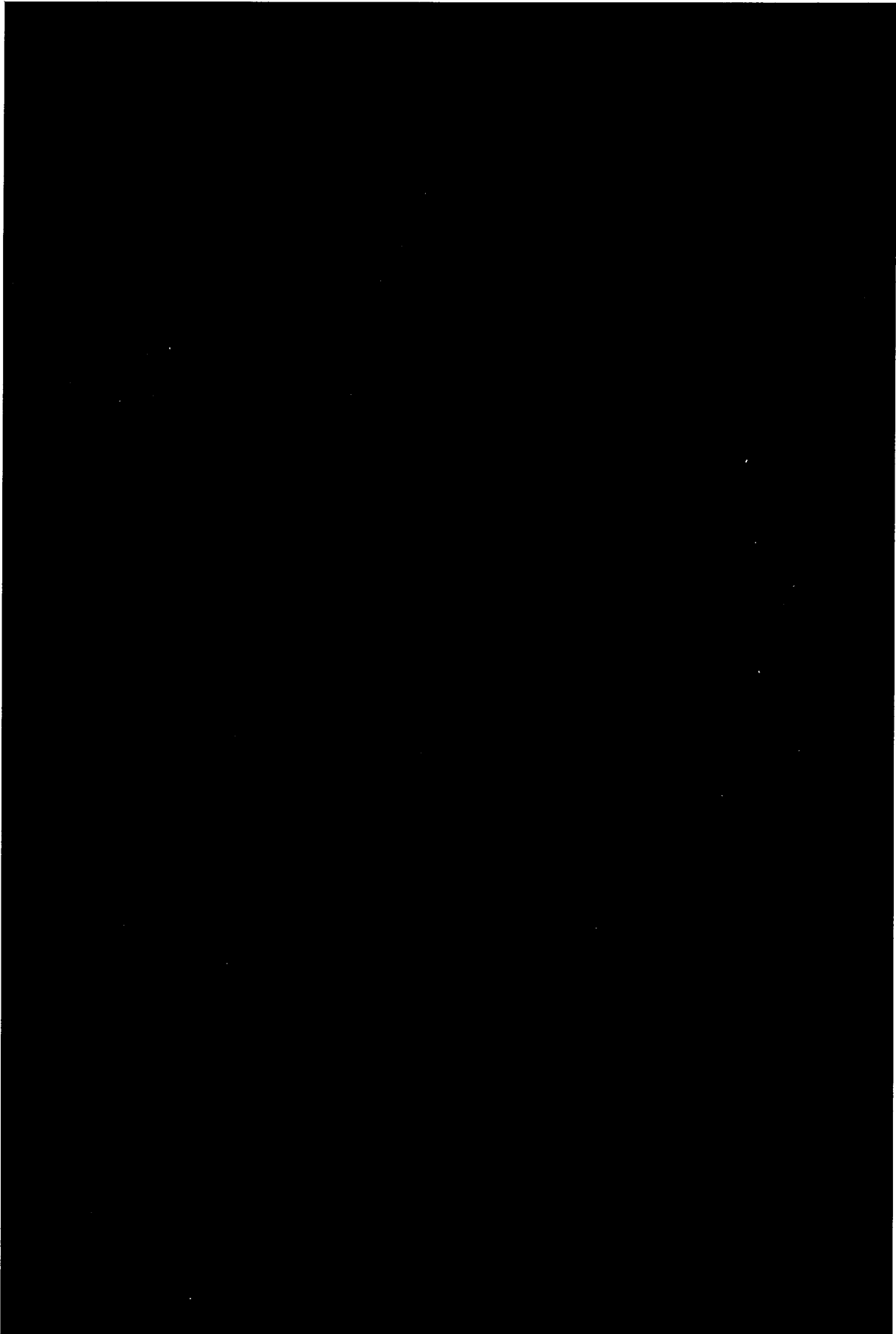
12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



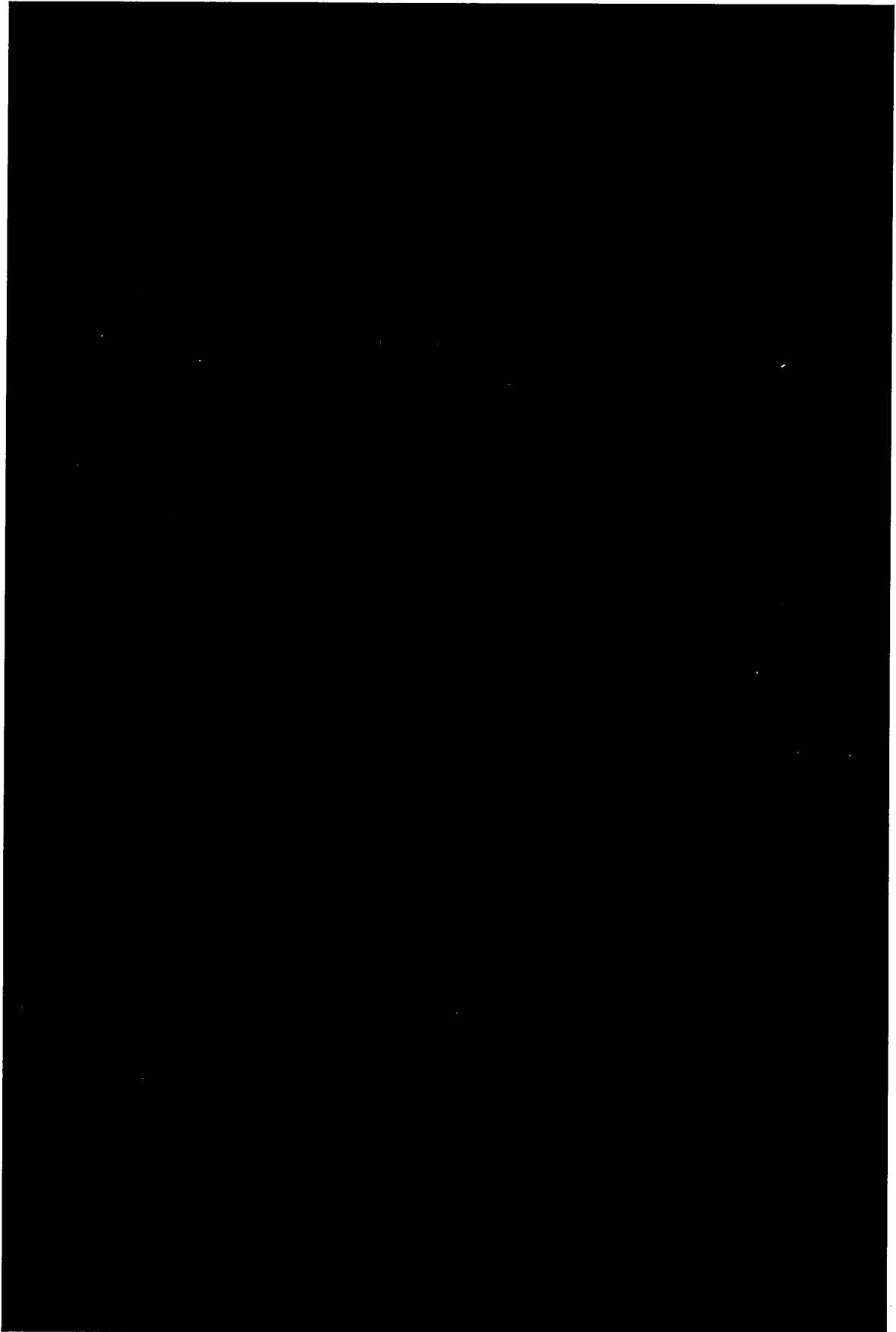
12/07/31内調内検討済み



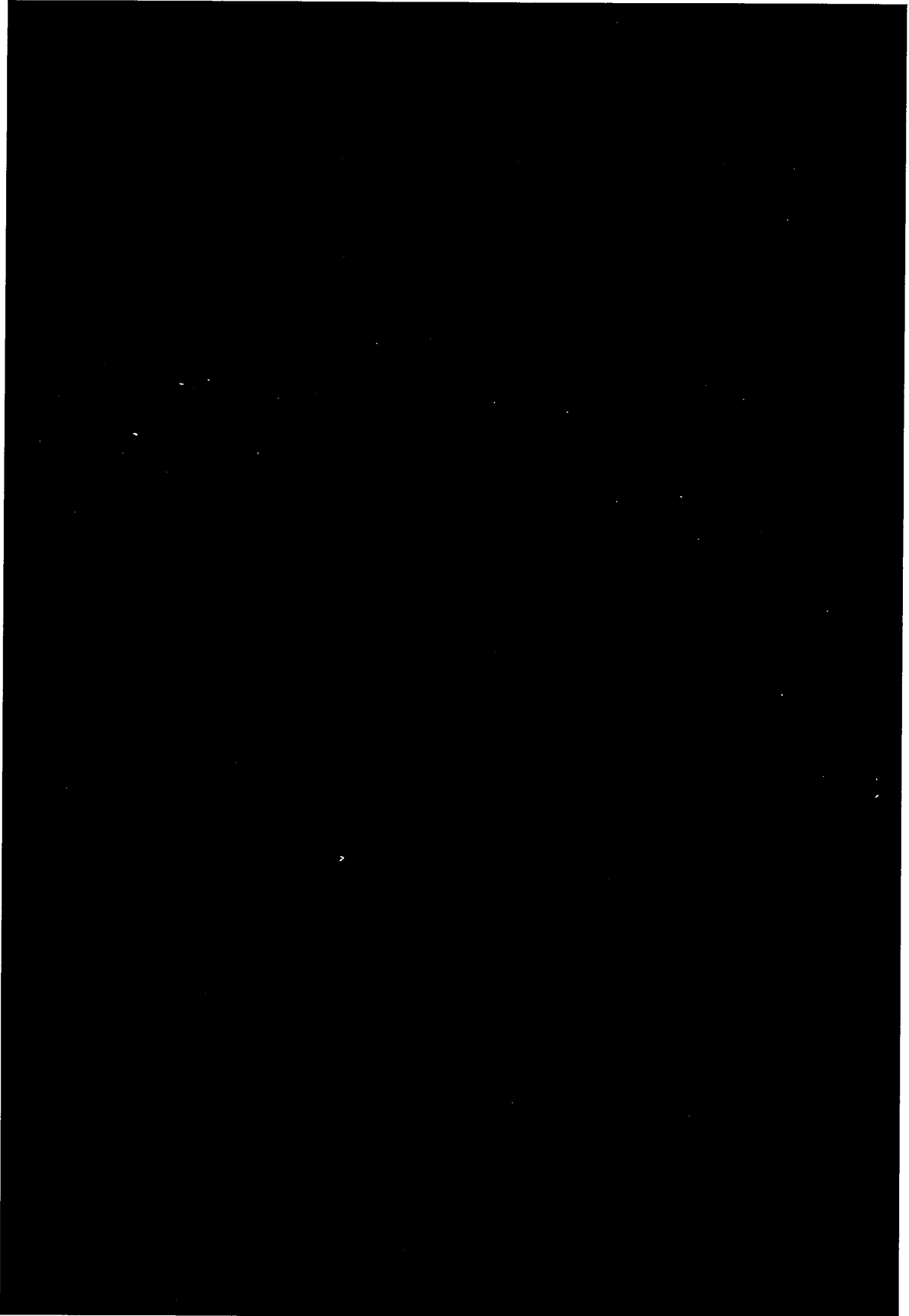
12/07/31内調内検討済み



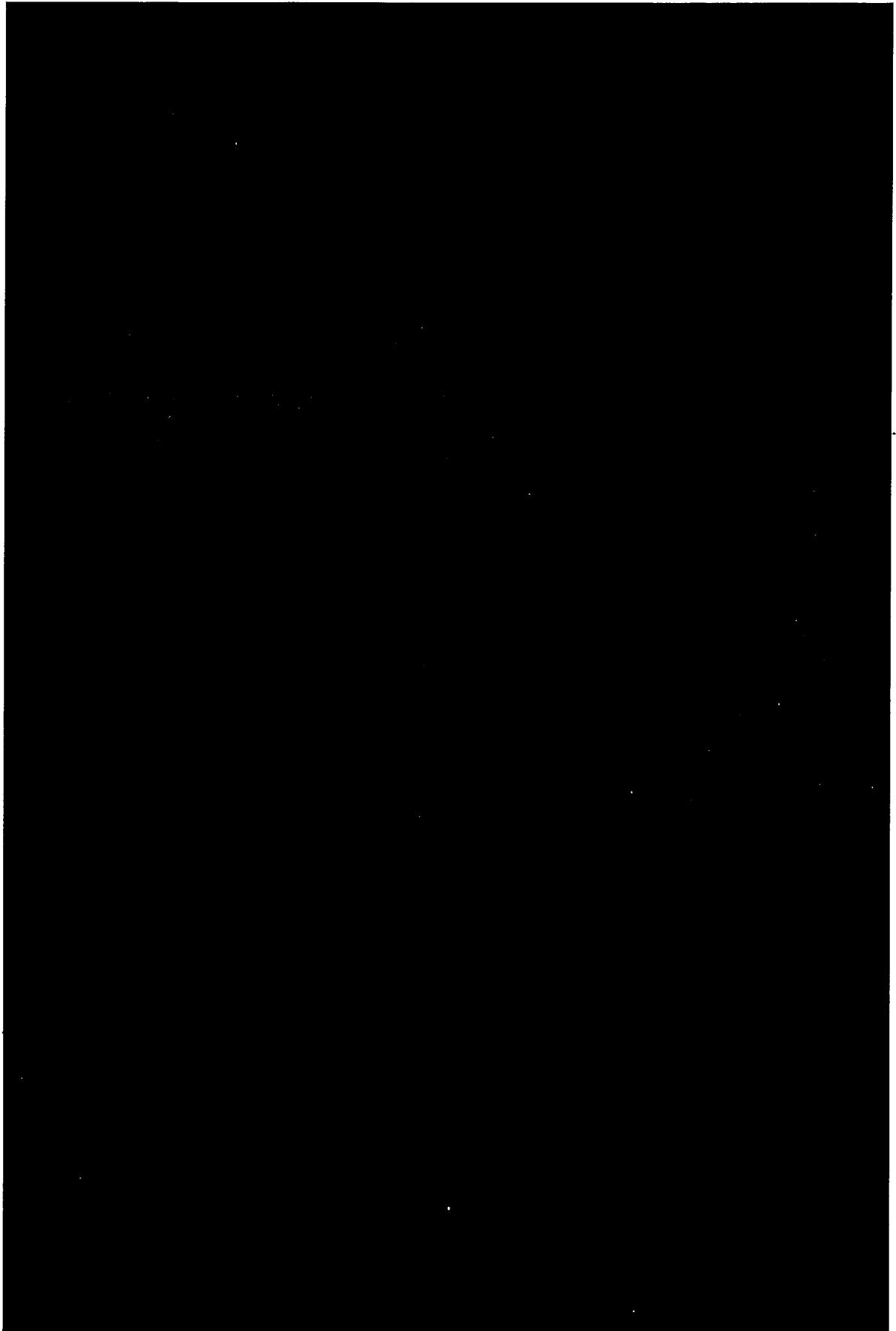
12/07/31内調内検討済み



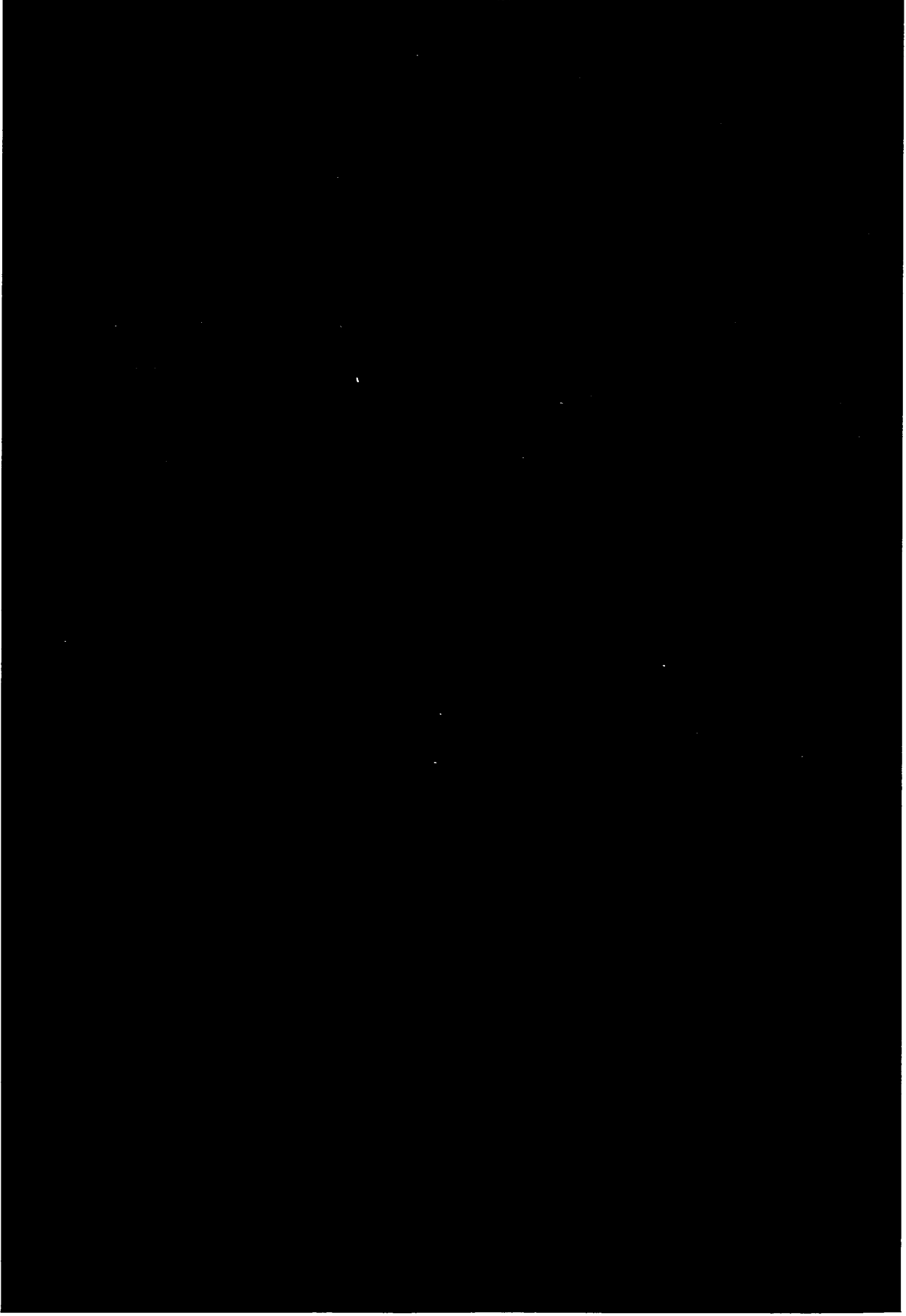
12/07/31内調内検討済み



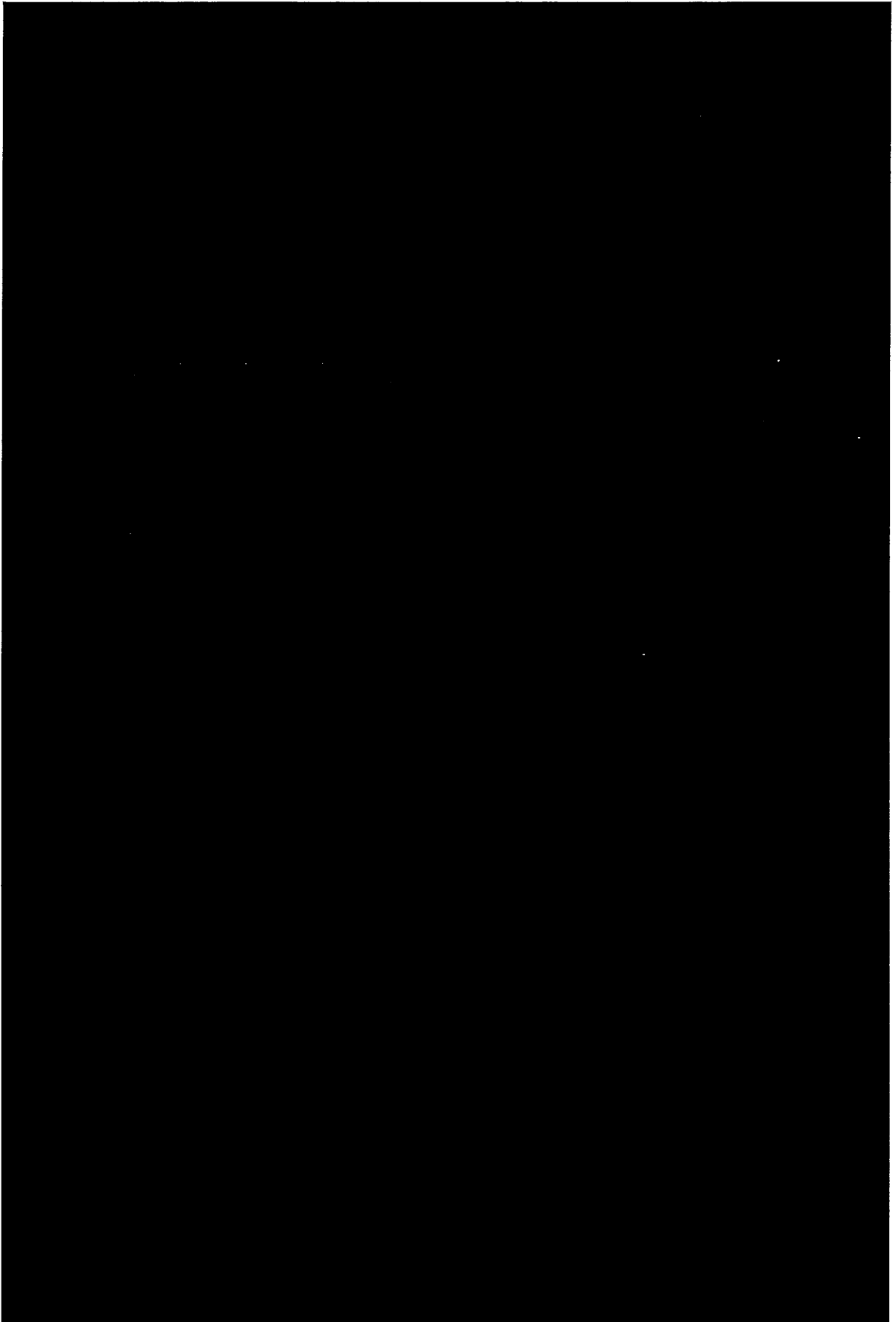
12/07/31内調内検討済み



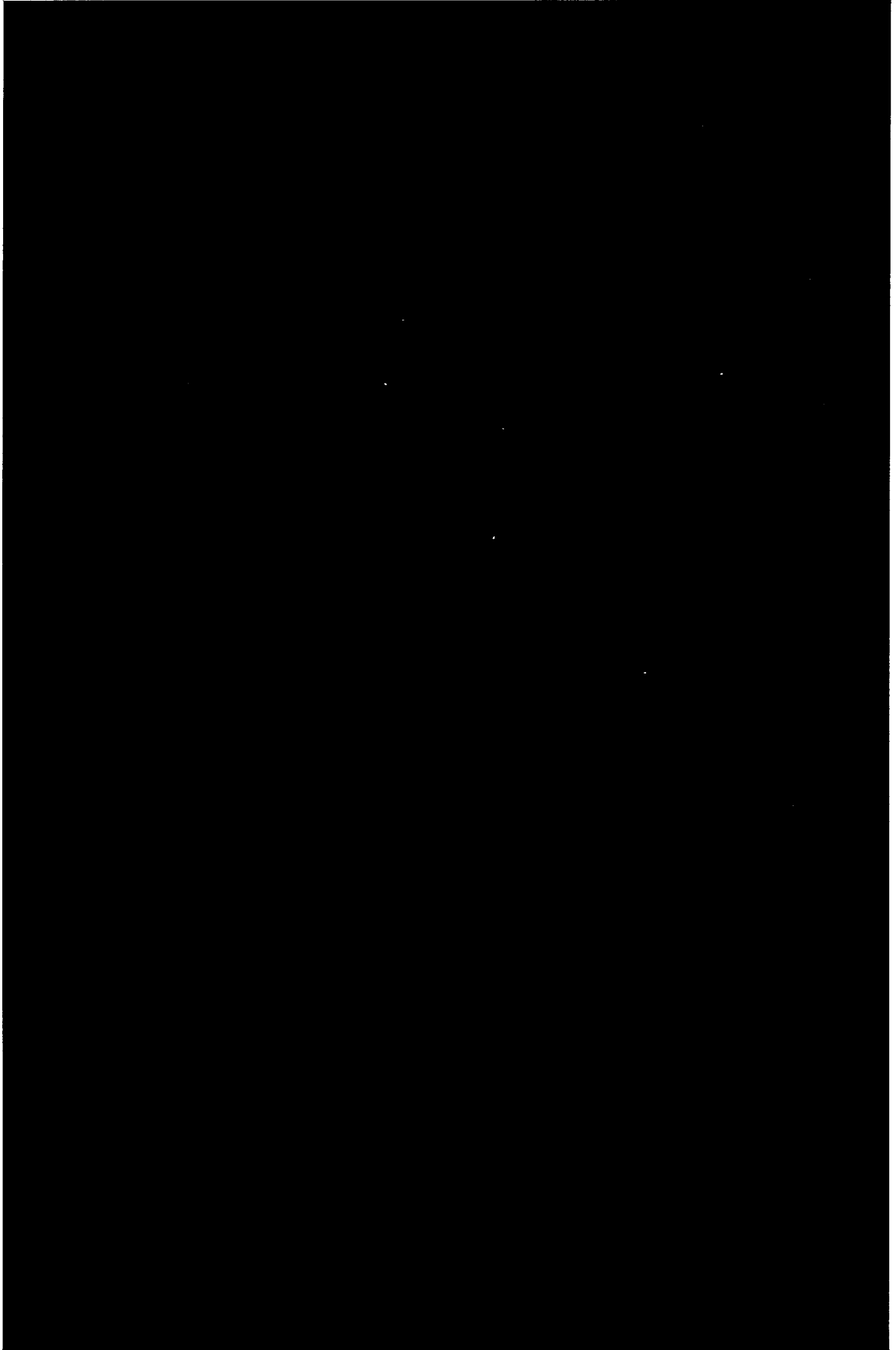
12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



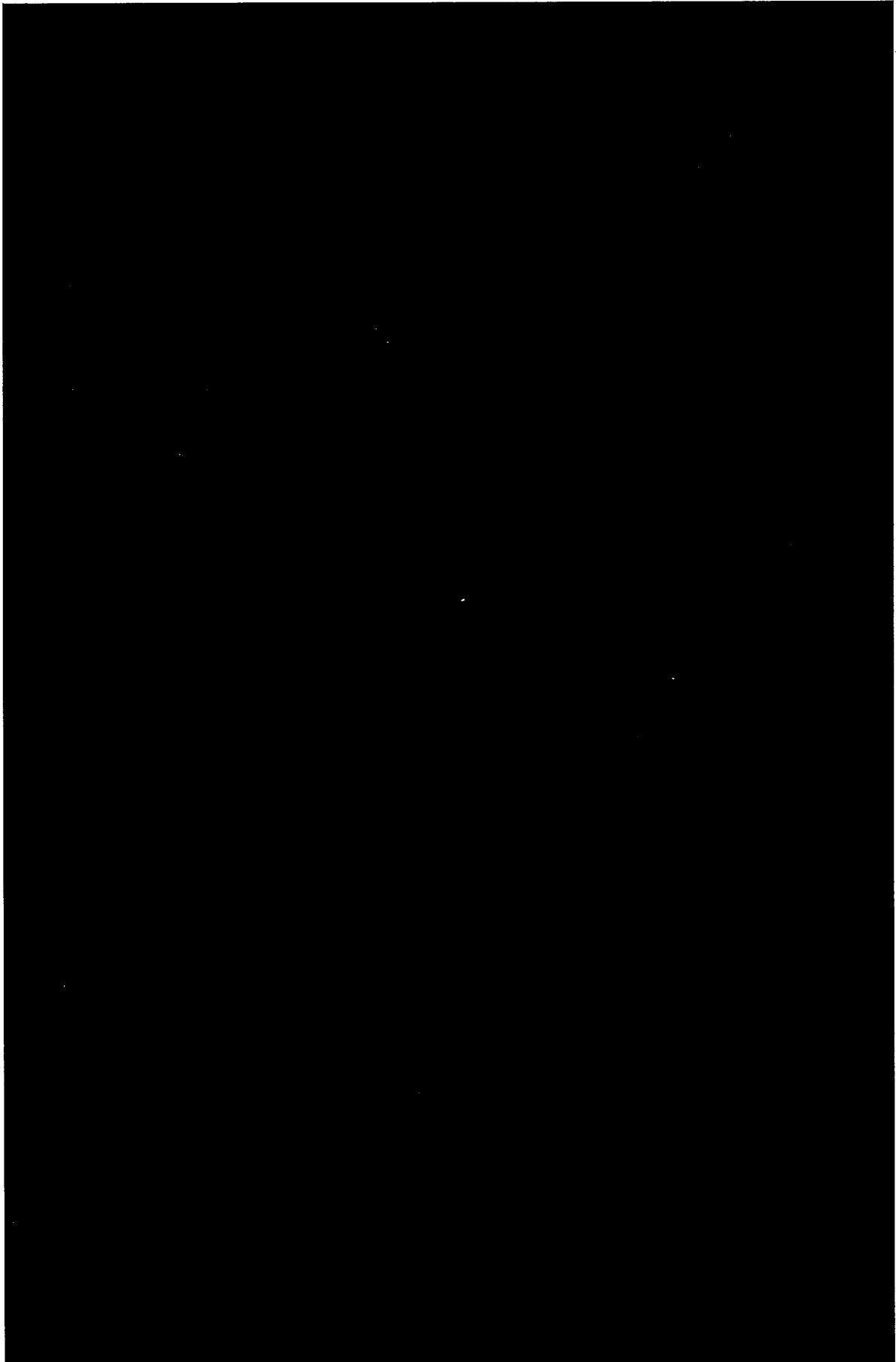
12/07/31内調内検討済み



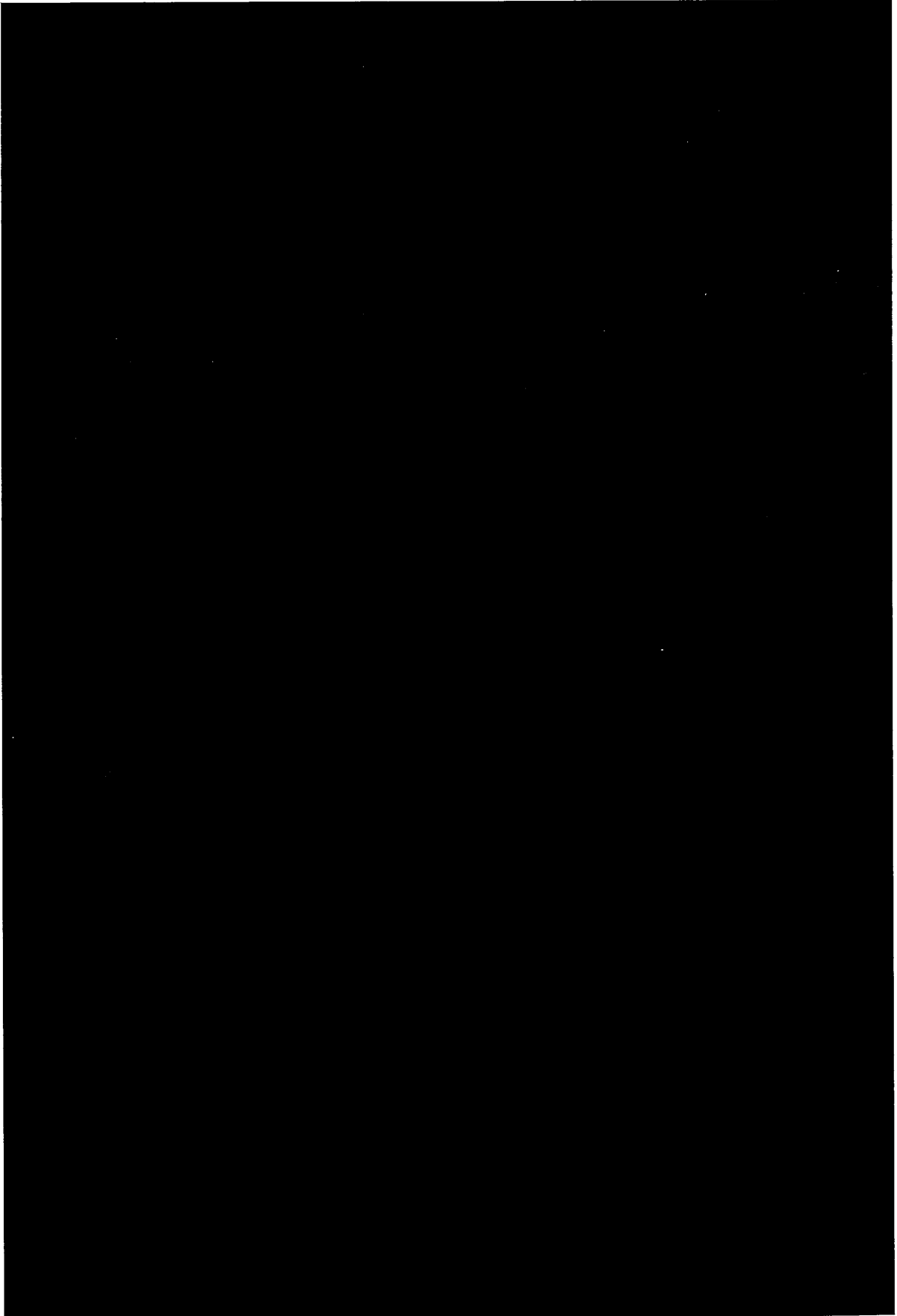
12/07/31内調内検討済み



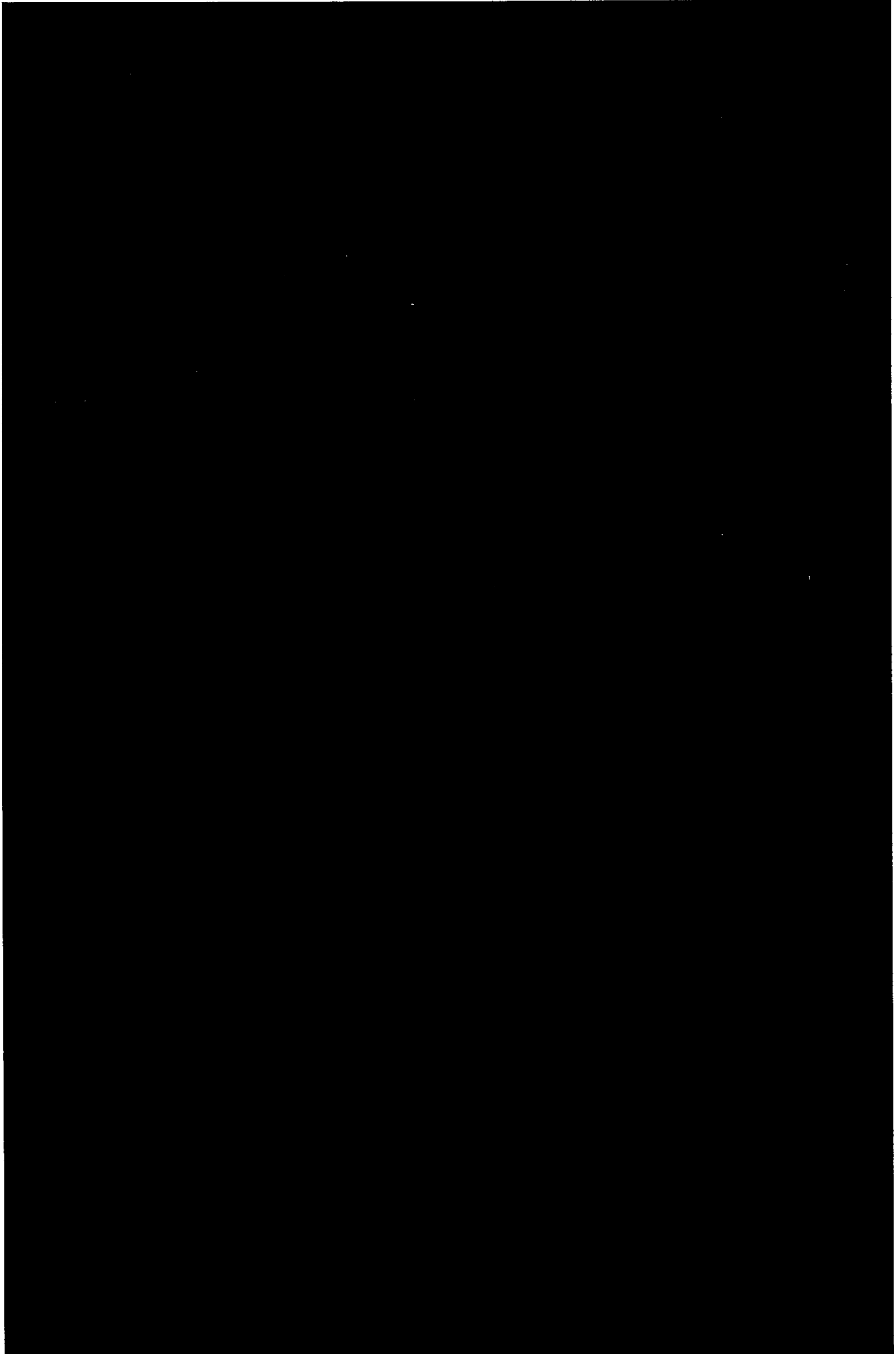
12/07/31内調内検討済み



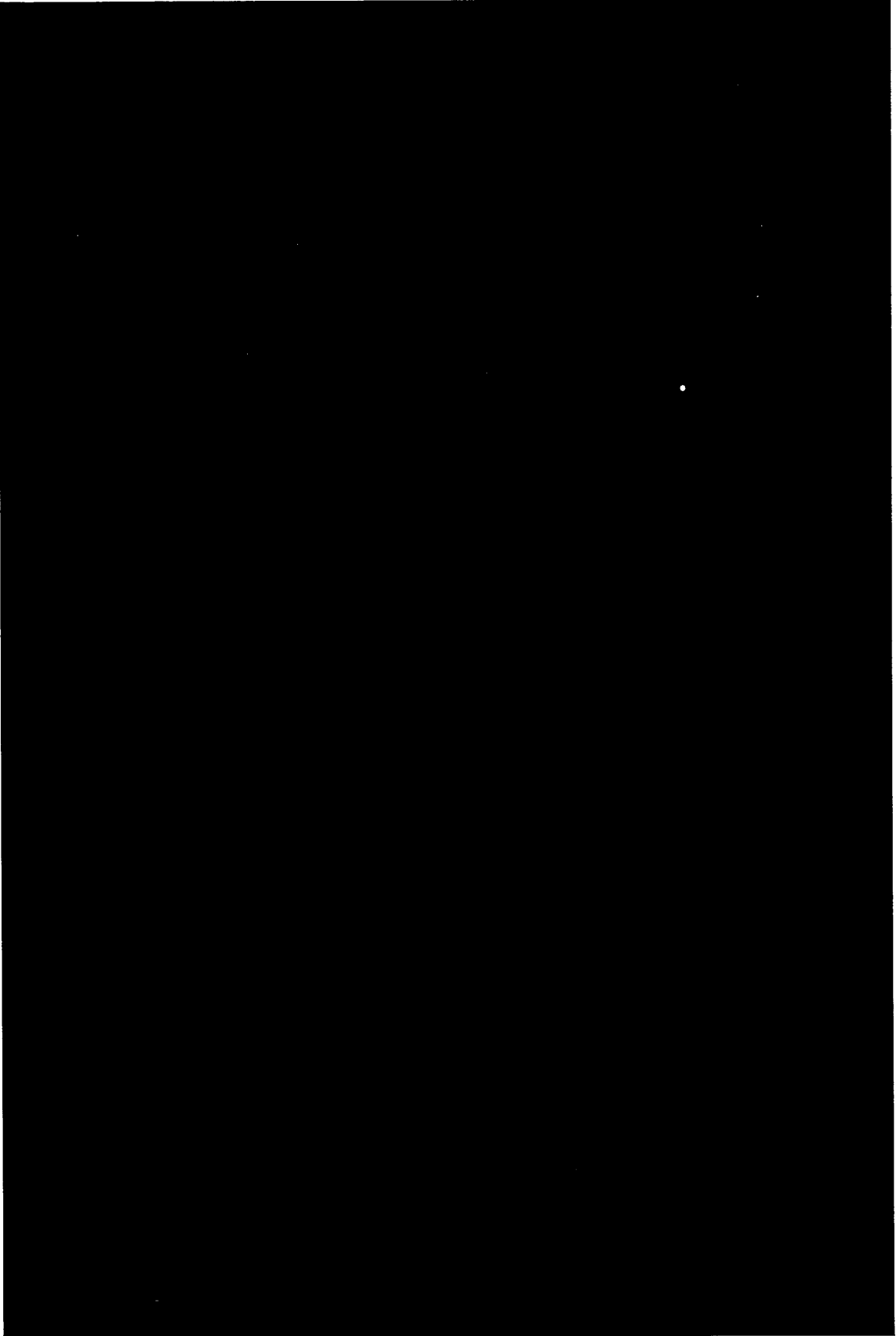
12/07/31内調内検討済み



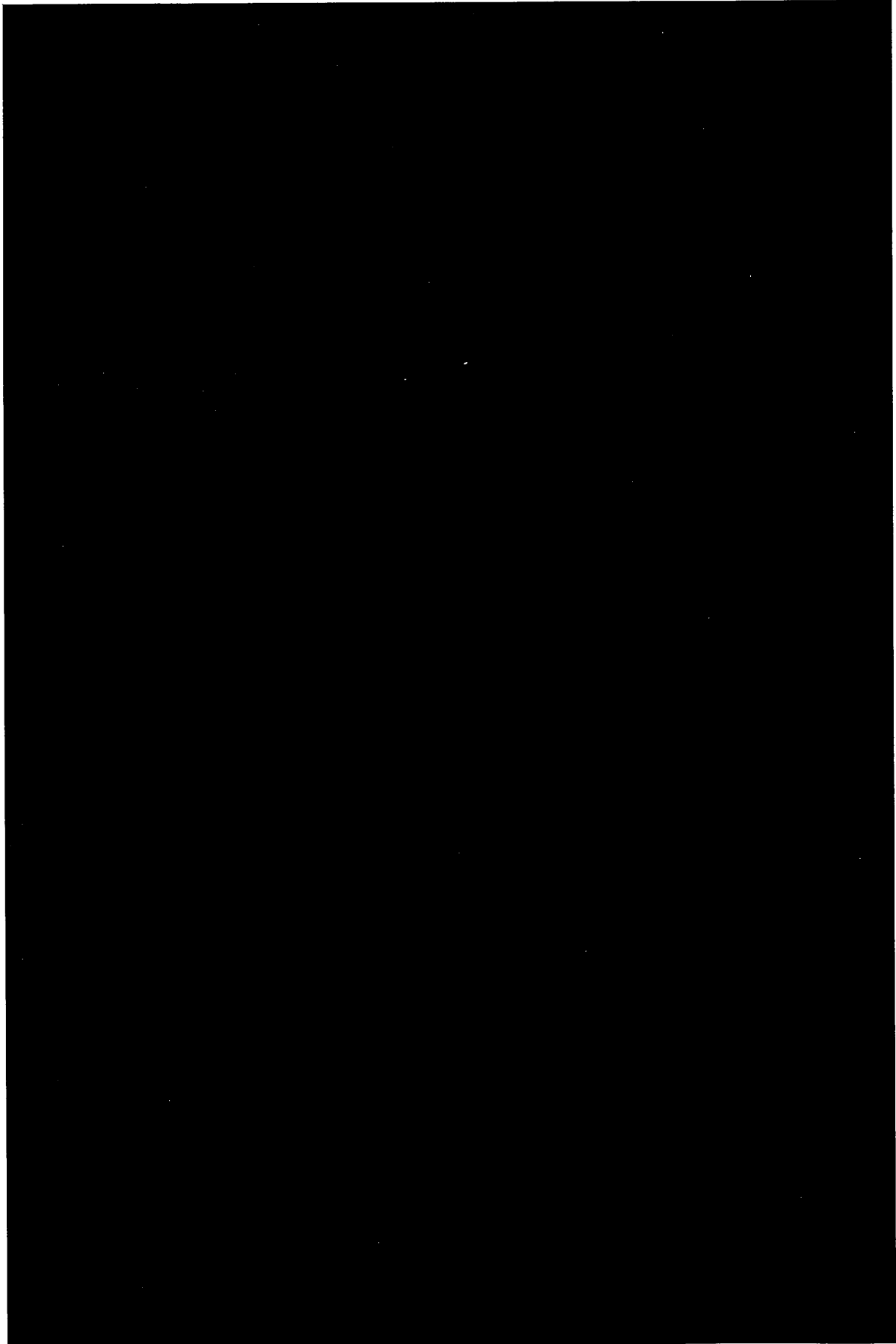
12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



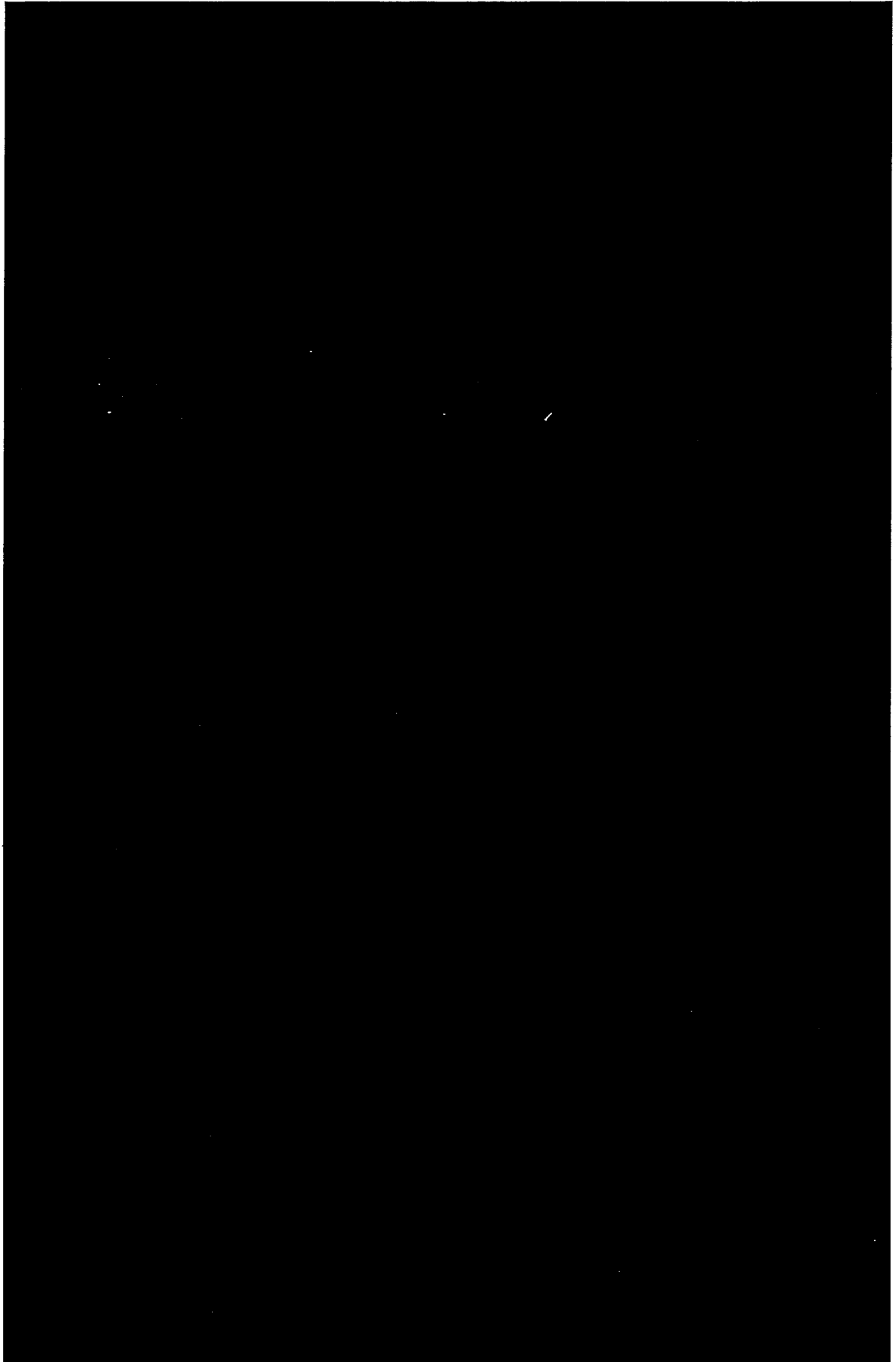
12/07/31内調内検討済み



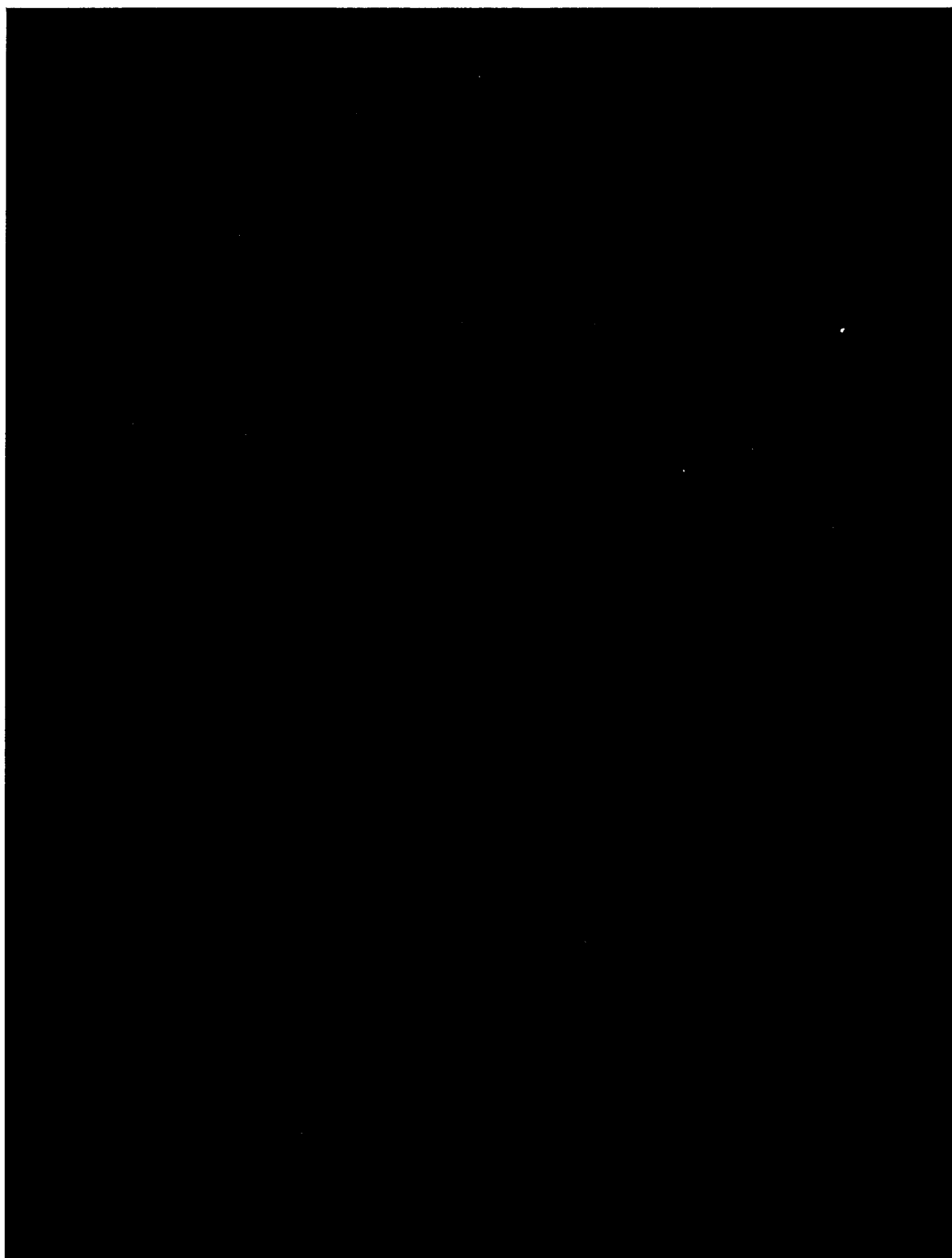
12/07/31内調内検討済み



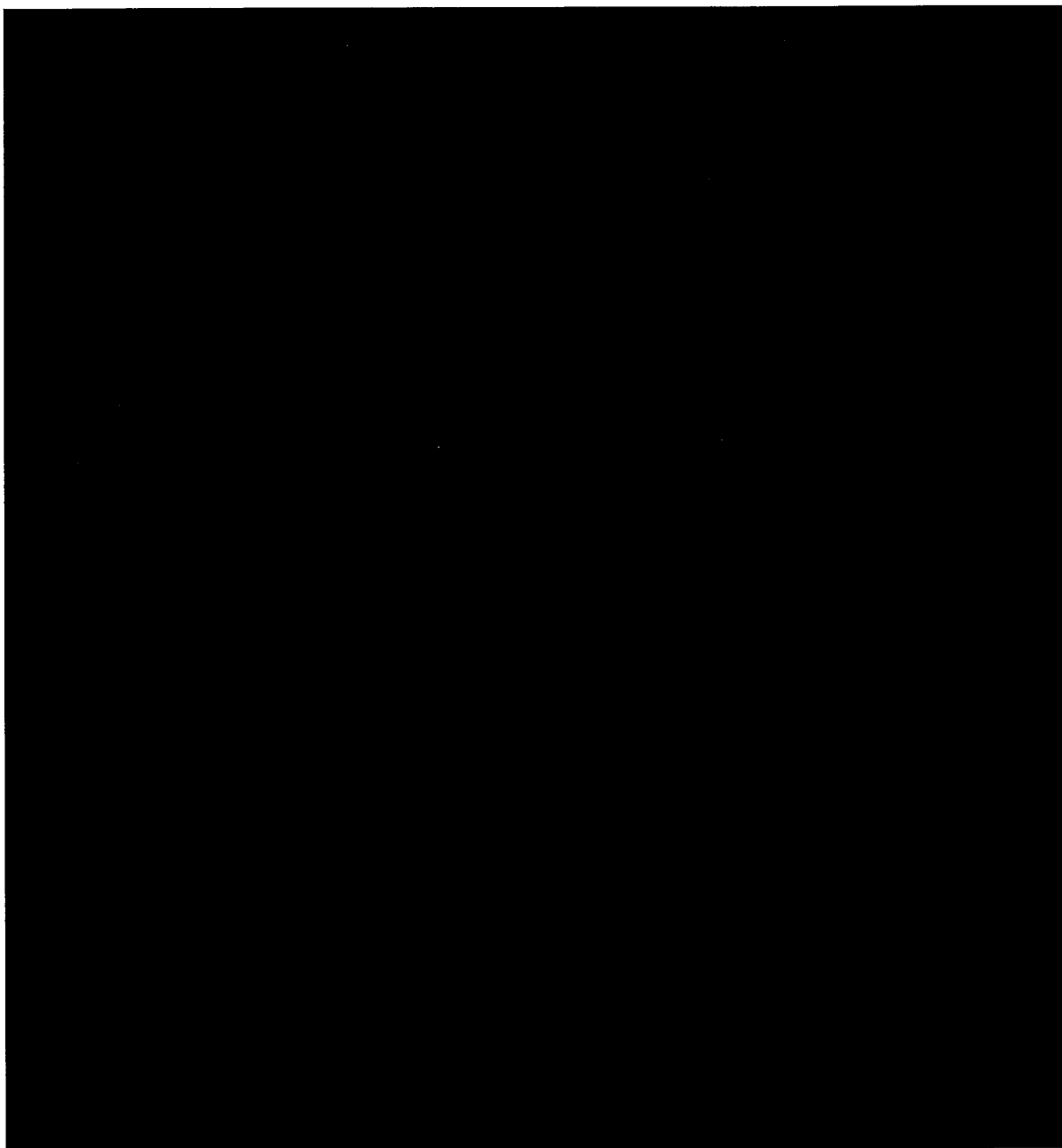
12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



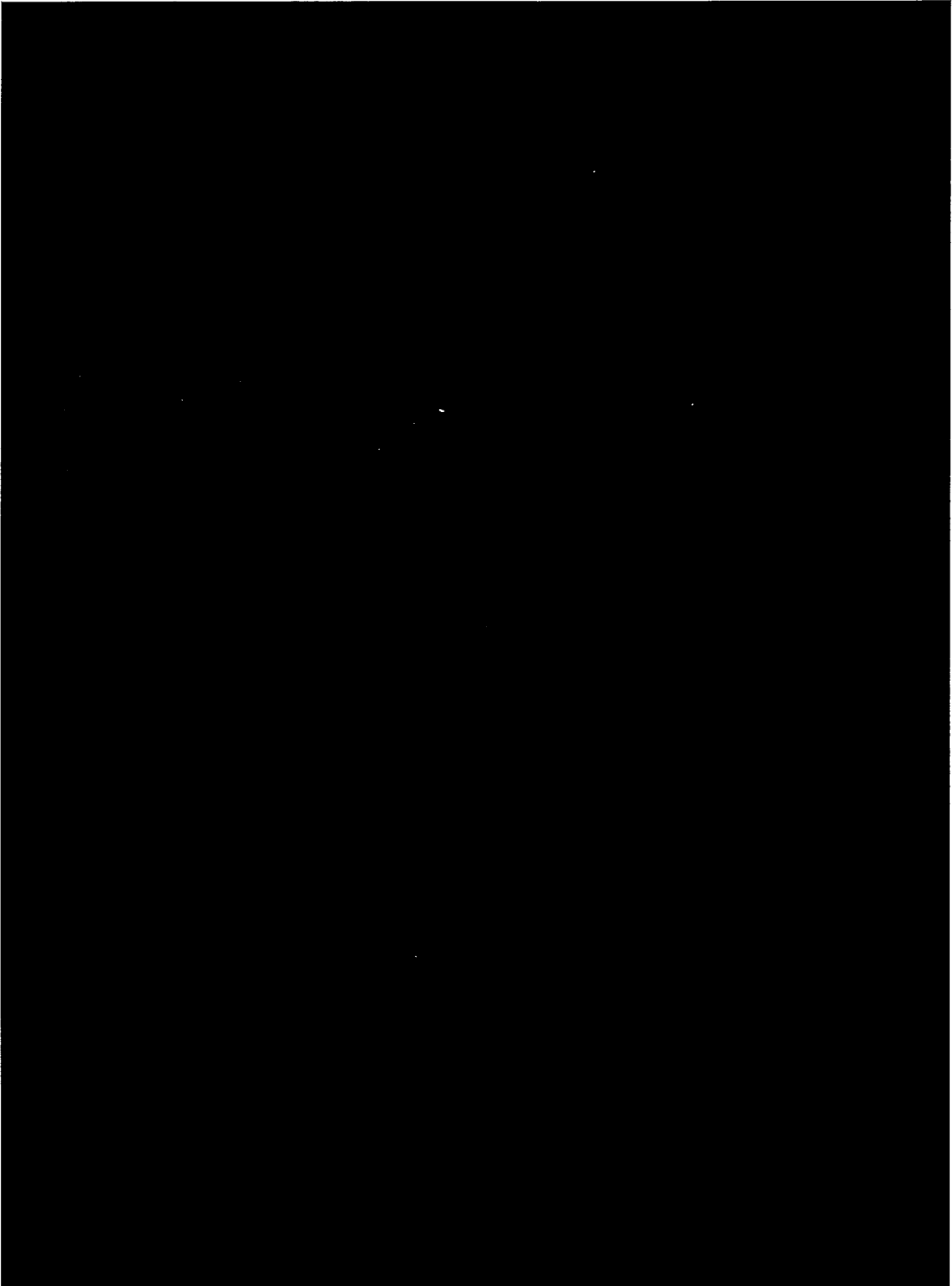
12/07/31内調内検討済み



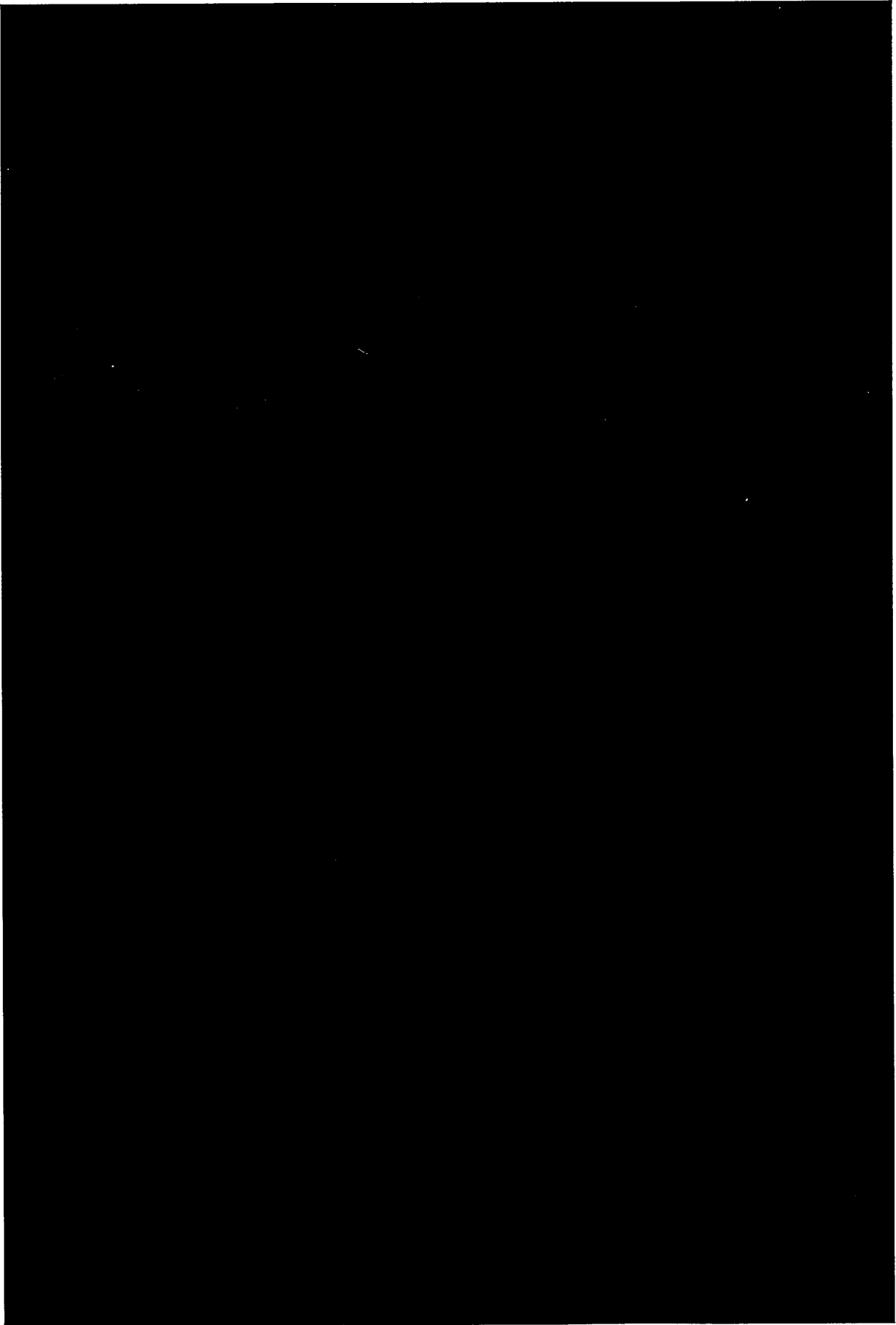
12/07/31内調内検討済み



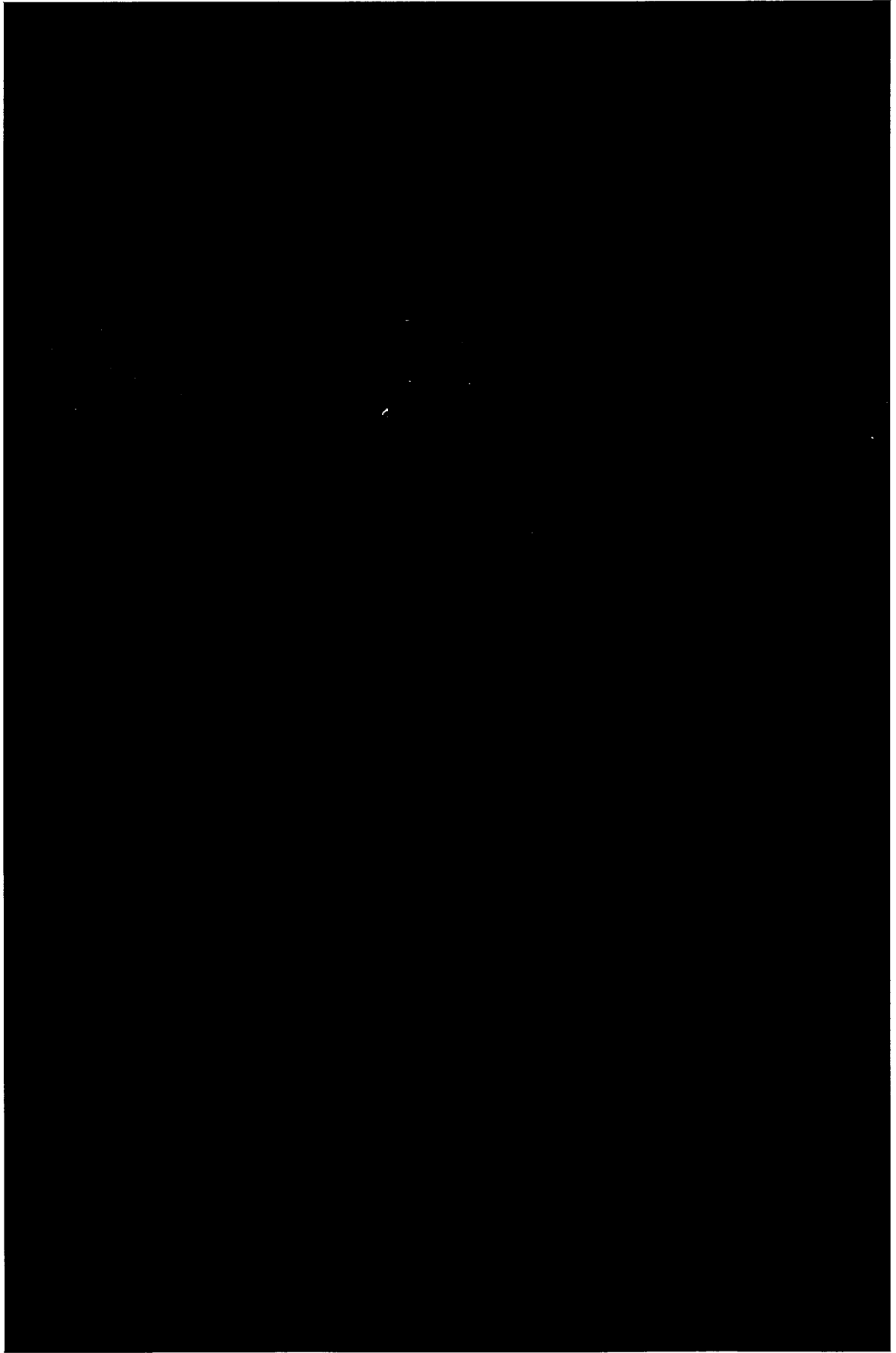
12/07/31内調内検討済み



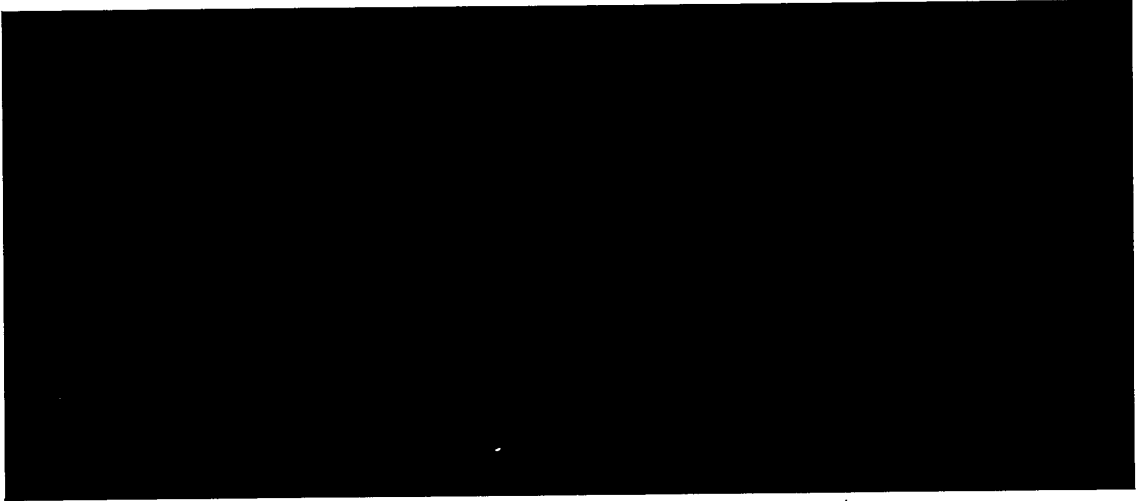
12/07/31内調内検討済み



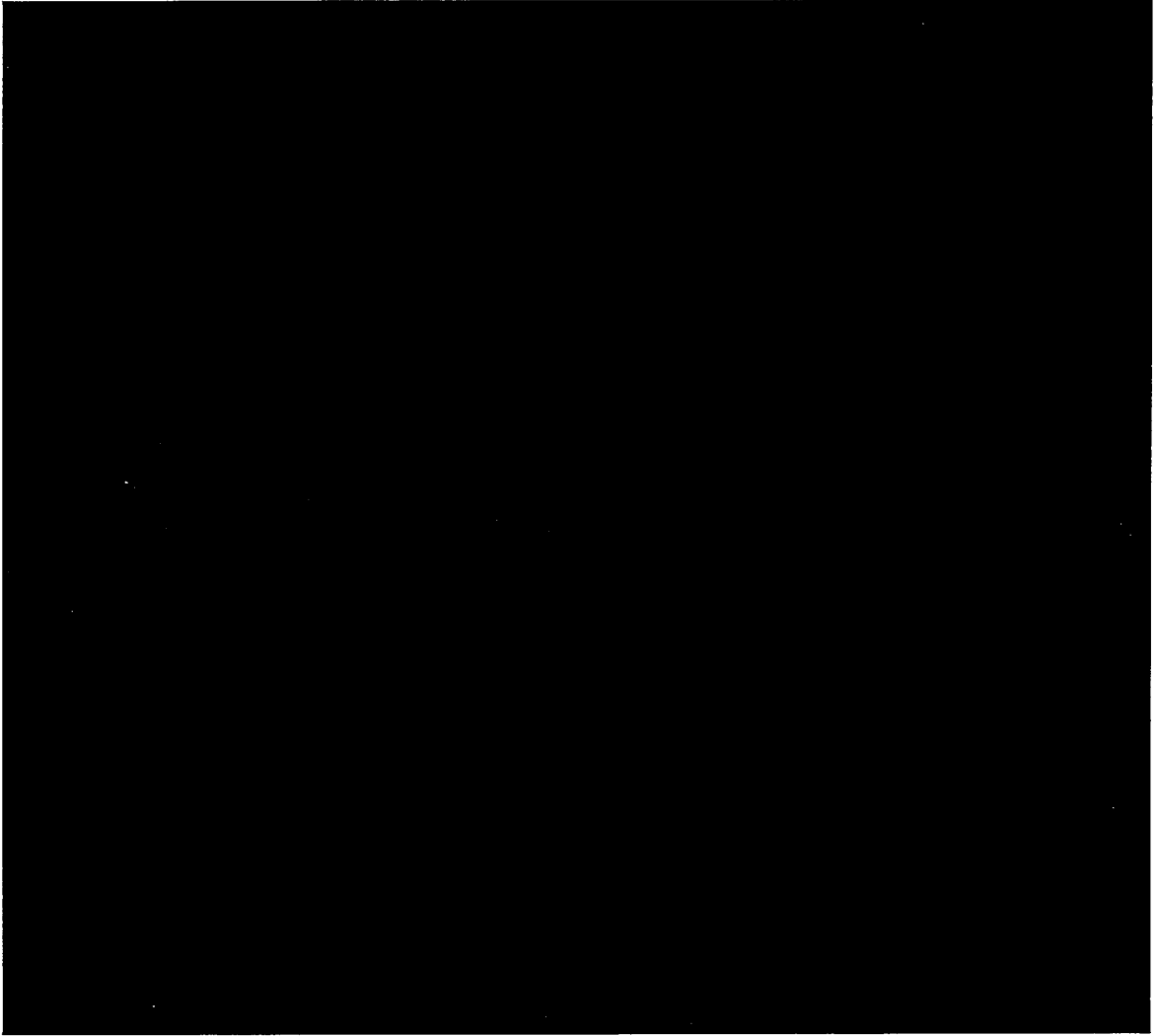
12/07/31内調内検討済み



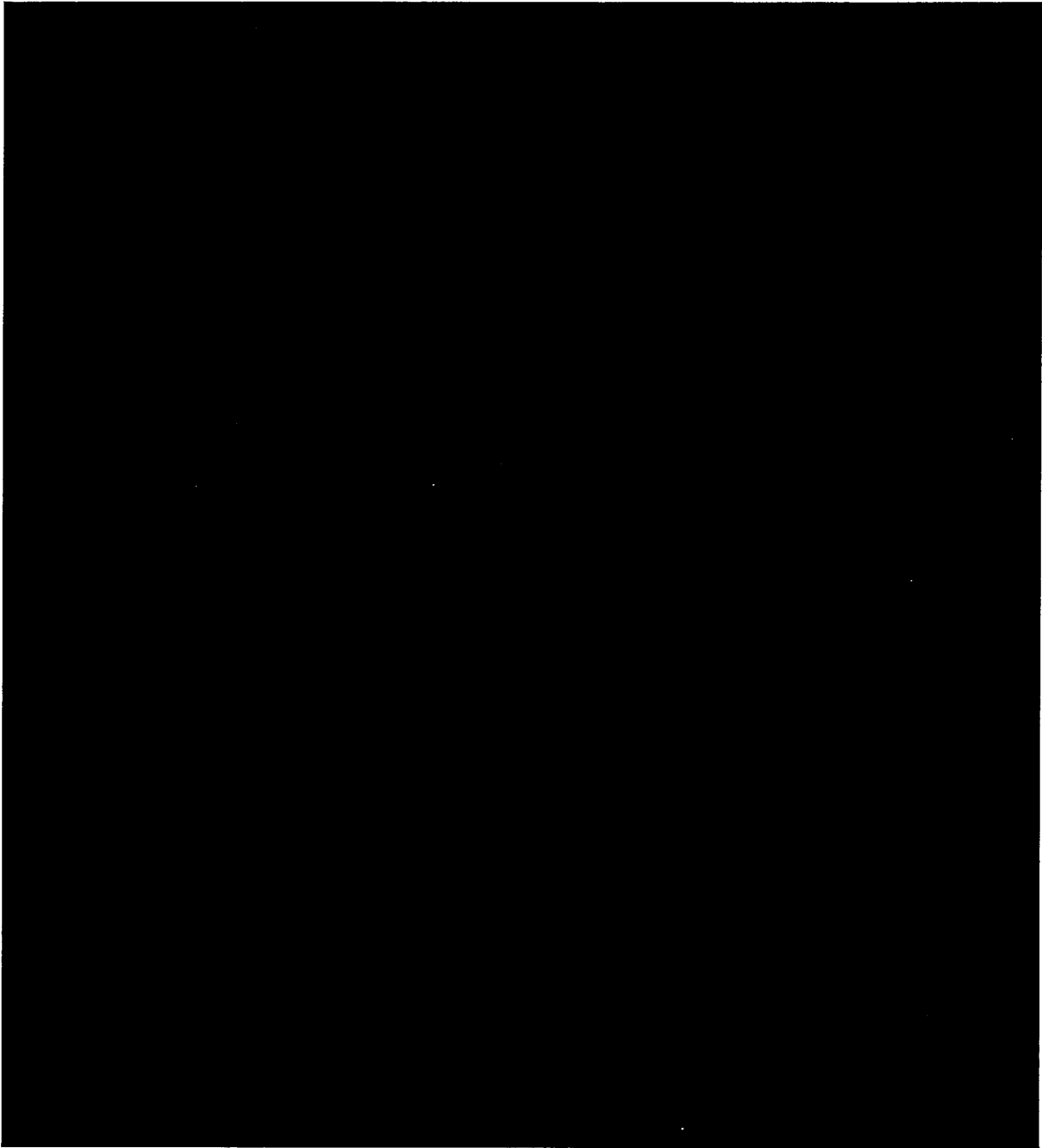
12/07/31内調内検討済み



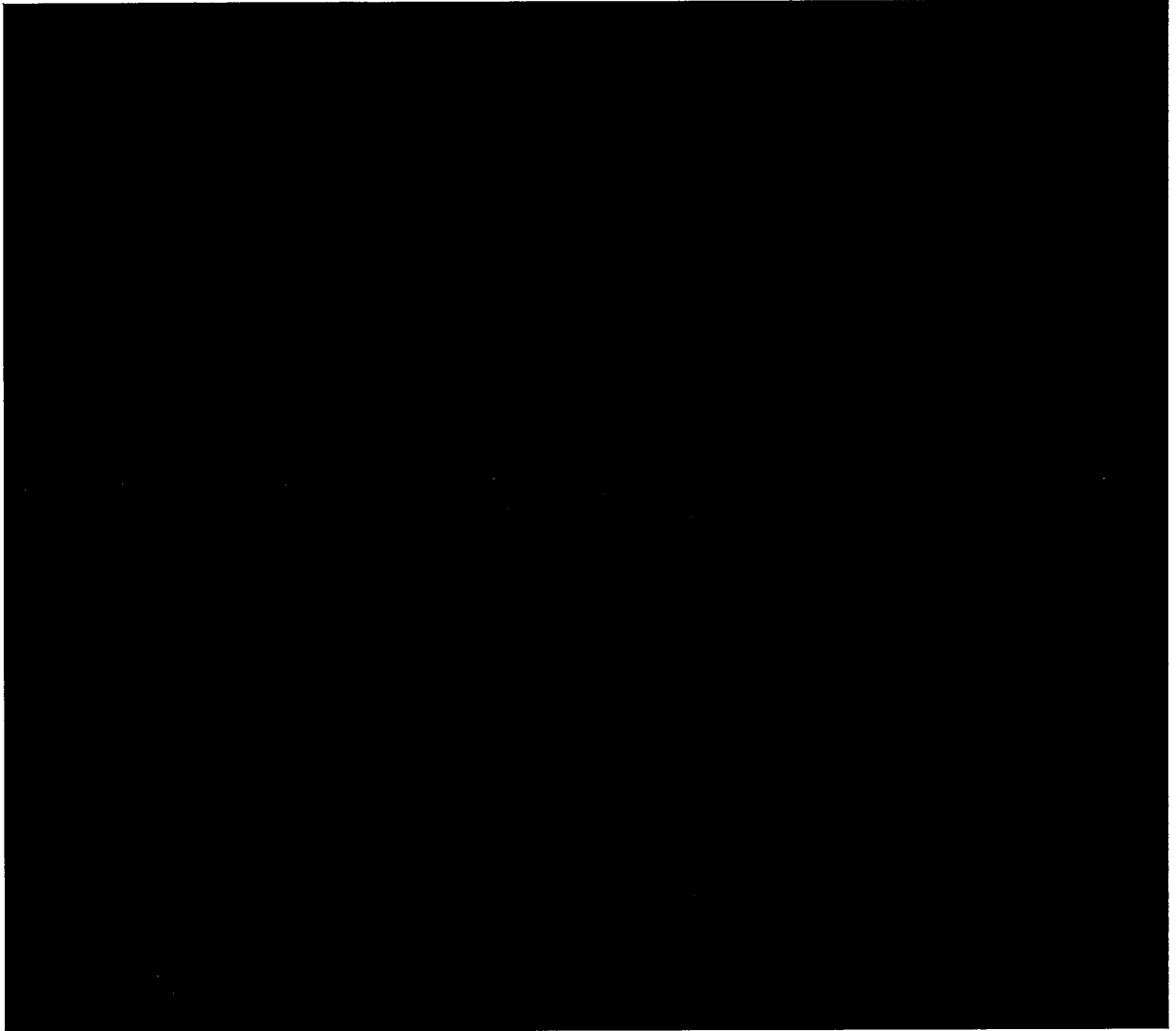
12/07/31内調内検討済み



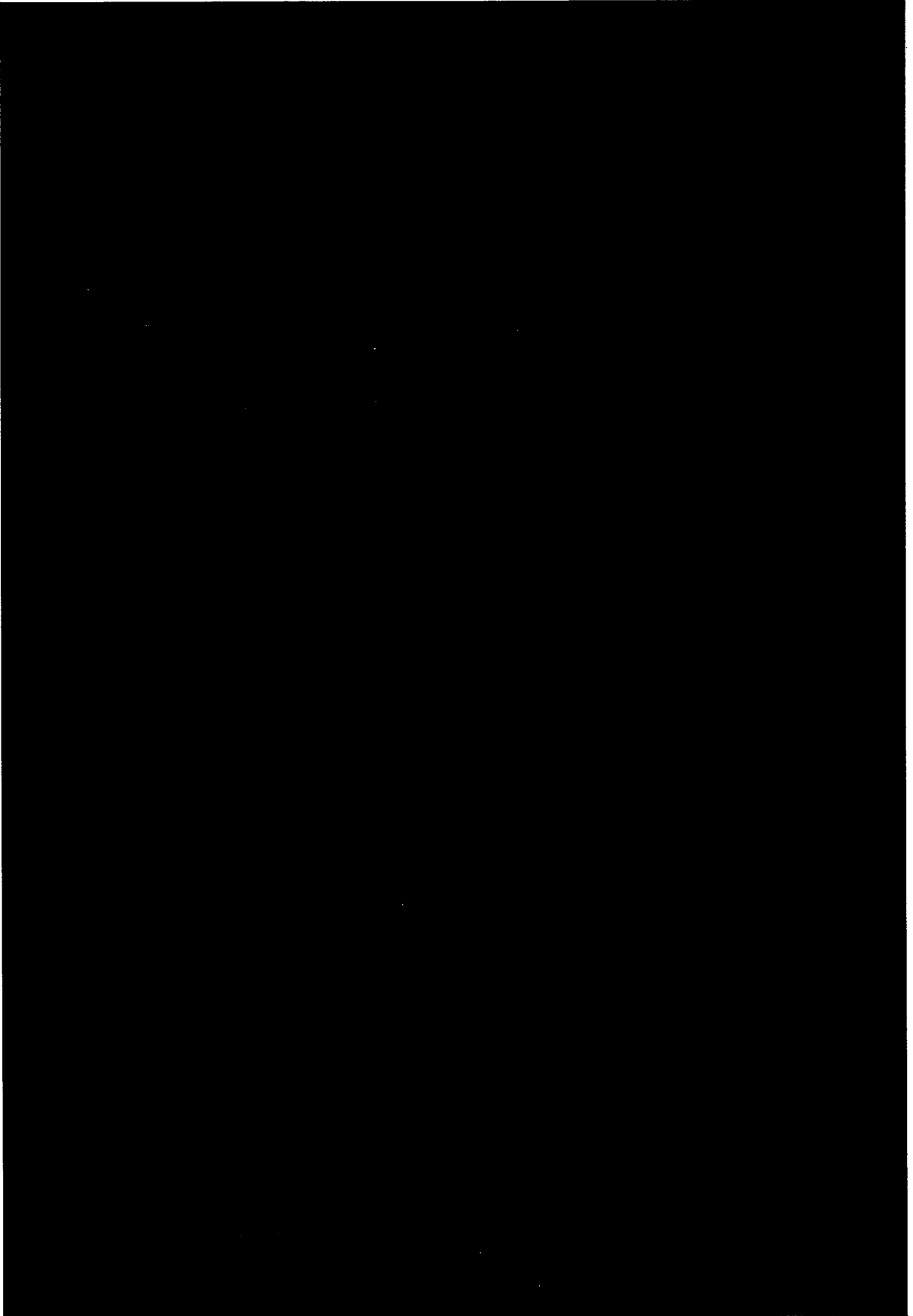
12/07/31内調内検討済み



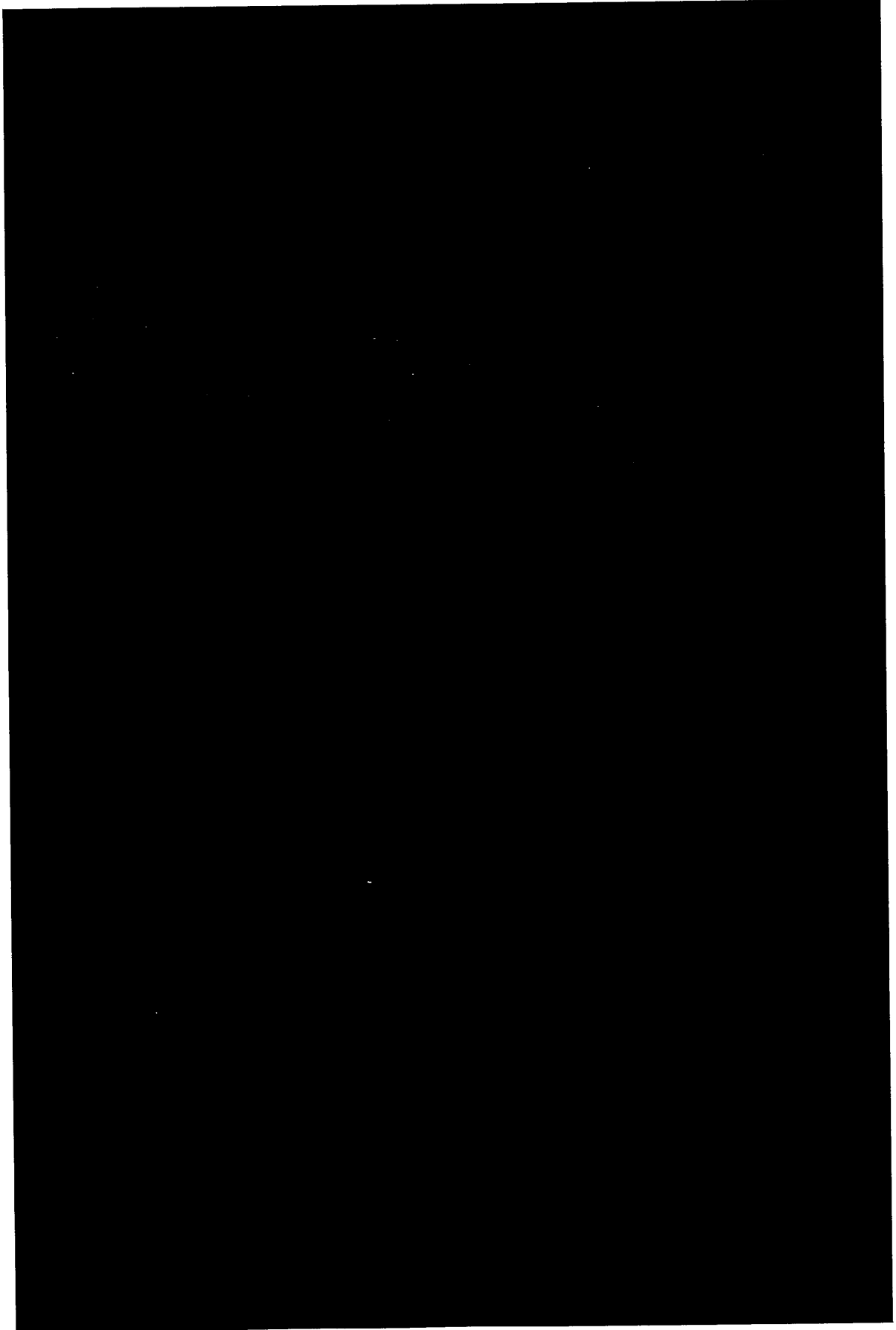
12/07/31内調内検討済み



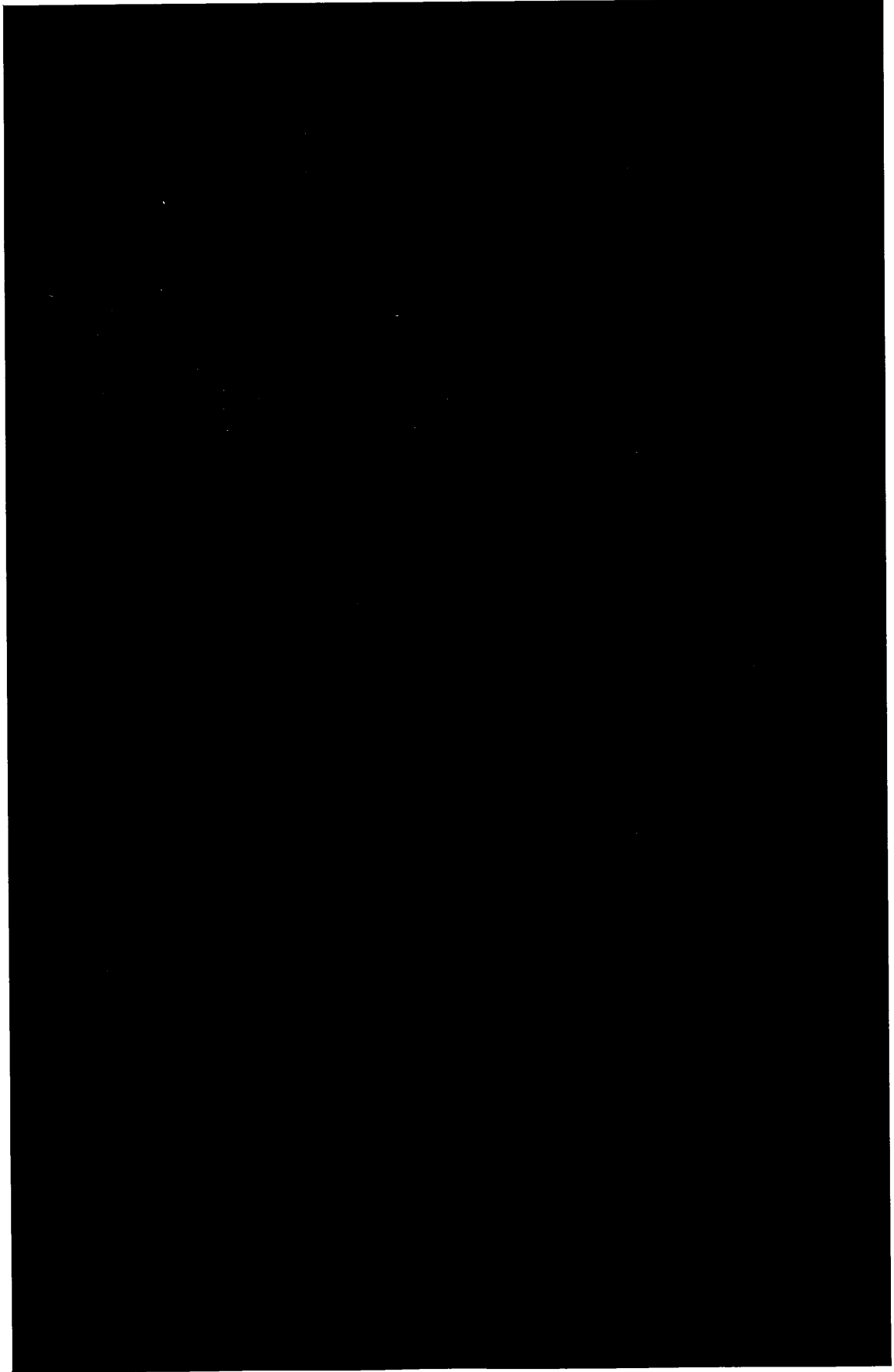
12/07/31内調内検討済み



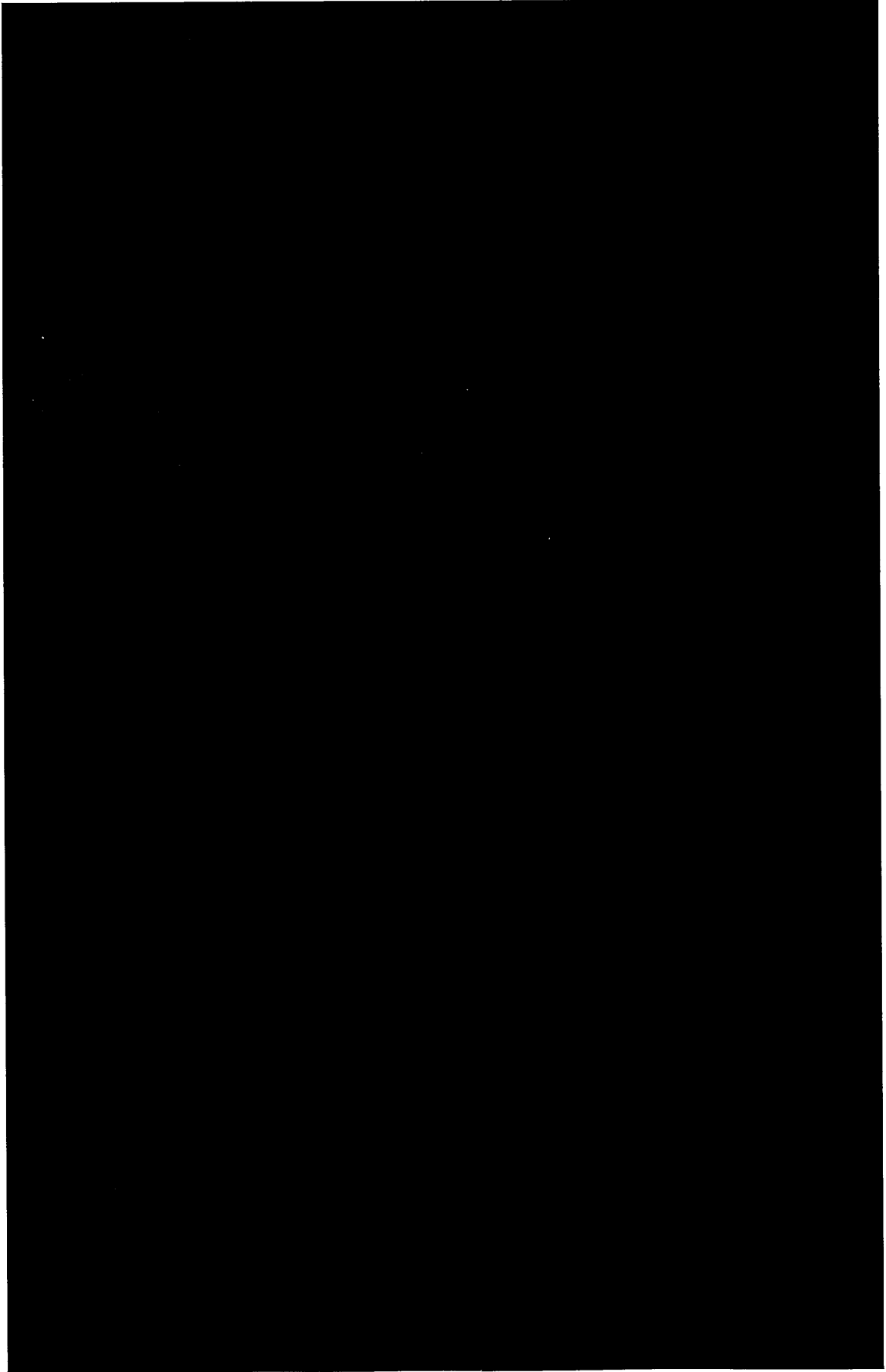
12/07/31内調内検討済み



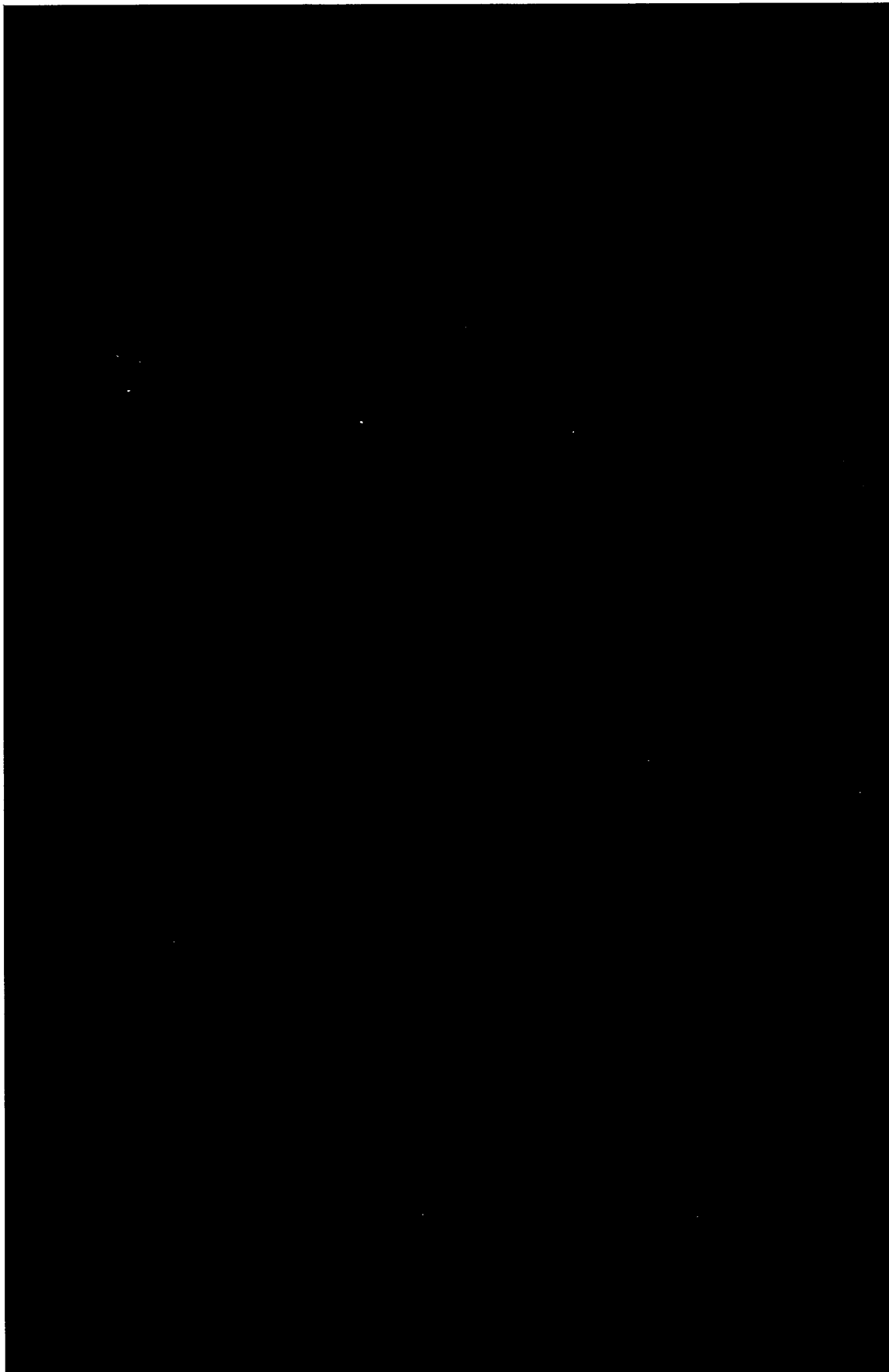
12/07/31内調内検討済み



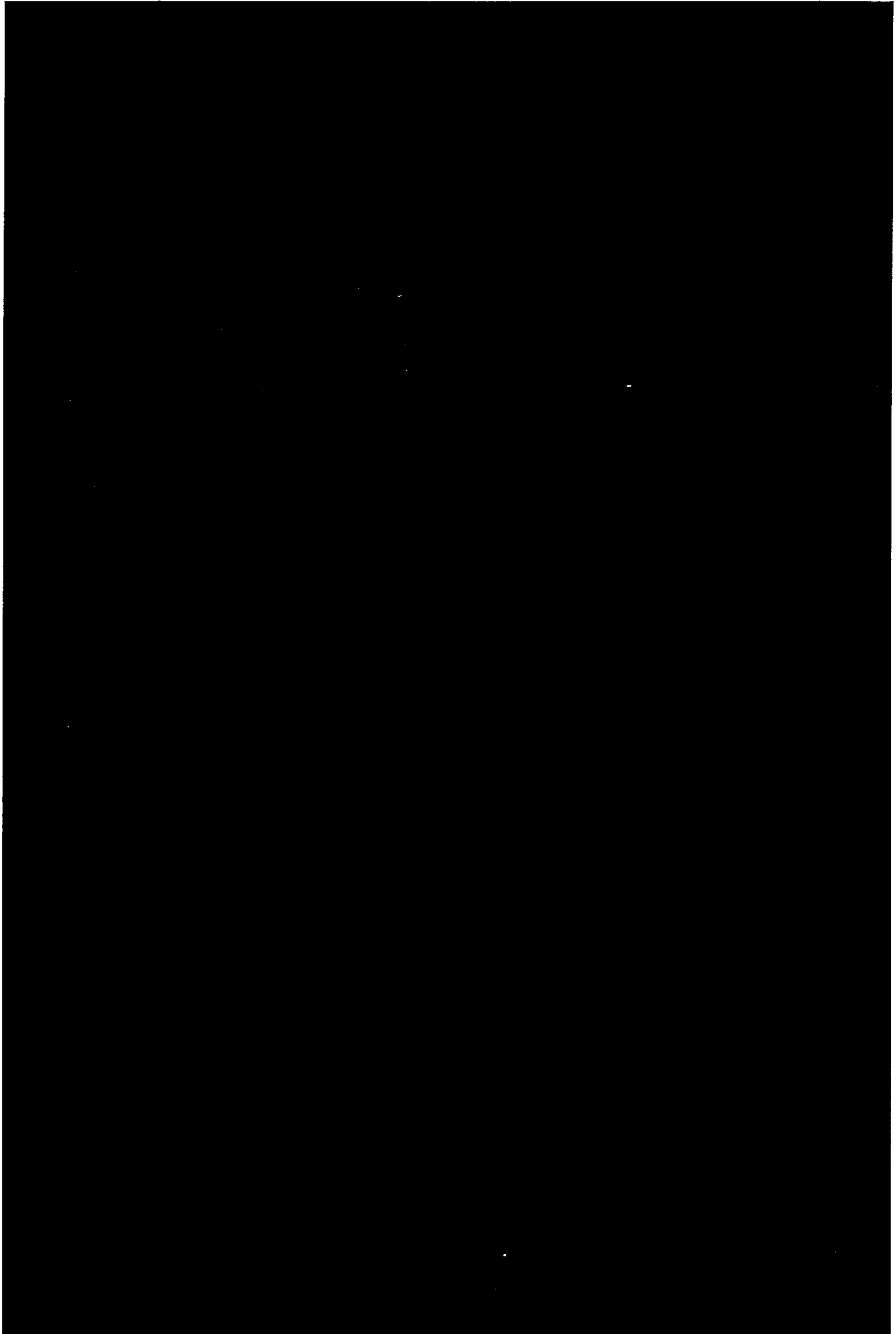
12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



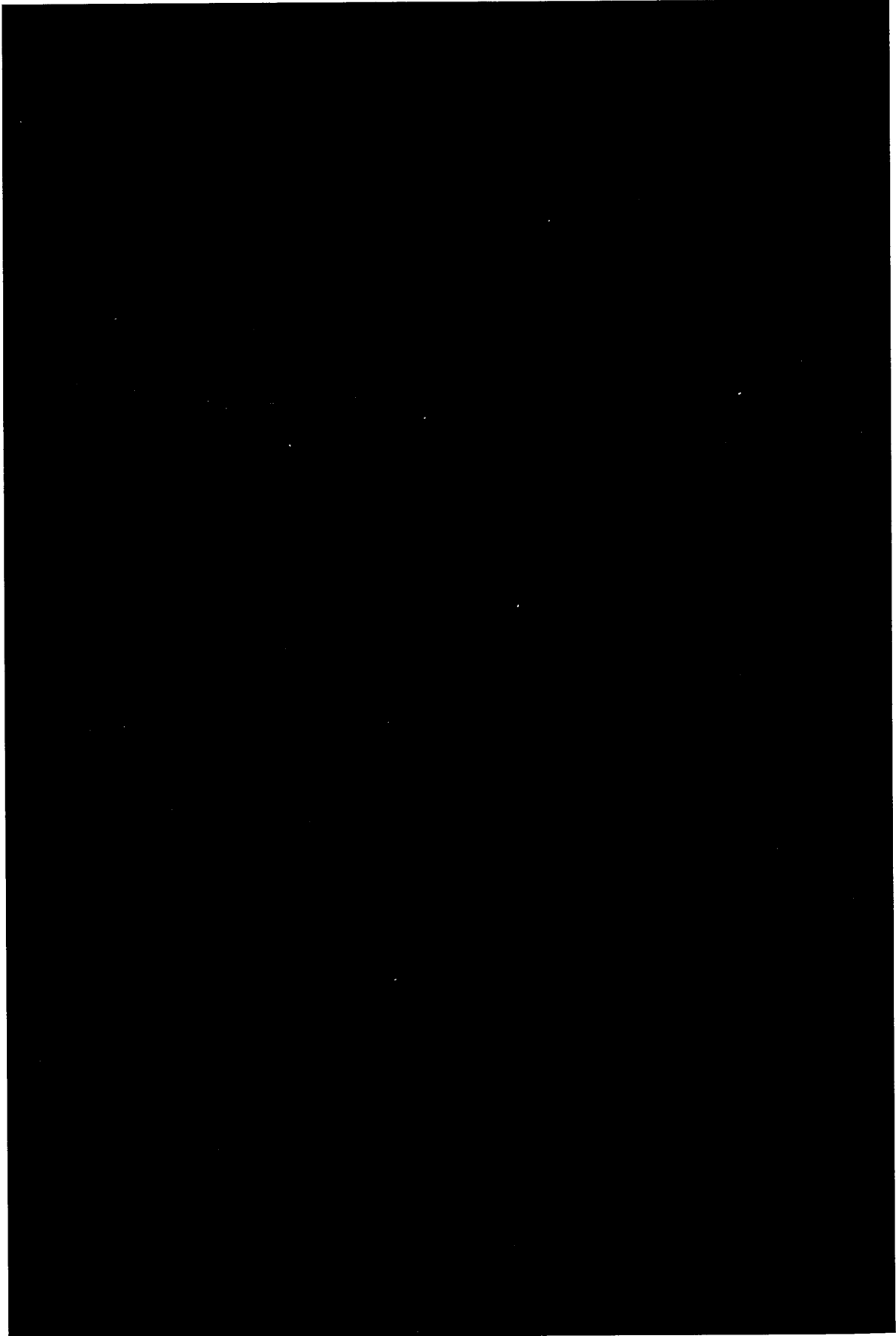
12/07/31内調内検討済み



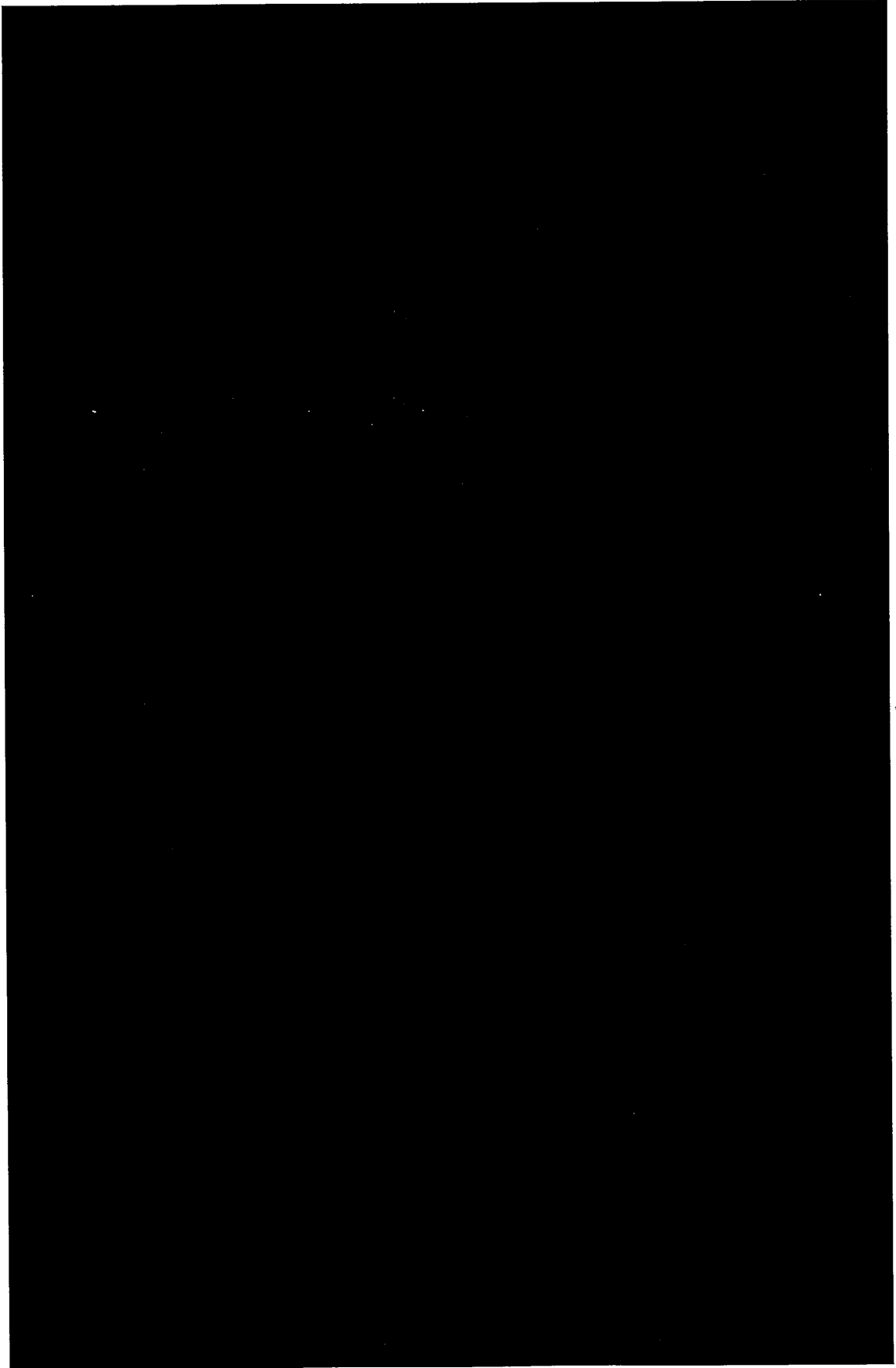
12/07/31内調内検討済み



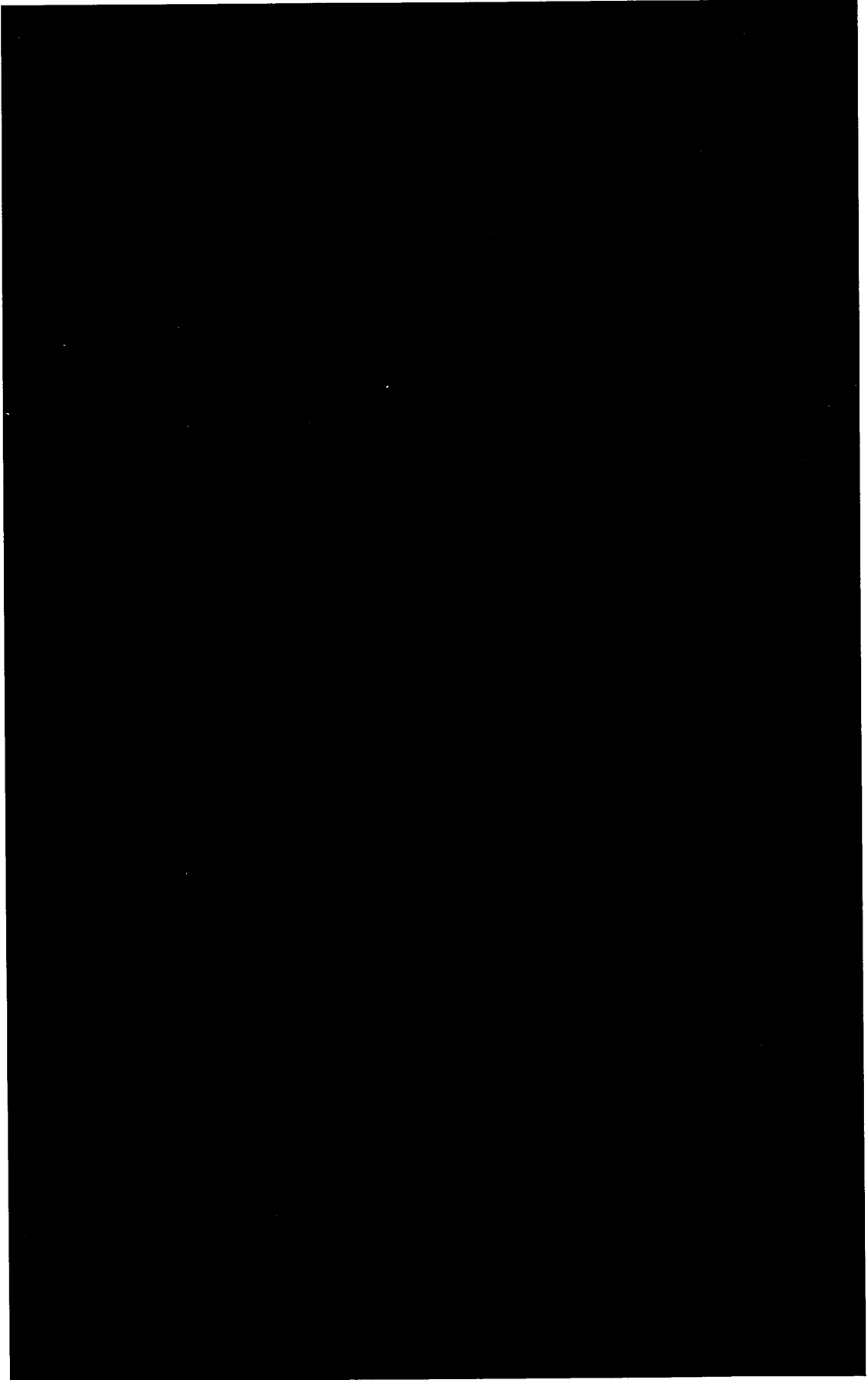
12/07/31内調内検討済み



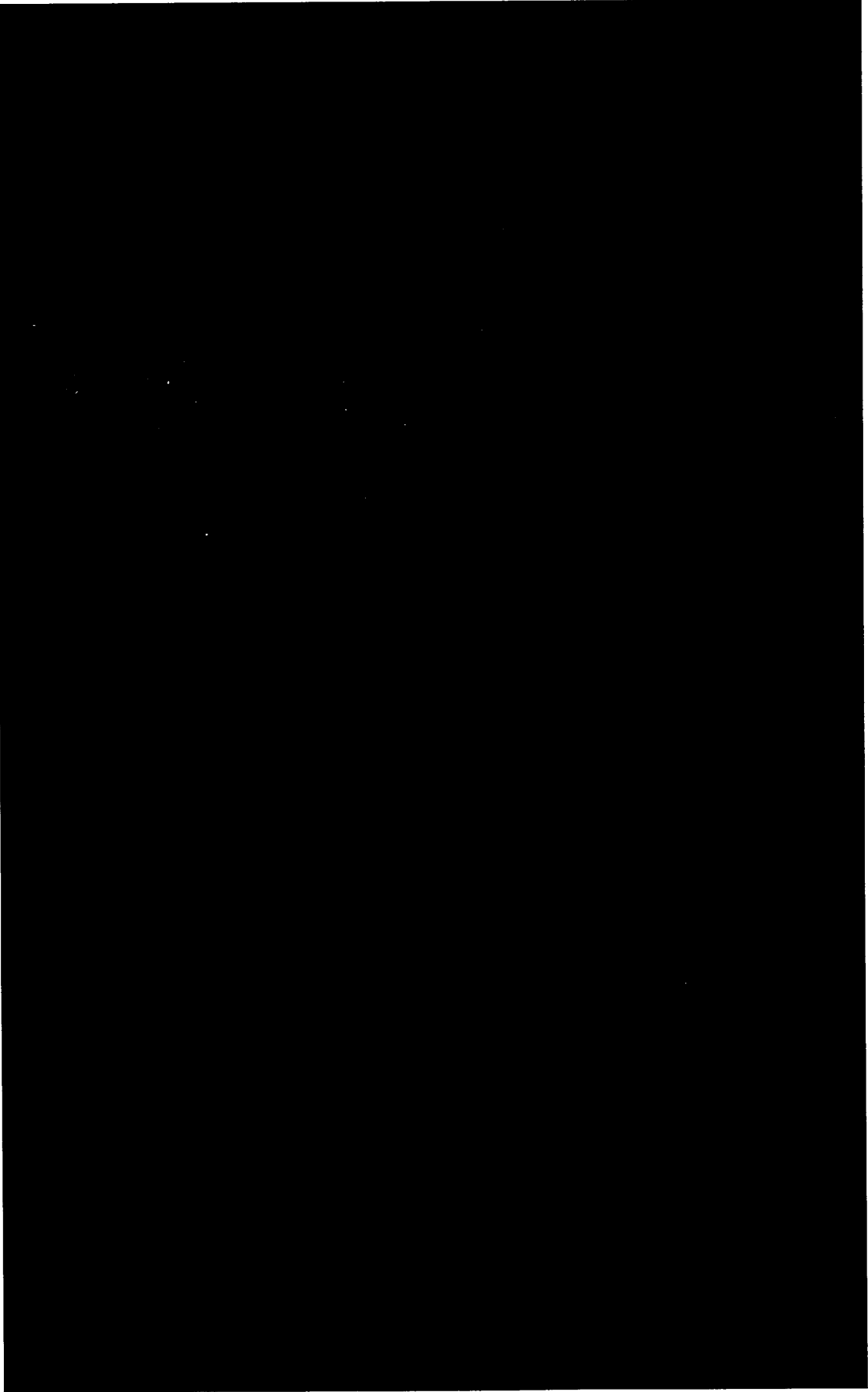
12/07/31内調内検討済み



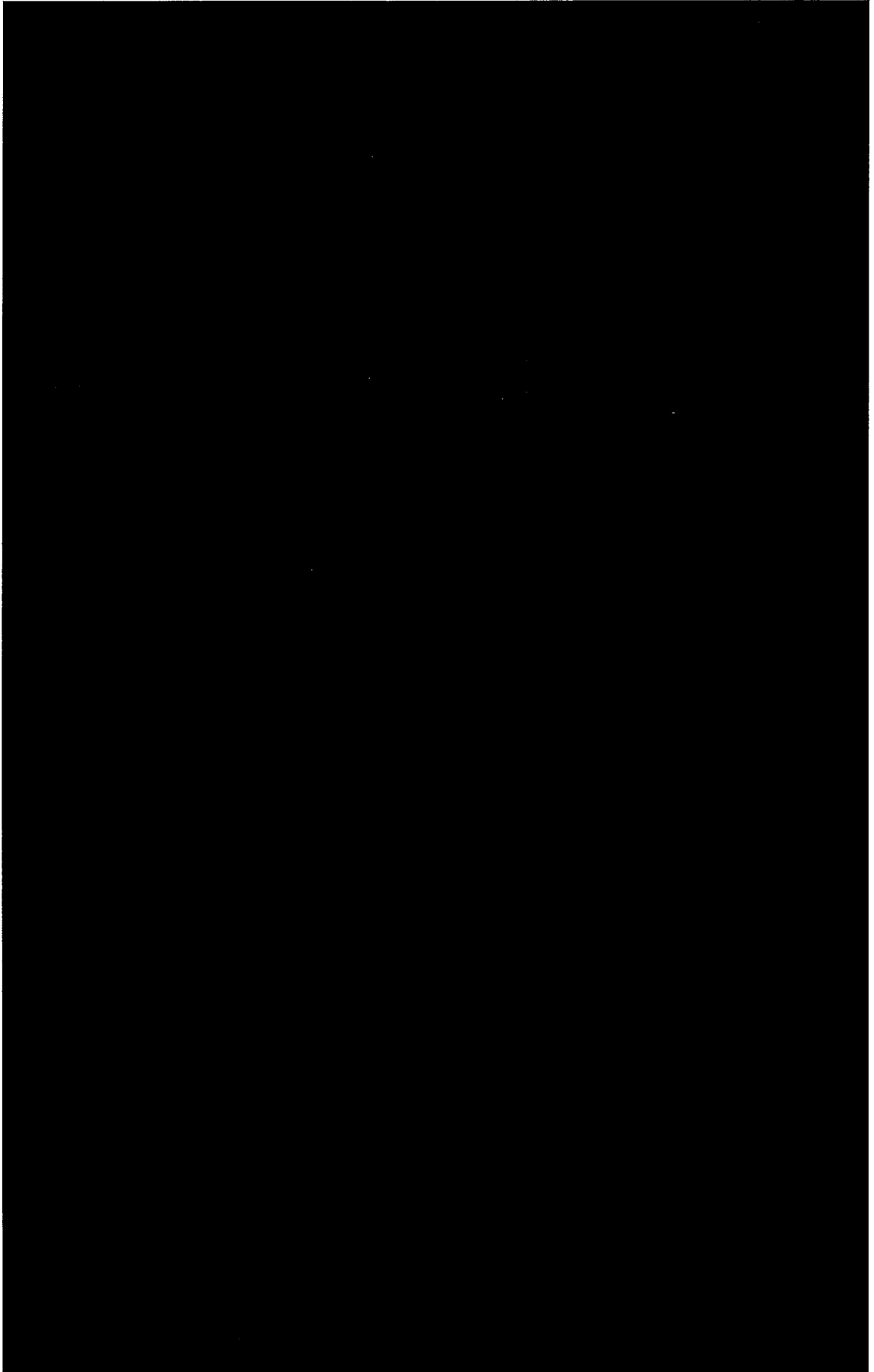
12/07/31内調内検討済み



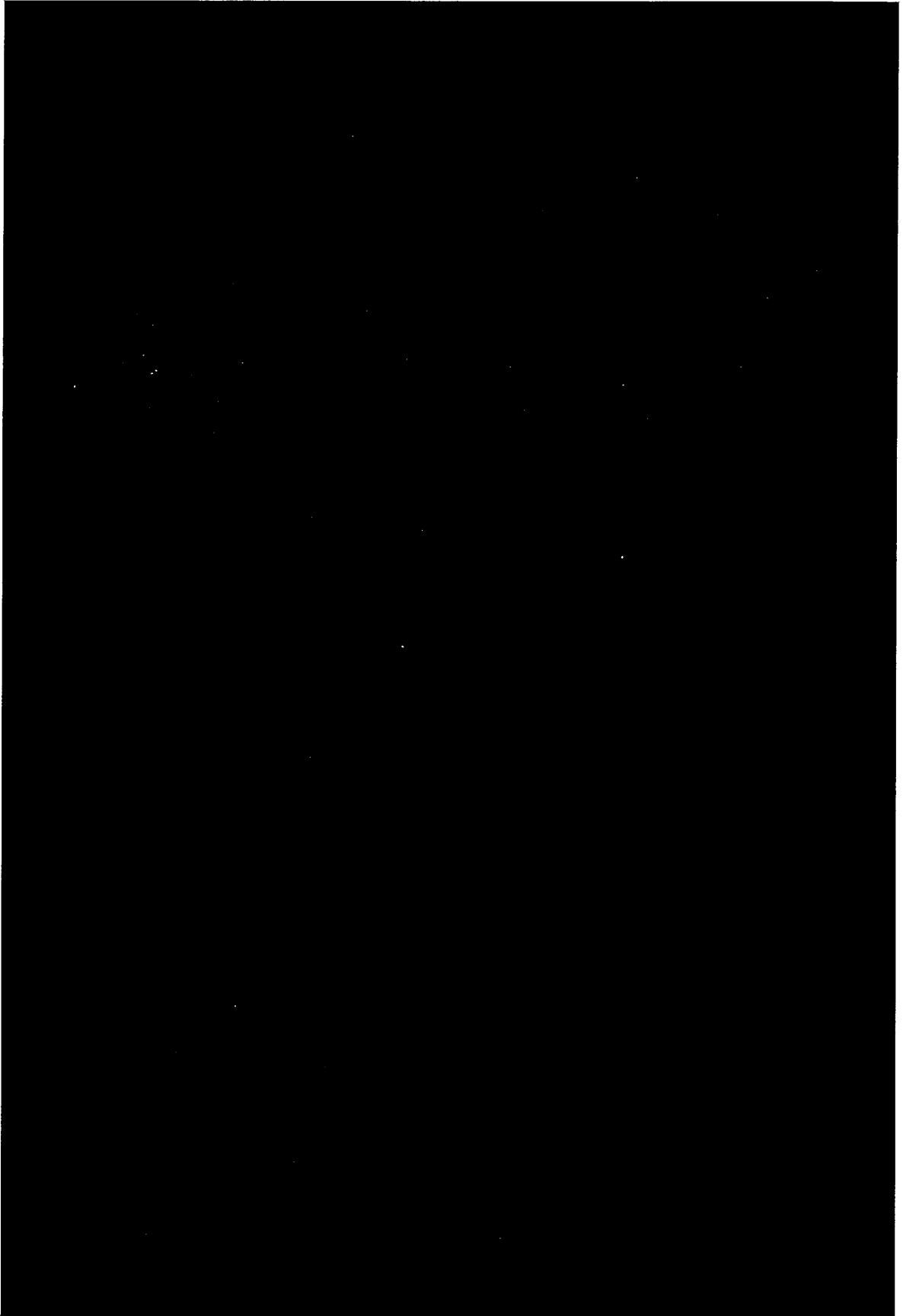
12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



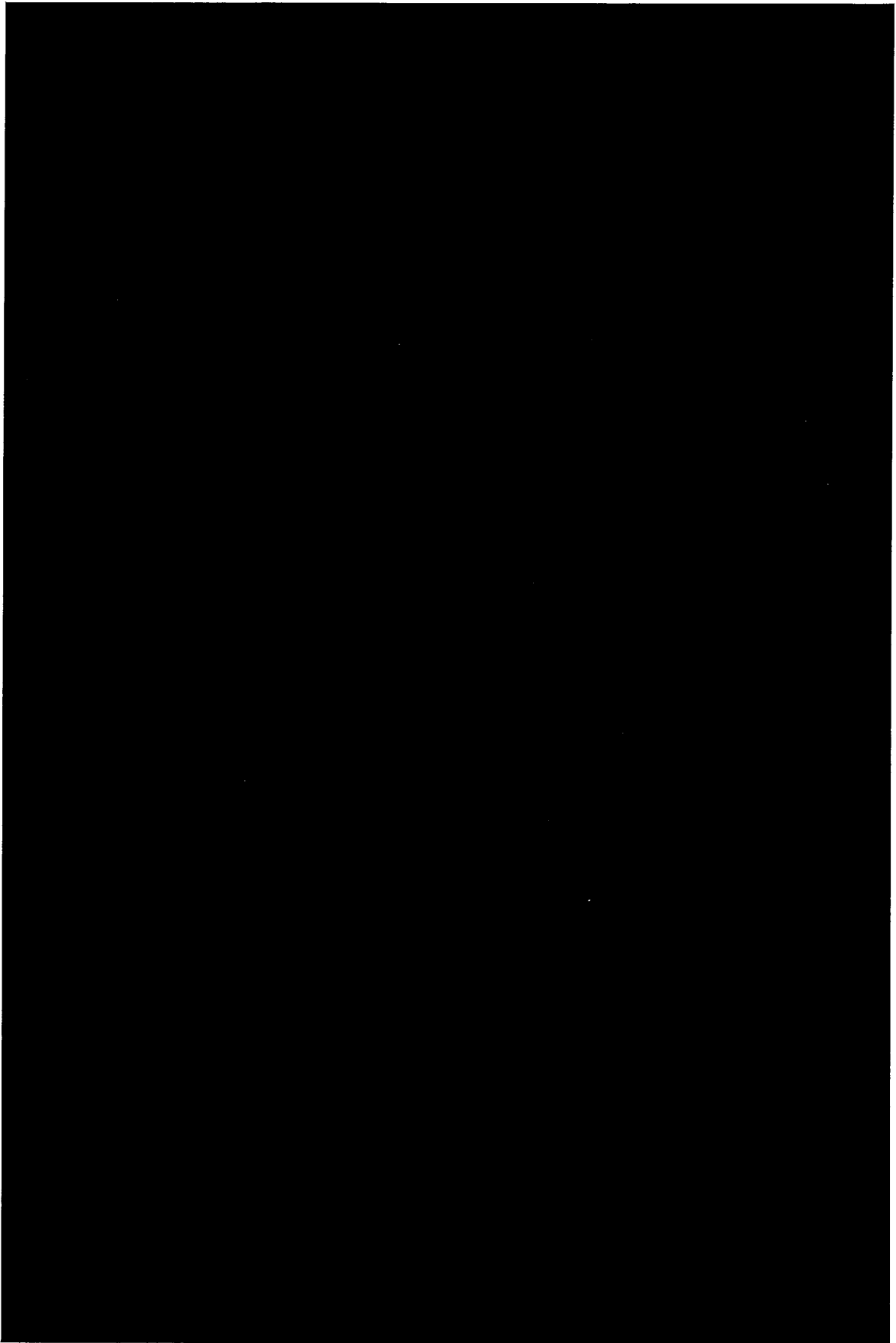
12/07/31内調内検討済み



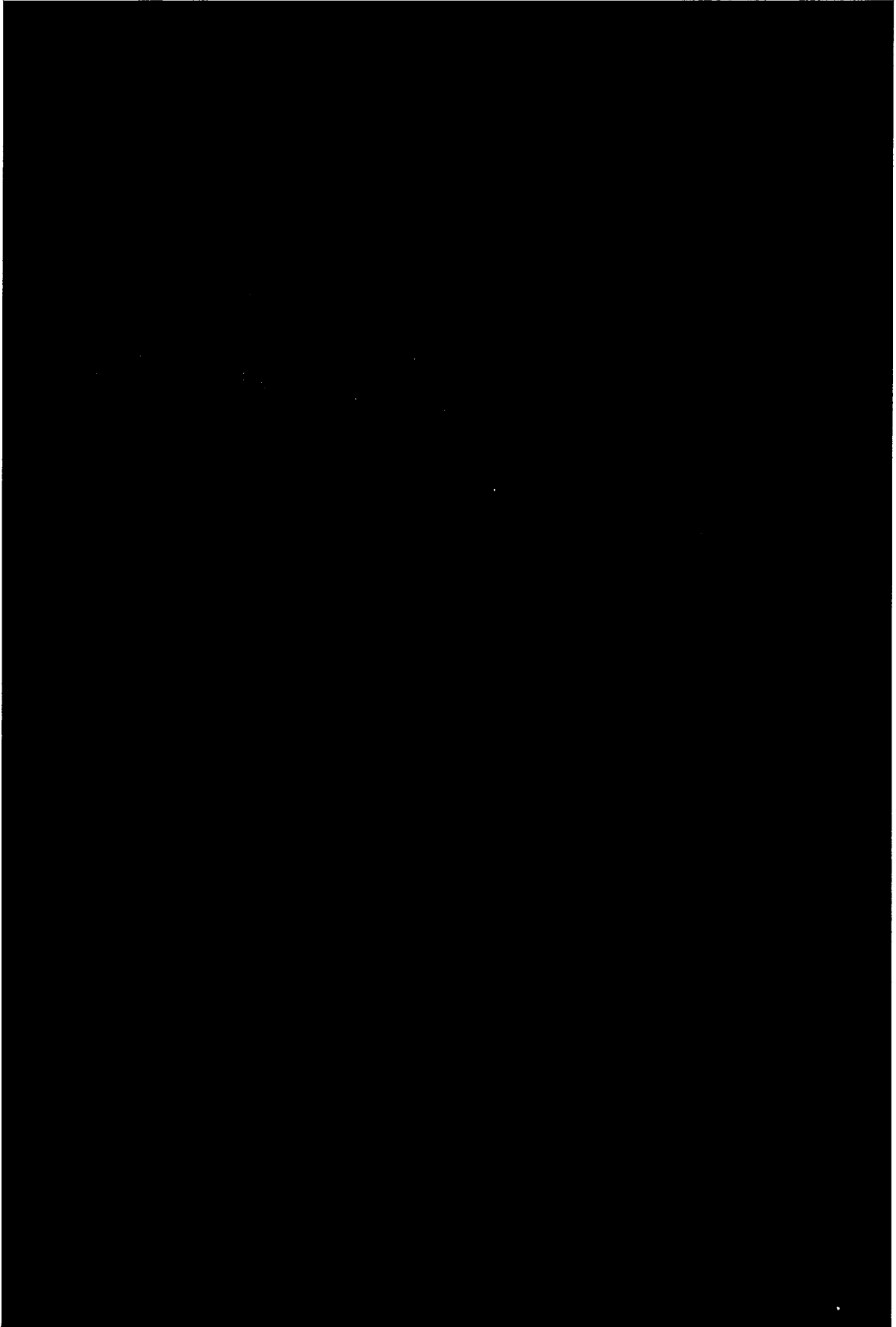
12/07/31内調内検討済み



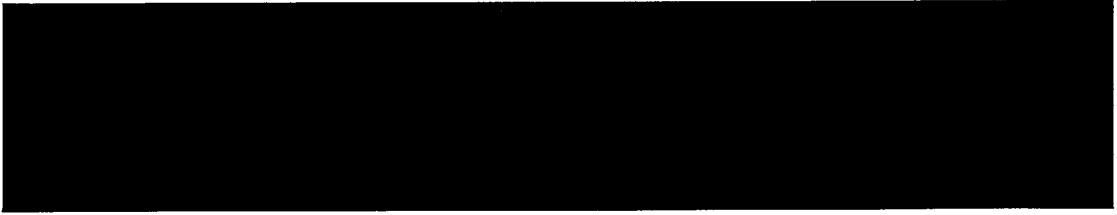
12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



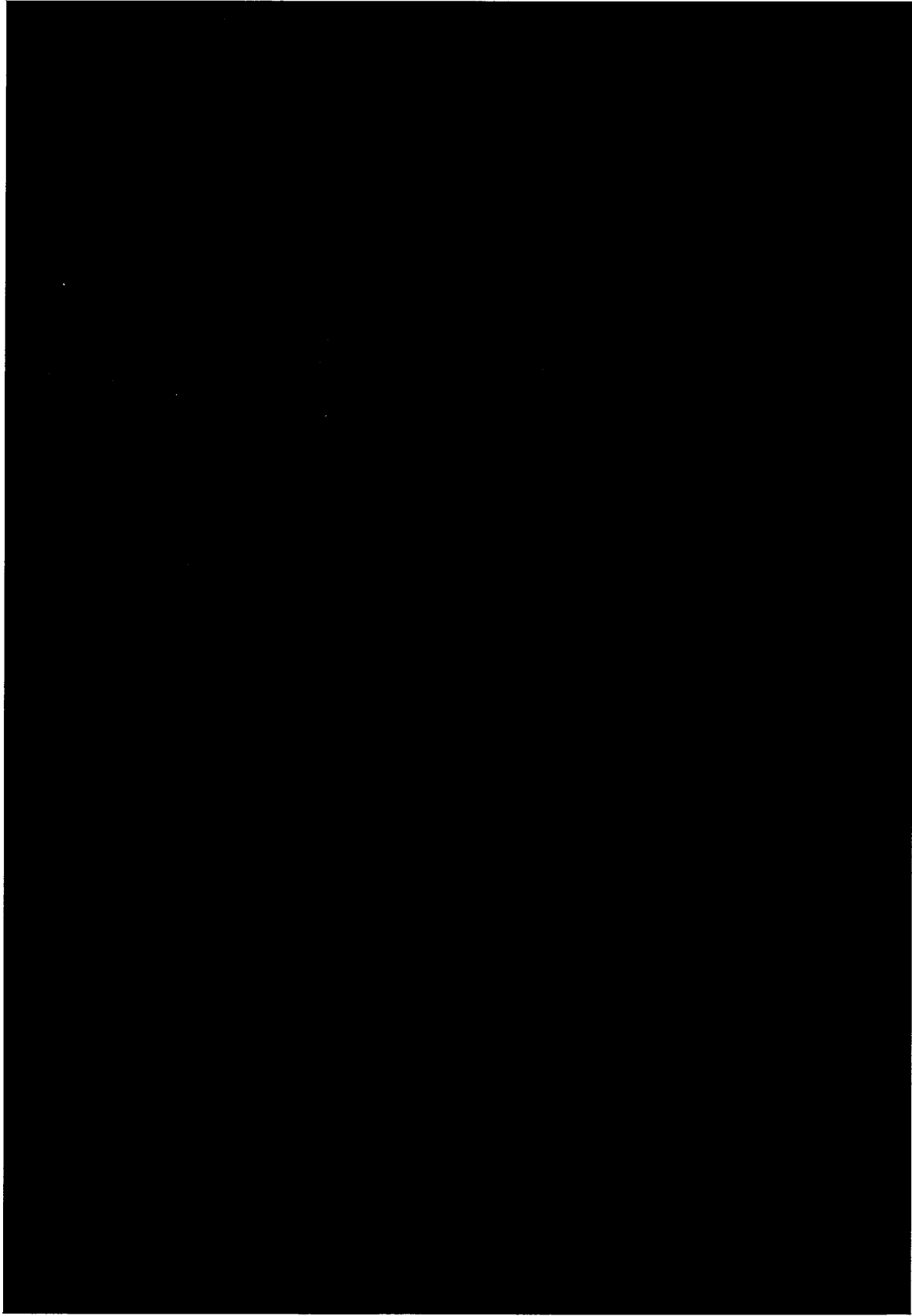
12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



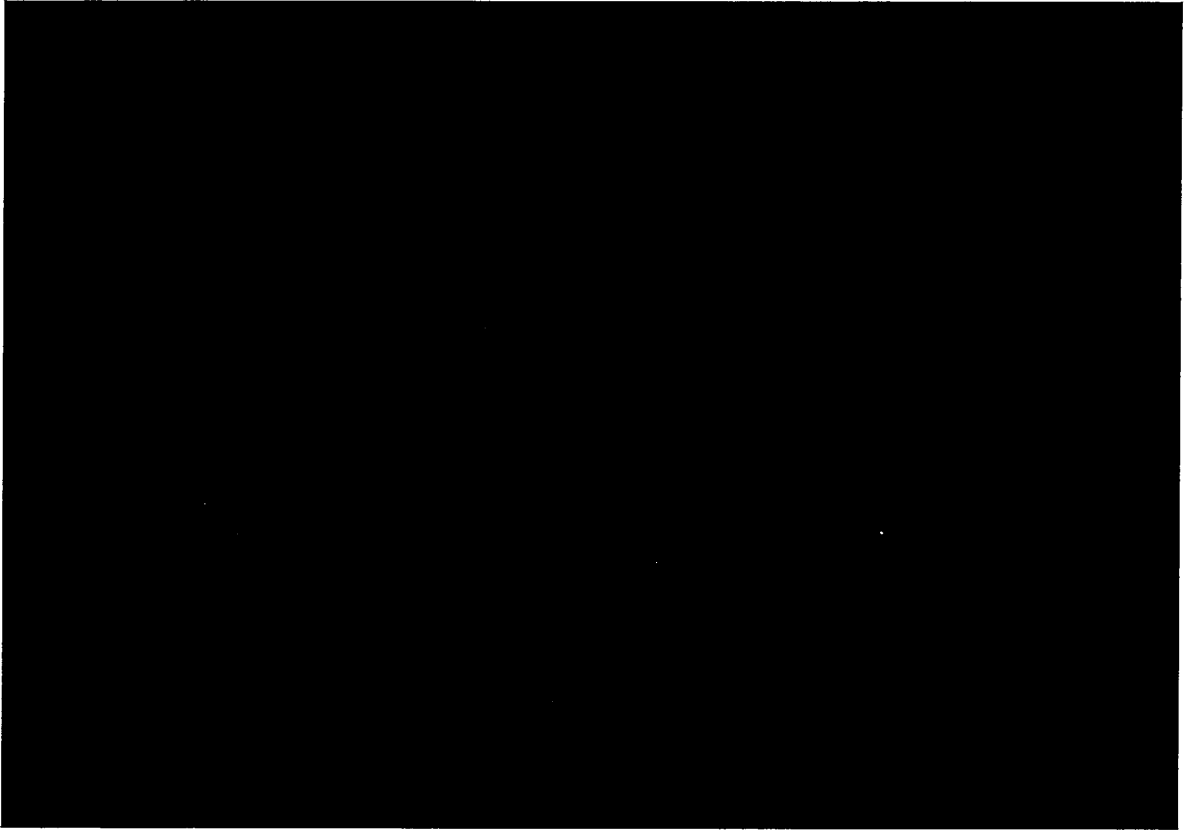
12/07/31内調内検討済み



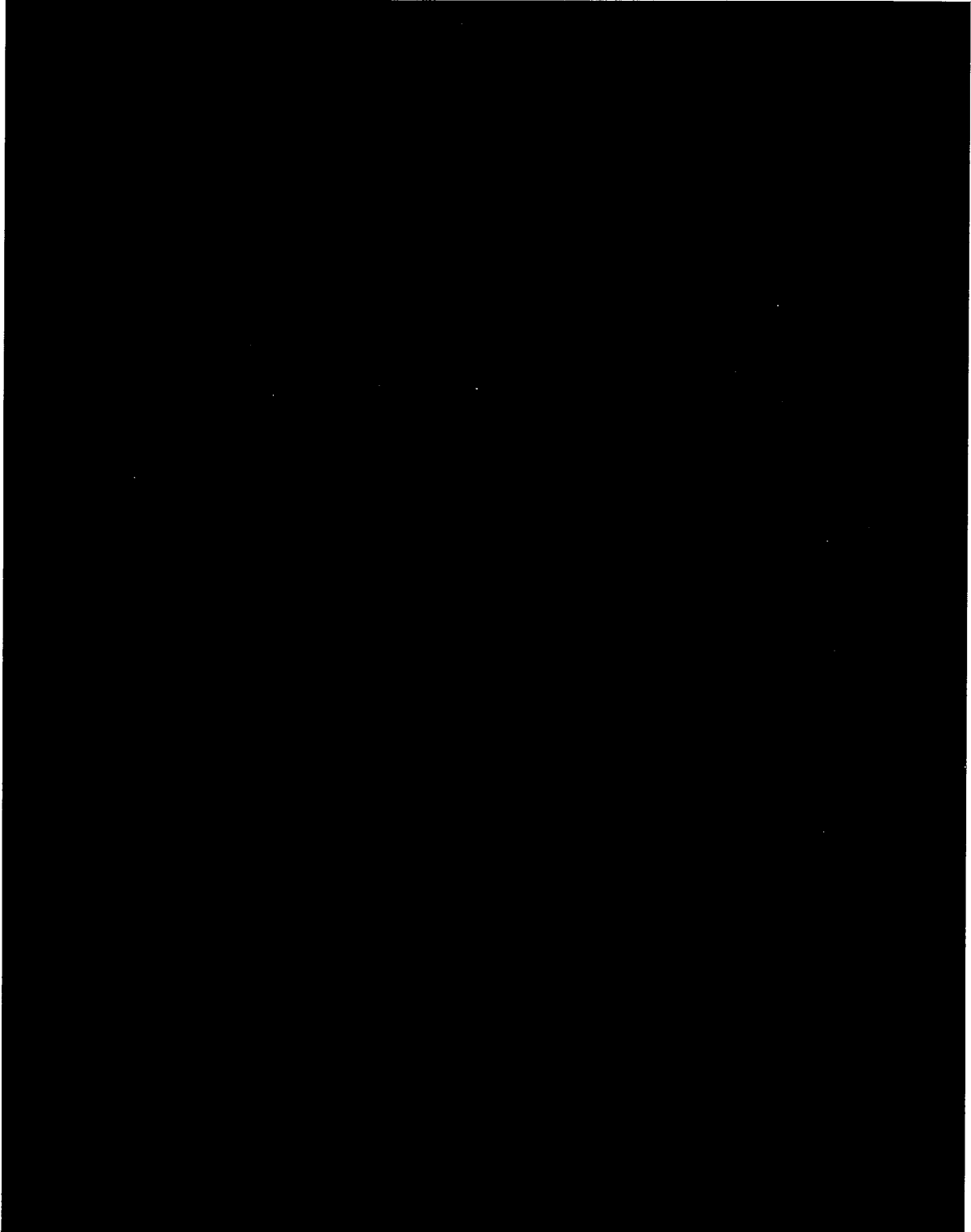
12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



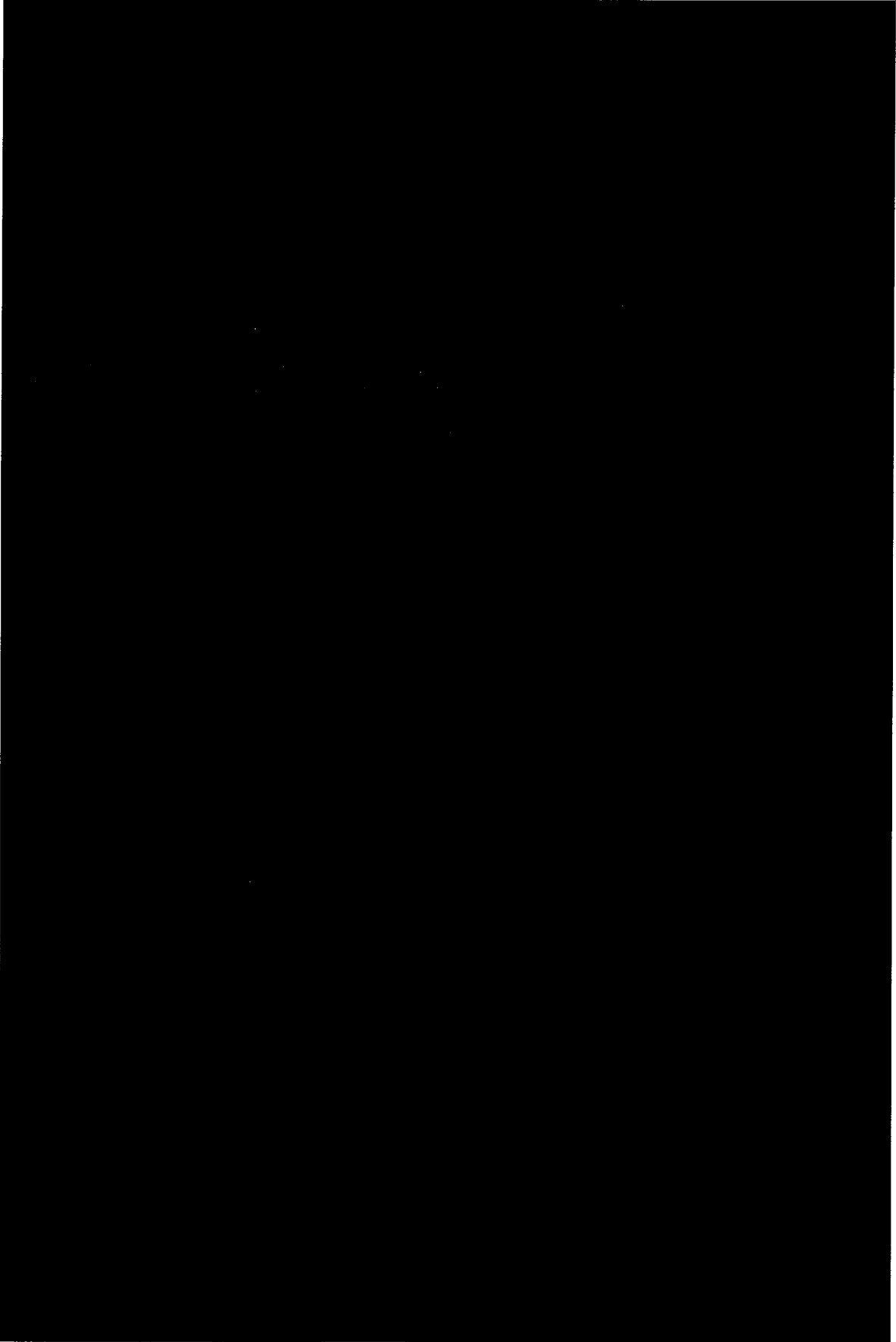
12/07/31内調内検討済み



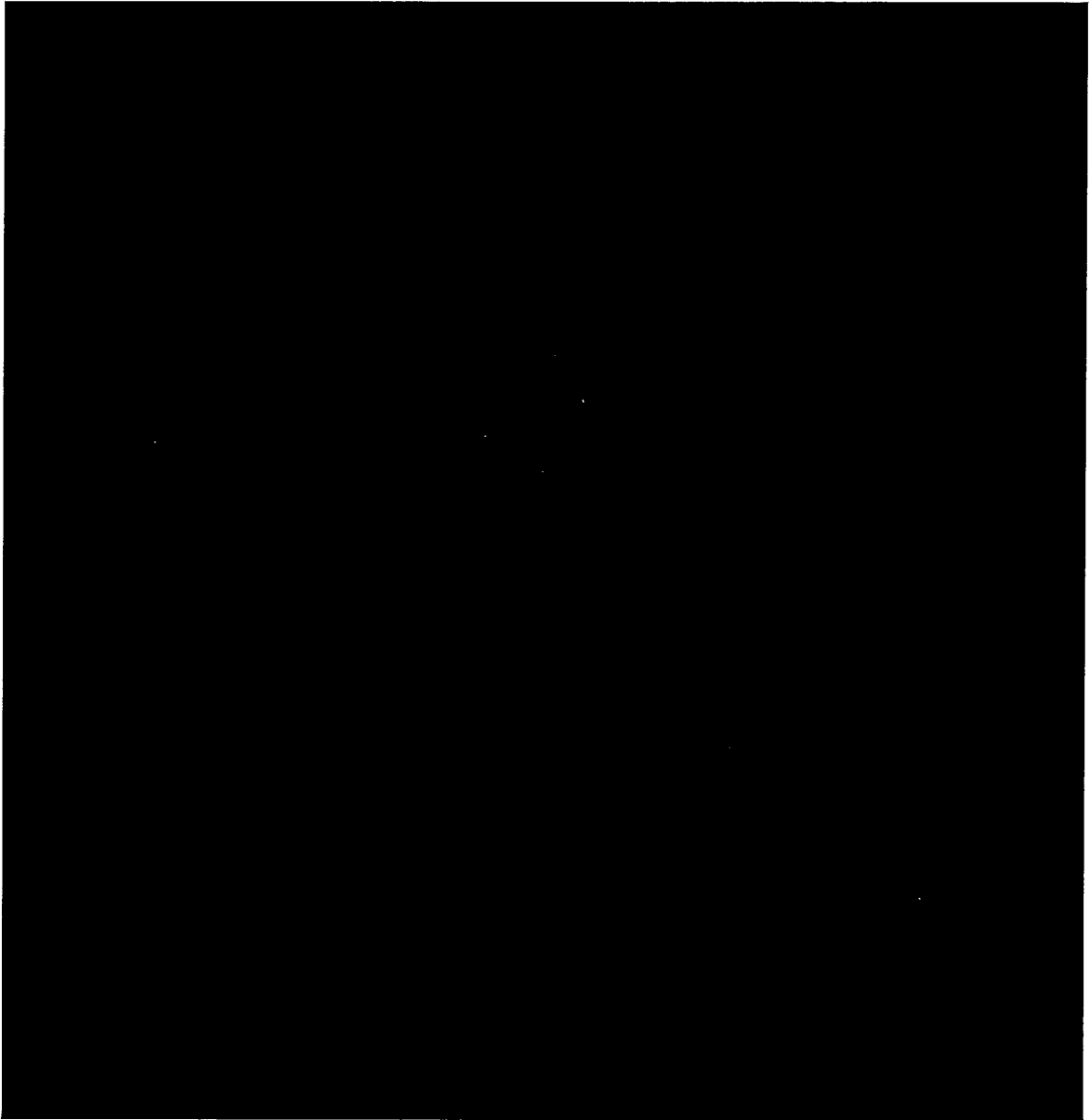
12/07/31内調内検討済み



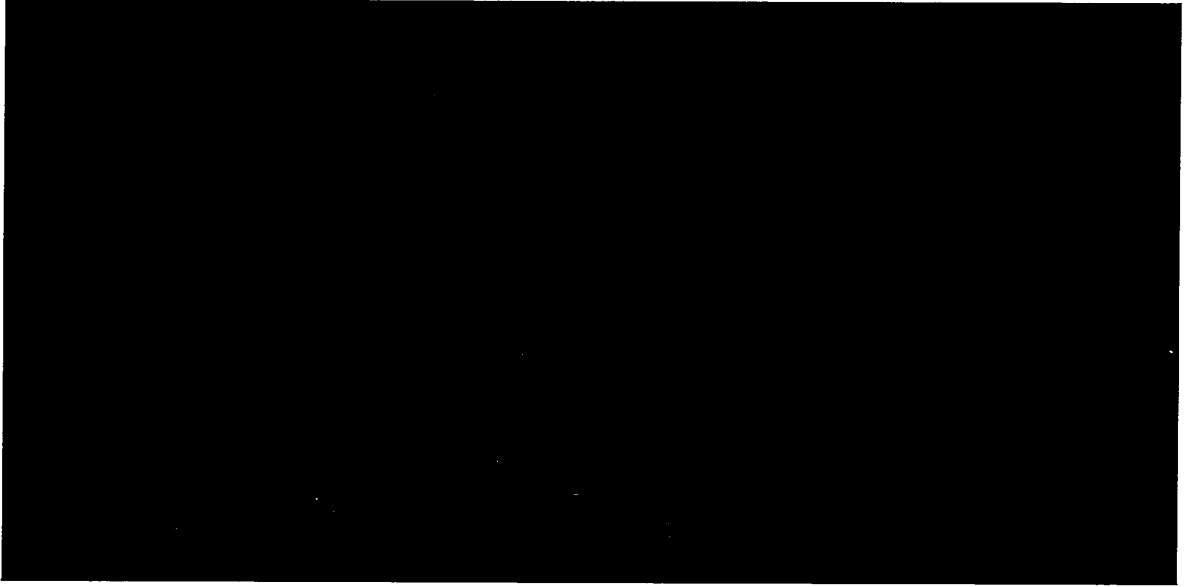
12/07/31内調内検討済み



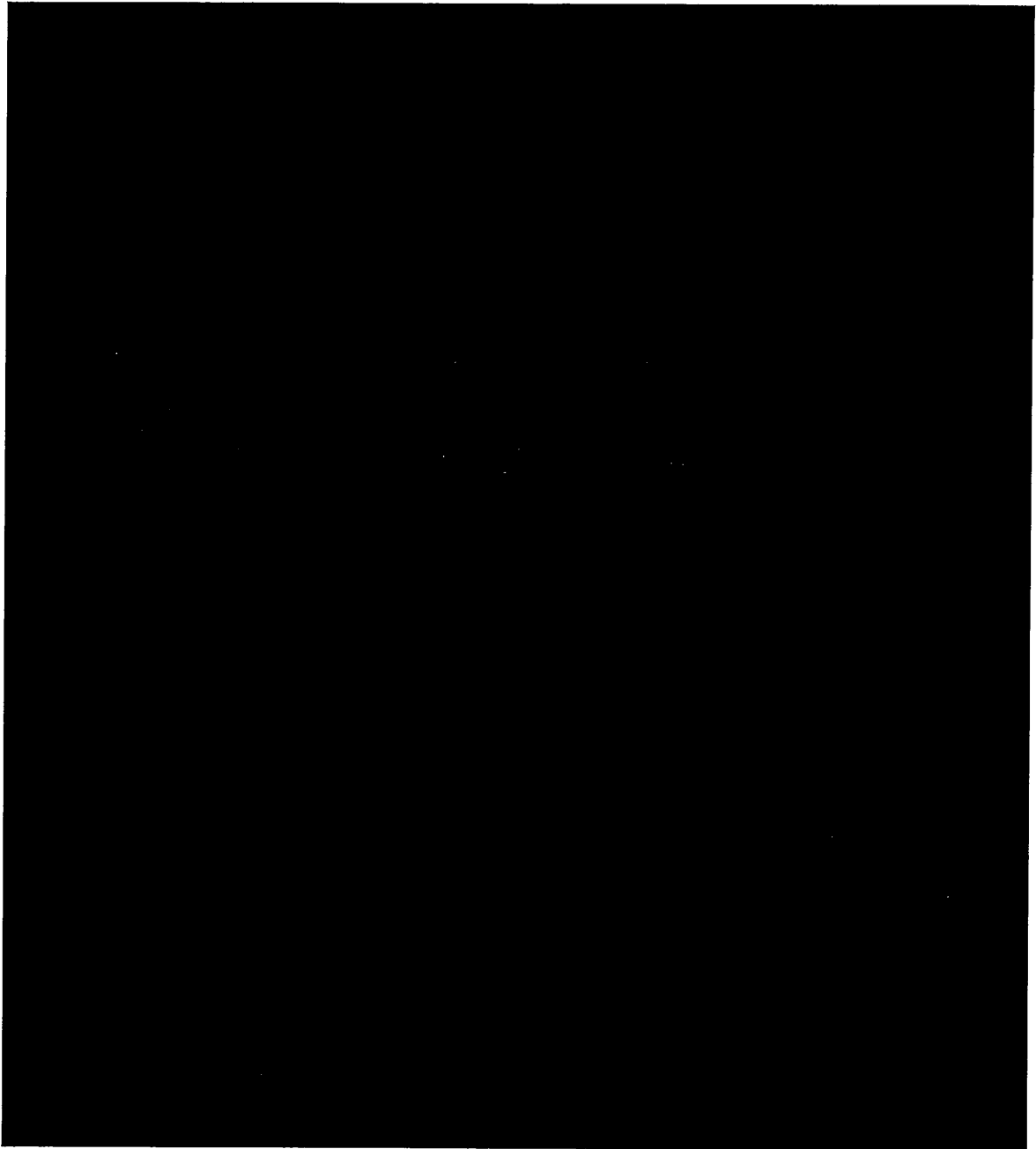
12/07/31内調内検討済み



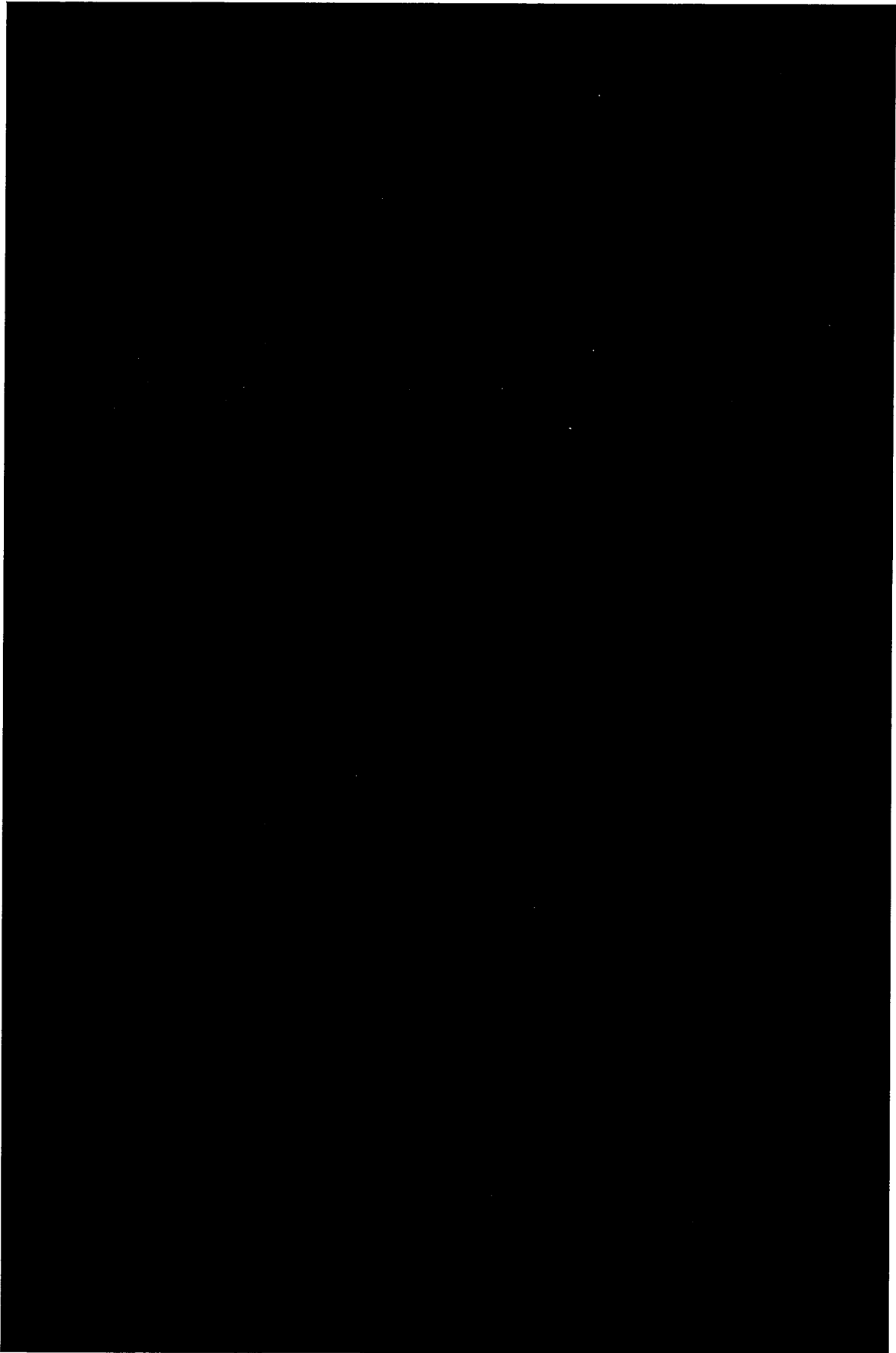
12/07/31内調内検討済み



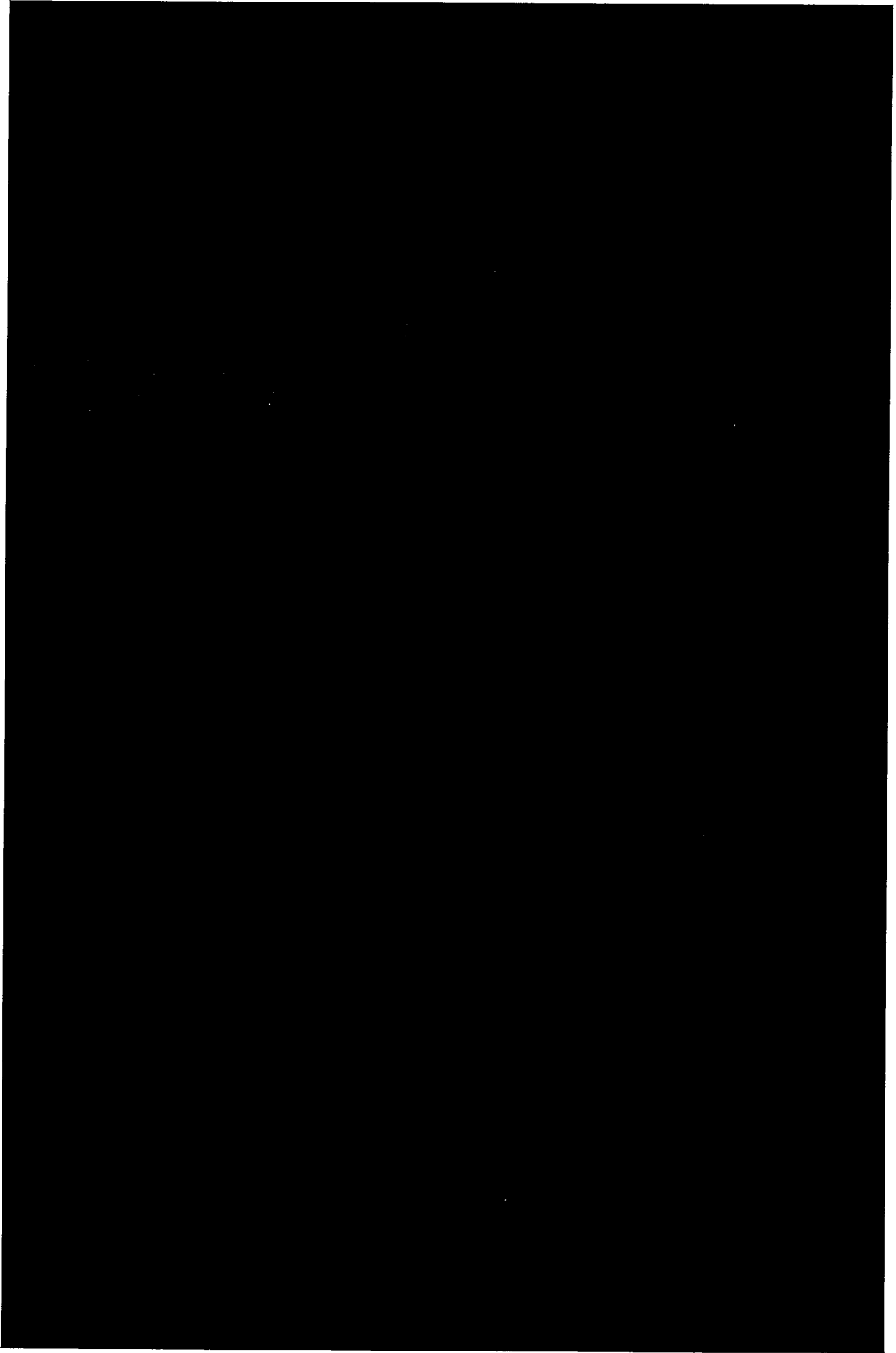
12/07/31内調内検討済み



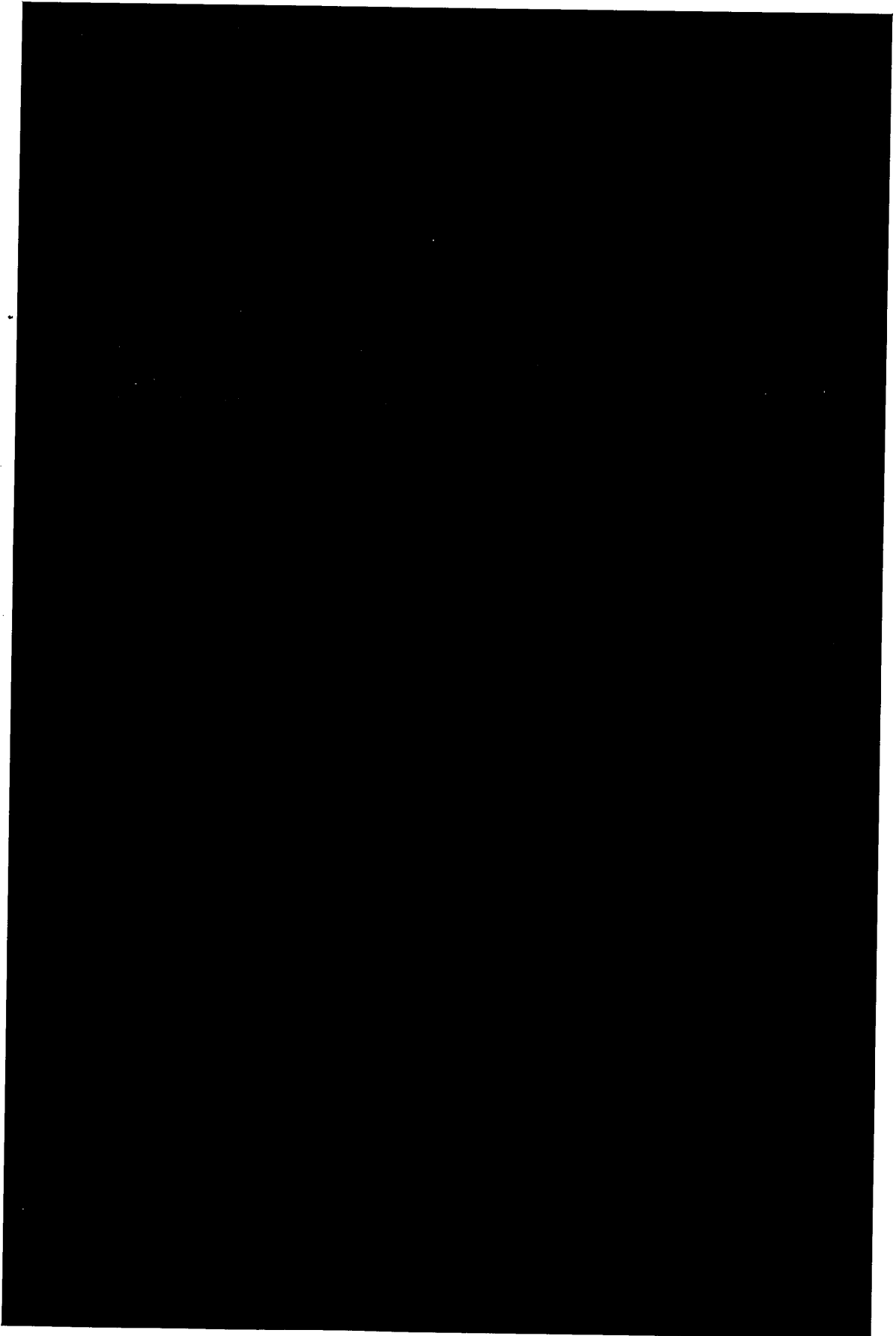
12/07/31内調内検討済み



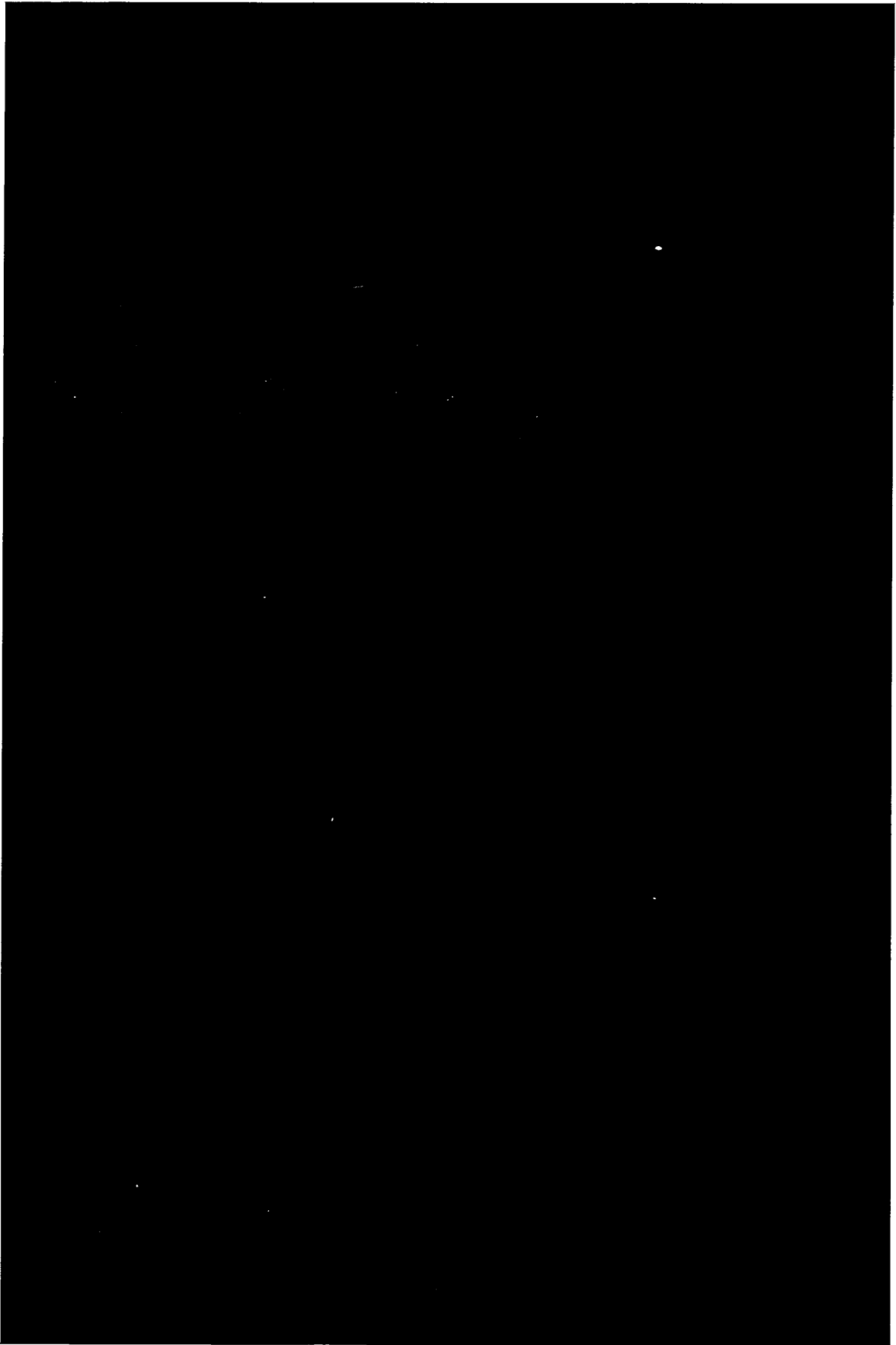
12/07/31内調内検討済み



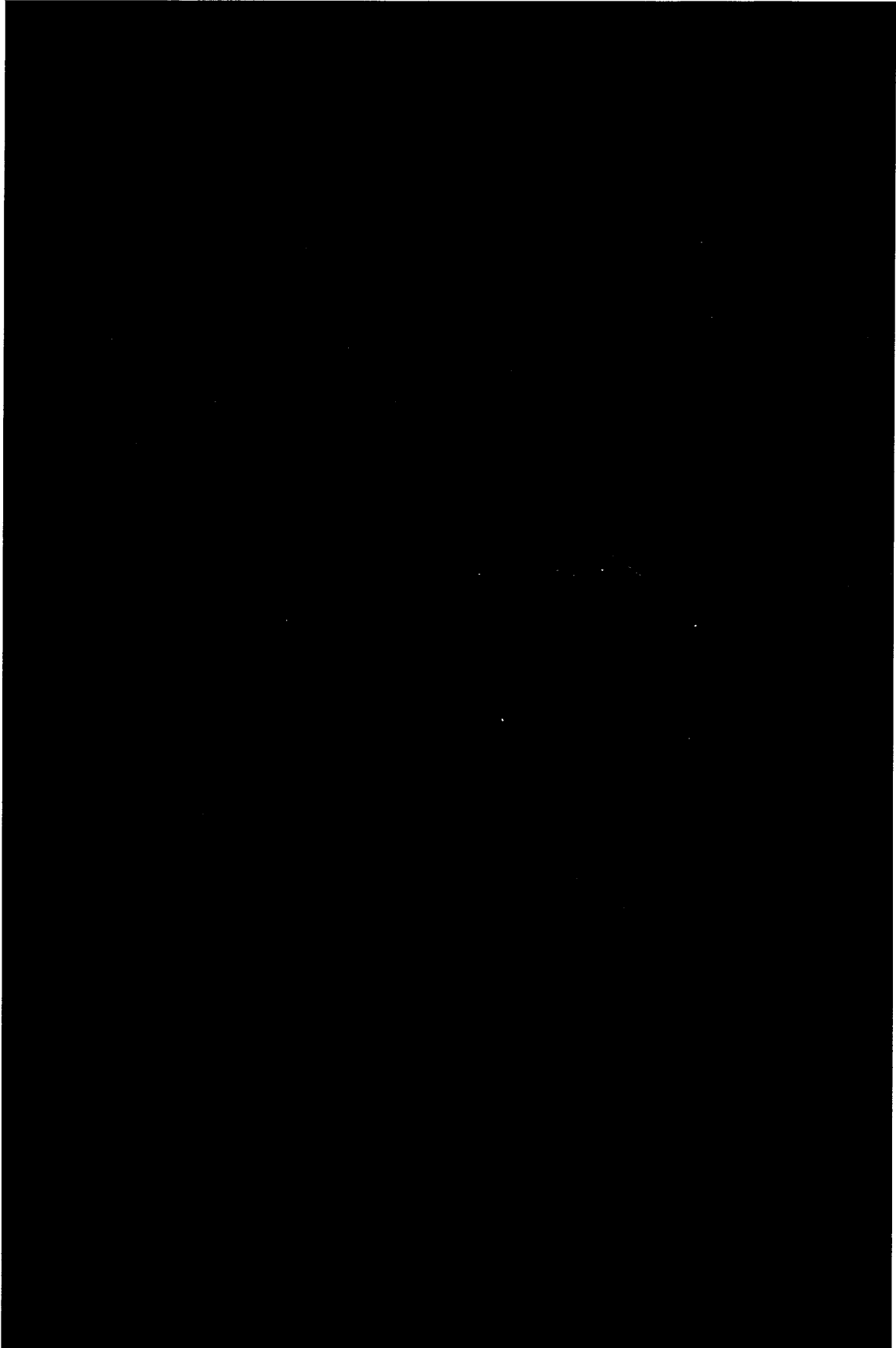
12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



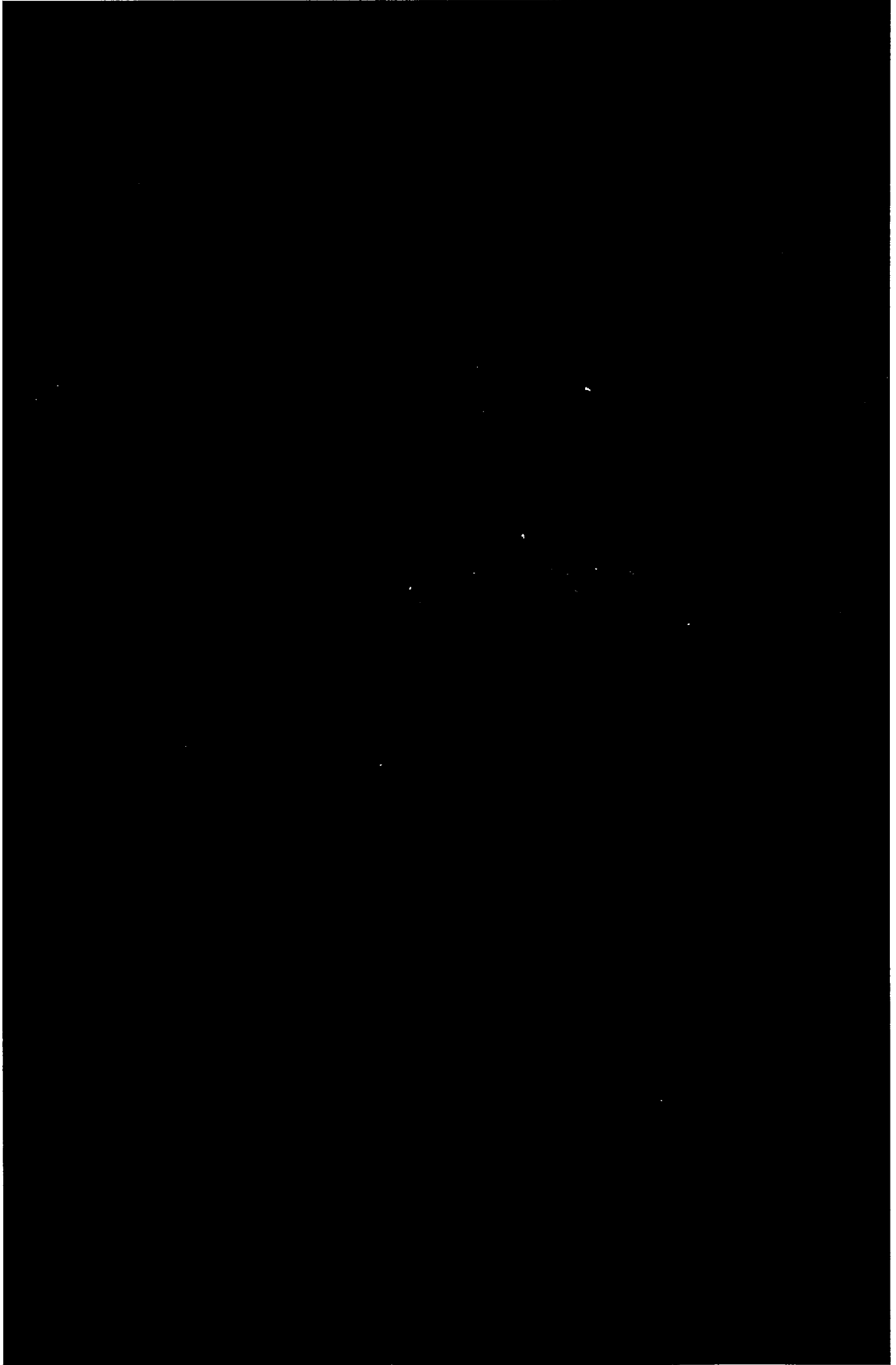
12/07/31内調内検討済み



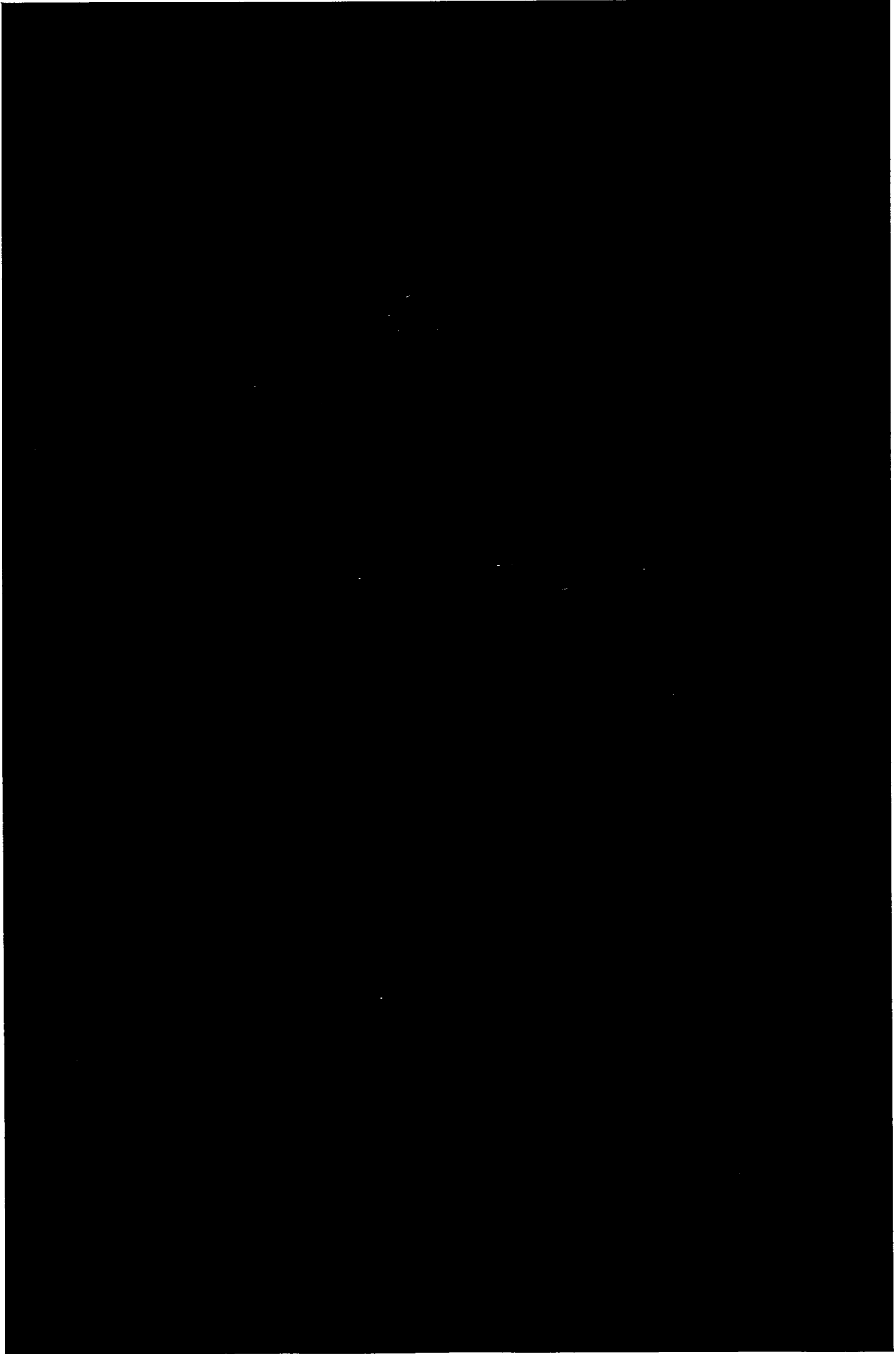
12/07/31内調内検討済み



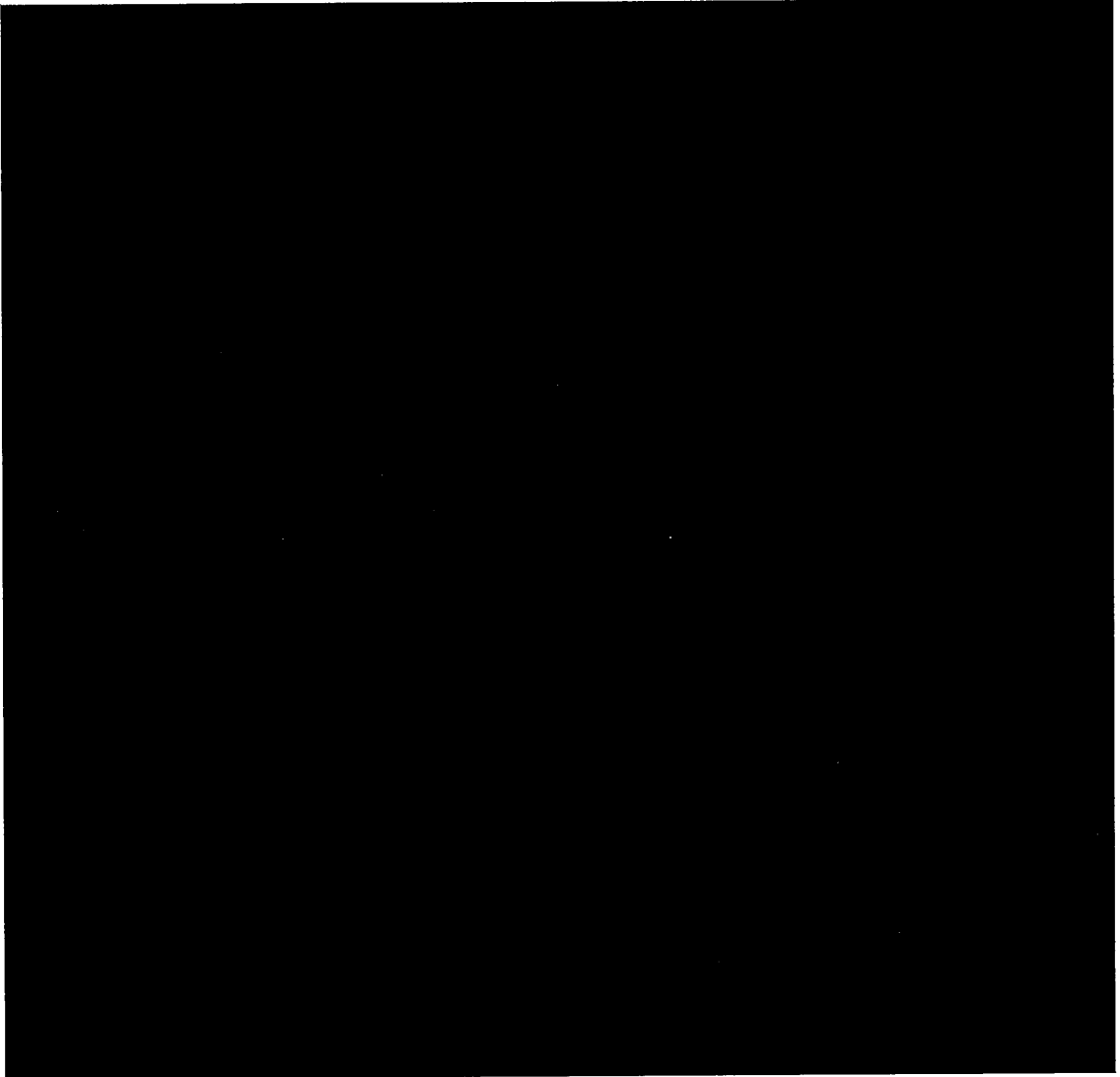
12/07/31内調内検討済み



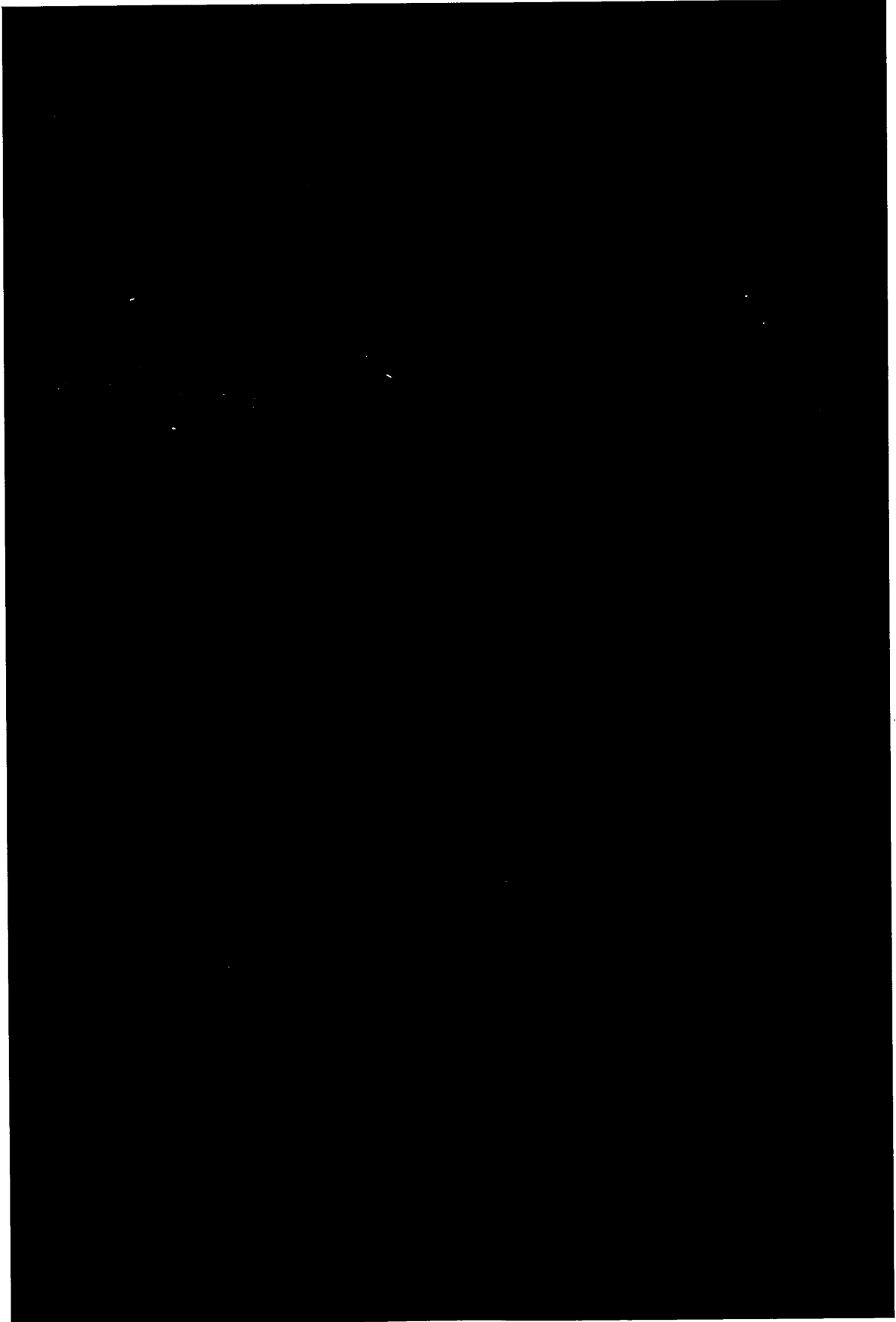
12/07/31内調内検討済み



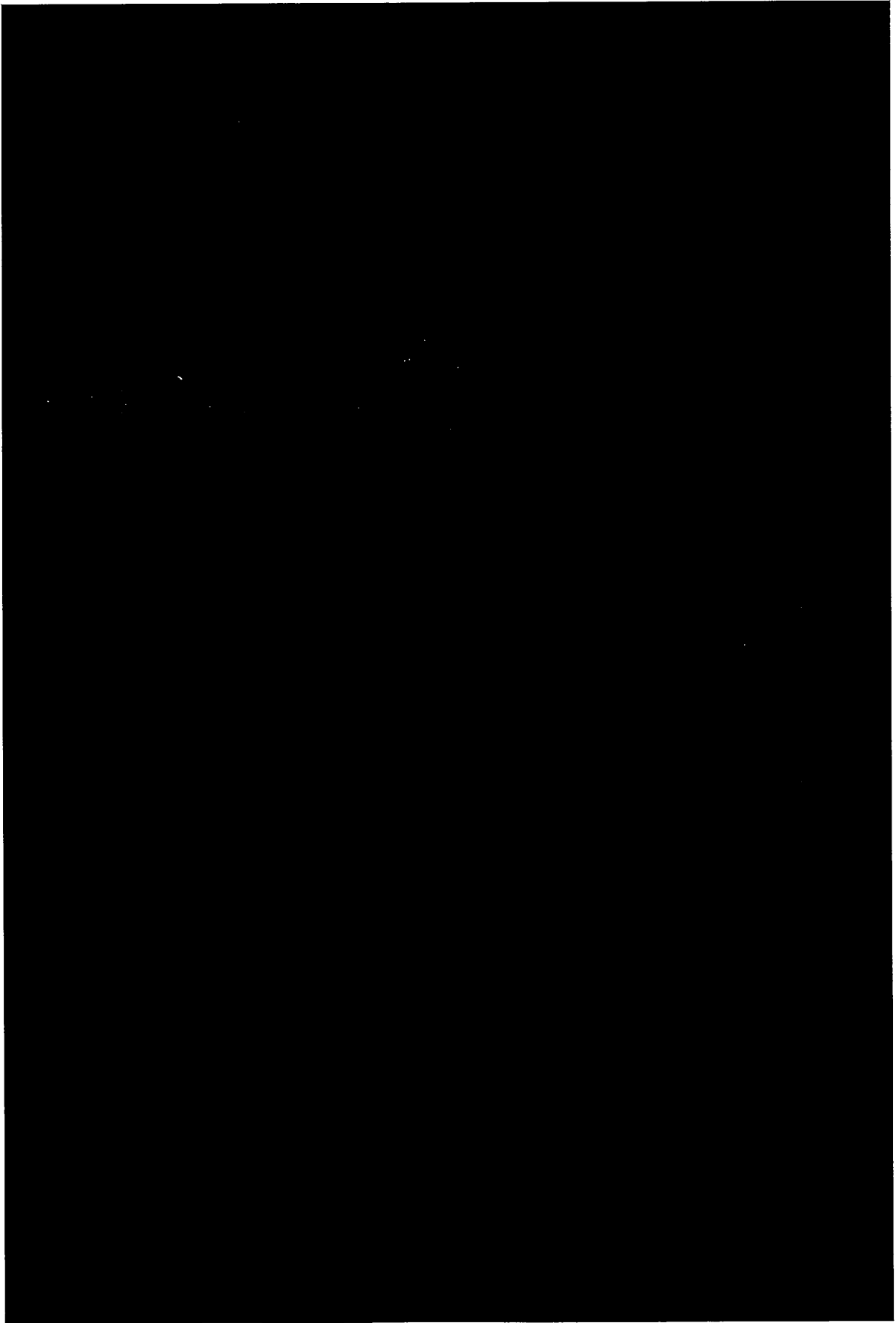
12/07/31内調内検討済み



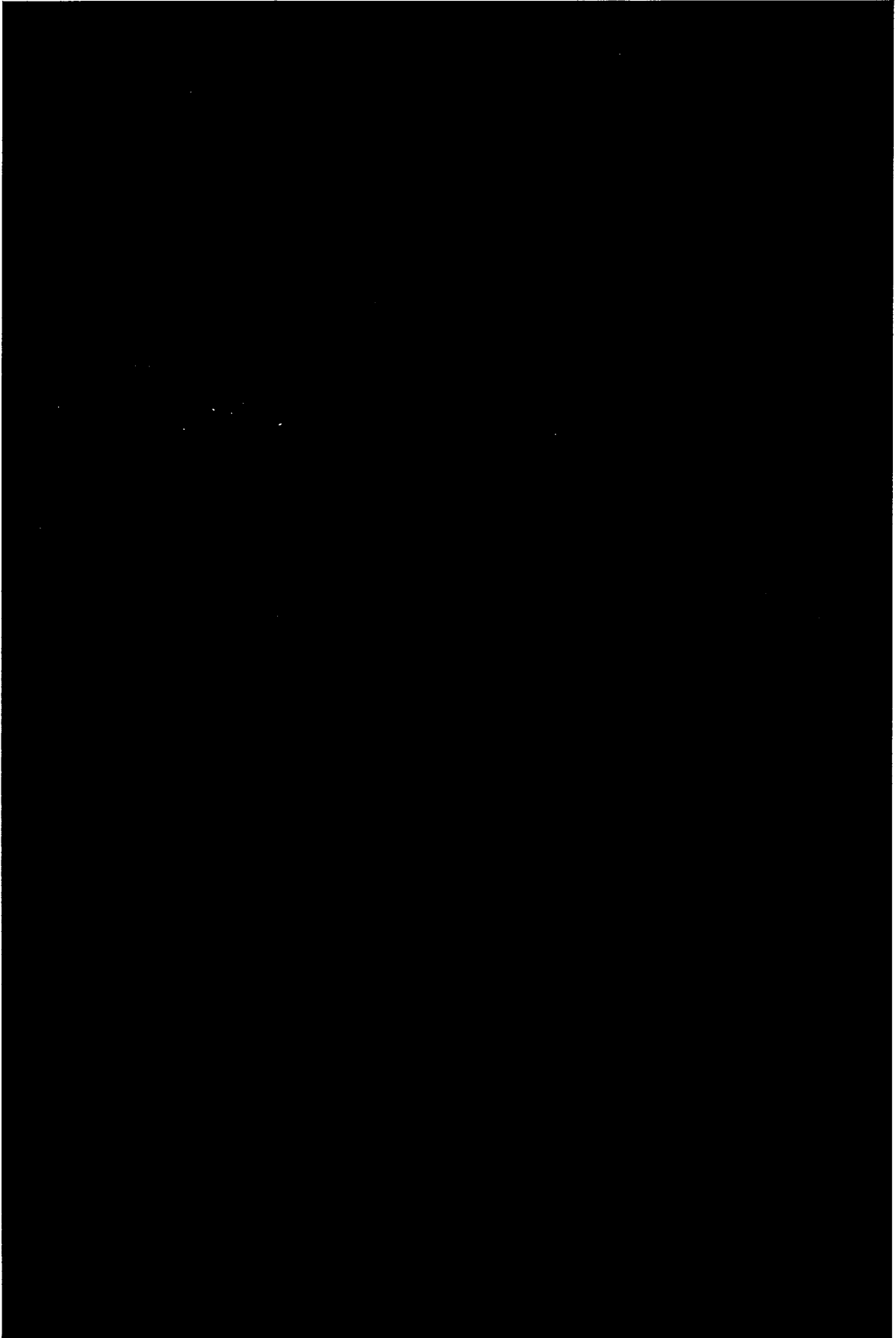
12/07/31内調内検討済み



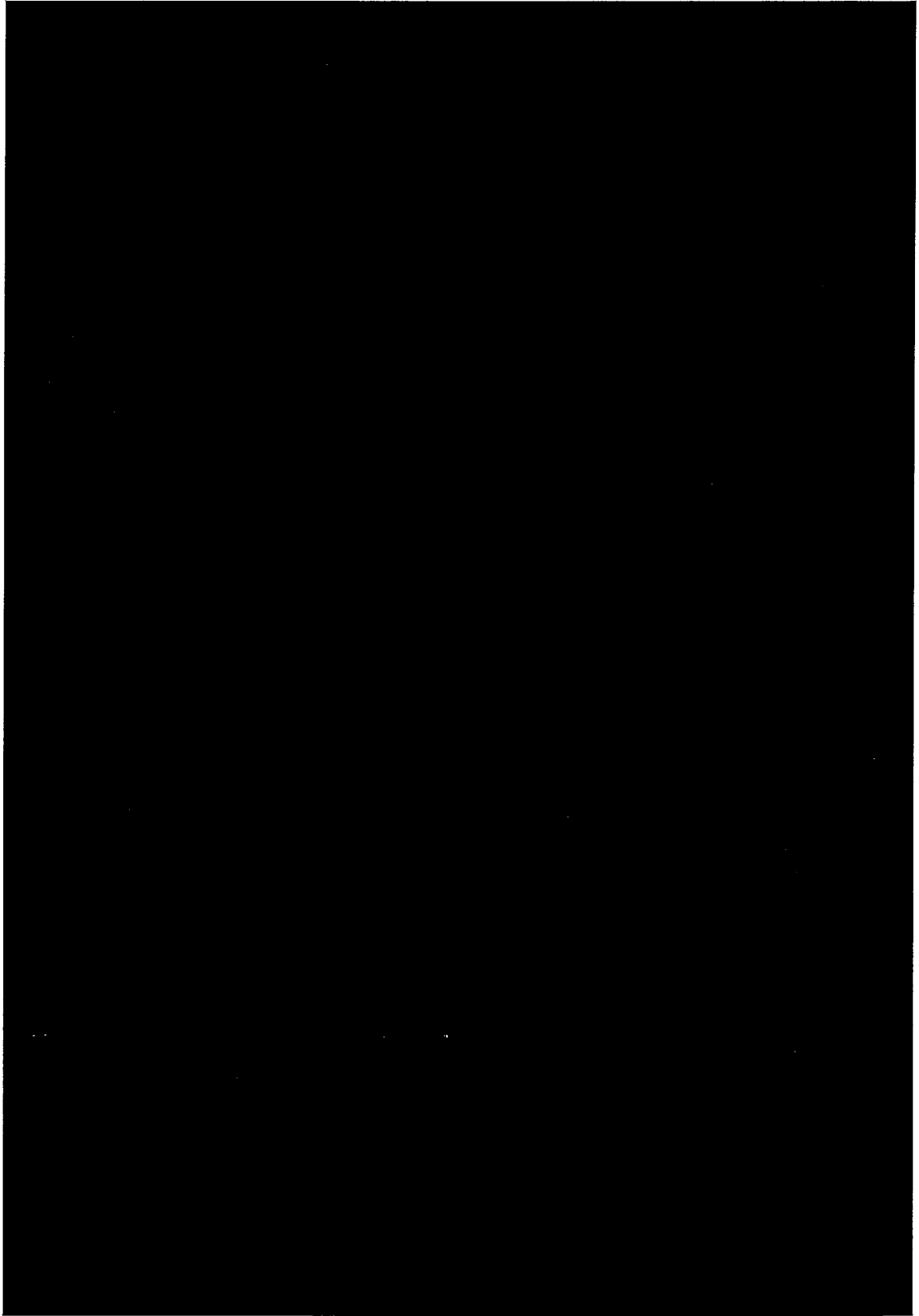
12/07/31内調内検討済み



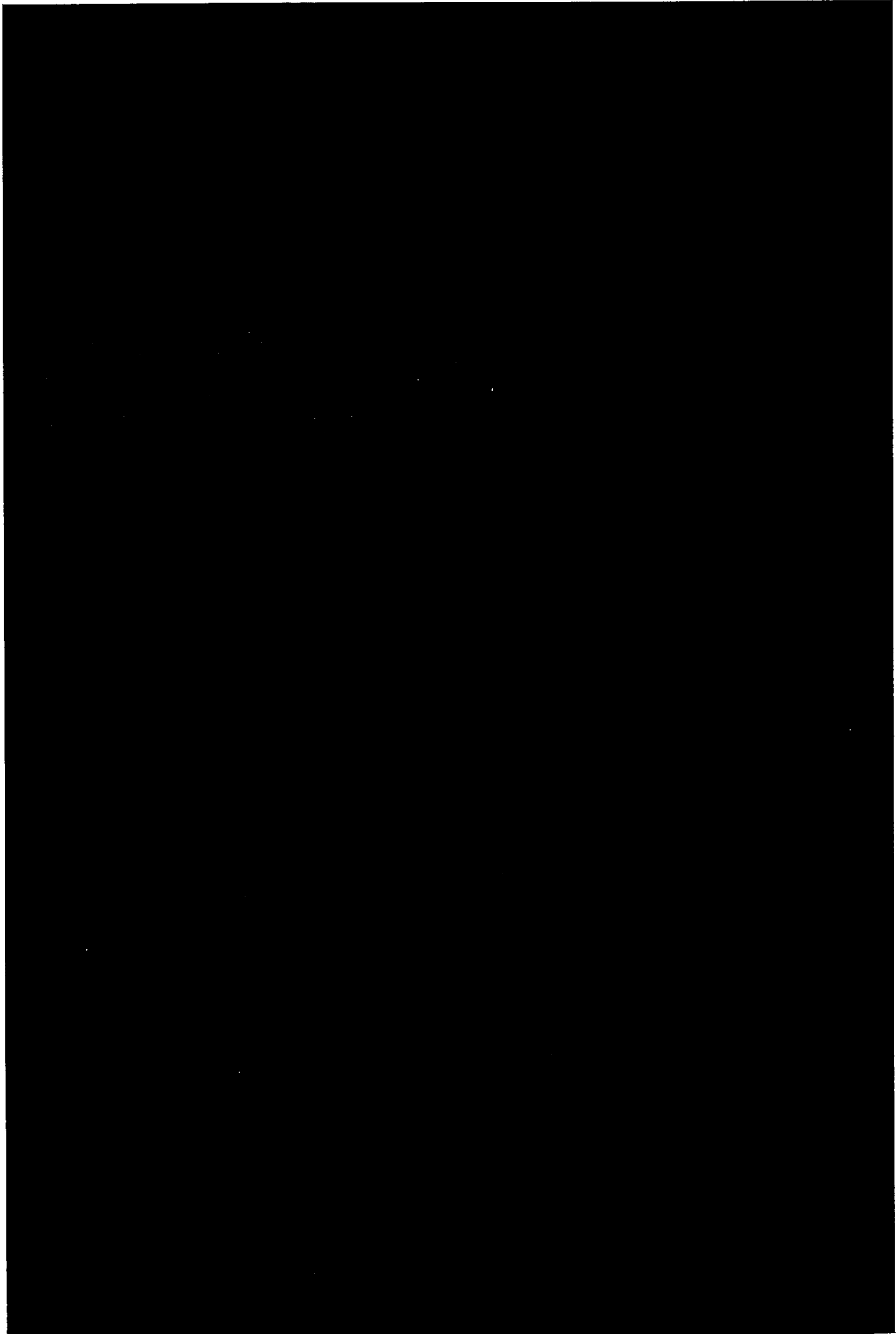
12/07/31内調内検討済み



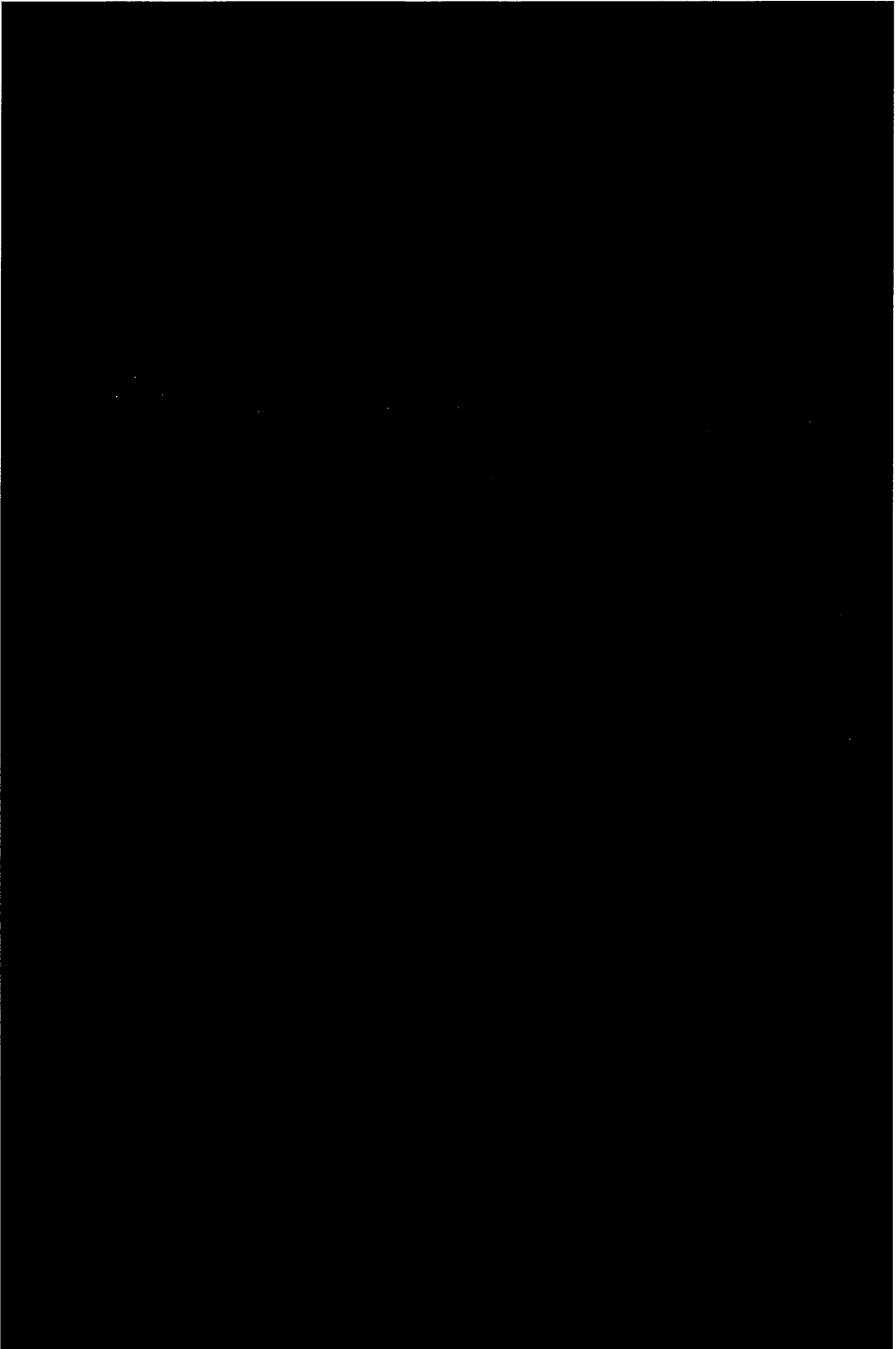
12/07/31内調内検討済み



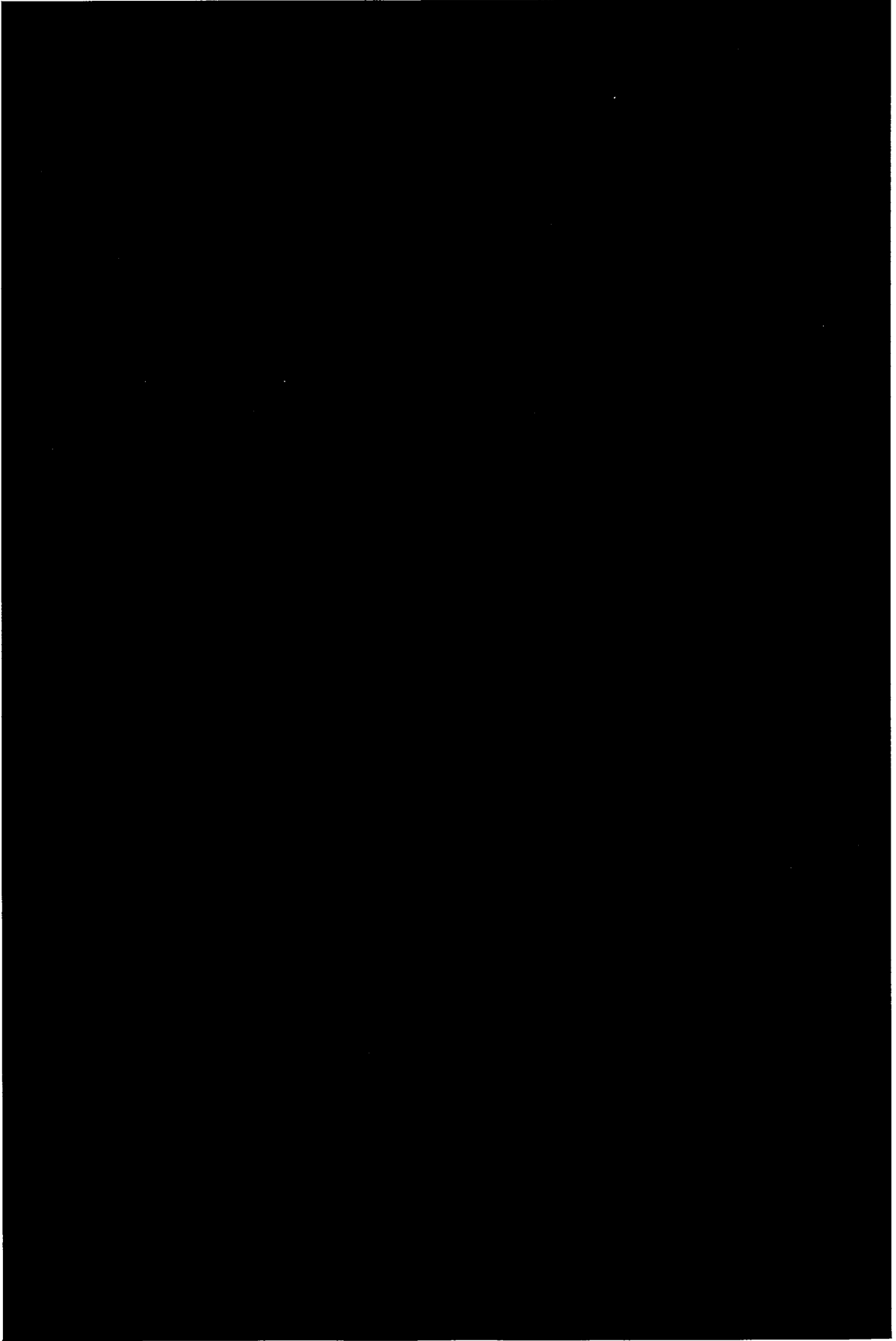
12/07/31内調内検討済み



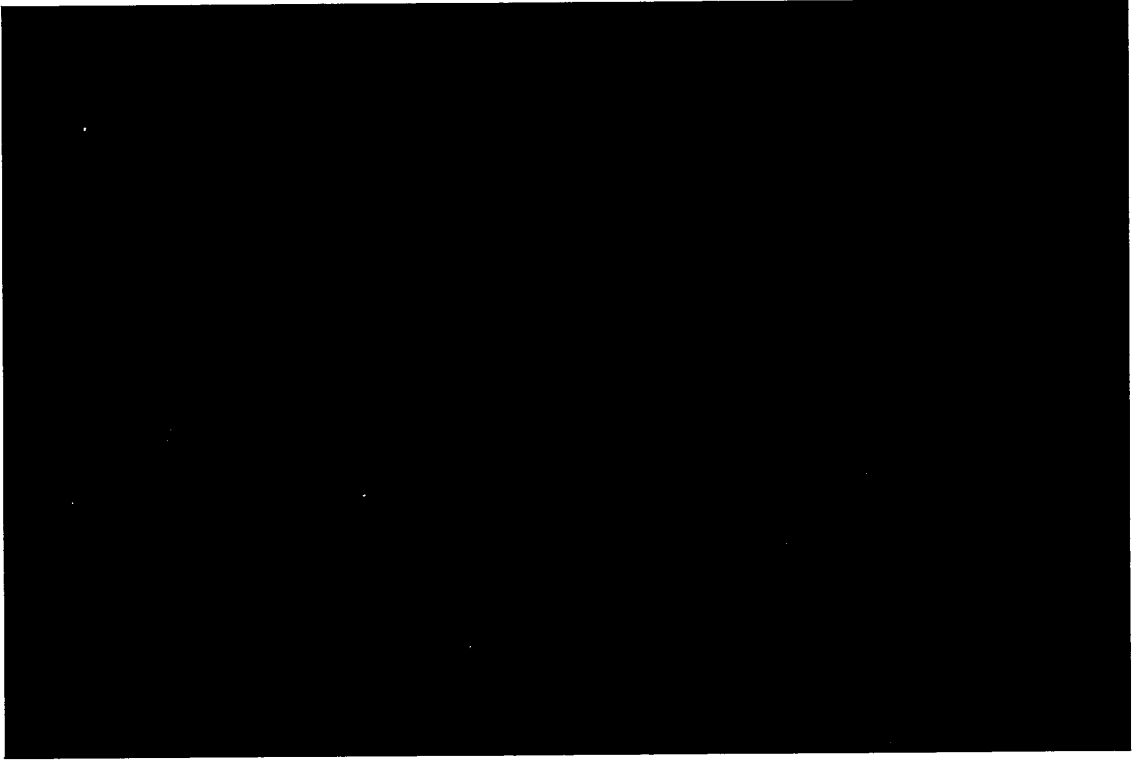
12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



12/07/31内調内検討済み



特別秘密の保護に関する法律

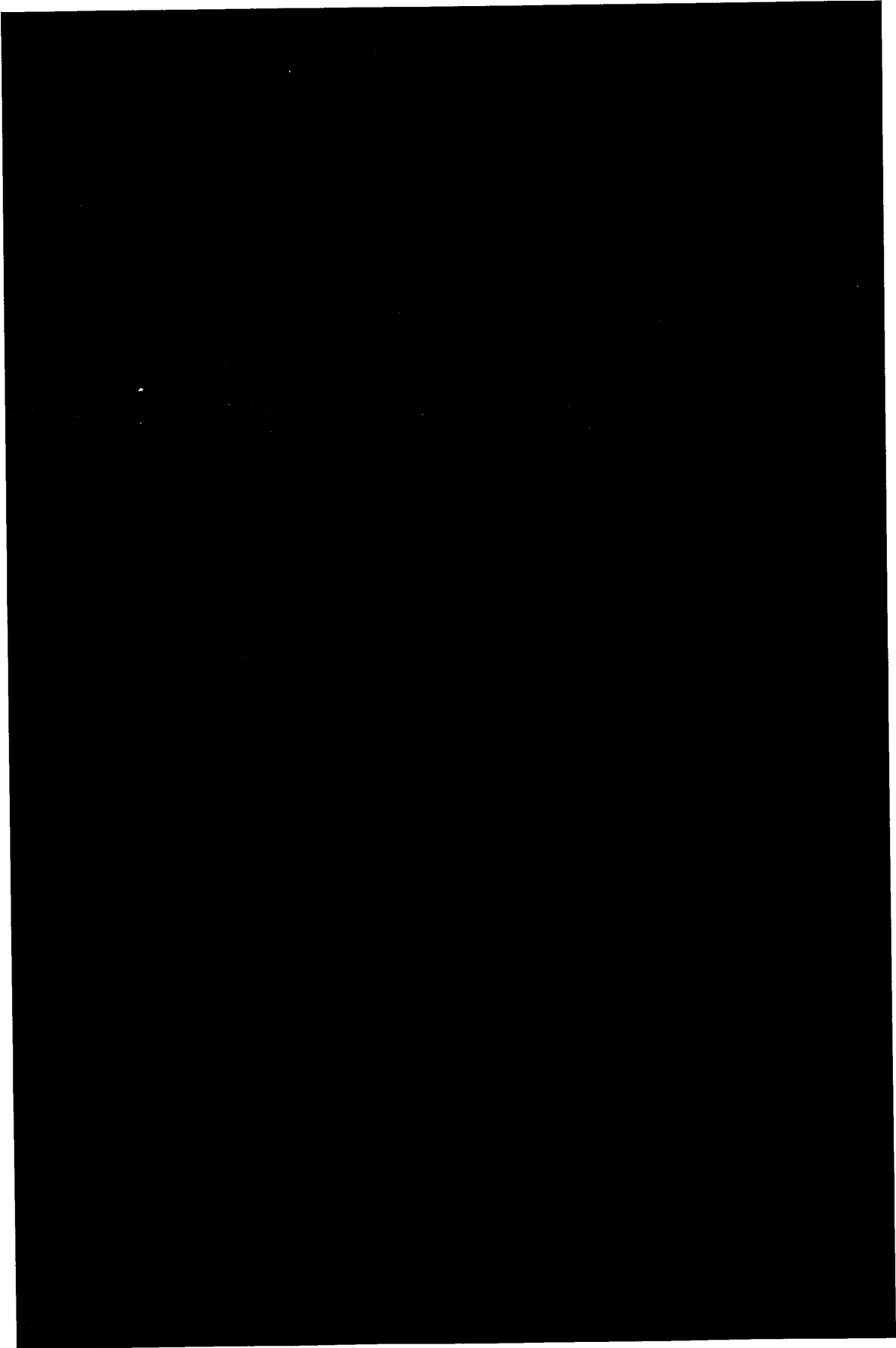
【主要論点集】

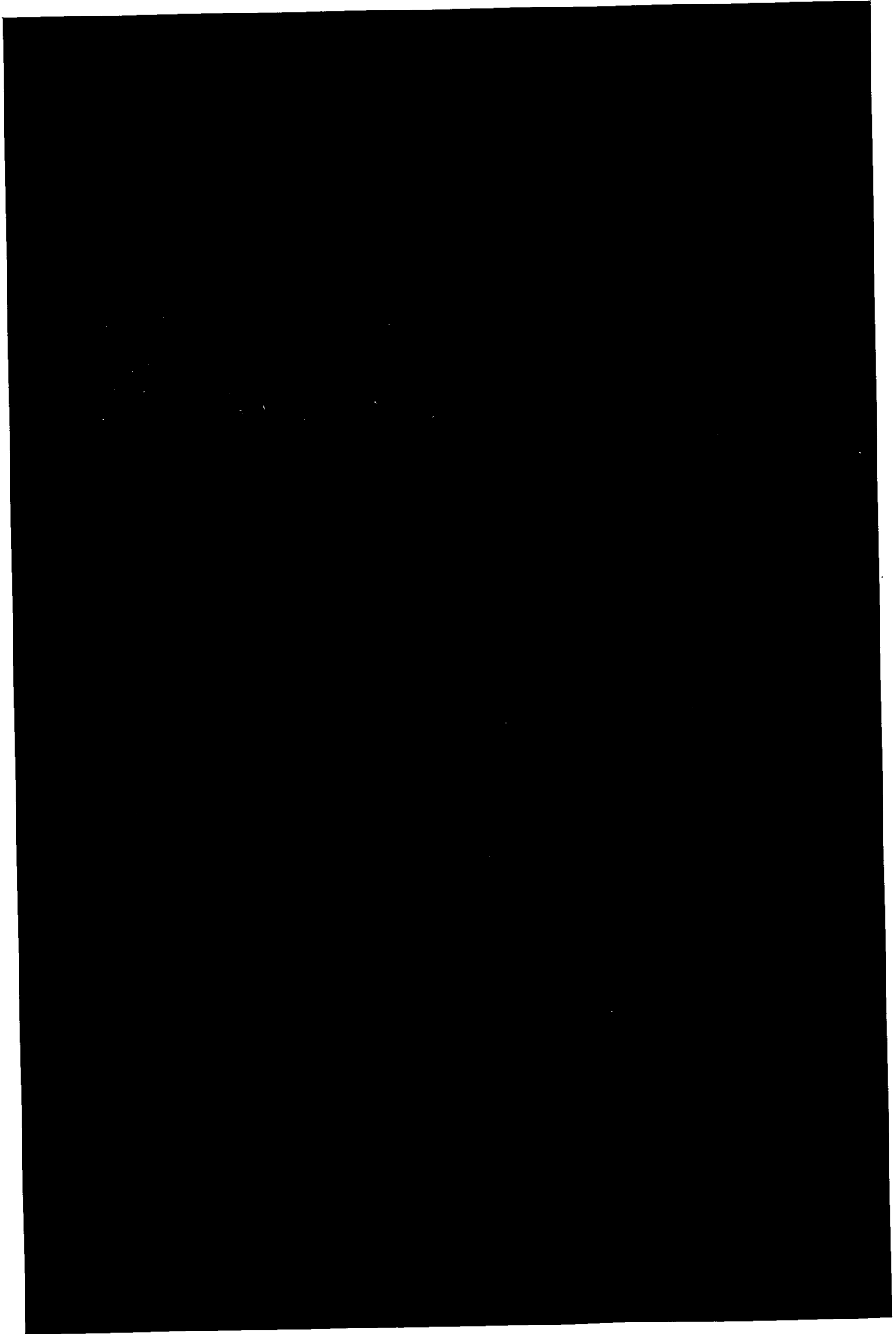
(案)

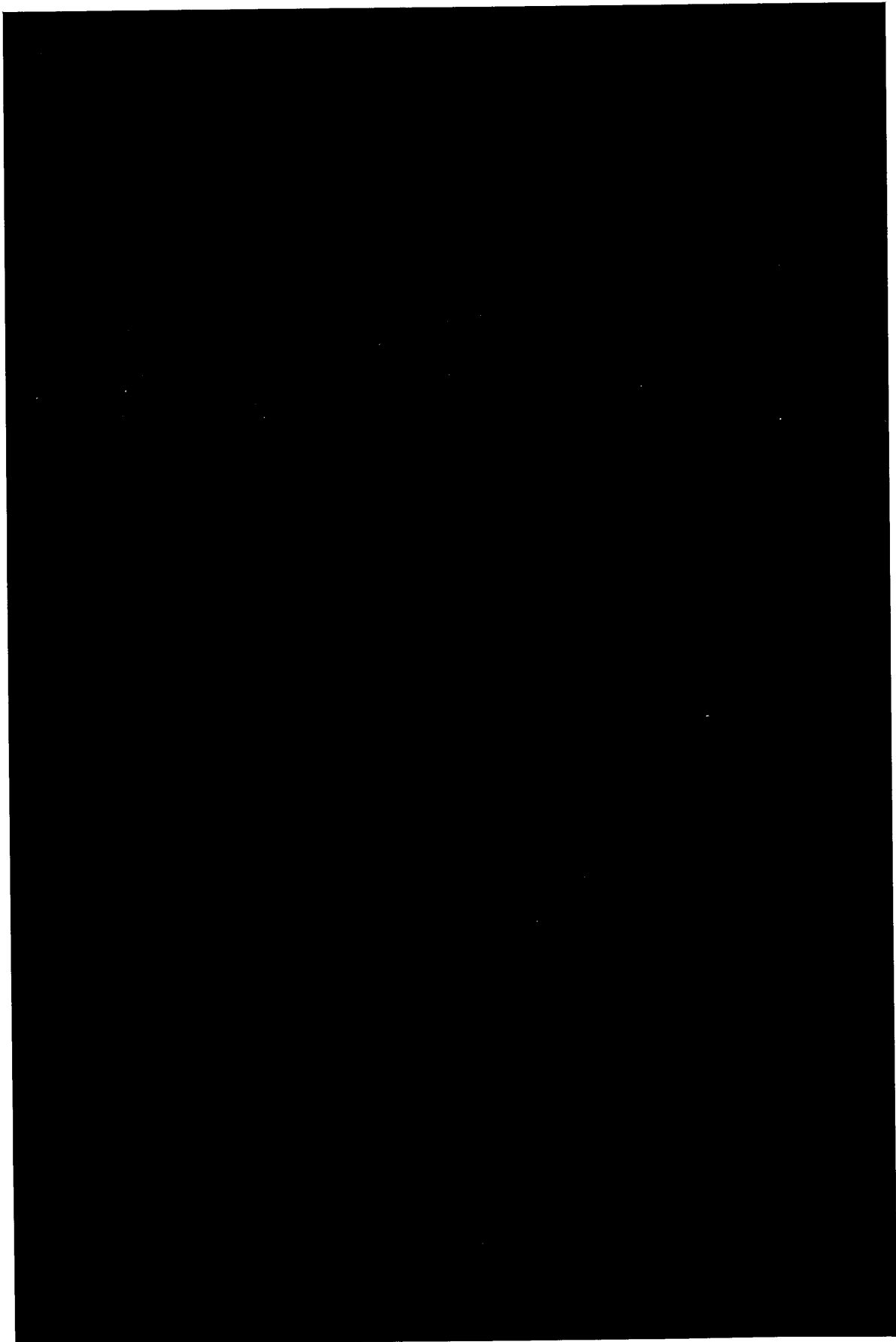
平成24年〇月
内閣官房

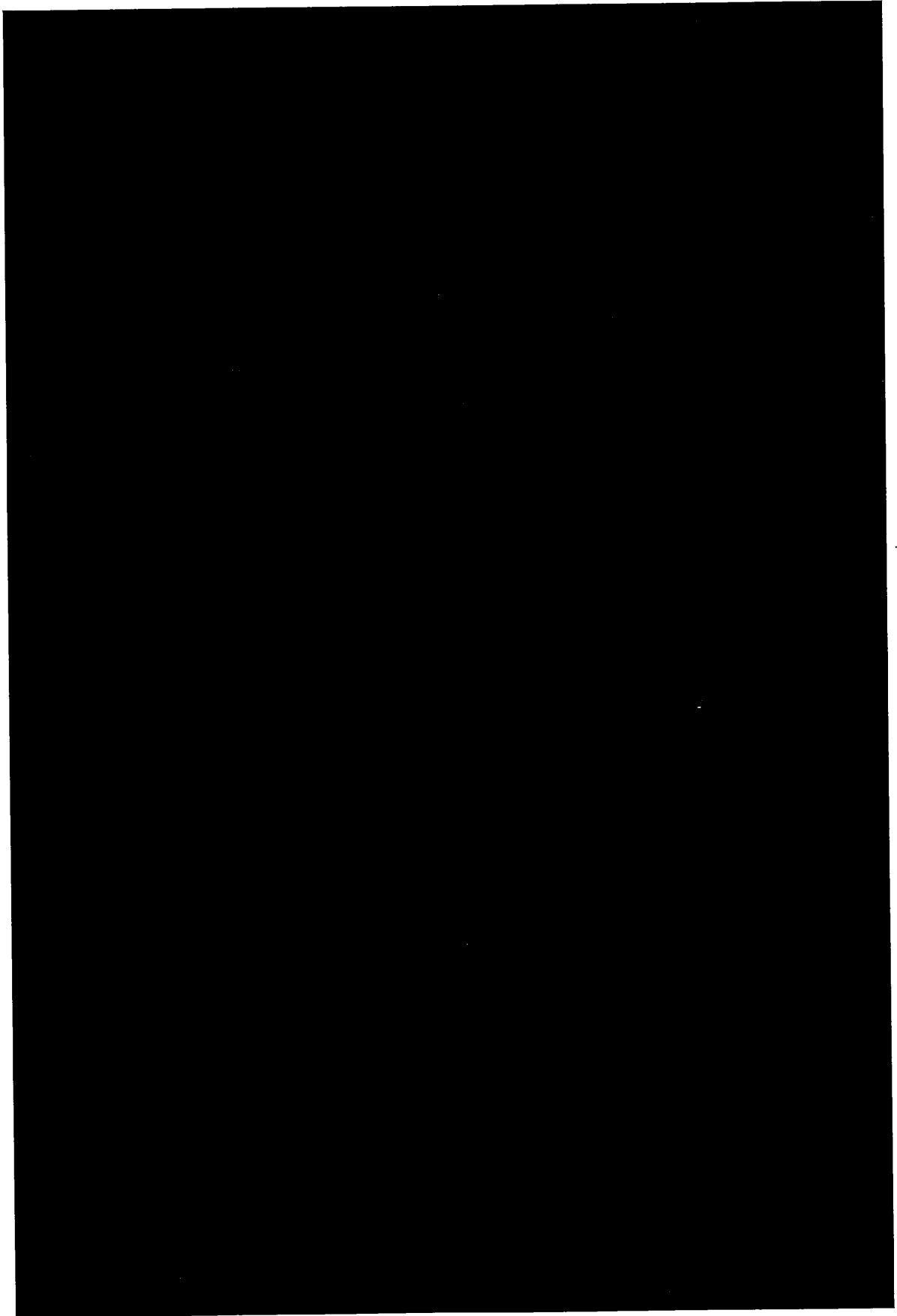
目次

1	論点	
	【論点1】秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について	01
	【論点2】	08
	【論点3】適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について	12
	【論点4】適性評価と法の下での平等との関係について	15
	【論点5】刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について	17
	【論点6】漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材 の自由との関係について	19
2	参考資料	
	○ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧	21
	○ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続	25
	○ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則	27









【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	○ 自衛隊法違反 (懲役10月) ○ 懲戒免職
シエルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長(元航空自衛官)に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	○ MDA秘密保護法違反 (起訴猶予処分)
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員(元自衛官)が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用 (起訴猶予処分)
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	○ MDA秘密保護法違反 (懲役2年6月猶予4年) ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	○ 国家公務員法違反 収賄 (起訴猶予処分) ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官(巡視艇乗組員)が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	○ 国家公務員法違反 (起訴猶予処分) ○ 停職12か月 (辞職)
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙 2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年 7月	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのID及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報流出したおそれがある。 衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 防衛大臣（当時）を含む参議院議員7人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕込まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成23年 8月	<ul style="list-style-type: none"> 三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕込まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成23年 9月	<ul style="list-style-type: none"> IHI、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 9月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター1台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成23年10月	<ul style="list-style-type: none"> 複数の在外公館において、情報の窃取を目的とした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別

1 MDA秘密保護法における区別

MDA秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」49頁）。

「広く『業務』といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

2 自衛隊法における区別

- (1) 自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第96条の2第3項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」54頁）である。

- (2) 他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員*1については、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することとなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」

*1

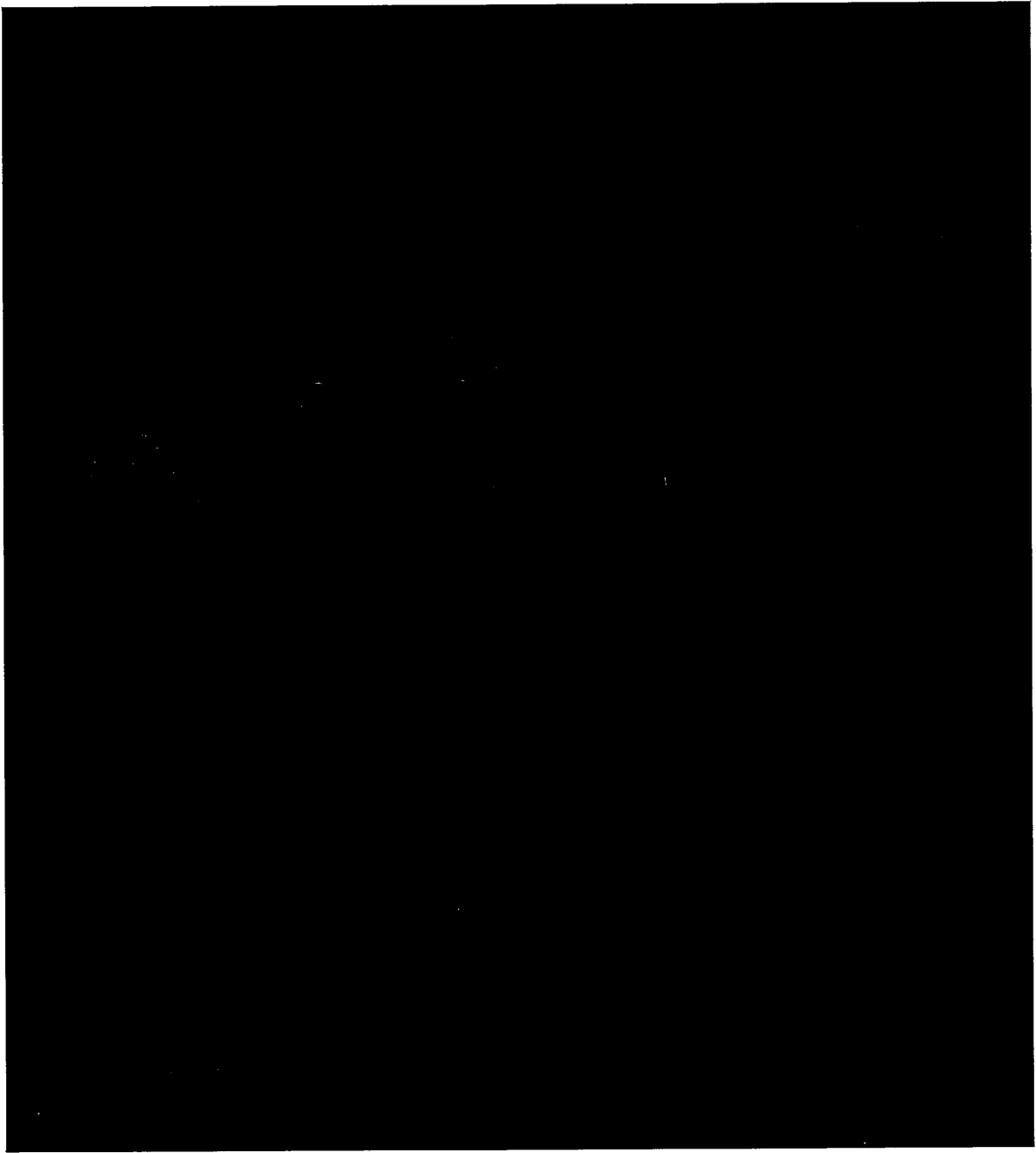
[Redacted]

[Redacted]

*2

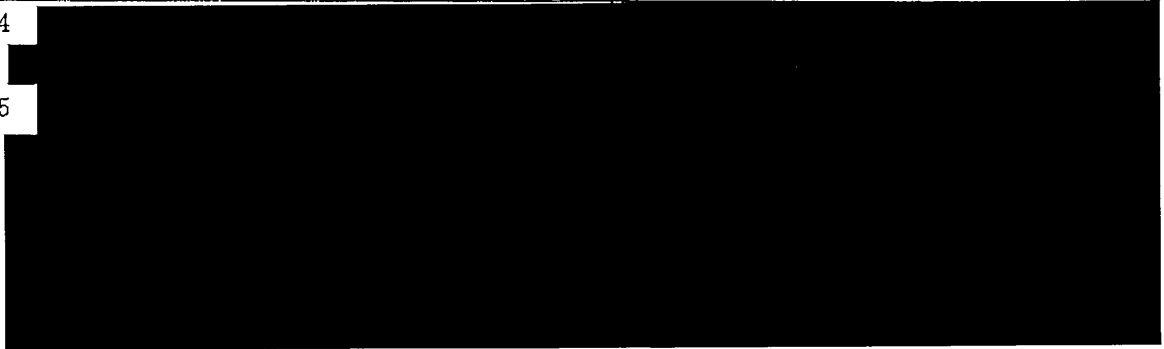
[Redacted]

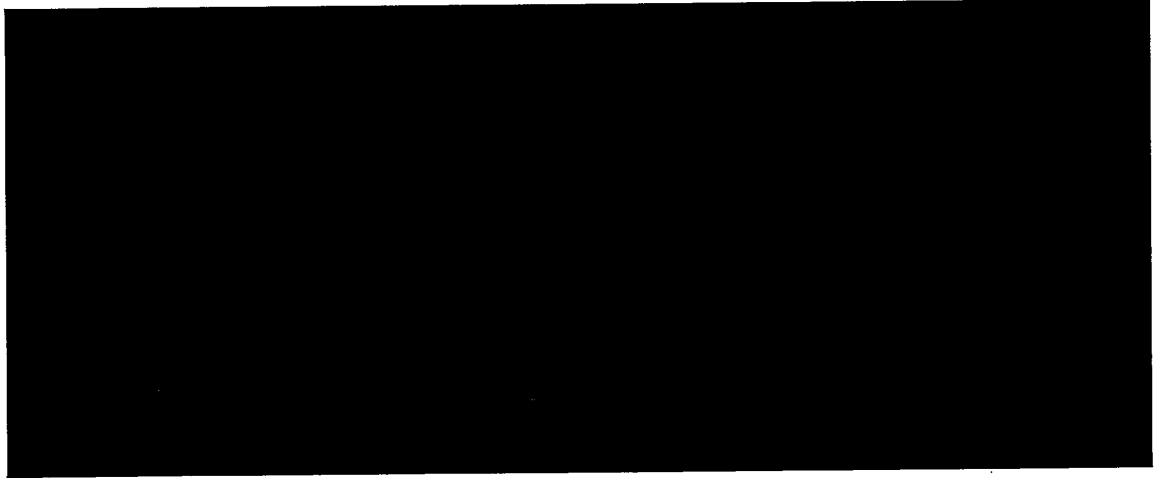
*3



*4

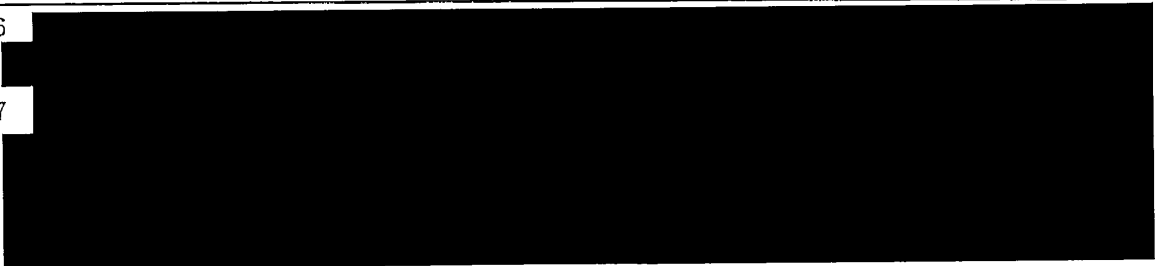
*5





*6

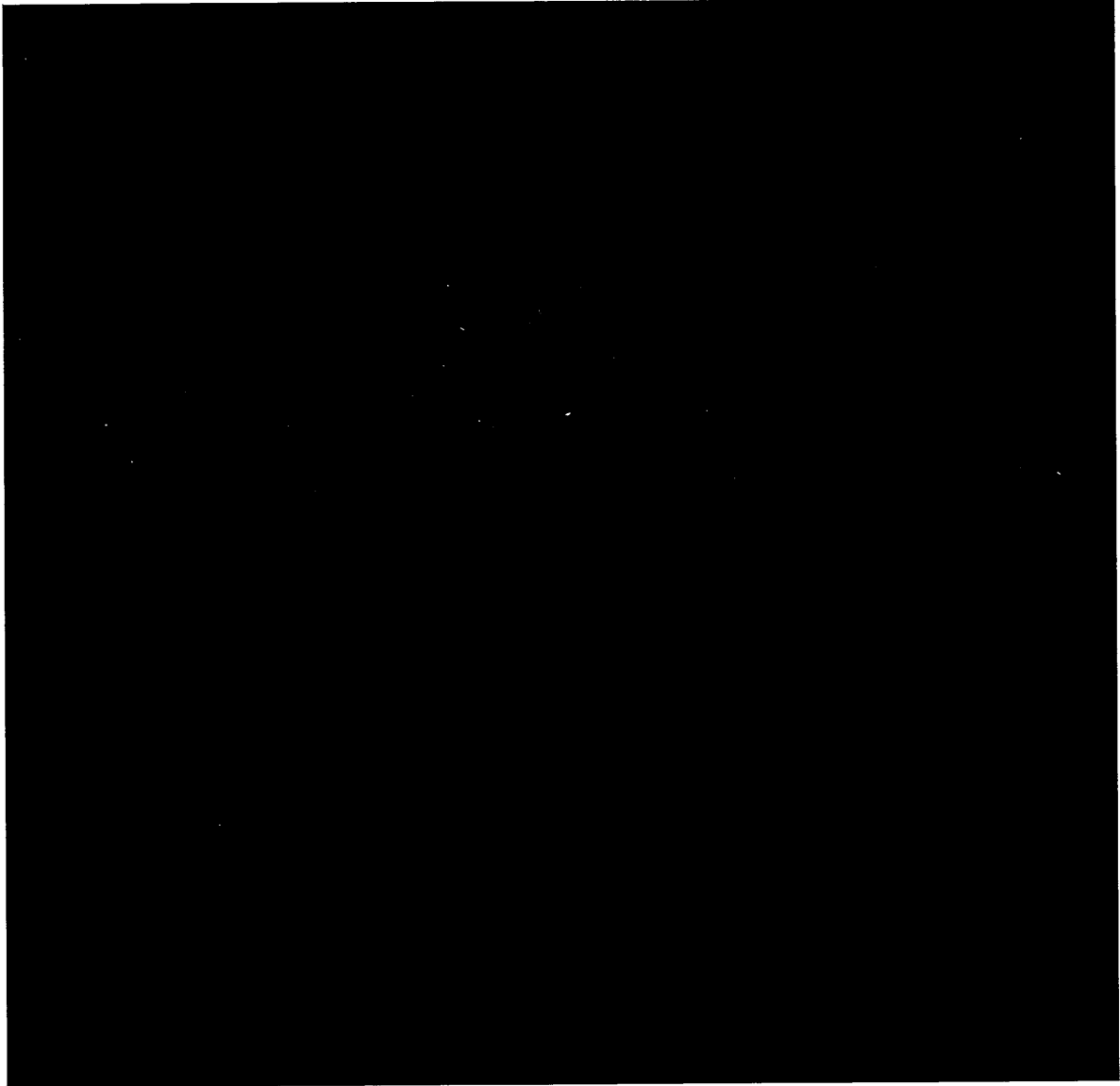
*7



【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則（昭和22年議決）では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条、国会法第63条）が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
		国会職員法（昭和22年法律第85号）第19条		
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手続が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。
			官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第4条第1項	
	裁判所職員	○	○	
		裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）		

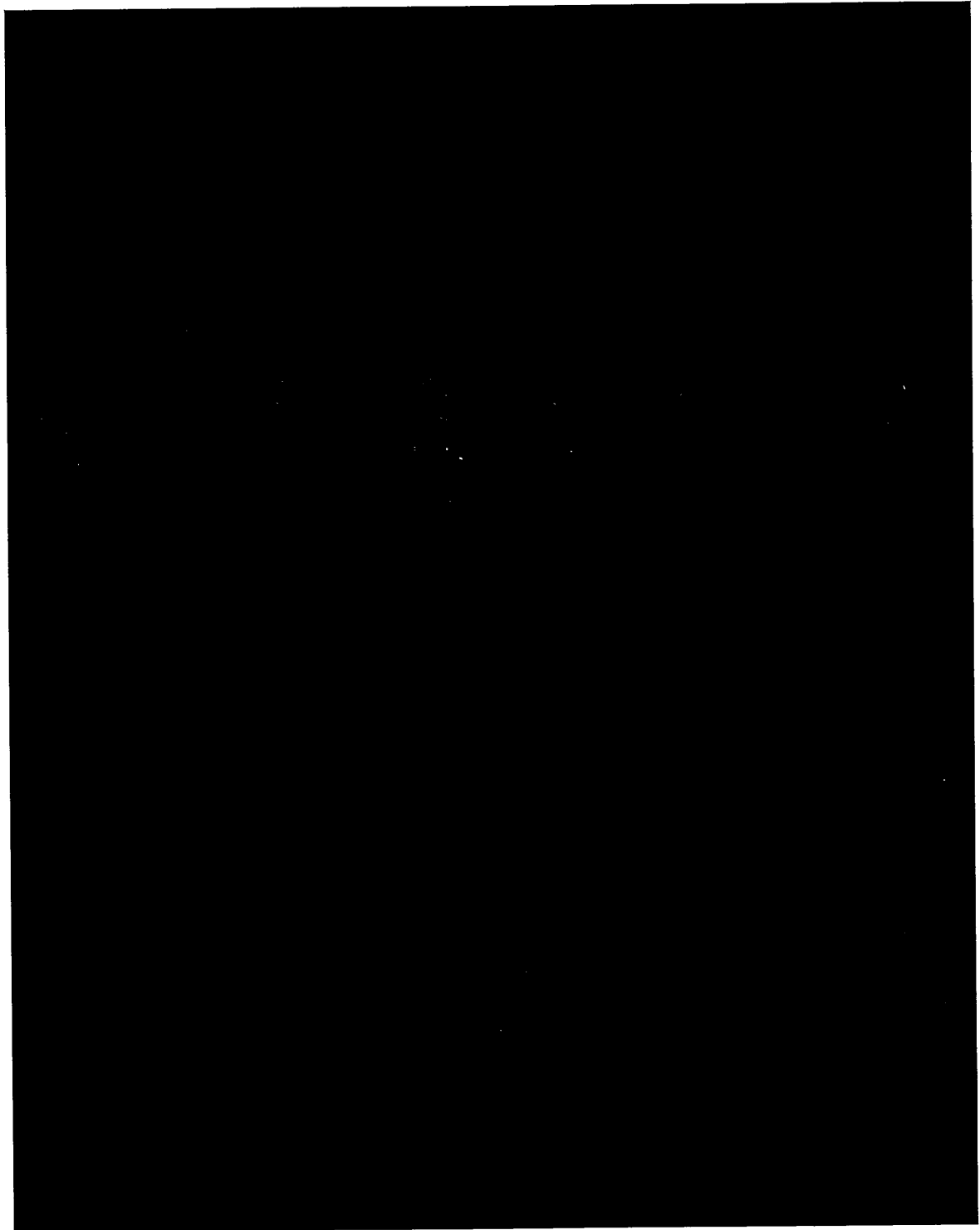
適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について



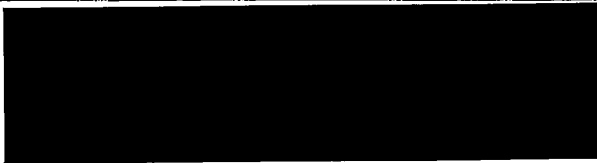
*8

*9

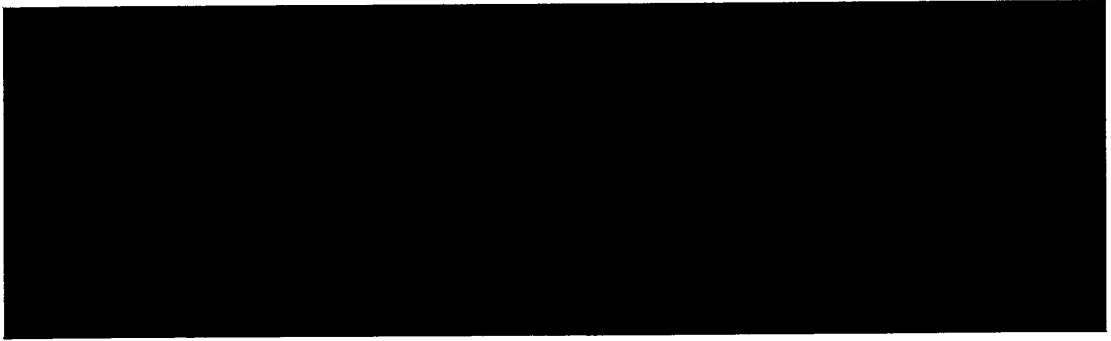
*10



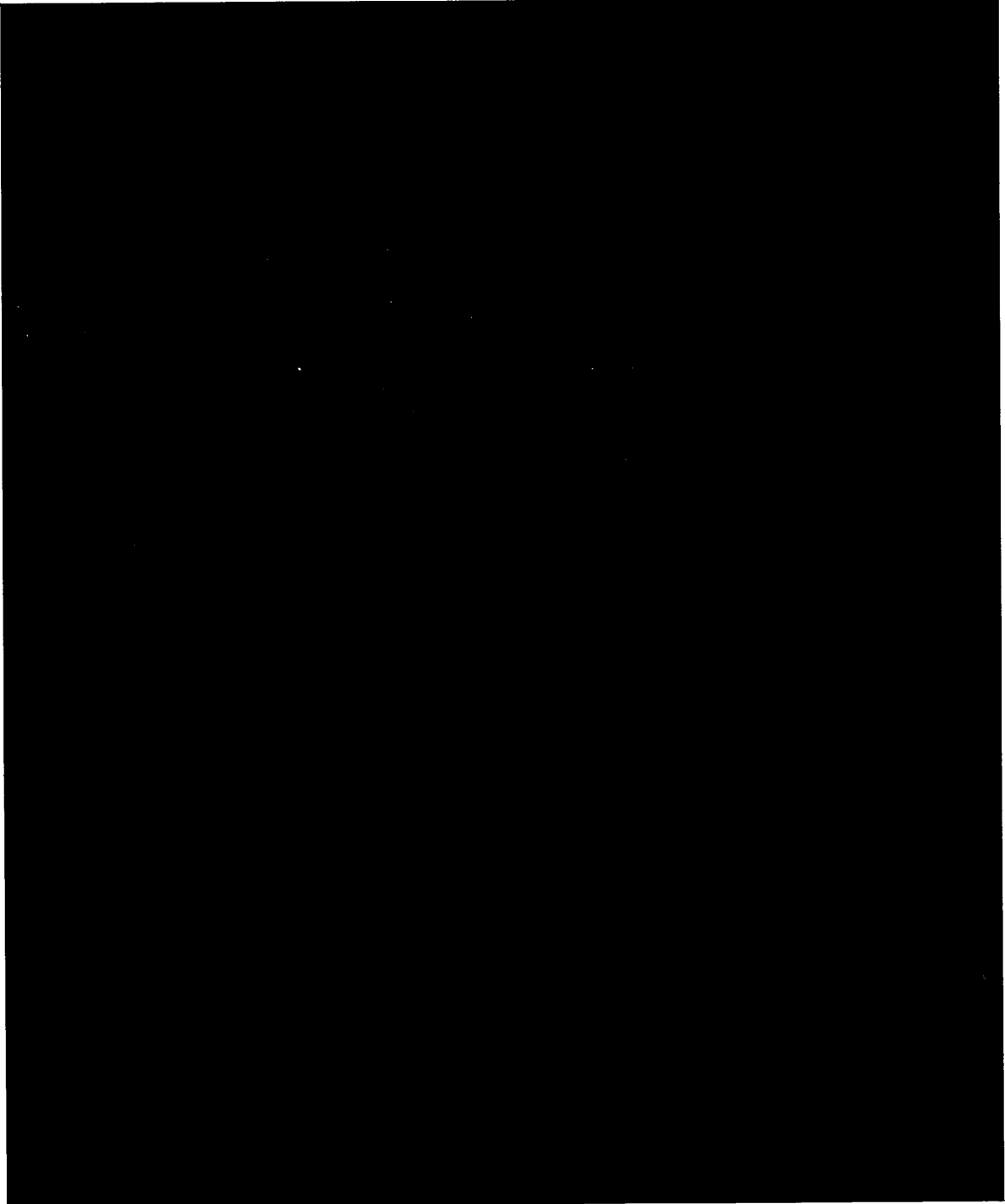
-
- *11
 - *12
 - *13
 - *14



12/07/31内調内検討済み



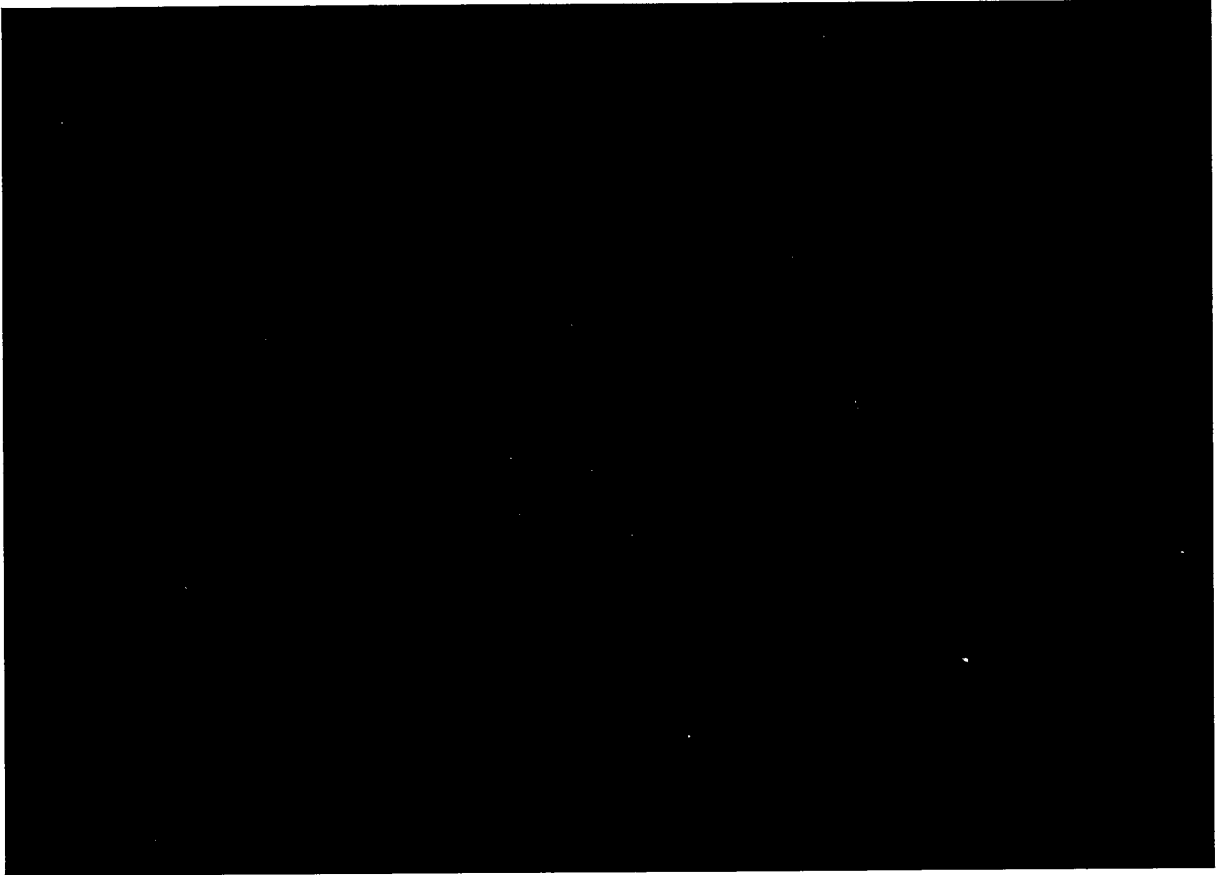
適性評価と法の下の平等との関係について



*15

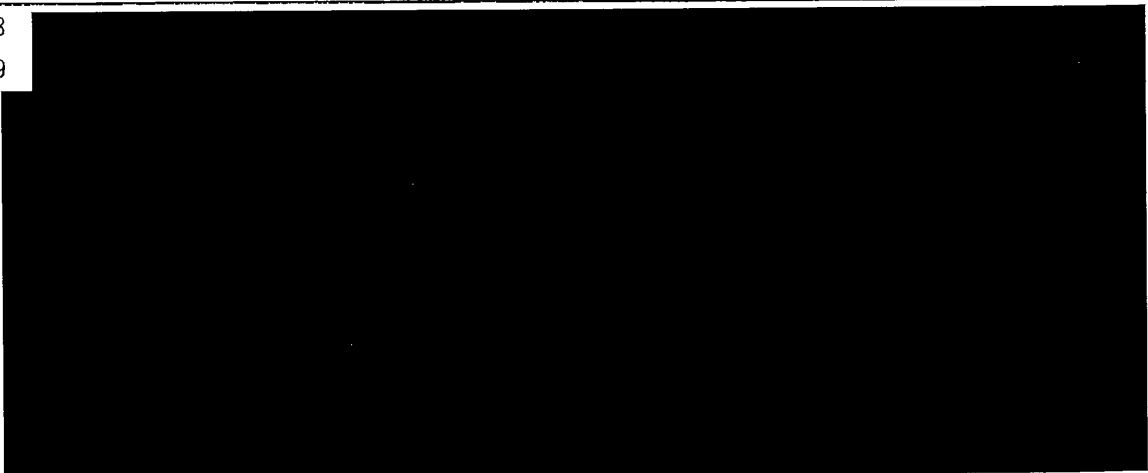
*16

*17

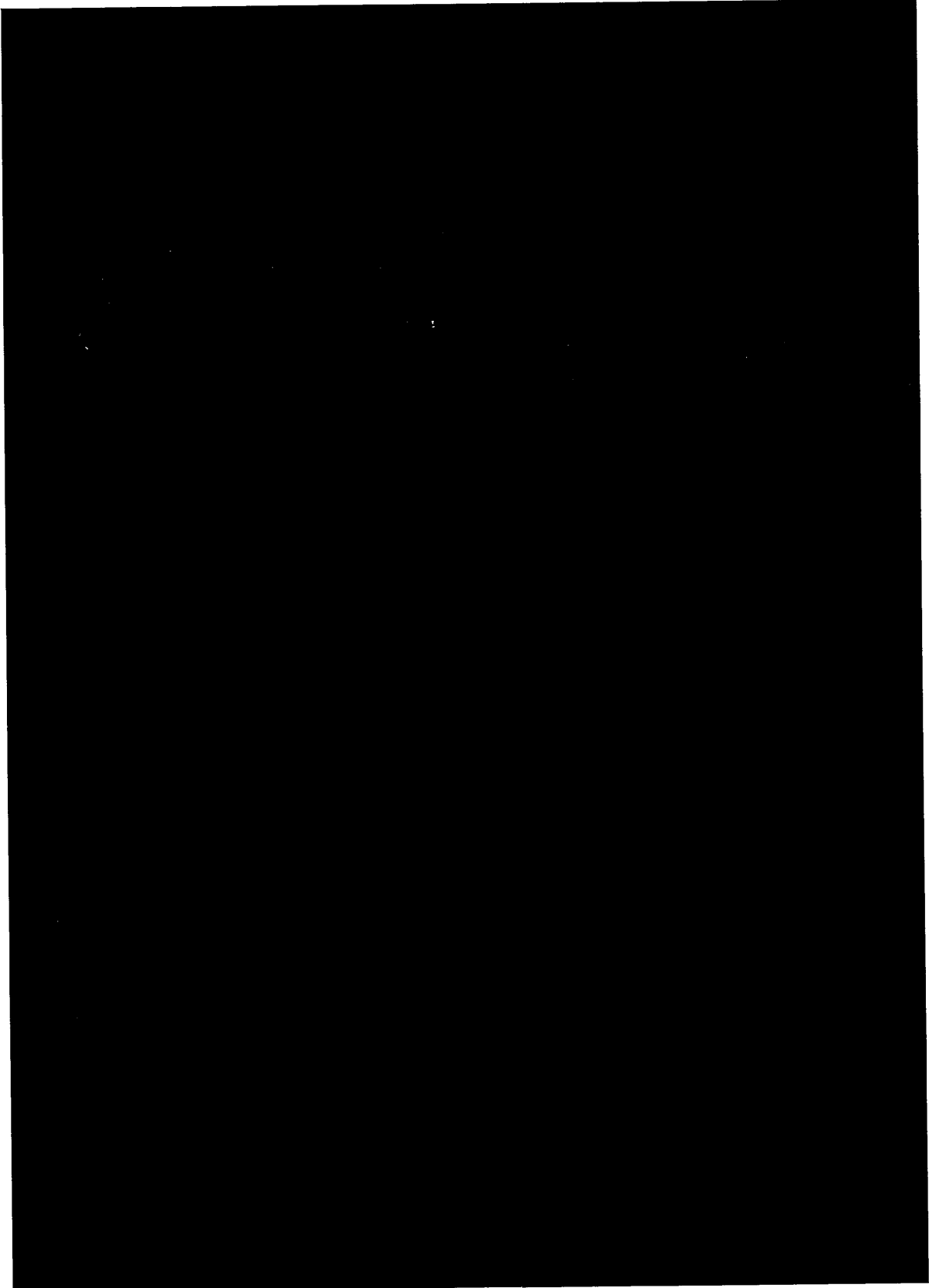


*18

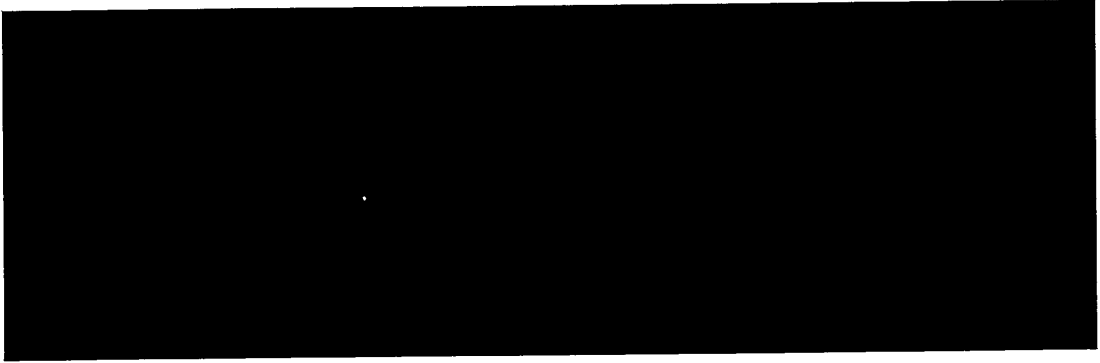
*19



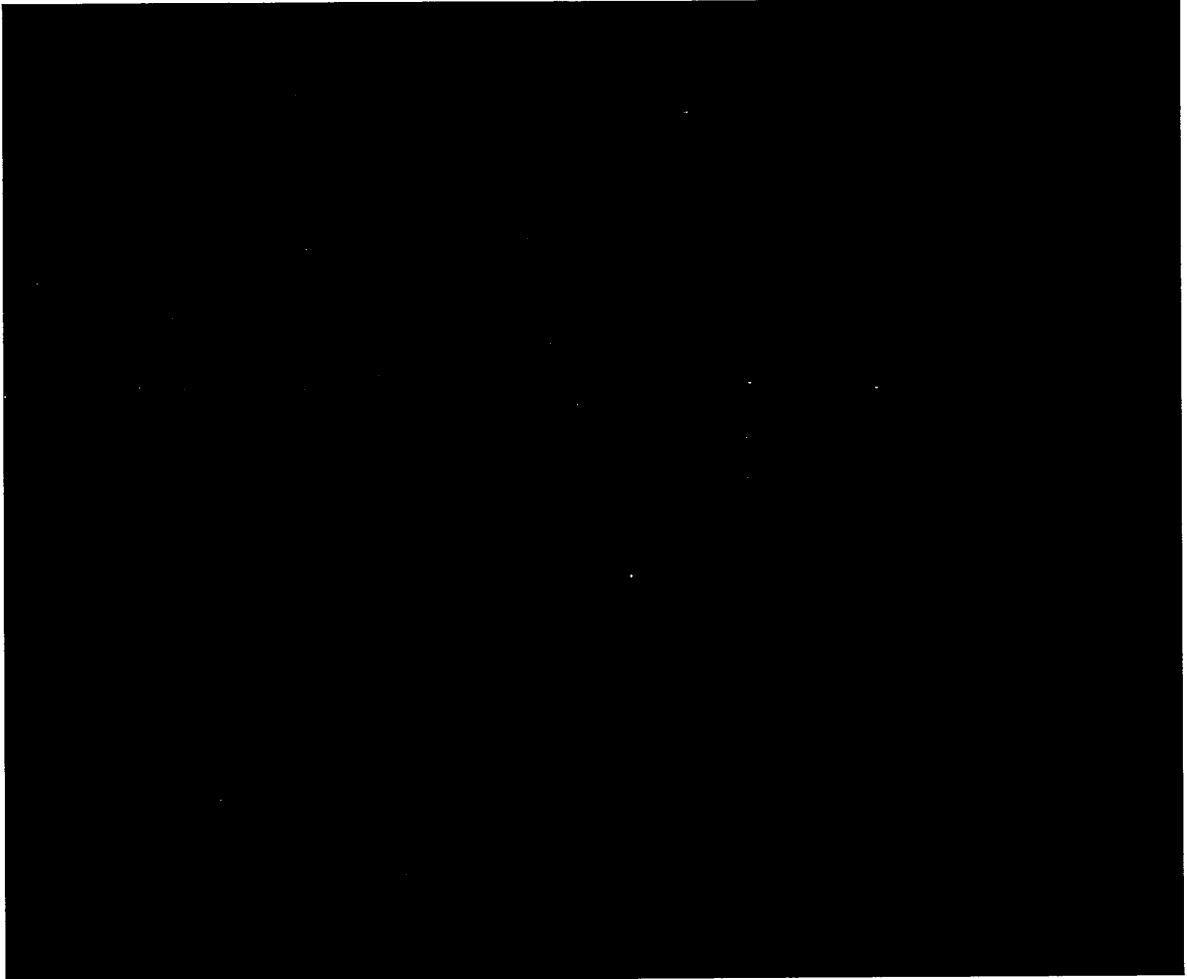
刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について



12/07/31内調内検討済み

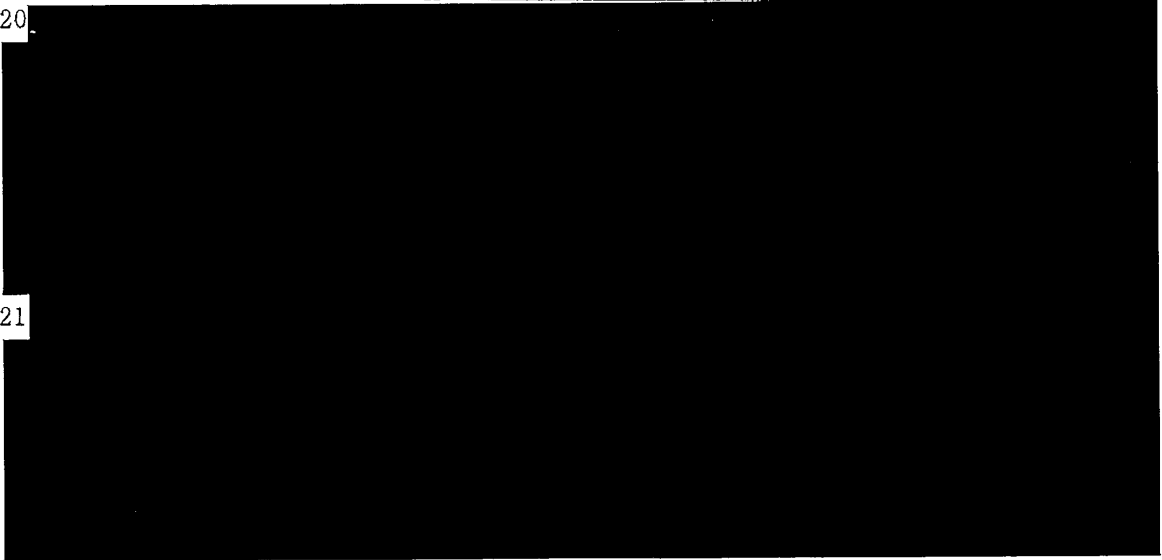


漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係
について



*20

*21



12/07/31内調内検討済み



○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

種別	根拠法	条文	法定刑	
一般職国家公務員	国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
1. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:有	特命全権大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法	118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法 国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号 国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金	
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	
政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32第7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	内閣総理大臣	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	國務大臣	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)

種別	根拠法	条文	法定刑
内閣官房副長官	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
副大臣	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
大臣政務官	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
内閣法制局長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
人事院総裁、人事官	国家公務員法	6条2項、100条1項	(規定なし)
会計検査院長、検査官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
宮内庁長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
侍従長	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
侍従	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
東宮大夫	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
式部官長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
侍従次長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
宮務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
皇室医務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
女官長及び女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
侍医長及び侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
東宮女官長及び東宮女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
宮務官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)

2. 特別職国家
公務員
【守秘義務】:有
【罰則】:無

種別	根拠法	条文	法定刑
侍女長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
裁判官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
内閣危機管理監	内閣法 国家公務員法	内閣法15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣官房副長官補	内閣法 国家公務員法	内閣法16条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣広報官	内閣法 国家公務員法	内閣法17条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣情報官	内閣法 国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣補佐官	内閣法 国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
人事院総裁秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
会計検査院院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国家公安委員会委員	警察法 国家公務員法	警察法10条1項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	10条	(規定なし)
宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条	(規定なし)
原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	22条、10条	(規定なし)
国会職員	国会職員法	19条	(規定なし)
運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項	(規定なし)
総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項	(規定なし)
再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	106条の12第1項	(規定なし)
証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	16条1項	(規定なし)
公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法	37条の6第1項	(規定なし)
食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項	(規定なし)
公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	39条1項	(規定なし)

2. 特別職国家公務員
【守秘義務】:有
【罰則】:無

種別	根拠法	条文	法定刑	
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9第13項	(規定なし)
	電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条1項	(規定なし)
	運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
	土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	6条7項	(規定なし)
	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	15条8項	(規定なし)
	電波監理審議会委員	電波法 国家公務員法	電波法99条の4 国家公務員法100条1項	(規定なし)
3. 特別職国家公務員 【守秘義務】:無 【罰則】:無	中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央社会保険医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本ユネスコ国内委員会会長、副会長及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学士院会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学術会議会員	日本学術会議法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
4. その他	国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	(一般職) 地方公務員	地方公務員法	60条2号、34条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	地方公共団体の長、議会議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都知事秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)

官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）
 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範（平成13年1月6日閣議決定）

○諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典及び行政命令	政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み(政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの)	保安審査法	国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)及びその配偶者	秘密を取り扱う者(本人)
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣(閣外大臣及び政務次官を含む。)	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣	大統領、首相及び大臣
実施権者	連邦政府の各官庁	国の各官庁及び警察機関	連邦政府の各官庁	首相の委任を受けた者
有効期間	5年	7年(初回は5年)	10年(5年目に調査票を再提出)	最長5年(その職に在任中のみ有効)
調査票の主な記入事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))出生地、社会保障番号、身体的特徴等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 暴力的な政府転覆活動・テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与 ・ 外国渡航歴・活動歴 ・ 逮捕歴 ・ 信用状態 ・ 民事訴訟歴 ・ 薬物・アルコールの影響・通院歴 ・ 精神の問題に係る通院歴 ・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司、近隣者等)の連絡先 ・ 過去の適性評価記録 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、旅券番号等) ・ 学歴、職歴、軍歴 ・ 議会制民主主義の転覆・弱体化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与 ・ 外国居住歴 ・ 犯罪歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態 ・ 薬物・アルコールの影響 ・ 精神疾患等の状態 ・ 雇用主の人定事項 ・ 本人をよく知る者の連絡先 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、身分証明書番号等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 反憲法組織・旧東独情報機関への関与 ・ セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴 ・ 継続中の刑事・懲戒手続 ・ 信用状態 ・ 強制執行措置歴 ・ 本人をよく知る者の連絡先 ・ 過去の適性評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、身分証明書番号等) ・ 学業レベル(学位、外国語能力等) ・ 職歴 ・ 外国渡航歴
秘密保全法制法令協議 H24.7				818 / 1019

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
調査票の主な記入事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、社会保障番号等） ・ 婚姻及び離婚の期日及び届出地 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等） ・ 外国居住歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者に関するもの（配偶者が記入） <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人と同様の事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人と同様の事項
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族に関するもの（本人及び配偶者がそれぞれの親族について記入） <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍、出生地） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）
同意の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。 ・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票を提出することをもって同意したものと解されている。
プロセス及び手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び配偶者がそれぞれ調査票に記入し、提出 ・ 本人及び配偶者それぞれへの面接（必要な場合） ・ 公私の団体への照会 ・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取
結果の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適性を認めない場合、本人に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人に通知する。
理由の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不明

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

○諸外国の秘密保全制度における主な罰則

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
目的等による故意の漏えい加重類型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、外国政府への国防情報の漏えい ・ 戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい <p>【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国に損害を与え、又は外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防・外交上の重要情報の漏えい <p>【10年（再犯の場合は20年）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の安全と利益を損ない、又は米国に害をもたらす外国政府を利する目的による、米国・外国政府の暗号等の漏えい <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の漏えい <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、国家機密（※1）の外国勢力への漏えい <p>【1年以上の自由刑（犯情の特に重い事案（※2）では、無期又は5年以上の自由刑）】</p> <p>※1 「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。</p> <p>※2 「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の基本的利益（※3）に関する情報の外国勢力への漏えい <p>【15年以下の自由刑及び罰金】</p> <p>※3 「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺の状態の調和並びに国の科学・経済及び文化的遺産の重要な要素をいう。</p>
	秘密保全法制法令協議 H24.7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国防情報の漏えい ・ 米国・外国政府の暗号等の漏えい ・ 秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限がある者による、当該情報の漏えい ・ 行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防諜・諜報職員による防諜・諜報情報の漏えい ・ 公務員又は政府と契約関係にある者による、①防諜・諜報情報、②防衛情報、③国際関係情報、④犯罪を惹起する情報、⑤通信傍受に関する情報の漏えい ・ 漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい <p>【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家機密の漏えい <p>【6月以上5年以下の自由刑（犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員による秘密の漏えい <p>【5年以下の自由刑又は罰金】</p>

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
過失犯	<ul style="list-style-type: none"> 国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 公務員又は政府と契約関係にある者による秘密文書等に関する注意懈怠 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【5年以下の自由刑又は罰金】 公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった国家機密を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【3年以下の自由刑又は罰金】 公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき 【1年以下の自由刑又は罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> 身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい 【3年以下の自由刑及び罰金】
目的による加重類型 取得	<ul style="list-style-type: none"> 戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防に関連する場所等への接近その他の方法による国防情報の取得 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防情報の取得 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 国の治安・利益を損なう目的による、<u>禁止区域（※4）への接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在</u> 【3年以上14年以下の自由刑】 <p>※4 国が所有する軍事関連施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 漏えいするための国家機密の取得 【1年以上10年以下の自由刑】 	<ul style="list-style-type: none"> 国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集 【10年以下の自由刑及び罰金】
	<ul style="list-style-type: none"> 違法に取得された国防情報の取得又は受領 安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 			<ul style="list-style-type: none"> 国防上の秘密の取得 国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立入り 【5年以下の自由刑及び罰金】

網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密

下線部：公務員等の身分要件

下線部：保守法、法制法、令、協定、H24.7.30のもの

特別秘密の保護に関する法律案

【用例集】

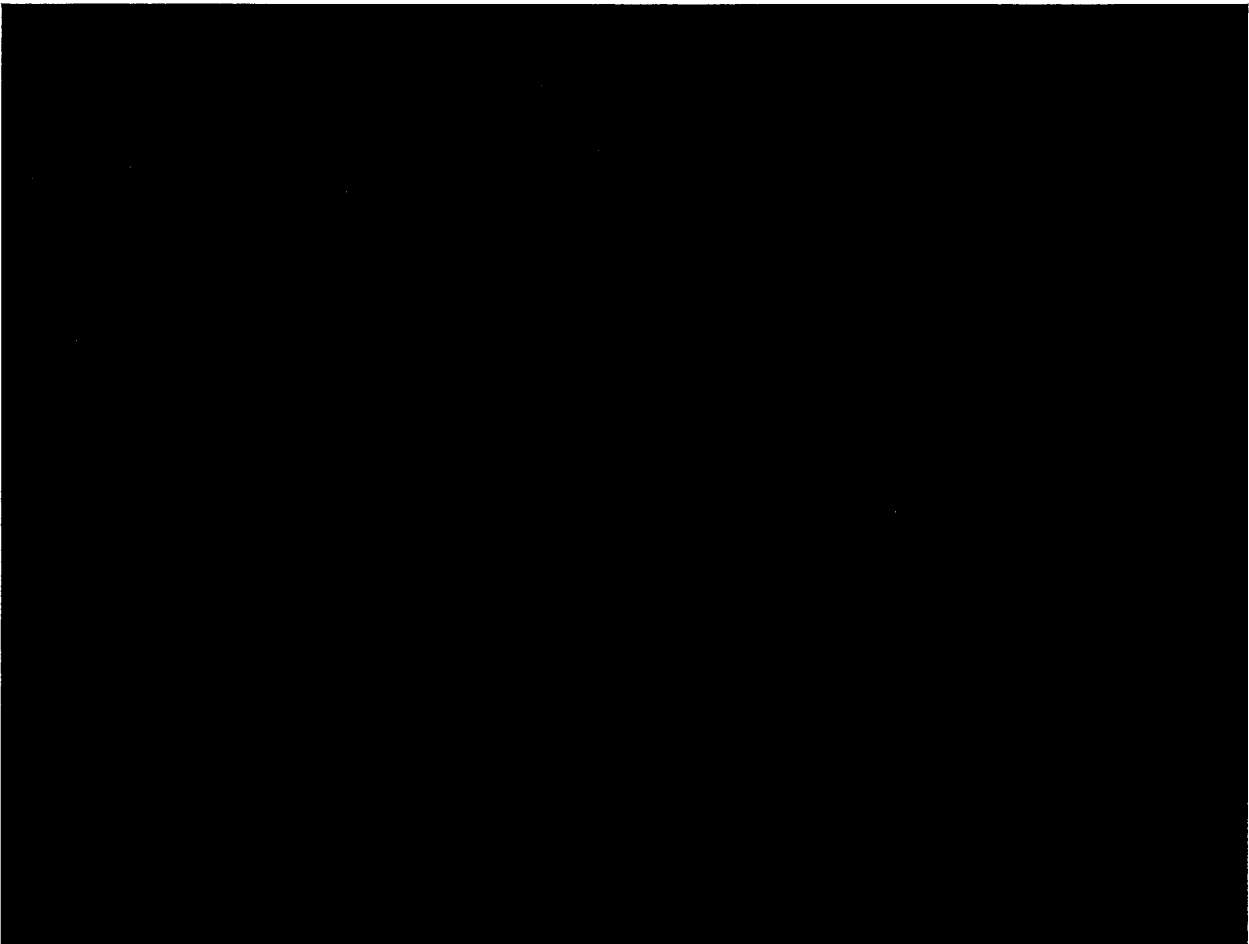
(案)

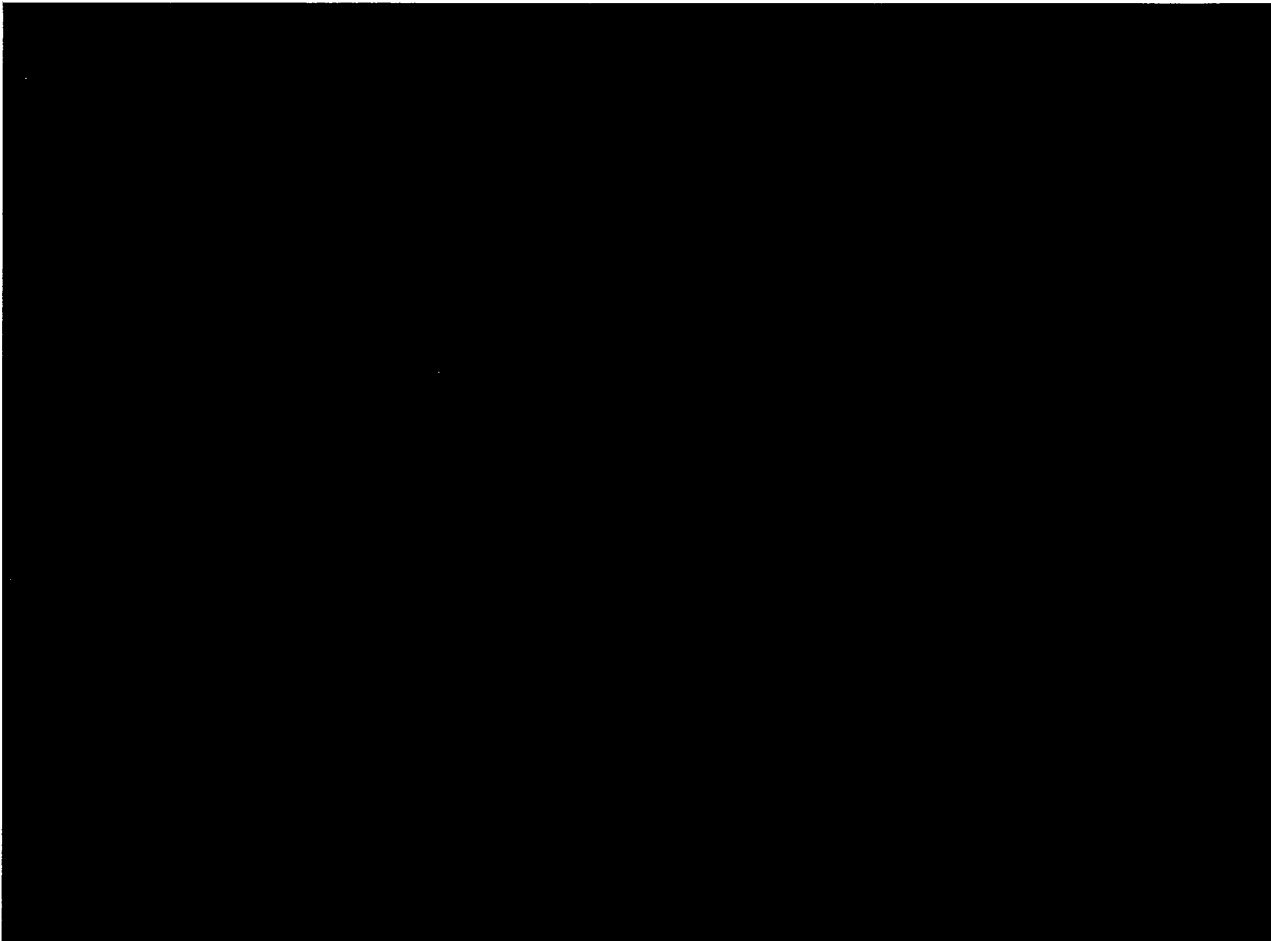
出典：ぎょうせい「現行日本法規」
ぎょうせい「現行法令インターネット版」
官報

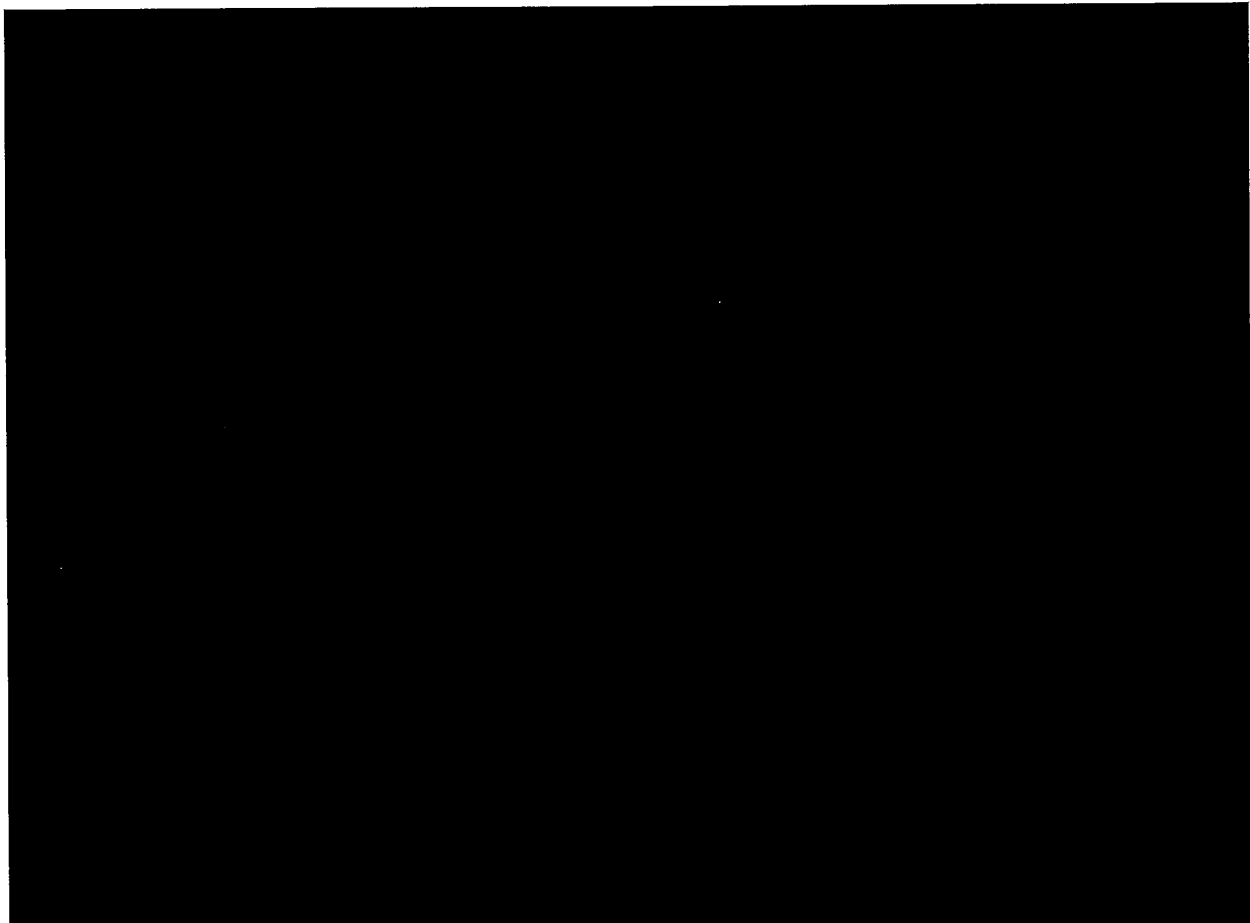
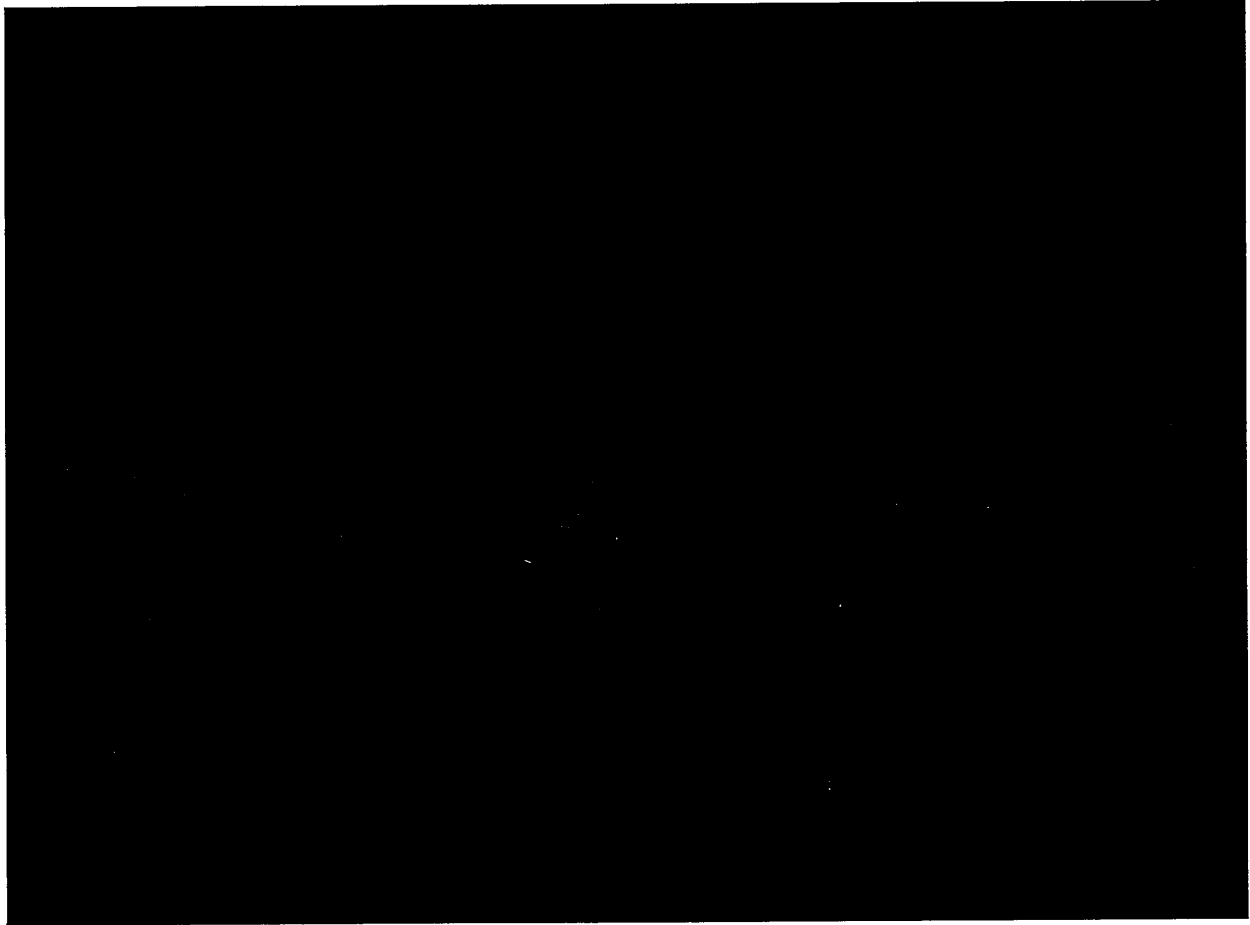
平成24年〇月
内閣官房

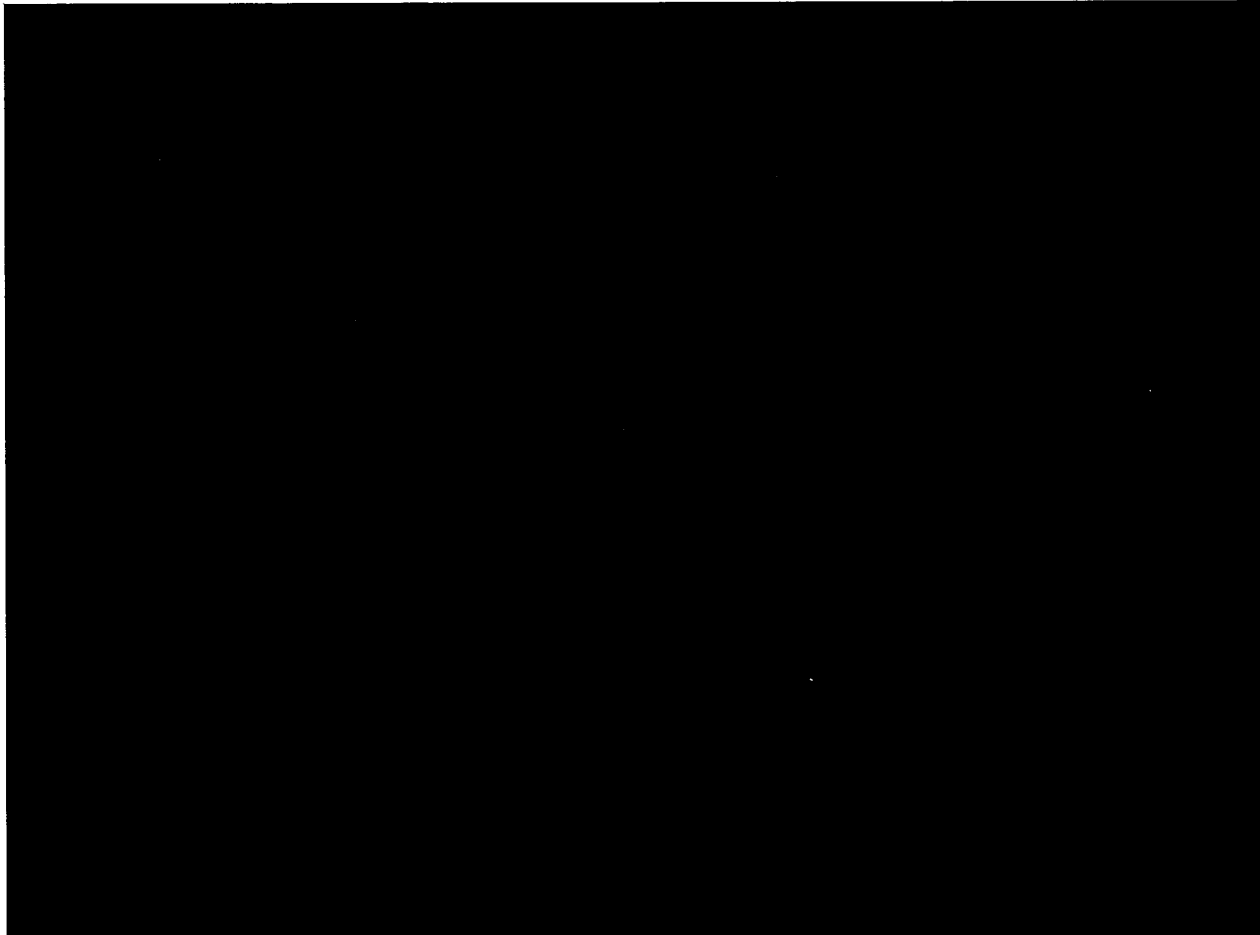


目
次

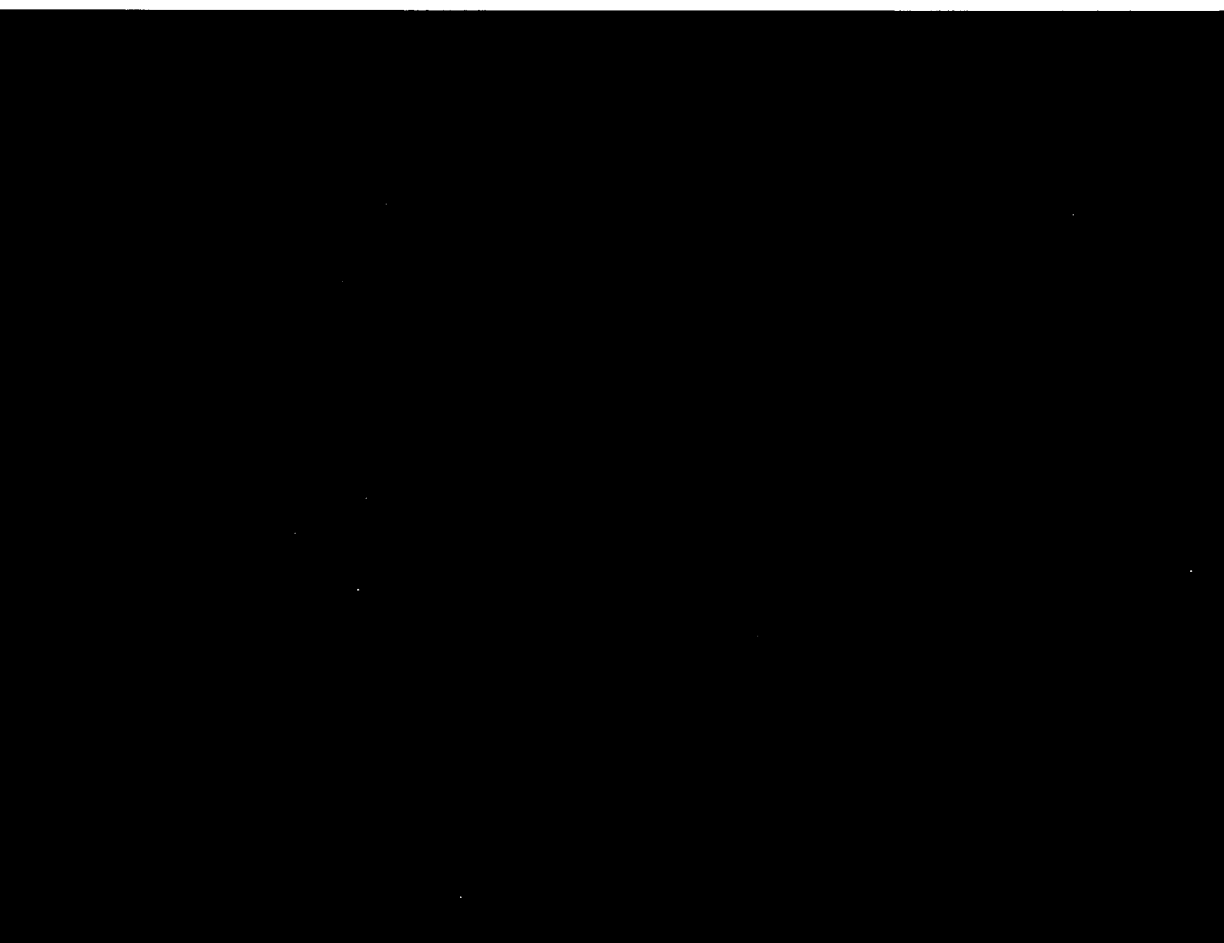


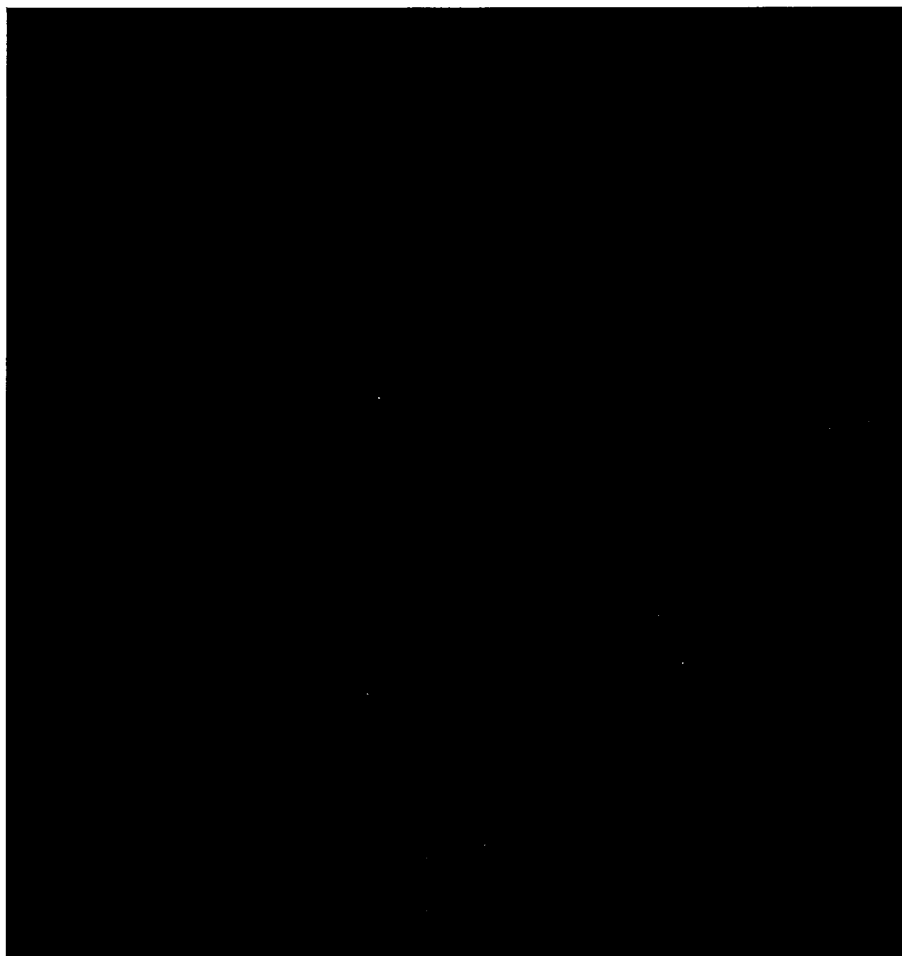


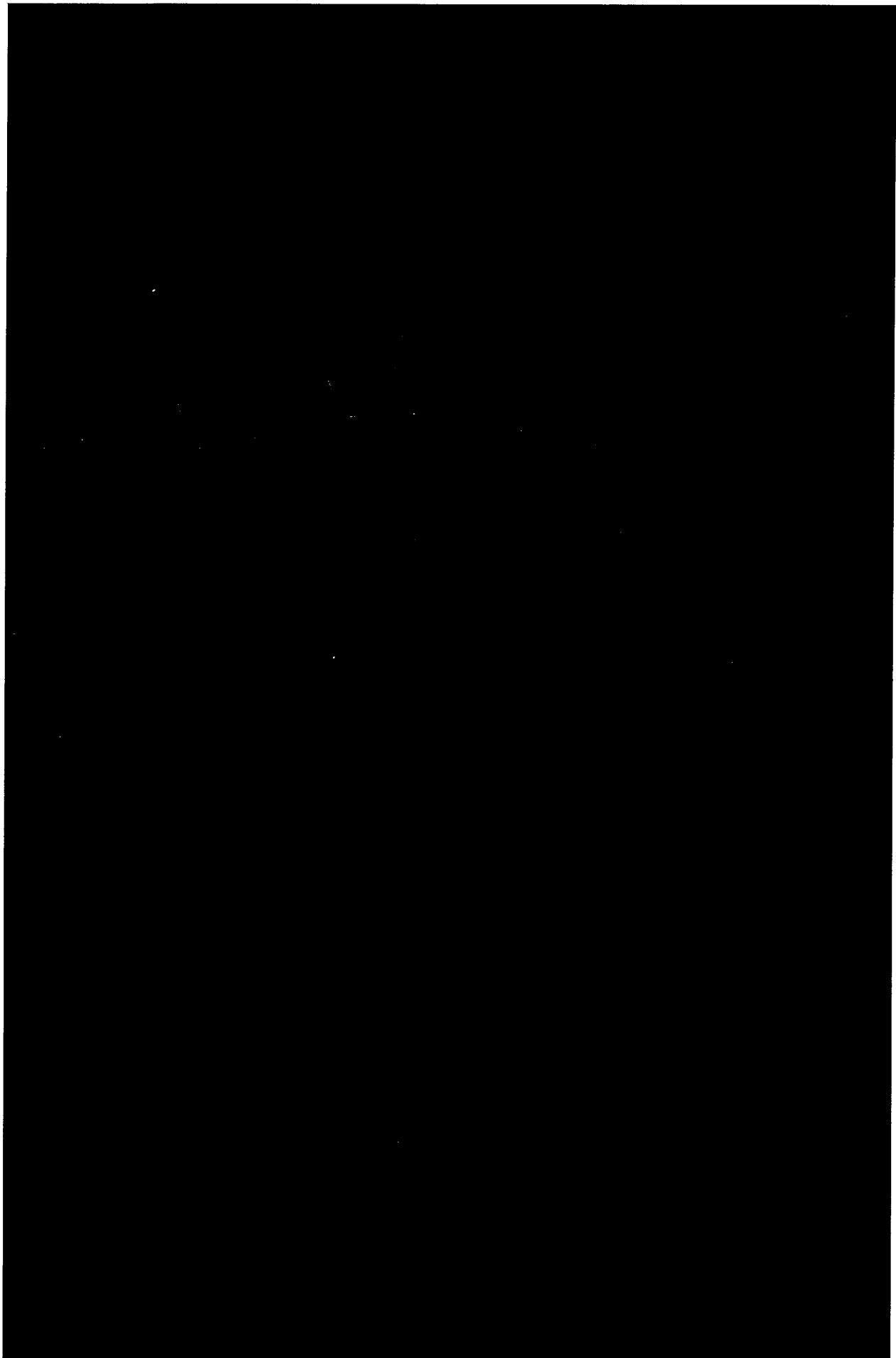


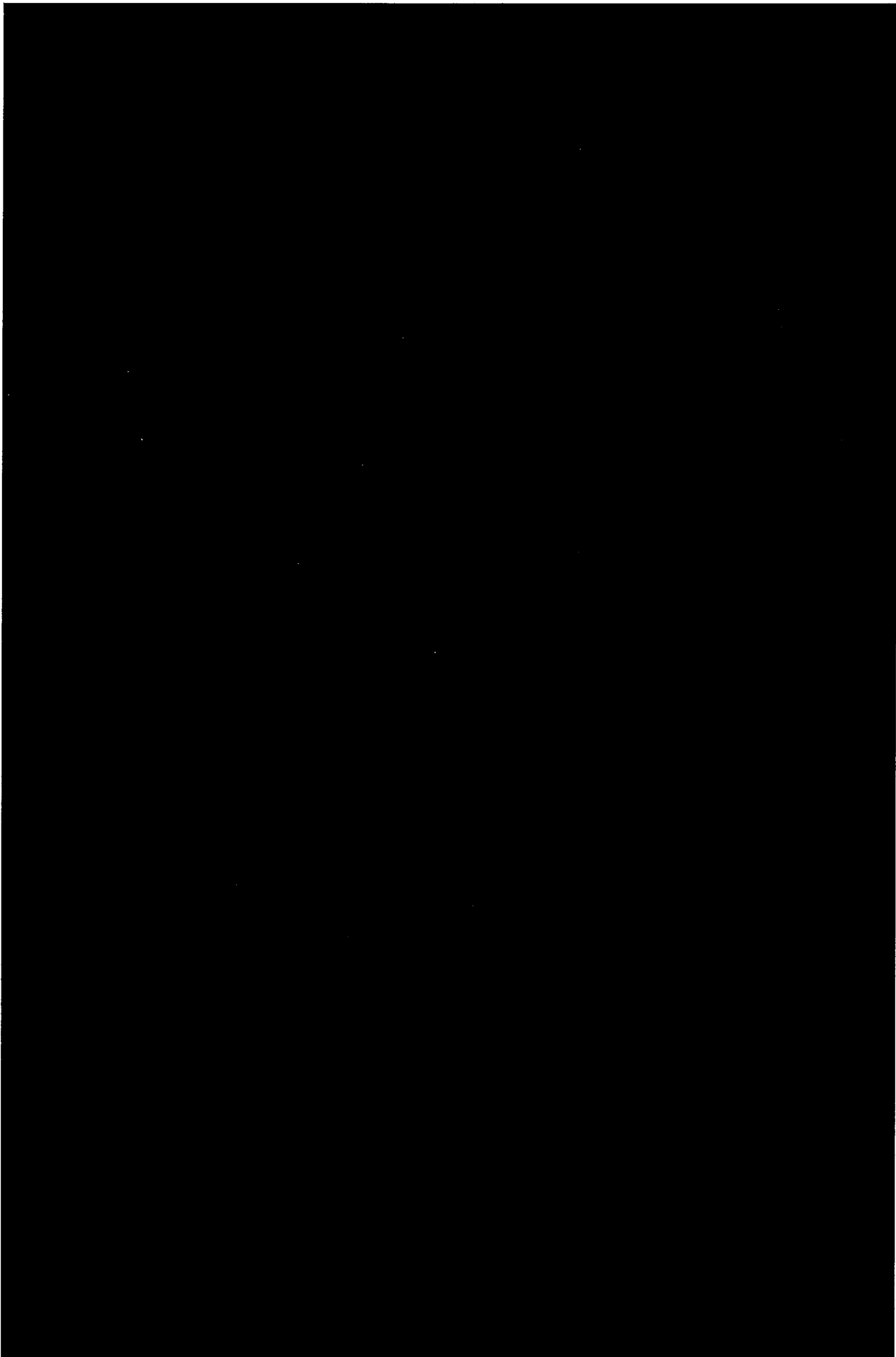




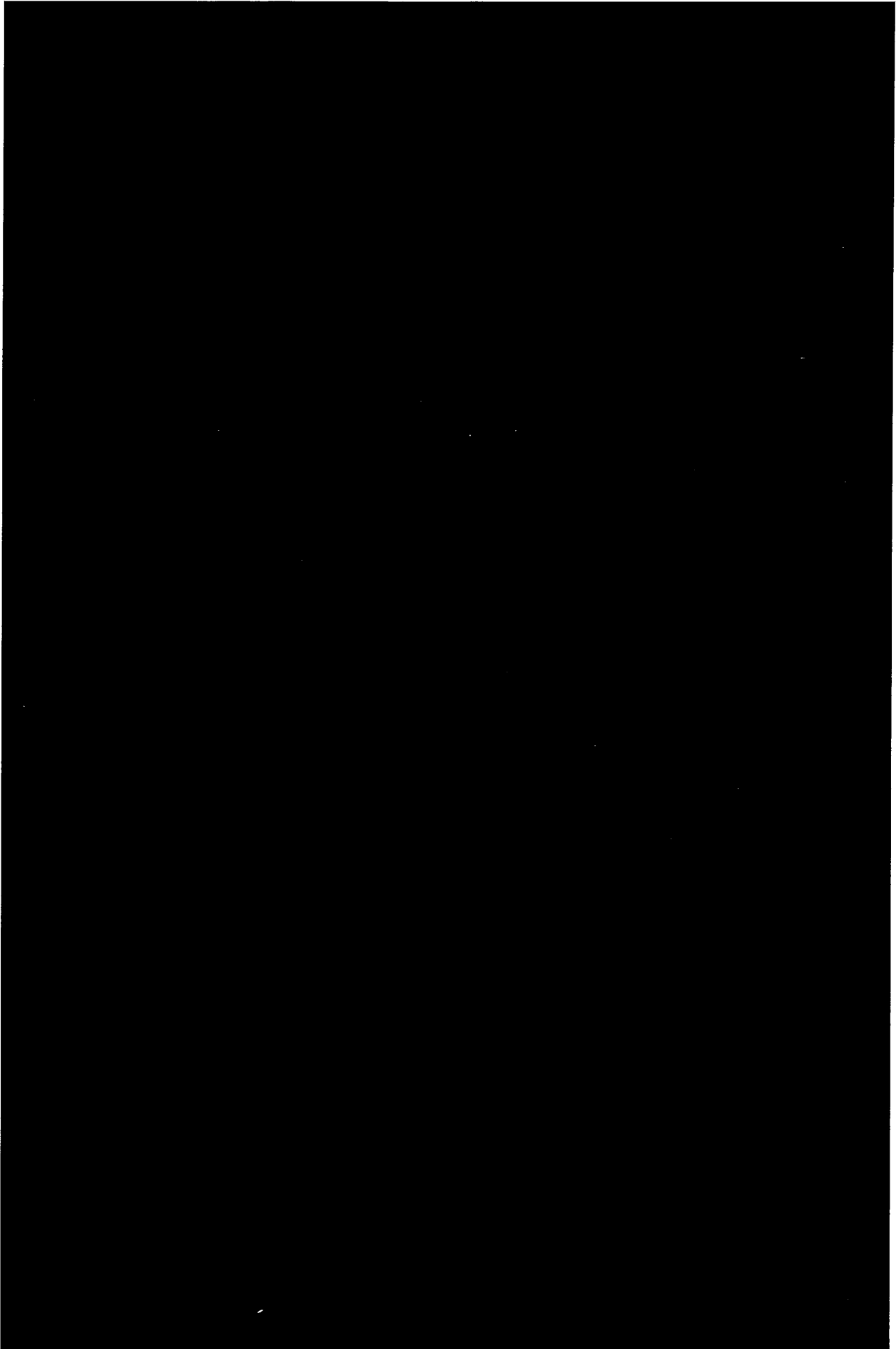


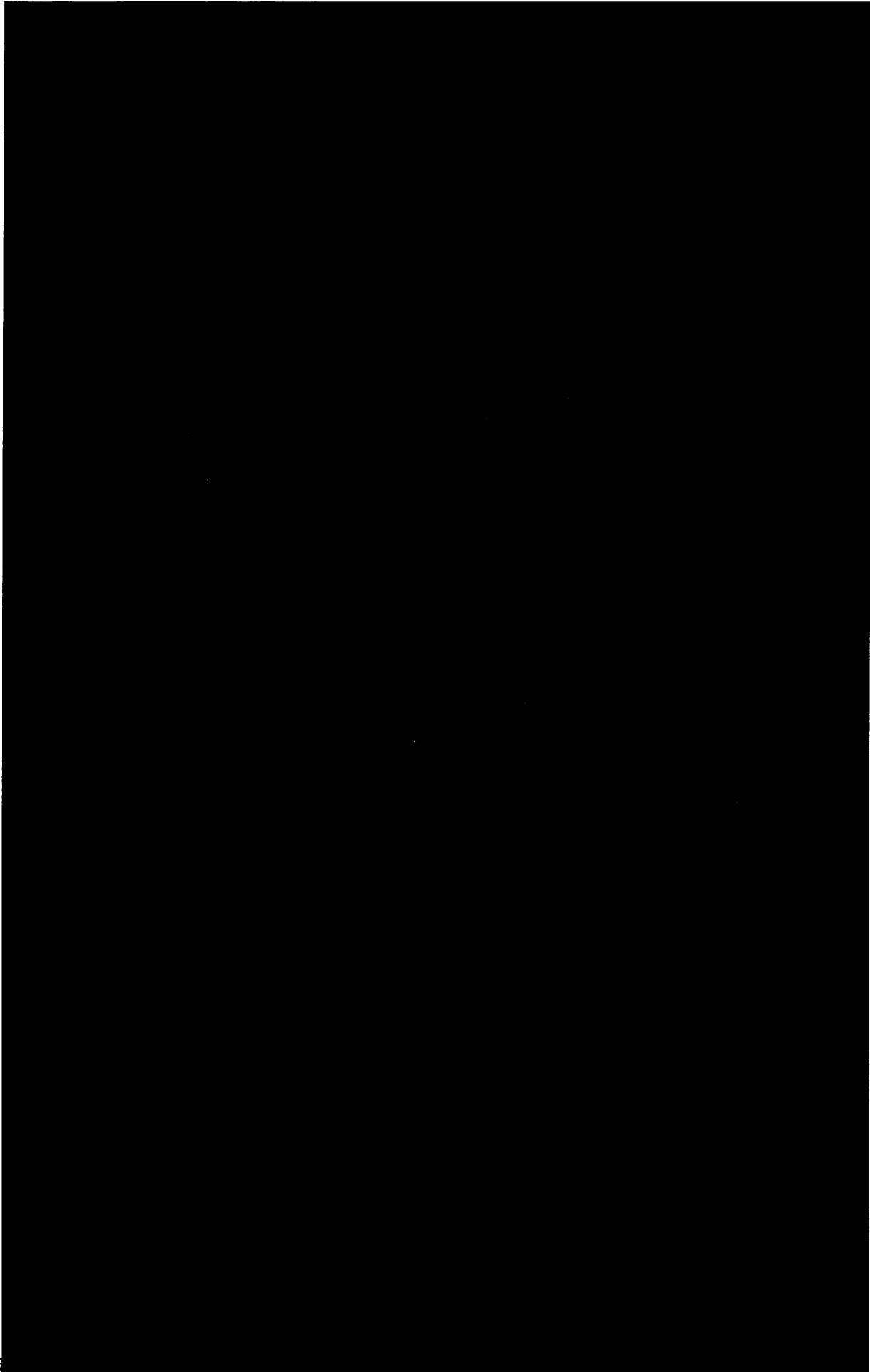


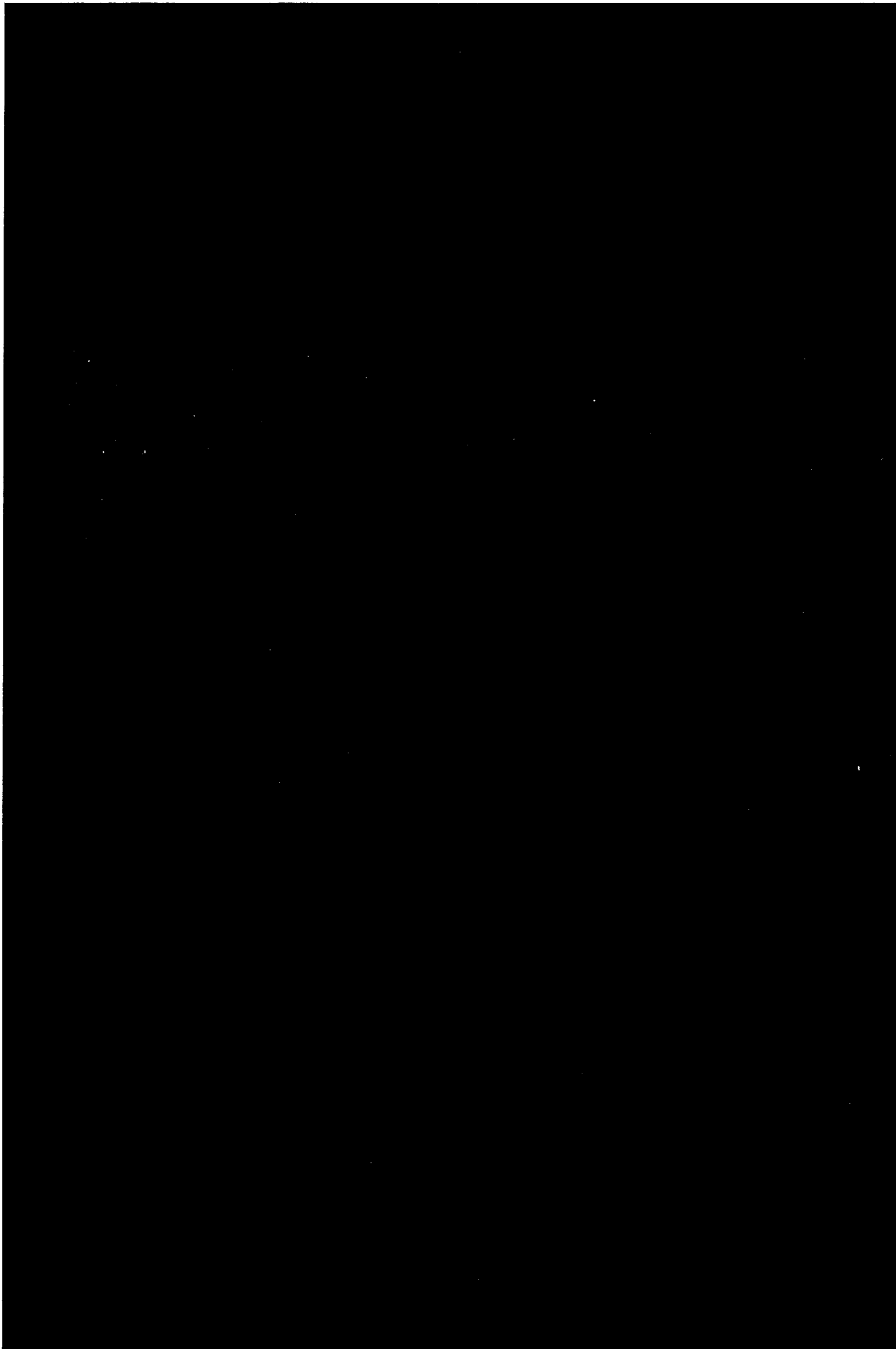


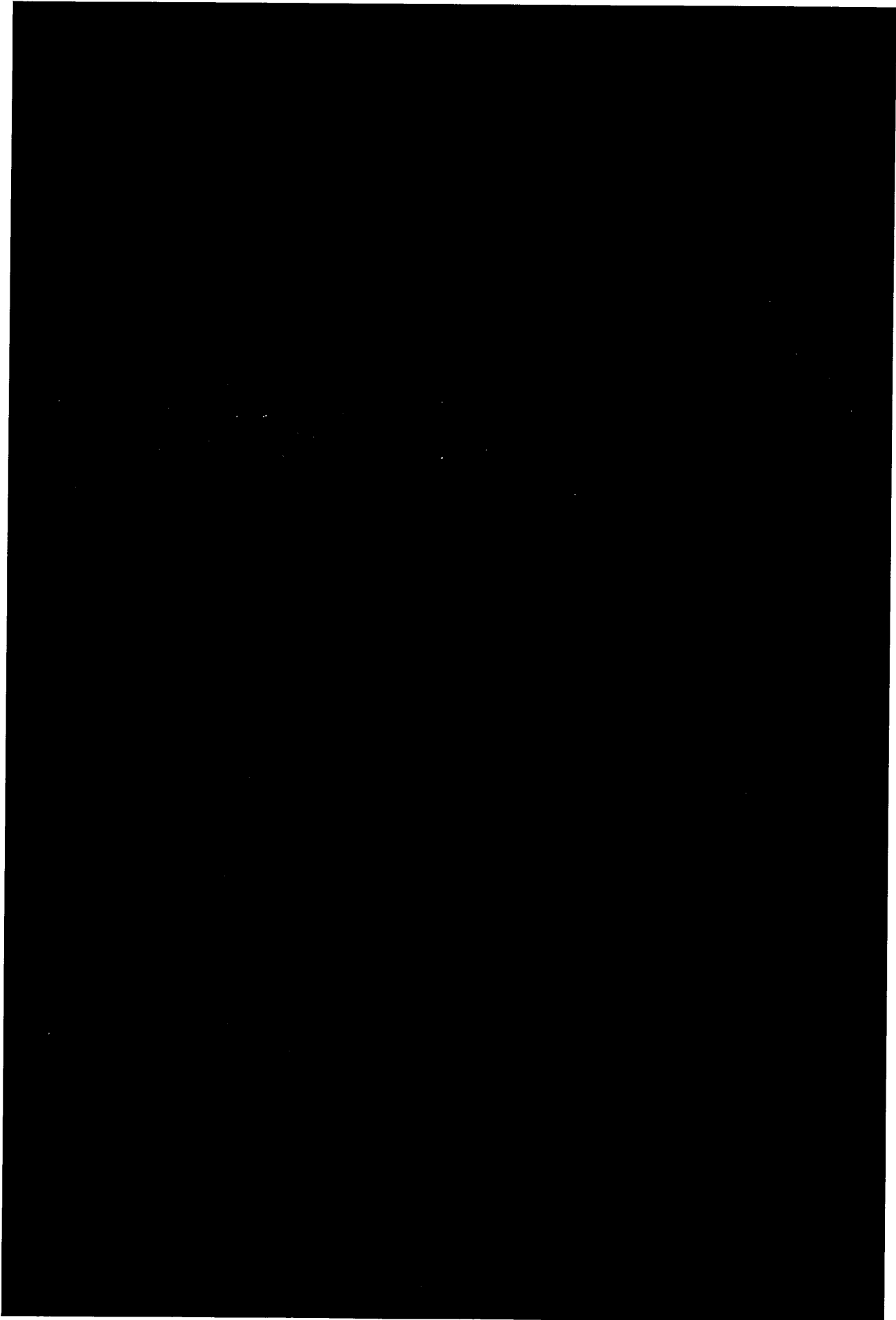


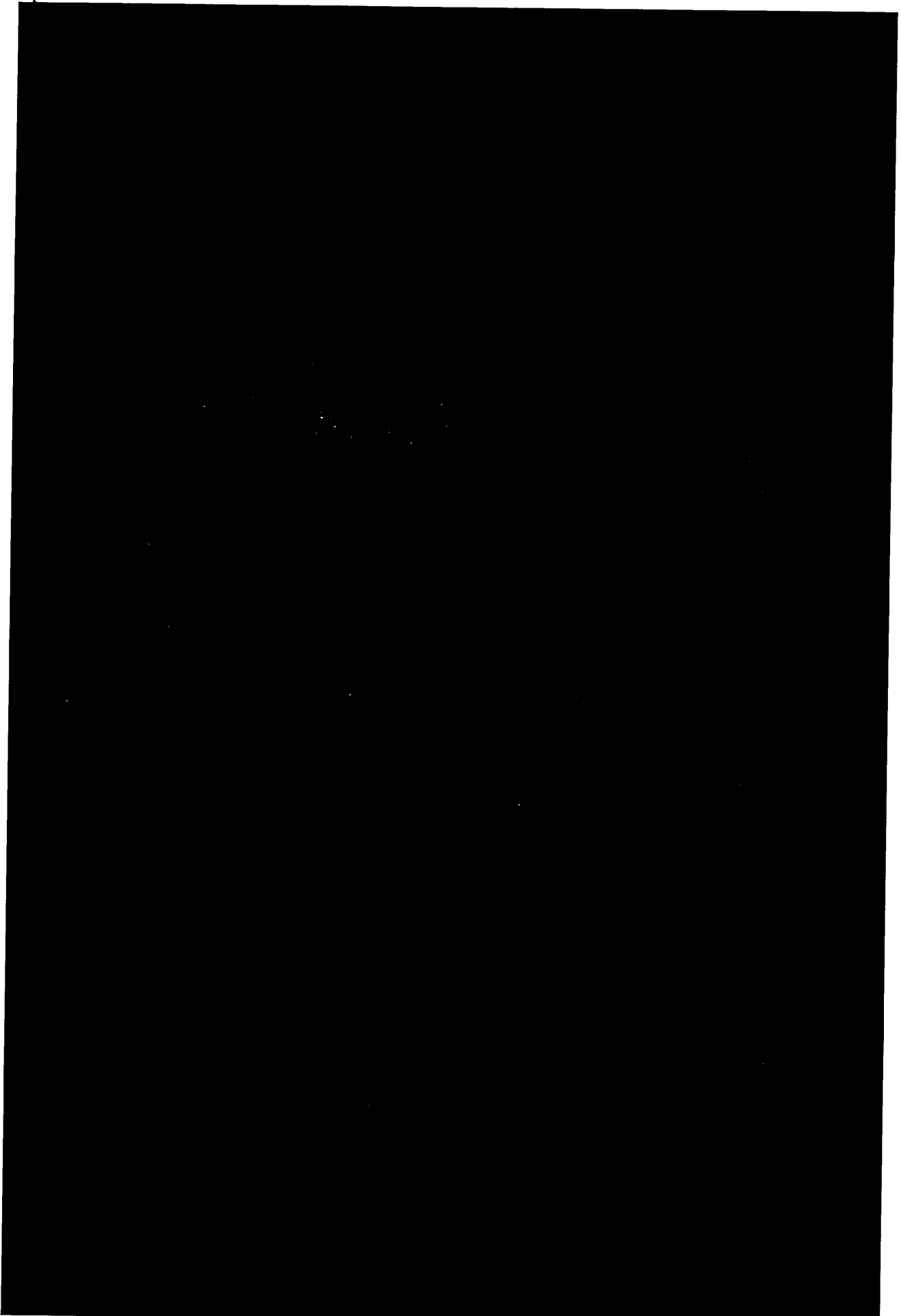
12/07/31

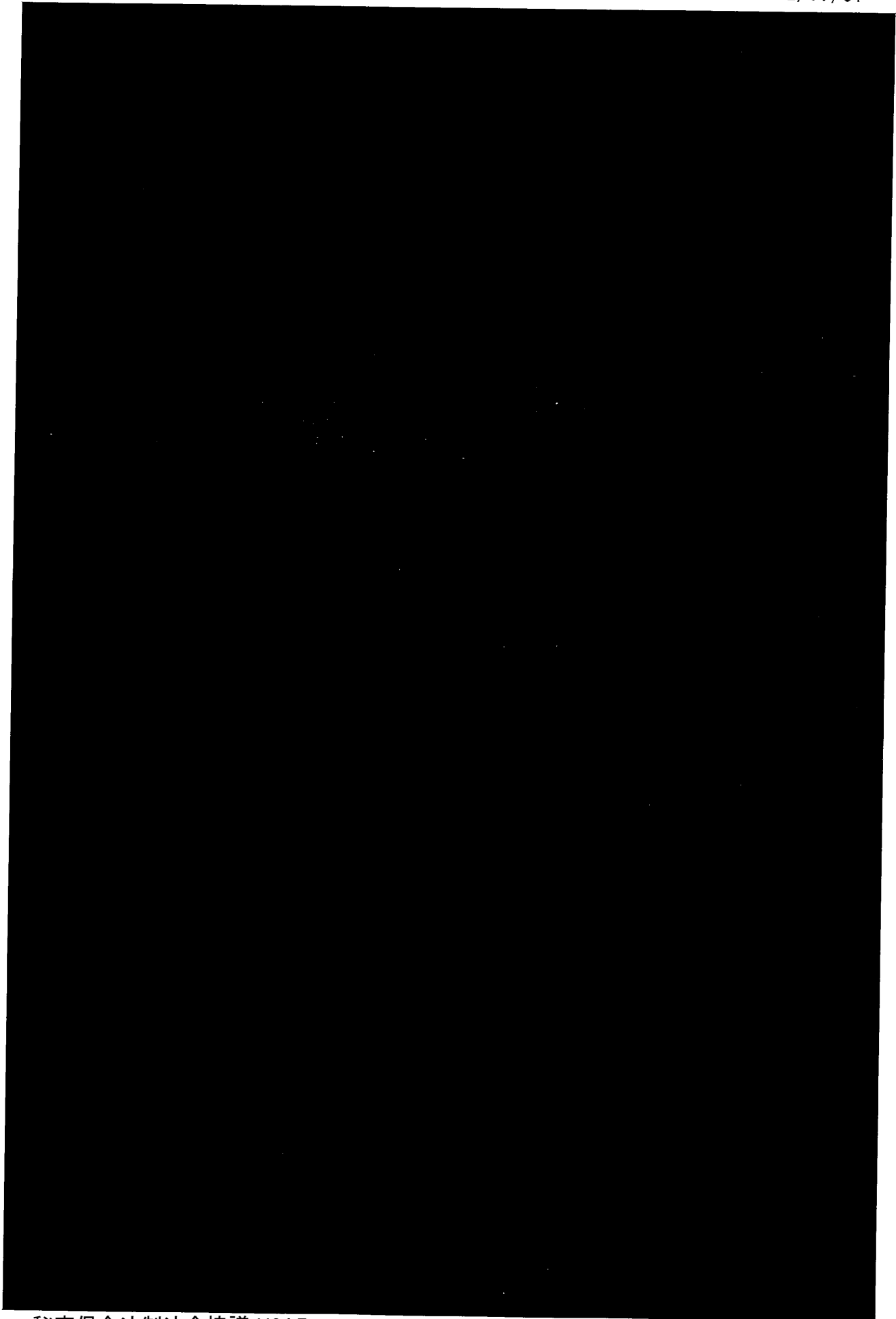


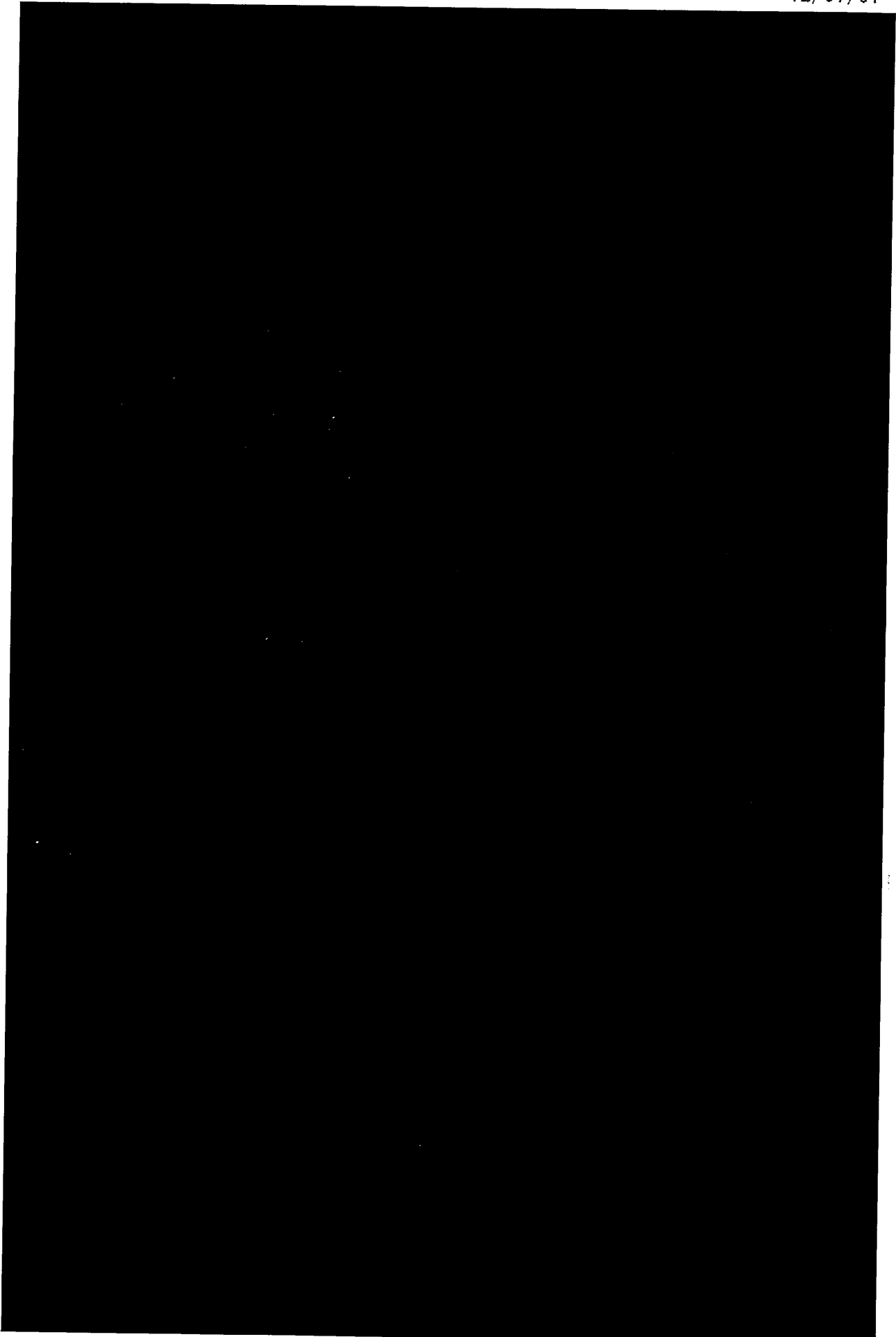


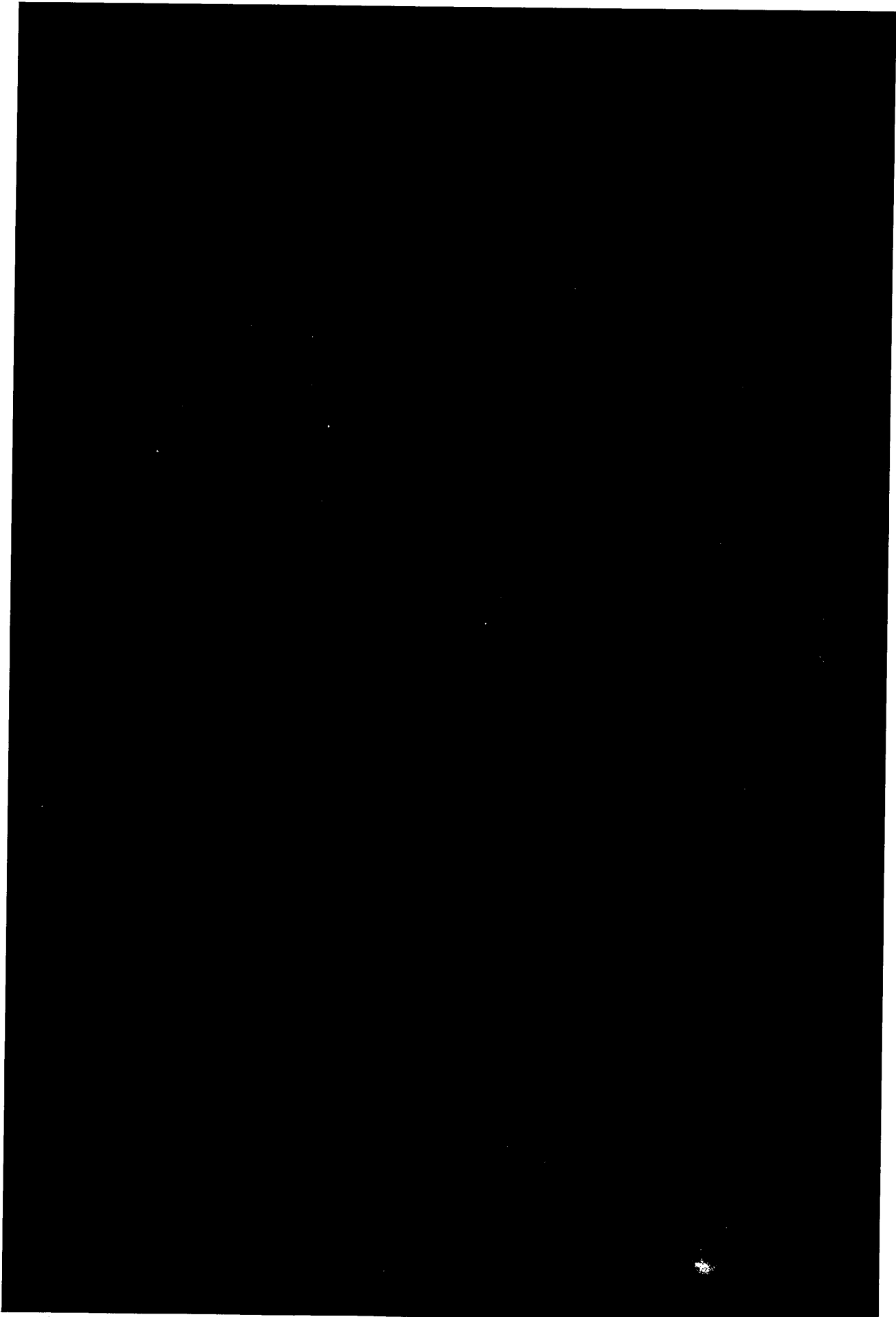


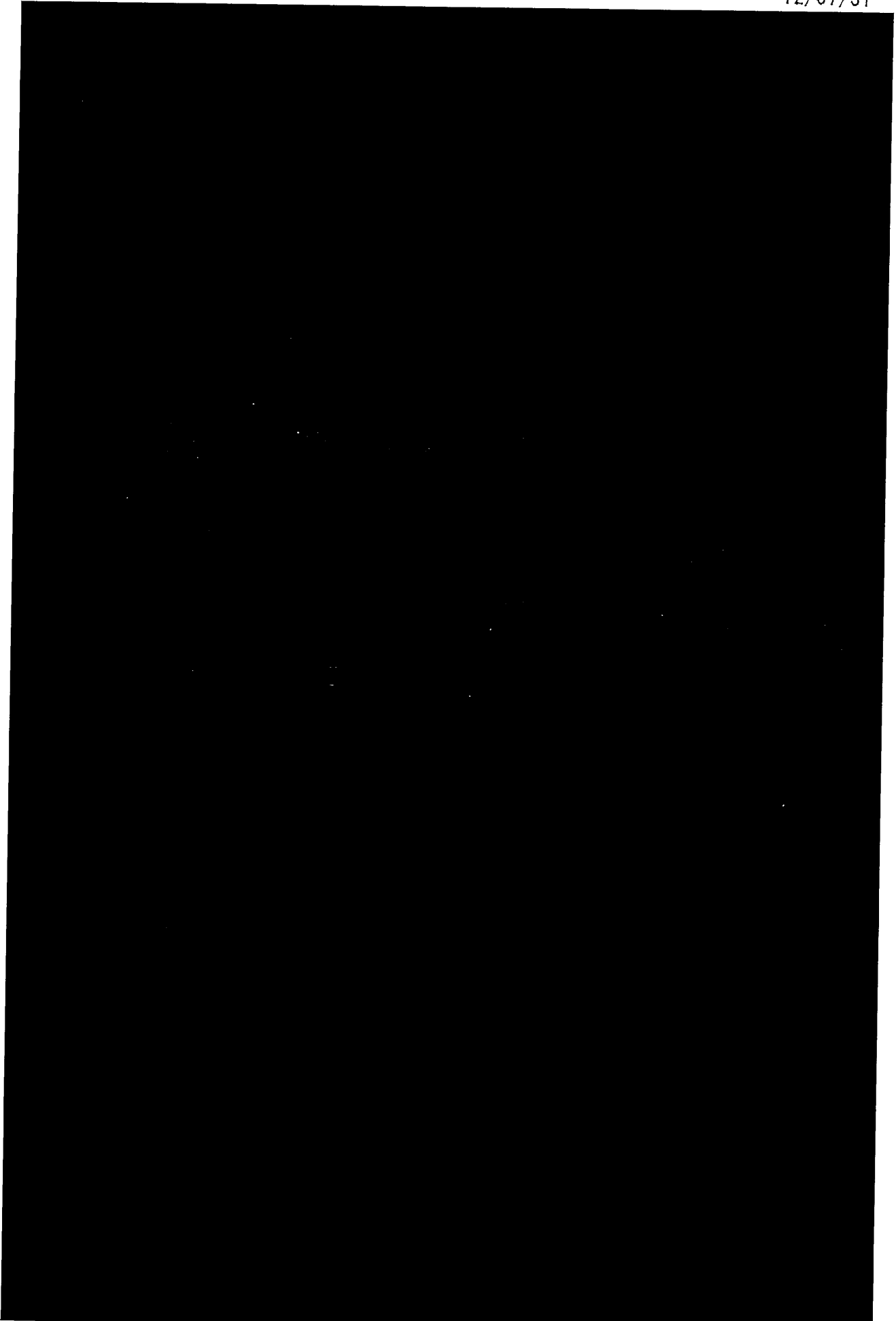


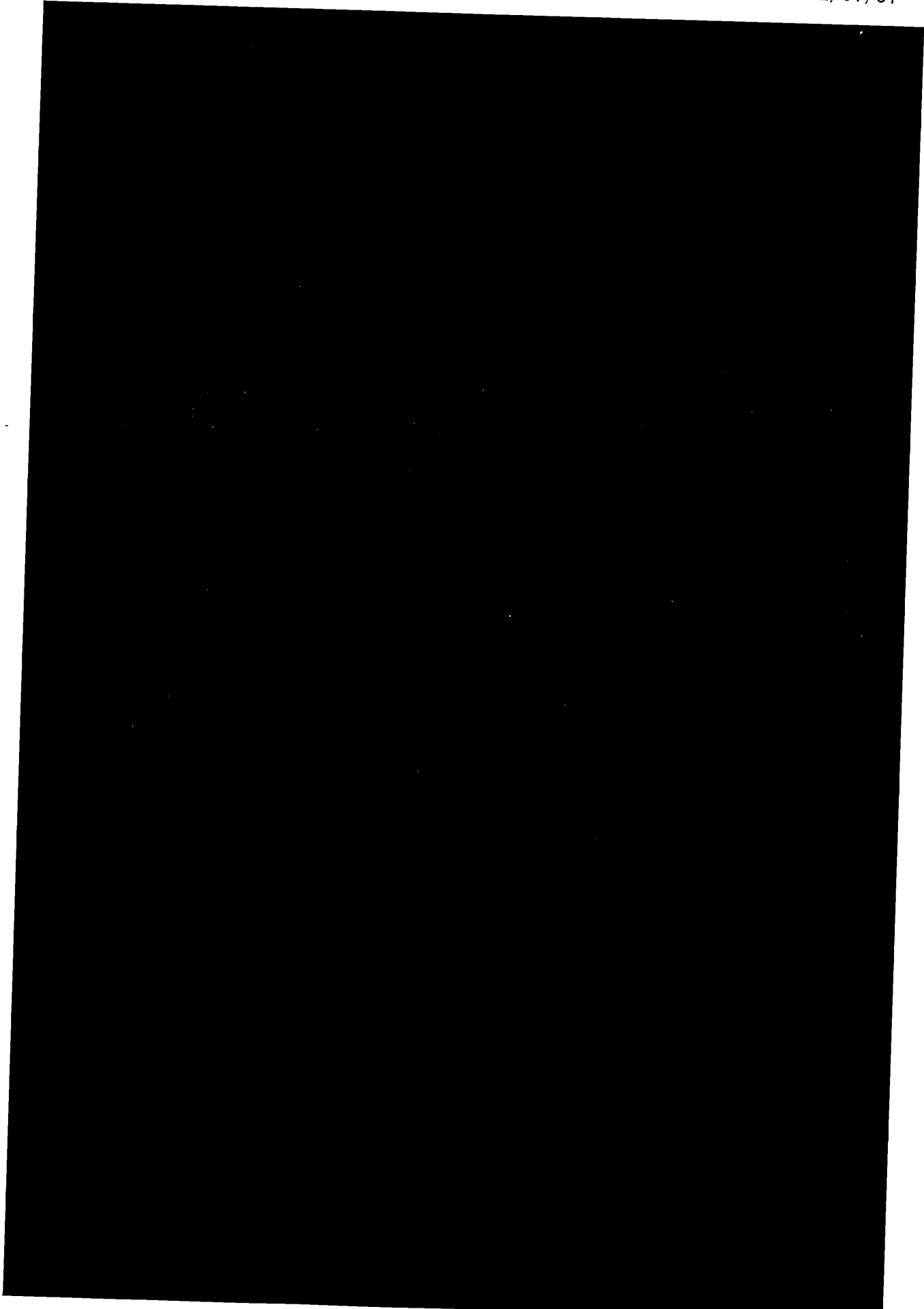


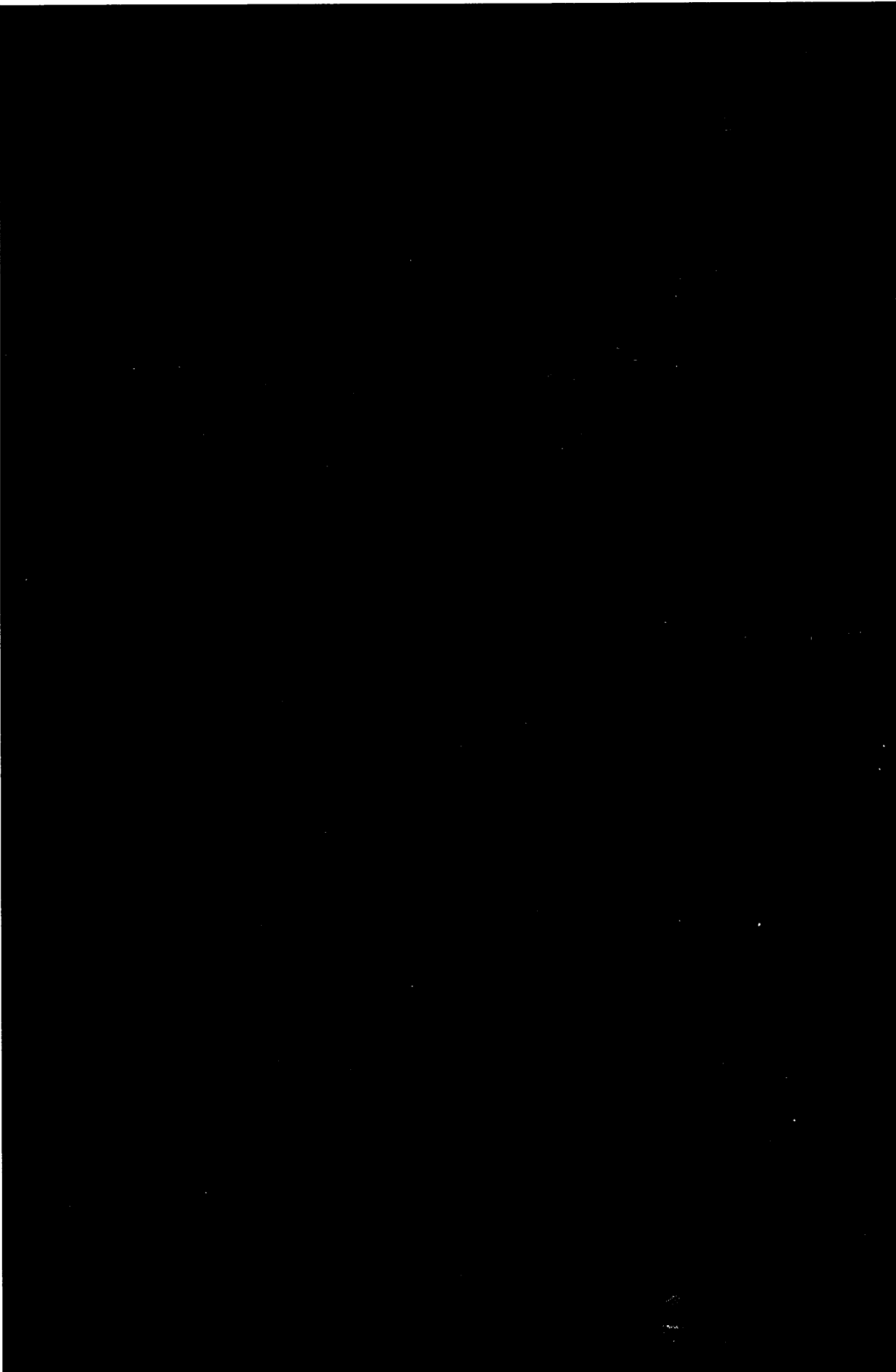


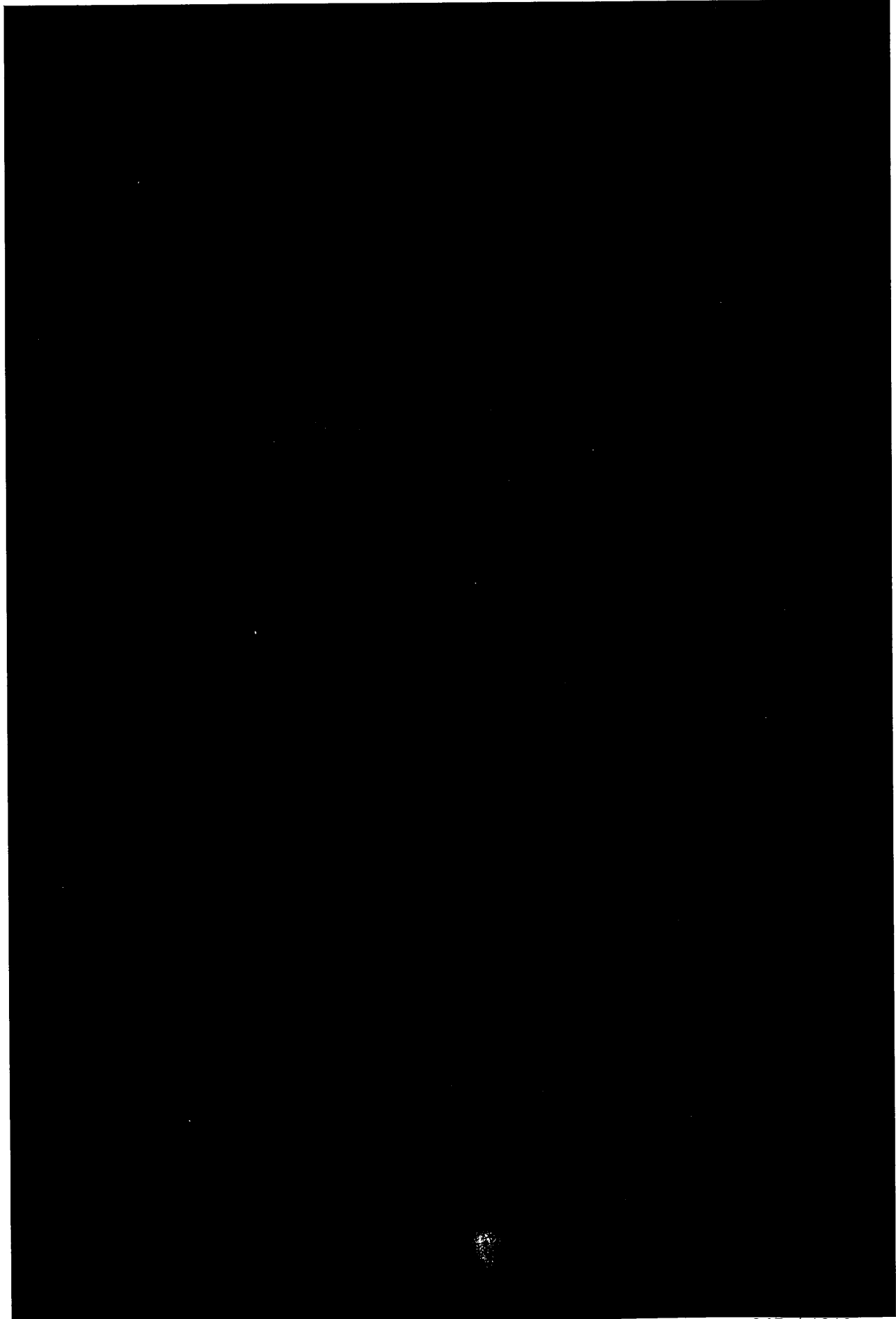




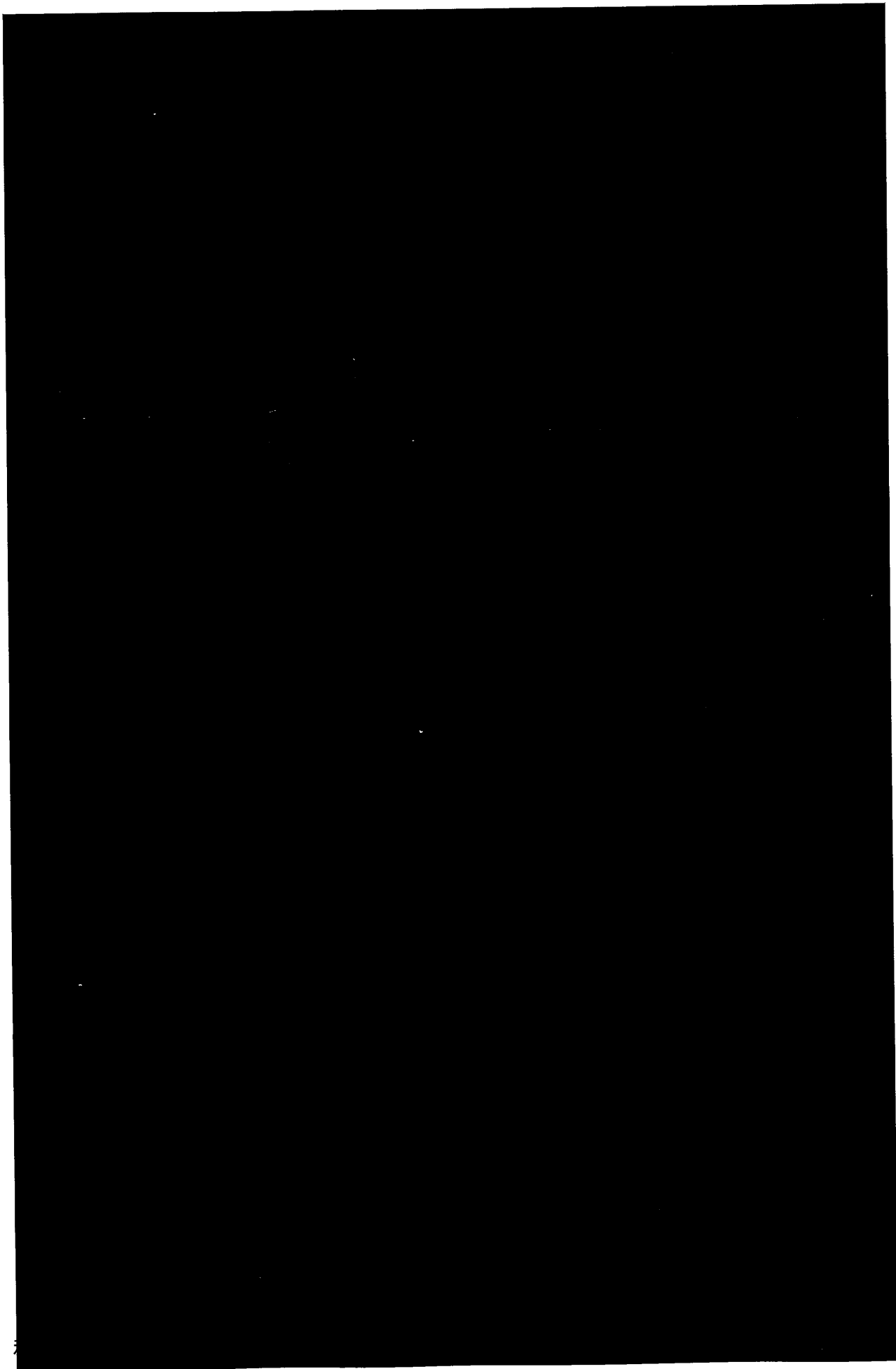


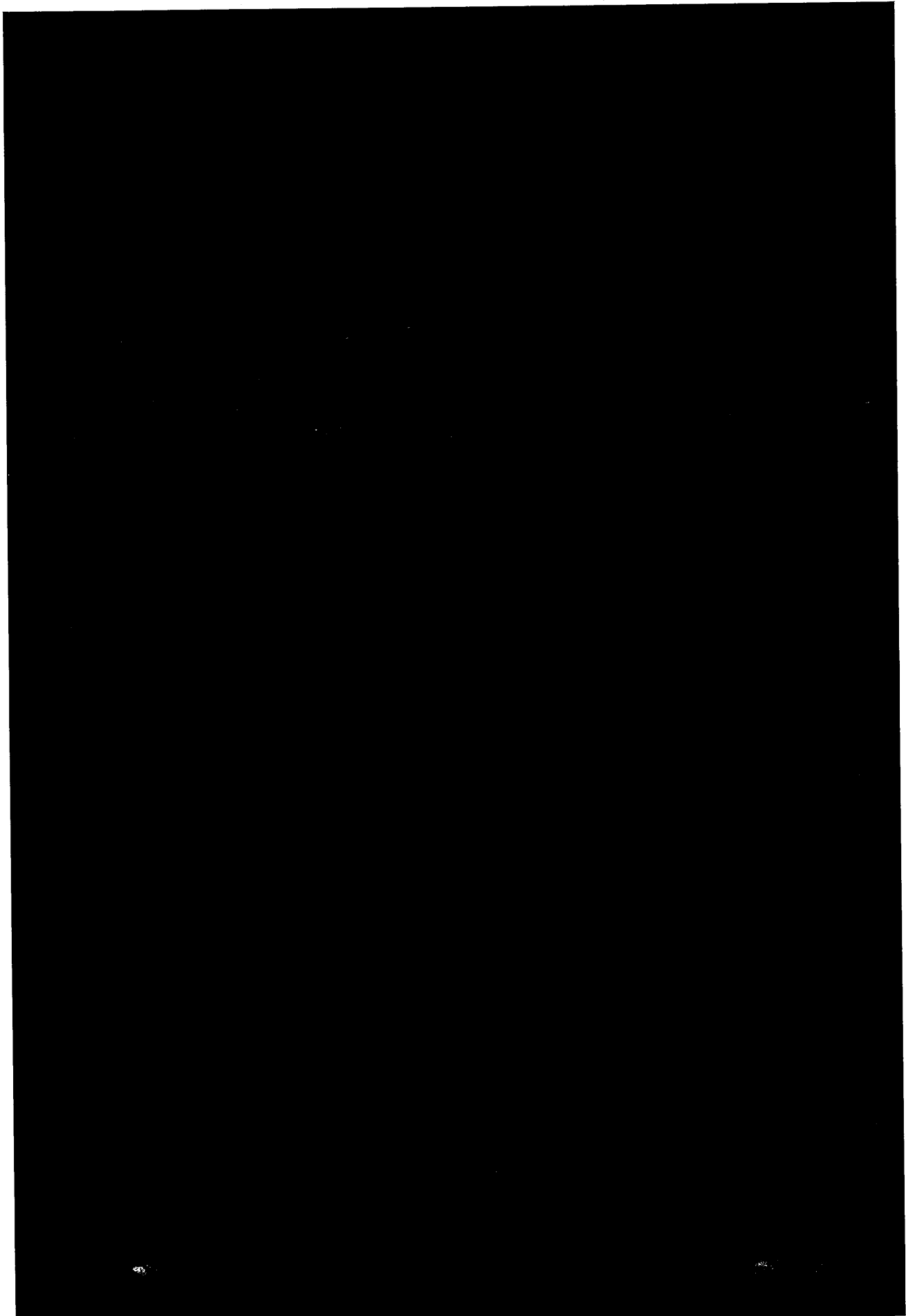




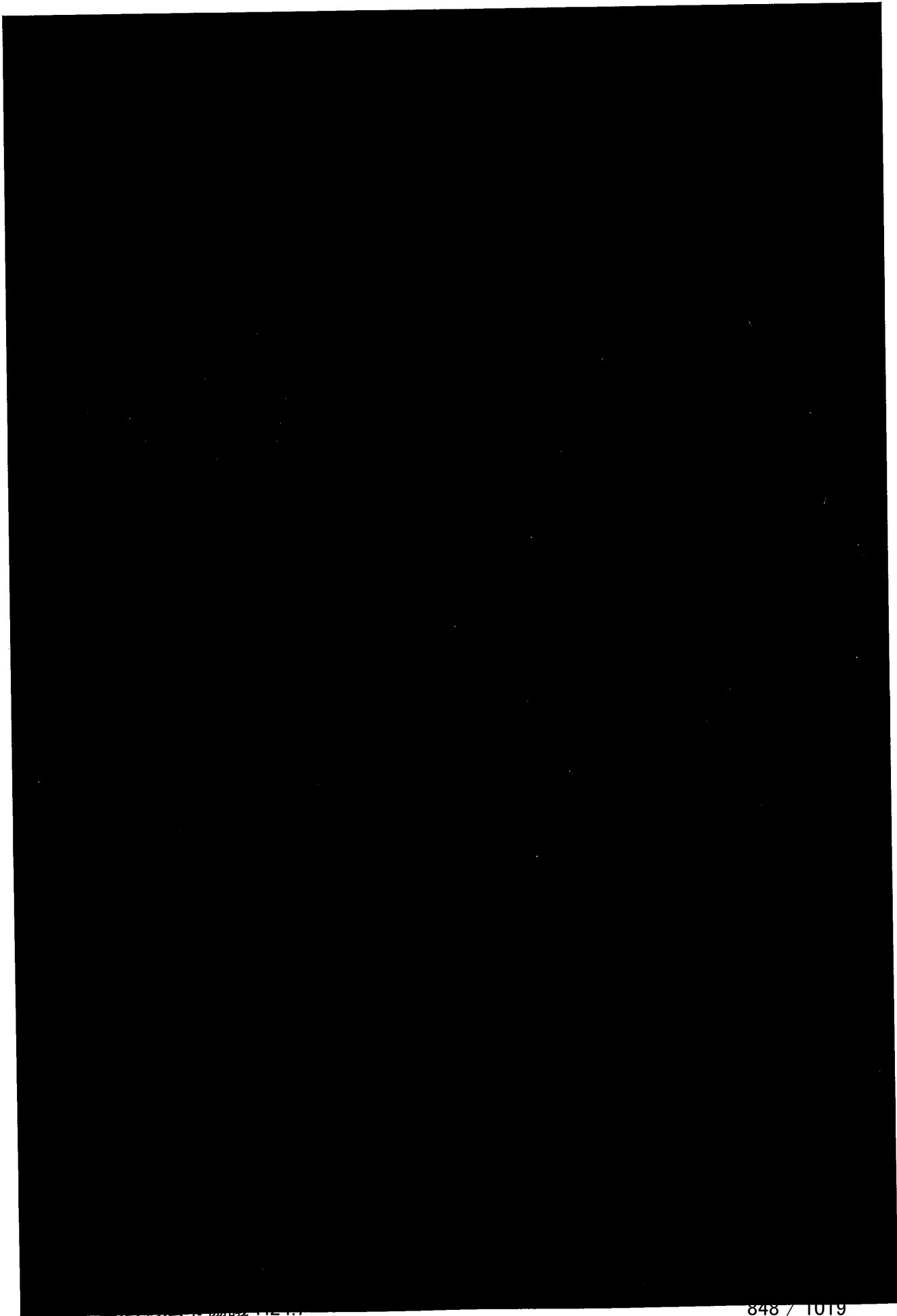


12/07/31



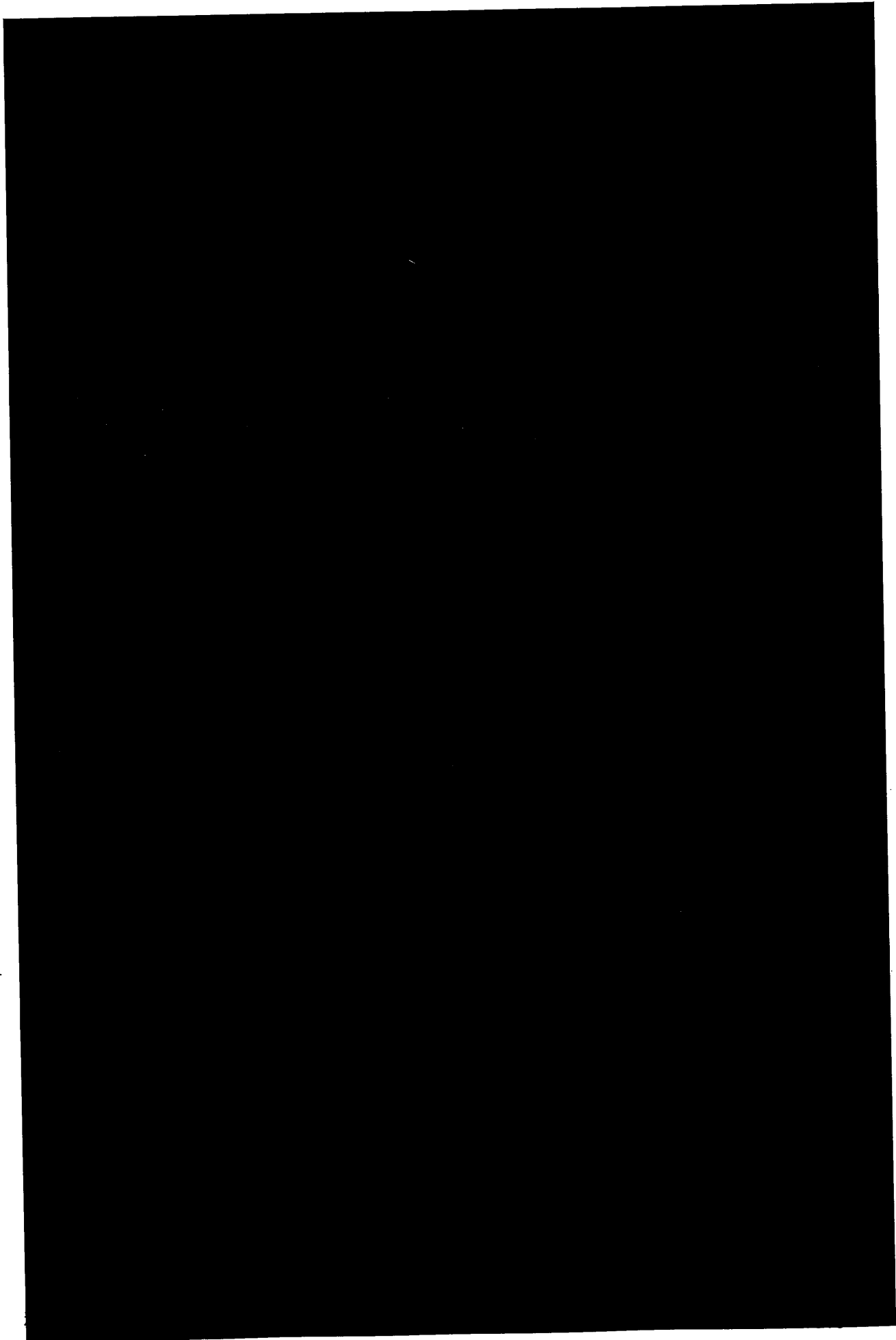


12/07/31

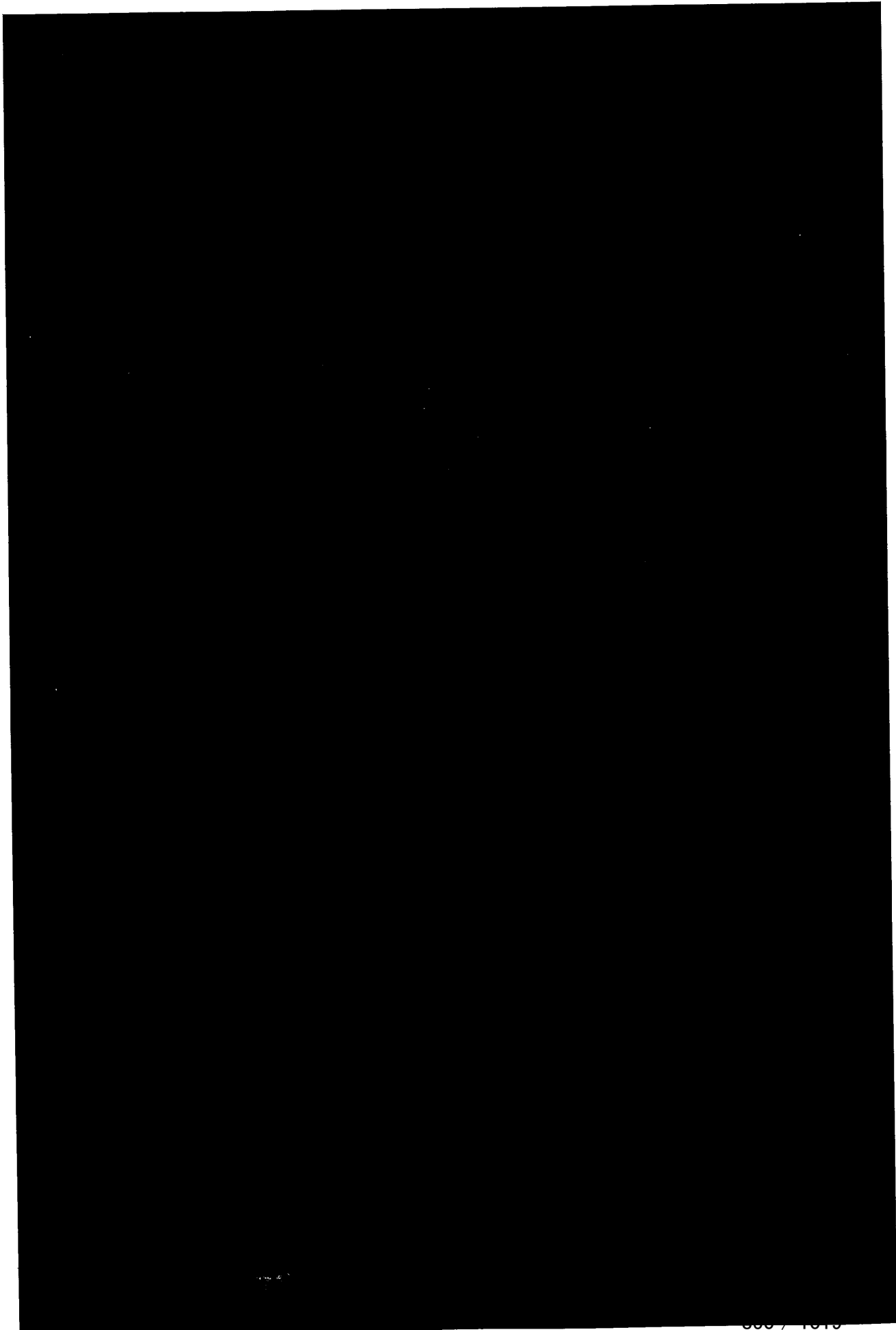


848 / 1019

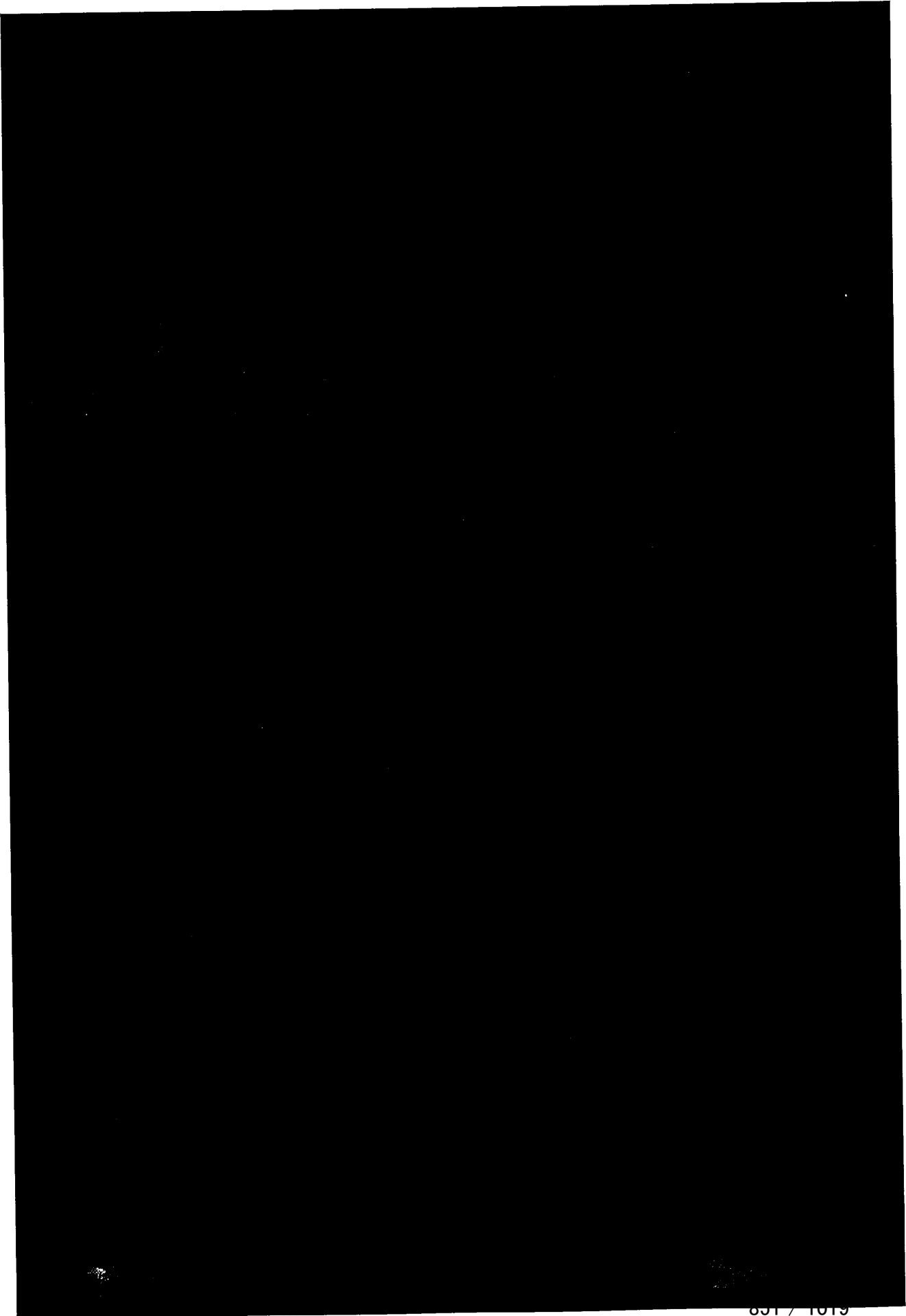
12/07/31



12/07/31

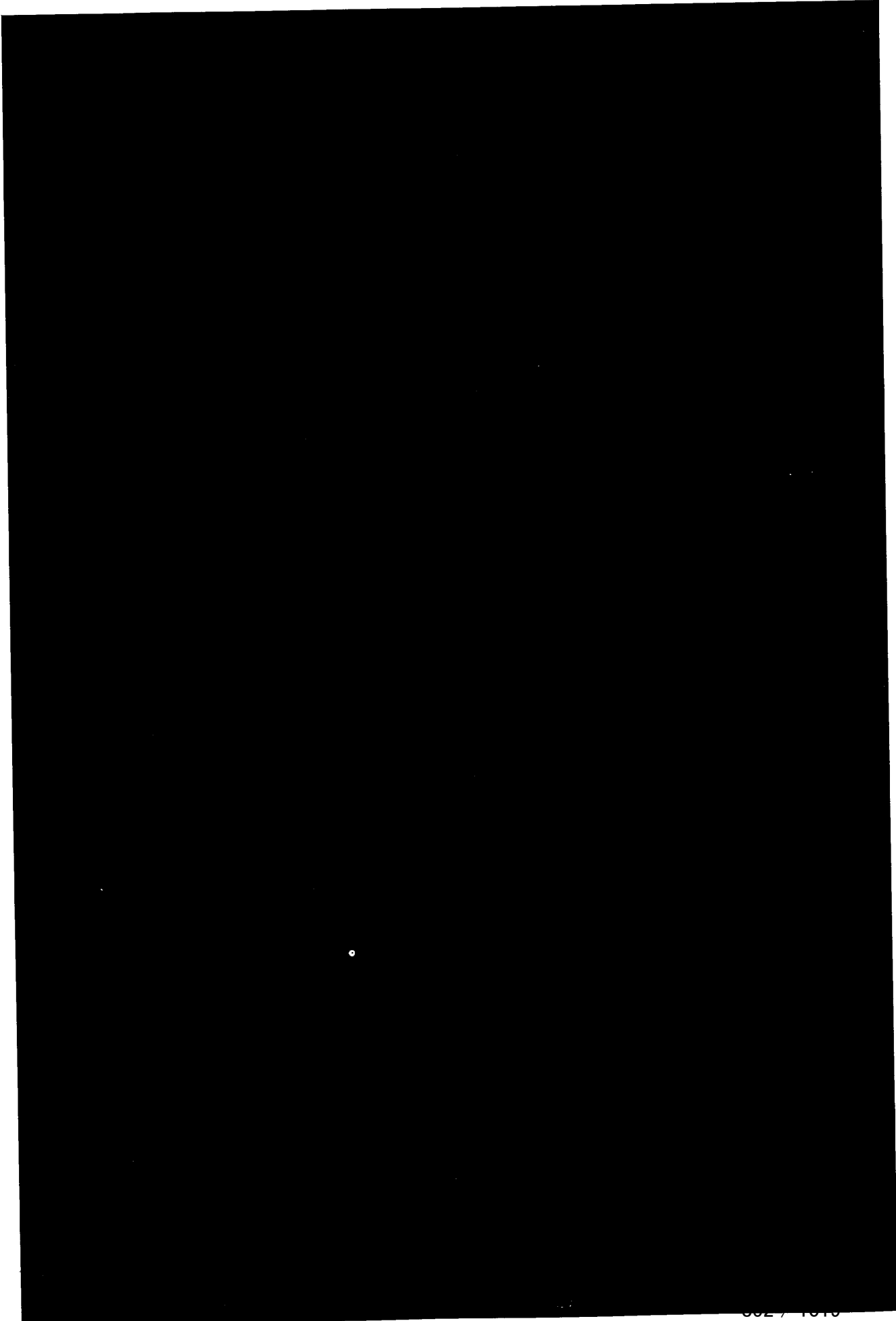


12/07/31

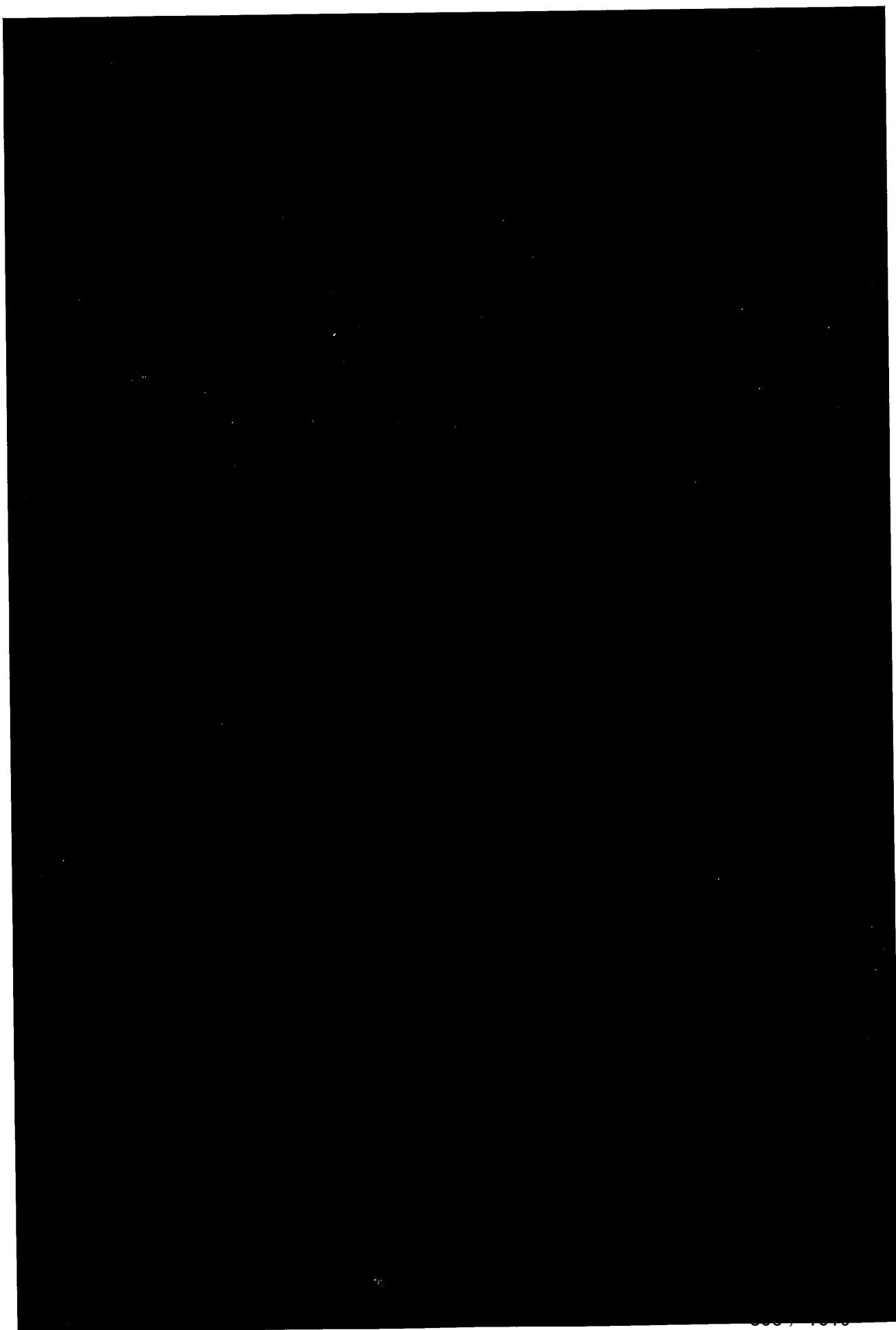


6517 1019

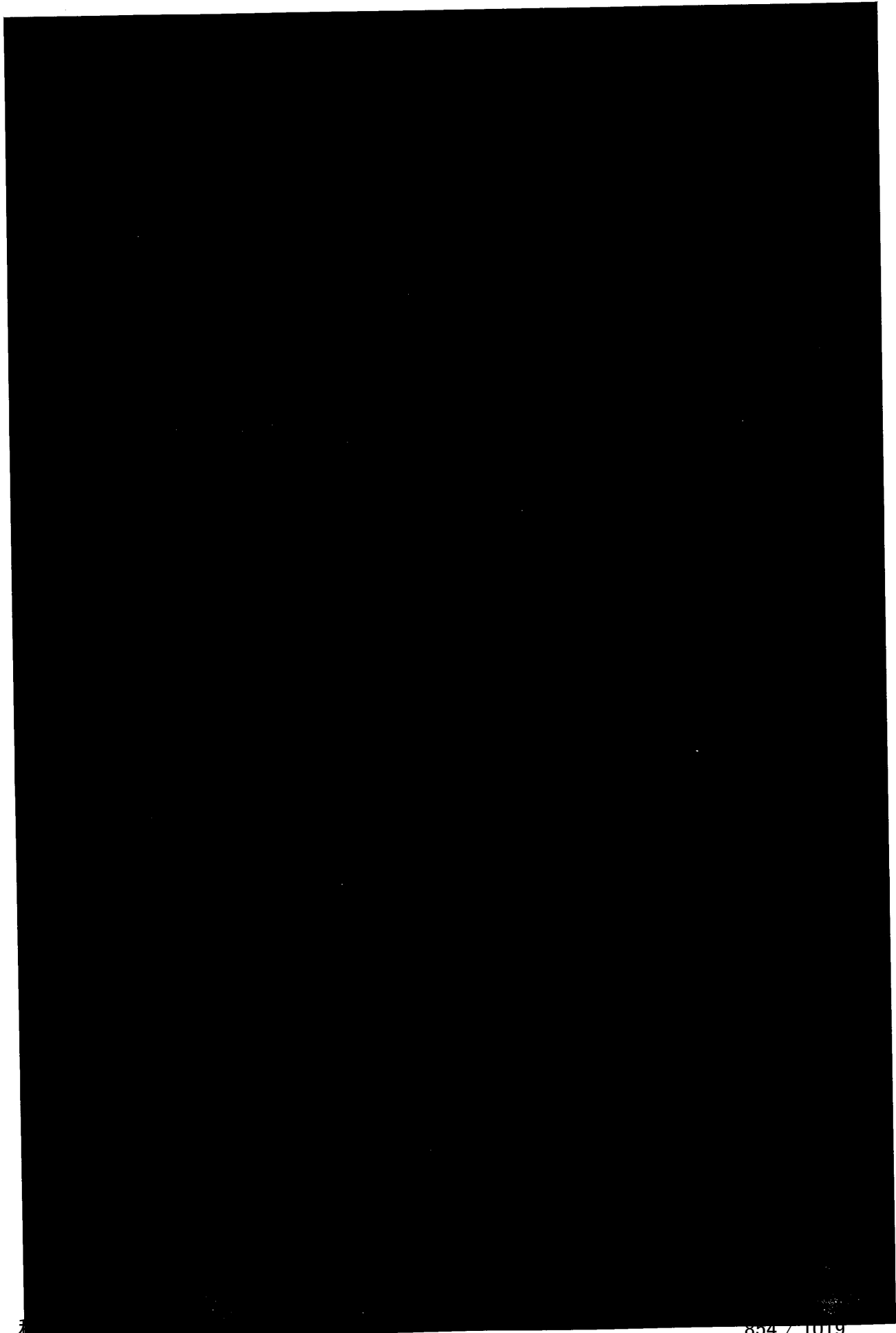
12/07/31



12/07/31

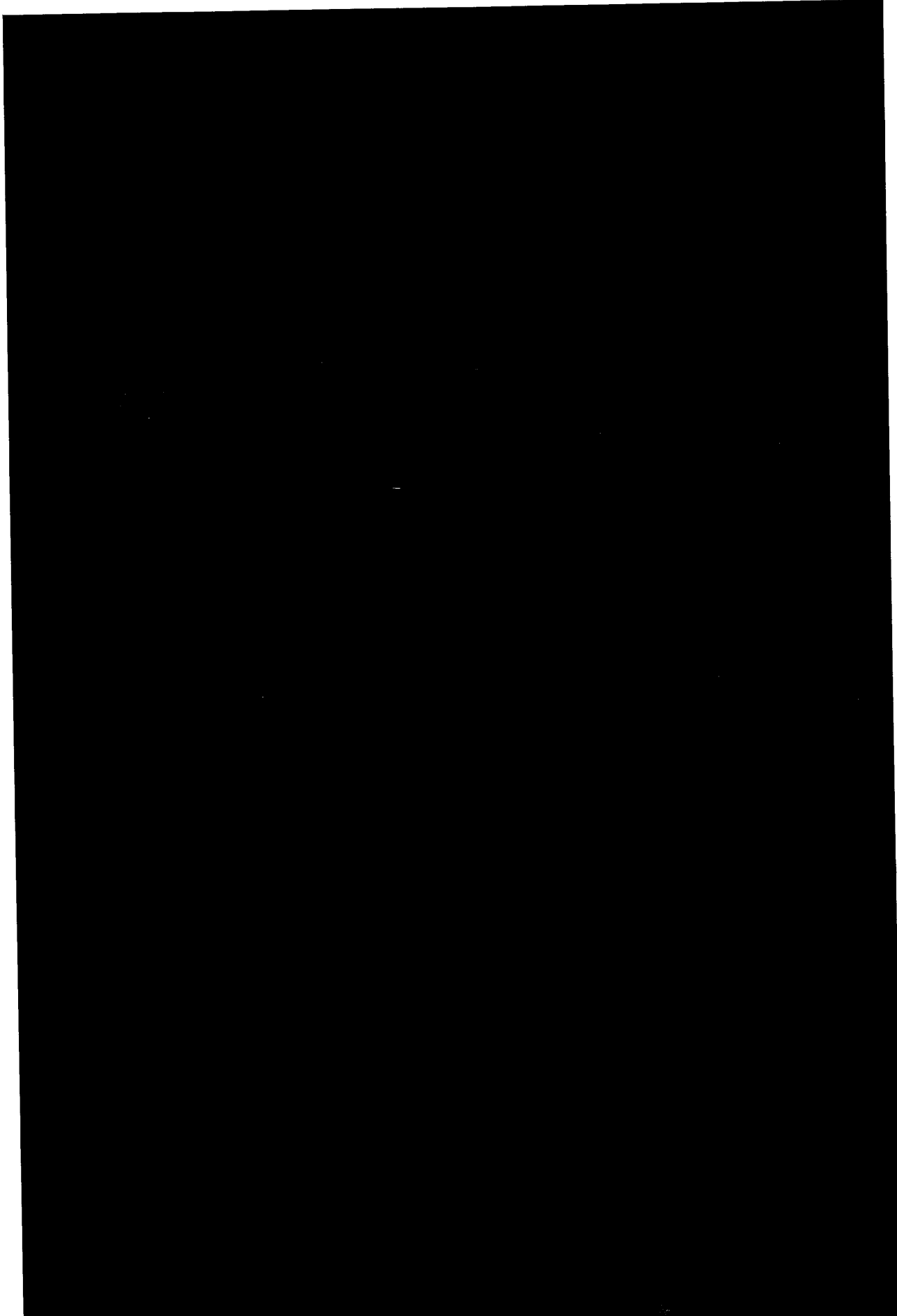


12/07/31

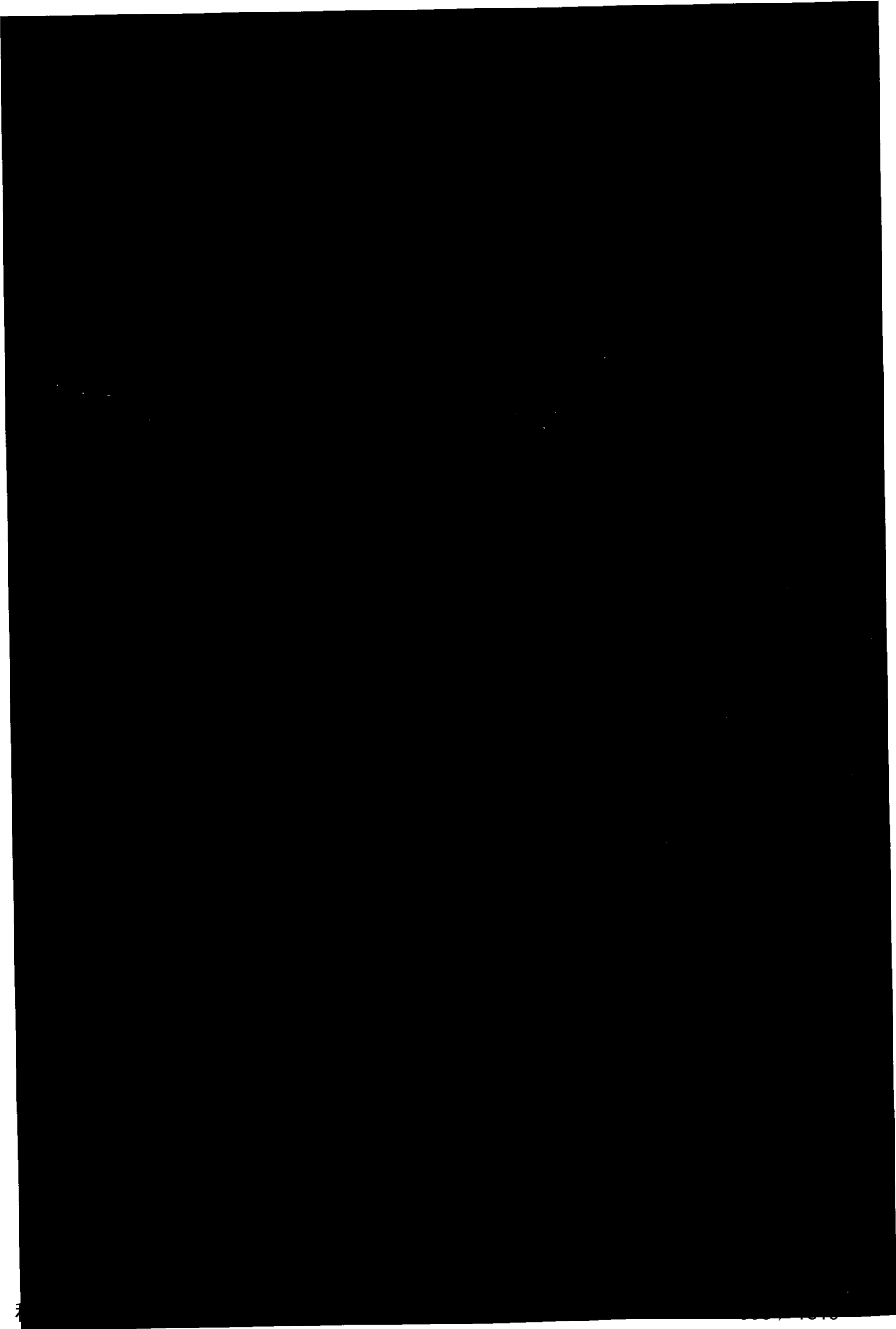


854 / 1019

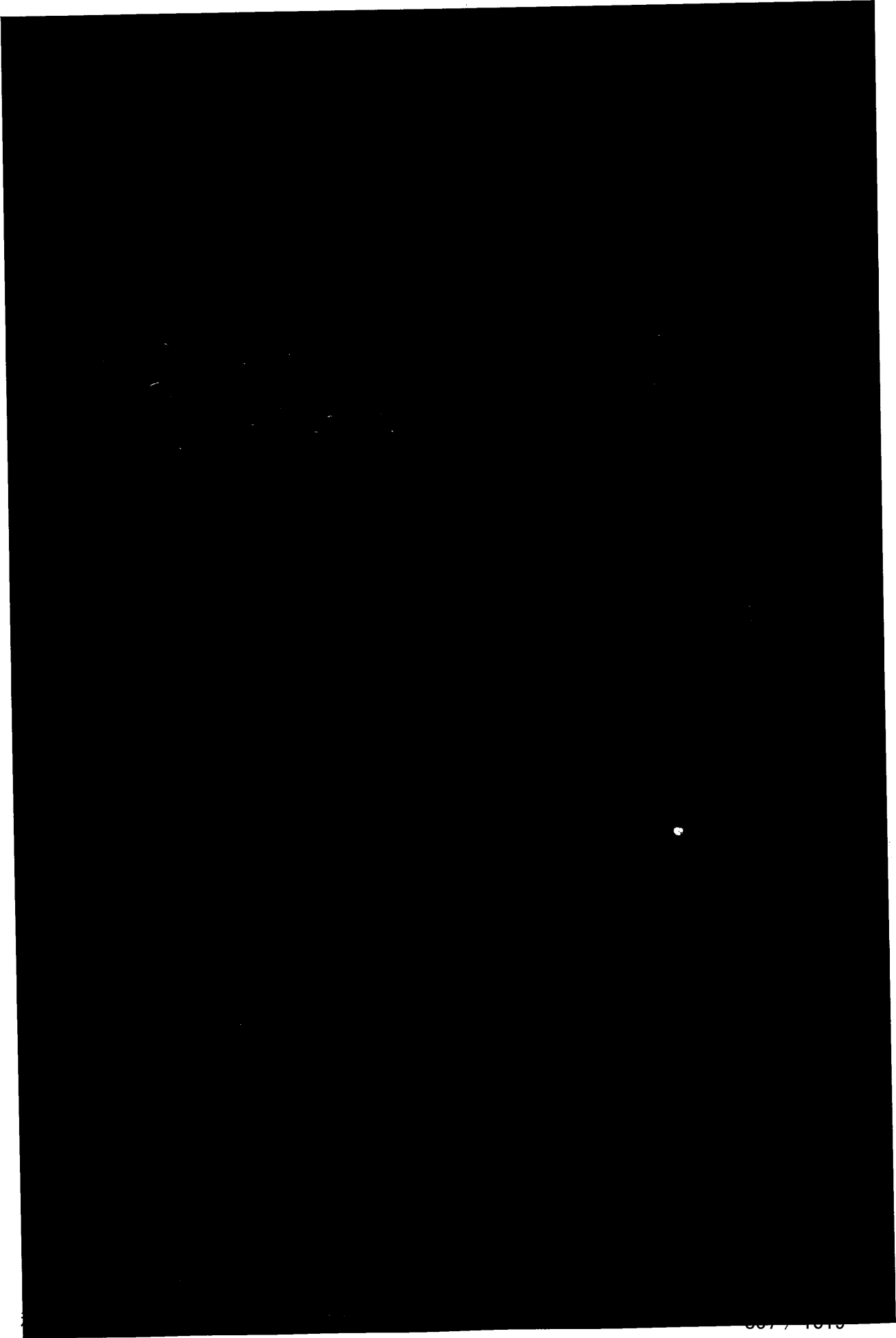
12/07/31



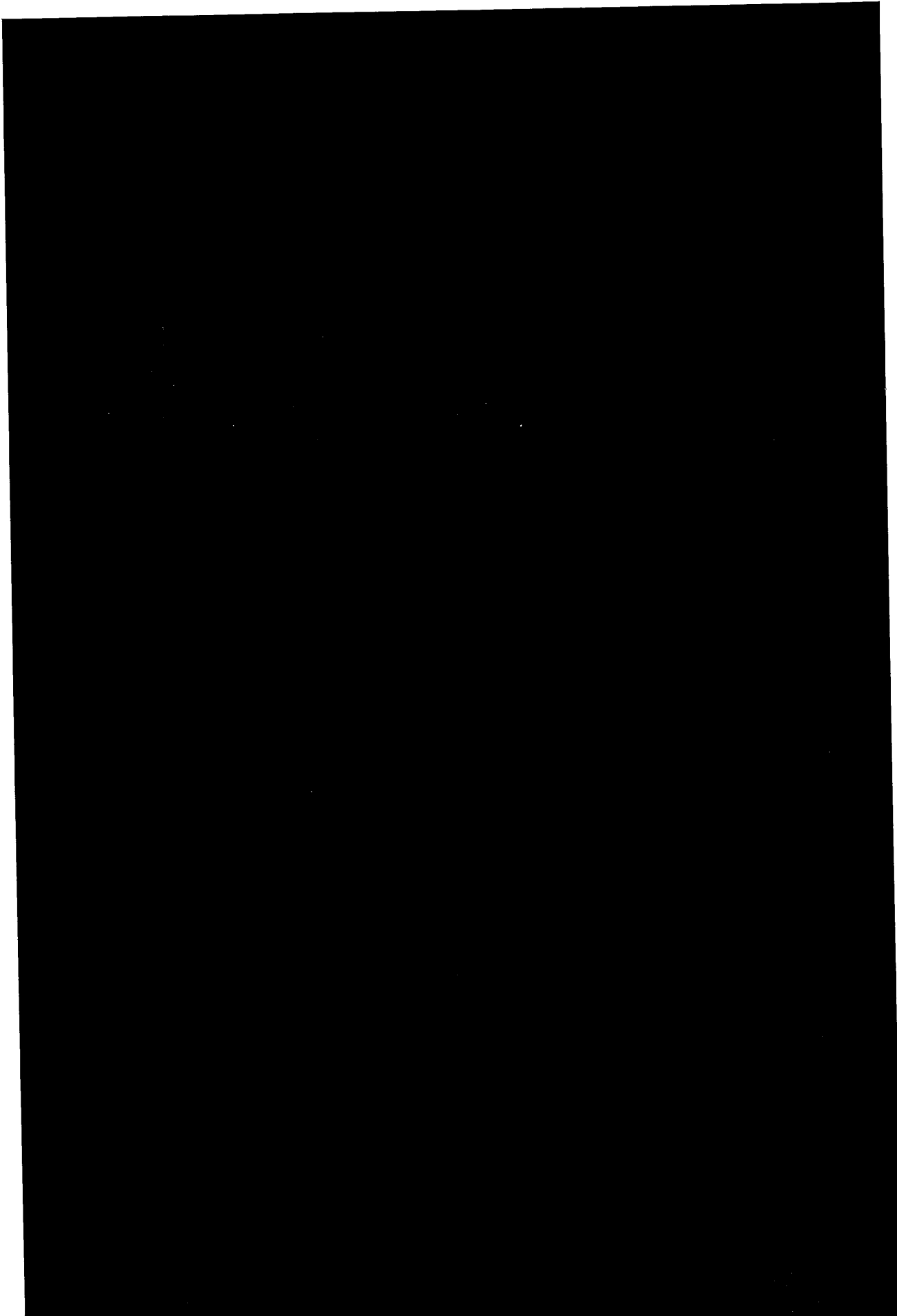
12/07/31



12/07/31

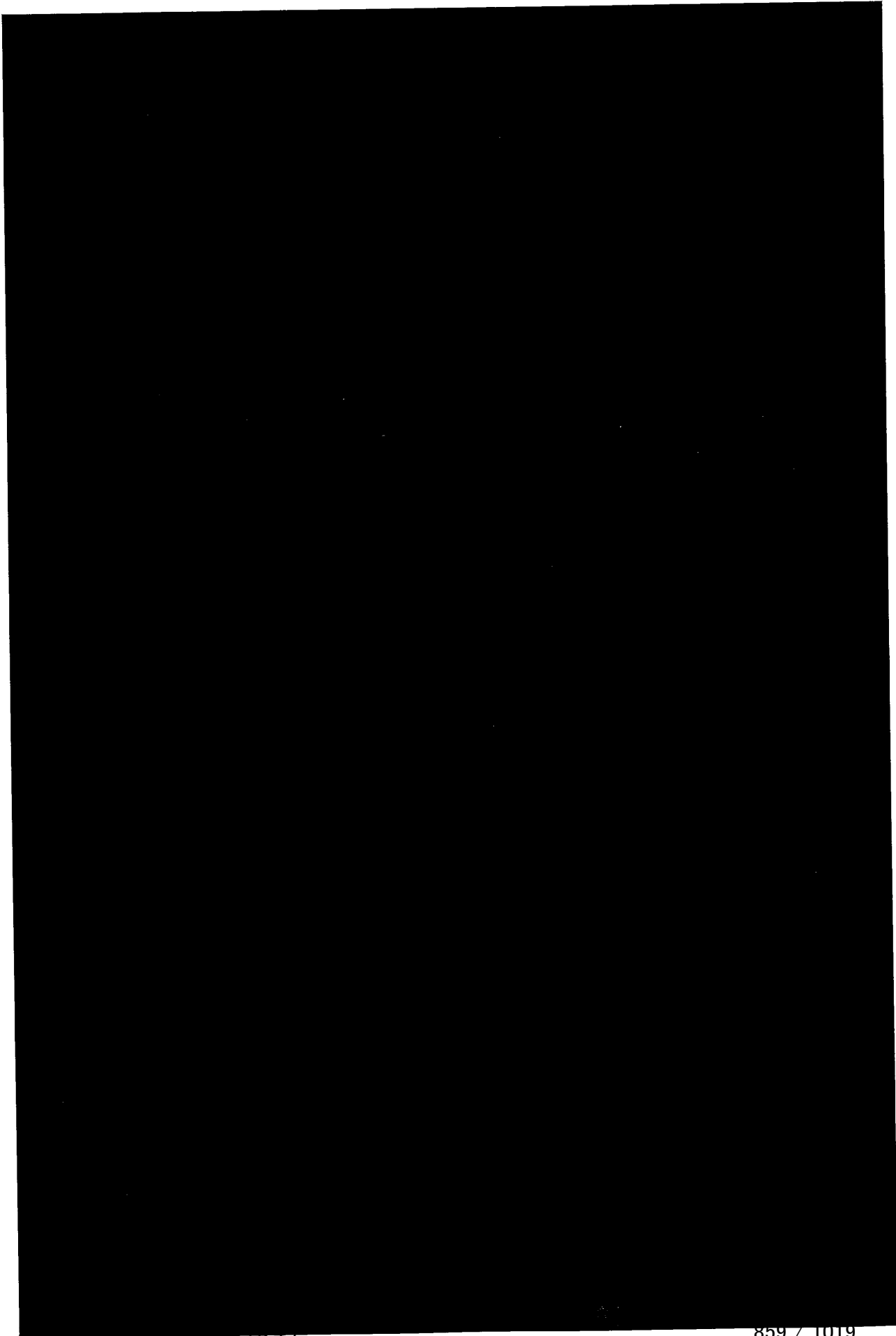


12/07/31



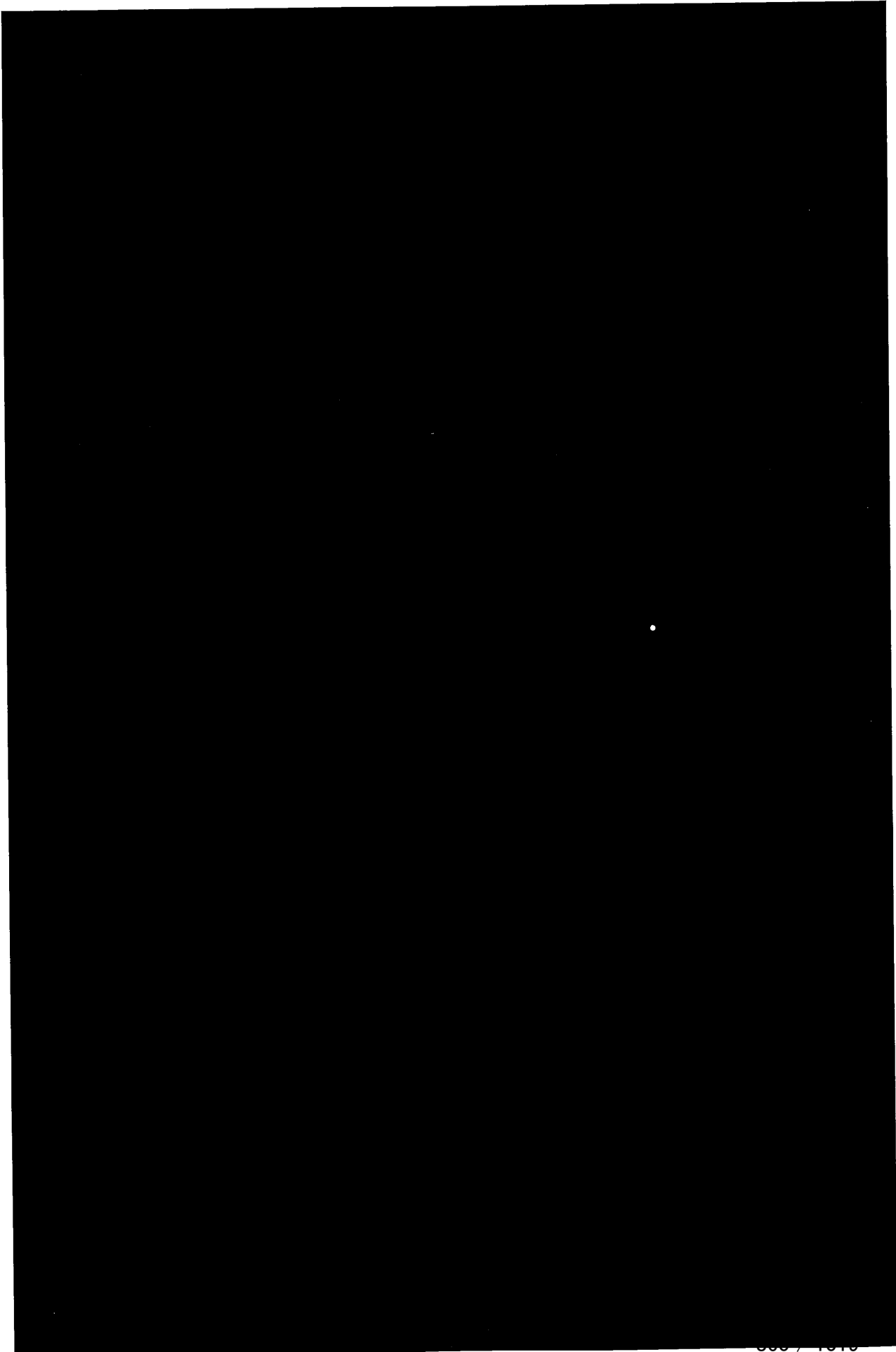
858 / 1019

12/07/31

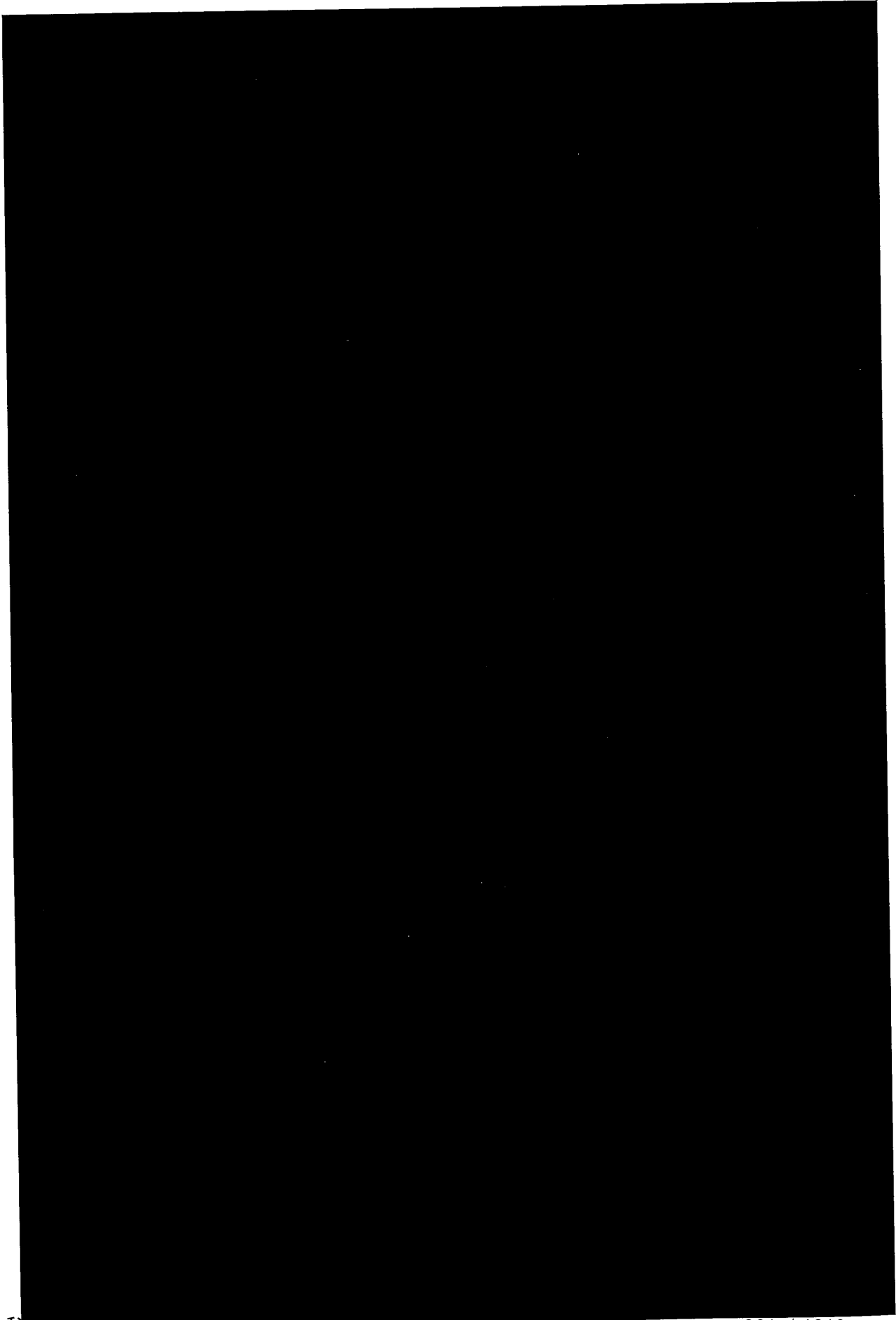


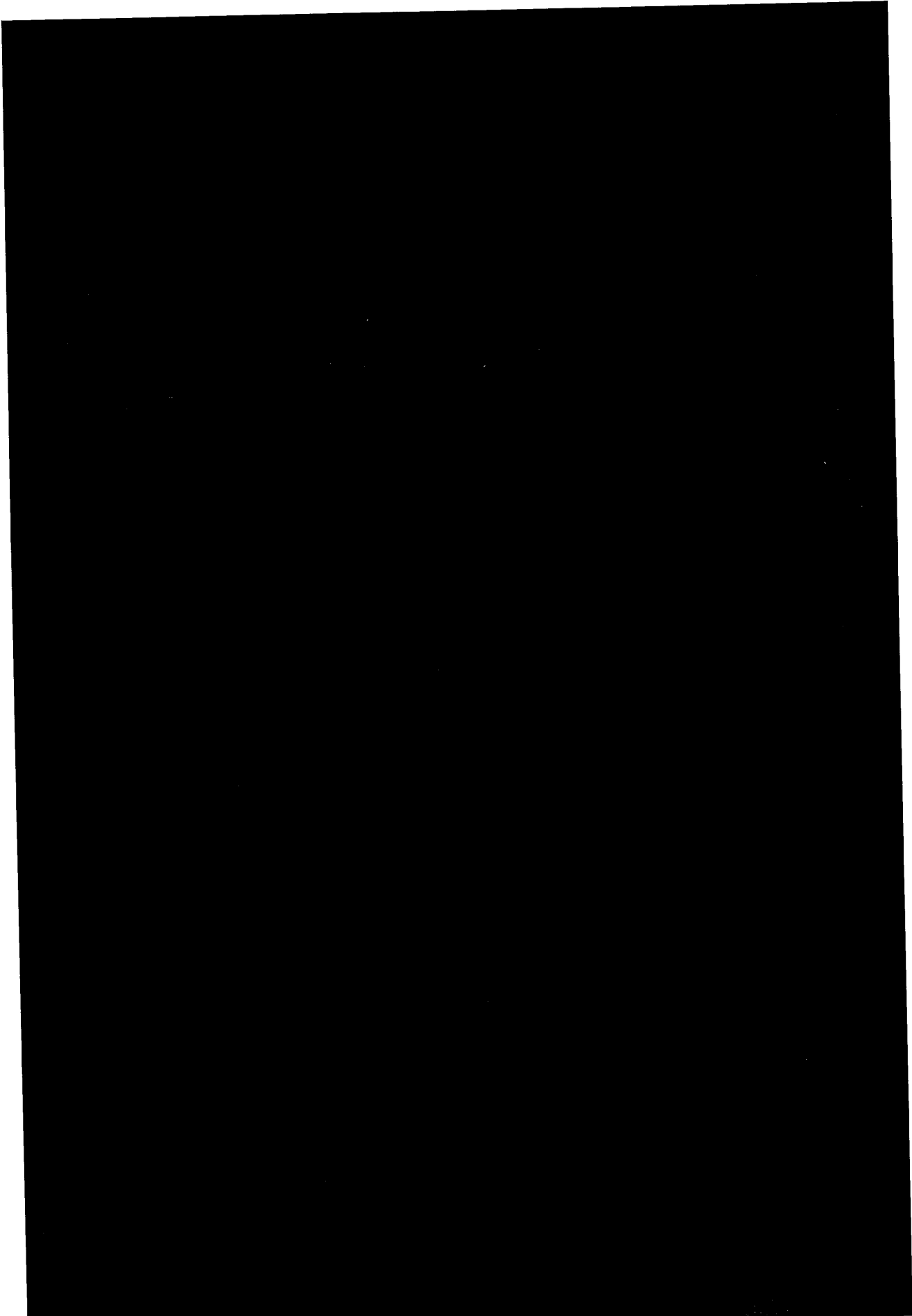
859 / 1019

12/07/31

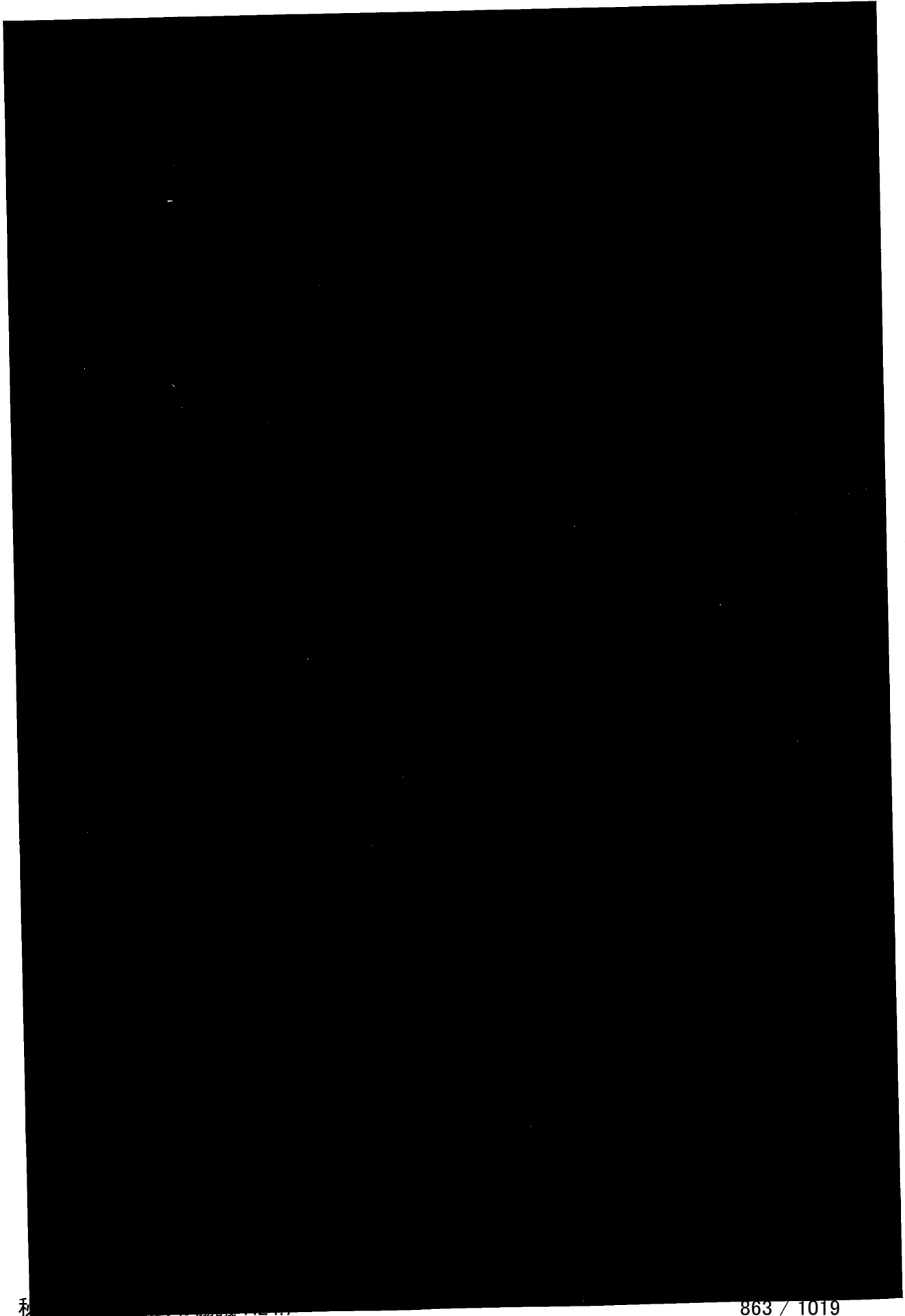


12/07/31





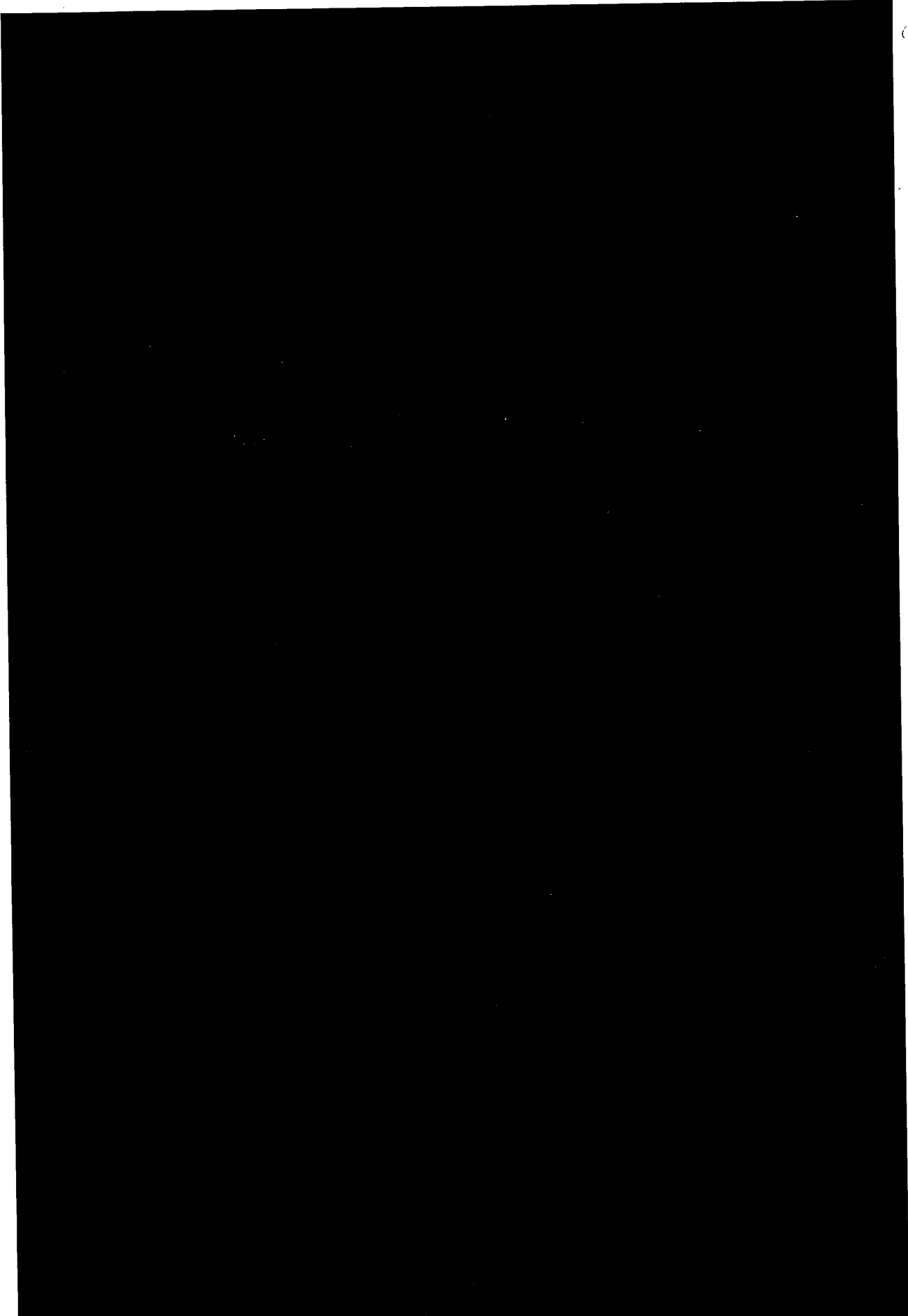
12/07/31



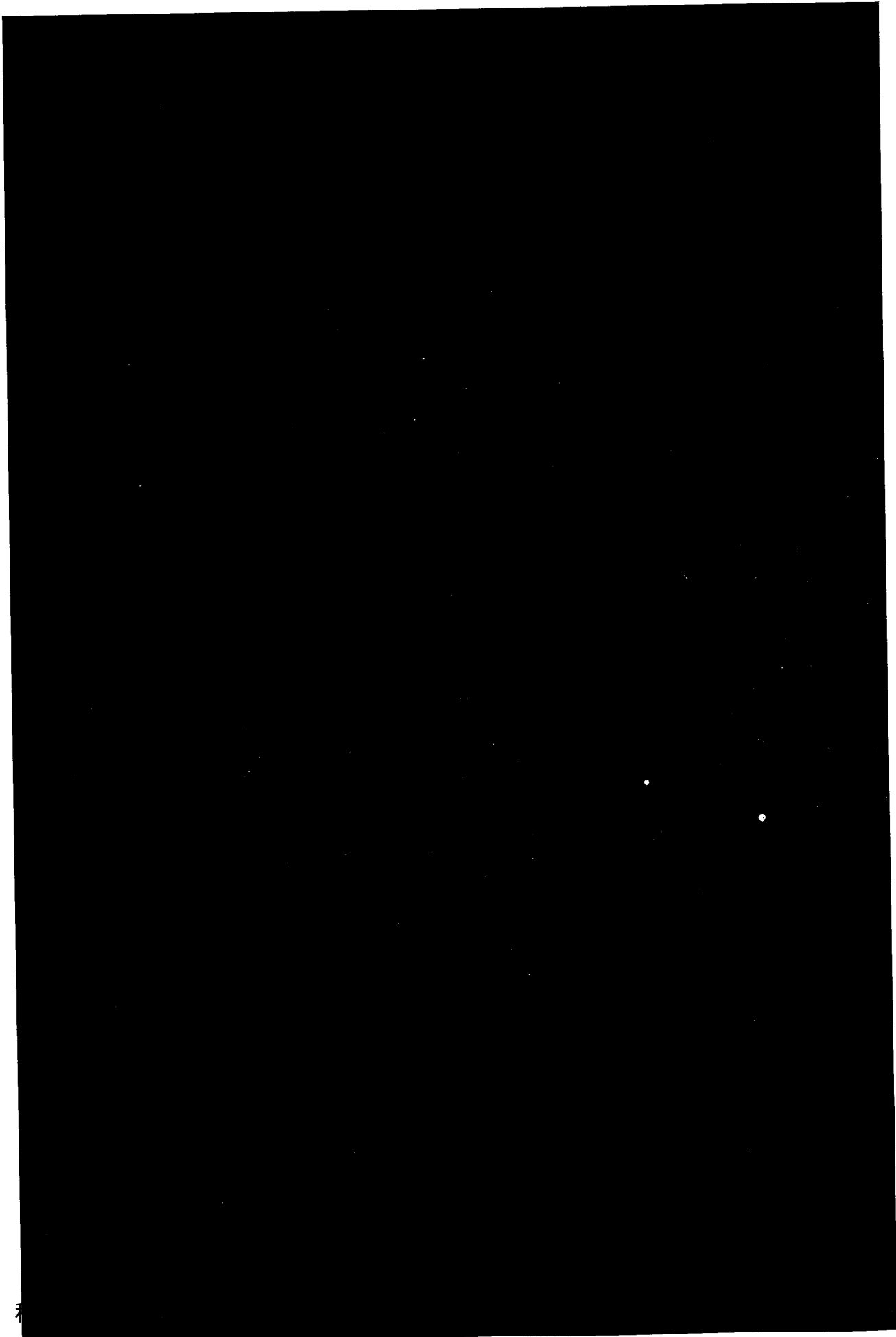
利

863 / 1019

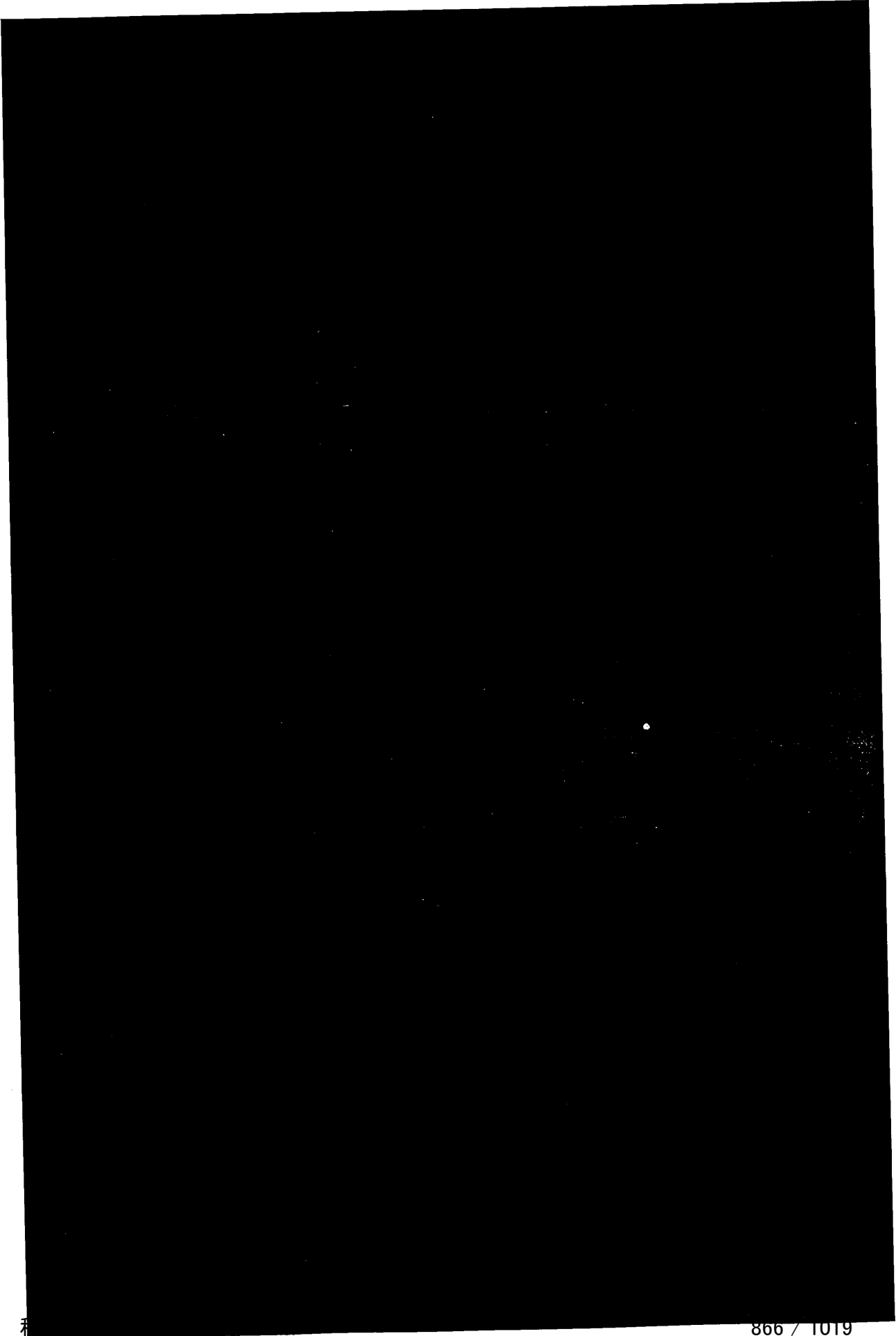
12/07/31



12/07/31



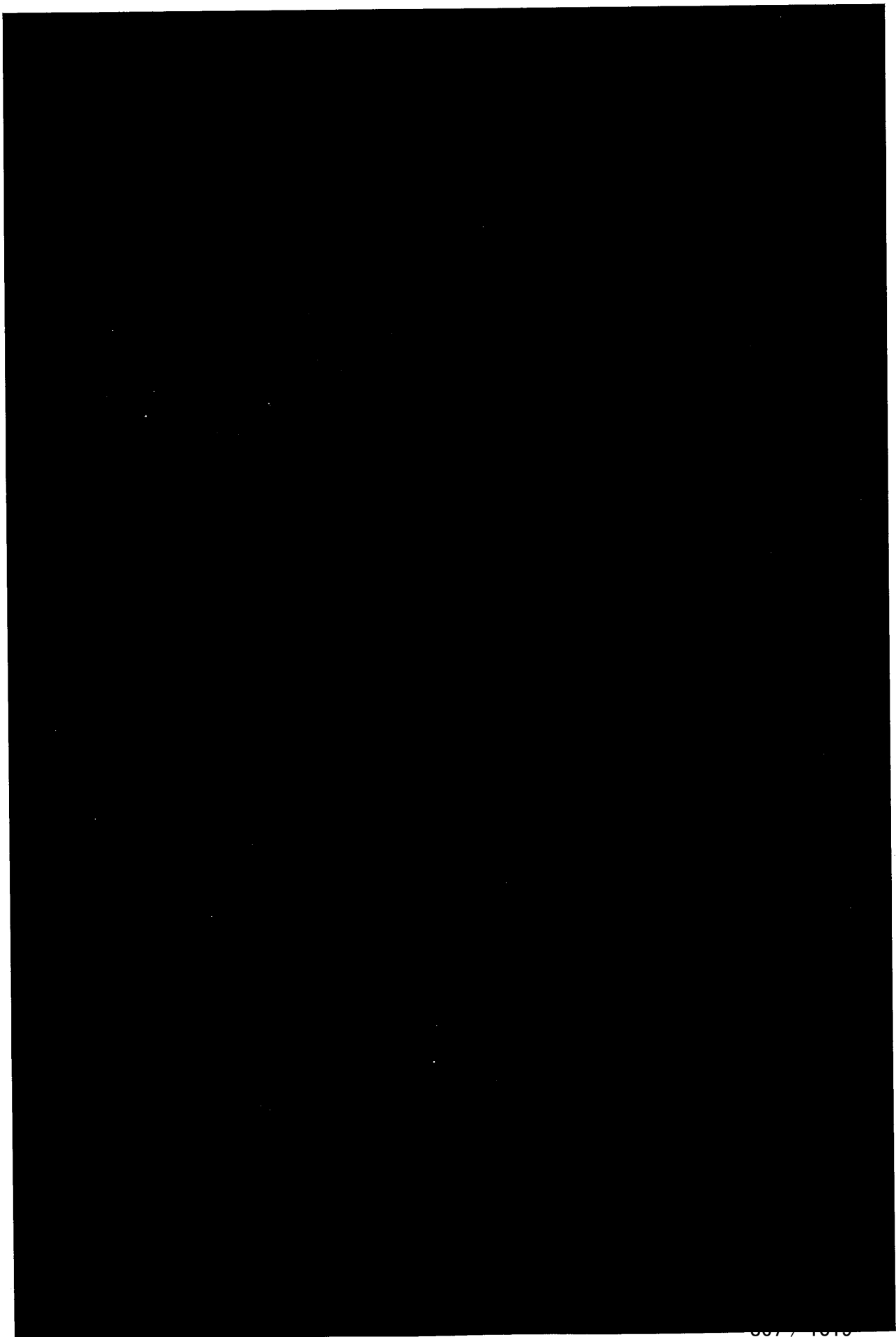
12/07/31



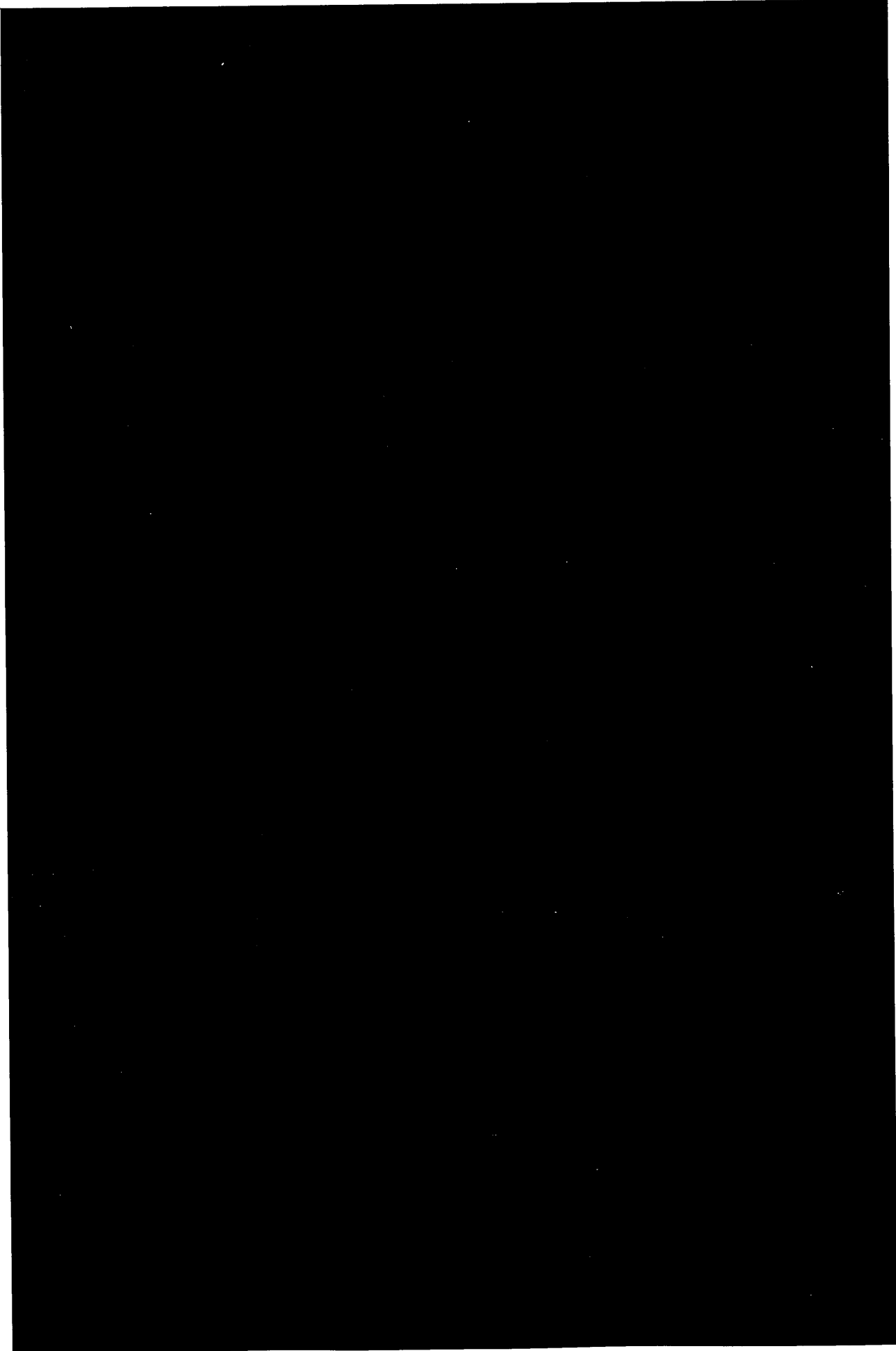
和

866 / 1019

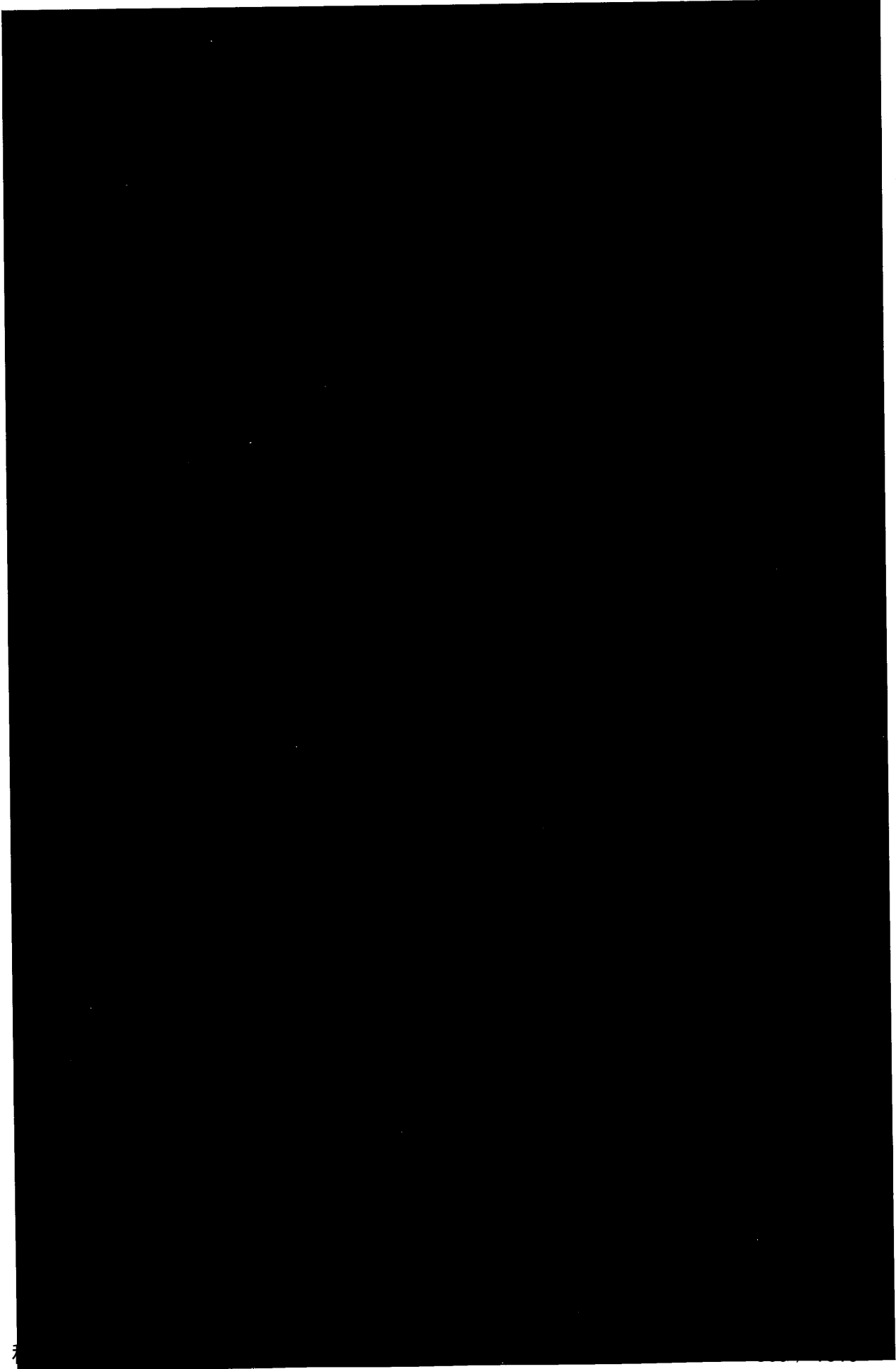
12/07/31

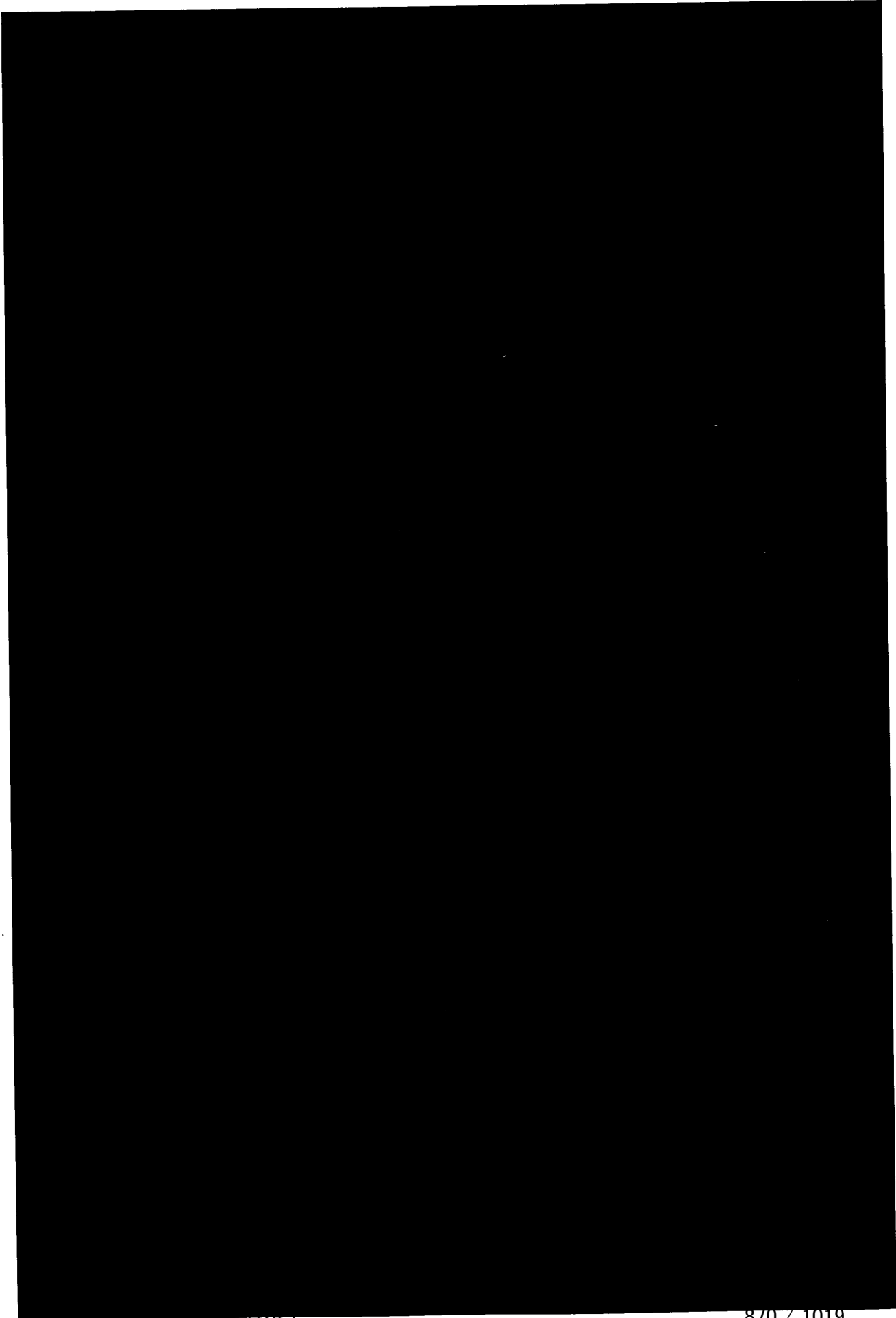


12/07/31

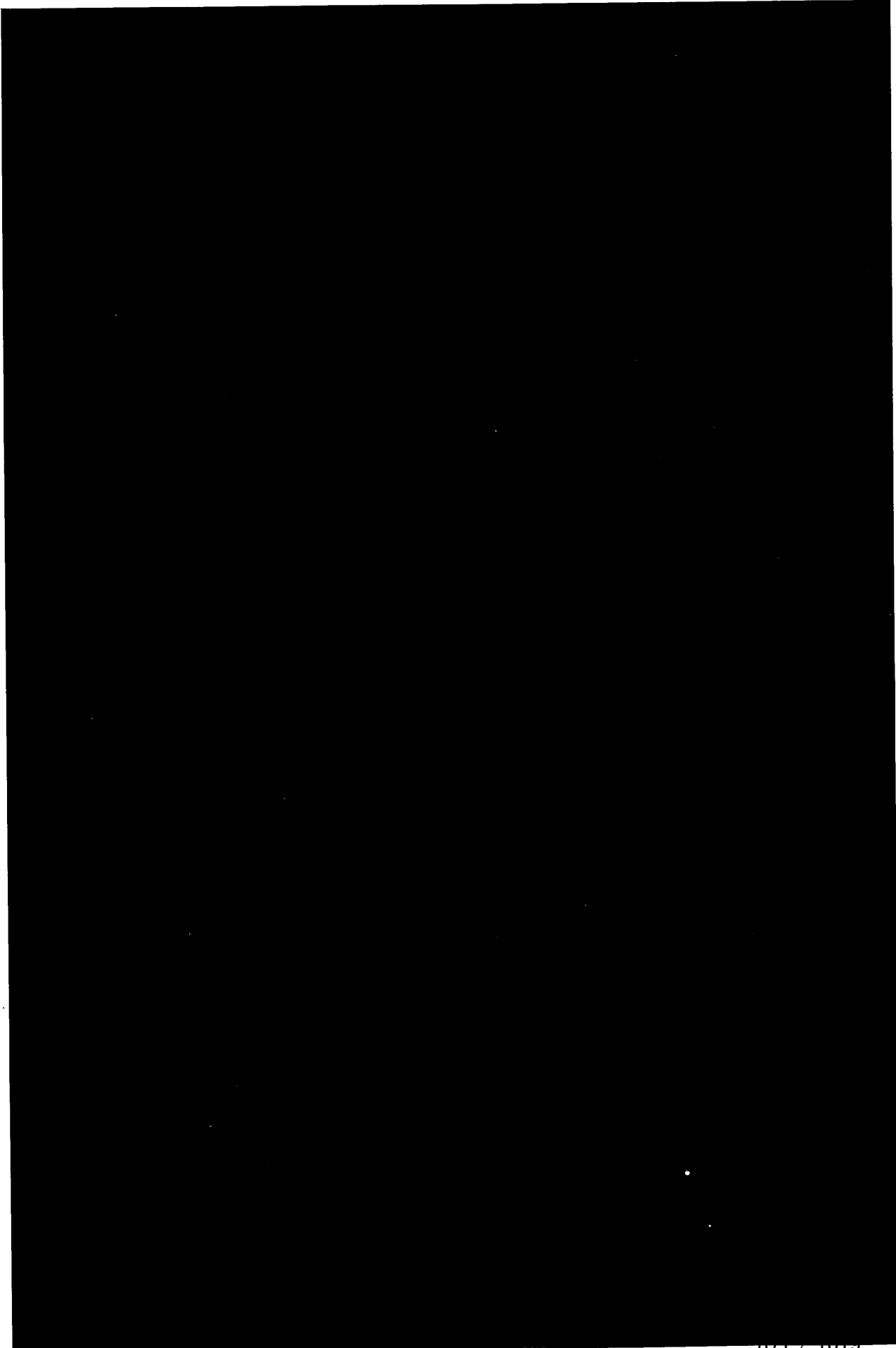


12/07/31



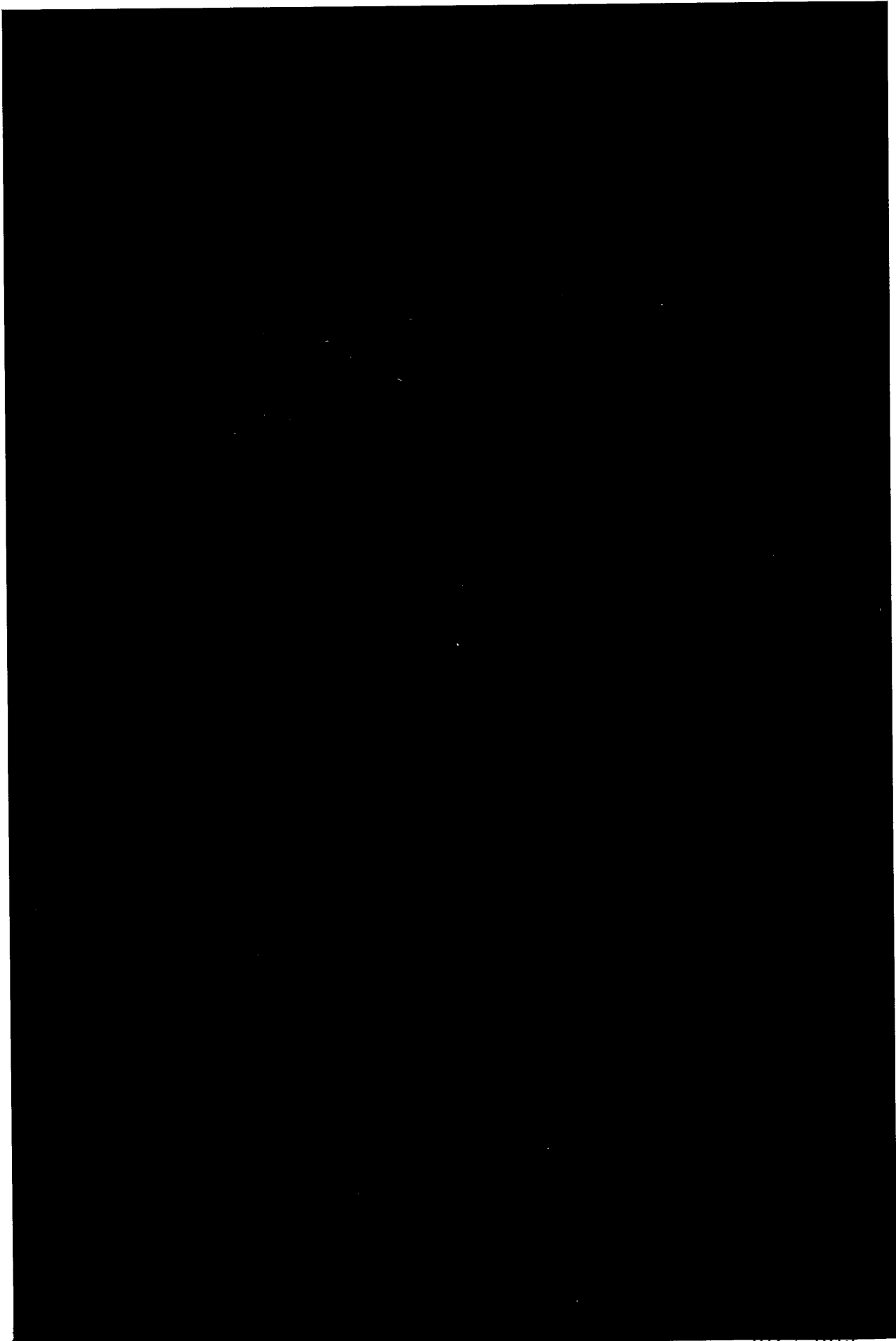


12/07/31

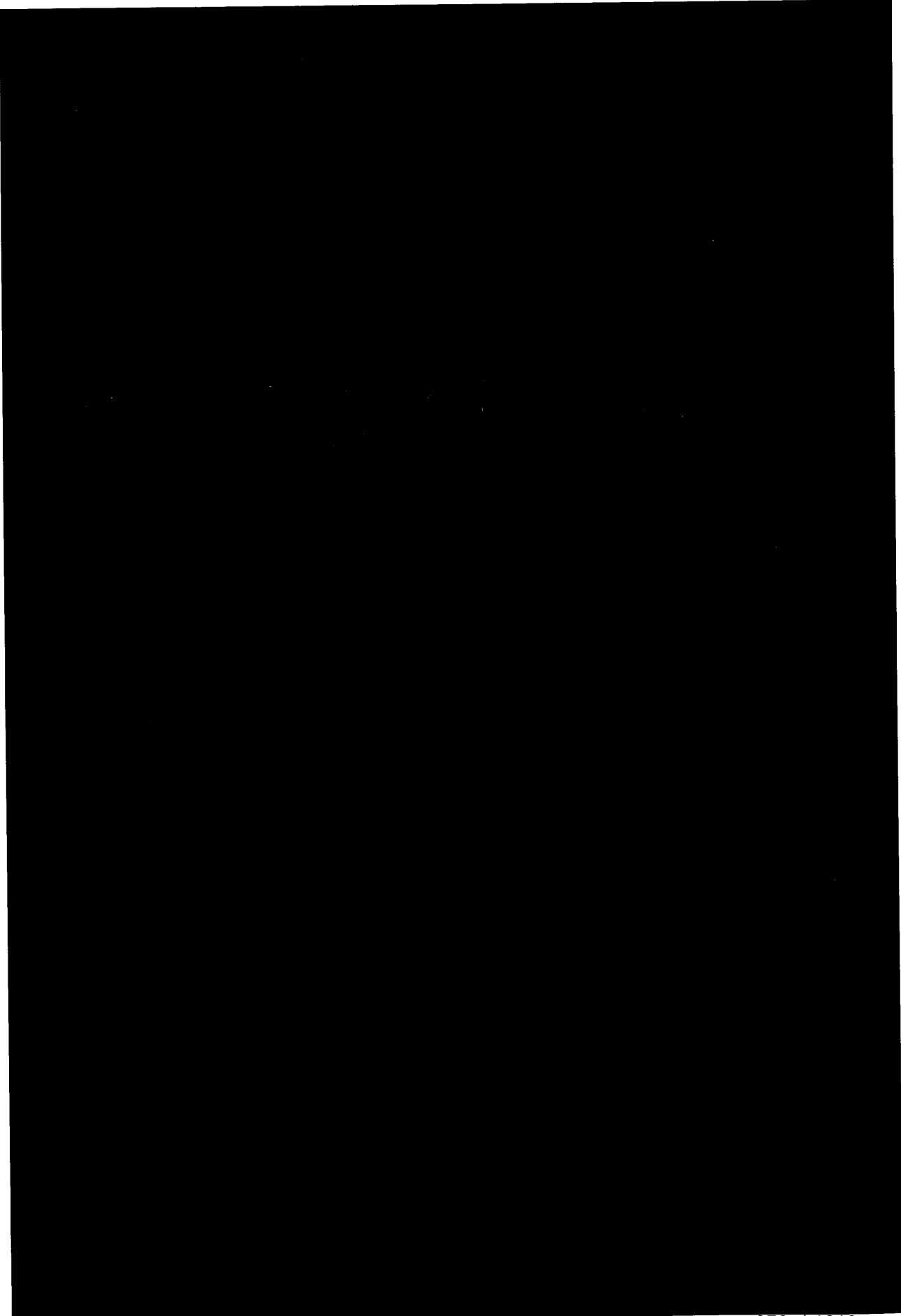


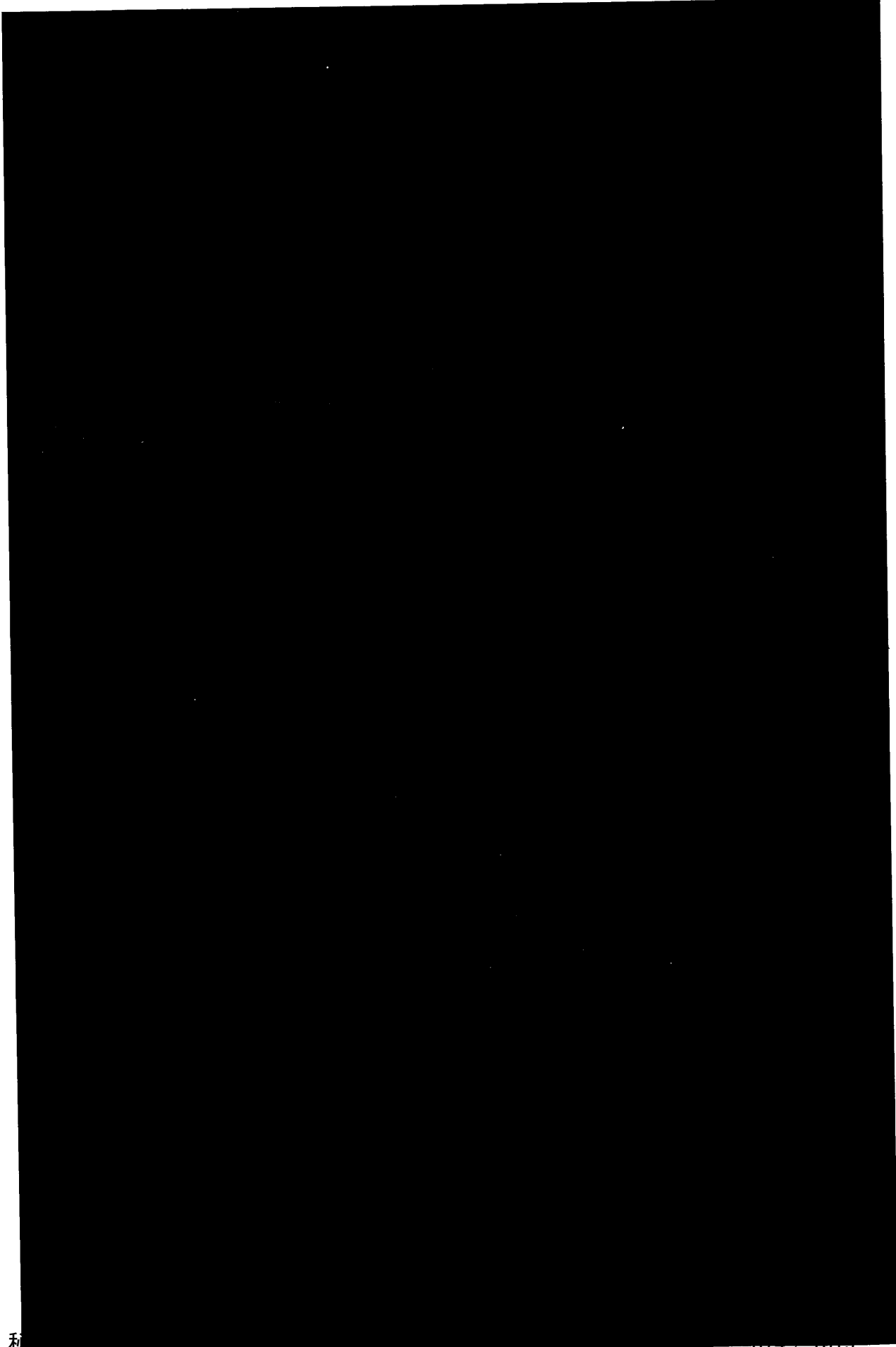
0717 1015

12/07/31



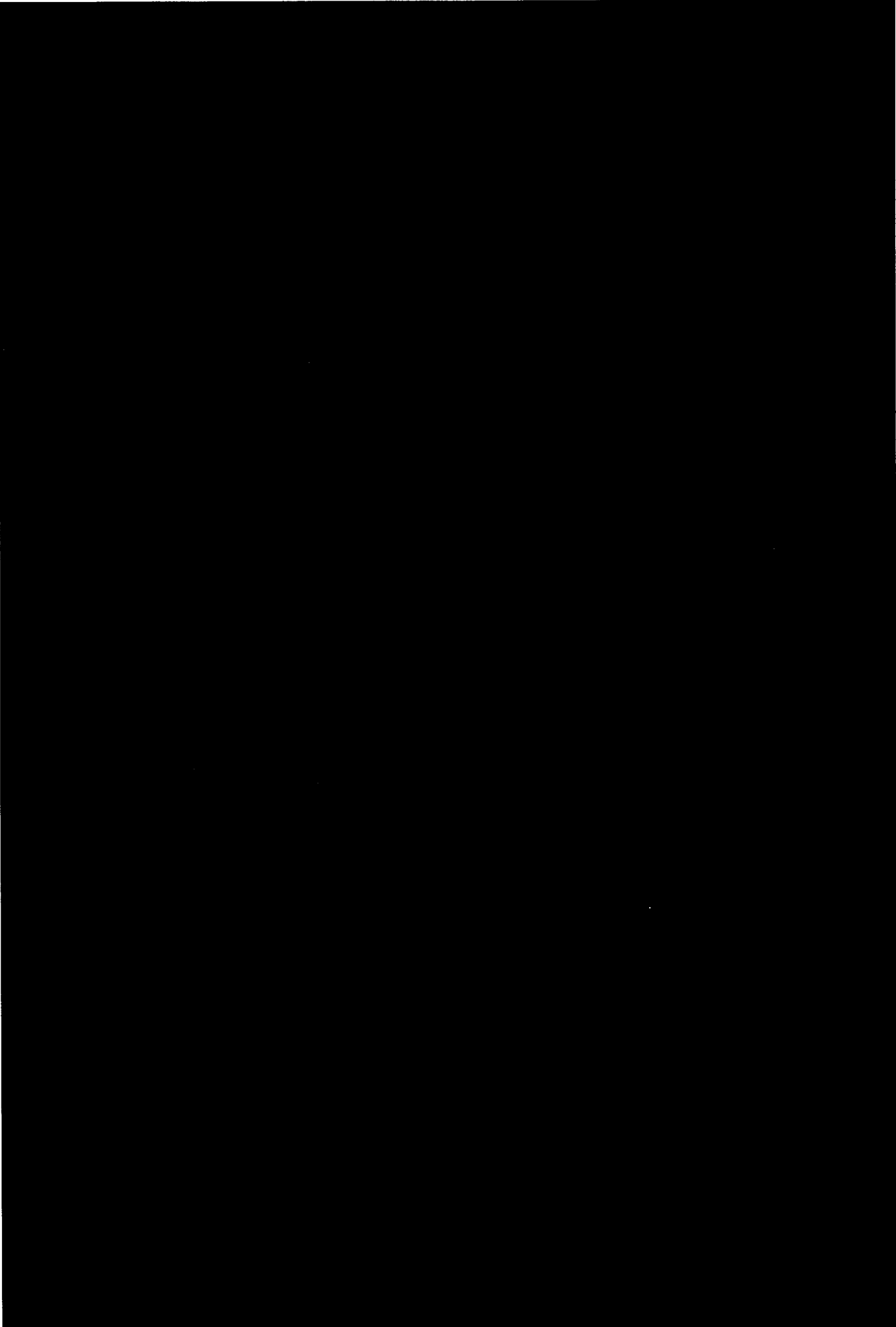
0727 1010

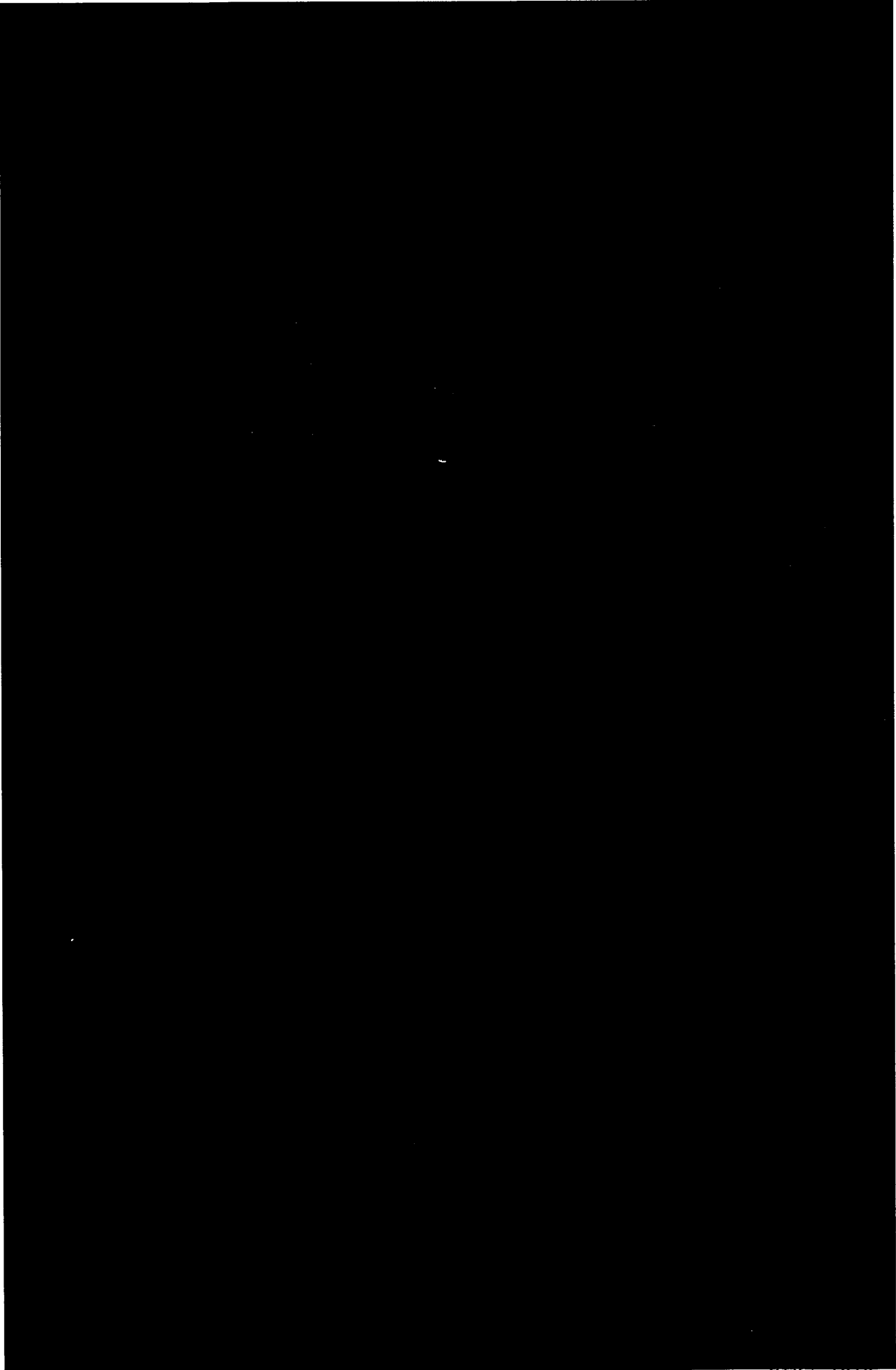




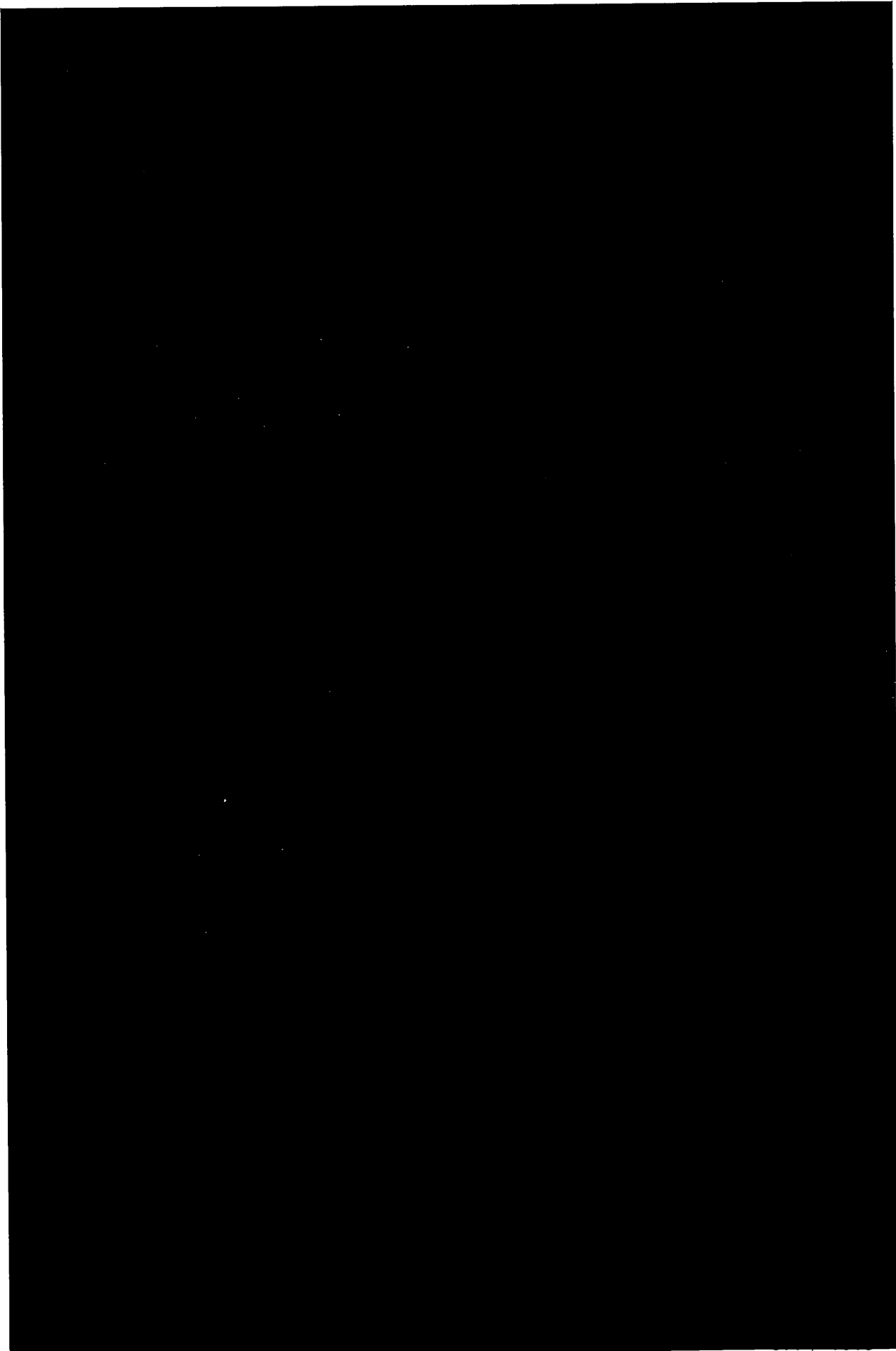
秘

0747 1010

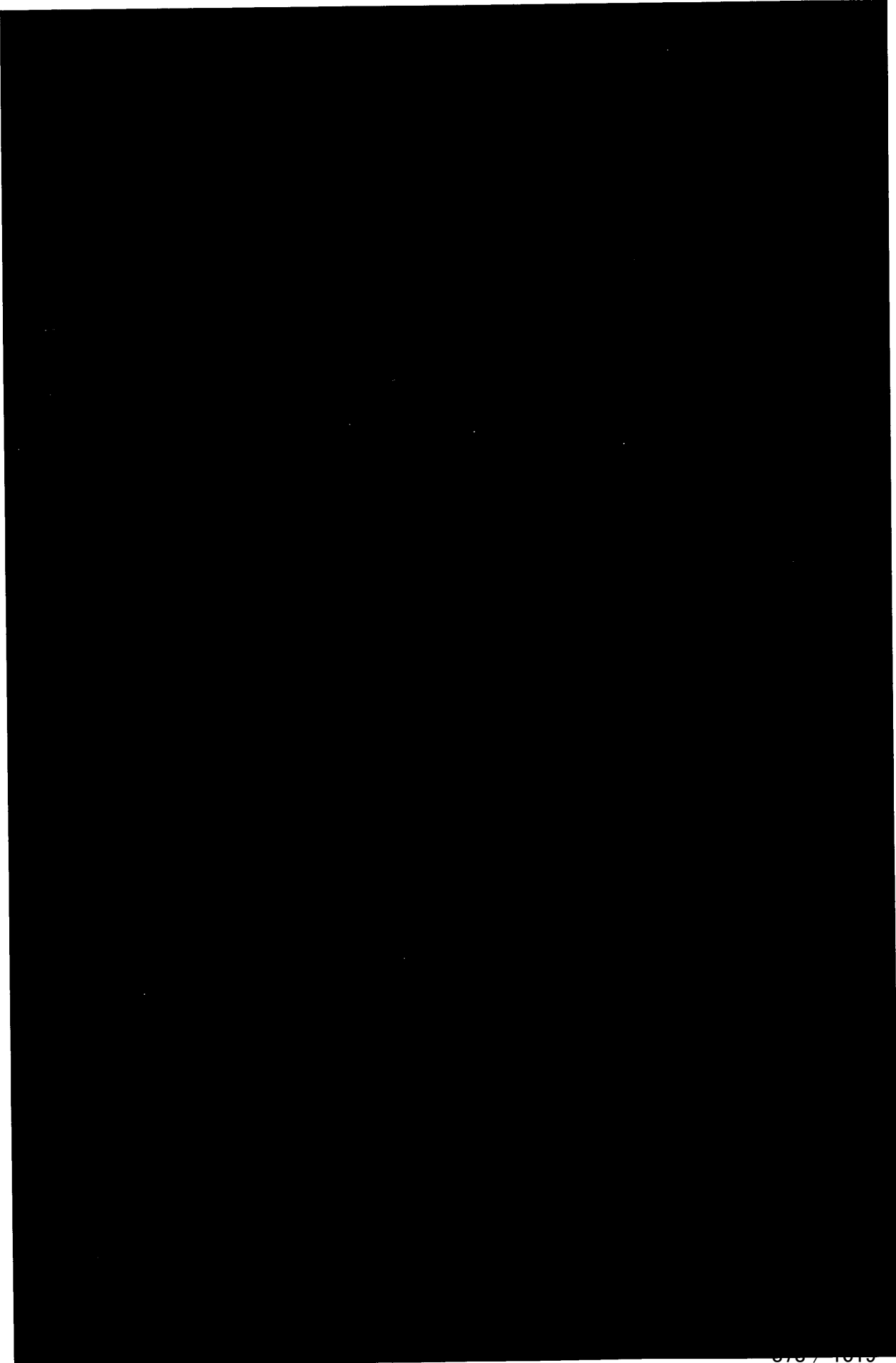




12/07/31

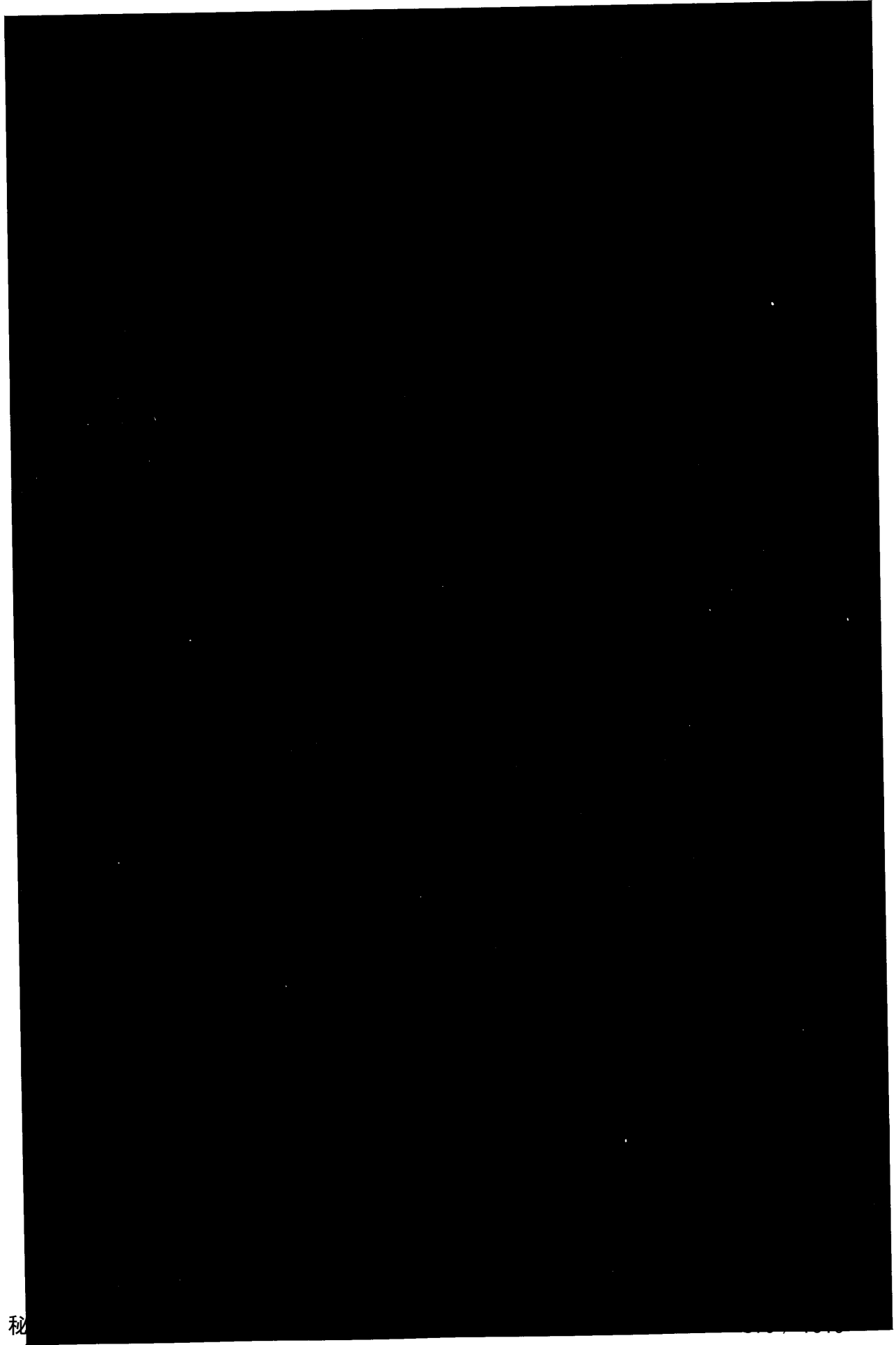


12/07/31



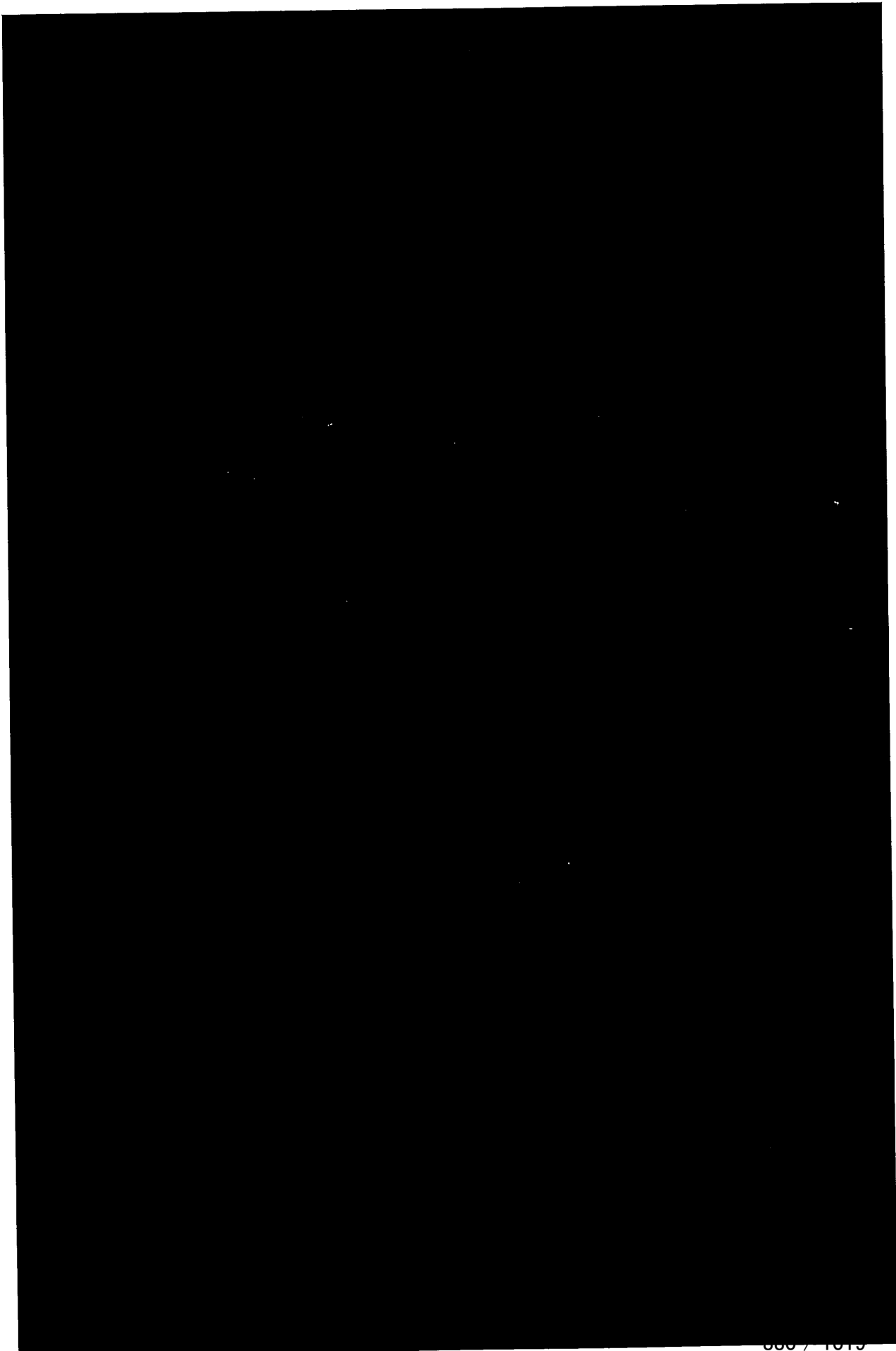
375 / 1015

12/07/31

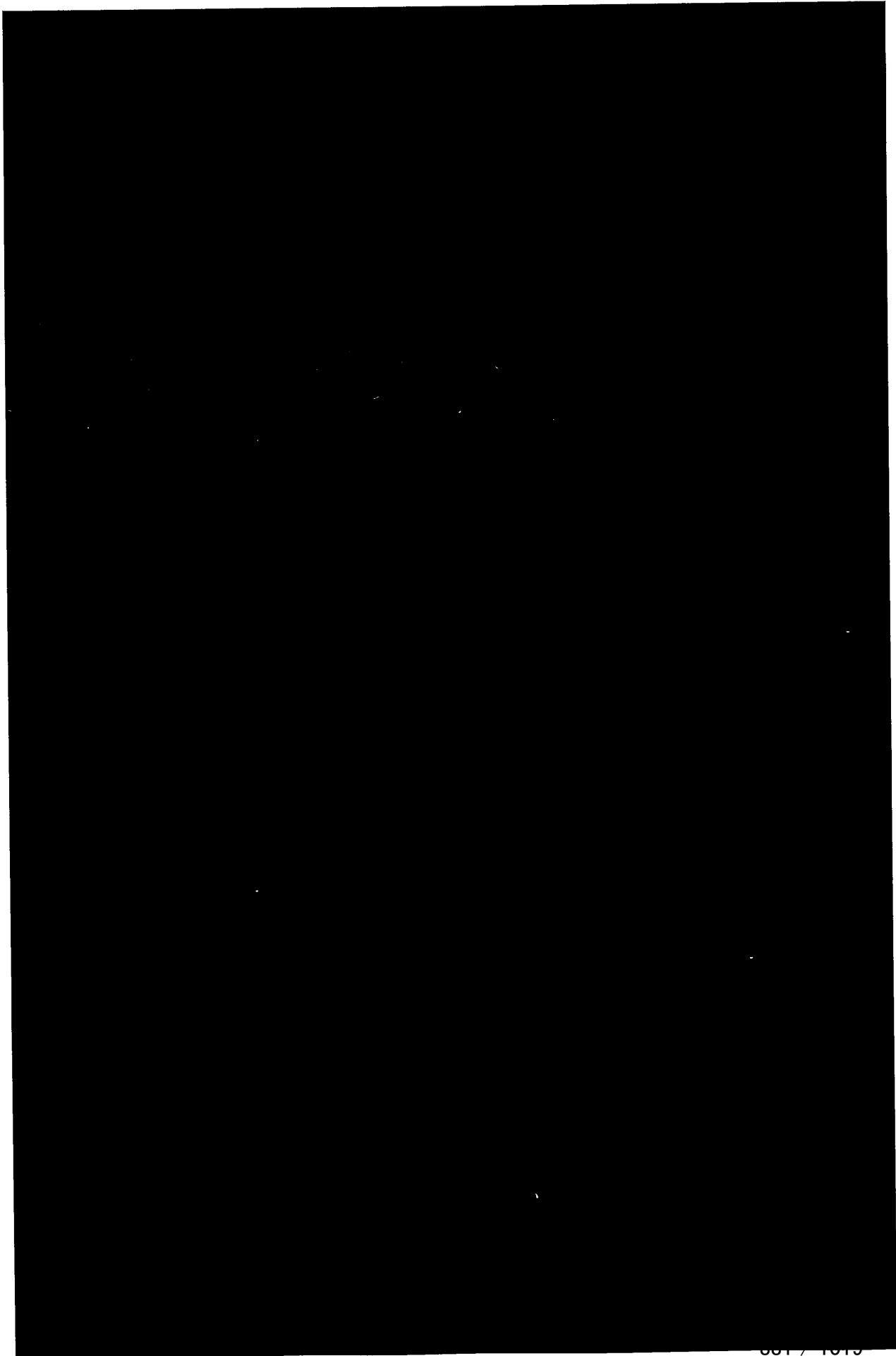


秘

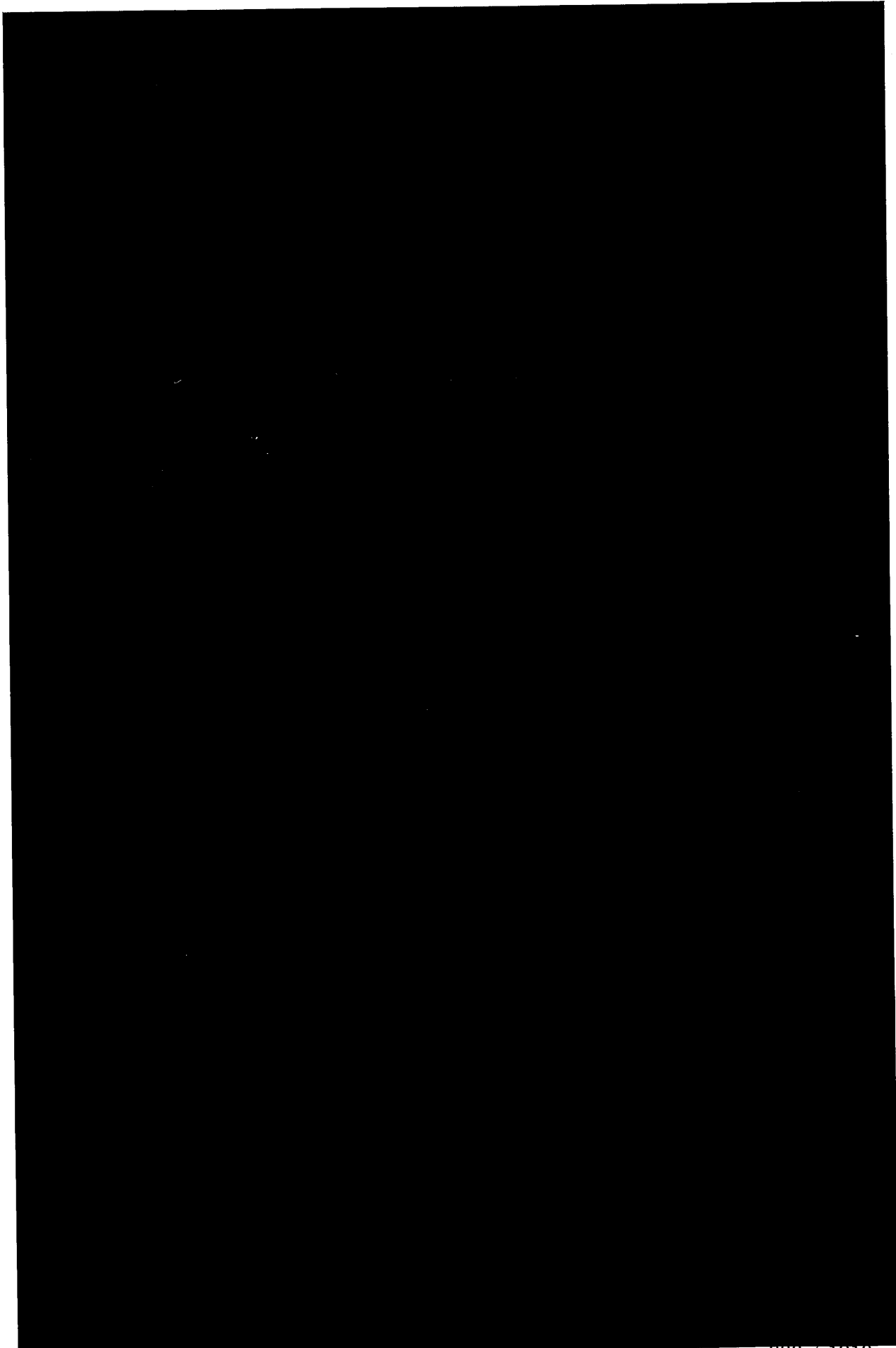
12/07/31

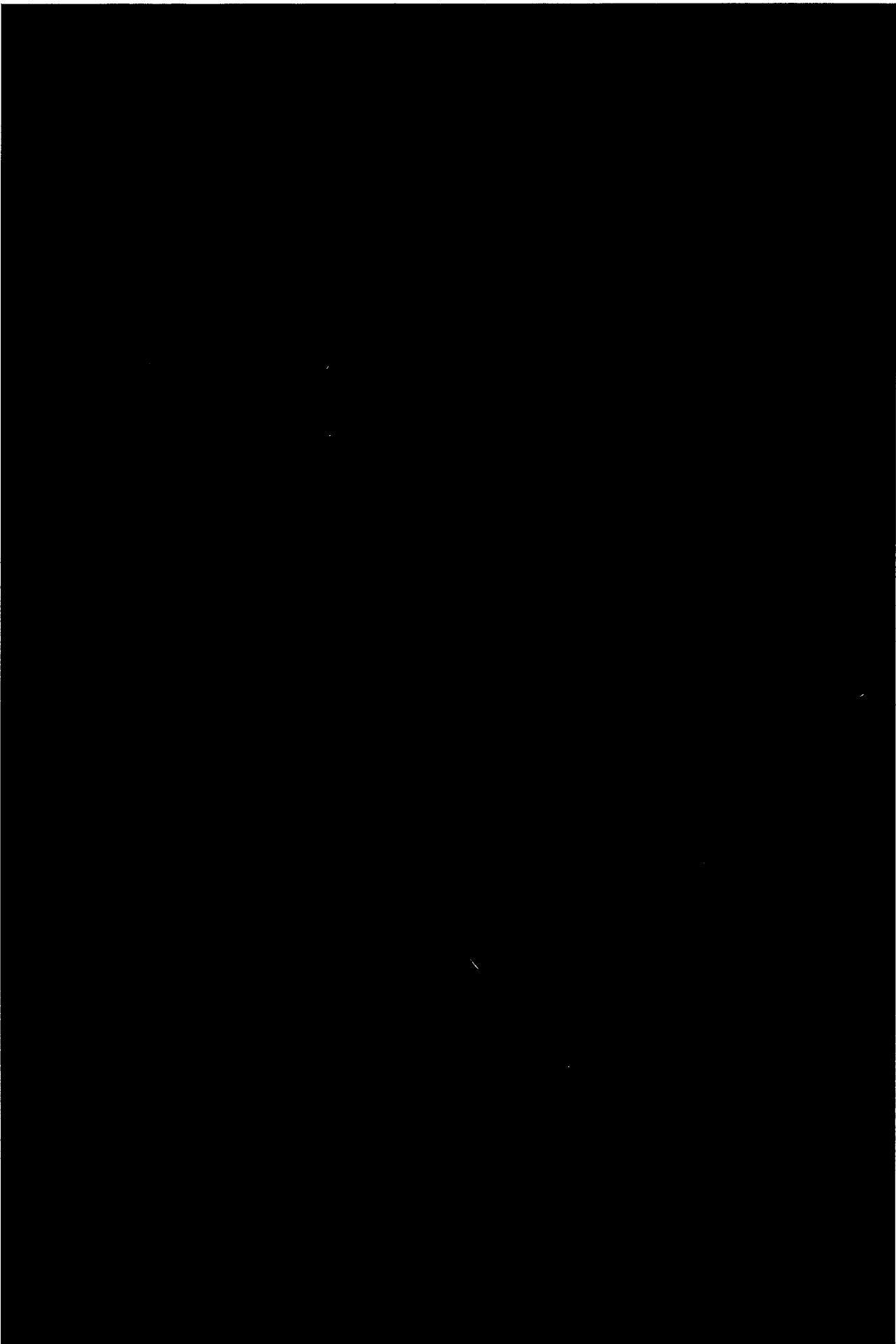


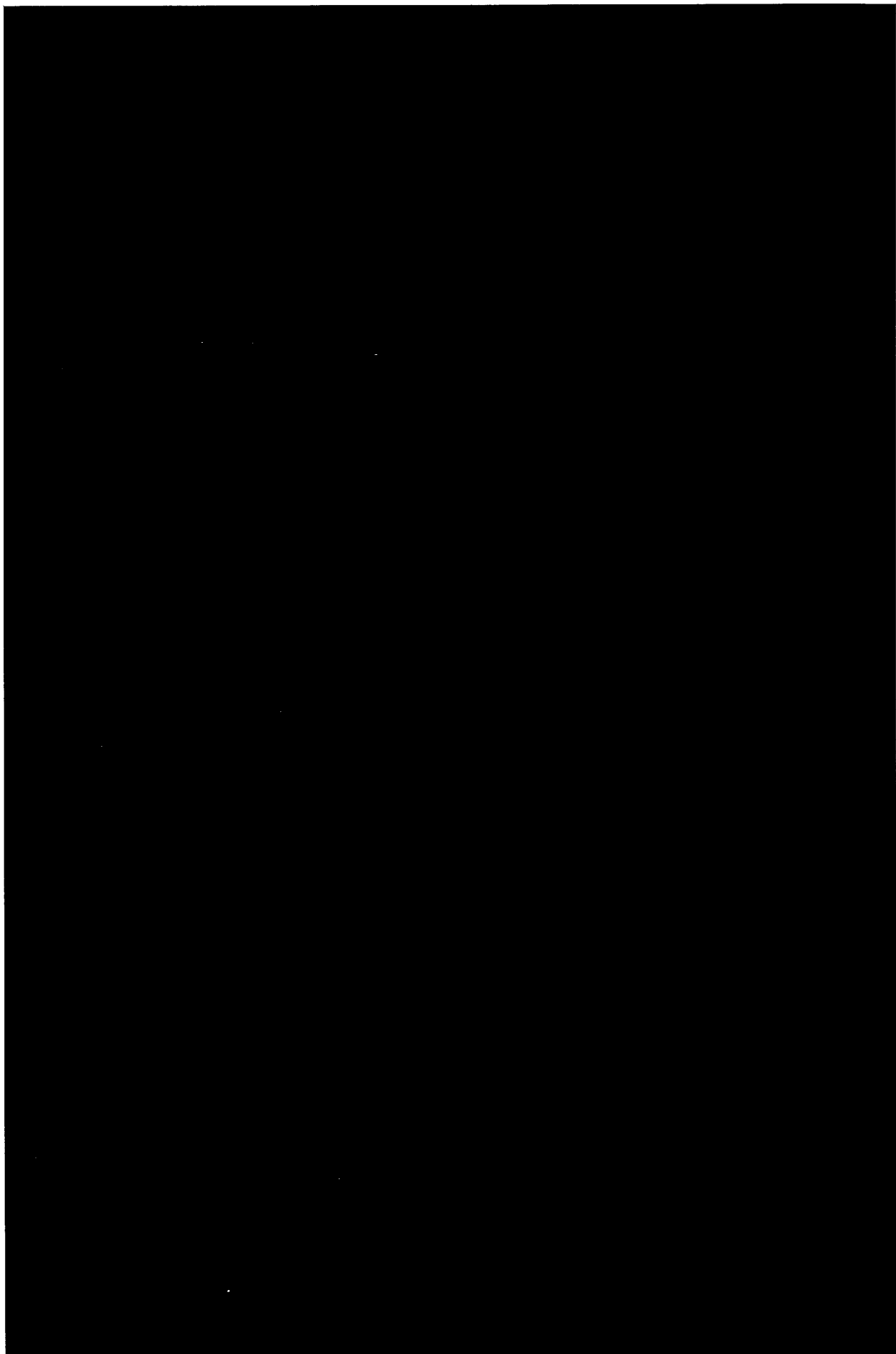
888 7 1015



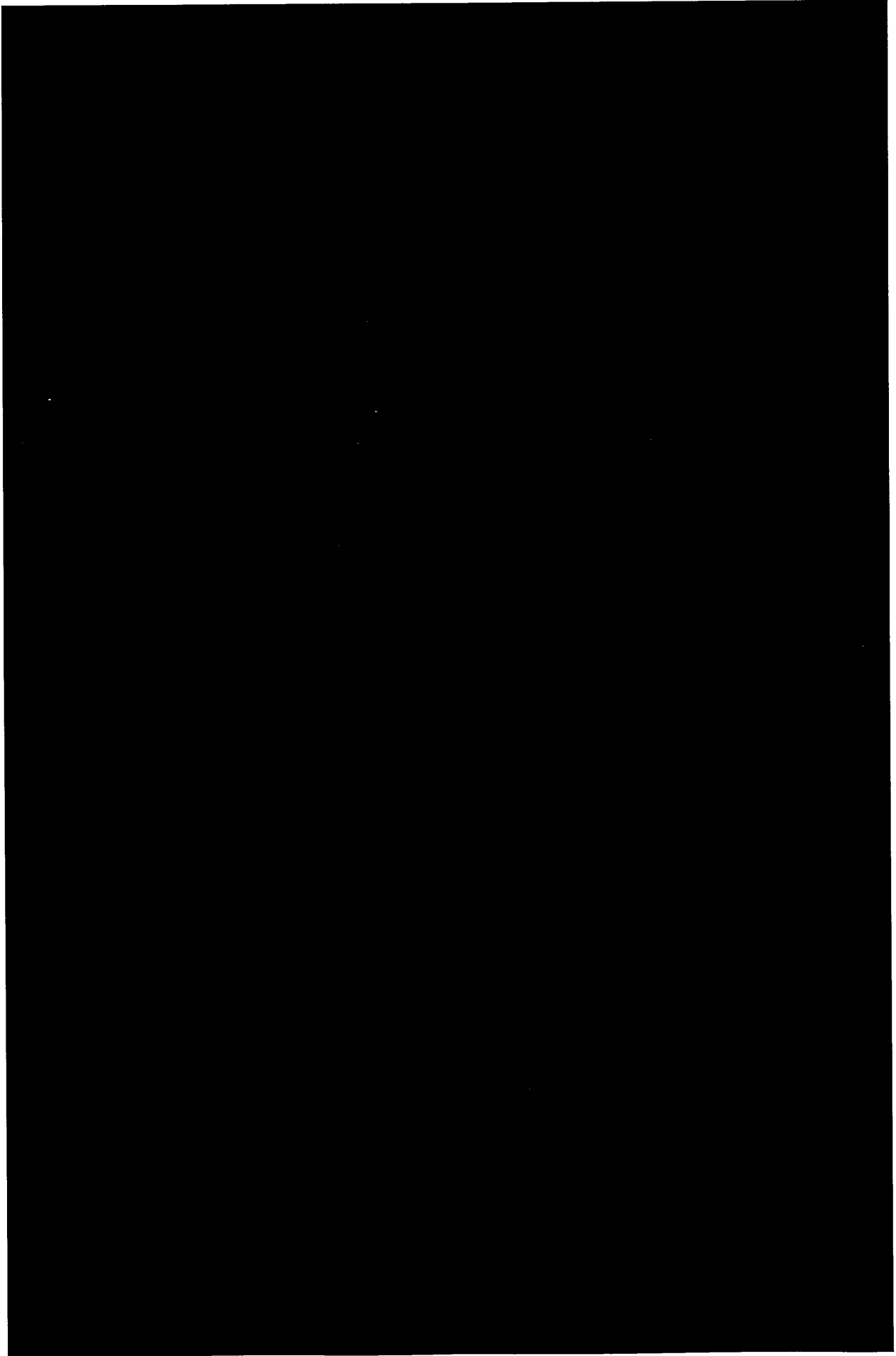
0017 1015



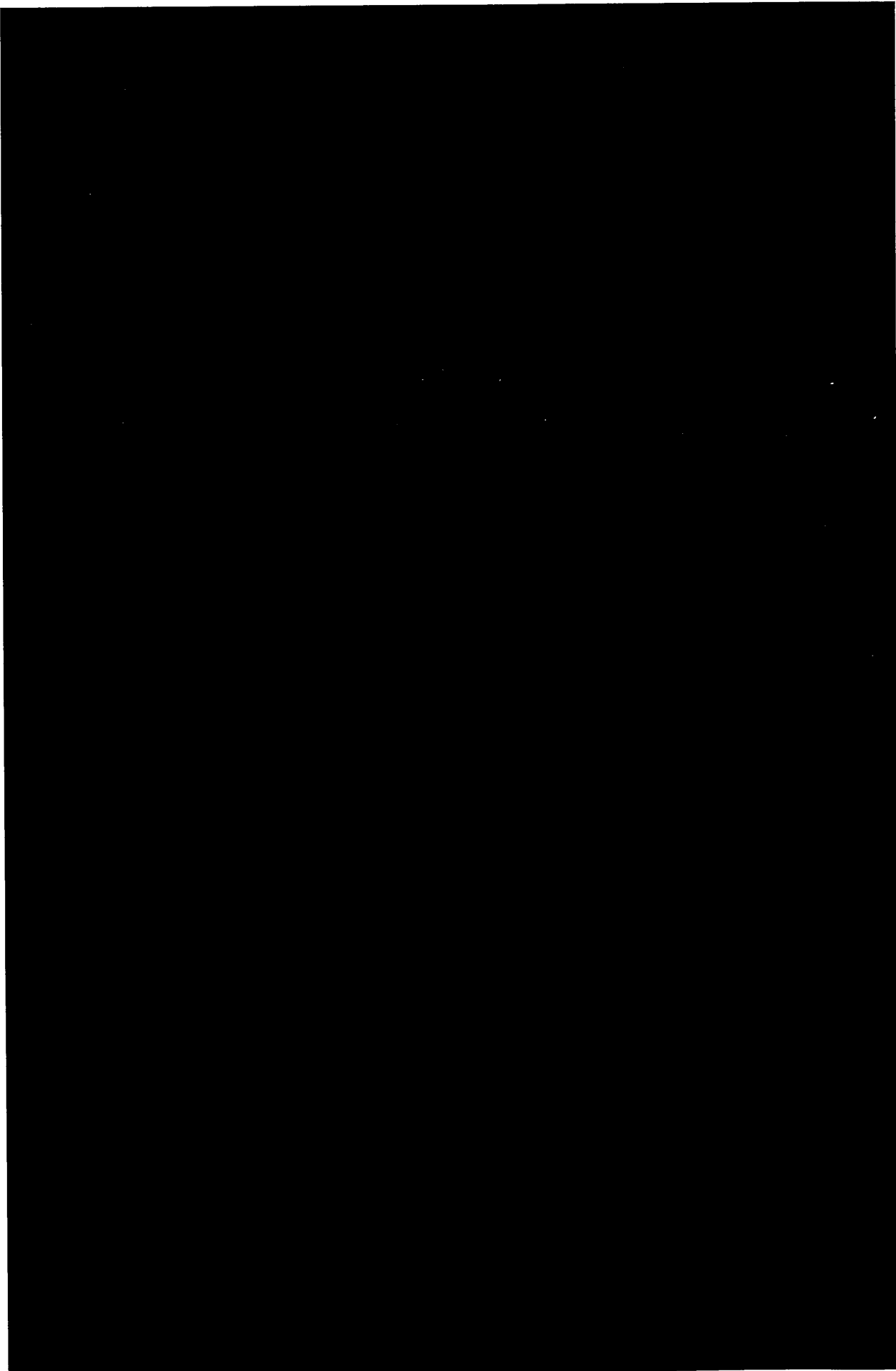


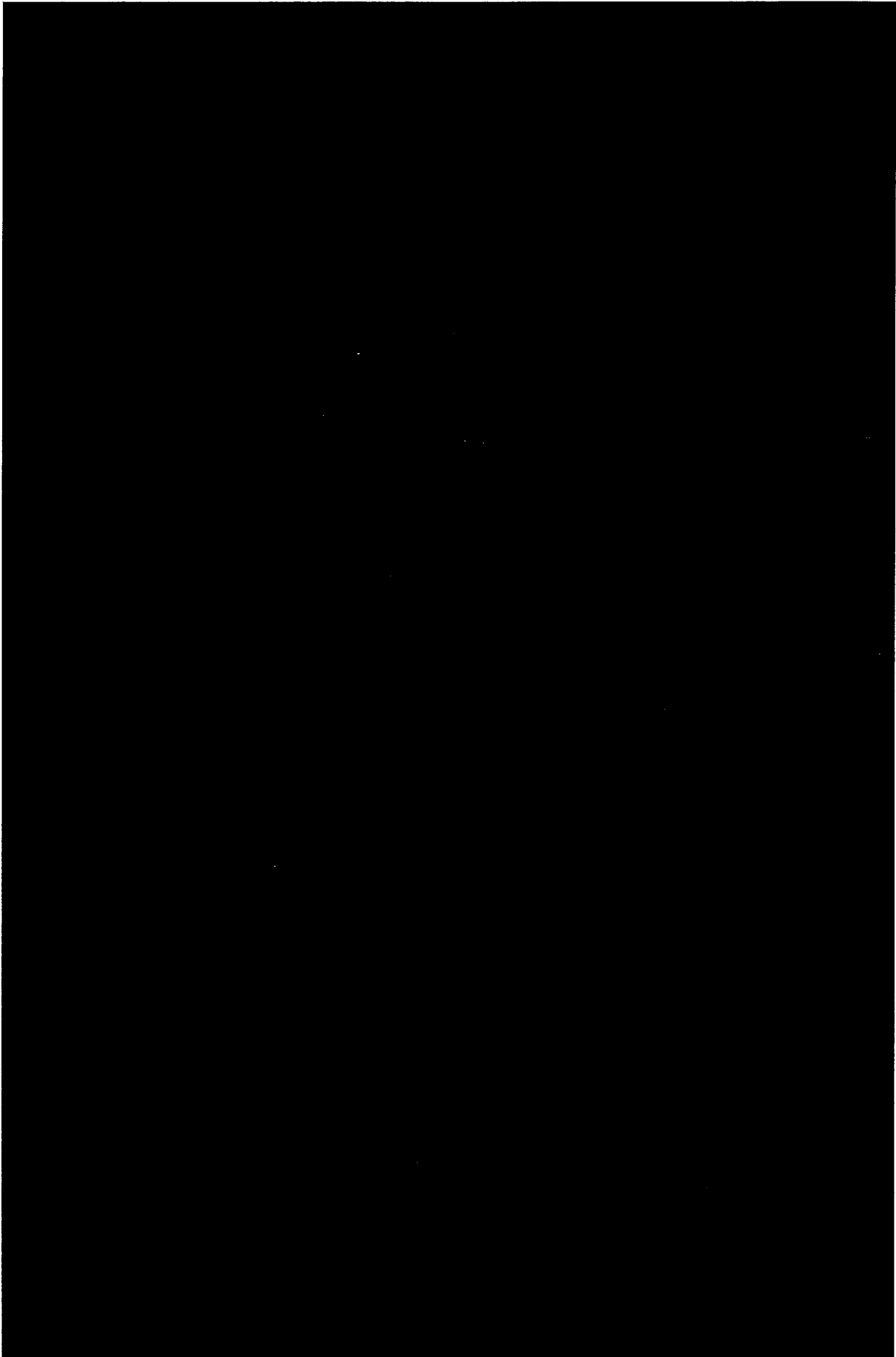


12/07/31



12/07/31

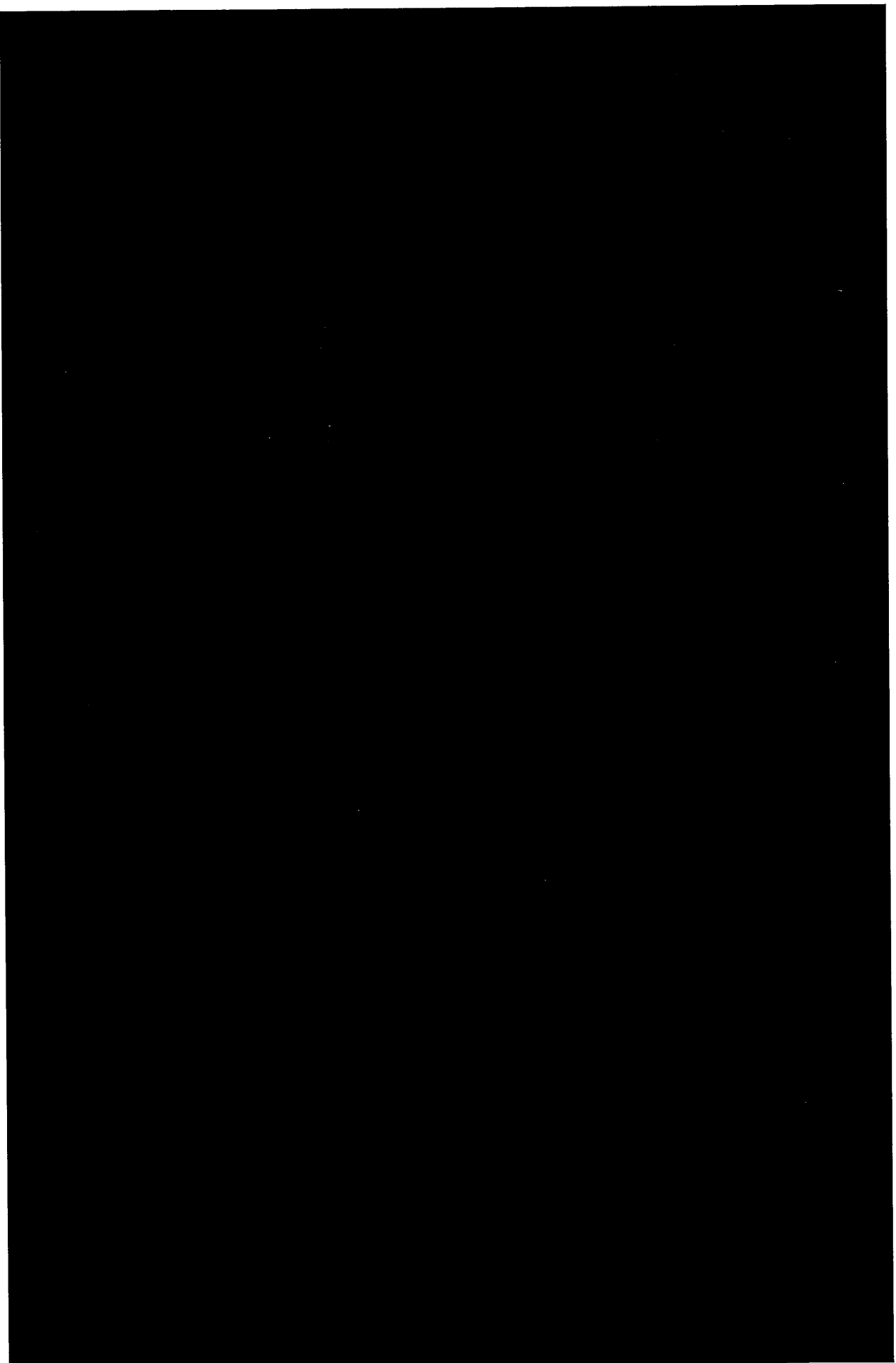


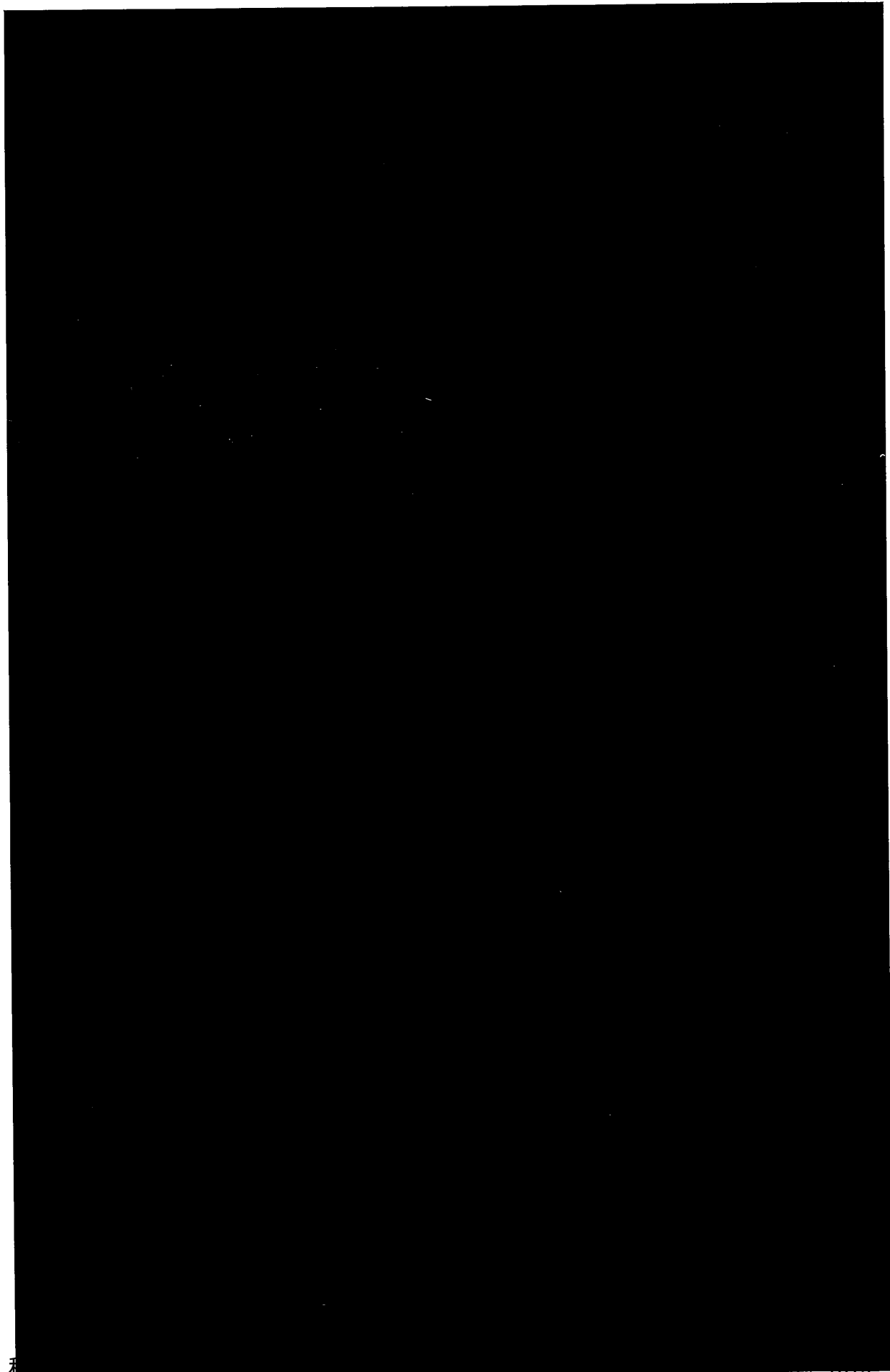


12/07/31



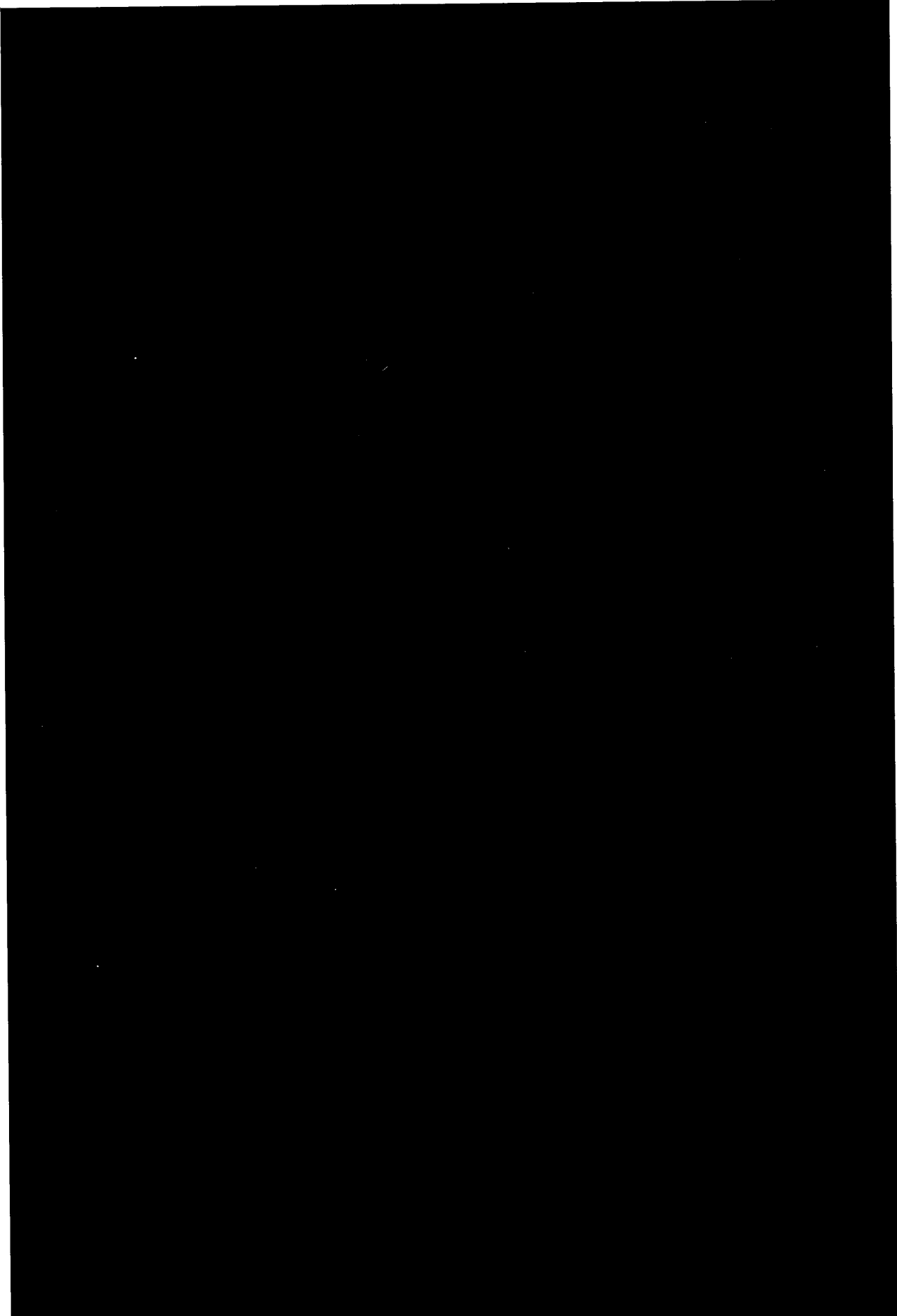
12/07/31



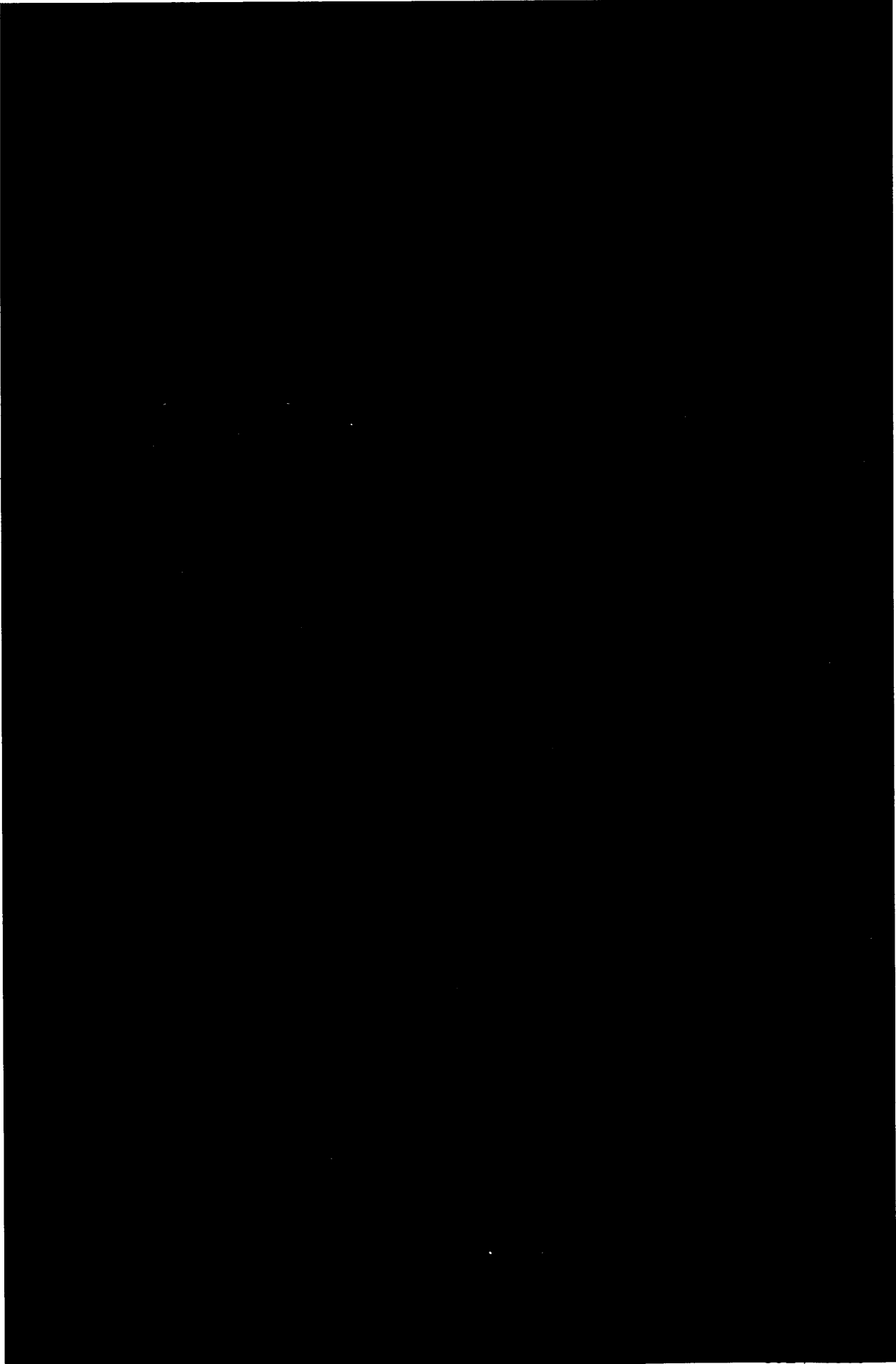


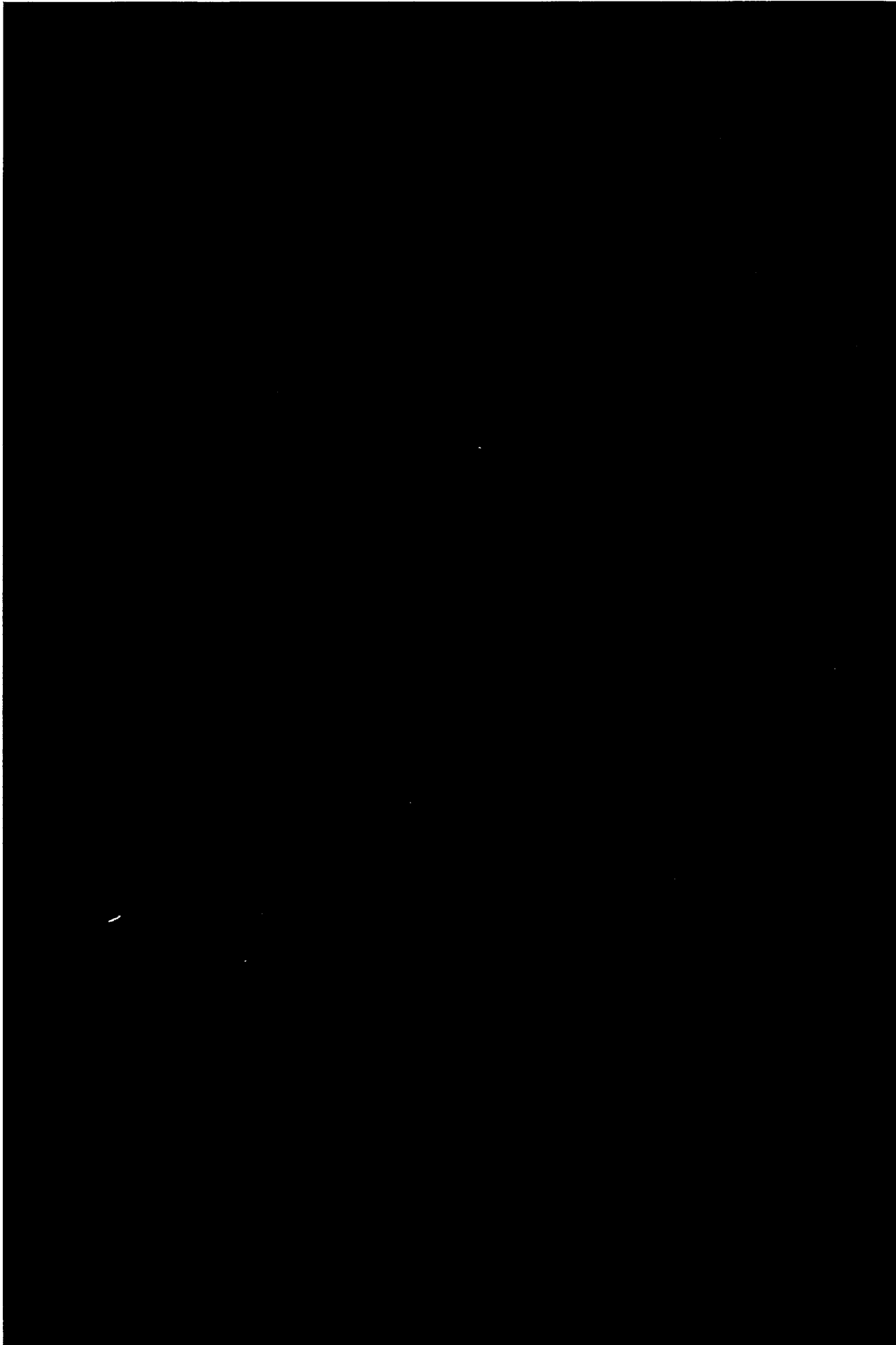
和

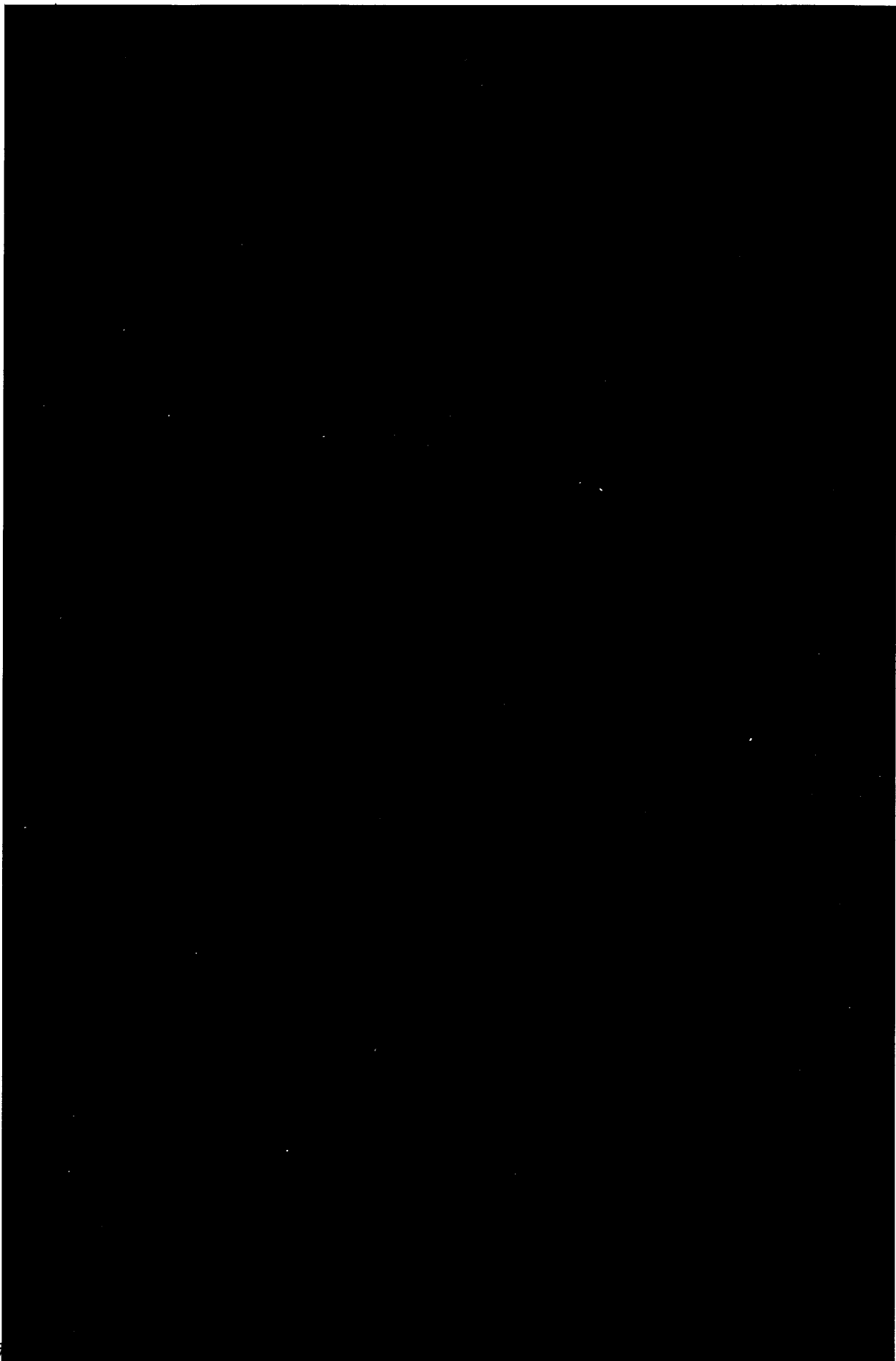
3337-1818

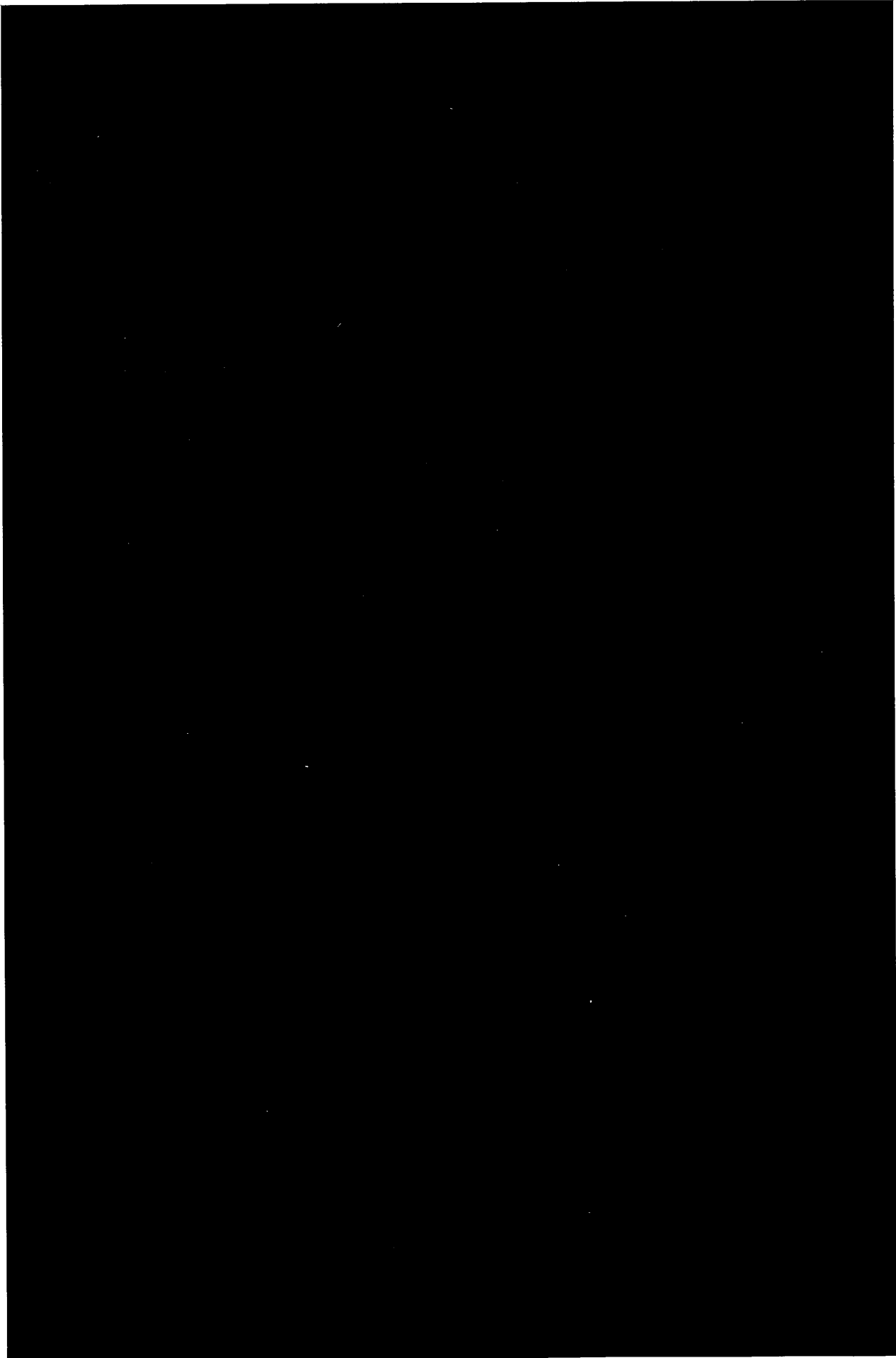


12/07/31

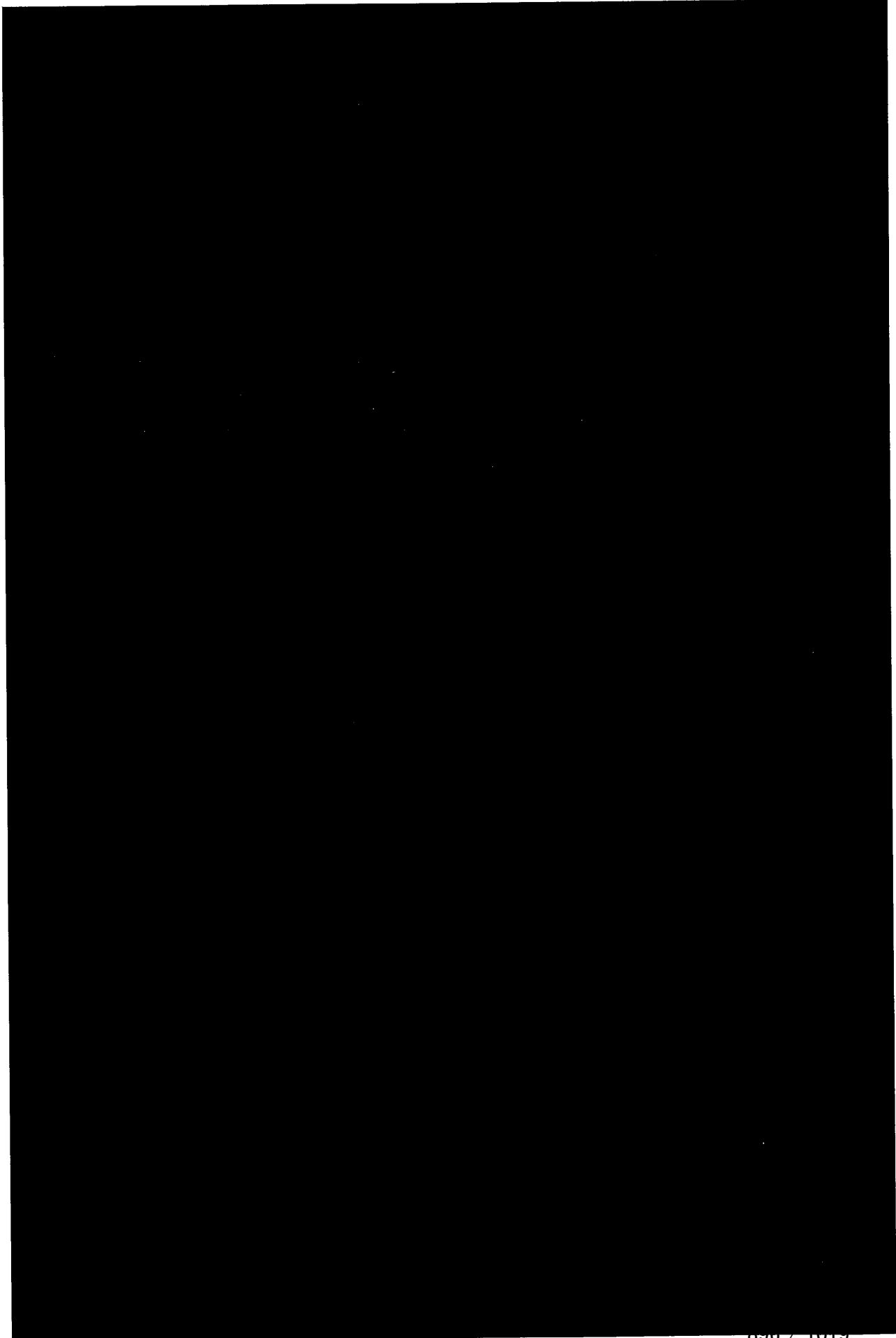








12/07/31

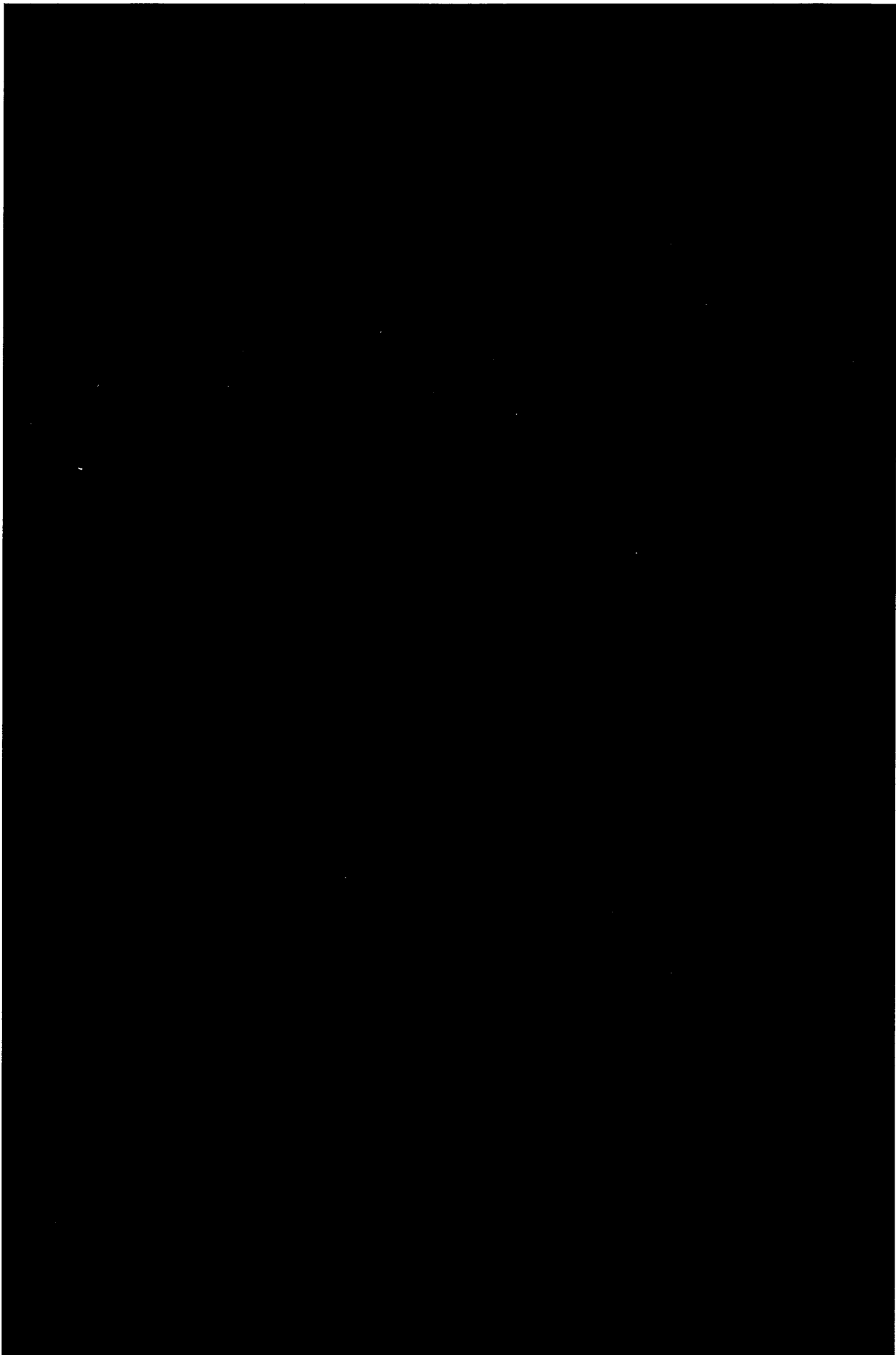


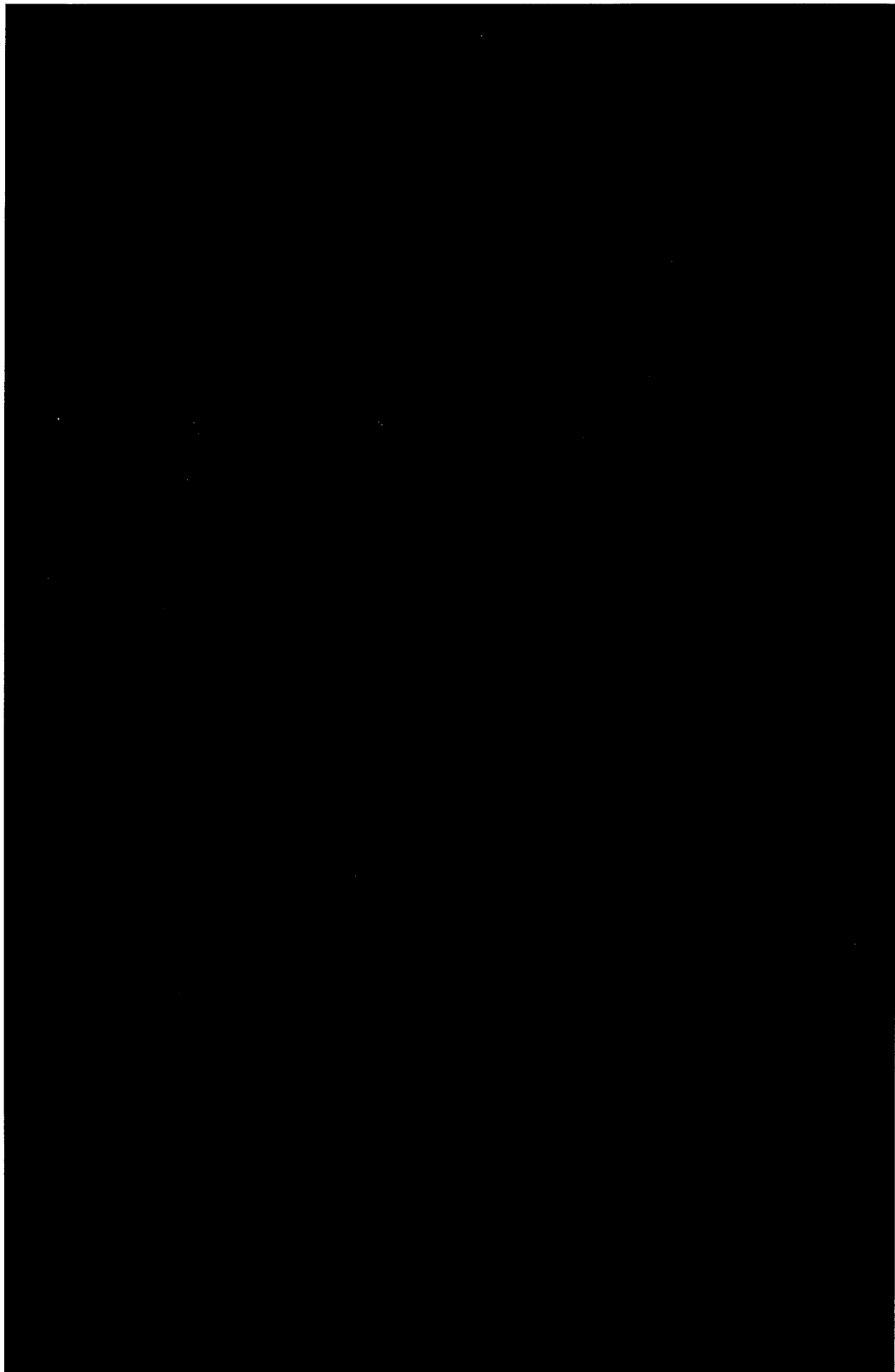
650 / 1015

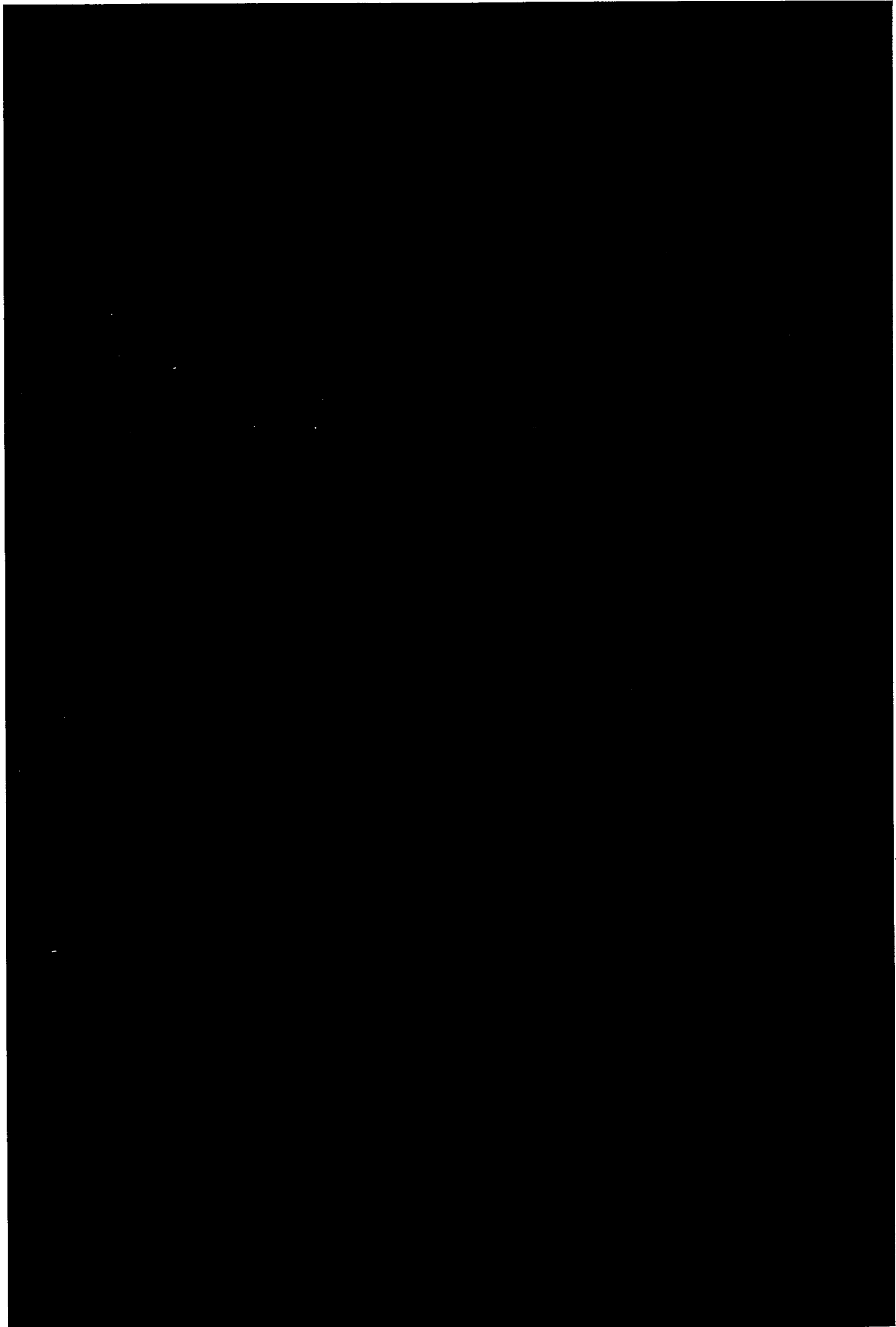
12/07/31

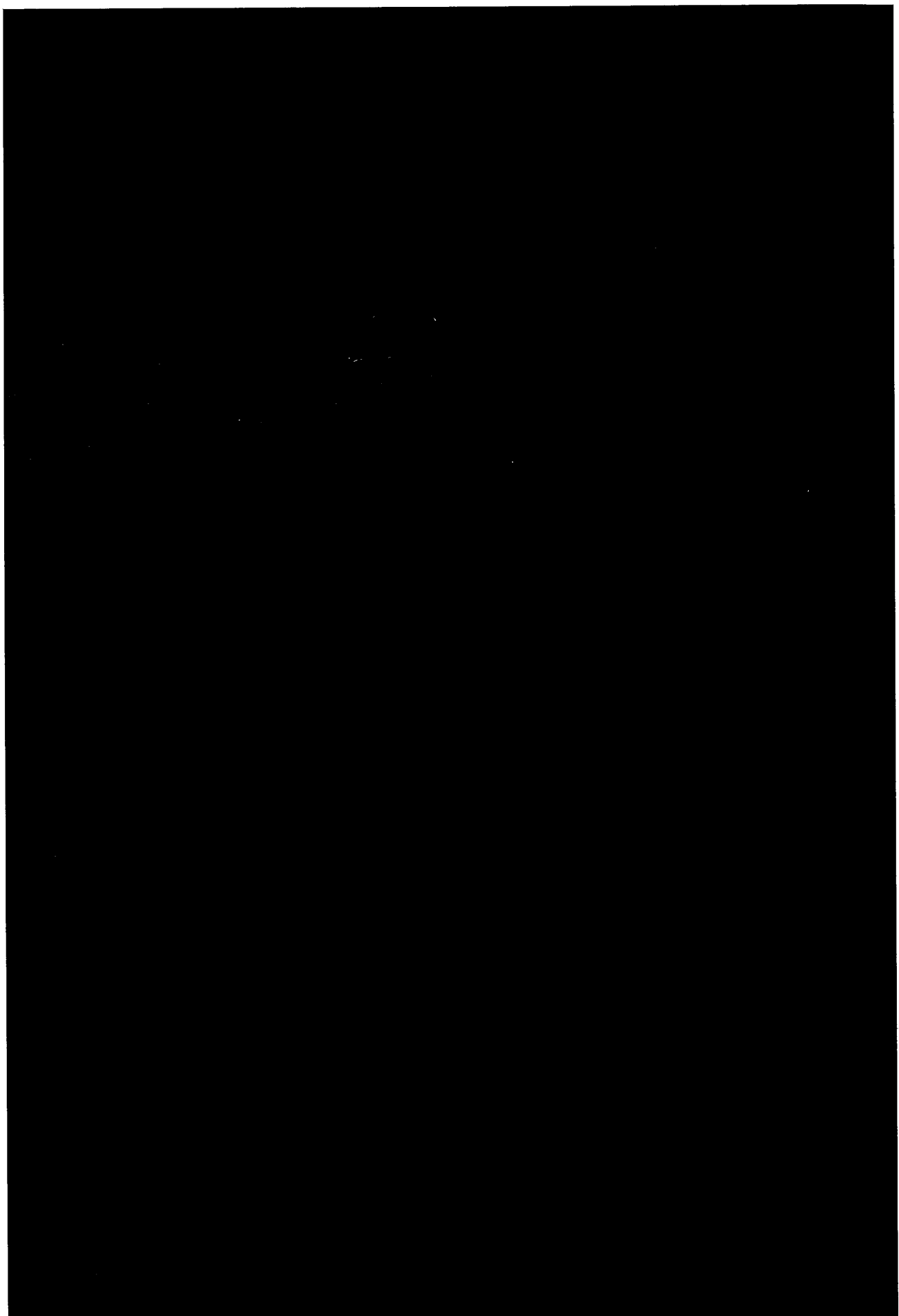


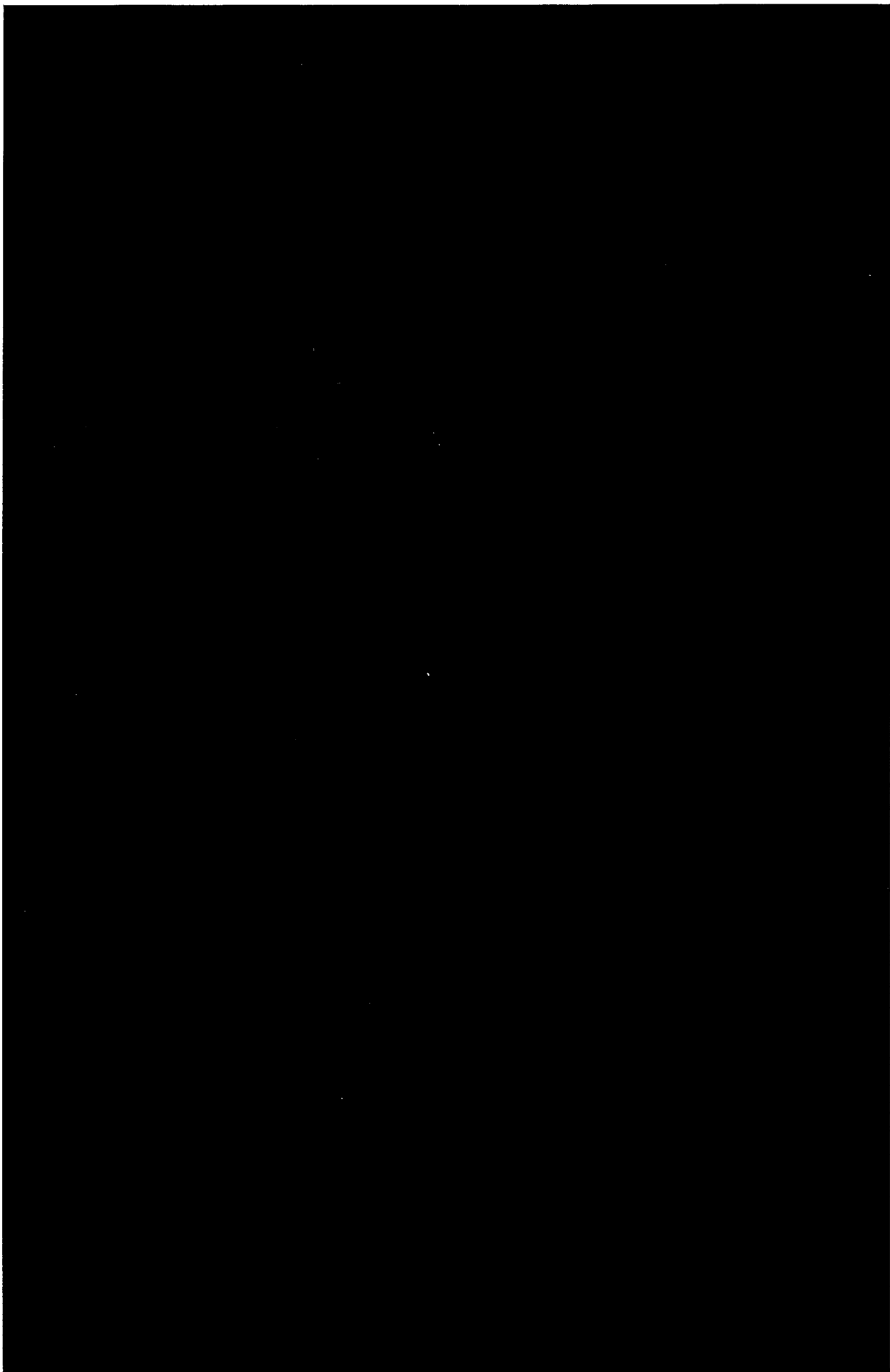
12/07/31



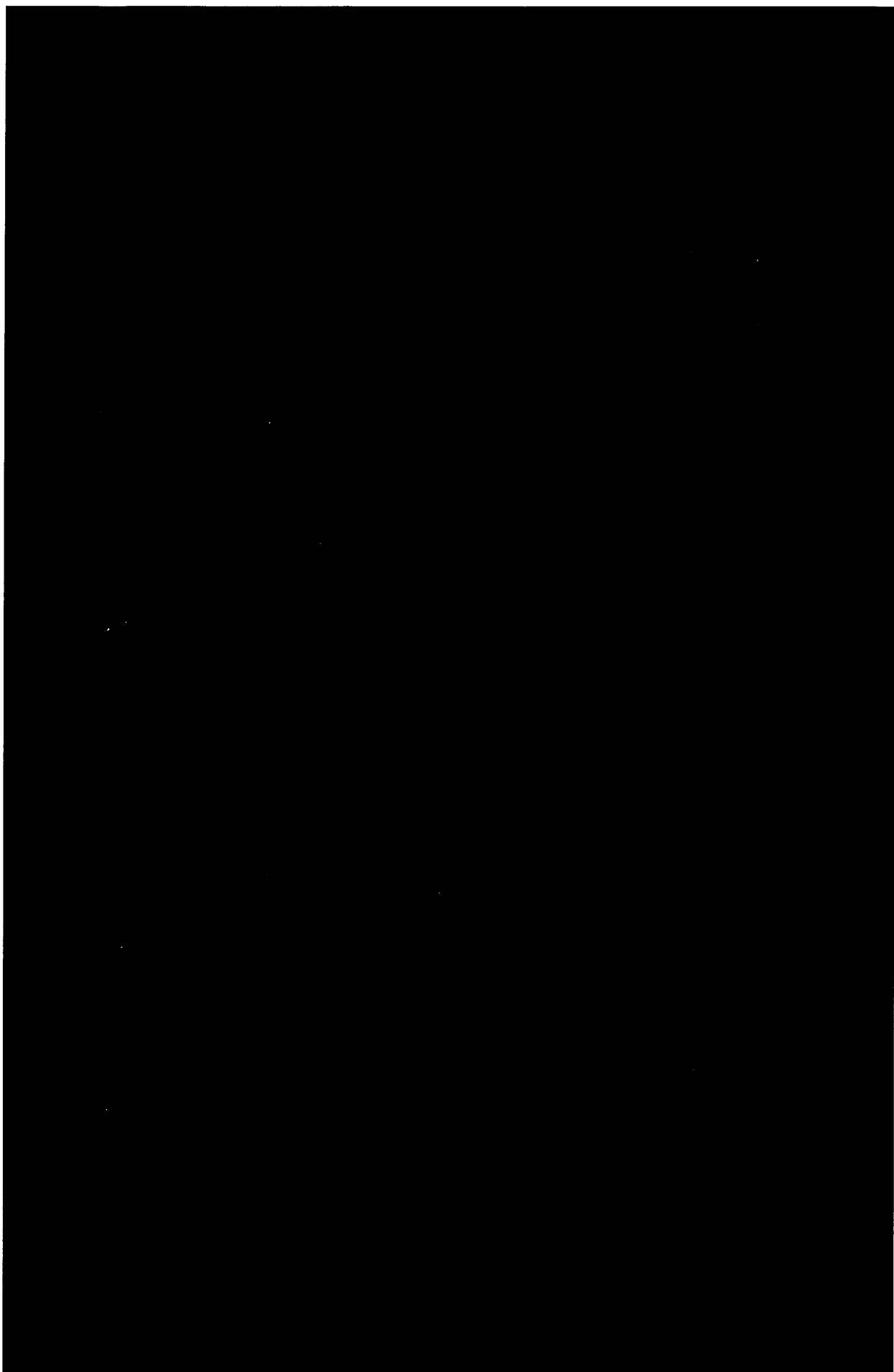


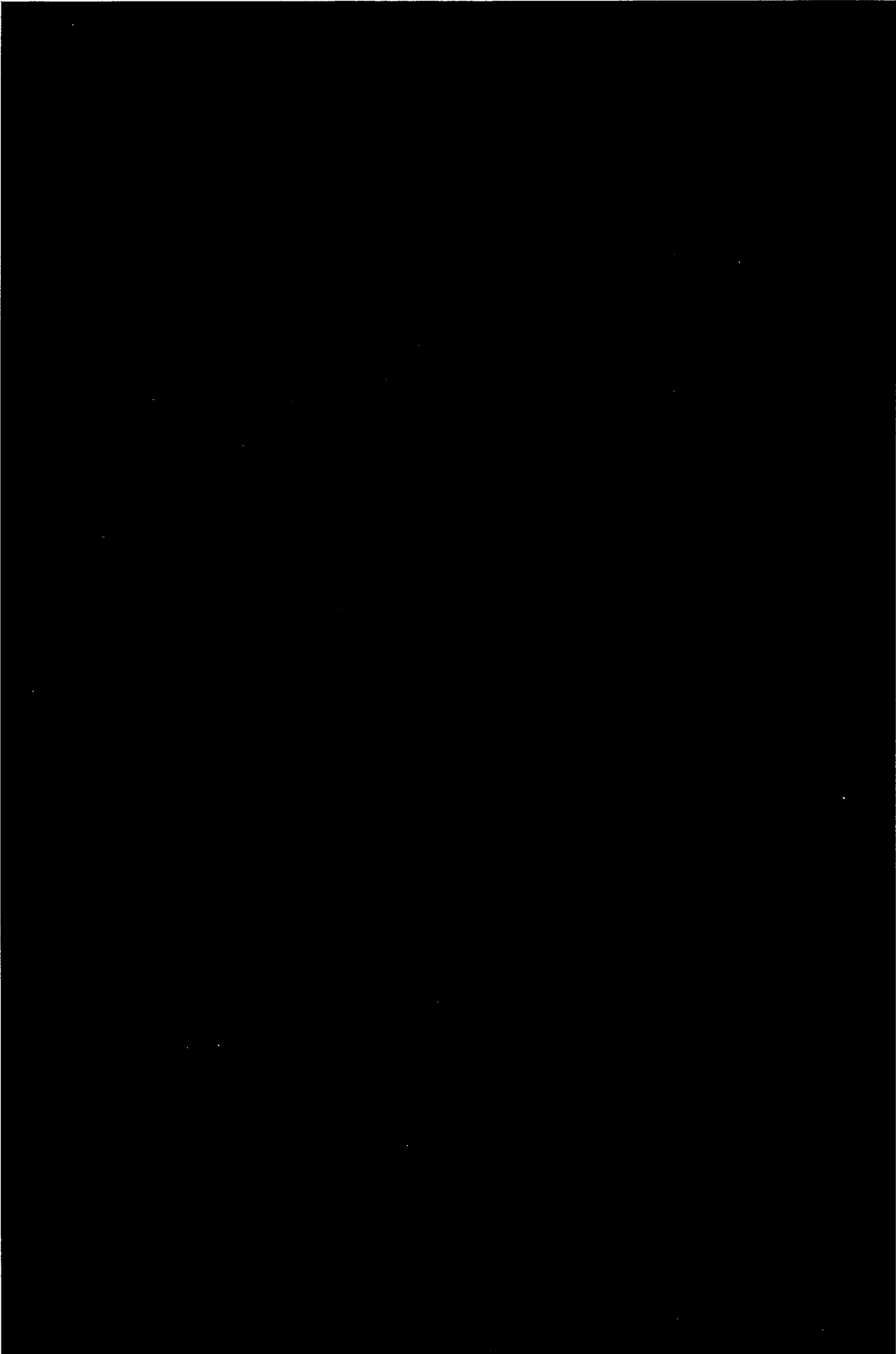


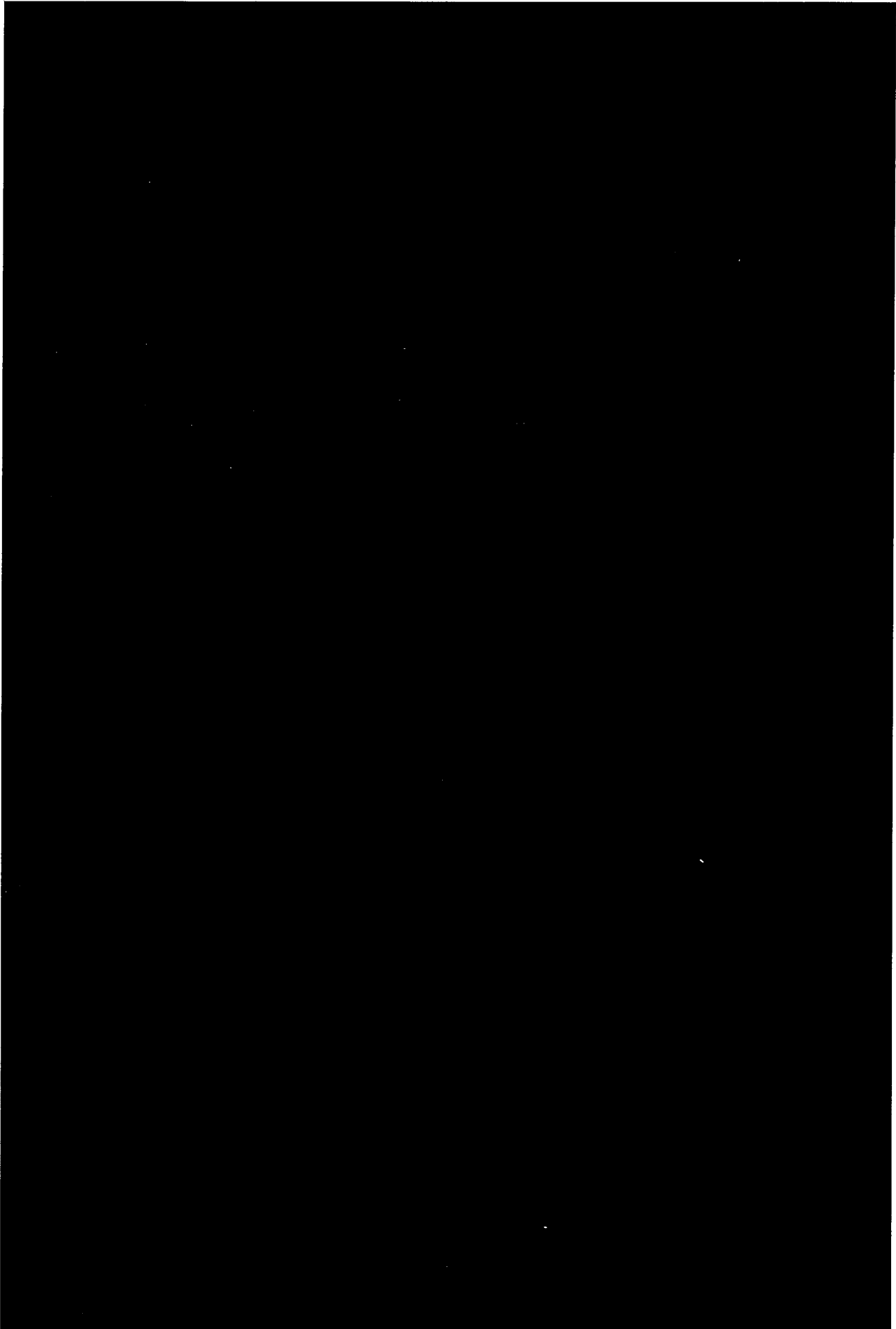




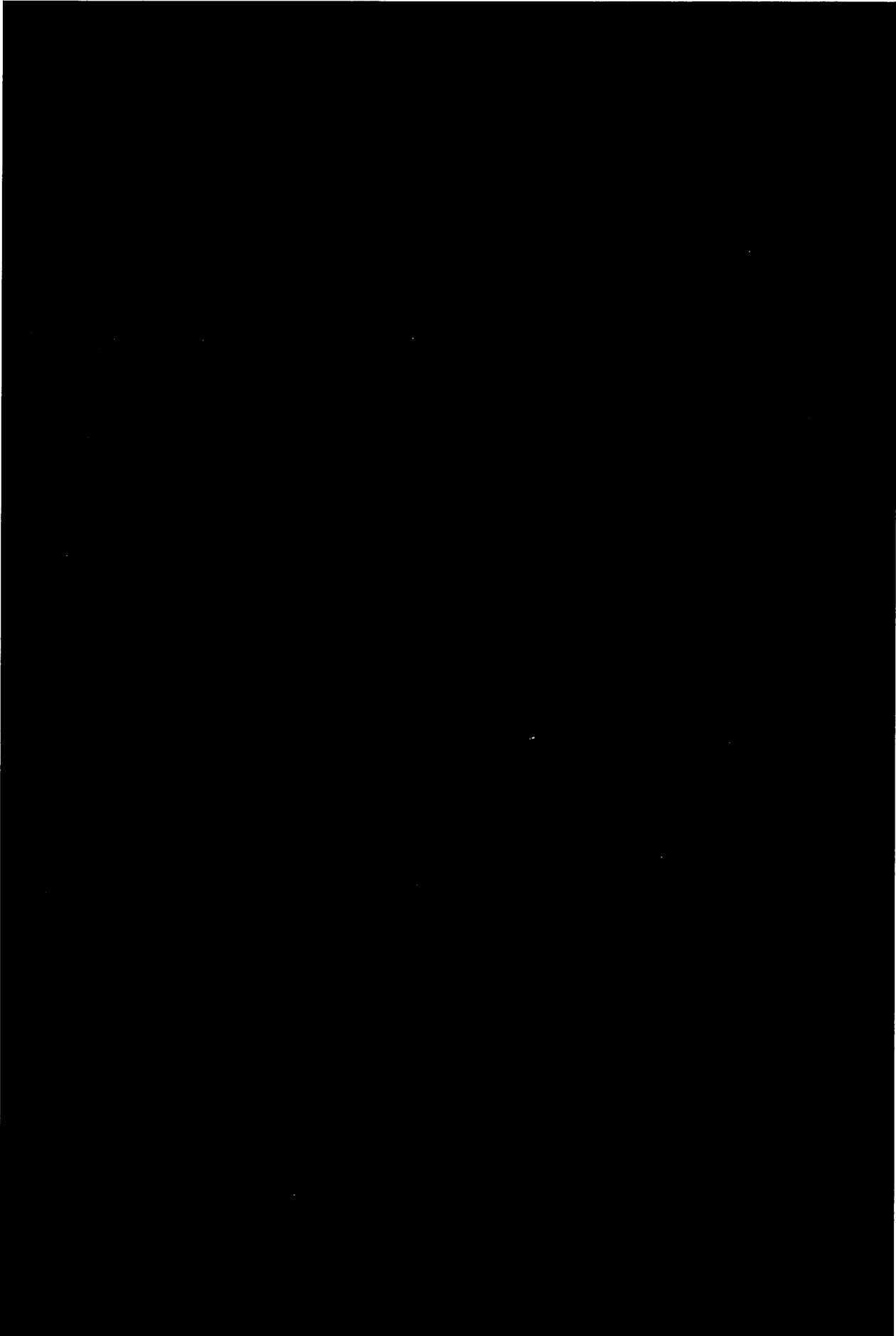
12/07/31

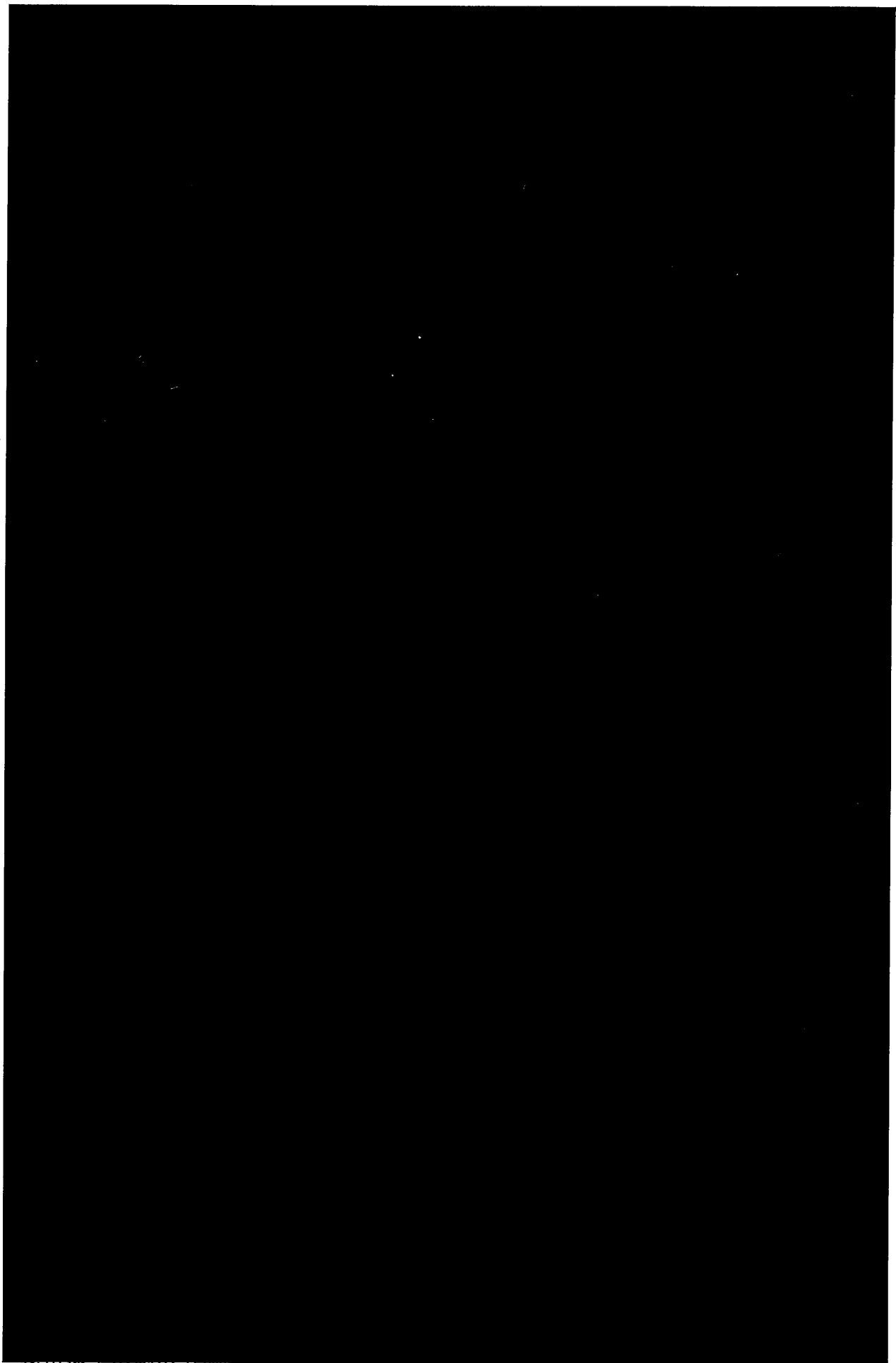


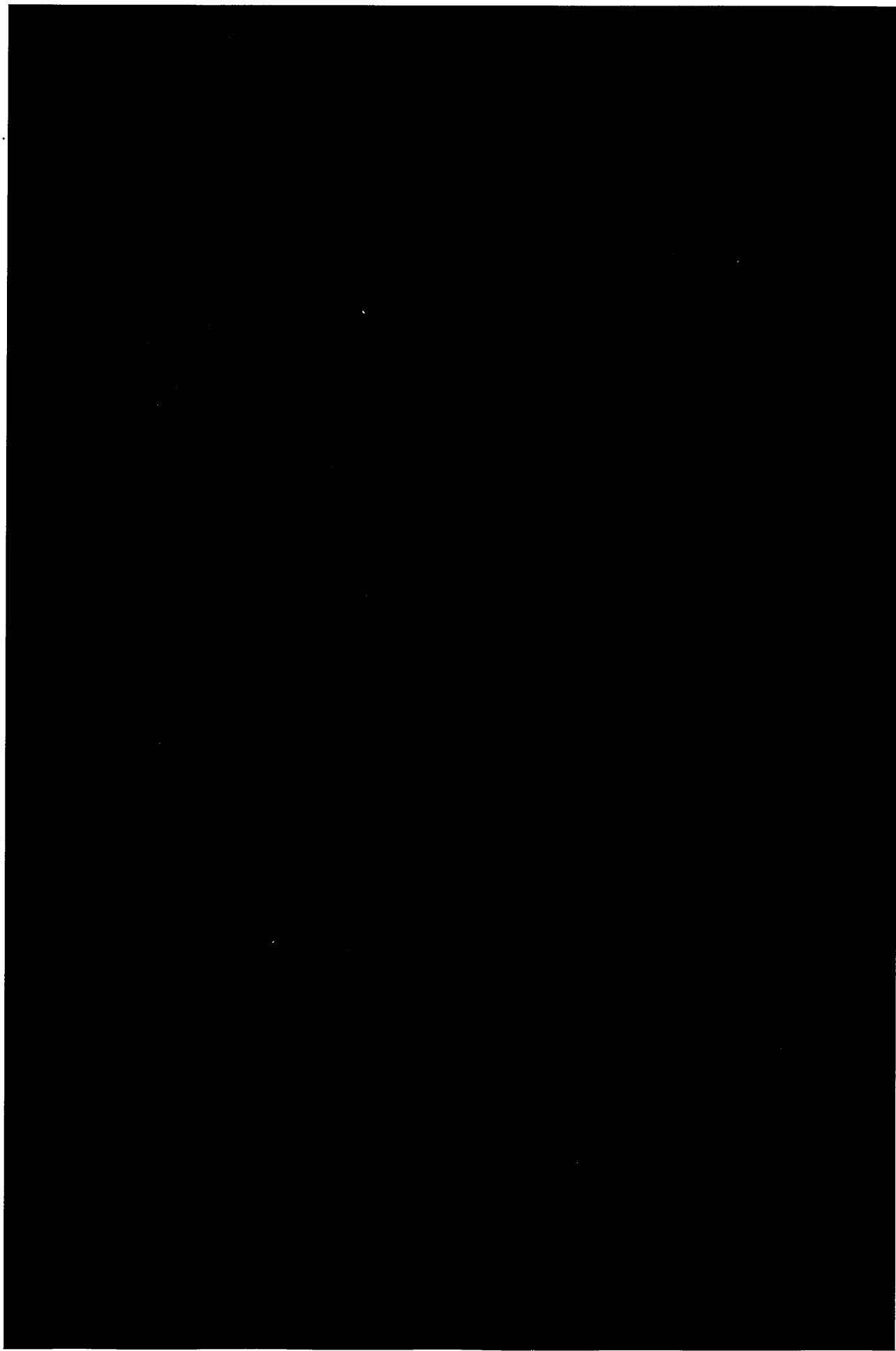




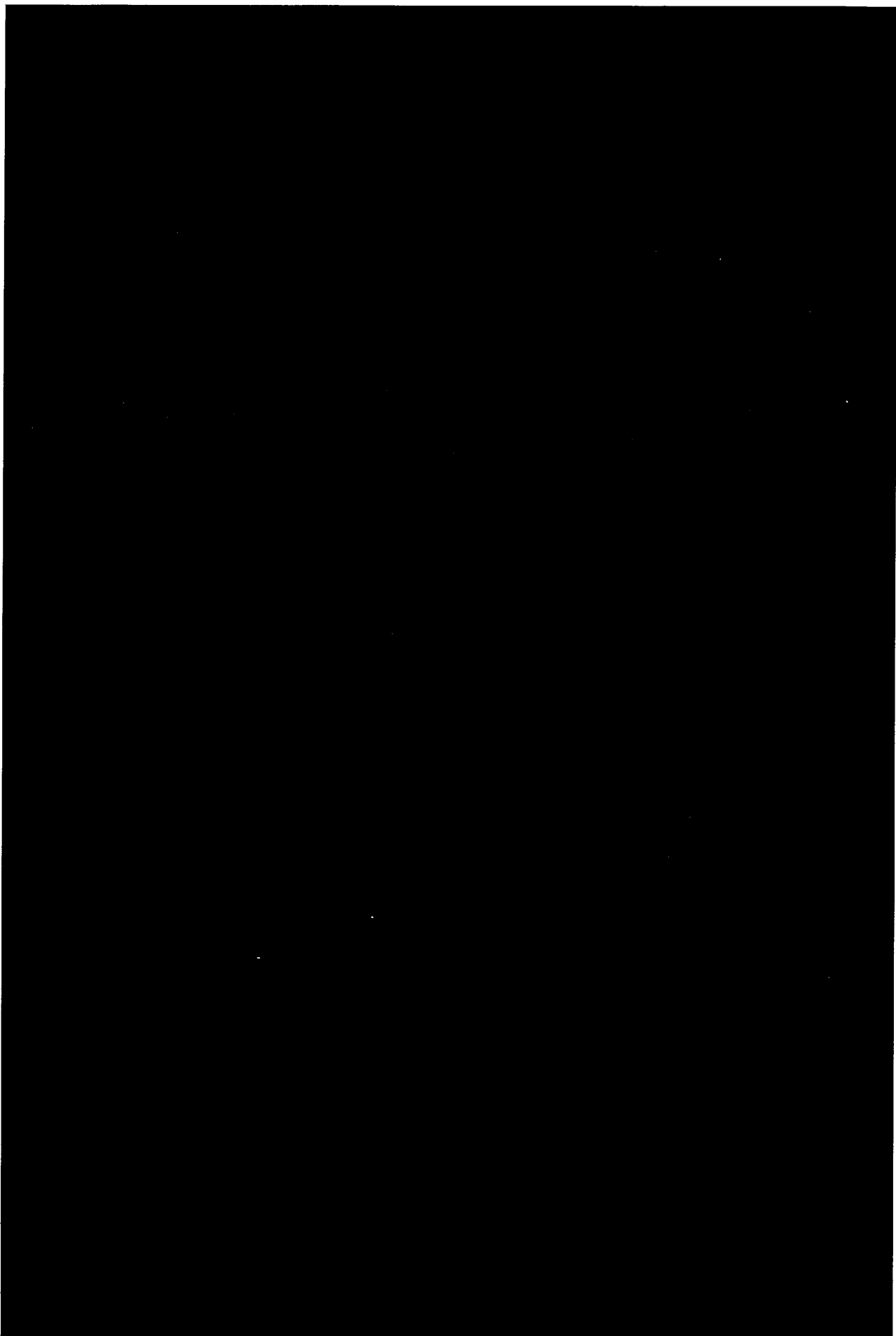
12/07/31

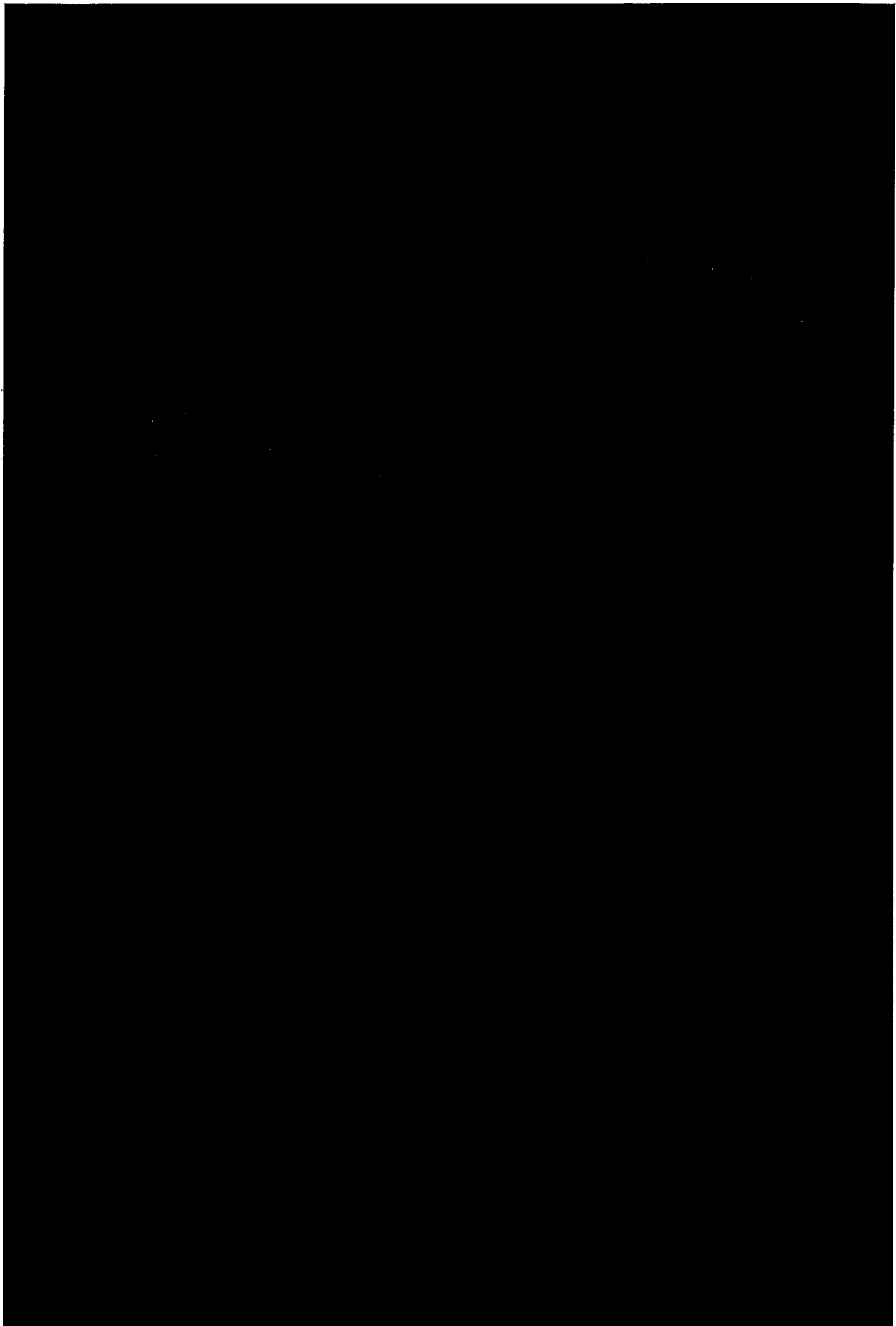


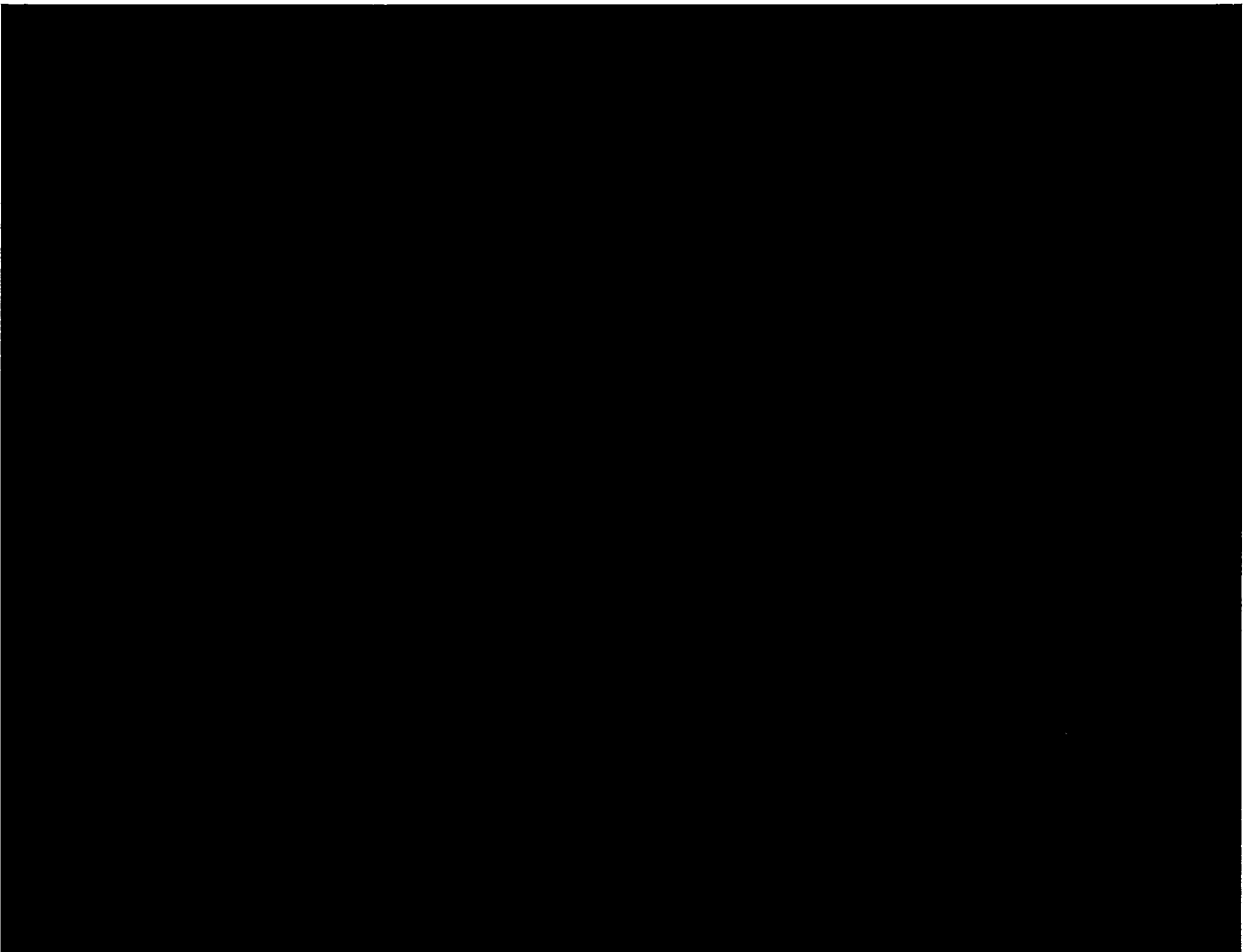


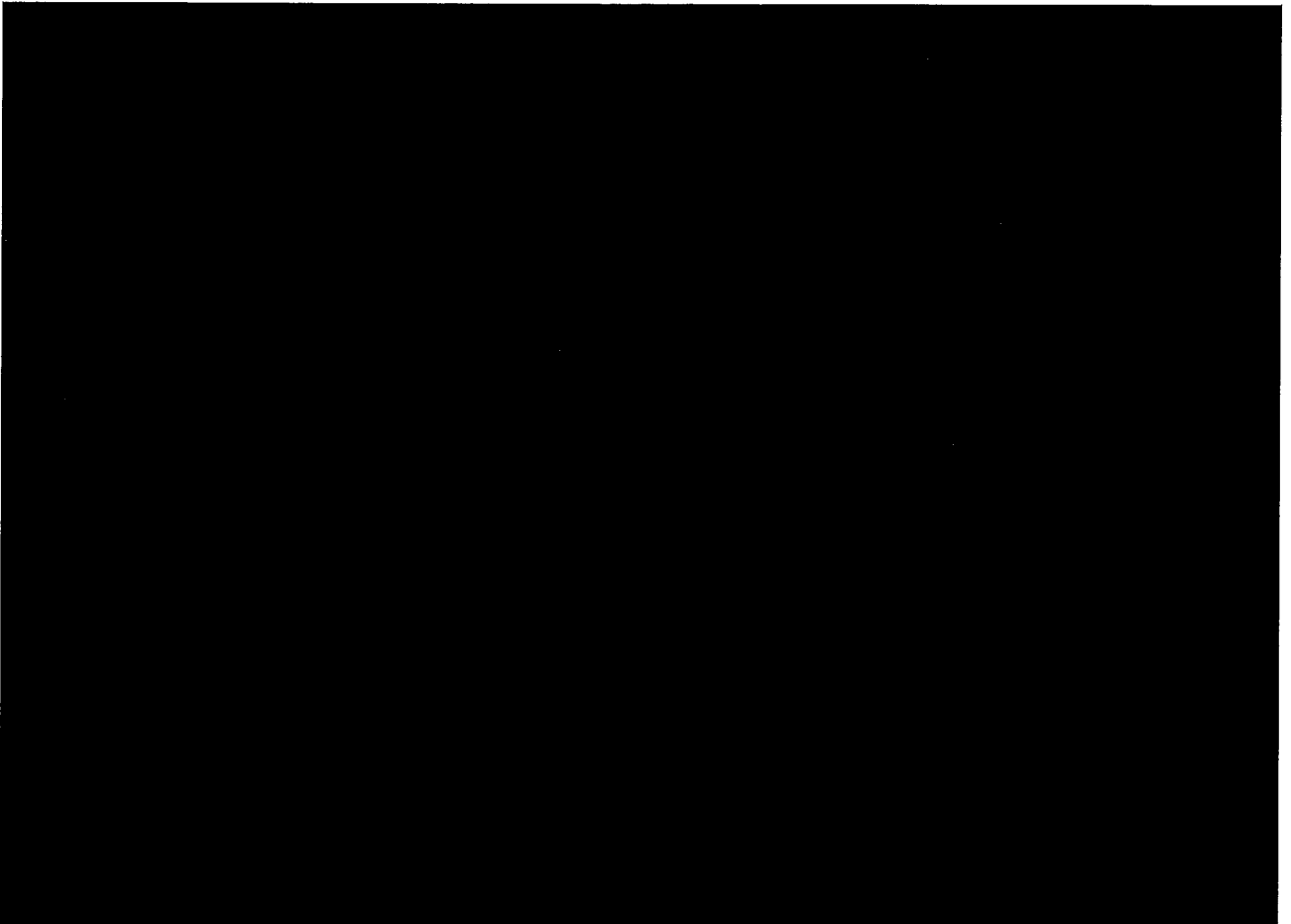


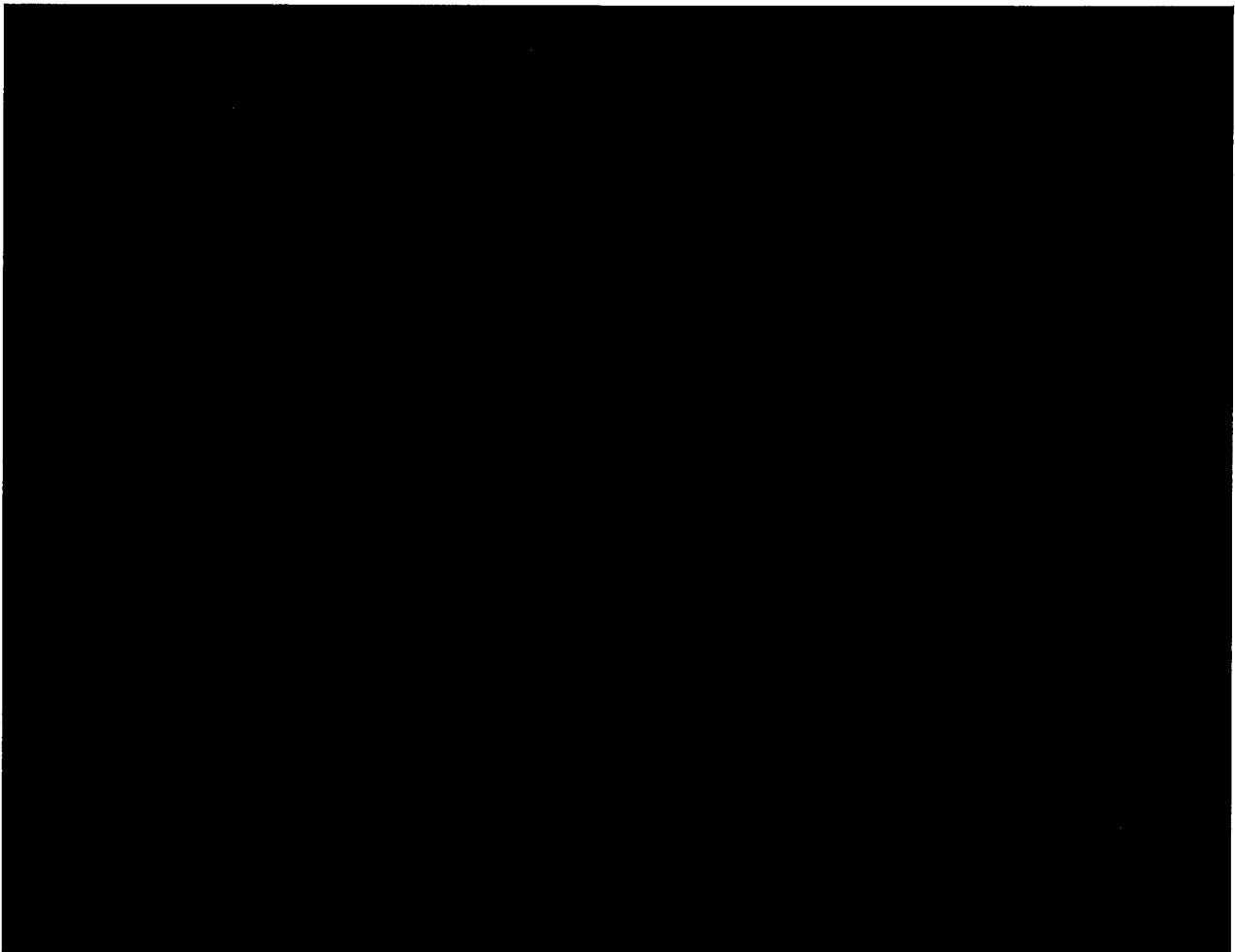
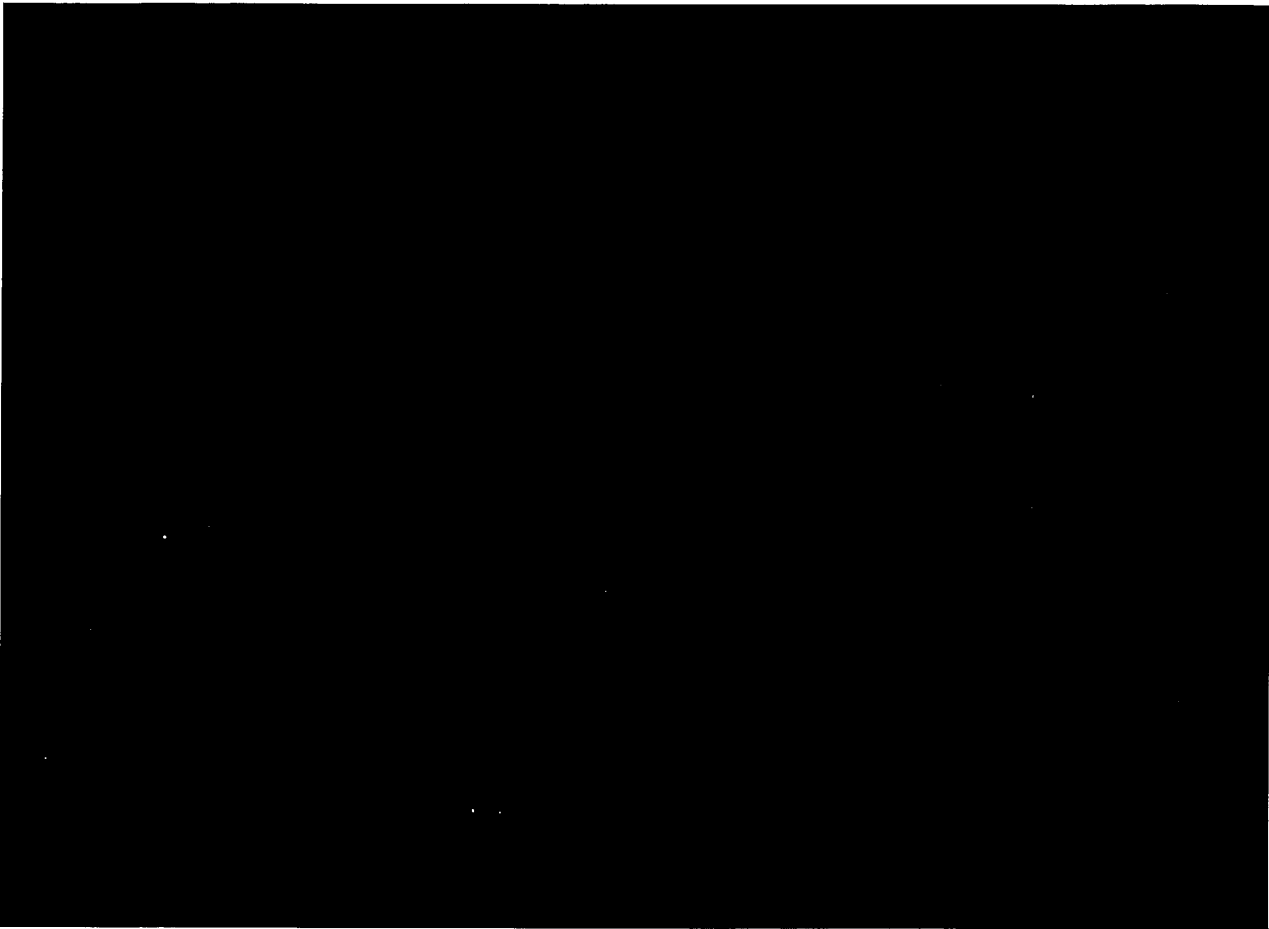
12/07/31



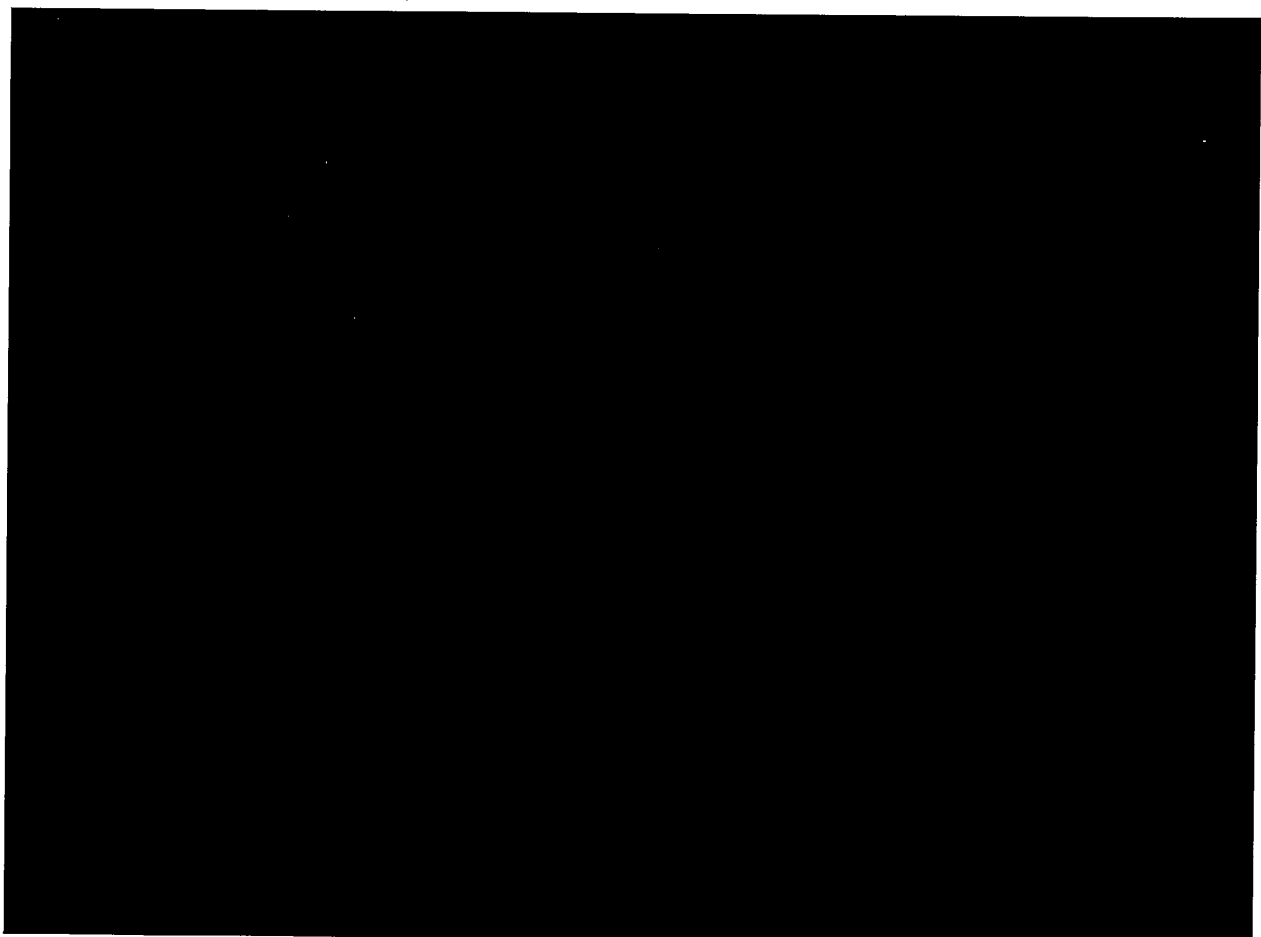
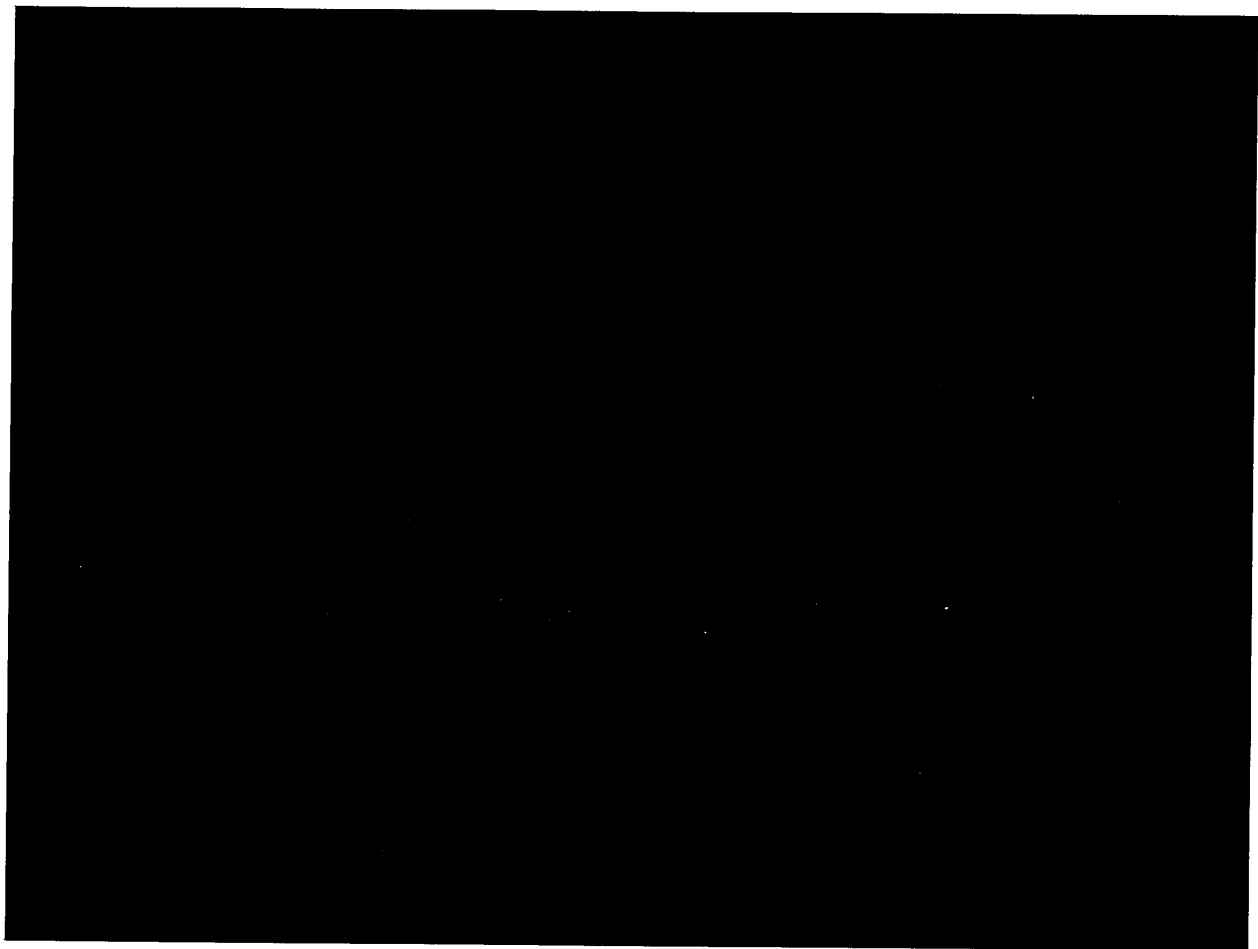


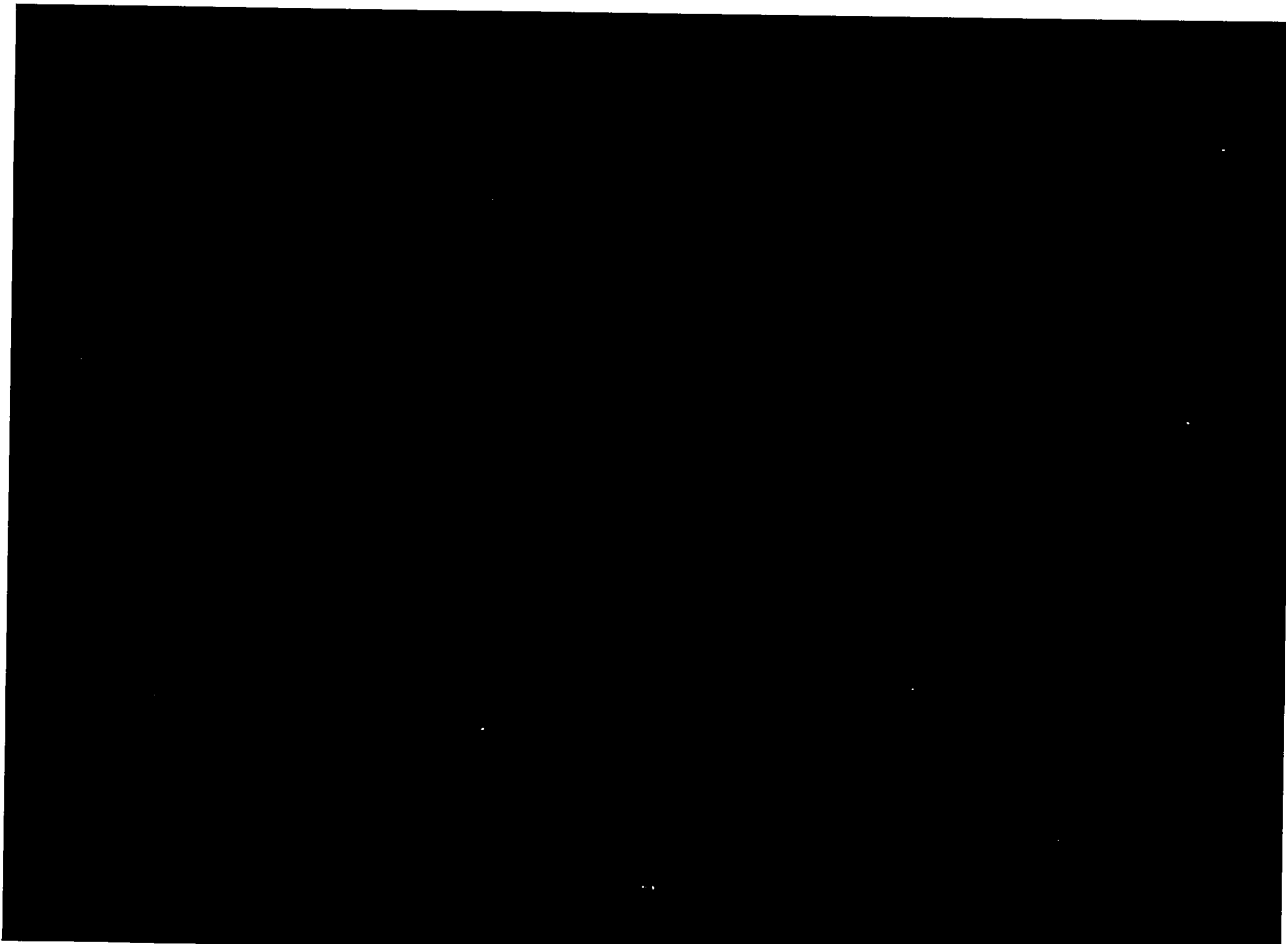
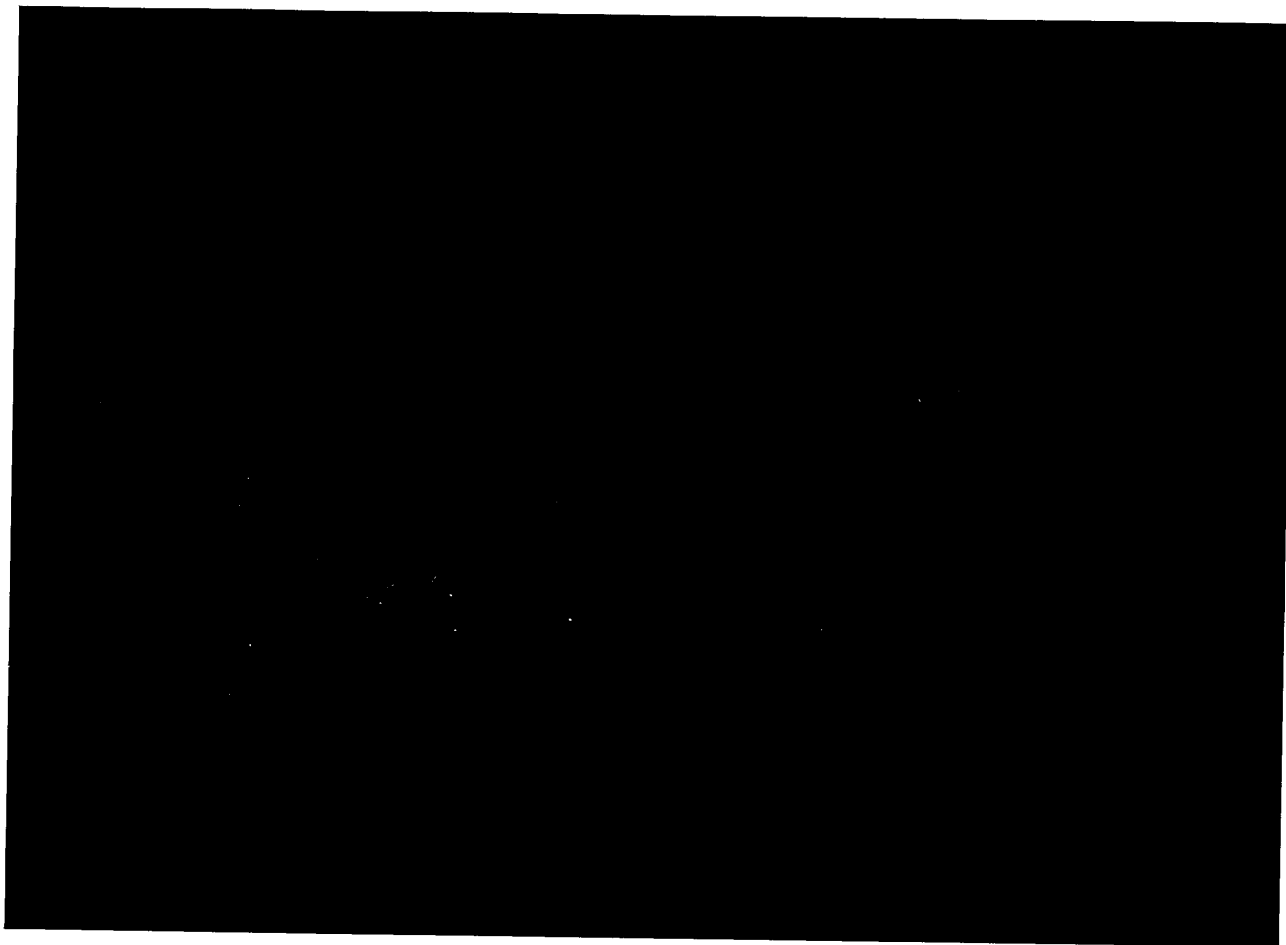




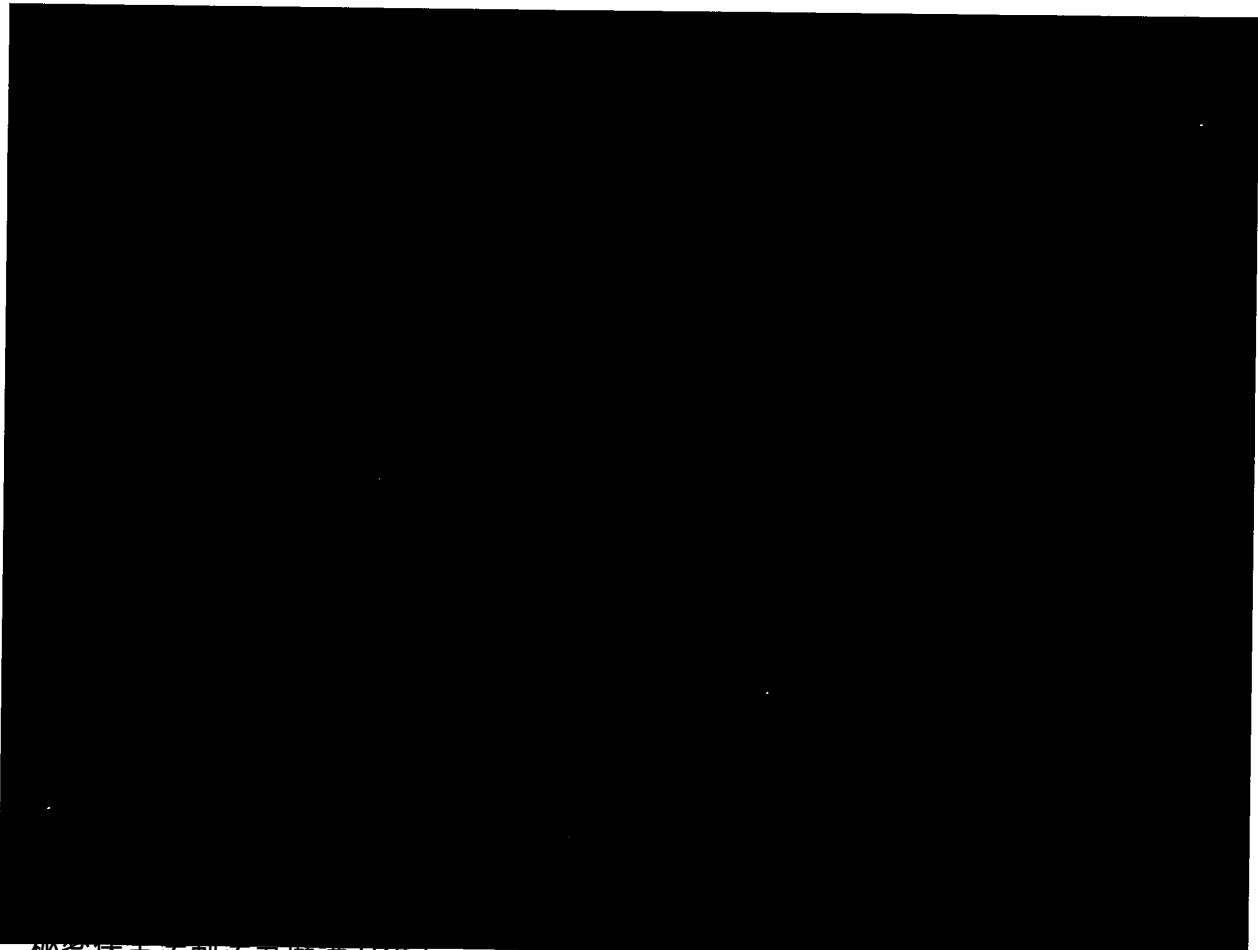
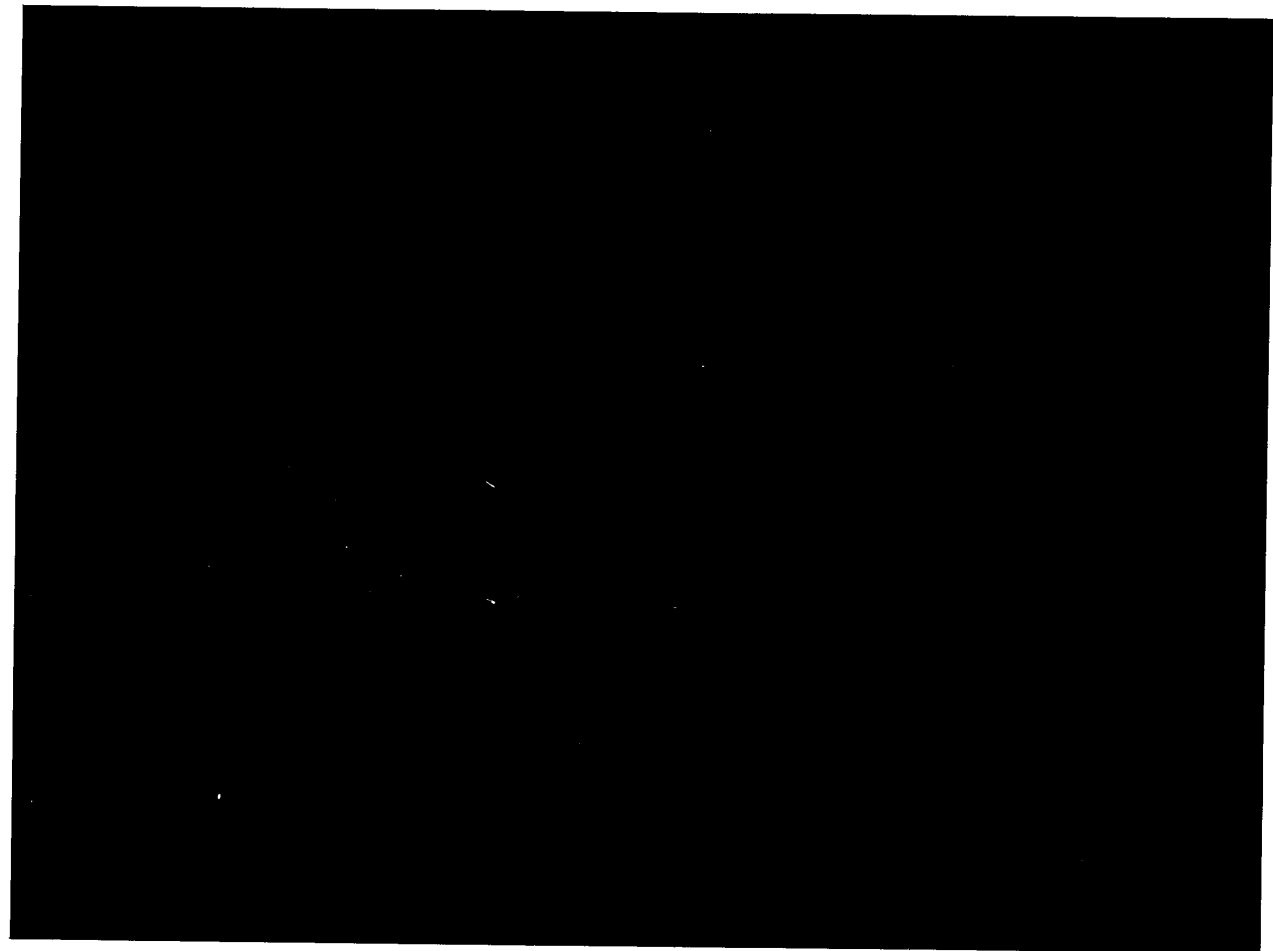




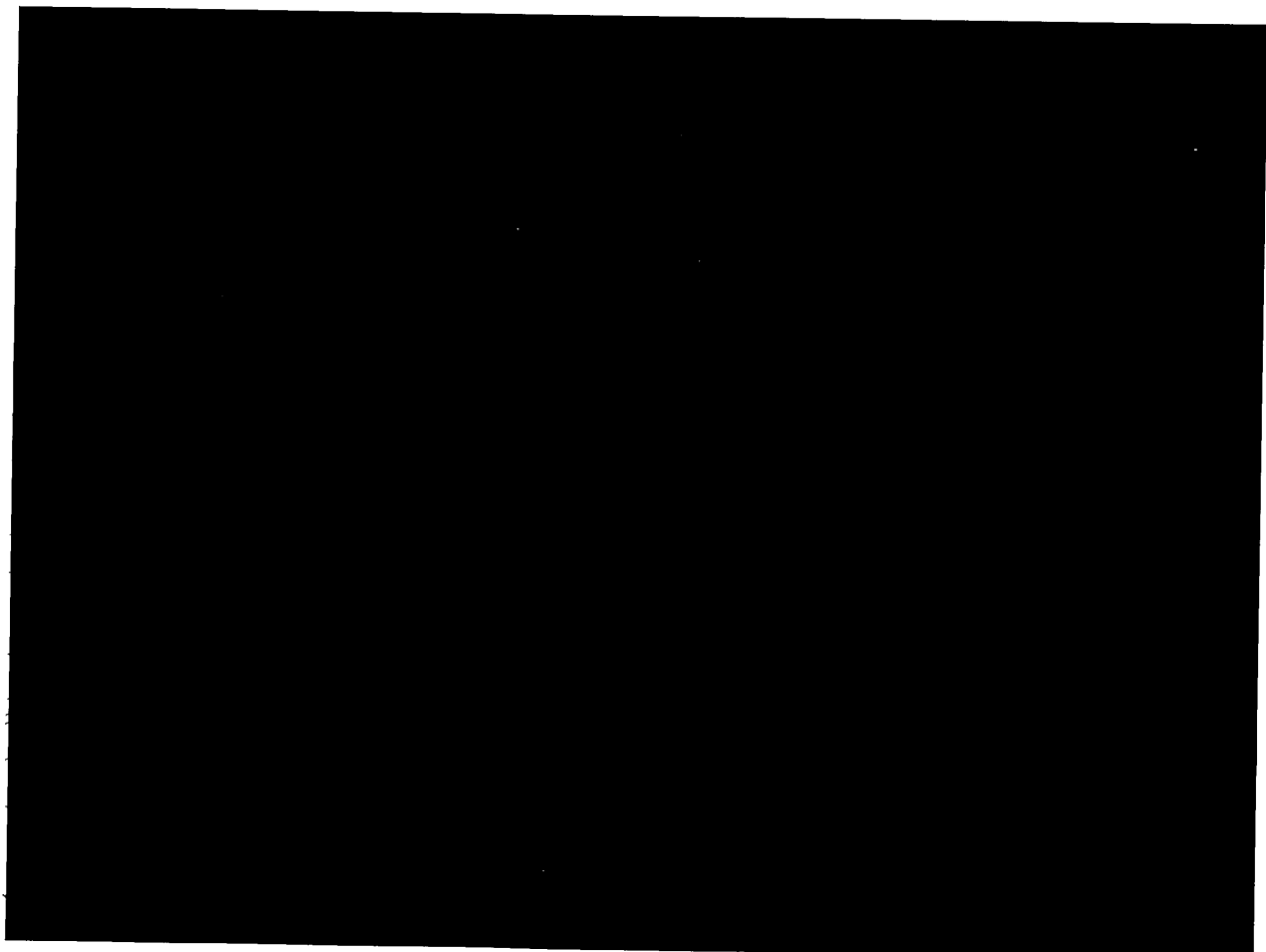
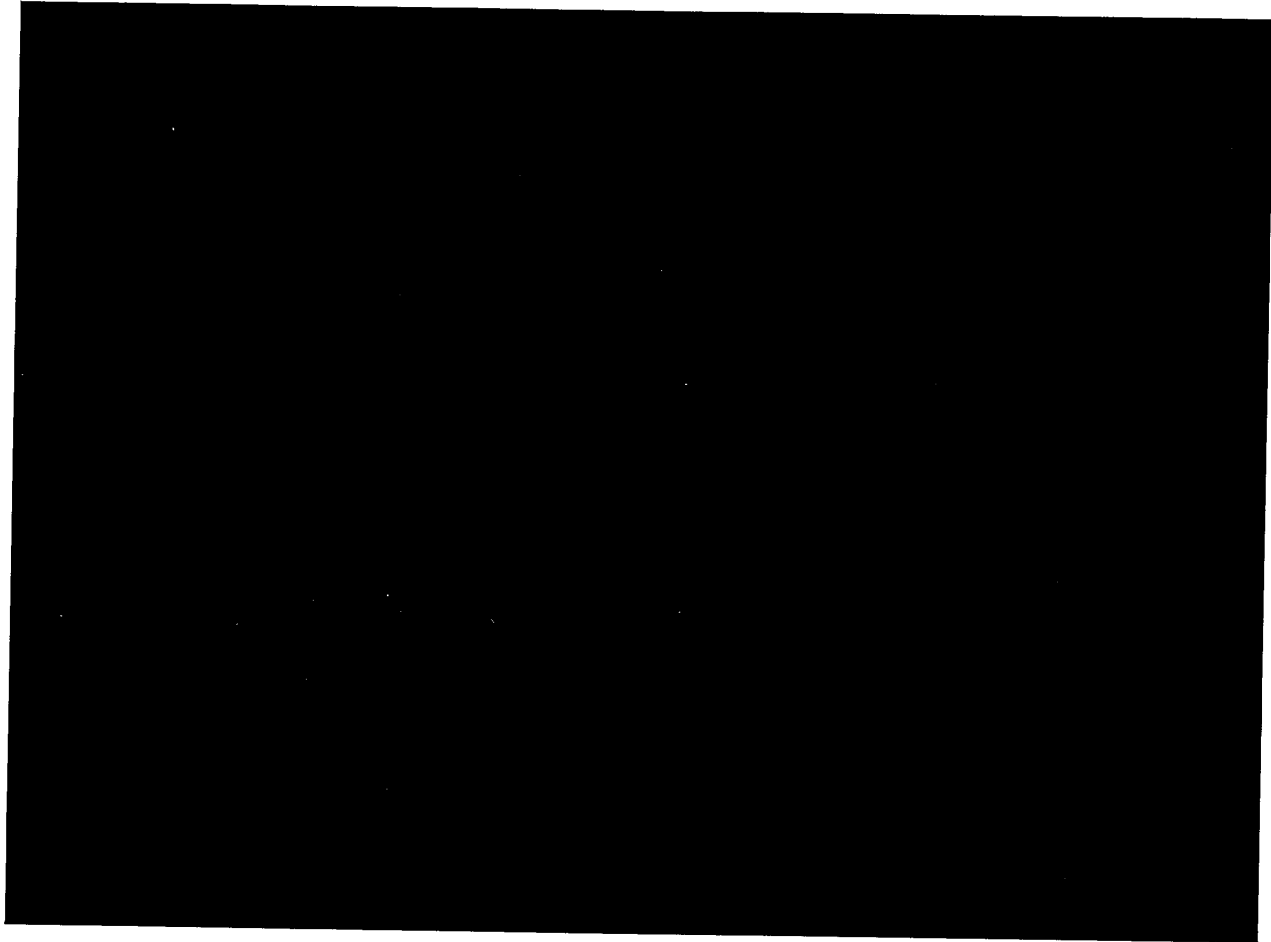


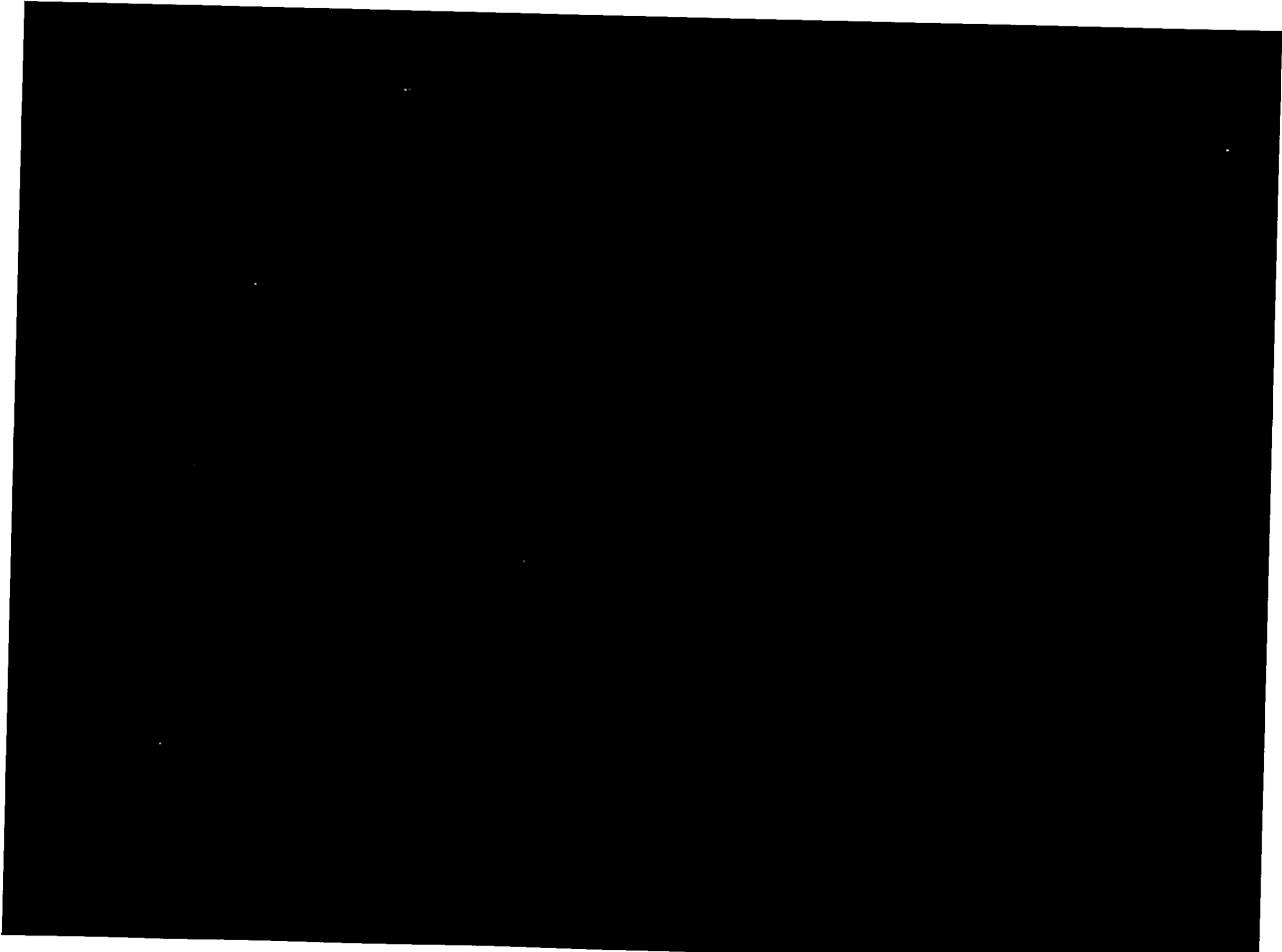
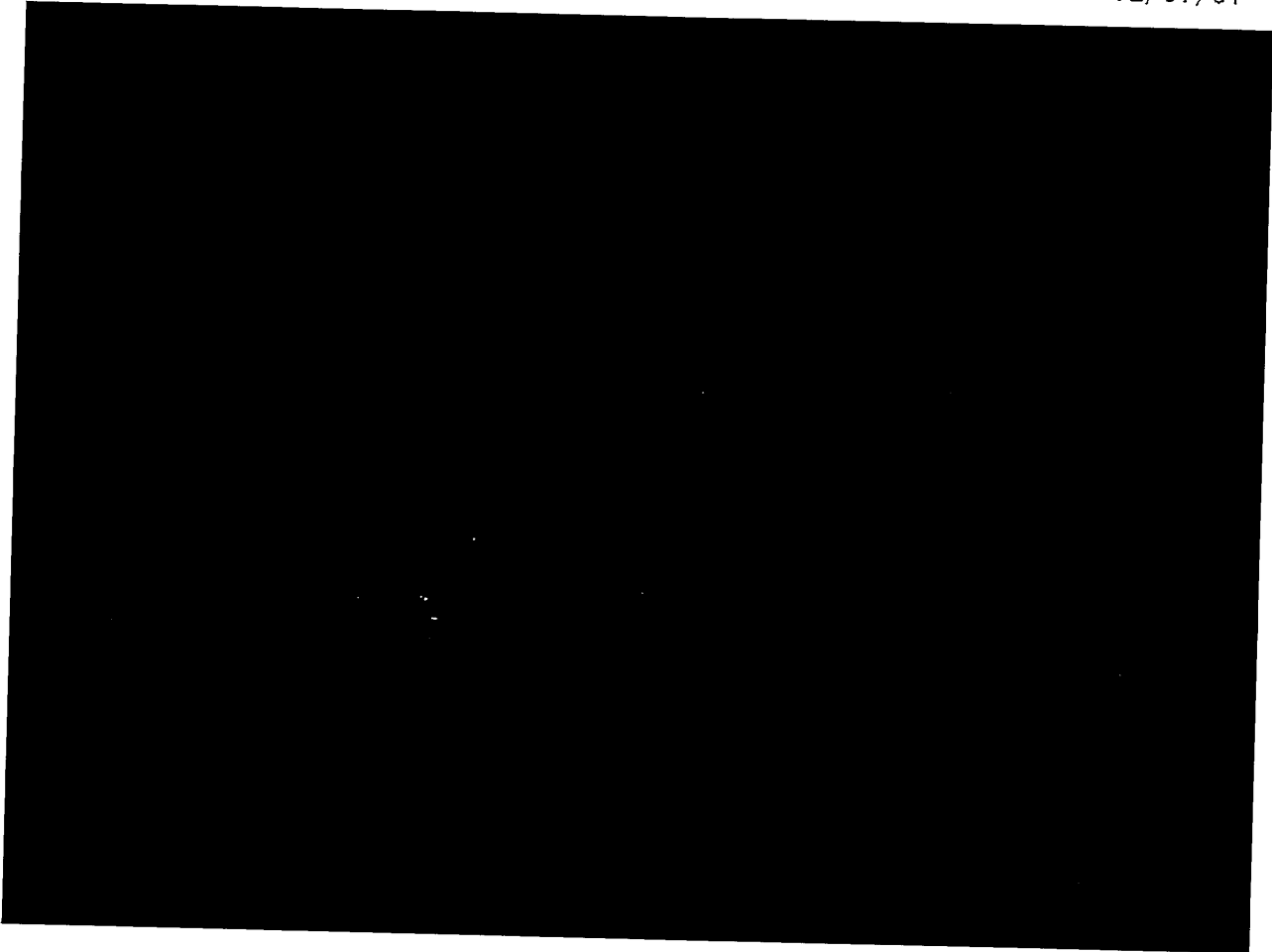


12/07/31

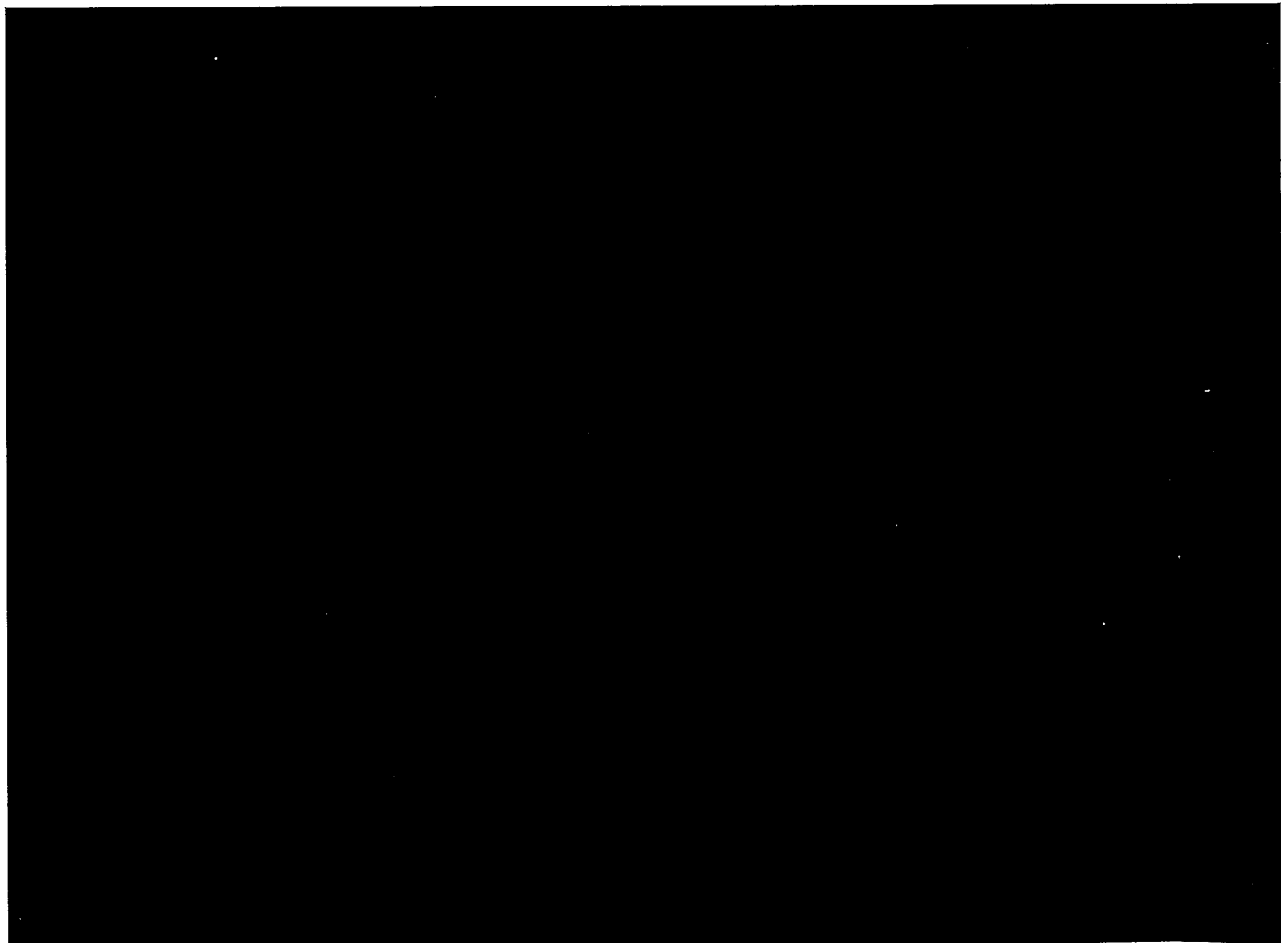


秘密保主法制法中協議 1124.7

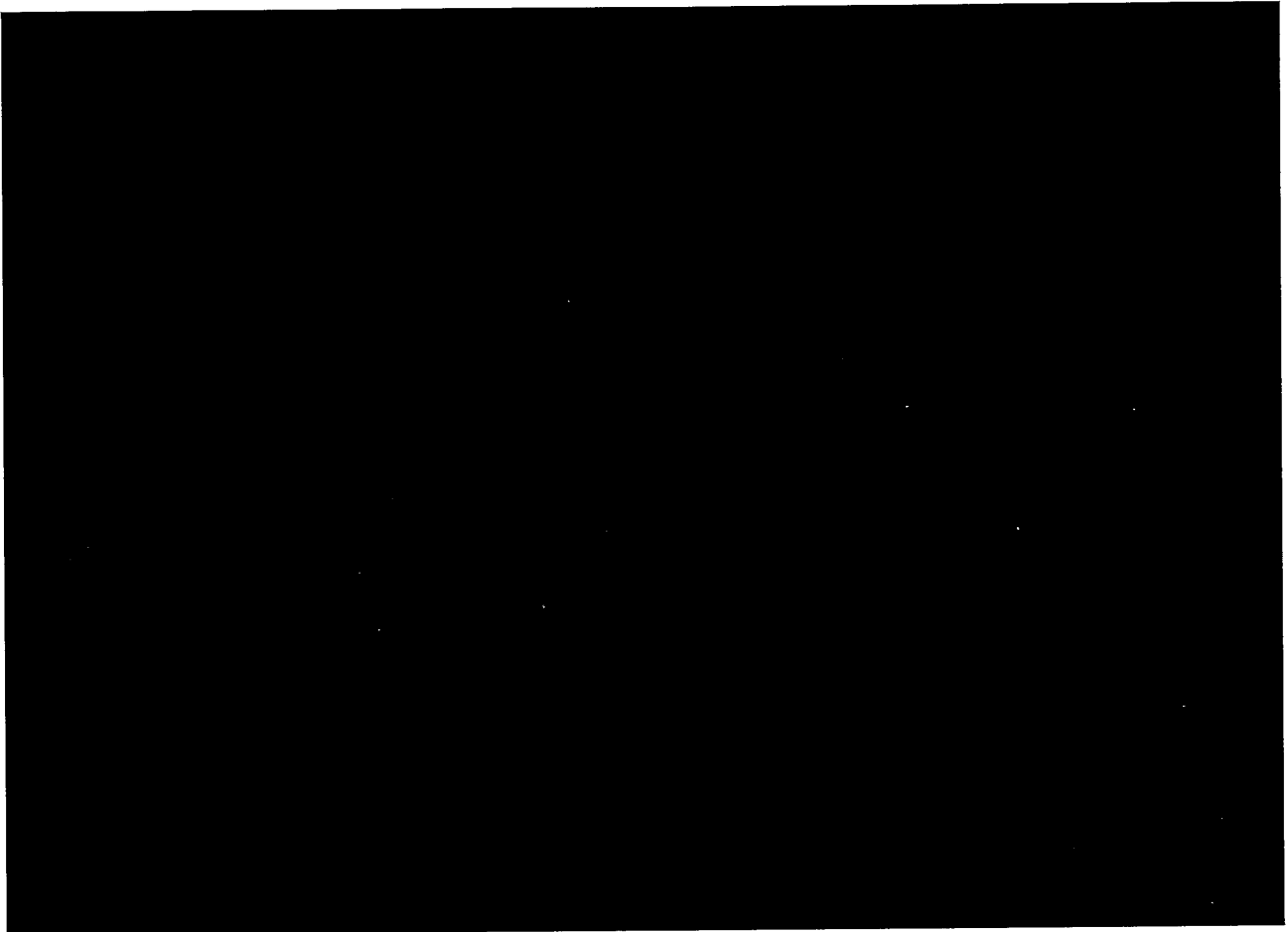




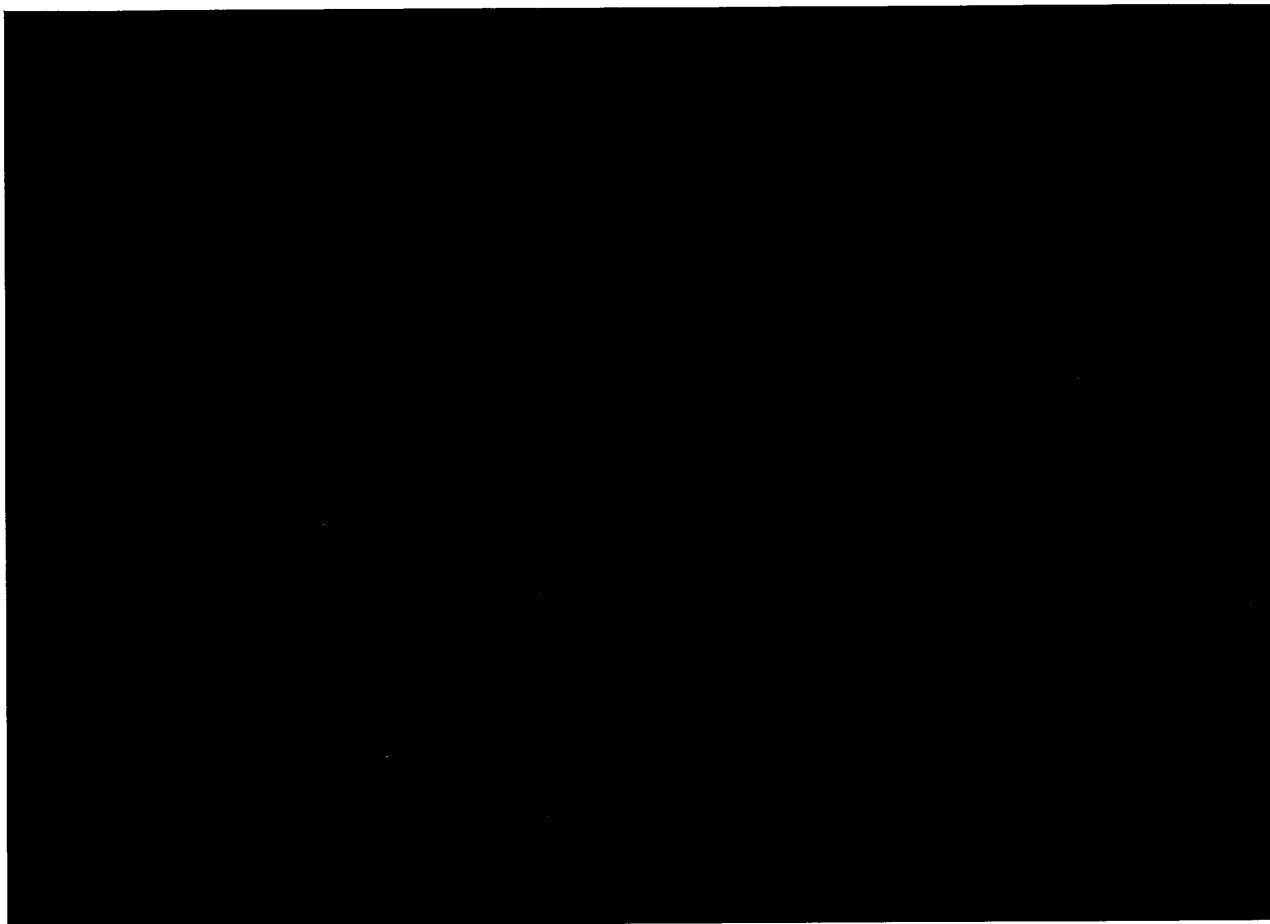
12/07/31



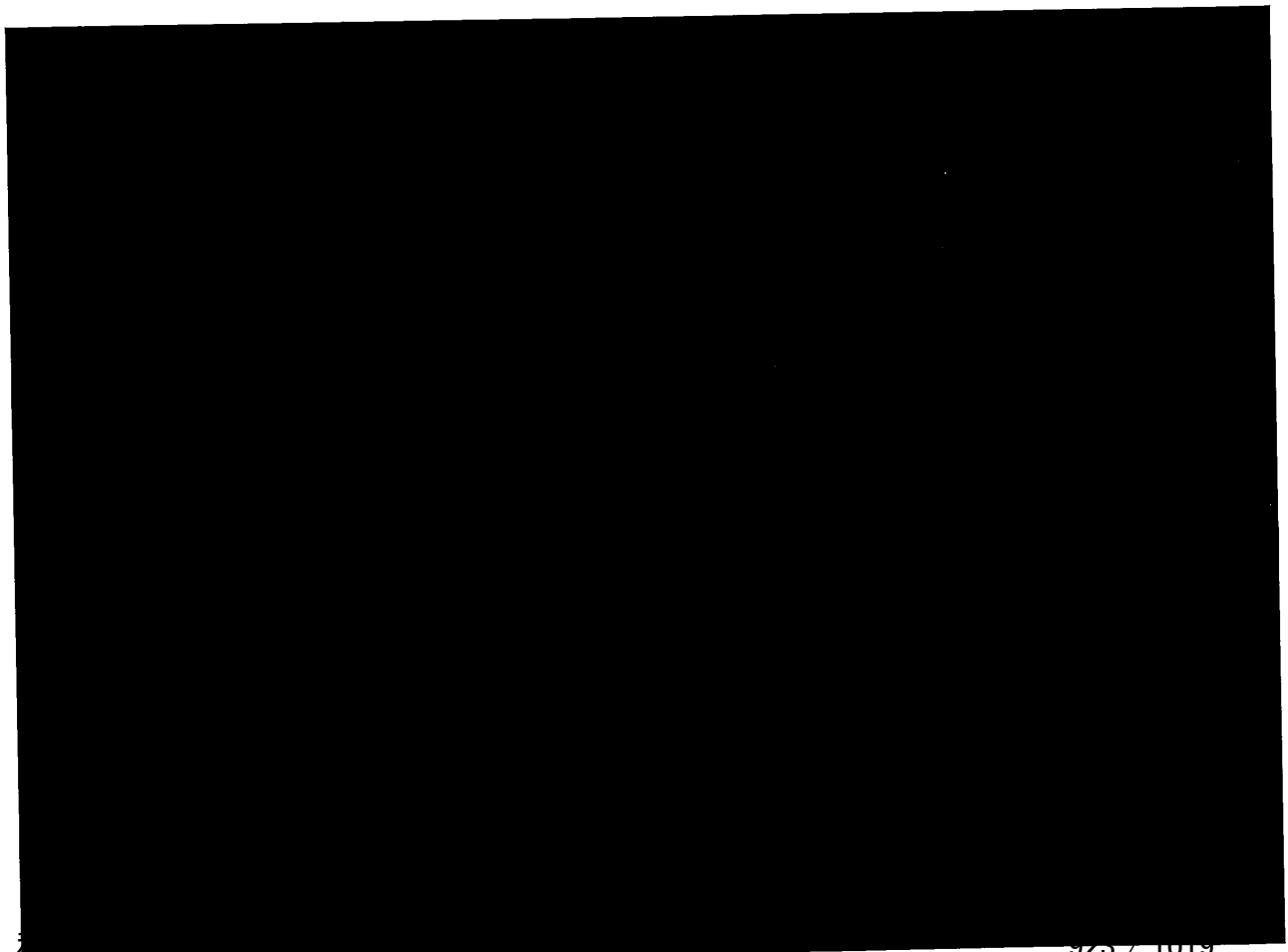
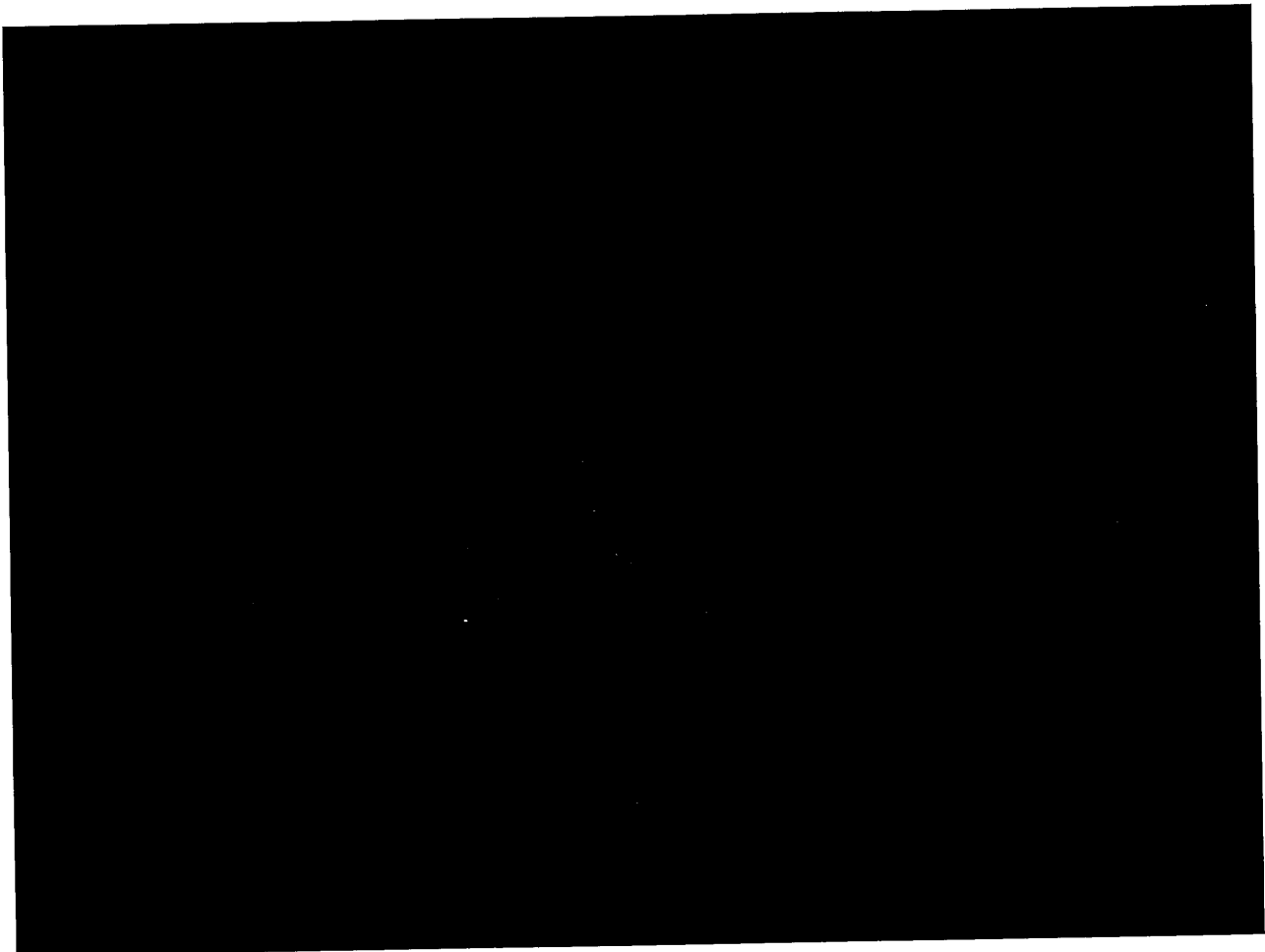
12/07/31



12/07/31

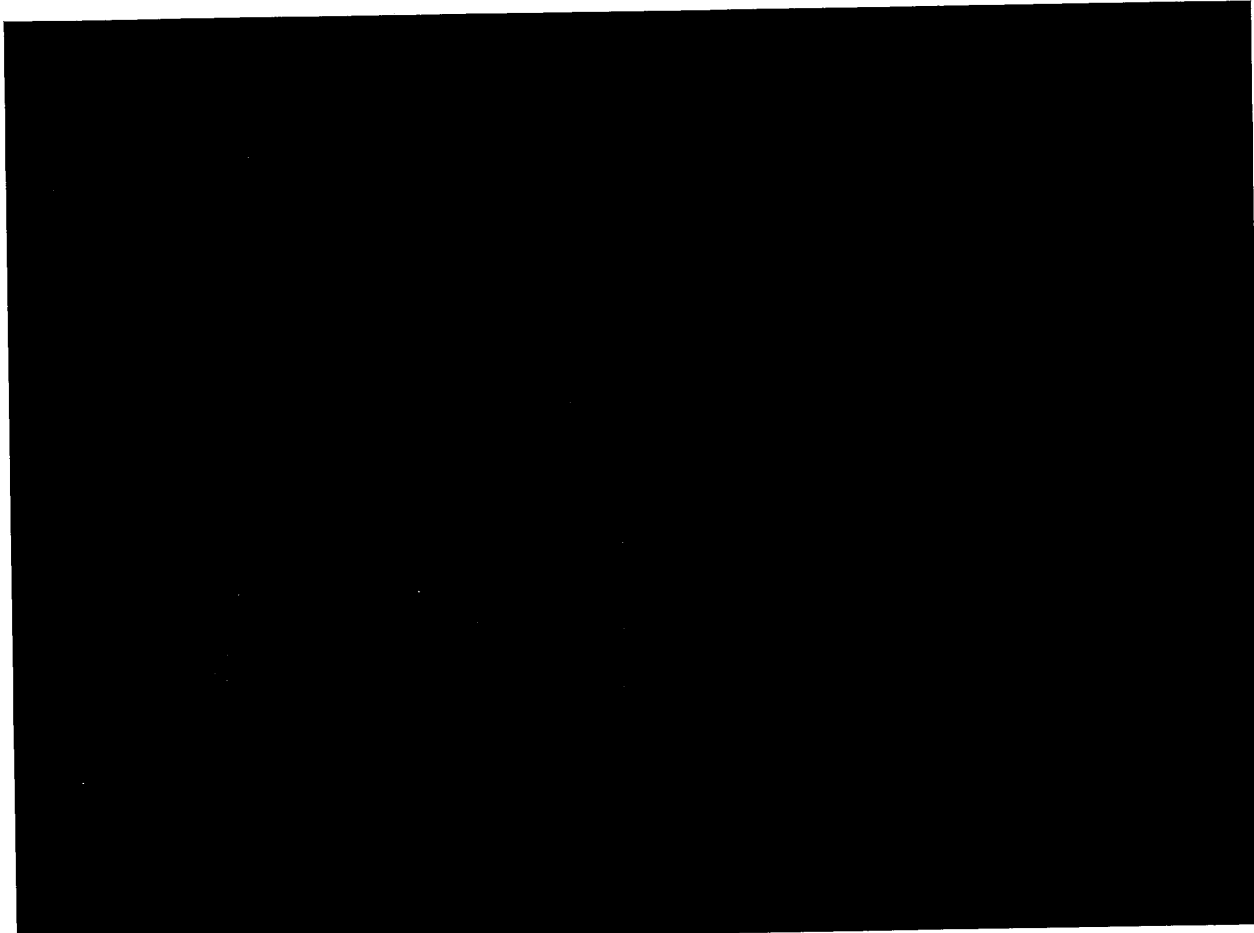


12/07/31

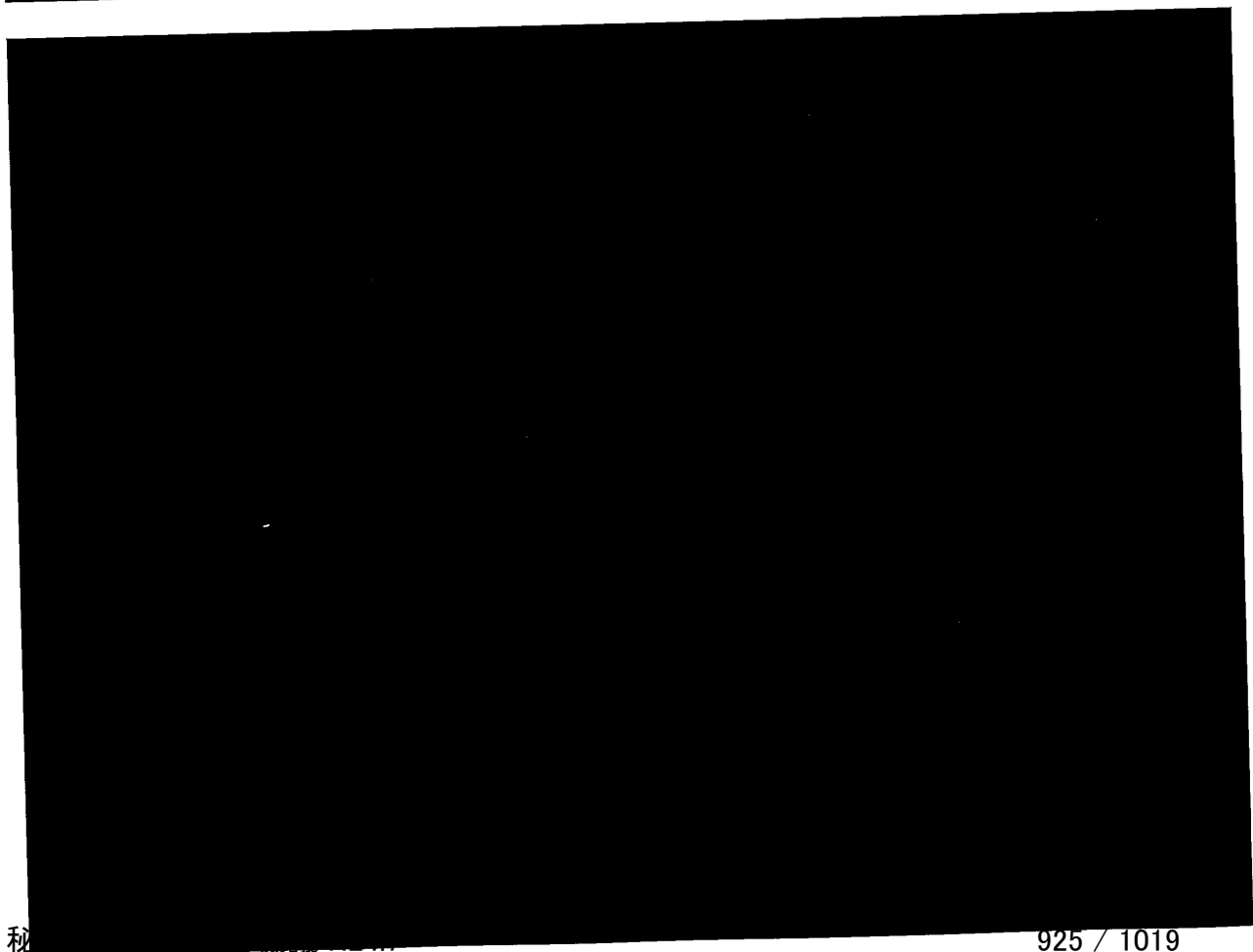


925 / 1019

12/07/31



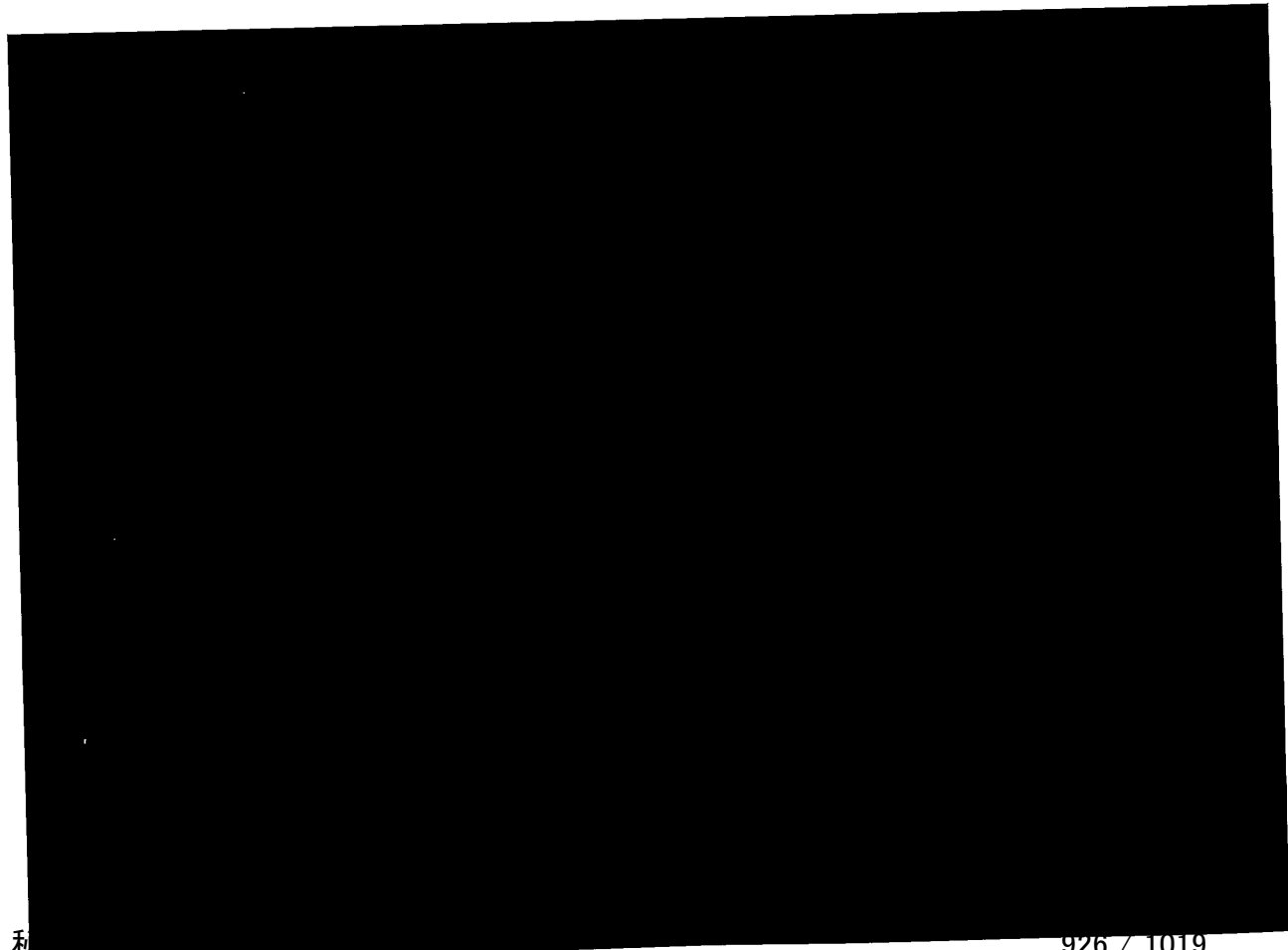
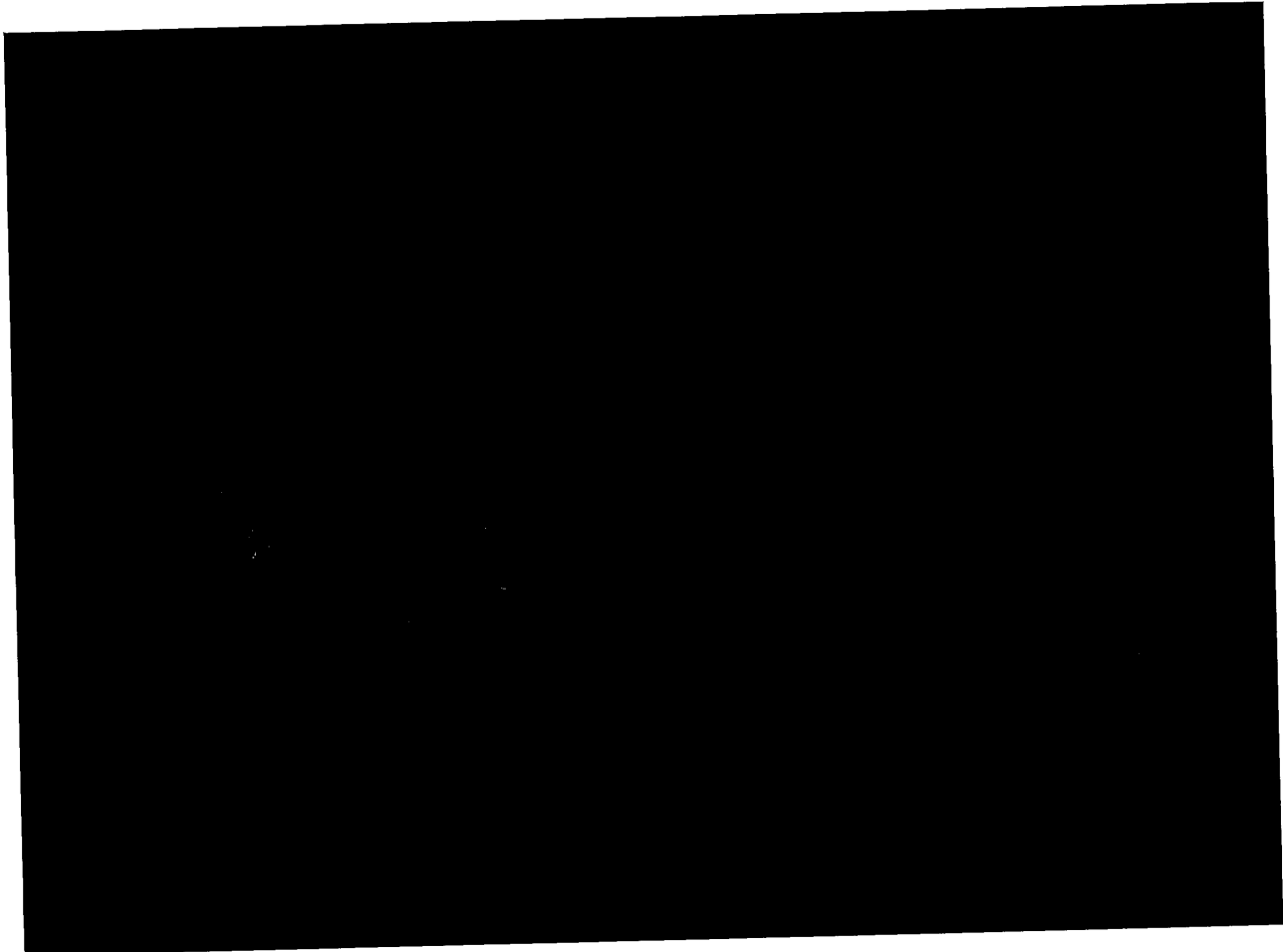
12/07/31



秘

925 / 1019

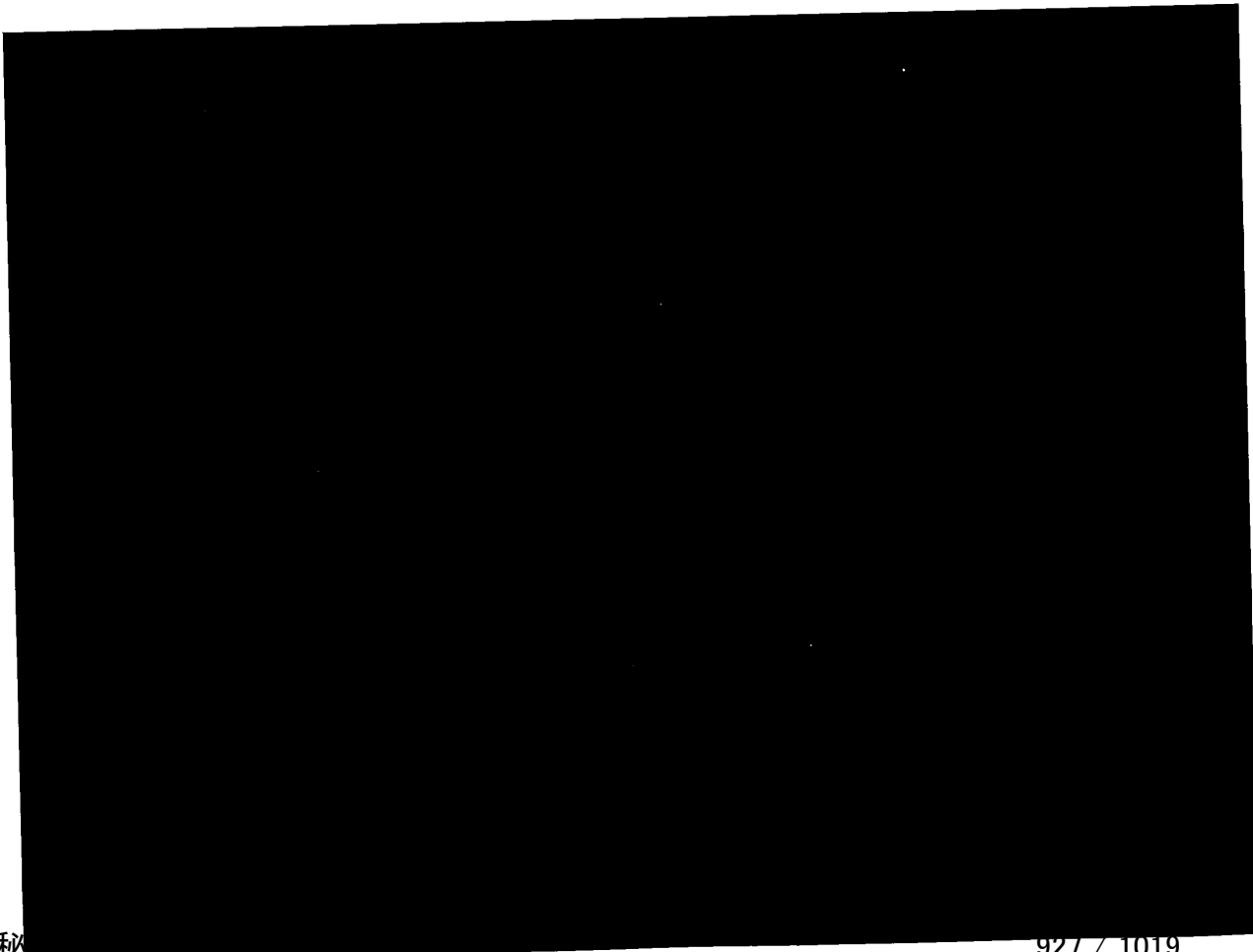
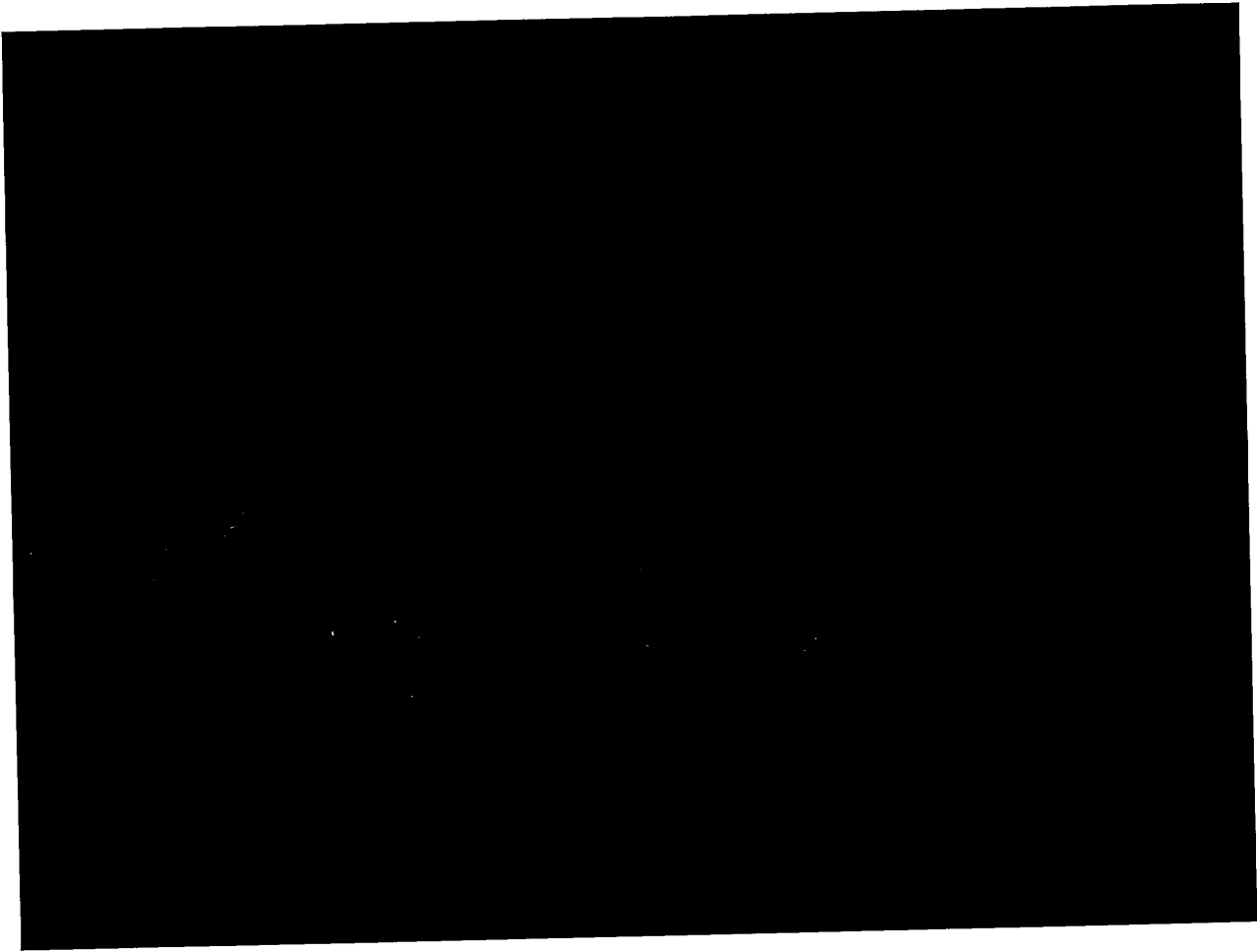
12/07/31



利

926 / 1019

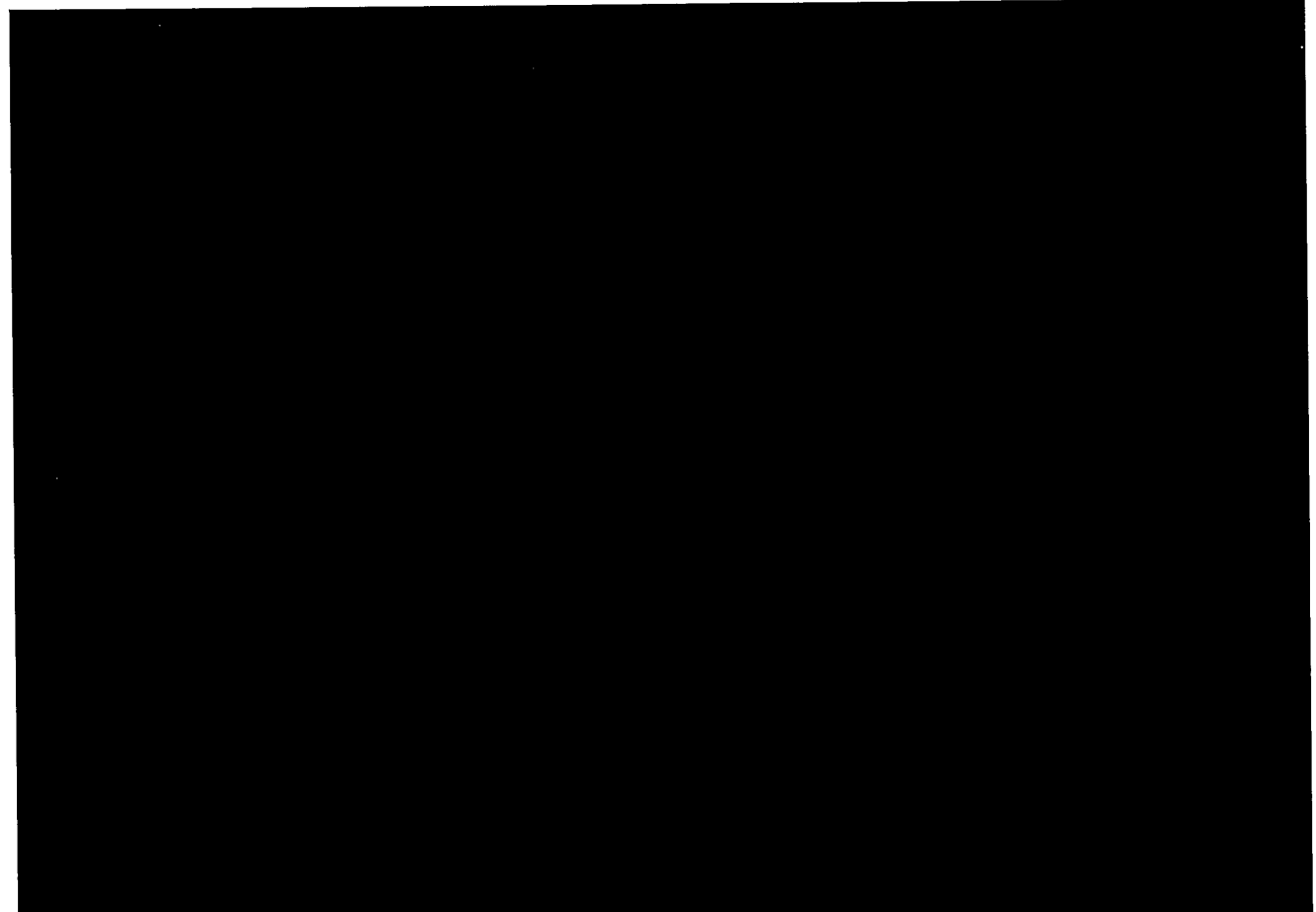
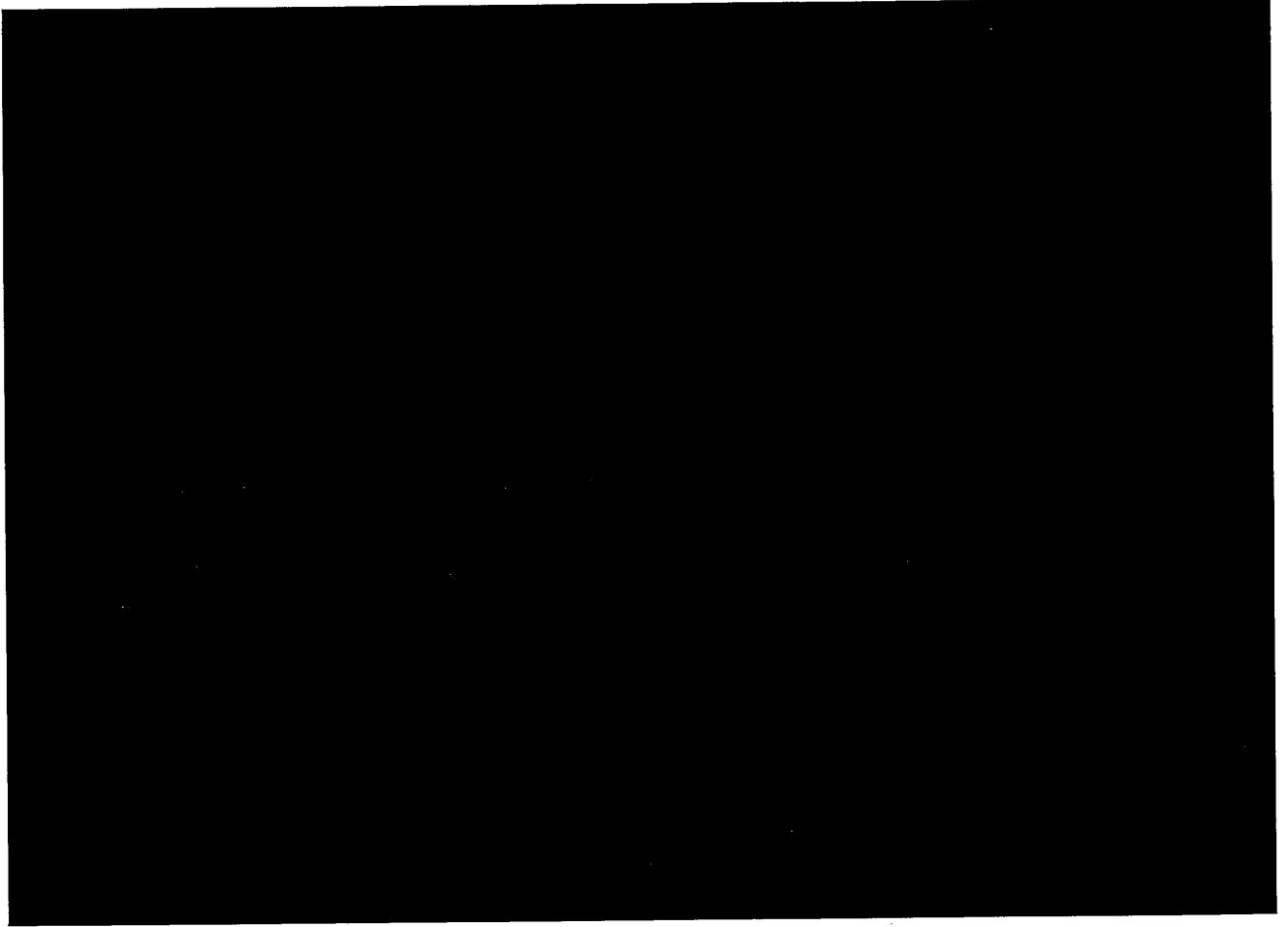
12/07/31



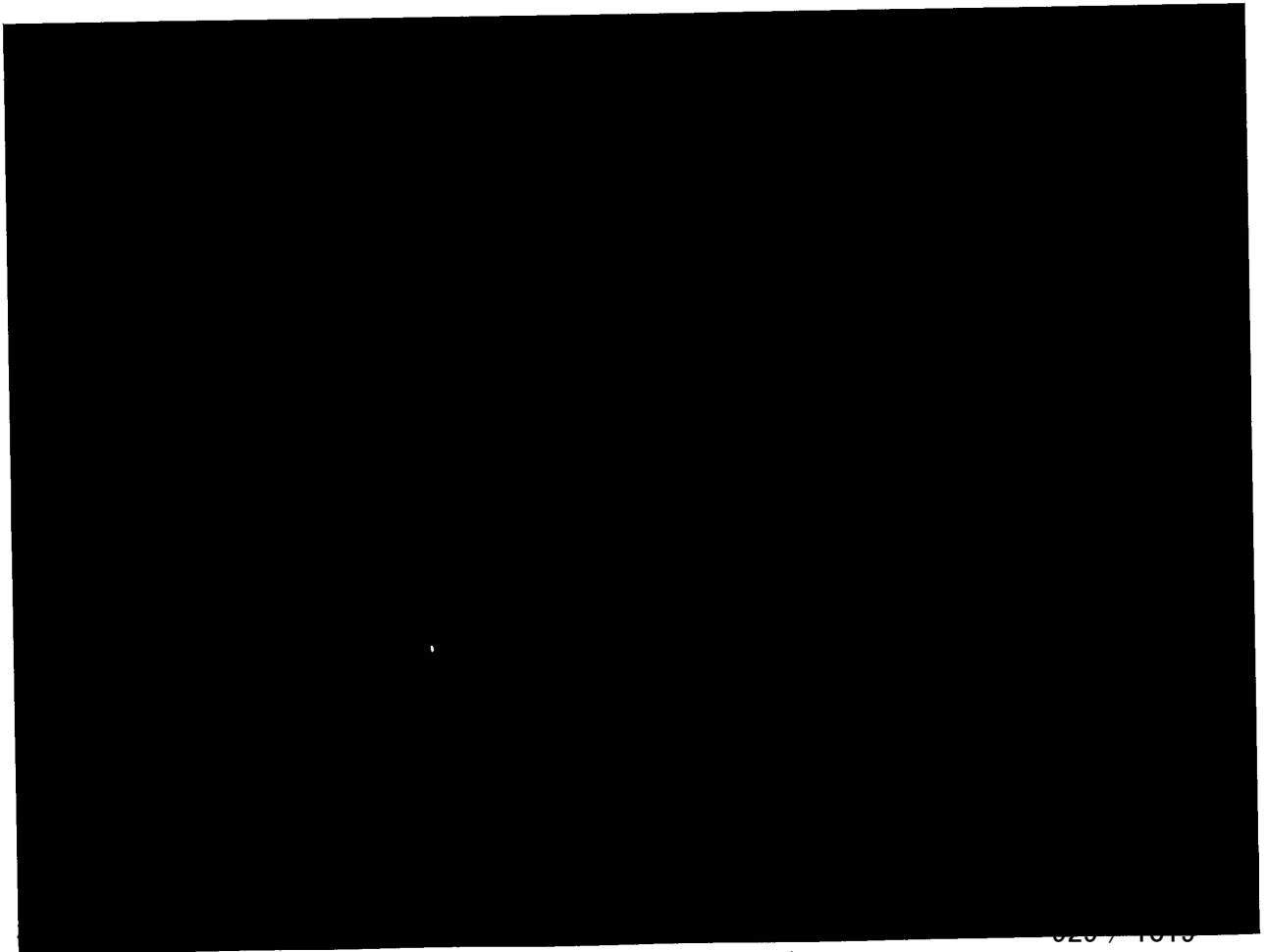
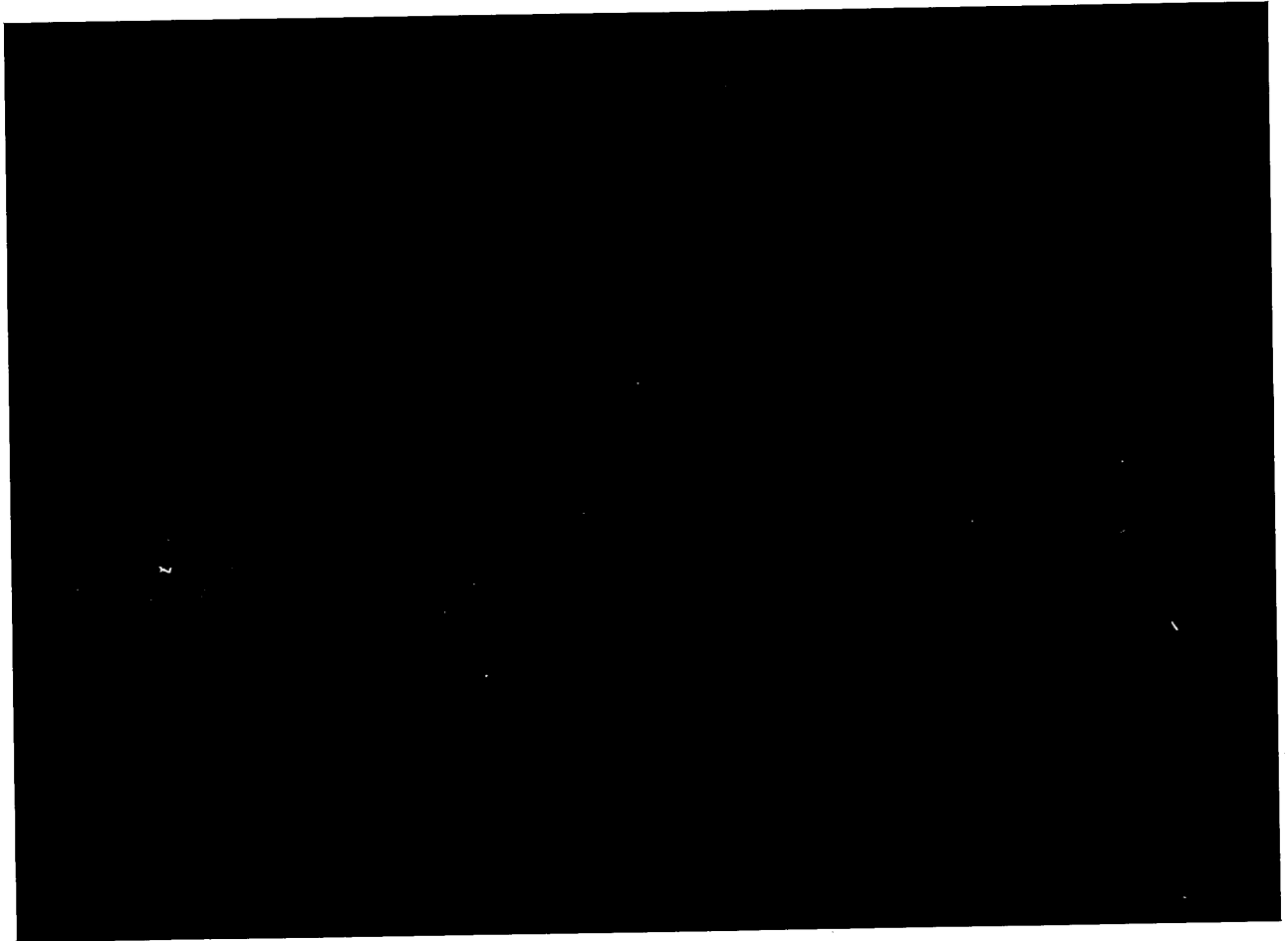
秘

927 / 1019

12/07/31

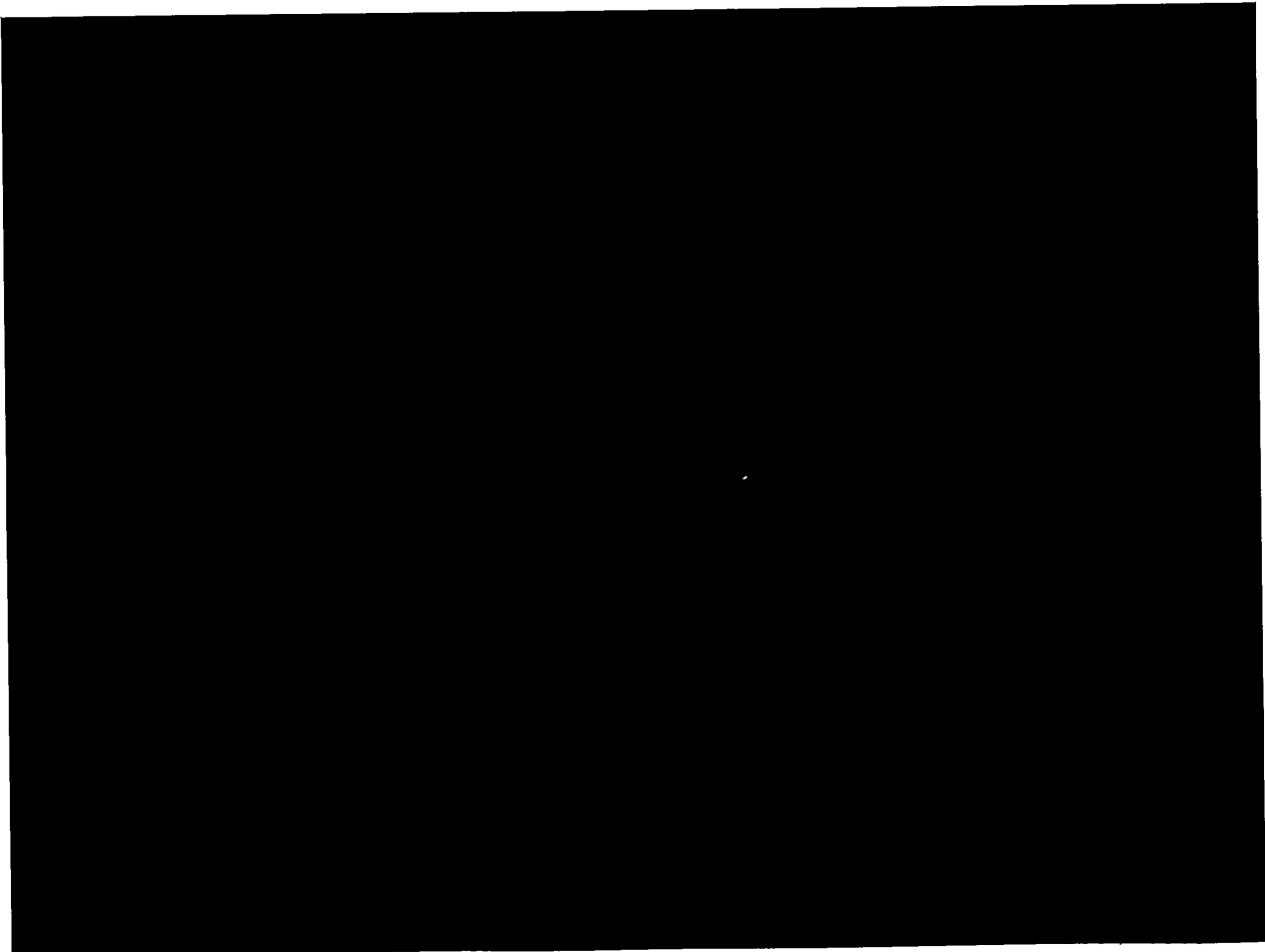
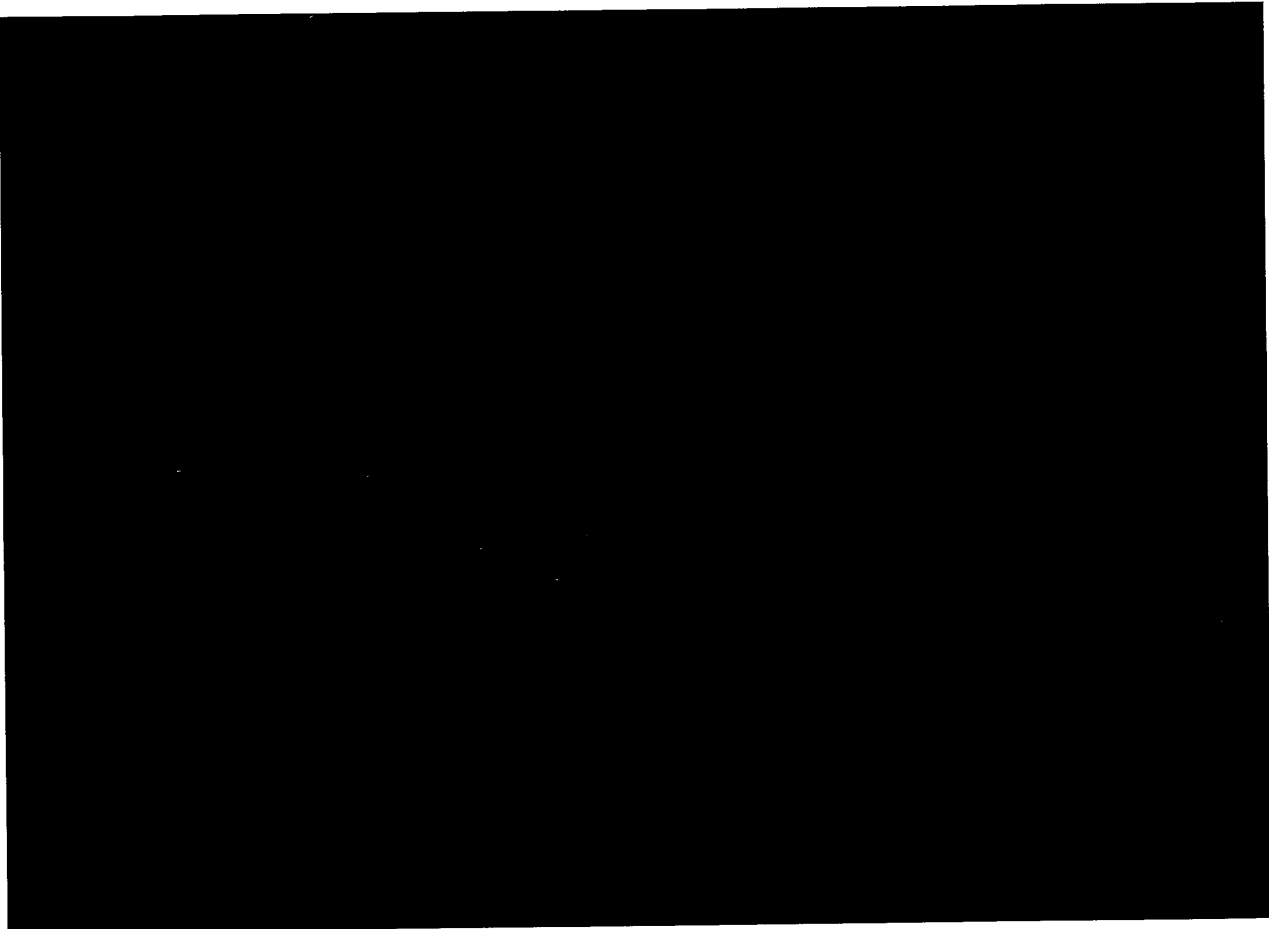


12/07/31

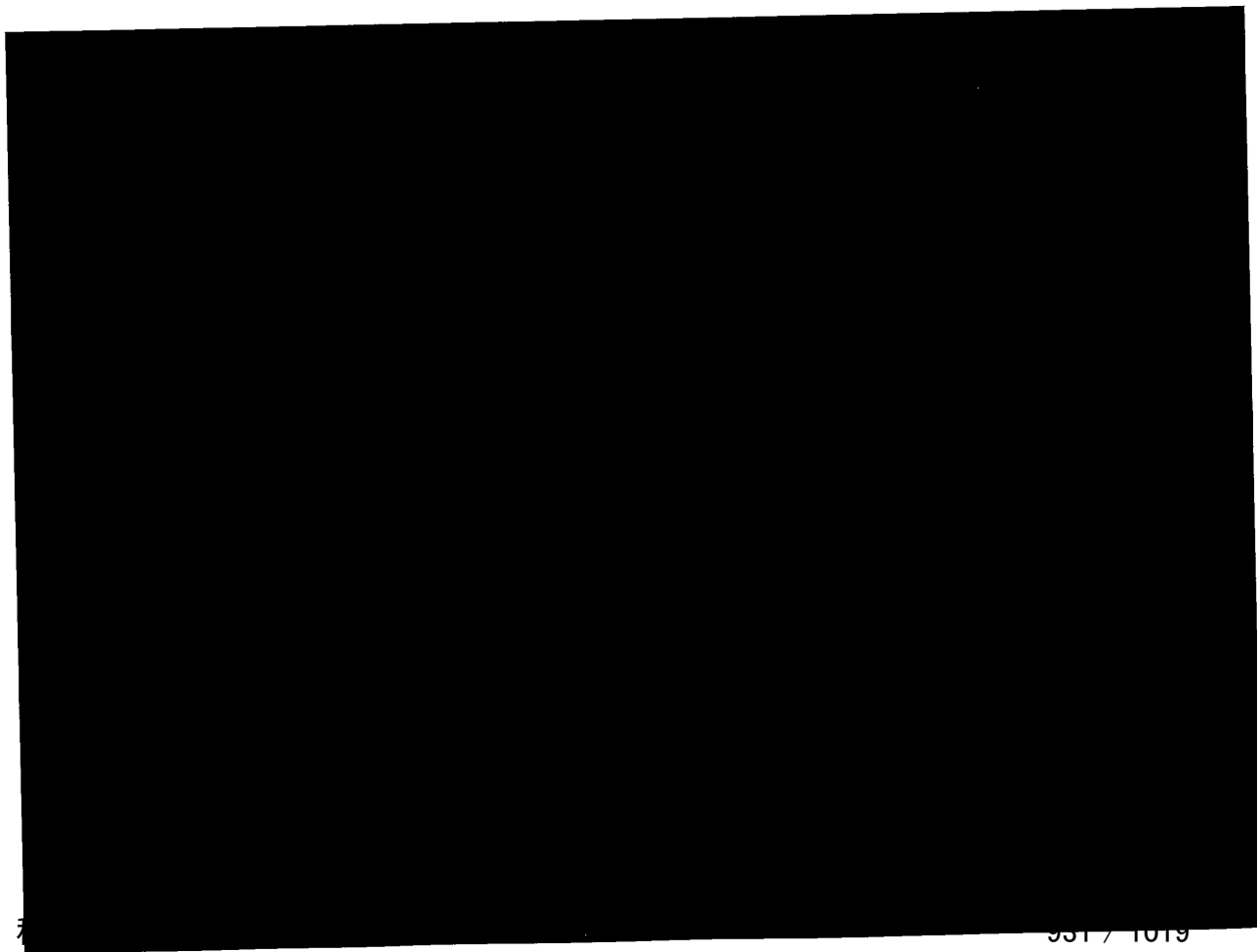


0207 1010

12/07/31

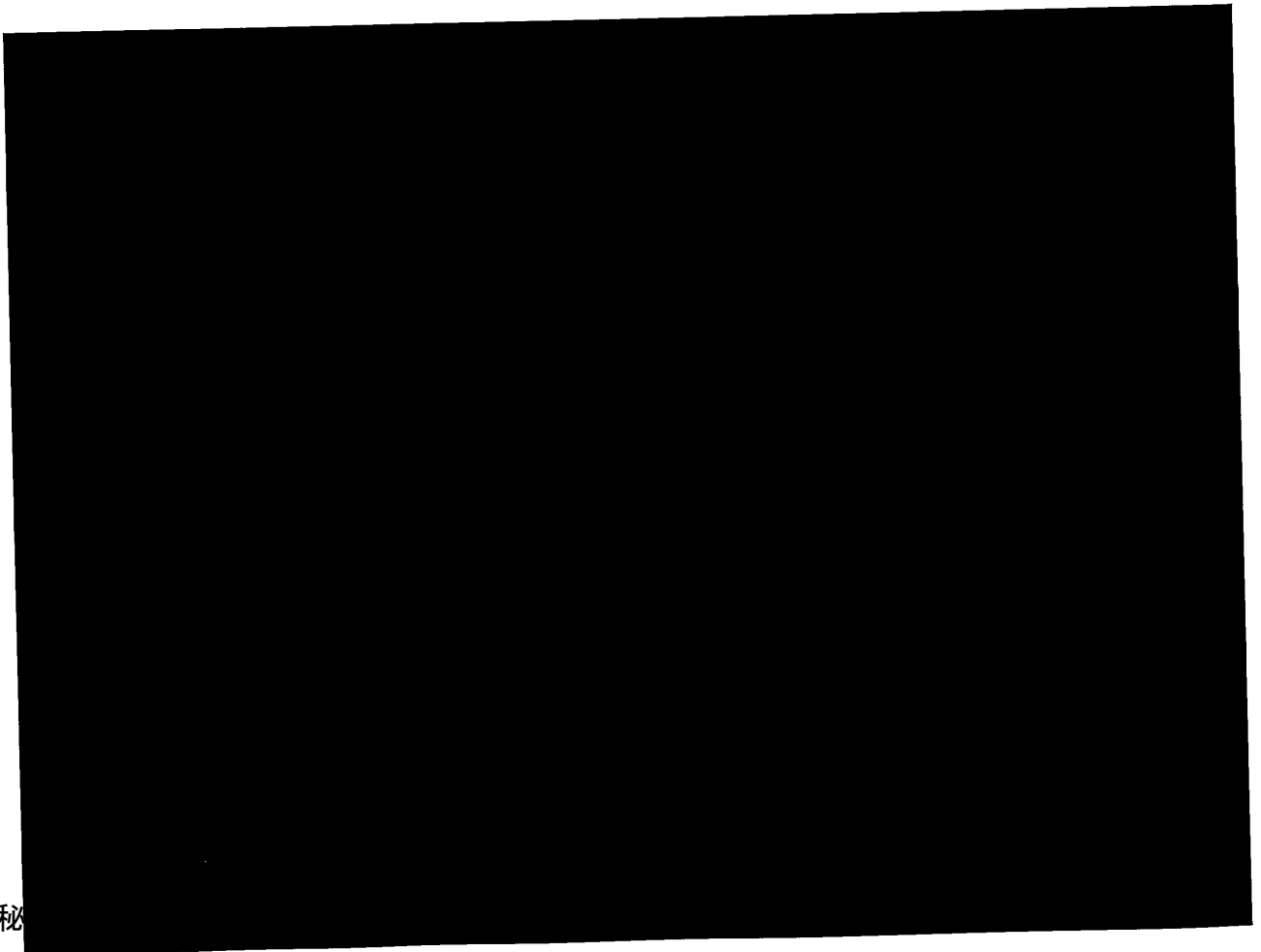
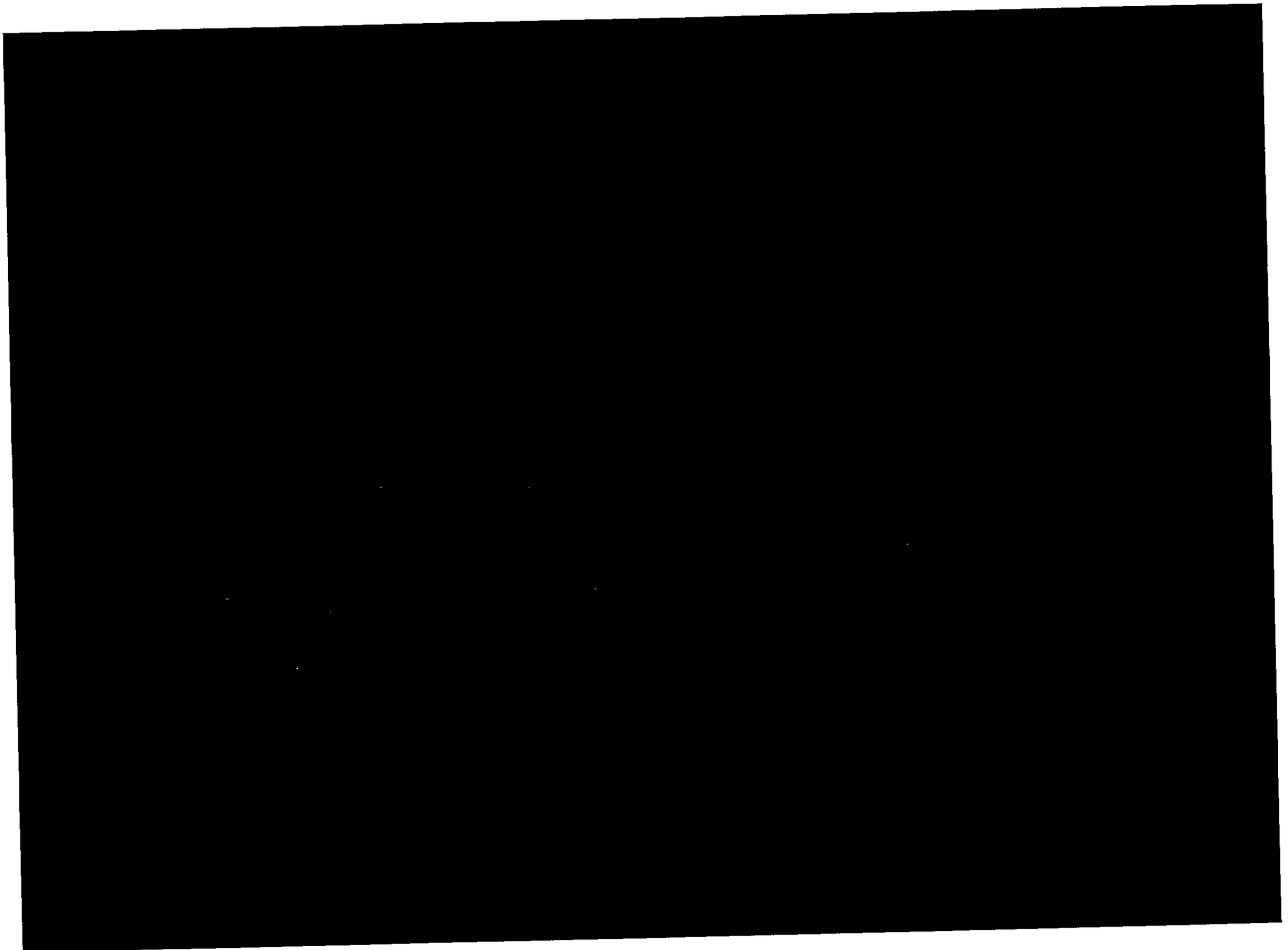


12/07/31

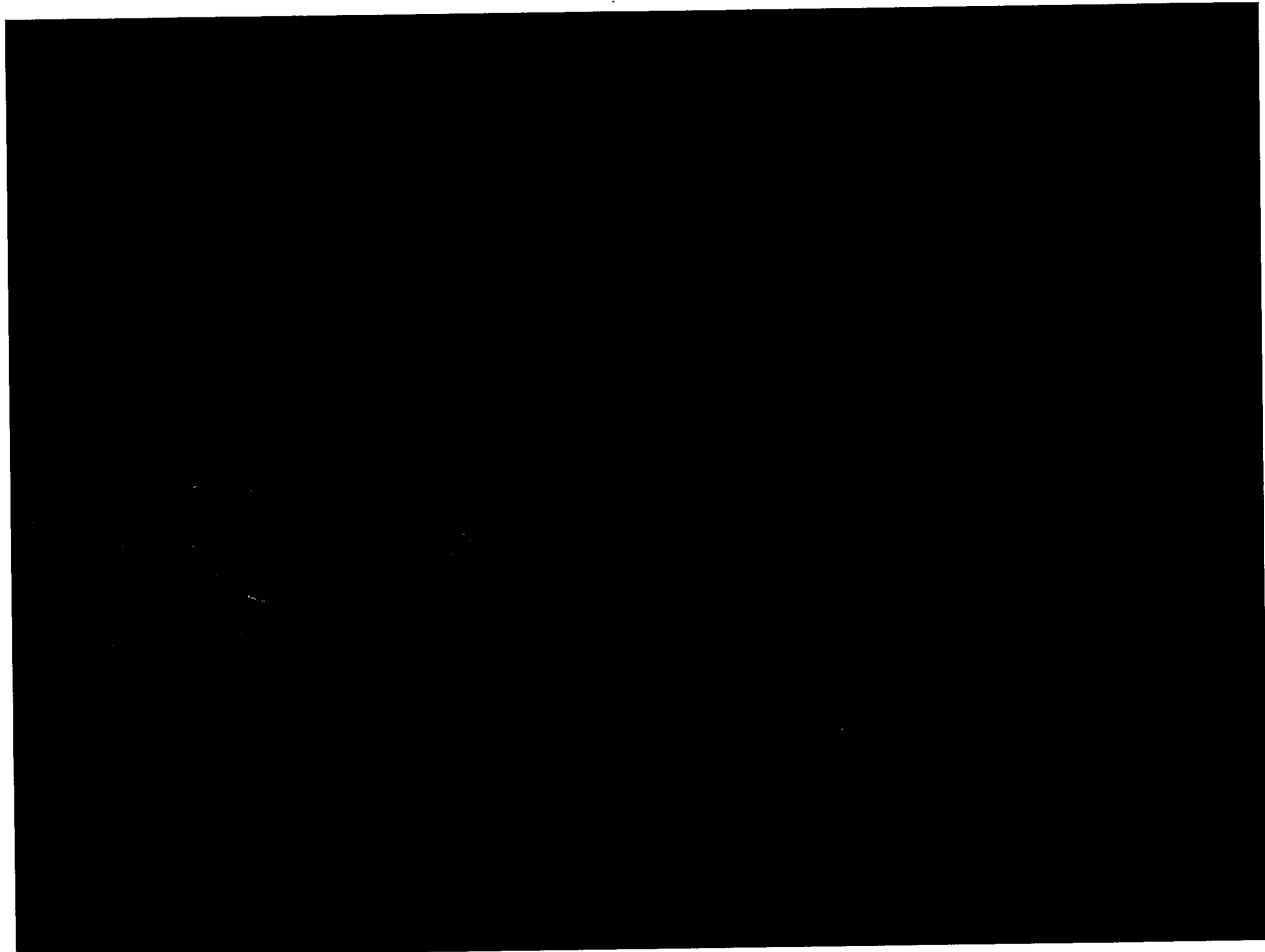


9517 1019

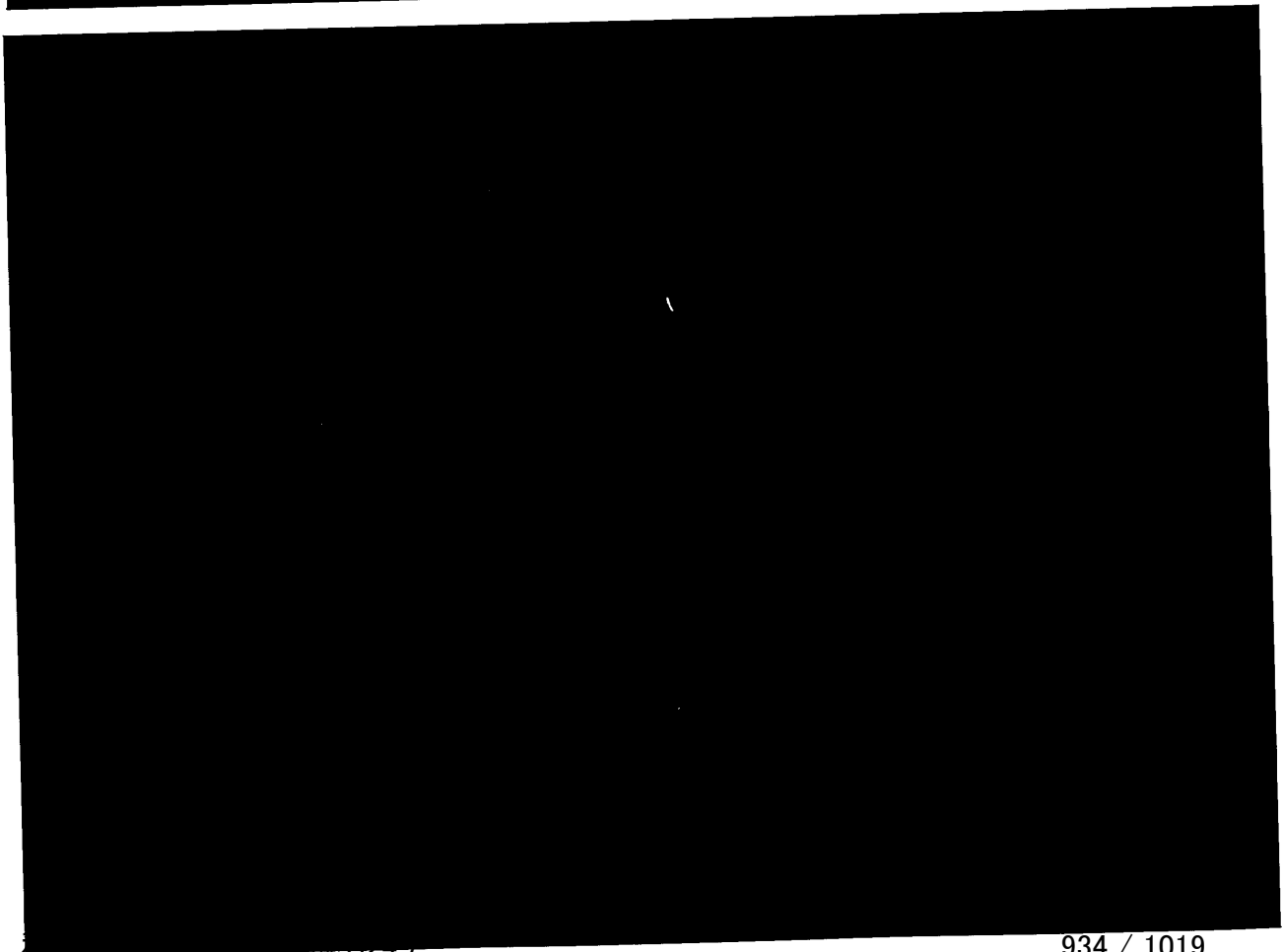
12/07/31



秘

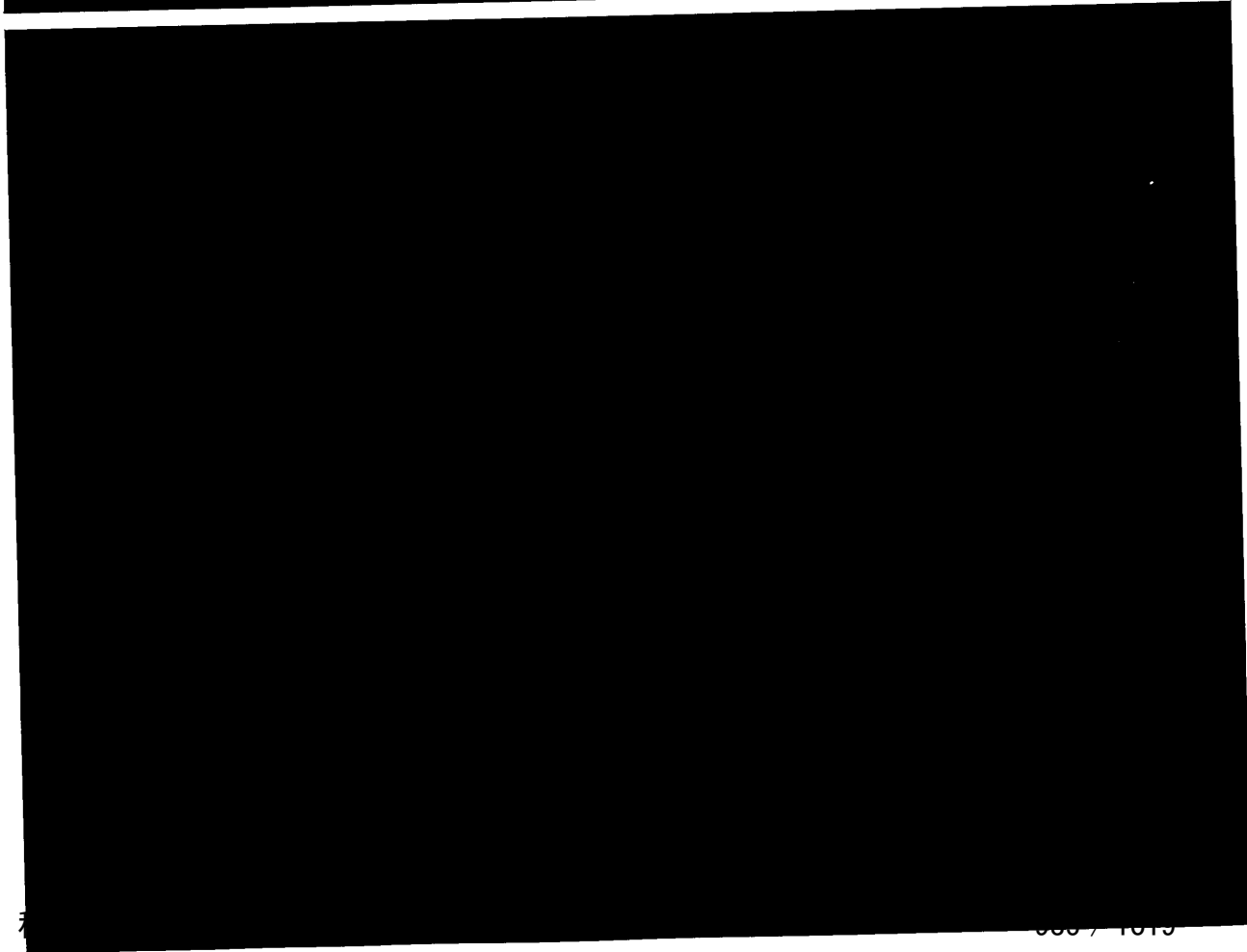


12/07/31



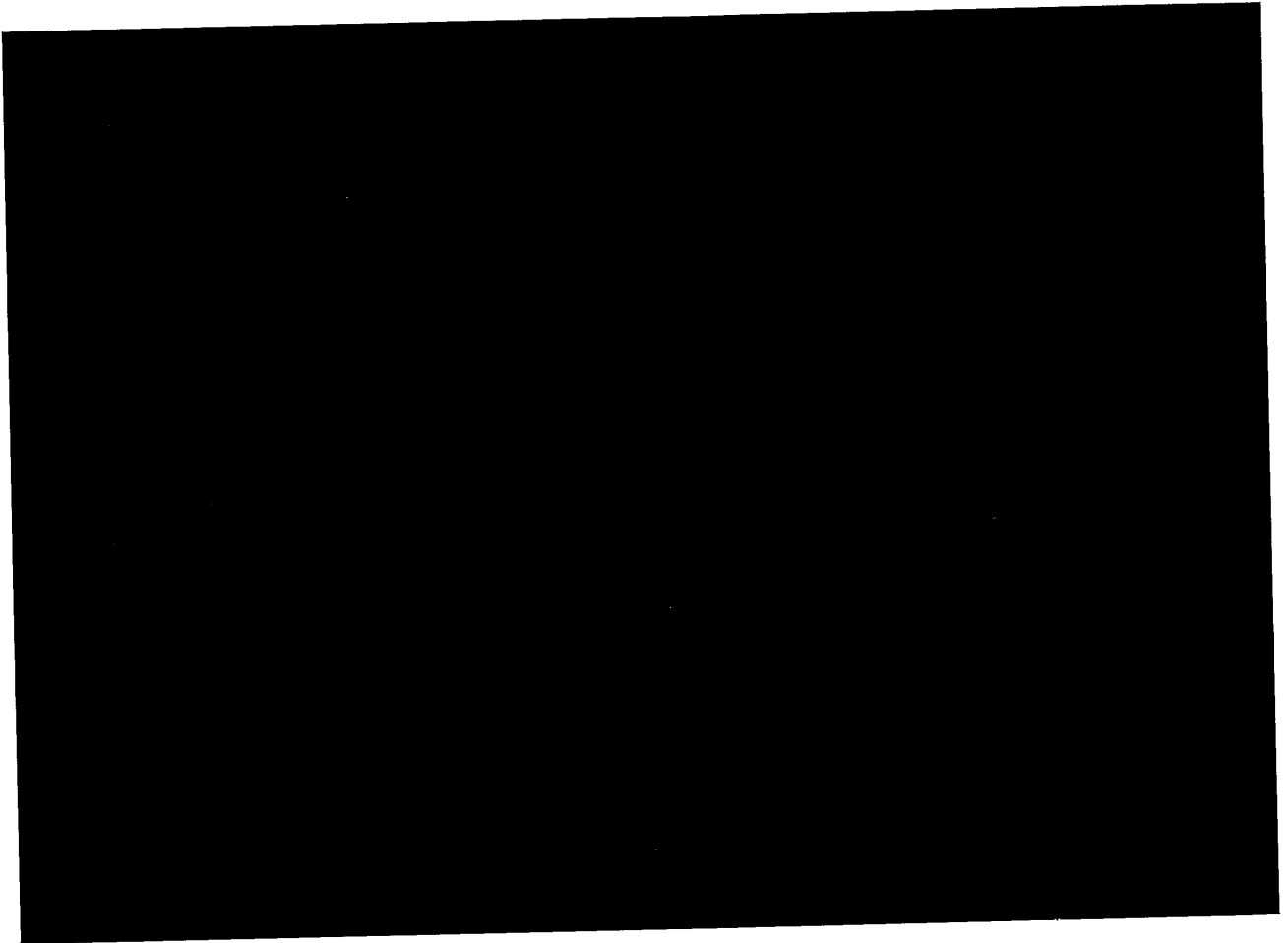
934 / 1019

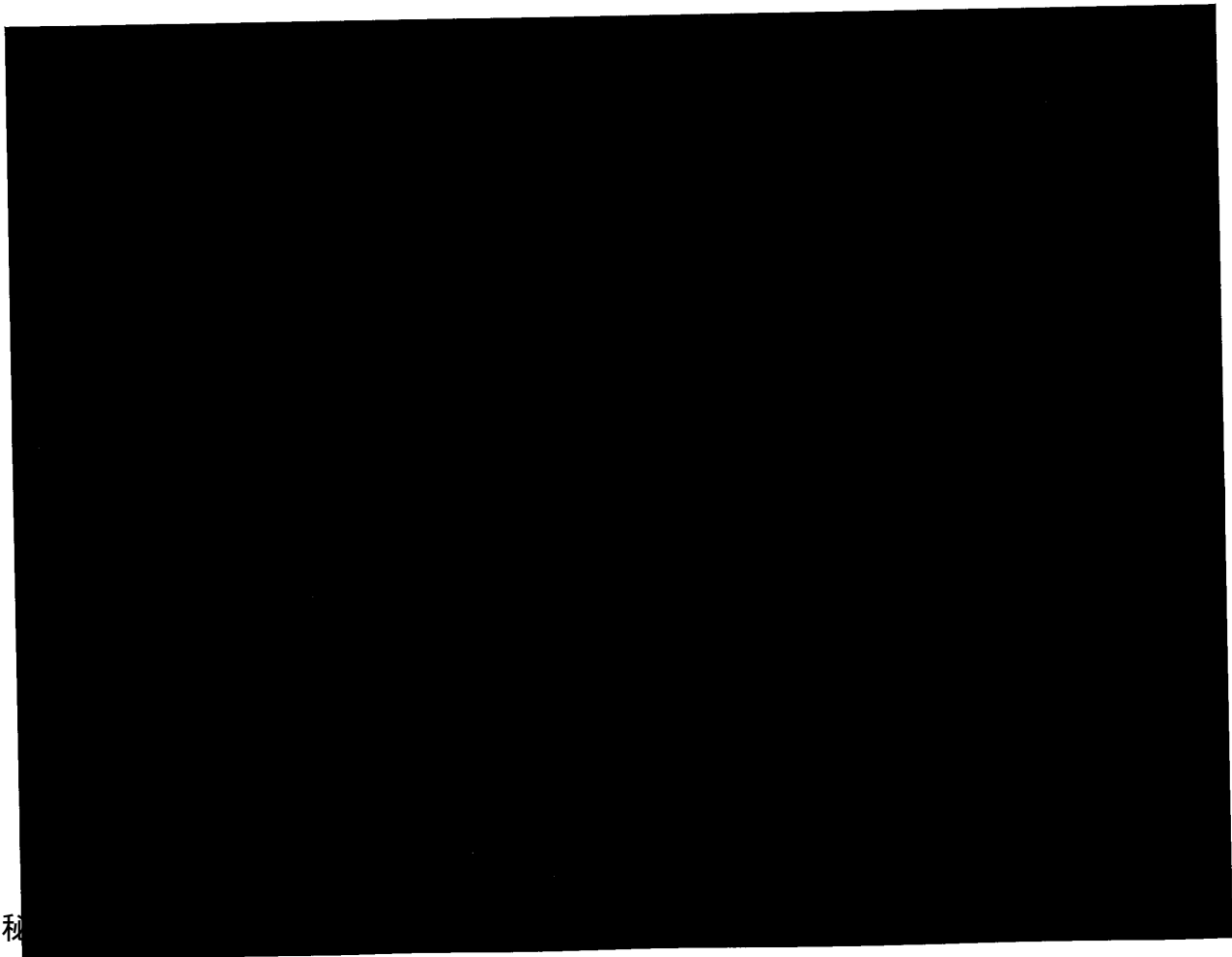
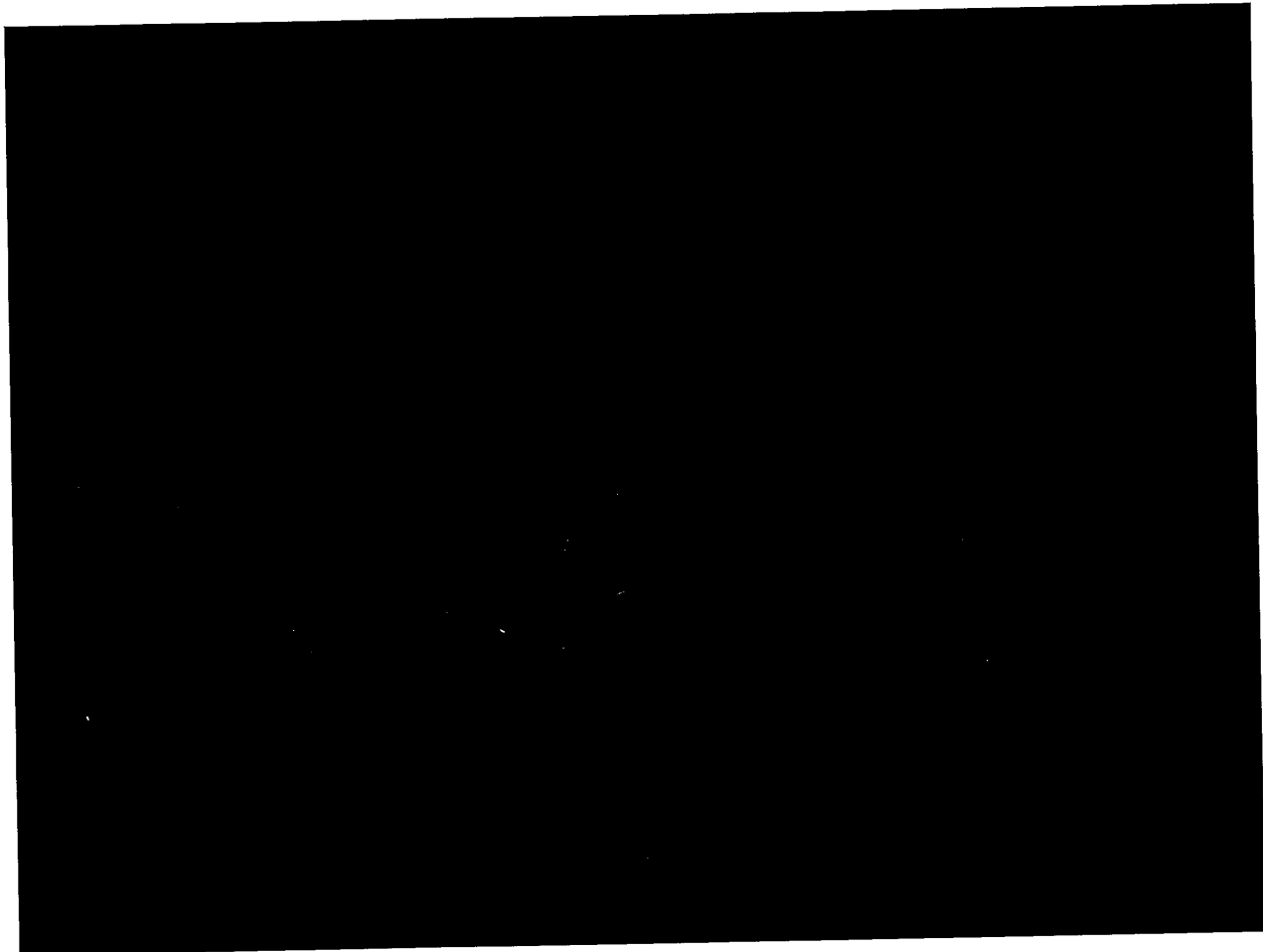
12/07/31



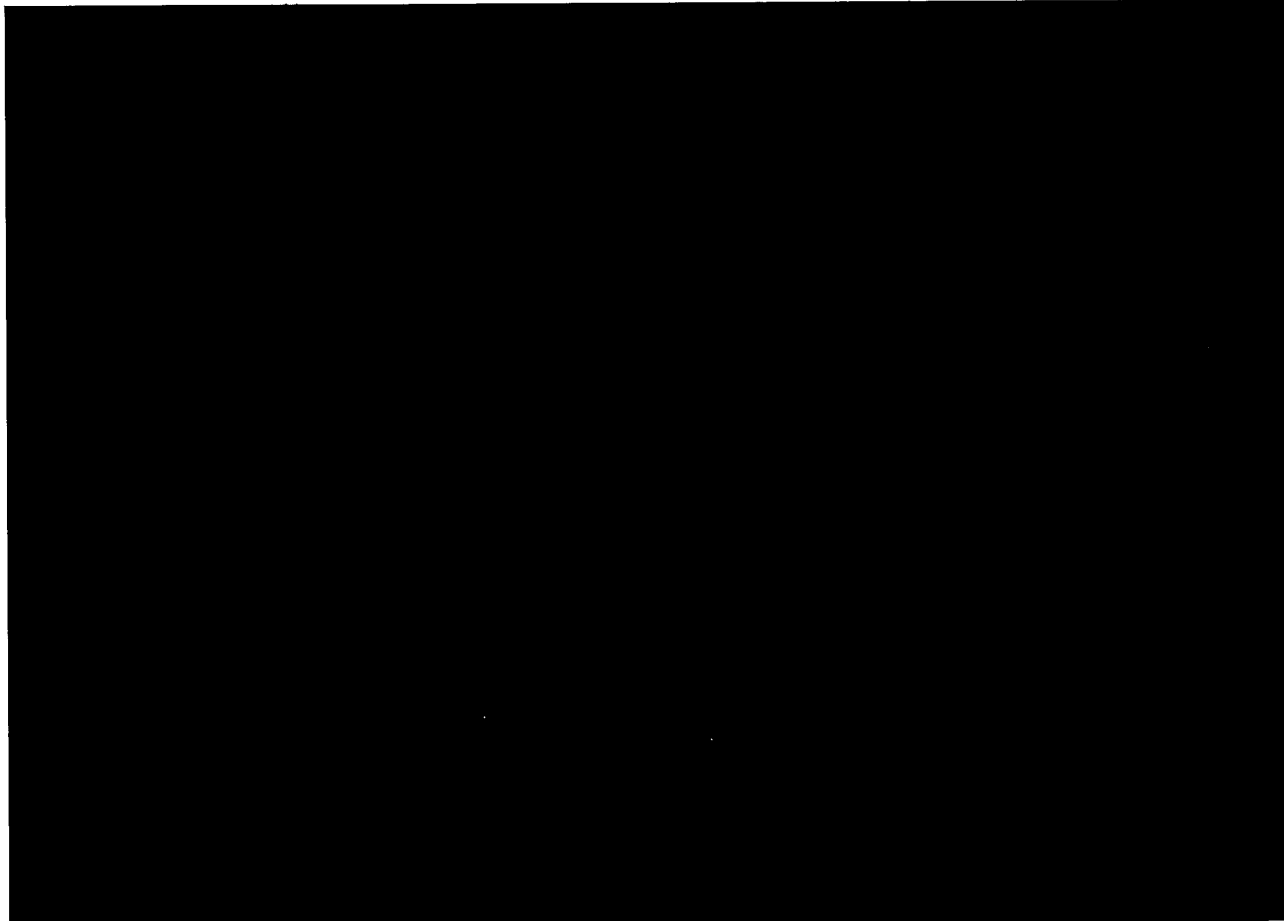
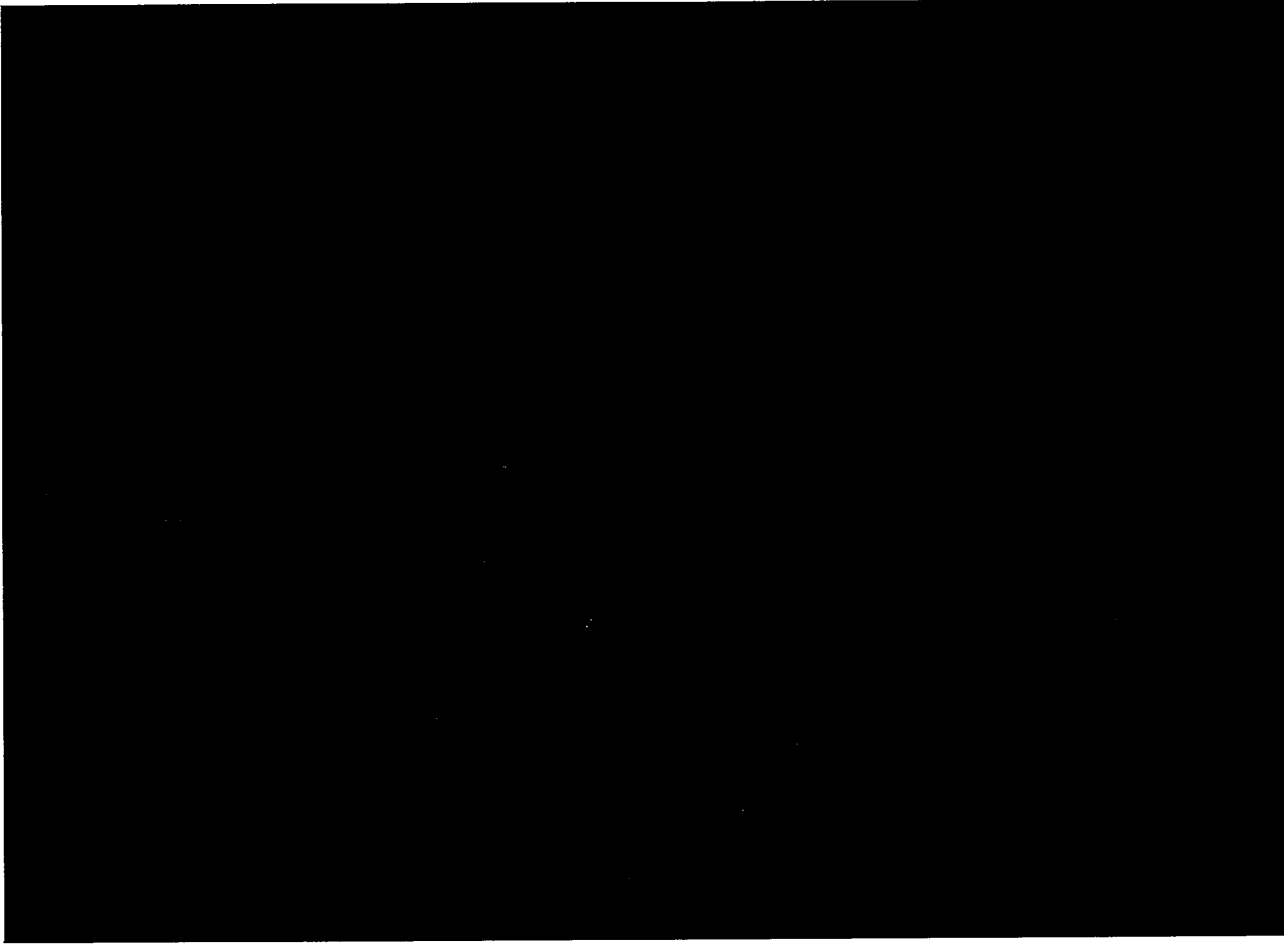
888 / 1015

12/07/31

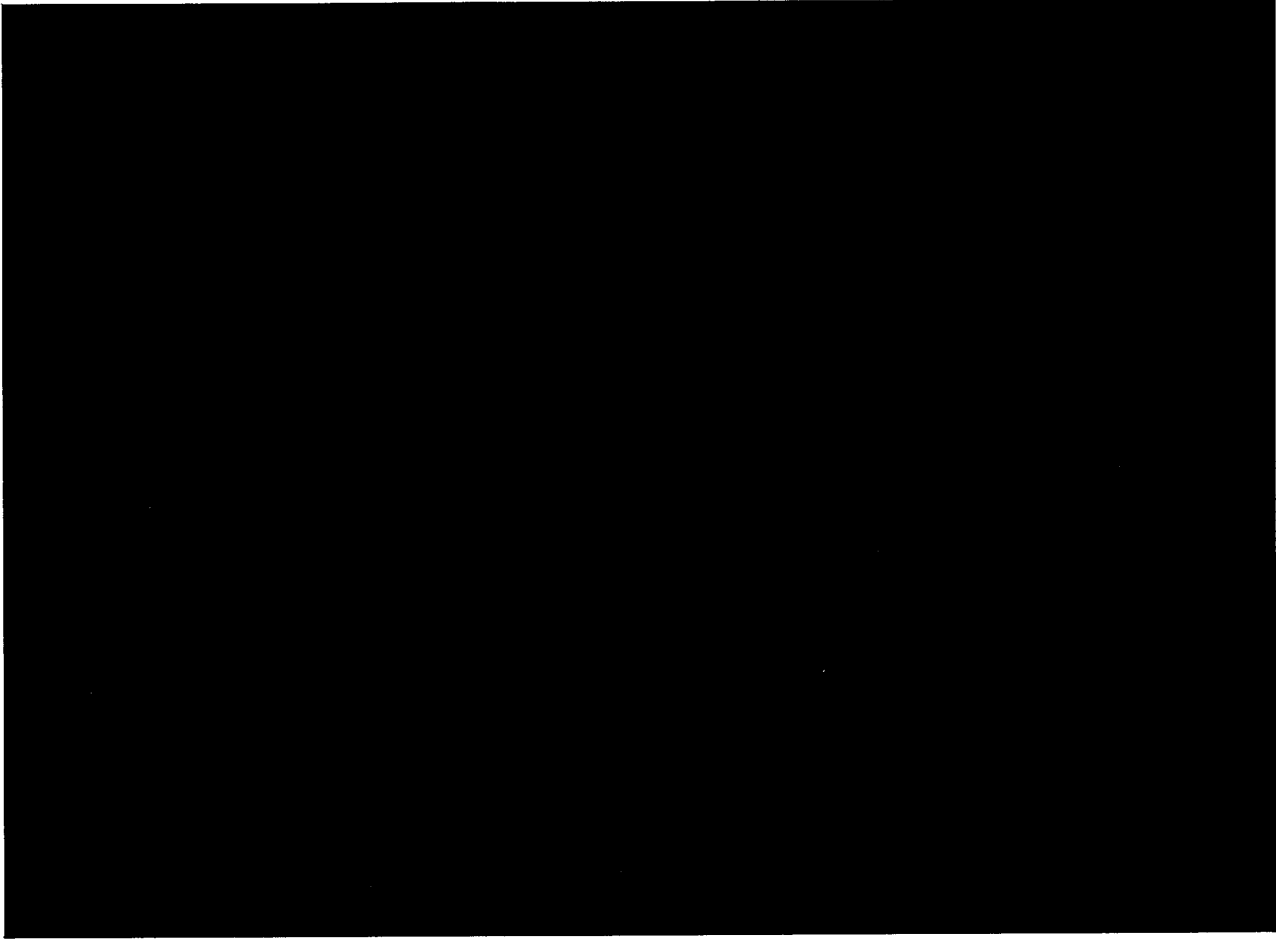




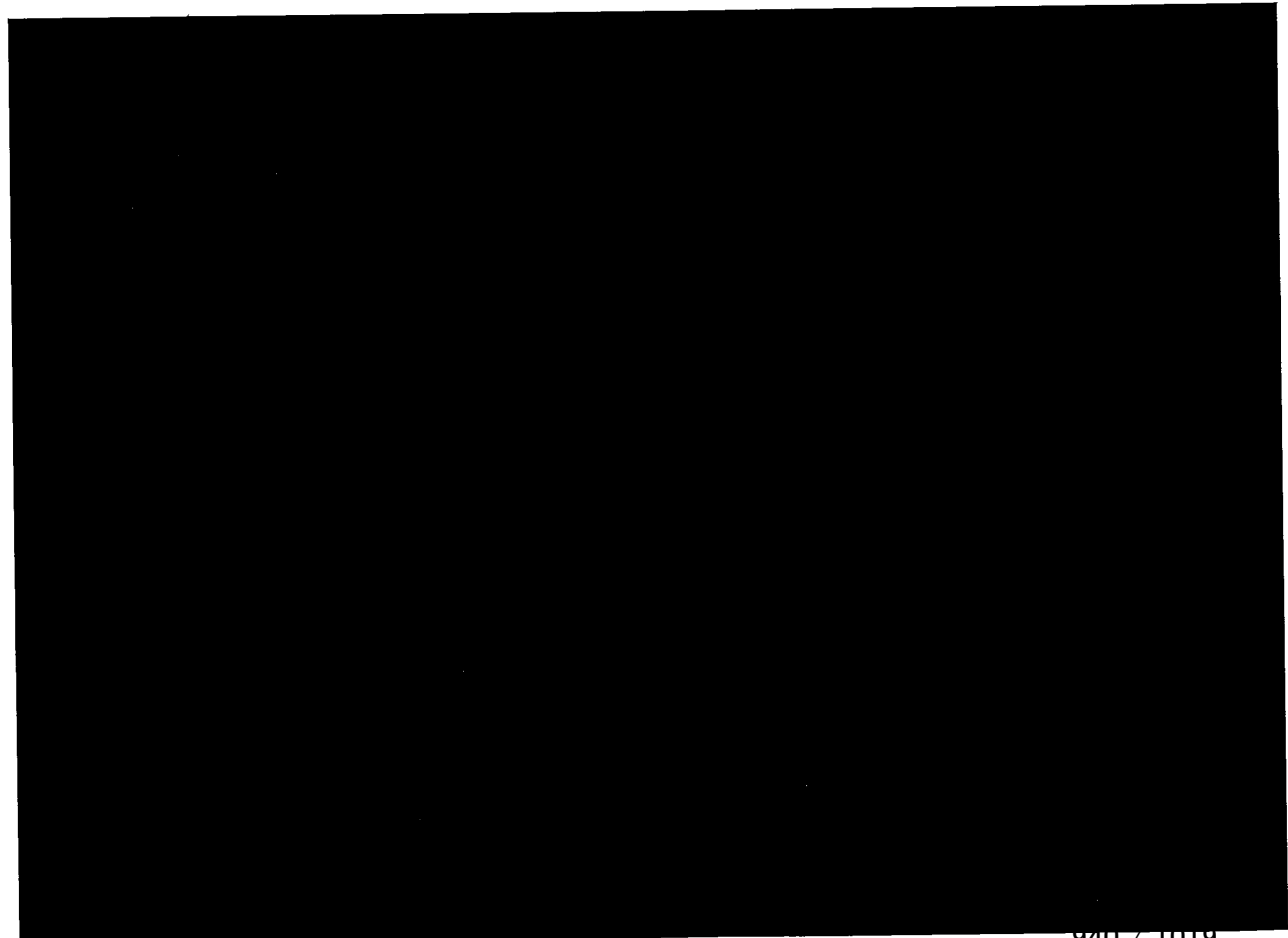
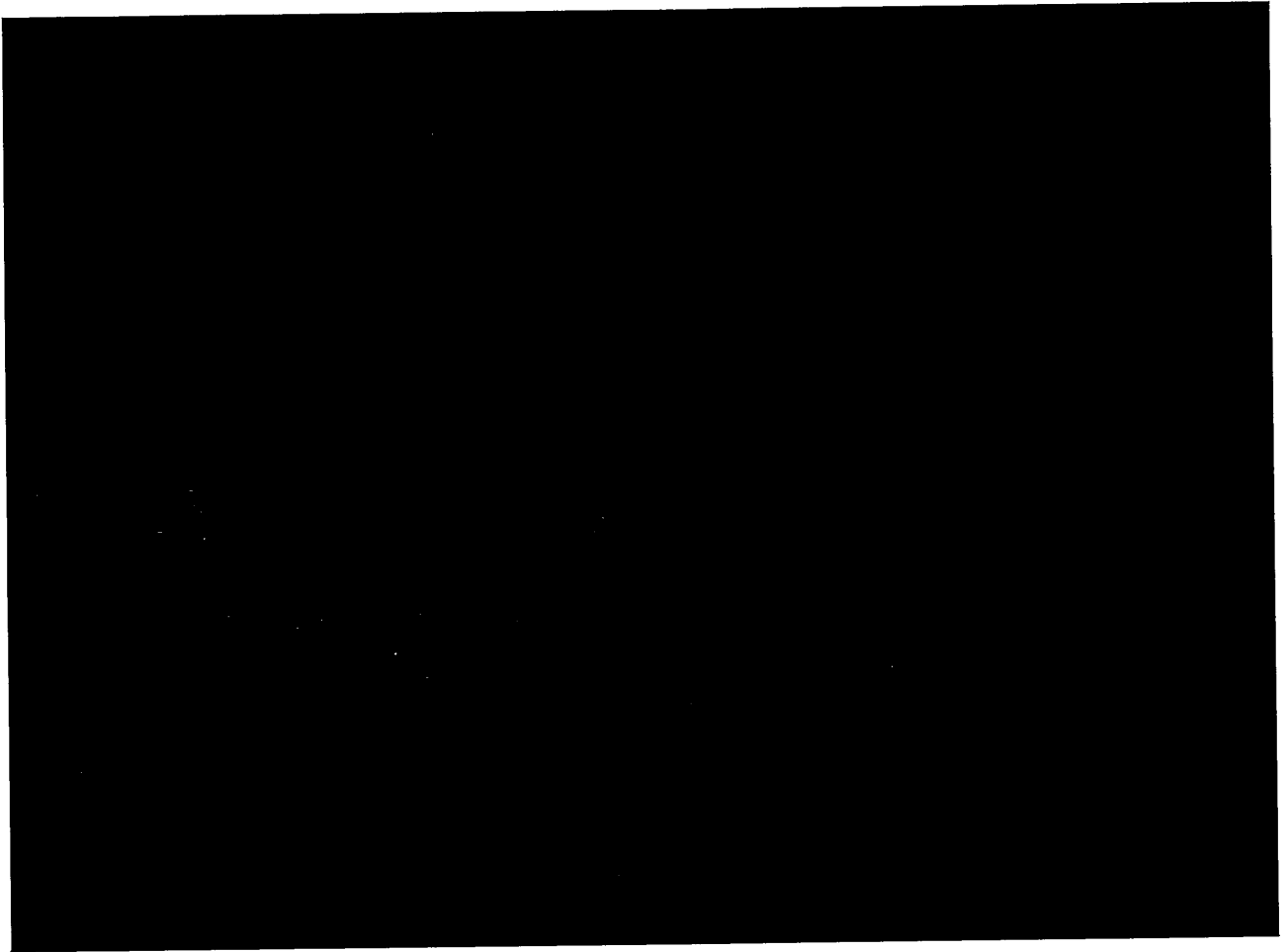
秘



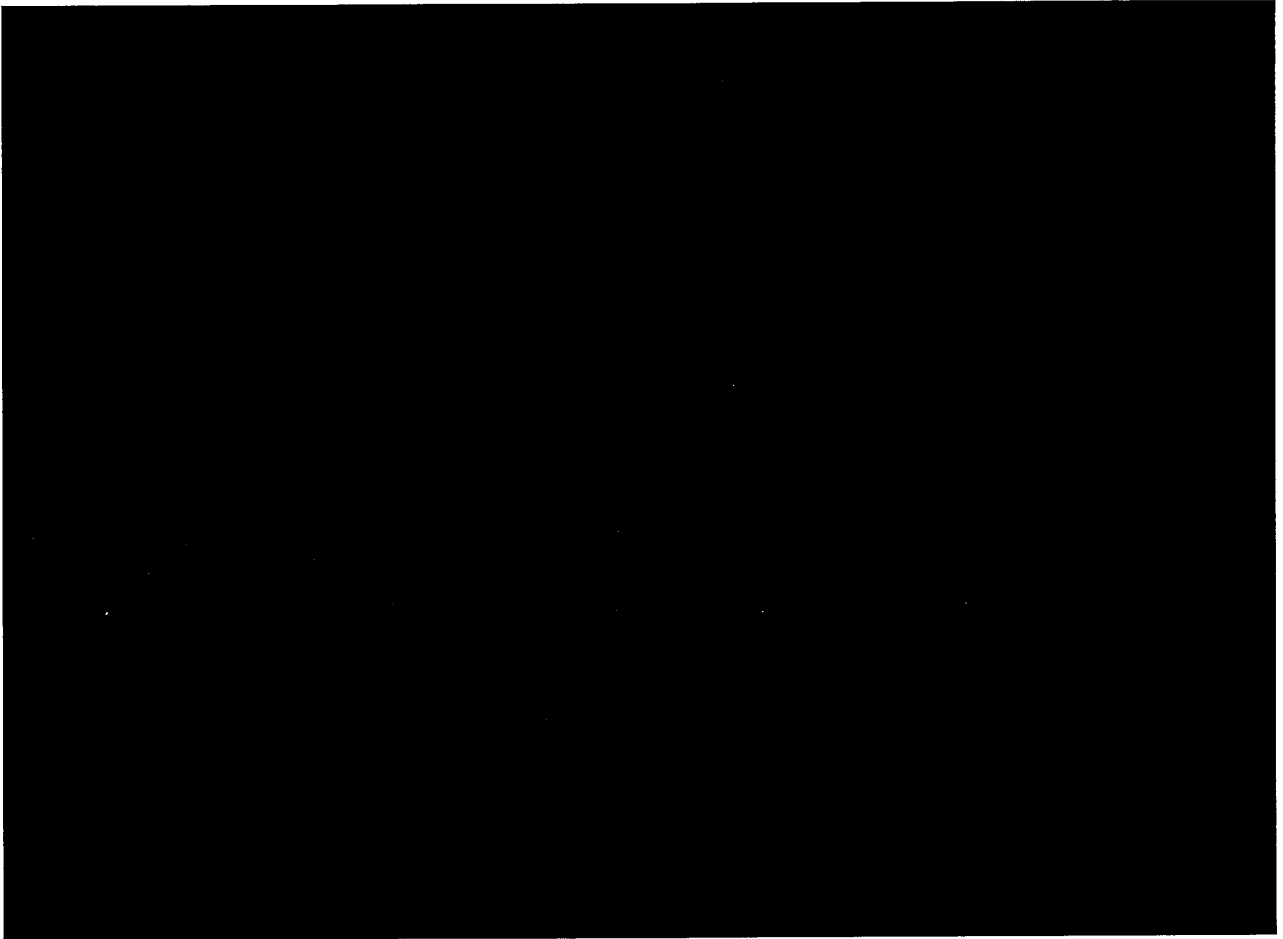
12/07/31



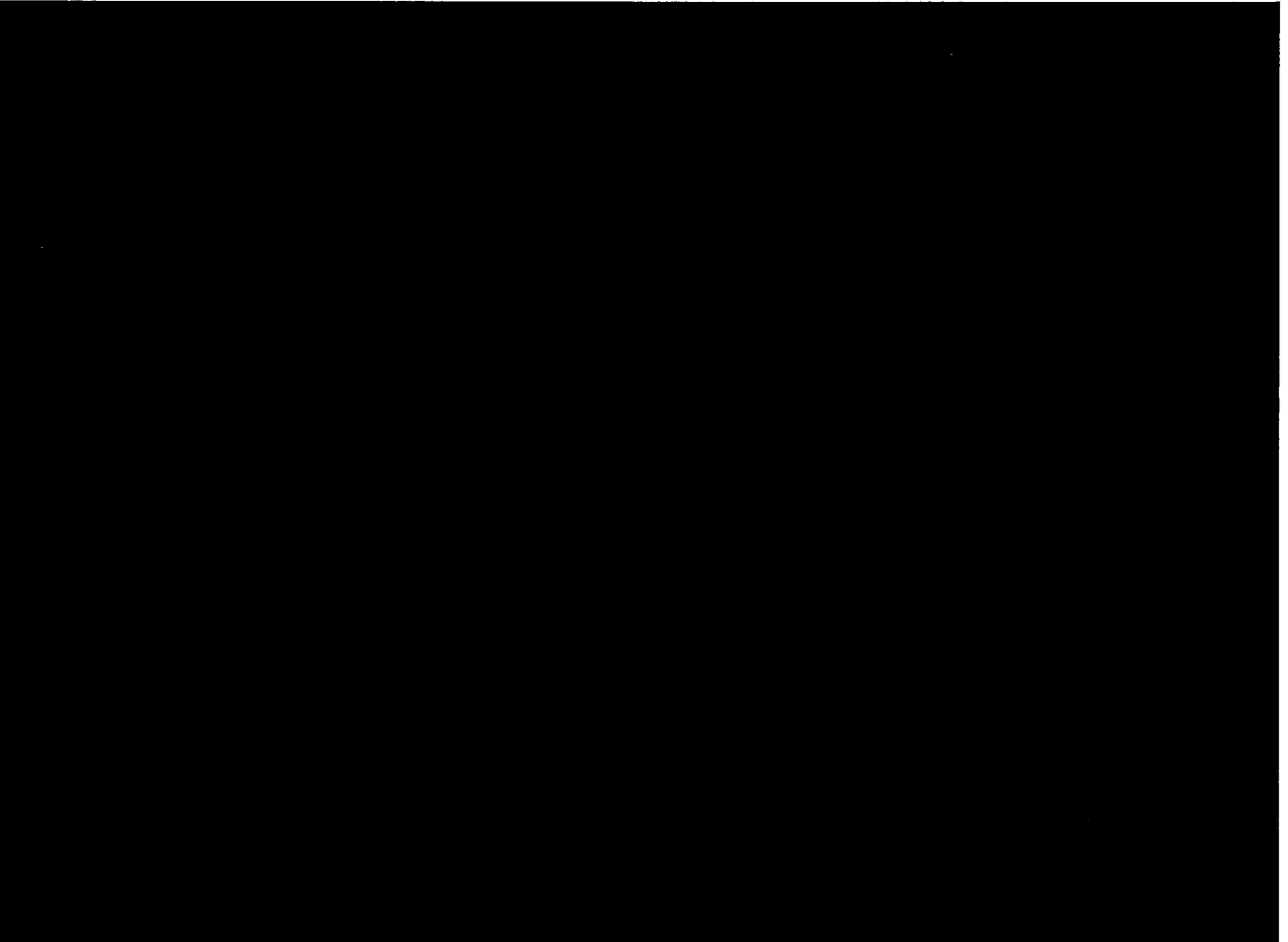
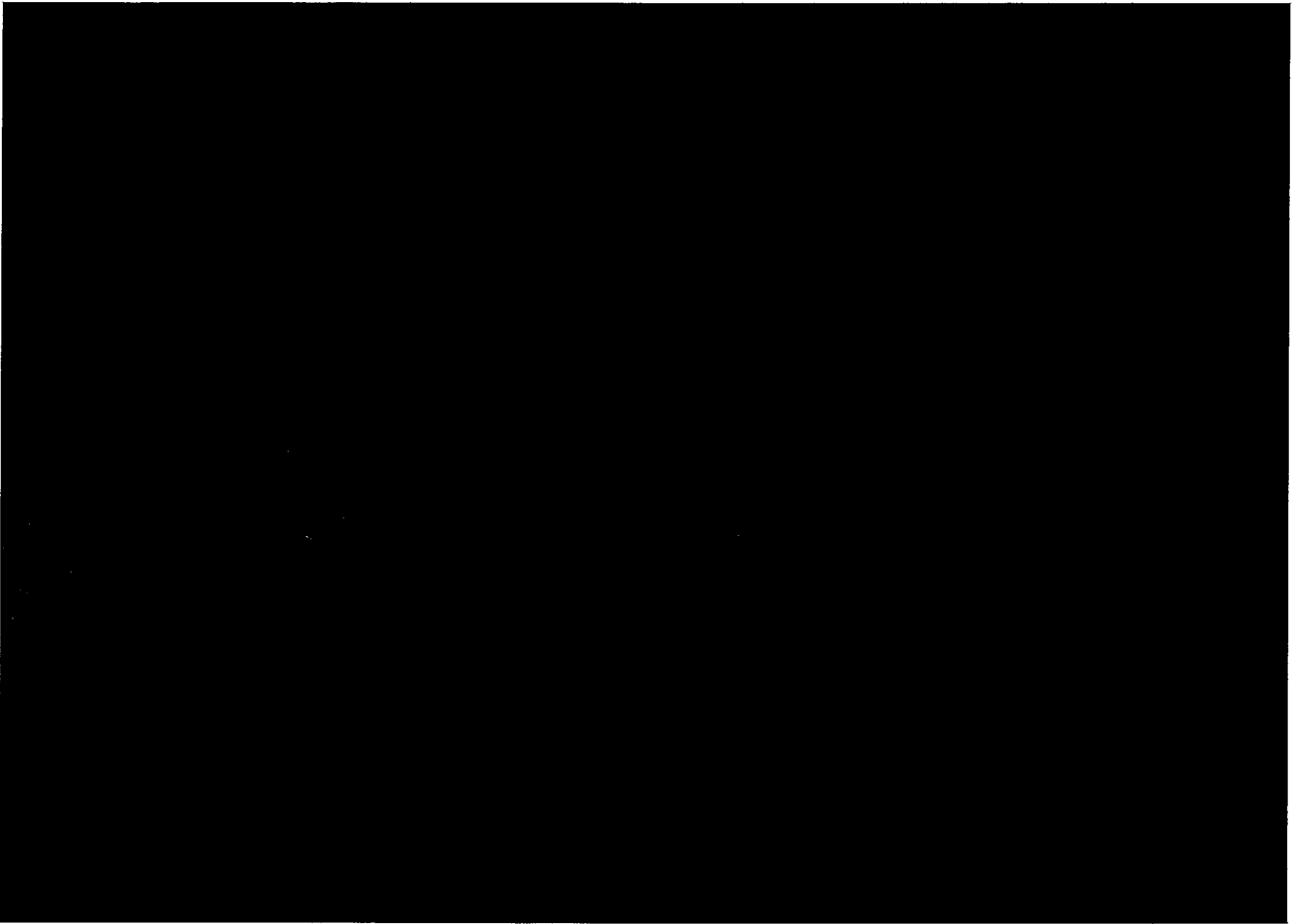
12/07/31



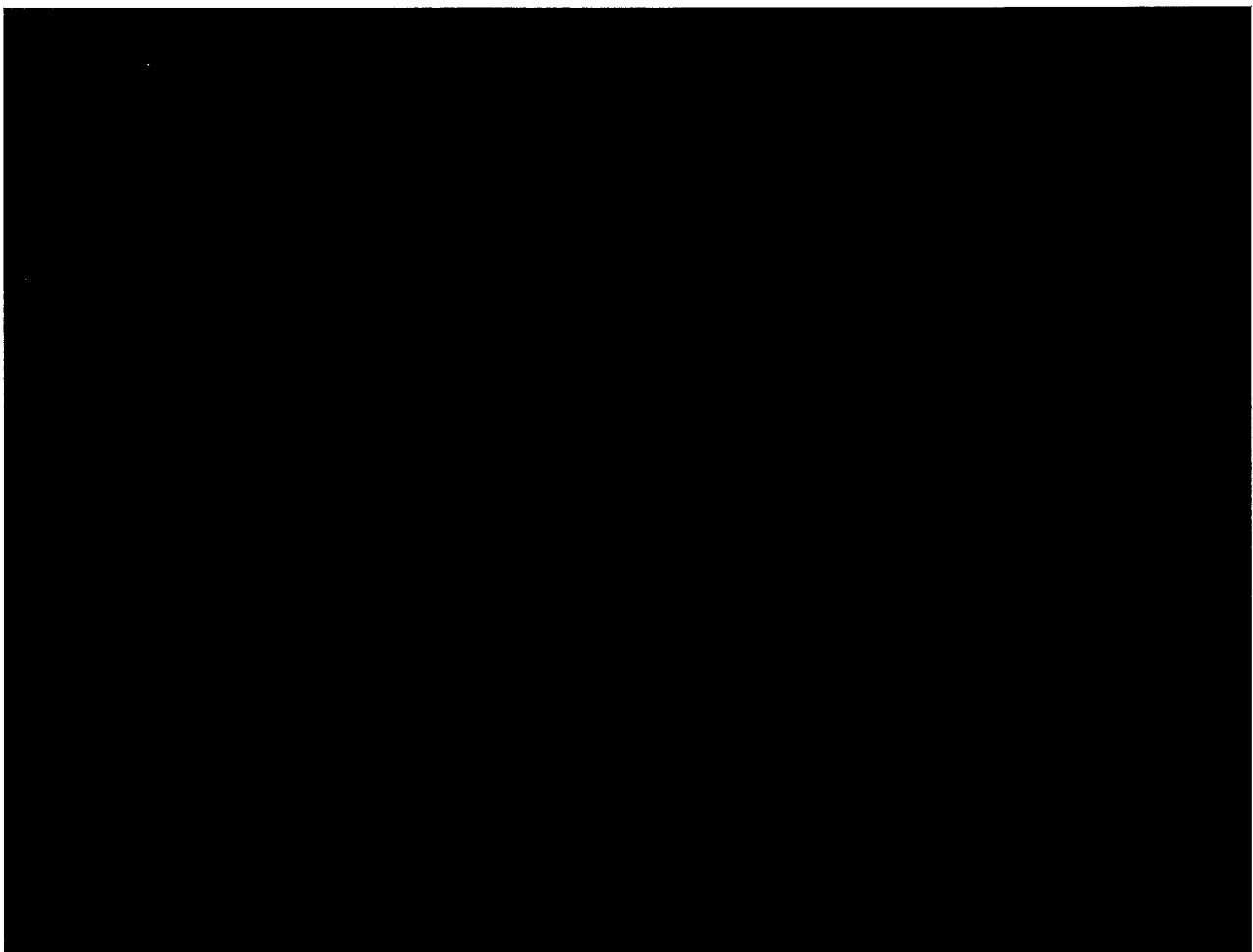
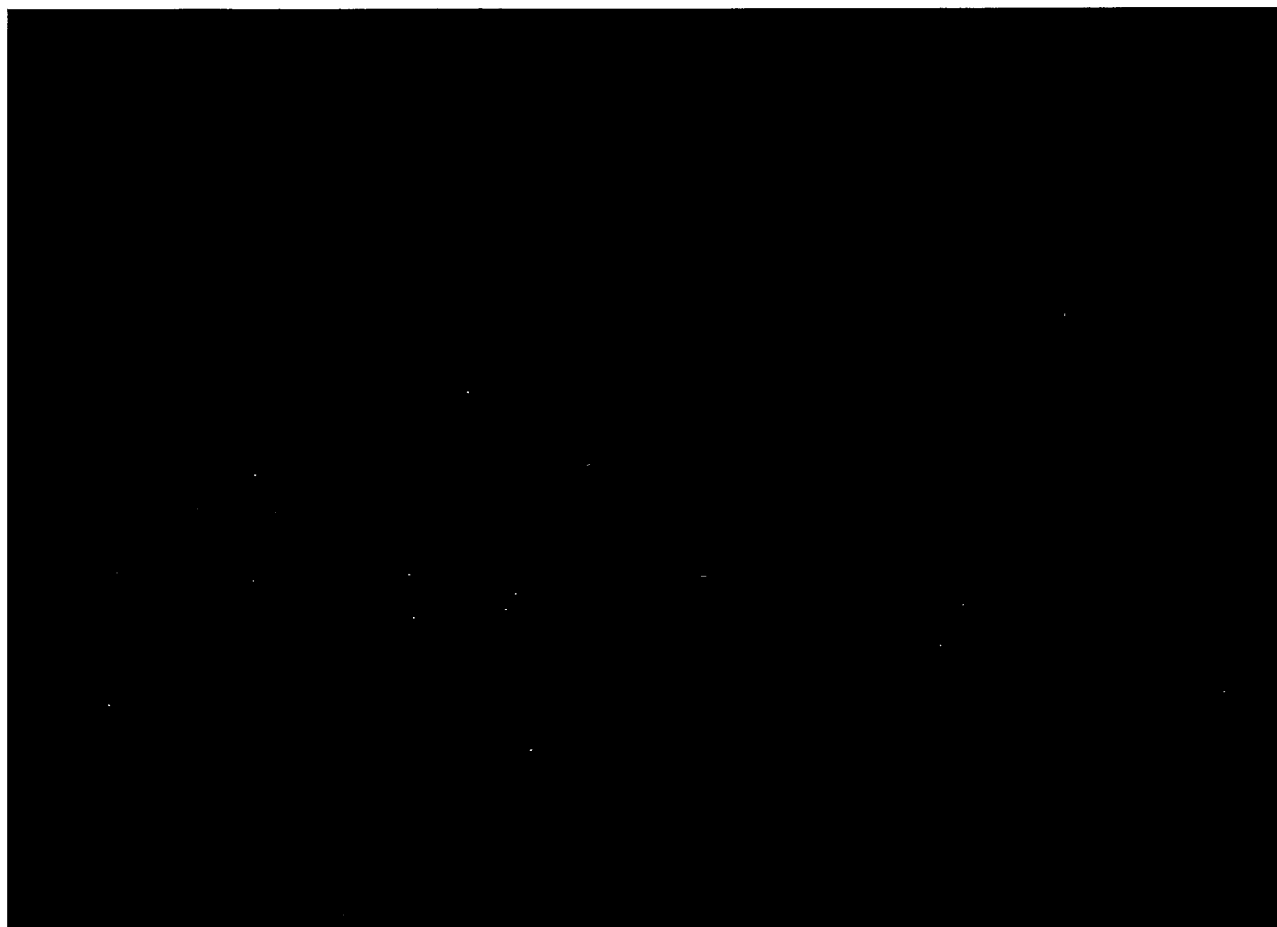
12/07/31



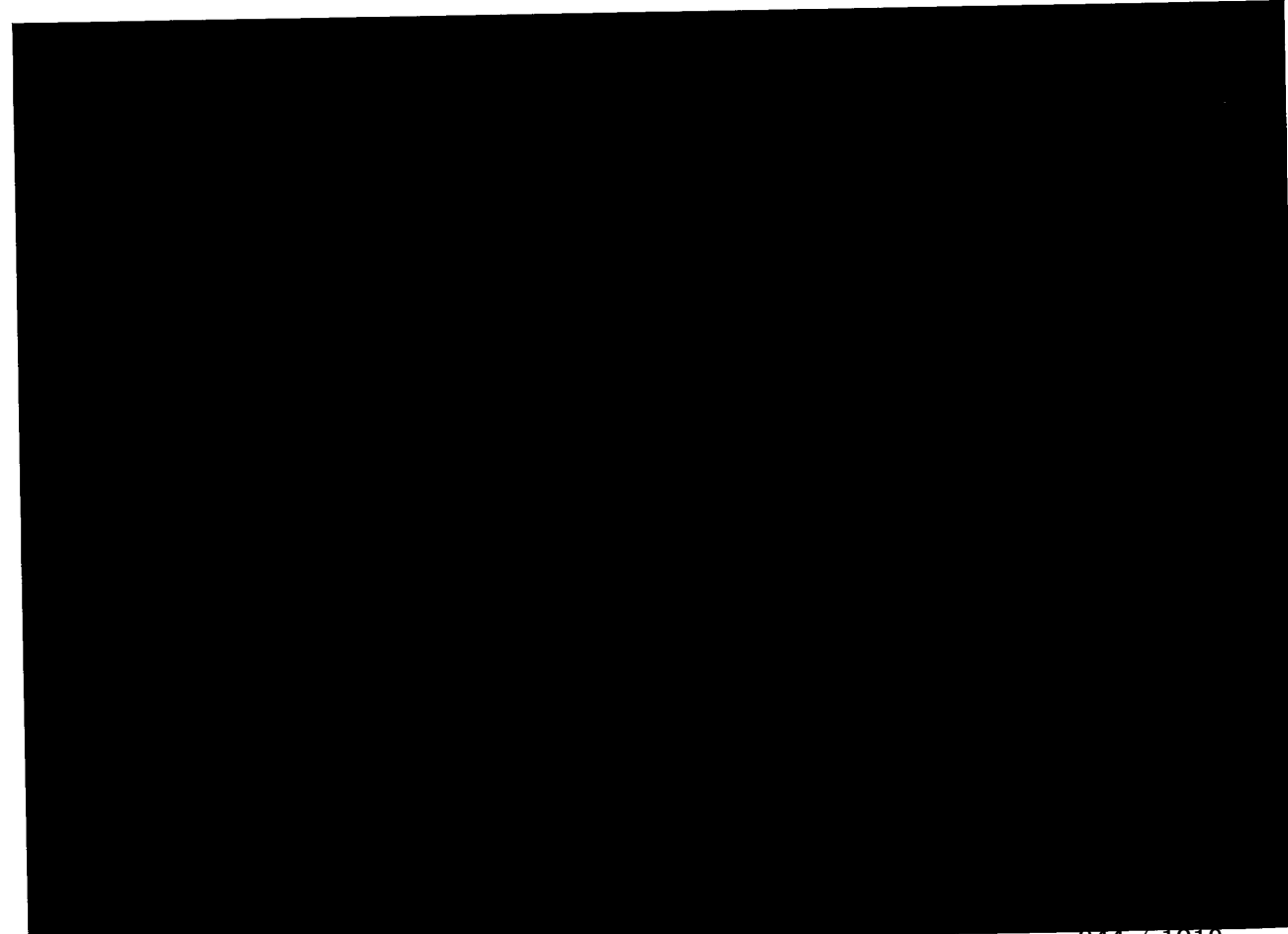
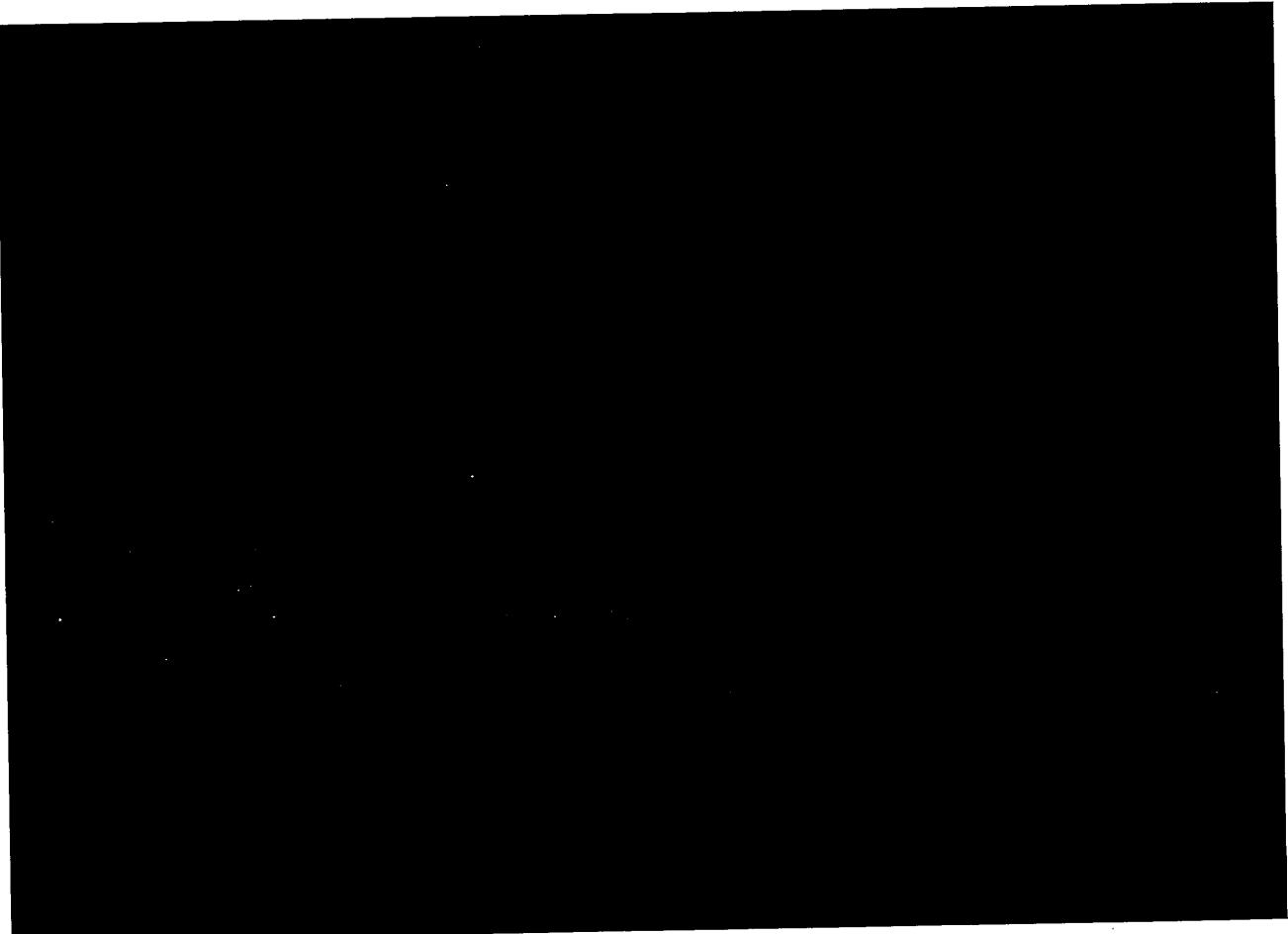
12/07/31



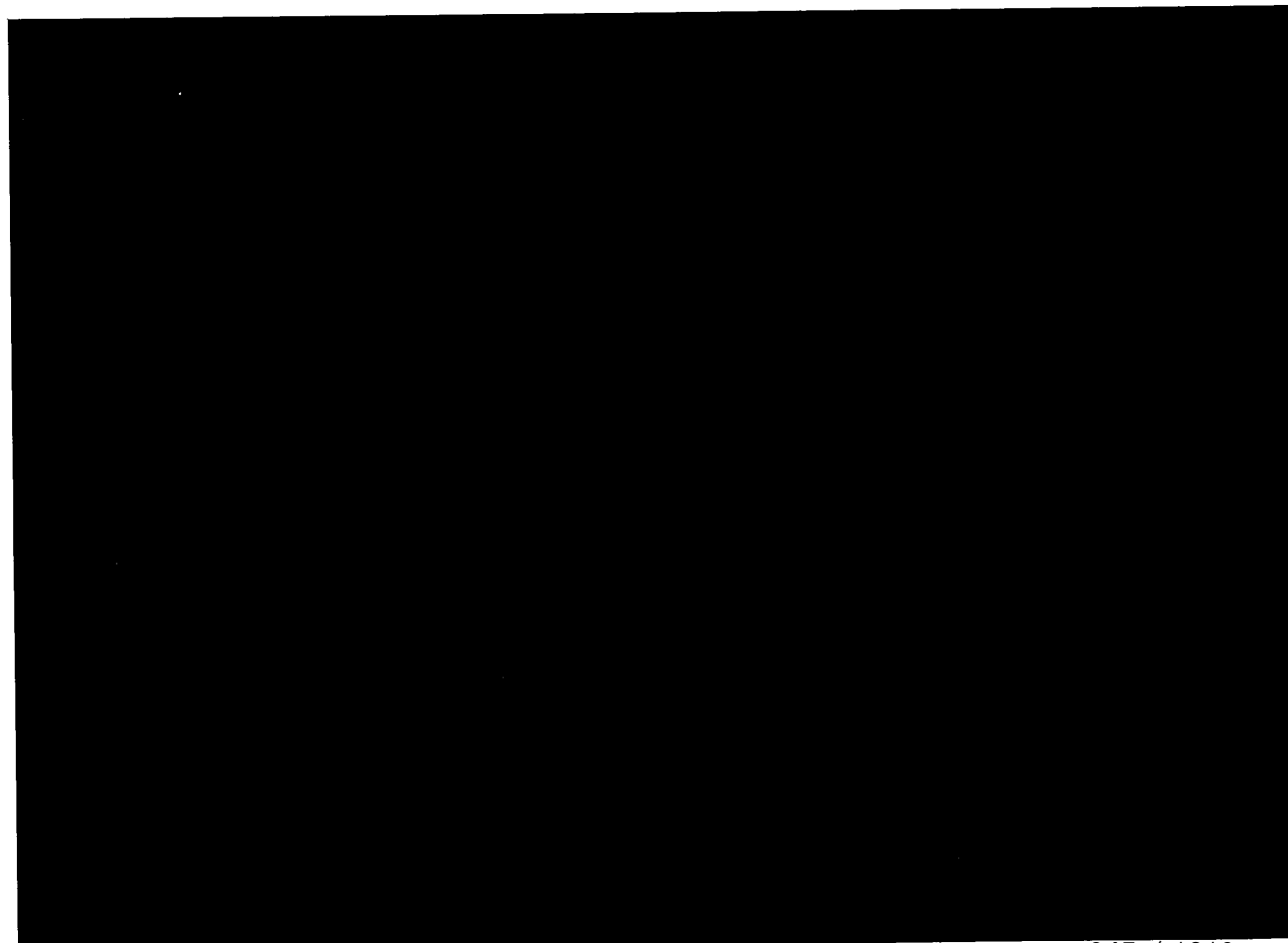
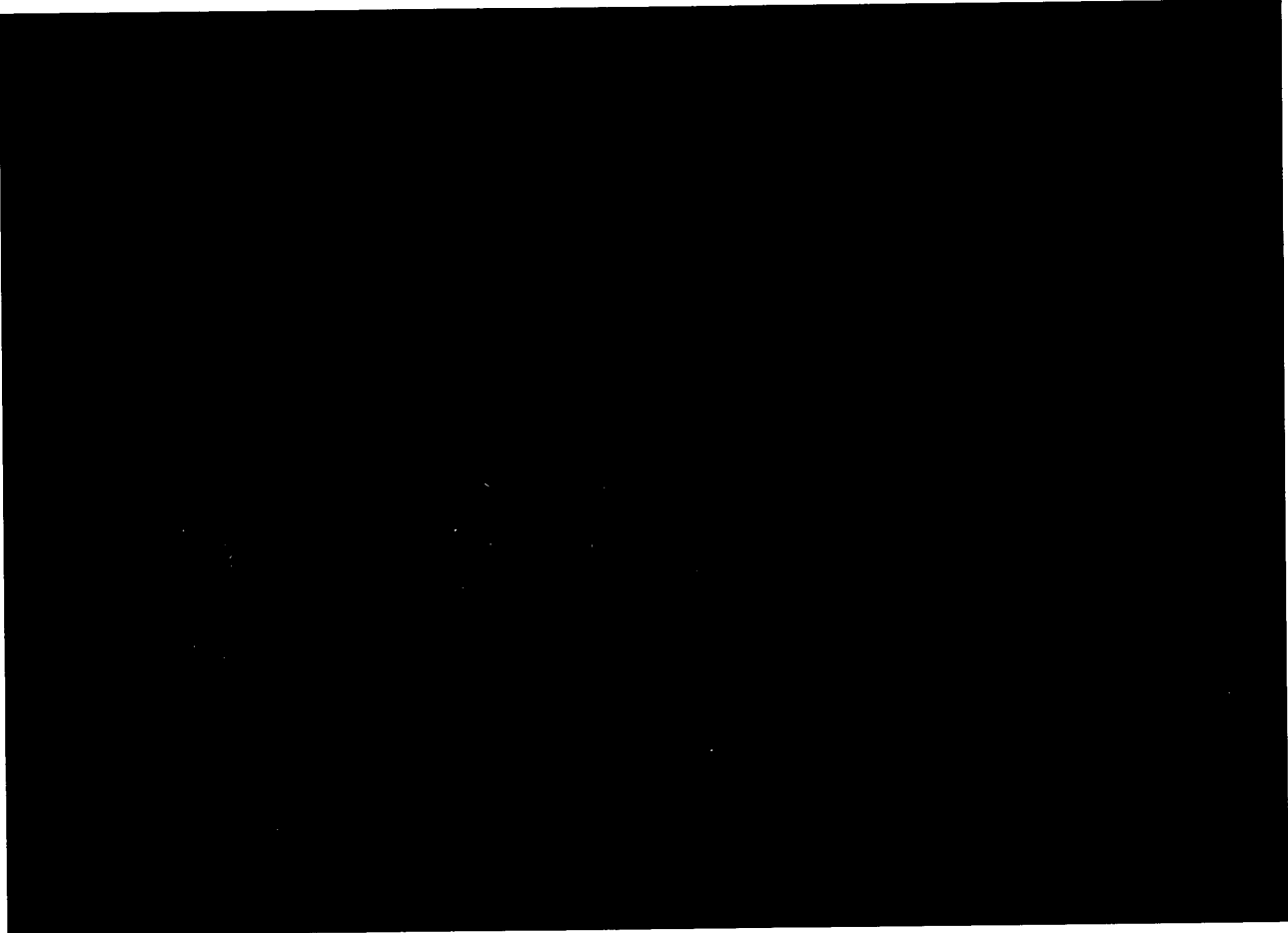
12/07/31



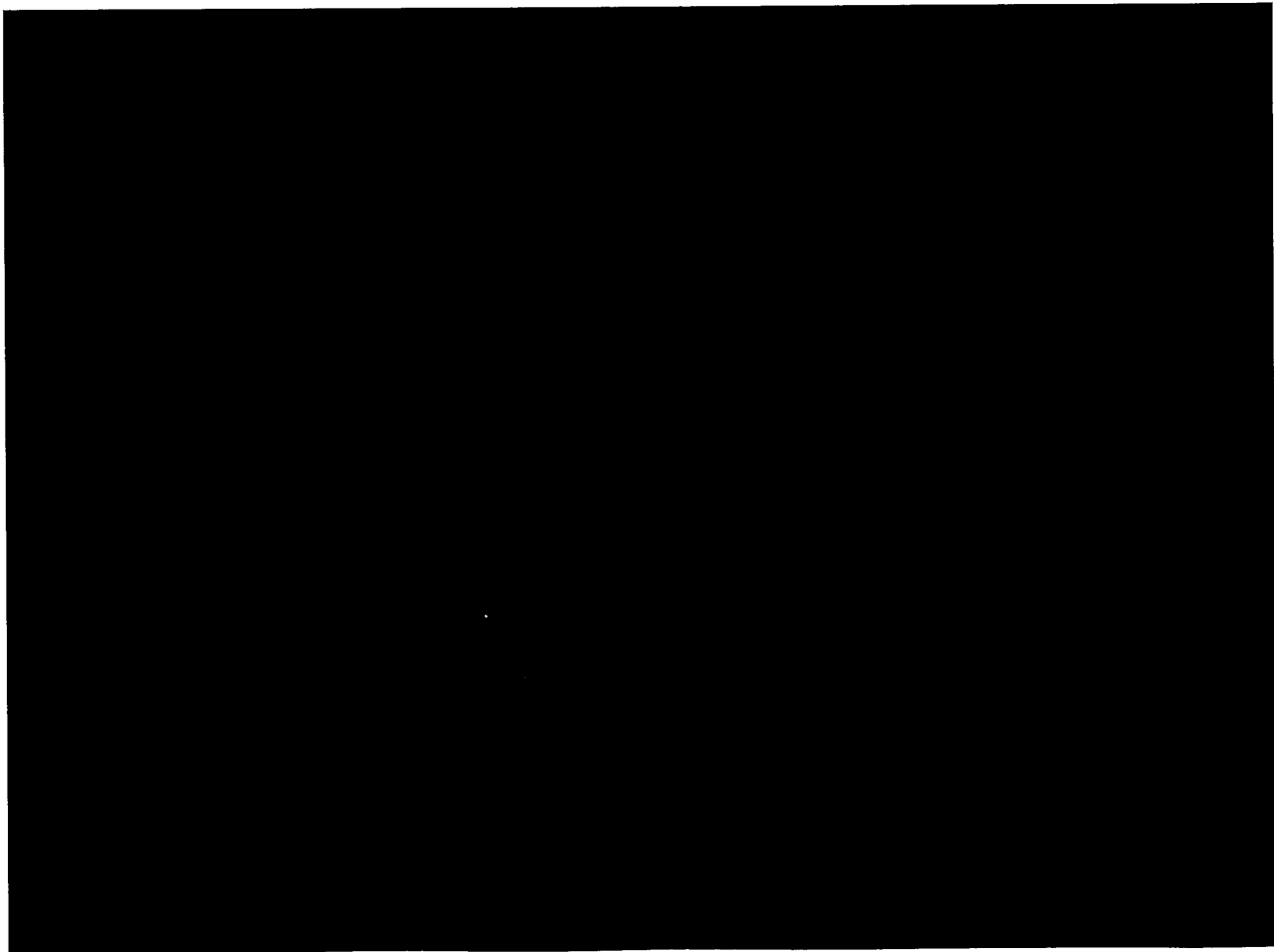
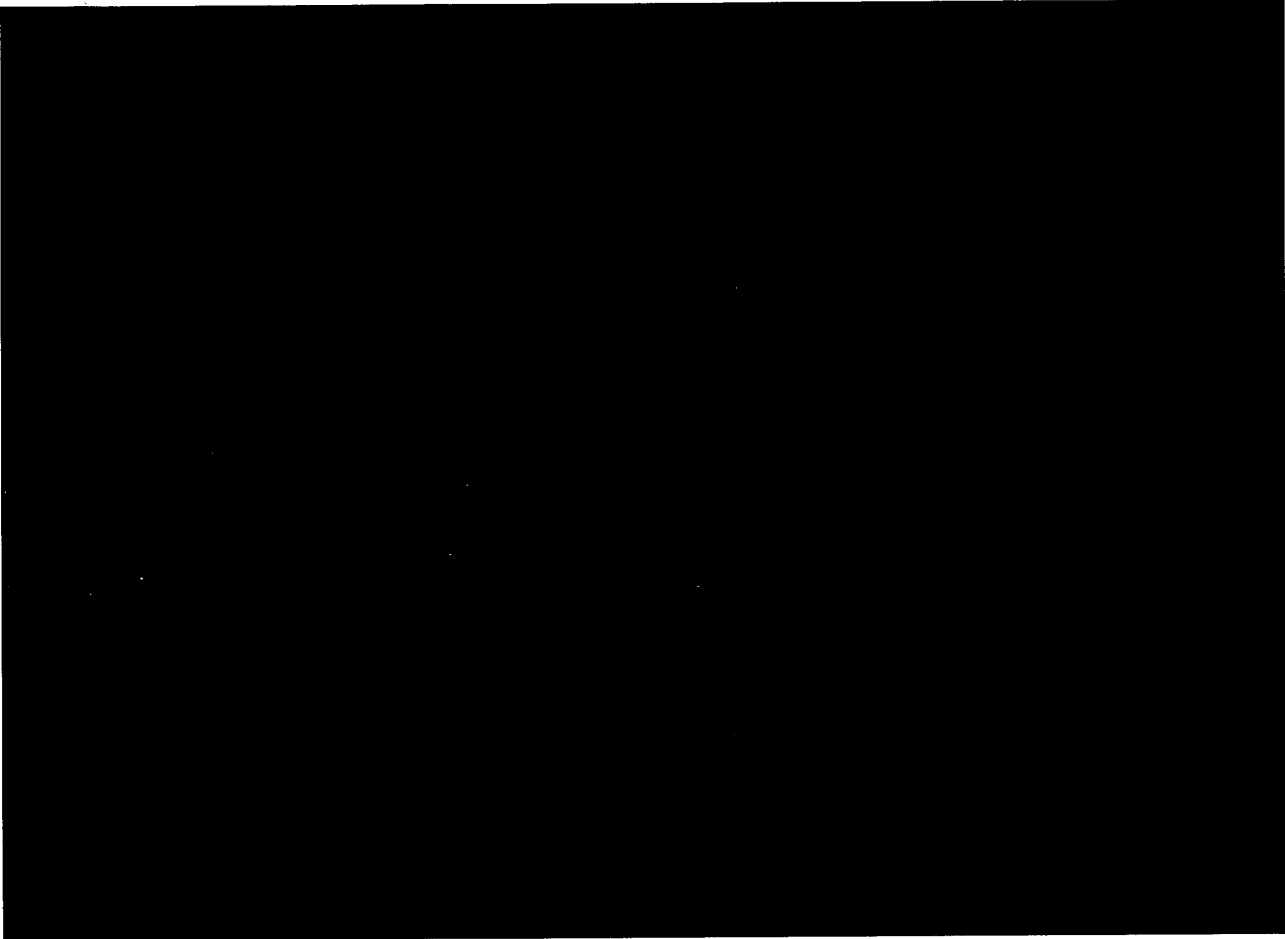
12/07/31

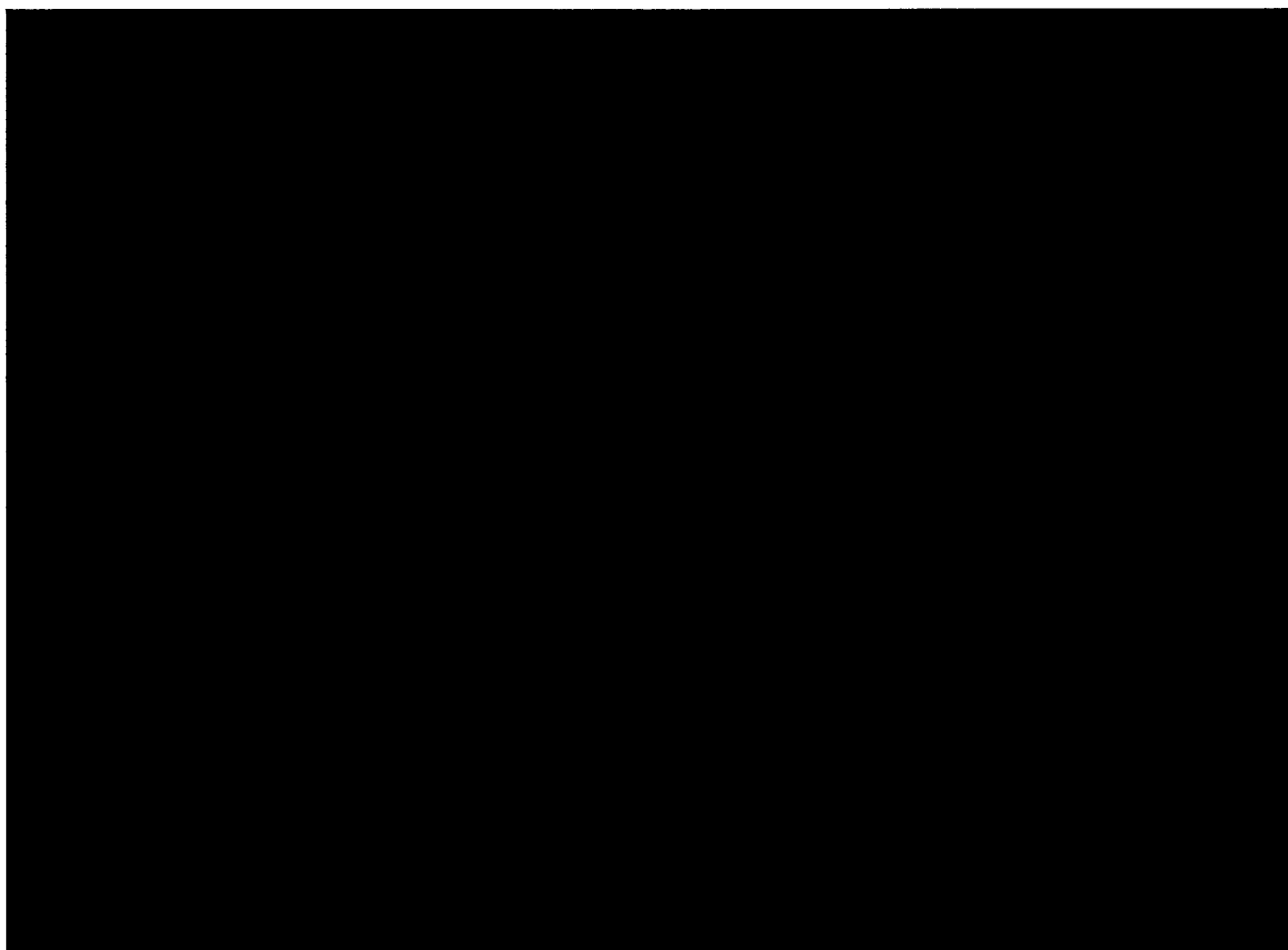


944 / 1019

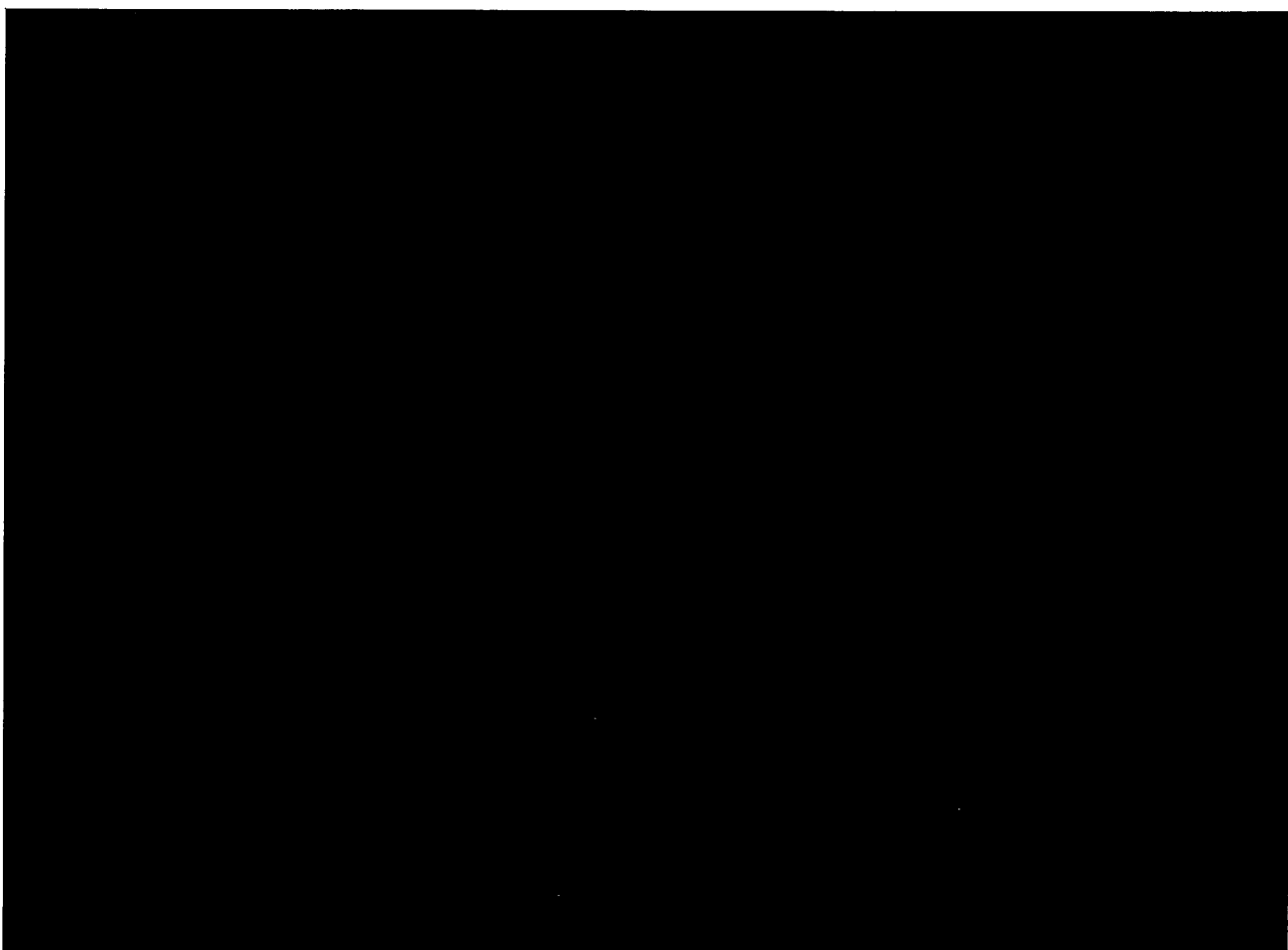


12/07/31





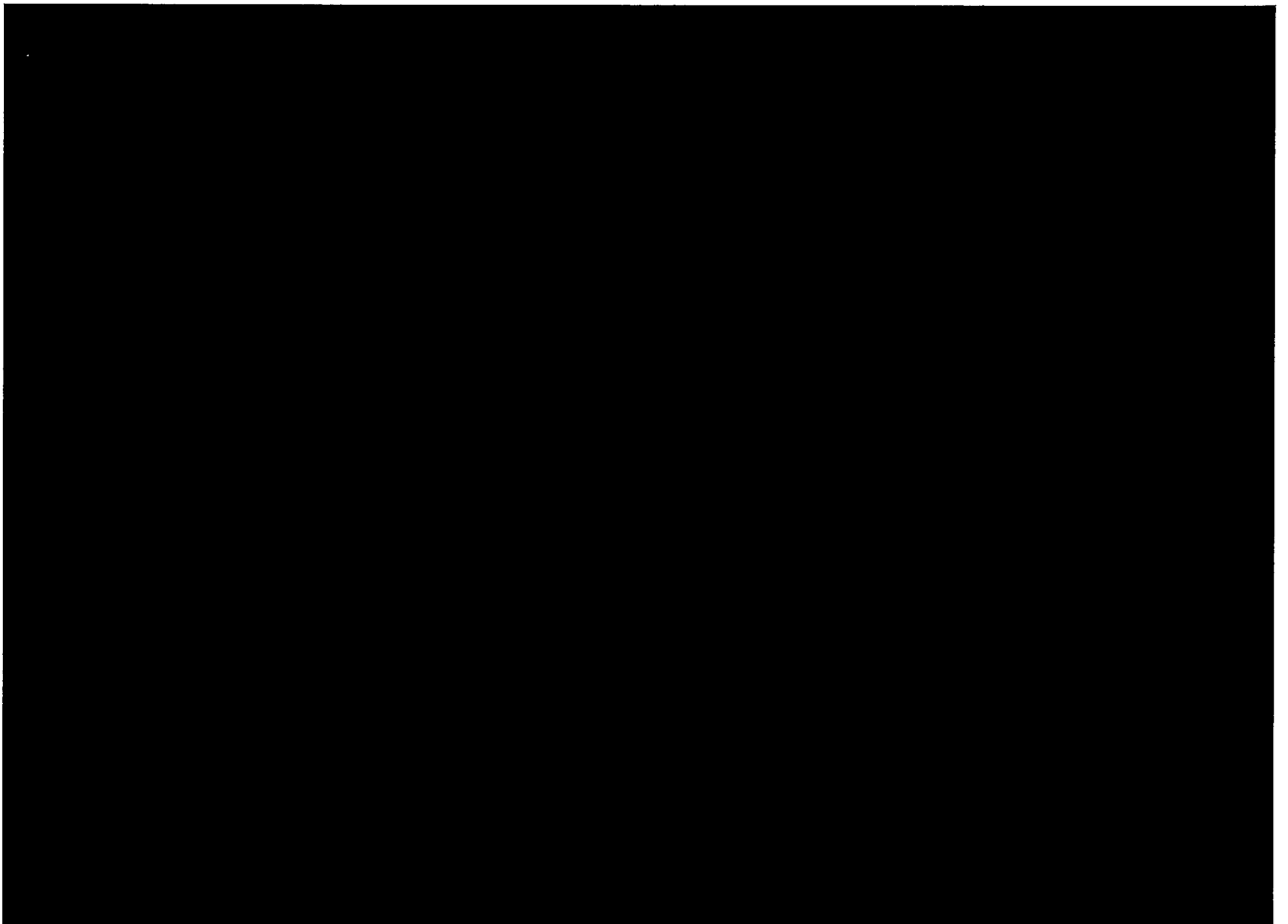
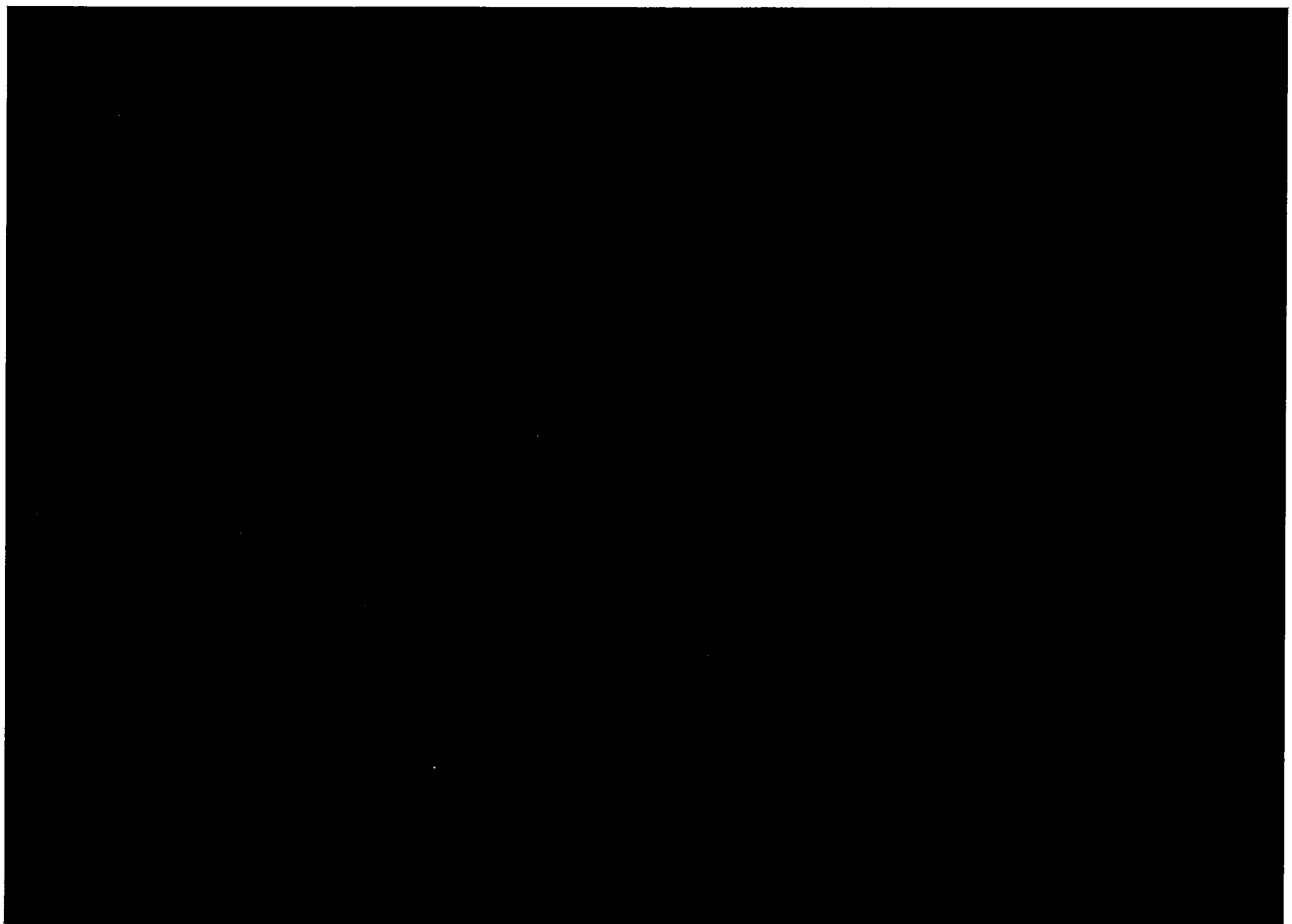
12/07/31



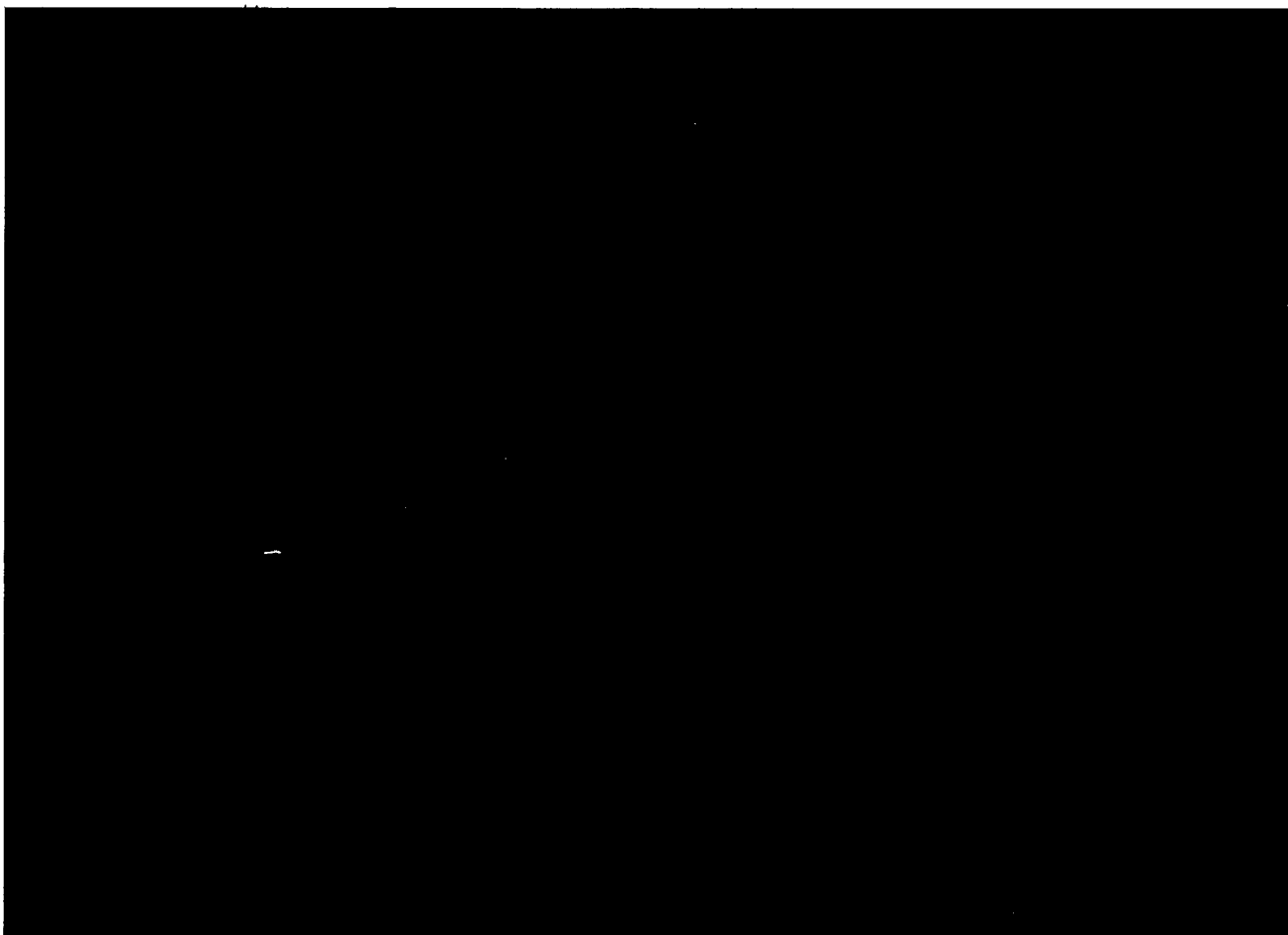
12/07/31



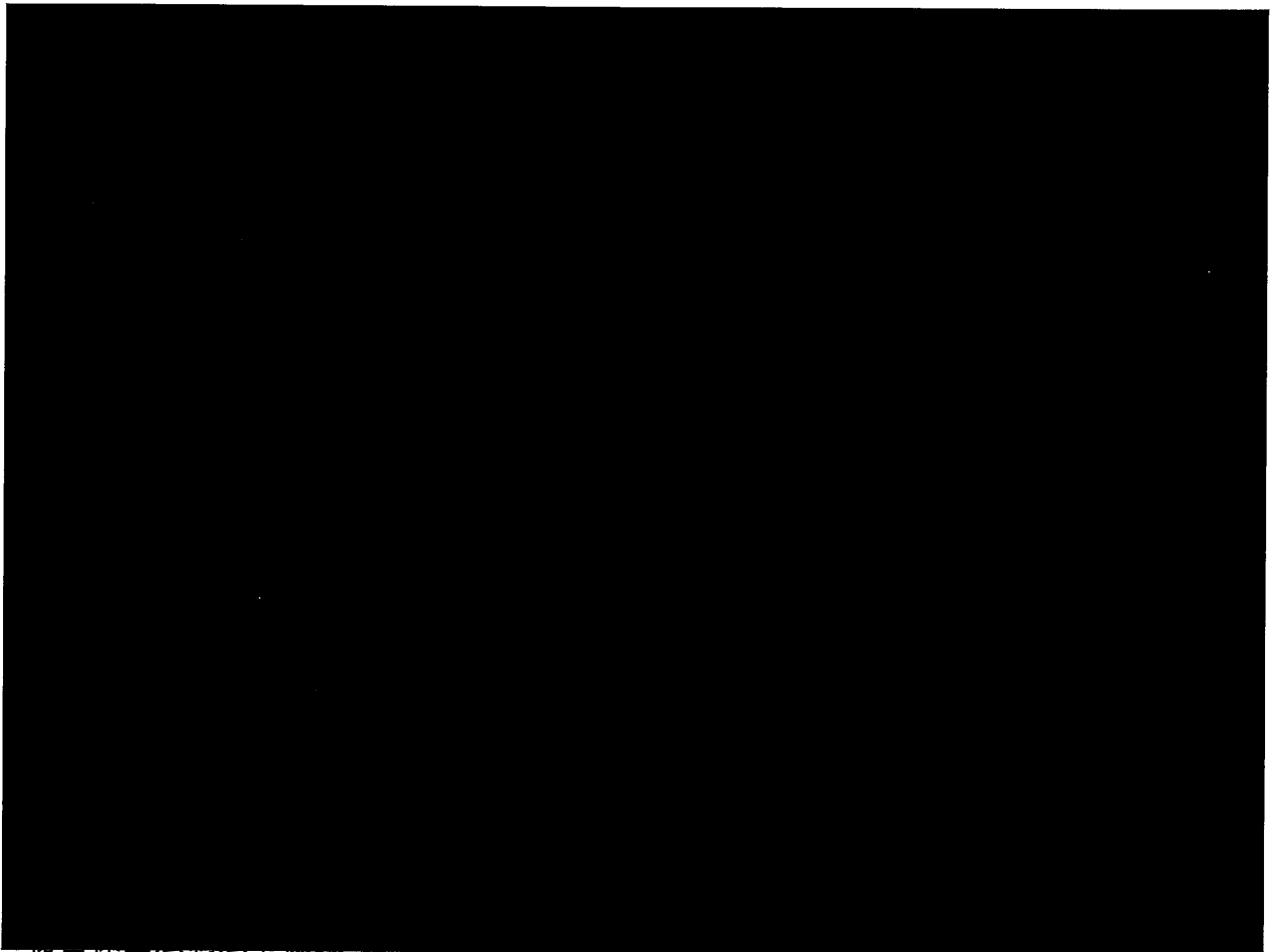
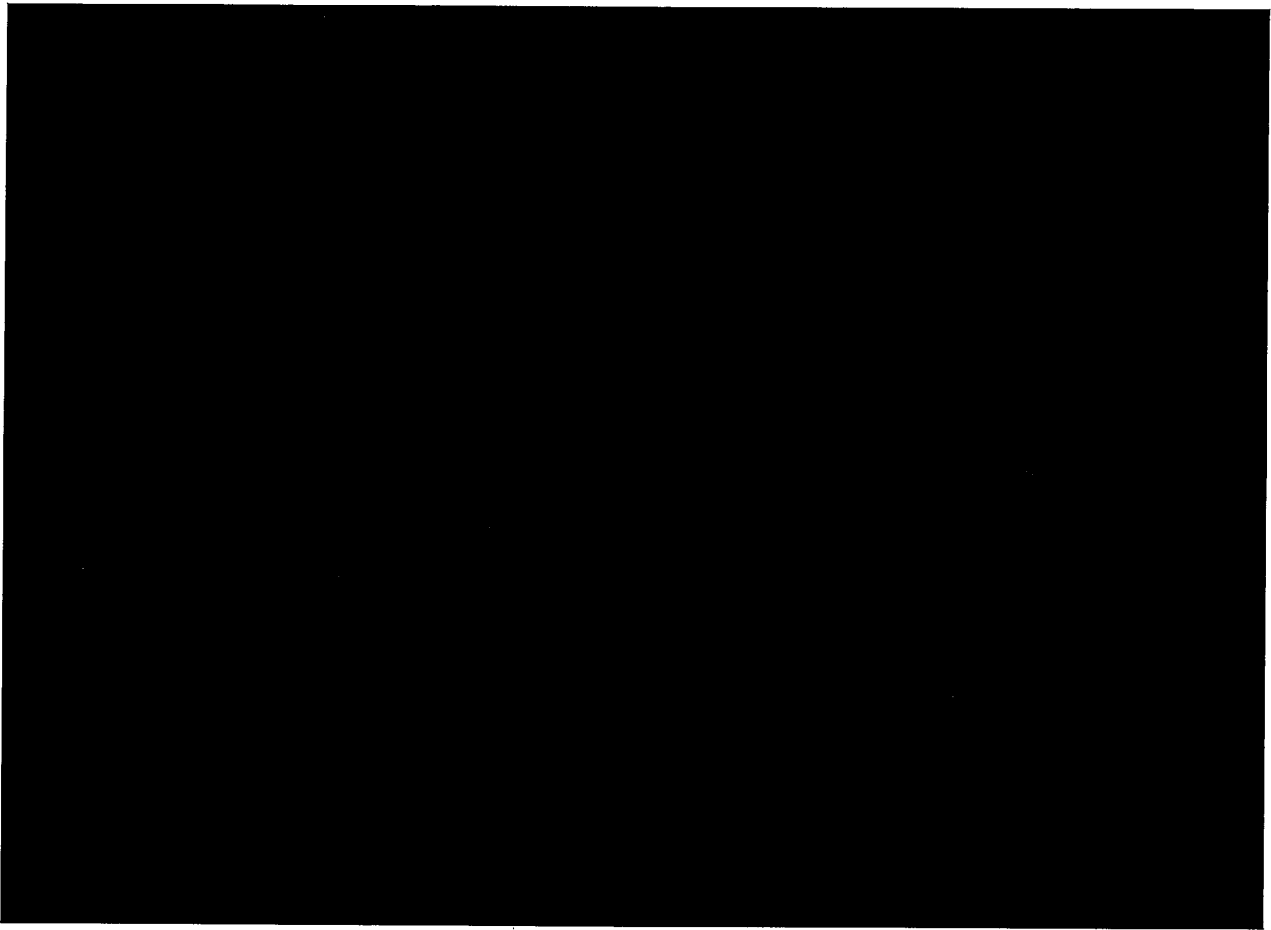
12/07/31



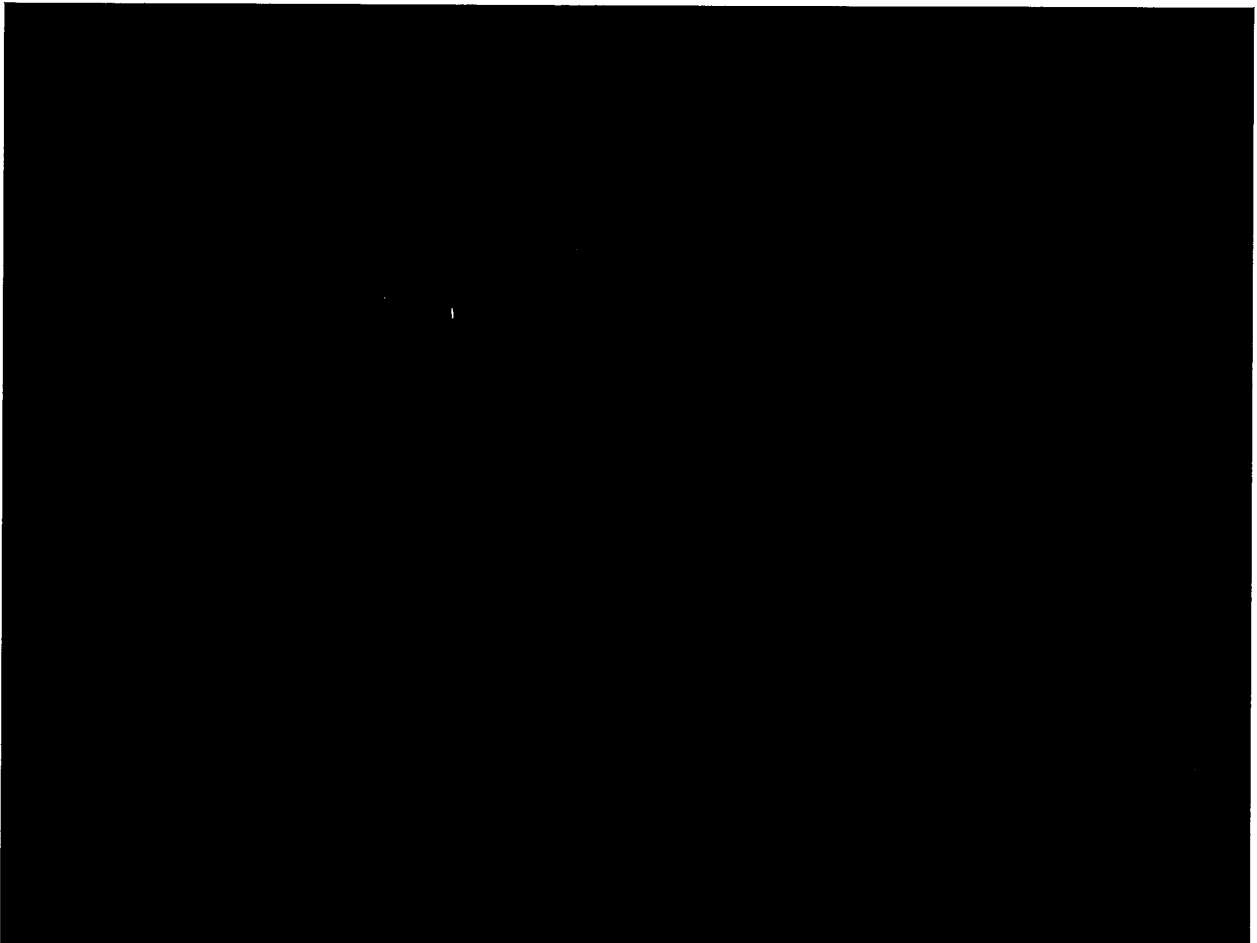
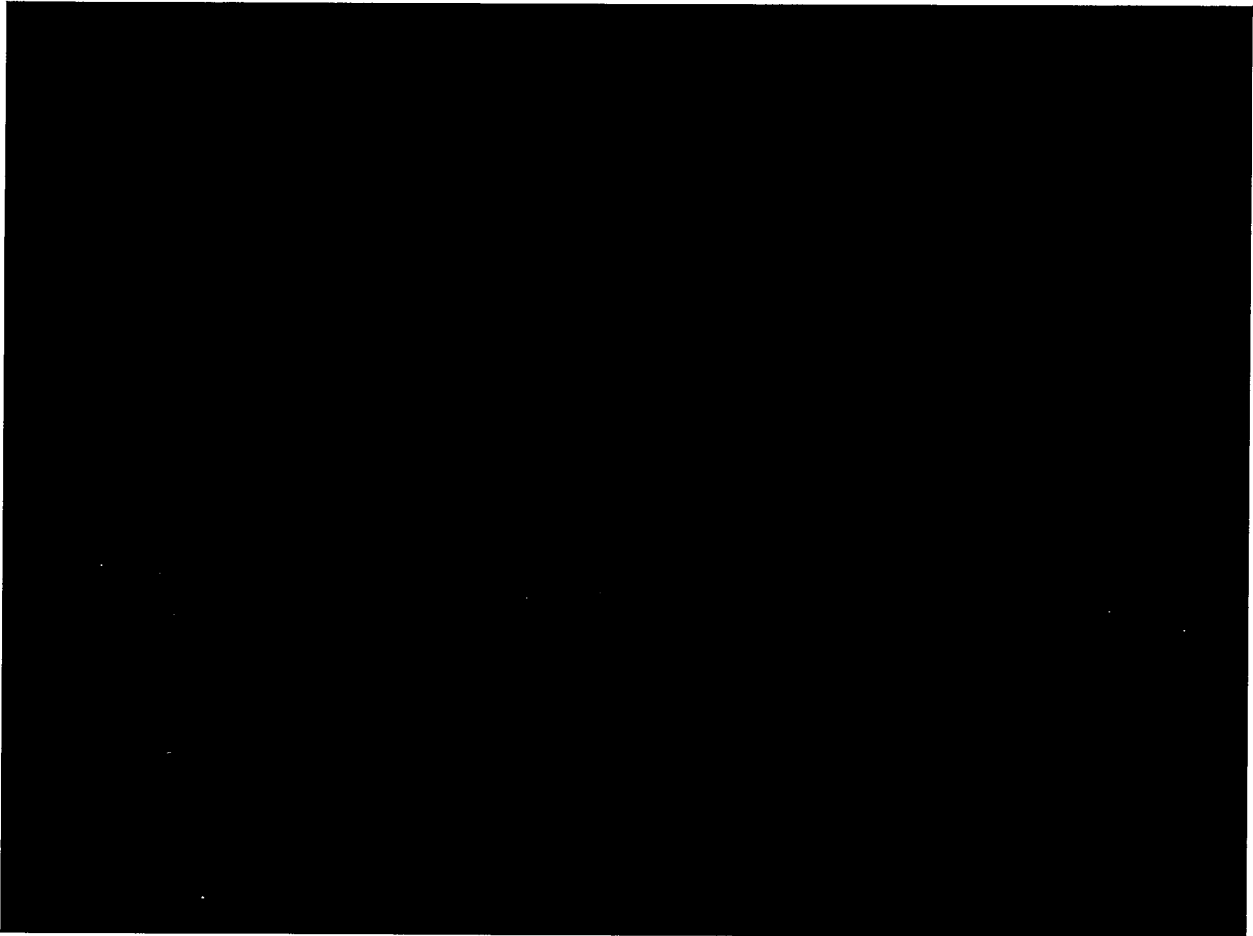
12/07/31



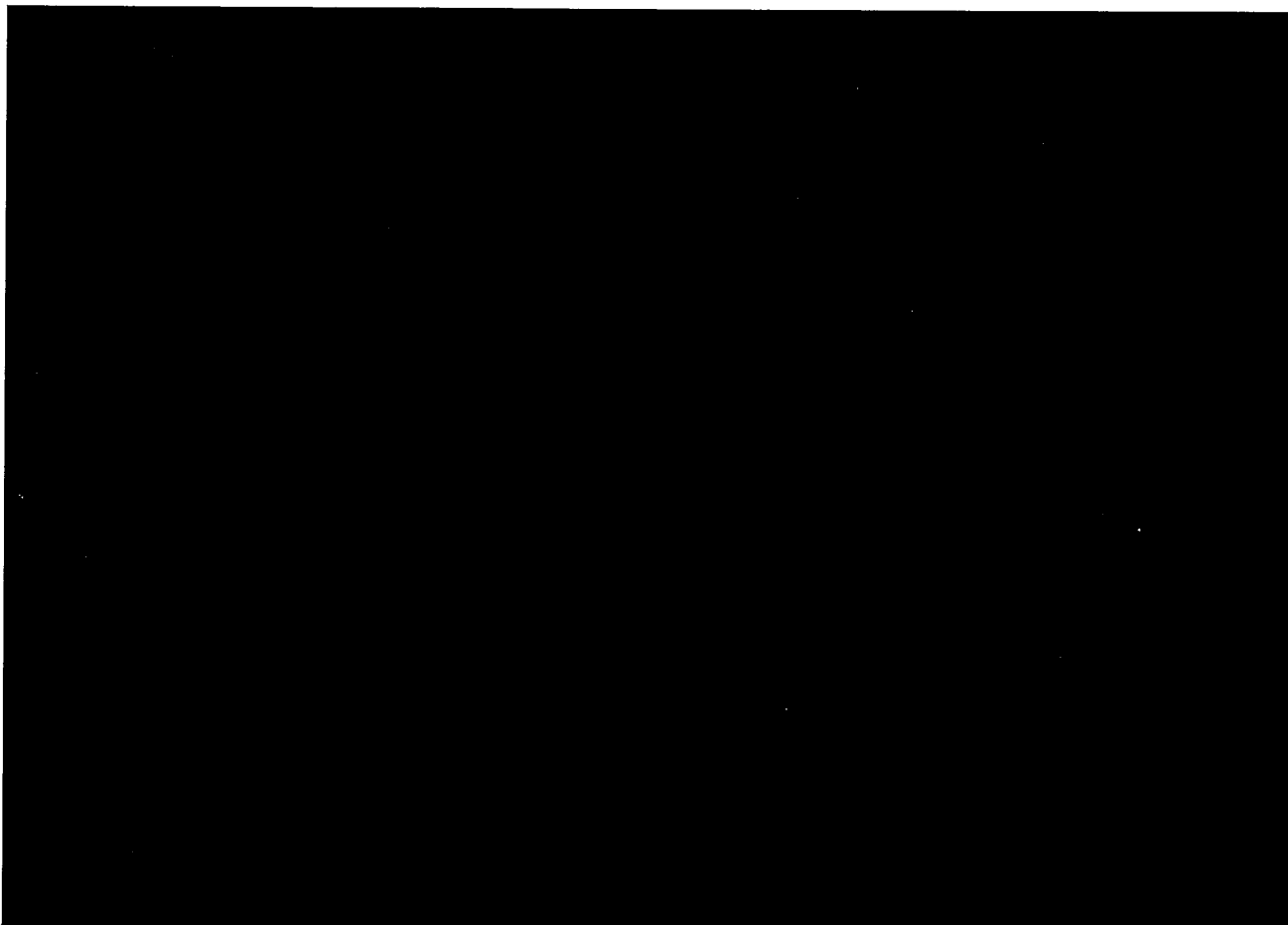
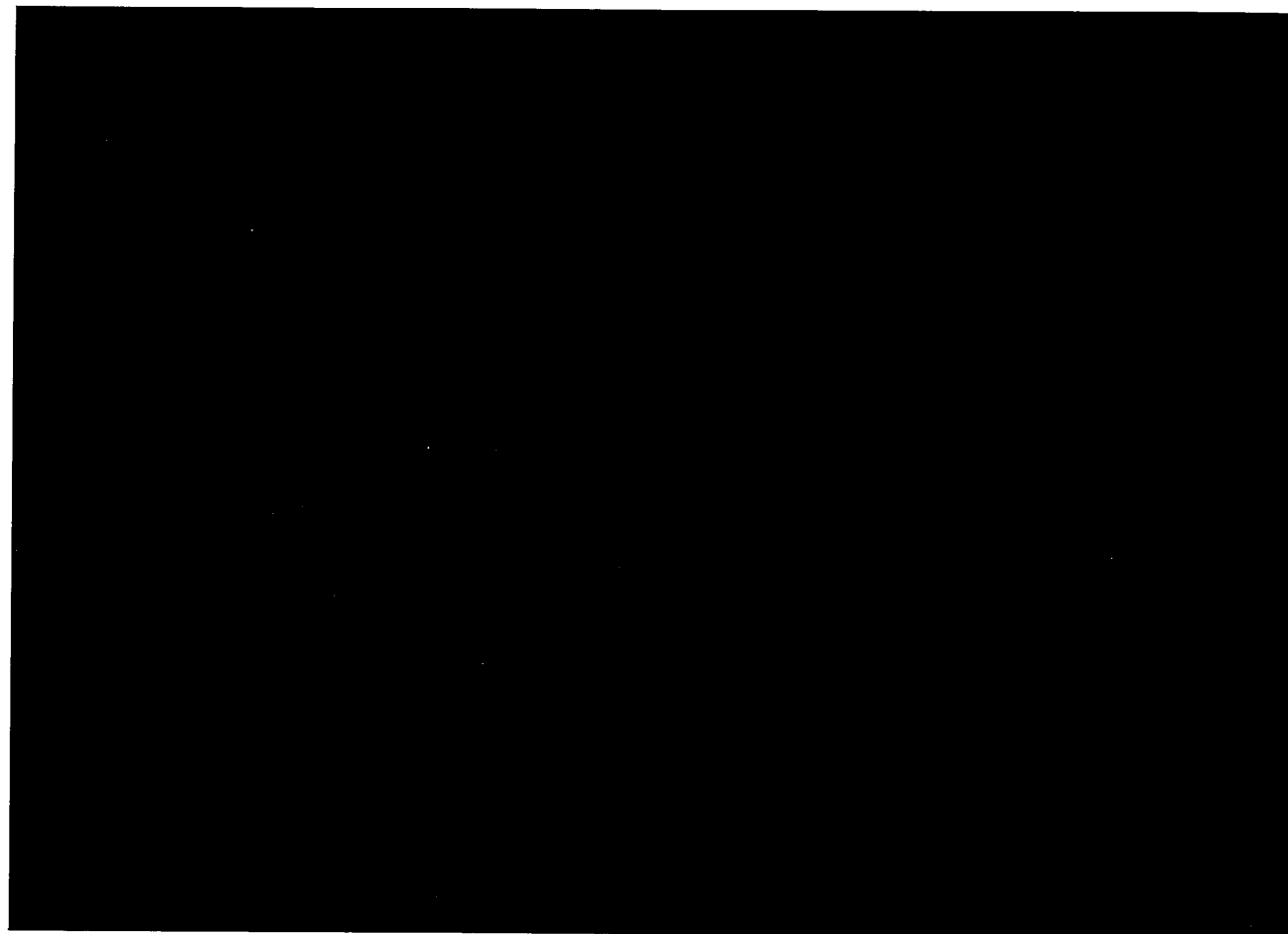
12/07/31



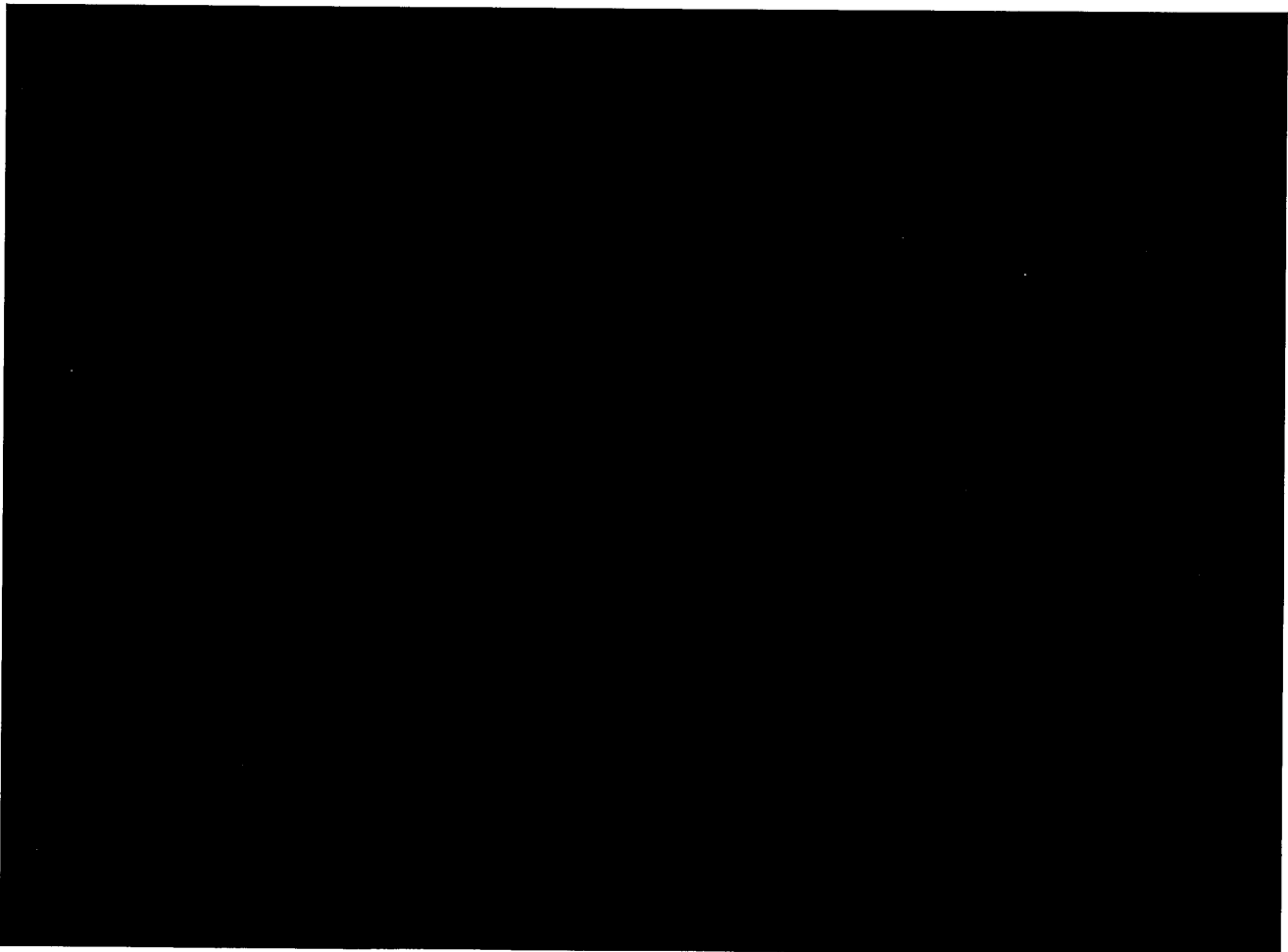
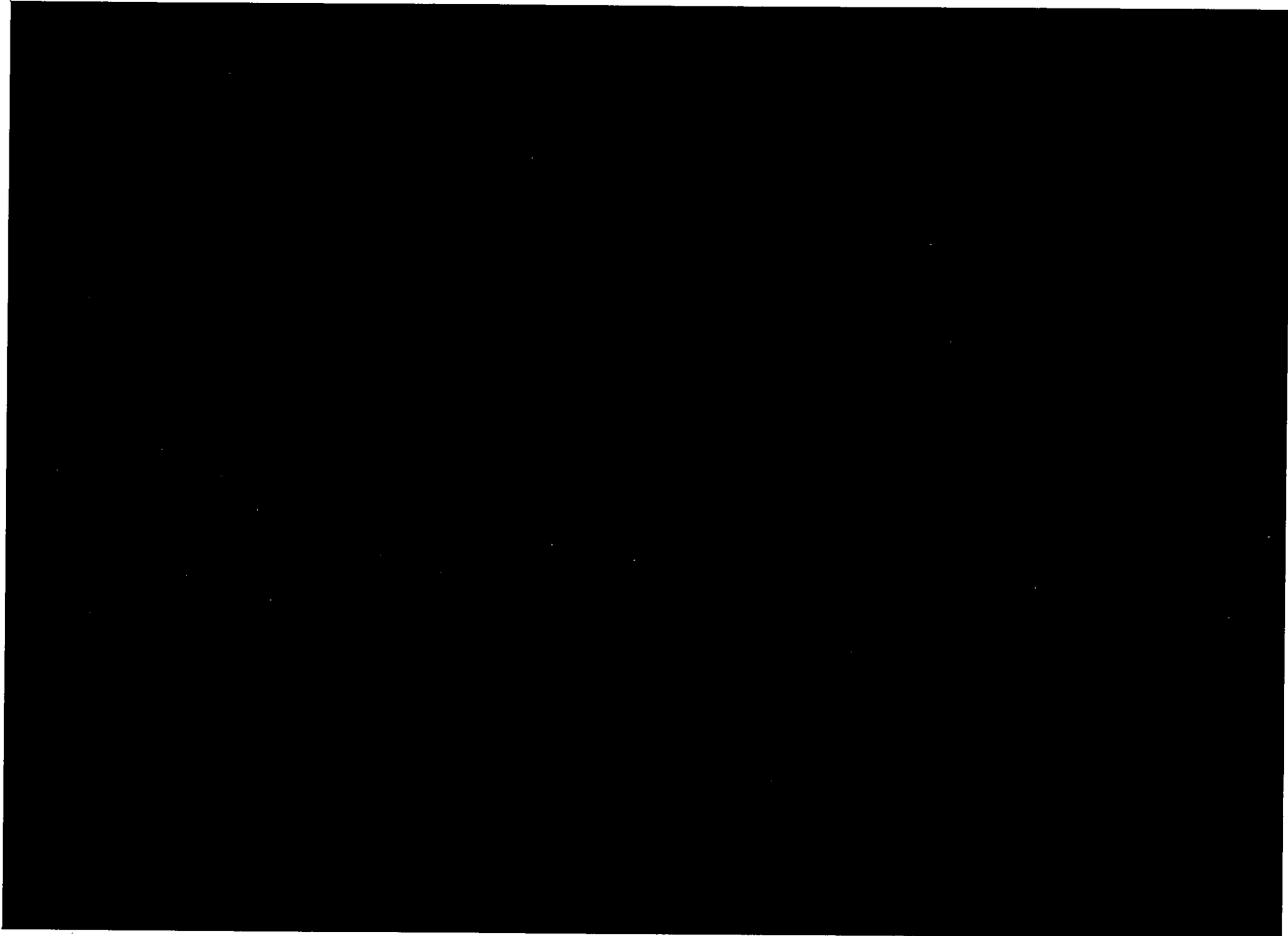
12/07/31

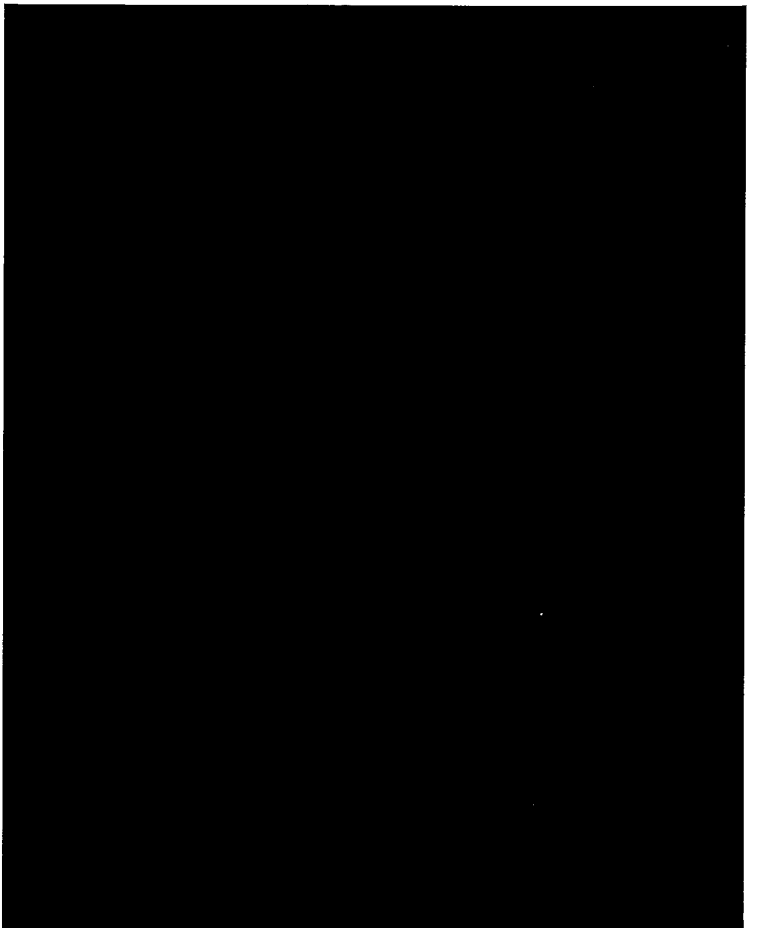
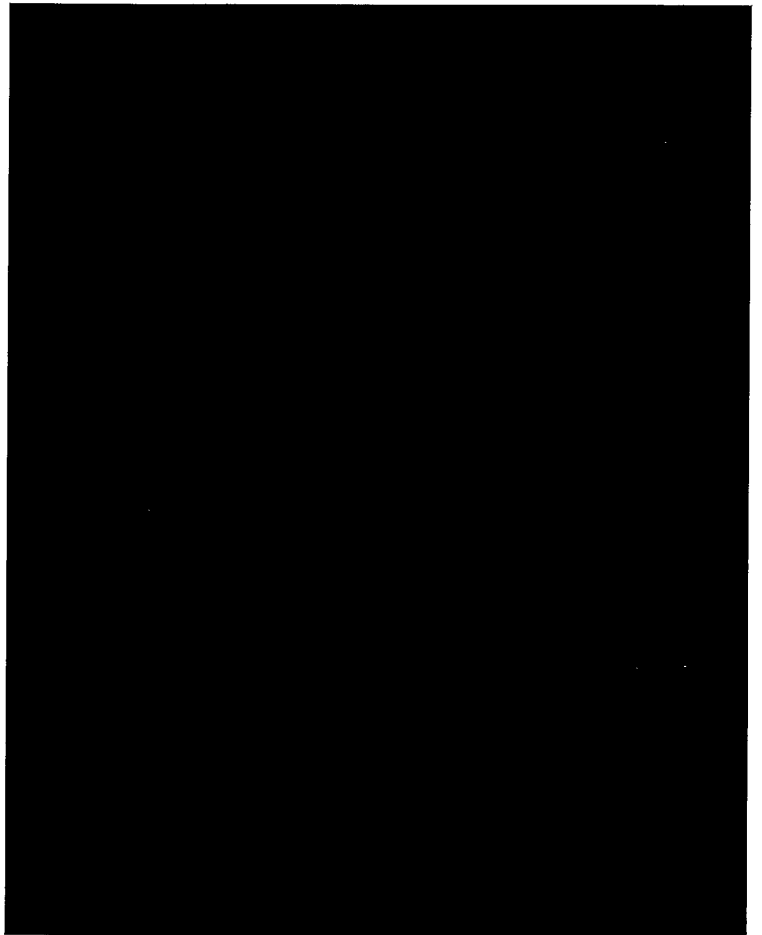


12/07/31



12/07/31





特別秘密の保護に関する法律

【参照条文集】 (案)

出典：ぎょうせい「現行日本法規」
ぎょうせい「現行法令インターネット版」
官報

平成24年〇月
内閣官房

特別秘密の保全に関する法律参照条文

- 日本国憲法(抄) 1
- 官吏服務紀律(明治二十年勅令第三十九号) (抄) 1
- 刑法(明治四十年法律第四十五号) (抄) 1
- 内閣法(昭和二十二年法律第五号) (抄) 4
- 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号) (抄) 4
- 国会法(昭和二十二年法律第七十九号) (抄) 4
- 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号) (抄) 5
- 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号) (抄) 5
- 参議院規則(昭和二十二年議決) (抄) 6
- 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号) (抄) 6
- 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十号) (抄) 6
- 電波法(昭和二十五年法律第三百一十号) (抄) 7
- 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) (抄) 7
- 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号) (抄) 7
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第三百三十八号) (抄) 8
- 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号) (抄) 8
- 警察法(昭和二十九年法律第六十二号) (抄) 9
- 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号) (抄) 9
- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号) (抄) 11
- 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号) (抄) 13
- 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号) (抄) 13
- 防衛諸計画の作成等に関する訓令(昭和五十二年防衛庁訓令第八号) (抄) 13
- 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) (抄) 14
- 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号) (抄) 14
- 民事訴訟法(平成八年法律第九十九号) (抄) 15

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号) (抄) 15

○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) (抄) 16

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) (抄) 17

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号) (抄) 17

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第三百三十七号) (抄) 18

○法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号) (抄) 18

○行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号) (抄) 19

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号) (抄) 20

○公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号) (抄) 20

○会社法(平成十七年法律第八十六号) (抄) 21

○情報業務の実施に関する訓令(平成十八年防衛庁訓令第二十一号) (抄) 21

○労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号) (抄) 21

○公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号) (抄) 22

○国家公務員法等の一部を改正する法律(第七十七回国会提出閣法第七十四号) (抄) 22

○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第七十七回国会提出閣法第七十七号) (抄) 23

【資料】合議制の機関について 24

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ (略)

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ (略)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② (略)

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第八十二条 (略)

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

○官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）（抄）

第四条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

2 (略)

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

(すべての者の国外犯)

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。
一 削除

二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪

三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪

四 第二百四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪

五 第二百五十四条（詔書偽造等）、第二百五十五条（公文書偽造等）、第五十七条（公正証書原本不実記載等）、第五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によって作られるべき電磁的記録に係る第六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

六 第六十二条（有価証券偽造等）及び第六十三条（偽造有価証券行使等）の罪

七 第六十三条の二から第六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪

八 第六十四条から第六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第六十四条第二項、第六十五条第二項及び第六十六条第二項の罪の未遂罪

（他の法令の罪に対する適用）

第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

（自首等）

第四十二条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。

2 (略)

第五十四条 一個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。

2 (略)

（予備及び陰謀）

第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。

（住居侵入等）

第三十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（秘密漏示）

第三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

（不正指令電磁的記録作成等）

第六十八條の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 (略)

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 (略)

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(脅迫)

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(強盗)

第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 (略)

(詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 (略)

(恐喝)

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 (略)

(建造物等損壊及び同致死傷)

第二百六十条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(器物損壊等)

第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

○内閣法 (昭和二十二年法律第五号) (抄)

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

③・④ (略)

第十八条 (略)

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

○宮内庁法 (昭和二十二年法律第七十号) (抄)

第十六条 (略)

2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設 (これに類する施設を含む。) 及び作業施設を置くことができる。

第十八条 内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 (略)

○国会法 (昭和二十二年法律第七十九号) (抄)

第六十三条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第一百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

- ② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。
- ③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。
- ④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしななければならない。

○国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）

第十九条 国会職員は、本属長の許可がなければ、職務上知り得た秘密を漏らすことはできない。その職を離れた後でも同様である。

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（この法律の目的及び効力）

第一条 この法律は、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。）を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能率を発揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導されるべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

② この法律は、もっぱら日本国憲法第七十三条にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。

③ 何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令の施行に関し、虚偽行為をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはならない。

④ この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の関係における適用は、その影響を受けることがない。

⑤ この法律の規定が、従前の法律又はこれに基く法令と矛盾し又はこれに抵触する場合には、この法律の規定が、優先する。

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤ （略）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
十三 十八 (略)

第百十一号 第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

○参議院規則 (昭和二十二年議決) (抄)

第二百三十六号 国会法第六十三条により公表しないものを他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

○国家行政組織法 (昭和二十三年法律第二百十号) (抄)

(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)

第三条 (略)

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4 (略)

(施設等機関)

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設 (これらに類する機関及び施設を含む。)、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第三百三十一号) (抄)

第二百八十一号の五 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② 弁護士 (第四百四十条に規定する弁護士を含む。以下この項において同じ。) 又は弁護士であつた者が、検察官において被告事

件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第三百十六條の二十七 裁判所は、第三百十六條の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

②・③ (略)

○電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「電波」とは、三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。

二～六 (略)

第九條の二 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき（その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。）は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者（当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。）以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。

4 (略)

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

○裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（抄）

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び

退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第六十二条第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第六十二条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第五十四条、第五十五条、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第六十六条の七から第六十六条の十三まで、第六十六条の十四第三項から第五項まで、第六十六条の十五、第六十六条の二十五、第六十六条の二十六及び第六百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二〇九（略）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三百三十八号）（抄）

第七条（略）

2 前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。

3 前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

○有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

2 (略)

第九条 有線電気通信（電気通信事業法第四条第一項又は第六十四条第二項の通信たるものを除く。）の秘密は、侵してはならぬ。

第十四条 第九条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

(長官)

第十六条 (略)

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

目次

第一章（第六章）（略）

第七章 自衛隊の権限等（第八十七条—第九十六条の二）

第八章 (略)

第九章 罰則（第百八十八条—第百二十六条）

附則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2~4 (略)

5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

第七章 自衛隊の権限等

(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一 自衛隊の施設

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（同協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。）

2・3 (略)

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。
 第七百二十三条 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

- 一 第六十四条第二項の規定に違反した者
 - 二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者
 - 三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者
 - 四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者
 - 五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくはめいいていして職務を怠つた者
 - 2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。
 - 第七百二十四条 第七百三十三条第十三項（第七百三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第十四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
 - 第七百二十五条 第七百三十三条第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
 - 第七百二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 別表第四（第九十六条の二関係）
- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
 - 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
 - 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
 - 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
 - 七 防衛の用に供する暗号
 - 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
 - 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
 - 十 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

(定義)

第一条 (略)

2 (略)

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 (略)

第五条 (略)

2 (略)

3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法(明治四十年法律第四十五号)総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

(この法律の解釈適用)

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置）

第百十三条の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

○割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）（抄）

第四十九条の二（略）

2 人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。

一 クレジットカード番号等が記載され、又は記録された人の管理に係る書面又は記録媒体の記載又は記録について、その承諾を得ずにその複製を作成すること。

二 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。

3（略）

4 前三項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和五十二年防衛庁訓令第八号）（抄）

（目的）

第八条 統合中期防衛構想は、原則としてその作成する年度の二年後の年度以降五年間を対象とし、統合長期防衛戦略を参考として、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を踏まえて我が国に対する脅威を分析し、これに対する防衛構想、防衛の態勢及び統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの各自衛隊の体制に関する基本構想について検討するとともに、対象期間内における防衛力整備上重視すべき事項を明らかにし、中期計画の策定並びに陸海空自衛隊中期能力見積り及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

2 前項の防衛構想及び防衛の態勢の検討に当たつては、防衛、警備等に関する計画を参考とするものとする。
（作成及び見直し等）

第九条 統合幕僚長は、統合中期防衛構想を原則として五年毎に作成し、その作成する年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

- 2 統合幕僚長は、統合中期防衛構想の作成に当たっては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令第十九号の規定により情報本部長が作成する統合中期情報見積りを踏まえるものとする。
 - 3 統合幕僚長は、統合中期防衛構想を作成しない年度にあつては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果統合中期防衛構想に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するものとする。
- (目的等)
- 第十八条 防衛、警備等に関する計画は、年度業務計画の実施により整備、維持等される防衛力を参考として、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態及び間接侵略その他治安維持上重大な事態が生じた際に自衛隊が対処する場合における基本的事項等について定めることとする。
- 2 前項に規定するもののほか、防衛、警備等に関する計画の作成等に関し必要な事項は、別に定める。

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
 - 二 略
- 第一百七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第六十四条第二項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
 - 3 (略)

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二・三 (略)

四 営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であつた者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七 (略)

2~6 (略)

7 第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（文書提出命令等）

第二百二十三条 (略)

2~5 (略)

6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

2 (略)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 四・六 (略)

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(設置)

- 第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。
- 2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。
- 3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
食育推進会議	食育基本法

少子化社会対策会議 高齢社会対策会議 中央交通安全対策会議 犯罪被害者等施策推進会議 自殺総合対策会議 消費者政策会議 国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター	少子化社会対策基本法 高齢社会対策基本法 交通安全対策基本法 犯罪被害者等基本法 自殺対策基本法 消費者基本法 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号） 国家公務員法
--	---

(設置)

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 (略)

(施設等機関)

第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関する事。

三 二十九 (略)

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

(罰則)

第十一条 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「傍受」とは、現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう。

3 (略)

○法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）

(法務総合研究所)

第六十二条 法務総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二 (略)

四 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行うこと。

五（略）

2・3（略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

2・5（略）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は學術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 (略)

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（その他の緊急事態対処のための措置）

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

（緊急対処事態対処方針）

第二十五条 政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2・12 (略)

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その

他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（解任）

第三百三十九条 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2 （略）

（取締役の報酬等）

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
 - 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
 - 三 報酬等のうち金額でないものについては、その具体的な内容
- 2 （略）

○情報業務の実施に関する訓令（平成十八年防衛庁訓令第二十一号）（抄）

（統合中期情報見積り）

第十九条 統合中期情報見積りは、原則としてその作成する年度の二年後の年度以降五年間を対象とし、我が国に対する脅威の動向を中心に内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第九条の規定に基づく統合中期防衛構想の作成に資することを目的とする。

2 情報本部長は、統合中期防衛構想が作成される年度に合わせ、原則として五年毎に統合中期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3 情報本部長は、統合中期情報見積りを作成しない年度にあつては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果統合中期情報見積りに重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

○労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）（抄）

（懲戒）

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして

、当該懲戒は、無効とする。

(解雇)

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

258 (略)

○国家公務員法等の一部を改正する法律（第七十七回国会提出閣法第七十四号）（抄）

(内閣法の一部改正)

第三条 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

七 行政機関の幹部職員の任免に関しその適切な実施の確保を図るために必要となる企画及び立案並びに調整に関する事務

第十四条第三項中「事務」の下に「（内閣人事局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十三条を第二十四条とし、第二十条から第二十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第十九条第四項中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条第三項中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第三項中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第二項中「並びに」の下に「内閣人事局、」を加え、同条を第十七条とする。
 第十五条第二項中「事務」の下に「(内閣人事局の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第四項中「第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条」を「第九十八条第一項、第百条第一項、第百一条」に、「第百条第一項」を「第百二条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十五条 内閣官房に、内閣人事局を置く。

2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号に掲げる事務をつかさどる。

3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。

4 内閣人事局長は、内閣人事局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官又は関係のある副大臣その他の職を占める者の中から指名する者をもつて充てる。

附則第三項中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第百七十七回国会提出閣法第七十七号)(抄)

(個人情報の保護に関する法律及び公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第六十四条 次に掲げる法律の規定中「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

一 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第五十三条第一項

二 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第一項第一号

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・三 (略)

【資料】合議制の機関について

一 安全保障会議

○安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（抄）

（組織）

第三条 会議は、議長及び第五条第一項各号に掲げる議員（同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。）で組織する。

（議長）

第四条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 （略）

（議事）

第九条 会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

二 人事院

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（職員）

第四条 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

2、3、4 （略）

（総裁）

第十一条 人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

2 人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

3 （略）

三 公正取引委員会

○昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（抄）

第二十九条 公正取引委員会は、委員長及び委員四人を以て、これを組織する。

2、4 (略)

第三十三条 委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

2 (略)

第三十四条 公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3・4 (略)

四 国家公安委員会

○警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

（設置及び組織）

第四条 内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

2 国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織する。

（委員長）

第六条 委員長は、國務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

3 (略)

（会議）

第十一条 国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

五 公害等調整委員会

○公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）（抄）

（組織）

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 (略)

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可非同数のときは、委員長の決するところによる。

4・5 (略)

六 公安審査委員会

○公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号) (抄)

(組織)

第四条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

(委員長)

第十条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 (略)

(会議)

第十一条 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可非同数のときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

七 中央労働委員会

○労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号) (抄)

(中央労働委員会の委員の任命等)

第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。

2・6 (略)

(中央労働委員会の会長)

第十九条の九 中央労働委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第二十一条 (略)

2 労働委員会の会議は、会長が招集する。

3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

八 運輸安全委員会

○運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）

(組織)

第七条 委員会は、委員長及び委員十二人をもつて組織する。

2 (略)

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第十一条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 (略)

九 会計検査院

○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）

第二条 会計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。

第三条 会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。

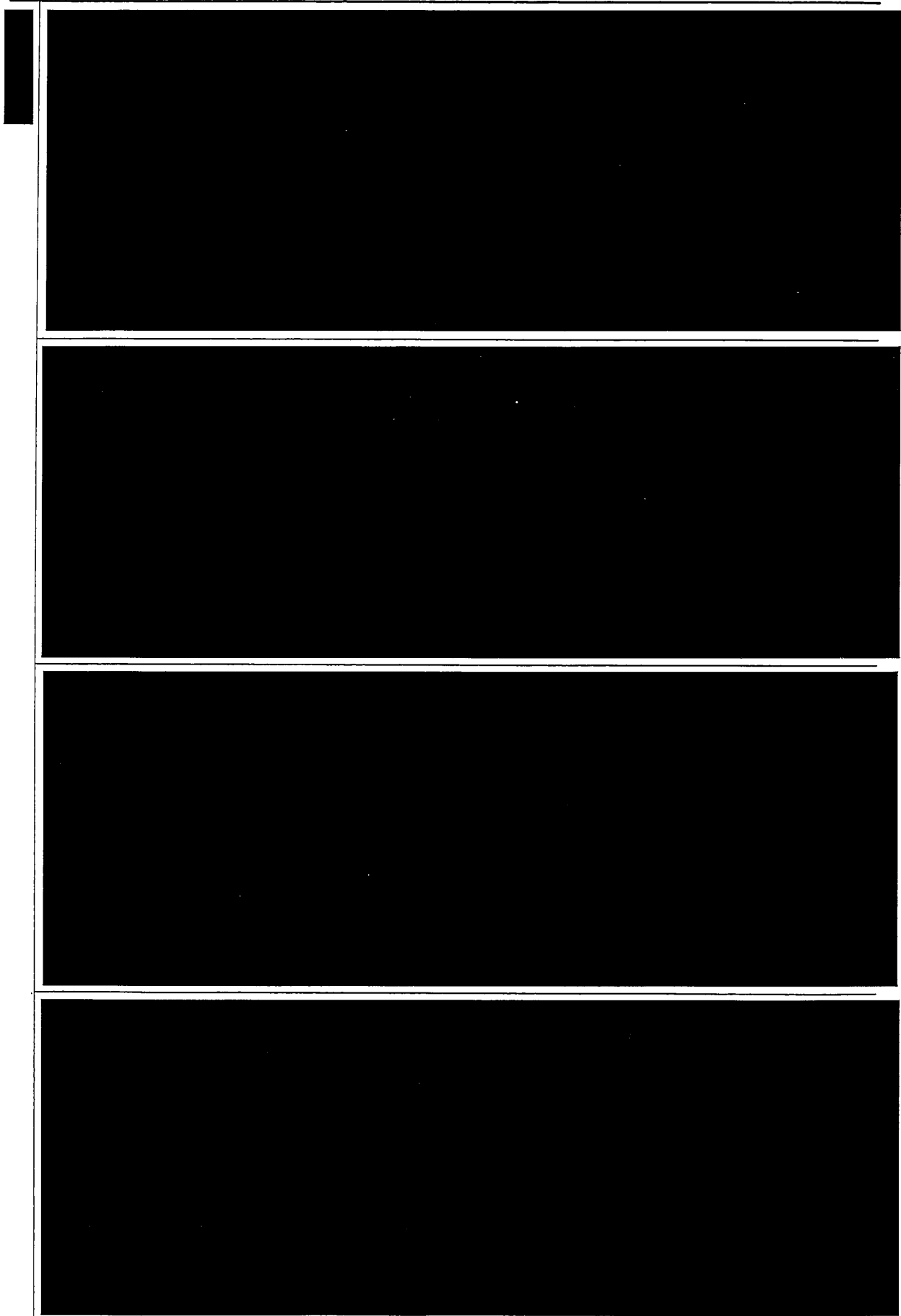
第十条 検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第十二条 事務総局は、検査官会議の指揮監督の下に、庶務並びに審査の事務を掌る。

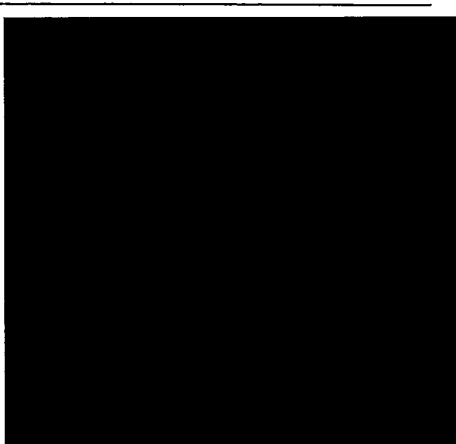
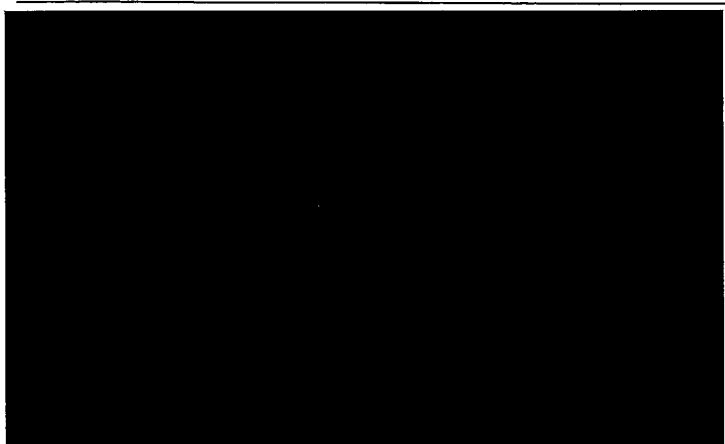
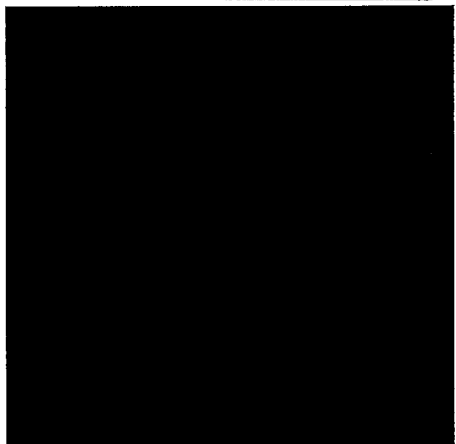
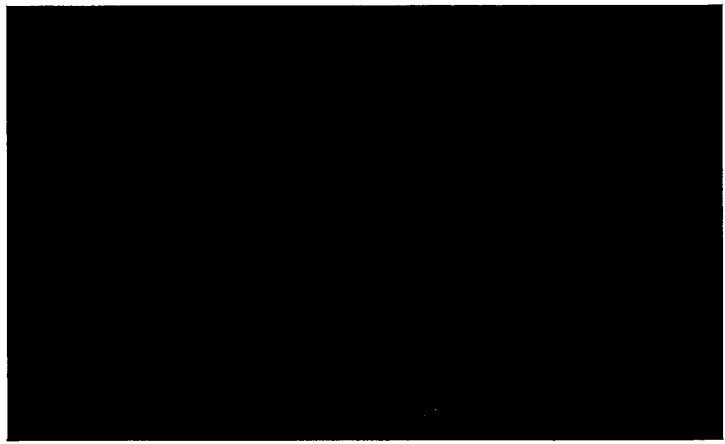
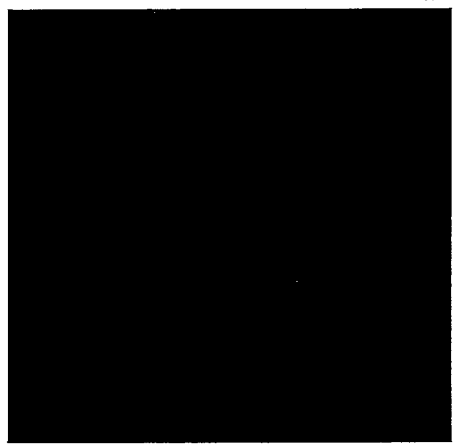
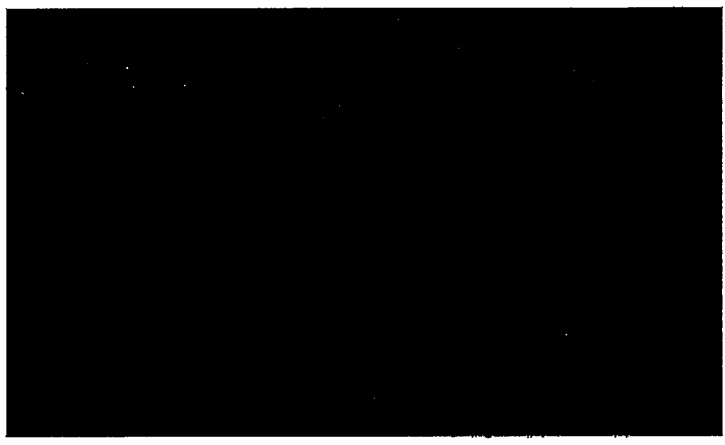
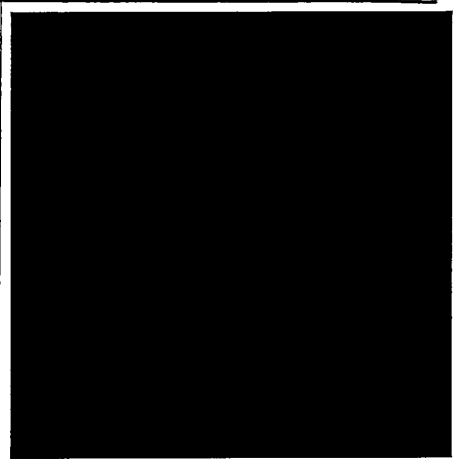
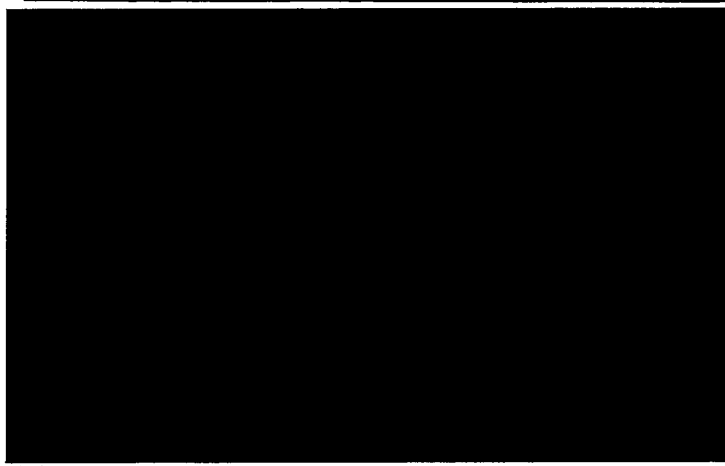
②・③ (略)

特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行法との対照表

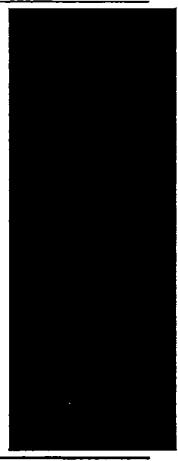
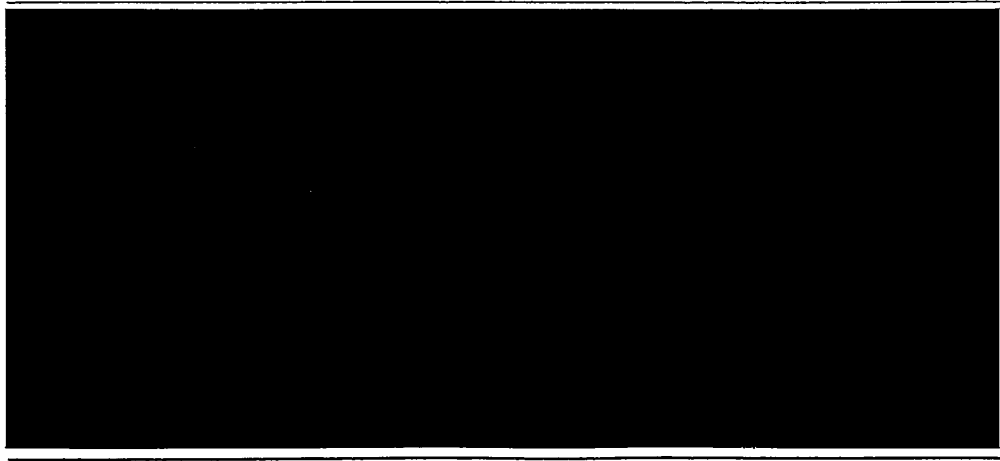
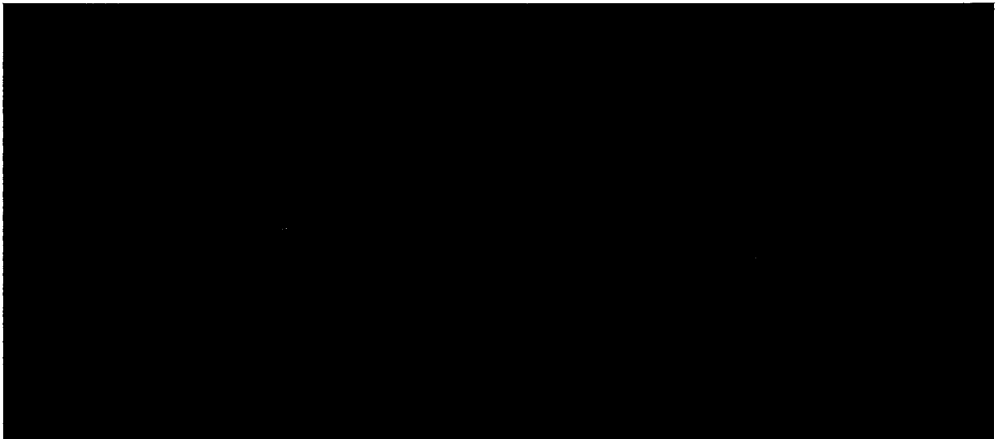
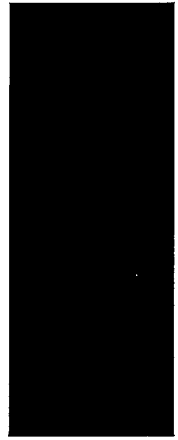
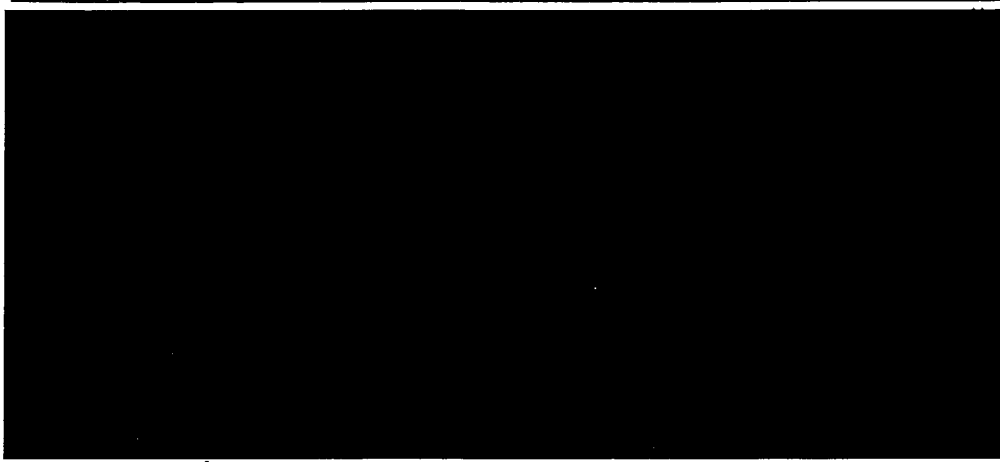
	<p>特別秘密の保護に関する法律案（抄）</p>
	<p>自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）</p>
	<p>日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）</p>
	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）</p>



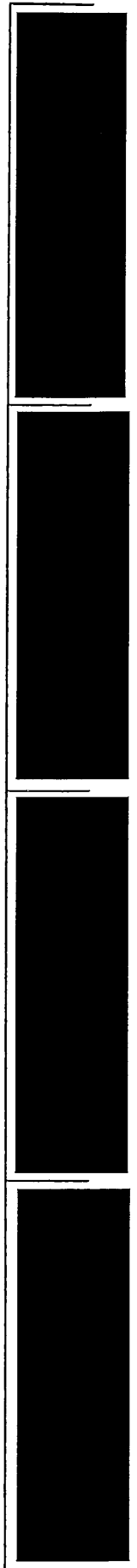
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]



[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]



[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]



12/07/31内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律案の概要 (案)

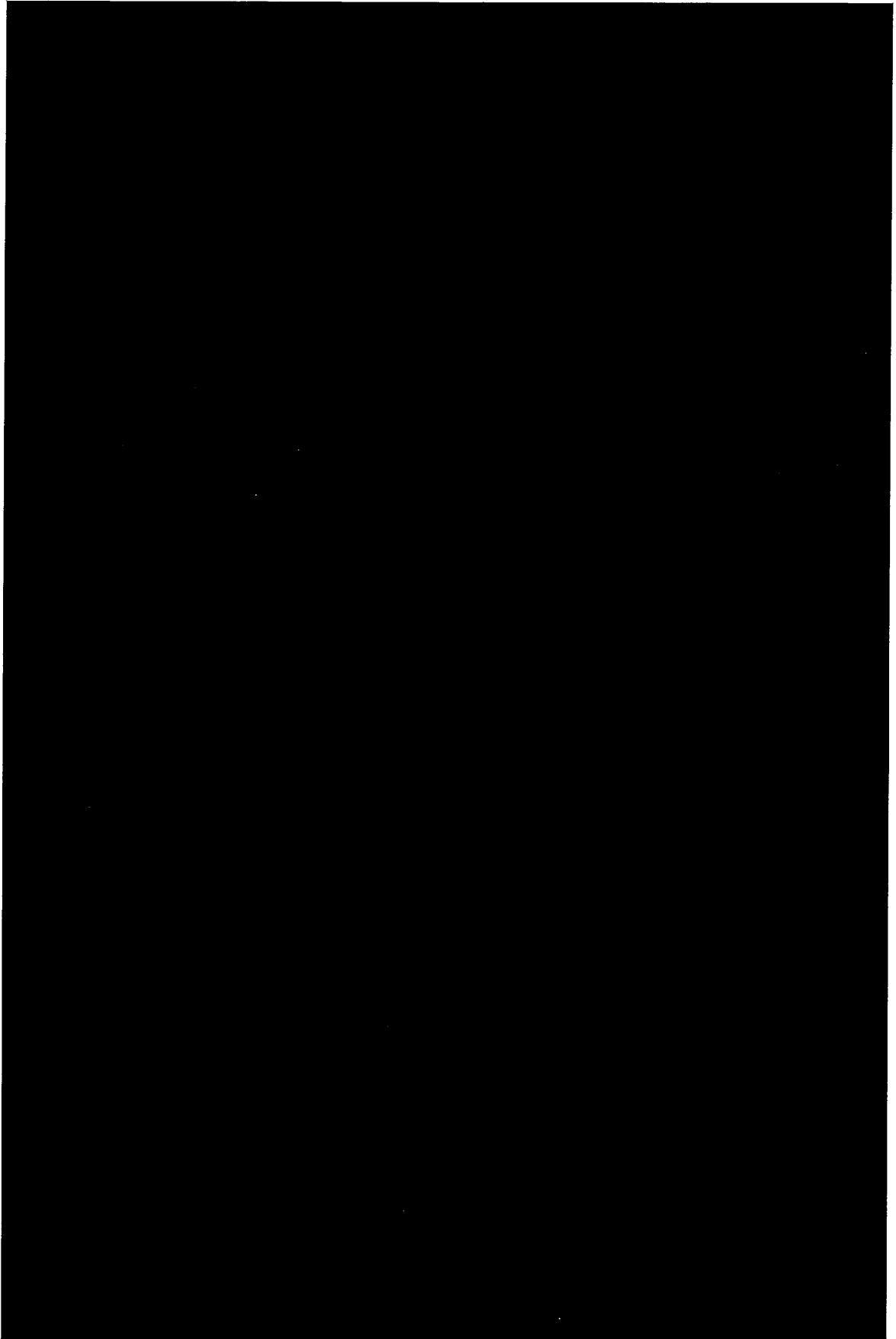
1 趣旨



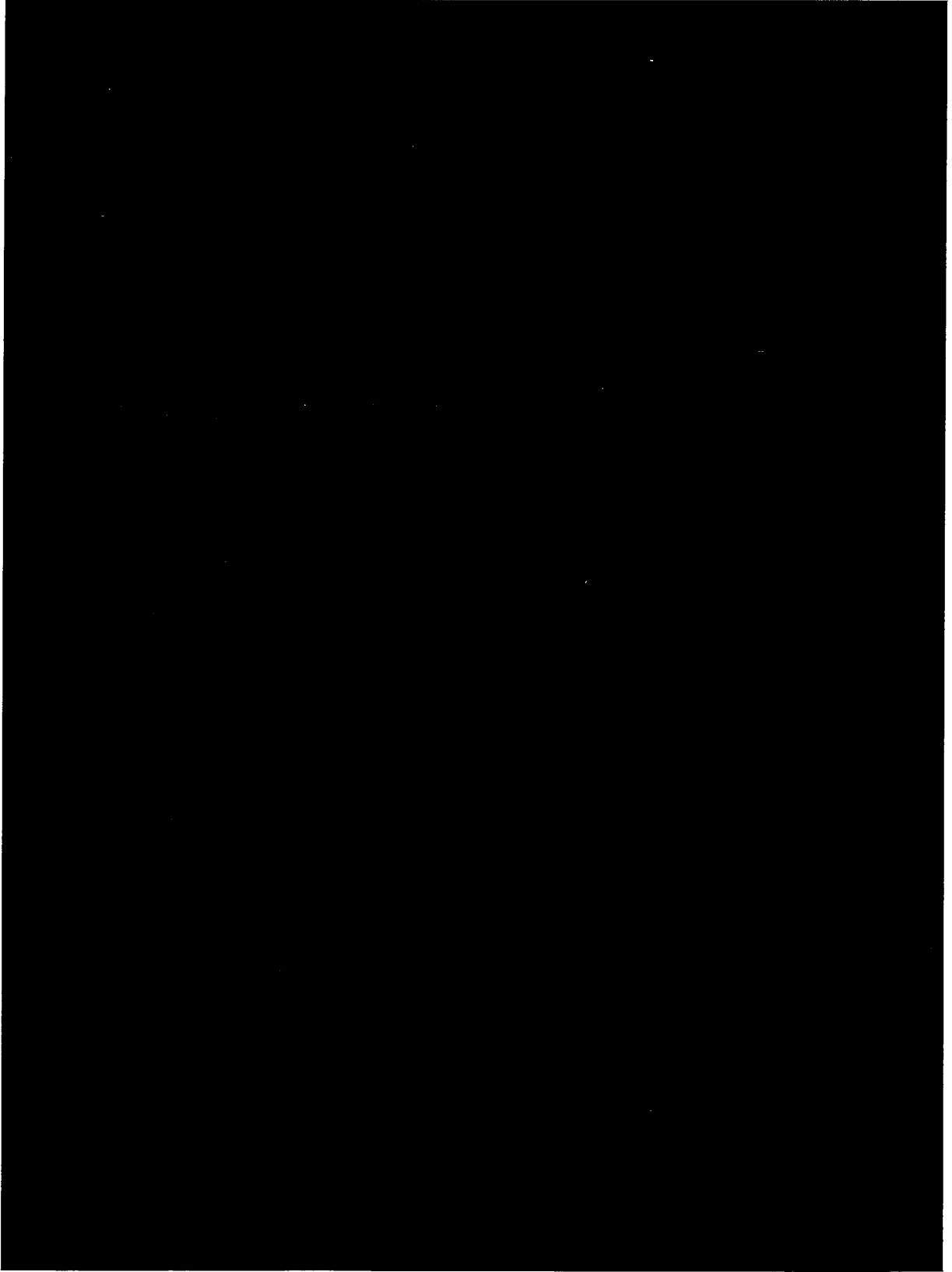
2 概要



12/07/31内調内検討済み

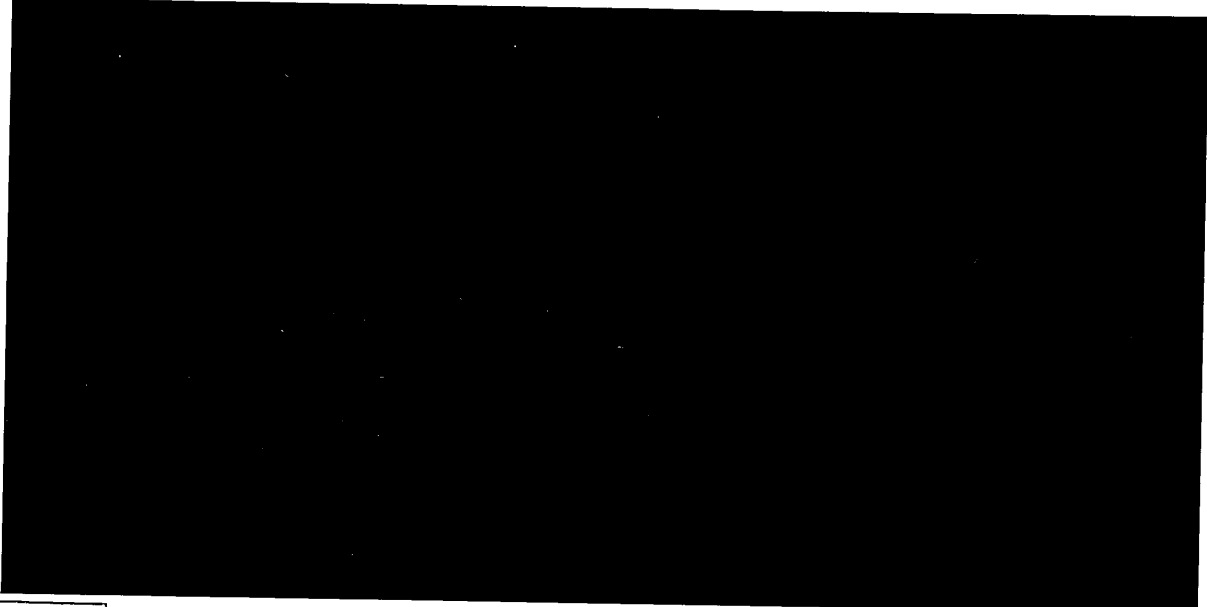


12/07/31内調内検討済み

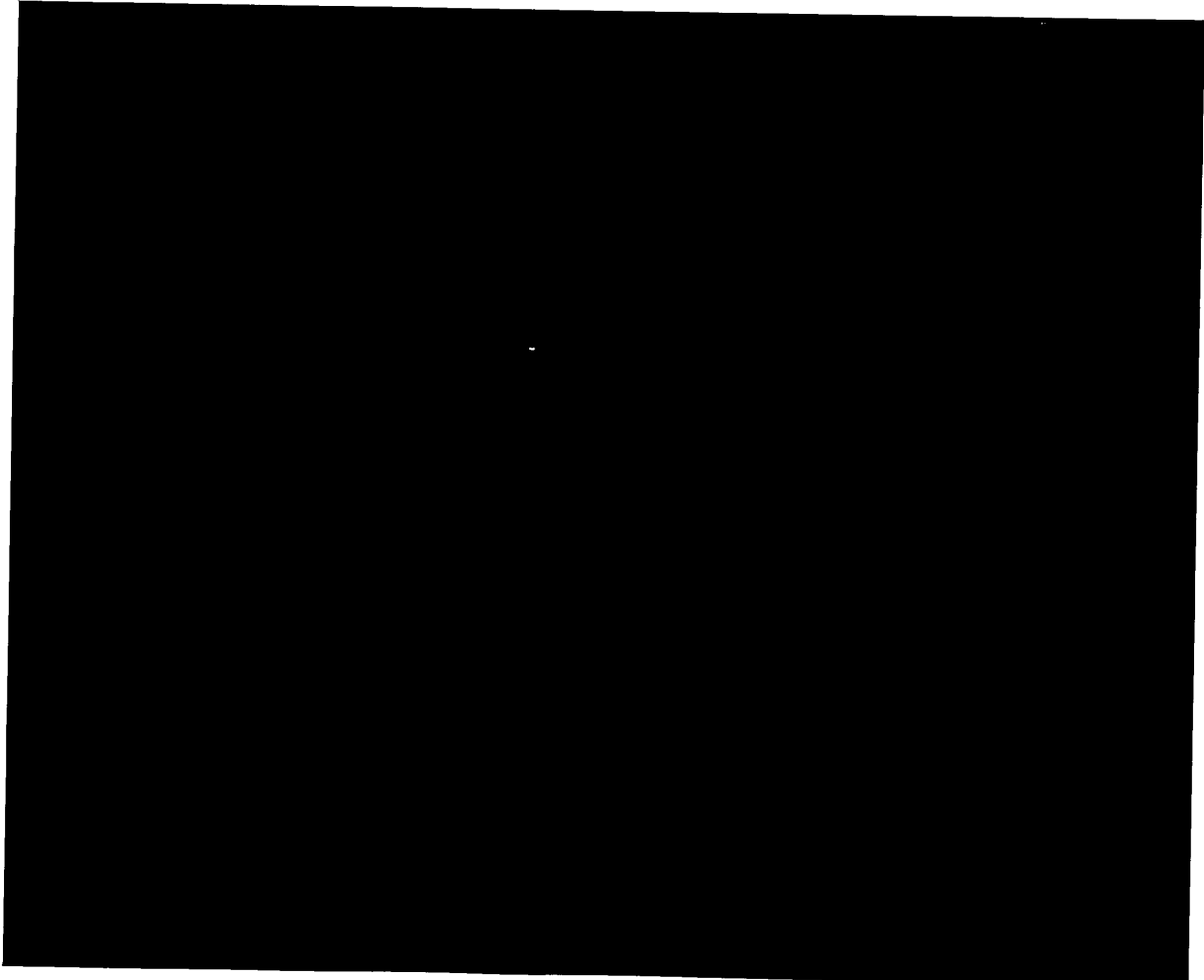


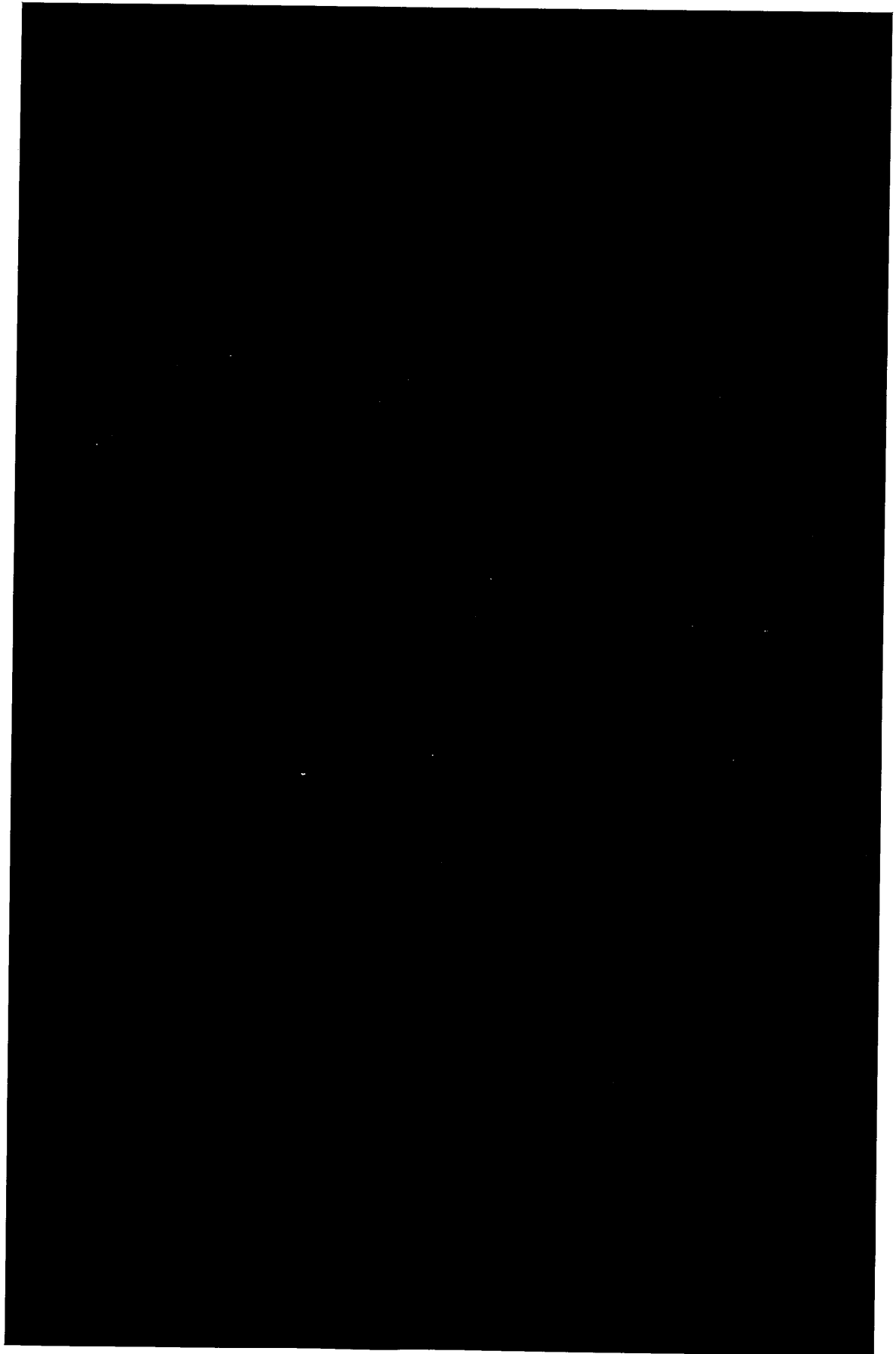
特別秘密の保護に関する法律案の概要等（案）

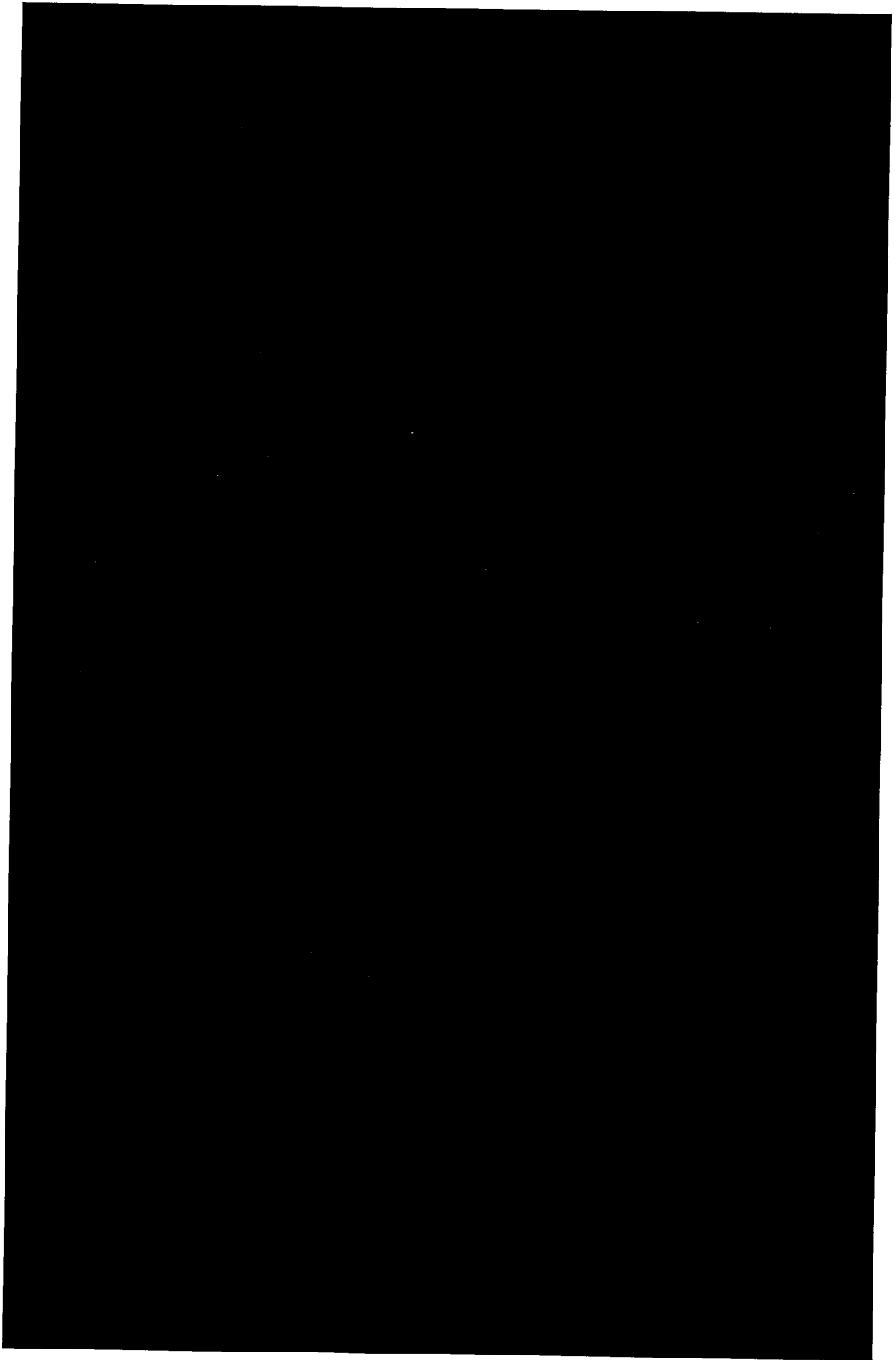
1 趣旨

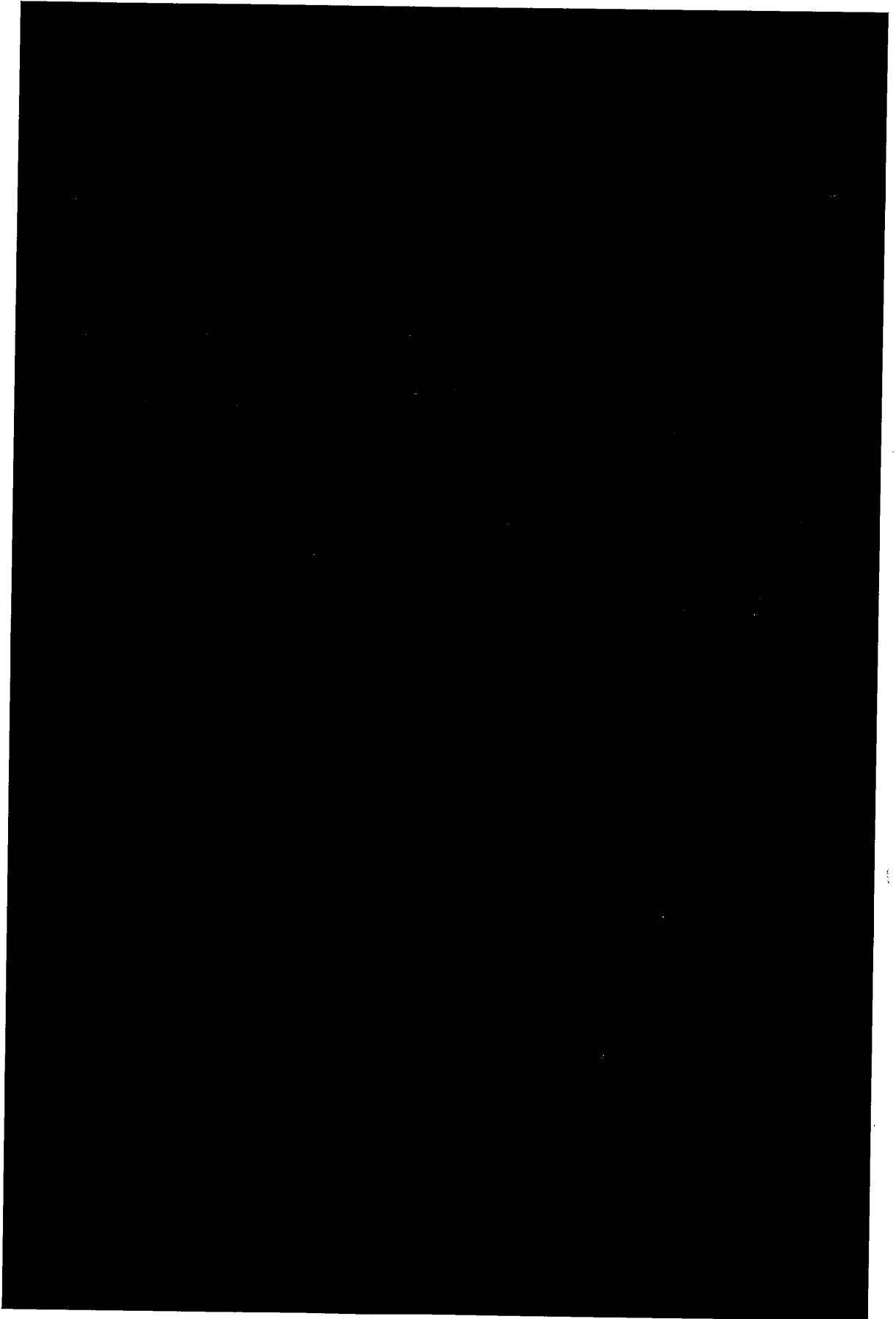


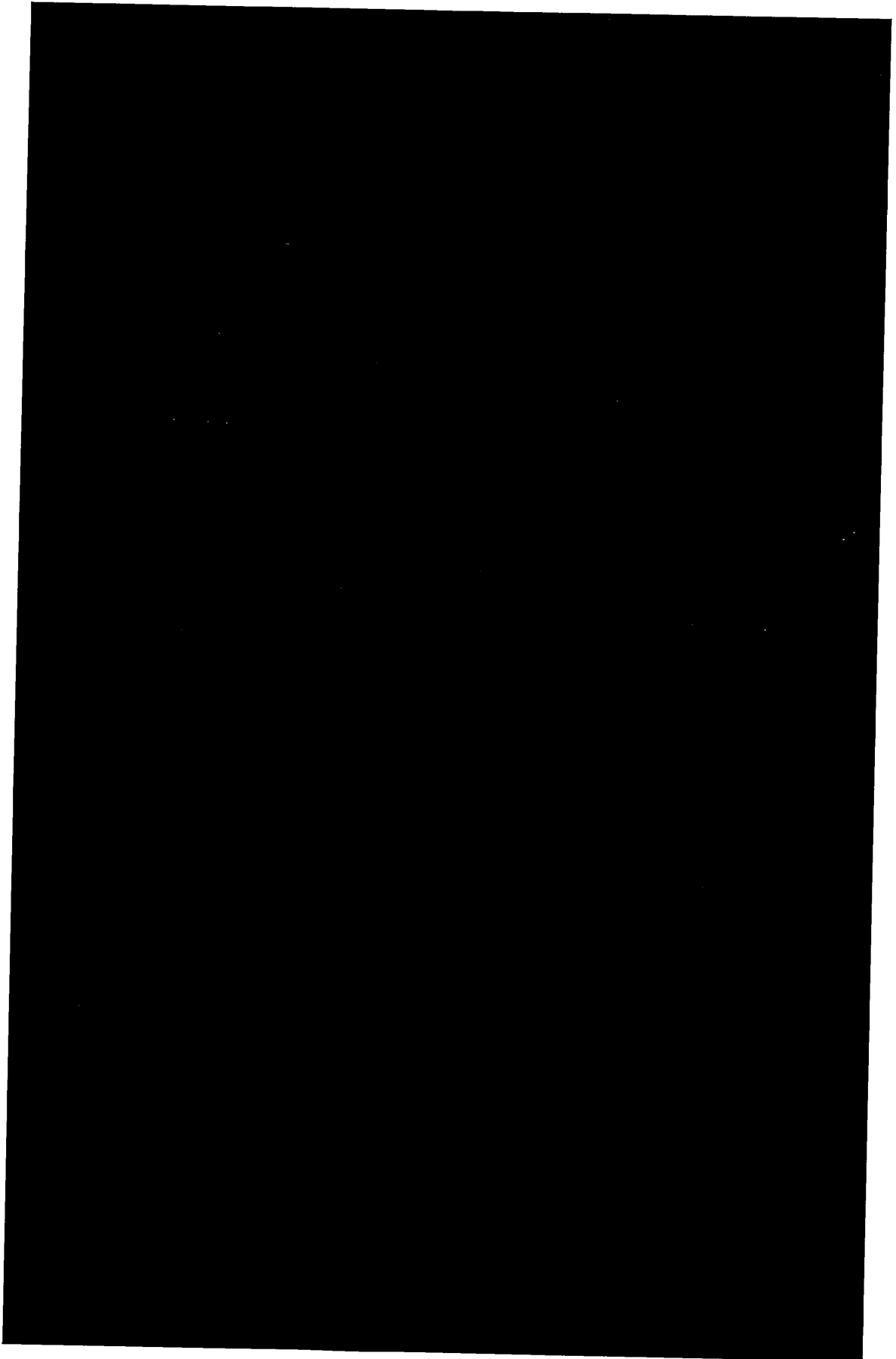
2 概要

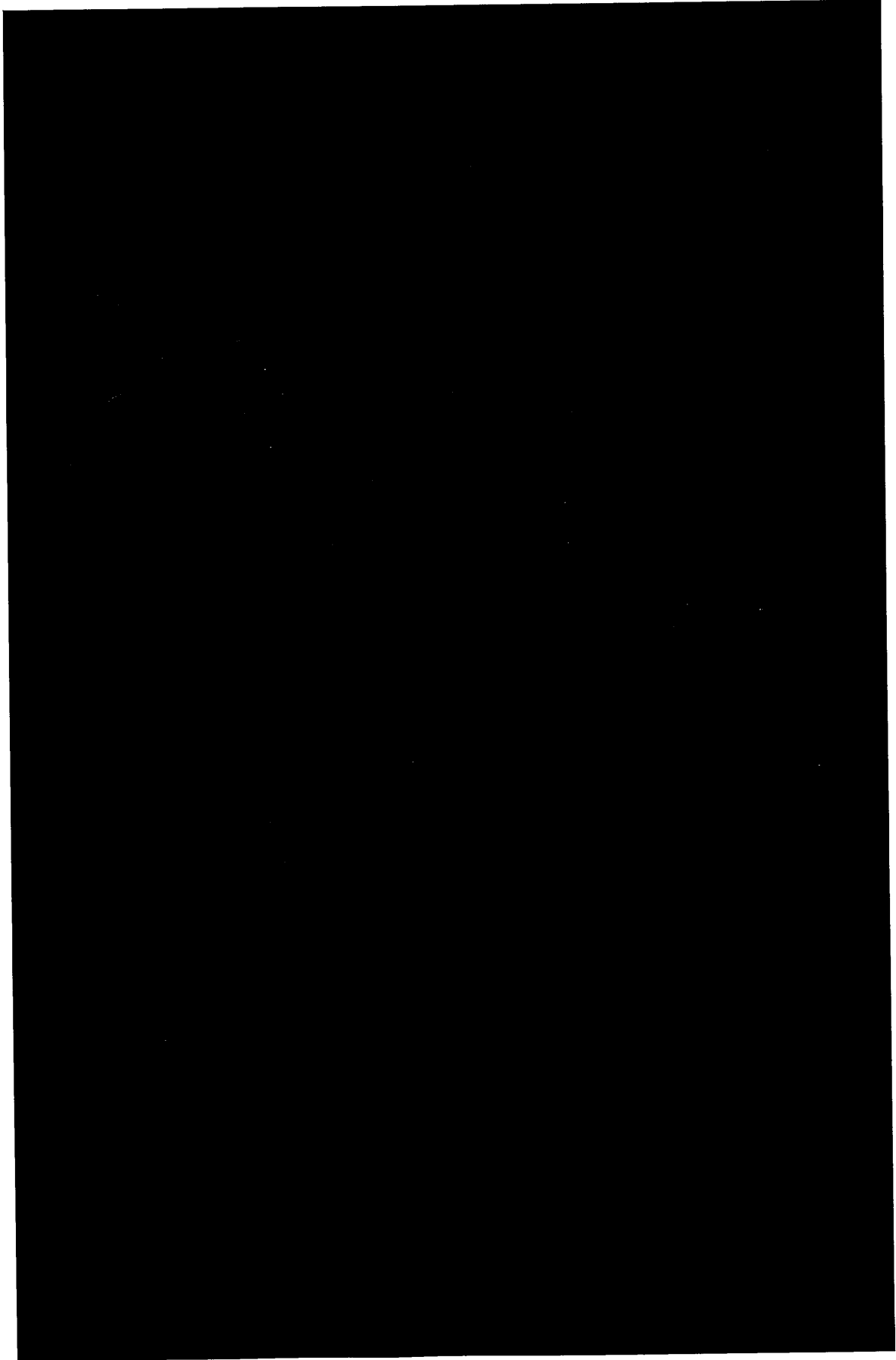


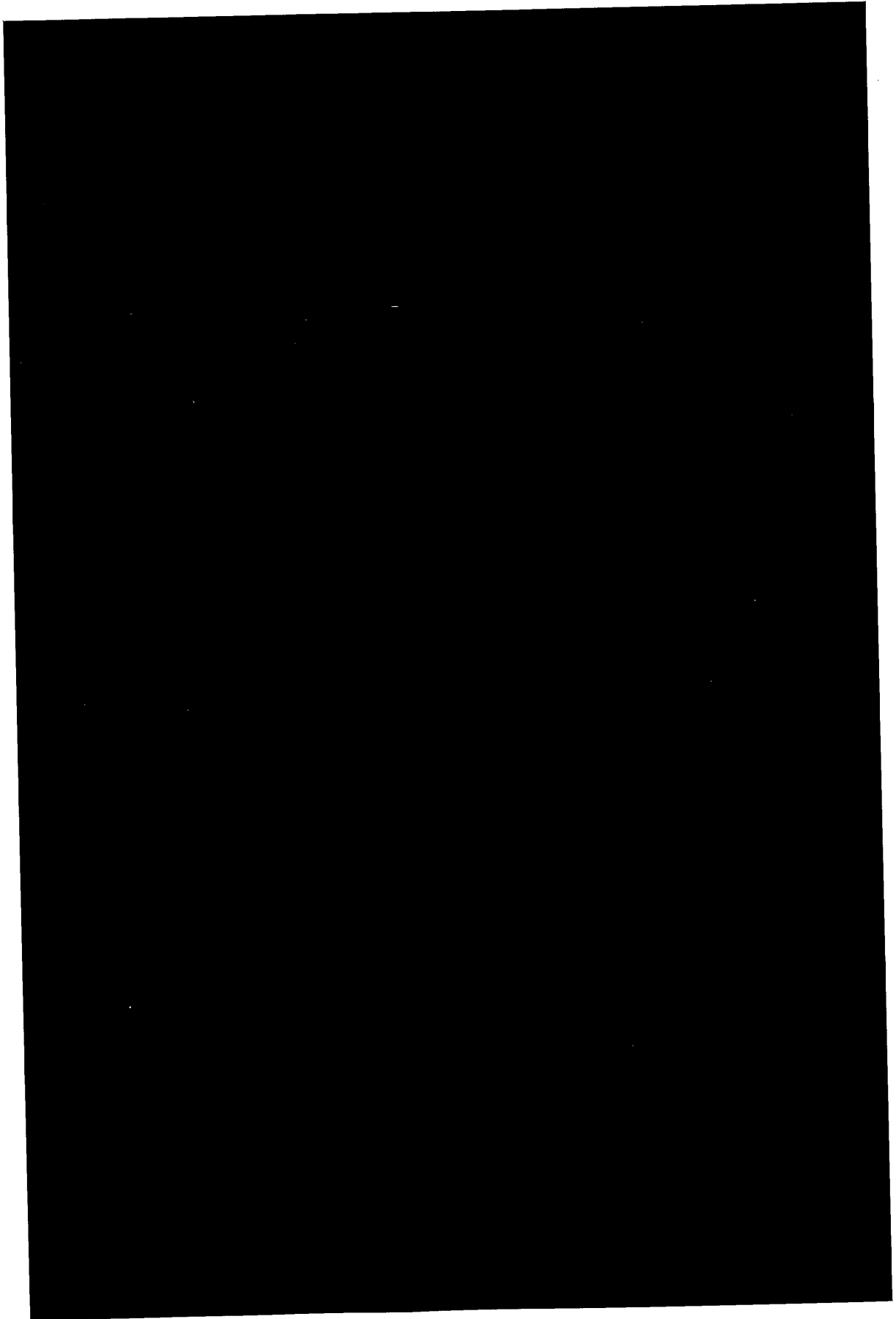


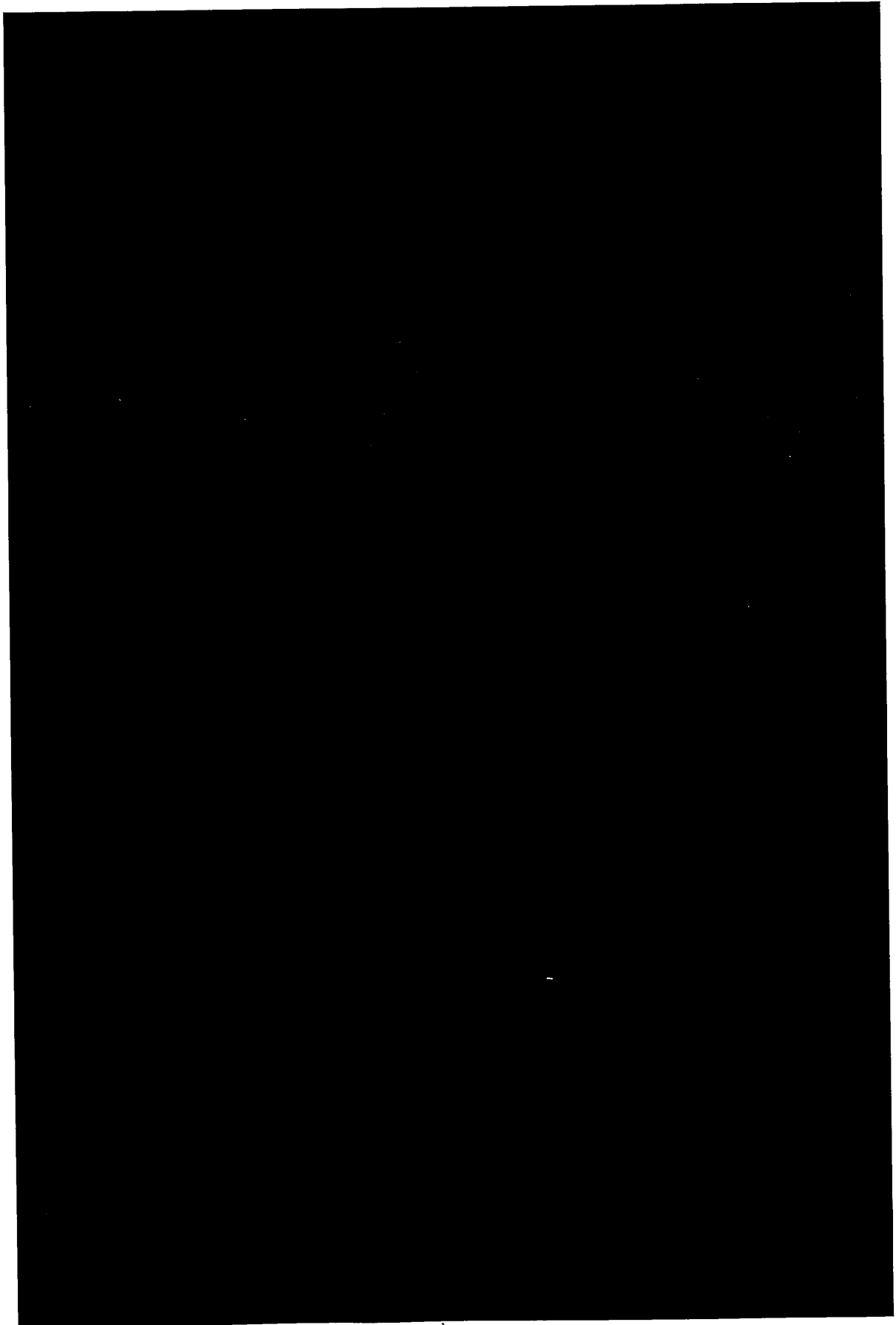


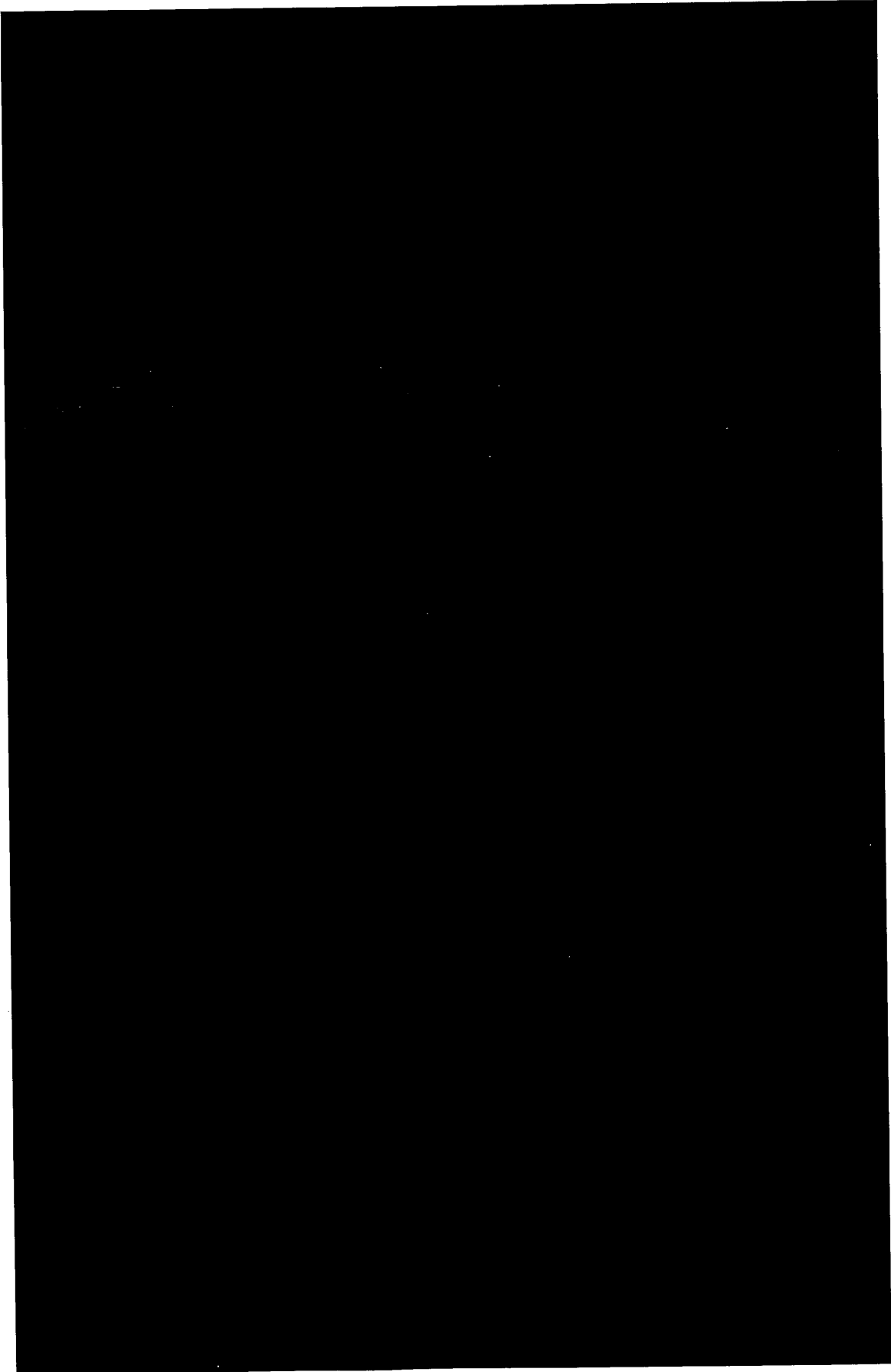


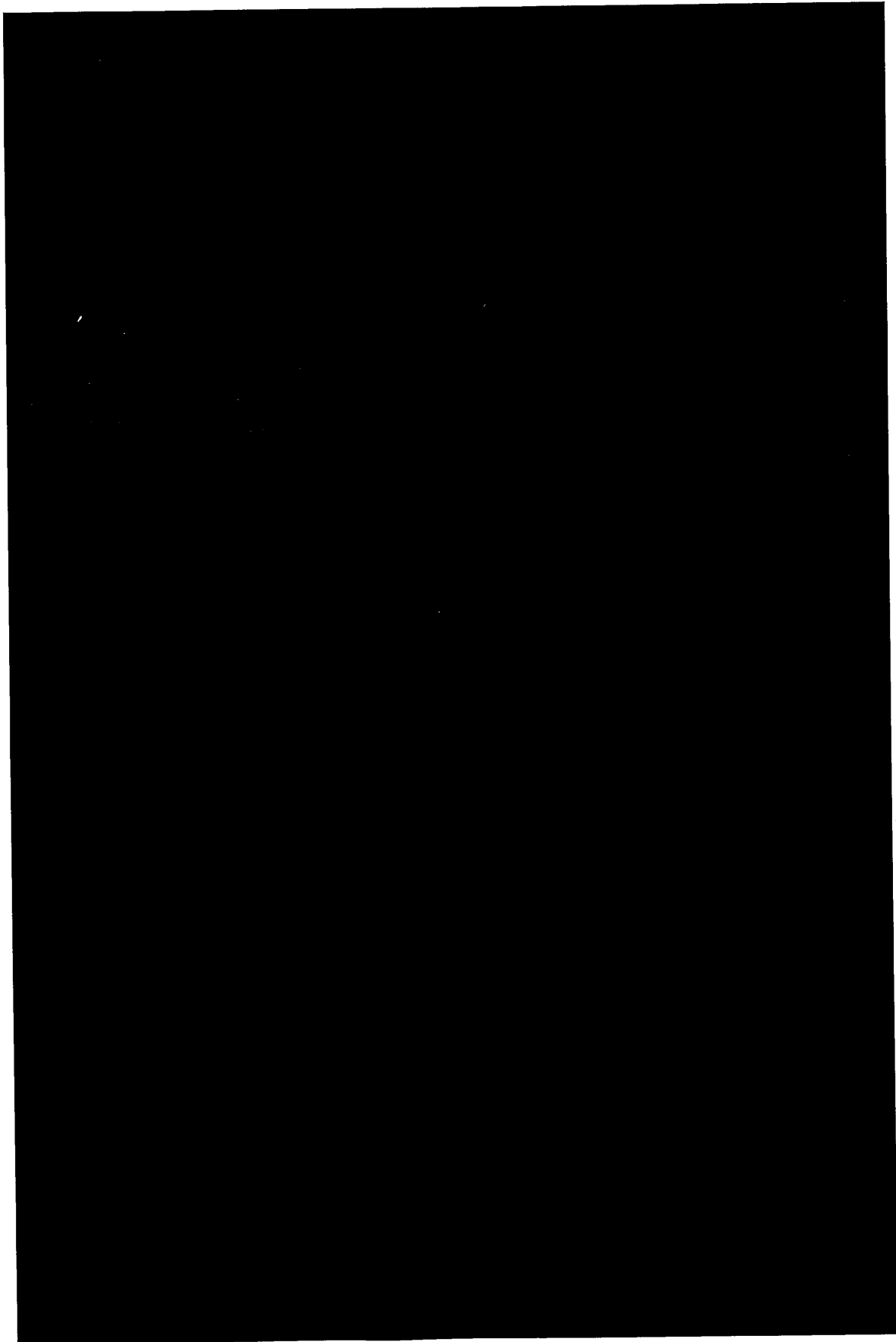


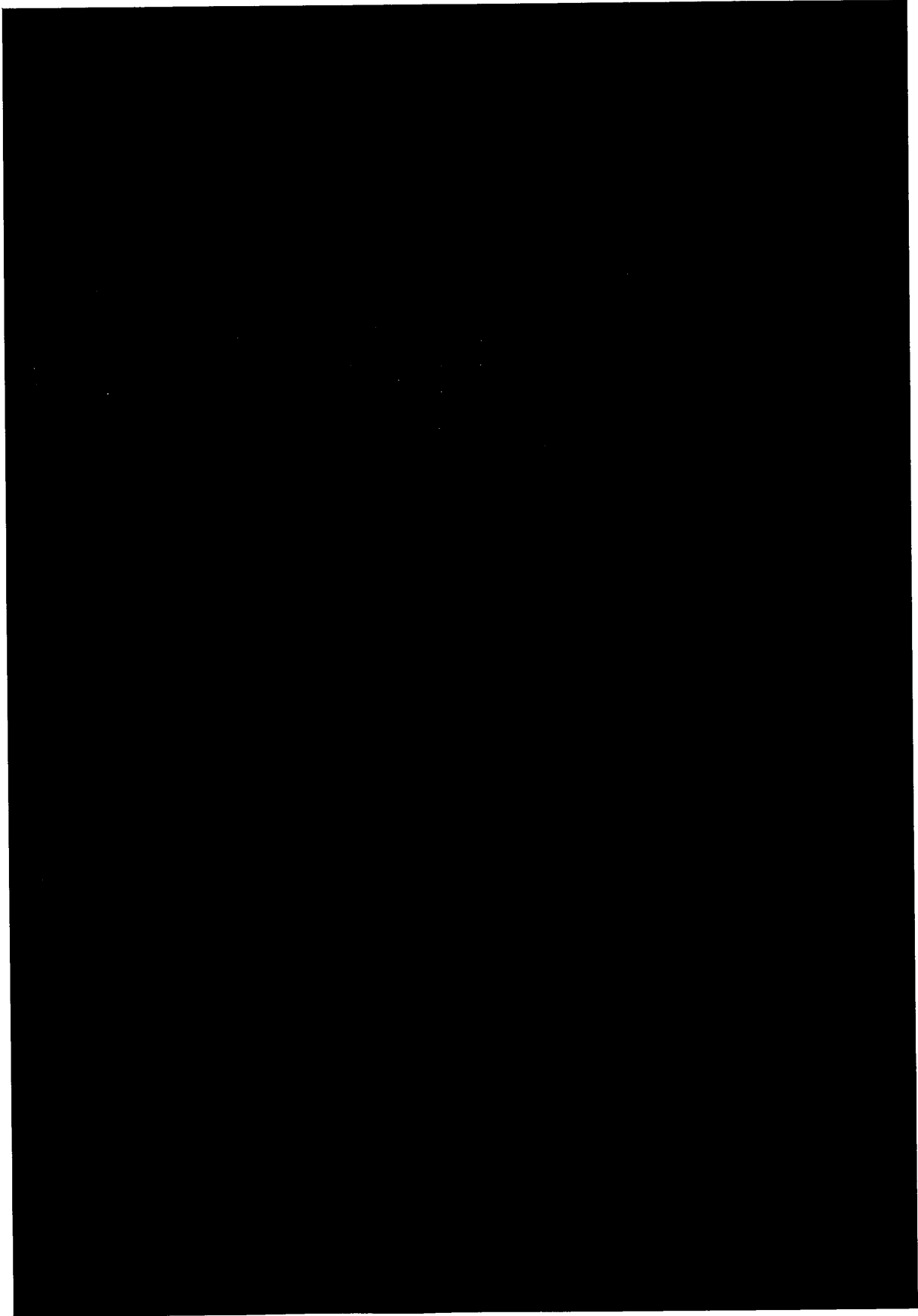


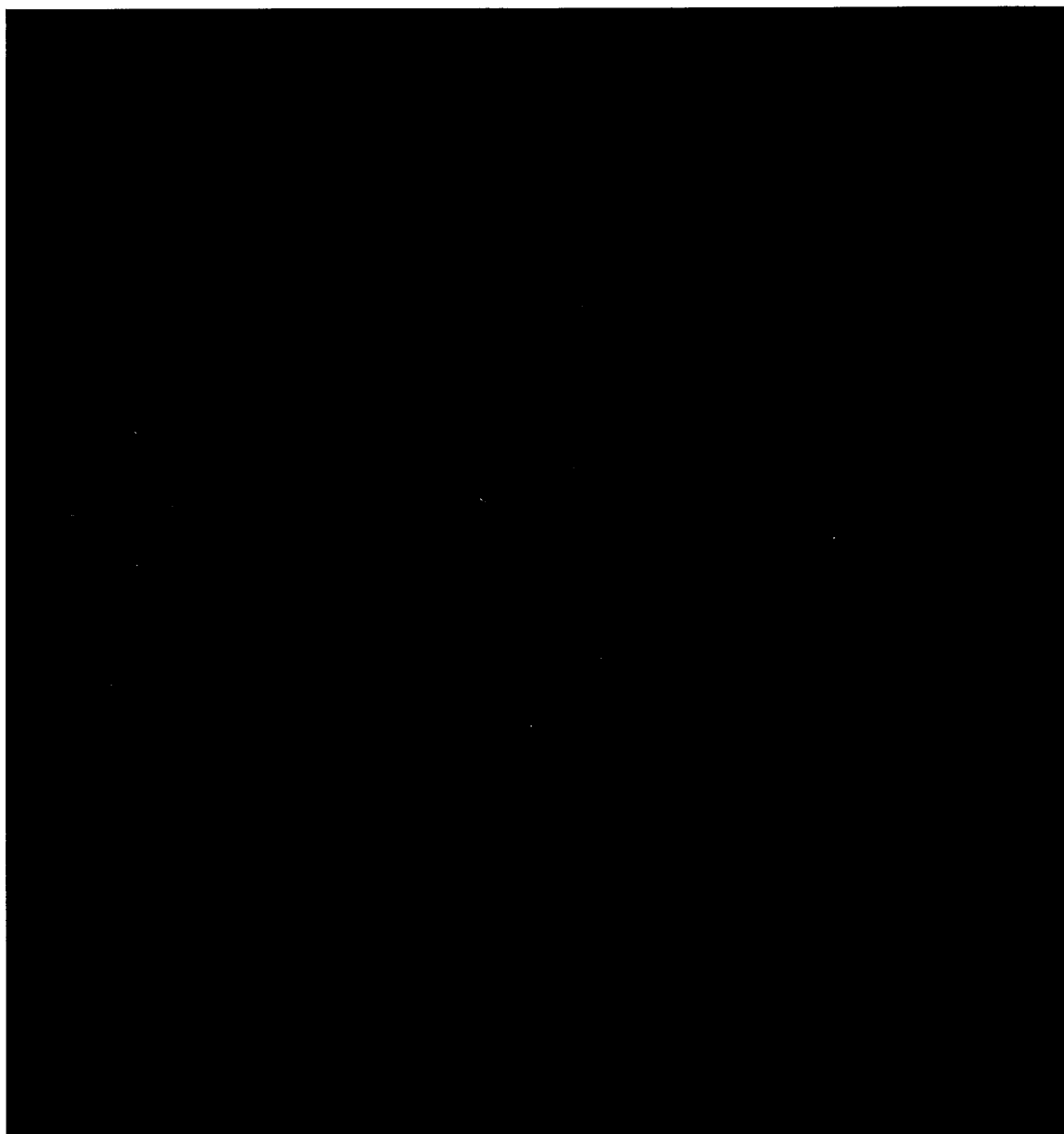






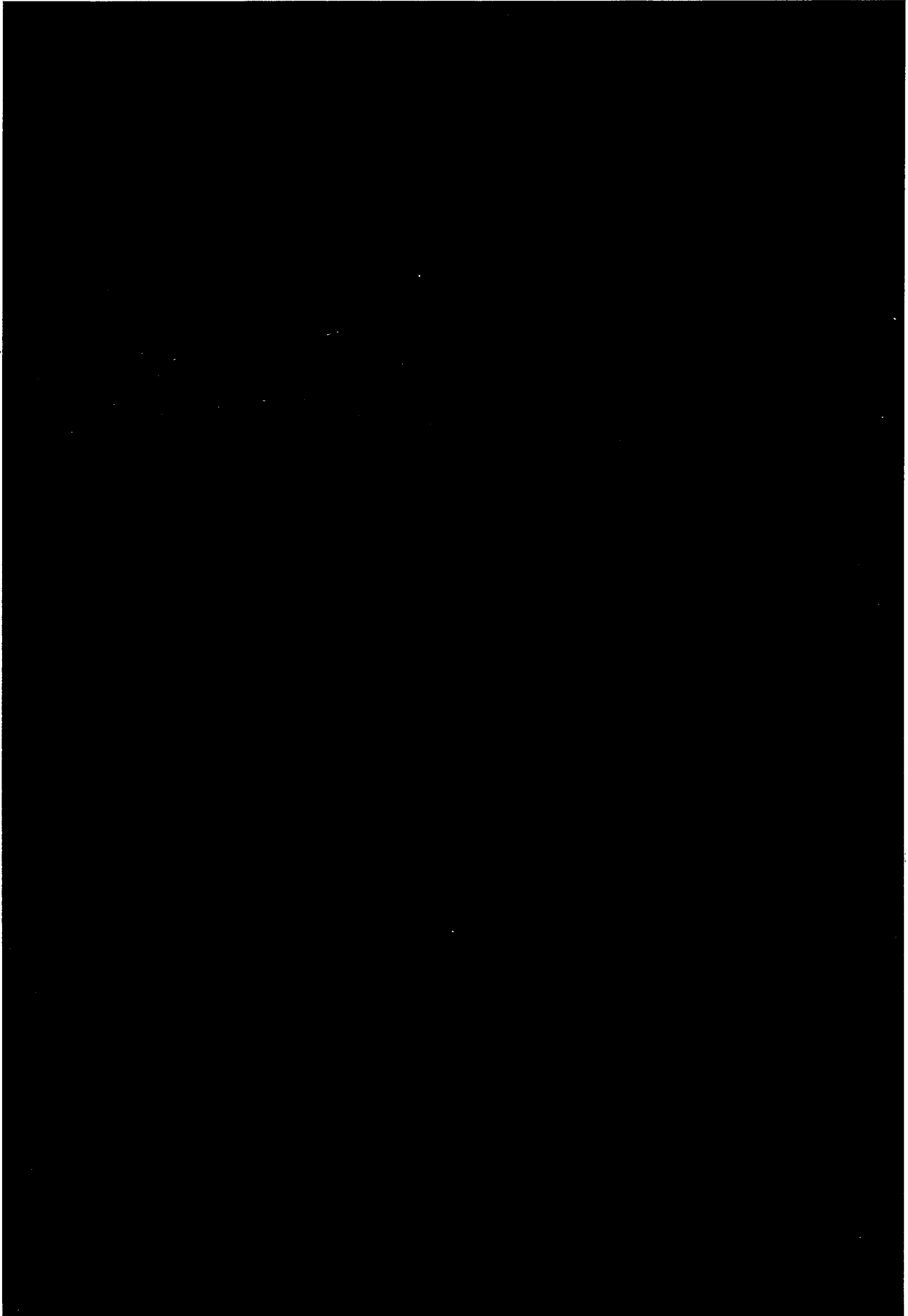


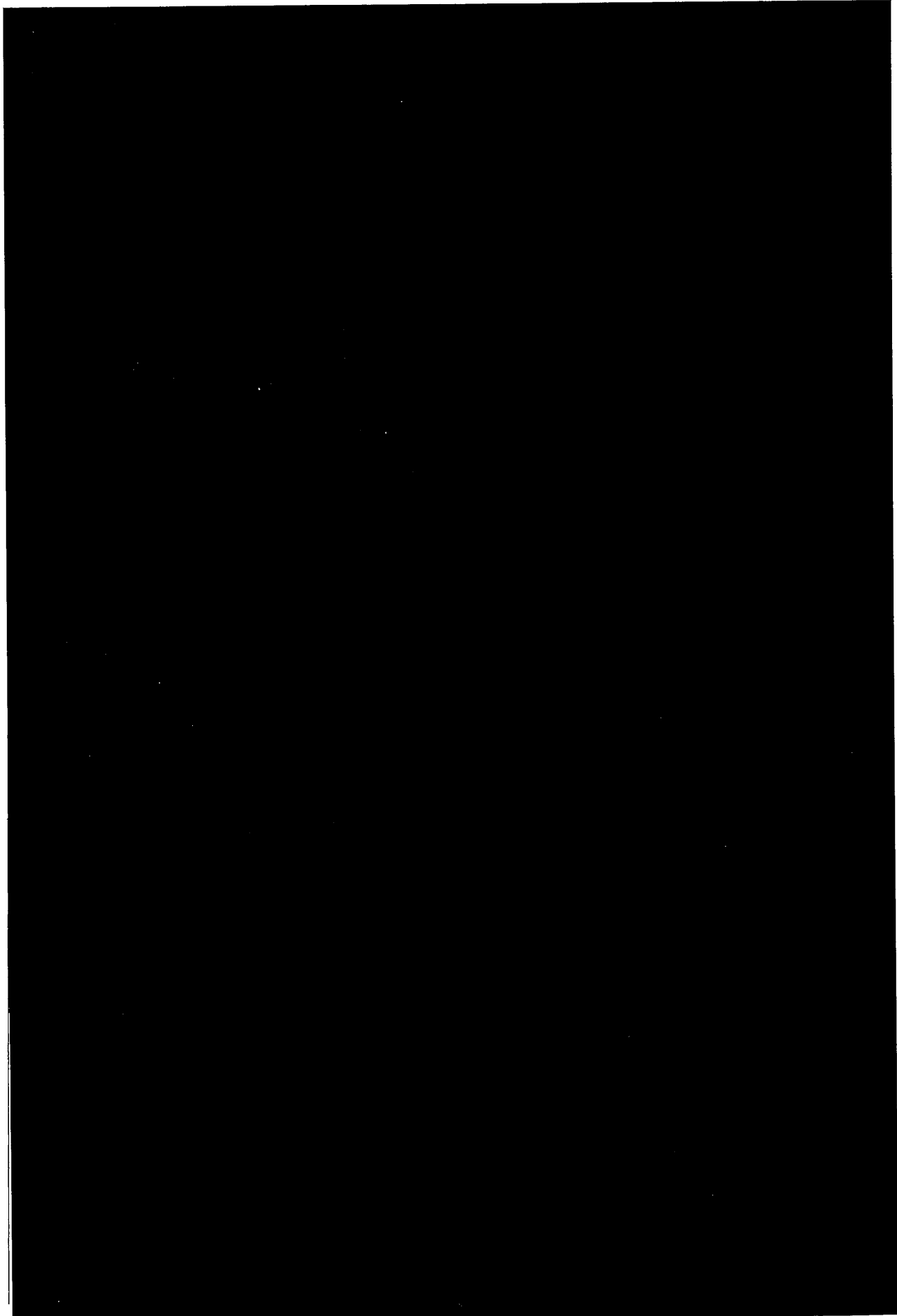




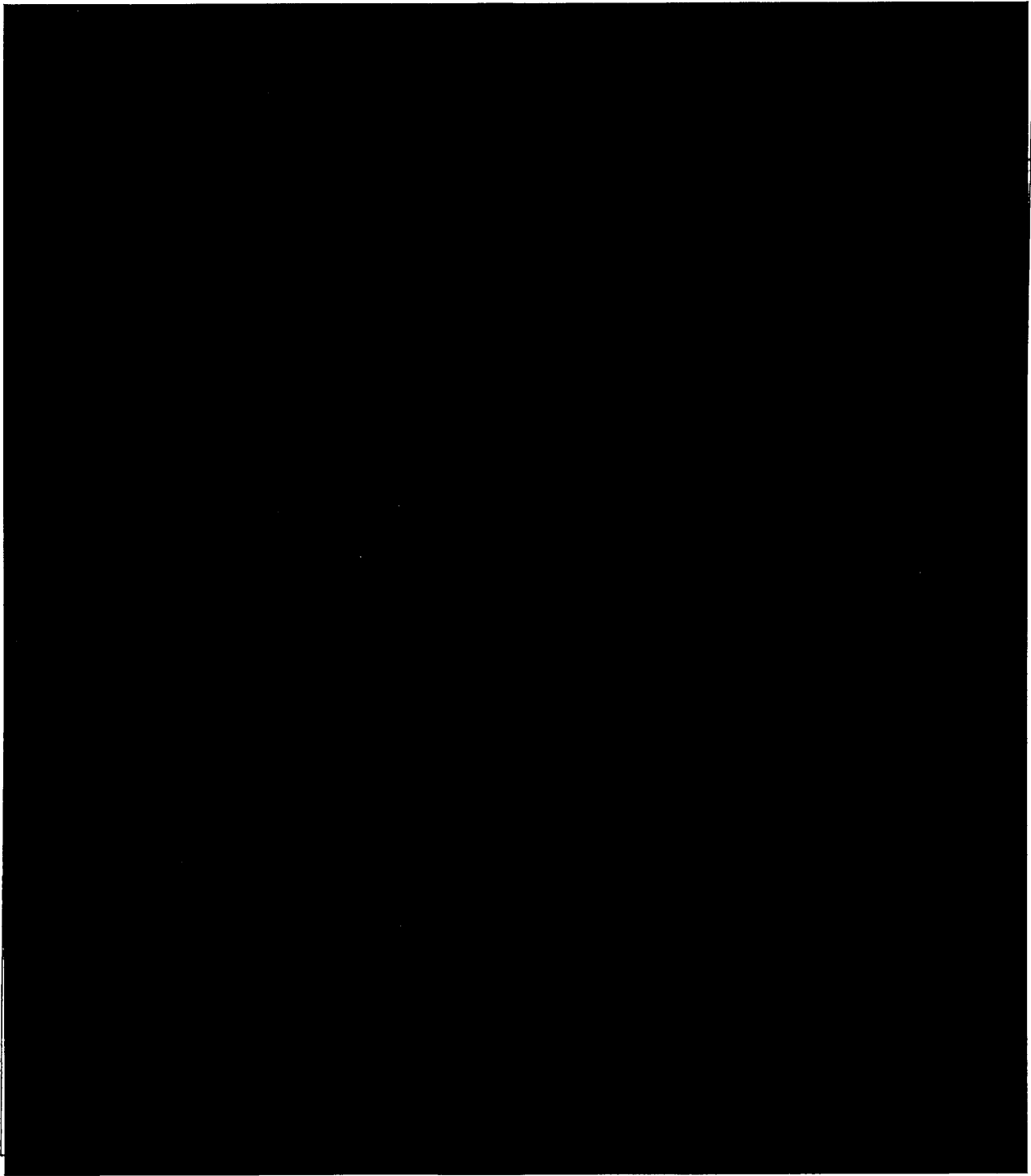
[Redacted]

[Redacted]









特別秘密の保護に関する法律案（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第号）第六十四条関係） 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

	改正案
	現行

日弁連等の指摘事項と本法における対応

日弁連等の指摘事項	本法における対応	備考
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別秘密の概念は曖昧広範 ○ 作成・取得した行政機関が指定を行うため、政府の違法行為等が特別秘密として国民の目から恣意的に隠される危険性が非常に高い。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 適性評価制度は、プライバシー等の機微情報を調査するところ、それに見合う効果も期待できず、プライバシーを侵害する可能性が高い。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 取材等により特別秘密を入手しようとする行為も取得行為、漏えいの教唆として処罰され得る。 ○ 不明確な特別秘密の漏えいや取得の処罰規定は、とりわけ内部告発者、報道機関等の取材者に萎縮効果を与え、国民の知る権利を著しく損なう。 		

○ 日本弁護士連合会「秘密保全法制に反対する決議」（平成24年5月25日）

政府が国会への提出を目指す秘密保全法案は、「特別秘密」という曖昧広範な概念を設定し、それを取り扱う者を管理する適性評価制度を導入すること及び刑罰を強化すること等によってそれを保護しようとするものである。

しかし、同法案を中核とする秘密保全法制が、国民主権、民主主義及び知る権利をはじめとする国民の諸権利に重大かつ深刻な影響を与えることは明らかである。その具体的理由は、以下のとおりである。

まず、秘密保全法制検討のきっかけとなったといわれる尖閣諸島沖漁船衝突映像の流出は、国家秘密の流出というべき事案とは到底いえないものである。また、立法事実とされている他の事案については、発覚直後に原因の解明・分析が行われ、再発防止のための具体的な対策が立てられているため、刑罰強化、適性評価制度等について立法を必要とする理由を欠いているといわざるを得ない。

さらに、「特別秘密」の概念は曖昧広範で、しかも、それを作成・取得した行政機関が「特別秘密」の指定を行うため、特に政府の違法行為、国民への虚偽説明が判明するような情報が「特別秘密」として国民の目から恣意的に隠される危険性が非常に高い。その上、「特別秘密」の概念が不明確であるため、刑罰規定の構成要件も不明確であり、過失、独立教唆、煽動、共謀まで処罰されるのであるから、処罰範囲を想定することは著しく困難であり、罪刑法定主義に反するおそれがある。

一方で、取材及び報道の自由に対する影響も大きく、取材等により「特別秘密」を入手しようとする行為も「特定取得行為」、「漏えい」の教唆として処罰され得る。不明確な「特別秘密」の「漏えい」や取得の処罰規定は、とりわけ内部告発者、報道機関等の取材者に萎縮効果を与え、国民の知る権利を著しく損なう。

また、適性評価制度は、プライバシー等の機微情報を調査するところ、それに見合う効果も期待できず、プライバシーを侵害する可能性が高い。

秘密保全法制は、このように問題を有しており、国民的な議論が必要とされるにもかかわらず、検討過程は録音も議事録もなく、意図的な情報隠しがなされている。その提案過程及び法案検討過程は情報公開を徹底し、当該法制の立法の是非及び内容を誰もが検討し、適宜、的確な意見をいえるようにすべきである。今、我が国において速やかに実現されるべきは、情報公開の一層の推進と情報公開法の早期改正である。秘密保全法制は、あるべき情報公開の流れに反し、我が国の民主主義を著しく後退させるものであることが明らかである。

よって、当連合会は秘密保全法案の国会提出に反対し、ここに決議する。

2011年11月29日

政府における情報保全に関する検討委員会 委員長
内閣官房長官
藤村 修 殿

社団法人日本新聞協会

「秘密保合法制」に対する意見書

政府が検討を進める秘密保全に関する法制の整備に関し、日本新聞協会の意見を表明する。日本新聞協会としては、保全すべき秘密の範囲が恣意的に広がる恐れや、厳罰を恐れた公務員らが報道機関の取材に応じなくなる可能性があり、国民の「知る権利」や取材・報道の自由を阻害しかねない問題点が多い法制の整備には強く反対する。

同法制については、政府における情報保全に関する検討委員会において、本年8月に出された有識者会議の報告書を受け、次期通常国会への提出に向けて法案化作業を進めることが決定された。

まず、報告書では、①国の安全、②外交、③公共の安全および秩序の維持の3分野を対象に、国の存立に関わる重要情報を「特別秘密」に指定し、保全措置の対象とするとしているが、特別秘密の範囲が曖昧で政府・行政機関にとって不都合な情報を恣意的に指定したり、国民に必要な情報まで秘匿したりする手段に使われる恐れがある。そもそも法制化の議論は、「尖閣諸島沖での中国漁船衝突映像」という何ら保全すべき秘密には該当しない事案の流出を奇貨として始まっている。

厳罰化の影響も懸念される。現状、国家公務員法、地方公務員法の守秘義務違反による懲役は1年以下、自衛隊法の防衛秘密の漏えいによる懲役は5年以下だが、特別秘密を故意に漏えいした場合は懲役5年以下か10年以下の罰則を科すとしている。このような厳罰化は、公務員らの情報公開に対する姿勢を過度に萎縮させはしないか、という懸念が残る。事実、2005年に個人情報保護法が全面施行された際には、いわゆる「過剰反応」による情報提供の萎縮や、個人情報の保護に名を借りた情報隠しが生じ、社会の存立に不可欠な情報の流通が阻害される事態が起きている。本法制化によっても同様の事態が生じるのではないかと懸念する。

また、特別秘密を漏えいするよう働きかける行為を処罰対象とするとしており、報道機関の取材が漏えいの「教唆」「そそのかし」と判断される可能性も捨てきれない。「正当な取材活動は処罰対象にならない」としているものの、運用次第では通常の取材活動も罪に問われかねない。

以上のように、政府や行政機関の運用次第で、憲法が保障する取材・報道の自由、それに基づく国民の「知る権利」を侵害する恐れのある法制度の整備については、日本新聞協会として反対せざるを得ない。

以 上